（白石製本所　製本）

昭和八年七月一日印刷
昭和八年七月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番　三二六九番

單式印刷株式會社印刷

明治三十二年五月十二日印刷
明治三十二年五月十八日發行

版權所有

神宮司廳

助修　和田信二郎

助修　正八位　福井清生

助修　松木時彦

助修　伊東尾四郎

助修　村尾節三

助修　神崎一作

助修　畔柳二吉

助修　田窪千秋

顧問　從四位文學博士　黒川眞頼

顧問　正五位　本居豐穎

顧問　從五位　木村正辭

顧問兼校正　井上頼圀

編修總裁　正三位　細川潤次郎

編修　正七位文學博士　佐藤誠實

副編修　松本愛重

助修　石井小太郎

助修　佐野久成

助修　從七位　和田英松

助修　熊谷直一郎

助修　廣池千九郎

助修　加藤才次郎

助修　佐藤仁之助

助修　山本信哉

助修　馬瀨長松

助修　江口玄平

玉祖神社	同	玉祖命 一座未詳	九月廿五日	山口縣周防國佐波郡右田村大崎
都農神社	同	大己貴命	十一月五日	宮崎縣日向國兒湯郡都農村川北
枚聞神社	同	枚聞神	十月十五日	鹿兒島縣薩摩國揖宿郡頴娃村十町
眞清田神社	同	火明命	四月廿二日	愛知縣尾張國中島郡一宮町
伊和神社	同	大己貴命	十月十五日	兵庫縣播磨國宍粟郡神戸村須行名
神部神社	同	大己貴命	三月三日	静岡縣駿河國静岡市宮ヶ崎町字賤機山
淺間神社	同	木之花開耶姫命	三月三日	同 同 同 同
大歳御祖神社	同	大歳御祖命	三月三日	同 同 同 同
戸隱神社	同	天手力雄命	五月十五日	長野縣信濃國上水内郡戸隱村
諏訪神社	同	健御名方大神 八阪刀賣大神	十月八日	長崎縣肥前國長崎市西山鄉
菅生石部神社	同	菅生石部神	二月十日	石川縣加賀國江沼郡福田村

社名	社格	祭神	祭日	鎭座地
酒列磯前神社	國中	少彥名命	十月十五日	茨城縣常陸國那珂郡平磯町
美保神社	同	事代主命	四月七日	島根縣出雲國八束郡美保關村
伊太祁曾神社	同	大屋毘古命	十月十五日	和歌山縣紀伊國海草郡西山東村伊太祁曾
新田神社	同	瓊々杵尊	九月十五日	鹿兒島縣薩摩國薩摩郡東水引村宮內
都都古別神社	同	味鉏高彥根命	七月三日	福島縣磐城國東白川郡近津村八槻
函館八幡宮	同	品陀和氣命	八月十五日	北海道渡島國龜田郡函館谷地頭町
砥鹿神社	國小	大己貴神	五月四日	愛知縣三河國寶飯郡一宮村一宮
小國神社	同	小國神	四月十八日	靜岡縣遠江國周智郡一宮村五川
水無神社	同	水無神	九月廿五日	岐阜縣飛驒國大野郡宮村
駒形神社	同	駒形神	九月十九日	岩手縣陸中國膽澤郡金ケ崎村西根
岩木山神社	同	宇都志國玉命　多都比毘賣命　宇賀能賣命	九月一日	青森縣陸奧國中津輕郡岩木村百澤
出羽神社	同	伊氐波神	七月十五日	山形縣羽前國東田川郡手向村
湯殿山神社	同	大山祇命	七月十五日	同　同　同　東村田麥俣
古四王神社	同	武甕槌命　大彥命	五月七日	秋田縣羽後國南秋田郡寺內村
白山比咩神社	同	菊理媛神　伊弉諾尊　伊弉冉尊	五月六日	石川縣加賀國石川郡河內村三宮
度津神社	同	五十猛神	四月廿三日	新潟縣佐渡國佐渡郡羽茂本郷村飯岡
大神山神社	同	大穴牟遲神	十月九日	鳥取縣伯耆國西伯郡大高村尾高
日御碕神社	同	素盞嗚尊	七月七日	島根縣出雲國簸川郡日御碕村
物部神社	同	宇麻志麻遲命	十月九日	同　石見國安濃郡川合村
沼名前神社	同	綿津見神	五月二日	廣島縣備後國沼隈郡鞆町後地

社名	社格	祭神	例祭日	鎮座地
熊野神社	同	神祖熊野大神櫛御氣野命	十一月四日	島根縣出雲國八中郡熊野村
水若酢神社	同	水若酢命	五月三日	同　隱岐國隱地郡郡村
中山神社	同	金山彥命	四月廿四日	岡山縣美作國西北條郡一宮村西一宮
安仁神社	同	安仁神	十一月一日	同　備前國邑久郡大宮村藤井
吉備津神社	同	大吉備津彥命	十月十八日	同　備中國賀陽郡眞金村
嚴島神社	同	市杵島姬命	六月十七日	廣島縣安藝國佐伯郡嚴島町
住吉神社	同	表筒男命荒魂　中筒男命荒魂　底筒男命荒魂	十二月十五日	山口縣長門國豐浦郡豐東上村楠乃
熊野坐神社	同	家都御子神	四月十五日	和歌山縣紀伊國東牟婁郡本宮村
忌部神社	同	天日鷲命	十月十九日	德島縣阿波國德島市富田浦町二軒屋町
大麻比古神社	同	大麻比古神	十一月一日	同　同　板野郡板東村
田村神社	同	田村神	十月八日	香川縣讃岐國香川郡一宮村
大山祇神社	同	大山積神	四月廿二日	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村宮浦字神山
土佐神社	同	一言主神	八月廿五日	高知縣土佐國土佐郡一宮村
高良神社	同	高良玉垂命	十月十三日	福岡縣筑後國三井郡御井町
西寒多神社	同	西寒多神	四月十五日	大分縣豐後國大分郡東植田村寒田
田島神社	同	多紀理毘賣命　市杵島比賣命　多岐都比賣命	九月十六日	佐賀縣肥前國東松浦郡呼子村加部島
住吉神社	同	上筒之男命　中筒之男命　底筒之男命	九月九日	長崎縣壹岐國壹岐郡那賀村住吉
海神神社	同	豐玉姬命	八月五日	同　對馬國上縣郡木阪村
金刀比羅宮	同	大物主命　崇德天皇	十月十日	香川縣讃岐國那珂郡琴平町
大洗磯前神社	同	大己貴命	九月九日	茨城縣常陸國東茨城郡磯濱町

社名	社格	祭神	祭日	鎮座地
寒川神社	國中	寒川比古命　寒川比女命	九月二十日	神奈川縣相模國高座郡寒川村宮山
鶴岡八幡宮	同	應神天皇	九月十五日	同　同　鎌倉郡鎌倉町雪ノ下
玉前神社	同	玉崎神	九月十三日	千葉縣上總國長生郡一宮町一宮本郷
南宮神社	同	金山彥命	五月五日	岐阜縣美濃國不破郡宮代村
貫前神社	同	經津主神	三月十五日	群馬縣上野國北甘樂郡一ノ宮町一ノ宮本町
二荒山神社	同	二荒山神	四月十七日	栃木縣下野國上都賀郡日光町
二荒山神社	同	豐城入彥命	十月廿一日	同　同　宇都宮市馬場町
都都古別神社	同	都々古和氣神	九月十一日	福島縣磐城國東白川郡棚倉町
伊佐須美神社	同	大毘古命　建沼河別命	九月十五日	同　岩代國大沼郡高田町
志波彥神社	同	志波彥神	三月廿九日	宮城縣陸前國宮城郡鹽竈町鹽竈一森山
鹽竈神社	同	鹽土老翁大神　武甕槌大神　經津主大神	七月十日	同　同　同　同
大物忌神社	同	大物忌神	隔年四月八日 隔年五月三日	山形縣羽後國飽海郡吹浦村吹浦 蕨岡村杉澤
若狹彥神社	同	若狹彥神　若狹比咩神	十月十日 三月十日	福井縣若狹國遠敷郡遠敷村龍前 遠敷
氣多神社	同	大己貴命	四月三日	石川縣能登國羽咋郡一宮村一ノ宮寺家
射水神社	同	二上神	四月廿三日	富山縣越中國高岡市高岡定塚町
彌彥神社	同	天香山命	五月十四日	新潟縣越後國西蒲原郡彌彥村
出雲神社	同	大國主命　三穗津姬命	十月廿一日	京都府丹波國南桑田郡千歲村
籠神社	同	天水分神	四月廿四日	同　丹後國與謝郡府中村大垣
出石神社	同	八種神寶	十月二十日	兵庫縣但馬國出石郡神美村宮內
宇部神社	同	武內宿禰命	四月廿一日	鳥取縣因幡國岩美郡國府村宮下

社名	社格	祭神	例祭日	鎮座地
菊池神社	同	菊池武時	五月五日	熊本縣肥後國菊池郡隈府村
湊川神社	同	楠正成朝臣	七月十二日	兵庫縣攝津國神戸市兵庫多聞通
名和神社	同	名和長年	五月七日	鳥取縣伯耆國西伯郡名和村
阿部野神社	同	北畠親房　北畠顯家	一月廿四日	大阪府攝津國東成郡住吉村
藤島神社	同	源義貞	八月廿五日	福井縣越前國吉田郡西藤島村牧島
結城神社	同	結城宗廣	五月一日	三重縣伊勢國津市藤方
豐榮神社	同	贈從三位大江元就	十月一日	山口縣周防國吉敷郡上宇野令村
建勳神社	同	平信長朝臣	七月一日	京都府山城國愛宕郡大宮村東紫竹大門
豐國神社	同	豐臣秀吉朝臣	九月十八日	同　同　京都市下京區茶屋町
東照宮	同	源家康朝臣	六月一日	栃木縣下野國上都賀郡日光町
常磐神社	同	贈從一位源光圀　贈從一位源齊昭	五月十二日	茨城縣常陸國水戸市常磐
照國神社	同	贈從一位源齊彬	十月廿八日	鹿兒島縣薩摩國鹿兒島市山下町
靖國神社	同	明治維新前後殉國者	五月六日 十一月六日	東京府武藏國東京市麴町區富士見町
靈山神社	同	源親房　源顯家　源顯信　源守親	四月廿二日	福島縣岩代國伊達郡靈山村大石
梨木神社	同	從一位贈右大臣藤原實萬	十月十日	京都府山城國京都市上京區染殿町
東照宮	同	贈正一位源家康	四月十七日	靜岡縣駿河國安倍郡久能村根古屋
四條畷神社	同	贈從三位楠正行	二月十二日	大阪府河內國北河內郡甲可村南野
唐澤山神社	同	藤原秀郷	十月廿五日	栃木縣下野國安蘇郡田沼町栃木
敢國神社	國中	敢國津神	十二月五日	三重縣伊賀國阿山郡府中村一宮
淺間神社	同	木花開耶比咩命	四月十五日	山梨縣甲斐國東八代郡一宮村一ノ宮

社名	社格	祭神	例祭	鎮座地
建部神社	官中	日本武命	四月十五日	滋賀縣近江國栗太郡瀨田村神領
多賀神社	同	伊邪那岐命 伊邪那美命	四月廿二日	同 同 犬上郡多賀村
竈山神社	同	彦五瀨命	九月十三日	和歌山縣紀伊國海草郡三田村和田
筥崎宮	同	應神天皇	八月十五日	福岡縣筑前國糟屋郡箱崎町
吉野宮	同	後醍醐天皇	九月廿七日	奈良縣大和國吉野郡吉野村吉野山
阿蘇神社	同	健磐龍命	七月廿八日	熊本縣肥後國阿蘇郡宮地村
金崎宮	同	尊良親王 恒良親王	五月六日	福井縣越前國敦賀郡敦賀町泉村字金崎
札幌神社	同	大國魂神 大己貴神 少彦名神	六月十五日	北海道石狩國札幌郡圓山村
太宰府神社	同	菅原道眞朝臣	八月廿五日	福岡縣筑前國筑紫郡太宰府町
諏訪神社	同	健御名方富命 八坂刀賣命	四月十五日 八月一日	長野縣信濃國諏訪郡中洲村字神宮寺 同 下諏訪町字下原 字湯之町
生田神社	同	稚日女尊	四月十五日	兵庫縣攝津國神戸市下山手通
長田神社	同	事代主神	十月十八日	同 同 長田
海神社	同	底津綿津見命 中津綿津見命 上津綿津見命	十月十一日	同 播磨國明石郡垂水村西垂水
英彦山神社	同	忍骨命	九月廿八日	福岡縣豐前國田川郡彦山村
大國魂神社	官小	武藏大國魂神	五月五日	東京府武藏國北多摩郡府中町府中
波上宮	同	速玉男尊 伊弉冉尊 事解男尊	五月十七日	沖繩縣琉球國那覇若狹町村
竈門神社	同	玉依姫命	十一月十五日	福岡縣筑前國筑紫郡太宰府村 御笠村
談山神社	別格	藤原鎌足朝臣	十一月十七日	奈良縣大和國十市郡多武峯村
護王神社	同	和氣清麿朝臣	四月四日	京都府山城國京都市上京區櫻鶴圓町
小御門神社	同	藤原師賢卿	四月廿九日	千葉縣下總國香取郡小御門村名古屋

社名	社格	祭神	例祭日	鎮座地
氣比神宮	同	伊奢沙別命　日本武命　帶中津彦命　息長帶姫命　譽田別命　豐姫命　武内宿禰命	九月四日	福井縣越前國敦賀郡敦賀町曙
鹿兒島神宮	同	天津日高彥穗々出見命	八月十五日	鹿兒島縣大隅國姶良郡西國分村内
鵜戸神宮	同	彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊	二月一日	宮崎縣日向國南那珂郡鵜戸村宮浦
淺間神社	同	木花咲耶姫命	十一月四日	靜岡縣駿河國富士郡大宮町
八阪神社	官中	素盞嗚命　稻田比賣命　八柱御子神	六月十五日	京都府山城國京都市下京區祇園町北側
白峯宮	同	崇德天皇　淳仁天皇	九月廿一日	同　同　同　飛鳥井町
赤間宮	同	安德天皇	十月七日	山口縣長門國赤間關市阿彌陀寺町
水無瀨宮	同	後鳥羽天皇　土御門天皇　順德天皇	十二月七日	大阪府攝津國三島郡島本村廣瀨
鎌倉宮	同	護良親王	八月二十日	神奈川縣相模國鎌倉郡鎌倉町二階堂
井伊谷宮	同	宗良親王	九月廿二日	靜岡縣遠江國引佐郡井伊谷村
八代宮	同	懷良親王	八月三日	熊本縣肥後國八代郡八代町
梅宮神社	同	酒解神　大若子神　小若子神　酒解子神	四月三日	京都府山城國葛野郡梅津村西梅津
貴船神社	同	闇龗神	六月一日	同　同　愛宕郡鞍馬村貴船
大原野神社	同	健御賀豆智命　伊波比主命　天之子八根命　比賣神	四月八日	同　同　乙訓郡大原野村
吉田神社	同	健御賀豆智命　伊波比主命　天之子八根命　比賣神	四月十八日	同　同　京都市上京區吉田町
日枝神社	同	大山咋命	六月十五日	東京府武藏國東京市麴町區永田町
北野神社	同	菅原道眞朝臣	八月四日	京都府山城國京都市上京區馬喰町
月山神社	同	月讀命	七月十五日	山形縣羽前國東田川郡（立谷澤村立谷澤 泉村川代）
宗像神社	同	多紀理姫命　市杵島姫命　多岐都姫命	十一月十五日	福岡縣筑前國宗像郡田島村　大島村　同　大島地内沖ノ島
金鑽神社	同	天照大神　素盞嗚尊	四月十五日	埼玉縣武藏國兒玉郡靑柳村二ノ宮

住吉神社	官大	表筒男命　中筒男命　底筒男命　息長帶姫命	六月三十日	大阪府攝津國住吉郡住吉村
生國魂神社	同	生島神　足島神	九月九日	同　同　西高津村
廣田神社	同	檍賢木嚴之御魂天疎向津媛命	三月十六日	兵庫縣攝津國武庫郡大社村廣田
氷川神社	同	須佐之男命　大己貴命　稻田媛命	八月一日	埼玉縣武藏國北足立郡大宮町高鼻
安房神社	同	天太玉命	八月十日	千葉縣安房國安房郡神戸村大神宮
香取神宮	同	伊波比主命	四月十四日	同　下總國香取郡香取町
鹿島神宮	同	武甕槌神	九月一日	茨城縣常陸國鹿島郡鹿島町宮中
三島神社	同	玉籤入彥嚴之事代主神	八月十六日	靜岡縣伊豆國田方郡三島町
熱田神宮	同	草薙神劍	六月二十一日	愛知縣尾張國愛知郡熱田町新宮阪
日吉神社	同	大山咋神	四月十四日	滋賀縣近江國滋賀郡阪本村
日前神宮	同	日前大神	九月廿六日	和歌山縣紀伊國海草郡宮村秋月
國懸神宮	同	國懸大神	九月廿六日	同　同　同　同
出雲大社	同	大國主神	五月十四日	島根縣出雲國簸川郡杵築町杵築東
宇佐神宮	同	譽田別尊　比賣神　大帶姫命	三月十八日	大分縣豐前國宇佐郡宇佐町南宇佐
霧島神宮	同	天饒石國饒石天津日高彥火瓊々杵尊	九月十九日	鹿兒島縣大隅國姶良郡東襲山村田口
伊弉諾神社	同	伊邪那岐命	四月廿二日	兵庫縣淡路國津名郡多賀村
香椎宮	同	神功皇后	十月廿九日	福岡縣筑前國糟屋郡香椎村
宮崎宮	同	神日本磐余彥尊	十月廿六日	宮崎縣日向國宮崎郡大宮村下北方
橿原神宮	同	神武天皇　媛蹈鞴五十鈴媛皇后	二月十一日	奈良縣大和國高市郡白橿村畝火
平安神宮	同	桓武天皇	四月十五日	京都府山城國京都市上京區岡崎町

○本書載スル所ノ神社、數卷ニ渉レルヲ以テ遽ニ檢閲スベカラズ、且ツ維新後列格ノモノヲ漏セルニ由リ、茲ニ內務省社寺局編纂スル所ノ明治三十一年七月一日調査ノ官國幣社一覽ヲ節錄シテ提覽ニ備フ、

社名	社格	祭神	祭日	鎭座地
賀茂別雷神社	官大	別雷神	五月十五日	京都府山城國愛宕郡上賀茂村
賀茂御祖神社	同	玉依姫命　加茂建角身命	五月十五日	同　同　下鴨村
男山八幡宮	同	品陀別命　息長帶姫命　比賣神	九月十五日	同　綴喜郡八幡町八幡庄
松尾神社	同	大山咋命　中津島姫命	四月二日	同　葛野郡松尾村上山田
平野神社	同	今木神　久度神　古開神　比咩神	四月二日	同　同　衣笠村小北山
稻荷神社	同	倉稻魂命　猿田彥命　大宮女命	四月九日	同　紀伊郡深草村[illegible]
大神神社	同	倭大物主櫛甕玉命	四月九日	奈良縣大和國磯城郡三輪町
大和神社	同	倭大國魂神　八千戈神　御年神	四月一日	同　山邊郡朝和村新泉
石上神宮	同	布都御魂劒	九月十五日	同　同　丹波市町布留
春日神社	同	健御賀豆智命　伊波比主命　天之子八根命　比賣神	三月十三日	同　奈良市奈良町春日野
廣瀨神社	同	若宇迦賣命	四月四日	同　廣瀨郡河合村川合
龍田神社	同	天御柱命　國御柱命	四月四日	同　生駒郡三郷村立野
丹生川上神社	同	高龗神　闇龗神	上社十月八日 下社六月一日	同　吉野郡南芳野村丹生
枚岡神社	同	天兒屋根命　比賣神　武甕槌命　齋主命	二月一日	大阪府河內國中河內郡枚岡村出雲井
大鳥神社	同	大鳥連祖神	八月十三日	同　和泉國泉北郡鳳村大鳥

社地

命其祀、以爲國鎭也、

〔麑藩名勝志 三〕波上權現　在右同所〇那覇 波上、奉祀熊野大神也、有寺院、稱護國寺、開山日秀上人、

〔沖繩志 一地理〕波之上宮　那覇若狹町村ニ在リ

〔中山傳信錄 四〕波上

在辻山東北、一名石筍崖、山下海中生石芝、沿海多浮石、嵌空玲瓏白色、山頭石垣四周、垣後可望海、垣內板閣離立三楹、扃鑰無僧、下有平堂三楹、波上東北沿海中有山、名雪崎、

〔琉球國志略 四祠廟〕波上寺 在護國寺後石筍崖上、卽護國之佛堂也、國中寺多於近寺中另建板閣、如神德(寺號)之八幡宮、普興(寺號)之天滿宮、皆此類、礮墻四周、板閣二所、離立不相屬、閣外疏地數畝、下瞰石壁拔起、國人常以八月十八夜候潮於此、寺前菌草芊茸、如行綠氍毹中、汪錄云、閣中皆扁錮、云中祀阿彌陀佛、左藥師、右觀音、竊啓觀之皆無、惟香一揷、及銅片幡一掛而已、匾奉寄御幣四字、餘皆番書、背匾元和二年(二年當作八年)壬戌六字、不解何義、

波上宮

波上宮ハ琉球國那覇若狹町村ニ在リ、熊野大神ヲ祀ル、現今官幣小社ニ列ス、

〔琉球神道記五〕一波上權現事

當國大社七處アリ、六處ハ倭ノ熊野權現、一處ハ同ク八幡大菩薩也、抑此權現ハ琉球第一大靈現ナリ、建立ノ時代ハ、遠シテ人知ラズ、昔此崎山ニ、卽チ崎山ノ里主ト云者アリ、常ニ釣漁ス、有日汀ヲ行ニ、後ヨリ呼ル音アリ、顧見ルニ人ナシ、其邊リニ木ニ似タル石アリ、此所作ト覺エテ、高處ニ置テ祈テ云、此石靈アラバ、今日釣ヲ能セシメヨ、其日大ニ得モノアリ、喜テ還ル、後ニハ祈ルコト度々ナリ、皆驗アリ、夜見ルニ、石ノ邊リニ當テ光アリ、爾ハ靈石也ト思テ把來テ崇ム、時此國ノ諸神何ゴトゾヤ、此石ヲ取ントス、所々ニ北ヌ、諸神ノ嫉給フカト疑フ、爾共志深シテ棄ズ、遂ニ此波ノ上ニ來ル、思ヤウ、爰ニシテハ死スル共他ニ行ベカラズ、爾ニ諸神ノ祟リモ無シテ安心ス、有時神託ニ云、我ハ是日本熊野權現也、汝ニ緣アリ、此地ニ社スベシ、此國家ヲ守護スベシ、此由王殿ニ奏ス、此ニ立給ヘリ、思ニ初諸神ノ駈テ此處ニ至シムル也、此地亦靈也、弘誓ノ海深シテ鎭ニ實相ノ波澄リ、神德ノ岸高シテ、自清涼ノ風扇グ、參詣ノ族ハ踵ヲ繼、歸依ノ輩ハ掌ヲ合ス、時移テ後ニ海中ニ鳧鐘浮ベリ、音ヲナス、是ヲ取テ神前ニ安ズ、中ゴロ鎭西ノ八郎爲伴、此國ニ來リ、逆賊ヲ威シテ、今鬼神ヨリ飛礫ヲナス、其長人形許、其石亦此ニ留ヌ、(今鬼神ヨリ一日ノ行程ナリ)私云、初ノ靈石今本社ノ後ニアリ、本地ノ熊野ハ八角ノ水精石也、宛符合ス、

〔南島志下〕風俗

其國多有奉祀天朝宗社之神者焉、伊勢大神祠、自尙全福始、八幡大神祠、自尙泰久始、波上之社、洋之社、戸棄那之社、普天間之社、末吉之社、並皆奉祀熊野大神也、其始不詳云、蓋古之時、天朝使臣所至、乃

名稱
祭祀

函館八幡宮

函館八幡宮ハ渡島國龜田郡函館ニ在リ、品陀和氣尊ヲ祀ル、現今國幣中社ニ列ス、

〔函館八幡宮祭禮定書〕當所祭禮之儀、當辰年〇寛政八年より、三箇年に壹年宛、此後は無怠慢相勤可申定、時之御奉行よりも被仰出候ニ付、此度相改、夫々人別記し申候、以來は左之通相心得定繁榮を祈可申候、最入用之義、當潤并尻邊村より小安村迄の鮮取船、壹艘分貳百文宛可申受候、猶又尾札部、茅部、野田追迄、鮮取も右同樣之事に候、取集之義は、其節被仰付候役方にて、世話可致候、猶又昆布取よりも、壹駄宛年々可申請候、是又取立之義は、右同樣之事ニ候、取立金高帳面に相記、御役所江差出、夫より鄕店江預ケ置、祭禮之節町名主方江相渡可申候、尤年之豐凶により、渡御之義も能能相談之上取計可申候、其外行列社人屆等は別帳に致置候、山引人足等は、尻澤村、龜田、鍛治村、神山、湯川、錢龜澤、石崎村、小安村、〆八ケ村江割付可申候、此外大分之物入に候間、八幡講ヲ相催、壹人前ニ付三拾文宛差出、小使中同人にて世話致し、集高前文に相記し候通に候畢、

時之御奉行新井田久次兵衛勤中

寛政八丙辰年正月

一八幡宮祭禮之義、前文に相記し候通、御奉行より御定に而、皆々江申渡候趣に御座候、末々相心得可申候、

〔官社祭神考證下〕函館八幡宮一座　渡島國龜田郡函館鎭座　開拓使

祭神　品陀和氣尊

〔日本地志提要七十七渡島〕八幡神　龜田郡箱館、應神天皇ヲ祭ル、創建年月未詳、

〔北海道志十渡島〕八幡神社二十八座　一ハ函館區谷地頭町ニ在リ、國幣小社、函館總鎭守、祭神應神天皇、合祀住吉大神、金刀比羅大神、諏訪大神、田村神、慶安年間、巫伊知女奉仕ス、

ひ、此所に御旗を入流殘し置給へり、(佐賀村は三根郷の東にあり)仁德天皇四十一年癸丑の歲十一月、神后の神廟を三根郷の西木坂山に建立し、彼御旗をうつして神體とす、是則神功皇后の御社なり、其後與良郷の黑瀨村(與良郷の西北なり)の西の山に城を築かれし時、城の旁に社をたて、彼御旗に著たる鈴のありしをうつして神體とし、城八幡宮と號す、其鈴今に至て猶二九存在せるとなん、(○中略)繼體天皇の御時、應神天皇の靈を木坂山に崇め奉り、神武天皇、仲哀天皇、仲姬皇后、武內宿禰を相殿の神とす、(仲姬皇后を仲姬大神と號すは)又別に日本武尊、仁德天皇、菟道皇子を、おの〳〵社を建て崇め奉る、(日本武尊を軍殿と號し、仁德天皇を若宮と號し、菟道皇子を新靈と號す、)又豐玉姬社あり、神功皇后の御社を一宮と號し、豐玉姬社を二宮と號す、是則三根郷木坂八幡宮是也、又天武天皇の白鳳六年、府中に宮をたて、應神天皇を崇め奉り、仲哀天皇、神功皇后、姬大神、武內宿禰を相殿とす、又軍殿、若宮、新靈を別におの〳〵社を建て崇め奉る、是よりして木坂の宮を本宮と稱し、府中の宮を新宮と稱す、又上八幡下八幡とも稱す、(木坂八幡宮を、和多津美神社と云はあやまりなり、)

神階

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年二月戊戌、對馬島上縣郡无位和多都美神、奉ㇾ授從五位下、

〔三代實錄 二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉ㇾ授對馬島從五位下和多都美神從五位上、

〔三代實錄 十七淸和〕貞觀十二年三月五日丁巳、詔授對馬島從五位上和多都美神正五位下、

社格

〔延喜式 十神名〕對馬島上縣郡和多都美神社(名神大)

祭祀

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座(○中略)和多都美神社一座(對馬島)

〔大日本國一宮記〕和多都美社　對馬上縣郡

〔對州古蹟集〕木坂濱

二月酉日、一ノ宮ニシテ(神后ノ廟)祭アリ、社家傳云、仁德帝ノ四十某年、異邦ノ賊船西面ノ洋ニ來、奇雲暴風起テ、賊船ヲ覆ス、海邊ニ漂到ル賊ノ弓箭等ヲ取テ神ニ奠ルノ禮アリ、古雅可ㇾ觀、

社殿

〔玉勝間 九〕對馬の式社

和多都美神社は、三根郷木坂村に在り、神階從四位上、今は八幡本宮と申す、○中略上件十六社は上縣郡なり、然るに、三根○中略などの郷みな和名抄には下縣郡にあり、○中略和多都美神社は、國府にあり、神階正四位上、今は八幡宮と申す、多久頭魂神社は豆酘郷豆酘村にあり、○中略上件十三社は下縣郡なり、然るに豆酘郷和名抄に上縣郡に有、○中略然れば式と和名抄と、郡の上下あひがはれり、今も和名抄のごとくにて、初めの十六社はみな下縣、後の十三社はみな上縣郡なりとぞ、いつの世に、いかなるよしにて、さはかはりぬらむ、

〔太宰管内志 對馬之上縣郡 中〕和多都美神社

玉勝間に、和多都美神社は、三根郷木坂村に在り、神階從四位上今は八幡本宮と申す、○中略此說も八幡本紀の說を以おもへば非なり、又對馬島圖說に、古の上縣郡和多都美神社は、玉依姫命豐玉姫命を祭て、今の上縣郡與良郷久和村にありとも見えたれど、是も處たがひたればいかゞなり、又式考證と云ものに、此社の事な今は神功皇后社と云とも見えたれど、是も玉勝間の說に同じ、なほしひて思ふに、島大國魂神社とならびませれば、其神に遠からぬ處なるべし、重て按するに式考證に、下縣郡和多都美神社、在二位郷二位村、至今安曇氏任神主是なり、是正しく下と上とを取違へて、下縣郡今の上縣の處に書入たるものなり、古の下縣に二位郷あることなし、同名社あまたあればさもあるべき事なり、さて古の下縣郡和多都美神社と云ものは、かの與良郷久和村にませるか、又對馬圖說の如く、與良郷根緒村にませるにてもあるべし、

〔一宮巡詣記 三〕對馬國一宮和多都美社　上棟當國宗廟上郡正八幡宮一宇再功造營事、右伏以云云、略文永和四年戊午卯月廿九日、大檀那當州守護是宗朝臣伊賀守澄茂、

〔八幡宮本紀 三〕神后凱旋の時も、對馬島和珥津に著給ひ、○中略其後上縣郡三根郷の佐賀村に著給

嘗不合曾ヲ祭ル由記セルニテモ、其主神ハ豐玉姬命ニマスコトヲ知ルベキ也、

〔諸社一覽 八對馬〕和多都美社 上縣郡ニ在リ○又見二國花萬葉記一

〔地名便覽 對馬宮〕和多都美社 當國一の宮、上縣郡に立、

〔一宮巡詣記 二〕延寶四年二月廿一日、喜佐賀和多都美神社に詣でぬ、此神號は延喜式にのせられ、勅使など立られしとなり、

對馬上縣郡峯郷喜佐賀村上津八幡宮、爲二當國宗廟一乎、考二之有一二五據一、

一豐葦原一宮記云、和多都美神社、對馬上縣郡也、

二吉田一宮記首書云、對馬一宮、今人謂二正八幡宮一、

三當州諸社祭禮、始二于此社一、

四永和四年棟札云、當國宗廟矣、此札今存二在于內神一、

五宮殿末社配立、協二一宮之古例一、

以二此趣一見レ之、此正八幡宮、則和多都美神社、當州一宮歷然乎、

〔神名帳考證 對馬〕和多都美神社 大 名神 三根郷木坂村ニアリ

〔對州古蹟集〕木坂濱在二木坂里前一向レ西、八幡本宮ノ社前、望二之御前濱一、

異津山ニ八幡宮アリ、舊號和多都美神社、日本八幡宮ノ舊本社ナリ、神后征韓ノ時、供奉ノ御旌八流ヲ此州ニ留玉フヲ廟主トス、其餘二口神寶トス、二口ハ八幡宮ニ分置シ、二口ハ豐前宇佐宮ニ分チ、又二口ハ黑瀨城ニ納ムト、今州中ニ傳モノ六口也、上縣四郷ノ總社トス、白鳳年、府ノ清水山ニ分鎭已來、上津縣八幡本宮ト稱シテ、和多都美ノ舊號ヲ不レ稱、社殿西ニ向フ、傳云、異邦降伏鎭護祠也ト、山家要略記ニ云、異津山ハ、此神山ニシテ、今伊豆山ト云、山西ヲ木坂ト號、山東ヲ伊豆原ト稱ス、

海神神社

海神神社ハ、對馬國上縣郡木阪村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

對馬上縣郡

名稱

〔延喜式神名十〕對馬島上縣郡和多都美神社

〔伊呂波字類抄和諸社〕和多都美神社對馬島上縣郡十六座内

〔大日本國一宮記〕和多都美社八幡宮也

〔類聚既驗抄〕諸國一宮事國々擁護靈神也○中略

八幡大菩薩對馬

〔一宮巡詣記二〕對馬一宮、今人謂正八幡宮、

〔諸國神名帳對馬〕上縣郡和多都美神社名神大

海神者、筑前國志加社同體也、

〔延喜式神名帳頭註〕對馬上縣郡　和多都美　八幡大神也

〔和爾雅神祇二〕對馬　和多都美神社在上縣郡、海神也、然一宮記爲八幡宮者非也、

〔大日本史神祇二十一〕和多都美神社、今在木坂村、傳言、祀海神豐玉姫命、配彥火火出見尊、社傳

祭神

〔官社祭神考證下〕海神社

祭神豐玉姫命

按、コノ神社ハ、神名式ニ、和多都美神社トアレバ、綿津見神三座ヲ祭レルガ如クナレド、豐玉姫命ヲ和多都美神ト云テ祭レル例ハ、同式ニ、阿波國名方郡和多都美豐玉比賣神社トアルニテモ著ク、ハタ社傳ニモ綿津見神三座ヲ祭ルトハ云ハデ、彥火々出見命、豐玉姫命、鸕鷀草

岳調伏之所、又自此處至幡宮、自此宮於御社軍越神納幣

〔壹岐名勝圖誌十七住吉〕住吉神社

壹岐巡云、當社軍越の神事とて四月八日にこれあり、三韓調伏の儀式なり、神功皇后、三韓御征伐の時より起れり、此祭りに馬四疋出る、○中略先當村住吉より深江の軍越の丘湯岳くりはる志原の小岳、こゝにて戌亥の方にむかひ儀式あり、夫より物部の軍備へ鉢形の龍の鼻同上鞍瀬戸當村柿木越、夫より當社に參詣、扨住吉神社に參る、此間馬上なり、時の聲をあぐる所七ヶ所あり、

〔扶桑略記二十四裏書〕延喜十八年十月十五日、太宰府解、壹岐島言上、怪異等解文云、西南方彗星二三夜見、又長比賣明神社、住吉明神社、如大鼓鳴動、御體美石出寶殿在地上、○中略卜部等申云、彼島内疾兵革、古老云、寛平六年二月、彗星見、四月新羅賊來、損人物擾吏民、寮云、兵賊驚者、

住吉神社

住吉神社ハ壹岐國壹岐郡住吉ニ在リ、上筒之男命、中筒之男命、底筒之男命ノ三神ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 十神名〕壹岐島壹岐郡住吉神社

祭神

〔一宮巡詣記 二〕壹岐國廿四社本地垂跡之神號

鯨伏村住吉社　三座　表筒男命　中筒男命　底筒男命

社地

〔神社覈録 七十四壹岐〕壹岐郡住吉神社 名神大　住吉村に在す 壹陽誌略

社殿

〔壹岐名勝圖誌 十七住吉〕住吉神社

在住吉里村の産神にして、例祭九月九日、　壹岐神社帳云、古來鎮座年數不知云々、寛永三丙寅年拜殿再建、慶安二己丑年實殿再建ありしかど、其後元文三年戊午八月十四日酉刻、御殿拜殿御饌舍悉く炎上す、これによつて御殿 壹間四間 拜殿 三間四面 假造營して、九月三日社家十八人參り、精誠を抽て、神迎の大神樂を奏し奉る、此時炎上に付造營、國中造作にて成就、以後新造營の節は、國中かゝりさて成ぬ、實永四年十一月、國主 〇松浦 源棟朝臣御矛二本寄進し奉らる、平戸龜岡城再興によつて也、〇中略 元文四己未八月二十一日實殿拜殿再建、棟札國主源誠信朝臣花押あり、

神階

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授壹岐島從五位下住吉神從五位上、

社格

〔延喜式 十神名〕壹岐島壹岐郡住吉神社 名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座 〇中略　住吉神社一座 壹岐島

祭祀

〔壹岐圖說 太宰管內志所引〕住吉神社、在住吉村 鯨伏村之內也 祭神底筒男中筒男表筒男三神也、軍越祭、正月十七日、四月廿八日、十月廿七日也、有實殿拜殿、正月十月於御津浦行此祭、四月者、自深江軍越尾至志原

祈請

〔薩藩舊記〕今年二月三日、關東御敎書、今日到來、如ㇾ狀有二異國降伏御祈事一、薩摩國國分寺一宮、幷爲二宗寺社一、殊可ㇾ抽二丹誠一之由可ㇾ被二相觸一、且每月可ㇾ令ㇾ執二重卷數一之旨、任ㇾ被二仰下一之旨一、專抽二御祈禱一、每月無二懈怠一可ㇾ被ㇾ重二卷數一、仍之執達如ㇾ件、

正應四年三月六日　　左衛門尉花押○島津忠宗

新田宮執印殿

神職

〔地理纂考十高城郡〕新田神社　棟梁四家ありて、第一を執印と號す、其次を權執印、又其次を大檢校千儀と云へり、堀川天皇の頃より、神人の長にして、執印氏當社の印を司る、因て氏とす、其印今猶存して寶殿に納めたり、○中略此印を以て、世々諸方を指揮し、其勢ひ盛大なりしを、澁谷光重、當國に封を受、下向せし後、多く所領を失ひ、終に勢ひ衰へしなり、

れば速なりと云ふべし、

神領

〔地理纂考十高城郡〕新田神社　土御門天皇の建仁元久頃の古文書に、寺社政所下、新田宮所司神官等參箇條可早任先例牒送國衙企出廳令勘合當宮例名常見浮免田四百五十餘町事、右件御名田、如例文者、御建立以來三百餘年之間、天長地久御願、爲講經供田立用免、無相違御名田也、而今任用各爲貪利潤寄事於有國威背先例不勘合之條、尤有神慮恐之事歟、早附任用廳官任先例可勘合、若有遁避者、可忩言上、爲經奏聞也云々とあり、

〔薩藩舊記〕執印文書

新田宮政所注進、爲蒙古用心宮崎小松口洲崎石築地用途支配　合口勢萬六町二段廿中　合錢七百十四文　蓋九十三町五段中　分錢一貫五百四十文　千義三町一段　分錢三百五十四文　得丸三町一反卅　分錢三百七十六文　正口二町六反卅　分錢三百八文　御供田二町二段　分錢二百五十二文　宮男田四町　分錢四百五十六文　市比野十五町　分錢一貫七百十文

右任支配之旨、今月中仁、可被致其沙汰之狀如件、

弘安九年十月日　執印眞首記

祭祀

〔國花萬葉記十四下薩摩〕新田明神

祭八月十五日

〔麑藩名勝考一〕新田宮　昔は皇使を遣し、夏越等の祭禮、一年の中に小祀、殆百度に及けるよし見えたり、廟中所藏の文獻家帳數百通、廟祝執印某の家にあり、事極て重仍なるをもて、枚擧に遑あらず、

〔地理纂考十高城郡〕新田神社　例祭年中五十六度、其中六月廿九日夏越祓とす、九月十四日十五日を大祭とす、

視神殿之廢、欲復往古之基跡云々、望請裁斷、且任先規、且依傍例、不嫌國中庄公、郡郷平均支配、不日可被造替之由、經奏聞賜宣旨、早速被遂其節者、將增御神之威光、彌仰敬神之皇化、奉祈無疆之寶祚矣、仍爲公爲私、不可不奏之故、粗勒在狀、言上如件、また龜山天皇の文永五年正月、神官等訴狀曰、（上略）承安三年、作正殿以下門廊等、不慮外炎上畢、同四年急可造畢之由、依被下日時勘文、適當宮根本造立之地、爲御山麓、任所々例、可奉移山上否事、經奏聞之日、可奉造山頂之旨、安元二年之占形嚴重也、然而于今不遂其節云々、伏見天皇永仁七年三月、神人執印惟宗重友等八人連署に、（上略）欲早經御奏聞、被寄附料所於社家、調進神輿以下御神寶等、被遂行遷宮後、可造畢末作寺等由被仰下子細事云云、爰承安回祿之以後、不日可造營之由度々雖被仰下、或任者乍申領掌、不終其功、空馳過一任、或任者申子細、不遂造營、國務非重代之間、自然令遷替、未終其功之間、迹々奇瑞惟多、仍造營事、爲異國御祈禱、綺起自叡慮、重々被御沙汰、爲國衙之沙汰、可被造營之由可被仰下之處、國司依被申子細、被寄附料所於社家之間、正殿四所社、武內以下數字造營、猶未作寺社在之、然而假殿朽損之上、適正殿武內以下、乍造營之不及遷宮、送年序之條、云神慮、云公平、旁以有其恐、任宮崎宮之例、先被遂行御遷宮、於未作分者、被延料所年限、可有其沙汰歟之由就言上、爲左少辨奉行、永仁二年十月廿四日、猶被相延年限之由被下綸旨畢、其上於年限者、被差下官使、就注申可被定下之由被仰下之間、官使下向事、旅粮以下社家無力、雖爲難澁事、申子細者、可被相貽御不審之間、愁就申領掌、被下宣旨、依被差遣官使國房等、云造營幷未作分、云社家收納料所年貢、官使等注進之、仍官務被執奏之間、未作寺社、損色功程事、重又被仰官使、被召至要所勘注狀畢云々とありて、此後新田宮文書の中に、造營及び遷宮等の事見えざれば、山上に遷座ありしは、永仁七年よりは九年の間なりけむ、承安三年炎上より、永仁七八年までは百三十餘年の後なれば、其間遷座、甚年を經しが如くなれど、霧島神社の彼の山の燃に屢炎上ありて、假殿に御坐まし事二百餘年、或は三百年を歷て、宮殿造營ありしに比す

社殿

四所神社　二十四所神社　武內神社　荒神社　番所

以上可愛山の絕頂にあり、龜山は卽ち可愛山の一名なり、俗に八幡山ともいふ、按ずるに、當社は始此山の半腹に鎭座ありしを、承安三年炎上の後、山上に遷座ありしよし、新田宮文書に詳にして、諸神記の說と符合せり、山の高六十間餘、周廻一里餘にて、石階を登る事三百九十餘級なり、古松老杉の間より四方の遠山を望み、近く川內川を見放て、勝景他に殊なり、又山の形狀圓くして、實に藏六に似たり、故に龜山とも云ふ、偖當社は、古老の傳說に、始可愛山より北方十町許、川內河の向ひなる隈之城宮里村に鎭座ありしよし云へり、○中略

〔地理纂考高城郡十〕新田神社　後醍醐天皇の元亨四年五月、神人等訴狀曰、上略當宮日向國天降高千穗槵觸之峯御事、天下始也、中略然者國司每初任、先遂奉幣於當宮、令進當宮御神拜用途之後、被執行國務之條先例也云々、是等を以て、古の壯大殿重なりしを思ふべし、さるを亂世久しく續て、宮殿毀れたりといへども、更に造營の餘力無りしを、慶長年中、島津義弘同家久、征韓の役に、勝利の祈願成就の報賽として、實殿拜殿舞殿及び回廊支社に至るまで、一宇も殘さず古へを摸し、壯嚴美麗を盡して再興せり、そもそも當社は、往古可愛山の半腹に鎭座ありしを、承安三年炎上ありて、其後山上に遷座ありしなり、新田宮緣起に曰、上略當宮者、原在山半腹云々、丁承安三年、正殿以下門廊等炎上、乃營假殿于山頂、且以可奉移山頂乎否事、歷奏聞、則安元二年下被可之宣旨、於是始新建正殿于山上とあれども、安元二年は誤にて、其より後なり、其は新田宮文書、後深草の建長八年四月、神人執印惟宗友成等連署曰、請特且任先規、且依傍例、奏聞公家、申賜官旨、被造替當宮正殿以下神殿門廊等子細狀、上略抑先度造宮之地、爲御山麓之間、任所々例、可奉移山頂否之由被奏聞之日、可奉造山頂之由被下占形畢、去承安年中、件正殿以下門廊等、不慮之外炎上之條、相叶御占、冥慮令然歟、然而于今不被遂其節之事、斯神官尫弱而早速不逹故也、悲哉祠官等、臨陵岳之險、雖勤式日神事、

社地

〔神社覈錄七十三薩摩〕新田八幡宮　祭神天照大神、瓊々杵尊、栲幡千々姫、社傳或云、石清水同體、五所別宮、諸社根源記、今按るに八幡宮は相殿なるべし、

〔古事記上〕故爾詔天津日子番能邇邇藝命而、離天之石位、押分天之八重多那此二字以音雲而、伊都能知和岐知和岐氐自伊以下十字以音於天浮橋宇岐士摩理蘇理多多斯氐自字以下十一字亦以音天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣自久以下六字以音○中略於是詔之、此地者向韓國、眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷椽多迦斯理而坐也、

〔日本書紀二神代〕皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊、○中略天降於日向襲之高千穗峯矣、既而皇孫遊行之狀也者、則自槵日二上天浮橋、立於浮渚在平處、立於浮渚在平處、此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志、而膂宍之空國、自頓丘覓國行去、頓丘、此云毗陀烏、覓國、此云矩貳磨儀、行去、此云騰褒屢、到於吾田長屋笠狹之碕矣、○中略久之天津彥彥火瓊瓊杵尊崩、因葬筑紫日向可愛可愛、此云埃、之山陵、

〔麑藩名勝考一〕新田宮
和名抄曰、高城郡新多、新多元地名なり、蓋今の水引是歟、在中山陵之東龜山之巔、至山上之間、石磴三百九十餘級、五所八幡之一、薩藩之大廟也、○中略相傳此地卽皇孫所都之遺墟、故郡名高城、或作高木、蓋取諸高木神之名歟、和名抄云、高城、太加木タカキ、諸神記曰新田宮、始不營廟殿、鎭座薩摩國龜山、今按新田宮、始叢祠のみ、故に延喜神名式此社なし、神祇拾遺曰云々、四薩摩國新田宮、五大隅國正八幡宮、此五社在遠國、不便於謁廟、因後柏原天皇大永年中、一集之奉祀山城國小山庄、今上京極之北有五所八幡宮是也、

〔地理纂考十高城郡〕水引鄕　宮內村
新田神社新田は、和名抄に、高城郡新多とあり、今水引鄕に隸り、
　奉祀　正殿瓊瓊杵尊　東殿天照大御神　西殿栲幡千々姫東帶座像、一說に天忍穗耳命、

新田神社

新田神社ハ薩摩國薩摩郡宮内龜山ニ在リ、此地舊ト新多ト稱ス、因リテ號シテ新田神社ト云フ、皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊ヲ祀ル、尊初メ日向國高千穗槵觸之峯ニ天降リ給ヒシガ、後薩摩國阿多郡鷹屋村ニ遷リ給ヒ、遂ニ此地ニ崩ズ、可愛之山陵ニ葬ル、可愛之山ハ、卽チ今ノ龜山ニシテ、其山狀龜形ニ類似セルヲ以テ名ヅクト云フ、東西ノ二殿ニ、天照大神栲幡千々姬尊ヲ祀ル、後世此社ヲ以テ石淸水同體ナリト爲シ、稱シテ八幡宮若クハ五所別宮ト云フ、蓋シ其相殿ニ應神天皇及ビ神功皇后武內宿禰等ヲ合祭セルガ故ナルベシ、現今國幣中社ニ列ス、

名稱

〔二十二社註式〕石淸水、〇中略　五所別宮、各式外同ニ石淸水一〇中略

薩摩國新田宮、始雖レ降ニ日向國一、不レ奢ニ神宮一、遷ニ於薩摩國一、鎭ニ座龜山一、〇中略已上八幡大菩薩御垂跡也、

〔國花萬葉記十四下薩摩〕新田明神・新田ニ立　御神體箱崎ニ同

〔倭名類聚抄九國郡〕薩摩國高城郡新多ニヒタ

〔神祇拾遺〕五所八幡事

薩摩新田宮

〔和漢三才圖會八十薩摩〕新田明神　在ニ新田一

祭神

祭神三座　神功皇后　應神天皇　武內大臣

〔麑藩名勝考一〕新田宮

奉祀　瓊瓊杵尊　左天照大神　右栲幡千千姬

又別殿に應神天皇等の靈を崇む、因八幡の廟號ありといふ、

社格

〔三代實錄十二 清和〕貞觀八年四月七日辛巳、授薩摩國從四位下開聞神從四位上、

〔三代實錄四十二 陽成〕元慶六年十月九日戊申、授薩摩國從四位上開聞神正四位下、

神領

〔大日本國一宮記〕和多都美神社號枚聞神社〇中略 薩摩穎娃郡

〔三代實錄二十六 清和〕貞觀十六年七月二日戊子、太宰府言、薩摩國從四位上開聞神、山頂有火自燒、煙薰滿天、灰沙如雨、震動之聲聞百餘里、近社百姓震恐失精、求之蓍龜、神願封戶、及汙穢神社、仍成此祟、勅奉封二十戶、

祈請

〔島津文書〕異國降伏御祈事、去十月廿七日、關東御教書、今月廿日到來、案文如此、如状者、薩摩國一宮、國分寺、宗寺社、殊可致精勤之由相觸之、可令執達巻數給者、任被仰下之旨、可被致御祈禱忠候、仍執達如件、

正應五年十二月廿一日　　左衛門尉在判〇島津忠宗

冠嶽別當住僧御中

神異

〔三代實錄四十八 光孝〕仁和元年十月九日庚申、先是太宰府言上、管肥前國、自六月迄雨不降、七月十一日、國司奉幣諸神、延傳僧〇傳恐誤讀經、十三日夜、陰雲晦合、聞如雨聲、遲明見雨粉土屑砂、交下境内、水陸田苗稼草木、枝葉皆悉焦枯、俄然降雨、洗去塵砂、枯苗更生、薩摩國言、同月十二日夜、晦冥衆星不見、砂石如雨、檢之故實、穎娃郡正四位下開聞神、發怒之時有如此事、國宰潔齋奉幣、雨砂乃止、八月十一日、震聲如雷、燒炎甚熾、雨砂滿地、晝而猶如夜、十二日自辰至子、雷電砂降未止、砂石積地、或處一尺以下、或處五六寸已上、田野埋瘞、人民騷動、

社僧

〔一宮巡詣記 一〕七日〇延寶三年十月 和多都美の社へ詣て、別當のもとへ立寄、給緣起など見、

神階

年加釀不已、故得永存也、傳言龍宮獻之、蓋龍宮琉球也、古豐玉彥、海島尊長、故南荒諸夷、屬其部下、獻之固是也、愚者以龍宮爲水府、何誕也、而其一甕有破痕、當時獻而失墜諸地、補之得全、其處云破甕坂、在山川地、又廟側有寺、曰瑞應院、掌廟事、且有玉井及宮地等之遺跡、初出見尊、逼兄火闌降命之虐命也、去崇壓海宮、豐玉彥傾心事之、遂獻女豐玉氏、居三歲、而後還鄕、乃嘆而詠冕著島之歌、於是乎南土思其德、建廟祭之、蓋宮地者、天孫出見之宮趾、玉井卽宮中井也、山之東麓十餘里、有山川港、〇中略 鳴鶴子遊之、於是有客飄舉者、甘名山、謂余曰、枚聞常歷山川港、登堪空仰望、專共摩頂、乃以八月之望黎明發舍行、望則表乎突兀、形如覆碗、卓乎峯巒、勢摩天衢、提攜躋岨、匍匐攀紆、翠屏垂頭、薜蘿塞途、仰窺穹軸、則白雲繞麼、粹乎如帶、紛如佩琚、身效猿猱、心擬黃鵠、翱翔雲霄、貪緣峭巇、如此者半日程、始出絕頂、有華表小石祠、祭岳神焉、頂上方可五十餘步耳、山骨往々、兀然露出、雜樹縈回、垣高出沒、不甚易行、東北隅有天井、其水清冷可以救渴、

〔麑藩名勝考 一〕穎娃郡穎娃鄕

開聞山 三代實錄、天書作海門山、

東北跨十町村仙田村、西南限蒼海、距長崎浦半里許、峯頂圓く不二山に類す、山上常惹白雲、一名空穗島、淸和天皇貞觀十六年甲午、山頂大炎上爲虛洞、故名焉、嘗て此山の舊圖を按に、先是絕頂峭尖、炎上の時燒崩して圓頂となるなり、〇中略

文祿中近衛信輔公此嶽を眺望して

さつまがたなみのうへなるうつぼ島これや筑紫の不二といふらん、〇中略

凡南島より本藩に來り歸る者、海上先始て此山を見る時は、船中必酒を酌て、遙に枚聞神を望祭す、蓋古は南島、枚聞の神豐玉彥の部下に係る、故に此遺俗あり、

〔三代實錄 四淸和〕貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位上開聞神、加從四位下、

て、再舊都を恢復し給ふ、而豐玉姫は葺不合の皇妃、玉依姫は神武帝の皇妣、故に豐玉彥、鹽土老翁以下を此に祀り給ふは、其德を報い、其禮を隆し給ふ、蓋神武登極の後、勅封あるものなるべし、又舊記には、開聞神は、豐玉姫也、其所葬の山陵と稱するもの今猶存せり、後世天孫氏を以天智天皇とし、豐玉姫を天智の嬖妾とし、此祠の主となすの說あり、其言不經の甚しきものなり、所謂其緣起には、天智嬖妾者、始開聞社僧瑞應院主、登山修密法、時有牝鹿來、嘗其法水、遂有身、他日復來、自口產一女、容姿端正、院主携養之、方長調選入于宮中、帝寵日渥、宮姬嫉妬欲逐之、或者語之曰、嬖妾則本鹿子、其足乃鹿蹄、極擁蔽之、倘使彼露醜之、必不堪含辱自出去乎、適雪中謀誘庭前爲雪鬪、嬖妾不得已出而共焉、其足跡果見鹿蹄痕耳、嬖妾太慙愧之、卽出宮而大歸于本鄕、帝戀慕、追而來于此胥居焉、今細細繹是鄙說、則日本紀所謂、天孫取海神女豐玉姫、旣而有身、姫方產化爲龍、妃深慙恨、而徑去于海鄕、天孫懸戀之、爲鳧著島之歌贈于妃、妃亦爲之奉報歌云々、後世鄙野人、僭于古典舊史、俗傳之化、以豐玉姫爲嬖妾之事、以天孫爲天智、又緣起謂、當時修密法瑞應院主、至今主僧三十世矣、夫天智帝至當今、旣千有餘歲矣、其主代序豈止僅三十世而可哉、況天智時、未有瑞應院者、其妄誕可知而已、蓋浮屠氏說之誕、立異現怪、皆是之類也、夫天智中興英主、枉爲淫奔逋逃之首、可深嘆、

〔諸社一覽 八薩摩〕枚聞社 綿積トモ 頴娃郡ニ有リ

〔麑藩名勝考 一〕頴娃郡頴娃鄕 和名抄、頴娃、江乃、

枚聞神社 〇中略 府南十五里、在開聞山之北一里許、

海子深枚聞山記云、夫枚聞者、薩之名山、而在頴娃郡、去府凡百里餘、縉紳家、目其山曰空穗島、有筑紫富士之詠、以與駿州富士相似也、山之正北二里許有廟、號枚聞神社、又名海神宮、祀豐玉彥豐玉姫等之神、以彥火々出見尊配祀焉、俗誤傳祀天智帝及愛妾、比出浮屠氏附會、廟藏酒二甕、謂之千年酒、年

枚聞神社

枚聞神社ハ又和多都美神社トモ云フ、薩摩國揖宿郡穎娃村ニ在リ、本國ノ一宮ニシテ、延喜ノ制、小社ニ列ス、現今國幣小社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕薩摩國穎娃郡枚聞神社

〔伊呂波字類抄比諸社〕枚聞神社薩摩國穎娃郡

〔書言字考節用集神祇三〕枚聞社ヒラキヽノヤシロ薩州穎娃郡、所祭海神、號渡津海神、

〔國花萬葉記薩摩十四下〕枚聞神社　又號和多都美明神　穎娃郡立

祭神

祭神　猿田彥命也　當國一宮

〔延喜式神名帳頭註〕薩摩穎娃郡　枚聞　和多都美神

〔大日本國一宮記〕和多都美神社號枚聞神社、鹽土老翁、猿田彥神、　薩摩穎娃郡

〔神名帳考證薩摩〕枚聞ヒラキヽノ神社　社家說、彥火々出見尊云々、

〔和漢三才圖會薩摩八十〕渡海明神　在穎娃郡　號枚聞神社

祭神一座　猿田彥命

〔麑藩名勝考一〕穎娃郡穎娃鄕和名抄、穎娃、延乃、

枚聞神社延喜式、日本紀作海神宮、一宮記作積宮、三代實錄作開聞、今俗從之、和漢三才圖會作渡海、

奉祀　豐玉彥夫妻一宮記猿田彥、未詳、

東宮、彥火々出見、　姉姫宮、豐玉姫、　聖宮、鹽土老翁、　正上宮、玉依姫、　廻殿、天照大神、月夜見尊、　荒仁宮、大己貴、　西宮、天智天皇及妃、

〔麑藩名勝考一〕始天孫出見尊、鹽土老翁の指引によりて、禍を南島に避給ひ、豐玉彥の忠功をも

曰靈鷲山院、號彌勒院、爲別當寺、使大僧都法印憲英爲院主、入若干佛像佛具寺具等、加復寄進宮内原墾田二百斛於正八幡宮、輝神威而爲寺產、是追先考從四位上中將源綱貴公之素志、且遂兩公之志願、

末社

〔地理纂考十九桑原郡〕國府鄉　宮内村

鹿島神社　支社左の如し

四所宮　隼風宮　三之宮　雨ノ宮　隨神社

雜載

〔神祇拾遺〕五所八幡事

大隅正八幡○中略

件五座皆外國ナレバ、參詣モ便アシトテ、後柏原御宇大永七年ニ、山城國小山庄ニ遷サル、

社僧

の國は硫黄が島に程近しと承る、もし今生のおもひ出に、彼島にひそかにたづね渡り、今一度相見るべきたよりも有べきやとおもひ入侍れば、女の身のわきまへなくも尋ね侍るなり、あはれよきはからひも有ならば、よきに頼奉ると、誠あまりて去りがたく見ゆれば、留守氏もこれを感じ、さあらば我にしたがひて下り給へ、折よき船にひそかに渡しまゐらせんとて、打具して大隅にくだりぬ、其後いかなる事か有けん、けふは風のたよりあしく、けふは波あらしなど、いろ〱にいひなして、一とせ近く我家に留置ぬ、いく程なく京にも相國〇平清盛の怒りとけて、康頼成經の二人は歸洛といふにぞ、既に大隅國加治木までかへり付、やがて宮内の八幡宮へ詣られしかば、留守氏も康頼の室隱し置べきにあらざれば、康頼を我家に請じ入れて、夫婦の對面ありけり、それより霧島にまうで、夫婦打連て歸洛有けるとなり、其頃より今に代々子孫相續して、殊に今にては留守氏、社中の總頭と成り繁榮なり、げに邊鄙にはかへつて古き家も有けり、

〔地理纂考 十九桑原郡〕國府鄕　宮内村

鹿島神社　偖當社は、往古總大宮司ありて重職なりしを、今は其職絶て、祠官桑幡留守最勝寺澤の四家なり、〇中略此四家もいと古き家なる事は、各其家記に詳なり、

〔西藩野史 十九吉貴公〕二月〇享保六年吉貴公一寺を隅州國分鄕宮内正八幡宮の社傍に立つ、往昔性空上人寺を造り、中古に至て廢壞す、於是再興して正八幡宮の別當寺とす、鷲峯山靈鷲山寺彌勒院と號す、僧憲英をして爰に居らしむ、〇中略國史官川上親史に命じて銘を書せしむ曰、天之所覆、地之所載、於其區域、靡有靈神不擁護、有神有社司、有別當寺、習俗自然、爰隅州桑原郡西國分鄕宮内八幡宮者、往古之神廟、延喜式曰、鹿兒島神社是也、其嚴威赫々乎光古人、〇平光古今讀、爲誰人豈不敬焉、方今闕別當寺、以故薩隅日三州大守前正四位下中將源吉貴公興孝、從四位上少將源繼豐公、俱同志爲大檀主、續絶興廢、享保七年壬寅五月、相攸於宮内、大起土木、再立、至翌年八月、經營既成矣、鷲峯寺

參詣

〔島隱漁唱上〕文明十年戊戌九月十二日、甫詣大隅國正八幡宮、謹賦小詩以代青詞、

十年廟舍古祠深、家國競傾崇仰忱、不用周人論戰栗、宮前松柏翠森々、

〔一宮巡詣記一〕廿七日、〇延寶三年九月酉の在所を出、大隅の宮うちに留りぬ、廿八日、御社へ詣けるに、神主云、此社は本地日の神也、神功皇后三韓に趣給ひし時、皇軍此神を祈り給に其志るし顯る、後又神功應神をいはひそへ、鹿兒島神社とも、正八幡宮とも申傳ふると聞て

武士のうくる惠みも大すみの八はたの宮と祝ひ初てき

神寶

〔小朝熊社神鏡沙汰文〕准據例

寬治二年十一月廿三日官符云、大隅國正八幡宮損失神寶、宜仰太宰府註神民解狀色目、早令修造、但此中於神已面形一枚者、依爲往古靈物、難測造否之旨、須先仰法眼圓淸、相尋子細經言上、

神具

〔百練抄六崇德〕長承元年六月廿三日、太宰府言上、正八幡宮高四尺、弘三尺、厚二尺石二、自然出來、各有八幡二字銘事、

神職

〔南浦文集中〕謝人惠木山菖蒲詩并序

隅州擁護八幡正宮之境內、有守廟者數十人、其中有綾氏助秀者、世守原口、爲時宿老、

〔西遊記二〕康賴夫婦對面

大隅國宮內正八幡は大社にして、宮殿いと美々敷、靈驗もいちじるしくてたうとき宮なり、社家四氏あり、桑幡留守宰相司澤といふ、桑畑氏などは、今まで七十餘代相續して由緒殊に正敷、むかしは總頭なりしが、今にては留守氏總頭なり、すべていづれもなみならぬ家柄なれば國守よりのもてなしも薄からず、又其家居などもあしからず、いにしへ俊寬康賴成經の三人、硫黃が島へ配流の頃、折じも此留守氏位階昇進のため京へ登りしに、康賴の室、硫黃が島に近き國の人のぼり來りしと傳へ聞て、ひそかにみづから留守氏の旅宿に尋來り、夫康賴はしか〱の事也、大隅

不少怠矣、於是欲致臨時之祭儀於正八幡宮、施錢十萬與粟九百矣、一社衆徒、爭其供物不止、雖擇吉日良辰、無如在誠、匪翅入夜、至於翌日、俎豆之事漸成、觀者無不迷惑之矣、矛戲有十首口號、一社衆徒、枉賜恕宥、其詩云、

仰見古來神德香、幾多社衆借威光、其交不定手翻覆、朝作鴛鴦暮虎狼、

衆徒一社熟談難、受施時時貪大檀、十萬配分猶未足、臨時祭禮是爭端、

〔南浦文集上〕轉讀般若配帙

孔夫子曰、祭神如神在、夫何言哉、蓋其至誠、則雖曰神明之有亡、儼然如在乎上、在乎左右焉、以其敬心純一故也、伊勢兵部員外郎貞昌公、有純一之敬心、能務于勤、夙興夜寐、以事其君者、孜孜不怠、是故神明是感、門戶亦榮、所謂有其誠、則有其神者乎、比來喜捨資財、使予寄附正八幡宮、公致敬神之外、予復何言哉、雖然謹命十餘員之僧衆、轉讀般若一部、一部積其卷者、雖盈六百、然而其要處、只九箇字、所謂阿耨多羅三藐三菩提也、在中華翻之、則一覺字耳、中庸誠之一字是也、公今有至誠、故藹然有忠義之氣、有至誠故油爾有孝敬之心、有至誠故將順君之美、有至誠故盡罄我之情、有至誠故以文會友、有至誠故有威不猛、有至誠故能正公權之筆、有至誠故能運子房之籌、有至誠故博聞洽記、有至誠故明辨篤行、有至誠故不巧言令色、有至誠故不專權擅勢、有至誠故惡星退散、有至誠故吉曜來臨、有至誠故無求不自得、有至誠故無願不成就、中庸曰誠者天道也、誠能盡物之性、則可以賛天地之化育、可以與天地參矣、公之於至誠、豈復有二致哉、予以公之行事、有初有終論之、自奧州刺史羽林次將忠恒公爲世子之時、或在朝鮮、或在京師、公未嘗一日不隨侍其左右矣、刺史比將有朝覲之禮、公亦主供奉之職、維時春雨連月、想是公之至誠、能開衡山之雲、豈特昔年韓昌黎哉、於是人僉曰、貞昌公今之韓昌黎也、不亦盛哉、伏請威力神通大自在王正八幡大菩薩、會中八萬諸聖衆、會上十六大善神、同證明之、同洞監之、至禱至祝、至祝至禱、

祈請

瞻仰隅州正八幡、暮春祭祀薦蘋蘩、禮儀我亦折其膝、終日客來迷惑存、

八幡祭會暮春天、多少商人來往邊、今日供僧打横手、願文高唱掃參錢、　又贈供僧

終日敲鐘成幾行、棹頭塞目欲心忙、醉人多使惡錢擲、今得其時念佛坊、　寄念佛坊

己酉三月、有風雨而無詣神者、戲吟一章、書以寄宿直香乘坊、

人自遠方來詣神、暮春十日雨降頻、香乘於是何因果、今損青錢三十緡、

三月十一日、天氣新吹日本晴、與宿直宗圓擔肩重、作俳諧以寄之、

每聞中奏惡魔降、正八幡光遍異邦、囊括東西南北施、宗圓果報世無雙、

多歲昇山又幾回、祭儀大餅八千枚、神之受與人之潤、悉自檀那祈念來、　祭祀之日贈昇山人

晨夕焚香拜釋尊、門風唯願及仍孫、祭儀匪翅幾千世、我等嘉齡祝八幡、　萬歲萬歲萬萬歲

〔地理纂考十九桑原郡〕國府鄉　宮內村

鹿島神社　奉祀一座　彥火々出見尊 例祭年中十三度 正月元日 同三日 二月初卯日 三月十日 四月十七日 五月六日 六月二十九日 七月七日 八月十五日 九月九日 十月十五日 十一月三日 十二月十八日 此外臨時祭有り

永和二年丙辰、正八幡總大宮司北村河內守入道了覺が寫したる社務記曰、凡每歲八月十五日、正宮濱下り之神事、騎馬武者二百六十人、神輿に供奉するの例とあり、往古の神事、壯觀盛裝なりしを思ふべし、今も每年三月十日の祭日に、一ノ鳥居より二ノ鳥居迄の間の大路の左右は更なり、中央にも所せきまで店を出し、さま〴〵の品を賣り鬻ぐ中に、木製の鯛魚と化粧宮との土產を出すを舊例とす、化粧宮は、彥火々出見尊、海宮にて豐玉姬命と婚姻の式を存へ、木魚は尊の釣を取りし赤女魚の故事に倣へりとぞ、

〔南浦文集下〕口號十首

是歲慶長己酉二月以來、我君龍伯翁、起居不輕、眠食異常、侍衛之臣、遍求醫術、仰崎神明者、無晝夜、

薩摩郡　知覽院　府領社九町七段正八幡宮論下司忠峉
頴娃郡　府領社二十三町正八幡宮論下司頴娃次郎忠康
指宿郡　府領社九町三段正八幡宮論下司忠元
鹿島郡　社頭八十町正八幡宮領
建久八年六月日〇節略

〔島津文書〕豐前國上毛郡勤原村地頭職事、御寄進狀遣之、可送進正八幡宮也、御願成就、異國降伏之由、可啓御寶前之旨、可令相觸當宮總官之狀、依仰執達如件、

弘安七年二月廿八日　駿河守業時〇北條在判
相模守時宗〇北條在判

太宰少貳殿

〔島津文書〕奉寄進正八幡宮御寶前豐前國上毛郡勤原村地頭職事

右爲聖朝安穩、異國降伏、殊有御祈願所被送進也者、依鎌倉殿〇將軍惟康親王仰、奉書如件、

弘安七年二月廿八日　正五位下行駿河守平朝臣業時在判
正五位下行相模守平朝臣時宗在判

〔島津文書〕奉寄進正八幡日向國臼杵郡田貫田尾藤右衛門尉時綱領

右爲聖朝安穩、異國降伏、所奉寄進也、雖爲向後、就社務令管領、可被御祈禱者、依鎌倉殿〇將軍久明親王仰、奉寄如件、

正安三年十二月廿四日　正五位下行相模守平朝臣師時在判
從四位下行武藏守平朝臣時村在判

〔南浦文集下〕暮春十一賦詩、謝客人之來過、我言之玷、枉賜芳免、

補寢所役四十丁

本家八幡　地頭掃部頭（元建部清重所知）

郡本三十丁（丁別廿疋）

賜大將殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、號府別府、以多丁、掛四百疋外、不辨社家年貢、不隨國務、任自由知行之、

佐汰十丁（丁別廿疋）　賜大將殿御下文、建部高清知行之、

栗野院六十四丁

正宮領　本家八幡　地頭掃部頭

御供田四丁　公田六十丁

鹿屋院内恒見八丁　正宮領始良庄五十餘丁（正宮大般若庄内沙汰、元吉門高信宗清所知、○中略）

右件總田數、任御教書之旨、注進如件、

建久八年六月日

大判官代藤原

諸司檢校散位大中臣（在判）

田所散位建部宿禰（在判）

稅所散位藤原朝臣（在判）

目代源（在判）

〔吾妻鏡十八〕建仁四年（○元久元年）十月十七日丙午、大隅國正八幡宮寺訴申事被經沙汰、是故右幕下（○源賴朝）御時、掃部頭入道寂忍、（○中原親能）爲正宮地頭之處、宮寺依申子細、被停止其儀訖、其後又三箇所、被補三人地頭之間、造宮之功難成之由云云、仍今日所止彼地頭職等也、

〔薩摩國圖田帳〕阿多郡　社領八段正八幡宮一宮府本無

國免、押案名々成敕、○中略

帖佐郡三百七十一丁大

正宮領　本家八幡　地頭掃部頭

爲半不輸、正稅官物者、辨濟於國衙也、

御供田九丁七段小　寺田廿六丁六段　小神田六十四丁九段半　大般若三丁　經講浮免十四丁二段　聖朝府國御祈禱料○中略

蒲生院百十丁九段半

正宮領　本家八幡　地頭掃部頭

爲半不輸、正稅官物者、辨濟國衙也、

御供田十二丁六段　大般若一丁　寺田十四丁五段　小神田三十一丁　經講浮免田二丁

聖朝府國御祈禱料○中略

吉田院十八丁二段

正宮領　本家八幡　地頭掃部頭

御供田二丁　寺田七段　小神田三丁五段　經講田一丁　聖朝府國御祈禱料○中略

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領　本家八幡　地頭掃部頭

公田永用百六丁二段　郡司大藏吉平妻所知

件名雖、爲社領分、號府別府、以數百餘丁宛五十丁所當准千疋、殘六十餘丁、不辨濟府國兩方、恣私用也、勤不隨國務也、

鍋倉村三丁僧忠覺所知　宮永八丁正宮修理所酒井爲宗所知　萬德四丁五段

田千二百九十六丁三段小　不輸五百丁五段小　應輸七百九十五丁八段〇中略

曾野郡二百廿九丁四段大

正宮領五十六丁一段　本家八幡　地頭掃部頭

御供田十四丁七段　寺田十五丁七段　國方所當辨田　萬德五丁二段丁別十疋　恒見廿丁五段丁別十九疋三丈〇中略

小河院三百四十八丁三段大

正宮領二百七十四丁八段　本家八幡　地頭掃部頭

御供田十五丁六段六十歩　寺田三十二丁六段　小神田五丁三段六十歩

國方所當辨田　萬德百六十丁三段丁別十疋　恒見三丁九段丁別十九疋三丈　公田五十七丁　功德丸十二丁　用富四十五丁　郡司酒井宗方所知〇中略

桑東郷百八十九丁四段大

正宮領百十三丁九段大　本家八幡　地頭掃部頭

御供田廿七丁七段　寺田五十一丁八段六十歩　小神田三丁五段

國方所當辨田　恒見四丁九段半丁別十九疋三丈　萬德十二丁丁別廿疋　宮永廿三丁正宮修理料此内不㆑蒙免押領名名在成歟　公田廿一丁丁別廿疋　萬善十二丁　松永七丁税所藤原篤用所知　千手丸十一丁〇中略

桑西郷百五十六丁二段六十歩

正宮領百四十三丁六段大　本家八幡　地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半　御服田六丁六段　寺田廿四丁五段半　小神田三丁一段

國方所當辨田　萬德十四丁四段丁別廿疋酒井末能所知　宮永卅六丁四段丁別廿疋、正宮修理料、此内不㆑蒙

昔をも返す袂の匂ひ哉天津少女の緋たけのこゑ

月も日も光を添て家々の千世の榮は神のまに〳〵

〔一宮巡詣記〕鹿兒島神社、大隅桑原郡、人皇三十代欽明五年鎮座、石體宮、聖武天皇六年天平元己巳、勸請、以石納土中、其前建宮也、見碑文、時造宮之後四百四年、崇德天皇九年壬子、始出哲人祭之、

〔集古十種扁額二〕大隅國八幡宮額

參議佐理卿眞蹟　敵國降伏

神階

〔三代實錄清和四〕貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位下鹿兒島神、授從五位上、

○按ズルニ、麑藩名勝考ニハ、貞觀二年ノ授階ヲ以テ鹿兒島郡澤牟田村ニ坐ス鹿兒島神社ノ事トス、附記シテ後考ニ備フ、

社格

〔延喜式神名十〕大隅國桑原郡一座大

鹿兒島神社

〔大日本國一宮記〕鹿兒島神社號大隅正八幡宮、○中略

〔類聚既驗抄〕諸國一宮事國々擁護靈神也、○中略

正八幡宮大隅、壹岐各一　　大隅桑原郡

〔官社祭神考證上〕霧島神宮

明治七年月日十五日、○二月祭文曰、天皇乃大命爾坐世、掛卷母恐支霧島神社乃大前爾、鹿兒島縣權令正六位大山綱良乎使止爲氐白給波久白、左久、○中略桑原郡爾坐須鹿兒島神社乎神宮止改稱倍、官幣中社止定奉利、○中略天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須、

神領

〔大隅國圖田帳〕注進　國中總田數寺社庄公領幷本家領所地頭辨濟使等交名事

合田參仟拾漆丁伍段大

正宮領　本家八幡　地頭掃部頭

〔帝王編年記 十九堀河〕嘉保元年十一月十二日、大隅正八幡宮燒亡、件宮既寬治五年有火、仍仰太宰府造營、土木之勤、漸及半分、今重有此災、神慮難測云々、

〔明月記〕嘉祿二年九月十八日、一正八幡宮造營用途事、古代々仰日向大隅薩摩三ヶ國支配庄公田其沙汰候也、且文治五年宣旨目錄注進之、〇中略 九月十四日左少史小槻季繼

〇按ズルニ、薩藩舊記ニ載スル所ノ、建治二年正月日國分寺文書ニモ、鎮西神社造營ノ例ヲ記シテ、正八幡宮ハ三箇國ニ充ラルトアリ、

〔帝王編年記 二十五後深草〕建長五年三月十二日、大隅國正八幡宮、神殿舍屋以下燒亡、　四月廿日、於院殿上、被議定正八幡宮燒亡間事、

〔百練抄 十六後深草〕建長五年四月卅日丁丑、軒廊御卜、正八幡宮炎上事、　内大臣已下參入之、　五月八日乙酉、石清水一社奉幣也、依大隅國正八幡宮炎上事、　十月十日乙卯、大隅國正八幡宮造營杣入、并事始日時定也、中納言資季卿已下參之、

〔地理纂考 十九桑原郡〕國府鄉　宮内村

鹿島神社　社記曰、後村上天皇貞和三年丁亥二月十八日、正八幡宮火、後花園天皇文安四年丁卯、正八幡宮又火、後柏原天皇大永七年丁亥十一月廿八日、正八幡宮罹兵火、神寶等悉爲煨燼、

〇按ズルニ、後村上天皇ノ在位丁亥ノ歲ハ、正平二年ニシテ、北朝ノ光明天皇貞和三年ニ當ル、

〔地理纂考 十九桑原郡〕國府鄉　宮内村

鹿島神社　天文廿年辛亥、島津貴久再興ありて、使者を京に上せ、神像を彫刻し、正親町天皇の叡覽に備へ、綸旨を賜りて、永祿三年庚申十二月十三日に遷座ありて、銀幣一對、金襴の幡二十五流、此外種々の神寶を獻す、卽ち今の宮殿なり、此時貴久の父島津忠良奉納の歌、

千早振神代にはいざ玉金延磨きたるこの殿造り

社地

社殿

〔諸社一覽八大隅〕鹿兒島社　桑原郡ニ在リ　正八幡ト號ス

祭神二說　彥火々出見尊一說

大隅國正八幡、火々出見尊也、與宇佐八幡不同、

大隅宮神功皇后乎、大御前豐玉姬、南面應神帝、若宮仁德帝、西向武內臣也、

欽明天皇五年甲子顯坐社記

〔麑藩名勝考二〕桑原郡國分鄕宮內村

鹿兒島神社延喜式石淸水傳記等に、今云正八幡宮、

奉祀　彥火々出見尊

神社の東方に、龍山といふ村落あり、此處卽尊の所都の地なり、鹿島神社は、神武天皇の御創建也、井上氏神社考等に見えたり○中略

石淸水傳記曰、鹿兒島神社、彥火々出見尊也、神書抄曰、大隅國正八幡宮、火々出見尊也、與宇佐八幡不同、欽明天皇五年或書二年合祀仲哀天皇以下、今祔豐玉姬、今稱大御前、神功皇后、應神天皇、仁德天皇、稱之四所宮、東向、是稱八幡之張本、又一社隼風宮、祀日本武尊、西向、以討隼人之矛上爲神體、國分隼人城下に、拍子橋有、是隼人を討し所なり、又桑幡社、祀火闌降尊、又紀武內社、今祠官紀姓留守氏奉之、自稱武內之遠裔、又云、後一條天皇治安元年三月廿一日、爲元者下向于大隅國、而補任正八幡宮及霧島宮之大宮職云々、是祝所氏の誤なり、

〔諸神記〕大隅國正八幡宮奧委注

中應神天皇　右神功皇后　左仁德天皇

兩八流之幡顯坐、最初垂跡之地也、

〔國花萬葉記十四下大隅〕鹿兒島大明神　桑原郡ニ立

〔中右記〕寬治六年二月十五日戊辰、有陣定、是去年十二月大隅國正八幡宮、寶殿燒亡之事也、

〔惟賢比丘筆記〕大隅正八幡宮本縁事
震旦國陳大王娘大比留女、七歳御懐妊、父怖畏ヲナシ、汝等未幼少也、誰人子ニカ有、慥ニ申ベシト仰ケレバ、我夢朝日光胸覆所娠也ト申給ヘバ、彌驚テ御誕生、皇子共空船乗セテ流シ、著所ヲ領トシ給ヘトテ、大海ニ浮奉、日本大隅磯岸ニシテ著給ヒケル、其太子ヲ八幡ト號奉、依此船著所ヲ八幡崎ト名、是繼體天皇御宇也、大比留女天〇天字恐誤筑前國若椙山ヘ飛入給、後香椎聖母大菩薩ト顯ハレ給ヘリ、皇子大隅國ニ留リテ、正八幡宮ト祝ハレ給ヘリ、
〔八幡愚童訓下〕大比留女ハ筑前國若椙山ヘ飛入給テ、後香椎聖母大菩薩ト顯玉フ、皇子ハ大隅國ニ留テ正八幡ト被祝給リ、爰大隅ノ本住人名隼人、成敵心、奉追却八幡、張陣雖合戰、隼人打負テ頸ヲ被切、故ニ惡緣トナリ、依致其難、御幸ノ前ニハ二百人騎兵奉隨、隼人打取給御鉾ヲ號シテ名隼風鉾、實長八尺、廣六寸也、仲哀天皇ノ御子トシテハ皇后御腹ニシテ異賊ヲ亡シ、大比留女御子トシテハ幼稚ノ御年、討隼人玉フ、於武道振威德、於合戰施靈驗給、
〔二十二社註式〕大隅國正八幡宮桑原郡
大御前（大比留女、案之、神功歟、）　右　南面應神　若宮仁德　西向武內
家記云、人皇三十代欽明天皇五年甲子顯坐、
〔諸國神名帳大隅〕桑原郡鹿兒（カゴシマ）島神社大
大己貴神也
〔神祇拾遺〕地神五代垂跡
火々出見　大隅桑原正八幡社
〔神社啓蒙四〕鹿島神社（或正八幡宮）　在大隅國桑原郡
神祇抄曰、大隅國正八幡、火々出見尊也、與宇佐八幡不同、

鹿兒島神宮

鹿兒島神宮ハ今大隅國始良郡宮內ニ在リ、初メ天津日高彥穗々出見命ヲ祀リテ、鹿兒島神社ト稱セシガ、後マタ仲哀天皇、神功皇后、應神天皇、仁德天皇等ヲ合祀シテ、之ヲ大隅正八幡トモ稱セリ、當國ノ一宮ニシテ、延喜ノ制、大社ニ列ス、明治ノ初年、其社號ヲ改メテ鹿兒島神宮ト云ヒ、後又官幣大社ニ列ス、

名稱

〔延喜式十神名〕大隅國桑原郡鹿兒島神社

〔伊呂波字類抄加諸社〕鹿兒島神社大隅國桑原郡坐

〔大日本國一宮記〕鹿兒島神社號二大隅正八幡宮一、祭右云、神功皇后也、

〔諸社根元記〕一八幡之御事條々記

大隅國正八幡　大隅桑原郡
両八流之幡顯坐、最初垂跡之地也、自此有二八幡之號一、〇又見二諸神記一

〔八幡宮本紀附錄〕正八幡

又鹿兒島神社とも云、神名帳に大隅國桑原郡鹿兒島神社大一座とあり、

〔神代山陵考〕謹按、出見尊受二瓊々杵尊之御位一、宮都今大隅國桑原郡宮內地、崩後其廟號二鹿兒島神社一、

祭神

〔今昔物語十二〕於二石淸水一行二放生會一語第十

今昔八幡大菩薩、前生ニ此國ノ帝王ニ御シケル時、夷軍ヲ引將テ自ラ出立セ給ケルニ、多ノ人ノ命ヲ殺サセ給ヒケル、初大隅國ニ八幡大菩薩ト現ハレ在シテ、宇佐ノ宮ニ遷ラセ給ヒ、遂ニ此石淸水ニ跡ヲ垂レ在マシテ、多ノ僧俗ノ神人ヲ以テ、員ズ不レ知ヌ生類ヲ令二買放一メ給フナリ、

〔延喜式神名帳頭註〕大隅桑原郡　鹿兒島　南面應神天皇、若宮仁德、大御前大比留女、兼右案之神功乎、欽明五年顯坐云々、

け、富士のたかねよりもさいしよの峯なるがゆゑに、名づけてさいしよの峯といふ、六所ごんげんの靈地なり、かのいたゞきにがんけつあり、長時に猛火もえあがりて、雲につゞく、いつとなく黑砂ふりくだりてすゑ何千里とはかる事なし、〇中略我さつま方へ行なん後は、二たびふる鄕に歸らん事かたし、しやさんして後世をたすからんと思ふはとありければ、あづかりの武士情あるものにて、なにかくるしく候はんとて具し奉り參りたり、ことに地形すぐれて眺望世にこえたり、ためしすくなき所なり、少將あまり名殘をしくして、七日參籠して法華廿八品、尺の石のおもてにしよしやしてこめ奉て、そとばをつくり、五輪をきざみ、梵漢兩字をかきなどして、御やどに下向あり、

修佛事

〔朝野群載二文筆〕書寫山上人傳　花山法皇

沙彌性空者、東京人也、父從四位下橘朝臣善根、母源氏、〇中略後年從母到日向國、三十六遂出家、籠霧島山、讀誦法花、日夜無餘念、山庵幽寂、本無四隣、日供絕糧、殆及數日、此時經卷之中、得粳米三十許粒、又牖之下有煖餅三枚、取而食經數日、唇舌猶有甘氣、此後一鉢屢空、齋儲並日、然無飢苦、數年後去霧島、更移住筑前背振山、〇又見性空上人傳、元亨釋書、峯相記、

雜載

〔本朝神社考六〕本朝五岳〇中略

高千穗峯日向

〔薩州風土記〕一霧島山、いざなぎの命、いざなみの命、兩御神立玉ふ天のさかほこあり、高さ八尺程出る、四角なり、かく四寸ほどあり、ゆるぐなり靑さびにて唐かねのやうなり、うてばなる、かねの音なり、山上へふもとより二里ほど登る、大難所なり、硫黃谷あり、年中火燃る、馬の脊越風あれば上られず、まはりの小石、參詣の時あがりてつむ、又山上に木なし草原なり、外の草あらず、みなにんじんなり、

用水涸しに依り、瀬戸尾より乾方十八町餘、山下霧島王子と唱ふる末社のほとりに遷座あり、凡四百七十八年許を歷て、享保元年九月廿六日、山上また火を發して數日息ず、神社寺院すべて燒亡す、然れど此度も神體恙なく坐まし〻を守護して、小林郷の僻なる岡原と云所の假宮に遷奉りて、同十四年、今の地に宮殿を造營して、同年八月廿七日遷座ありしと云ふ、又大隅國曾於郡田口村なる霧島神社も、霧島山數度の炎上に依り、村上天皇の御世、彼瀬戸尾より遷座ありしよし社記に見えたれば、是も彼も其本、續後紀にいはゆる霧島岑神にして、同社の二つに分れたるなりけり、

神階

〔三代實錄　一清和〕天安二年十月廿二日己酉、授日向國從五位上霧島神從四位下、

社格

〔續日本後紀　六仁明〕承和四年八月壬辰、日向國諸縣郡霧島岑神預官社、

〔官社祭神考證　上〕霧島神宮

明治七年二月十五日、霧島神社ヲ霧島神宮ト改メ、官幣大社ニ列セラル、

明治七年月日祭文曰、天皇乃大命爾坐世、掛卷母恐支霧島神社乃大前爾、鹿兒島縣權令正六位大山綱良乎使止爲氏白給止波久白左久、○中略此新代爾方利氏、御社乎神宮止改稱倍、官幣大社止定米奉利氏、御幣帛奉出志齋祭里氐給布、故今與利後、彌遠長爾怠留事無久祭給波事乎聞食氐、天皇乃朝廷乎始氐、仕奉留百官人等、四方國乃公民爾至留萬氐爾、伊加志夜具波延乃如久立榮志米給倍止白給布、○中略天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須、

祭祀

〔薩州風土記　一〕九月十九日、きりしま御祭禮、西社東社

參詣

〔長門本平家物語　四〕六月十五日○治承二年には少將○藤原成經福原を立給ふ、三人○成經、俊寛、平康頼、つれて西國へおもむく、○中略日向のくに西方島津の庄につき給ふ、かの庄内にあさくら野といふ所に、ひとつの峯たかくそびえて煙絕せぬ所あり、日本最初の峯、霧島のたけと號す、金峯山、しやかのだ

ると云へり、按に霧島神社と稱ふもの、山中の彼處に六社有るを以て、俗に六所權現、或は六社權現などの稱有り、然れど今其本社と爲る所詳ならねど、此瀬戸尾なるを霧島岑神とせば、必ず本社として違ふ事は非じ、六所とは、囎唹郡田口村の山中に在る、霧島西御在所權現、高原の蒲牟田村の山中にある、東御在所權現、また同所の狹野に鎭座す霧島六所權現と狹野大權現、次に高城なる東霧島村にある東霧島權現、さて此小林なる夷守六所權現と、瀬戸尾との六所を稱ふとは聞えたれど、式に日向國諸縣郡一座、霧島神社とあるを以て見れば、其祭神も一座にして、一所ならでは外に在りとも見えず、また其一座は何れの神を祭れるにや、今定かには知難けれど、此は決て皇孫邇々岐命を祭れること疑なく覺ゆ、然るを今邇々岐命、出見命、葺不合命、それに其後神等三柱を合せて六社とも、又五座ともするなどは、皆後世に會祭れるなりと記せり、田原氏が六社縁起にも、即西御在所とて、鹿府の艮位十三里餘に在り、囎唹郡囎唹郷田口村に鎭座す、社記に上古御社は此より東一里二十町餘の瀬多尾と云地にありと、延暦炎上の後にも猶此に坐しを、村上天皇御世に、今の地に御遷座ありしとぞ、さて瀬多尾は諸縣郡なれば、御紀式ともに諸縣郡と記されしなるべしとも云り、六社の事は此縁起に依てみるべし、

〔太宰管内志 日向之三 諸縣郡上〕霧島神社

古老傳に、欽明天皇の時、慶胤仙人始て此山を開く、其後震火にかゝりて亡びたるを、村上天皇の時、性空上人、神殿又僧坊を造る、又文暦元年十二月、震火にかゝりて燒失たるを、文明十六年、島津陸奥守忠昌朝臣、兼慶法師に命じて、社を中興せさせ賜ふ、兼慶は東西別當の開基なり又百石の社領を寄附し賜ふ、東霧島社の別當を錫杖院と云、社人は押領司氏なり、又西霧島社の別當を花林寺と云、社人は橋本氏なり、祝家二十五家、又坊中十二處ありしと云、今は八ヶ寺殘れり、又東霧島社より八丁南に御池あり、周三里、七湊あり、又税所宮と云社あり、

〔地理纂考 二十五 諸縣郡〕霧島岑神社

社傳に曰、上古高千穗山の絶頂なる、東嶽 俗にいふ矛峯也 火常峯との間の瀬戸尾に 瀬戸尾とは、雙方の峯の間の凹なる所をいへるなり、 鎭座ありしを、鳥羽天皇天永三年壬辰二月三日、また六條天皇仁安二年丁亥、山上大に燃て、神社其災に罹るといへども、神像恙なく、宮殿造營ありて、猶山上に鎭座ありしを、百二十三年を經て、四條天皇の文暦元年十二月廿八日の燃に、又神社燒亡す、此時も神像恙なしといへども、

社地

いふ説より、祭神をも此神等に係て云傳つるが、遂彼僧家の説に化せられて、遂に社傳の如くはなりつるものなるべし、されば本元は社號のまゝに、此山靈を齋祀れるにて、峯神は二上峯の上に就て、二體を執て祭れるが故に兩所權現の名も起れるなる、〇此間恐有二落字一霧島社總一山を一體に執て祭れる社なるから、式にも一座とあるなるべし、彼富士の山靈を淺間社に祀れると、いはら同趣也、

〔西遊記　五〕天の逆鉾

扨海陸二日路をへて、霧しま山に入、數十丁のぼりて、霧島の宮居の前に著く、二神垂跡の地なれば、宮居今にいたり殊に美々敷、此近國にての大社なり、伏拜みて黄昏に及びぬれば、傍の山下坊といふ坊に宿す、

〔高千穗越狙考〕神名式なる日向國諸縣郡霧島神社とあるは、もと此山上に坐しける事、仁明天皇紀、承和四年八月壬辰條に、日向國諸縣郡霧島岑神預二官社一とあるにて論ひなし、〇中略文德天皇天安二年十月廿二日紀に、授二日向國從五位上霧島神從四位下一とあり、記傳に、此山は日向國の南極にて、大隅國の堺なり、紀に二上とある如く、東西に分れて峯二あり、東なる峯は日向國諸縣に屬し、西なる峯は大隅國贈於郡に屬せりとあり、彼國人島門神跡考證に委く此を證記して、傳云、鳥羽院天皇天永三年壬辰二月三日、山上大に火を發して、神社燒亡せしかど、猶舊の如く再營有りしが、其後また百二十三年を經て、四條院天皇文暦元年十二月二十八日、神火の災に罹り舊地より戌亥方十八町餘下の地に遷奉りしが、此處を瀨戸尾越と呼べり、上に謂ゆる二上峯の東西の間、瀨戸尾の下にして、此は二上峯と虚國嶽との間に在て、西霧島に遷ふ山路なり、〇中略また享保元年九月二十六日の神火に燒亡はれ、此度は神體等砂石に埋れ給ひしを、やう〳〵堀出し奉りしとぞ、〇中略斯て岡原と云ふ處に暫く假宮を興て遷奉りしかど、享保三年九月六日遷座と云々、岡原は猶小林の内にて、戌方四里許有りと云ふ、其後同十四年八月二十七日、夷守嶽の東方の麓、夷守神より三十町許上の方に當る筑地といふ處の野岡の山中に、今の如く新宮造營有て遷奉

因曰高千穗二上峯、後人改號智(チホ)鋪、

〔太宰管內志日向之三〕霧島神社

鮫島氏云、(薩州の士、鮫島宗恒といふ人なり、)諸縣郡霧島神社は、正殿に祭神第一瓊々杵尊、第二彥火々出見尊、第三鸕鷀草葺不合尊、第四神日本磐生彥尊、此四柱なり、又東社(日向國諸縣郡)日少宮は國常立尊、又西社(大隅國曾於郡)山王社は國狹槌尊を祭る、四柱を合せて六所權現と云、

〔麑藩名勝考二〕諸縣郡高原鄉

霧島神社(延喜式、今曰東霧島宮、)

奉祀　伊弉諾尊、並祔祀、同于西霧島宮、　府北二十六里(宮廟の下、御池と稱する靈沼あり、)

東御所兩處權現は、是亦伊弉諾尊伊弉冉尊を祀る、蓋皇宮の墟なるべし、

〔神社覈錄七十日向〕諸縣郡霧島神社　祭神伊弉諾尊、伊弉冉尊、相殿地神五代、神武天皇、(社傳、考證多紀理比賣といふ、今從はず、)

〔日向國神蹟考〕霧島峯社は、裝峯一覽に、諸縣郡高原鄉蒲牟田村に在て、土人は東御所兩所權現と呼とぞ、此社は、續後紀承和四年八月霧島峯神預官社、と見えて、峯とは東方矛の峯の事にして、其峯は卽此兩所權現社の境內にて、其社は麓の高原鄉より二里山上にして、これより絕頂に至るまで遠からず、されば峯の神とはいふなり、また兩所權現と稱ふるは、諾冉二尊を祭れるを以てなり、(此事は論あり、下にいふ、)と見え霧島神社の事も、同書に、高城鄉東霧島村に在て、土人は東霧島權現と云とぞ、此社は三代實錄に、天安二年十月の下に、授日向國從五位下霧島神從四位下、と見え、神名式にも當郡の下に霧島社と擧られたる社にして、伊弉諾尊を祭れるよしに記されたり、此一覽の說いづれもさる事なるが中に、祭神を伊弉諾尊、峯の社のかたには伊弉諾尊をも合祀れるよしなるは、いづれも其社傳なるべけれど信じ難し、此は上に彼矛を此二柱神の指下したまへると

霧島神宮

名稱

霧島神宮ハ日向國ト大隅國トノ界ナル霧島山ノ麓ニ在リ、祠ハ舊ト日向國諸縣郡ニ屬シテ、之ヲ霧島神社ト號シ、又霧島峯神トモ云ヒシガ、今ハ大隅國始良郡田口ニ在ルモノヲ以テ、其本社ニ定メタリ、山上ニ天之逆鉾アリ、世俗之ヲ伊弉諾伊弉冉二尊ノ立テ給フ所ト云フ、因テ又兩所權現ノ稱アリ、仁明天皇ノ承和四年、始メテ官社ニ列ス、明治七年、官幣大社ニ列シ、社名ヲ今ノ稱ニ改メラル、

〔延喜式 十神名〕日向國諸縣郡霧島神社、

〔伊呂波字類抄 幾諸社〕霧島神社 日向國諸縣郡坐

〔神社覈錄 七十一日向〕諸縣郡霧島神社 霧島は岐里志麻と訓べし、〇中略高原郷霧島山に在す、今東御在所兩所權現と稱す、

祭神

〔神祇拾遺〕日本八島

瓊々杵　日向霧島嶽

〔神祇拾遺〕地神五代垂跡

瓊々杵　日向千穗神社

〔日本書紀 二神代〕高皇產靈尊、以眞床追衾、覆於皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊使降之、皇孫乃離天磐座、天磐座、此云阿麻能以簸矩羅、且排分天八重雲、稜威之道別道別、而天降於日向襲之高千穗峯矣、

〔釋日本紀 八述義〕日向國風土記曰、臼杵郡內知鋪郷、天津彥火瓊瓊杵尊、天降於日向之高千穗二上峯、時天暗冥、晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗二人奏言、皇孫尊以尊御手拔稻千穗爲籾、投散四方、必得開晴、于時如大鉗等所奏、搓千穗稻爲籾投散、卽天開晴、日月照光、

社格

神異

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年八月壬辰、日向國子湯郡都濃神、〇中略預二官社一、

〔大日本國一宮記〕都農神社 大己貴命　日向兒湯郡

〔塵添壒囊抄 一〕何口事

日向國古㕓(コユノ)郡、常ニ兒湯郡トカクニ、吐濃(トノ)峯ト云フ峯アリ、神オハス、吐乃(トノ)大明神トゾ申ナル、昔神功皇后新羅ヲウチ給シ時、此神ヲ請シ給テ、御船ニノセ給テ、船舳ニ令レ護給ケルニ、新羅ヲウチトリテ歸リ給テ後、韜馬(ウシノ)峯ト申ス所ニオハシテ、弓射給ケル時、土中ヨリ黑キ物ノ頭サシ出ケルヲ、弓ノハズニテ堀出シ給ケレバ、男一人女一人ゾ有ケル、其ヲ神人トシテ召仕ヒケリ、其子孫今ニ殘レリ、コレヲ頭黑トイフ、始テホリ出サル、時、頭黑クテサシ出タリケル故ニヤ、子孫ハヒロゴリケルガ、疫病ニ死失セテ、二人ニナリタリケリ、其事ヲカノ國記ニ云ヘルニハ、日々ニ死盡、僅殘男女兩口トイヘリ、コレハ國守神人ヲカリツカヒテ、國役ニシタガハシムル故ニ、明神イカリヲナシ給テアシキ病オコリテ死ニケル也、〇中略吐濃大明神、癰瘡ヲマジナフニ必イヤシ給トカヤ、カノ國人ハ、明神ノ御方ニ向テ頌文シテ云、吾常以レ汝爲レ高、今者此物高二於汝一、若有二懐憤一、宜レ令二平却一ト唱ヘテ、杵ト云フモノヲシテ、朝ゴトニ一二度アツルコト三日スレバ癰瘡イユト云ヘリ、

都農神社

名稱

都農神社ハ一ニ宮崎社トモ稱ス、日向國兒湯郡都農村ニ在リ、大己貴命ヲ祀ル、當國ノ一宮ニシテ、仁明天皇ノ朝、官社ニ列ス、現今國幣小社タリ、

〔延喜式神名十〕日向國兒湯郡都農ツノ神社

〔伊呂波字類抄都諸社〕都濃神社日向國兒湯郡二座內

〔國花萬葉記十四下日向〕都農大明神　兒湯郡宮村　當國一宮

祭神

祭神　大己貴命也　社號又宮崎社

〔延喜式神名帳頭註〕日向兒湯郡　都農　一宮也、大己貴命、

〔和漢三才圖會八十日向〕都農大明神　在兒湯郡宮村

祭神一座　大己貴命號宮崎社

社地

〔一宮巡詣記一〕十三日〇延寶三年九月申刻、津野村に至り、大明神へまうでぬる、豊後の國守大友宗麟、薩摩をせめし時、あまた社を燒はらひ、緣起古記御寶物など悉くうせぬ、其後取立る人もなしとて、僅の小社となり、御名をさへ知らず、只明神とのみいへり、され共年老たる宮守を尋出して、古き事どもを語らせ、棟札などを見て、日向の一宮とは知りぬ、〇中略津野村の町はづれに二の鳥居の跡有、社より十四五町ほど海邊によりて三の鳥居の跡有、其所を鳥居原と云、

〔神社啓蒙七日向十一〕兒湯郡都農神社　都農は假字也、和名抄郡鄕名都農、今按るに、中昔には吐濃ともいへり、〇中略都農村に在す、社家注進

神階

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年九月甲辰、日向國無位都農皇神、奉授從五位下、

〔三代實錄清和一〕天安二年十月廿二日己酉、授日向國從五位上都農神從四位上、

雜載

し、勝たる射手は、其村中に酒飯を振舞ひ、大に是を祝する例なり、是を垸飯振舞といふ、垸飯は小豆飯なり、

〔麑藩名勝考 二〕宮崎郡下北方村

神武天皇御廟

熊府島温詩

維此神武　纘緒発仁　天之所予　厥命維新　敬畏上帝　撫綏下民　德馨升徹　景福來臻

明治八年八月十日、國幣中社ニ列セラル、

同年月日祭文曰、天皇乃大命爾坐世、挂卷母恐支宮崎神社乃大前爾、宮崎縣權令從六位福山健偉乎使止爲氏白給波久白左久、此度更爾御社乎國幣中社止定奉利氏、御幣帛奉出志齋祭給波牟事乎聞食氏、天皇乃朝廷乎始氏、仕奉留百官人等、四方國乃公民爾至留萬氏爾、伊加志夜具波延乃如久立榮志米給倍止白給布、天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須、

社殿

〔宮崎宮略緣起〕本宮舊記曰、古老傳曰、磐余彥命長髓彥ヲ平ケ給ヒ、卽チ橿原宮ニ座坐テ崩御玉ヒシ後チ、筑紫鎭守神八井耳ノ命ノ皇子天健磐龍命、天皇ノ靈社ヲ當地ニ建立シ玉フ云云、○中略奈古八幡社記曰、神武天皇宮殿建立成就ニ依テ、今日八幡宮ヨリ遷宮、地頭土持太郎信綱供奉馬上也、

神領

〔宮崎宮略緣起〕寄附狀ニ曰

依二神武天皇古跡一、新地貳石五斗事、令二寄附一訖、全社納不レ可レ有二相違一者也、

永祿三己巳三月三日　　永純○有馬印

祭祀

〔日本古義〕一射禮

今の世に諸社の神祭の競馬の始には、必流鏑馬の式を行ふ事は、是上古朝廷にて行はれし、流鏑馬の古例に據るなり、正朝○高木日向國延岡に在し時、正朝、射禮指南のため、彼國に滯留せり、同國宮崎神武天皇の御祭禮の流鏑馬を見物せり、凡馬數千七八百騎に餘れり、此流鏑馬此國の田夫等競馬を流鏑馬といて騎人を射手といへり、是古き云傳へたり、始れる前に、神主神の御前に於て流鏑馬の禮式を行ふなり、其射手はいづれも十三四歳より十五六歳に至る、各弓小手を著、端反の笠をかぶり、馬は鞍を敷ず、皆裸馬にて腹帶に足を踏こみ、二十騎或三十騎ばかり馬の鼻を雙べて相圖を聞と等しく一度に馳出す、其疾き事矢の飛が如く、孰も勝負を爭ひ馳る、其雄々敷事、又比いはむものなし、是吾神武の國のいさをしなるべ

宮崎宮

宮崎宮ハ日向國宮崎郡下北方村ニ在リ、神武天皇ヲ祀ル、世俗稱シテ天皇ノ御廟ト云フ、現今官幣大社ニ列ス、

〔麑藩名勝考 二〕宮崎郡下北方村

神武天皇御廟

此處卽天皇舊京の墟にして、曠々たる平野といへども、山河蒼々、雲氣藹々として、萬古の九重盛なるを拜するに髣像し、百寮右冠の儀を覩に恍惚たり、四時通正にして、夏節來れば帷衿を著ざる事あたはず、冬候到れば綃絮を挾むにあらざるはなし、按續日本紀、神護景雲二年七月十一日、日向國宮崎郡人大伴人益所獻、白龜赤眼、靑馬白髮尾云々、蓋靈地異産あるを知るべし、

〔神皇正統記 二 神武〕この天皇、御年十五にて太子にたち、五十一にて父の神にかはりて皇位につかしめたまふ、今年辛酉の年なり、筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達および皇子群臣にみことのりして東征のことあり、

〔宮崎宮略縁起〕日向國宮崎郡下北方村に鎭りまします宮崎宮は、往古より神武天皇の御社と稱して祀ひ奉れり、大神は卽ち神武天皇にましまして、相殿東の方は彥波瀲武鸕鷀草葺不合命、西の方は玉依日賣命なり、○中略 偖この宮崎の社地は、天皇の宮居の舊き跡にて、郡の名を宮崎と稱し、且つ地の總名を宮崎といふも、天皇の都を建玉へりしに依りて名づけし事故、今猶かはらず其名ぞ傳りける、

〔官社祭神考證 下〕宮崎神社

祭神神日本磐余彥尊

〔島陬漁唱上〕題鵜戸廟前

扶桑開闢帝王城、神武靈蹤今古驚、定有龍燈照深夜、海濤打岸怒雷聲、

テ、カク稱スルトイフ、

〔日本書紀二神代〕彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊崩於西洲之宮、因葬日向吾平山上陵、

〔延喜式二十一諸陵〕日向吾平山上陵彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、在日向國、無陵戸、

〔薩州風土記一〕一鵜戸山大權現は、うがやふきあはせずの命の內裏のあと、當神まで此處に內裏ありといふ、岩穴の中へ宮を造り込ものなり、御普請の時は、此岩上るといふなり、れいげんあらたなり、

〔遊囊賸記十二〕鵜戸ノ岩屋ハ、鵜戸山ノ海岸へ峙タル處ニ、東南ニ向ヒ天然ノ岩窟洞開シ、其內ニ寶殿ヲ建テ、地神五代ニ神武天皇ヲ配シテ、是ヲ鵜戸權現ト號ス、宮殿ハ伊東家ヨリ營造シ玉フ、

〔遊囊賸記十二〕津口湊ヨリ內海鶯巢伊比井富士小目井宮浦吹井トイフ所ヲ越ル、是ヲ七浦七尾ト稱ス、內海ノコナタニ折生迫トイフ村アリ、於里布左右ト唱フ、

〔異稱日本傳中六〕今按〇中略影カゲ流、日本劒術者流名也、影當作陰、〇中略及乎足利氏之季、有日向守愛洲移香、磨霜刃年久、詣鵜戸權現祈業精、夢神顯猿形示奥秘、名著于世、名家曰陰流、

〔本朝武藝小傳六刀術〕上泉伊勢守

或人曰、愛洲惟孝といふ者、九州鵜戸の岩屋に參籠し、靈夢を蒙り、兵法を自得して、潛に愛洲陰流と號す、上泉其傳を得たり、後神陰流と改むると也、按〔日夏繁高〕曰、或說に新陰流は、昔慈音と云僧有、此僧九州の鵜戸の岩屋にして靈夢を蒙り、陰流と云、上泉此傳を得たりと、此說非なり、慈音は富田流の祖にして、新陰の祖にはあらず、しかれども似たる事有、愛洲惟孝、九州鵜戸岩屋にして刀術を自得す、慈音もまた、鵜戸の岩屋にして精妙をさとる、其靈夢を蒙る所、共に鵜戸の岩屋なれば、惟孝を不知者、慈音を陰流の祖とあやまるならん、

〔遊囊賸記十二〕鵜戸山ハ、卽吾平山ナルガ、鸕鷀草葺不合尊神退地ナリトテカク稱スルトイフ、津口港ヨリ七七峠ヲ越テ爰ニ到ル、暑雨ニ荒礒ヲ過テ苦シキ坂ヲ登降スルコト七度、其疲勞譬フベキニ詞ナシ、

孫曰、妾已娠矣、當產不久、妾必以風濤急峻之日、出到海濱、請爲我作產室相待矣、彥火火出見尊已還宮、〇中略後豐玉姬果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波、來到海邊、逮臨產時、請曰、妾產時、幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姬方產化爲龍、而甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通永無隔絕、今旣辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒、棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒、曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、

〔日本書紀通證 七〕正通曰、海濱、日向國宇止濱也、通證曰、產室舊蹟、在日向國那珂郡海濱、號宇止岩窟、宇止卽鸕鷀殿也、

〔麑藩名勝考 二〕那珂郡宮浦村鵜戶濱

鸕鷀殿、神代鹽土傳、俗作鵜戶、或云宇土、此所今係飫肥管內、飫肥府南三里十八町、日本紀曰云々、是鸕草葺不合尊降誕之處也、海濱有大巖窟南向、窟中建廟祀尊也、古語拾遺曰、天祖彥火尊、取海神之女豐玉姬命、生彥瀲尊、誕育之日、海濱立宮、于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、今謂之掃部者、掃守之訛也、或云、鵜戶とは產殿なり、鵜の羽の義に見えしは古傳の謬り、次のまゝなり、乳房石　御手洗泉　鰐嶽　彈琴松等の名所あり、

〔日向纂記 一〕日向神國附國中ニ山陵多キ事

鵜戶山ハ、日向國那珂郡宮浦村ノ內ニ在リ、其山南海ニ斗出シテ、山勢寄峭、奔木幽遠、海岸ニハ奇巖秀峙シ、怒濤巖ヲ拍ツ、観ル者目ヲ駭シ、膽ヲ寒サヽルハナシ、〇中略往古ヨリ山ノ總號ヲ吾平山ト云、山中ニ總關峯速日峯等ノ地アリ、又海岸ニ臨ンデ大ナル靈窟アリ、是ヲ鵜戶窟ト云、其口ハ東南ニ向ヒ、其濶東西二十一間、南北十六間、高一丈八尺許、其中ニ鵜戶神宮ヲ鎭座シ奉ル、卽チ鸕鷀草不葺合尊降誕ノ地ナリト云、參拜ノ徒、一タビ窟內ニ入レバ神威肅然、自カラ人ヲシテ畏敬ノ心ヲ生ゼシム、古ヨリ國人崇敬ノ神宮ナリ、神宮ヨリ三四町許山ヲ登レバ絕巓ニ至ル、卽チ所謂速日峯ニテ、絕勝ノ地ナリ、

〔寬文巡見使記〕寬文二年九月十九日、〇中略鵜戶山ハ、卽吾平山ナルガ、鸕鷀草不合尊神退地ナリト

神祇部一百

鵜戸神宮

名稱

鵜戸神宮ハ日向國南那珂郡宮浦ニ在リ、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊ヲ祀ル、舊ト鵜戸權現ト稱ス、明治七年、改メテ鵜戸神宮ト稱シ、現今官幣大社ニ列ス、

〔八幡宮本紀 二〕神代卷抄云、小戸、今日向小戸磐屋也、此說甚非也、何哉、問之日向國人云、有鵜戸而無小戸、鵜戸磐屋有神號鵜戸權現云、

〔官社祭神考證 上〕霧島神宮
明治七年月日〇十二月五日祭文曰、〇中略日向國那珂郡爾坐須鵜戸神社乎神宮止改稱倍、官幣小社止定奉利、〇下略

祭神

〔八幡宮本紀 二〕習合唯一記曰、日向鵜戸權現、鸕鷀草葺不合尊是也、然則鵜戸非小戸明矣、

〔一宮巡詣記 一〕十八日〇延寶三年九月の朝鵜戸の窟の社に詣ぬ、鵜戸の岩屋は、鵜戸山の海岸へ峙たる處に東南に向ひ、天然の岩窟洞開し、其内に寶殿を建て、地神五代に神武天皇を配して、是を鵜戸權現と號す、宮殿は伊東家より營造し玉ふ、

〔日本書紀通證 七〕宇止磐窟、〇中略今按、窟縱橫五丈許、深一町許、東面抱海負山、其山名早日嶺、絕勝之地也、有神祠、所祭六座、地神五代神、及神武天皇也、玉依姬祠在別處、是祠司之說、

社地

〔日本書紀 二神代〕彦火火出見尊、因娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年、〇中略及將歸去、豐玉姬謂天

名區、至誠之理人須盡、感格隨心德不孤、

〔肥後地志略七古跡〕阿蘇山

赤腐山とも云、神道源秘に、吹見山とも云と記す、異國より稱して、壽安鎭國山といへる名山也、

藻鹽草に

阿蘇山首尾吟

衣だにふたつありせば赤はだの山にひとつはかさましものを〇此歌又見新古今和歌集

曾記壽安鎭國山、維神所托隔塵寰、寒溪噴火石猶裂、甘雨降膏雲不頑、烟染嵐光生雲外、嶺分空翠秀林間、英靈如在禱而驗、曾記壽安鎭國山、

阿蘇長烟

非霧非雲山似蒸、長烟一片白層々、神池本有寶珠在、千古猶看瑞氣昇、

〔北史九十四〕倭國

倭國在百濟新羅東南水陸三千里、於大海中依山島而居、〇中略有阿蘇山、其石無故火起接天者、俗以爲異、因行禱祭、有如意寶珠、其色青、大如雞卵、夜則有光、云魚眼睛也、〇又見隋書

〔大明一統志八十九日本〕山川

壽安鎭國山國之鎭山、本朝永樂初、自製文勒之、刻碑立其地、〇又見明政統宗

〔月令廣義二十三晝夜〕如意珠

統志、日本國阿蘇山、石火起接天、俗異而禱之、有如意寶珠、大如雞卵色青、夜有光、永樂初年、封爲壽安鎭國山、

〔異稱日本傳中三〕今按、阿蘇山事見隋書、壽安鎭國山事見大明一統志、而不記封何山以此號、今據月令廣義、則封阿蘇山以此號也、

〔朝野群載六太政官〕文殿勘太宰府言上阿蘇宮雪降事

右宜レ勘二申先例一者、引二勘文簿一之處、去長元二年七月、出雲國言上云、管飯石郡須佐郷收田村、今月八日赤雪降、殖田三町餘、幷野山草木悉損亡畢者、同年八月七日、被レ下二宣旨一偁、仰二彼國一於二國分寺一、三ケ日屈二淨行僧一、轉二讀仁王般若經一、令レ攘二除災沴一、仍勘申、

應德二年九月十一日　右史生伴有貞

左史生紀公國

清原友信

〔參考太平記十一〕筑紫合戰附菊池寂阿討死幷採題英時自害事

天正本云、寂阿ハ、僅百五十騎ニテ、阿曾宮ニ詣、胡籙ノ表矢ヲ一ツ奉ルトテ、

武士ノ上矢ノ鏑一筋ニ思フ心ハ神ゾ知ラント讀テ、採題〇北條英時ノ館ヘ押寄ル云々、

〔後拾遺和歌集二十神祇〕大貳成章、肥後守にて侍ける時、阿蘇の社に御裝束奉り侍けるに、かの國の女のよみ侍りける、

よみ人しらず

あめのしたはぐゝむ神のみそなればゆたけにそたつみつのひろまへ

〔夫木和歌抄三十四神祇〕あそのみや阿蘇筑前

藤原基長朝臣

いまはとてしものはふりこいとまあれやあそのみやまに雪のつもれる

この歌は宇佐使にてくだり侍りける時、あその社に詣で、雪の積れるをみてよめると云々、

〔羅山詩集六十六〕阿蘇山火

山有二都媛與一レ彦男、阿蘇煙燧異邦嵐、前王昔自二西巡一後、火訓肥音是俗談、

〔肥後地志略二神社〕阿蘇宮

左筠之有甫

天子西遊到二阿蘇一、兩神自稱二阿蘇都一、社場依レ舊奉二楮幣一、山火連雲照二寶珠一、三座靈蹤來二景福一、一方安鎭得レ

世にいふあその御池とは是なり、古は山上に池水有て、大旱洪水にも増減なしとかや、〇中略

縁起云、俊頼當山に參詣、所詠の歌、

五色の波たつあその御池よりたむけのぬさのかへらすも哉

縁起云、此御池三所に有、故三池とも云、北御門、中御門、法施崎と號ス、此池の邊に八功德水、四十八石、天女出現所、仙人濱と云所有、眞言傳ニ云、越智の泰澄法師、或年阿蘇社に詣で念誦しけるに、池上に九頭の龍あらはる、泰澄いかつて云、龍畜の身を以て、此靈池を領せんや、眞形を示すべしと云ければ、忽に金色の千手觀音池上に現す、〇中略和漢ともに砒石、礬石、硫黄有山ニは、必火を生じ煙を生す、阿蘇山は硫黄ある故に煙おこる、神道にかゝはる事にあらず、本草綱目に曰、盤國有火山、山旁皆焦溶流數十里、乃凝堅、卽石硫黄也、博物志ニ曰、石硫黄出足彌山、去高昌八百里、有石硫黄、數十丈、縱廣五十畝、有取硫黄、晝見孔中上狀如烟、高數丈、夜見皆如燈、火明高尺餘とあり、此類みな神靈にあらず、殊に阿蘇山は、煙起灰ふるごとに、苗稼田畠あれ草木凋み、剩へ硫黄白川に流入、衆魚是が爲に死す、俗語ニ云、一切衆生の罪をあはれみて、其罪に代る程の大神、何の故に如此不慈なるや、若しひて大神の所爲といはゞ、邪神なり、淫祠也、尊敬するに足ざるべし、大神なんぞ邪神淫祠ならんや、思ふに阿蘇の煙は、硫黄有故なるを、神靈のやうに云なし、蒙昧の匹夫尼媼を欺き、大神を蕪穢し奉るのみ、予〇井澤長秀神祇を敬の餘り、妄言を聞ては憤なき事あたはず、直言する事右の如し、こひねがはくは邪を闢き正に歸せん事を、

雜載

〔扶桑略記二十九後三條〕治暦四年六月廿四日、肥後國阿蘇山雪降、深五六寸、

〔古事談一王道后宮〕長元二年七月八日、出雲國降雪事、〇中略

右大臣實資爲一上奉行此事、被進勘文云、〇中略

治暦四年六月廿四日、肥後國阿蘇山降雪、深五六寸云々、

池、去十月三日夜有聲、震動池水、沸騰空中、東西洒落、其落東方者如布、延縵廣十許町、水色如漿、黏著草木、雖經旬日不消解、又比賣神嶺、元來有三石神、高四許丈、同夜一石神頽崩、府司等決之龜筮云、應有水疫之災、

〔三代實錄 清和十〕貞觀七年二月十日壬戌、詔曰、○中略 去冬太宰府言上、在肥後國阿蘇郡神靈池、經淫雨而無增、在亢陽而不減、而今無故沸騰、衍溢他縣、龜筮所告、兵疫爲凶、朕之中腹、氷谷最切、夫備德嫁禍、既有前聞、行善攘殃、非無往轍、宜每寺薫修、每社奉幣、賴茲冥祐、防彼咎徵、　十四日丙寅、是日勅遣從五位下行木工權助和氣朝臣彝範、奉幣於豐前國八幡大菩薩、告文云、○中略 肥後國阿蘇郡爾在留神靈池、無故沸溢太利、卜求禮波、兵疫乃事可有止申利、○中略 十七日己巳、勅遣參議從四位下守右大辨大枝朝臣音人、從四位下行中務大輔忠範王等、向山階山陵、告以神靈池水沸騰、預防災害、

○按ズルニ、阿蘇神社ニ、上宮奇瑞記拔書ト題セル書アリテ、曆仁中ヨリ寶永中ニ至ルマデ、二十餘度ノ變異ヲ記載スト云フ、

〔阿蘇家傳〕文永龜山天皇七年十一月十五日、靈池大ニ震動ス、一時ノ中ニ二十四度、　八年、震動同上、九年二月、後嵯峨上皇崩、蒙古襲來、

〔國花萬葉記 十四下肥後〕阿蘇宮

此御神の御託詠なりとて、其國の人語り傳へて有をいつぞや聞し事有、

諸の罪にかはりて立上る煙ぞまろが姿なりけり、○り恐ろ誤 此國にあやしき神池有、此池より日每のあした、猛煙たちのぼる事おびたゞし、その立のぼる時は、山なり谷こたふるごとくして、常の人あたりへは立よりがたきよしかたれり、此御神は靈驗すぐれてあらたにおはします御事となり、

〔肥後地志略 七古跡〕阿蘇御池

神靈池

百八十九石六斗寄附之内、百八十九石二斗八、衆徒二十坊ニ配當ス、

學頭坊　淨教院　萬福院　成滿院　福万坊　大寶院　得善坊　長善坊　娛樂坊　禮德坊

丁覺坊　大德坊　成道坊　善性坊　實門坊　萬樂坊　成實坊　眞樂坊　福性坊　妙鏡坊

行者十七坊　慶長中、加藤侯領國ノ時、總寺社領九百八十餘石寄附ノ内、百六十石八斗ヲ、行者十坊ニ附ス、

道場坊　幸寶坊　鏡觀坊　鏡一坊　極樂坊　妙圓坊　那羅延坊　了忍坊　鏡善坊　圓達坊　慈眼坊　湯泉坊　圓境坊　鏡珍坊　了實坊　密教坊　幸密坊〇節略

〔日本後紀五桓武〕延暦十五年七月辛亥、詔曰、朕以眇身、忝承司牧、日旰忘食、側一物之向隅、昧口求衣、懼五行之爽序、比來太宰府言、肥後國阿蘇郡山上有沼、其名曰神靈池、水旱經年、未嘗增減、而今無故涸減二十餘丈、考之卜筮、事主旱疫、民之無辜、恐蒙其殃、方欲修德施惠消妖拯民、其天下鰥寡惸獨、不能自存者、量加賑給、兼令每寺三日齋戒讀經悔過、庶惻隱之感格於上天、蒙應之徵被於率土焉、

〔類聚國史百七十三災異〕天長二年四月庚辰、詔曰、〇中略太宰府言上、在肥後國阿蘇郡神靈池、遭旱澇不增減、而無故涸渴二十餘丈者、去延暦年中有此恠、當時卜之、旱疫告咎、前事不忘、取鑒今日、疑是政術有乖、戒以不祥歟、〇下略

〔續日本後紀九仁明〕承和七年九月癸巳、太宰府言、在肥後國阿蘇郡健磐龍命神靈池、洪水大旱、未嘗增減、而涸竭卌丈、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年三月己亥、詔曰、〇中略太宰府言、肥後國阿蘇郡神靈池、涵一定之盈科、歷水旱以自若、而今無故涸減卌丈、靜思厥咎、朕甚懼焉、詢之蓍龜、告以旱疫、今欲因循往烈、則象前規、施以德政、防茲災眚、宜每寺齋戒、共致薰修、每社奉幣、式祈靈祐、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年十二月廿六日己卯、太宰府言、肥後國阿蘇郡正二位勳五等健磐龍命神靈

一神前之勤行、專神事祭禮、可抽天下安全精誠事、

一每月十七日、東照大權現可致法味事、

一非大阿闍梨者、不可授別行幷戒師事、

一衆徒行者專戒律、行儀法式可任先規、縱雖爲出世器量之人、於亂行僧者、早可令追放事、

一顯密佛法相續、密者密流、於山門可被受職開壇事、

一衆徒戒臈次第、可爲列座事、

一背於國司之制法、不可致私檢斷事、

右條々堅可相守者也、仍如件、

寛永廿年六月日　　山門三院執行探題大僧口

（阿蘇文書）肥後國阿蘇山者、古來雖爲山門之門下、今般改請可屬東叡之末寺、由是特非衆徒之智謀、其國大守令僧徒刷此趣之由也、仍非例限者、聊應競望、但密法傳受事者、如先規攀山門、酌西山一流之法水、永令斷絕者、且又庶務本之由者歟、蓋所染毫端意趣如斯、

承應二癸巳年六月廿六日　　毘沙門堂門跡前大僧正公海御判

（阿蘇學頭坊文書）阿蘇山衆徒寺院次第

統領六房之事、一成滿院、萬福院、福滿院、學頭坊、大實院、得善坊、

寺家三段事、一上坊、成滿院、萬福院、長善坊、福滿坊、學頭房、大實院、得善坊、七ヶ寺、一中坊、善性坊、了覺坊、淨光院、成道坊、新樂坊、萬樂坊、七ヶ寺、一下坊、妙境坊、福性坊、大德坊、禮德坊、實門坊、成實坊、六ヶ寺、

知行高之事、一上七ヶ寺高拾五石宛、一中七ヶ寺高拾石宛、一下六ヶ寺高八石宛、

右分ハ前々申傳分記

（肥後國志略二十二阿蘇郡）衆徒二十坊、慶長五年、加藤侯黑川村ニ僧坊造立シ、阿蘇宮ノ寺社領總高九

社領

僞の神領の外、益城一郡、其外所々手に入ると見えて、幕下の士所々の城主たる者多し、天正十五年六月、秀吉公、矢部の内にて三百町寄附、其餘は沒收せらる、惟乘神主より、二位惟豐惟將、惟種の代に至りて、阿蘇家最盛なり、惟種の次、惟善友貞友隆と次第す、

〔阿蘇文書〕上卿　新中納言

萬治二年五月廿二日　宣旨

宇治友貞

宜叙從五位下

藏人左少辨藤原昭房奉

〔阿蘇文書〕上卿　新中納言

萬治二年五月廿二日　宣旨

從五位下宇治友貞

宜任中務權大輔

藏人少辨藤原昭房奉

〔阿蘇三社大宮司系圖〕惟善――友貞中務權大輔貞享二年迄ニ從四位上

〔陰德太平記二十〕大友義鎭肥後國發向之事

大友義鎭ハ、〇中略九州ヲ幷呑セン志深カリケリ、爰ニ肥後州ニ於テ命ヲ背者多カリケル中ニ、阿蘇ノ衆徒行者共、名山要害地ヲ頼テ動(ヤヽモス)レバ甲冑ヲ帶シ、近郷ヲ押領ス、義鎭如何モシテ彼ヲ味方ニ引成スニ於テハ、兵糧ノ手遣自由ナルベシト思ヒ、頓テ使札ヲ被送タリケレバ、一山衆議シテ、一味ノ返簡ヲゾシタリケル、

〔阿蘇學頭坊文書〕掟　肥後國阿蘇山

平塚名、又於肥前內彼杵庄、小城郡西方甘根崎庄、又於日向內高智穗、於薩摩內滿家院泉庄、伊集院日置南鄕給黎院等御寄附之綸旨、將軍之御敎書等於今存之、天正年中大宮司惟種之時、尙阿蘇郡益城郡四ヶ社領、其外隣國諸所之郡庄等領之、惟種病死、其子幼弱之時、爲豐臣秀吉被沒收領地、而於矢部之內、僅以三百町被寄附、其後至文祿年中、二年八月大宮司惟光、蒙讒自殺、其後慶長五年國主加藤淸正朝臣、探求惟光弟矢部月丸、爲大宮司、月丸時遁在山林又寄附社領、其明年、惟善月丸居住阿蘇宮地、於是集離散祀官、再興祭祀、雖然尙不及往古之十一、其後至今細川家、

〔太宰管內志 肥後之三阿蘇郡〕健磐龍命神社

社記に、〇中略一寺社人來由之事、社家廿一人、神人十五人、御子五人、巫十四人、霜宮祝四人あり、社家の內に權大宮司あり、吉見神之裔なり、吉見神子天彥神第五の子權大宮司の始祖なり、其外は本宮九宮の裔也、神人は社家の支族、みこ巫霜宮祝は神人の支族也、是社傳說也、此輩古より他姓をまじへず

〔西遊記 四〕阿蘇山

山を下り、ふもとの本社ふしをがみ、神主は詩歌のすき人ときけば音づるゝにいなみもせず、いと親しくもてなしぬれば、ひと日ふた日留る、其家の事尋しに、神孫たゞしく、天正の頃までは、三十五萬石を領せるが、豐後の大友氏の爲に零落せりとぞ、今にては其おもかげにもあらず、然れども位は貴く、二位まですゝめる例なり、ふるき家なれば色々珍敷事も多かり、殊に下野之狩といふありて、其狩の法今に傳へり、

〔玉勝間 七〕肥後の阿蘇大宮司家菊池家の事、隈府孔子堂の事、

肥後國古今城主考と云物にいはく、益城郡岩尾古城は、矢部濱村の邊にあり、阿蘇大宮司岩尾在城と古記にあり、いづれの大宮司といふことは分明ならず、大宮司始めは阿蘇、其後小國南鄕矢部に居住す、文龜の末永正の初より、菊池家衰弱して、國中次第に敗亂に及べり、此節大宮司は四

〔阿蘇文書〕口宣案　上卿廣橋大納言

天文十三年九月十六日宣旨

正四位下宇治惟豐宿禰　宜叙從三位　藏人頭左中辨兼近江權介藤原國光奉　上階事、所有天憐也、禁中御修理方、別抽忠節者、重猶可被行恩賞之由綸命所候也、仍執達如件、

九月十六日　左中辨判

阿蘇大宮司殿

○按ズルニ、此他天文十八年八月十四日正三位ニ叙スル口宣案アリ、

〔豐薩軍記〕五　薩州勢再肥後出張之事

去程ニ島津義久ハ、龍造寺隆信ヲ一戰ノ下ニ討取テ、其威遠近ニ震ヒケレバ、是勢ニ九州ヲ打從ヘ、大友ヲモ亡シテ年來ノ遺恨ヲ散ズベシトゾ議セラレケル、○中略去年八月下旬ヨリ、島津中務少輔家久ニ、一萬五千餘ノ兵ヲ與ヘテ、肥後國ヘ出張セシム、○中略阿蘇大宮司ハ、數代豐州縁類ニテ、無二ノ大友方也トハ云ヘドモ、家人等如斯ニ成ヌレバ爲方ナクテ、島津ト和親ヲシタリケル、

〔太宰管內志〕肥後之三　阿蘇郡　健磐龍命神社

緣起に、神武天皇七十六年丙子春、命御孫健磐龍命、自山城國宇治鄉下阿蘇、賜由是大神子孫大宮司家、以宇治爲氏、○中略景行天皇行幸之時、命速瓶玉命、於宮地村建阿蘇神社、又令司其祭祀、賜是阿蘇大宮司之始祖也、○中略自惟人子成輔後、世々司阿蘇大神之祭祀、及八十餘代、自中古於益城郡矢部造城居之、以爲阿蘇大神之苗裔、位者自五位至二位、官者自八省至中大將、又被免許禁色裝束、至今用之、又於朝廷因盡忠節、爲肥後日向薩摩之守護職、又於豐前豐後筑前肥前等國、賜若干領地、於肥後一國者、一圓爲阿蘇神領、其書於今存之、其外於豐後內日田郡、球珠郡、大佐井鄉、武藏鄉、柏原入田庄、佐伯小川上下、直入郡高田井田鄉、大野庄、內田村、宮貞羽步桑原庄、又於筑前內早良郡山門庄比伊鄉、下座郡福島

〔太平記十六〕多々良濱合戰事

阿蘇大宮司八郎惟直ハ、前日多々良濱ノ合戰ニ深手ヲ負タリケルガ、肥前國小杵山ニテ自害シヌ、其弟九郎ハ知ラヌ里ニ行迷ヒ、賤キ田夫ニ生取ラレヌ、

〔宗像軍記〕多々良濱合戰ノ事附宗像大宮司氏俊謀略幷ニ家臣占部右近赤星右馬之助ヲ討取事

菊池掃部助武俊ハ、箱崎ノ松原ニ陣取リテ、城越前守、赤星右馬之助ヲ先陣トシテ、阿曾大宮司惟直、秋月備前守種貞、原田筑前前司種宗等相從テ、都合其勢三萬餘騎ニテヒカヘタリ、〇中略、阿曾大宮司ハ、肥前國ニテ討レケレバ、原田千葉大村モ、深山幽谷ニ身ヲ隱ス、

〔阿蘇大宮司惟澄申狀〕惟澄軍忠次第記謹言上

最初元弘三年、惟直相共令參上金剛山之處、依下賜令旨、自備後鞆令下國阿蘇郡鞍岡合戰、自被疵以來、關東先代事、不遑言上、〇中略、凡惟澄自最初大小之合戰數百度、所討取兇徒數千人、其間自身被疵事七箇所、令討死親類若黨百餘人也、所詮惟澄立申荒涼軍忠否、以誓文有御尋御方之傍輩之日、若有爭申仁者可申披者也、仍取詮言上如件、

正平三年九月日

〔阿蘇文書〕肥後國守護職事、所補任也、早守先例可致沙汰之狀如件、

延文六年〇康安元年二月廿二日　義詮判

阿蘇筑後守殿

〔阿蘇文書〕肥後國四箇社大宮司職、幷國々所領等事、任綸旨令旨之趣、不可有相違之由、依一品式部卿親王〇懷良仰、執達如件、

天授三年三月廿六日　左少將判

阿蘇乙□殿

神職

〔筑紫軍記〕神八井耳命、此御子天健磐龍命ヲ筑紫ニ居置レテ、西戎ノ鎭守トシ給フ、肥後國ニ下リ給ヒケルニ、國ノ神草部吉見命ノ御女、阿蘇郡姫ヲ以テ妻トス、其後速瓶玉命ヲ產玉フ、此子孫代代神職トナル、阿蘇氏ノ祖也、

〔肥後地志略（二社神）〕阿蘇大神宮

阿蘇記云、景行天皇、國造速瓶玉命の子惟人に勅して社を建、祭祀を司らしめ、神領を附し給ふ、大宮司是よりはじまる、

〔肥後地志略（二社神）〕阿蘇郡阿蘇大神宮幷國造

社記云、（○中略）十二社の次第如左、

三國龍大明神（草部吉見神、阿蘇津媛之御父也、權大宮司之祖神也、○中略）　九若彥大明神（新彥大明神之子、北宮之神、神官之祖神也、）

〔續日本後紀（十三仁明）〕承和十年六月乙丑、肥後國阿蘇郡從三位勳五等健磐龍命神社神主、（○中略）永預把笏、

〔阿蘇文書（源賴朝袖判）〕

下阿蘇三社中司氏人祝部供僧等所定補大宮司職事

宇治惟次

右人補任彼職畢、任先例可令執行社務之狀、所仰如件、（○中略）

建久七年六月十九日　　政所（判）

〔阿蘇文書〕補任阿蘇社大宮司職事

宇治惟次

右補任彼職如件、但於十二月朔幣幷上分稻事者、可爲大宮司沙汰之狀如件

建久七年八月一日　　平（判）北條時政

殊可ㇾ令ㇾ致二精勤一之由相二觸之一、可ㇾ執二達卷數一之旨、可ㇾ令二下知一給之由被二仰下一候也、仍執達如ㇾ件、

正應五年十月五日　陸奥守在判○北條宣時

相模守○北條貞時

〔阿蘇文書〕於二當社一、天下泰平可ㇾ致二御祈禱一、并可ㇾ被二下知一衆徒社祝者、天氣如ㇾ此、悉ㇾ之以ㇾ狀、

延元二年三月朔日　左中將判

阿蘇大宮司館

〔阿蘇文書〕天下靜謐祈禱事、殊可ㇾ致二精誠一之狀如ㇾ件、

貞和四年正月廿三日　判尊氏

阿蘇大宮司殿

修佛事

〔豐筑亂記下〕岡之城責事

天正十四年十一月十五日、薩摩より豐後江發向、○中略同廿四日阿蘇郡江著陣し、一日逗留し、島津忠平新納父子神主に對面し、金百兩積せ、大明神御祈禱の御初穗と進せらる、、學頭坊江も山上御池大明神にて、御祈念御初穗也とて、金百兩被ㇾ遣、相伴軍兵も、思々の初尾を捧、武運長久の御祈禱頼也とて、社人坊中江遣しける、

〔類聚國史五神祇〕延暦十三年三月戊寅、遣二少僧都傳燈大法師位等定等於豐前國八幡、筑前國宗形、肥後國阿蘇三神社一、讀ㇾ經、爲二三神一度二七人一、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月甲申、勅曰、遣唐使頻年却廻、未ㇾ遂ㇾ過ㇾ海、夫冥靈之道、至信乃應、神明之德、修善必祐、宜ㇾ命二太宰府監已上、毎ㇾ國一人、率二國司講師、不ㇾ論二當國他國一、擇二年廿五以上精進持經心行無ㇾ變者一、度之九人、○中略阿蘇神社二人、於二國分寺及神宮寺一、安置供養、使等往還之間、專心行道、令ㇾ得二穩平一、

御田植祭禮田歌　壹つうたひて、この田の神にまゐらする、神もえいらん、田主も植て悦ぶ、猶ねをして、空すむ鳥のこゑきく、鳥のこゑきく、我うき人のこゑきく、はらり〳〵とうたへや、御所の庭鳥、御所はどの御所、南の御所の庭鳥、御所ははゞかり、小坪の内で、諸へ雞、御所の雞、ねをいだしかねて、くゝめて立は高森、立ぬは矢部の下方、月に六さいた、ゝせて見たや、下市物の見事は高森、四町の苗杉、またも見事は、下野の狩の御去たく、猶も見事は西山寺の卯花、見ても見あかぬは、鏡と浮人、ねやのへりへり迷いて御ざれ、うき人、御ざのわび事、戸口ではたとわすれた、御ざはかこつけ、新し殿の寢床迄、局つと出て、つゝじの花を詠た、花の世盛り、十九も花の世盛り、十九ばかりか、二十も花の世ざかり、

宇奈利　うなりのめすやうは、そりやなにか、はんろうにゆりあけて、酒とめしかう、飯櫃は八ツ、かいは九ツ、盛手もよし、配る手もよし、めす殿の口もとは、あぎはかくり〳〵髭むくり〳〵、湯をもる女郎、そなへとれ、わろらうなり、酒を呑には、肴がなうてはのまれず、肴々と乞たれば、まこもが池の子持鮒、二番肴と乞たれば、關山越る雁の鳥、〇以下有早乙女等歌、今略

奉幣

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年七月乙未、遣使於筑前國宗像神、竈門神、肥後國健磐龍神等諸社、奉幣、緣有祟也、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年二月十四日庚申、神祇官奏言、肥後國阿蘇大神、懷藏怒氣、由是可發疫癘、憂隣境兵、勅國司、潔齋至誠奉幣、幷轉讀金剛般若經千卷、般若心經萬卷、太宰府司、於城山〇山一本作内四王院、轉讀金剛般若經三千卷般若心經三萬卷、以奉謝神心、消伏兵疫、

祈請

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、〇中略

神寶支配事、　西海道肥後阿蘇

〔東寺文書〕異國御降伏御祈事、先々被仰畢、武藏上野伊豆駿河若狹美作、肥後國一宮、國分寺宗寺社、

〔太宰管內志肥後之三阿蘇郡〕健磐龍命神社

緣起に、健磐龍命、○中略於民敎稼穡而殖五穀、於是土地辟、人民育、御田植神事此禮也又祭歲神、歲神社是也、爲守此例、至今每年、有二月田作之神事也、祭霜神、霜宮是也、至今奉遣制、祭事嚴肅也、而祈豐熟、賜民、至今傳受其賜、業既成而於阿蘇山下、爲贊狩、而薦神祇行祭祀、命後昆使不廢此禮賜、是下野狩之始也、此狩阿蘇家衰微以後廢絕、○中略緣起に、健磐龍命、國土經營終後、至阿蘇山麓下野、狩猪鹿諸鳥、賜、以其獲物祭神祇祖考、而長令存其禮賜、爾後每年二月末、或三月始、行下野狩、以爲阿蘇大神大祭、其式者大宮司及祠官等、著烏帽子狩衣、又著行縢、皆指幣帛、而以白木弓白羽矢、於下野三馬場中馬場、赤水馬場、鯰垣馬場也、射猪鹿諸鳥、以大宮司所自射之猪鹿祭神、其式甚嚴重也、此故祀官等常習練騎射、天正已後其式廢之、

〔肥後國志略二十二阿蘇郡〕阿蘇宮御祭禮ノ次第

正月朔日ヨリ每月朔幷五節句　正月十三日福祭　正五九月卯日祭　二月卯ノ市祭二七日　六月二十六日御田植祭　七月六日眠流祭　八月十五日祭　九月十五日茱萸會祭　十月十四日紅葉會祭　同十五日薄紅會祭　十一月二十日祭

北宮　正月朔日ヨリ每月朔祭　四月四日風鎭祭　六月二十四日御田植祭　七月四日風鎭祭　末社矢村社、九月十四日、十一月十四日祭、　末社風宮、四月四日風鎭祭、七月四日風鎭祭、　末社年禰社、二月卯日祭、同月田作祭一七日、九月十一日祭、　末社田鶴原社、七月七日祭、十一月七日祭、　末社霜宮、七月七日ヨリ籠少女入リ九月九日祭成就、　右之内八月朔日祭

御田植祭神幸ノ次第六月廿六日

長柄、二十一本鐵炮、六十挺小乙女、二人宇奈利、十四人田男、一百田女、一百牛、一頭獅子、二頭大鼓、一箇笛、二管田樂、但小大鼓三、銅拍子一、子共四人、榊、一本猿田彥面、一面小矛、二本金幣、四本白幣、十二本大刀、二振神輿、四座供僧、三人社家、二十一人大宮司、

祭祀

シテ攻討タサシメ、領國ノ神社佛閣、十ニ七八ハ沒倒セラレヌ、

〔阿蘇文書〕於肥後國矢部郡內口以參百町事、令寄附之訖、全可致社納候由也、

天正十五年六月廿五日　秀吉 判

阿蘇宮神主殿

〔肥後國小鏡〕九百八拾四石六斗阿蘇宮　百石阿蘇學頭　三十石阿蘇社人共、

〔肥後地志略 二神社〕阿蘇大神宮

凡いにしへは、肥後一國一圓に神領也、中比までも阿蘇一郡、幷健軍甲佐郡浦は神領なり、其時大宮司に、禁裏將軍家より、當國他國の內にて社領を賜り、或は肥後、薩摩、日向、豐後等の守護職を賜ふ、當國他國の領主より寄附の地多し、然ども時の盛衰に隨ひ、增減有て全からず、されども天正年中まで、四ヶの神領外に、益城一郡をば大宮司領なりしが、秀吉公九州征伐の時、阿蘇神領ことごとく沒收せられ纔に殘る所は、加藤主計頭清正の私に寄附せる所也、

〔肥後國志略 二十二阿蘇郡〕阿蘇十二宮大明神社

渡邊玄察記曰、凡肥後國一圓ニ神領也シ、中古迄モ阿蘇一郡、幷託摩益城ノ內甲佐、宇土郡內、郡ノ浦ハ神領也、是ヲ四箇ノ神領ト云、阿蘇大明神、甲佐大明神、健軍大明神、郡ノ浦是ヲ四ヶ社トス、阿蘇三百五十町、南郷八十町、甲佐三百五十町、堅志田八十町郡ノ浦三百五十町、網田八十町、健軍三百五十町、津森八十町、是四個ノ神領也、

〔肥後地志略 二神社〕阿蘇大神宮

阿蘇記云、景行天皇、國造速瓶玉命の子惟人に勅して社を建、祭祀を司らしめ、神領を附し給ふ、大宮司是よりはじまる、下野の御狩、御田植の神事も始まる、一書には孝靈天皇の御時鎭座なりと、欽明天皇の御時、御狩御田植の神事御再興有、

〔阿蘇學頭坊文書〕奉寄附　阿蘇御嶽　當國在々所々令拜領庄薗田地等事坪付在別紙

右寄進志趣者、奉爲天長地久、御願圓滿、殊奉仰阿蘇十二宮大明神御威光倍增、御法味不退、國土安全、萬民快樂、別當家繁昌、子葉孫枝、息災延命、諸天擁護、所願成就之由、仍寄進狀如件、

應永十二年乙酉六月廿六日　宇治朝臣惟政花押

阿蘇三社大宮司

〔阿蘇學頭坊文書〕奉寄進　阿蘇社上宮筑後國三池南鄕藤田別符田地參町事

右志趣者、當社御事、別而信仰送星霜、依無顯其志旨、彼地事雖爲小所、爲成就二世願望、於上宮本堂內殿、正五九月之間、爲護摩供料、奉寄附之者也、願末代勿懈怠之儀矣、仍寄進狀如件、

應永卅二年七月十八日　相模守藤原武楯花押

阿蘇山衆徒御中

〔阿蘇文書〕就三池郡御神領之儀、以前申承候條、委細示給候、得其意候、彼堺未斷之趣、御存知之前候、今程兎角雖申合候、諸篇難有其實候、爲政隆對治、近日至彼而、一勢指遣候間、以時分御覺悟不可有餘儀候、巨細對御使僧令申候、定可被達候、恐々謹言、

永正二年七月十九日　大友家親治

阿蘇殿

〔豐薩軍記〕一蔣山萬壽寺之事

貴利支丹ヲバ、西洋宗トモ、又ハ耶蘇宗トモ云ヘリ、○中略宗麟大友○大方ナラズ信敬ニテ、月々ニ講ヲ結バレニケレバ、西洋宗ノ會合モ論ニ日ヲ經、凡日本ノ神道、西域ノ釋教、何ノ益カアル、佛閣僧坊、宗廟社稷、一々ニ破却セヨトテ下知セラレケルホドニ、豐後由原、豐前宇佐宮、求菩提山、筑前ノ安樂寺、箱崎、香椎、肥後ノ阿蘇等ニ、先代ヨリ寄附スル神領悉ク沒收シ、彥山ヘハ軍勢ヲ差ツカハ

右色ノ上ニ
阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕筑前國山門庄領家職武藤平井又次郎孫七跡事、爲長日本地護摩供幷每月大般若經轉讀之料足所有奉行阿蘇社也、盡未來際不可退轉由、依征夷大將軍宮〇懷良親王仰、執達如件、

建德三年〇文中元年三月廿四日　　嵐房左少將

阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕肥後國河尻庄事、爲當社領、京都御寄進事可申行候狀如件、

永和二年正月廿三日　　沙彌了俊

〔阿蘇文書〕奉寄進阿蘇御嶽　肥後國神藏庄內近見村半分地頭職事

右爲天下泰平、御願滿足、殊當家安穩、子孫繁昌、所願成就、奉寄之狀如件、

天授二年二月廿三日　　藤原賀々丸

〔阿蘇文書〕豐前國今仕庄事、被寄進阿蘇社之由、依征西將軍宮〇良成親王仰、執達如件、

元中元年十一月廿一日　　侍從判

阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕阿蘇大宮司惟村社務仁、社職神領幷四至堺四箇神領本領當知行地等前後事、多年忠節尤神妙之上者、不可有相違、彌致御祈禱精誠、無他妨可有知行之狀如件、

應永五年八月廿一日　　准三后判鹿苑院義滿

〔阿蘇文書〕社職社領幷本領當知行地等事、年來御忠節依無他事候、自京都被成御敎書候上者、聊不可有相違候、恐々謹言、

應永七年閏正月十六日　　細川滿賴判

阿蘇殿

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座 ○中略 健磐龍命神社一座 肥後國

〔大日本國一宮記〕健磐龍神社 人皇十二代景行帝御出現、阿曾都彦也、 肥後阿蘇郡

〔日本紀略 淳和〕弘仁十四年十月壬寅、坐肥後國阿蘇郡従四位下勳五等建磐 ○磐下恐脱龍字 神、特奉充當郡封二千戸、此神炎旱之時、祈卽降雨、護國救民、靡不賴之、

〔文德實錄 六〕齊衡元年六月壬午、加肥後國健磐龍命神封卅戸、

〔阿蘇文書〕八月五日御札九月十日到來、謹以承候了、抑阿蘇社領色見山間事、於地頭職者、故陸奥入道返進候歟、御代官事、左右可為御進止候哉、以此旨可令披露給候也、恐惶謹言、

九月十六日 武藏守平泰時 判 但寫判也

〔阿蘇文書〕阿蘇大明神立申願書事

右志趣者、令心中所願成就圓滿者、可奉所領寄進之狀如件、

貞和五年九月廿日 左兵衛佐源朝臣直冬 判

〔阿蘇文書〕敬白阿蘇大明神御寶前立願事

一可有御寄進阿蘇庄事

一可奉寄進以幸俊拜領所內一所事

右志願者、為天下靜謐、四海泰平、兩殿御息災延命、殊兵衛佐殿御心中所願成就圓滿、次幸俊 ○川尻 所望滿足、息災安穩、壽命長遠之所、奉立願之狀如件、敬白、

貞和五年九月廿日 肥後守幸俊 判

〔阿蘇文書〕奉寄進阿蘇十二宮大明神肥後國阿蘇庄事

右志趣者、為天下太平、兩殿御安全、所願成就、所奉寄進之如件、

貞和五年十月十八日 左兵衛佐源朝臣直冬 判

茲細川綱利朝臣再興之賜、同十三年、今之宮殿造營之功終、

〔肥後地誌略 二十二 阿蘇郡〕阿蘇宮一殿　同二宮一殿　三五七九殿一殿　四六八十一殿　十一宮一殿
十二宮一殿　諸神社一殿　總拜殿一宇　御名代屋一軒

神階

〔續日本後紀 九 仁明〕承和七年四月丙寅、授肥後國從四位下勳五等健磐龍神從四位上、餘如故、　七月
乙未、奉授肥後國阿蘇郡從四位上勳五等健磐龍神從三位、餘如故、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年十月辛亥、授肥後國健磐龍命神正三位、

〔文德實錄 三〕仁壽元年十月丙午、進肥後國健磐龍命大神階、加從二位、

○按ズルニ、井澤長秀ノ新編肥後地志ニ、此文ヲ引キテ、健磐龍命神に大神ノ階をすゝむ、國俗此
事を知らず、たゞ大明神ととなへ來れり、大神と唱奉るべし、ト云ヘリ、尚ホ神階篇授位ノ條ヲ
參看スベシ、

〔文德實錄 四〕仁壽二年正月戊寅、加肥後國阿蘇比咩神從四位下、

〔三代實錄 二 清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授肥後國從二位勳五等健磐龍命神正二位、從四位下
阿曾比咩神從四位上、

〔三代實錄 十五 清和〕貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、授肥後國從四位上阿蘇比咩神正四位下、

〔三代實錄 二十三 清和〕貞觀十五年四月五日己亥、授肥後國正四位下阿蘇比咩神正四位上、

〔三代實錄 二十七 清和〕貞觀十七年十二月廿七日丙子、授肥後國正四位下阿蘇比咩神從三位、

社格

〔續日本後紀 十七 仁明〕承和十四年七月丁卯、修造攝津國大依羅社、肥後國阿蘇國造神社、爲官社焉、

〔三代實錄 二 清和〕貞觀元年五月十七日壬申、肥後國從四位上阿蘇比咩神、列於官社、

〔延喜式 十 神名〕肥後國阿蘇郡三座 大一座 小二座

健磐龍命神社 名神 大　阿蘇比咩神社　國造神社

者、重可進之候、若無沙汰之方候はゞ、自其樣御催促可目出候、諸事期後信候、恐々謹言、

文明四年壬辰十月廿三日　重朝花押

阿蘇殿

〔阿蘇學頭坊文書〕抑當社退轉之儀、先年太閤御所御下向之砌、郡中之者共邪心を相構儀、神主一人之科ニ寄、御成敗候、其付而當社も破滅候、彼邪心之者御成敗之上者、阿蘇大明神破滅不仕樣ニ可被仰付哉ト達上聞、當社造營等、幷坊中をも取立、社領等可申付と雖念願候、高麗在陣に付而押移候、然處太閤樣御他界ニ依而、其志も無詮候、然者爲冥加、豐國大明神を當分領中へ勸請可申覺悟候、今灌頂事成就之上にて、更神明其上を以神領等をも可申付候條、各相集阿蘇大明神之祈等、先規之姿を可有勤行事尤候、然時者寺社屋敷、幷沙彌一人宛之堪忍分、黑川村內を以可申付候間、各令還住、小庵をも可被結事肝要候也、

慶長四年十一月廿九日　清正 加藤 花押 ○

阿蘇大明神長善房寺社中

〔太宰管內志 肥後之三 阿蘇郡〕健磐龍命神社

緣起に、往古者、社地廣大也、四方有鳥居樓門、廻廊長百二十間、或八十間也、神殿者檜皮葺也、其餘之殿舍廻廊皆瓦葺也、於三十三年國中一統、取棟別、造阿蘇神宮、正平十九年甲辰四月九日、有神宮造營之事、爾餘之造營年月不詳、文龜三年六月十二日午刻、自第六宮火起、而十二宮悉燒亡、今之宮殿者、天文廿三年造立之、但國中擾亂、大造難成、因茲鎭座假殿、其後國造金凝等諸社大破壞、於茲大宮司惟善、慶長十年十一月又建假殿、

〔太宰管內志 肥後之三 阿蘇郡〕國造神社

緣起に、延文五年三月十三日子刻、自國造社火起、而宮殿悉燒、又寬文十二年四月四日宮殿燒失、因

て、宮地にうつして祭れりときこゆ、豐後國速見郡火男火賣などもしかり、

〔太宰管内志 肥後之三 阿蘇郡〕健磐龍命神社

緣起に、孝靈天皇九年六月、依勅修造阿蘇宮、而祭大神給、〇中略景行天皇行幸之時、命速瓶玉命、於宮地村建阿蘇神社、

〇按ズルニ、太宰管内志ニ、阿蘇社緣起ト云モノ數本アリ、イヅレモミダリガハシキ事多シ云々トアリ、

〔帝王編年記 十八 後冷泉〕永承四年己丑三月、太宰府言上肥後國阿蘇社神殿燒亡、〇又見百練抄、和漢合運、

〔百練抄 五 鳥羽〕永久四年五月十六日、諸卿定申、〇中略阿蘇社燒亡事、

〔阿蘇文書〕下三社神官等

可早任先例爲大宮司惟次沙汰、遂社造營事

右造營者、社大營也、而破壞以後、修復緩怠、冥鑒□恐事也、神宮寺幷神事用途、多引募免田、寶殿顛倒云々、對何可遂行其勤乎、彼地利於半分者、終功之際、早爲惟次沙汰、可宛造營用途之狀、所仰如件、

建久九年七月廿九日

〔阿蘇文書〕就阿蘇十二之社幷本堂御造營、委細蒙仰候、目出存候、則可申付候、此旨方保田方江被申候、可得御意候、恐惶謹言、

文明四年十月十九日　菊地　爲光判

隈部上總介殿

猶々此旨、阿蘇殿江御申達賴入候、

〔阿蘇文書〕就阿蘇十二之御社幷本堂修造事、棟別事、先度承候、先例之樣、無存知之由古老者申候、雖然我等別而爲奔走、方々致催促候返事同壁書案、爲御披見進之候、求摩八代天草以下返事到來候

□十□金凝神社

□八[illegible]

□六

□四

□諸神社

□二ノ宮

□一ノ宮　東向

□三

□五

□七[illegible]

□九□國造神社

健磐龍命の神社、二の宮は阿蘇比咩の神社、國造神社は速瓶玉命、金凝神社は綏靖天皇におはします也、大宮司は、姓は宇治朝臣といふ、その宅は、件の宮地村をすこしはなれて、大宮屋敷といふ所に有と肥後の國人の語れる也、今思ふに瓶をかめと唱ふるは誤にて、かの御名は、やみかたまなるべし、又金凝神社を綏靖天皇と申すも、神八井耳命を誤れるなるべし、さて大宮司の姓、今宇治朝臣といふは、いかなるよしにて、いつの代よりのことならむ、古事記に阿蘇君とあるこそ、此氏とは聞えたれ、

〔西遊雜記〕五名高き舊地の阿蘇宮ながら、至極の僻地にて、其上平地の濕地にて、路々はいふに不及、社地のまはりに草生へ茂りて見苦敷、御社も上方筋の社にくらべ見れば、小社にて、何を見ても目をよろこばさんやうなし、○中略此御社の地は、田家の中にて、其淋敷こといはんかたなし、熊本侯より地方にて千石御寄附にて、三百石大宮司の食地とし、七百石を廿一家の社人、九人の巫女配分して食地とす、高砂の謠に著せし友成が子孫、今以て大宮司にて社人の長たり、

〔太宰管內志〕肥後之三阿蘇郡 阿蘇比咩神社

常足〇本書著者伊藤氏按するに、縁起に、景行天皇行幸之時、命速瓶玉命、於宮地村建阿蘇神社とあるは心得す、宮地に社を造れるは、いと〳〵後の事ときこゆれ、そのわけは上にも引出たる如く、三代實錄に比賣神嶺、また健磐龍神比咩神嶺所居山嶺、また風土記に云、故曰中岳所謂閼宗神宮是也などもあれば、神宮初は山上にありしことうつなしさるをたび〳〵やけくづる〻に因

を健磐龍命と號す、古事記に、阿蘇の君と有は是なり、神武天皇七十六年春二月癸卯朔、健磐龍命を阿蘇に封じ給ひしかば、健磐龍命、大和國より阿蘇に下り給ふ、

阿蘇氏の記ニ云、磐龍命下り給ひて、宮居し給ふ所を宮地と云、此地□□事五十餘町坤の方下野と云所、磐龍命常に遊獵し給ふ地なり、神上りし給ひて御鎮座の後、御遺旨に任せて、阿蘇の宮人、此地に獵して猪鹿を取て供し奉る、初□龍命御下著之時、此所の草部吉見の神の女、比咩神を娶て生ます御子を國造速瓶玉命と申、吉見の神は今の權大宮司の遠祖、三の宮國龍大明神也、○中略

按るに、阿蘇家の説には、宮地十二宮を本社として、山上に古は神社なし、今山上にあるは、後世僧徒の設たる所にして、信ずるに足らずといふ、阿蘇山僧徒の説には、山上に有を本社として、上宮と稱す、宮地十二宮を下宮と號すと、但し釋日本紀に、筑紫風土記ヲ引而曰、肥後國閼宗縣、坤二十餘里、有一禿山、曰閼宗岳、○中略中嶽所謂閼宗神宮是也とあれば、上古神宮、阿蘇中嶽に在し事明けし、但山上の社に、十一面の觀音を安置して、阿蘇大神の御本地といふは非なり、大神は神武の皇孫也、此御時にいまだ佛法渡らず、何ぞ千手觀音ならんや、辨ふべし、古に云中嶽の神宮は、今山上の觀音の地とは別なりといふ、

〔肥州名勝略記〕阿蘇郡阿蘇宮

釋日本紀十筑紫風土記ヲ引テ、古ハ神宮阿蘇山ノ中岳ニ有之ト見エタリ、此事世ニ廣ク知ル人ナシ、今宮地ノ社ヲ下宮ト云ヲ以テ推識スベキ者也、宮地ニ十二宮ヲ創造ノ年代未考之、今ノ十二社ハ、甲斐宗運立之ト云ヒ傳ヘタリ、

〔玉勝間十一〕肥後國阿蘇神社

神社は、山の下なる宮地村といふにたゝせ給へり、そのさま左に云るせる圖のごとし、一の宮は

神、阿蘇津媛之御父也、權大宮司之祖神也、　四比咩御子大明神（健磐龍命之御女）　五彥御子大明神（速瓶玉命之御子惟人）　六彥比咩子大明神（速瓶玉命之御女）　七新彥大明神（吉見神之弟）　八新比咩大明神（新彥大明神之女）　九若彥大明神（新彥大明神之子、北宮之神、神官之祖神也、）　十彌比咩大明神　十一國造大明神（速瓶玉命）　十二金凝大明神（綏靖天皇、神八井耳命之御弟、健磐龍命之御叔父也、）

〔一宮巡詣記一〕阿蘇大明神、第十二代景行御宇十八年、出現肥之後州阿曾郡、因此建祠、

正面神明、又號諸神宮、（中）天照大神、（右神武天皇、左神八井耳命、）　第一御殿阿蘇津彥尊（肥後國一宮、三座内一座也、神武天皇孫、八井耳之子、健磐龍命也、）　第二御殿比咩神社（阿蘇津媛命也、又草部吉見之女也、三座之内一座也、）　第十二御殿國造神社（速瓶玉命、健磐龍神之子也、三座之内一座也、）

神體

〔百錬抄五堀河〕寛治元年四月廿日、諸卿定申、太宰府言上、阿蘇社祝恒富、爲免敵難、奉負御正體逃脫事、

三年六月廿四日、諸卿定申、阿蘇社祝恒富罪狀、

〔後二條關白記〕寛治七年五月十九日乙未、阿蘇社御體負勝尊、安置天宮北門下、件僧逃去、作事可定也、

社地

〔釋日本紀十述義〕筑紫風土記曰、肥後國閼宗縣、縣坤二十餘里有一禿山、曰閼宗岳、頂有靈沼、石壁爲垣、（計可縱五十丈、橫百丈、深或二十丈、或十五丈、）淸潭百尋、鋪白緣而爲質、彩浪五色、絙黃金以分間、天下靈奇出茲華（○華一本作峯）矣、時々水滿、從南溢流、入于白川、衆魚醉死、土人號曰苦水、其岳之爲勢也、中天而傑（○傑一本作傑）峙、包四縣而開基、觸石興雲、爲五岳之最首、濫觴分水、寔群川之巨源、大德巍々、諒人間之有一、奇形杳々、伊天下之無雙、居在地心、故曰中岳、所謂閼宗神宮是也、

〔神社啓蒙四〕阿蘇神社　在肥後國阿蘇郡

〔肥後地志略二神社〕阿蘇郡　阿蘇大神宮幷國造

阿蘇十二宮は、宮地村ニ有、往古神武天皇、大和國橿原の宮に在し時、第二皇子神八井耳命の五子

〔阿蘇三社大宮司系圖〕神日本磐余彥尊（神武天皇）

　神八井耳命――健磐龍命（三社之内）（正一位）
　　　　　　　　阿蘇都媛（三社之内）（草部吉見姬也、正四位）
　　　　　　　　――速瓶玉命（三社之内）（號國造）

〔神名帳考證肥後〕健磐龍命（タケイハタツ）神社（名神大）　在宮地村

阿蘇比咩神社　在宮地村、（○中略）舊事紀云、神八井耳命孫建五百建命、按建磐龍命乎、

國造神社　在宮地村　速瓶玉命

〔太宰管內志肥後之三（阿蘇郡）〕健磐龍命神社

緣起に、健磐龍命者、神武天皇第二之子、神八井耳命第六之御子也、御祖神武天皇、自日向國東征賜天、於大和國橿原造都賜、于時遠國尙不隨天皇事（乎）愁天、七十六年丙子春、命御孫健磐龍命、自山城國宇治鄕下阿蘇賜、（○中略）於是健磐龍命、巡見阿蘇地賜、（○中略）又造宮住居賜、名其處曰宮地、此命娶國津神草部吉見神之女比咩神、生速瓶玉命、御歲一百七歲、

國造神社

緣起に、北宮者阿蘇宮之攝社而速瓶玉社之本社也、合祭御親族神四座、第一國造速瓶玉命、第二雨宮神、（速瓶玉命之妃也、住小國賜、）第三高橋神、（速瓶玉命第二之御子、而彥御子明神之御弟也、）第四火宮神、（高橋神之御弟也、）國造社者、自北宮勸請之、北宮者在牛野、國造岩隱之地也、故云神塚、雨宮神者、於祈請雨必有靈驗、（雨宮者、欽明天皇十四年三月祭之、其後堀河天皇永長元年三月十五日、大宮司惟行、造立宮殿、因古例以祠官之內笠忠久、爲阿蘇山祝、是稱雨宮祝、其宮殿今廢之、）

〔肥後地志略二（神社）〕阿蘇郡阿蘇大神宮幷國造

社記云、中古御鎭座爲十二社、十二社の次第如左

一健磐龍命　二比咩大明神（草部吉見神之御女、健磐龍命之妃、速瓶玉命之御母也、日本紀景行紀に載る、阿蘇津媛なり、）　三國龍大明神（草部吉見

阿蘇神社

阿蘇神社ハ三社アリ、一ヲ健磐龍命神社トス、阿蘇山ノ麓、宮地村ニ在リ、健磐龍命ハ、卽チ阿蘇都彥命ナリ、肥後國ノ一宮ニシテ、延喜ノ制、名神大社ナリ、次ヲ阿蘇比咩神社トス、又宮地村ニ在リ、阿蘇比咩命ハ、健磐龍命ノ妃神ナリ、次ヲ國造神社トス、同ジク宮地村ニ在リ、健磐龍命ノ子速瓶玉命ヲ祀ル、今三社ヲ合セテ阿蘇神社ト稱シ、官幣中社ニ列ス、

社地ニ神靈池アリ、異變アル每ニ、祈禱ヲ行ヒ、幣帛ヲ奉ルコト、歷朝絕エズ、足利氏ノ時、明ノ太宗、阿蘇山ヲ封ジテ壽安鎭國山ト爲シヽコトアリ、

本社ノ社司ヲ阿蘇國造ト稱ス、卽チ本社祭神ノ裔孫ニシテ、今華族ニ列セリ、

名稱

〔延喜式神名十〕肥後國阿蘇郡健磐龍命神社　阿蘇比咩神社　國造神社

〔伊呂波字類抄安諸社〕阿蘇比咩神社肥後國阿蘇郡三座內

〔運步色葉集阿三〕阿蘇宮肥後

〔拾芥抄下本諸社〕阿蘇

祭神

〔諸社一覽八肥後〕阿蘇社　阿蘇郡ニ在リ

祭神三座　武磐龍命本宮　阿蘇姬二殿　國造速甕玉命三殿　右本傳口決相承也○又見二國花萬葉記一

〔日本書紀七景行〕十八年六月丙子、到二阿蘇國一也、其國郊原曠遠、不レ見二人居一、天皇曰、是國有レ人乎、時有二二神一、曰二阿蘇都彥阿蘇都媛一、忽化レ人以遊詣之曰、吾二人在、何無レ人耶、故號二其國一曰二阿蘇一、

〔先代舊事本紀十國造〕阿蘇國造

瑞籬朝○崇神御世、火國造同祖、神八井耳命孫、速瓶玉命定二賜國造一、

〔古事記中神武〕神八井耳命者、(中略)火君、大分君、阿○蘇○君(中略)等之祖也、

六月、紅毛船入津より始警固之、
一同七庚午年、當社開創之砌は兩部ニ而、神宮寺たりし故、松田某、鐘一口寄附せり、其後唯一神社ニなり、此鐘引除有之所、當年石火矢に鑄立、社頭ニ備置度段、當社神主御奉行所江訴、當地酒屋町江逗留之鑄物師泉原忠兵衞と云者、六貫目玉筒ニ鑄直之、
一文化十一甲戌年、竹千代君樣御誕生爲御祝儀、四月朔日於當社御能有之、
一天保九戊戌年、公方樣〇德川家慶將軍宣下、大納言樣〇德川家定右大將御兼任爲御祝儀、八月廿七日於當社御能有之、

雜載

八劔大明神社

一享和元辛酉年、神主讃岐元致上京、吉田殿ニ祠官免許あり、

一文化二乙丑年、本社葺替、舞殿幷居宅所々修復料として、唐船三十艘より銀三貫目、壹船百目宛寄附有之、

一同三丙寅年十一月、在館唐人ども、願によつて參詣す、

一文政三庚辰年六月、卯四番唐船より船數三拾艘限り、壹船銀札五拾五匁宛、寄附免許有之、

一文政四辛巳年七月、本社葺替、小島鄕中より寄銀を以て修築之、

一同十一戊子年四月、唐船壹艘より百三拾匁ヅヽ、四歩銀を以て、寄附免許有之、

一天保十一子年、是迄本社拜殿共板葺成しに、場所樹蔭ニ而損じ易きを以て、當春建直に付、本社而已銅瓦ニ葺替之儀、願之通免許有て、同年九月ニ至て、拜殿とも修造成就ス、

〔長崎志四神社經營〕正一位諏方三所大明神社

一寛永十一年九月十二日、於神前御能有之、御奉行を始、諸役人棧鋪ニ勤仕ス、則恒例と成る、

一明暦二年四月十二日、上樣御疱瘡御快氣爲御祝、於當社御能有之、

一寳暦十二年八月十二日、御宿繼到來、去七月廿一日主上〇桃園崩御之旨ニ付、今十二日より九月三日迄、當社大門閉らる、祭禮諸式は恒例之通たり、

〔長崎志續編四神祠經營〕正一位諏方三所大明神社

一寛政四壬子年、若君樣〇德川家齊子御誕生爲御祝儀、九月廿五日、於當社御能有之、

一寛政九丁巳年、大納言樣〇德川家慶御元服、御臺樣御任叙爲御祝儀、八月五日、於當社御能有之、

一文化六己巳年、當諏方三社大明神は、敵國切從へ、國家鎭護之神社ニ付、以來異國渡來之節、社頭ニ神寳之武器を飾り、大宮司其外祝社家社用人能大夫等相詰、警固いたし度旨寬通免許、當年

當社地ハ小柳五郎左衛門といふもの、御代官所ニ相願、岸を穿ち小祠を建置、年久敷相成し所、享保元年、周防徳山之社人柳木内膳といふもの當社地之讓を請、五ヶ所商人中之寄附ニて、山地を鑿廣め、海邊ニ地形を築出し、社壇を建、造營成就し、吉田家祠官免狀を相願、及御沙汰、諏方末社と成、

本社九尺ニ一間　渡殿壹間ニ二間　幣殿二間四方　拜殿二間ニ三間半

〔長崎志續編四神祠經營〕諏方社末社

釛山恵美須社

一文政九戌年、社前築地、因願免許、三月修築成就ス、

一當社拜殿舞殿渡殿破壞之所、有來之通、六月中修造之、

一文政十一子年八月九日夜、大風ニ而本社末社大破、石鳥居石燈籠悉く崩る、濱邊石墻所々損シ、境内之樹木、廿五本吹倒、中折廿七本、

一同十三寅年十月、去ル子年、大風ニ而破損之場所修復成、

一天保二卯年八月、去ル子年大風ニ而吹倒石鳥居再建、同十二月玉墻再興之、

一同三辰年、當社前海中之石燈籠、去ル子年八月、大風ニ而吹倒せし所、當年十月再興、

〔長崎志四神社經營〕諏方社末社

八劒大明神　寛文元辛丑年建　境内三百二十八坪　小島郷之内

當社寛文元年、東新三郎といふもの、小島郷之内ニ開創す、四代東佐渡在住之節、吉田家祠官免狀相願、及御沙汰、諏方末社と成、

本社九尺ニ壹間　拜殿二間ニ三間半

〔長崎志續編四神祠經營〕諏方社末社

一同年三月、大進永古、爲ニ總目御禮ニ出府、同五月諸事如ニ先規ニ拜禮相濟、同年五月上京、吉田殿執奏を以て、同六月大宮司職幷筑後守從五位下蒙ニ宣下、

〔長崎古今集覽 六 國社〕諏方社

諏方社神職世系

開基金重院賢清 兩部修驗道宮司　二代青木宮内大輔永忠 吉田門弟ト成ル

三代青木右近將監永安 唯一神社ト成ル　四代青木若狹守永春

五代青木兵部少輔永常　六代青木若狹守永純

七代青木若狹守永勇 ○中略

〔長崎志續編 四 神祠經營〕正一位諏方三所大明神社

八代 大宮司 青木兵庫介永慶　文化四丁卯年より　同十四丁丑年迄十一年

九代 大宮司 青木丹波介永章 文政二己卯年より丹波守ト改　文化十四丁丑年より天保四癸巳年迄十七年

十代 大宮司 青木大進永古 天保六乙未年六月より筑後守ト改　天保四癸巳年より

〔長崎志 四 神社經營〕正一位諏方三所大明神社

一貞享四年、末社再興有之、二月二日新初、四月廿八日遷宮なる、毘沙門を宇賀神ニ改、藥師を少名彥根命ニ改、大黑を太田ニ改、西ノ宮如ㇾ元、始て大己貴尊を勸請ス、

〔長崎古今集覽 六 國社〕諏方社

諏方末社如ㇾ左

鈎(コカギ)山惠美酒社　八劔社　妙見祠　水口天滿宮

〔長崎志 四 神社經營〕諏方社末社

鈎(コカギ)山惠美酒社　享保元丙申年再興　境内八百坪　瀨之脇鄉之内

之矢束にて、暗夜ニ走獸を射るに、百たび發て百たび中る、見るもの終ニ空箭を見る事無之、是を以て力を以て爭ひがたき事を知れり、

一寛永九年、金重院、京都ニ登り、吉田兼英卿ニ拜謁ス、仍て神道中興之志を感じ給ひ、則許狀を賜り、金重院爲宮司、男宮内大輔永忠爲神主、吉田門弟と成る、

一寛文十年、御朱印爲頂戴、永忠永安父子江府參上、拜禮相勤、時服二ッ拜領被仰付、以後此例と相成、

一元祿十五年、青木右近父子、有故闕職、配流被仰付之、

一同年青木作之進蒙上意、神主職被仰付之、同年上京シ、吉田殿神道御相傳有之、青木若狹守從六位下權神主藤原永春と號ス、

〔長崎志續編四神社經營〕正一位諏方三所大明神社

一天明五乙巳年五月、神主永勇上京いたし、大宮司職號蒙勅許、

一寛政七乙卯大宮司永勇上京いたし、神道重位之傳授有之、吉田殿執奏ニ而、四品陸奥權守敍爵蒙勅許、

一享和元辛酉年、大宮司數年依勤功、本所吉田殿より神服一領被相贈、陸奥守正官蒙勅許、猶又嫡子左京之助上京いたし、神道傳授有之、吉田殿執奏ニ而、從五位下新大宮司蒙勅許、

一文化五戊辰年、御奉行松平氏在勤之節、大宮司兵庫介永廣、爲繼目御禮出府、同年四月朔日、於帝鑑之御間御目見被仰付、同七日檜之御間ニおいて、寺社奉行阿部主計頭殿を以て、御時服二拜領、同刻御暇被命之、

一天保四癸巳年七月、大宮司丹波守永章、因願隱居、忰大進永古、大宮司職相續被許之、

一天保六乙未年正月、繼目御禮因致出府、先例之通、總町氏子中より銀十八貫目助力免許有之、

一文化元甲子年九月、御奉行肥田氏在勤之節、魯西亞船渡來ニ付、世上靜謐ニ有之樣、祈禱修行有之、

一文化六己巳年、御奉行曲淵氏在勤之節、二月十九日より一七日之間、武運長久、市中靜謐、敵國降伏之爲、一万度祓執行有之、

神宮寺

〔長崎古今集覽六諸社〕諏方社

正一位諏方大明神社〇中略　慶安四年、大猷公〇德川家光特命移建于此〇玉園山肇于正保四年仲冬、至慶安四年七月告成、因置神宮寺、蓋依故制、萬治元年、神祇官封爲社、因省寺、

〔長崎志四神社經營〕正一位諏方三所大明神社

一慶安元年八月、假御殿を建、舊地より今之地ニ遷宮有之、

一此節依願、神宮寺といふ寺號御免有之、

一慶安四年、當社其節は兩部にて神宮寺たりし故、松田氏某、鐘一口寄附せり、其後唯一神社ニ成り、此鐘引除之、

一天和三年、神宮寺之寺號相止、唯一之神社ニ仕度旨、願之通被仰付之、

神職

〔長崎志四神社經營〕正一位諏方三所大明神社

一寛永三年、金重院、妻子を佐賀より、當表ニ引越せり、長子實乘院龍尊十八歲爲社僧、兩山之頭巾頭となり、次男伊兵衞爲神主、始て神樂を奏し、神事を修ス、然れども市中邪執を離れざる者多くして、神社參詣のもの甚稀なり、或は諍論に事寄せ妨げを成んとするもの多かりしに、金重院、英氣人に勝れ、勇力群を超え辨舌水を流すが如く、其聲巨雷のごとく、眼八咫之鏡のごとし、弓勢剛強にして、鏃鐵反弭を延し、鷲之羽を以て矯之故、放つ時は弦音數町ニ響き、見聞もの肝を冷し、舌を振ふ、且長子實乘院も、弓勢之強き事父には不及といへども、八分之弓を射、十三束餘

祈請

年廻り相勤所、明暦元年より、七日九日兩日十一町ヅヽニ而相勤る故、六年廻りと成る、

一寛文十二年、是迄總町六十三町ニ分之所、數多き町より相願ニ付、十四町相分り、七十七町と成、依レ是御神事御供、壹ヶ年十一町にて七年廻りニ相二勤之一、

一寶永二年、是迄九月御祭禮之節、諏方住吉二社、御旅所ニ渡御有レ之所、當年より江府御窺、於二京都一勅聞を經て、御免許有レ之、九月御祭禮之節、三社ともニ御旅所渡御有レ之、

但翌年より三月九日、森崎御神事之御能相止、

一享保十五年九月、御神事雨天にて相延、九日神輿渡御、十一日還御成らせらる、

一明和三年二月、市中火災有レ之、當年御神事踊町之内、四町類燒ニ付、踊仕立難二相叶一由にて、來亥年踊町之内、四町當年ニ繰越相勤しむ、

一同四年御神事踊町、來子年當り番之内八町、當年ニ繰越相勤しむ、

〔長崎志續編四神祠經營〕正一位諏方三所大明神社

一寛政四壬子年、當社祭禮、例年九月七日より、致二修行一來所、浚明院樣(○德川家治)御法事中ニ付、日限を延、同九日神輿渡御、十一日還御、十三日神事能有レ之、

一寛政五癸丑年八月、當社祭禮是迄九月七日渡輿、九日歸輿、十一日神事能、例年修行いたし來所、浚明院樣御日柄ニ依て、當年より九日十一日十三日ニ興行いたし度旨、大宮司願之通免許有レ之、

一文化八辛未年九月、御神事雨天ニ而相延、十一日神輿渡御、十三日還御、

一天保七丙申年九月九日、御神事雨天ニ而相延、十一日神輿渡御、十三日還御、十五日神事能有レ之、

〔長崎志續編四神祠經營〕正一位諏方三所大明神社

一享和元辛酉年春以來、市中疫病致二流行一ニ付、消除之御祈禱幷流鏑馬有レ之、

寛永十一年九月七日、神事祭禮執行ハルベシトテ、大波戸ニ假殿ヲ構ヘ、朔日注連ヲ曳キ、七日丑刻ニ諏方住吉ノ尊體ヲ神輿ニ遷シ奉リ、午刻ニ御下向、鄕地ノ農民等舁之、道中之儀式ハ、神功皇后三韓退治御本陣ノ行莊ナリトカヤ申傳フ、コレハ其頃、豐後ノ府內、住吉神主ノ一族宗也ト云ヘル者、零落シ來ッテ、今之萬屋町ニ居住シケルヲ召サレ、則コレヲ敎ユトナリ、八日御旅所ニ神輿ヲ止メ奉ル、參詣ノ諸人群集セリトカヤ、乃九日還御ナリ、其比長崎總町六十六町ノ內廿一町、七日九日兩日ニ分ッテ、鼓笛大鼓ヲ用テ歌ヒ舞ヒテ祭リ、神輿ノ後ニ從ヒユク、町人ハミナ帶刀ニテ挾箱ヲ持セ、女人ノコレニ出ルモノハ、美服ヲ飾リ、覆面シテ行ク、寛永十一年御神事祭禮トリ行ハレ、御供町ハ是年ヨリ承應三年マデ、廿一年ノ間ハ、一年ニ廿一町ニテ、三年廻リニ一日宛ニテ勤メ、明曆元年ヨリ、一町ニテ七日九日ノ兩日ニテ、六年廻リトナリ、寛文十二年、大町ノ割出シアリテ、町數七十七町トナリ、延寶四年ニ新町モ御供町ニ加ハリ、每年十一町宛ニナリ、七年廻リトナル、踊町ノ順番ナドモコノ時ヨリノ定メナルベシ、今ニ至リテモ其順ノ違フヿナシ、延寶七年ニ、拜殿幷大門舞臺廻樓ナド出來ス、其比御供一町之入目、慶長銀拾二三貫目程ノ費ナリト云、○中略町人御供ノ帶刀ハ、寛永十一年ヨリ五十年バカリノ後、天和三年ニ御停止トナリシ也、

〔長崎聞見錄〕一諏訪大明神神事

諏訪大明神、九月九日長崎大祭にて、此地の人九日の躍と云、實は躍にあらで、町々思ひ〳〵に小兒を集め、狂言の趣向を取組たるものにて、祭禮の時、神前は元より、主たる諸役人等の屋敷にても、各々催する事なり、又笠鉾とて、大きなる笠を作り、其上に種々のねり物を趣向し、其町々の印として持廻る事也、此時唐人紅毛人も皆見物にいづる、賑しき祭禮なり、

〔長崎志〕四神社經營　正一位諏方三所大明神社

一御神事御供町、寛永十一年より七日ニ十一町相勤、九日ニ十町相勤、是迄一ヶ年廿一町ニ而、三

某相議、乃擇二九月九日一始立レ祭、○中略蕃人私名曰二九祭廟一、先レ是慶長中、郷民行二流鏑一、時賊來擁劫之、馬驚、賊勢猖獗而奔逸、馳到二於此一、是其徵應、世傳今爲二大表柱之所流鏑一、蓋俗祭レ神之法、騎馬發レ矢、連射三四發、射中爲レ例、○又見二長崎圖志一、

〔長崎風土記〕御神事の事

元森崎權現、長崎地主神、寬永二年、諏訪明神住吉明神合祭りあり、むかしは松森天神にありしを、今諏訪山に引、諏方は丸山に有しを合祭なり、十二年までは祭禮ばかり、神輿の渡りなし、しかるに寬永十二年、御奉行神尾內記殿榊原飛驒守殿御在勤のとき被レ仰付、みこし二ッ出來し、九月七日に初て渡しそめる、しかる所森崎明神あとにのこりまし〳〵、正德三癸巳年御奉行久松備後守殿、元森崎明神は地主神なれば、神輿三社に致し可レ渡樣に、是より三社一同に此とき御渡し、時の御奉行も祭禮一日前に御著、兩奉行立會にて祭禮見物なり、

祭禮日

一九月九日祭は此神輿三體、大はと御旅所へ御渡り、十一日本社へ御かへり、

九日十一日　兩日、笠ほこ、をどり、だんじり、小供ねり物手をどり、

一每年十三町、かくねんばんにて出る、丸山町より合ては役祭りに候、

一每年一番丸山より祭禮渡らねば渡す事ならず、これ宮守ゆゑなり、傾城やより新造二人、ふり袖にて手に扇子を持、つゞみ大鼓にてうたひ、これにあはせまひをまふなり、

丸山町　のうまひ、寄合町、外三人をどり芝居引物、同、

一あとは番の町よりかさほこ　一三人ぶたいをどり　一だんじりはやしかた　一引物いろいろ　一子どもも手をどりあまた　一町人上下のけいご

〔長崎港草十一〕諏方社

同八月落成ス、○中略

一天保九戊戌年四月四日、小川町出火之節、御旅所御假屋、幷樺島町道具藏類燒ニ因て、先規之通總町より寄附銀十二貫目爲引當、拜借相願所、銀六貫目免許有之、

神階

〔續史愚抄 中御門〕享保八年七月五日壬午、被奉授正一位位記于肥前長崎諏訪大明神、口宣奉行藏人頭左中辨賴胤朝臣、宣下案

〔長崎實錄大成 初編六 神社經營〕正一位諏訪三所大明神社

一享保八年七月五日、於京都神主兵部少輔奉願、勅許有之、正一位之神位被蒙之、

神領

〔長崎實錄大成 初編六 神社經營〕正一位諏訪三所大明神社

一寬永十六年、畑一反廿三步、諏訪社内に寄附有之、

一慶安三年、畑九反三畝八步、町地九畝廿二步、外に野地五千六百九拾三坪寄附有之、

〔長崎志 四 神社經營〕正一位諏訪三所大明神社

一寬文九年、御朱印下し賜る、

御朱印之寫

肥前之國彼杵郡之内諏方大明神社境内、山林竹木諸役等免除、永不可有相違者也、神事祭禮、無怠慢可勤仕者也、

寬文九年二月廿日

祭祀

〔長崎古今集覽 六 國社〕諏方社

正一位諏方大明神社、○中略慶長十四年、蠻賊黨數俱毀三祠、獨焚森崎祠、於馬籠口守令悉捕戮之時、有田川仁右衛門者、故長崎遺民也、併收祀于圓山、賊黨累來掠無興者、寬永二年、金重院賢清重建、鄕人奉神如故、每値來寇者、賢清執弓即射、竟達于官、同十一年秋、刺史榊原飛驒守源職直、神尾內記姓

〔長崎志續編神社經營四〕正一位諏方三所大明神社

一寛政二庚戌年、堂社能舞臺板戸、是迄白木ニ而有之所、此節彩色松繪之板戸、御奉行永井氏被寄附之、畫工大村家臣早瀨常顏描之、○中略

一寛政五癸丑年、御本社葺替成就ニ付、六月廿九日遷宮有之、○中略

一寛政七乙卯年、○中略大宮司先祖江、靈元帝より拜領せし、神字之宸翰額面ニ仕立、本殿ニ掲ゲ奉る、○中略

一寛政十二庚申年、御奉行肥田氏、當社爲修復料銀三貫目寄附有之、依之祠前石燈兩傍之練塀を毀ち、改めて石場を造立ス、○中略

一文化四丁卯年、本殿箱壇之左右駒犬壹對、由淵氏再興、別ニ屋根覆を寄附ス、當社取締掛り乙名ニ命じ、六月上旬ニ至て成就、○中略

一文化八年辛未年、御本社葺替成就ニ付、四月廿一日遷宮有之、○中略

一文政七甲申年、當社本殿、是迄柿葺たるの所、檜皮葺ニ葺替願之所、免許有之、○中略

一文政九丙戌年、本社屋根檜皮葺替ニ依て、十一月十六日夜丑刻、假遷宮神事有之、○中略

一文政十丁亥年、檜皮葺成就ニ付、九月七日夜丑刻正遷宮有之、○中略

一文政十一戊子年八月九日夜、大風ニ而當社能舞臺幷橋掛り左右廻廊共五ヶ所吹倒、大門屋根拜殿登廻廊中門脇廻廊拜殿箱棟、悉く剝落、其餘大宮司始社人居宅樹木枝折にて打碎き、或は所々吹剝、境内根返中折樹木、凡百七拾本餘也、○中略

一天保四癸巳年四月、唐金大鳥居鑄造之場所、伊良林鄕百姓所持之畑地借請、鑄立度旨願聞を歷て、同年より鑄立取掛り、同六未年七月ニ至て成就ス、右鳥居額鎭西大社之文字、往古中門ニ掛シ例を以て、此度新造之鳥居ニ掛ケ用る儀免許有、一條前關白准三宮忠良公染筆之竪額掛之、

むれども、祭禮迄之日數少く、一社は出來せざる故略之、神寶は皆三社之分出來す、仍て御旅所神幸之事を相願ふ、則大波之地可然旨被仰付之、○中略

一正保四年、是迄之社地狹隘にして、祭禮之節不辨なる旨、替地を奉願之所、上聞ニ達し、新ニ玉園山之地を賜る、仍て十一月九日造營事始り、山岸を穿チ地形を均し、翌慶安元年八月假御殿を建、舊地より今之地ニ遷宮有之、○中略

一慶安三年十一月九日、寶殿之所初、同四年八月十九日造營成就し、正遷宮有之、○中略

一承應二年、拜殿建立、但末次平藏寄附之、○中略

一延寶六年、拜殿舞殿廻廊普請始り、翌年成就す、

一同八年、大門矢大臣踊場塀成就ス、○中略

一天和三年八月、普請成就し、御本社を上壇ニ遷シ奉る、○中略

一寶曆元年九月、御本社普請成就し、正遷宮有之、○中略

本社、入二間半、横三間半、　渡殿、入七間、横一間半、　拜殿、入三間、横五間、　祝詞屋、入壹間半、横七間、　幣殿、入二間、横三間、　御祈禱所、入三間半、横四間半、

末社　四所

祇園宮　春日大明神、三社相殿、入六尺、横六尺、　天滿宮　三輪大明神　山王大權現

稻荷大明神、五社相殿、入五尺、横六尺五寸、　太田神社　西宮神社

若宮三所一社、入四尺、横五尺、　松尾大明神一社、入三尺、横五尺、

御輿庫、入三間、横四間、　御供所、入三間半、横七間、　神寶藏、入四間、横三間半、　中門、入二間、横二間、　廻廊、幅二間、廻リ七十二間、　舞臺、入四間半、横三間、　總門、入二間半、横四間三尺、　門戶神、二神、

り、實清是を領し、仍て京都ニ登り、吉田兼英卿ニ拜謁し、長崎表神社再興之旨趣を願ひ訴ふ、其節雜掌鈴鹿釆女正より返書有て、右之志願御許容有之、則寛永元年七月、御奉行長谷川氏ニ訴へ出るは、某は金重院といふ修驗者なり、京都吉田兼英卿より、當表神社再興之許狀を賜るの條、然るべき社地を寄附せらるべし、鎭守之神社再興之功を遂べしとなり、長谷川氏甚感心之會釋あり、吾歸府之節、江都之執事ニ相達すべしとて、翌二乙丑年、長谷川氏より御代官末次平藏ニ御下知有て、社地寄附せしむべき旨被仰付、則社地を相渡さるゝニ付、小社を造作せんとするに、邪教之殘黨障碍を成して、商人ニ材木等を賣しめず、大工日雇之もの來らしめず、依之又傳々人を賴みて材木を買求め、他國より來りし大工日雇を招きて小祠一宇を造立し、三社を同殿ニ勸請し奉れり、松森之地是なり、

但此社地常年より慶安元年迄二十四年なりしに、社地狹隘なる故、願に依て玉園山の地を開き、段々地形を築立、移遷成し奉れり、只今迄之地を元諏方と唱ふ、然るに明暦二年、元諏方之地ニ天滿宮社を移し奉り、其後此地を松之森と稱せり、○中略

一寛永十一年榊原氏神尾氏在勤之節、市中に被相觸は、是迄諸人國禁ニ隨て、表向改宗すといへども、內心邪執を離れざる故、神社參詣のもの稀なり、然れども人々心底之處實分りがたければ、所詮町外に柵を振り、外廻りを堅め、地下人とも不殘追込燒殺し當表ニは口固之人民を招き、我朝之神德を崇メ奉り、鎭守之神社祭禮等を執行はしむべき旨被相觸之所、地下人ども大ニ悔ミ歎き、何卒御赦免にて助命被成下ならば、自今以後神社を尊敬し奉り、御祭禮等之節、諸人皆々供奉仕度旨願ひ訴ふ、依之七月廿六日、地下人共是迄之罪科を宥免可有之條、向後專ら神德を尊信し奉るべき旨相觸らる、金重院大ニ歡喜して、是神道興隆之時節到來せりとて、寶殿拜殿を造營し、舊社を末社とし、春日祇園天滿宮三座を勸請す、神輿二社出來す、三社を造らし

崎境内神社悉く破却し蠻國の邪祠を造立して、恣ニ横行せり、于茲肥州佐嘉に、青木氏金重院賢清といふ修驗者、先祖は草野松浦兩家之門族たりしに、故有て役之小角之法を學び、修驗道を勤行有しに、其驗なる事、恰も神のごとしとなり、或人諮て曰、同州長崎之地に、南蠻人著船して、諸人ニ邪宗門を勸入、神社を沒倒し、其暴惡なる事、尤勇猛なりと、賢清聞之曰、日本は神國たり、我彼地に行て、邪敎之輩を悉く退治し神道を再興なさしめんと大ニ忿激を發せり、家族朋友等、無用たるべしといひしに、賢清曰、我苟くも神國之民として、神忠國忠を遂ん事、何のかたき事あらん哉と、頃は元和九年、賢清長崎に來りしニ、宿を求れども應許するもの無之、仍て郷中ニ邪敎に與せざるもの有りやと尋ねしに、西山村ニ山留孫左衛門といふもの、又神道ニ志ある者兩三輩ありと、則西山村に尋行て孫左衛門ニ逢ひ、神道再興之旨趣を演說せしに、孫左衛門大ニ喜び、同志之宗包森城等を招て、互ひに談論し、古昔之傳聞を語て曰、長崎鎭守諏方大明神社は、今之諏方町磨屋町邊ニ鎭座ましませり、住吉社は、小島村之內ニましませり、森崎大權現は、西御役所松樹之地頭ニましませり、然るを天正文祿之頃、切支丹ども兇惡之餘り、神社を悉く燒失したる故、古代之緣起等も無之とほのかに聞、當社大明神は薩州よりの勸請なりと、邪徒暴逆之砌、大浦之地ニ白衣之老翁現じ給ひ、惡執之輩、吾國神のまします事を知ず、漫りに神社を毀チ穢す故、暫く薩州ニ歸らん事を欲すと、則今大浦之地ニある諏方社其舊跡なり、又其後野母浦ニ老翁出現し給ひ、吾は是長崎より來りたり、故有て薩州に渡るべき便船を乞ひ給はんとて、忽焉として其容を見ずと、賢清聞之、不堪感淚、曰、我此時ニ當て、身骨を碎き、偏ニ神道再興之功を成就すべしと、大ニ其志を勵せり、且前代之神主を尋るに、其末葉九郎左衛門ニ對面し、神社再興之志を演說す、九郎左衛門大ニ歡喜して曰、我先祖以來神社を保護すといへども、數萬之邪徒ニ敵對しがたく、神社を沒倒せしむる事、心外之至りなり、賢清誠心を盡して神道再興有べしと、神社讓り狀一通を授けた

諏訪神社

諏訪神社ハ肥前國長崎西山郷ニ在リ、初メ元龜天正ノ交、西人來リテ天主教ヲ此地ニ弘ム、一時風靡シ、域内ノ社寺、爲ニ破却セラルヽモノ多シ、時ニ同國佐嘉ノ人、青木氏金重院賢清ト云フ者アリ、大ニ之ヲ慨シ、自ラ京師ニ到リ、吉田兼英ニ就キテ神社ノ再興ヲ請ヒ、寛永二年遂ニ宮殿ヲ造立シ、以テ長崎ノ鎭守神ト爲シ、盛ニ之ガ祭祀ヲ行ヘリ、享保八年、正一位ノ神階ヲ奉リ、青木氏ノ子孫、永ク其社司ト爲レリ、現今國幣小社タリ、

名稱

〔和漢三才圖會 八十肥前〕諏訪大明神 在長崎

神體

〔長崎志 四神社經營〕正一位諏方三所大明神社

一萬治元年、永忠長子永安上京し、吉田兼連卿に謁し、三社御神體之御箱安鎭、兼連卿御符也、

社地

〔長崎古今集覽 六神社〕諏方社

正一位諏方大明神社　寛永二年乙丑建、長崎記云、寛永二年、金受院立、境内、一萬坪分、西山郷之內、志稿云、在鎭治北、立山之陽數百畝、舊在圓山、今爲松森祠、長崎氏時、祠三各地、森崎祠、舊在杵崎、枕江、不詳、自乎何代、卽今西政所其趾尙存、古稱曰杵崎大明神、後更以今名、諏方祠、舊在大窪山之麓、卽今長照寺門右、是其故基、相傳弘治中、邑主長崎織部正平爲英迎京都勸請於此云、至今其通衢、因以得名、住吉祠、舊在小島村、卽今正覺寺內陸氏墓卽此、本名小島大王、

社殿

〔長崎志 四神社經營〕正一位諏方三所大明神社　寛永二乙丑年建

境內壹萬坪餘　西山郷之內

長崎鎭守諏方大明神社、古昔何所よりの勸請といふ事詳かならず、元龜天正之頃、南蠻人此地に著船し、種々方術を以て、諸人に切支丹之邪法を授けしかば、愚民ども彼邪法に深く立入、遂に長

北に當り、東西長く、北風を防ぐ事墻垣の如し、故壁島と名づけたるなるべし、

神階

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授肥前國從五位下田島神從四位下、

〔三代實錄 四清和〕貞觀二年二月八日己丑、進肥前國從四位下田島神階、加從四位上、

〔三代實錄 二十四清和〕貞觀十五年九月十六日戊寅、授肥前國從四位上田島神正四位下、

○按ズルニ、本書十八年六月八日癸丑、又同文アリ、蓋シ重複ナラン、

〔三代實錄 四十六光孝〕元慶八年十二月十六日壬寅、授肥前國正四位下田島神正四位上、

社格

〔延喜式 十神名〕肥前國松浦郡田島坐神社 名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座 ○中略 田島坐神社一座 肥前國

神領

〔新抄格勅符抄 神封〕一太宰府神封

田島神十六戸 肥前國

○按ズルニ、本書田島ヲ島田ニ作ル、恐クハ誤リナラン、今之ヲ訂ス、

〔太宰管内志 肥前之四松浦郡上〕田島坐神社

師柳園隨筆に、○中略 秀吉公、百石の神領を此社に寄附し賜ひて、今に御朱印あり、

名稱
祭神
社地

田島神社

田島神社ハ肥前國東松浦郡加部島ニ在リ、多紀理毘賣命、市杵島比賣命、多岐都比賣命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕肥前國松浦郡田島坐神社

〔延喜式神名帳頭註〕肥前松浦郡　田島　仲哀帝弟稚武王也、號上松浦明神也、

〔神名帳考證肥前〕田島坐神社名神大　社家云、宗像同體云々、

〔諸社一覽八肥前〕松浦社　松浦郡ニ在リ
祭神三座　上松浦、下松浦トモニ同ジ、○中略
田島神一座　仲哀天皇弟稚武王也、號上松浦明神、

〔田島神社由緒書〕祭神湍津姫尊、田心姫尊、市杵島姫尊、相殿稚武王命、大山祇命、○中略　田島大明神ト中奉ルハ、天照大神宮ノ御弟、素戔嗚尊御子三女神、神代ヨリ鎭リ坐スニ依テ、姫神島ト稱シ、異國降伏ノ爲、西北ニ向ヒ鎭座シ玉フ、

〔神社覈録六十九肥前〕松浦郡田島坐神社名神大
祭神三女神、相殿大山祇命、稚武王、社傳

〔太宰管內志肥前之四松浦郡上〕田島坐神社
師柳園隨筆に、松浦郡田島神は、呼子湊の北海島にあり、今は壁島と云、此神社に望夫石あり、○中略壁島と呼子の間、わづかに四五町に過ずと見えたり、

〔神社覈録六十九肥前〕松浦郡田島坐神社名神大　加部島に在す○中略社家注進
神主平野氏云、當社は三女神鎭座す、故に姫島といふ、今は加部島或壁島と呼り、此島呼子津より

也、七日浮殿にとゞまり給ひ、二十日に還御あり、神輿浮殿に留り給ふ間、生石の濱にて市を立、故にこれを濱の市と云、八月上旬より諸國の商人等來りあつまる、十一日より市立て、晦日にをはる、人のあつまる事夥し、さもにぎはしき祭禮也、

タンノ湊ヘ御幸ヲナシ奉ル、供奉ノ人々ニハ、先一番ニ隨兵ノ先陣ニテ、高崎上野牧楳加來宗像以上六騎、犛花ニヨロヒ、其勢三百餘人メシグシテ、二行ニツラナリ先行ス、二番ニヂントウトテ、鬼ノ面ヲカケ、其サマ鬼形ノゴトク出立テツガイタリ、三番ニ供僧衆百二十人、御コシノ前後ニ供奉ス、四番ニ宮司少宮司キタイクウシサイショナンド、云モノ、我モ我モト金銀ヲチリバメテ打ツヾク、大行司ハ狹間三十騎計ニテ打タリケリ、イクシノ濱ノ御警固ニハ、田北紹鐵、山下和泉守、色々ノ糸毛ノ鎧キ、太ク逞キ馬ニアツブサカケテ乘タリケリ、相隨モノ三千餘騎、テリ輝ヤク計ニ甲冑ヲタイシ、濱ノ手ヲカタメラル、見物ノ貴賤、巷ニ充滿シテ、ユヽシキ壯觀カナトサザメキアヘル所ニ、恐怖ナリシ事コソアレ、御輿俄ニ重クナラセタマフ事大磐石ノゴトクニシテ、御輿タチマチニ土塵ニ落給フ、貴賤キモヲケシ、供僧玉輿ヲアゲ奉ラントシケレ共、敢テウゴキ給ハズ、如何セントアキレタル處ニ、老僧一人御輿ノ前ニ畏リ、三度首ヲカタブケ、ミクジヲトリテ、御神事ヲ遊スハラヘ還幸ヲナシタテマツリシハ、タヾ事ナラヌアリサマナリ、

宗麟公惡逆之事

御神事ノ爲體、宗麟公ヘ申上ル、屋形キコシメシ、サテハ世ノ障リナル祭ヲバ渇仰スベキニアラズ、但祭禮ヲトヾメンニハシカジ、永クトヾムベキトゾノ給ヒケル、夫祭ハ豐年ニモ不增、凶年ニモ不減トーツキクニ、上古ヨリ此方、闕ル所ナカリケル祭禮ヲ、此時ニイタツテ永捨リケレバ、神慮モイカヾトハカリ難クゾ思ヒケル、〇又見豐薩軍記

〔八幡宮本紀附錄〕豐後國由原八幡

六月廿九日祭禮あり、神輿を生石(オヒシ)の濱(由原より一里半あり)に出し奉り、卽日還幸なし奉る、八月十四日放生會あり、魚は海に放つ、同日の晝、生石の濱に御幸あり、社僧は馬にて供奉し、大宮司は輿に乘てつかふまつる、當國近國より來りあつまる者多くして、供奉するもの夥敷、甚にぎはしきみゆき

威光ヲ仰ガザルハ無カリケル、

〔八幡宮本紀附録〕豐後國由原(ユハル)八幡

大分郡由原村にあり、又西寒多の神社とも云、延喜式神名帳に、豐後國大分郡西寒多神社大一座とあるは是也、祭る所の神筥崎と同じ、是此國の一宮なり、社説に云傳ふるは、淳和天皇天長四年、宇佐より影向し給ふとかや、御社は三十三年に一度造營す、大社にして宮殿みやびやかなり、御社は南に向て立り大宮司は加來氏也、官位は朝廷より賜ふ、社人凡百餘家、社僧十四坊あり、

神階

〔三代實錄十六清和〕貞觀十一年三月廿二日庚辰、授豐後國无位西寒多神從五位下、

社格

〔延喜式十神名〕豐後國大野郡一座大

西寒多神社

〔大日本國一宮記〕西寒多神社　豐後大分郡

〔類聚既驗抄〕諸國一宮事國々擁、護靈神也、日本者神國□□、○中略

柞原大菩薩豐後國

神領

〔豐後國圖田帳〕御注進狀案、豐後國田代之事、弘安八年十月十六日、豐後出府畢、

脚力芳正在主

豐後國中、神社佛寺權門勢家庄園國領公領田、及領家預地頭辨濟使等交名事注進、都合田代六千七百二十八町餘、八ケ郡分、○中略

由原宮領　二百四十六町餘

祭祀

〔大友記〕由須原八幡御祭之事

豐後國ノ鎭主由須原八幡宮ノ御神事ハ、毎年八月十四日ヨリ明ル十五日マデ、放生會御祭トテ、上古ヨリ取オコナフ、今年モ恒例ナレバトテ、八月十四日午ノ刻ニ、ユヅラヨリ、イクシノ濱、カン

社殿

しは委しからす、

〔一宮巡詣記　二〕十七日〇延寶四年十一月由原山へまかりて、西寒多の社を尋けれども、社人社僧いづれも知らざるよしを告ぬ、此所に十日餘りもとゞまる内に、寒田村有と聞てたづね行、これこそ一宮ならんと詣うでけるに、日數へて津守村の宮もり來り、西寒田の社の事委しく語りぬ、此宮守を案内にして羽田村の田の中に、少し藪有内に、僅の小社有、昔の棟札有し寫なりとて、扉を開き尋侍るに、西寒田社と書付有、古へは嶽尾山の麓に有つるを、今の所にうつしけるよし言傳る永和之時のふるき文ども、神主佐藤内記もて來りて見せ侍る、此社の南のかたに、御幸の本と云所有、土俗にがうがもとゝ云、天子御幸ありたる社也と神主物語有、此社こそ豐後國一宮なるべしと思ひ、社參の次第をつとめ、それより歸るさの道なれば、下郡王寺の社へまうでぬ、

〔神社覈錄　六十八豐後〕大野郡西寒多神社　大　西寒田村に在す、社家注進

〔豐薩軍記　一〕由原八幡宮祭禮之事

抑由原山一宮賀來ノ社ト申ケル由來ヲタヅネ考ルニ、人王五十三代淳和天皇ノ御宇天長四年ニ、比叡山延暦寺ノ金龜和尙、豐前國宇佐宮ニ一千日參籠アリテ、妙典秘法ヲ勤行シ、靈威ヲ仰ギ奉ラレケル處、靈驗新タニシテ、其狀八旒ノ白幡ト現ジ、豐後國大分郡賀來ノ庄ノ楠ニ掛ラセ給フ、則チ影嚮ノ地ナレバトテ、此所ヲ宮所トゾ定メケル、造營ノ材木ヲバ、大分郡阿南庄倉木山ニテ取初メケルト也、同年十月七日ノ夜戌ノ刻ニ、彼ノ倉木山ニ衆星降テ、其光倉木山ヨリ二葉ニ相ツヾキ、輝ク事白日ノ如シ、其所ヲ星嶽ト名付テ、高岡山妙見大菩薩トゾアガメ奉ル、由原山ノ神事、卯酉ノ年、大神法會アル時ニハ、此星嶽山ニ三所ノ神輿ヲ御幸成奉テ、翌日還幸アルト也、去ルニ依テ其野ヲ幸野トモ申ストカヤ、扨又倉木山ニ於テ、速見郡ノ堺ニ異國降伏ノ鉾立アリ、故ニ其所ヲ鉾ノ峠ト云傳ヘシ、世ハ澆季ニ及ブト云ヘドモ、上一人ヨリ下萬民ニ至ルマデ神慮ノ

領二百四十六町、弘安中尙如此、其盛可思也、按嘉禎建武中、勅願及大友氏歷世諸賜書、皆稱曰豐後第一宮賀來社、宜乎貝原氏八幡本紀中、以由原八幡祠爲豐後第一宮、充西寒田神祠、大誤之、凡說豐後神祠者、皆襲其誤也、由原祠惟郡之宗祠已、所謂西寒多神祠、在大野郡三重鄕、與延喜神祇式相符也、

〔太宰管內志豐後之四大野郡〕西寒多神社

龜山隨筆に、西寒多神社は初大野郡野津庄寒田村にあり、相傳云、大友能直十世孫式部大輔親世、○中略應永十年三月、遂に彼神社を其居城府內の南に移して、其地をも寒田と號くと云、是則大分郡稙田鄕寒田なり、其榜額に、鎭國一宮西寒田神社とあり、其後大野郡寒田の方は、やゝ衰行て、今は祭日の定もなく、神官なども絕て、僅に一茅宇殘れるのみなり、（領主云、大野郡西寒田神社ハ、近比二社ヲ再興シテ鳥居額ナドヲ建立ス、祭禮九月廿一日ナリ、臼杵城主稻葉伊豫守ノ新願所トス、神官鵜峯但馬守是ヲ奉仕ス、）されば神社は大分郡なるを正とし、地は大野郡なるを正とすべし、大分郡寒田は、今臼杵稻葉家の領地となる、府內よりは四里許東南にあり、二月八月兩度の大祭あり、神官は佐藤氏なりとあり、

〔太宰管內志豐後之四大野郡〕西寒田神社

神洞隨筆には、大野郡淸田鄕に、西寒田神社の本宮と云ものあり、そは本宮山とて聊なる山上にあり、社は三間四方許と見ゆ、その神體と云ものは、鏡又佛像などなり、社のある地は公領なり、此社に鍵預と云ものあり、公領地の人なり、されども社人は古國府に有て、府內領の人なり、此社ある處の下方、北は延岡領なり、山上八町四方は社の境內にして、諸木生茂れり、延岡領の地、是も昔は府內領なりしと云、大分郡寒田も、古は府內なりしを今は延岡領となれり、さてかの本宮より今の寒田は北に當て廿四五町許あり、また今の寒田は、今の府內より二里南にありとあり、なほよく考ふべし、さて此西寒多神社、式に大野郡とあるを貝原翁が大野は大分とあるべしと云れ

トアルベカラズ、廿二社註式、及諸社根元記等ニモ、此柞原ノ社ヲ八幡五所別宮ノ中ニ加ヘテ、各式外、同ニ石清水ニトアレバ、中古マデ式社ナラザル事判然タルヲ、其社ノ栄ユルマヽニ〳〵、後世西寒田ノ社號ヲ襲ヒタルニハアラザル歟、一宮記ト頭注トニ、西寒多神社、宮崎同體也云々、大友記ニ、豐後國ノ鎭守由須原八幡ノ御神事ハ云々トアルニヨラバ、正シク豐田別尊ナレド、又或説ニ日本武尊ナドモイヘレバ、今定メテハ云ガタシ、附テ以テ後ノ考證ニ備フ、

社地

〔豐後國志大野郡九〕西寒多神祠　在野津庄寒田村、延喜神祇式曰、豐後國大野郡一座西寒多神社是也、○中略今既荒廢、僅存一茅宇、相傳云、應永十五年三月、大友親世、移祠於大分郡植田、名其地亦寒田、於是舊祠廢矣、

〔豐後國志大分郡四〕西寒多神祠　在植田郷寒田村、其榜額曰、鎭國一宮西寒多神社、恐非、則是植田大分祠所祭豐門別命者也、延喜神祇式曰、西寒多神社一座在大野郡、今廢祠儼在于三重郷寒田村、且原氏曰、大野當作大分、誤也、蓋是未知儼在于大野郡故也、一説曰、大友能直十世孫曰式部大輔親世、應永七年上洛拜謁將軍源義滿、甚有寵敍從四位下、補九州節度使、威振九州、諸侯皆服從之、大友氏之盛、蓋始于此、親世最尊敬西寒多神、願使其祠在近、十五年三月、遂遷西寒多祠于城南、呼其地名寒多、於是本祠將廢、凡建祠創寺、及轉遷其處、必請命而後行之、蓋古之制也、保平以降、綱紀弛解、夫人任意專事、習以爲俗、庶人尙不忌其弊、竟至使宗祠古廟湮滅其跡、噫、之由之、

〔豐後國志大分郡四〕由原八幡祠　在賀來郷由原山中、社記曰、淳和天皇天長四年十月、延曆寺僧金龜和尙、詣于豐前國宇佐祠、誦經勤行、有神託之感、乃來此郡賀來郷、偶望見古樟樹、則有神敎之驗、於是建祠、國司大江朝臣宇久以奏之、因得預官社、承和嘉祥之後、猶有勅使奉幣云、建久以還、大友氏世修理焉、應永七年、式部大輔親世、建普賢堂于祠側、天正十二年、左京大夫義鎭、爲鑄洪鐘、寛永十七年、日根野吉明、建講堂、日使其臣平岡生爲廟祝、輯錄歷世勅書敎書、大友氏世寄祭田之書許多以與之、其祠宇高峩、樓觀廻廊、刻桷丹楹之莊麗、甲於國中、例曰、自古以三十三年必改作之、按圖田牒曰、由原神

世ニ二ノ天子ナシ、吾者守皇帝云々、可崇敬祈誠吾不可空求所、必成就ヲ以故、賀來ノ宮是也、

〔諸社一覽八豐後〕西寒多社　大分郡ニ在リ

祭神三座　神功皇后　應神天皇　武內大臣

〔國花萬葉記十四下豐後〕柞原大明神　又號西寒多神、大分郡ニ立、又云大野郡、

祭神三座　神功皇后　應神天皇　武內宿禰也當國一宮、靈跡同箱崎、

〔神名帳考證豐後〕大野郡西寒多神社　在高島村、素戔烏命　萬葉集六云、月別名、曰佐散良衣壯士、相模國寒田神社　出雲風土記云、須佐能袁命、大須佐田小須佐田定給、按西與須音通、

〔太宰管內志豐後之四大野郡〕西寒多神社

貝原翁が、〇中略　又西寒多神社を、由原宮の事なりと云れしなどは、いよ〳〵誤なり、さて左京人上田百木が書るものに、豐後國西寒多神社を、由原八幡の事とするも、むげに近世よりの事にもあらず、文龜三年吉田兼倶卿記に、西寒多神名柞原大明神とありといへりき、

〔神社覈錄六十八豐後〕西寒多神社大　祭神詳ならず〇中略

連胤按るに、一宮記に、大分郡、號大分宮、宮崎同體、又名柞原八幡、頭注に、名柞原大明神、宮崎同體、但し大野郡とすと云り、啓蒙、本紀等、皆此說に從へり、抑此社は大分郡由原村に在て、いと古くより西寒多神社なりといへど、叙位の事あるを思へば然るべからず、況や郡縣も違へるをや、

〔官社祭神考證下〕西寒多神社一座、式大、豐後國大分郡寒田村、

祭神西寒多神〇中略

一宮記曰、西寒多神社、號大分宮、宮崎同體也、又名柞原八幡、神名帳頭注曰、豐後大野郡西寒多、名柞原大明神、宮崎同體也トアレド、實ニ八幡宮ニシテ、應神天皇ヲ祭レルナランニハ、授位ノコ

名稱

祭神

西寒多神社

西寒多神社ハ舊ト豐後國大野郡寒田村ニ在リ、後選シテ之ヲ大分郡寒田ニ祀ル、因テ號シテ大分宮ト云ヒ、又作原八幡、又作原大明神トモ稱ス、本國ノ一宮ニシテ、延喜ノ制、大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕豐後國大野郡西寒多(ササムタ)神社

〔伊呂波字類抄左諸社〕西寒多豐後國大分郡坐

〔神社覈錄六十八〕大野郡西寒多神社大 西寒多は、佐佐牟太と訓べし、 豐後

〔大日本國一宮記〕西寒多神社號大分宮、宮崎同體也、又名作原八幡、

〔延喜式神名帳頭註〕豐後大野郡　西寒多　名作原大明神　宮崎同體也　豐後大分郡

〔豐後國由原八幡縁起下〕天長四年丁未十月五日、比叡山延曆寺之聖人金龜和尚、宇佐宮ニ參詣シ、一千日參籠間、讀誦一乘妙典、勤行西部秘法、奉仰威光、口同歲庚戌七年天長三月三日寅剋、蒙示現稱、吾欲垂跡豐後國、可有其驗云々、同年七月七日、豐後國賀來村、大ナル楠ノ二俣ノ上、大菩薩ノ御初衣御襁褓、二尺計飛昇給、其形八足ノ白皇幡也、金龜和尚、件ノ木ノ本ニ奉崇大菩薩、令經奏聞、即右大臣夏野奉勅命、件國司大江ノ宇久、承和三年ニ令造立寶殿、奉寄進新所、託宣曰、此所昔日向國有行幸、征伐異國之時、從宇佐宮始寄宿之地也、但敷地也、內居住之人民、甚以貧窮也、被譴責宮物見許度思召也、我ハ是八幡ノ御子、故御初衣等ヲ預持、隨我神人ヲバ令免除給、神吾ハ居寶位於月輪之砌、垂權化日域之境、神慮ハ更無他事、只守國家、掃除惡逆者、偏護朝廷、惡逆者已不知分限、走貪欲心汚濁者乎、依宇久奏聞、即被下宣旨、又託宣ニ云ク、成神木者、爲遁斧也、成神萱者、爲遁鎌也、成神人、爲遁災難也、神者依人之敬增威、人者依神助免橫災、敬我者吾守人、人輕我我恨人、必天ニ二ノ日ナク、

右住職子孫讓リ

一繼目御禮、御白書院獨禮、獻上壹束壹卷、御閾之外三疊目、

但御禮者追而上ル、前々より帶劍ニ而御前江出ル、

一御暇於檜之間、寺社奉行申渡、時服三拜領之、

取渡ス

〔遊囊賸記十五〕彥山ハ田河郡ナリ、十谷四十九窟、祭神中岳ハ伊弉冉尊、南岳ハ伊弉諾尊、北岳ハ天忍穗耳命、是ヲ三所權現ト號ス、唐銅大鳥居ノ額、英彥山ノ三字ハ靈元帝ノ宸翰ナリ、此鳥居ハ寬永十四年、鍋島信濃守勝茂建立シ玉フ、爰ヨリ中岳最高項ニテ、石坂六十町、鐵鎖ニ縋テ登ル處アリ、頂ニ清冷水アリ、即比古ノ池水ナリ、今是ヲ獻水トイフ、絕頂本社ノアル邊ヨリ九州防長等ノ地、悉眼中ニ入ル、山中十二景アリ、其詩扶桑名賢集ニ見ユ、

元祿九年、丙子座主大僧正、於柳營、聖護院門跡上、本末出入之爭論差起、同年三月三日、都て彥山理運の上意を蒙り、先規の如く御證文を賜りし此方、天下之別本山となる、

〔西遊雜記 二〕彥山、昔時は食地一萬石餘也、山の敷地方七里を領して、二千八百餘坊、弘治元龜年中までも、猶千坊餘もありしに、秀吉公、九州御征伐ありし時に、當山は衆徒島津家に屬して、秀吉公の下知に應せず、是によりて食地悉く召はなされしに依て、夫よりいつとなく寺院滅じて、今はやう／＼三百坊あり、皆々天台宗の山伏にて淸僧、寺僧に五箇寺、山の長をば座主と稱して、今の座主は、花山院左府公の御三男也、制度此寺より出で、守護不入の山也、

〔豐前國志 二田川郡〕彥山末山名附　文政十三年寅五月改

田川郡福智山法頭福泉坊　仲津郡藏持山法頭城臺坊有廿四坊　上毛郡松尾山法頭高妙坊有廿四坊　京都郡等覺山胎藏院　企救郡小倉敎學院　宇佐郡今熊野圓藏坊　下毛郡檜原山二十四坊惣七り　豐後國日田郡戶山獻喜院　豐後國日田郡千藏山胎藏院　豐後國大分郡熊群山三坊　豐後國玖珠郡九重山金山坊　豐後國直入郡寶龍山二坊　筑前國夜須郡壽應山圓光坊　筑前國夜須郡長谷山實相坊　筑前國夜須郡五寶山寶池院　筑前國夜須郡檜原山東光院　筑前國怡土郡如意山昌善院　筑前國夜須郡寶嚴坊　肥前國松浦郡大石山三十九坊　肥前國松浦郡金剛院、西光坊、寶藏坊、學珠坊、　筑前國怡土郡淸水坊淸學坊、　肥前國彼杵郡長崎本學坊、瑞嚴院、胎藏院、　壹岐國壹岐郡嶽高山泉玉坊　肥前國彼杵郡大村彥流觀音寺配下三十六坊　壹岐國同郡彥流山七坊　對馬國梅本坊、禪雲院、本學坊、秀悅坊、

山中山伏住所十谷

西谷　下谷　別所谷　豐仙谷　中尾谷　中谷　智五谷　智室谷　玉屋谷　南谷　以上

〔寺格式〕無本寺寺院

テ、夜ニマギレ一人二人ヅヽ、何ク共ナク落行テ、今ハ手ニ向モノ一人モ無リケレバ、追詰ルニモ不及、皆々歸陣トゾ聞エシ、九州無雙ノ山、此時ニ至テ、兵火ノ爲ニ燒亡シケルコソ本意ナケレ、○又見豐筑亂記

〔太宰管内志豐前之三田川郡下〕靈仙寺

彥山記略に凡當山座主職、古者皆淸僧也云々、後伏見院第六之皇子助有法親王、爲彥山座主、(初爲三井寺圓滿院門主、號長知法親王、)其後以座主職爲妻帶、自是子孫相續座主職云云、天正九年、大友宗麟、放火當山、於是上古傳來之經卷聖教、本尊寶物記錄等、盡成灰燼也、天正十五年、舜有座主遷化、而無嗣子、闕貫首職者十有五年也、其間慶長初、毛利壹岐守侵當山、殆如大友、因是當山老僧等、慶長五年三月五日、於伏見城、奉訟于東照神君、此時又如先規、可爲十方旦那守護不入之由蒙台命也、慶長六年、細川越中守忠興、爲豐前國主、尊敬當山、爲外護之旦那、自請日野家三男、爲猶子、以令繼當山座主職、是號忠有座主、後任權僧正、(以舜有座主之女娶之、)忠興以當國田河郡落合村(千百石)寄附當山、長爲寺領、加之以一山諸役人祿、(總而二千石餘、)又天正燒失已後、一山佛神皆在假殿、因之造營諸堂、漸復舊慣、忠有座主又無男子、因之元和九年、請岩倉家二男、爲法子、是號有淸座主、任權僧正、(以忠有座主之女子娶之、)寬永二年、行東都、依慈眼大師及細川越中守忠利之執擧、拜謁將軍家、寬永十年、至今領主小笠原家、寺領等如先規、寬文二年、依春宮(○靈元)御踐祚、下勅於當山、令修寶祚延長之御祈禱、長爲勅願所、被下行御撫物并御祈禱料、宣傳中納言基賢卿也、因之十一月八日、勤修柴燈護摩并當山權現御本地供百座、同十一日、講讀仁王妙典一百五十部、同十二月六日參洛、獻上卷數、自今已後、彌宜奉祈寶祚長久之旨、被下綸旨畢、是未曾有之事也云云、

〔百一錄〕延寶三年四月廿九日、彥山座主法眼廣有參內、

〔豐前國志二田川郡〕英彥山事記

掛石、同嘉麻郡八王子道祖神、北限豐前國田川郡岩石寺藏持山法體岳也、

〔九州記 六〕彥山來由附逆儀事

抑此彥山ト申ハ、西國第一ノ大山ニテ、豐後豐前筑前三箇國ニマタガリ、山中坊數三千ニ餘レリ、○中略近代ハ領地モ多ク、祈願ノ料モ數々集リ、僧方繁富限ナク、驕奢目ヲ驚ス計ナリ、往古ヨリ守護不入ノ山ナリトテ、我儘ニノミ振廻ケリ、彼山法師、根來熊野ノ惡僧モ、是ニハ過ジトゾ覺ケル、重科ノ者ニテモ、彼山ヘ逃入テ賴ヌレバ、一人モ山ヲ不出助置ケリ、夫故ニ若山伏ナドハ、惡黨人ニイザナハレテ徒黨ヲ結、近國ノ在々ヘ走廻リ、夜討强盜狼藉以ノ外ナリケリ、元ヨリ豐筑肥ノ間ハ、大友幕下ノ事ナレバ、宗麟ヨリ彥山座主ノ御坊ニ使ヲ立、惡黨ノ狼藉、下知ヲ加ヘラレ、靜謐可有之由數度申入シカ共、內證ハ秋月一味ノ事ナレバ、大友ノ下知ハ耳ニモ不入打過ケルニゾ、滅亡ノ時至ヌト覺タリ、是ニヨリ宗麟大ニ嗔テ、當家ノ下知ヲ背ノミナラズ、秋月ニ與力スルコソ不敵ナレ、急ニ退治スベシトテ、淸田阿波守鎭忠、上野權正鎭俊ヲ大將ニテ、都台其勢四千三百餘騎、天正四年丙子四月ニ、日田郡ニ著陣シ、先兩將ヨリ使者ヲ立、前々ノ如ク大友ヘ降參候ヘ、左無ニ於テハ急ニ攻入、一山破滅スベキ由ヲ申遣ケレ共、中々返事モナシ、兩將力不及、同八日ニ、件ノ大勢段々手分ヲシテ、彥山ヘ押寄タリ、一山ノ衆徒山伏、都合三千餘人、甲ノ緖ヲシメ、我モ〱ト討テ出、命モ不惜防戰シケレバ、淸田上野モ散々ニ戰疲レテ、少ハ退屈シテゾ見エニケル、去共寄手大軍ナレバ、荒手ヲ入替々々、鐵炮打懸、矢ヲ放、夜晝ノ境モナク、三日迄ゾ攻タリケル、一山ノ山伏等、叶ハジトヤ思ヒケン、谷々ノ己ガ寺院ヘ引入ケリ、寄手ノ軍兵亂入テ、方々ニ火ヲ放ケレバ、三ケノ寺院坊舍諸堂マデ、片時ノ焰ト燼上ル、黑烟天ヲカスメ、魔風吹シイテ、東西南北モ難辨ケレバ、寄手ノ勢其紛レニ切入突入、一人モ不漏ト走廻ル、討ルヽ者ハ數不知、漸々身ガラ計逃出タル僧山伏共、佛來岳ニ取籠レバ、寄手ノ勢ハ黑岩岳ニ陣取テ、遠卷ニ責ケレバ、衆徒モ力盡勢疲

社領

〔普聞集一〕清久〇鍋島祖父道善、平日神佛ヲ尊敬シテ、信心堅固ナリ、應永年中、佐賀郡賀瀨庄ニ德善院ヲ建立シテ、豐前國彥山大權現ヲ勸請シ奉ラントス、〇中略コノ時鍋島平右衞門尉清久、祖父道善ノ心ヲツイデ、尊崇倍甚シ、且清久十八年ノ間、彥山ニ年ゴモリス、願成就ノ春二月ニ又參詣シ、十四日南谷ノ花藏院ニ止宿ス、ソノ夜清久フシギノ瑞現ヲ蒙ル、當山ノ俗體嵩、材木石ニ參詣セヨ、守リ佛ヲアタフベシト靈夢ヲ感ジ、先達ノ政純ニ語ル、政純カノ所ハ權現來應ノ昔日、護法善神ニ勅シテ、慈尊出世ノ曉、大講堂ヲ建ラレンタメニ、金石ノ材木ヲ採ツミ置セタマヘリ、爾來在俗トシテ、タヤスク參詣スベキ所ニアラズト、シキリニ留ルニヨツテ止ミヌ、其夜又御告ヲカウフルコト前ニ同ジ、政純モ不思議ノ思ヒヲナシテ、滿山ニ披露ス、衆徒等會合シテ、權現ノ御示現オシテ疑フベキニ非ト僉議ヲコラシ、十六日ノ早旦、宿坊ノ花藏院、先達ノ政純ヲ引導トシテ、清久カノ嶽ニノボル、雪フカキコト腰ヲ過、トカク雪ヲ分テ、ソノ頂キニ至ル處ニ、清久アヤマツテ雪ノ中ニタフレ、左ノ手ニ材木石ヲオス、タナゴヽロニ物ヲ得タリ、取テ見レバ釋迦ノ像ナリキ、先達ノ山伏等、感涙肝ニメイジ、清久モ歡喜身ニアマツテ、即尊體ヲ渴仰シテ國ニ歸リ、一心不亂ニ敬禮スルコト年久シ、其後、〇中略德善院ヲ造替セシメ、清久夫婦、尊容ノ供奉シテ、カノ寺ニ移シタテマツル、今德善院ノ權現是也、

〔本朝世紀〕康和元年九月九日戊申、此日參議正三位行備前權守藤原朝臣長房薨、長房者、〇中略六年〇寛治九月七日兼太宰大貳、在任之間、嘉保元年、彥山衆徒有訴訟事、太以蜂起、初赴任之時、所相從之郞從不幾、然間事發、倉卒、成敗之間不知所爲、逐電上洛、所辭郡督也、世以之稱半大貳、

〔太宰管内志豐前之三田川郡下〕靈仙寺

彥山緣起に、山中見坊二百餘宇、四十九院、凡十谷、東限豐前國下毛郡雲山國中津川大井手口、南限屋形川壁野豐後國日田郡屋崇大肥里、西限筑前國上座郡把岐山同西島郷、並下座郡內圓幸浦尻

今は其沙汰もなく、漸く小笠原侯より、百石ばかり御供米のみ、

〔豐前國志二田川郡〕英彥山事記

寛永十癸酉年、大主小笠原忠政公以來、御神領千石御寄附也、

〔和漢三才圖會八十豐前〕彥山三所大權現　社領三百石出於國守

祭祀

〔九州記六〕彥山來由附逆儀事

人王五十二代嵯峨天皇ノ御宇ニ、法蓮上人ト云權化ノ僧、當山ヲ中興シ玉ヒ、種々ノ神異ヲ示サル、其比大唐ヨリ異賊襲來ノ事アリシニ、○中略諸寺諸社ニ勅宣有テ、降伏祈念ヲ行ハル、殊更彥山ハ九國ノ內ノ事ナレバ、別シテ丹誠ヲ抽ヅベキノ由、法蓮上人ヘ仰ケル、○中略其時ヨリ每年二月十五日ニ、彥山ニ於テ神秘ノ祭禮ヲ執行フ、士民等相傳ヘテ、種子蒔ノ祭ト申ナリ、

〔豐前國志二田川郡〕英彥山事記

每年二月十五日、松會の式禮、講堂にてあり、又四月八日を誕生會とす、

登山

〔遊囊賸記十二〕彥山ハ當國第一ノ高嶽ナリ、三伏ニ山坊ニ宿シテ、終夜冷然、數日ノ苦熱ヲ忘ル、明レハ主僧先達シテ岩石ヲ攀テ高頂ニ登ル、眺望殊絕ナリ、拜禮畢テ谷々ヲ巡行シ、草萊ノ路ヲ分テ求菩提山ヘカヽリ、中津ノ方ヘ赴ク、

神異

〔彥山權現靈驗記〕崇神天皇御宇乙酉歲、有金光一道、自西方來、直照帝闕、連日不滅、帝大異之、使人覓光所出、遠來本山、見其光出自南嶽、而奏帝、帝喜傾心神廟、自時靈驗日著於世矣、

〔玉葉和歌集二十神祇〕いさぎよきひこのたかねの池水にすまば心のすまざらめやは

是はある人、つくしのひこの山に籠りて、後世の事祈申けるついでに、いさぎよきひこの高ねの池水にすますます心を又はけがさじと思ひつゞけて、まどろみ侍ける夢につげさせ給ける御返しとなん、

銅の大鳥居は、從四位侍從信濃守鍋島勝重所寄附也、銘曰、寛永十四年午八月吉日、鳥居より上、左右坊中相對して、大講堂に至まで大路十八丁の間、眞廣坂中略大雁木をつけたり、此大路を見上れば、左右坊中の門前に櫻の林あり、政所坊始曖(アツカヒ)坊とて、座主院の親類十坊の大家あり、夫に繼ぎて三十六坊の舊家、亦外にも數百年連綿の坊も存せり、其外櫻の馬場住居の坊中、殊に普請結構にて、又谷々へ住居の山伏にも美宅多し、座主院には、四足門唐破風造の玄關筋塀等ありて、殿中の家造りも亦美麗なり、本坊の玄關始、坊中にも唐破風造の玄關數十家ありて、山中坊中寺院家毎に、櫻のなきはあらじ、花の盛りに登りしに、かくまで花のおほき山とも覺ぬに、目を覺したる見ものなり、祓川よりして銅の鳥居までの坊中にも、大路の左右に花多し、殊に大鳥井より上の花、右より左より覆ひ重れり、已歌は詠ねど、

豐國の彥の高根の花の雲吉野のほかにかゝるべしとは、と思ひつゞけたり、杉の靑葉の花の咲交りしよそほひは、いさぎよくもありけり、○中略大路を通りて大講堂の廣庭にいたる、左に講堂十五間四面也此庭に鐘樓あり、

洪鐘銘曰、應永二十八年辛丑六月廿七日、名品の大鐘也、　亦同一口、文祿二甲午年十二月吉日、玉屋社之鐘、　亦同一口、寛永十一年辛亥十一月吉日、法音寺にあり、　亦同一口、正德四甲午十一月、豐前坊社にあり、　亦同一口享保四己亥年七月、鬼神社にあり、

爰に二鳥居有　從四位侍從丹後守松平光茂建之

〔彥山權現靈驗記〕弘仁十三年、中興法蓮上人、奉詔參內於南殿、勤修大法、現奇瑞、靈驗最掲焉、叡感之餘、勅賞者宜依請、仍蒙寺領方七里十方檀那勅許、爲勅願處、改日子(ヒコ)山爲彥(ヒコ)山、被號靈山寺、此時置三千學徒、爲鎭護國家靈場、准延曆寺、奉祈寶祚長久、

〔西遊雜記 二〕細川三齋卿、小倉御在城の時は、御信心有りて、御寄附米も御建立の寺院もありしに、

は、豐後國日田郡夜開郷林村の大行事、又鶴河內村の大行事、筑前國上座郡福井村の大行事、同郡に石原村の大行事、豐前國田川郡添田村の大行事、下毛郡山國郷守實村の大行事などなり、此社今も有て、神官是な守れり、次に諸堂等の事は、上宮を本社と云、此社は肥前國佐賀城主の造營なり、南岳北岳は造營施主定まらず、次に中宮下宮は、三所權現白山大行事熊野是なり、大講堂は小倉城主造營なり、次に二階樓門經藏食堂溫室等有しと云を、今は絕てなし、又山內別院とて、金剛院總持院敎主院などあり、此外花臺院安養院阿彌陀堂なども有しと云を、是も今はなし、又新宮と云物あり、さて講堂ノ上、上宮ノ下に中宮とてあり、堂前に降魔壇あり、此堂も佐嘉城主の造營なり、金鳥居あり、是も佐嘉侯の寄附なり、麓よりかねの鳥居まで十八丁あり、此鳥居より上宮まで六十丁あり、上宮にゆく道筋に、鎖を取て登る所あり、山中古木多し、杉には殊に大なるあり、六圍七圍にいたる、又山內に狩を禁ずれば、猪鹿猨の類多し、山內にて機を織らず、子をうまする時は、のり物にのせて坂本に下る、○節略

〔西遊雜記 二〕彥山、○中略銅の華表ありて、高さ數丈、○中略此華表他國に有ことゝかはり、うち空虛ならず、悉く銅にて製せし花表にて、其銅の入りし價夥敷ことにて、土人のいふは、五萬石のものなりにて出來たりし華表と物語りき、誠に海內一の花表といふべし、是より本社迄五十町、急に登るなり、下馬下乘の所より左右大樹おほひかゝり、町家の有る所より坊中の門前は、櫻樹數千本、花の頃を思ひき、夫よりは坂道嶮にして、中堂の上にては、登るべき坂道の足場なき故に、鐵の鎖綱に取つきて登る所嶮岨にして、肝をひやす所也、御本社を上の宮と稱して、三ッの峯を祭りて、三所權現とも云也、上古の風俗にて、今のごときの堂社もなくして、只山の靈を祭りしなりと云傳ふ、今、建御社、方間銅瓦にて、念の入りし社也、中堂行者堂此外の寺院、大概さいふべき普請にて、祭神はいざなぎいざなみの尊を第一とし、志るすにいとまなし、

〔豐前國志 二田川郡〕英彥山事記

社殿

〔增補下學集上一天地〕彥ヒコ山サン

〔日本地誌提要六十七豐前〕彥ヒコ山サン一名英エイ彥ゲンヒコ山サン

〔豐前國志二田河郡〕英彥山事記

上宮三所　白山大行司　中宮　北山殿　玉屋宮　大南社　智室社　鷹巢宮　行臺社　一社は神秘也　右之十一社を十二社權現と申なり

諸社之事　役行者堂　狩籠社　下宮　增慶社　大講堂　鐘樓　常香堂　天滿宮　經藏　淺草觀音　御旅殿　大佛堂　上佛來社　毘沙門堂　鐘樓堂　辨財天堂　開山堂　法蓮堂　七大童子堂

〔大友記〕宗麟公惡逆之事

宗麟公、夫佛神ハ我宗〇天守敎ノ魔也、シカレバ國中大寺大社、一字モノコラズ破却セヨトテ、一番ニ住吉大明神ノ御社、山森紹庵ニ被仰付、紹庵馳ムカヒヤキハラヒ、玉體ニチカク押掛ウチクヅス、紹庵三日ヲスギズ死ニケリ、次ニ豐前ノ國彥山ヘ、清田鎭忠ニ三千ノ人數ヲ相添ツカハサル、山中三千ノ山伏、身命ヲ捨テ防グトイヘドモ、死生不知ノ溢モノ、弓鐵炮ヲ捕責入ケレバ、山中ノ衆徒、山々谷々ヘ逃散ケリ、鎭忠上宮マデセメノボリ、一字モノコサズ灰煙トナス、掛リケル處ニ山伏二人高聲ニヨバヽリ、大友七代マデノ怨靈トナラント罵詈シリテ腹カキ切、猛火ノ中ニトビ入ケリ、

〔和漢合運〕天正九年辛巳、彥山炎上、

寶曆四年甲戌六月十三日、彥山炎上、

〔太宰管內志豐前之三田川郡下〕彥權現社

上代彥山に領じたる地には、其神社を建て限とす、是を七大行事社と云、其社今も殘れり、七大行事と云

社地

天正九年大友氏の兵火にやかれて、今僅に一二葉を存す、

〔九州記六〕彥山來由附逆儀事

此彥山大權現ト申ハ、本地ハ西天竺ノ靈神タリ、人王十代崇神天皇ノ御宇ニ當テ、天竺ヨリ五ツノ劔ヲ東ヘ向テ抛給ヒ、吾緣ノ有方ヘ留ルベシトチカヒ玉フ、一ツハ紀伊ノ國室ノ郡ニ留リ、一ツハ下野國日光山ニ留リ、一ツハ出羽ノ國羽黑ノ嶺ニ留リ、一ツハ淡路ノ國乙鶴羽ノ峯ニ留リ、一ツハ豐前ノ國彥山ニ留ル、彼彥山ニ飛來ラセ玉フ時ハ、其形八角ノ水精ニテ、御長三尺餘リニ見玉フト云傳シ、人王廿七代繼體天皇ノ御宇ニ、大唐ヨリ善正和尙ト云人來朝有テ、彥山ヲ草創在シカドモ、未佛法流通ノ時至ラズトテ、頓テ歸唐成ケリ、其後人王四十二代文武天皇ノ御宇ニ當テ、慶雲二年ニ、役行者彥山ノ峯ヲ開玉ヒシニ、權現ノ靈アラハレ出玉ヒケリ、ソレヨリ以來、靈驗九州ニアマネクタ、萬人步ヲ運ビヌ、

〔和漢三才圖會八十豐前〕彥山三所大權現　在田川郡

祭神　北岳天忍骨尊　中岳伊弉冉尊　南岳伊弉諾尊

嶠根於豐前豐後筑前三國、大山、〇中略自古守護不入之山、自金鳥居上六十二町

〔延喜式十神名〕豐前國田川郡忍骨命神社

〔國花萬葉記十四豐前下〕彥山三所大權現

此山豐前豐後筑前三ヶ國に嶠根せる大山なり、舊記に云、十の谷、四十九の靈嶋有、第一の窟をば玉屋となづく、彥山權現垂跡の靈地なり、人皇十代崇神天皇の御時、八角の水精石出現す、窟のうちより神泉湧出る、盈減水旱を經て不異、これを飲時は、壽考かぎりなし、天下事變有時は則水濁る、凡そ當山三岳、鼎のごとく峙、三神跡を垂北岳は天忍骨尊也、神名帳に云、豐前國田川郡天忍骨命是なり、南岳は、伊弉諾尊、中岳は伊弉冉尊なり、祭禮二月十五日、寺を靈仙寺と號す、

古事類苑

神祇部九十九

英彥山神社

名稱

英彥山神社ハ豐前國田川郡彥山〈一名英彥山〉ノ麓ニ在リ、舊ト彥山權現ト稱シテ、常ニ修驗ノ徒ノ奉祀スル所ナリシガ、明治ノ初年之ヲ禁ズ、現今官幣中社タリ、

〔彥山權現靈驗記〕弘仁十三年、中興法蓮上人、〈○中略〉改日子山爲彥山、被號靈山寺、

〔和漢合運〕寶曆四年甲戌六月十三日、彥山炎上、享保年間賜宸翰扁額、榜曰英彥山、

祭神

〔長寬勘文〕熊野權現御垂跡緣起云、往昔甲寅年、唐乃天台山乃王子信舊跡也、日本國鎭西日子乃山峯雨降給、其體八角奈留水精乃石、高佐三尺六寸奈留二天、天下給布、

〔太宰管內志〕〈豐前之三田川郡下〉彥權現社

彥山記曰、云々、靈光西來止南岳、作八角五光玉石、高三尺六寸、先是大己貴神、既娶田心姬命、與三女神俱宇佐島來、卜北嶺鎭座時、蒼鷹一隻、翩然東來、影向靈石、大己貴命、謂三女神曰、是天太子水盈尊奇魂也、卽辭北嶺、奉之日胤尊、崇山之本主、從之名日子山、時又白鷹一隻天降、其影向石上、敬曰、天祖乾坤分魂也、分奉南岳、菊理媛命、皇產靈尊從現石下、五神會中岳、合德鎭八極、大己貴命、留市杵島姬命于山之中層、率田心湍津二妃下、鎭座山之腹、是地主北山殿也、立田心姬命爲標識、棲隱于此、因云之豐比女神社秘也、以上七神神代鎭座也、以下五座、祖師開峯時出現、皆稱童子、曰南岳崛大聖童子、玉屋崛金枚童子、智室崛福智童子、鷹栖崛都良童子、別有深秘一社、總十二社也、表天神、〈彥山記は橘正通の作也、〉

長氏、貫首並信、官人代家爲、御馬所別當代官首頼有、御杖人氏弘氏光、氏元等出仕、陳道延經、本司國廣、安光、時守等參會、國廣安光等、取松明、參勅使前、勅使若宮鳥居向東、大宮司西大門之內向西、擬大宮司以下者、西大門之外砌甃上、以東爲上、廳內者同甃上、南以北爲上向西、列于幣殿以東也、主典者奉副神寶、候于幣殿西砌、各乍立對揚、神馬者同砌向艮引立之、神寶御辛櫃舁立于幣殿前向北、于時主典渡送文於總檢挍、即彼送文讀合于神寶、加點畢、次第勘渡之時者、官人代奉取出之、其後如本納御辛櫃、御杖人等舁立于一御殿前、御幣物五色綾絹等、次勅使自南中樓參入、奉讀宣命、再拜、宣命者、令勅使直持參於中樓前、乍立讀之、後勅使被渡宣命於社家、神主取次之進大宮司、次勅使拜九度、次著座、勅使者以北爲上向東、神馬引立于國司屋西砌、宣命之後、御馬所別當請取之、次勅使退出、一勅使已下社役之事、饗膳六十餘膳上料三本、主典二本、酒六瓶樽、

〔和氣氏系圖〕廣世（弘仁嵯峨承和仁明二代宇佐使）仁達男（延暦大同二代宇佐使）眞綱（二代宇佐使）眞興（嘉祥宇佐使）時盛（天安宇佐使）兼濟（貞觀天慶仁和宇佐使）時雨（延長天慶宇佐使）正業（康保宇佐使）致頼（安和永觀宇佐使）元倫（寛和宇佐使）正世（寛和寛弘宇佐使）相法（長和宇佐使）相成（寛德宇佐使）章親（治暦延久宇佐使）成貞（寛治宇佐使）相世（天仁宇佐使）貞相（保安宇佐使）定世（康治宇佐使）貞說（久壽宇佐使、非正統數遣使）定成（保元宇佐使）定長（永萬宇佐使）相永（仁安宇佐使）相家（文治宇佐使、不遂前途歸京、乃以正統定康蓋而發遣）定康（文治宇佐使）相尙（建久宇佐使）清元（承元宇佐使）光成（承久貞永宇佐使）彌成（寛元宇佐使）冬識（文永宇佐使）篤成（永仁宇佐使）時成（正安宇佐使）弘景（德治宇佐使）嗣成（文保宇佐使）

○按ズルニ、和氣氏系圖ニ載スル所ノ和氣使ハ、諸書ニ記スル所ト符合セザルモノアレドモ、參照ノ爲メ、姑クコヽニ節錄ス、

日申刻使者歸來、申被歸舊都之由、

〔百錬抄後鳥羽十〕文治元年十二月十三日壬戌、宇佐和氣使(散位相家)今日入洛、爲武士被追返也、去六日進發、隨身御劒神馬五色絹等、自餘神寶、弃置明石驛家云々、未曾有例也、

〔玉海〕文治二年十月廿一日甲午、斯日被發遣宇佐和氣使、(去年被差遣和氣相家、依路次狼藉、兩度歸洛、空不遂前途、仍差改其使所被發遣也、典藥頭定成朝臣息定康也、先例空歸洛之時、被差替其使也、○中略)上卿申云、被立宇佐使、摺改宣命、於黃金者追有沙汰、可付後使歟、將可被行御占歟、余云、此事不可然、初奉納之時、追可被返納本宮、曾奉納之由被載宣命了、如慶滿申狀者、永可被棄置宇佐宮歟、凡勿論之沙汰也、追經沙汰者、何樣可被議哉、

〔業資王記〕承元五年五月廿二日、宇佐和氣使副使差文加署、祝師憲景也、　九月四日癸丑、宇佐使進發、

〔百錬抄順德十二〕建暦元年九月四日、被發遣宇佐和氣使、

〔百錬抄四條十五〕仁治三年八月十七日丁卯、內大臣參入、被定一代一度大奉幣、并宇佐使日時、今月十九日、(大奉幣)　廿二日、(宇佐使)　廿二日壬申、宇佐和氣使(典藥大允和氣弘成)被發遣、

〔百錬抄後深草十六〕寶治元年十二月廿四日癸卯、被發遣宇佐和氣使、四條大納言隆親卿已下參之、

〔勅使參宮祿物配分記〕建治三年七月廿四日、勅使從五位下侍醫和氣朝臣久成參宮、去六月京都御發駕、同七月廿四日申刻著宮之間、戌刻神官等參會、

〔太宰管內志豐前之九宇佐郡下〕宇佐宮

正安三年二月十六日、勅使刑部卿篤成宇佐參宮日記に、○註略　先著宇佐川驛館、同酉刻著社頭大貳堂庵室西廊、屏風疊油燈臺以下、自館內逍進、御大路馬打、先鈴負、次神寶、次神馬有飾、次主典、次勅使、次靑侍、以從類自館內邊、以小舍人所倉司氏弘、被副宿坊案內者、一神寶交替之事、同亥刻勅使參宮、大宮司參會、擬大宮司千輔、神主兼祝宮守、擬神主保景、祝惟平、權總檢校明守、辨官爲信、辨信處、辨官

得奈利麻岐、今吉日良辰乎擇定天、木工權助從五位下和氣朝臣彝範乎差使天、禮代乃大幣乎令捧持天奉出須、此狀乎聞食天、天下平久介、群臣忠心乎懷岐、上下有序利、兵疫不發之天、寶祚無動久護賜、常磐堅磐爾矜幸倍賜倍止、恐美恐美毛申賜波久止申、

〔日本紀略宇多一〕寬平九年八月廿二日乙丑、奉幣使散位從五位下和氣眞興、於石清水八幡宮、幷豐前國八幡大菩薩香椎廟等、

〔日本紀略朱雀二〕承平元年四月十七日乙巳、差筑後守和氣雅文於宇佐宮、告即位之由、

〔日本紀略圓融六〕天祿元年九月廿三日辛酉、發遣宇佐使和氣守信、告受天祚之由、

〔日本紀略花山八〕寬和元年三月廿七日辛未、發遣宇佐使散位和氣仲遠、

〔日本紀略一條九〕寬和二年十月廿五日庚申、奉遣幣帛於宇佐宮、告受天祚之由、以散位和氣近守爲使、

〔日本紀略三條十二〕長和元年閏十月十六日庚辰、奉幣宇佐八幡宮、告受天祚之由、以從五位下和氣仲延爲使、

〔日本紀略三條十三〕長和五年四月廿七日庚子、奉幣帛於宇佐八幡宮、告御即位之由、以散位和氣正重爲使、外記文任進宣命、

〔中右記〕寬治元年四月十九日庚子、宇佐使被立、和氣氏

〔本朝世紀〕康治元年四月廿五日戊子、權大納言藤伊通參仗座、被立宇佐使、散位從五位下和氣朝臣貞世、卜部正六位上伊岐宿禰季定也、少內記藤守光、覽宣命草於上卿、次有內覽事、次有官符請印事、少納言藤成隆、右近衞將監中原盛季、供奉如常、次有結政請印、參議不參、少納言成隆、權少外記清原景兼、右少史中原宗遠等參仕、

〔山槐記〕治承四年八月廿七日丁未、今日被發遣宇佐和氣使、去九日被勘日時、藤原大納言實國奉行云々、而去廿三日無音歸舊都、〇京都藏人宮內權少輔親經、一昨日聞此旨、相尋並庄大納言領之處、昨

和氣使例

〔後拾遺和歌集八別〕よしみちの朝臣、十二月のころほひ、うさのつかひにまかりけるに、年あけばかうぶり給はらんことなど思ひて、餞給ひけるに、かはらけとりてよみ侍ける、

橘則長

わかれぢはたつけふよりもかへるさをあはれ雲ゐにきかんとすらん

〔新勅撰和歌集八羈旅〕宇佐使餞に

左京大夫顯輔、

立別はるかにいきのまつほどは千年をすぐす心ちせんかも

〔續日本後紀一仁明〕天長十年四月壬戌、遣從四位下行伊豫權守和氣朝臣眞綱、奉御劒幣帛於八幡大菩薩宮及香椎廟、告新即位也、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年四月廿五日乙卯、遣從四位下行山城守和氣朝臣彝範、向宇佐八幡大菩薩宮、奉幣帛綾錦唐物、告以天皇踐祚也、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年五月己丑、遣從四位下勘解由長官和氣朝臣仲世、奉幣八幡大神及香椎廟、是爲令寶位无動國家太平也、○是以下十二字原无、今據類聚國史補、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年二月卅日丙辰、大祓於建禮門前、以明日可發奉幣八幡大菩薩使也、　三月丁己朔、遣散位從五位下和氣朝臣巨範、向豐前國八幡大菩薩宮、奉幣帛財寶神馬等、告以即位之由也、

〔三代實錄十清和〕貞觀七年二月十四日丙寅、是日勅遣從五位下行木工權助和氣朝臣彝範、奉幣於豐前國八幡大菩薩、告文云、天皇我詔旨留坐、掛畏岐八幡大菩薩乃大前爾申賜倍止申久、大菩薩乃護賜留依天、天下無事、然乎去年與利天變地災、今月爾萬天不止、加以肥後國阿蘇郡爾在留神靈池、無故沸溢太利、乍驚卜求禮波、兵疫乃事可有止申利、自此之外爾毛物恠亦多、依此天左右爾念行爾、掛畏岐大菩薩乃護賜牟留依天、無事久可有止思食天、去正月爾差使天大幣乎奉出无止志岐、然乎忽爾依有穢天、奉出古止不

〔公卿補任光格〕文化元年三月八日、宇佐宮奉幣使召仰、奉行資董朝臣、十四日、宇佐奉幣發遣、上卿九條大納言輔嗣〇參議修理權大夫、少納言師賢朝臣、辨藏人右少辨建房、幣使右權中將公說朝臣、奉行資董朝臣、五月二日、宇佐奉幣使歸京、奉行明光、

〔宇佐宮記〕文化元年四月七日、御幣物納白木櫃一合、御裝束一具、御鏡一面、御飾大刀一振、金銀御幣料七板六枚、幣串添六本、已上各納朱塗辛櫃、有錦折立雨皮、外宮二重、御寢筆納白木辛櫃一合、

〔宇佐神宮記〕天皇我詔旨止掛畏支八幡大菩薩乃廣前爾恐美恐美毛申賜止申久、朕庸昧乎以氐、忝久天日嗣乎繼志利氐與以來、十八年乎過奴禮止、御惠乃厚支爾依氐、四海波平爾、八紘無事久過來奴、自今以後毛御助明氐爾之彌天下平安爾在志米賜奉事乎仕奉賜布、因氐近世爾稀奈留使乎差遣左牟止所念、故是以吉日良辰乎撰定氐、神寶御裝束寶鏡御劒等乎潔久妙爾令造飾氐、禮代乃御幣爾金銀乃御幣乎相副氐、正四位下行右近衞權中將源朝臣通善乎差使氐、令捧持氐奉出賜布、此狀乎平久安久聞食氐、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸賜倍止恐美恐美毛申賜者久申、辭別氐申久今年者愼御須倍支甲子乃年爾遭奴禮婆、益御助爾賴萬久止氐寐毛寤毛念賜布、縱比來奈牟厄運利奈止毛、未然爾攘除賜比、安穩爾日月乎過佐志米賜比奈牟止深久御威乎仰崇賜布、抑又近年夷賊等乃、神州乎覬覦比、通商乎乞求免、國澤乎奪取牟止須留事情驕慢氐爾之國內乃窮弊、旦夕爾逼利奈牟形勢乃不穩乎、夜半曉時止奈久憂危賜布、如此之禍乎攘除事者、人力乃所不及奈利、仰願者久早久冥驗乎垂賜比、彼等乎千里乃外爾放退計、神威乎四表爾輝志、國富民給米志給倍、掛畏岐大菩薩、此由乎聞食氐、寶祚延長爾、宇內太平爾、護惠賜倍止恐美恐美毛申賜者久申、　元治元年五月廿一日

〔拾遺和歌集十八雜賀〕左大將濟時が相知て侍ける女、つくしにまかり下りけるに、實方朝臣、宇佐使にて下り侍けるにつけて、とぶらひに遣したりければ、　藤原後生女

けふまではいきの松原いきたれどわが身のうさになげきてぞふる

內滅罪ニ而無之僧尼さげ尼等ニ而參內不苦候

右爲御心得申入候也

九月廿三日　頼胤

通兄

右日野家ヘ被觸候間寫申候

〔宇佐記〕延享元年九月廿五日宇佐使、太政官符云、太宰府山陽道諸國司、使正四位下行左近衛權中將兼周防權介藤原朝臣雅重、右從二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣宗基宣、奉勅爲奉幣帛幷神寶等於八幡大菩薩幷香椎廟、差件人宛發遣者、符到奉行、右中辨正五位上藤原朝臣判、從五位下行右大史兼主計助安部朝臣奉判、延享元年九月廿五日、同祿官符云、太政官、太宰府調綿參佰屯、右奉八幡大菩薩宮幷香椎廟幣帛使正四位下行左近衛權中將兼周防權介藤原朝臣雅重祿料如件、從二位權大納言兼右近衛大將藤原朝臣宗基宣、奉勅以府綿給之者、府宜承知、依宣行之、符到奉行、右中辨正五位上藤原朝臣判、從五位下行右大史兼主計助安部朝臣奉判、延享元年九月廿五日、

同宣命云、

天皇我詔旨止掛畏岐八幡大菩薩乃廣前爾恐美恐美毛申給者久止申久、去享保廿年、恭以薄德氏天津日嗣乎受傳倍氏與利以降、天下泰平爾志氏萬民安樂奈留事者、偏爾厚岐御恤、廣岐御助爾可有奈留者、久久絶多留使乎令差遣古止乎所念行氏奈利、故是以吉日良辰乎擇定氏、神寶御裝束寶鏡御劒等乎潔久令造飾氏、禮代乃御幣爾金銀乃御幣乎相副氏、正四位下行左近衛權中將兼周防權介藤原朝臣雅重乎差使氏、令捧持氏奉出給布、此狀乎平久安久聞食氏、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給倍止恐美恐美毛申給者久申、辭別氏申久、今年甲子爾當禮利、其愼至重志、深仰神威岐、若垂靈瑞禮給者牟事乎遠爾聞食氏、玉體安穩爾、萬國清寧爾、護惠給倍止恐美恐美毛申給久止申、

右之通可被相觸候

寺社奉行江

右同文言

右之趣、大坂より中國通宇佐迄之分、寺社へ可被相觸候、

御勘定奉行江

右同文言

右之趣、大坂より中國通宇佐迄、御料所御代官へ可被相觸候、

〔公卿補任櫻町〕延享元年九月廿五日、宇佐使奉幣發遣、上卿右大將、參議右兵衞督、辨豐尙、使左權中將雅重朝臣、奉行頭右大辨淸胤朝臣、

〔續百一錄〕延享元年九月廿五日、豐前國宇佐使發遣、使飛鳥井中將雅重朝臣、衞士藤井土佐掾、右宇佐へ參向、從京赤間關まで道法百四十六里廿五町、從赤間關宇佐まで廿里餘、豐州宇佐より筑州香椎まで三十二里餘、

口狀

一就宇佐使發遣、從今廿三日晩到廿六日朝、宮中御潔齋候、

一從來廿六日到十月十五日晩御神事候

一從十月十五日到十八日御潔齋候

一從十月十八日到十九日御神事候

一從十月十九日到廿二日朝御潔齋候

一御潔齋之間、服者僧尼不可有參內候、

一御神事之間、服者不可有參內、

當夏秋之內、宇佐江奉幣使可被遣候、中絶之儀ニ付宇佐祠官等京都ヘ被召呼、御尋之儀茂可有之候、右之儀ニ付而於彼地取計之儀、諸事伊勢日光例幣使之格ニ准じ候樣、何茂右祠官江可被申付候、於彼地彼是取扱重くれ候儀も可有之候間、諸事伊勢日光之通り開合、手輕く相濟候樣ニ可被申付候、

右奉幣使者、四位五位之內壹人、堂上方被遣ニ而可有之候、尤御奉納物茂二品程可有之事、

寛保四子年二月

當夏秋之內、豐前國宇佐宮江奉幣使被遣之、陸地通行之事候間、旅宿道橋船川渡等之儀、諸事東海道木曾路筋、日光例幣使旅行之格被承合、其趣ニ可被申付候、

右之趣、大坂より中國通宇佐迄領分有之面々江可被達候、

二月

右之儀ニ付相伺候儀茂候はゞ、丹後守江可被伺候、

寺社奉行江

右同文言

右之趣大坂より中國通り宇佐まで、寺社之分可被相觸候、

御勘定奉行江

右之趣大坂より中國通り宇佐まで、御料所御代官江可被相觸候、

延享元子年三月

當秋冬之內、宇佐宮江奉幣使通行之節、旅館之儀、寺院は泊休ニ難相成候、其內社僧は不苦候、其趣可被相心得候、右之趣、大坂より中國通宇佐迄、領分有之面々へ可被達之候、

三月

仰外記下令催請印 辨下催之 少納言外記催之請印料 將監請印料 日時於所勘之

御馬繼乞付、次給御裝束人、御禊座神寶筵所牒二枚、官符二枚、寮送文、幣所送文禄物等也、

此外委細見文書、

十二月十九日甲子、今日宇佐使參著日也、御湯殿事、仰藏人知範了、康平有御拜云々、但代々例無御拜、只御浴許也、

〔百練抄十一土御門〕建仁二年十二月四日、被發遣宇佐使、兵部權少輔平棟基、

元久二年十二月八日、被立宇佐使、少納言源信定爲使、

〔百練抄十二順德〕承久元年十二月五日丁卯、被發遣宇佐勅使、中務少輔源重房

〔百練抄十四四條〕天福元年四月十七日辛卯、今夜宇佐勅使發遣也、女醫博士有式奉仕也、　廿日甲午、宇佐使自豐島驛家歸洛、雜事不合期、難遂前途、數日住京云々、未曾有事也、

〔百練抄十六後深草〕建長三年十一月廿一日丙午、權大納言良教卿參入、被發遣大神寶幷宇佐使、以宮內大輔藤氏光爲使、

〔百練抄十七後深草〕建長六年十二月廿六日甲午、被發遣宇佐使、大內記藤基長 右大臣〇藤原定雅著陣也、陣任之後

正嘉元年十二月二日壬午、被發遣宇佐使、民部大輔藤兼倫

〔國太曆〕康永四年七月六日、今朝自仙洞有御書、妖星事、已彗星之由治定、以外事歟、御祈禱已下、可有沙汰條々、先年注進了、件案留之、所注進者、〇中略

天變御祈已下事 一諸社奉幣〇中略

此外伊勢公卿勅使、宇佐使、一切經供養赦令等雖存例、當時難治必赦令不可有其實歟、

〔寶曆集成絲綸錄十八寺社〕寬保四子年二月

寺社奉行江

歟、于時黃昏也、先是源宰相、少納言隆經等、著結政行官符請印事、

勅使退出之間、頭亮於弓場邊仰參著日事、(來月十九日、儲日廿一日也、)又給御馬、於日華門邊馬部授其侍云々、

今朝又送御直衣於使許、

兼日催沙汰事等

行事所始事

兼前卅箇日可始之、先內々尋日時、可相計也、

用途事

召付成功之輩、又成御障□諸國幣料出□分所切諸國、

驛家事

播津　播磨　備前　備中　備後　安藝　周防　長門　豐前　豐後　筑前　肥前　肥後

以上十三箇國、兼數日仰國司、度々勤否、先例可宛之由仰國司、細見文書、此內攝津無國司、

遣官使催度々、筑前又無國司、仰宰府了、

請奏事

一奉行藏人奏下於藤綿、請奏者使可進歟、然而任近例、以舊案、仰官令作官符、

宣命事

前一兩日、辭別事仰內記、

御服事

御東帶(雖可新調、通用臨時祭御裝束、)　御直衣(皆具新調之、)

當日催行事

御湯殿(御帳)　御贖物　宣命紙　宮主　陪膳　役送　掃部　內藏　內記　上卿(家催也)　參議

御湯殿未畢云々、午終彼上卿土御門大納言參陣、予向杖座、（奥座）下日時、（於所勘□□□覽遣□□□□許載之也、依日勘之、可下由書）記注之、理可然歟、然而近例多當日下之也、上卿披日時、被結可依勘中之由、予仰之、但聊日也、不及伺、上卿移著端座、召右少辨親國、（兼相孫也、）被下日時、（此次仰官）符事等歟、書、召予參鬼間方、御禊間事有勘問事、頃之上卿進弓場、被奏宣命草、（宇佐香椎二枚也）予奏之、御覽了返給、仰可清書之由、（依爲吉書以前、不覽關白殿、）奉伺出御、猶遲々、上卿又被奏宣命清書、予奏之、返給以被奏官符、（遂進符一枚）予又奏之、（於官符者、以六位可被奏也、然而上宣有仰、仍予奏也、）返下、此次予示上卿曰、祿綿官符不被奏歟、亞相示曰、件符上宣也、仍不奏云々、上卿被伺出御事、示可遲々之由、仍還著陣、可行內文之由被示、有召以女房被仰曰、神寶御覽、著御束帶可出御、先例如何、予申云、寬治元年、（和氣使也）著御束帶有御覽行幸、神寶御覽御束帶事也、及申刻出御、（御束帶）予參進開幣筥、（今幣筥一合也、開幣筥之由、舊記等注之、作三合可開之歟、然而省略也、抑神寶御覽之時、覽御鏡筥是例也、而示此神寶召開幣筥之由注之、頗不審也、可訪先規、）備叡覽、（此役頭亮可勤仕事也、而有相憚事之由示、不得心、）次撤神寶（五位六位役之）小筵等、奉仕神馬御覽御裝束、垂庇御簾、第三間供圓座、東簀子第二間又敷圓座、爲毛付次將座、即出御御座、左中將親能朝臣著座、次引神馬、（白裂毛、付鈴木綿、近衞官人御馬乘等引之、引入瀧口也、）三廻之後引出了、次毛付將退、次奉仕御禊御裝束、垂庇御簾、（自本垂之也）第四間供御禊御座、（小筵二枚、上敷中疊、）南一間立案一脚、（鳥漆、東西行南向也、件案其面狹、仍以紙捻結合二脚、定藏人役之、）置神寶、（錦一疊入）東西行置西柄、御南西妻置御鏡筥、其東邊置幣筥三合、幣筥或一合置之、延久記曰、幣筥可過御禊也、乍三合可置之云々、仍置三合也、）東庭當第三間敷宮主之座、頗北退敷使座、（各圓座如常）次出御、頭亮褰御簾、御座定、供御笏、（頭亮獻之）次供御贖物、（頭亮取人形、予取散米、）次宮主獻大麻、（入仙華門、於長橋南逢授頭亮之、）頭亮持參返給、次宮主著座、次使安藝守兼中宮少進宗行（未神拜以前也、然方無敎被取笏、）著座、（入仙華門）御禊了宮主使退、撤御贖物、次御拜、（兩段如常）次使幷藏人知範、昇出神寶机、（作置神寶昇之也）次頭亮撤御笏、次入御、此間於殿上召勅使、上卿給宣命、撤御禊御座等、上庇御簾、出御晝御座、（御束帶）召人、頭亮定經朝臣參上、召勅使宗行、正笏出上戶參進、（直昇弘庇、經簀子可參進歟、）候御座間長押下、奉勅（御奉幣可久之由被仰例也）退、此間予取勅祿（中單下襲表袴）出鬼間、經四季御屏風北石灰壇第一間、於孫庇南第一間給勅使、勅使指笏取之、懸左肩、經長橋、於竹臺東邊、跪庭上拔笏、持笏二拜、次舞蹈、次二拜、出仙華門退出、作法優美也、左大辨敎訓之故

給倍利、故是以吉日良辰乎撰定氐、錦蓋弓箭劍鉾幷御服玉佩玉鏡等、種々乃珍寶乎潔久妙爾令造飾
氐、禮代乃大幣帛乎金銀爾令調造副飾氐捧氐、御馬一疋乎牽副氐、官位姓名乎差使天奉出給布、大
菩薩此狀乎平久聞食氐、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給比氐、風雨順時比、農
桑如思爾氐、之一天安穩爾、兆民歡樂爾氐志護恤給倍止恐美恐美毛申賜波止久申、辭別氐申給波久、今明年殊可
有御愼止聞食驚古止無限志、日夕之思、兢惕無聊志、是偏大菩薩乃廣岐御惠美、厚御助爾依氐、縦理
運乃厄會奈理止毛、擴之他方比、縦可來加年耳、不祥奈里止毛、消之未兆氐、玉體無恙、寶祚延長爾守恤美奉給倍止
恐美恐美毛申給波止久申、

〔百練抄十後鳥羽〕文治二年十月廿一日甲午、被立宇佐宮使、(散位宗廣)黃金御體被返納也、日來宿納石淸水
宮云々、

建久四年十二月十三日丙午、被發遣宇佐使、(左馬權頭藤原範實)

〔玉海〕建久六年正月廿二日戊申、宇佐使事、猶驛家雜事闕分、爲私勤可勤仕、可被聽昇殿之由、可尋所
望之輩之由、仰宗頼朝臣、不被發遣使之條、猶無其謂也、去々年恒例使也、明年又當其年限、今春諸國
疲券、今又此雜事相加之條、決定闕如之基也、

〔百練抄十後鳥羽〕建久七年十一月廿九日甲辰、被立宇佐使、(安藝守宗行)

〔三長記〕建久七年十一月廿七日壬寅、參內、宇佐使御精進、自今日可候歟之由令奏、自發遣日可爲御
精進之由有勅定、三ケ日御精進近例歟、仰不能左右、廿八日癸卯、參宇佐神寶行事所、(神祇官)檢知
神寶、廿九日甲辰、今日被發遣宇佐使、○中略第三間中央頗寄南敷圓座、爲御座、不敷殿下御座、(依爲御拜
寶以前、不參給之故也、)運置神寶、(書記出御後置之、然而先置之、近例也、)造物所預內藏官人等、於小板敷下傳之、六位運之、(依爲出御以前、
六位往運之也、)東筵北端飾劍、次平劍、次弓杵、(弓矢桙入一筥、)次法體御裝束、(置御帶矢弓鉢筥等、)次大多羅志姬御裝束、西筵北
端平劍、次弓杵、(入一筥、)次同弓杵、次俗體御裝束、(置加御鏡筥玉佩等、)次姬宮御裝束等也、(色目在別、委不注、)次伺出御之處、

御座(圓座)第三間頗進東、當筵之中央之程敷之、神寶置畢次出御、御直衣、關白殿御束帶、不敷殿下御座、是失歟、頭辨(朝隆)依仰開御鏡筥、天覽畢、次撤神寶御劒鉾等、南北行置之、妻自筵餘之、關白殿不可然之由被仰、是清涼殿東面儀也、頭辨忠渡之由被示予者也、次下御簾、藏人下之、有御馬御覽、(鴾毛)右中辨光忠候簀子、三匝口口廻之後退出、次入御、改御裝束、御拜座第二間敷之、(南北妻敷疊、其上敷口帖、)額間中央立二脚口上北口御鏡筥、其南御劒入蓋、(飾也)劒柄西刃南、口口向坤、(スチカヘテ置之)次御幣宮三合、次第置之、案口口敷筵、此案或立一脚云々、可依宮大小歟、一﨟判官置之、行事藏人役之、然依所勞不參、依兩儀宮主使座敷階隱間、宸儀御束帶出御、殿下令候簾中給、頭辨獻御笏、殿下御贖物之後可獻之由被仰頭辨、先獻御笏之由、多見舊記之由示予、次供御贖物、予役之、宮主獻大麻返給、著座差笠、次使同差笏差笠參上同著之、御禊畢御拜、次入御、又改御裝束、供晝御座、次上卿(左衞門督重通)被奏宣命草、就御所被奏之、予奏之、官符一﨟判官賴家奏之、返之給、出御晝御座、御束帶、殿下令候額間御帳西邊給、召使頭辨召之、使參御前承勅語、退出之時、予取祿出自鬼間、於一間邊賜之、(御單下襲、表御袴)使差笏給之、出自長橋邊、拔出東對砌、(上廊也)拜舞蹈、此間入御、次上卿召使於殿上、於小板敷賜宣命、次使退出畢、宰相中宮權大夫(爲通朝臣)少納言敎宗參上之、使右兵衞佐兼筑前守清成、神祇官人兼遠、小舍人(友弘、末守)、神寶行事頭辨藏人左兵衞尉藤憲賴、出納中原爲弘、小舍人則弘、行事所一本御書所云々、

〔本朝世紀〕仁平二年十月十九日庚辰、未刻內裏有犬死穢云々、仍來廿三日宇佐使進發事延引、來十一月四日可發遣云々、　十一月四日甲午、今日宇佐使發遣、左兵衞佐藤原朝臣清成也、中納言重通卿、著仗座奏宣命、並行內官事、少納言敎宗、左近將監藤仲盛等從事、少納言爲通朝臣、少納言敎宗、少外記中原景良等參陣、結政請印官符、史生不參、以召使和氣助吉爲代、以左近將監藤原仲盛遣官符於宇佐使家也、

天皇(我)詔旨(止)掛畏(伎)八幡大菩薩(乃)廣前(爾)申賜(倍止)申久、先々(乃)御代御代(乃)例(爾)、珍寶造飾(氏)奉出

云、任請文依請下左中辨、是兼日可被下事也、予召云、近衛司、（二音）將監末正稱唯、仰云、印云、稱唯歸入令立案、少納言忠成、主鈴將監相具、持參印置案上印官符了、少納言覽官符不入筥、予見了返給、（請印以前可覽也）歸入了撤案、次外記令進祿官符、見了返給、依上宣不奏、是太宰府綿二百屯、祿料官符一枚也、而奉勅由作、如何、外記申云、雖上宣先例有奉勅宣、仍催也、然者可依政門、爲請印向結政、此間御禊云々、頭中將來云、殿下仰云、此兩三年公家御愼之由常有其聞、可載宣命辭別也、予申云、天文之奏歟、神祇官陰陽寮卜申也、憖承件旨可載也、重仰云、共皆有之、仍只御愼之由有司口奏也云々、可載、召內記仰件旨之所、申云、御馬被進之由、或有或無、但有辭別時、必御馬一疋之由、見宇佐宣命也、申此旨所、只可依例者、內記持來淸書、（八幡宮香椎宮二通、書黃紙、）令持內記進射場、付頭中將奏聞、參殿上宣命返給、召使於小板敷給宣命、使置笏給宣命、取副笏退下、（或給御裝束後給宣命者、）召使御前、仰勅語給御裝束、只今五位藏人不候、與人人云、於御衣者、六位非職不取、頭取之例多、仍頭中將取之給使、使下自長橋、進出庭中拜舞、從仙花門退下、

裏書

宇佐使路次儲八、兼日從藏人所遣條云々、又承使之人、兼日儲事、送路次國々云々、仍兼日從官可下知云々、

使進發以後、至參宮日神事、止御修法御加持、又不供魚味也、

〔山槐記〕仁平二年十一月三日癸巳、宇佐使筑前守淸成、引馬（鹿毛、糟毛、）使馬允宗友、四日甲午、雨降、巳刻參內、宇佐使進發也、○中略午刻有神寶御覽、御殿（南面二間、在西、）第一二間敷掃部寮筵、東西行以西爲上、南北二行敷之、法體幷大多羅志姬神寶置奧筵、（北）先西御劍、次御鉾御弓箭等、次御裝束、其上置錦口口蓋有御幣筥、次大多羅志姬御裝束一蓋、入加御鏡筥幷御幣筥、南筵俗體裝束姬宮御裝束等、次第南御劍、次鉾弓箭、次御裝束、其上置銀蓋、入加御鏡幣筥、次姬宮御裝束、御鏡幣等筥在之、五位殿上人役之、

進發、使武藏守通基、(遂方兼發)早旦御覽神寶、撤畢御神馬、(藏人少將敎長候之、一疋不置、被三疋了牽出、左馬寮一御馬、)敷御禊座、(行事藏人資通、)(雖令敷南第四間、頭中將忠宗令改敷第三間東廣庇南一第一間、立案一脚、[illegible]其上置御幣、[illegible])東庭敷宮主幷使座、主上出御、(御下殿東、令候給、)頭中將獻御笏、供御贖物、頭中將陪膳、藏人少將役送、宮主使著庭中座、御禊畢使退、御拜了(南面)入御、使參上從小板敷、(不持笏、)與行事藏人相共舁神寶案、出從靑璅門、撤御座、召使、使舁自靑璅門、居年中行事障子下、依御氣色、經簀子居南庇御座次南間、(持笏、依御忌、垂御簾、)奉勅語退出之間、於殿上上戶程、藏人少將敎長、取御衣給使、(御下襲半臂御表袴)下從長橋、進出庭中拜舞、退出仙華門、從左先上卿治部卿(能俊)被奏宣命、(內印官符一枚、內記外記相從付藏人二人、被奏宣命二通、宇佐香椎料、)歸陣召使於膝突給宣命、於小板敷雖可賜宣命、御物忌於陣座給之也、上卿行內文、少納言忠成勤之、又行外印官符、左宰相中將宗輔、少納言忠宗、向結政勤仕之、今日依御物忌、神寶等參籠也、但使不參籠、是先例也、宇佐宣命載御幣神寶御服辭別進御馬之由、注加香椎宮宣命、只御幣許被載之由、大內記宗光來談也、往年兼衡、爲大內記間、香椎宣命、載御服神寶神馬也、後日依香椎宮神民咨、兼衡進怠狀也、是宗光所談也、宇佐使進發日時、於藏人方被勘下上卿、上卿下辨者、今朝上卿下辨之由、史俊重所申也、

五年十一月十九日戊午、今日宇佐使進發、昨日頭中將下日時勘文於藏人所、先令勘內覽奏聞云々、披見勘文之處、勘進發日不入參宮日也、是先例者、以消息下左中辨、其次內外印官符可作儲由示了、又宣命可用意由、以消息示大內記了、又內外印、緣事諸司可催儲由、仰大外記了、今日巳時參內著仗座、以下人置膝突召內記、大內記宗光有障不參、文章生內記爲親參入、任例可進宣命草之由仰了、又召左中辨師俊、官符可令作儲由仰了、或於此座有被下日時勘文云々、內記持參草、(入筥二通)見了返給、仰云、內覽殿下御近衞第也、次召外記、仰可持參內文官符由、則官符持參一枚、(送官符)見了返給、仰云、內覽、內記外記歸來、令持宣命官符進射庭、付藏人二人奏聞、(先奏宣命)御覽了返給、復本座、各返給內記外記、仰內記云、令淸書、宰相中將忠宗參著、藏人時信宣下宣旨、是宇佐使申請雜物、前日令勘例也、予結申、仰

宗佐、

〔殿暦〕康和五年十月十四日庚申、頭來云、今日被始宇佐神寶、雖然不被忌僧尼服者、仍余又不忌、十一月七日壬午、戌刻許、頭辨來、今日被仰宇佐使事、侍從實明、權帥季仲男、廿四日己亥、雖物忌參内、依宇佐奉幣也、（使侍從實明、帥男也、）著直衣、巳剋參內、則參御前、頃之御湯殿、次主上（堀河○）令著御直衣給、（ヒキナホシ）此間殿上人等神寶ヲ置石灰壇、余此間見之、置了後余參朝干飯方中、案內、主上御覽神寶、余此間候御前、御覽了、殿上人等同取出了、次御馬御覽、官人二人取口、頭中將顯實朝臣候簀子、三度廻リ引出了、余下宿所、著束帶參御前、余著殿上、御禊次第如常、御禊了入御、次卷御簾、召使、主上仰云、詞如常、使退間自殿上上戶五位藏人爲隆、取御裝束給使、使下自長橋、拜舞了退出、余下宿所著直衣、參御前退出了、　十二月十五日庚申、今日宇佐使參宮日也、仍余朝精進、

〔中右記〕嘉承元年十一月三日辛卯、今日宇佐使立、散位藤原宗隆、（本殿上人）後聞秉燭立使云々、但御風之間、於簾中有御拜、（御直衣）幣案立簾中、上卿新大納言經實卿奏宣命、結政請印新宰相顯實勤之、此次寵門宮奉增正一位、（本位從一位）又有別宣命、仍位記請印、位記宣命、今度宇佐神祇官使正六位上伊岐宿禰義成（留）被付云々、此事有故歟、

元永元年十月廿五日癸卯、宇佐使立、左衛門佐淸隆、（兼紀伊守中宮大進）後聞於晝御座御覽神寶、（石灰壇）主上（鳥羽）出御晝御座、（御直衣）事了撤之、下御簾御覽御馬、（一疋不置鞍、左少將忠宗朝臣候也、）次供御禊、御裝束廣庇南一間置神寶、（一脚）御出、使宮主座、依雨儀在仁壽殿砌中、使宮主著座御禊、（頭中將宗輔供御膳、藏人辨實光役送、）了使宮主從仙花門退下、使撤劒昇小板敷方、而行事藏人盛行昇神寶案、（出從右青瑣門）主上御于晝御座召使、（帶劒持笏）候東簀子敷（或人云、候此□此事可□）奉仰之後、居年中行事障子邊、藏人辨實光取御裝束給之、於長橋口中拜舞、退出從仙花門、

大治二年十月二日戊午、中務少輔經雅、被聽内昇殿、是依宇佐使也、　十一月三日己丑、今日宇佐使

來、下宇佐奉幣使申宣旨、仰令勘例、予示云、便付可然之辨令宣下者、　廿一日甲戌、入夜頭辨下宣旨云、以左衛門少志中原俊清為拒捍使、可令勤宇佐使遁送雜事、又以同府生佐貞、可令催勤同使山城國供給雜事、即下同辨、　十一月三日乙酉、早旦向土御門、午時許著束帶(於廣著之)□參內、今日宇佐使立也、依物忌可令籠官符之由、昨日仰外記了、隨令籠之、又宣命用宿紙、內覽事、昨日給謁博陸之次、所申請也、付頭辨令奏、參入由、被仰可載宣命之辭別由、(辛酉理運、御愼兵革、)召大內記敦基、仰其由令草宣命、此間頭辨來云、賜太宰府官符、前々不載上宣、而民部卿(泰憲)為上卿奉行之時、稱嚴重事載上宣由、今度何樣可候哉、予答曰、只可隨前々在樣也者、然間官符載上宣、可尋之事也、次敦基持來宣命草、就御所令頭辨奏之、返給仰云、令清書、相次御覽神寶、次御禊、次予令持宣命二通(宇佐、香椎、)官符於外記內記等、參進令奏之返給、先之召使於御前、賜勅宣并御衣了、前例上卿賜宣命於使之後、賜勅宣命并御衣等云々、可尋之、依御物忌、召使於陣賜宣命、使越後守高階為章也、(巡方付魚袋、)

〔中右記〕寬治二年十月八日、宇佐使立、新少納言公衡也、　十四日、宇佐使立間、於御讀經僧俗參內也、但服者不參入歟、　卅日、日來於御殿所被修之大般若、并藥師御讀經等出外、明日依宇佐勅使參宮日也、　閏十月一日癸卯、宇佐使參宮云々、有警蹕、　四年十二月四日、今日宇佐勅使雖可被立、攝政殿俄御暇出來、仍延引了、是故堀川入道右大臣姬君逝去、(昨日)　十四日甲辰、宇佐使立、(使美作守行家朝臣、今日被聽昇殿、)先覽神寶并神馬、一(正)式目如例云々、內大臣參仗座被奏宣命、於陣給使、(二通、宇佐香椎料云々、)前例如此訴之時遣儒者也、　十五日、宇佐使參宮正月十三日也、其前日御精進、禁斷殺生、但御修法御加持佛事等所被修也、至服者不參內也、　五年正月十三日癸酉、今日宇佐勅使參宮之日也、此前御精進也、　十一月九日、有宇佐使餞、　十三日丁酉、今日被立宇佐使、左少將源有賢也、　十二月二日、宇佐使參著日也、　十一日、神今食并宇佐使參著之間、女御不令昇給也、　八年十二月四日辛未、早旦從內退出、今日御疱瘡之後、始有御浴殿、被立宇佐使也、左兵衛佐基隆(兼美作守)神寶行事藏人

當使前、精進四種物、用机二脚、飯盛土器、雜菜土器、人々□□□□有和歌興、式部丞□執筆、朝有序代、入夜事了、人々退出、十一日戊午、參內、此日被奉幣帛神寶御裝束等宇佐、兼被奉幣帛香椎御廟了、帥中納言被奉宣命草淸書等、召使式部權少輔家經於殿上小板敷給宣命、次召家經給御衣一具、頭中將朝任候殿中、使於東庭拜舞退出、

〔革曆勘文〕大外記仲原師緖勘文云、寬仁四年十一月十一日戊午、被立宇佐使、恒例使也、宣命辭別云、今明年者波、公家重久可愼給支、內仁、世諺仁庚申辛酉乃年波、天下不靜須止、從古傳來禮利、因茲天愼御坐須間仁、種々仁其徵、如此之事於攘退介牟事波、大菩薩乃廣御惠厚御助美仁乃可依奈利止云々、

〔日本紀略後十三一條〕治安三年十一月廿五日乙卯、遣宇佐使備後守橘朝臣義通、

萬壽三年十月七日己卯、發遣宇佐使左馬助章任、

〔日本紀略後十四一條〕長元五年十一月廿六日甲午、發遣宇佐使、

〔小右記〕長元五年十二月三日庚子、宇佐宮使之時、有香椎宮御幣、此度有御幣、是前例也、諸社御幣之時有宣命、何於香椎宮、有奉幣無宣命哉、　五日壬寅、宇佐宣命事、民部卿確執之、然而關白令書宣命、差小舍人馳遣云々、戶部深有忿氣云々、　十六日癸丑、文義云、內府云、右府依丙穢不被參、至于丙人、無神事之內參入之例也、而宇佐使立、復有御精進、此間雖丙穢人不可參內者、所被定仰最有其理、文義云、香椎廟宣命、忠貞爲大內記之時、有宇佐幷香椎之宣命、孝親任大內記以來、不作香椎宣命、以我失錯稱先例由、不可然歟、　七年十月十日、宇佐使發遣、

〔春記〕長曆四年十一月四日乙卯、近日依宇佐使立、有御精進事、然南殿儀殊無御精進、仍供魚類如件、但實不召也、爲後記之耳、

〔水左記〕承曆五年〇永保元年十月十八日辛未、後聞越後守高階爲章、被聽昇殿、依可勤仕宇佐使云々、廿日癸酉、早旦向土御門、此間召外記兼孝仰云、明日可有陣定、令催上達部者、未時藏人典藥助廣綱

赤綱結之、略○中 但此外宇佐被副奉御幣幷御裝束等、錦二疋、綾十二疋、緋六疋、紫六疋、五色絹卅疋五丈、青黃緋白黑、各八疋一丈、木綿大二斤二兩、生絹二疋一丈、已上幣物等納赤漆韓櫃二合、在櫃綱等、法服一具、櫃甲漆殻袈裟一[illegible]、已上物等入平文衣筥一合、錦折立、以綾裹之、以俗御裝束一具、綾青白橡表衣一領、綾下襲幷半臂縮線綾表袴一腰、大口一腰、綾御襪一足、入物等同前、大多羅志女御裝束、摺綾唐衣一領、目染羅物裙帶等、蘇芳目染綾、裳一腰、各在金銀泥繪、御袴一腰、入物等同前、姬宮御裝束一具、櫻三重唐御衣一領、摺裳一腰、單袴一具、已上入物等同前、副調布一端一丈、小筵四枚、薦四枚、宮司等料、絹卅疋、綿六十屯、調布卅端、略○中

赤白橡□表衣一領、五重、赤色裳一腰、淺黃縮線綾表袴一腰、大口一腰、紫綾帶一筋、青襪物座具一枚、錦襪一足、插鞋一足、

驛鈴、略○中 西海道、筑前宗像、住吉、筑後高良、豐前宇佐、香椎、肥後阿蘇、石淸水姬宮、已上卅八所被奉紫綾蓋一蓋、四角在金銅鈴、平文野劒一腰、入赤漆韓櫃、赤漆御弓一張、箭四筋、平文鉾一本、在鐵身尻、五十鏡一面、在平文錦折立、平文麻桶一口、平文線柱一本、

十一月一日乙未、早旦供忌火御膳、依宇佐奉幣事、月來御精進也、仍有定、忌火御膳、同用精進物、

〔小右記〕寛仁元年十月二日丁卯、今日被立畿內七道奉幣帛之使、略○中 今日五畿七道使近邊神社使殿上人、宇佐使右衞門佐良頼、道々使藏人所衆、宇佐使良頼者、帥納言息、帥爲下官芳心殊深、仍志與良頼朝臣於女裝束二襲馬一匹、後日大殿、藤原道長○ 被示宰相、藤原資平○ 奉神寶之社々、略○中 宰相云、香椎廟不被奉神寶、只奉幣帛、而此度被奉、以石淸水宮神寶奉香椎廟歟者、能々不能尋行歟、但此事無慥說耳、宇佐三所、而被奉二具、仍更造今二具、追被奉宇佐石淸水宮等各一具、十月十二日、奉謁大殿之次被談云、神寶等充社々、仰行事藏人、而當日改先日定仰社、奉他社々、宇佐姬大神石淸水同大神料不奉、仍忽令造宇佐宮料、十四日以隼船馳奉、宇佐使未奉御幣之前、可附彼使之由所令仰也者、此事猶不快事歟、能定仰何有相違哉、不慥之所致歟、外記文義先日云、當日有左右議、事頗荒凉云々、後日藏人左少辨經賴談宰相云、宇佐二具、石淸水各一具、合三具令造、差小舍人發遣宇佐使所、仰經賴朝臣被令造件神寶者、行事改定如何、猶不吉事也、件神寶事、在十七日記、

〔左經記〕寛仁四年十一月九日丙辰、今日宇佐使餞也、播磨守惟憲朝臣當殿、仍用意種々珍物等、又余

宇佐宮、

〔日本紀略八花山〕寛和元年十一月七日丁丑、於殿上、餞宇佐使散位藤原朝臣中清、

〔日本紀略九一條〕正暦三年十月廿日庚辰、奉遣宇佐使權中將源朝臣宣方、

〔日本紀略十一條〕長德二年十二月八日甲辰、發遣宇佐使左少辨藤原說孝、

長保元年十一月廿七日丙午、發遣宇佐使左衞門權佐藤原朝臣宣孝、

長保五年十二月四日己未、奉遣宇佐使、

〔日本紀略十一一條〕寛弘元年八月十六日戊辰、發遣宇佐使、

〔左經記〕寛仁元年九月十四日己酉、今朝右衞門佐藤原良頼、被聽昇殿、帥中納言一男也爲遣宇佐使也云々、廿日乙卯、依可被定一代一度奉幣、早且退出、風聞頭右中辨、於攝政殿御前書定文云々、宇佐右衞門佐藤原良頼、　卅日乙丑、籠候內御物忌、今日於殿上有宇佐使餞事、　十月二日丁卯、早且給畿內七道并太宰宇佐使祿綿官符等仁加署、令渡外記、次參內、可覽神寶等之由云々、頃之參八省、御裝束等如常、巳剋許右大辨、被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也次被著政請印所、是給太宰絲綿官符也〇中略未刻源大納言、率內記外記史等、從內被參八省、座定之後、大內記義忠、伊勢度會兩宮宣命二卷、入宮覽上卿、上卿移著東廊座、〇中略中臣忌部進給御幣、次使王進給宣命退出、次上卿以下歸著北廊、次義忠、宇佐香椎宣命二卷入宮、進置上卿前、次諸社宣命卅九卷、入宮進置、次先召宇佐使右衞門佐良頼給宣命、香椎相加次次第召使々給宣命、使等賜宣命退出之間、神祇官人并史致任官掌等、相共於嘉喜門西掖邊口口帛并供給官符等、但殿上人不賜供給官符、宇佐使不在此限、使等各請口進宮城、又請神寶等分參、及晚事畢、今日被立宇佐使之由、於御前有御禊、又召使御衣一襲云々、

神寶支配事、〇中略宇佐二所、宇佐并大多羅志女料也〇中略各被奉金銀幣各二枚納平文筥、在錦折立、錦蓋一蓋付四角金銅鈴、玉佩一流納平文筥、在錦折立、一尺鏡一面納平文筥、在錦折立、金銅鈴一口、付錦緒、已上八物等納赤漆韓櫃一合、以盤繪絹覆、以

天、天下騷動シ、朝廷驚畏御坐須留、陰陽寮勘申云、理運之災所致利奈、御體毛可愼給之止勘申世利、天文家毛同久可愼給久、又兵革水災飢饉等乃、種々乃不祥可有之由乎奏聞世利、其後地震猶不休なこさ彌恐畏利御坐天、去六月十六日留、御意乃内留祈給シ如久、掛畏支大菩薩乃廣護厚助留依天、御體平安留、種々乃不祥を未然に攘却給して、大幣帛等を令持捧天奉給さ牟祈申給比支、仍其祈乃大幣帛等奉出給牟須留間に、或觸穢之事、宮中留出來利、或差使之人、輕服等相違天、于今延遲利に怠給利へ、故是以今吉日良辰乎擇定天、從五位上右近衞少將兼中宮權亮小野朝臣好古乎差遣天、禮代の御幣、及金銀幣帛御劒御鏡等乎令捧持天奉出給布、掛畏支大菩薩、此狀乎平久聞食天、今毛今毛天皇我御體平安留、寶位無動久、常磐堅磐留夜守日守留助護給比、種々乃災禍なは、未萌之前留拂除給比、天下毛安樂留鎭護給比矜願給さへ恐美恐美毛申給さはく申、

五年四月廿七日庚辰、今日被奉遣宇佐宮神財幷幣帛等使、右衞門佐從五位下小野朝臣道風、其幣物等自御所給之、子細在宣命、使發向時巳二點○中略是東西國賊亂時御祈願也、而凶賊討滅之後、以去年十一月欲被果之程、有內裏觸穢所延來也、子細在宣命、

〔日本紀略二朱雀〕天慶五年四月廿七日庚辰、奉幣宇佐八幡宮香椎廟石淸水宮、依賽東西賊徒討平之由也、

〔日本紀略四村上〕應和元年閏三月廿二日乙酉、七日所發遣宇佐使左少將伊陟朝臣、於備後國身病更發、不可遂前途之由副使言上、仍令占其咎、改遣之主殿頭平朝臣時經、　五月廿日壬午、差遣主殿頭平朝臣時經於宇佐宮、伊涉不參之故也、

應和二年三月廿二日己卯、奉神寶幣帛於宇佐宮、

康保二年九月十五日壬午、奉遣宇佐使左近少將藤原懷忠、

〔日本紀略六圓融〕天延元年五月廿日癸酉、發遣宇佐使安藝守源蕃平、　三年十一月八日丙子、奉幣於

可奉渡、而王於彼宮使若頓在、於事似輕略、故令問子細之由云々、賜祿即於東庭拜舞退出、

〔西宮記臨時六裏書〕延長元年九月廿六日、被奉宇佐幣使、先下東庇御簾、同孫庇南於四間供御座、展小筵二枚、其上敷半疊、南第一間敷小筵一枚、立高机一脚、其上置神寶等、鏡一面供之、金銀幣各二枚、入平文小匣一合、御幣錦袋各一也、仁壽殿西砌下敷宮主及使座、宮主座西、使在東、但先例庭中敷之、而今日降雨、仍敷此耳、次供御禊物、內藏寮所辨備、即刻出御、宮主使左衞門佐靜、自仙華門參入著座、御禊了後、靜昇右、與藏人木工助源照撤神寶、自右青瑣門、內藏寮傳受、於殿陣下須行卜部、卜部納御幣韓櫃、次撤御座、卷簾頃之右大將藤原朝臣、定方○中略令奏告文、御覽之後、藤原朝臣、於殿上侍、召使靜賜之、午一剋、依召靜參入御前、賜宣命之後、賜御衣一襲、青白橡衣、蘇芳下重、綾袴等也、即下殿於南廊下拜舞、自仙華門退出、

〔貞信公記〕承平元年四月十七日、宇佐使立、前例御前行之、而依御在所裝束諒闇之儀、與右大將相定、從所司進發、但宣命祿等、召使禁中賜之、如例有官奏、

〔日本紀略朱雀二〕天慶元年十月九日、奉幣於宇佐八幡宮、祈消地震之災、

〔本朝世紀〕天慶元年十月八日辛巳、宇佐宮大宮司宇佐是憲、叙外從五位下位記、幷明日被發遣同宮奉幣神財使右近少將小野朝臣好古等、許往還官符一通、幷同好古朝臣給府庫調綿二百屯官符一通等請內印、中務輔不參、仍令右近衞權少將良岑朝臣義方令請印、　九日壬午、早朝大納言平伊望卿參入、巳二刻、發遣宇佐宮奉幣使小野好古朝臣等、其儀裝束御所綾綺殿西庭、不知委曲由、　召宮主外從五位下占部宿禰茂行、參入自敷政青瑣門、有御禊事、使好古朝臣同候御前、祝詞了之後、好古朝臣宮主共退出、大納言伊望卿、乍在御所、召少內記藤原國均令進宣命、召好古朝臣給之、又神財等御劒鐵類也、幣帛錦綾類也、又織有口帶等、各召御前覽了、即須給使好古朝臣、神祇官占部一人相副、　又更召好古朝臣於御前、賜御衣一襲、好古拜舞退出、出入從敷政青瑣門、刻限發向了、位記狀幷宣命等在左、○中略

天皇カ詔旨ト掛畏支八幡大菩薩乃廣前爾恐美恐美毛申賜倍申久、去四月十五日夜、忽爾大地震有

從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使天、禮代乃大幣帛乎令捧持天、奉出須此狀乎平久聞食天、假令時世乃禍亂止之天上件寇賊之事在倍岐物止那利乎、掛畏岐大菩薩國內乃諸神乎多知唱導岐賜比天、未發向之前爾、沮拒排却賜倍、若賊謀已熟天、兵船必來倍久在波、境內爾入賜須之天、逐還漂沒米賜比天、我朝乃神國止畏憚利來禮留故實乎澆多之失比賜布奈、自此之外爾、縱令時世乃禍亂止之天、夷俘乃逆謀叛亂之事、中國乃盜兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事爾至萬天爾、國家乃大禍、百姓乃深憂止可在良牟乎波、皆悉未然之外爾拂却銷滅之賜天、天下無躁驚久、國家平安爾鎭護利救助賜比、皇御孫命乃御體乎常磐堅磐爾、與天地日月共爾、夜守晝守爾護幸倍矜奉給倍止恐美恐美毛申賜久止申、

〔三代實錄陽成三十〕元慶元年二月二十一日癸亥、遣從五位下行主殿權助在原朝臣友于、向豐前國八幡大菩薩宮香椎廟、奉幣劒等物、告以天皇卽位、

〔拾芥抄下本諸社〕伊勢宇佐勅使始

宇佐

昌泰元年八月右衞門權佐藤如道勤之

○按ズルニ、昌泰元年、藤原如道ヲ宇佐宮ニ遣スヲ以テ勅使ノ始トスルハ、蓋シ三年一度ノ恒例ノ使ヲ指セルモノナラン、諸書ヲ參考スルニ、此後三年每ニ使ヲ遣シ、幣帛ヲ奉ルヲ以テ例トセリ、

〔日本紀略醍醐一〕延喜元年六月廿日庚午、宇佐使立、　九年八月七日、遣宇佐使、

〔西宮記臨時六裏書〕御記云、延木十六年八月廿五日云々、立机一脚東庇南一間、机下敷筵二枚、置御鏡劒、雖有自餘幣物、有頃取上、仍□置此□、備拜禮、云々、祓了兩段再拜云々、召內藏寮、問此使發遣時御祓有无、寮申云、或時有、或時無云々、自想像、去昌泰元年、奉拜發遣、卽有御祓、今以爲致臨時祈禱、奉拜幷祓濟、於事有宜、故今日奉拜供祓、云々、召使院、仰奉幣之意、又幣物分奉、儲問先例、可記申事、問先例、內藏寮申云、儲幣物納辛櫃二合、雖有幾數、不知其宮廟幣數幾許云々、宮主茂陰申、前度爲卜部向彼宮、仍問之、申□□受幣物、至太宰府、分留香椎料、又至宇佐宮分奉三所云々、今茂陰申、雖□幾數、雖依一度使歟、凡奉幣寮儲知其數、預□□

神楛日庭、便以太宰府綿三百屯賜使、

〔文徳實錄三〕仁壽元年十月己酉、遣大藏少輔從五位下藤原朝臣良房、向香椎八幡大菩薩宮奉寶幣、

〔文徳實錄七〕齊衡二年九月壬子、遣少納言從五位下利見王、向八幡大菩薩、策曰、天皇我詔旨止掛畏岐八幡大菩薩乃廣前爾恐牟恐牟毛申給倍止申久、東大寺乃盧舍那佛波、佐保天皇○聖武御世爾、大菩薩乎知識爾奉唱天奉造給倍利、而乎時代久經爾天、自然爾毀損禮天、去五月廿三日乎以天頽落給爾利、太今本志乃破奴倍支爾依天奉造固須、无止今毛今毛亦大菩薩乃相助介護賜牟爾依天、佛毛平爾奉固利、天下毛平安介久在倍支、故是以少納言從五位下利見王乎差使天、宇豆乃大幣帛乎令捧持天奉出須止、恐牟恐牟毛申賜久止申、別辭天申久、太宰府申久、前與利繕波世賜不宮波、去閏四月爾作利畢奴止申須、此乎聞食悅賜比天奈毛、悅大幣帛乎令副捧天奉出賜不、掛畏支大菩薩如故爾安穩爾靜萬利坐天、天皇乎常磐爾堅磐爾夜守利日守利爾護給比矜賜倍止恐牟恐牟毛申賜久止申、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十五日丁酉、勅遣從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄、奉幣八幡大菩薩宮及香椎廟宗像大神甘南備神、告文曰、天皇我詔旨爾坐、掛畏岐八幡大菩薩乃廣前爾申賜倍止申久、去年六月以來、太宰府度々言上須久、新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退太利、又廳樓兵庫等上爾有大鳥之怪、依天卜求爾、隣國乃兵革之事可在止卜申利、又肥後國爾地震風水乃灾在天、舍宅悉仆顛利、人民多流亡多利、如此之灾、古來未聞止、故老等毛申止言上多利、然間爾陸奥國又異常奈留地震之灾言上太利、自餘國毛又頗有件灾言上多利、傳聞彼新羅人波、我日本朝止久岐世時與利相敵比來多利、而今入來境內天、奪取調物天、无懼憚之氣、量其意況爾、兵寇之萠、自此而生加、我朝久无軍旅天、專忘警備多利、兵亂之事、尤可愼恐、然我日本朝波、所謂神明之國奈利、神明之助護賜波、何乃兵寇加可近來岐、況掛毛畏岐大菩薩波、我朝乃顯祖止御坐天、食國乃天下乎護賜比助賜布、然則他國異類乃加侮致亂倍岐事乎何聞食天、驚賜比拒却介賜波須在牟、故是以

宣命

天曆四年九月十三日

〔朝野群載内記十二〕宇佐宮

天皇我詔旨止掛畏支宇佐八幡大菩薩乃廣前爾申給止倍申久、先々御代々々乃例仁、三年仁一度比、神寶造飾天奉出給利倍、故是以吉日良辰遠擇定天、錦蓋、弓箭劒桙、幷御服玉佩、寶鏡等乃種々乃神寶遠、潔久妙爾令造飾天、禮代乃大幣帛遠金銀仁造飾副捧天、某官位姓名遠差使天奉出給布、此狀遠平久聞食天、天皇朝廷遠常磐堅磐仁夜守日守仁護幸給天比、風雨順時倍、五穀豐登之女、火難永斷倍、萬民平安仁惠給倍幸給止倍申、又申久、掛畏支筑前國ニ坐須香椎廟仁、種々乃神寶幷御服仁、添禮代大幣帛天奉出給布加上、此宮仁御坐須姬宮乃廣前仁毛、錦蓋、弓箭劒桙、幷御服等種々爾令造飾天、添禮代大幣帛天奉出、又同久此宮仁御坐須、若宮若姬兩所大神毛爾禮代乃大幣帛遠奉出給布、但此兩所大神、去天慶二年閏七月爾、始天可奉預官幣岐狀奉定阿禮此般毛奉出給不、共仁此狀遠平久聞食天、天皇朝廷遠夜守日守仁護幸給ヘ恐美恐美毛申賜ヘ久申、

宇佐使例

〔八幡宇佐宮御託宣集異國降伏〕天平三年辛未正月廿七日、始被獻官幣、件勅使、諸國巡騎、驛家遞送、是則爲奉酬異國討罰之神德矣、

〔續日本紀聖武十二〕天平九年四月乙巳、遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社、及香椎宮奉幣、以告新羅無禮之狀、

〔續日本紀聖武十六〕天平十七年九月甲戌、令播磨守正五位上阿倍朝臣虫麻呂奉幣帛於八幡神社、

〔續日本紀孝謙十九〕天平勝寶八歲四月壬子、遣從五位下日下部宿禰古麻呂奉幣帛于八幡大神宮、

〔日本後紀嵯峨二十〕弘仁元年十二月壬午、遣參議正四位下巨勢朝臣野足奉幣帛於八幡大神宮、樫日廟、賽靜亂之禱也、

〔類聚國史神祇五〕弘仁十四年十一月甲戌、差左兵衞督從四位上藤原朝臣綱繼充使、奉幣帛於八幡大

正五位下行左衞門權佐藤原朝臣泰憲　卜部正六位上直宿禰行盛　小舍人二人

牒、件等人、爲令奉御幣幷神寶於宇佐宮、發遣太宰府、仍所仰如件、路次國宜知狀、供給遞送、但還向之間、勿用魚類、牒到准狀、故牒、

長暦四年十月日　出納――

藏人――

別當右大臣――

頭右京大夫――

右近衞權中將――

〔類聚符宣抄 一〕太政官符太宰府幷山陽道諸國司 內印

使左衞門權佐從五位上藤原朝臣克忠　卜部從七位上卜部宿禰方本

右中納言從三位兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣在衡宣、奉勅、爲奉幣帛幷神寶等於八幡大菩薩宮幷香椎廟、差件等人、宛使發遣者、府國承知、依宜行之、仍須路次之國、設潔齋人、祇候遞送、不得疎略以致雜穢、符到奉行、

位右少辨　位左大史

天暦四年九月十三日　驛鈴貳口 一口伍剋 一口參剋

太政官符太宰府 外印

調綿貳佰屯

右奉八幡大菩薩宮幷香椎廟幣帛使、左衞門權佐從五位下藤原朝臣克忠祿料如件、中納言從三位兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣在衡宣、奉勅宜以府庫綿給之者、府宜承知、依宜行之、符到奉行、

位右少辨　位左少史

上卿宣、近衛司(大將者召政人)將監(帶弓箭)在陣方、稱唯參入候小庭、上宣印、將監稱唯退出、掃部寮立案於軒廊東二間、少納言主鈴(持印板匙等)將監等、入自日華門出印、少納言就案下、將監留立軒廊南、主鈴置印板於案上、取官符授少納言、退立將監之傍、少納言著膝突進上卿、上卿見了返給、少納言還就案下、主鈴捺印、了如初納印退出、掃部撤案、或少納言請印、了返奉官符、上卿召外記給之、若無少納言、以少將爲代官奏其由、若無主鈴者、以中務錄、若主殿屬爲代官、(但中務錄、依有永宣旨、更不申代官、)　次外記覽可外印文於上卿、(入筥)祿官符、(四位三百屯、五位二百屯、)　上卿見了返給、次示在座之參議、令向結政所請印、(亦仰其由於外記)　次上卿退出

〔侍中群要八〕諸使事

宇佐使(殿上五位、神祇卜部、官符御牒、御卽位時、和氣氏五位、)

〔朝野群載二十太宰府〕藏人所牒　太宰府

應供給遞送使等事

正五位下行左衛門權佐藤原朝臣泰憲　卜部正六位上直宿禰行盛　小舍人二人

牒、件等人、爲令奉御幣幷神寶於宇佐宮、發遣如件、府宜知狀、供給遞送、路牒到准狀、故牒、

長曆四年十月日　出納木工少屬中原貴任

藏人左少辨源朝臣經成

別當右大臣兼右近衛大將藤原朝臣資〇實

頭右京大夫兼左近衛中將近江介藤原朝臣資房

式部丞藤原公基

右近衛權中將兼備中介藤原朝臣信長

藏人所牒　向太宰府路次國々

應供給遞送使等事

給宣命後、還陣行內印、祿符遣參議於結政所、令請印、舊例或共內印、或共外印、而天德例如之、

延長九年四月十四日、依御在所裝束諒闇議、從所司進發、貞御記

四月十七日、發遣御卽位由奉幣使筑後守和氣雅文、參宇佐宮、於陣頭給宣命、進居軒廊下、給御衣、退出、立自內藏寮、外記記

〔江家次第 神事十二〕宇佐使事

上卿參議著陣　藏人下日時勘文於上卿、先是於藏人所勘申　上卿給之下辨、可令成使送迎并祿官符由可仰辨、但於御馬供給者成宣旨、藏人又仰宣命趣、上卿仰內記、　次奏草、宣命二通也、宇佐香椎各一通、返給之後著陣、仰可清書由、　主上於石灰間覽神寶、先是早旦御湯殿、敷長筵於件間、侍臣五位以下運下置之、又敷菅圓座於第三間庇、主上著御直衣覽之、了返納、或給祿於行事藏人、　又御覽御馬、垂東廂御簾、近衞次將一人、候簀子敷、其御馬用左一疋、額髮付鈴、尾付木綿、引入自瀧口方、但無騎乘之儀、　次有御禊事、垂廂御簾如前、返孫廂燈樓綱、掃部寮同南第四間敷小筵二枚、其上供高麗半帖一枚、南面為御座、同第一間敷小筵二枚、為神寶下敷、東庭鋪圓座二枚、為使宮主座、相去六七尺許、宮主在西、使在東、兩儀敷仁壽殿砌、　內藏寮舉神寶高机、藏人自右青璅門傳取立之、　置神寶於其上、鏡宮幣宮、御幣入宮蓋、　時刻出御、出自額間、頭垂簾、位袍藏人奉御笏、　內藏寮獻御贖物、侍臣多用頭五位藏人、　傳取、出自殿上戶供之、宮主并使自仙華門參入、宮主先付頭奉御麻、一吻一撫後返給、　各著座、御禊了宮主退出、次撤御贖物、次御拜兩段、各再拜、　訖入御、次使退、次使入自殿上方、與藏人舁出神寶、自青璅門運出之、　訖撤御座并下敷庭中座、上御簾、　次上卿奏宣命清書并可內印官符、令持宣命於內記、令持官符於外記、就御所邊、令藏人二人奏之、返給之時、官符返給外記、宣命宮令持內記、上卿著殿上之後、內記奉之、　召使於小板敷給宣命、使乍持笏書小板敷、給之退去、上卿召內記給宣、次歸陣座、或於陣給宣命於使、御物忌時、　此間主上於晝御座、令藏人召使、使不撤笏、入自殿上戶、候年中行事障子下、依重御氣色、候御座南間孫庇、北柱下、　含以勅命、次給御衣、藏人取御半臂下襲表御袴等、入自鬼間、經石灰御屏風北妻、到孫廂給之、退出殿上方、使經頭下、自長橋、於東庭拜舞、或多於南廊壁下拜舞、是兩儀歟、　了退自仙華門、此間藏人於弓場邊仰給御馬由、　此間行內印事、上卿自御所歸著陣之時、外記持來官符、自令退出、次

〔西宮記臨時七〕宇佐使事三年一度

於藏人所勘可始行事所日時

定行事藏人以諸司爲行事所

請奏　書

納殿糸、幷金銀染鸖叙料、鷲羽廻文殿上等調備、神寶餞廻文、殿上受領奉仕饗饌

前三日、行事藏人仰左馬寮第一疋可令潔齋飼由、先一兩日有使餞事、近代使不參、以使料居小臺盤

下衛重二合、殿上盃酌如常

新書有和歌幷都序事

當日早旦、御浴殿召帷、次御覽神寶、敷廣筵二枚於石灰壇、其北敷圓座一枚爲御座、出御、殿上五位以

下、於小板敷下傳取遣之、

天覽了返納辛櫃給行事藏人祿或不給之、給時拜舞、

次御覽神馬垂御簾廂以大床子上圓座置於第三間簾下、次將一人、

一、使座前相去七八尺敷薦一枚、其上立案置御幣三本、二、先於長橋內持大麻付頭、頭進之、一吻

一撫返給、三、次一度令持內記、外記參弓場殿奏之返給歸陣、更奏清書、卽於殿上倚子前南長押

上東面、召使於小板敷給宣命、次上卿歸陣、

〔北山抄六〕宇佐使立事卽位之初、遣和氣氏者、上卿奉仰令勘其日、幷令作神寶、當日召使於陣頭給宣命、尋常不必具神寶等、但有御願云々、往代御卽位時、奉遣和氣氏幷御神寶使等云々、後有指事時、被奉使者、無有年限、而近例三年一度奉遣云々、

御禊了奏宣命、有二枚、八幡香椎宮料也、先是奏草、二、卽著殿上座、召使於小板敷給之、非殿上上臈、於陣座給之、其後御前召使、含勅

命、給御衣、春料給夏御衣、秋料給冬御衣、遞送等事、給官符幷所牒於太宰府路次國々、踐祚之初、遣和氣氏時、唯給官符、又上臈預令勘其日、令誠候

氏五位、近例不給所牒、給官符也、其遞送符請內印、仍令持宣命於內記、令持官符於外記、參上一度奏之、

張本之輩、召上其身、尋造意勘罪名、任法可被糺斷歟、國家大事、莫過宗廟、所行之旨、殆超大逆、斷罪之法、暗難寬宥者歟、

〔夫木和歌抄　三十四神祇〕正八幡宮を　豐前うさのみや宇佐　後京極攝政

わたのはらなみぢへだつるうさのみやふかきちかひはよゝにかはらじ

宇佐使

天皇卽位、及國家ノ大事災變等アル時ニ、使ヲ宇佐神宮ニ遣ハシテ、幣帛ヲ獻ラシメ之ヲ告ゲ奉ル、是ヲ宇佐使ト云フ、而シテ卽位ヲ告グル時ノ奉幣ヲ、一代一度ノ奉幣ト稱シ、其使ニハ必ズ和氣氏五位ノ人ヲ以テ之ニ充ツ、是ヲ宇佐和氣使ト云フ、蓋シ和氣氏ハ、其祖淸麻呂、稱德天皇ノ時ニ、使ヲ神宮ニ奉ジ、國家ニ大功アリシヲ以テ、其子眞綱ヨリ以來、子孫相繼ギテ使命ヲ奉ズルコトヽハナリシナリ、醍醐天皇ノ比ヨリ、三年ニ一度、更ニ恒例ノ使ヲ發セラレシガ、後伏見天皇ノ比ヨリ中絕シ、櫻町天皇ノ寬保四年ニ至リテ、又之ヲ再興セリ、

〔西宮記　臨時六〕進發宇佐使事

一代一度、於八省給宣命、大內御禊如例、射場有宇佐使、（御物忌天慶十、四、十九日、）御卽位時、遣和氣氏五位、（或新叙、又有遣他氏例上云々、御禊後召陣給宣命、召御前給下襲表袴等、成神寶外被奉神馬云々、天慶付和氣氏使、以別宣命幣被奉石淸水、後々有此例、又被立諸社大神寶之次、進發殿上五位、）恒例使、隔三年進發、（使發宣旨之日與利綿書有殿上儀事、）藏人仰作物所調神寶、御裝束、仰縫殿、依內藏請奏、仰上卿催幣料綾綃、（天慶年官符、若宮若姬預奉幣者、）當日上卿成官符二枚、（豐前、）遞送官符、（內印、）給太宰祿綿官符、（外印、）遣和氣氏之時、不給祿綿官符云々、天曆元年給之云々、宇佐香椎兩所幣料、相分無所見、向本宮定之、先一日覽神寶事、當日上卿奏宣命草淸書等、神寶机立御前事、（立南廂南一間端、置御幣宮御鏡等、殿上人舁机立之、）殿上四位（若五位、）奉御麻、（返給、）宮主著座、使著座、御禊了出、藏人撤御贖物、御拜、使及殿上四位（使闕廉急發、）舁御幣案、自右靑瑣門退出、內藏官人計預卜部、召使於小板敷給宣命、（二枚、遣和氣氏及非殿上公卿之時、召陣給、）又召使御前、給御衣一襲、（藏人授之、）拜舞、（下自長橋、出自宣和門、）

也、件愁人被取申文已了、但未有裁許□□命者也、一人著衣冠進寄御輿右方、擧音致訴訟之間、希有之事也、而爲右將等不追却、不覺者等也、予令追却了、

〔中右記〕寛治元年十二月廿九日、今日宇佐神民等、依有憂申、院陣邊其數參集云々、　二年十一月卅日、有陣定、依神民憂、前大貳實政朝臣流伊豆國、目代肥後前司時綱流安房國、大貳廳官等此外八人、配流土佐國、但無宣命云々、此前數度、依此事雖有陣定不一決也、引及今日也、

〔百練抄堀河五〕寛治二年二月一日、諸卿定申、宇佐宮神人訴申檢校公則盜取黃金、幷大貳實政射危正八幡宮神輿事、　三月廿日、諸卿定申、大貳實政卿、射危正八幡宮之罪、依赦前犯可會赦哉否、　五月廿日、遣推問使於太宰府、實政之犯、雖爲赦前、有議所遣也、　八月廿五日、諸卿定申實政卿罪名、諸道勘申、大逆由當不、　十一月廿九日、前大貳實政、除名配流伊豆國、幷緣座者同流罪、依射危正八幡宮神輿也、僉議之間、攝政直廬有光耀、在陣之公卿一兩、見鬼物之靈異、　十二月廿四日、左少辨敦宗解官、實政犯眞大逆之由、諸卿定申之故也、又大判事明法博士有實、檢非違使義正除名、實政罪名、依執謬案也、

〔扶桑略記堀河三十〕寛治二年十二月一日癸卯、前太宰大貳藤原實政左遷伊豆國、依宇佐宮愁也、其息左少辨敦宗、被解辨官、幷停攝津國司之任矣、前筑前守時綱配流安房國、依同事也、

〔玉海〕文治元年十月十七日丙寅、宇佐宮條々事、〇中略

一發遣公卿勅使可被謝申事趣事

今度狼籍、往代無跡、誠是廟庭無雙之濫行、朝家第一之重事也、尤差遣公卿勅使、可被告謝歟、抑我朝鎭亂之根元、多在彼宮之神德、近年海陸路塞、祈請屢怠、雖然遂逆賊之誅伐、猶靈廟之玄應也、自今以後、偏以德作彌期靜謐、必可垂冥德之由、殊可被祈申歟、逆亂猶不絕、非些咎徵哉、〇中略

一濫行武士事

雜載

る大宮人、當社において流鏑馬興行の時、假閣を構へ見物せし所とかや、〇又見太宰管内志

〔日本紀略一九條〕正暦五年十月廿三日辛丑、定宇佐宮申、大貳佐理卿、與彼宮神人鬭亂之事、

〔百練抄一四條〕長德元年十月十八日、停太宰大貳佐理、以藤原有國任之、依宇佐宮訴遣推問使之處、無辨申旨故也、

長保五年十一月廿七日、宇佐神人參洛、訴申帥卿苛酷事、離岸之後六箇日著河尻、依神感有託宣云云、

寛弘元年三月廿四日、宇佐宮神人五百餘人、參陽明門外、訴太宰帥惟仲事、去年十一月、離岸之後六箇日著河尻、依神感也云々、　廿七日、諸卿定申宇佐宮訴事、僉議之間、陣座南方有雷電、公卿怖畏、右大臣并時光俊賢等退出之間、於櫛笥少道、鳩飛渡上達部首上、於宇佐神人宿所左近府南門間失、疑是大菩薩御變現歟、俊賢卿獨定申不可遣推問使之由、人々尤爲奇、

〔日本紀略一十條〕寛弘元年三月廿四日戊申、宇佐宮命婦并神人等、參入陽明門、愁申太宰帥平惟仲卿非例事、是則惟仲卿、依封彼宮寶殿也、可遣推問使、件神人等今日以後三箇日、祗候左近廳南門、　四月十日癸亥、右少辨輔尹以下、向松本曹司、勘問宇佐宮神人等、各進怠狀、　廿八日辛巳、宇佐宮司氏人等參入、愁訴太宰帥平朝臣〇惟仲令封彼宮寶殿事、今日諸卿奉勅、僉議可遣推問使之由、仍右衛門佐孝忠以下爲推問使、　五月二日乙酉、定推問使等、依太宰帥惟仲封寶殿也、　六月八日辛酉、停太宰帥惟仲釐務、依宇佐宮愁也、　十二月廿八日丁未、太宰權帥惟仲卿停任、以左兵衛督藤原高遠任太宰大貳、依宇佐宮司訴也、法家所勘申罪名、殊宥其罪、只停其職也、〇又見扶桑略記

〔日本紀略一十條〕寛弘二年十二月廿八日壬寅、配流長峯忠義於佐渡國、依爲太宰府使封宇佐寶殿之事也、

〔春記〕長暦四年〇長久元年十月廿二日甲辰、今夕行幸間、於東院東大路與神解小路邊、宇佐宮下部月來訴人

末社

若宮は本宮ノ西、東向にして、神殿二間三間に拜殿五間四方許なり、拜殿内に土間あり十二月晦日に祭あり、其外本宮に神供を備ふる時は、此社にも備ふるなり、神官は矢部樋田兩家あり、何れも大神氏なり、是を若宮神主と號す、若宮は板葺にして朱ぬりの社なり、本宮に昇る石階の右にあり、

〔八幡宮本紀四〕末社及古跡

住吉社、三の御殿の東にあり、○中略　北辰社、一の御殿の西北にあり、○中略　春日社、北辰社の前西南にあり、○中略　兩善神王、南の中樓門の左右にあり、○中略　龜山殿、西の大門の外にあり、○中略　黑男堂、北の大鳥居の内の傍にあり、○中略　上宮下宮若宮三所頓宮の址、菱形池の北二町許にあり、○中略　下宮、上宮の西南にあり、○中略　東宮、寺内東大門の有りし南にあり、

〔豐前國志五宇佐郡〕住吉の社、三の御殿の東に有、宇佐宮にては、葺不合尊を祭と云、　北辰の社、一御殿の西北にあり、則星を祭れる社なり、　春日の社、北辰の社の前、西南にあり、天兒屋根命なり、　兩善神王、南の中樓門の左右にあり、左は阿蘇明神、右は高良大明神、　龜山殿、西の大門の外にあり、田心姫、湍津姫、市杵島姫の三神を祭る是也、　黑男堂、北の大鳥居の内の傍にあり、是武内宿禰を祭れる所と云、黑男殿といへり、　直相殿、若宮の北にあり、又宮院と號す、安元年中、後白河法皇御幸有べきのおふせ有ける故、大宮司公通、此殿を造りて行在所とせり、去ど終に御幸はなかりき、　大貳堂、菱形池の中島にあり、康和年中、太宰大貳正二位權中納言大江匡房卿、是を建立有といふ、　上宮下宮若宮三所頓宮の址、菱形の池の北二丁計に有、是昔時三十三年に一度造替有し時、神體を移し置奉りし所也、　御秤宮、上宮北の大門の邊にあり、靈石なり、社記に、是大神の御秤なる故、御秤石と名付たりと云、當宮將に輿らんとする時は、漸く入ると云傳たり、　下宮、上宮の西南にあり、祭所の神、上宮と同じ、是毎節神膳供奉る時の離宮なり、　東宮、寺内の東、大門の有し南に有、是菟道稚郎子を祭れる所なり、東宮の邊を長者假閣といふ、其昔豐後國万野の長者と云

〔朝野群載内記十二〕宇佐宮
天皇我詔旨止掛畏支宇佐八幡大菩薩乃廣前爾申給倍止申久、〇中略此宮仁御坐須、若宮若姫兩所大神爾毛、禮代乃大幣帛遠奉出給布、但此兩所大神、去天慶二年閏七月爾、始天可奉預官幣岐狀奉定、同禮波、此般毛奉出給不、共仁此狀遠平久聞食天、皇朝廷遠夜守日守仁護幸給倍止恐美恐美毛申賜久止申、
〔宇佐宮記〕若宮之外殿者土間也、朝廷御卽位之時、先斬申於宇佐宮卽位之安否、其時乃於此殿執行龜卜、故至今外院土間也、卜者從對馬參、
〔宇佐文書〕若宮殿社司職證文、宇佐宮總檢校重輔言上、抑當社若宮殿御社事、先年御回祿候、御神體事者、總檢校馳參奉出候、雖然依無假御座、若宮殿御尊神、奉借下宮三殿之片間令安置候、彼下宮御社、上宮下宮御神體御安座候、兩社御神寶物多々候、小社御事候之間、御神事執行之時、非無其煩候、可被成御賢察候、殊奉申若宮者、忝茂大菩薩瀧神御腹若宮若姫宇禮久禮奉崇四所權現、惡魔降伏、凶徒退治御祈、於彼御神前遂其節候、就中御放生會、幷御行幸會之時者、大菩薩仁相同被成御臨幸、其外諸祭禮爲大宮無二御社、故從往古御崇敬無別儀候之條、若宮御假殿事御造立、尤可目出候、隨而總檢校本所地、宇佐郡御神領住江小犬丸名事、先祖累代知行候之所、去永德年中、大宮司職公行爾、公居相論候時、總檢校內輔、爲公居同意由、公行種々以讒書訴申之間、彼地於被押置之條、內輔致愁訴、香積寺殿樣御判頂戴仕、令知行候之處、德雄樣御上洛之後、讒者依申成歟、應永廿年、被付給人候、於都鄙度度雖致訴訟、給人代所無御座之由被仰出候之間、于今延引候、先祖以來愁訴此時候、御判幷度々御奉書等明歷候之條、被成御分別、彼地事預御還補候者、可忝候、然者右申若宮御假殿當時御還宮之事、以私之馳走隨分勵神忠、彌可抽御祈禱丹精候、此等之趣、可然之樣御披露可目出候、可得御意候、恐々謹言、
四月〇文明十五年五日、杉民部入道殿、重輔、判
〔太宰管內志豐前之三十三〕宇佐若宮社

第一御正體女體　著唐裳唐衣、御帽子青色、御形像幷御裝束皆白色也、左右御手胸留給、左右膝著地坐給、

第二御正體聖人御體　御裝束皆赤色、御身又赤色、左右御手留胸、其上懸座具、御帽子青〇一本作赤一色、左右膝著地坐給、

第三御正體如毘沙門天形像　御甲黃色、著打懸、左右御手胸留、左御足下、右御足舉、坐磐石、深沓黒色也、

第四御正體女體　著唐裳唐衣、又著打懸、但立左膝、以左右御手拘御膝、右御膝著地坐給、御身白色、御裝束色々矣、

第五御正體童子御形像　御形像御身肉色也、御裝束色々、左右膝著地給、但左右御手者、爲豐後國武士等、御寶殿打破之時破損之、仍紛失之間不注之、

右件若宮御形像、神官等不拜見之處、元曆元年甲辰七月六日、爲豐後國武士等、令破却御殿等之間、以文治二年閏七月廿一日注之、

若宮御體者、大神蘊麻呂依託宣所奉造顯之也、

私云、若宮四所者、舊記分明也、御體見在坐、仍御供四膳奉備之、官幣四本被獻之、神事祝文云、若宮若姬宇禮久禮四所御門已上而今五體之條、可尋先規之者也、但二季大祭之間、午日後祭之時、名北辰舞、而神官等令舞之、五體之內、一所者北辰歟、又大宮北辰之事、元曆之時、勅使權右中辨平基親朝臣、被實檢之處、无御體之間、神官社僧等、面々雖申之、一々不分明、抑大宮有別殿、有祭祀無御體、無祭祀有御體、若元曆之時、大宮北辰若宮近邊令見之給間、以爲便宜、物忌之刻奉安置之歟、例如應神天皇御表袴腰、自往日奉納神殿之處、同逆亂之刻、奉引散寺邊、自此時被安置彌勒寺也、

者、蘊麻呂等申云、己身命取給、何大神宮之邊穢、神可顯申、卽託宣、汝所申頗有道、但大菩薩宮大祭之後、以午日夜亥時（氏）、交戸代出居、以後午日丑時、吾靈氣奉勾、令告他人、神吾三季之內、靈氣顯（乎）、不狀（氏）可見者、蘊麻呂等隨神敎命、以後彼期時戸代居、卽申禱云、以何因緣、雖多他處、大菩薩宮邊顯給申、卽神託、爲打隼人兵（申）、大菩薩行幸給（志）時、吾御伴爲將軍而奉仕、彼隼人等打還坐之時、大菩薩之給、彼將軍器仗皆授吾（氣）給了、因茲爲戰後稱吾身老勞、侍外門、爲立慰安、願慕處也者、隨神敎命、以去仁壽二年十一月秋祭之後、以午日亥時、稱戸代甕二口置之時、造宮使正六位上藤原朝臣藤主、主典正六位上香山宿禰永貞、以同年十二月、造宮政所召人了、門主女等門之神木經三日內、忌愼之間、神託宣、覆問每事得實（利）、因茲使藤主爲造宮、故作支度帳、供奉稻百束、檜皮百圍、綱丁三人、宮書生膳伴福雄令預之間、使藤主被任大隅守、未造宮殿、爰蘊麻呂幷前擬少宮司大初位上宇佐公豐川共建立畢、廿二日宮殿一宇、亦蘊麻呂助雄等、依神敎命、每年奉幣之間、大宮司正六位下大神朝臣佐雄在任之時、以去貞觀五年、奉幣朝使左中辨從五位下紀夏井朝臣、占部外從五位下占部平麻呂參坐之日、朝詔云、天皇不豫大坐而、伴神靈驗示見禁中、因茲召陰陽寮、署申云、大菩薩宮西方隱坐神未顯給、其名若宮神、今天皇不豫大坐時、奉護守神也者、依勅詔、乃占定者、蘊麻呂申云、菱形宮西方隱神未顯、若以神漸大者、朝占合既畢、仍載宮解文、言上已了、而前守從五位下藤原朝臣仲眞、以去貞觀十一年京上之時、請若宮申上、京下之後、供奉絹六疋、綿六十屯、建立檜皮葺四間宮殿一宇、專當豐川蘊麻呂等、而間以去貞觀十一年二月七日符、以蘊麻呂任用祝也、守從五位下藤原朝臣海雄任、奉地子田壹町玖段二百十六步、其穫稻每年二季神祭奉仕、○（中略）記事狀爲後世注顯記文申、

貞觀十八年十一月日

祝大神朝臣蘊麻呂

弟大神朝臣助雄

〔八幡宇佐宮御託宣集（若宮）〕若宮御形像五體御事

若宮

宇佐大賀とあらためたるもあり。

〔豐前紀行〕宇佐大宮司二人、到津中務、其父主膳は已に退老せり、今年六十七、尙康健なり、宮成大膳大夫四十五歲、其子治部年廿二三、此兩人は社人社僧司也、神領の內百石を分ち領す、江戶御國讓の時は、拜謁を務む、又二年に一度江戶へ行、兩人かはる〳〵參勤す、官位は世々朝廷より給る、今從五位の下たり、傳奏なし、烏丸殿取持にて、當日上卿執奏す、大宮司の次、祠官とて十二人有、其次巫分とて十二人有、其次宿直八人、是は神前月每に各三人、替る〳〵晝夜番を勤む、又其外僧十六坊有、皆淸僧也、又妻帶の僧七人有、是を諸司と云、

〔八幡宮本紀四〕末社及古跡　若宮殿　龜山殿の西にあり、是は八幡大神の御子大鷦鷯尊を祭り奉る、相殿に、大葉枝皇子、小葉枝皇子、鷗鳥皇女をも祭る、淳和天皇天長元年に、始て祝ひ奉ると云、

〔八幡宇佐宮御託宣集若宮〕若宮四所權現者、若宮、若姬、宇禮、久禮、垂跡御名也　又云、若宮四所權現者、應神天皇之男女皇子、若宮者仁德天皇、今宮宇治皇子、宇禮久禮者姉妹也、　或記云、隼總別皇子、第八大葉枝皇子、小葉枝皇子此二人者兩子、第九第十、鷗鳥皇女、第十八今申四所權現者、此四所御靈歟、〇節略

〔八幡宇佐宮御託宣集若宮〕若宮社祝大神朝臣蘊麻呂弟助雄等解

申奉顯若宮祝記文事

菱形小椋小宮西方隱坐神一前

右神以去天長元年、蘊麻呂母酒井勝門主女、就神余經七箇年、而間父從八位下大神朝臣眞守之宅就門主女託宣、吾波菱形宮西方荒垣之外隱居神曾、若不顯申波、汝家爾入神氣牟物曾、其時吾喩爲土波可告者、而思忘經年不顯、而後神氣入眞守之家、陰陽師川邊勝眞苗錄申云、爲託宣神向卜陰陽師、吾禮其命取利死牟物曾者、未經幾年、陰陽師眞苗頓死、然後門主女、依神託宣、告蘊麻呂助雄等云、神乃託宣、陰陽師更不用須、但汝能久彼神奉治倍志、然間陰陽師不陪神致氏急死亡己止、汝不見哉

時に、八幡大神始て神と顯れ給ひぬ、此後相續て大宮司に任じ、今に至て絶ず、凡大宮司職人の諱には、上古公の字を用ゆ、是宇佐の公と云心を表とする也、又大神氏は祝職にして、比義を以て元祖とす、比義の遠孫田麻呂初て大宮司に任ず、其後五六世大宮司職に補せられしとかや、

社人に三等有、上銅官、中廳分、下神人是也、古は社家三百五十餘人、寺家五十餘人、都而四百餘人有て、怠りなく祭禮を奉仕せり、○中略天正此方衰微極れりが、かゝる所に正保年中、將軍家光公一千石の神領御寄附有られしより、神人二なき理なれば、上の御尊びの深きにより、神威日々に新にして難有ぞ侍りし、

大宮司二家の內、一ッは宮成氏、則上古より宇佐氏也、一ッは到津氏、こは永祿より天正迄、企救郡到津に御遷座の時、付奉り來りし家とぞけり、

祝部家大神氏有、辛島氏も有しど、大宮司の次に祝部殿とて重し、

〔太宰管內志豐前之宇佐郡三十〕宇佐家

兩大宮司、其外今行、小袋田染、江島、永弘、樋田、池永、釜永、令官等、みな宇佐氏なり、さて宮成家と云は、宇佐宮大鳥居の北三四町許にありて、田向と家とも云なり、南に向へり、又到津家は、大鳥居の東に近くありて西に向へり、此外宇佐氏神官、多くは神領地にありといへども、中比のみだれに宇佐村內を離れて、いまだ歸らざるもあり、今行官祠は下毛郡屋形村に居住し、小袋官祠は下毛郡小袋村に居住し、田染官祠は下毛郡湯屋村に居住し、池永は下毛郡池永村に居住し、樋田官祠は宇佐郡樋田村に居住せり、なほ宇佐氏の庶流、所々に散在する物あげて數へがたし、今は宇佐四姓と云事有て、宇佐、大神、田部、漆島の四姓を、專宇佐神官とす、此外に源、粟田、丹波、清原、藤原の五姓もあり、○前略

〔太宰管內志豐前之宇佐郡三十〕大神家

宇佐宮今ノ神官にて、惠良、小山田、今永、樋田、矢部、石坂等の家大神氏なり、此支族は筑前などにも來て住める者多し、その內に文

神職

〔日本紀略十一條〕長德元年四月廿七日癸卯、定諸國幷宇佐宮等、各書寫大般若經六觀音像、可攘疾疫之災、

〔元亨釋書二十五資治表〕永保元年冬十月、僧都禎範如宇佐、○中略勅宇佐神宮建塔、十月成、二十四詔禎範爲慶讃師、

〔延喜式三臨時祭〕凡八幡神宮司、以大神宇佐二氏補之、不得雜補他氏、

〔續日本紀十七聖武〕天平二十年八月乙卯、八幡大神祝部從八位上大神宅女、從八位上大神社女、並授外從五位下、

天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神社女、主神司從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、 十二月丁亥、八幡大神禰宜大神朝臣社女、其輿紫色、一同乘輿、拜東大寺、○中略社女授從四位下、主神大神朝臣田麻呂外從五位下、

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶六年十一月甲申、藥師寺僧行信、與八幡神宮主神大神多麻呂等同意厭魅、下所司推勘罪合遠流、 丁亥、從四位下大神朝臣社女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並除名從本姓、社女配於日向國、多麻呂於多褹島、因更擇他人、補神宮禰宜祝、其封戶位田幷雜物一事以上、令太宰檢知焉、

〔類聚國史十九神祇〕延曆廿三年六月丙辰、制、常陸國鹿島神社、越前國氣比神社、能登國氣多神社、豐前國八幡神社等宮司人懷競望、各稱譜第、自今以後、神祇官檢舊記、常簡氏中堪事者、擬補申官、

大同四年閏二月丁酉、制、越前國氣比神、豐前國八幡大菩薩宮司等、遷替之日、準國司與解由、

〔豐前國志五宇佐郡〕宇佐の大宮司、今は兩家有、宮成到津の二氏也、然れども元同姓にして、宇佐津彥命を元祖とす、子孫相續て宇佐の公たり、其後胤に宇佐公牛人と云あり、此時始て大宮司に任す、是大宮司初任也、此時は田心姬、湍津姬、市杵島姬三神を齋れり、牛人の子、押領使宇佐の公池守の

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月甲申、勅曰、遣唐使、頻年却廻、未遂過海、夫冥靈之道、至信乃應、神明之德、修善必祐、宜命太宰府監已上、每國一人、率國師講師、不論當國他國、擇年廿五以上精進持經、心行無變者、度之九人、〇中略八幡大菩薩宮二人、〇中略於國分寺及神宮寺安置供養、使等往還之間、專心行道、令得穩平、

〔朝野群載十六佛事〕石清水八幡宮護國寺略記　三所大菩薩移男山峯卽安置御體記

右行敎俗姓紀氏專業修行、久送多年矣、而間恒時欲奉拜大菩薩也、爰以去貞觀元年、參拜筑紫豐前國宇佐宮、四月□□日、參著彼宮、一夏之間、祗候寶前、晝轉諸大乘經、至夜誦念眞言密敎、六時不斷奉廻向三所大菩薩也、

〔三代實錄十四淸和〕貞觀九年十二月十九日甲申、故律師靜安弟子、東大寺僧傳燈大法師位賢護申牒言、承和年中、靜安奏、始修佛名懺悔之法、便須天下專修此法、賢護聊捨衣鉢、換以丹朱、造一萬三千佛像八鋪、高一丈八尺、廣一丈四尺、請一鋪奉納豐前國八幡大菩薩宮、〇中略太政官處分依請、

〔三代實錄二十七淸和〕貞觀十七年三月廿八日辛亥、先是故太政大臣藤原朝臣欲令今上垂拱而馭百靈、無爲而安萬民、奉爲八幡大菩薩、於豐前國寫一切經、令故傳燈大法師位行敎檢校其事、繕寫功成、始有首尾、今遣安宗、與府司等共供養安置焉、

〔扶桑略記二十二宇多〕仁和五年十二月廿四日辛巳、八幡託宣云、欲得菩薩裝束幷道具等、於是奉金銅佛器漆坏壇一前香爐宮一口呪珠等、相添塡供料誦經布施料綿百屯、

〔日本紀略三村上〕天曆二年九月廿二日丁卯、此日被奉佛舍利於五十五社、僧各一人差使、但宇佐宮幷石淸水、各副奉法服一具例也、

〔日本紀略六圓融〕天祿二年十月廿八日庚寅、五畿七道名神社五十五社、差僧一人、每社奉舍利一粒、入銀壺、宇佐宮被奉法服、

〔源平盛衰記 三十三〕平家太宰府落并平氏宇佐宮歌附清經入海事

主上〇安德女院〇高倉后建禮門院ヲ始進テ、內府〇平宗盛以下ノ人々、豐前國宇佐ノ宮ヘ有參詣、社頭ハ皇居トナリ、廊ハ月卿雲客ノ居所トナル、五位六位ノ官人等大鳥居ニ候ヒ、庭上ニハ九國ノ輩、弓箭甲冑ヲ帶シテ並居タリ、〇中略七箇日ノ御參籠トテ、大臣殿、財施法施ヲ手向奉リ、神寶神馬、角テ七箇日ヲ送給ヘドモ、是非夢想ナンドモナカリケレバ、第七日ノ夜半計ニ、思ヒツヾケ給ケリ、

思カネ心ツクシニ祈レドモウサニハ物モイハレザリケリ、神殿大ニ鳴動シテ、良久シテヱヽシキ御聲ニテ、

世中ノウサニハ神モナキ物ヲ心ヅクシニナニ祈ルラン、大臣殿是ヲ聞召テ、都ヲ出シ上、榮花身ニ極リ、運命盡ナシトハ思シカ共、主上角テ渡ラセ給フ上、三種ノ神器隨御身御坐セバ、サリ共今一度、舊都ノ還御ナカランヤト思召ケルニ、此御託宣聞召テハ、御心細ク思ヒ給ヒ、淚グミ給ヒテカク、

サリ共ト思心モ蟲ノ音モヨハリハテヌル秋ノ暮カナ、是ヲ聞ル人々、誠ト覺テ皆袖ヲゾ絞リケル、

〇按ズルニ、サリ共トノ歌、千載和歌集ニ、藤原俊成ノ作トス、

〔續日本紀 十四聖武〕天平十三年閏三月甲戌、奉八幡神宮秘錦冠一頭、金字最勝王經法華經各一部度者十八人、封戶馬五疋、又令造三重塔一區、賽宿禱也、

〔類聚國史 五神祇〕延曆十三年三月戊寅、遣少僧都傳燈大法師位等定等、於豐前國八幡、筑前國宗形、肥後國阿蘇三神社讀經、爲三神度七人、

〔叡山大師傳〕五年〇弘仁春、爲遂渡海願、向筑紫國、修諸功德、〇中略奉爲八幡大神於神宮寺、自講法華經、〇又見古今著聞集

〔續日本紀 稱德三十〕神護景雲三年九月己丑、詔曰、○中略初太宰主神習宜阿曾麻呂、希旨方媚事道鏡、因矯八幡神敎言、令道鏡即皇位、天下太平、道鏡聞之、深喜自負、天皇召清麻呂於床下、勅曰、昨夜夢、八幡神使來云、大神爲令奏事、請尼法均、宜汝清麻呂相代而往聽彼神命、臨發道鏡語清麻呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我即位之事、因重募以官爵、清麻呂行詣神宮、大神託宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、清麻呂來歸、奏如神敎、於是道鏡大怒、解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任所、尋有詔、除名配於大隅、

〔日本後紀 桓武八〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、○中略太宰主神習宜阿蘇麻呂、媚事道鏡、矯八幡神敎言、令道鏡即帝位、天下太平、道鏡聞之、情喜自負、天皇召清麻呂於牀下、曰、夢有人來、稱八幡神使云、爲奏事請尼法均、朕答曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、汝宜早參聽神之敎、道鏡復喚清麻呂、募以大臣之位、先是路眞人豐永、爲道鏡之師、語清麻呂云、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾與二三子共爲今日之伯夷耳、清麻呂深然其言、常懷致命之志、往詣神宮、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所敎、是國家之大事也、託宣難信、願示神異、神即忽然現形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂消魂失度、不能仰見、於是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輙望神器、是以神靈震怒、不聽其祈、汝歸如吾言奏之、天之日嗣、必續皇緒、汝勿懼道鏡之怨、吾必相濟、清麻呂歸來、奏如神敎、天皇不忍誅、爲因幡員外介、尋改姓名、爲別部穢麻呂、流于大隅國、尼法均還俗、爲別部狹虫、流于備後國、道鏡又追將殺清麻呂於道、雷雨晦暝、未即行、俄而勅使來、僅得免、

〔新古今和歌集 神祇十九〕西の海立白波の上にして何すぐすらんかりの此世を

このうたは稱德天皇の御時、和氣清丸を宇佐宮に奉り給ける時、託宣し給ひけるとなむ、

〔八幡宇佐宮御託宣集 小椋山社〕陽成天皇三年、元慶三年己亥託宣、以吾社舊材木天、慈尊道場平爲令修理、三十三年曽可改造也、

十八人、封戸馬五匹、又令造三重塔一區、賽宿禱也、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年八月戊辰、遣散位從五位下高原王、向豐前筑前兩國、以寶劒明鏡名香綵帛等、奉八幡宮及香椎廟、

〔日本紀略 一醍醐〕昌泰元年八月廿三日庚申、發遣使者於伊勢大神宮幷五畿七道諸名神、奉神財、又豐前國宇佐宮同奉神財、

〔日本紀略 三村上〕天曆元年四月十七日壬申、定一代一度諸社神寶使、　十九日甲戌、請內印、諸社神寶幷奉幣使符、十三通　又請外印、太宰府八幡大菩薩、幷香椎幣帛使祿料符也、

〔日本紀略 四村上〕應和元年閏三月七日庚午、奉神寶於宇佐宮香椎廟、祈去年內裏火幷天變革命也、使左少將源伊渉、

祈請

〔春記〕長曆四年九月十七日己巳、奏云、宇佐神寶今日可作始之由先日所勘申也、而行事藏人資成不候、若可差遣他人歟、但藏人或輕服或嬰孩也、爲之如何、〇下略

〔續日本紀 十三聖武〕天平十二年九月丁亥、廣嗣遂起兵反、　十月壬戌、詔大將軍東人、令祈請八幡神焉、

〔三代實錄 三十陽成〕元慶二年三月五日辛丑、詔令太宰府、採豐前國規矩郡銅、宛彼郡徭夫百人、爲採銅鑄作、先潔清齋戒、申奏八幡大菩薩宮、

〔宇佐神宮記〕夷船度々渡來、已去秋、泉州海岸來舶、京畿程不遠、人情不安、加之六月十一日、畿內幷諸國、地震津浪等之變災、愈深被惱宸襟、依之益天下泰平、寶祚長久、萬民安穩、御祈一七箇日、一社一同可抽丹誠、可令于宇佐宮給被仰下候、仍早々申入候也、正月二日、〇安政二年　日野中納言殿、經之、

神託

〔續日本紀 十七聖武〕天平勝寶元年十一月己酉、八幡大神託宣向京、

〔續日本紀 十九聖武〕天平勝寶七年三月丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不願矯託神命、請取封一千四百戸田一百三十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯留常神田耳、依神宣行之、

奉神寶

を祈奉る、同九年(此年九月天和と改元なり)六月晦日、御祓會執行の時、八幡大神行幸の折から、午剋なりしに、天に大なる星出現す、其光明星のごとし、群集の貴賤、空を仰て靈異とす、參勤の神官は、應永二十四年六月十日、大星出現の嘉例なりとて、愼んで是を歡喜す、(應永二十四年六月十日、大星出現の事は、其日の午剋、下宮炊殿の上にあたり、大星出現し、光明赫々たり、是當社はんじやうの瑞光なりと、綱官等是を拜し奉る、其後神宮造營の事ありて、廢れたる神事再興あり、)むかし此水無月の御祓には、一里北なる猫田と云所まで御幸あり、今も其跡殘れり、近代衰微の時より、猫田の御幸は絕て、本社の四五町ばかり北に假殿ありて、六月晦日に此所まで御幸あり、七月朔日還御なる、其所を御祓場と云、

〔豐前紀行〕昔水無月の御祓には、一里北猫田と云所迄神幸有ぬ、今も其跡有、近代衰微の時より、猫田の神幸絕て、本社の四五町北に假殿有て、六月晦日御祓の祭に是迄神幸有、昔八月十五日放生會には、一里北の海濱、眞崎と云所へ御幸有しが今はなし、其頓宮の跡有、今はなし、御祓祭、年中にていと大なり、

〔侍中群要〕七宇佐神寶

凡宇佐宮被奉神寶之儀、先垂東廂御簾、掃部寮鋪小筵二枚孫廂南第四間、其上供半疊(南面)第一間鋪小筵、爲神寶机下敷、東庭鋪菅圓座二枚、爲使及宮主座、(相去六七尺許、宮主座在西、使座差在東、)內藏寮奉高机一脚、藏人自右靑瑣門傳取立之、其上置神寶、時剋出御、同寮奉御贖物、自侍方傳取供之、次使及宮主、自仙花門參入著座、御禊畢宮主退出、御拜之後使昇殿、與藏人撤神寶等退出、內藏寮受取之、預行占部、(於版障下預之、)次撤御贖物并御座、次撤庭中座、次上御簾、次大臣參上、令奏告文、御覽之後、大臣於殿上召使賜之、其後使依召參入御前、勅命之後賜御衣一襲、即於南廊壁下拜舞、自仙花門退出、先是被召仰可爲使之人、(外衞佐昇殿者、被定件使、臨出立期、給所牒太宰府幷路次國々、)

〔續日本紀〕十四聖武天平十三年閏三月甲戌、奉八幡神宮秘錦冠一頭、金字最勝王經法華經各一部、度者

心に瑞相を感見せし由、同十三日迄に、事故なく祭禮畢り候也、殊に此御再興、近世の盛事、尤大祭なる故、輿長を御名代被仰付、輿道を初、數百人の奉行役人、綺羅をみがき、數日の間、此事にあづかるもの凡二千人、馬二百疋、何之障も無之相濟候事、ひとへに神明の感德なりと、皆人奉感候と也、

〔豐陽志〕豐後諸城封侯附細川公宇佐行幸會御再興之事

元和二年丙辰十一月八日、三齋公〇細川忠興の命にて、宇佐宮行幸會御再興あり、木付城代長岡監物輿長承り是を司る、〇中略諸人數八百餘人、奈多より仕立て宇佐へ到り、八幡大神宮八ヶ社行幸、奈多の社人、宇佐にて御神輿を受とり奉り、十一月四日夜は、高田若宮八幡へ御止宿、五日は田染八幡宮江御泊り、六日は、兩子未鄕辨分牛頭江御泊り、七日は安岐鄕惠良田居の御假屋へ御泊り、八日は奈多宮司四口に出て御神輿を受取奉り、奈多宮へ御遷座なし奉る、此行幸會といふは、〇中略大貞宮の池のまこもを取りて、宇佐にて御神體を造り束帶の御裝束三十六、法體の御裝束三十六品飾り、御神輿に移し奉る、巳前の御神體は、奈多の氣島より龍宮城へ遷し奉るとて、海に入奉る恆例とぞ、今の奈多宮御神體は、元和二年の御神體なりと云々、

〔八幡宇佐宮御託宣集神殿等事〕神輿事

元正天皇御宇養老年中、大隅日向兩國隼人等襲來、擬傾本朝之間、公家被祈申當宮小山田社時、我禮行天可降伏之由依有神託、仰豐前國司始被造神輿矣、次聖武天皇御宇天平年中、比咩大御神示現之間、仰同國司被造之、次嵯峨天皇御宇弘仁年中、大帶姬示現之間、仰同國被造之、六箇年一度御行幸會之時被造進之、神輿每年三箇度御幸被用之、自昔于今有限無怠矣、

〔八幡宮本紀四〕當宮〇宇佐の祭禮神事は、〇中略御祓大會とて、六月晦日に、祓執行の事あり、中比絕たりしが、天文年中再興す、其後又中絕せしを、延寶八年六月晦日に、重て興行して、朝廷國家の安全

池に至り、御菰苅の神事障なく成就、永勝院へ御書を被下候、扨御領內之咎人御赦免之儀、依先例今度も其旨に可被任之旨被仰出、乃美主水、佐方與左衛門、間七大夫、長舟十右衛門、四人口司之、罪之輕重を撰ばず、於神前不殘是を御赦免と也、猶行幸會之事、今冬彌以御執行可有旨にて、七月廿七日より、小山田采女正貞氏、御鵜羽屋に參籠、精進潔齋し、其外役人を定め相勤む、八月五日より十月廿五日に至り、神輿三乘を嚴に飾り悉く成就、八社の假御殿は九月十二日に御柱立初り、八ヶ所の御殿、幷に御休所寺社之假や、其外道筋等迄、十月廿日を限り、悉く相調、奉行は菅村和泉守、幷牧市左衛門、井田傳助相勤候、十月廿八日寅の剋、御鵜羽屋より下宮の一之御殿に奉移、御名代長岡式部少輔、奉行は中路周防、小谷又右衛門、佐藤傳右衛門、道家次衛門纐纈之助、弓五十張、長柄之鑓五十本、馬上十騎、警固都合三百人、十一月朔日、各宇佐宮に到著いたし候、一切の雜事幷駕輿丁已下、長岡內膳總司として、宇佐郡中の郡奉行總庄や是を支配す、扨知行高に應じ、神官社僧に乘馬を飾り可差出旨を命せられ、左之面々、種々に心を用ゐ飾立て出て、飾馬十五疋長岡內膳、同十二疋藪內匠、同十疋村上八郞左衛門、同六疋益田藏人、同六疋牧左馬允、同五疋長岡勘解由、同二疋志水伯耆、同三疋長岡右馬介、同二疋長岡伊賀守、同二疋朽木六兵衛、同一疋宛加納曲齋、大友半齋、松野右京、蘆田與兵衛、高田九左衛門、遠坂越後、伊藤金左衛門、戸田助左衛門、金守將監、佐々利作左衛門、井門龜衛門、小瀨修理、住江武右衛門、藪三左衛門、山路太左衛門、佐々利兵大夫、村上縫殿、以上八拾疋也、十一月三日卯上剋、神輿宇佐宮を出、御田笛の社鷹居瀨社へ行幸、御止宿之處、中村中原源左衛門と申者、盛なる枇杷を枝折して奉獻候に、時の枇杷よりも增れりと也、同五日卯剋、瀨社出御、大內山の御休所にては、巳の上剋、向の山に、三分四方の金色の光明を發し、草木人物咸く金色に映じ、同日妻垣の社に行幸、申の剋御殿より湯氣三度立上り、本は小く末は大に、傘の形に似たり、如此の奇瑞まのあたりにて、其外諸人心

一祭禮中に奇特數多有之由、書中具に見候、とかく時節相應と存候事、

一其方幷奉行共作法、永勝院より具に被申越候、辛勞に候事

往古より宇佐宮の事は、他の神事に異り、禁闕の禮法に據て、一年の中に八十度の祭禮有之候處、近世漸々に衰て、尙二十餘度の內、春冬二季の大祭、今に至て不絕申、中にも十一月行幸會は、四十八代稱德天皇の神護元年閏十一月十八日、御神託によりて、神輿八ケ社を巡幸有、其八ケ社と申は、鷹居瀨社、乙咩社、大根川社、郡瀨社、泉社、妻垣の社、小山田社、笛社也、四年を隔て一度此祭禮有を、巡狩の儀式と稱し來候由候處、旣に斷たる事百五十餘年と也、忠興君、豐前御入國の砌より、社僧永勝院祐尊に、宇佐宮の由來、行幸會放生會等の事を被聞召、御崇信によりて御殿を御造營、〇中略行幸會御執行可被成とて、元和元年より、與長興道等に被仰付、種々の御手當をも被成候、其比木下右衞門大夫殿、日出より小倉に來り合せられ、右之樣子ども御聞候て、甚御喜悅有、行幸會を被思召立候はゞ、菰苅會の御舟は、御寄進可有旨の御相談有之、其後忠興君、日柄御撰被成、元和元年十一月十六日、右の御願を御結被成候、同二年三月十七日、先菰御社の差圖を御覽被成、造建すべき旨、杣取等を被仰付、四月杣初の神事あり、六月朔日辰刻鳥井を建る、同廿八日、大貞御池に於て、菰苅會の御神事有、去年木下家へ御相談の御舟三艘、莊嚴して御寄進、其外神社淸地等の事、無滯相調、此時の神事奉行は、志水伯耆元五に被仰付、長岡內膳興道、神事物下行等司るの儀にて、郡奉行其支配を仕る、忠興君より神馬三疋、鴾毛青毛栗毛何も皆其大綱は赤白紫なり、外に乘馬十疋は、荒川少兵衞輝宗、長岡伊豆守好重、三淵六兵衞昭貞、長岡勘解由左衞門延元、長岡右馬助重政、長岡式部少輔興長、藪內匠頭、中路周防守、小谷又右衞門、佐藤傳右衞門、右之面々飾馬一疋あて、馬取已下きらをみがき差出、六月晦日、神官社僧等宇佐を發し、恒例之如く、七月朔日初午に依て、太田に通夜して、朔日卯の剋、御杣初之神事あり、夫より大貞の御

次祠官池永江島宮成八郎永弘、大宮司廳分、令官小山田辛島登永、次神馬、國中社人不殘蒙役、一一御殿奉護神輿、駕輿丁三十三人、一杖人乘馬、并步行而奉添諸職人、大工三郎右衞門、與三左衞門、善七、喜右衞門、鍛冶又右衞門、一二御殿奉護神輿、駕輿丁三十三人、二杖人乘馬、并步行而奉添諸職人、大工甚三郎、與右衞門、大鋸谷左衞門、孫右衞門、鍛冶次郎右衞門、一三御殿奉護神輿、駕輿丁三十三人、三杖人乘馬、并步行而奉添諸職人、塗師甚右衞門、杣大工木藏太郎右衞門、目代成久、利兵衞、淸右衞門、次祝大夫權祝陰陽師小山田、次胡籙具、東兵衞、湯屋藏右衞門、藍原久八、滿木庄太郎、高月又五郎、芝原與作、同小次郎、同彌兵衞、次大宮司、瀨社社司貳人、泉宮社司、乙女宮社司三人、大根川社司貳人、妻垣祝壹人、辛川社司社人七人、立石久右衞門、高田健兒所五人、能邊鍛冶五人、津久手九人、檜物屋土器云々、

〔細川家記十五忠興〕元和二年十一月三日より、宇佐宮行幸會御執行(左ニ詳ニ出)之趣、小倉にて被聞召、興長に被下候御書、

御神事仕合能相調候由、近比珍重に候、出舟前吉左右承、令滿足候、仕合能歸國候て、可社參由一社中へ可申候、恐々謹言、

十一月四日　越中忠興〇細川　御判

長岡式部少輔殿

十一月十三日迄に、宇佐宮行幸會之式、首尾能相濟候趣、興長より言上、十二月廿三日、興長に被下候御書之內、

去月十三日之書狀披見申候

一宇佐行幸會御神事、仕合能相調候由、滿足此事に候事、

一御札御洗米頂戴候事

膳正支配之、御船三艘、豊後國日出地頭木下右衛門大夫寄進之、神官等乘馬拾三疋、細川家臣荒川勝兵衛、長岡伊賀守、同勘解由亮、同右馬助、同式部少輔、三淵六兵衛、薮内内匠正、中路周防、小谷又右衛門出之、神官乘之、（三町先立而行伍）神事奉行志水伯耆守、騎馬五人、弓廿張、鑓卅筋、役人下々百人警固之、次祝大夫宮高小山田貞氏、御杖人三人、諸進三人、召次三人、陳道二人、自宇佐宮參勤也、於大貞大宮司德丸、其外大語法村野東村稗畠村宮夫村社人出仕也、社僧六坊之内、於闕如五坊、宇佐永勝院、引伴侶等勤之、人數七月朔日著土田柚楠之許、翌日卯刻御杣初御神調事、從夫大貞御池（江）右之人數參著、午上刻奉乘於一二三之舟、苅御薦、社僧轉讀經音、三所御薦奉乘於隻立、御杖人認之、奉渡於諸進三人、杣初棒（コケラ）渡於召次三人、次御池神事成就畢、未下刻奉守於宇佐宮、爲御迎大宮司公仲、其外神宮社僧諸司神人諸職人町人百姓等群集、罷出于驛館川邊、奉入于宇佐下宮大炊殿畢、一任先例大赦被行、乃美主水、佐方與左衛門、長船十右衛門、間七大夫承之、於本宮御前赦免之、一小山田氏籠于御鵜羽屋、自十一月廿一日一七日斷食潔齋、以御薦奉造御神體、同廿八日寅刻、奉移于下宮一御殿御神事畢、一行幸御神事奉行役人中路周防守、小谷又右衛門、續龜之助、騎馬十騎、弓五十張、鑓五十筋、都合三百人、自十一月朔日警固之、一忠興公爲御名代、長岡兵部少輔、自分騎馬三拾八疋、弓百張、鑓二百筋、上下都合七百人、一雜事幷駕輿丁以下之人夫、長岡內膳正、總庄屋組中調之、饗膳料被下行之、一神宮社侶乘馬、家中以知行高出之云々、八ヶ社行幸之次第、一壹番弓、貳番鑓、三番神事奉行志水伯耆守、於權陳道、樋田社司、矢部神主、若宮殿唐櫃、御裝束唐櫃、御唐笠、御圓羽、三諸進、二諸進、一諸進、次御供櫃、次御神盃、次房之助水守若宮殿御供所厨家御供所、次淨万同德万、次用德、次供僧有德坊、西院万德坊、千藏坊、乘藏坊、喜多坊、安門坊、永勝院御許山石垣坊、心乘坊、宇佐石垣坊、万藏坊、新皇寺、成就坊、次長講寶藏坊、寶光坊、喜多院、中明院、次前司總當達、下桐井、東別當、小坂坊、西別當、次御鉾、禰宜大夫十六人、次陳道、惣官掌、三召次、一召次、引頭寺家、總大工執當鷹居、次伶人成久藥丸秋吉、

御杖人大貞鷹社參、御池三所ノ御鷹ヲ苅テ、下宮一殿ノ御廻廊ニ安置申、御鵜羽屋ヲ下宮一殿ノ西ニ造進シテ、御裝束所總檢校、百日潔齋シテ、一七日食時ヲ斷ジテ、御體ヲ顯シ奉テ、十一月初午日ヨリ、八ケ社ヲ御修行在テ、上宮東ノ御戶ヨリ御入內アレバ、本ノ御體ハ、西ノ御戶ヨリ西大門ノ北ノ脇門ヨリ御出アリテ、下宮ニ御座在也、下宮ノ本ノ御體ハ、奈多ヨリ社司御迎ニ參テ、奈多宮ニ御下在テ御座ナリ、此行幸會ハ、上古ハ七千五百貫ニテ執行在、其昔ハ三國七郡社領一圓進止也、

〔宇佐宮現記〕田笛社酒盃有之、自禰鷹居社御行幸在之、酒肴有之、自和泉社乙女社御行幸、[illegible]在之、自乙女社大根川社御行幸、酒肴有之、自此社大神寶鷹社御行幸、權祝供奉、酒肴在之也、上古於大根川勅使參宮有之、今在廳參宮計也、又湖社有御還、其夜御座在之、翌日妻垣社御行幸在之、先於大路山椀飯所、大宮若宮御旅所御厩嗣官廳內棧敷打置、御供酒肴饗膳在之、佐田庄役也、妻垣御殿所、自社五町許下在之、於此御殿所、大宮若宮御供所厨家御厩嗣官廳內所司供僧棧敷打置、於此御殿其夜御座、翌日先大神寶辛皮社御行在之、權祝御供也、其日酉剋、妻垣御行有之、御供物酒肴饗膳在之、立置蘿幡、伶人奏四具樂舞之、其夜半許、御殿所有還幸、翌日小山田社御行幸、於此社四具舞在之、小山田社上宮有御入、賽神事有之、元御體自西妻戶脇門有御出、下宮御座也、下宮元御體、奈多社有御行幸御座也、

〔八幡宇佐宮應永御造營記〕正長二年十一月廿四日、御行幸會執行、御行幸次第、役人役所儀式、祭料入目以下、去卯年（○應永三十年）同之、奉行伊佐掃部、并在宮奉行等供奉在之、

〔元和二年宇佐宮行幸會日記〕國主細川越中守忠興、行幸會有再興、於是大貞上修院、宇佐永勝院、以故實申出、元和二年四月朔日有杣初、三隅池掃除、西上毛郡東下毛郡勤之、細川家臣菅原和泉守、葛彌勘助令奉行、甕立御池鳥居、兩人承而立之、神事奉行志水伯耆守、神事料物下行等者、郡奉行岡內

思ひをなし、渇仰禮拜いたし候、式部をはじめ神事の役人、各幕の内より出、白砂に伏て奇花を受候得共、地を去事五六尺ばかりにして消たり、異香薫ず、眞に希代の事也、具に言上及候處、御在洛之中ゆゑ、即叡聞に被達、將軍家に被仰上候由、永勝院へも御書を賜り、此文書今に在之八幡本紀に有之候式部其外神事奉行等にも御書を被下、

〔八幡宮本紀四〕三月三日八月十五日、和間の濱にて放生會を執行す、○中略神龜元年に、放生會すべしと託宣ましまし〳〵けるより、廿一年を經て、天平十六年に、始て放生會を行へり、是より後は年ごとの執行絶ざりしに、德治二年執行ありしより、應永二十七年まで、百十餘年斷絶し侍りけるを、足利將軍家より命ありて再與せらる、此時和間の濱頓宮の地、藥王寺の榛さて、枯て久しき木有しか、根より三尺ばかり有て、芽生ひ出たりさかや、又此祭の時は、神輿一里北の方眞崎と云所に御幸有、其頓宮の址今にのこれり、實にも大方ならぬ神事なれば、其後又中絶せしを、細川忠興國主たりし時、與立有て、元和四年同五年、兩度執行あり、○中略抑此放生會は、取分大なる神事にて、其費も大かたならざれば、神領少くしては執行かなひがたく、其後又斷絶せり、

〔八幡宮本紀四〕十一月に行幸會と云事あり、是は稱德天皇神護元年閏十月十八日、神託有により て、四年に一度、八ヶの社巡幸し給ふ、其後四十七年を經て、嵯峨天皇弘仁二年より、改て六年に一度是を遂行はる、是巡狩の儀式とかや、此禮久しく中絶せしを、細川越中守忠興國主たりし時、元和二年に再與有しかども、殊に大なる神事なるゆゑ、其後又斷絶せり、

〔宇佐宮記〕神護景雲元年閏十月十八日就有御神託、四ヶ年一度被始八ヶ社、田笛社、鷹居社、乙咩社、大根川社、郡瀬社、泉社、妻垣社、小山田社巡南訖、○中略其後經四十七年、第五十二代嵯峨天皇弘仁二年辛卯以來、以六ヶ年、卯酉一度爲式年被遂行之、巡狩之儀式也、

〔八幡宇佐宮應永御造營記〕御幸會ト申ハ、六ヶ年々々々ニ一度卯酉ノ年也、昔人聞菩薩ノ御時、御修行ヲ表、三所ノ神輿ニテ八ヶ社○田笛、鷹居、郡瀬、泉、乙咩、大根川、妻垣、小山田、ヲ御廻在也、七月初午日祝御裝束所檢挍

下行見米貳拾斛、衆日令清直之人贖漁獵之類、進宮解文、以十五日朝御船會之時、可啓白寶前也、但於例下租穀料魚貝類者不可停、如本可令御杖人等放生之、

可和間濱內禁斷殺生堺事

四至(東限水崎東江、南限鷲江井水崎井、西限松崎井石塔會濱路、北限石塔會濱崎、)右當濱者、是每年六月御祓、八月御放生會之時、三所大菩薩御行幸之地、謂其靈勝、可異他堺、而於頓宮之砌、放生之地、愚迷之輩、漁獵之條、不可不禁制、彼爲一旦之活計、不知累刧之罪報也、如官符狀、諸國之放生地、嚴加禁斷者、四至內、始於今日迄于將來、永以可禁斷殺生也、若有違背者、宜有神慮之恐、顯可加炳誡矣、以前貳箇條、起請如右、將以薩埵利生之善、遙擬慈尊出世之曉而已、

嘉承三年八月二日

〔太宰管內志〕(豐前之二十一宇佐郡)宇佐宮

建武四年宇佐宮放生會記に云々、還御于頓宮、(樂人亂聲)吹則奉鎮之、次宮司已下諸官、暫休息屋形、次空藏寺(山本村)狛犬二頭、法鏡寺師子二頭云々、覺滿建立之藥王寺(來繩鄉)駒犬二頭、彼駒犬不令見形、如當時者、爲同鄉小野是永名之役、以標葉造堂云々、

〔細川家記〕(十五忠興)元和三年八月十五日、宇佐宮放生會御執行に付、四人共御たすけ被成候書付、先達て御國へ被下候、行幸會は、治世長久、國家安全、放生會は、武運增長、子孫繁榮の御祈願也、しかれば御身の御祈禱、後代迄之覺、他國への聞え、彼是奉行已下にさしあらため、下々までも可成程されいに出立せ、博類族の者を除き、神馬は勿論、御かし馬、御家中馬共に、鞍具等、可入念旨被仰付候、依之御名代式部少輔興長、神事奉行小笠原民部少輔長元、中路周防、乃美主水、小谷又衛門、樹下壽齋其外各役々を守り、乘馬刀脇差衣服供廻り迄も綺羅を粧ひ、神官社僧等も美麗を盡し、大祭異故なく相整ひ、神輿を頓宮に安置する時、雲なく晴たる空より奇花ふりくだる、群集の貴賤、奇異の

革鼓、衆寶菩薩者、疾證菩提摺鼓、月光王菩薩者、禪定大鼓、日照王菩薩者、十八不共弁大行事、三昧王菩薩者、無想解脫門杖、定自在王菩薩者、伽陵頻伽歌、大威德王菩薩者、法性眞如寶幢、无邊身菩薩者七淨瑠璃幡、山海惠菩薩者、第一義諦振鼓、光明王菩薩者、一實眞如腰鼓、大自在王菩薩者、左方普賢行願舞、白象王菩薩者、右方文殊敎化舞也、面々各々、相互舞樂、響天鳴地耳、依此奇瑞、及天聽、天平勝寶二年庚寅、被獻左右舞樂畢、東舞臺大法會之後、大菩薩令向西給、奉備御供、捧御幣、勅使(今者豐前國司)奉式人、奉官幣、其後入調舞樂、自南樂屋奏種々音樂、於西舞臺盡一々舞曲、是則爲彌陀法樂、爲含靈引導也、凡厥當會儀式、昔者大菩薩法蓮和尙等御勤行、今者公家幷宮寺之勤役、一社俗官、剛承勅之秘、百人僧侶、整敬神之衣、二日一夜御願、天長地久御祈也、年々歲々于今不絕、神事佛事、自古嚴重而已、(御放生會、又在別紙、委細見此文、)

〔八幡宇佐宮御託宣集(小倉山社)〕聖武天皇六年、天平元年己巳八月十四日神託、每月十五日(者)、是(盧)吾日(奈利)、知之(流)人猶少(志)、就中八月十四日十五日(乎)、點領(志天)、放生會(乎)勤行(志天)、放生(乎)引導(志)、罪障(乎)懺悔(志天)、共覺岸(仁)登(利)、天朝(乎)守護(志)奉(天本)者、

〔八幡宇佐宮御託宣集(小山田社)〕八幡宇佐宮神官等起請貳箇條

可每年八月十五日御會依實放生事

右延喜格云、去元慶六年六月三日、太政官符云、應依實放生事、右權僧正法印大和尙位遍昭奏狀偁、遍勅諸國、立放生地、嚴加禁斷、不許捕魚者、自爾以降、每國置放生田、以其獲稻充贖死之資、而今聞諸國臨放生之時、兩三日前下符、諸郡司百姓等、聚不要之蟲介、催國司之臨視、歟、及數日死者過半、夫放生者、所以活欲死之命、續當絕之生也、今如所聞名稱放生、實似殺生、自今以後、部內淨行僧徒、臨漁釣之江海、尋田獵於山林、贖懸魚於網罟之中、救窮獸於弓矢之下者、抑當宮之例、內封四鄕鄕別配租穀拾斛幷肆拾斛、割置放生會料、所宛行御杖人也、雖然所進解文、有帳无實也、寔如官符之旨、自今以後、

伐殺(岐)、大神託宣、吾此隼人多殺(部留)報(留)、每年放生會奉仕(留部)之、

〔扶桑略記(六元正)〕養老四年九月、有征夷事、大隅日向兩國亂逆、公家祈請於宇佐宮、其禰宜辛島勝代豆米、相率神軍、行征彼國、打平其敵、大神託宣曰、合戰之間、多致殺生、宜修放生者、(○又見宇佐託宣集、二十二社註式、)

〔八幡宇佐宮御託宣集(菱形池邊)〕聖武天皇元年、神龜元年甲子託宣、吾(禮)此隼人等多(久)殺却(須流)報(仁)波、年別(仁)二度放生會(於)奉仕(世牟)者、又云、一萬度放生(乃)事畢、眷屬引率(志)天、淨刹(仁)送(良牟)者、大菩薩宜此事、計件會給、法蓮仕高原嶽、(豐前國)修日想觀自修法、峯紫雲聳而覆、太宰府晴天昔紅也、以此奇瑞奏公家、忽依府解被召法蓮、(中略)○法蓮隨勅使而上洛、帝皇尊崇叙和尚、和尚下向之後、彌發濟度之願、令相訪己率之生類、爲懺悔殺業罪障、五人同行、一味同心、被修放生會、爲永代例、大菩薩者移住小倉山、奉崇彌勒菩薩、法蓮和尚者於山本、奉崇虛空藏菩薩、花嚴者於郡瀨、(法鏡寺)奉崇如意輪菩薩、覺滿者於來繩鄕、奉崇藥王菩薩、體能者於六鄕山、奉崇藥師如來、皆以被建立伽藍等、八月十四日、大菩薩還行和間濱、入御頓宮、當會爲體、奇麗甚妙也、移九品淨刹之莊嚴、有廿五菩薩之舞樂、同夜有六根懺悔之行法、有傳戒乞戒之儀式、同十五日、潮半滿之時、大菩薩出御于浮殿、法蓮和尚等、導師已下勤行、唱放生陀羅尼、令誦大乘經文、此間買放鱗貝生命、施與甚深、法命又表競日之樣調、今時之式、久々津偶出於幕中、左旋右旋浮海上、音々伎樂奏于船頭、龍頭鷁首飛浪間、又騎兵總二百四十人、宮國各一百二十人、凶靈像執猶在、爲令防此惡事也、又虛空藏等四箇寺、各衞三人、船一艘、駒犬二頭、令調進、各々造進、當寺假堂面々、安置本佛影像、鱗貝直米等鄕々所立用也、此御船會訖、令還御頓宮、廿五菩薩舞樂者、觀世音菩薩者、大悲門、紫金臺、大勢至菩薩者、拔苦與樂寶蓋、藥王菩薩者、一切種智笛、樂上菩薩者、道種智笙笛、普賢菩薩者、一切種智篳篥、法自在菩薩者、壹无生智唄、師子孔菩薩者、四無礙弁琵琶、陀羅尼菩薩者、五智門五調、虛空藏菩薩者、三解脫門笙琴、德藏菩薩者、无上顯智鐃鈸、寶處菩薩者、五古總持方磬、金藏菩薩者、戒定惠鐃鼓、金剛藏菩薩者、四无所畏拍子、花嚴王菩薩者、六度四攝

ひ、今に至て相續せり、

〔八幡宮本紀四〕當宮〇宇佐の祭禮神事は、他の社にかはり、禁裏の禮法にならひて、是を執行せり、いにしへは年中に八十餘度の祭禮神事有しといへども、近代は漸二十餘度に減せり、神事の禮式は、古今ことなる事なしといへども、御衣幣物等は路儀を用ふ、二季の大祭と云は、二月十一月にあり、一旬の間是を執行す、其間糟粥、朝山、牢作の藁沓、秘呪、秘歌等の口傳あり、祠官家々の深秘とする事なり、一旬のあひだ響音をとゞめ、他務をやめ、専神事を勤む、一旬みちぬる望の日に、朝神樂と云事あり、尤深き古實有とかや、此祭は致齋散齋の儀式なれば、致齋の神事と云、此春冬の大祭は、嵯峨天皇御宇、弘仁十四年に始て執行有しより、今に至てたえず、

〔宇佐宮記〕宇佐宮御神事、放生會、行幸會、異薦植、異薦御杣始、修正會、更衣神事、二季大祭、吉祥悔會現在、御祓大會、同大田植、同新嘗會、同七夕、同四季樂、同御田人上神供、同御誕生會、同佛名會、同有龍會、同稚子蒔、桃花會、蓮花會、五月朔日野馳競馬十番、同月三日内乘競馬十番、九月九日御炊殿節供、同月十三日大念佛現在、廿日秋季八講、正五九月朔日天下祈禱現在、例講會、毎月六日廿三日、現在、八幡講、毎月十五日現在、都而當宮神事八十餘度、在祭會式、

〔豐前國志五宇佐郡〕當宮〇宇佐の祭禮は、他の社にかはり、禁裏の禮法に習て是を執行せり、古は年中に八十餘度の祭禮神事有と云ども、近代は漸廿餘度に減せり、神事の禮式は古今異る事なしと云共、御衣幣物等は路儀を用ゆ、二季の大祭と云は、二月十一月にあり、一旬の間是を執行す、三月三日八月十五日、和間濱にて放生會を執行す、和間の濱は、宇佐郡松崎邑の海邊也、宇佐宮より五十町計あり、豐後國のまの、濱と萬葉七に出たり、

〔政事要略二十三〕石清水宮放生會事

舊記云、養老四年閏、豐前守宇奴首男人平將軍氏、止志大御神平奉請氏、大隅日向國在留、向拒隼人等平

八幡宮領〔豐前國宇佐郡宇佐村之內千石事、任二正保三年十一月十五日先判之旨一、永不レ可レ有二相違一者、專神前之諸役、可レ抽二國家安泰之悃祈一者也、依如レ件、寛文五年七月十一日、兩大宮司、

〔八幡宮本紀〕四宇佐宮神領、宇佐大鏡に云、御封田豐前國四百十畑、上毛郡百畑、下毛郡百畑、宇佐郡二百十畑、豐後國百十五畑、大野郡五十畑、國埼郡六十五畑、日向國百十五畑、兒湯郡五十畑、臼杵郡六十五畑、是を三國七郡の御封と云、此外九州の內、所々にて神田寄附有ける、舊記文書、殊に多く侍れど、いたづかはしくて、こゝにはもらしぬ、かく國々所々にありし神領、北條家執權の時までも減少はなかりしが、足利將軍家の末、漸く愚將いでき、武威おとろへ、應仁の以後、大永の頃より、元龜天正の末に至り九州擾亂甚しく、神領等武士のために押領せらるゝといへども、往古の地猶三分にして一ッは殘れり、しかるに天正十五年、豐臣秀吉公、九州を征伐し給ひし時、諸國の大社の神領、皆取はなたれける、それより當宮領も悉く沒收せられしかば、社頭破壞に及び、神職衰微せり、黑田勘解由源孝高は、其前年より秀吉公の先鋒として西國に在陣し、其功勞少からず、是よりさき畿內中國四國において、攻城野戰の功甚大なりしかば、豐前國の內六郡を賜り、中津川に在城たりしが、同十七年、其國を介嗣長政に讓りて退居せらる、此時長政より宇佐郡向野鄕の內にて、三百石の地を此御宮に寄附ありて、崇敬せらるゝ、事淺からず、文祿元年に、二の御殿營作あり、かくて慶長五年、石田治部少輔三成、兵をおこせし時、長政は東方に與し、無二の志ざしを盡されしが、其功勞を賞して、豐前六郡を改て、筑前國に封せられ、豐前國は細川越中守忠興に賜りけり、しかるに忠興ことに當宮を敬ひ、神領千石寄附せられ、中絕の神事を再興し、神殿を修造し、社家寺家の證文を勘間せしめて、其職分を全す、〇中略しかるに寬永九年、細川氏豐州を改め、肥後國を賜りける、其後松平丹後守源重直、宇佐の地を領せられしが、此時神領七百石寄附あり、其子松平東市正源直次、かはらず七百石の地を寄附し、音樂再興あり、鳥居を建立せらる、正保三年の冬、大樹家光公より、新に千石の神領を寄附し給

則各領地過半沒當候、悪良貫主、小田顆治、兩人拘忝押領候、殊更神前供花免田、神盃料米、御神事料所、上宮御番地、神人諸役免、宮古山坊々供免以下、至鑑、某鎮基兩代押領候、就中當宮末社泉社々司兼辛島鄉司並時事、被誅戮其身、社免鄉分悉知行候、大宮司公俊事、依館內破却、宮中退宮之後、以臼杵鑑連取合、悉給御書、山野庄在宅候之處、鎮基遣人數、既被誅畢、〇中略因茲所殘之神官、或爲免殃難之害、隱他國遠境於身、或成家人契約、觸神職清淨身於穢、朝夕窮困、日々呵責、非所筆墨之記、然處社領轉變、神殿破損、一社悲歎之趣及上聞、去正月悉御書令頂戴、各延歡喜之眉、如御書御銘文、偏令成安堵之思、神慮感應、何事如之、仍近年遲滯之御神事諸會令再興、諸官僧侶、於神前傾頭、時々剋々、令凝御國家安全御武運長久之懇丹候、〇中略天正七年四月晦日、田原近江入道殿、宇佐宮一社中、

〔宇佐記〕奉寄進宇佐宮御神領之事、右者天正十五年、至薩州殿下樣〇豐臣秀吉御動座之刻、勘解由次官孝高〇黑田爲先手被指下、九州就被屬御案中、當國六郡被預下、然者宇佐郡向野鄉社邊三百石地之事、令寄附畢、任先例之旨、御神事同造營之儀無由斷、一社中被得其意、殊天下御祈禱、并當家繁榮之御精誠所仰候、仍如件、天正十七年十二月十三日、宇佐大宮司殿同社中、藤原長政〇黑田

八幡宇佐宮一御殿爲御造營祝儀、弘法大師御筆心經一卷、次以宇佐村內、重而百石令寄進、國中免科人訖、可被得其意之狀如件、慶長十一年九月廿八日、宇佐大宮司殿源朝臣忠興〇細川判、

宇佐之嚴社者、天下之靈神也者、因爲願望速成就、豐之前州宇佐郡以宇佐村之內、累而三百石令寄附、免分領之科人畢、愈國家安寧、武運昌盛、可被抽丹誠之狀如件、慶長廿年乙卯八月日、宇佐大宮司殿永勝院、源朝臣忠興〇細川

豐前國宇佐八幡宮者、朝廷鎮護之宗廟、源家尊崇靈場也、祭祀雖久、封戸中絕、今尋舊例、益敬神德、依之於當國宇佐郡宇佐村之內、都合千石目錄在別紙事、新令寄進訖、永不可有相違也者、守此旨、神前之諸役、國家之祈念、彌無怠慢、可令勤仕之狀如件、正保三年三月十五日、松平家朱印

〔建久圖田帳〕日向國　宇佐宮領千九百十三丁
縣庄百三十丁、右臼杵郡內、地頭故勳藤原左衛門尉、（不知實名）　富田庄八十丁、右同郡內、地頭同人、岡富庄八十丁、右同郡內、辨濟使太郎宣綱、　多奴木田十丁、右同郡內、辨濟使宇佐大宮司公通、（宿禰後家）田島庄九十丁、右同郡內、地頭故勳藤原左衛門尉、（不知實名）　諸縣庄四百五十丁、右諸縣郡內、地頭同人、浮田庄三百丁、宮崎郡內、辨濟使故宇佐宮司公通宿禰、（後家）　廣原庄百丁、右那珂郡內、辨濟使七郎助綱、　新名瓜別府八十丁、右同郡、辨濟使土持太郎宣綱、　宮崎庄三百丁、右宮崎郡內、地頭前掃部頭殿、　調殿十六丁、右兒湯郡內、地頭同人　鹿居別府四十丁、右那河郡內、辨濟使宇藤二、（不知實名）　竹崎別府四十五丁、右同郡內、辨濟使宇三郎、（不知實名）　渡別府五十丁、右同郡內、辨濟使宇田四郎、（不知實名）瓜生野別府百丁、右宮崎郡內、辨濟使貞吉、　大墓別府二十丁、右同郡內、同人辨濟使、　細江別府廿五丁、右郡內、辨濟使藤二、（不知實名）　長峯別府卅丁、右諸縣郡內、辨濟使忠助、　衾田別府三十丁、右諸縣郡內、辨濟使安本司、（不知實名）　伊佐保府三十丁、右同郡內、辨濟使僧靜蓮、

〔宇佐文書〕欲今度御書御請文之次、一社悲歎趣備上覽、蒙聖裁、奉休神襟目安之狀、　夫當社者、本朝第二之總廟、尊神諸社之本宮也、○中略　聖武天皇御宇、天平之秋、大隅日向凶徒蜂起、而忽背勅命、天皇依奉祈降伏、移神輿於彼國、輙誅戮衆之凶族、治天下、因玆或以勅言被寄數ヶ所神領、或爲國役被立莫大之寶殿、月次不退祭禮、長日不斷之經行、無退轉之處、去永祿年中、奈多鑑基、奉行存知以來、御神領悉被押領、至士民百姓等者、吹毛求疵、○中略　加之破却大宮司公澄館之條、非道最初也、號館內舍宅者、是社頭一字之在所、每日午剋、尊神顯向之齋場也、而不想神慮、不憚公儀、被打崩所行、希代之惡逆也、次大宮司公建、社役免在々所々卅ヶ所餘、殊館內廻、及被官居宅之地、悉被押領、宮中堪忍依難届一節退宮候、○中略　次彌勒寺寺務時、枝居屋敷分、幷四拾町地、被申行林式部少輔給地、以糸永越中守、至鎭堯被引渡候之條、身體被官等、共失居宅之地、他際之餘、一篇令牢籠候、○中略　總檢校統世、池永重

武藏鄕三百町、宇佐宮領領主神官名主等、　本鄕二百五十四町八段、地頭職大友兵庫入道殿、久吉名十六町、重藤名八町、同人、　池內永吉名二十一町、地頭職忠左衛門尉惟景跡、當知木工助三郎景元、(法名道念)　安岐鄕三百町、宇佐宮領、(一本二百町)　余名三十六町、領主神宮名主等、　辨府十町、地頭日田彌三郎永基、(法名法基)　弘永名三十町、同人、　成久名三十七町、相模七郎殿母御前辻殿、朝來野浦十四町、地頭朝來野彌三公平、　守江浦三町、戶次太郎時賴、(法名道惠)　同次郎公繼字禪往、來繩鄕三百町、宇佐宮領、　本鄕幷余名二百七十七町、鄕司來繩妙惟房智恩寺院主榮範、神宮名主等分領、雖存知、　吉久二十九町、地頭職大炊三郎藏人能泰、(法名道善)　久末五町、地頭職小田原彌次郎賴景、　田原鄕六十町、宇佐宮領、　本鄕四十町、本守護所豐前大炊助入道子、持明院別當之後室之跡、而豐前六郎藏人泰廣、或號借上質劵、或買得相傳之由申處、辻殿雖掌論之、　小野一萬名十町、伊賀國住人八十島右衛門太郎賴忠爲私領、六郎藏人泰廣借上之、　田染鄕九十餘町、宇佐宮領、　本鄕四十五町、辨符云領主大藏卿法眼有寬、小田原五郎景泰、(法名寂佛)相論之、　吉丸名二十一町、名越尾張入道殿、　糸永名三十町、肥前國御家人曾禰崎淡路法橋慶增、　櫛來浦十五町地頭職大炊判官次郎親元、　太田原別十五町、小田原次郎重直、(法名道佛)

速見郡

石垣庄二百町　本庄百四十町、宇佐宮領々主神官名主等、　別府六十町、地頭職名越備前左近大夫殿、　朝見鄕八十町、宇佐宮領地頭職土佐一王丸、

〔太宰管內志(豐前之九宇佐郡二)〕宇佐宮文書に、奉寄進正八幡宮御寶前、豐前國上毛郡勸原村地頭職事、右爲聖朝安穩異國降伏、殊有御祈禱所被遊進也者、依鎌倉殿仰、奉書如件、弘安七年二月廿八日、正五位下行駿河守平朝臣業時判、正五位下行相模守平朝臣時宗判、

如件者、任先例并御牒旨、早可免除之狀、所仰如件、在地郡司等、宜承知、依件用之、符到奉行、大介菅野朝臣在判　治安三年七月十三日、

〔八幡宇佐宮御神領大鏡〕國々散在、常見名田、　上毛郡田數三百餘町之外、濱田相傳二十町、多布原畠地五十丁、下毛郡田數七百町、宇佐郡田數二百餘丁、築城郡高墓、桑田鄉、仲西鄉、仲東鄉、仲西鄉、彌富、久永、秋吉、　規矩郡、横代別符、蒲生安則、貫入田、京都郡南鄉、北鄉、田河郡、鏡山有吉、桑原有吉、柿原乙丸、矩怡元松、虫生稻光、　件稱常見名田者、多分者治開田也、又甲乙領主、奉寄少々有之、於牢不輸之地、毎年入勘國檢田使號起請田、六百五十丁者官物、丁別准絹二疋、全田官物、准絹八疋、辨濟國庫之外、一切停止他役、偏勤仕神役、爰當宮御炊殿一院、於往古國役、毎臨破壞、令勤造來之處、國寄事於左右、四十餘ヶ年之間、不被彼造營之間、及破壞之日、當國常見名田等、永爲不輸之神領、可勤造件一院之由經奏聞之日、以安元元年閏九月廿八日、依請被下院廳御下文畢、則造營假申行遷宮、勤造彼一院、及擬申行遷宮之期、國司藤原朝臣成光、稱申成院宣、擬令停廢之時、重經奏聞日、停止國司之妨、可爲不輸之神領由、治承二年閏六月日、重被成下院廳御下文并大府宣畢、剩爲向後、經奏聞、以治承四年賜官宣旨畢、以治承四年十一月日、請宰府覆勘、同五年二月之比、申行遷御畢、爰文治之比、國衙可停止之由經奏聞之日、社家言上子細之處、永可爲不輸神領之由、被成下權中納言藤原朝臣宗家宣奉勅之官宣旨畢、仍爲不輸之神領也、○節略

〔吾妻鏡三十一〕文曆二年○嘉禎元年十二月十一日己亥、宇佐宮神領事、十一箇所爲沒收地、其内四箇所者被返付之、於七箇所者依無其次、未及被返付、今日有沙汰、縱雖過廿箇年、自然便宜出來之時者、不拘式條、可有御裁定之由云云、

〔豐後國圖田帳〕宇佐宮御神領　千六百三十八町

國東郡

〔類聚三代格　一〕太政官符

應令國司出納八幡大菩薩宮雜物事

右得太宰府解偁、太政官去延暦十八年十一月五日符偁、府解偁、太政官去年十二月廿一日符偁、大菩薩幷比咩神封一千四百十戸、宜納府庫者、豐前國解偁、神宮司申云、比咩神封六百十戸之物、與大菩薩封物共納府庫、由是春秋祭料無物可用者、所申有實、謹請處分者、右大臣宣、奉勅宜府官檢校割充祭料、所殘雜物便納神宮、仍卽府官宮司相共出納者、府依符旨相共出納、而道路稍遠、有煩遣使、加以檢前例、神宮當國等司、相共檢掌出納、望請准先例、付國與宮共令出納、但年終用狀勘錄令申、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、

大同三年七月十六日

〔八幡宇佐宮御神領大鏡〕御封田　豐前國肆佰壹拾烟、上毛郡壹佰烟、下毛郡壹佰烟、大家郷野中郷是也、宇佐郡貳佰壹拾烟封戸、向野高家辛島郷等是也、豐後國壹佰拾五烟、本封壹佰烟、大野郡伍拾烟、緒方庄是也、國崎郡陸拾五烟、安岐武藏來繩郷是也、加封壹拾五烟、日向國壹佰拾五烟、本封壹佰烟、兒湯郡五十烟宮崎、加封壹拾五烟、臼杵郡陸拾五烟、件御封、天平十二年廿戸始、同十八年四百戸、天平勝寶元年十二月廿七戸貢神之由見于舊記也、但封千四百十戸之內、八百拾戸辭給已、大神分□□□六百戸、二季祭料留已、比咩神分所謂三國七郡御封是也、彼內有十ヶ郷三ヶ庄等也、稱三國者、豐前豐後日向等也、

國符郡司　可任代々例免除八幡宇佐宮御領御位田幷御裝束料桒事　合田參拾四町、生葉郡小家御庄十六町、山門郡小河庄十四町、御深御庄六丁、桒薗一所、古河西字加田久江薗四至（東限古河、南限政則朝臣所領、西限下道、北限政則朝臣所領、）一所在上妻郡三深、一所在同郡內宮野村、一所在同郡內宇奴山、一所三毛郡、四至（東限山、南限山田御寺、西限海、北限山萬部末水山本、）右得宮牒到來偁、件位田幷御裝束料桒等、任代々例、重爲被進免符、牒送

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶七年三月丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不願矯託神命、請取封一千四百戸、田一百四十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯留常神田耳、依神宣行之、

〔續日本紀二十五淳仁〕天平寶字八年九月癸亥、是日充八幡大神戸二十五烟、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年四月丙申、奉八幡比咩神封六百戸、以神願也、

〔新抄格勅符抄神封〕太政官符太宰府

一應納府庫八幡大菩薩封一千四百戸　位田百卅町

右檢案内、去天平勝寶七歳三月廿八日下符偁、得府解偁、豐前國司解、宇佐郡司解偁、部下百姓津守比刀申云、八幡大神託己宣、吾不領物乎、神乃受氐无所用、徒如捨於山野、封戸朝庭返奉、神波常所給神田奈之乃被給年者、府遣使覆勘、何事得實、仍具狀申送者、官判隨神敎命、其封戸調庸及位田、暫充造神宮寺料者、自今以後、宜納府庫、

延曆十七年十二月廿一日

太政官符　太宰府

一八幡大菩薩宮并比咩神封一千四百一十戸

右得府解偁、未前省府所載封戸其數如件、而太政官去年十二月廿一日府偁、件封一千四百戸、宜納府庫者、未知省府所載十戸若爲處分者、今檢案内、十戸之封、漏於官府、宜依省符、莫有減省、

一比咩神封六百一十戸同前一千四百十戸之内

右同前解偁、豐前國司解偁、神宮司申云、前件封物、與大菩薩封共納府庫、由是春秋祭料、無物可用者、所申有實、謹請處分者、右大臣宣、奉勅、宜府官檢校、割充祭料、所殘雜物便納神宮、仍卽府官宮司相共出納、

延曆十八年十一月五日〇年月日原缺、今依類聚三代格大同三年七月十六日官符補之、

神一品、比咩神二品、左大臣橘宿禰諸兄、奉詔白、神曰、天皇我御命爾坐、申賜止申久、去辰年河內國大縣郡乃知識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉天、則朕毛欲奉造止思毛登、得不爲之間爾、豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神爾申賜(閉止○爾以下五字恐誤)勅久、神我天神地祇乎率伊左奈比天、必成奉无事立不有、銅湯乎水止成、我身遠草木土爾交天、障事無久奈佐牟止勅賜奈我成奴禮波、歡美貴美奈念食須、然猶止事不得爲天、恐家禮登毛御冠獻事乎恐美恐美毛申賜久止申、

社格

〔文德實錄十〕天安二年五月辛未、是日八幡(○宇佐)比咩神授一品、

〔延喜式神名十〕豐前國宇佐郡三座(並大)

八幡大菩薩宇佐宮(名神大)　比賣神社(名神大)　大帶姬廟神社(名神大)

〔東大寺要錄四〕太口口符　太宰府

應介大神宇佐二氏口八幡大菩薩宮口事

右得太宰府解偁、檢案內、府去弘仁六年十二月十日解偁、得神主正八位下大神朝臣清麻呂等解狀偁、天平三年、陳顯神驗、奉預官幣、(○又見八幡宇佐宮御託宣集)

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座(○中略)八幡比賣神社一座(豐前國)

〔大日本國一宮記〕宇佐宮(應神天皇、比賣神、大帶姬、吾朝宗廟、)　豐前宇佐郡

神領

〔東大寺要錄四〕太口口符　太宰府

應介大神宇佐二氏口八幡大菩薩宮口事

天平十二年、依大軍事、馳遣勅使、奉封廿戶、(○中略)天平十八年、天皇不豫、禱祈有驗、(○中略)封四百戶、(○中略)水田廿町、

〔續日本紀孝謙十八〕天平勝寶二年二月戊子、奉充一品八幡大神封八百戶、(前四百二十戶、今加三百八十戶、)位田八十町、(前五十町、今加三十町、)二品比賣神、封六百戶、位田六十町、(○又見新抄格勅符抄)

神階

〔豐前紀行〕本社〇宇佐三殿の中には、各へだて有て、內院外院有、內院には僧は入事不ㇾ能、是神の在所也、外院には僧も入なり、三社各三間計、渡り二間、前廊の柱の間七尺、きはしらの總間凡十五間有、第一第三の御社は、細川越中守忠興建立也、第二社は黑田甲斐守長政の立玉ひし由言、其後數度葺替しかど、御社殿は昔領主の立給ひしまゝにて不ㇾ造ㇾ替と云、四方に大門有、南の方は樓門なり、是むかし勅使有し時のみ開きし由にて、今は不ㇾ開、西大門は、黑田長政の家臣母里太兵衞建立すと云傳ふ、

〔八幡宮本紀四〕延喜式神名帳に、豐前國宇佐郡三座並大八幡宇佐宮名神大比賣神社名神大大帶姬廟神社名神大と有、則此宇佐宮三所の御事也、宇佐郡三座とかけるは、三所おの〳〵別に有にあらず、三所の神殿、東中西相ならんで別にたてり、つらなりて一宇あるにはあらず、中社の御前に告殿ありて、こゝにて三社に幣帛を奉り、賽し祈祝をなす、故に告殿とは云也、又三社ともに各東西に隔ありて、內院外院をわかつ、內院には僧侶を忌て入る事をゆるさず、外院までは僧徒も參拜して事を務む、凡此神廟は南に向ひて、西を第一殿とし、中を第二殿とし、東を第三殿とす、

〔東大寺要錄四〕太□□符　太宰府

應令大神宇佐二氏□八幡大菩薩宮□事

天平十八年、天皇不豫、禱祈有ㇾ驗、即敍二三位一、

〔續日本紀十七聖武〕天平勝寶元年十一月己酉、八幡大神、託宣向ㇾ京、甲寅、遣二參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等一、以爲二迎神使一、十二月戊寅、遣二五位十人散位二十人、六衞府舍人各二十人一、迎二八幡神於平群郡一、是日入ㇾ京、即於二宮南梨原宮一造二新殿一以爲二神宮一、丁亥、大神〇大神上、一本有二八幡二字、禰宜尼大神朝臣社女、〇其輿紫色、一同二乘輿一拜二東大寺一、天皇〇孝謙太上天皇〇聖武太后〇安宿媛同亦行幸、〇中略大

永勝院法印御房

〔八幡宮本紀四〕天正十五年、豐臣秀吉公、九州を征伐し給ひし時、諸國の大社の神領皆取はなたれける、それより當宮領も悉く沒收せられしかば、社頭破壞に及び、神職衰微せり、黑田勘解由源孝高は、○中略攻城野戰の功甚大なりしかば、豐前國の內六郡を賜り、中津川に在城たりしが、同十七年、其國を令嗣長政に讓りて退去せらる、此時長政より宇佐郡向野鄕の內にて、三百石の地を此御宮に寄附ありて、此御宮を崇敬せらるゝ、事淺からず、文祿元年に、二の御殿營作あり、かくて慶長五年、○中略豐前六郡を改めて、筑前國に封せられ、豐前國は細川越中守忠興に賜りけるしかるに忠興、ことに當宮を敬ひ、神領千石寄附せられ、中絕の神事を再興し、神殿を修造し、社家寺家の證文を勘問せしめて、其職分を全す、○中略又慶長十一年、一御殿營作あり、同十五年、三御殿造營せらる、

〔太宰管內志豐前之九宇佐郡二〕宇佐宮

元祿三年三月宇佐宮造營願書云、○中略建立之次第、聖武天皇神龜二年御建立、又孝謙天皇天平勝寶五年、嵯峨天皇弘仁十四年、一條院長保三年、同長元七年、後冷泉院治曆四年、堀河院永長元年、崇德院大治四年、二條院應保元年、後鳥羽院文治四年將軍賴朝公、同建久三年同將軍建立、後堀河院嘉祿元年將軍賴經公建立、後深草院正嘉元年將軍宗尊親王建立、伏見院正應二年同久明親王建立、後醍醐天皇元亨二年同守邦親王建立、稱光院應永二十年同義持公建立、後柏原院永正四年同義隆公建立、後奈良院天文十年義晴公建立、後陽成院慶長三年細川三齋公自分建立、○中略神社佛閣大小都合百二字之內、六十二字現在、四十字未立之分、

〔宇佐記〕宇佐宮、三社共有內院外院、都六棟也、宮殿之次第以西爲上、第一殿應神天皇、相殿中哀天皇第二殿比咩大神、是玉依姬命、相殿瀛津姬命、又別所有田心姬命、市杵島姬等三神之小社、今云龜山殿、第三殿大帶姬神功皇后也、

立柱上棟在之、十月廿三日造畢　正長元年戊申七月八日、幣殿立柱上棟在之、　正長二年己酉六月五日、樓門、　七月十日浮殿立柱上棟在之、〇中略

〔大内義隆記〕爰ニ多々良ノ朝臣義隆卿ハ、末世ノ道者トヤ申ケン、〇中略佛神ヲ尊ミ給ヒテハ世ニ聞エアリ、寺社破壞ノ所ヲ造立シ、退轉ノ所ヲ建立アリ、一分ノ國ニハ宇佐ノ造營、筑前ノ國ニハ箱崎、安藝ノ國ニハ嚴島、往古ノゴトク神領ヲ歸附シ玉ヘバ神子社人是ヲ悅ビアヘリ、

〔歷代鎭西要略七〕永祿四年辛酉、〇中略大友義鎭遣使、相催宇佐大宮司、然而大宮司不能諾參陣、且罵放言云々、義鎭大怒、而卽使田原近江守臼杵越中守誅伐大宮司、同十八日〇七月親賢鑑連、將精兵三千向宇佐宮、擊破大宮司野兵、卽放兵燹、暴風此扇、燒者三日三夜也、社家肆町、鄕黨邑區人屋數千戶、豐後一炬焦土、良前代未聞珍事、無不驚歎者、於是宮司神官及僧巫女、悉會八幡大神社頭、大呪咀大友云々、

〔太宰管内志豐前之十宇佐郡三〕比賣神社

宇佐宮本社御遷宮證文裏に、當社二之御殿、國司黑田甲州、〇長政天下爲御祈禱御建立被成候、就其御遷宮取沙汰、一社雖令相談候、近年如斯之儀不案內之由候處、去應永廿五年卯月八日、當社一之御殿御造營成就仕、京都江言上候、九州爲課役、御遷宮儀、大友殿少貳殿大和前司殿被仰付、御取沙汰之證狀被差出候間、甲州朝鮮御在陣候故、請御意至京都可差上候間、本書此方江留置申候、當社末代之重寶候條、寫案封重進之矣、慶長三年七月七日、吉用左助殿、黑田甲斐守內百富次郎左衞門田部重直、判

〔細川家記十五忠興〕元和三年七月廿三日、勅定之趣、烏丸光賢卿奉、永勝院へ被下候綸旨、

豐前國宇佐八幡宮、旣依及破壞、細川忠興卿、勵再興之功造畢、神妙之由天氣所候也、悉之以狀、

元和三年七月廿三日　右中辨光賢奉

月十三日卯剋、宇佐宮一御殿立柱上棟在之、　八月三日ヨリ、檜皮葺始ル、　當宮一御殿御料所、豐前國仲津郡內中臣今男八丁御寄進御判著宮之間、大宮司公埴宿禰御料所請取申之、八月十日ヨリ定燈在之、　十一月廿五日、一御殿內院外院御造作悉造畢、　應永廿七年庚子三月十日、御作事始之、　四月十五日卯剋、若宮殿御立柱上棟也、北辰殿同日同時ニ立柱上棟也、　四月廿八日、金堂御作事始在之、　御放生會事、當年可有執行之由依被仰下之、和間之浮殿御材木等著津之間、西金寺別當和間仁被在津天、六月一日ヨリ木作始之、　六月十三日和間浮殿立柱上棟在之、同廿七日造畢、　七月二日和間之大鳥居立之、杉伯耆守重綱造進、　八月朔日ヨリ、御放生會細男之試樂在之、并濱之本立御神事在之、　八月三日、頓宮立柱上棟在之、　西御湯殿ハ、內藤肥後入道智得造進之、　八月廿二日卯剋、立柱上棟也、　八月廿五日壬戌、申剋二殿杣始在之、豐前國上毛郡畠河內一瀨歸山道別ノ大柳也、　八月廿八日乙丑、巳刻三殿杣始在之、豐前國下毛郡遲替河內一瀨件乃倉ノ前ノ楠也、　十月十一日、百大夫殿之社立柱、奈古若狹守重光造進之、　西脇殿、十月十四日卯刻立柱上棟也、杉伯耆守重綱造進之、　應永廿八年辛丑六月十一日、寅刻三殿御立柱上棟在之、卯刻金堂御立柱上棟在之、午刻西中門御立柱上棟在之、　應永廿九年壬寅卯月廿二日戊申、卯剋二殿ノ御柱立上棟在之、六月八日、二殿作調畢、　應永卅年癸卯七月十六日、東湯殿立柱上棟在之、　八月六日卯剋、東脇殿立柱上棟ナリ、　八月十一日、護摩堂、　十月三日、衞士屋立柱上棟在之、　應永卅一年甲辰二月六日、講演堂一切經藏立柱上棟在之、　三月廿八日、講演堂經藏悉造畢之、　應永卅二年乙巳七月十三日、上宮廻廊立柱上棟在之、　應永卅三年丙午十二月十三日、左右善神王殿南中樓ニ御安座、左ハ阿蘇大明神、右ハ高良玉垂大菩薩ニテ御坐ス也、　應永卅四年丁亥正月廿九日、北中門立柱上棟在之、　四月四日、金堂瓦葺始之、大貞薦社南中樓門立柱上棟、　四月七日、南樓門西大門、　七月廿六日、東大門北大門立柱上棟在之、　九月廿七日、上宮西大門坤ニ、一切經藏

左右之條不審也、若猶有未進者、遷宮彌可遲々歟、不日究濟可執進返抄之旨、可被下知大友入道具簡焉、一無料所殿舍造營事、以式年假殿料足內可計沙汰之旨、先度雖被仰、往古者大宮司役造替之由、公敦代信政申之、爲舊規之上者、可造進之由可被下知大宮司焉、以前條々、依仰執達如件、嘉曆二年三月十三日、武藏修理亮殿、相模守判、修理大夫判、

宇佐宮大神寶用途事、爲三千貫之條、前大宮司公敦注申之上、如太宰府目代遠宗所進永仁都督代康氏注文者、總數六千六百貫之由雖載之、檢納分三千餘貫歟、其殘無究濟之所見、以三千餘貫調進之被遷宮歟、公敦申詞、旁以符合、然而嘉祿以來爲六千六百貫之條、有所見之旨被下綸旨之上者、不及子細、且式年假殿料足、徒相貽之間、於今度者、以此料足可沙汰之由所施行也、至而後者、三千貫者任舊式、爲關東御沙汰可進上、三千六百貫者、可爲公家御計之旨、可有御奏聞之由可被申西園寺殿之狀、依仰執達如件、嘉曆四年五月廿一日、六波羅武藏守殿、同越後守殿、

〔八幡宇佐宮應永御造營記〕爰去應永廿二年乙未二月十三日午剋、靈鷹飛來、天上宮翼ヲ安ズ、同廿四年丁酉六月十日午剋、下宮御炊殿ノ上ニ大星出現ス、神官氏人等歎喜合掌之處、可有御造營由、被成下御奉書テ、總大工ヲ先被召之間、滿助令參洛、當社內院外院之御社之次第、具舍等言上仕畢、彌勒寺御造營トシテ、先伽藍社事、爲造立之奉行、佛日庵下向有テ、應永廿五年戊戌四月廿七日、伽藍社之立柱上棟在之、同五月十八日悉事行畢、　就宇佐宮御造營事、應永廿五年五月三日、總檢校政輔御所樣ヘ召レテ、忝モ上樣ノ御目懸ケルコソ目出ケレ、仍御造營事、以富樫大輔方委細被仰出畢、　一殿柚、豐前國築城郡傳法寺河內御堂所也、　八月廿九日卯剋、上宮地引始在之、同日奉行來原彈正入道源定、波多野三郎左衞門尉著宮在之、御垂跡之次第ニ任テ、一殿ヲ御造替在之、　九月十日、杉伯耆守重繩江島著津在之、材木奉行奈古若狹守重光、安富左衞門大夫著宮在テ、所々ノ材木ヲ採用、　十一月廿五日、木作始在之、　應永廿六年己亥二月廿四日辰剋、木屋入始在之、　六

之旨可令施行矣、一大行事并太宰府寮官等申、假殿正殿造營間、祭料給等事、追可下行之由先度被仰下綸旨之上宮行事等分可宛賜之旨下知訖、依不可依違、且任先規催促之、且以式年假殿役所豐後國所課分可令下行焉、以前條々可被下知奉行人之狀、依仰執達如件、元德二年三月十七日、武藏修理亮殿、相模守判、

左辨官下太宰府、應遣使不嫌神社佛寺權門勢家領、守舊規平均支配管內諸國所課八幡宇佐宮卅三年一度造營遷宮用途料事、右得彼府在廳官人等去月日解狀偁、謹考舊貫、宇佐八幡大菩薩者、人皇十六代聖明無雙御垂跡、日域第一宗廟、吾朝鎭護異國征伐之靈社也、爰卅三年之造營者、和國嚴重之大營、宰府職掌重職也、九州二島之課役者、萬民利益之本誓、勅役異于他之間、被下官使者先蹤也、因玆應神託、守長德以降先綸、既雖罩十餘箇度、更無退轉者、聖主佳例、當宮故實也、而正宮造營之事、始者相當去文保二年之間、今年可被遂行御遷宮之處、依假殿御敷地御沙汰、令延引畢、然早不嫌神社佛寺權門勢家領、令支配國々諸庄園、於正宮造替遷宮課役作料粮米以下者、且守國衙之功符、官使并關東御使、及太宰府使等、相共加催促、欲終其功矣、望請殊蒙天裁、因准先例、被經御奏聞、被申下宣旨并官使、急速被遂行正宮造營御遷宮者、權中納言藤原朝臣爲藤宣、奉勅依請者、府宜承知、依宣行之、大史小槻宿禰、元亨元年八月十日、少辨藤原朝臣判、

大府宣、太宰府在廳官人等、可早府行事官等任舊規催促九州二島課役、致其沙汰、卅三年一度宇佐宮正宮造營遷宮用途料事、副下宣旨一通、右件用途、且守今年八月十日宣旨、且任舊規、可令催促九州二島課役之狀、所宜如件、府官等宜承知、敢勿違失、以宣、元亨元年八月日、都督藤原朝臣、

宇佐宮條々、一臨時假殿炎上事、注進狀披露畢、所被驚思食也、仍爲被急正殿之遷宮、急速可終造功之旨、可被下知奉行筑後前司入道妙惠、佐渡次郎貞員焉、一大神寶調進用途事、以式年假殿役所豐後國所課內三千貫文沙汰、送六波羅之旨先度被仰畢、而於半分者、已運送之由雖注申、所殘事未申

限、且隨甚田數、不除一庄、不漏一歩、各毎至彼造替之期、皆悉省宛、宜爲永例、但於帶起請不勤仕之所所者、停止國使亂入、庄家可致其勤、庄家若致陵怠、令經言上者、宮宜承知、依宣行之、同下知宰府既畢、

建久四年七月四日、大史小槻宿禰(在判)　中辨藤原朝臣、

〔百練抄(十三後堀河)〕嘉祿元年、今年宇佐宮卅三年一度遷宮延引了、庄々勤不合期之故也、

〔宇佐記〕宇佐宮造營、依諸國對捍、年限馳過事、自殿下殊被仰下之間、令催促沙汰、左衛門尉師員法師於所差遣也、子細別紙被仰也、國々經過雜事、存略義、可令計下知給、前御使雜色宗里者、不日可歸參也、兼又御遷宮事守先例、師員法師可令奉行也、御劔一腰所給預也、御神樂用途事、建久注文內配文狀一通遣之、任狀可令勤仕給者、依仰執達如件、嘉祿元年十二月三日、前太宰少貳殿、武藏守(○北條泰時)判、相模守(○北條時房)判、

造宇佐宮用途事、去年自殿下如被仰下、帶御起請符之庄々、尙以無御免、況其外所々不及子細云々、依之平均被加下知之處、面々對捍之間、去年御遷宮延引以外也、然則寄事於左右、於致對捍之庄々者、役所運上之年貢、於關津幷國々津々、資頼朝臣師員法師相共令點定、其所之分、用途米可令分取之狀、依仰執達如件、嘉祿二年二月十八日、太宰少貳殿、武藏守判、相模守判、

〔百練抄(十六後深草)〕建長五年四月廿日丁卯、於院殿上、被議定宇佐正八幡宮炎上間事、攝政已下參陣卅日丁丑、軒廊御卜、(正八幡宮炎上事)內大臣已下參入之、

〔新抄〕弘安十年五月廿七日丁巳、請印政(宇佐造營日時、宮主卜部兼業、檢非違使尙藤、威儀師等符、)也、

〔國分寺文書(薩摩國分寺所藏)〕下薩摩國權掌、可早任宣旨狀、令當國造進天滿宮幷國分寺事、(○中略)相訪鎭西神社造營例、宇佐宮者、九州被宛之、(○中略)　建治二年正月日(○署名略)

〔宇佐記〕宇佐宮條々、一正殿遷宮時隨兵事、爲豐前筑前肥前三ヶ國御家人役、古來勤仕之由大行事考幸申也者、任先例可加催促焉、一庭石事、一遷宮每度自豐後國佐賀關調進云云、任舊規可沙汰進

檢使、權右中辨基親朝臣、左大史國通、幷史生二人也、○中略余仰云、必八月中可有正殿事始也、棟上縱雖及十月、早速被行事始、且可遣置也、而事始及十月者、年內遷宮不可叶、假殿遷宮者六日十四日也、然者木作始九日十四日可載兩日、若六日遂假殿遷宮者、九日可有事始、十四日有遷宮者、卽同日入夜被行事始、全不可有其難、縱雖無先例、何事之有哉、仍此定可載勘文者、官稱善、　三年十月二日己巳、藏人辨親經來云、今旦參院、奏兩條事、宇佐造宮事、所申可然、只以造宮早出來可爲先也、但又被問人々之條尤可然、早可被問也云々、件事先日經房卿申云、此造營忽不可叶、只賜一州於大宮司公通、可被造營云々、余以此狀奏聞、仰云、只今不可賜國、只募受領功、可造進之由可仰者、而余重奏云、件公通、先年進二萬疋功、可成給對馬之由蒙仰、其事默止、已經年序了、其上暗成功之條、定有所申歟、縡擁怠之基也、御定者理之所致也、然而公通不可受勅定、仍只可賜一州可宜歟、此事雖非先規、以造營早成可爲先之故也、

〔吾妻鏡八〕文治四年二月十八日甲申、鎭西宇佐宮造營事、大宮司公房依有其咎、爲令贖之、仰彼可造進歟、

〔宇佐記〕左辨官下、八幡宇佐宮、應爲永例不論神社佛寺權門勢家庄園幷公田、平均支配管內諸國所課當宮三十三年一度造替、神殿已下遷宮用途料事、右大臣宣、奉勅、造宇佐宮、本所課國々、新立庄々、多帶免除證文、因玆件等所々支配自餘庄々之條、染泥過分之勤、雖終有限之役、然則土木之功未成、造替之期空過歟、神事異他、何事加旃、仍神社佛寺領已下、雖帶白河鳥羽後白河院等御起請、於彼造營者、不依先例之勤否、不論證文之有無、平均宛催之、抑卅三年一度造替遷宮役、衆日存知、合期勤仕者、可有何煩哉、加之代々御起請文者、專以誡其所々陵遲爲宗、未以載此役之免否爲本、就中不關宗廟之造營者、遷叶先皇之鑒歟、是蓋隨時革制、觀風立法之謂也、況以之爲後例、不可有他役哉、何況管內一同之支配、徵下最少之辨濟哉、年貢更不可減、誰人令愁之、秋收全無煩、何地不濟之、且守其年

又諸國司致懈怠之輩、早錄名言上者、〇中略
以前條事如件、府宜承知、依宜行之、符到奉行、
參議從三位行右大辨兼近江權守源朝臣　從五位下行左大史惟宗朝臣
長元五年七月廿日

〔中右記〕寬治八年閏三月廿三日庚子、關白殿令參內給、左府著仗座、被勘申宇佐宮遷宮日時、 四月廿六日、今日又有陣定、昨日公卿皆以參仕、宇佐遷宮延引事、關白殿令參給定了、 七月廿七日、裏書廿七日、有政、上卿民部卿俊明、是依宇佐遷宮裝束事官符請印也、左大辨秀仲參議、右大辨基綱、藏人右少辨時範參入、但俄參議不參、左大臣任參議未著參、仍無參議被行政例、被問大外記定俊眞人之處、以往一兩度有其例、以此旨被申殿下之後被行也云々、是依急事也、而所無申文云々、 廿八日、宇佐宮遷宮裝束官符下知畢、使使部武末 九月五日、此曉右大臣〇源顯房薨、〇中略仍今日雖可有宇佐遷宮并官奏、皆以止了、 十五日癸丑、後聞帥大納言、只今可被參仕、宇佐遷宮日時、依可被勘申也、但從今朝及申時、亂心地不例、竊以退出、又右少辨依承行也、後聞宇佐遷宮日時、帥大納言被參勘申之、 十月十一日、今日宇佐神寶被始、先藏人右少辨時範、道言朝臣、於所令勘神寶可始日時奏聞、今日戌刻云々、藏人玄蕃助宗佐爲行事、行事從今日精進

〔吾妻鏡四〕元曆二年五月八日庚寅、因幡前司、大夫屬入道、筑後權守、主計允、筑前三郎等參會、鎭西事等、被經其沙汰、早可令施行之、俊兼奉之、其條々、〇中略
一去年依合戰事、當宮〇宇佐神殿破損云々、殊加造替、可奉解謝由可啓白事、

〔吾妻鏡五〕文治元年十月十六日乙丑、豐後國住人臼杵二郎維隆、緒方三郎維榮等、去年合戰之間、破却宇佐宮寶殿、押取神寶、依之雖被下配流官符、去四日逢非常赦云云、

〔玉海〕文治二年七月二日丁丑、此日被勸下宇佐宮假殿日時、 閏七月一日丙午、此日被發遣宇佐寶

一廢務日數事

左大臣定申云、〇中略我朝宇佐、香椎、石淸水炎上之時、被行五日廢朝、〇下略

〔帝王編年記十九堀河〕寛治五年十二月廿三日、太宰府言上今月十三日子刻、八幡正宮燒亡云々狀、

〔百練抄四後一條〕長元五年四月廿二日、宇佐宮寶殿、爲風顚倒、

〔類聚符宣抄三〕太宰府解申請官裁事

請被裁下八幡宇佐宮御殿幷申殿等傾寄顚倒狀

一御殿顚倒　二御殿傾寄　三御殿傾寄　申殿顚倒

右得彼宮今月二日牒狀偁、件御殿等、任被定下之日時、立柱上棟之後、爲去四月廿二日大風、或以顚倒、或亦傾寄、仍言上如件者、依牒狀檢案內、件宮卅年一度之造作、任官符旨、去年十一月七日始木作、今年二月十一日立柱上棟、而件御殿等彼日暴風忽至、或顚倒、或傾寄、是在當府之定、不經申請、可令直立、然而本已公定之神事、非當府之進退、寔雖不作畢、豈可然乎、非蒙裁定、何得自由、望請官裁、早被裁下、將遂其功、今錄事狀、謹請官裁、以解、

長元五年五月廿日〇署名略

〔類聚符宣抄三〕太政官符太宰府

雜事貳箇條

一應立八幡宇佐宮御殿日時事

十月廿六日甲子　立柱時巳未　上棟時未申

右得彼府去五月廿日解狀偁、〇中略抑件御殿、須守日時如法造立、而如云々者、管內諸國不成其勤、結構之間、料材木不具、假立柱石、慭上棟梁、如此作事之不法、自爲神事之違例、因之暗示咎徵、忽表神異、則知諸國致懈怠、府官不催行之故也、左大臣宣、奉勅宜下知彼府、以件日時造立、殊致謹厚、將以勤行、

頓宮も逵ばかりになりぬるこそ悲しけれ、

〔八幡宇佐宮御託宣集神殿〕鷹居瀬社　和銅五年壬子、依神勅初度造宮也、五箇年、

小山田社　靈龜二年丙辰、依神託奉移之、十箇年、

小倉山社　第一御殿、神龜二年乙丑、依神託奉移之、

第二御殿　聖武天皇御宇天平三年神託、同五〇五恐六誤年甲戌、遷宮之時被造之、同十三年辛巳官符云、大菩薩并比義大御裝束奉改換之、已上

第三御殿　嵯峨天皇御宇弘仁十一年神託、同十四年官符云、太宰府弘仁十四年癸卯四月十四日符、併可新造八幡大菩薩大帶姫細殿一宇料物、封稻穀百五十石三斗九升四合、國解併宮司移併件細殿修理、須准大菩薩并比咩御細殿言上同造作、而漏先支度帳不言上、乃更支度申送如件者、國宜承知者、今總三所供奉如件、已上

〔日本紀略一條十一〕寛弘六年九月八日己未、仗議、宇佐宮寶殿燒亡事、

〔小右記〕萬壽四年十一月廿六日壬戌、酉刻許頭辨來、傳下宇佐宮造宮宣旨、任前例可勤仕者、

〔左經記〕長元四年六月廿七日癸卯、及午刻參內、頃之右府〇藤原賴光被參入、〇中略太宰府申、〇中略宇佐遷宮事等解文三枚、且可見之由を示天、被下侍從中納言、

〔日本紀略後一條十三〕治安元年十二月廿三日癸亥、宇佐八幡宮火災、

〔扶桑略記後一條二十八〕治安二年二月十九日、被奉勅使於石淸水宮、告宇佐宮燒亡事、

〔日本紀略後一條十三〕治安二年二月廿六日丙寅、定申宇佐宮火事諸道勘文、貞淸朝臣申、魯宣公廟新宮火、三日哭、爲政義忠申云、漢高園便殿火、五日廢朝、賴澄申云、貞觀十年山陵火災之例、任彼例五日輟朝、　廿七日丁卯、宣命差勘解由長官兼丹波守藤原資業於宇佐宮、依去年火事也、〇又見百練抄

〔兵範記〕仁安三年十二月廿九日丙辰、諸道勘申、伊勢大神宮火災以後可被行事、〇中略

社殿

川流る、やがて其下にて合す、小倉山は、西川の中に有り、此川を限りて其中を社內と定む、四丁計有、此社內の地にしては、甚不淨を忌事也、御宮地の形勢は則圖に顯す、〇圖略凡本社を上宮と稱す、是下宮に對する號也、御廟の四方に大門あり、南に有は樓門也、是は昔勅使有し時に開しよし、今は俗に不開門と云、

〔豐前紀行〕神廟〇宇佐に詣行には、宇佐の街より西の大鳥居を入て、寄る藻川に懸れる呉橋を渡る、〇中略橋の先に二王門有りて、其廣き處彌勒寺の跡有、右の方に行、林の中に入て、菱形山登る、神殿のまします處即菱形山也、又小倉山共、龜山共云、石階所々に在、坂を三町計り登り行、坂は險からず、神殿の高き所、林の內に在、三社東西に並て、各別に分る、何も南にむかへり、

〔諸社根元記〕豐前國宇佐宮

菱形山廣幡八幡大神、坐郡家東馬城峯頂、後亦神龜四年、就此山奉造神宮、名曰廣幡大神宮、欽明天皇廿三年正月顯坐、

〔西宮記臨時六〕諸社遷宮事

宇佐宮卅年〇太宰府勤之

〔八幡愚童訓上〕天平勝寶元年造營、宇佐宮卅三年必造替奉、九州平均課役也、

〔八幡宇佐宮御託宣集小椋山社〕陽成天皇三年、元慶三年己亥託宣、以吾社舊材木天、慈尊道場乎爲令修理、三十三年而可改造也者、〇中略因斯同四年十二月廿五日官符曰、宇佐宮三十年爲限可改造云々、

〔八幡宮本紀四〕凡此御宮〇宇佐は、陽成天皇元慶三年、神託によりて、三十三年に一度充、改め造らるべしと定られしより以來、必其年限を過さず造替あり、此造營の間は、御神體を頓宮にうつし置奉る、菱形池の北に三所上宮下宮若宮頓宮の址とて、今に遺れり、九國大亂の後、かゝる例も絕て、

一淸祀殿一字　板葺九尺間三間四方、柱十二本、高各二丈二尺、殿內總而土坐ノ中央、鍛冶床口之、

一勅使殿一字

一在廳官人小屋一字

先勅使引官人、兼日到著採銅所、寶鏡造進之間神事被供奉、次淸祀殿御事始、先淸祀殿四方立御鉾、此御鉾料者、於桒城郡御本山、若林山兩山之麓、筑後堀之內、材木伐取之、右之兩山者、桑田鄕內也、亦四方四隅、立幣帛八本、四方奉引御注連、以綾錦奉圍殿外、爲戒非常也、次香春嵩御山開祭有之、古宮神官奉仕之、先一御嵩一之殿寶鏡之料次第有之、三山御靈在第三之御嵩山之麓、御祭御供神酒等、古宮神官授秘訣也、次長光奉鑄寶鏡之前日、黃金之鉢盛淸水、立眞坂木、取添白和幣、奏申降天照大神、從前長光齋七日、身滌于靈負川、其後三七日潔齋之後、奉鑄御正體、諮議被有之、古宮神官勤之、次奉鑄之次第、限日長光出淸祀殿勤神事、正當日初一午日、奉鑄寶鏡二御殿料三銅或六銅、口訣卯日奉鑄寶鏡三御殿料三銅或六銅、口訣次奉鑄之事終、而三御殿御正體入御于神宿殿、奉安置于石御床上、結願之祭兩日、長光奉仕之、次奉納御正體於御箱、次奉乘神輿、三振御二殿分也、次神輿御發幸採銅所、其日入御草場村豐日別宮、卽刻御進發、駕輿丁二十四人、吉田鄕東鄕北鄕之所役也、次供奉次第、勅使在廳人、及神官神人氏等、云々ト見エタリ、

社地

〔扶桑略記三欽明〕卅二年正月、菩薩初顯豐前國宇佐郡馬城岑、其後移於菱形小倉山、今宇佐宮是也、

〔八幡宮本紀四〕延喜式神名帳に、豐前國宇佐郡三座、並大八幡宇佐宮、名神大比賣神社、名神大大帶姬廟神社、名神大と有、則此宇佐宮三所の御事也、〇中略凡て此三所の御宮所は山なり、則小倉山是なり、其高十二丈、めぐり三百九十餘步あり、めぐりに川流れて島のごとし、此川を限りて其中を社內と定む、方四町ばかりあり、

〔豐前國志五宇佐郡〕凡此三所の宮〇宇佐は山なり、則小倉山是也、高さ十二丈、周三百九十餘步有、めぐりに川流れて島の如し、故に日本紀に宇佐島と稱せり、西より北に寄藻川流れ、南より東に御物

一應朝事

如神宮申狀者、以靈御枕爲正體云々、付之案之、諸社之火災、猶有此儀、况於宗廟之有事哉、論御體之紛失、(靈御枕同紛失之由、載本宮解狀、)超神殿之回祿、校量之處、輕重不侔、然則乍達此災於天聽、爭闕其禮於朝廷哉、濫行雖爲去年沙汰已在近日、違期之條不可有其難、但此條同可依諸道之勘奏也、

〔百練抄 十後鳥羽〕文治二年十月廿一日甲午、被立宇佐宮使、(敦位定康、)黄金御體被返納也、日來宿納石淸水宮云々、

〔太宰管內志 豐前之十三宇佐郡〕大帶姫廟神社

宇佐宮現記に、一當宮黄金御體三體內、三之殿御體壹體事、元曆之亂紛失畢、其後建久年中、三河守範頼爲御奉行、當宮御造替幷御遷宮時亦造進也、又德治二年御遷宮、亦無造進之處、去年御修正會之御時、見知申而京都注被申之間、御造進有之、於赤間關、總檢校政輔、被請取申之、御屋形(大先)御供奉、御參宮在之、一應永卅三年四月十三日大宮司公兼、三之殿黄金御體、三之殿院內安置之云々、自爾已來正月、第三之御體金堂御臨幸成也、抑申黄金御體者、恭聖武天皇爲大佛奉鑄之金、勅使大唐可有御渡、先以勅使御尋當宮之時、御託宣云、黄金者可在此土云々、仍以勅使御尋之處、自奥州百濟敬福貢金、以上分爲三軀之黄金御體、奉納于香爐之御箱云々、是申御驗之御箱也、正月御修正會、一日一殿、二日二殿、三日三殿、御體金堂御臨幸也、五月會、黄金御體御幸于馬場頓宮也、

〔豐前志 二田河郡〕採銅所(上下)採銅所町

此村ナル長光家ノ古文書云、宇佐宮放生會行幸會之二大會每被遂行、上古從朝廷遣勅使、勅使著船于今居津、御逗留于草場村之、在廳率官人至採銅所、而金銅奉鑄之儀被供奉云々、(重春云、今居津草場村ハ、仲津郡ナリ、)

御正體金銅奉鑄之儀被供奉云々

自寛治之初至嘉保之末、云仗議云問注沙汰、雖及數度、御體歟神寶歟、左右猶不一決、但愚按之所覃、此條强無疑慮歟、所以何者、如師尙勘申、嘉保三年十一月卅日問注記者、放生會之儀、以薦御枕奉乘神輿、以香爐宮(黃金在此中)令列神寶、修正之時、只以件宮奉移彌勒寺云々者、以之思之、神寶之條雖無異儀、崇重之趣殆類御體歟、倩案宗廟之用靈寶、譬猶公家之重劒璽、推而准之自叶物議歟、抑此事不召官勘文之條如何、

一付和氣使可被奉進件金哉否事

縱雖靈物、已爲神寶、被付彼使其儀可然、但件黃金、不可准尋常之神寶、何況如本宮解狀者、武士之狼籍曾無比類、神寶紛失不殘一物、適所出來只此黃金而已、靈寶獨殘、彌可尊崇歟、仍奉送之間聊可有議、須換本納之宮被設新造之器也、當時參洛之神官等、定存其損却歟、早被尋子細、可隨申狀歟、抑付初度進發之使、被申當宮有事之趣、頗雖可思慮、如賴業勘申者、件靈寶久安置他所、專可有其恐、被准天慶等之例、何難之有哉云々、恐遲留之條、頗非無其謂歟、但彼和氣使發向、若在今明歟、期日已迫、沙汰有煩者、暫延引勅使之進發、可催具奉送之雜事歟、將又以別御使、後日可被奉遣歟、依本宮之損亡、定有實檢之使歟、付彼送之、又得事宜之故也、兩樣共無巨難、一決只在叡慮耳、

一同金安置事

縱於國司之里第、空經若干之旬月、事似疎簡、尤多恐懼、速奉納神祇官、暫可被待沙汰之趣歟、殊仰本司官人、可被奉守護也、宿納石淸水宮之條、雖似有由緒、假奉安置之儀、還以無便宜歟、○中略

一召諸道勘文及可被行仗議事

粗案寛治之例、依黃金一事之沙汰、猶有連日數度之仗議、況於今度者、累代寶物悉以紛失、神殿屋舍多以顚倒、事絕常篇、曾無蹤跡、早仰諸道之儒士、被勘和漢之證據、專訪群卿之議奏、可有次第之成敗也、

爲武士被追捕取云々、

〔玉海〕文治元年十月九日戊午、申刻、藏人左衛門權佐親雅來、傳院宣云、宇佐宮黄金(或稱御體、或稱社實)之間事、條々可計奏者、(副調度文書外記勘文等數通)此事爲經房卿奉行所被仰下也云々、件狀如此、

宇佐宮兩條事

一外記勘申黄金事

當宮之習、以鷹御鈴并黄金奉稱御正體之由、上洛神官等所申也、然而寛治之比有沙汰、事不切之由見外記勘文、雖縱爲神寶、非可不崇重安置、所奉送之儀、并被奉謝之間事、就外記申狀可被計申之由、向左右内三府許可被仰合、兼又可令申攝政者、

一可給官使勘錄神殿舍屋破壞被造替、行神祓安置御體、被調進御裝束事、

今度不進太宰府解狀、(雖有猶豫不進云々)又所進彼官解狀、只所付大府之牒案也、就其狀忽有沙汰之條、雖無其謂、旁思神慮、已驚叡聞、何樣可有沙汰哉、内々先可被仰合三丞相、且又可被申攝政者、

右兩條、存此旨可令申沙汰給者、依院宣執達如件、

九月廿二日　權中納言經房上

藏人左衛門權佐殿

兩大外記勘申之趣、付和氣使可被送本社之由也、但師尚申云、若又暫被奉安置神祇官若八幡宮、猶御體實否之條糺決之後、可有沙汰者、

余答云、具披見文書等、退可奏子細者、返給經房卿御教書了、　十七日丙寅、今日宇佐宮追捕事、文書并下官申狀等、以淨所之人令書送親雅之許、(季長奉行)早可奏聞之由有返報、余申狀續加之、

宇佐宮條々事

一以黄金可爲御正體哉否事

御正體是也、

〔百練抄 五 堀河〕寛治四年五月二日、諸卿定申、宇佐大宮司公則、犯用黄金、件可爲御體哉否事、　十二月十四日、遣美作守行家於宇佐宮、爲實檢黄金也、

〔八幡宇佐宮御託宣集 小倉山社〕注進依官符旨實檢言上宇佐宮黄金事

在香爐匣壹合、奉納黄金參廷、

一廷長五寸貳分、廣壹寸貳分、厚貳分、　一廷長五寸壹分、廣壹寸壹分、厚貳分、　一廷長肆寸六分、廣壹寸貳分、厚貳分、

件寸法實前納尺定、仍移寸法進之、

奉加納

銀香爐壹柄 在口鉢　御念珠壹連 在錦袋　錫杖壹本 無柄　御髮剃貳柄　御念珠匣壹合

納物水精珠貳果、同御念珠壹連、　銀小壺一口、白玉一果、其體不分明、

右依官符旨、於宇佐宮御前府司以下勅使、及彌勒寺講師宮司等、相共實檢之處、鍛冶內匠屬紀弘則、同官人代秦延末等申云、件黄金大略廷別漆拾兩許歟、已貳百餘兩也者、相副弘則等注文、實檢言上如件、

寛治五年正月十二日

宮司　擬大宮司宇佐宿禰 在判　大宮司宇佐宿禰 在判　彌勒寺講師法眼和尚位 在判

府司　典代口口口內藏 在判　監代御春朝臣 在判　少監惟宗朝臣 在判　權大監御春朝臣 在判　大監紀朝臣 在判　權中納言藤原朝臣奉行

〔百練抄 五 堀河〕寛治七年四月廿八日、於大膳職、勘問宇佐前大宮司公則依犯用黄金也、

〔吉記〕文治元年五月十日、右衞門權佐棟範、爲殿下御使參上院、申云、宇佐宮黄金御正體并流記文書、

〔八幡宇佐宮御託宣集馬城峯〕一云、八幡大菩薩、成神明之時、發三柱石高一丈五尺、廣一丈五尺、爲寶體、忽出三鉢水廣六寸餘、深四寸餘、爲神慮、大雨不增、大酌不減、大旱不干、大寒不凍、御貌寫于此水之坐、或記云、御許山峯有三並石、號三所御體、以此三石爲三所、以三鉢水爲三身御意、鎭護國家、經正法像法末法云々、六人行者記〇

節略

〔八幡宇佐宮御託宣集小山田社〕元正天皇五年、養老三年癸未、大隅日向兩國隼人等襲來、擬打傾日本國之間、同四年甲申、公家被祈申當宮之時神託、我違行而可降伏志者、豐前守正六位上宇努首男人、奉官符、令造進神輿之時、白馬自然來、令副御輿、彌信仰矣、諸男朝臣請以何物爲御驗、可奉乘神輿哉、豐前國下毛郡野仲之勝境、林間之寶池者、大菩薩御修行之昔、令涌出之水也、參訴〇訴恐詣誤彼所欲祈申、〇中略寶池爲體、雙島之畔、切水以出北、一池之形、分波以入南、一面而三角、地窄而勢寬、挺綠而生薦、懸鏡而洗塵、〇中略此薦爲御枕、發百王守護之誓、此池爲御座、灌衆生罪業之垢、八幡遊化之寶所、八功德水之淨土也、有常隨之者、非直人之儀、依神誓守靈池、其壽二百餘歲、宇佐池守是也、諸男常臨之時、池守申云、化人乘船頭浮池上、歌云、大貞也、三角此池乃、眞薦草、那尼遠綠仁天、胎見生宇覽、諸男彌致信、殊抽誠祈申、行幸御驗之時、初秋之天、初午之日、雲波滿池、烟波依渚、涌返々々、而雲中有聲而宣、我違昔者此薦爲枕、發百王守護之誓歟、百王守護者、可降伏凶賊也者、依之諸男奉苅此薦、令造別屋、七日參籠、一心收氣、奉裹御枕、御長一尺、御徑三寸、皆以神慮也、豐前守將軍奉請文、大御神禰宜辛島勝波豆米、爲大御神之御杖、女官名也立御前、行幸彼兩國、

〔八幡宇佐宮御託宣集小倉山社〕天平廿一年己丑正月、〇中略陸奧守從五位上百濟王敬福、奉黃金、出部內小田郡、卽進上九百兩、賞敬福授從三位、皇帝感於神驗、其上分百二十兩被奉神宮、一廷長伍寸貳分、廣壹寸貳分、厚貳分、一廷長伍寸壹分、廣壹寸壹分、厚貳分、一廷長肆寸陸分、廣壹寸貳分、厚貳分、〇中略件勅使四月六日參宮、被奉黃金之時、大菩薩手自請取之坐、被納香爐筥、在第一御殿、今號黃金

いまだ宇佐に顯れ給はざりし時より、すでに鎭座し給ひし尊神なれば、此御神を以て宇佐の地主の神とし、八幡大神を以賓とす、延喜式等に、古來宇佐八幡宮と稱せずして、八幡宇佐宮と稱するは此故となん、（當社傳の深旨あり）其後國々に八幡宮を勸請し奉るにも、皆宇佐の例に隨て、此比咩神を相殿に祭り奉るは、宇佐宮は、八幡大神はじめて顯れ給ひし所なれば、是を根源とし侍る故なり、しかるに雜書の說に、比賣御神を海神の女、神武天皇の御母玉依姬と稱す、俗說にも又是にしたがひ、玉依姬溫津姬とす、これ無稽の妄說なり、證とすべからず、いかんとなれば、此三女神は、天照大神の勅にて、往古よりこゝにしづまります御神なれば、八幡大神、此地に顯れさせ給ひし後も、此三大神を退け奉て、其祭を捨べきやうなし、正しく三女神なれば、延喜式に比賣神と稱する事むべならずや、神武天皇の御母誠にたふとぶべし、しかれども此御社に、一所に祭り奉るべき理なし、又說あり、比賣大神、天照大神の勅にて、神代より此地にしづまります神なる故、後代八幡大神、此所にあらはれ給ふといへども、往古より居をしめ給へる尊神なれば、其まゝ是を中殿に崇め祭れり、されども後世に至り、八幡大神をおもくいつきまつれるにより、次第を以ていふ時は、八幡宮を第一と稱し、中殿を第二とかぞふる也、若玉依姬を後に祝ひ祭るといはゞ、八幡大神をわきにうつし參らせ、玉依姬を中殿にそなへ祭るべき道理なしと云、此義尤分明なり、抑中の御社を三女神と稱する事は、我嘗て聞ける所の眞訣にして、且宇佐大宮司の家に傳ふる所の說も又是に同じ、疑ふべからず、

第三殿は、大帶姬尊、卽神功皇后の御事なり、

〔神祇紀聞 四〕諸神

一宇佐の社は、八幡より前、天照大神の三女神あり、日本紀に出たり、宗像神と同じ、後に八幡移座したまふ時より同殿に坐す、

波、其地狹隘志、我禮移菱形山止瓦本願給布、

〔二十二社註式〕宇佐八幡宮延喜神祇式曰、豐前國宇佐郡、

三所　一八幡　二比賣神　三大帶姬神神功皇后息長足姬

或書曰、豐前國宇佐郡菱形山廣幡八幡宮、坐郡家東馬城峯頂、人皇四十五代聖武天皇神龜四年歲次口就此山奉造神口、因名曰廣幡八幡大神宮、○又見諸社根元記

〔八幡宇佐宮御託宣集〕三所寶殿以下

一御殿一品

人皇十六代應神天皇御靈八幡大菩薩也、欽明天皇御宇三十二年辛卯示現、○中略

二御殿二品　食封二千戸左右大臣同之

人皇第一神武天皇御母玉依姬之御靈也、聖武天皇御宇天平年中有託宣示現、○中略

三御殿

人皇第十五代神功皇后御靈也、嵯峨天皇御宇弘仁年中有託宣示現、大帶姬者、皇后之靈誕也、

〔八幡宮本紀〕四宇佐宮、○中略三所の神殿東中西相ならんで別にたてり、○中略西を第一殿とし、中を第二殿とし、東を第三殿とす、

第一殿は則八幡大神を祭り奉る所にして、相殿に仲哀天皇鎭座し給ふ、

宇佐宮古記にいはく、○中略聖武天皇神龜元年、○中略小倉山に神殿を造奉り、○中略此時創立有し小倉山の神殿は、則今宇佐上宮の地是也、小倉山は則龜山なり

第二殿は比賣大神、是は天照大神の生ます所、田心姬命、湍津姬命、市杵島姬命の三女神の御事なり、此三女神をすべ號て、道主貴と云よし、日本紀神代卷にしるせり、

一此三神、天照大神の勅によりて、宇佐島に降臨まします事、日本紀第一卷に見えたり、八幡大神

〔神皇正統記應神〕第十六代第十五世應神天皇は、○中略天下を治め給ふ事四十一年、百十一歳おましましき、欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後○豐前誤の國菱形の池と云ふ所に顯れ給ふ、我は人皇十六代譽田の八幡麻呂なりとのたまひき、譽田はもとの御名、八幡は垂跡の號なり、

〔八幡愚童訓上〕第卅代欽明天皇十二年正月ニ至テ、大神比義、斷五穀精進、捧御幣祈申時、二歳小兒ト顯レ、立竹葉上玉フ、我日本人王十六代譽田天皇也、護國靈驗威力神通大自在王菩薩也告給、百王鎭護、三韓降伏神明、第二宗廟ト祝ハレ給者也、

〔八幡宇佐宮御託宣集鷹居瀨社〕元明天皇元年、和銅元年戊申、豐前國宇佐郡內大河流、今號宇佐河西岸有勝地、東峯有松木、變形多端、化鷹顯瑞、渡瀨而遊此地、飛空而居彼松、是大御神之御心荒畏坐、往還之類、遠近之輩、五人行即三人殺、十人行即五人殺、于時大神比義、又來與辛島勝乙目兩人、絕穀三箇年、精進一千日、依奉祈之、御心令和之給、和銅三年、不見其體、有靈音、夜來而言、我禮成靈神止後、飛翔虛空流、無棲息志、其心荒多利者、此是奉前顯之大御神也、自和銅三年庚戌、迄同五年壬子、奉祈鎭之、初立宮柱、奉齋敬之勤神事、即鷹居瀨社是也、自渟名倉太珠敷天皇○敏達御世、辛島勝乙目爲祝、爰乙目之妹黑比賣采女、並御戸代己私治田貳段進之、辛島勝意布賣爲禰宜、右人等自大寶元年以前仕而奉仕矣、次辛島勝波豆米今爲禰宜、一云、於夜來之告者、對大神春麻呂有之、此者比義之子也云々、元正天皇二年、靈龜二年丙辰、此所波路頭仁志氐往還乃人無禮奈利、託此等乎禮波甚惑志、小山田乃林仁移住世牟度願給布者、

〔八幡宇佐宮御託宣集小山田社〕宇佐郡當小倉山之坤、有小山田之林、元正元皇靈龜二年丙辰、大神諸男、辛島勝波豆米、奉隨大御神之御心、立宮柱、奉造小山田之神殿、致祭祀、元正天皇五年、養老三年癸未、大隅日向兩國人等襲來、○中略伐殺蜂起之隼人畢、此事之後託宣、養老七年我今坐須留小山田社

御以來、彼御靈自仁德天皇元年辛未、迄金刺宮〈○欽明〉御宇三十二年辛卯、帝王一十三代、夏曆三百二十二年之間天竺震旦龍宮日本御修行、千變萬化冥顯御利生也、但未擧宿生之尊號、未顯先帝之爲靈歟、

金刺宮御宇二十九年戊子、筑紫豐前國宇佐郡菱形池邊小倉山之麓、有鍛冶之翁、帶奇異之瑞、爲一身現八頭、人聞之爲實見行時、五人行卽三人死、十人行卽五人死、故成恐怖無行人、於是大神比義行見之、更無人、但金色之鷹在林上、致丹祈之誠、問根本云、誰之成變乎、君之所爲歟、忽化金色鳩、飛來居袂上、爰知神變可利人、然間比義斷五穀經三年之後、同天皇三十二年辛卯二月十日癸卯、捧幣傾首申、若於爲神者可顯我前、卽現三歲小兒、於竹葉上宣、辛國〈乃〉城〈爾〉始〈天〉天降八流之幡〈天〉、吾〈者〉日本神止成〈禮〉利、一切衆生左〈毛〉右〈毛〉任心〈多〉利、釋迦菩薩之化身、一切衆生〈遠〉度〈牟土〉念〈天〉、神道〈止〉現也、我〈者〉是〈禮〉日本人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也、我名〈於波〉曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩〈布〉、國々所々〈仁〉、垂跡於神道〈留〉者、一云、大菩薩於菱形池邊、現七貌鍛冶而御坐、大神比義奉顯之矣、一云、豐前國宇佐郡大尾山麓、有爲鍛冶之翁、其相貌甚奇異也、依之大神比義斷五穀已三年之間給仕、卽捧御幣祈請云、我迄三年斷五穀、籠居令給仕之者、其相貌非直人之故也、若爲神者、我前可現給、卽顯三歲小兒、立竹葉宣、我〈者〉是〈禮〉日本人皇第十六代譽田天皇也、我名〈於波〉曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩也、國々所々〈仁〉垂跡於神道〈留〉者、〈○中略〉斯後大御神、與比義常物語、非餘人之所聞、依大敬之實、以比義任祝職、又無別之社、公家有御願之事、被祈申之時者、敬比義以爲當神之間、比義向御山、捧幣帛奉神語申、勅答耳、〈○又見八幡愚童訓〉

〔東大寺要錄 四〕應令大神宇佐二氏口八幡大菩薩宮口事、〈○中略〉天應之初計量神德、更上尊號、曰護國靈驗威力神通大菩薩、延曆二年五月四日託宣、吾無覺劫中、化生三家、修方便導濟衆生、吾名是大自在王菩薩、宜今加號曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩者、

請ヒ給ヒシ所ナリト云フ、之ニ次グモノヲ行幸會トス、

社殿ノ改造ハ、古來一定ノ年限アリシガ、王室陵夷シ、降リテ戰國ニ及ビテハ、漸ク舊ノ如クナラズ、後陽成天皇ノ天正年中ニハ、豐臣秀吉、悉ク社領ヲ沒收シ、益〻衰廢ヲ致シヽガ、文祿二年、國主黒田長政、神領七百石ノ地ヲ獻ジ、第二神殿ヲ造營ス、慶長年間、國主細川忠興入國ノ後、神領千石ヲ奉リ、第一第三ノ神殿ヲ造營ス、其後松平重直、神領七百石ヲ奉リ、後光明天皇正保三年、將軍德川家光、新ニ神領千石ヲ奉ル等ノ事アリテ、稍舊貫ニ復セリ、

末社頗ル多シ、最モ著名ナルモノヲ若宮社トス、龜山殿ノ西ニアリ、若宮、若姬、宇禮、久禮ノ四柱ヲ合セ祀ル、因テ若宮四所權現ト稱ス、

名稱

〔延喜式十神名〕豐前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮 比賣(ヒメノ)神社 大帶姬(オホタラシヒメノ)廟神社

〔伊呂波字類抄宇諸社〕宇佐宮(ウサノミヤ)坐豐前國、 〔同比諸社〕比咩神(ヒメガミ)坐豐前國、見于弘仁格、 〔同於諸社〕大帶姬廟神社豐前國宇佐郡三座內

〔拾芥抄下本諸社〕宇佐豐前國、石淸水本社、

祭神

〔扶桑略記三欽明〕三十二年正月、〇中略同比八幡大明神顯於筑紫矣、豐前國宇佐郡厩峯菱潟池之間有鍛冶翁、甚奇異也、因之大神比義、絕穀三年籠居、卽捧御幣祈言、若汝神者、我前可顯、卽現三歲小兒云、以栞〇云以下三字恐誤託宣云、我是日本人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也、我名曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩、國々所々垂跡於神明、初顯坐耳、一云八幡也、菩薩初顯豐前國宇佐郡馬城峯、其後移於菱形小倉山、今宇佐宮是也、以上出彼緣起文、又見帝王編年記、〇

〔諸社根元記〕豐前國宇佐宮

第一應神 第二玉依姬 第三神功

〔八幡宇佐宮御託宣集菱形池邊〕人皇第十六代應神天皇四十一年庚午二月十五日、一百十一歲崩

古事類苑

神祇部九十八

宇佐神宮 宇佐使附

宇佐神宮ハ豐前國宇佐郡宇佐ニ在リ、譽田別尊、比賣神、息長帶姬命ノ三神ヲ祀ル、因テ八幡三所大神ト稱ス、扶桑略記等ニ依ルニ、欽明天皇ノ御世、宇佐郡菱形ノ池邊ニ小兒ト現ジ、大神比義ニ對シ、我ハ譽田天皇廣幡八幡麻呂ナリ、我名ヲバ護國靈驗威力神通大自在王菩薩ト曰フト告ゲ給ヒシニ由リテ、比義私ニ之ヲ祀リシニ起ルト云フ、按ズルニ東大寺要錄ニ載スル所ノ弘仁十二年ノ太政官符ニ據レバ、護國靈驗威力神通大菩薩ノ號ハ、光仁天皇ノ天應ノ初ニ上ル所ニシテ、大自在菩薩ハ、桓武天皇ノ延暦二年ノ託宣ニ出デタリト云フ、而シテ八幡大菩薩ト連稱スルハ、始テ新抄格勅符抄ノ延暦十七年ノ官符ニ見ユ、又比賣神ハ、續日本紀天平勝寶二年ノ下ニ見エ、大帶姬命ハ、宇佐託宣集ノ弘仁十四年ノ符ニ見エタリ、而シテ比賣神ハ、或ハ田心姬命、湍津姬命、市杵島姬命ノ三神ニシテ、宇佐ノ地主神ナリト云ヒ、或ハ神武天皇ノ御母玉依姬ナリト云ヒ、或ハ譽田別尊ノ后神ナリト云フ、延喜ノ制、三神並ニ名神大社ニ列シ、現今官幣大社タリ、

此社ハ、伊勢大神宮ニ亞ギ、第二ノ宗廟ト稱シ、其火災ニ罹ルヤ、山陵ニ準ジテ廢朝アリ、年中ノ祭祀ハ極メテ多ケレドモ、特ニ盛儀ナルモノヲ放生會トス、放生會ハ、元正天皇ノ養老四年、隼人征伐ノ時、大神冥々ノ中ニ於テ、官軍ヲ援ケ殺戮スル所多ク、其冥福ヲ薦メンガ爲ニ

〔本朝世紀〕康和元年八月十六日丙戌、此日從二位行權中納言兼治部卿藤原朝臣通俊薨、○中略通俊才兼和漢深達政理、應德二年六月廿五日、太宰府言上管筑後國高良上宮石硯并高座階瑞花生事、令公卿定之時通俊定申云、○中略今如解狀者、高座石硯倏忽生花、無詳徵驗、雖難准法華之瑞、生高座之條、一端相叶歟、兩箇之花、須爲嘉瑞歟、

〔太宰管內志〕筑後之三 御井郡上 高良玉垂命神社

高良山文書に、○中略願書に謹欲高良玉垂宮先例達上聞、倍抽一天太平四海安全懇祈、子細之狀、夫當山者云々、房舍三千八百六十房、本領三千八百町在之、雖然前太閤秀吉公成御代、僅百六十町餘被宛行、爾以來御檢地及數度、加野山名千石、因玆恒例祭祀叵償、一山之依難補支配衆徒等屏邊境、悲哉社內有樣、末社破損、本社既傾、故近代領主、各保國事不過十箇年、轉變而郡鄉同亂國云々、內相府秀忠公者、內敬三寶專孝行、外糺五常治代政全、以可歸周世漢家繁榮者也、任先例早速雖欲達直參、當領主依無同心、背本意處、今得生前之折、忝奉捧一札事、不可不當社惠、仰願末代之覺、以興隆之御志、加脩言者、彌以一天太平云々、此趣以被達上聞、可預芳免者也、仍牒如件、元和六年十二月吉日、

土井大炊助殿、筑後國高良山座主僧正尊能敬白、

〔西遊雜記〕六 高良山の社は舊地にて、祭神武內宿禰、社領舊領にて千石、末社もあまたにて、別當寺を座主と稱して、京都堂上方の二男三男を以て座主とせる例也、寺下七箇寺見え、祝下社家巫女も古き家筋といふ事也、山の風俗、圖○圖略のごとく眺望もありて、風景の境也、參詣の人も有る樣に茶店も見えざれば、きれいの社地也、至て古き社地にて、種々の神寶奇品數多也といふ、

雜載

幡宮、

〔太宰管内志 筑後之三 御井郡上〕高良玉垂命神社

玉垂宮寶殿及境内末社記に、〇中略 留主殿七社、神體不知、本地七佛藥師、一社内七座、相殿五社、八幡、山王、七社相殿風浪權現、天滿宮、坂本明神、松尾大明神、高牟禮權現、宮山地主神武甕槌神伊勢社、祇園社、朝妻大明神七座、神功皇后、國長明神、古父明神、古母明神、妙見神社、乙宮、西宮、已上七社、當今退轉、僅殘基趾、堪嘆、若宮八幡社、今僅見基趾、愛宕權現下宮、神體本地玉垂命也王子宮、發心權現、御靈廟、印鑰大明神、玉垂宮也、宗崎村祭之、豐比咩社、

〔筑後國神名帳〕御井郡六十前　正一位高良玉垂命神〇中略

借從四位上斯禮賀志命神　正一位高良玉垂命神第一王子〇中略

天慶六年五月十九日奉授借從四位上

借從五位上朝日豐盛命神　高良玉垂命神第二王子

借從五位上暮日豐盛命神　高良玉垂命神第三王子

借從五位上淵志命神　高良玉垂命神第四王子

借從五位上谿上命神　高良玉垂命神第五王子

借從五位上那男美命神　高良玉垂命神第六王子

借從五位上坂本命神　高良玉垂命神第七王子

借從五位上安子奇命神　高良玉垂命神第八王子

借從五位上安樂應寶秘命神　高良玉垂命神第九王子

已上八前元慶八年四月四日奉授正六位上、延喜十五年五月十三日奉、

〔百練抄 五 白河〕應德二年十一月十四日、去八月、太宰府言上、高良社石硯幷高座金花忽生事、有御占、先令諸道勘申之、

社僧

五男良摩麻呂連成、以草壁爲氏、後世移居于御井郡稻數村、以稻數爲氏、爲神官頭職、正應三年於廣川庄古賀村營館舍、成近郷十二村長、其末裔今尙在民間、

〔筑後志二〕大祝家記云、高良社、往古禁佛敎、同于伊勢兩宮、然天武天皇白鳳年中、斗藪之比丘壹礿來當山、押廣於異敎、數十家之神官爲之被迷、遂大祝家亦以三男、始妻帶之社僧、是今之座主家之始也、自夫佛法盛而穢神威、雖然往古者、佛徒佛經不得入宮殿、建堂塔於高良山外、其事詳于高良記、今之明星嶺也、俗云般若方谷山等是也、亦有寺院云寺尾、

〔陰德太平記三十九〕宗麟攻高良山附吉野八郎武略之事

抑高良山ト申ハ、近國第一ノ大山ニテ、中ニモ一ノ岳二ノ岳トテ、日月避光、象緯通頂、八幡大菩薩ノ跡ヲ垂給大伽藍ノ靈地也、衆徒行者千有餘人、甍ヲ並ベ軒ヲ重テ、山頭山下ニ充滿タリ、此者共親種〇原田ニ一味シテ、人雄ニ地嶮ナレバ、何萬騎カ寄キタルトモ、更ニ可落樣コソ無リケレ、〇中略宗麟〇大友諸將ニ向テ宣ク、衆徒行者原田ニ一味スルコト、其罪非輕、悉ク燒討ニハセマホシケレ共、社頭ノ回祿ニ罹ラン事、歎テモ猶餘リアレバ、努々火ヲ掛ル事ナカレ、只遠攻ニシテ退屈セシメバ、自降參スベキゾト下知セラル、

〔筑後地鑑上〕社僧皆台徒也、其長稱座主、座主之院名月光、又號三井寺、舊妻帶而世系相續矣、素帶甲胄、勵武勇事軍旅、其采地多、士卒亦多、天正十四年、九州敵國相奪、郡郷大亂、因茲翌年三月、關白秀吉公、定九州騷亂、且催薩州發向、御陣於高良山、此時此州諸士爭先鋒、促後陣於薩州、當座主良寛、密著內甲、見秀吉公、公早察隔心、不能見、終違命沒收寬領地、爲寒身、寬以弟麟圭、爲子補座主、圭爲秀包〇毛利見伐、圭以猶子尊能、爲座主、能以爲失累代武權、故今成聖僧、增威於此、究台學、遂官歷僧正、當山僧正職始于尊能、能就秀包達台聽、乞神田供田、

末社

〔筑後地鑑上〕高良山末社有五社、八幡社、筑前大分宮、肥前千栗宮、肥後藤崎宮、薩摩新田宮、大隅正八

國高良大神宮司、代々國司、以郎等一人補任檢校職、令執印行事、毎至遷替之日、不辨勤惰、并以京上、仍去安和二年八月五日、初蒙官符、補任大神宮司以降、神威彌嚴、修治無怠、〇中略方今件氏能已爲擬任之職、能知先祖之風、才幹相備、尤足推擧、仍言上如件、望請神祇官被言上於官、下給官符於太宰府、以件氏能被補任大宮司職、將令執印勤行、然則社務無闕、祠祭有勤者、官依解狀謹請官裁者、中納言從三位兼行左衞門督源朝臣重光宣、奉勅依請者、府宜承知、依宣行之、符到奉行、

右中辨藤原朝臣　　　左少史牟久宿禰

天元二年二月十四日

〔太宰管內志筑後之三御井郡上〕高良玉垂命神社

高良山高隆寺緣起に、當社五姓氏人丹波、(俗體大宮司職、法體座主職、)物部、(大祝、)阿曇部、(小祝、)草部、(下宮勾當、)二百濟、(百濟別當、)或說曰、丹波、(座主、大宮司、)物部、(稲賁藤大臣乳子、大祝嫡男、小祝次男、)大安曇、(俗體大宮司、法體座主職、)前田、(下宮司、)大草部、(御賁所司職也、)〇中略贊緣起異本に、五姓氏人、(丹波氏、俗體大宮司、法體座主、兼宮司職、)物部氏、(祝司、大祝、小祝職、一命婦、字有子、物部稲實妻也、)安曇氏、(一宮香椎女帝息朝大多眞志姫、令謝中職眞兩宮大宮司定之、)前田氏、(下宮司、宮司、)大草部氏、(御供所饌贊人也、三毛郡司、)七戶大宮司宗形滋光、(住吉御舍弟御座井印鎰、以此鎮子昇御正體、中宜倉、宮師法正體、位定禰、)物部稲實、(高良藤大臣連保御乳子、成志參詣妻有子舉、)秦遠範、(舉男父也、宮崎大宮司後、子之末孫、秦少貳先祖也、)伴宮忠、(馬達宮檢非違所長也、)蜂田種生、(總目代在讀子、鹿我子好讀也、)三家國連、(諸國先使諸務始也、)御戶開司田邊兼忠、(厨別當也、諸國草蒭秣等知也、)壬生淸松、(御廐小舍人中門開司、)

〔太宰管內志筑後之三御井郡上〕高良下宮

さて大祝職鏡山氏事は、高隆寺緣起に、物部大祝云々前田氏、下宮大宮司、系圖略に、武良麻呂、神部、物部保義、玉垂命三十三世之神裔、美濃理麻呂保縉之嫡男也、高良山之總管領、而源所大祝之元祖也、後世以鏡山爲稱號、美濃理麻呂之二男武勢麻呂良續爲武臣長、於御井郡神代營館宅、號神代氏、三男武見麻呂保依、入緇林成社僧、號隆慶、則座主家之始祖也、〇中略四男武賀麻呂保通、爲大宮司、初居住于高良山磐井之地、後轉住于御井郡宗崎村、而號宗崎氏、是亦丹波氏、而爲大宮司家之鼻祖也、

奉幣

佐佛事

神職

龕略之間、於上宮拜殿經二夜、十三日巳刻座主以下出仕、調進供物、社人神人寺社家之供人一千餘人、從上宮到朝妻、奉安神輿於假殿、又調進供物、於是衆徒唱伽陀、座主唱祝詞、社人奏神樂、美麗大夫竹舞、獅子田樂勤之、朝妻假殿爲南向、座主棧敷口假殿東、衆徒棧敷在座主南、西向立之、於假殿西南北結垣、於垣南造神樂所、兩社家棧敷在神樂所西、於其南棧敷南也、領主代參之棧敷造之、於衆徒棧敷南造神馬屋、○中略十三日未刻、從朝妻奉遷下宮、調進供物、衆徒一臈讀祝詞、本家良家兩座官僧數人、於下宮芝居誦心經、又於茶園棧敷獻神酒、美麗奏一曲、還幸上宮、奉納神體於御殿、作法如前、大衆社人再拜退散矣、

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中略

神寶支配事、　西海道（中略）筑後高良

〔高良山十講會緣起〕當國有一靈山、名曰高良、以高良名山稱、蓋有以也、山有權現、是古佛垂跡乎府國致誠、効驗揭焉矣、敦賴爲宰吏、敬之如在、偏設禮奠、不知神之素意、仍從今年三月十五日、限以未來際、設五日一座之講、○中略即制國宰雅俸米五十石、以爲布施、每至早秋、在先可宛者、第一日大介館第二日廳官以下、第三檢非違所、此日可有捧物、一色一香任力所能、第五日館下郎等以下、以飯二三石雜菜七八種、豫爲興法、○中略于時長保五年癸卯三月十五日撰志記之、大介從五位下菅野朝臣、

〔類聚符宣抄一〕太政官符太宰府

應補任坐筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、○中略謹檢舊例、去天慶年中以往、不置件宮司、只以神主職爲雜執行之長、○中略爰源清平朝臣、爲彼時大貳之間、○中略可置宮司職、令執印勤行之由、初以定行之日、以神主令兼行、其後繼踵任來之間、未有必蒙官符、只就府國、遞以競望、仍雖神田地子三時六度祭料、而更闕其用、狂爲蹟勞、因之神宮雜務莫不陵遲、是則不蒙官符、補任件職之所致也、重檢傍例、坐筑後

〔筑後志二〕凡高良社神事、往歲一年間六十餘度內、春夏秋冬四度祭禮を一社大營とす、十月神事、九州國司郡官群參して祭式を行ふ、此時太宰少二、大友氏、菊地氏、島津氏、四家を神事四頭と號す、亂世相續て、四頭輩共に矛盾して、終に其祭式廢絕せり、○中略寬文九年、一山神職僧役等、祭式の廢絕を慨き、是を再興して稍古禮に復す、同十二年に至て其式又止ぬ、正德五年十二月、先君梅岩公、○有馬三年一度神事を興し給ひ、享保二年十月大祭を行て、神輿を朝妻頓宮に移す、時に八人武士甲冑を帶して供奉す、是古昔當社に屬せし百二十士、國中三十六士の末裔也、赤司氏御原、其總司たり、

〔筑後地鑑上〕年中多祭禮、秋九月九日、冬十月十三日爲大祭、隣國神職皆來會焉、

〔高良山玉垂宮緣起〕藤大臣者、移筑後國三井郡高良山、借得宿於高牟禮山上、構四方八葉之石爲結界地、卜居彼中央、筑後謂神籠石、稟二季祭祀、播神威、以自百濟所召具之降人百濟氏、著犬面作犬姿、三韓王作犬面守本朝御門之由、每年正月十五日勤之、此謂犬舞、于今不絕、年中行事六十餘箇度其一也、

〔太宰管內志筑後之三御井郡上〕高良下宮

高良山下宮來歷に、○中略稱德天皇神護景雲年中、以十月十三日、高良社神幸可修行之旨、御勅裁被爲成下候、其後勅使數度之由舊記に相見候、

〔太宰管內志筑後之三御井郡上〕高良玉垂命神社

高良山神幸次第記に、十月十一日酉刻、一山衆徒大祝大宮司會上宮拜殿、神人神樂人悉汰而后、以總專當請座主之出仕、座主乘輿登上宮、著座于內陣、衆徒於拜殿唱散花梵音、勤行訖命承仕使、兩社家入內陣、大宮司開御戶、大祝遷神體於神輿、此間奏神樂無間斷、於是舁出神輿於拜殿、御膳御酒調進畢、衆僧唱懺摩、社人誦祝詞、座主奉幣云云、同十二日朝夕供物調進、終日奏神樂、日中勤法華八講、日沒立松明、美麗大夫勤式三番、古來十一日朝妻遷幸、而十三日雖爲還幸之舊例、近世朝妻假殿爲

爲㆓大菩薩領㆒今度千石之地、令㆓寄附㆒處也、以㆓此內㆒被㆓配㆓當寺社家㆒恒例之祭祀、神社佛閣之御修理等、不ㇾ可ㇾ有㆓疎略㆒候、猶大谷刑部少輔可ㇾ申候也、

卯月十六日〇慶長元年　朱印〇秀吉

高良山座主賀須屋內膳正どのへ

今度任㆓御朱印之旨㆒、爲㆓大菩薩領㆒千石令㆓寄進㆒候之內、貳百石對㆓明靜院㆒、拾五石大祝、拾五石大宮司配當、相殘而七百七拾石之地、貴僧有㆓御知行㆒、御神事社役幷御造營、無㆓緩可ㇾ被㆓相勤㆒候、猶兩三人可㆓申達㆒候、恐惶謹言、

文祿五年〇慶長元年　五月十日　秀包　花押〇毛利

高良山座主御同宿中

當山神領從㆓千石內㆒拾五石、如㆓先例㆒可ㇾ有㆓格護㆒候、又今度太閤樣御影御供被㆓申付㆒候而、三拾五石被ㇾ成㆓御加增㆒候、合五拾石餘可ㇾ有㆓進退㆒候、恐々謹言、

慶長六年七月三日　石崎若狹守　花押〇以下署名略

宗崎大宮司殿御宿所

大菩薩領之事　玄番高五百五拾石三斗四升、合高合千石者、以上

右者如㆓田中〇吉政代㆒被ㇾ下候間、可ㇾ有㆓御所務㆒所如ㇾ件、

元和七辛酉二月廿六日　松倉豐後　花押
竹中采女　花押

三井郡之內高良山座主

〔太宰管內志〕筑後之三御井郡上　高良玉垂命神社

當國人宮原氏云、高良山神領千石內、五百石は座主、今五百石は僧中に配當す、

高良下宮

高良山下宮來歷に略〇中高良社領、古來七千三百餘町有レ之、亂世後社領漸々相減候、但社職之輩度度臨二戰場一、出人數有レ之、遂爲二敵被一レ押二領神領一、至二天正年中一候而者、神領僅八百町餘相成居候之處、秀吉公九州御進發之後、諸將領地付、高良社領悉被二沒收一候、其後慶長年中、高良社領千石御寄附之內、以二十五石一賜二當家一候云々、高良下宮之境內者、右五十石之內而、御寄附之格者、本社同格候、因レ之古來社法之筋萬相殘居候處、田中筑後守殿政〇吉之時、高良社領減地相成候節、下宮之社地府中分成候付、舊例之格式及二中絕一、只今之體罷成候、略〇下

〔筑後地鑑上〕慶長元年五月、秀吉公恐二玉垂宮廢亡一、寄二神田一千石一、於レ今爲二天下免許之地一矣、

〔高良山文書〕奉二寄進一　高良玉垂宮御寶前　筑後國三原西鄕內吹上名事

右意趣者、爲二天長地久、所願成就、殊信心大施主家門繁榮、息災延命一、所レ奉二寄附一之狀如レ件、

永享九　十二月十三日　沙彌道瑛花押

高良山御神領坪付　一所阿志岐村八十町山本郡肆十町上、三井郡肆十町下、　三井郡一所石崎村十貳町　同郡一所高野村拾八町　同郡一所野中村六町　同郡一所南國府六町　三瀦郡一所大石村十町　同郡一所津福村六町　同郡一所白口村十貳町　已上

永正五年十一月三日

御神領不知行之在所、重預二愁訴一候、以前草野相論之刻、半分充之通申定候上者、於二于今一雖レ不レ可レ承候、當時依二闕所一侘言之段、是又難二默止一候間、三井郡之內野中陸町分事、爲二新寄進一令二寄附一候、可レ有二知行一候、恐々謹言、

六月四日　義長花押大友〇

高良山座主代新坊

神階、加從三位、

〔文德實錄十〕天安二年五月甲戌、先是高良玉垂神、及比咩神等正殿過失火、位記皆被燒損、仍今日勘舊文案更令書之、玉垂神本位從三位、今授正三位、比咩神本位從五位下、今授從四位下、

〔三代實錄清和二〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授筑後國正三位高良玉垂命神從二位、

〔三代實錄清和九〕貞觀六年七月廿七日辛亥、進筑後國從二位高良玉垂命神階、加正二位、

〔三代實錄清和十六〕貞觀十一年三月廿二日庚辰、進筑後國正二位高良玉垂命神階、加從一位、

〔筑後國神名帳〕御井郡　正一位高良玉垂命神、寛平九年十二月三日、奉授正一位、

社格

〔延喜式神名十〕筑後國三井郡高良玉垂命神社名神大

〔日本紀略嵯峨〕弘仁九年十一月丙午、筑後國御井郡高良玉垂命神爲名神、

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略　高良玉垂命神社一座筑後國

〔大日本國一宮記〕高良玉垂神武内宿禰　筑後三井郡

神領

〔文德實錄七〕齊衡二年五月丁卯、加筑後國高良玉垂名神位田四町、

〔文德實錄九〕天安元年十月丁卯、在筑後國從三位高良玉垂命名神、從五位下豐比咩神等、充封戶幷位田、

〔文德實錄十〕天安二年五月甲戌、先是高良玉垂神、及比咩神等正殿過失火、〇中略　同神殊授封廿七戶、

〔民部省圖帳殘篇〕筑後國高良玉垂神貢五十九束、天祿二年辛未三月、依佐理之私願造奉神貢、

〔太宰管內志筑後之三御井郡上〕高良玉垂命神社

高良山文書に、〇中略　願書に、謹欲高良玉垂宮先例達上聞倍抽一天太平四海安全懇祈子細之狀、夫當山者、云々房舍三千八百六十房、本領三千八百町在之、雖然前太閤秀吉公成御代、僅百六十町餘被宛行、爾以來御檢地及數度、加野山名千石、因茲恒例祭祀叵償、〇中略

〔文德實錄十〕天安二年二月庚辰、是日在筑後國高良玉垂神社火、

〔百練抄五白河〕應德二年三月九日、太宰府言上、去月廿一日高良宮燒亡之由、

〔高良山文書〕造高良社留主兩坂本關東御寄進兵粮米內、漆佰石所下結解事、急速被參對、可被遂其節也、仍執達如件、

嘉曆三年三月卅日　中原花押

參河律御房

〔太宰管內志筑後之三御井郡上〕高良玉垂命神社

高良社棟札銘文に、玉垂宮寶殿棟木事、○中略奉造立筑後州三井郡高良玉垂宮寶殿一宇、右意趣者、爲金輪聖王乾坤平安、特源朝臣義鎭○大友武運長久、家門安榮、幷鎭興息災、延壽福祿增長云々、于時天文十四曆乙巳仲呂廿七日、大願主當座主鎭興、一大工木工允藤原良棟、二大工刑部丞藤原良忠、三大工主計丞藤原良眞、小工十五人、○中略又玉垂宮寶殿及境內末社記に、東西八尺間三間、南北八尺間三間二尺、三方高欄、庇之下東西八尺間三間、南北八尺間三間二尺、拜殿東西八尺間三間二尺、南北八尺間五間二尺、三方有緣、御拜東西一丈二尺六寸、南北八尺間三間二尺、鰐口三掛之、石鳥居柱二圍、高二丈、兩柱之間二間半、承應四年三月建立、

神階

〔日本紀略桓武〕延曆十四年五月壬申、筑後國高良神奉授從五位下、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年四月丙寅、授筑後國從五位下高良玉垂神從五位上、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年四月甲寅、奉授筑後國從五位上高良玉垂神正五位下、

〔續日本後紀十八仁明〕嘉祥元年十一月戊午、奉授筑後國正五位下高良玉垂神從四位下、

〔文德實錄二〕嘉祥三年十月辛亥、授筑後國高良玉垂命神從四位上、

〔文德實錄三〕仁壽元年三月甲戌、加筑後國高良山玉垂神正四位下、　九月甲午、進筑後國高良玉垂

社殿

神乎、且原好古曰、玉垂命爲物部氏之先神、唯不詳其何人、余閲參考諸書、始有以知玉垂命爲物部膽咋連也、何以言之、夫祠官之說固言、玉垂命與武内宿禰在應神朝、實爲左右輔弼之臣、同功一體之神也、當時從神功西征者、武内宿禰、物部膽咋、大伴武以、三輪大友主、中臣烏賊津數人、而物部氏、最爲太祖以來閥閱勳冑之家、貴盛無比之族、故可與武内併稱爲左右輔弼者、止是人耳、按筑後志略曰、玉垂命三十二世孫曰物部保續、保續長子保義、始爲大祝、其後裔爲鏡山氏、保續第四子保通、爲大宮司、其後裔徙御井郡宗崎、因以宗崎氏焉、其修役氏敎事神者曰丹波氏、出自保續第三子保依、三家同族皆爲物部姓、則玉垂命之爲物部膽咋連、證左明白、而好古之言、祠官之說、皆本於此、而世人之謂爲武内、爲藤大臣、爲磯良、其說皆可謂似紕繆戻之甚者矣、唯其神號玉垂命者何、是猶八綱田命、有平狹穗彥大功、垂仁寵之、賜倭日向武日向彥名、三輪子人有壬申奉迎之功、天武賜大三輪眞上田迎君諡者也、社說謂玉垂命、獲如意珠獻之、大破新羅兵於海上、皇后嘉之、故賜名玉垂命者、理或然也、○中略余又按國造本紀、松津國造、實爲物部氏族、伊香色雄命孫金連、以仁德朝始爲國造、松津至後世屬肥國、上代封境與此不同、則安知非國造爲玉垂命之裔冑祭其先神者乎、○下略

〔八幡宇佐宮御託宣集御修行〕高良宮三所　稱德天皇元年、天平神護元年乙巳造宮、

〔伊呂波字類抄加諸社〕高良　本朝文集云、○中略弘仁元年三改造、講堂三間四面、從最初建立之年至今年之間、經一百三十箇年、

〔太宰管内志筑後之三御井郡上〕高良下宮

高良山下宮來歷に府中町高良下宮者、本社同前之御事而、往古者從禁廷茂御崇敬之趣、舊記相見候、履中天皇之時、初而建立云々、○中略鎌倉北條家之時迄者、本社下宮兩社之御造營者、以勅裁被行候趣舊記相見候、社立方之様者、當社緣起有之、且宮殿廻廊等間數之儀迄茂、本社同例之趣、舊記相見候、山城國八幡山、上之高良、下之高良茂此例與傳承候、

と稱へ、香春岑にては香春神として祭りしにこそあらめ、もとより相殿には、八幡住吉武内宿禰も祭るべし、〇中略然るに武内宿禰を主神と成し來しは、彼蕃神てふ事を嫌ふ中昔の時勢にて、比賣許曾神の主たるをかくして、武内と言ひ習ひたるが、竟に公家に及ぼしたるなるべし、〇中略かへすがへすも、武内宿禰と玉垂命と一體異名ならば、石清水を始め、處々の八幡宮の末社に、高良と宿禰とを別て祭るべき由緣なかるべし、是高良と宿禰とは異なる證也、かくて古來の說を破り、徵考を主張せんとにはあらねど、いかにも疑ひ深ければ、思ふまでを書つらねて、後勘の一助にせむとするのみ、

〔高良神考〕高良玉垂命神社、世人皆謂祭武内宿禰、余〇豐田松岡聞之筑人、其言亦然、然玉垂命神社自古有之、其配享武内宿禰及其子葛城襲津彥者、爲聖武天皇天平中事、是民部省圖帳殘編所載、其說的確、斷不容疑、則世人之言、遂屬謬妄、余又聞八幡祠官之說、配享廟庭之神、其在左者曰玉垂命、其在右者曰武内宿禰、二神當應神世、實爲左右輔弼之臣、是以從祠在此、是其言與民部省圖帳合、則玉垂命之與武内宿禰、爲別人、其徵實非一端也、古人云、玉垂命藤大臣連保也、其說亦極謬戾、何則高良山社說云、玉垂命與武内宿禰、並爲應神輔弼之臣、有大功於征韓之役、當仁德五十五年、二人並辭帝闕、武内至因幡高草郡而終焉、後人祭之謂宇倍神社、玉垂命至筑後三井郡而終焉、後人祭之謂高良玉垂神社、是其言必有所承、而玉垂命爲神功應神時人、蓋不待論也、夫賜藤姓者、爲中臣鎌足、是人々之所知、當神功應神間、曷嘗聞有藤姓邪、故後人皆悟其非、黜其說而不用也、或曰、玉垂命、卽阿曇磯良也、是其言何以爲徵乎、阿曇磯良、正史不載、而稗官野乘、與西人口碑之說、或言之、固不足信也、然安曇氏之世系、出自綿積神、綿積神與住吉神爲昆弟、實掌溟海、功德莫大焉、住吉神顯靈於西征之役、綿積神、想亦當爾、當時阿曇大濱小濱、從神功有勞、大濱至應神朝、實爲海人宰、則是必謬傳大濱小濱、或其族實有磯良者、亦不可知、而要之非高良玉垂命也、然則玉垂命神社、祭何

玉之德、而豐比賣之功也、故稱之號豐玉姫、又號玉垂命、

〔延喜式神名帳頭註〕筑後三井郡　高良玉垂　武内宿禰也、人皇四十代天武天皇白鳳二年二月八日、高良神託云、譽田天皇御宇、爲長昏武略之健將、末世時、古敵新羅禍害發物昔、宮崎松原仁建立新宮、可降伏新羅之由、字乎書天吾座下置天、其上石居、柱乎立天宮殿乎造、向新羅天自然降伏消除奈辛云々、件新宮以延長元年遷御已畢、人皇六十代醍醐天皇治廿八年、延長三年乙酉五月十八日、高良神託云、筥崎宮、北望巨海、西向絕域、爲防異賊之來寇也、不啻我朝德及遐方、高麗國接境不犯云々、社解云、三所中殿高良、左八幡、右住吉云々、

〔民部省圖牒殘篇〕筑後國高良玉垂宮　所祭玉垂命也、天平年、祀武内宿禰、荒木田襲津彥爲相殿、

〔筑後地鑑上〕謹讀緣起之書、稱此神爲神功皇后三韓征伐之大將軍藤大臣也、其自注曰、御名秘之、又云、仁德天皇五十五年、武内宿禰藤大臣辭帝都、宿禰者到因幡國高草郡、入山而陰、大臣者來筑後國御井郡高良山下、卜居於山上高牟禮云々、神社考曰、高良明神者、武内宿禰靈也、未詳孰是、

〔神名帳考證筑後〕高良玉垂命神社名神大　豐玉彥命乎

〔神社覈錄六十六筑後〕三井郡高良玉垂命神社名神大

當社祭神の事、武内宿禰といふが舊說にして、さらに異論もなきを、今に至りて連胤が臆斷を述むは、實に神慮の恐れもあれど、年來心にかゝりて迷ひ侍りしを、こたび思ひ得たるまゝに、竊に愚考を遺さむとす、それ高良といふは、原よりの地名にて、加波良と讀べし、其徵は肥前國風土記に、昔者纏向日代宮御宇天皇〇景行巡狩之時、御筑後國御井郡高羅之行宮とあるにて著く、〇中略さては玉垂命といふこそ神號なれ、其玉垂てふ御名、式の神名帳より外になく、武内宿禰の別名といふ事も、他の書に見えず、抑玉垂命と稱へ奉る語勢、たゞ〳〵女神とのみ聞ゆるにはあらずや、〇中略さては此玉垂命と申すは、比賣許曾神亦曰下照姫に在て、高良山にては玉垂命

名稱
祭神

高良神社

高良神社ハ筑後國御井郡高良山ニ在リ、高良玉垂命ヲ祀ル、蓋シ高良ハ地名ニシテ玉垂ハ祭神ノ號ナルベシ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社ニ列ス、

〔延喜式 神名十〕筑後國三井郡高良玉垂命神社

〔伊呂波字類抄 加 諸社〕高良　本朝文集云、神戸道麻呂男子美乃利麻呂託宣、兒齒髮七歲、未辨善惡、爰共父參上社、良久件兒走廻玉殿十餘匝、卽叫聲穿雲、注云、我昔於第十六代譽田天皇御宇、貴爲晨昏武略之健將、此伐蜂起之敵列、未伏烏合之夷地、其後率宿習生家此林、爰國宰依示現、林中掃荊棘、平石巖、草創佛殿、彌勒像一軀、毗沙門天一體安置、

〔諸神記〕一高良社 筑後國三井郡
天武二年二月八日依託宣勸請之、高良者藤大臣連保之御事也、神號曰高良玉垂命、以干滿兩珠令奉行之故奉號玉垂、住吉明神之化身也
又云、玉垂將軍右丞相、　大菩薩御乳子也、本宮下十町計、大菩薩之武將也、名神大
一高良社　社解云、三所、中殿高良、左八幡宮、右住吉神、
延喜神祇式曰、筑後國三井郡高良玉垂命、天武二年二月八日、高良託宣云、譽田天皇御宇爲晨昏武略之健將、

〔諸國神名帳 筑後〕高良玉垂命神社 名神大
或說云、玉垂命者、豊比賣之別號也、其豊比賣者、神功皇后之女弟、八幡大神之伯母也、亦名曰與止比賣、或號豊玉姬、或稱玉垂命、神功皇后征新羅之時、副女弟豊比賣於安曇礒良神、而遣海宮以借潮滿珠、潮涸珠于海神命、乃以其兩顆珠、而命豊比賣謀敵軍、果新羅之軍衆、悉沒于海底而死焉、蓋是兩顆

是なんそれといふ昔は竈門山寶重寺とて、山伏の住ける所に有けるを、ちかきとし比より、高橋と云者城郭にこしらへて有けるが、去年島津出て、あたりちかき岩屋の城せめ落せし時分あけにけるが、此比山伏の歸住と申せしに、五月雨の名殘、雲のかゝりて見えければ、

立つゞく雲を千里の烟にて。にぎはふ民のかまど山かな

峯の東に岩穴有り、天然の井泉なり、東西四尺餘、南北三尺に過たり、其水清潔にして常に增減なし、人此水に影を移せば、老顔も少壯の如し、故に姿影の井と名付侍とかや、社家の說に、往昔天の神出胎の時、此水を用ひて浴し給ふといひ傳ふ、其上に鼎の足の如く峙てる石三有、高一丈餘、三石の間一丈許有、今其間を道として通れり、是を竈門石といふ、此所にて湯を涌し給ひし故、釜石釜の蓋石など云(釜の蓋石高五間計あり)靈石あり、また應神天皇糟屋郡宇瀰村にて產れ給ひし時も、此井の泉を酌て產湯とし給ふとぞ、○中略山上に登るものは鐵索を引て攀躋、(鐵索引て登る所六間ばかりあり)本社の北に見落といふ大岩あり、上より下を望めば、危くして魂をけす、山中に七の窟あり、(右城、羅城、獅の岩室、南の岩、にし門の岩屋、寶塔岩屋、釜蓋是なり)皆神靈の窟宅する所なり、亦西に妙美水有、潮汐に應じて進退す、其外獅子龍馬蹄岩など云靈跡多し、

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社

宮より東の方一町計に獅子の宿とて、二間に五間の家有、家の眞中に長爐あり、是を長床といふ、此所は峯入の時、護摩を執行する屋なり、又此外に竈門山より國峯とて、峯入する所は、若松、金出山、犬啼山、米多比、鷹野山、許斐山、池田山、田島邊まで秋峯修行せり、又入峯百年餘斷絕して、道路荒廢す、

〔拾遺和歌集十八雜賀〕つくしへまかりける時に、かまど山のもとにやどりて侍けるに、みちつらに侍ける木に、ふるくかきつけて侍ける、

はるはもえあきはこがるゝかまど山　　もとすけ
かすみもきりもけぶりとぞ見る

〔九州道の記玄旨法印〕かまど山は、いづくぞと案內者にたづねしに、かへるさの右にたかき山有、

なりとて瀕掌す、是に依て永祿年中、二十五坊の僧徒兩谷松尾嶺に登り移、漸々東院の庭にも居住す、今に至て山伏二十五坊は山上に居住す、

〔八幡愚童訓下〕笠崎宮ハ、本穗浪社御坐ケリ、彼所山高道嶮クシテ節會參府官人、馬ナヅミツカルルヲ憐ト思召テ、民苦シミハ我苦在、竈門宮ハ我伯母御坐、國司府官馬乘著、笠、竈門宮御前ヲ透テ穗浪參條其恐アリ、

〔二十二社註式〕石清水

竈門（延喜式神祇云、筑前國御笠郡、） 延喜二十一年六月廿一日御託宣云、竈門宮（波、）我伯母（仁）御坐（須、）

〔筑前國續風土記（六御笠郡）〕竈門山神社

醍醐天皇延喜元年六月廿一日、八幡大神御託宣に、竈門神は吾伯母にておはしますとあり、是は竈門の御神を尊み給ふ事、伯母の如く思召との御事なり、（誠に竈門の神は玉依姫なれば、御伯母にはあらず、日本の俗、婦人をたうとみてをばさ稱す、）

〔八幡宮本紀三〕古傳の說にいはく、神后新羅より歸らせ給ひて後、御產所をえらばれ、蚊田邑に定め給ひ、（中略）御產湯をまゐらせらるゝため、清淨の水をえらばれけるに、蚊田村より東南にあたりて山あり、其嶺に清水あるよし聞えければ、彼水を汲取て產湯に用ひ給ふ、（御笠郡竈門山是なり、）此山の嶺に玉依姫鎭座まします、神名帳に、筑前國御笠郡竈門神社一座（名神大）とある是なり、此社の下に盆影の井とて、清水湧出る岩穴あり、東西四尺有餘、南北三尺に過たり、其水清淨にして常に增減なし、衆人此水にて顏をてらすに、老顏といへども少壯の如し、故に盆影の井と云とかや、是則產湯に用ひ給ひし水となん、こゝを以て竈門神社にも、左殿に神功皇后右殿に八幡大神を祭りて相殿とす、

〔筑前國續風土記（六御笠郡）〕竈門山神社

天武天皇の御宇、心蓮上人と云僧、初て此山に寺院を構へ、寳中寺と號す、法相宗なり、心蓮上人は、白鳳十二年六月十日寂す、佛頂山東尾寺其居なり、則佛頂山に墓所有、佛頂山は竈門山の北に有て竈門山より高し、其後漸繁榮して、有智山南谷北谷三所の僧舍、凡て三百七十坊有しとかや、その內三百坊は衆徒方とて、專經說を學ぶ、七十坊は行者方とて、專戒行を務て入峯を事とす、今も昔の僧坊の跡三所に殘りて聢々たり、文武天皇の御宇に、役小角登山して、石窟に於て修法せしと云、是によつて修驗道者、此山を以て修法の場とし、筑前豐前の俗に、此山と豐前國彥山とを以て、金胎兩部に比するとかや、桓武天皇延曆二十一年、傳敎大師、入唐安穩のため登山して、竈門神に祈り、藥師佛七體を作り七箇所に安置す、此比より變じて天台宗と成、叡山に屬せるならん、〇中略後奈良院の御宇弘治三年、豐後國主大友宗麟、當社寺院の傍、前裁茶園迄檢地せんとす、其時の座主淨戒、愁訴しける其書に曰、當社領、二三年來經界不正、方今檢斷爲幸乎、坊中三十町、自往古守護不入、一色左京大夫直氏探題時、奉尊氏將軍命被立御高札、近年大內家下知又由之、此等趣審辨、問亂舊政、則可謂敬神之至也、斯言上しけれども、宗麟終に許されず、有智山、小谷、中堂、原、此四箇所に有し寺院僧坊に課役を掛、堂社破壞を好て、其跡を墾て田とす、然るに依て社家神人は變じて農夫と成、神事祭禮日々に廢り、社僧法師は俗に還り、傳法修行の血脈斷けり、斯りければ三百七十坊ありし僧坊も衰微して、纔に二十五坊になりぬ、今所在の二十五坊は、みな是行者方なり、寛永の始までは、衆徒方猶二坊有しが其後亡びぬ、二坊は善如坊論宗坊〇論宗一本作淨泉、是なり、凡竈門山の寺僧は、中比より傳敎の流を傳來りて天台宗なり、其內行者は役氏の法を傳ふれども、是又天台宗なり、何れも叡山に屬せり、永祿元年、二十五坊の山伏一味同心して、淨戒座主に申けるは、近年僧坊にも年貢課役を勸として、神事祭禮悉くおこたり、又僅に殘れる門徒も日々に減少す、所詮山上に引上り、坊宅を構、神慮を領にし、課役を遁れんと思ふよし愁訴しければ、淨戒是を聞、尤

〔水鏡下桓武〕同○延暦廿二年閏十月廿三日、傳敎大師つくしにおはして、もろこしへたひらかにわたり給はんの御祈に、かまどの山寺にて、藥師佛四體をつくり給ひき、

〔叡山大師傳〕大師、諱最澄、俗姓三津首、滋賀人也、○中略延暦廿二年閏十月廿三日、於太宰府竈門山寺、爲四船平達、敬造檀像藥師佛四躯、高六尺餘、其名號無勝淨土善名稱吉祥王如來、

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社

嵯峨天皇弘仁九年四月、傳敎大師有智山寺の邊に於て寶塔院を立つ、是日本國六所寶塔院の一なり、所謂六所寶塔院は、安東上野寶塔院、在上野國綠野郡安南寶塔院、在豐前國宇佐郡安西筑前寶塔院、有智山寶塔院なり安北下野寶塔院、在下野國都賀郡安中山城寶塔院、在叡山西塔院安總近江寶塔院、在比叡山東塔院是なり、大師六所寶塔誓願文ニ云、

住持佛法、爲鎭護國家、仰願十方一切諸佛、般若菩薩、金剛天等、八部護法善神夜叉等、大小比叡山王子眷屬、天神地祇、八大明神、藥應藥園同心覆護、大日本國陰陽應節、風雨順時、五穀成就、萬性安樂、紹隆佛法、利益有情、盡未來際、恒作佛事、

弘仁九歲四月二十一日　一乘澄記願

一乘澄とは、一乘上觀院最澄と云心なるべし、最澄は傳敎大師の名なり、

〔類聚符宣抄一〕太政官符太宰府

應補任筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、○中略當國住吉、香椎、筑紫、竈門、宮崎等宮、皆以大宮司爲其所之貫首、○中略

天元二年二月十四日

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社

神輿

雨ふれと祈るしるしのみえたらば水かゞみとも思ふべきかな

〔陰德太平記七十一〕高橋紹雲寶滿社願書之事

寶滿燒失ノ後、紹雲ハ岩谷ノ城ニ在ケルガ、其後寶滿ノ城ヲ再興シ、今度ハ思子細アレバトテ、統增ヲ籠置、自ハ岩谷ニ在城セラレケリ、扨紹雲寶滿社ヘ願書ヲゾ奉納セラレケル、願文曰、

奉請蒙寶滿大菩薩擁護而使子孫永坐歡喜殿之願書

夫以這大菩薩者、本地十一面觀音菩薩、而成就佛果出現世間焉、大張般若眞證、普照六趣凡暗、威加四海、德播九州矣、往昔蒙古欲襲日本、旣至筑前邦志摩郡、攻戰伐、小大雖及九度、因大菩薩之神威、讐敵忽退散海外矣、是以聖天子叡感神功之所高、遠驚天使、歎賜綸旨、以爲筑前國之總社也、臣苟繼箕裘業、崇敬奉事、蓋有年於此矣、然去歲秋九月、臣有事於筑之後州、于時逆徒竄庠到當山、使神廟佛閣滅于祝融之燄、嗚呼天乎時乎、是萬民所悲也、臣從來不作不善、不行非道、唯救民於塗炭、安國於泰山、常爲天下臨危致命、知幾回哉、今所奉供願書、本意者欲使信心氏子心地無一枝之荆蕀、壽山有萬歲之松椿、且武運長久、子孫繁榮者也、再拜々々敬白、

天正十四年秋七月十日　源朝臣紹運

時之別當奉納焉

サレバ紹運、當社信崇ノ志、他ニ殊也ケル故、武名ヲ九州ニ揭、當年薩州勢岩屋ヲ攻ルト雖、志ヲ朝家ノ忠ニ通ジテ敵國ニ不降、遂ニ死ヲ善道ニ守リヌ、其後敵又立花ヲ攻ルト雖、殿下〇豐臣秀吉ノ助ニ依テ速ニ退去シ、統虎統增、筑後ヲ領シ、子孫永ク榮花ノ春ニ富ル事、是皆大菩薩神光ノ所照、崇ラモ可崇之也、

〔百錬抄五堀河〕長治二年六月二日、諸卿定申、太宰權帥季仲、同意于八幡別當光淸、射危竈門社神輿、下〇略

思に諸役御免有て、十方の檀那疎隔なくば、山中相續可然候半、領地は諸用仕間敷旨申、衆議一同して申ければ、僧徒の申所理なりとて、其請に任せ給ふ、其後も度々登山有、衆徒を招き出し、臨時の祿など賜りける、其外思慮淺からず、元和四年二月、又長政登山有り、先訴有といへども、神領寄附のしるしなくんば有べからずとて、高二十五石の地を宰府に於て寄進有て、永く山中の公役を除かれける、○中略元祿九年、國主綱政公より又二十五石の神領を寄附し給ふ、合て五十石の神田有、

祭祀

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社　十月初午日祭禮有り

奉幣

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年七月乙未、遣使於筑前國宗像神竈門神、肥後國健磐龍神等諸社奉幣、緣有祟也、

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社

後土御門院文正元年十二月、天下大に地震す、國一所づゝ御祈禱を行はせられ、筑前國は竈門山において是を行ふ、五色綾五十反、黃金五十兩を寄入し給ふ、

祈請

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社

延曆二十二年、弘法大師登山して、雨を竈門神に祈る、此時にや弘法求聞持の法を執行せられし所とて、福城の岩屋の上に、有則求聞持堂有り、

〔經信卿母集〕かまどといふ所にすみける僧の、こ姬ぎみの御いのりのししけるが、なくなりたまひてのち、かひなく御祈のおりにしことゝいひたる返し、

おもひきやかまどのやまにいのりしてよそのけぶりとなさむ物とは

〔新續古今和歌集十九雜〕筑前守にて國に侍けるに、日のいたくてりければ、雨の祈りに、かまどの明神に鏡を奉るとてそへたりける、　藤原經衡

を鑄させらる、

神階

〔續日本後紀　九仁明〕承和七年四月丙寅、授〇中略筑前國從五位下竈門神〇中略從五位上、

〔文德實錄　二〕嘉承三年十月辛亥、筑前國竈門神正五位上、

〔三代實錄　二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授筑前國正五位下竈門神從四位下、

〔三代實錄　三十成陽〕元慶三年六月八日丁卯、授筑前國從四位下竈門神從四位上、

〔日本紀略　宇多〕寛平八年九月四日壬午、授筑前國從四位上竈門神正四位上、

〔中右記〕嘉承元年十一月三日辛卯、今日宇佐使立、散位藤宗隆、木工殿上人後聞乘燭立使云々、〇中略此次竈門宮奉增正一位、本位從一位又有別宣命、仍位記請印、位記宣命、今度宇佐神祇官使正六位上伊岐宿禰義成、有尚被付云々、此事有故歟、

社格

〔延喜式　十神名〕筑前國御笠郡竈門神社　名神大

〔延喜式　三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略竈門神社一座　筑前國

〔百練抄　五堀河〕長治二年六月二日、諸卿定申、〇中略竈門宮可爲八幡末社哉否事、

神領

〔筑前國續風土記　六御笠郡〕竈門山神社

白河院應德二年、官符を下されける、其中に竈門山大神社は、九國の總鎭守、不混諸社、故寄附神領八十庄、宜懇祈聖朝安寧と有、いにしへ朝廷よりふかく御尊崇有し事、是を以て推はかるべし、文祿二年十月、隆景〇小早川登山有、權宮司重圓法印、時に八十有餘講堂に於て面謁す、此時隆景米百石寄進して恒例と定らる、〇中略長政公〇黑田入國の後登山有、歸給ふ時宰府に留り、竈門山の役人を招出さる、其比座主亡びて、衆徒中輪番の時節なりしかば、仲谷坊經實、召に應じて宰府に來りけるに、竈門の神は古來の名社なれば、社領三百石寄附有べしと宣ひける、經實歸て衆徒中に申す、山中一座につどひ詮議して曰、凡僧徒は衣食に足ぬれば、行者の志薄く成ものなり、所詮御厚

カヽル社壇ヲ塵ス事、物體ナキ事共也、唯今神罰佛罰ニ當テ、刃斷々ニ成、辛苦還テ其身ニ中ルベシト怒リケル所ニ、實モ神罰ニヤ有ケン、サシモニ雲飛烟收リタリシ秋ノ天、遽ニ掻曇テ、雷霆烈烈トシテ山ヲ崩シ地ヲ動シ、礫ノ如ナル大雹降來テ、枝ヲ折地ヲ穿ツ程ニ、勇猛ナル筑紫モ是直事ニ非ト思、合戰ハ是迄也、總ジテ迭ヒニ意趣トスル遺恨モ無事ナガラ、義ヲ勵ンガ爲迄也、而今而後ハ一味ノ好ミヲ可成候ト云入ケレ共、各嘗テ承諾ズ、筑紫復テ云ケルハ、左有バ申所無僞言證ニハ、吾娘ヲ統増ヘ可進也ト云ケレバ、城兵當座ノ難儀ヲ遁ルヽサヘ嬉キニ、增テ行末長久ノ契約サヘ有ケレバ、卽神文調ヘ調解シテ後、筑紫心易ク路ヲ開テ通シケリ、右リケル所ニ、其比席田郡ニ零落流離ニ年ヲ閱ル、大鶴右衞門ト云者アリ、此合戰ノ樣體ヲ聞テ、落人也共討取、軍功ノ賞ニ預バヤト思、急ギ松ノ尾迄上リケルニ、早和平シケレバ、殘念ノ事ニ思、或坊ヘ立寄、一炬ノ火ヲ放テ迯去ケリ、時節山風烈シク吹散シテ、坊舍諸堂一時ガ間ニ焦土トナル、

〔筑前國續風土記〕六御笠郡竈門山神社

同年〇文祿二年隆景〇小早川實滿の社造營有べきとて、近郷の良材を集て、多く工匠をつどへて造らせられけるが、慶長二年に至て作り終る、神殿、拜殿、講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、末社等古法の如く成就せり、石の鳥居をも建立せらる、此前神社佛閣僧坊まで荒果けるを、此時に至て形の如く再興せらる、〇中略寬永十八年二月、講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、一時に燒失す、是は近年山中猥がはしく、神前諸堂の界も野となりける故、野火入て回祿せしなり、山中傳來の佛像重寶等、多くは此時に燒失せり、其後は假殿を作て、回祿の諸堂に有し燒殘たる物をとめ置ける、慶安元年、國主忠之公、其家臣竹森六郎兵衞、吉田善兵衞、津田長大夫、長谷川角左衞門、吉田長左衞門、村田兵助等に命じて、當社造立の事始あり、近郷の良材を集めて作らせられしが、三年に成就せり、神殿方二間半、拜殿二間に三間、講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、樂師堂、護摩堂等、舊貫に復せり、鐘も燒てなかりければ、新に是

社殿

山上にのぼれば、一瞬の間に數百里の外迄顯て、衆山の小なるを一覽し、九州の內、近國はみな眼下一望の內に有西北には壹岐對馬迄に見えたり、秋天晴朗の時は知らず新羅の山もほのかに見ゆ、誠に廣大なる詠なり、山中に、春は櫻花多く、秋は紅葉多し、登臨するに堪たり、其外四時折々の美景、其變態のうるはしき事かぎりなくして、短き筆には述がたし、されども偏僻の地に有て、登臨する人稀成ば、奇勝の名山なる事を知る者少き事を恨るのみ、山上に御社有、是則竈門の神社なり、延喜式神名帳に、御笠郡竈門神社一座名神大と記せり、○中略斯る名山には、自ら神靈のます理あり、況や又御祖の神の鎭座し給へる地なれば、いと仰ぎたふとぶべくして、其靈驗も勝れ給へるなるべし、○中略御社は山の峯いと高き所、大盤石の上にあり、乾に向へり、甚尊嚴に見えおはします、

〔台記〕久壽二年四月廿六日壬寅、申刻頭光賴朝臣來、內覽太宰府言上、竈宮爲天火所燒由之文、

〔百錬抄七二條〕平治元年八月二日、陣定、竈門宮燒亡、○中略播磨國伊和社燒亡事、

永曆元年十月十二日、延曆寺大衆、捧日吉神輿參洛、訴申太宰府竈門宮、幷大山安樂寺燒亡、治部權少輔菅原貞衡合戰事、

〔陰德太平記七十一〕筑前國寶滿城合戰幷同城燒失之事

越ニ筑前國御笠郡勝尾ノ城主筑紫上野介廣門、倩思惟シケルハ、○中略高橋紹運、筑後ニ在ケレバ、彼ガ留主ニ殘ル者共ハ、定テ老褌門、又ハ物ニモ不心得弱武者ナラン、是天ノ賜ハル時節也、推寄紹運ガ妻幷ニ統增ヲ擒リ、一城ノ者共悉ク伐掛ベシ、○中略右カクテ三百ノ者共、天正十三年九月二十三日ノ夜、內山ノ里中堂ノ邊ヲ過、究竟ノ案內ヲ賴ミ、西院ノ深谷、鳥モ翔ラヌ岩間傳ヒヲ、藤蘿ヲ攬、松柏ヲ攀、二十四日ノ寅ノ下刻、本堂ノ下ナル西院ニコソ著ニケレ、○中略爰ニ福泉坊ノ幸才ト云ル荒坊主螺ヲ吹念珠ヲ推揉、齒噛シテ立タルハ、大天狗ナドノ如クナルガ、此僧大音揚テ、己等

竈門神社

竈門神社ハ筑前國御笠郡竈門山ニ在リ、玉依姫命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列ス、現今官幣小社タリ、

名稱

〔延喜式十神名〕筑前國御笠郡竈門神社

〔延喜式神名帳頭註〕筑前御笠郡　竈　延喜廿年六月廿一日、八幡大神御託宣、竈門宮波　我伯母仁御坐、

祭神

〔神名帳考證筑前〕御笠郡竈門神社　在御笠郡竈門山上、亦號寶滿山、爲寶滿明神、玉依姫命、

〔書言字考節用集三神祇〕寶滿菩薩(關左俗謂之御親目、傳云、神功皇后床淀媛也、故社々八幡宮爲合殿、今按叔西俗、或云豐玉媛、或云玉依媛、共以謬乎、)

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社

祭る所の神は、海神の女玉依姫、鸕鷀草葺不合尊の御后なり、日向國高智尾岳にて、神武天皇を產給ひて後、竈門山に入給ふとかや、相殿神二座有、左は神功皇后、右は八幡大神なり、

〔名所方角抄筑前〕三笠山　森有之、大和同名有、應神生湯を此山にて召れしより、竈門山とも申なり、火櫻をよめり、寶滿山此山か、

社地

〔書言字考節用集一乾坤〕竈門山(又作護戶、御笠山、寶滿嶽、出同、筑前御笠郡、事見水鏡、)

〔筑前國續風土記六御笠郡〕竈門山神社(此山は福岡より六里、宰府の鳥居より五十町あり、有智山より二十二町あり、)

此山は國中央に有て、最も高く、造化神秀の集れる所にて、神靈の留ります地なれば、凡筑紫の國の總鎭守なりとかや、峯高く聳、雲霧深く覆ひ、烟氣常に絕ず、故竈門山といふ、又御笠山ともいふ、太宰府は此山下にある故、御笠の里と云、此山を或は寶滿とも號す、滿山石多して、其形勢良工の削なせるが如し、まことに奇絕の境地なり、諸國の名山をも歷觀せしに、斯る所はいまだ見ず、此

九日、有流人宣下事、○中略是安樂寺惡徒十七人內也、

〔本朝無題詩集十山寺〕安樂寺聖廟望勝形　源時綱

轄脂何處趁風流、古廟勝形足以遊、山疊畫圖春雨巧、林調琴筑晩嵐幽、羈愁縮下醉空忘、詩癖花前老未休、洞裏煙霞從可樂、一生何必在皇州、

〔海陸吟〕西都○太宰府のありさま、一とせ太宰少貳が大變の後は、在々所々皆荒果て、禽獸隣をトし、人民栖を失へり、都府樓の瓦の色は、秋の霜にくち、觀音寺の鐘の聲は、夜の嵐に絕ぬ、○中略されば住馴給ふ神の御心までも、さぞ忍びがたくおぼすらん、

還り來し都も今は秋の野に殘りて神やむかしこふらん、其後連歌して法樂に手向、通夜し侍り、

門坊、十境坊、常修坊、(已上文人三家、小野氏なり、○中略)連歌屋迎春院、外に正堂、權堂、正知事、宮之內大宮司、御供所大宮司、護灯三人、鐘撞三人、時撞寶藏、式司、千德、掃部所、不老太夫、神人八人、總市、正大工、總鍛冶等いづれも神領の配分を受く、

末社

〔筑陽記 十 御笠〕天滿宮 末社諸堂 新羅宮 御靈社 老松社 柳宮 尼宮 玉宮 福部宮(供云奉者神) 八幡宮 貴布禰宮 日吉山王宮 櫛田宮 御供所 已上社ノ後 寶滿宮 上官所人丸宮 楓宮 已上社ノ前東ノ方(○中略) 大神宮(○中略) 荒神社 已上本社ノ東上段也 高良宮 藤大夫社(○中略) 已上社ノ西 志賀宮 御池ノ中島在リ(○中略) 辨才天社(○中略) 小太郎左近社(○中略) 今尾社(○中略) 四天王宮 味酒安行廟(本社ノ後、乾ノ隅ニアリ、○中略) 已上本社右ノ邊

〔筑前續風土記拾遺 御笠郡 二〕天滿宮附安樂寺

今此坊(大鳥居○中略)に兼帶する所の末社諸國にあり、筑後國下妻郡水田天滿宮、(社領千石、御除地なり、末社諸堂、社僧六坊、社家神人さも二十人あり、)同國三潴郡青木村老松社、江戶本庄天滿宮、(龜井戶)長門國萩城下天滿宮、(證燈院)當國博多鏡天神、(北之坊)同志摩郡板持村老松社等なり、

〔太宰管內志 筑前之二十二 御笠郡 二〕安樂寺

寶永七年閏八月、天滿宮司務職留主別當大鳥居法眼信仙より、巡見使へ出す詞書に、一往古堂社數七十五ヶ所內四十八ヶ所、唯今現存之分、聖廟寶殿、老松大明神、廻廊、福部大明神、御靈大明神、大神宮、東法華堂、西法華堂、大講堂、安養院、觀音寺、志賀大明神、宰相殿社、幹正社、楓社、人丸社、藤大夫社、寶滿宮、高良宮、櫛田大明神、山王權現社、貴布禰社、若宮、玉宮、尼宮、柳宮、新羅大明神、法性坊堂、荒神社、辨財天社、渡唐天神社、無準堂、今尾社、太郎左近社、小太郎口社、西天王堂、浮殿、文庫、寶藏、仁王門、鐘樓、御供所、理趣院、榎寺、天拜社、神厩、

雜載

〔皇帝紀抄 順德〕建保元年六月十三日、有仗議、是太宰府言上、安樂寺御輿以下燒失事也、 四年五月

は、大鳥居小鳥居、御供屋、執行坊、浦の坊、此五家はともに菅姓にて、別當職と稱す、就中大鳥居は古より別當留守居職として、今も其巨擘たり、小鳥居もそのかみ相並んで神事を執行、かはる〴〵別當留守職を務めしとかや、〇中略又宮司あり、三綱有、文人有、衆徒有、凡社職二十六家、其外未了神人猶三十人許、各氏族綿々として、相續て不絕、神前の宿直、上旬は檢按坊、中旬は滿盛院、下旬は勾當坊つかふまつれり、昔より今に至迄、日夜共に片時も怠る事なし、此三家は彼味酒の安行の苗裔なりと云ふ、

〔筑前續風土記拾遺御笠郡二〕天滿宮附安樂寺

當社の祭祀、いにしへは都督の人掌り給へり、其後菅家長者、當社を管領し給ふ、社官の緇素、今も菅家の執奏を得て昇進するは此故なり、安樂寺別當の始は、平忠法師、菅神五世孫、右中辨淳茂朝臣の二男也、天曆年中に此職に補す、二世を鎮延といふ、三世を遍日、此二人は菅神三世孫、常陸介雅茂朝臣の子なり、夫より經圓法師菅神十六世東宮學士在經第三子、觀應文和の比の人、まで三十六世、他姓の人任ずることなし、其後久しく正別當の任なし、留主別當より專沙汰する事となれり、〇中略其留守別當は、大鳥居小鳥居兩家、かはる〴〵此職となりしが、近代は大鳥居のみ留守職に任ず、此兩家は菅神第一の御子、右大辨高規卿より八世孫別當善昇の後にして、代々妻帶血脈相續せり、是神孫たるが故なり、此故五別當大鳥居、小鳥居、御供屋、浦坊、執行坊なり、いづれも此格なり、寶曆四年甲戌大鳥居信貫に延壽王院の號、勅許有しより已來、此留守別當のみ、古代よりの例を改めて、永く淸僧となれり、

當世ある所の社官五別當は、大鳥居、古文書百餘通、其外書畫等あまた藏す、小鳥居、古證文數十通を藏す、其內乘車免許の狀等あり、御供屋、文治二年北條時政の狀、康永四年尊氏將軍の狀、應安七年今川了俊の狀、又乘車免許の狀等、數十通あり、執行坊、浦之坊已上、三宮司は滿盛院、此三坊は、味酒安行の裔なり、昔滿盛院の領所八十餘町あり、其時の古文書等、悉に今に現存す、檢按坊、勾當坊、已上三綱は上座坊、古證文數通あり寺主坊、都維那坊、安秀坊等、已上、衆徒は藍原八坊、華臺坊新願寺といふ、此八坊、小早川家の比より當社に來るといふ、六度寺、安祥寺、寶珠坊、明星坊、眞寂坊、寂

一於寶前勤修長日尊勝護摩事

一同於寶前屈請十口僧侶、每月一万卷觀音經轉讀事、同像一万體摺供養事、

每日充一千體、以每月十八日供養之

一同於寶前屈請持經者、每日令轉讀法華經一部事、

一同於寶前以寺僧三口、長日令轉讀大般若經事、

已上三箇事、奉所上皇御願、

一同於寶前、每月廿五日天神御月忌、屈碩學八口、勤修八講事、

件御月忌、元者轉讀阿彌陀經許也、

一每月屈十口僧侶、一字三禮、令書寫如法經、納銅筒、奉籠寶殿事、

一寺內諸社御燈奉供事

一北野宮寺社等供夜燈事

已上拜任之後、以新信心所勤行也、

自往古被始置恒例臨時大小佛神事法會祭禮、連月連日之勤、日夜燈油佛聖供、神供人供、衣食供料田、一々無退轉、不及注進之、此三箇年、爲武士等被打止天、一々斷絕、寺僧神人上下數百人軰、拭悲淚迷山野云云、

〔筑前國續風土記〕七御笠郡天滿宮

此御社の別當、初は太宰帥と成人司れり、其後菅原氏勅を受て、かはる〴〵御社の別當と成り、六年を以て任とし祭禮をつとむ、後堀河院の御時、菅公九世の孫菅原の善昇〇善弘子と云し人、おほやけのみことのりにて西府に下り、社職をつとめ祭禮を司れり、後に祝髮して信貞と號す、其嫡子を信昇と云、是より大鳥居小鳥居などの家分れて、其子孫相續て、今に至て社務職たり、今の宮司

神異

社僧

正曆四年八月十五日、宮師淨洞夢、夜候御在所之間、子時許、夢御前ヘ召、故檢挍鎮延大法師仍參上、卽被仰云、依贈宮事、勅使下向者、是非本意、依非舊例、更不可承引、件使來者、令知我他行之由、左右不可相定、依無面目也、種々雜事非可仰者、同十六日夜、座主松壽大法師夢、子丑時許夢見、不知之人來告云、可參廟院者、答云、誰人仰事乎、一家主達被集會所被聞也云々、仍著袈裟參進、廊内外有十人、自西戸參入中門、著座四位五位數多也、其中知面之人、三位文時卿、左近中將英明朝臣、勘解由長官在躬朝臣、山城守雅規朝臣等也、告示云、公使下向、其事非御本意、寺司等不可承引云々、然間覺畢、

〔天滿宮託宣記〕太宰府解申言上奇異事

安樂寺菅丞相廟前案上詩一枚晤出來狀

右謹檢案内、贈官位勅使散位從五位下菅原朝臣幹正、今月十九日到府、同廿日未時、勅使幷府行事權少監正六位上源朝臣兼政、少典正六位上伴宿禰如武等、相共參詣彼寺、勅使持位記函、置案上再拜、讀宣命畢、爰彼廟院大宮司安倍近忠、件以位記步進廟前之間、案上函外有青色紙書、近忠申云、此書在函外、是若漏落歟者、勅使答云、本自無青紙書者、物似神作詩、不知其所出、謹須如此神異之文、任格密封言上者也、而寺司及勅使祗候宮人等衆人、共所見也、仍記在狀言上如件、謹解、

正曆四年八月廿八日〇署名略

〔吾妻鏡六〕文治二年六月十五日辛酉、安樂寺別當安能僧都、〇中略今日參著關東也、安能寺務後、始置佛神事、

一建立瓦葺二階一間四面經藏一字、

一毎日調味御供事

古來無此事、

一建立六間四面御供所一字、并次々屋六字

たり、我心留所思ヲ帝釋天暗留知給布、我か昔名ヲ損せし時留、心中留五言絶句ヲ思木、離家三四月、落涙百千行、萬事皆如夢、時々仰彼蒼さ、此句口外留未出留帝釋天知之、忽以感歎志、後集乃中仁載天有り、頗可憐木詩奈利、大唐乃人皆暗留誦留事有り、我今懷一絶句天寺僧等留示す、家門一閉幾風煙、筆硯抛來九十年、我仰蒼天〇天一本作穹懷古事、朝々暮々涙連々、寺僧等奉之有感拭涙、又一切經論欲令書寫留、道心乃人に難會志、我家末葉乃此願ヲ可遂木人忽以難有志、向後仁必出來歟、我致助成之、某朝臣下向セシり時ニハ、他乃善事ヲ先營志間留、任秩已暮テ不成木留、然而彼朝臣、大貳乃有闕牟時留、必望ヲ可成木由ヲ可告示者なり、寺僧等モ此心ヲ可存志、又此寺仁所申請乃條々乃雜事言上府解文等、入道攝政乃時留、在國朝臣留付タり、而其心留不入シ天已捨失り、大不足言なり、自留天譴モ留當留、是不信乃所致なり、又管國乃司等乃所愁歎へ、每年留絹米等可加進木事なり、各所訴なり、府國乃煩、只此事留可有志者、御託宣乃旨如此、仍注記、

大宮司安倍近忠
宮師法師淨洞
都維那法師□□
寺主大法師聖運
上座大法師王廉
檢校大法師昇朝
別當大法師仕筭
座主大法師松壽

〔百練抄一四條〕正暦三年十二月、安樂寺託宣、貞信公(藤原忠平)流、可爲執政臣事、

〔天滿宮託宣記〕正暦四年御託宣

乃旨チ令記牟、其仰爾、我家之末孫、輔正朝臣乃大貳爾任セリ時爾、公家爲令申爾、種々乃古事チ仰示志キ、是ハ吾心非一、山々乃隱者賢人等乃所申之事、幷爾封戸年分可被加木事等也、而左右爾思慮シ天遂爾不奏聞、是ハ彼朝臣乃己不信なりる、然而爲大貳志時爾、我寺爾一基乃多寶塔チ造立天、千部乃法花經チ書寫シ天安置供養セル、其善無量也、國土チ鎭護志、砂界チ利益寸、此仁依天彼朝臣乃不信不勘也、右大辨惟仲朝臣ハ、我家乃門生也、肥後國乃司さ有志間爾、爲寺爾頗有用意、玉井名合志乃庄等事もさ其志有ナモリノ、又歸京乃時も爾奉幣志、東舞等チ奉供シセ、尤有信心木、其後も猶有リ其志、仍天有リ加護、此人乃作詩乃中爾、輔正朝臣乃、寺別當松壽爾寄志たり八韻乃詩ノ和ハ在厨子中リ、可求進志者、仍天忽爾分手天搜求出天御前爾進留、卽令讀天聞食天、父子相分チ隔遙界留た詞、尤可憐志、何况昔乃事、有心人ハ可相像志、我常爾昔チ思仁其心不安寸、抑先年爾所示乃隱者等乃所申ハ、昌泰三年乃事乃元首ハ、朱雀院乃行幸乃日事等奈利、〇中略依是天年內爾成謀天、明年爾遂左遷乃事有、天下騷動寸、左遷乃後爾、彼朝臣ハ獨身世乃政チ行テ、官外記乃雜事、詔書宣命官府宣旨、毀舊天改正皆畢、其事爾同心乃人々等、幾乃程チ不經テシ皆悉死亡志、子孫各絕りた、適生ハ無益も誰不知乎、我入滅乃後爾、淸涼殿爾參シ天、帝皇爾對面天、具古事チ奏爾する、合掌天淚チ流給天、彼時乃事チ被宣留、然而臣下爾不令知寸、依無皇威なり、彼隱者等所申、當國乃風な誰不知乎、官職乃生前爾不任ハ、沒後爾贈之、延長元年乃詔云、左遷乃號チ停テ爲本大臣爾、彼時乃文書等、皆悉爾可燒失志、若遺置加本人ハ違勅乃罪爾可處木由等其定明なり、己爲本大臣リ、何無贈位乎、我か西行乃時爾、故貞信公〇藤原ハ忠平右大辨爾天、深ク我か遠行な歎天、更爾兄乃大臣乃謀計爾不同木、遞爾消息狀チ通天、專無隔心木、彼卿さ我さ遂懇懃な結ヒ木、彼家の子孫ハ攝政不斷天、多久朝家爾滿りた、故入道攝政乃北野宮社爾被過志たり甚所悅なり、爲我有志留輩チ何不守護哉、我朝チ保護給事ハ、是八幡大菩薩乃助給なり、天下和平、神威繁多志、末世乃事、皆能可愼、我れ毎日三度比帝釋天爾參詣天愁訴乃後、頗自在乃身な得

足皇道、我家末孫、立朝廷者數少、又無力也、大貳朝臣者、志至誠深、右中辨資忠朝臣、其志雖淺、顯存精信、能々可尋家情、爲紀朝臣、似無其信、乍傳家風、不知家志、齡未長之前、努力々々、舊人皆有誠、今人更無信、彼舊人已不幸、今人何爲々々、幸與不幸、信與不信也、文時朝臣、來訴已得理我等申請三箇條事、爲我至要、府解言上未聞裁下、資忠朝臣不信也、重可言上、已無公損、何卿可妨、何辨可抑、又々可相催、我家末孫出家入道者、一向可來住我寺、若不然者過障難歟、遍空法師爲名利遙下、專爲我無信、不來見歸向、途中損畢、爲家之耻也、抑當土火災、是兵亂也、此事只忠信朝臣之所爲、仰出數人、常爲彼人致忿怒詞、又發國中兵士、多令成公損、毎聞此事、○毎一本作由鄰國又々不靜、依一國亂成他境謗、各所謀計已似謀反、府官可諷諫也、若不隨制止、早可言上也、忠信朝臣館中、所集之凶黨惡群、不可勝計、件不善輩所行云々、甚可恐怖、似無總府、何不糺行乎、達類美、是已犯人也、得住國之身、作成長之便、早可糺行、是大府不可緩怠、吉祥院事、誰人堪力得改作乎、氏中可有定、十月十七日悔過、于今不怠、子孫不絕只依此誠也、此寺傳彼風、年來法花十講會、先祖代々恩所、皆以隨喜、三寶歡悅、味酒安行大功人也、彼後胤尤可賞之由、可告大貳、一昨日夕大椎、國司可愼、大府何無用心、不到愼門、只以信爲本者也、至于公事告而無益、不可披露、此勤條諸僧、可令知我歡喜之由云々、又々仰云、不他筆自書出、可告大貳館云々、

○又見扶桑略記、百練抄、

〔天滿宮託宣記〕正曆三年十二月四日御託宣

禰宜藤原長子、今月早旦仁申云、依例天昨夜御前仁候宿須、今曉寅時計乃夢中仁、廟君乃仰仁云、以汝傳仰倍木事有り、不能去天可候志、但我一兩日他行奈利、其間八御殿八不開天可候者、仍宮師淨洞法師留仰、爾天知仰留御殿乎不開シ天、例御供御燈等八、戶外御簾乃前留令奉供、同三日乃夜半計留、雷公大鳴天、降雨如沃志、其間電光如日天留志、雷乃響振地布、奇恠畏怖、不可勝計、然間留御殿乃戶開ぬ、宮御尊驚奇布、其時寅時計留、禰宜長子二託宣云、寺司等可召者、卽大宮司安倍近忠ヲ以天、御託宣

及第、次々在躬輔正令相續事、一向我加護力、毎度成妨乎、大貳朝臣兼式部大輔事又希有、爲家有面目、爲公無憲法、大貳朝臣內外共末孫、又存信心依發造塔寫經之大願、我深廻謀令赴當任、暫停他事、早遂此願、致合力之人々、現世後世之大願皆成、生々世々之因果全熟、我一時之間廻於三界、常住所者、濟度衆生界也、此界普賢文珠觀音地藏四體菩薩、遞來化度、我每日往詣帝釋閻羅王宮自在天宮、五天竺國、大唐長安城、幷西明寺靑龍寺、新羅國祥武城、當州皇城、幷當府及諸國所々歸依古別宮等、也、我隨身伴黨十六萬八千八百餘人、總含恨背世、貴賤靈界、皆悉集來、但無理含恨之輩、專不相共、昔自少年時有入唐之心、出身之後被任大使、依有本意早欲渡海、而副使長谷雄朝臣、聊有相語、遲怠之間昇大臣官、已以不遂、依彼本執、常在唐家、抑我是蒙攝政之詔、成功之身、朝家定憲、何無其賞、只贈一階、大山之上如加一塵、我已負無實事之後、帝釋宮、召鎭國明神被勘糺之、隨卽種々災變面々出來、公家不堪其譴、改元爲延長之日、授本大臣官、彼左遷時、文書皆燒失、不可傳後代之詔明白、是依無罪所行也、彼詔作人、事旨不快、仍又天罰畢、惣人之甚、不得其心、被贈太政大臣正一位、今爲我無益、而南山隱者等、皆大恠咎云々、定無罪之由可無例賞云々、依有先蹤也、已無糺事之益云々、仍所示也、我每向皇城、燒亡度々、我更不屑、而伴類中所成、爲公常以嚇呼、令致大費、後々又不斷歟、上者崇道天皇、下者菅家小臣、不去帝釋宮、愁緖難斷、昌泰二年正月三日行幸朱雀院、太上皇〇宇多與今上〇醍醐合頗言談、召我甚密々被仰、天下之政、汝獨可奏下、改先詔如何、左大臣時平、見氣色出陣外、我返奏曰、上在左臣、先詔下畢、是極不便、有大怨歟云々、議定云、有召無別事、人成奇恠歟、可上詩題以春生柳眼中、卽被下畢、俄令獻詩、此日例祿之上、兩帝皇幷后宮、各給御衣、衆人驚恠、榮耀無比、左臣氣色頗異、當帝初產生給時、一時不去、男女之役、獨成其勤、成人之後、奉授諱名敦仁兩字、爲皇太子之日、依有次第任權大夫、然而有別勅、宮維事獨進退、讓位之後、一向又同、延喜御後、皇胤不幾、是只依法皇深御契所守護也、但我心不安、仍安和帝王〇冷泉生而無益、今上乍居其位、已無皇威、只臣下之最也、度々去城交入民間、不

〔金葉和歌集〕九雜 むかし道方卿に具して、つくしにまかりて、安樂寺にまゐりて見侍りけるみぎりの梅の、我任にまゐりてみれば、木のすがたはおなじさまにて、花の老木になりて、ところどころさきたるを見てよめる、

大納言經信

神垣にむかしわが見し梅の花ともに老木となりにける哉

〔平家物語〕八 名とらの事

同じき十八日、〇壽永二年八月 平家安樂寺に參り、よもすがら歌よみれん歌して、宮づかひ給ひしに、中にも本三位の中將しげひらの卿、

すみなれしふるきみやこのこひしさは神もむかしに思ひしるらむ、人々まことにあはれにおぼえて、皆袖をぞぬらされける、

〇按ズルニ、此歌源平盛衰記ニハ、平經正ノ作トス、然レドモ玉葉和歌集ニモ亦重衡トアレバ平家物語ヲ是トスベシ、

〔天滿宮託宣記〕永觀二年六月廿九日御託宣

永觀二年甲申六月廿九日戊申辰時、以禰宜藤原長子託宣曰、我此砌下月來之間、兩三僧侶、種々修善遞以出入、黃昏錫杖之音、日夜懺法之響、念佛讀經、天動地感、何況我及眷屬、尤有其益、須以件僧等令逃陳之、而三摩耶形、是皆釋衆、若用此人、可無法威、仍以愚昧女、輕々令言、何可求賢、不用本心之故也、寺家別當取筆注之、我欲示一事云々、我家子孫、遠近有員、内外無隔、漸經數代遞難相知歟、昔日依讒言放我之日、大臣時平卿、光卿、納言定國卿、菅根朝臣、僞稱勅宣、召陰陽寮官人、宛給種々珍寶、令呪咀我幷子孫永絕、不可相續之由、神祭多送日月、皇城八方占山野、厭術埋置雜寶、然而我不可絕之術、隨分相構、被指姓名之人、皆以短命、又次々孫々、不高官位、家貧才乏、是依厭術也、朝家政豈可然乎、故高視淳茂朝臣等、切々祈念云、子々孫々家業不斷云々、我爲思家文殿書等被空廢事、令遂淳茂登省

復、講說自晴杳、龍象滿其中、師跡傳陳隋、證入位彌深、廻向志各擲、都邑成其下、低屋連枅攙、城狐社鼠喩、有罪免鞭笞、震居西北野、尊神拓廣基、右近馬場邊、風景任天爲、萬乘廻鸞輿、六軍廝龍旗、羽林曜鵷綾、宮女曳鳳綦、紫衫各行事、衮服方樹頤、林樹生光輝、百王鴻業丕、公家有神事、奉幣先祈祺、臨晴日皎皎乞澤雨祁々、又有吉祥院、在子午城離、孟冬十七日、入講法華披、杏壇柳市生、集會何堂之、薦擧遂無謬、禁制敢不憖、五畿及七道、每國祭祀祇、都慮四海內、爭不仰指撝、天滿自在名、布護被尊卑、神恩所擁護、枯楊忽生荑、神德所眷顧、涸池自成澌犬得飽菽麥、藿豈飡渼藁、普天悉有截、率土誠不羈、俾六十餘州、返於彼八蠻國、富鳥食粃、民安孫含飴、冥化少傾缺、神德多所禆、采邑滿上腴、花租豐束蕢、餘裔爲著姓、青紫事農羲、棘路夙夜意、蘭省簪帶旋、射策及十葉、分符豈一麾、廊下訪往事、舊貫尤可思、仰天恃有道、與善宜憐台、仕神更無倦、福謙亦在誰、乘和身多患、抱節年已耆、沈病寡歡娛、臨政多忸怩、行年登六十、叢務事々擬、披簶卜露命、對鏡抽霜髭、計命唯三樂、省身是四帷、脆質同蒲柳、落景及崦嵫、適題二千字、恐招梧臺嗤、

〔本朝無題詩集十山寺〕冬日參詣安樂寺聖廟　釋蓮禪

府之東北一松墺、斯地佳名從昔傳、靈跡長垂年二百、德輝普照界三千、歸鄕期近春風日、侍廟信深夜月天、(入夜參詣故云)運命取身雖至拙、愚兒景福任神憐、

藤原周光

杖藜尋到梵宮壖、此地奇聲奕代傳、孤岸菊殘秋送九、仙壇松老歲期千、風煙卜勝久知世、靈粹及眞長配天、爲仰冥々雲雨祝、偷希神鑒早垂憐、

參安樂寺聖廟述志　釋蓮禪

古廟地形靈也奇、佛陀應化跡長垂、俗機塵斷青松洞、法性水清白鷺池、利物無涯春雨普、至誠匪石夜雲知、可憐遙渡蒼波路、再拜低頭昔顯儀、

洄斷肉饑門垣、施滯衛以降、吾土固大治、一境爲泰平、九州因淸夷、緣底愁病叢、誰敢食蹲鴟、黔首富秋
稼、蒼生休調飢、宜驗夫子言、善政不須期、戎罷家棄弓、戈止人藏鏃、有慶兆民賴、莫不蒙庇護、延算均北
辰、頒澤等東溟、神力施宇宙、山谷猶可移、尊重三密法、還爲扶桑寶、張子忘四愁、梁鴻息五噫、農工保利
益、商賈坐貿樹、昔是三台位、象又二朝師、殷夢通岩穴、周獲非熊羆、卅載鹽梅材、秉政福皐伊、輸忠輔皇
漢、盡節佐帝媯、謙靜避軒日、啓沃昭堯曦、淳化同姬旦、聖道亞仲尼、羽林爲上將、象岳作台司、風月應本
主、經籍卽尊尸、抑亦長衆藝、百中嘲百皮、博覽先世傳、佳句百代知、春娃無氣序、如海岸出飾、秋雁數行
伍、似氷雪在肌、閑居催粧製、深自驚人辭、烟霞桃李韵、絕於曹娥碑、文草十二卷、併爲與瑤寶、後集勵三
才、讀者淚漣漪、異日化仙訣、斯處留龍鱗、雲臺奏宜年、民蒙考妣慈、玄扇鮑歩日、人作兒子悲、爰占九泉
地、長立萬代祠、三遍加金冊、百行記鼎彝、勅使傳鳳銜、玉藻飛前墀、如無歷而來、不待微風吹、靑台色紙
上、妙迹兩龍詩、傳在門下爲、後人猶得窺、鳳人獻龍章、日夜顯尊儀、吟詠閑引步、聡者垂綆縻、又聞紅燭
燃、殆欲及簾帷、有聲暗喚人、既免炎上危、昔有南峯僧、入定見金姿、大悲威德天、昭臨倂二麗、率百億猛
靈、主儀千靈祇、皇居頻有火、制造課班倕、虫成卅一字、板上著其詞、夜々管絃聲、寥亮廊下珍、時々蘭麝
香、芬芳室中貽、恠同宋宮戶、讀靑宜室叢、綿山徒惆悵、羅水未歎嗟、藥欄石徒煎、仙竈玉空炊、國內有疑
獄、眞僞迷多疑、書理擇寺門、一旦辨妍端、解紛超神軍、發蒙過元龜、因徒寬五刑、訟人免百罹、凶邪無得
所、自象三不欺、若人有詐僞、誅罰豈有私、若人有陰伏、發揚更無遲、應答立可見、禍福坐懸推、鷲鳥駈鳥
雀、仁獸逐狐狸、霜科決錙銖、露體辨毫釐、寒朝參詣輩、鳶肩手成胝、暑月精進人、繭蹠足忘疲、宴遊爲跋
廻、篇翰名手隨、早春和菜羹、初冬殘菊壇、三日曲江宴、七夕漢水嬉、二季勸學會、結縁極素緇、九秋念佛
筵、利生待僧祇、悪忌是何日、與花有春期、仲陽二十五、齋會長無虧、樂縣四時張、琴瑟和壎篪、酒部七節
立、流醴泛瓊巵、箏柱吹霞悠、歌塵動雲栖、簫管吹不盡、曲長紅袖羸、舞衣續紛翻、宴罷伏燕姬、堂塔皆締
比、三昧傳月氏、常擊大法鼓、久挑傳灯脂、無明蕩妄想、夢後驚乾椎、佛表萬德容、僧垂八字眉、論義常往

康和二年秋、清涼八月時、我詣安樂寺、寺在東北隆、出府七八里、先望彼門楣題額鑄金字、下乘當路岐、
地隆尤顯敞、道遠方逶蛇、門外及廟前、往々有三池、其水潔如珠、看之高自涯、似展青翡翠、如敷碧瑠璃、
波心風疊皺、潭面月生規、菰蒲早穗秀、菡萏曉葉遺、分浦鴛鴦棲、近岸鸕鷀鷥、鶵子毛淋滲、晃羅衣襂褷、
鴻鴈鸊鷉鴨、相遞〇遞一本作遞引雄雌、常樂我淨聲、曉夕常在茲、鷁首〇首一本作身維古岸、虹橋照漣漪、一蹈銀沙
浦、再休白玉陂、北有崔嵬山、烟嵐晴縣碕、嶺高銜蟾兎、谷深藏黃鸝、西有潺湲水、雲雨添嶮崎、或激爲飛
灘、或鋪爲清瀰、危石累八九、冷滑剗且欹、莓苔似花綾、周道平如砥、軒騎若喧譁、率然忽致齋、庭前多佳
樹、森々聳叢枝、梅含鷄舌香、上陽紅艶垂、近在瑤階下、芬馥似瓊靡、暮雨燒楓桂、曉風吹棠梨、左右色茫
茫、次第影照々、啼鳥時一聲、聞之似涼颸、橘迷懸金鈴、柿猶列烏椑、山菓百千種、夾道正離々、甘酸味非
一、殆近于荔支、櫻榴葉翻扇、楊柳枝變絲、涼風飄仙桂、爽籟鹹高椅、秋來木葉下、散漫塞古植、纈纈敗爛
然、錦繡褰悽其、或有堅貞樹、岩嶠多厥麗、或有凋零栢、林頂自疲衰、地幽洞朱素、天暄苑離萎、階除尋芳
草、十步方葳蕤、結跌含露蘭、衛足向陽葵、苔庭養蕝藻、沙場植芷蘺、夏萱衰北堂、秋菊綻東籬、厥生劾人
寮、茗老失蘇黃、黃綺死已久、誰人採紫芝、修竹亂無行、四時常猗々、日月光不透、清陰足相追、廣柱有篤
蘿、滋蔓輕青滋、根一條且千、滿空自支持、下降囊礎石、上昇掩花榱、宛轉類瓜瓞、屈蟠訝龍螭、緣蘿綺羅
舒、黃葉珪璋薦、楹宇旁棨紆、梁棟伴離欐、造物者何意、強貽此幽奇、華堂聯柳樹、輪奐自參差、黃扉排瓊
戶、雕刻幾纖微、懸鏡透珠簾、交壁飾綵甃、門塾安木便、挾簷共哆嗒、瞻視偏如生、跋扈勢嶷々、廊壁圖華
客、操傘皆候伺、髮毿誠如畫、儼雅容孜々、有堂號法華、草創託吳維、九品安西方、十影坐中逵、護持佛法
天、當左亦相比、傳聞我聖靈、每日念偏餐、輦擅敢不入、窈窕豈得窺、本願好儉素、雅志在茅茨、後代加華
飾、眞物非瓊琪、神以甚揭焉、靈驗不可貲、如在同平生、夢想叶思惟、感應在須臾、遣自驅馬馳、冥力震壘
貊、潛化及童兒、枌楡惟紙錢、松杉他珠琲、金埒當門前、遂畫競青驪、新來古柏晴、連錢醉難騎、衆珍搖青
鮫、潔幣奉東施、豈唯州郡人、梯航貢土宜、稽首傾貂蟬、低頭銜鵷鷺、殺生深所禁、豈敢求三犧、置酒嫌淮

參詣

於疾風之中、宜宛廟堂之莊嚴、不比俗境之愛玩、旣而巽禮漸畢、遊宴亦闌、〇下略

〔太宰府天滿宮故實下〕六條院仁安三年、始て神前に日別の神食をそなふ、今に至て毎日おこたることなし、今も其法、大なる神器に斗米の御饌をうづだかくもり、いろ〳〵の供物御酒などそなへ奉る、凡十五饌三十六器、神厨ありて是をとゝのへ、ゐぼうし白張著たる役夫是をになふ、朝毎に祭祀の行はるゝ事かくのごとし、又幸祭とて年ごとに卯月廿日、霜月廿日には、夜に入て神前に御食を備へ祭る事侍る、其夜夏冬の御衣をも新しきを奉りて、古きをば給はりぬ、この祭いつの時よりか有けん、いざしらず、又いにしへ此御神のため、年毎に四度の宴を行はる、內宴（正月廿一日）曲水七夕殘菊（十月廿日）是也、凡此日は別當以下社人、悉く一所に集まり歌を詠じ、文人詩を獻じて、詩歌管絃の會ありしとかや、此御神はきはめて風雅におはしましければ、神の御心をなぐさめまゐらせんためなるべし、〇中略中頃亂世となりしよりこの方、四度の宴も絕て久しく行れず、今は只七夕の和歌の會のみぞ殘り侍る、二十五日には、歌の會所に社司あつまり、月次の連歌ありて、とし〳〵月々におこたる事なし、又同じ所にて、年毎に結夏のあひだは、五日に一會して連歌を詠ず、正月七日の夜は、まづ酉の時ばかりに、うそかへといふ事あり、さて其次に法事をなしての ち、鬼とりと云ことありて、貧人をからめて鬼と名づけ、堂のあたりを引まはり、たゝきふすべて、鬼とりたるとての ゝしる事、今にとし毎にたえず、いにしへは觀世音寺にてぞ行ひける、是鬼やらいなり、年の始、寺のほとりのみち行人をとらへ、面に蒙供をおほはせ、身にいろどれるきぬきせ、儺鬼と稱し、里のうちゆすりて、男女おほく出つゝ、これをうちて、おにやらいとす、鬼いたうくるしめり、この俗いにしへよりこれあり、この故に觀世音寺のあたり、此日行人なしとぞ、（元亨釋書にみえたり）いまはみち行人をばなやまさずして、貧人にもの得させて鬼とし侍るなり、

〔本朝續文粹一雜詩〕參安樂寺詩　江都督

り、御社を出しまゐらす、神燈凡二十八、神輿の跡先にかゝげともす、文人三人、衣冠し馬にのりて先駆す、もし御先に不浄の事あれば文人祓をなす、其次に童子二人、烏帽子素袍を著、馬に乗、木にて作れる駒形をいだきて先駆せり、又童子二人、是もゑぼうし素袍を著歩行して、手に榊の枝をもち、口に喝道をとなへて、御先をおふ、其次に一人、御くつもちて神輿の御先にたつ、御輿をば駕輿丁十二人にてかき奉る、みこしの左右に松明をとぼす、龍ゐがけるきぬさしばもちたるもの二人、すげさしば持たるもの四人、左右より神輿の上にさしばをかざす、ひでり笠持たる者一人、みこしの御後にあり、楽人等神輿の御跡につゞきて、笛大鼓などをならし、御社より榎寺まで、道のほど音楽を奏す、其次に神馬三疋をひく、次に五別當、いづれも馬にのりて供奉す、跡には三綱等馬に乗、其外神人おほく扈従し奉る、遠近より來りて神輿にしたがふもの多し、宮司三人は、先達て榎寺に行つきてむかへ奉り其朝御旅所にうつしまゐらせ、其日の未のとき榎寺を出させ給ひ、天満宮の石の鳥居のかたはら浮殿に御入、廿四日の戌の時、もとのごとく御廟にかへし入奉る、凡此時の儀式、よその祭のよそほひにすぐれ、いと都にして厳重なれば、誰も見まくほしき事におもへり、此國となりの國の貴賤男女、神輿を拜まんとて來りつどふもの夥し、此祭禮今に至るまで毎年おこたる事なし、此秋の祭は匡房卿より初めて行はれし也、且二月二十五日は御忌なれば、此先より毎年祭禮ありといへども、一年に只一度の御祭は、おろそかなるやうに侍れば、又秋にも祭り奉るならん、

〔本朝文粹十一序〕初冬陪菅丞相廟同賦籬菊有殘花　源相規

夫菅丞相廟者、在西府東北二三里矣、廟立之後六十餘廻、星霜推移、苺苔之色彌厚、春秋雖改、松柏之聲常寒、到此何人、能緩情感者哉、元年十月、都督相公、率一府之群僚、命合宴於其下、蓋改彼仲春射鵠之禮、以展初冬玩菊之筵也、仙籬景暮、孤叢花殘、映沙而留、先驗貞心於嚴霜之底、擅場以立、遂知勁節

夫渉獵於泗水洙園之道、歷覽於玉牒石記之文、神仙聖賢之蹤、不若我聖廟、聖廟昔是萬乘之實相、今則四海之尊神也、明遍日域、增光輝於二百年之間、德亞月氏、分應化於三千界之裏、方今乘靈託於五夜之夢、創佳會於八月之風、廻翠華而殿地、宮懸四張、排蒼柏而二朝、榮觀千品、飫宴獻酬之禮、司存區分、潰谿沼沚之毛、神其尚饗、於是初轉法輪、牛車之輪、皆廻施於一實之大乘、後揚詞浪、河漢之才、自流入於六度之巨海、盛集之興、復非稍革、觀夫神德無彊、遐年是契、設此如在之奠、爲彼不朽之勸、桑田縱變、日祭月祀之儀長傳、芥城縱空、配天掃地之信無絶、況亦崑嵩萬歲三實之挑矣、便充枌楡之珍羞、醍醐四劫一熟之瓜焉、更代蘋蘩之綺僎者也、既而洞月方傾、山雲欲曙、陪座之徒各相語曰、社稷之臣、政化雖高、朝闕萬機、未必光姫霍、風月之主、才名雖富、夜臺一掩、未必類祖宗、彼蕭々暮雨、花蕚巫女之臺、嫋々秋風、木下伍子之廟、古今相隔、幽玄惟同、匡房五稔之秩已滿、待春漸艤江湖之舟、再觀之期難知、何日復列廟門之籍、但願神恩必垂冥助云爾、

〔古今著聞集四文學〕江中納言匡房、承德二年都督に任じてくだりけるに、同康和三年に、都督夢想の事ありて、安樂寺の御祭をはじめて、八月廿一日翠花を淨妙寺にめぐらす、此寺は天神の御事〇事恐誤をとゞめし地也、治安の都督惟憲卿、彼跡をかなしびて、一伽藍を其所に修復して、法花三昧を修す、同廿三日宰府に還御、僚官社司、みな馬にのりて供奉す、廟院の南に頓宮あり、神輿をその内にやすめて、神事をその前におこなふ、翌日に宴をはりて、夜に入て才子ひきて宴席をのぶ、是をまつりの竟宴といふ也、神德契遐年と云題をはじめて講せられける、〇中略此祭禮年を經てたゆる事なくいよ／＼脂粉をぞ添られ侍る、

〔太宰府天滿宮故實下〕今は其作法、〇八月二十一日祭式二十三日の曉に、神體をかりに榎寺の御旅所にうつし申さんとて、まづ宮司滿盛院あらかじめ齋戒し、神體をさぐり奉る時、しばらく内外の燈火をうちけして、越殿樂を奏す、宮司檢校坊勾當坊もたすけてつかふまつれり、其後神輿にのせ奉

〔本朝續文粹八序〕早春內宴陪安樂寺聖廟同賦春來悅者多詩一首以心爲題幷序

從二位行權中納言兼都督大江朝臣匡房

夫安樂寺者、菅大相國之聖廟也、形勝冠絕於四海、靈驗鼓動於一天、於是芳年華月、上陽下旬、張樂懸而奏歌舞、爲詩席而供文章、玉管吹月、滿座者是李微之後身、瓊篇嘲風、連袂者莫非楊雄之再誕、稱之內宴、弗敢失墜、○下略

〔本朝續文粹八序〕三月三日陪安樂寺聖廟同賦葉流叶勝遊詩一首以多爲韻幷序

江大府卿

曲水之時義遠矣哉、起自震旦之東洛、及於我朝之西海、本源早闢、口二千年之春風、餘波長傳、越百萬里之曉月、方今錦車聯門、蘂祠之儀如舊、羅幕張砌、花水之觀惟新、今日之宴、誰敢闕然、原夫葉流云、成勝遊自叶、羽觴頻嵇氏之玉、宮懸揮園客之絲、青田挑之味酌岸色、桃顏方紅、南山操之曲混灘聲、竹肉更靜、至彼風骨含毫、雪膚赴節、潘江陸海、玄之又玄也、晴引巴字之水、洛妃漢女、夢而非夢也、自動魏年之塵者也、於是柳谷景斜、花塘燈擧、蘋藻之菜可以羞、黍稷惟馨豈其吐、昔堯女廟荒、春竹染一掬之淚、徐君之墓古、秋松懸三尺之霜、雖垂異代之名、皆非同日之論、旣而右軍旣酣、蘭亭之席稍卷、左驂頻顧、桃浦之觀欲歸、言醉之成泥、忘詞之被石云爾、

〔筑前州太宰府安樂寺菅丞相祠堂記〕堀河院康和二年、江黃門侍郎匡房、鎭是州郡、夢蒙丞相之告言、始行安樂寺之祭吊、從此而后嘗禘之、○中略 夫每歲秋八月二十有一日有祭禮、神輿以行幸淨妙寺、歷從挑燭籠、供奉奏樂曲、旗旄導前、而騎卒擁後、夾道之人、貴賤少長、相與駢肩累迹、瞻望咨嗟、以拜稽於車馬緣塵之間、神威嚴重、殆不可言矣、旣迄二十有三日、神輿以還御焉、其行陳如前式矣、蓋淨妙寺者、丞相讀舍之跡、爾治安都督惟憲來圖觀其古基、以爲構堂而奠焉、今之榎寺也、

〔本朝續文粹八序〕秋日陪安樂寺聖廟同賦神德契遐年詩一首幷序

從二位行權中納言兼都督大江朝臣匡房

〔大鳥居文書〕天滿宮御立願　松平右衞門佐殿忠之公
今度江戸御吉左右、御前仕合任御所存所、御國安全、武運長久、子孫繁昌、息災延命所、當社領貳千石之內、今迄藏納ニ被召置、新屋敷分高四十八石、可有御寄進旨如件、
寬永九年壬申七月吉日　留守大鳥居信岩敬白

〔安樂寺草創日記〕御神事始被施行康和三年　日別御供仁安三年正月一日始之、第十七代別當安能蒙御示現被始之、　四度宴　席內　內宴、長德元年乙未正月廿一日、大貳有國卿始之、　曲水、天德二年戊午三月三日、小野好古始之、　七夕、永承元年丙戌七月、正三位行權中納言兼治部卿藤原朝臣經通始之、　殘菊、曲水壇那始之、御供人供酒殿役、請僧四十人、供料土師庄立用、文人廿人、

〔筑陽記御笠十〕天滿宮日別神食　七十九代六條院御宇仁安三年、始備神食、至今每日不怠之、凡十五饌三十六器也、〇中略　鬼捕トリ正月七日、於大講堂執行之、　連歌會每二十五日興行之、　如月祭キサラギ、二月二十五日初夜葬祭ノ儀式也、百僧供養ノ法事アリ、　幸祭卯月二十五日、霜月二十日夜、備神食、奉夏冬ノ御衣也、　七夕宴七月七日和歌會也、往昔ハ內宴正月廿一日曲水宴三月三日七夕宴七月十日殘菊宴十月五日已上四宴、宮人集會、詩歌管絃等アリシト也、　八月祭　八月廿三日未明、奉幸神輿於淨名寺也、今此所ヲ榎木寺ト云　左遷ノ時御坐シ所也ト云リ、幸規式、宮司滿盛院連日潔齋、而廿二日夜半子時、入內陣奉守神體、此間內外消燈火、奏越殿樂、奉移神輿、後數千松明等點、恰如白日輝、鳳輦、警蹕聲嚴重也、　伶人奏音樂、神人携神器、牽神馬、僚官社司前後供奉、別當社僧或牛車、或乘輿、而後從供奉、宿願士民不可勝計、警固武士除非常、宮司先達奉迎神輿於榎木寺、廿三日未時奉還幸、奉休廟院西浮殿、廿四日戌時、奉遷本社也、此時舞樂、有竹之舞、當地猿樂勉之、

〔百練抄後朱雀四〕長曆元年五月十五日、遣推問使左衞門權佐於太宰府、是去年三月曲水宴時、安樂寺與帥實成卿鬪亂、依彼寺訴也、〇又見扶桑略記

文祿四　十二月朔秀吉朱印

宰府天神社中

〔太宰府神社文書〕筑前天滿宮領　總高七百五拾石之內配分之事〇中略

右御造功幷燈明御供、無懈怠以勤役、於被仰神慮者、彌社中磐品可目出者也、

文祿四年極月廿四日　山口玄蕃頭宗永花押

太宰府天滿宮留守大鳥居法印

〔大鳥居文書〕宰府社領之事

一五百石筑前國御笠郡宰府村之內

右令寄進所也

慶長四年六月廿七日　秀秋花押〇小早川

大鳥居殿

〔筑前國續風土記七御笠郡〕秀秋の時、諸社の神領悉く沒收せられけるが、此社には五百石を寄附せらる、長政公入國の後、二千石の神地を寄附し玉ふ、今に至りて然り、筑後國下妻郡水田の邑千石の地を、將軍家より寄附し參らせらる、其實は其半にも不足と云り、大鳥居是を領す、又久留米の城主有馬氏より水田の內二百五拾石、元和八年より寄附せらる、柳川城主立花飛驒守親成よりも、五十石寄附有て今然り、

〔筑陽記十御笠〕天滿宮　慶長已來、自公方家於筑後國下妻郡水田庄千石、自同國柳川領主五十石、總三千二百五十石寄附也、

〔元祿記〕太宰府天滿宮、千九百七十一石四斗五升二合三勺三才、內六百三石六斗は造營料也、此外久留米柳川より寄附あり、

觀應元年六月五日　　沙彌道猷〈一花色押〉〇

〔大鳥居文書〕寄進　天滿安樂寺和歌所

筑前國穗波郡圓次名〈號二豆田村一〉田地拾町〈武藏豐前五郎入道與基跡〉地頭職事

右爲二豐後國玖珠郡伊曲村之替所一寄進之狀如レ件、

文和三年十二月十七日　　沙彌道猷〈一花色押〉〇

〔滿盛院文書〕太宰府天滿宮領打渡

一田數貳拾五町〈三笠郡之内〉紫庄〈但此外五町ハ二日市場共ニ除レ之、〉

一田數拾貳町〈同郡之内〉限村　一田數三拾町〈同郡之内〉岩淵村　一田數五町〈同〉岡田村

一田數三拾町〈同〉下大和　一畠地五段同　一田數五町〈同〉遠田村

一田數三拾町〈穗波郡之内〉大月寺村　一畠地四段小卅歩同

一屋敷八ヶ所同　一田數四拾町〈夜須郡之内〉粟田村　一畠地六段同

一田數十三町〈三笠郡之内〉崇福寺　一田數壹町九段同

一屋敷十八所同町分

田數都合貳百壹町四段三百卅歩

天正十五年丁亥十二月七日　井上又右衛門

鵜飼新右衛門

權宮内少輔〈〇小早川隆景家臣〉

〇按ズルニ、大鳥居文書天正十五年十月十六日ノ小早川隆景ノ狀ニ、太宰府安樂寺天滿宮領之事、如二前々一令二寄附一候條、全可レ被二仰付一者也云々トアリ、

〔太宰府神社文書〕筑前國御笠郡宰府之内五百石之事、今度以二檢地一令二寄附一訖、如二有來一全令二社納一候也、

庄七拾六町、下妻郡の內四拾九町、山門郡の內飯得飯尾拾九町、實簡村六段、長田横尾參町、水田村四拾三町、江門庄四拾二町、福光拾町、福島拾町、酒井拾町、同國瀬高庄拾町、肥後國安樂寺庄八拾町、千代丸拾町、友貞拾町、黑丸拾町、得力拾町、正富拾町、又丸拾町、豐後國日田郡大肥庄六十町等なり、

〔吾妻鏡十八〕元久二年五月廿四日辛巳、安樂寺領筑後國岩田田島兩庄事、就社僧等愁訴有沙汰、今日被付地頭職於社家、

〔豐後國圖田帳〕弘安八年十月十六日自國府被立脚力畢、豐後國田代之事、國中神社佛寺領等、幷權門勢家庄園、國領公田、領家領所地頭辨濟使等交名之事、

一直入郡百七十町、本郷百町、入田鄕三十町、合百三十町、領家淸凉寺、　地頭大友兵庫助殿、領家太宰府御神領、〇中略

一日田郡五百六十町、〇中略　大肥庄六十町、領家安樂寺別當御房、　地頭上野國御家人大膳四郎賴胤跡當知行不分明

〔大鳥居文書〕寄進　天滿宮安樂寺和歌所

肥前國鳥屋村內田地捌町、岩光七郎入道跡　同國山浦村內田地伍町、除承天寺寄進以下、豐後國球珠郡飯田鄕內賀伊曲村田地拾町、古庄下野權守跡　同國大肥庄吉武小犬丸名田漆町、島地以下可依田數　地頭職事、

右菊池武重以下逆徒蜂起之間、發肥後國之剋、於太宰府原山、去建武四年九月十三日夜、依被感重瑞夢、以筑後國岩田庄內田地卅町、寄進和歌所畢、如彼狀者、當宮前修理少別當信哲、菅氏流　爲往代之所役、勤月次講會之上者、彼地止長者長吏之綺、可令領掌云々、爰以當庄御寄進塞福寺、件地相違之間、爲其替以三潴庄內安武村南北內田地、幷大肥庄內吉武小犬丸田地、貞和二年十一月十六日寄進之處、又以相違之間、今所寄彼地也、然早信誓勵懇誠勤講演、可奉祈天下泰平海內靜謐、殊將軍家安全矣、仍寄進之狀如件、

當社の神領、いにしへは當國他國の內にてあまた所ありて、菅家の長者の人、是を管領し給ふ、別當職菅家の人是に補して、神事以下、沙汰せられしが、其後留守職を置て代り行はしむ、中比武家の寄進も亦多し、亂世に所々押領せられて、世々增減あり、其文書今社家に殘りて、いにしへの盛なりしことしられたり、先當國には御笠郡安志岐御封、井甘山村夜須御封、附甘木村寺邊井秋山畠地、栗田庄、小仲庄、付燒山阿惠庄、付內野長尾庄、紫田庄、土師庄、席田庄、板持庄、多々良庄、博多庄、付中濱入部庄、付內野八十町桑原庄、井田庄、鹽濱庄拾二町、仁王講田、高來寺、報恩寺、夜須安樂庄四十町、大浦寺三十町、榎寺井吉國名桶田杉瀨領、九輪園一切經會田鐃侍島村志波田村拾二町、東院敷地、在觀世音寺東石門鄉內般若寺、日忌村、竹薗寺、香薗寺三町、席內院清里名、彌永小金丸恒用名、御笠東西鄉小金丸名、山城田地壹町餘、榎寺畠地壹町、長岡田畠貳町、屋敷一所、下座郡得淵田地七町、嘉麻郡不動丸、幷小太郎丸平四郎町壹町、上座郡內田地、後嵯峨院御寄進今當村、把木鄉內石王丸、稻次金丸名、席內院重久名、三緒次郎丸名、彌富名、三奈木鄉、岩門鄉、下座郡內幸泉名、酒殿村、開田村、二所社稻光內筑前國衙、正應三年公家御建進蜷城村、怡土郡義得別府、上座郡勢樂寺、席田郡今田村、上座郡東林寺、同東鄉河邊村、夜須東鄉河島菩提寺、糟屋郡敷梨鄉極樂寺稻富吉益大祖體大隈村四十五町、上座郡朝鞍寺領勝福寺、筑後國上妻郡紫部庄、同郡葛野庄、同郡鳥形山、生葉郡入尻門上村、肥前國小倉庄四十貳町、幸津庄、同新庄、神邊庄、當方村拾町石動庄、米多庄、甂久庄、藤織庄、佐喜庄、牛島庄、同行多江村仁王講田、松浦庄、荒久田、安六名、曾根崎庄內談議田、同小楠南里田地、戶倉光小松丸牛原御領行武名、蒕生野倉上庄、巨勢庄、義得別府清法寺、山田東鄉七ヶ所村、藤木村、基肆南鄉蓬原里、基肆中山、幷天台寺、荒木田庄、曾禰崎庄、地頭職肥後國玉名庄百拾町、大路曲庄、片俣領富庄、飽田南鄉田、田口庄別府惠良庄、また當國早良郡平郡鄉今の羽根戶飯盛等百貳拾町、重留村四拾町、穗波郡大日寺村三拾町、三笠郡長岡村貳町、同郡庄內地藏免三町、同府中六町、大利村貳拾四町、每月灯明料所同原村三町、西法華堂供養料筑後國三瀦郡の內青木

神領

有らむとみえて觀音寺あり、寔に西都とも云べき所なり、飛梅も古木は燒てきりけるに、若ばえの生出て有を見て、

　鶯のはねをやとひて飛梅のかごにはいかでのらで來にけん

〔筑前國續風土記御笠郡七〕天滿宮

此御社創立の後火災に罹り、或は造替有し事度々成しとかや、後冷泉院永承五年三月、後土御門院明應七年十一月廿二日、又永祿五年、天文十九年、回祿にかゝれり、天正六年十月中旬、秋月種實、筑紫廣門、大軍にて岩屋の城に押寄、在々處々に火を放、城下迄燒ける、岩屋より兵を出す、兩家の敵、宰府迄引退く、然る處此御社には、社人等多く取入たりけるに、其緣を慕ひ、所々の氏人共楯籠りて、社內狹き程にぞ見えける、秋月種實法度をよくし社中に手ざす者もなかりしに、其手に屬せる北島玄蕃といふもの、天正十五年六月十三日、あたりの小屋に火を懸けるに、程なく社につき、唯一時に灰燼となる、〇中略此頃は亂世にて、御社を建立する事不叶、社人等神體を奉じて、夜須郡粟田村に往て住ける、〇中略北島玄蕃は、社を燒し咎に依て切腹す、此年小早川隆景此國の主となれり、此時御社は唯形許成假殿也、其後も猶世の中は靜ならざりしかども、隆景神殿のおはしまさぬ事を歎き玉ひ、天正十五年の比、つとめて御社を建らる、今の神殿是也、横七間、長九間、慶長三年、秀秋國政正しからざりしかば、秀吉公より此國を沒收せられ、石田治部少輔三成、假に代官せし事有、此時三成樓門を建立す、長四間四尺、横二間四尺、長政公〇黑田入國の後、其父如水公〇孝高事は、此所に閑居し給ひけるに、今の大鳥居宅の北の地、其宅の跡なり、此御社の昔に替り衰へ行事を歎き思食て、長政公と共に此事を計り、中門回廊四十九門を立、其外諸堂末社を作り、諸堂末社、今凡四十區有、凡絕たるを繼ぎ廢たるを興して、神を尊崇し社を修復し、社僧祠官を厚く惠み給ひしかば、神も人も其功に依て、古へに歸る事を得たり、

〔筑前續風土記拾遺御笠郡二〕天滿宮附安樂寺

の山伏あり、かの神輿を一人にて負奉り、東谷に假殿を構て暫く安措し奉り、（寶滿に今も天滿宮の小社あり）鑑種より毛利家へ使价を馳て註進あり、敵兵退去の後に、本社に還御あり、（此時の注進狀、今も小鳥居の藏にあり、）

〔筑紫道記（宗祇法師）〕十六日、（〇文明十二年九月、中略）宰府聖廟へまゐる、（〇中略）御社ちかく塔婆などみゆるより、おりて神前を拜して、宿坊滿盛院に至りぬる程暮はてぬ、今夜は當社の緣起などよませ奉るほどに、源野筑前守といふ人來る、この郡の郡司也、扇をたづさへて心ざす、（〇中略）つとめて社僧一人を友なひ神前にまゐる、おもての鳥居さし入より地廣く、松杉數そひて、さらぬときは木、や、しげし、反橋たかうして二有、うちはしふたつ、その中にあり、池のめぐりには、千萬株の梅のはやしをなせり、覺えず西湖のさかひに來るやとおぼゆ、樓門に入ほどかう〳〵しくて、左右の回廊いさぎよし、名におふ飛梅苔むして、老松のよはひにもあらそへり、抑當社は延喜五年乙丑に草創有となん、則拜し奉るも、いにしへの御憂まで思ひやられて、看經おぼえず聲やみて、只袖のうるほふより外の事なし、西行が、しでに淚のといひけむも、かゝる折にや、等閑のことはいかゞ思ひ侍れど、たゞ敬神の心一すぢにまかせて、

曇りなき跡をしたひて我みるやたゞこれにしの秋のよの月

うら風の吹上の秋のおもかげも波もたちそふ池のしら菊

神やしる又生れてもうることのあらばとおもふ敷しまの道、經藏寶塔諸堂末社、みな星霜ふりたる中に、安樂寺いたう廢して、かはら落軒破れて、忍ぶ草もたよりなきにやとみえて、みだれそふあらしにも、後賴朝臣の、ちるもみぢ葉と讀るもいとゞ哀なり、

〔九州道の記（玄旨法印）〕廿六日、（〇天正十五年五月）宰府は天神の住玉ひし所と聞及しまゝ、見物のためまかりける、彼宮寺は、七とせばかりさきに炎上して、かたばかりなるかり殿あり、舊跡のあり樣、松杉のおほくきられたるに、さすがに所々にのこり、うしろは青山そびえて、右の方七八町ばかりも

同五年九月に府につきて、安樂寺を巡禮し給ひけるに、堂舍はありといへども、塔婆いまだ見えず、建立の願もとよりありけるによりて、造營を始められけり、聖廟よろこび思し召しける故に、永觀二年六月廿九日の御託宣にいはく、大貳朝臣兼式部大輔、〇中略存信心、依發造塔寫經之大願、我深廻謀、令赴當任、〇中略都督いよ〳〵信心を發して、三年が中に多寶塔一基をたて、胎藏界の五佛を安し、法花千部を納め奉る、これを東の御堂となづく、

〔太宰府天滿宮故實下〕圓融院永觀二年、此御社の中門一宇と廻廊を始作らる、又同時常行堂寶塔院を建らる、皆是勅命にて作り侍ける、此後打續て、世々の帝勅願にて、堂院を多く作らせ給ふこと、あげてかぞへ難し、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕永承五年三月、太宰府言上、安樂寺堂舍燒亡事、〇又見百練抄

〔永昌記〕保安五年四月二日己酉、今夜被太宰府定御遷宮日時云云、

〔百練抄七二十七〕永暦元年十月十二日、延暦寺大衆、捧日吉神輿參洛、訴申太宰府竈門宮幷大山安樂寺燒亡、治部權少輔菅原貞衡合戰事、

〔筑前續風土記拾遺御笠郡二〕天滿宮附安樂寺

後土御門院の明應七年十一月廿二日、太宰少貳政資の餘類と、周防の大內義興の兵と防戰せり、其兵燹にかゝりて當社も延燒す、是に依て大內義興再造の企あり、文龜三年二月廿日に落成せり、此時朝廷にて、立柱上棟日時を陰陽博士賀茂左重朝臣に撰せられ、其勘文今に當社にあり、正親町院の永祿十年、寶滿岩屋等の城主高橋參河守鑑種、大友家に背きて、中國の毛利家に志を通せしかば、大友か將戶次鑑連、臼杵鑑速、吉弘鑑理に、數万の軍兵を添へて高橋を攻させける、同年七月七日兩軍互に挑戰ひ、豐後の兵ども社內に込入て堂社を破却し、社家坊舍を追捕しければ、一社の緇素驚き騷ぎて、神體神寶等を捧げて、寶滿山に逃れゆく、爰に寶滿に松林坊といふ强力

〔本朝續文粹八序〕早春內宴陪安樂寺聖廟同賦春來悅者多詩一首、

從二位行權中納言兼都督大江朝臣匡房

夫安樂寺者、菅大相國之聖廟也、

〔太宰府天滿宮故實下〕いつの御時にか有けん、此御社に天滿宮と廟號をまゐらせらる、是二所の宗廟におなじき尊號なり、

〔筑前國續風土記七御笠郡〕天滿宮

僧万里が帳中香第二十一に、本邦口傳に云、昔筑紫宰府の菅丞相祠堂の額に扁して、菅丞相靈廟の五字を懸く、神夢中に託して曰、我は是謫官にして、斯地に寓す、靈異によりて、丞相等の號を追贈せらる、廟の字は广の下に朝廷の朝の字有、我祠堂におゐて宜しとせず、幸に是廟の字古字庿なり、自今以後、吾爲に則庿の字を用て、廟の字を用ゆべからずと、

〔菅家御傳記〕安樂寺學頭安修奏狀云、太宰府安樂寺者、贈大相國菅原道眞公喪葬之地、十一面觀世音大菩薩靈應之處也、延喜五年八月十九日、味酒安行、依神託立神殿、稱曰天滿大自在天神、

〔筑前州太宰府安樂寺菅丞相祠堂記〕昌泰四年春、菅丞相、謫帥太宰府、既未幾稔而薨于官舍矣、後帝意乃解、察之無罪、越延喜五年秋八月十九日、創祠堂以崇神明也、是時乎藤原仲平、味酒安行、爲經營監事、釋尊意、占定其祉地、亦改爲其廟前之蓮池、以摸寫于心字形也、初靈舍猶爲矮少、遞代漸加壯麗、以增其舊制、厥位面陽、厥材孔良、殿廊門廡、黝堊丹漆、舉以法故也、

〔安樂寺草創日記〕御殿者、延喜五年乙丑八月十九日、安行承建立、其後永觀二年甲申、大卿輔正、〇菅原中門廊一字、廻廊四十六間造營畢、件差圖、御寶殿ニアリ、

〔如是院年代記〕延喜十九、始造安樂寺、

〔古今著聞集一神祇〕北野宰相殿〇菅原輔正は、天神四世の苗裔なり、〇中略天元四年に、太宰大貳に任じて、

神號

國四王寺頭點御墓所、奉其送御事、〇事恐車誤途中留在、及力程者牛引、如磐石都少不動、上下諸人成不思議思、其所早爲御墓所、今安樂寺申是也、可繁昌所兼知食乎、彼寺申日本無雙名譽寺也、

〔和爾雅二神祇〕筑前　天滿宮、在御笠郡太宰府村、所祭之神一座菅公、此社地乃葬菅公之所也、

〔筑前國續風土記七御笠郡〕天滿宮

天神の御廟地を安樂寺と云、天原山廣院と號、則菅丞相を葬し處也、菅公の御社、安樂寺在し處に立し故、後迄天滿宮を安樂寺と云、〇中略此御社は南に向へり、社前に御池有て、反橋二所に有、其間に中島有、直橋より御池の周回百八間、凡宮地東西五十三間、南北百七十間あり、竈門山東にそびえ、天判山西に向ひ、染川前にあり、石踏川北に流れ、西に廻り思川と成、四王院大城の山北にそばたち、盧城の驛、南にあり、右に觀音寺有、都府樓の趾、太宰官舍の地など、其西につらなれり、山川村里の氣色、林の木立迄見所多く、何國の宮所よりも、殊に勝れたる佳境也、

〔扶桑略記二十三醍醐〕延喜三年四月廿日、前右大臣菅原朝臣、詔賜本職兼增一階、并棄去昌泰四年正月廿五日宣命、令燒却之、勅號大富〇梅城錄引本文、大富作火雷天神、一云、延長元年閏四月十一日、贈本大臣位、

〔政事要略二十二〕八月四日北野天神會事

延喜四年二月廿五日、薨於任所、年六十一〇六十一、菅家文草、日本紀略等作五十九、其後號天滿天神、庶人皆歸之、

〔菅家御傳記〕安樂寺學頭安修奏狀云、〇中略延喜五年八月十九日、味酒安行、依神託立神殿、稱曰天滿大自在天神、

〔太宰府天滿宮故實下〕菅公をば、天滿大自在天神とぞ號し奉りける、是は延喜二年菅公太宰府の天判山にのぼりて、罪なきよしを天にうつたへさせおはしましければ、天帝よりこの尊號をなんくだし給ひしと世俗には申傳へ侍る、又朝廷よりの勅號ともいへり、或說に、神託なりともいへり、

古事類苑

神祇部九十七

太宰府神社

太宰府神社ハ筑前國御笠郡太宰府村ニ在リ、菅原道眞朝臣ノ靈ヲ祀ル、公ノ謫所ニ薨ズルヤ、柩車安樂寺ノ地ニ至リテ止リテ動カズ、即チ其所ヲ以テ廟所トス、延喜五年、味酒安行、神託ニ依リテ神殿ヲ立テシヨリ、漸次ニ莊嚴ヲ加フ、神領ハ古ハ數國ニ跨リシト云フ、小早川隆景、當國ノ主トナルニ及ビ、社殿ヲ造營シテ、神田二百町ヲ寄附シ、黑田氏其後ヲ受ケテ、又中門廻廊ヲ建テ、諸堂末社ヲ造リ、神田二千石ノ地ヲ寄附ス、現今官幣中社ニ列ス、

名稱

〔伊呂波字類抄安諸寺〕安樂寺

〔拾芥抄下諸寺〕安樂寺天神、號天滿宮、在筑紫太宰府、

〔運歩色葉集阿〕安樂寺筑紫、醍醐延喜十九癸卯立、至天文十七六百三十年、

祭神 社地

〔帝王編年記十五醍醐〕延喜三年癸亥二月廿五日、於太宰府薨御、○菅原道眞春秋五十九、欲奉葬三笠郡四堂邊、御車途中留而不動、仍奉葬其處、安樂寺是也、

〔太宰府安樂寺緣起〕延喜三年二月廿五日、於太宰府榎木寺云所、終無墓成給、爾京留姫君北政所四方被流在四人君達之御事、戀無覺思食無其甲斐浅猿、旅中于今奉副御坐筑紫姫君達、無敢奉父後不就浪磯、御心中可遣無方、空御姿取付呼喚給非活、京御母君生奉別、筑紫父死奉別、負勝辨彙、筑前

〔吾妻鏡二十三〕建保六年九月廿九日丁酉、京都飛脚參著、申云、去廿一日、山門衆徒、頂戴日吉祇園北野等神輿入洛、○中略石清水別當法印宗清、執務鎭西宮崎宮之間、天台末寺大山寺神人、船頭長光安、爲宮崎宮留主相模寺主行遍、幷子息左近將監光助等被殺害、仍衆徒蜂起、勤奏狀訴申之間、行遍光助雖被禁獄、沒收宮崎宮、爲山門領、幷可被配流宗清法印之由訴申之所、奉動神輿也、

〔筑陽記五表糟屋〕宮崎宮攝社諸宝　若姬、二十二社註式ニハ、姬若宮トアリ、宇禮姬、同式姉宇禮姬トアリ　久禮姬、同妹久禮姬トアリ　已上三神、當社ノ姬公ト云、　平野大明神、仁德天皇也、當社ノ御子也、　已上四座相殿本社ノ南也、　天照大神、春日大明神、志加大明神、筥飯大明神、高良大明神、已上五座相殿本社ノ南方也、　住吉大明神、諏訪大明神、大己貴命子健御名方神也、已上二座相殿本社ノ北方也、　大祖大權現、高野大明神、愛宕大權現、警固大明神、嚴島大明神、已上五座相殿本社ノ北方、　辨才天社、放生池ノ中島ニアリ、當社ハ長政公○黒田夫人大凉院殿草創也、

〔太宰管內志筑前之七那賀郡上〕宮崎宮

末社記に南方若宮殿、若宮、若姬、宇禮姬、吳姬、　南方仲哀殿、仲哀天皇、伊勢兩神、春日明神、高良明神、志賀明神、北方赤幡殿、諏訪明神、住吉明神、北方愛宕殿、愛宕權現、高野明神、市杵島明神、大祖權現、警固明神、　本地堂、聖德太子、阿彌陀、雨寶童子、　若八幡社、夷社、荒神社、燈籠堂、辨財天、護摩堂、神馬屋など見えたり

〔六代勝事記〕法皇○後白河の仙駕を天台山にもよほし、靜謐を石淸水に祈り給ひき、西海の逆浪遂に平ぎて、東都安全をいたせり、叡感の餘りに殿重の賞をくだすに、且は將軍に仰られ、且は執政に召とひて、筑前國宮崎の宮を宗廟に寄進せられぬ、神明威光をまし、都鄙耳目を驚かせり、

なかばなるも侍り、御殿のめぐりより渚に出るまで、大木左右に高うして、地はいさご明かなり、御社の正方は戌亥にて、志賀の島に向へり、海の中道遙にめぐりたるさま茅の輪のごとし、遠近の島々、所々の山々など、手にとるばかりにて、何れも名所ならずといふ事なし、住吉の松、海邊などはさる事ながら、目に近き風景は、いかにも増るべくぞ侍る、社頭のあたりなどの神さび面しろき事は、又住吉にならぶは侍り難くなむ、此浦のやどりは極樂寺といふ、則當社の神宮寺也、やがて神主の所へいたりたいめす、先御神の事を尋るに、中は神功皇后、左は寶滿皇后御妹也、右大菩薩におはしますよしいへり、しるしの松の回祿の時やけ侍しは、其跡に生出たる不思儀などを、物靜にいへるもかたじけなし、

〔九州道の記 玄旨法印〕廿五日〈○天正十五年五月〉朝なぎの程に、宮崎にわたりてみるに、松原はる〴〵つゞきて、八幡宮は北面にむかひて立たり、戒定惠の三學の箱を、昔埋まれたる所に、しるしの松とて古木あり、立よりて、

　そのかみにをさめをきつる箱崎の松こそ千代のしるし也けれ、〈○中略〉

箱崎の八幡のうち、關白殿〈○豐臣秀吉〉おまし所になりて、各參上せしに、しるしの松によせて、祝言の心を各によませられけるに、

　つるぎをばこゝにをさめよ箱崎の松の千とせも君が代の友

〔九州のみちの記 豐臣勝俊〕筑前はこざきの松原、きゝしより見るはなほ景氣ことなり、彼社頭は西おもて海邊に向はせ給ふ、戒定惠の箱うづまれて、しるしに植られけむ松神さび、申もおろかにぞ侍る、

社僧

〔百練抄 六崇德〕保延六年六月廿日、諸卿定申、太宰帥顯賴卿訴申、去月五日、九國所々大衆神人、燒拂宰府已下屋舍數十家事、〈此中大山香椎宮崎爲張本〉

海にむかひ、異國の襲ひ來らんことを守り給ふ、松原博多に續き、まさご淸く、松の風波の音そへたり、比はみな月〈○天正十五年〉の末成ければ、あつさたへがたかりける夕つかた、松原に出て立涼み、はるばると詠むるに、もろこしもまぢかき樣に思ひやらるゝ計成、〈○中略〉その比茶の湯の會に長せる、宗易といへる法師、境の津より、友とする人あまたぐして、彼松原の本に、茵屋よしある樣にしつらひ、秀吉卿に茶を進めり、すき給ふ道なれば、秀吉公も興に入てぞ見えし、友なひ來し人々も、おもひ〳〵に座敷しつらひ、〈○中略〉たがひに心をつくせる樣、いへば更なり、秀吉公日々にまうで、夏の日もくらしやすげなる、誠になぐさの濱なるし、

〈神輿〉〔新抄〕文永二年閏四月二日庚午、宮崎宮神人等、依訴訟口飾神輿、奉安船七艘、擬令上洛之由、去廿六日飛脚來、別當法印行淸卽經奏聞、仍先奉止神輿、可申訴訟之由被下院宣云々、　十一月七日辛丑、仙洞御評定、關白以下參入之、宮崎宮神輿修造事被定之、一基〈行淸法印〉二基〈國司沙汰〉都合三基云々、

〈驗松〉〔八幡愚童訓下〕驗松大菩薩、昔戒定惠三學ヲ宮埋ミ玉フ所ナリ、此宮アル故宮崎トハ申也、彼驗ニ松枝ヲサシ玉フ、生付タル松ナレバ驗松トハ名付タリ、

〔續古今和歌集神祇七〕筑前國宮崎の宮の、しるしの松をよみ侍ける、　法印行淸

千早ぶる神代にうゑし宮崎の松は久しきしるしなりけり

〔新拾遺和歌集神祇十六〕題しらず　按察使顯朝

跡垂ていく世へぬらん宮崎のしるしの松も神さびにけり

〔筑紫道記宗祇法師〕御社に參れば、い垣したる松有、是なんしるしの松なるべし、先松に立より、一ふさを取、しばし祈念いたし、

いにしへの法のためしに秋の霜を陰にをさめよ宮崎の松、是は只國家安全の願ひ事成べし、かくて神の前にまいる、御殿の大なる事、世にこえ、しかも造宮遠からで玉を磨けり、末社などは

リ、是亦貴賤群集セリ、

奉幣

〔梅松論下〕去程に御陣〇足利尊氏は箱崎の寺にて有しに、當社の祠官等、賞翫し奉る事限りなし、御奉幣の義は、合戰の觸穢の間、輕く有べしとて御行水有て、廻廊の前にて、八幡宮を拜し奉り給ふ、吉良殿の進せられし、四目結の白き御劒を寶前に納らる、則宰府の地有べしとて、御文章の爲に、社家の古文を召出されし中に、昔鎮西八郎爲朝寄附の狀の有しを御覽せられて、當家の祖神、實難有思召て、御社頭に向ひて合掌あつて、御敬信淺からずぞみえ給ひし、

祈請

〔筑前舊志略糟屋郡下〕宮崎宮

社記ニハ、本宮ニ勅使ヲ立テ給ヒシハ、延喜二十一年、其後天慶三年子正月、平將門謀反ノ時、亂ヲ靜メ給ハントノ御祈ナリ、康保三年寅三月、太宰大貳平昌時朝臣ヲ參向セシメ、天津日嗣ヲ祈ラセ給フ、是異國降伏ノ爲ナリ、承久三年巳五月、宮方打負給フ御難儀ニ付御祈、弘安四年午三月廿五日、蒙古襲來セシ故ノ御祈禱アリト誌セリ、

〔宮崎宮文書〕夷類頻來、乞求通商、其狀狡黠、固不可量、因玆邊海防禦、雖盡警戒、宸襟所不安、庶幾以神明冥助、不汚神州、不損人民、國體安穩、天下泰平、寶祚悠久、武運延長之御祈、一社一同可抽丹誠、可令下知于筑前國宮崎宮給者、依天氣上啓如件、

十一月廿三日　權右中辨長順

謹上侍從三位殿

〇按ズルニ、嘉永六年以後八年間、宮崎宗像香椎ノ三宮ニ攘夷ノ御祈アリ、此書ハ卽チ其一ナリ、又文久二年十一月ニハ、三社ニ御祈禱料玄米三十石ヲ奉納セラレタリ、

參詣

〔豐鑑二〕吹上濱

筑前のはこ崎に至給ふ、此宮は八幡大菩薩のあとを垂給ひしるしの箱ををさめ、はるかに西の

にうかゞひ、台命を受て再興を発し給ふ、國君より箱崎の海濱に、新に假宮を作り給ひて、御旅所とす、八月十三日の晩神幸、神輿三社出御、十四日の夜還御あり、その規式頗賑し、

〔筑陽記五表糟屋〕筥崎宮　年中神事祭祀ノ次第、正月元日ヨリ毎朔、天下國家祈禱大般若經轉讀、同二日ヨリ神樂始、同三日珠取(タマトリ)ノ神事トテ、皇后異國退治ノ時、干珠滿珠ヲ以平之、其表示也ト云、往昔ハ二珠タリシニ、何世ヨリカ一ツハ退轉セリト云、凡一抱餘ノ木丸(古ハ筥松ノ根ヨリ出メリト云傳フ)神前ニテ勤行ノ後、群集ノ人中ヘ投出ス、箱崎村馬出村ノ輩取リ、勝方年中吉兆也トテ、鳥居ノ前ノ馬場ヲ南北ヘ挑爭之、與アル見物也、毎月誕生會、毎月十五日放生會ハ、特大禘ニテ、往昔ハ神輿博濱ノ御旅所幸アリシト也、何世歟此事絶テ累年、此日ハ神樂流鏑馬猿樂能五番角力等アリシニ、元祿十四年辛巳、國主綱政公、繼絶興廢、濱ノ鳥居ヨリ南凡三町許ノ所ニ御旅宮ヲ營構シ、八月十二日子ノ時、三座ノ神輿遷幸アリ、十三日御滯座、十四日亥時還幸、幸ノ行粧嚴重也、御先驅猿田彦ノ面、次清道旗、(神功皇后、伐新羅王ノ旗ト云、)次鳴金鼓、次座主幷上官社僧乘輿、以下ノ社僧ハ、次第ヲ以一人宛緩歩ス、各長刀立傘從僕行列風情ヲナス、其後御先押ノ足輕、數十人二行ニ列リ、棟ノ白幡八流、翩翻シテ飛龍勢タリ、陰陽ノ獅子、奔騰シテ忿嗔ノ勇ヲナセリ、御鉾金幣白丹手異榊神寶等、神人携之、甲冑ノ兵士佾弓持之、帶長劍聳先歩シ、小童二人警蹕、隨身左右ニ候ズ、第一番八幡神輿、鳳輿丁數十人、騎色々數十人、伶倫著烏兜奏越殿樂、或衣冠或布衣ノ神職、前後左右ニ聯テ供奉ス、第二番聖母大菩薩、第三寶滿大菩薩、各鳳輦曜光、供奉ノ行列三座一同也、(白幡ハ八幡御先許也、)次ニ牽神馬、僚官社職、衣冠騎馬ニテ後從シ、警固ノ武士兵具ヲ莊リ殿ス、數千ノ挑燈、星ノ如ニ曜キ、棧敷芝居ハ、雲ノ如ニ聚ル、國中他郷ノ商賣、市鄽ノ般盛ヲ競フ、幸ノ道筋ハ、一鳥居ノ前馬場ヲ北ヘ通リ、宿ヲ出拔ケ、海門戸ニ廻リ、網屋町ノ濱ヲ過テ、御旅宮ニ至ル、道程凡十五町計ナリ、還幸ノ翌十五日ニ、放生供養流鏑馬アリ、但幸ハ間一年行ハル、一年ハ中昔ノ如ク、十五日ニ放生供養神樂流鏑馬猿樂能相撲ア

祭祀

黒田長政公に此國を賜はりし後、五百石の神領を寄附せらる、○中略凡昔は當社神領甚多しとかや、○中略文明十年十月五日、大内政弘の書には、箱崎神領、筑前國早良郡倉光上下庄七十町と有、永祿二年三月廿五日、筑紫下野守惟門、那珂郡にて百八十町の地を寄進せるよし文書有、享祿年中、箱崎大宮司が私領は、十九町有しよし文書あれば、いにしへ神領の多かりし事は、是にておしはかるべし、

〔筑前國續風土記 一〕國中社領

一高五百十八石三斗　箱崎八幡宮

〔朝野群載 三文筆〕宮崎宮記　作者江匡房

年中恒例佛事、有司存焉、五月騎射、八月放生會、以之爲重事、

〔筑前國續風土記 十八糟屋郡〕宮崎八幡宮

此御社の祭禮、年中に其數多し、○中略五月騎射の祭は、近代迄侍りしが、慶長年中に至りて絶ぬ、八月放生會は、久敷中絶せしを、延寶三年正月十五日、座主坊盛範始て此事を再興せり、夫より後月毎の十五日に怠りなく放生會を行ふ、此外年中の祭禮其數多し、正月三日玉取の祭りと云事有、○中略これは八幡宮祭の市姫とて、夷社の所より、木珠のわたり尺餘なるを、箱崎馬出兩村の土民ども寄集りて取出し、油をぬりて、それより本社拜殿迄行く道すがら爭取事あり、是を取得たる年は、其村の田穀のなりはひ豊饒なりと、兩村の者ども爭ひぬるさまいとをかし、此祭今に至て絶ず、八月十五日の祭には、朝に流鏑馬有、晝は猿樂五番、終りて後相撲有、棧敷を多くかけならべ、士大夫庶人の來りみるものおびたゞし、むかしは此日、神輿博多夷町、今濱口と云に御幸有、此例久敷絶たりといへども、なほその御旅所に、小さき夷の宮殘れり、其餘の小祭は數ふるにいとまあらず、元祿十四年、社司の輩、神幸の久敷絶たるをなげき、國君○黒田綱政に申て再興を願、國君より江戸

之事、不可有相違之狀如件、

建久五年八月五日　　　　頼朝判

筥崎大宮司釆女正殿

當國那珂郡內、宮崎八幡御社領那珂西鄕百八十町地之事、從大內凌雲院殿御代、〈○義興〉雖爲牢濟、爲武運長久、子孫繁昌、所願成就、皆令滿足、號新寄進、奉還補者也、仍執達如件、

永祿二年三月廿五日　　　　惟門〈花押○筑紫氏〉

拜進宮崎八幡宮

那珂郡內、大宮司領五拾七町一段地之事、先年以坪付御注進無異儀候、聊御社領不可有略落者也、仍執達如件、

永祿二年九月十八日　　　　高橋左衞門大夫鑑種〈花押〉

大宮司秦弘重殿

〔太宰管內志〈筑前之七那珂郡上〉〕宮崎宮

舊記に、筑前國宮崎宮領高千石配分之事、一三百石御造營料分、一三石正月元朔御供料、一四石五斗同日御酒迎、一壹石正月十一日御斧立、一三石〈正月十二日、十二月十四日、〉十御誕生會連歌、一拾貳石正月十四日御本地講、一貳拾壹石月別御供、一貳拾五石八月十五日放生會、一七石五斗御道具仕替料、一九石六斗御幣料、〈○中略〉右御造營并燈明御供、無懈怠以勸役被仰神慮者、彌社中繁昌可目出者也、文祿元年十二月廿一日、五智輪院大宮司殿、御一社中、山口玄馬宗長判、又宮崎八幡宮社、任御朱印旨、於糟屋郡宮崎村五百石、全奉拜進候、仍而如件、慶長六年三月十一日、宮崎座主、黑田長政判、

〔筑前國續風土記〈十八糟屋郡〉〕宮崎八幡宮

隆景〈○小早川〉、殊に崇敬これ有て、〈○中略〉社領を寄進せられしかば、神威も再び新なるが如し、慶長五年、

月に造營の事始有、五年を歷て功成りぬ、御遷宮有、○中略本社拜殿廻廊樓門四門等、形の如く造營せられしに、其時代兵亂さわがしくて、後奈良院享祿年中、又炎上せしを、天文年中、大内義隆、本社を建立せらる、今の神殿是也、當時遷宮の儀式は、古來より定例有て、其費多き事なれば、社人祠官の力に及難く、大内義隆も程なく卒せられしかば、建立すでに成就せしかども、遷宮なくして、神體はなほ假殿に久敷おはしましける、天正十五年の夏、豐臣秀吉、九州を征し給ひ、凱旋の時、此宮に神體いまだ移り給はず、本社をもつて本陣として、二十日許逗留し玉ひ、九州の仕置を行ひて上京し給ふ、その後遷宮の儀式を取行はる、この時筑前の國をば毛利元就の三男小早川左衛門佐隆景に賜りける、八幡宮は弓矢神と世に申ならはし侍れば、隆景殊に崇敬これ有、文祿三年七月、新に樓門を建立せらる、今の樓門是也、○中略慶長五年、黑田長政公に此國を賜はりし後、○中略慶長十四年八月、神前に舞臺幷石鳥居を立給ふ、辨財天の祠も、同年長政公の婦人立給ふ、忠之公の時に至りて、ますます尊崇有て、新に末社を建立し、社の破壞を修造せらる、○中略貞享元年八月、光之君、神前に又新に石の鳥居を立給ふ、額は近衛左大臣基熈公の御筆也、元祿元年に、社前に玉垣を建立せらる、其初土墻有しかばこぼち捨ぬ、かゝりければ御社もますます榮えおはします、

社格

〔延喜式神名十〕筑前國那珂郡八幡大菩薩宮崎宮名神大

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座○中略　八幡神社一座筑前國

〔大日本國一宮記〕宮崎宮一八幡大神、二聖母神后、三竈門、號宮崎八幡、　筑前那珂郡

神領

〔吾妻鏡七〕文治三年八月三日辛未、筑前國宮崎宮宮司親重被行賞、當國那珂西鄕糟屋西鄕等拜領之云云、平氏在世之時、依抽彼祈禱、日來聊雖有御氣色、所詮於神宮等事者、一向可被優恕之由被思食定云云、

〔箱崎大宮司文書〕都鄙靜謐、公武繁榮之基、彌神明冥慮所仰也、仍而任累代之旨、糟屋西鄕那珂西鄕

〔箱崎大宮司文書〕當社立柱上棟日時事及奏聞、官宣下著旨、千秋萬歳候、一社中被仰談、日時無相違之様、御取沙汰肝要候、仍御大刀一腰、神馬一疋、鴾毛、印雀目結、進宮了、御啓白可目出候、恐々謹言、

卯月六日　　左京大夫義隆 花押

〔海陸吟〕宮崎、ひとゝせの亂に、社内荒廢、言語道斷の事なり、いづくか神前とたどるほどに、あやしの民家のしつらひたるあり、此御内に、正しく三所和光の御座あらん御事のかたじけなさに、涙をおとしき、

〔箱崎大宮司文書〕御當社御建立大檀那、藝州之住人小早川前筑前守平朝臣隆景卿、爰備中國宮内持觀寺住持法印増舜本願、當社奉行備中國雀原之住人那須與三右衛門尉藤原朝臣資清父子千世法師丸、御社頭上葺并樓門廻廊、文祿二年十月五日ヨリ、同文祿三年天甲午十一月廿五日切ニ成就之、御遷宮文祿三龍集甲午十二月十四戊午日調之畢、爲後日之覺書誌籠畢、

文祿三年甲午十二月十三日　　那須與三右衛門尉資清 花押

宮崎大宮司殿

〔筑前國續風土記十八糟屋郡〕宮崎八幡宮

四面の廻廊は太宰大貳有國、西國下向の時、惡風波をたゞよはせ、船已に覆らんとせし程に、此難をやめさせ給ひて、事なくば廻廊作りて參せんと祈念を致けるに、やがて海上沈りて、著岸煩ひなかりき、卽參詣したりしに、わたつみのうみの面も靜にて有國やすきものとおもはずや、と託宣し給ひしかば、大貳首を地に付、渇仰をいたして造進せしとかや、此御社、龜山院文永二年二月十一日、始めて炎上せしかば、頓て再興ありき、程なく後宇多院弘安三年九月廿四日、又回祿にかゝりしを造營有、後花園院永享六年六月二日、又炎上に及ぶ、然れども亂世にて興立する人もなく、三十年が間は假殿に渡らせ玉ひしを、大内多々良朝臣持世是をなげき、後土御門院文正元年三

右〔○中略〕粗訪鎭西神社造營例、〔○中略〕筥崎宮者被寄役國之上、猶宛國中庄公催之、〔○中略〕

建治二年正月日〔○署名略〕

〔皇年代略記〕後宇多〔首書〕弘安三年九、廿四、筥崎社火事、

〔帝王編年記〕二十六後宇多〕弘安三年十一月六日、被立石淸水一社奉幣、依筥崎宮燒亡也、

〔箱崎大宮司文書〕八幡筥崎社神官供僧等謹言上

欲早且云天長地久御祈禱、且云當宮先規之嘉禮、被專造替興隆子細之狀

右當社御遷座之刻、御記文ニ云、介征伐三韓歸朝ヨリ以來、香椎筥崎兩社者、鎭護國家之靈場也、〔○中略〕去文永弘安兩度、異賊襲來之時、旣當宮回祿之間有瑞相、云公家、云武家、被致種々祈請、殊被專當社御造替祈念、依之或討捕數輩凶徒、或大風簸異賊之船、白浪懸異敵之骸、自爾以來、一天四海安全而年久、爰去永享六年甲寅歲、依九州兵亂、六月十八日、當社遭回祿之難、貴賤仰天拭淚、當火焰不目見、伏地扣胸、咽黑烟不聲出、一夜中奉始本社堂塔、一宇不殘燒失、但神者無相空理實相之覺體也、悲哉彼灰燼中、靈木出生、而成十八公之榮於末代者、希代不思儀之奇瑞歟、依之戴雨露霜雪、如形執行誦經、備進御供燈油、雖然經歲累月、宮中成荒野矣、事新申攸雖有憚、神者依人之敬增威、人者依神之德添運焉、此趣奉驚公武之高聽、被遂御造替者、天下泰平御祈禱何事如之哉、仍一社神官供僧等粗言上如件

嘉吉貳年五月日　　大宮司

一社中

〔太宰管內志〕筑前之七那賀郡上〕筥崎宮

社記略に、〔○中略〕永享六年六月二日燒亡、此時爲亂世之間、奉移假殿、空經三十餘年、其後文正元年、大貳多々良朝臣持世、造營神殿及諸堂末社、〔文明三年四月廿三日本社有御遷宮〕

延喜二十一年六月一日、筥崎神託、自我加字佐宮、穗波郡大分宮波我本宮也、〇中略私曰、大分我本宮者、欽明天皇御宇、御示現之前、御豐行之時也、

〔八幡愚童訓下〕筥崎宮、本穗波社ニ御坐ケリ、〇中略延喜廿一年六月廿一日ニ、七歲女子、去地七尺ニシテ有御託宣、〇中略醍醐天皇御宇延長元年造營シテ、被祝給ヘル八幡大菩薩別宮也、

〔筑前國續風土記十八糟屋郡〕筥崎八幡宮

此御社創立の事、八幡愚童記等に、延長元年の事とす、然れども延喜式神名帳に、箱崎宮を載たれば、猶その處、久敷代より有ける御社なるべし、社家の者の說に、天平寶字八年に創立有と云、是や實說ならん、

〔如是院年代記〕延喜二造箱崎宮

〔小右記〕寬仁三年四月廿五日壬子、刀伊人更下船欲燒筥崎宮、府兵射殺前行兵一人、驚乘船逃遁、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕康平七年甲辰三月、太宰府言上、筥崎宮寶殿大風顚倒、其中有人死之怪、〇又見百鍊抄

〔新抄〕文永二年二月十一日辛亥、今日筥崎宮炎上口奏、　三月廿六日乙未、仙洞御評定、關白左大臣、前太政大臣以下參入之、筥崎宮燒亡以下事云々、　廿七日丙申、筥崎宮炎上事、可進諸道勘文之由廿三日宣下云々、　四月七日丙午、今日軒廊御卜、筑前國筥崎宮燒亡事權大納言通成以下參入之、次同上卿被行筥崎宮假殿遷宮日時定、　廿五日甲子、今日仗議也、筥崎宮炎上事、諸道勘申內大臣、大納言良教卿以下參入之、頭右大辨雅言、先條事定、執筆新宰相成俊、仗議讀申、執筆同新宰相也、次可爲廢朝三ケ日之由被仰下之、　八月十八日癸未、筥崎宮被寄豐後國、行濟法印可造進云々、　三年三月九日壬寅、筥崎宮遷宮次第日時定、皇后宮大夫師繼頭中辨具氏以下參入之、

〔帝王編年記二十六龜山〕文永十一年十一月十四日、依筥崎宮燒亡事、有陣定、

〔國分寺文書薩藩舊記所引〕下　薩摩國雜掌、可早任宣旨狀、令當國造進天滿宮幷國分寺事

子ニ就御志天、託宣志天曰、當寺講師進一可召志、可仰事乃有奈利、又少貳眞材朝臣同可召ト宣云云、以此由觸少貳館、于時眞材朝臣、驚恐天即以參對セリ、其時宣テ曰、吾是八幡乃若宮一御子也、大菩薩仰云、吾穗浪郡大分宮ニ移住、已有三惡、一者竈門宮、我伯母ト御坐云々、大貳藤原雅幹朝臣、託宣旨被言上於公家、任官符旨、少貳眞材朝臣、造立件離宮、其官符狀云、託宣之旨、爲御來寇、加之外賓通接也、營其寶殿殊盡美麗者、延長元年癸未歲、從大分宮遷御佛經已了、奉號宮埼宮矣、託宣狀云、避彼地欲移住宮埼松原有其故、昔我天下國土ヲ鎭護シ始時、戒定惠宮ヲ彼松原ノ地ニ所置ナリ、仍其名ヲハ宮ノ埼トハ號ナリ、

〔延喜式神名帳頭註〕筑前那珂郡

筥崎　一宮、人皇六十代醍醐天皇、延喜廿一年六月廿一日、大神御託云、吾社波宮柱三惡有云々、欲移住宮崎松原、其故昔天下國土鎭護始之時松原也、

〔二十二社註式〕宮崎宮

人皇六十代醍醐天皇延喜廿一年六月廿一日大菩薩御託宣云、吾穗波宮柱三惡有之、欲移住宮崎松原、其故昔天下國土ヲ鎭護始時、戒定惠之宮、留置志松原奈利、仍號宮崎、末世古敵新羅禍害發物言、宮崎松原仁建立新宮、可降伏新羅之由書付氐、吾坐下置氐、其共石居柱ヲ立氐、宮殿ヲ造、向彼新羅氐、自然降伏消除志牟奈云々、

〔諸社根元記〕筑前國宮崎宮

延喜廿一年六月廿一日、大菩薩御託宣、○中略作新宮、以延長元年、佛經遷御已畢、

〔八幡宇佐宮御託宣集〕三國御修行部

御由來記云、○中略八幡大菩薩波、占宮崎氐、戒定惠乃宮乎埋氐、其上爾種松乎逆仁殖給、宮崎松是也、
○中略

神體

〔三長記〕建久七年十一月九日甲申、今日予〇藤原長兼早旦向入道左府許、宮崎宮第二御體顚倒、可奉直否事被問也、官外記勘申也、被出逢被示曰、遁世之身、神事開問之條可有憚哉、予申云、不可有憚候、仍被仰下歟、被奏曰、於被示之條者、不可有異儀、如大外記良業勘申、以吉日可被直哉、以開寶殿之次可被直哉、於此兩條者、可被行御卜、次參右府許、花山院被申云、被直之條、不可有異儀、強不可擇日次、只以開寶殿之次、可奉直也、木像歟、然者顚倒之間、無破損事歟、其子細可被問本宮者、卽參殿下、申兩人被申之聞了、先問本宮、隨其申狀、可奏子細之由有仰者、

〔八幡愚童訓上〕十一月〇文永十一年廿日、蒙古自船下、乘馬擧旗責カヽル、〇中略宮崎ノ宮留主ガ始トシテ、僧俗社官固タリシカドモ、所憑軍共落ヌル上ハ、角テモイカヾ可有、縱遁身ト云共、奉捨神體、忽敵ニケガサセン事コソ悲ケレ、有命限ハ何ヘモカヽゲ奉仰トテ、朱漆唐櫃奉移三所御體、泣々出宮間、餘火急事ナレバ、神輿ニダニモ奉乘ザリシコソ目モ心モ及バレ子、

社地

〔朝野群載三文筆〕宮崎宮記　作者江匡房

傳聞埋戒定惠之三篋、故謂之宮崎、其處之爲體也、北臨巨海、西向絕域、爲防異國之來寇、垂跡此地、潮汐之聲、常滿宮中、坤艮卅餘里、乾巽七八許里、敢無他木、只靑松而已、長短次序、敢不參差、蓋造化之功也、

〔和爾雅二神祇〕箱崎神社　在那珂郡箱崎村

社殿

〔太宰管內志筑前之七那珂郡七〕宮崎宮

社地今は糟屋郡につけり、社は四方に廻廊有て其中にあり、神殿は三社一棟にして、階三所にあり、朱塗にして檜皮葺なり、前に拜殿あり、其前に樓門あり、其前に石大鳥居あり、其前則官道なり、是より海まで數町あり、社邊數十町の平沙、實に無雙の風景なり、

〔伊呂波字類抄波諸社〕宮埼　延喜廿一年六月廿一日、於觀世音寺西大門、若宮一御子、七歲女子橘滋

筥崎宮

名稱

筥崎宮ハ筑前國糟屋郡筥崎ニ在リ、應神天皇ヲ祀ル、現今官幣中社タリ、此地モト那珂郡ニ屬ス、延喜式ニ那珂郡八幡大菩薩筥崎宮トアルハ即チ是ナリ、

〔延喜式十神名〕筑前國那珂郡八幡大菩薩筥(ハコサキノ)崎宮

〔伊呂波字類抄波諸社〕筥埼ハコサキ

祭神

〔朝野群載三文筆〕筥崎宮記　作者江匡房

筥崎宮、在西海道筑前國那珂郡、蓋八幡大菩薩之別宮也、○中略靈驗威神、言語道斷、非紙墨之所及、康和二年、有三綵幡、出自御殿、乘虛飛揚、尋其本體、應神天皇之神靈也、○中略其母神功皇后爲討新羅、幸於此道、長降敵國、每年進八十艘調庸舟、三韓入貢、百濟來朝、仲哀天皇、即是大菩薩之考廟也、稱之三所、○中略然則本國之宗廟也、異他神靈、後世之依怙也、期彼迎接、五畿七道、何國何土、不奉崇此神宮、不嘗我朝、德及遐方、高麗之國、接境不犯、若有異心、烽烟競起、長元之間、起兵欲來侵、忽有地震、所造之舟船皆破壞、豈非揭焉之驗乎、

〔諸神記〕筥崎宮筑前國

一應神　二聖母神功　三竈門

〔諸國神名帳筑前〕那珂郡八幡大菩薩筥崎宮名神大

昔有白幡四赤幡四、自天飛下于筥崎之地、是乃應神天皇之靈也、仍此地建神社、號曰八幡大神、○又見神明鏡

〔古事記傳三十〕抑筥崎には、種々の說ありてさだかならず、されど此御子○應神に由緣ある地にてはあるべし、

十一　藤宮明神　岡堺明神　楯崎明神
　　上高宮　上符社　山下明神
十二　稻庭上明神　宮地岳社　興里岳社
　　吹浦明神　土穴若宮　森明神
十三　妙見社　荒能社　山部社
　　御竈社　山師社　君達社
十四　千得下符社　北崎明神　須田明神
　　地主明神　辨財天社　下高宮
十五　祇園三社　織殿明神　內浦若宮
　　酒田明神　伊久志明神　示現明神
十六　織幡明神　飯豊社　御靈明神
　　祓方明神　草木社　山手明神
十七　牧口社　年毛明神　濱宮明神
　　西塔田若宮　池浦山王　久米明神
十八　御鎰持社　伊摩社　酒井明神
　　池田若宮　飯盛小盛社　湯濟殿社

〔日本書紀應神十〕四十一年二月、是月阿知使主等、自吳至筑紫、時胸形大神、乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也、

〔宗像社文書〕雜訴決斷所牒　筑前國宗像社　右如彼社解者、當國宗像庄内曲村者、末社七十五社修理料所重色無雙之地也、○中略

建武元年三月廿日○署名略

〔太宰管內志筑前之十一宗像郡上〕宗像神社

社記略に、宗像神社第三宮御殿向戌亥、在松林中、第一中爲田心姫、左第二爲湍津姫、右第三爲市杵島姫、第二宮第一宮上古田島内在別處、寛文九年、以彼兩社移本社左右、大島社在南方、沖島社在艮方、其外末社七十五區、凡百八神在所々之處、同時移本社境內、合祭爲十八社、○中略其後延寶三年、國主建立拜殿并諸末社經堂鐘樓等、給殆復舊規、

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

延寶三年、江龍公○黒田光之廢たるを再興し給ひてより、今に現在の末社左の如し、

壹　大神大明神　河上社　五位社
只下明神　御衣代社　津田社

三　津加計志社　四道福松社　遠賀堺社
山口御口代社　須多田社　加津浦社

五　和歌明神　山口若宮　勝浦明神
年津浦上明神　酒田明神　前戸明神

七　國連明神　荒神社　渡津社
柳牟田明神　蛭田若宮　人見明神

九　宮田若宮　室貴若宮　許斐權現
辻原若宮　十所王子　本木若宮

貳　貴船社　犬王丸社　四道明神
小野井社　息直社　原比女明神

四　正三位社　草上社　四道社
稗和社　御船濟社　天宮金宮社

六　龍王社　止々社　年所社
孔大寺權現所主社　祝詞社

八　浪折明神　年津久社　大井明神
飯盛明神　和歌明神　國玉明神

十　政所社　朝拜社　風隼社
息送社　九日社　息正三位社

末社

皇子淸氏といふ人を宗像神主として、延喜十四年に當社に下向有て神主に補し、宗像朝臣姓を賜ふ、其子孫連綿して、近代の氏貞に至りて七十九代也、氏貞天正十四年逝せられ、其幼息鹽壽丸も先立て歿して後なし、○中略今の社家宗像氏三家有り、いづれも深田氏なり、是いにしへの大宮司の庶流にして、今に瓜瓞聯綿せり、其内大宮司は、其先上代より忌子職なり、永祿天正の比、七十六世の大宮司氏續の弟擬大宮司氏俊の二男也、治部大輔千秋と云ふ、同姓なりしが故に、忌子千賢の家を續て忌子職たりしを、氏貞が滅後、祠官も多く所を去て、朝夕神前に仕奉る者もなく、いと淺間しかりしを、千秋其子千治是を歎きて、飢寒をしのぎ辛苦して、昔にかはらず奉仕りて、修造已下大に當社に功有り、夫より傳へて當代に至りて七代也、又擬大宮司深田氏は、上にいへる大宮司氏續の弟、美作守氏俊の嫡子を氏實といふ、次に氏榮、これ天正比の人也、卽此人の後也、今一家の深田氏は、擬大宮司の分派なり、此三家のみ宗像氏にして、餘はいづれも他姓なり、○中略近代當國にては許斐（コノミ）氏土橋氏等有り、中國に黑川氏有り、天正已來、其家々悉く衰弊して、其名聞ゆる者なし、許斐氏は本國に仕へて今も數家あり、此外社官には、嶺氏、力丸氏、吉田、二家安部、豐福、高向、池浦、命婦一人、いにしへは三家有り、今は一家殘れり、永祿年中、氏貞よりの補任有り、權官二人、また日並氏、火宅僧なりしが、文政六年より古に復りて、社人となれり、大島沖島の社人も、古代より當社に屬せしが、近代別となれり、大島の社人は、今は沖島の社家の下に屬す、

〔宗像記追考〕三田島宮之事

末社ノ員三千七百餘社ト云ヘドモ、今現在ニハ百八社ト七十五社ナリ、氏人等ノ舊記ニ出セル所也、緣記ニハ百八社ヲ載テ、七十五社ノ事ハ見エズ、百八社ノ外、貴船ノ社アリ、是ハ大宮司ノ館、鬼門ノ隅ニ安置セラル、是伊弉諾伊弉冉兩尊ヲ祠ルト云、三女神ノ御祖父母ノ神ナル故也ト云傳フ、

修佛事

〔類聚國史五神祇〕延暦十三年三月戊寅、遣少僧都傳燈大法師位等定等於豐前國八幡、筑前國宗形、肥後國阿蘇三神社讀經、爲三神度七人、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月甲申、勅曰、遣唐使頻年却廻、未遂過海、夫冥靈之道、至信乃應、神明之德、修善必祐、宜令太宰府監已上、每國一人、率國司講師、不論當國他國、擇年廿五以上、精進持經心行無變者度之九人、○中略宗像神社二人、○中略於國分寺及神宮寺、安置供養、使等往還之間、專心行道、令得穩平云々、

神職

〔續日本紀十聖武〕天平元年四月乙丑、筑前國宗形郡大領外從七位上宗形朝臣鳥麻呂、奏可供奉神齋之狀、授外從五位下、賜物有數、

〔類聚三代格七〕太政官符

應停筑前國宗像郡大領兼帶宗像神主事

右得太宰府解偁、當郡大領補任之日、例兼神主、卽叙五位、○中略案神祇官去延暦七年二月廿二日符偁、自今以後、簡擇彼氏之中、潔清廉貞、堪祭事者、補任神主、限以六年相替者、然則神主之任、既有其限、假使有才堪理郡兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便、謹請官裁者、右大臣宣偁、奉勅郡司神主、職掌各別、莫令郡司兼帶神主、

延暦十九年十二月四日

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

當社の神司は、神代より宗像君姓の人、世々連綿して祭祀に供せり、○中略孝德天皇の御世に、天下を混成して郡縣とし給ひし後は、郡領にて世々此社の神主を兼たり、天武天皇の御時、○中略君姓を改めて朝臣姓を賜ひしより、後世宗像朝臣と稱す、○中略緣起に七戶神官とて、宗像、物部、秦、鳥取、伴、蜂田、三家等の氏あり、此緣起の說は不審多ければ、恐くは信じがたし今社家の說にいひ傳ふるは、醍醐天皇の御世に、

萬事、天國家乃大禍、百姓之深憂止之可在支事波、皆悉未然之外爾拂却鎖滅之賜天、天下无驚久、國內平安爾鎭護利救助賜比、天皇朝廷乎寶位无動、常磐堅磐爾夜守晝守爾護幸倍給倍止恐美恐美毛申賜波久止申、

〔三代實錄陽成三十四〕元慶二年十二月廿四日乙酉、遣兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長、向太宰府、奉幣櫃日八幡及姫神住吉宗像等大神、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中略神寶支配事、　西海道筑前宗像

〔古本九州軍記一〕觀應二年六月下旬、足利直冬朝臣、參詣宗像宮、脫鎧龍社頭、有祈願、

〔宗像軍記〕將軍御出陣ノ事附リ香椎ノ綾杉ノ事甲塚鎧坂切耳塚ノ由來ノ事
將軍尊氏卿、マヅ田島ノ社ヘ參詣マシ〳〵、鎧一領大刀弓矢等ヲ奉リ、願書ヲ納メ給ヘバ、直義朝臣ヲ始トシ、○中略イヅレモ上指ヲヌキテ奉納ス、將軍丹誠ヲ凝シテ祈誓シ給ヘバ、不思儀ヤ神殿鳴動シテ、白羽ノ流鏑矢出テ、西ヲサシテ飛行ケル、尊氏ヲ始トシテ諸軍勢、是ハ宗像三神擁護シ給フ瑞相ナリ、一定今度ノ軍ハ、味方ノ勝疑ナシトテ、勇ミ進テ打立ケル、

〔宗像社文書〕孝明天皇綸旨
近來外夷追日跋扈、深被惱宸衷、將蠻夷拒絕之期限被決定之處、此頃既英夷之軍艦來橫濱、請求之旨趣、必可開兵端之情態顯然、實天下安危在於是時矣、庶幾依神明之冥助、以奮起皇國之勇威、國內一和、上下齊志、早攘醜夷于汎海之永遠、令絕於覬覦之意念、不汚神州、不損人民、寶祚延長、武運悠久御祈、一社一同可抽丹誠、可令下知于筑前國宗像邊津宮給者、依天氣執啓如件、

三月四日　少辨俊政

謹上　吉田侍從殿

奉幣

春三月冬十月兩度祭有、昔大宮司在し時は、秋も祭ありしが、近世は秋を略して祭らず、風はげしくふけば、波あらきゆゑ渡事あたはず、故に祭日は定らず、○中略社人此島につきたる日より毎潔齋し、第八日に當る日、兼て魚を釣て神膳に備ふ、魚を得ざれば祭日をのぶる、

〔續日本後紀 十二仁明〕承和九年七月乙未、遣使於筑前國宗像神、竈門神、肥後國健磐龍神等神社奉幣、緣有祟也、

〔三代實錄 十七淸和〕貞觀十二年二月十五日丁酉、勅遣從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄、奉幣八幡大菩薩宮及香椎宮宗像大神、甘南備神、告文曰、○中略天皇我詔旨止、掛畏岐宗像大神乃廣前申給止申、去年六月以來、太宰府度々言上須眞久、新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退太利、又廳樓兵庫等上爾、依有大鳥之恠天卜求爾、隣國乃兵革之事可在止卜申利、又肥後國爾地震風水之災在天、舍宅悉仆顚利、人民多流亡多利、如此之災、古來未聞止、古老等毛申止言上多利、然間爾陸奧國又異常奈留地震之災言上多利、自餘國々毛又頗有件灾止言上多利、傳聞彼新羅人波、我日本朝止久岐世時與利相敵比來多利、而今入來境內天、奪取調物利天、無懼沮之氣、量其意況爾、兵亂之萌自此而生加、我朝久无軍旅天、專忘警備多利、兵亂之事尤可愼恐、然我日本朝波、所謂神明之國那利、神明乃助護利賜波、何乃兵寇加可近來岐、亦我皇大神波、掛毛畏岐大帶日姬乃彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比崇賜奈利、而今如此爾、○押一本作押郡侮氣色乎露出事波、最是皇大神乃聞驚岐怒恚利賜倍伎物奈利、故是以從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使天、禮代乃大幣帛乎令捧持天奉出給布、此狀乎平介久聞食天、假令時世乃禍亂止之天、上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛畏支皇大神國內乃諸神達乎毛唱導岐賜比天、未發向之前爾沮拒排却賜倍、若賊謀已熟天、兵船必來倍久在波、境內爾入賜波須之天、遂爾還漂沒米賜比天、我朝乃神國止畏憚眞禮來禮留故實乎澆多之失賜布奈、自此之外爾、假令止之天夷俘乃逆謀叛亂之事、中國乃盜兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事爾至

市渡神事、有衣替、有饗膳、有舞樂、相撲風流田樂延年あり、同十四日五社神輿御幸、放生會大神事、風流田樂延年あり、同十五日船鬪神事、五社神輿船五艘、舞樂相撲あり、九月九日大神事、樂舞御神樂東舞流鏑馬相撲あり、同十五日大祭神事、十一月十六日御神樂大神事、十二月八女神事、又毎月朔幣望祭神廿四度長日御供年中三百六十度等悉く擧るに暇あらず、此外末社の神事等まで神秘古實さま〳〵なり、○中略今は九月朔日を恒例の大祭として、國君使を差て御幣を參らせらる、又江龍公○黑田光之より、延寶三年猿樂の舞臺をあらたに建立あり、依て此日に猿樂有り、流鏑馬有り、又毎年正月五月九月には使を奉りて奉幣あり、又十一月十五日祭有り、是古の宗像祭の殘れるなり、凡年中三十六度、かたばかりの祭禮を行ふ、

〔筑陽記宗像十四〕祭祀、往古は毎年勅使下向勤之、醍醐帝延喜年中、清氏下向後、被止勅使云々、祭禮九月一日神樂猿樂能五番相撲、昔日は今日幸アリシト也、御旅所神幸ト云所也、幸湊ト江口浦ノ間也、今ニ小祠アリ、其邊ノ沙中ヲ穿レバ土器ノ破多シ、古ノ祭器ナルベシ、一說江口浦ノ西ノ方ニ、佐津氣松原、非名所御旅所之跡也ト云フ、兩說可考之、

〔筑前國續風土記宗像郡十五〕田島社

此御社の恒例の祭禮日は八月十五日なりしが、元祿八年より改めて九月朔日に祭る、神樂はいにしへの風雅なる神樂にはあらず、許斐村の社人等つとむ、又內浦村の龜石大夫と云者來りて、毎年猿樂の能有、昔より龜石の事をつとむ、大宮司四十三世氏經の時、はじめて八月十五日に放生會を取行ひ、近代迄これ有しが、今は放生會はなし、

〔筑前國續風土記宗像郡十五〕大島

年中十餘度の祭あり、本社は九月十二日也、

〔筑前國續風土記宗像郡十五〕澳津島

キハ、固ヨリ妄誕ニシテ辨ズルニモ足ラザルナリ、然レドモ年中祭祀ノ大概ヲ記シ、參考ニ供スルニ足ルモノアルヲ以テ、姑ク此ニ附ス、

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

應安八年の御神事次第記には、十一月十六日御神樂、二月同と見えたり、今は此日にかたばかりの祭をなす、いにしへ年中の祭祀、九千四百六十八度有りしよし古記に見えたり、御神事次第記には、五千九百餘度を載す、中にも正月一日大御神事有り、七日靑馬節會神事、白馬は河東河西奴山東鄕宮地在自勝浦より各一疋出す、是を撰みて二疋を諸社に引く、八日御占の神事有り、壹岐對馬の占部兩人、當年中の吉凶を占ふ、同十五日步射有り、踏歌あり、社を三度廻る、舞師千秋萬歲を申す、輪持は小預、皮舘持は職事の役、笛拍子ヲモチ舞て入ル、踏歌間に有歌、

千早振第一の宮のゆふだすきかけてのちはたのしかりけり

上高宮下高宮第二宮第三宮御廟院政所社等の式是に同じ、古代は朝廷に踏歌節會有り、世々の記錄に多く見えたり、其次第第三宮酉時人長一人本歌付歌、二人末歌付歌、二人八人女、八人笛篳篥和琴、早韓神、人長八神女舞、第二宮事、早韓神、御前の庭にて謠、人長八人、女、拜殿ニテ舞、第一宮事、先織幡（オリハタ）ニテ、早韓神、人長八人、女舞フ、御神樂行樣、一先御神拜、二拍手次人長申秘事、庭火ニハ中座ニテ先笛、次篳篥、次琴、次寄合、次本歌、次末歌、次阿知女作法、次九種取物、榊本末、幣本末、杖本末、篠本末、弓本末、劒本末、鉾本末杓葛、九種取物如此、次近韓神本末、早韓神本末、人長八人、女舞、御殿舞、志都野本末、千歲本末、早歌本末、八人女舞吉々利々本末、德錢本末、由不作本末、朝倉本末、人長八人、女舞、其駒本末、漆田本末、篠波本末、弓立本末、宮人本末、歌次第如此、又大祭とて、春夏秋三ヶ度の祭あり、大祭後奧御島渡なり、四月十八日臨時祭、五月三日小五月會、試樂競馬流鏑馬舞樂東舞等有り、同五日五社神輿濱殿神幸、六月晦日和儺祓大神事、三所神輿御前の濱に神幸有り、七月十五日御祭會大神事、舞有り相撲あり、八月朔日御內試樂、同十三日放生會

八月十五日放生會ヲ取リ行フ、御縁記ニ曰、當社御託宣云、予レ昔五千九百餘ノ從神ヲ卒キ、二千餘萬里ノ風浪ヲ凌ギ、御手長ヲ振リ、異國ノ凶賊ヲ害シヌ、是則國民ノ爲ニシテ、若干ノ殺罪ヲナス所也、早ク般若經ヲ書寫シ放生供養ヲナスベシト云、又第三宮ノ御託宣ニモ、每年不闕ニ大般若經、又ハ金剛般若等ヲ摸寫シ、八月十三四五首尾三ケ日夜ノ間、開題講讃ノ梵席ヲ展テ、放生大會ヲ行ル所也ト云、昔ハ勅使ヲ下サレテ祭祀ヲ執行ト云、舊記ニ曰ク、宗像三所ニ宮造リアリテ、光仁天皇ノ御宇ヨリ始テ祭禮ヲトリ行ヒ、勅使下向アリテ祭儀ヲ務ラル、其後百三十餘年ノ間、每年勅使下向アツテ官祭也、然ルニ醍醐天皇延喜十四年、中納言清氏卿、胸肩ノ社職務トナシ給ヒ、年中行事ノ神祭ヲウケタマハラセ給ヒテヨリ、勅使下向ヲ止ラル、總テ神祭八千五百餘度ト云、是年中攝社末社トモニ祭祀ノ數ナルベシ、

〔宗像事跡考〕祭祀　古老傳曰、宗像宮年中行事之神祭八千五百餘度、然年代遠而不知其祭名也、昔係回祿而記錄皆亡、無由考觀、不絕至今者、僅輯書以始俟智者、

正月元旦有天長地久之祭、　每月一日有政所祭、　同月七日有人民和樂之祭、　二月二日有孔大寺祭、　四月朔日有御作樂之祭、　五月五日有總社祭、　六月一日有政所祭、人皇三十四代推古十三年、遣奉幣使於宗像宮、正使東洞院高房太政大臣、於佐津氣祭三神、爾來爲定式、　同月晦日有名越之祓、用津瀨山神、　八月十四日有總社祭、　同月十五日有臨時祭、宗像四十三代中納言氏經、貞永年中始焉、　九月九日有總社祭、　十月有亥日祭、貞觀十八年十月十一日口日、於佐津氣濱祭三神、爾來每歲行之、　十一月十五日有總社祭、往古十一月中旬逢卯日、於佐津氣祝丞謂之宗像祭、自氏貞後、但用十一月十五日、不復用卯、　十二月晦日有總社祭、社家者說曰、昔年祭三神於佐津氣濱者多矣、近世於第一宮第二宮第三宮祭之、只臘月晦日於佐津氣祭三神、

〇按ズルニ、推古天皇ノ御時、奉幣使ヲ當社ニ遣サレ、正使東洞院高房太政大臣云々ノ文ノ如

祭祀

少辨藤原朝臣花押

〔筑前續風土記拾遺 宗像郡上〕宗像神社

中古當社は、八條女院〇鳥羽皇女暲子の御領として、宗像氏信子々孫々、大宮司職を相傳領掌せり、本家次第は、鳥羽院、美福門院、〇鳥羽后藤原得子八條女院、修明門院、〇後鳥羽后藤原重子大宮院、〇後嵯峨后藤原姞子龜山院なり〇中略其後後醍醐天皇の御世に、八條院の御領號を止られ、一圓社家に管領すべきよし御綸旨を賜はる、

〔宗像社文書〕宗像宮年中御神米立用田數事　合　一、上八郷參町　一河東郷參町　一河西郷參町　一奴山郷拾伍町 野浦村加之　一東郷拾町　一村山田郷八町　一本木郷漆町　一內殿郷八町　一土穴郷十二町　一山口郷拾貳町　一宮地郷壹町　一田野郷三町　一池田郷拾町　一在自郷參町　一山田村貳町　已上百町

右諸社之御祭禮立用米、舊規之次第雖在之、社亂以來、依無其沙汰、度々御神託驚入存、先以百町立置之、如前々不改社例之間、彼田數聊不可有他妨候、仍令奉納之狀如件、

永祿三年辛酉六月朔日　長吏大宮司氏貞花押

〔宗像社文書〕今度宗像郡田島宮神領、於同村五拾石增附、本高幷新田合百三拾三石四斗貳升九合大勺六才令寄附訖、社家中配當目錄在別紙、全可令社務者也、

貞享五年六月廿八日　光之黑田花押〇

深田民部どのへ

〔公事根源十一月〕宗像祭　上卯日

つくしの胸形社の祭也、氏人これをとり行ふ、

〔宗像記追考二〕田島宮之事

政公〇黒田御入部之砌、依秀秋之例無神領、至慶長十一年、社領五十石餘有御寄附、田島大島沖島神官凡十三人配分之、其後貞享四年十二月、光之公〇黒田田島五十石之地有御寄附、又於社領開作之地田畠三十三石餘、爲田島神社造營料給

〔宗像軍記〕宗像大宮司氏國ノ事附リ僧安覺一切經ヲ書寫セシ事

大宮司清氏ヨリ十一世ノ孫ヲ大宮司從五位下攝津守氏國トイフ、〇中略其比マデハ宗像ノ神領、筑前ノ國ニシテ西鄕ノ邑ニテ水田三百町、古物神崎兩所ニテ水田四十町、稻元村ニテ水田四十町、須惠村ニテ水田三十町、稻光村ニテ水田五十五町、芹田村ニテ水田五十町、豐前ノ國大豆俵村ニテ水田四十町、壹岐ノ島藥師丸ニテ水田二十町、肥前ノ國晴來村ニテ水田三百町、通合八百七十餘町ナラデハナカリケルニ、元曆壽永ノ兵亂ノ時、氏國ノ就先ニテ、宗像一郡鞍手半郡ヲ押領シテ、新タニ白山ト云フ所ニ城ヲ築キテ居城トス、是ヨリ宗像氏、神職ノ家ヲ變ジテ、武家ノゴトクニ成ニケル、

〔宗像社文書〕左辨官下　太宰府

應、且任國司廳宣、且依往阿彌陀佛勸進狀、宛用筑前國宗像社修理用途、同國曲村田地肆拾町事、

右得彼社神官等去月日解狀偁、當社者天照大神降來之靈地、日域無雙之仁祠也、仍被寄付料田、勤行式日之神事、但於大小七十餘社之修理用途者、往昔以來以葦屋津〇遠賀郡新宮濱〇糟屋郡漂濤之寄物致沙汰、迳數百歲之星霜、而今往阿彌陀佛哀彼漂濤之難、築孤島助往還之船、休風波之煩、因茲修理用途、已以無足之由、以關東狀經上奏之處、早以曲村田地可宛修理用途之由、召給國司廳宣畢、望請鴻恩、以曲村田地爲社領、可致御修理沙汰之旨賜官符、欲後代之龜鏡者、權中納言藤原朝臣賴資宣、奉勅依請者、府宜承知、依宣行之、

寬喜三年四月五日　　大史小槻宿禰花押

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、彼宮司幷氏人等、去天延二年二月五日解狀偁、(中略)謹檢舊例、(中略)藤原純友、凶亂和平之後、登坐正一位勳一等之階、(中略)

天元二年二月十四日

社格

〔延喜式十神名〕筑前國宗像郡宗像神社三座(名神大)

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座(中略)宗像神社三座(筑前國)

神領

〔日本書紀十二履中〕五年三月戊午朔、於筑紫所居三神、見于宮中言、何奪我民矣、吾今慚汝、於是禱而不祠、十月甲子、葬皇妃、既而天皇悔之不治神祟而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君、行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既實焉、因以數之曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也、既分寄于神祇車持部兼奪取之、罪二也、則負惡解除、善解除、而出於長渚崎令祓禊、既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之、奉於三神、

〔新抄格勅符抄神封〕一太宰府神封　宗像神戶七十四戶

〔延喜式十八式部〕凡郡司者、一郡不得幷用同姓、若他姓中无人可用者、雖同姓除同門外聽任、神郡(中略)不在制限、(謂伊勢國飯野、度會、多氣、安房國安房、下總國香取、常陸國鹿島、出雲國意宇、紀伊國名草、筑前國宗形等郡、爲神郡、○又見令集解)

〔太宰管內志筑前之十一宗像郡上〕宗像神社

舊記ニ宗像神三社神領、肥前國晴氣保三百町、豐後豆田原四十町、壹岐島藥師丸二十五町、當國鞍手郡古物神崎四十町、宗像郡西鄉三百町稻元四十町、須惠村三十町、稻光五十町、鞍手郡芹田五十町、凡八百七十五町、已上古來之神領也、大宮司氏俊、屬足利家已來事兵革、以神領如私領、氏貞之時、宗像一郡、及鞍手郡若宮、又遠賀郡河西鄉領之、天正十四年氏貞歿、無男子、因之翌年、秀吉公沒收其所領給、同年小早川隆景爲當國主、寄附神田二百町、隆景家臣井上又右衞門證文、幷村附等有之、八年之後、文祿三年秀秋爲國主、悉沒收神領、隆景憐之、隱居領之內、當郡河西鄉土貢米百石寄附之、長

所舞臺渡殿一切經堂鐘樓板橋等の破壞を修補せられ、廢絶したりし末社を社内に移して、新に二十社再興して、七十五社の神百八神を合祠し給へり、今に至りて然り、

〔續日本後紀仁明九〕承和七年四月丙寅、授筑前國勳八等宗像神從五位下、餘如故、

〔文德實錄二〕嘉祥三年十月辛亥、授筑前國宗像神從五位上、

〔文德實錄五〕仁壽三年二月癸亥、加筑前國宗像神正五位下、

〔文德實錄九〕天安元年十月丙寅、在筑前國正四位下勳八等宗像神、授正三位、〇本書天安二年二月戊午重出

〔三代實錄清和二〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授筑前國正三位勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並從二位、

〔三代實錄清和二〕貞觀元年二月卅日丙辰、筑前國從二位勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並授正二位、

〔類聚三代格一〕太政官符

　應充行宗像神社修理料賤代徭丁事

右得彼社氏人從五位下守右少辨兼大學頭高階眞人忠峯等解狀偁、件神坐大和國城上郡之內、與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也、〇中略

　寛平五年十月廿九日

〇按ズルニ、三代實錄元慶五年十月十六日ノ條ニ、太政官處分依請、大和國城上郡從一位勳八等宗像神社、准筑前國本社置神主、以高階眞人氏人為之トアリ、從一位ヲ授ケ奉リシコト、其ノ年代ヲ詳ニセズ、

〔類聚符宣抄一〕太政官符太宰府

應補任坐筑前國宗像大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

毛擧、此外不謂寺社、給百段米、諸浦船別加之、又者奉加之輩有之、次御棟上十ヶ日前、博多津廻船、白濱沖之瀬ニ馳揭之荷物弃置、折節爲風波、不一物流、是以御神力之光輝誠新也、同五年丁丑三月廿三日木屋入、到翌年五月廿八日御造營畢也、棟上遷宮儀式御入目等之趣、別札ニ記、抑叡山御能化豎者仁秀法印、不慮ニ至此境、御下向幸之由、氏貞朝臣有御崇敬、神道一流御傳授以來、備神宮寺之住持職、御存知之間、加持灑水御勤也、社家長久之御懇祈云、實殿御造立之御功力云、神明之擁護曾無疑者也、五十ヶ年以來、諸社置札等、或紛失、或混亂之條、爲後證可書顯明細之由、依仰置札如件、

天正六年戊寅六月朔日、奉行吉田飛驒守倘持、同豐福式部卿秀賀、同石松對馬守倘宗、同小樋對馬守秀盛、同高向中務卿良秀、同吉田伯耆守重致、同許斐安藝守氏鐵、筆者實相院叄心、

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

此時〔○天正〕の造營の始末、置札に記して今に神殿に在り、此たびの造建、亂世には等閑ならざる大營也、其後興雲公〔○黒田長政〕の御時、神殿を修葺し給ひ、つゞきて國君世々に修造し給ふ、然れども本社は今に至りて改造なし、氏貞朝臣、天正六年に、本社はかたの如く造立せられしかども、拜殿樓門已下、祭祀を行ふ殿舍末社等は、舊觀に復するに及ばず、いく程なく氏貞も逝せられ、社領もなく成しかば、道路を鎖す荆棘をも拂ふ人なく、軒端に繁きしのぶ草生增りてければ、燒殘りたりし諸殿も、此時多く廢絕して、其跡をもとゞめずなり行ける、かくて天正十五年、當國をば小早川隆景領し給ひて、同十八年、あらたに拜殿を造進し、文祿二年六月、本社の家上をも修葺せらる、此時遷宮の用途を社納ありし名島の宰臣の連署今にあり、其後慶長五年の冬、當國をば興雲公領し給ひて、元和七年辛酉七月に、本社の修葺有り、慶安三年庚寅、高樹公〔○黒田忠之〕木鳥居を造進し給へり、また此時に御池の板橋貳ヶ所、幷に第二第三の社上高宮をも造立し給へり、寬文七年丁未六月、始て社中に猿樂の舞臺を造進し給ふ、延寶三年乙卯、江龍公〔○黒田光之〕命有て、末社幷拜殿御供

大宮司殿

宗像造營事、任去二月五日御教書之旨、急速可被遂營作功之狀如件、

明德三年四月七日　沙彌 了俊〇今川 花押

大宮司殿

〔筑紫道記 宗祇法師〕宗像にいたりぬ、神主にたいめして、今夜はある禪院にやどり、明れば社參す、所は深山のかたはらに、地は平にして、木立しげき中に御社あり、廻廊はいたう破れて、雨露もたまりがたければ、御殿は麼せる所なし、右に川ながれて汐遠く滿、前は反はしたかう懸りて、さる故迹とみえたり、

〔宗像追考記 二〕夫新造旨趣者、去弘治三年丁巳卯月廿四日子刻、自御內陣放火有、御燈明火共云、天火共云、併濟疫衆生之御轉變者歟、一社之人民、驚此火色、雖馳集、一時盛猛火、奉始尊體數多之御神寶悉盡、同刻夜風荒吹、餘火之至處、限垂水峠、雖哀慟天地、無其甲斐、諸人奉成奇異之思、〇中略爰當務樣氏貞朝臣、雖發悲歎之御心願給、依大內多々良御兒孫中絕、豐筑兩國、屬州大友之御幕下之條、當社度雖被准其儀、有御內敵動靜社職、〇中略永祿七年甲子仲夏、到泊島、有御社用、學頭長秀、圖師良秀、渡海之處、佛師深田次郎左衞門興云者、父子三人著岸、不思儀之宿願不淺之條、則介同心申寬之處、何事如之哉、不廻踵可奉刻彫尊神之由被仰出、同五月廿五日木屋入、至十一月奉造畢、尊神三體、從神六體、仁萬疋餘貫、佛師給之歸洛、〇中略同年十一月十九日辰刻、尊神御開眼、供養導師、鎭國寺二十七世之住持豪能法印也、棟上還宮同日也、聽而御本殿可有御造替之處、豐家〇大友氏之凶徒、草度々亂入、〇中略天正四年丙子歲、氏貞朝臣被勵御懇志、御寶殿被相催御建立、隣方被撰大工數人、御圖御申之處、博多津居住日高與三左衞門尉付棟上當日、被任隱岐守、相當之間申與之、小工二十餘人、鍛冶幷木道杣取瓦師、集人數材木調上者、石州益田、下者肥前松浦郡御分領、盡槇木之數採用之、公物御入目之不追

又造立之時、可レ被レ勘二下日時一歟、抑宮司若有二請事一者、必可レ被レ裁歟、

〔百練抄六後嵯峨〕長承二年五月廿八日、諸卿定申、太宰府言上宗形社炎上事、

〔宗像大宮司系圖〕天養元年七月、氏信與二氏平一爭二當職一合戰、氏信戰負、遂燒二片脇館一、其外三社之社壇、大宮司之館悉燒亡、

〔太宰管内志筑前之十一宗像郡上〕宗像神社

舊記に建久〇建久恐建長誤年中、大宮司氏長、因二宗像神告一、奉レ移二神社於大宮司之宅地一云々、

〔宗像軍記〕宗像大宮司氏長詩歌ノ事

氏長平生、儉約ヲ事トシテ、財寶ニ富ミタレバ、建長三辛亥年、第一宮第二宮第三宮共ニ神社ヲ修造シ、神輿ヲ新タニ製作シ、放生會ヲ行ヒケリ、

〔宗像社文書〕宗像第二宮造營用途事、爲二五百貫之處不足一云々、相加貳百貫、以二漆佰貫文一、任二先度被レ仰下之旨一、可レ終二其功一歟、當庄年貢者見米也、可レ被レ定二和市一云々、以二時和市一可レ被二主用一之由候也、仍執達如レ件、

元應貳年十月卅日　平花押〇以下署名略

宗像大宮司殿

〇按ズルニ、筑前續風土記拾遺ニ、後醍醐天皇元德二年十月廿一日、第二社造營アリ、勘文ヲ下サル、、鎌倉奉行人ノ連署アリト見ユ、

〔宗像社文書〕筑前國宗像社造營事、日時勘文一通遣レ之、急速可レ遂二營作之功一之狀如レ件、

康永二年十一月廿九日　花押〇足利尊氏

大宮司殿

筑前國宗像社假殿造營事、御敎書幷日時勘文如レ此、且任二被二仰下一之旨一、可レ遂二其節一之狀、依レ仰執達如レ件、

永和元年六月二日　沙彌花押〇今川了俊

テ、彼屋舗ノ中ニ、三所大神ヲ口ニ崇奉ラル、彼屋敷ト云ハ、今ノ社頭地也、其時ハ假屋ニテ、黒木ノ柱、萱軒ニテ、イト假初ナル宮居也、然ルニ光仁天皇ニ靈夢ノ御告アリテ勅宣下リ、嚴重ノ宮造リ事成リテ齋ヒ崇メ奉ル、其後絶ズ修造ヲ加ヘ、長久ニツタハリ來ル、然ルニ崇德院ノ御宇長承元年九月ニ、社務氏平ト氏房、職分ノ相論ニ依テ、宗像宮ノ社壇回祿ニカヽリ燒土トナル、是ニ依テ假リニ社殿ヲ造營シ奉ル處ニ、近衛院天養元年、氏平當職ノアラソヒ、既ニ合戰ニ及ブ、氏信打負敗北シ玉ヒケルニ、片脇ノ館ニ火ヲ放テ燒拂フ、其火社頭ニカヽリ、本殿末社一字モ不殘燒失ス、

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

社家の說に、大神降臨の始、本社の五町許南、宗像山上高宮の峯なりの半腹下高宮の地なりに鎮座有しが、天應元年、神告に依て、氏男の宅地に社を建て祀る、今の神社是なり、此時舊社の東の岡に始て第二社を建て、大島の神を移し奉りて中殿(ナカトノ)と稱す、從神地主神社あり、此岡の東の末に瀛津島神を移し奉りて、地主と稱す、從神、御鎰持社正三位社浪折社上袴社あり、

〔中右記〕長承元年十二月廿九日、源大納言師賴、申行陣定、是鎭西宗形被燒亡事也、御體神寶一切燒、皆共燒失、是前衆徒社司二人合戰之間出來也、中宮權大夫源中納言、宰相中將二人、左大辨一同定申云、近日大貳少貳筑前守、皆以在京、宰府之中、無人沙汰、先遣官使、且召上件嫌疑人等、且實檢燒亡神殿、可有沙汰也、又尋先例、又可被行御卜之由議定了、左大辨、且讀且書事了、　二年五月廿八日壬午、源大納言師賴卿、唯今參陣、被申行定也、依爲大事、予申仗議、是太宰府言上、宗像被燒亡事、官問注記、左宰相中將宗能讀上、新宰相中將公敎、右宰相中將成道、中宮大夫忠左兵衛督宗別當雅民部卿、忠各々不同被申、予定申云、件燒亡已後、有非常赦、依爲大事、雖不可會赦、於被問法家、隨勘申可被行歟、先神殿早可被造也、付元永二年例、宮司可造立由、可被下宣旨也、御正體燒失、誠是大事也、如問注記者、神人等、御體委所注申也、任彼申狀、可被造立也、但付證文注申哉、頗以不審也、重猶可致尋問歟、

社殿

の建長年中、並に神託の告にて、田島に移し奉ると云傳ふ、田島の社は戌亥にむかひ、敵國降伏をあらはせりと云、

○按ズルニ、太宰管內志ニ、神湊ノ神幸屋敷ヨリ移シ奉レリトスル說ハ非ナルベク、上高宮ノ地ヨリ移奉ルモノト聞ユトアリ、倘ホ社殿ノ條ニ就テ見ルベシ、

〔筑前國續風土記十五宗像郡〕大島

神湊の海濱を去事三里北の海中に有、○中略此島に宗像の神一社おはします、日本紀神代卷に中瀛といへる此島の神社也、中津宮といへるは、奥の島邊津宮の中にあれば也、○中略社は巽の方に向へり、田島の方也、

〔筑前國續風土記十五宗像郡〕澳津島俗に此島をおきのしまと云、神をおきの神といふ、

此島は大島より子の方に有、その間四十八里といへり、日永き時は、朝早く船を出し、風波なければ暮前につく、然れば二十里餘有べしと云、島の廻り一里有、社は西南にむかひて、山のふもと地の高き所に立り、

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

社記云、光仁天皇御宇天應元年辛酉有御託宣云、虛空仁糜有天云、爲示吾宗大神之居號始此所於宗像畢、早氏男之屋敷仁造社可崇吾、以汝開發田爲當社領、而可致祭祀、卽以汝垂迹以來爲氏人、致子子孫々可執行社務、執印者任相傳之理、社務者不可有他家之望、若背此旨者、必去社可住虛空矣、乃氏男撒此御音、卽點屋敷於社壇、以茅草葺之、奉崇三所之神明於一所之處仁、依光仁天皇叡夢之告、被造營嚴重之社、以來爲鎭護國家之靈神矣、

〔宗像記追考二〕田島宮之事

宗像大神社壇造營ノ草創ハ、考ルニ光仁天皇天應元年、大宮司滋光末孫氏男大宮司ニ託宣アリ

にもそむけり、且鎮座の時も、日本紀と不レ合、いかなる傳說有て、かくしるせしにやいぶかし、田島の神職は、むかし大宮司の時より以來、今に至りて、田島の宮に祭る所は、田心姫也と申傳ふるよし云り、且三神の次第、日本紀の本說にしたがひて、田心姫を第一とす、海濱の社は、田園ある所に近くしづまりまします、御神なる故、田心姫と云、湍津姫を第二とす、大島の神は、天野川のほとりにまします故、湍津姫と云、市杵島姫を第三とす、奥津島の神は、日本紀に、また名は市杵島姫の命と云としるせり、おきつといちきと音相近し、これを以て奥津島にましますを市杵島姫とすと云、また奥津島の神職は、舊事紀、古事紀、及大宮司氏俊が緣起の說を以て證として、奥津島の神を田心姫とし第一とす、出雲より來りて鎮座し給へる神なれば、第一田心姫はまづ奥津宮に止り、次に湍津姫は大島にとゞまり、次に市杵島姫は海濱宮にとゞまり給ふ、その次第かくのごとくなるべしと云、かく古書に載る所、今世の傳ふる所も、亦各その理あれば、今更いづれを是とし、いづれを非とすべからず、然れば三神の鎮座、各何れの所と決定し難し、

神體

〔宗像社記 延佳本舊事紀頭注所引〕筑前國風土記曰、宗像大神、自レ居二埼門山一天降之時、以二青蕤玉一置二奥津宮之表一、以二八坂瓊紫玉一置二中津宮之表一、以二八咫鏡一置二邊津宮之表一、以二此表一成二神體之形一、而納二三宮一、卽納隱之、因曰二身形郡一、

〔釋日本紀 七述義〕先師說云、胸肩神體爲レ玉之由、見二風土記一、

社地

〔筑前國續風土記 十五宗像郡〕田島社

田島村にあり、右に記す所の宗像三神内一はしらの御神なり、〇中略此神社、古は神湊の東六町、海の南一町許りに建し故に、へつ宮といふ、へとは海邊を云、今其跡を神の幸壘敷と云、その邊に今も社の跡有ていちじるし、むかしの祭に用ひし土器のたぐひ多し、人家はなし、此所神湊と江口との間にあり、神湊の境内也、田島を去こと半里許也、清氏より四十八世の大宮司長氏、後深草院

本書ニ、孝靈天皇元年ニ、出雲國ヨリ瀛ノ島ニ下リ玉フト云、又同四年ニ、雲州簸ノ川上ヨリ筑紫宗像ニ遷行云云、是後世ノ氏人等ノ申出セルナルカ、筑紫ニ降臨ノ事ハ、神代ノコトニテ、孝靈天皇ノ御ニ出雲ヨリ來リ玉フハ、宗像ノ君等ノ事ナランカ、姓氏錄ニ、宗像ノ君等ハ、大己貴命六世ノ孫トアレバ、出雲ヨリ來リ玉ヘルト云コト符合セリ、

〔宗像事跡考〕垂跡本記云、天津彥彥火瓊瓊杵尊時、始鎭座宗像、

宗像神社傳云、三神初降於與里嶽、(在湯河)次官地岳、(在田島坤)或高尾山、(在牟田尾)亦佐津舸濱等也、一書曰、孝靈天皇御宇鎭座田島、

宗像神社傳云、三神從出雲國息御島降於筑紫、垂跡於諸方、先在室木山六岳、孝靈天皇元年鎭座田島、

〔筑前國續風土記〕(十五宗像郡)宗像大神三社

延喜式神名帳に、筑前國宗像郡宗像神社三座(並名神大)と記せり、此三座の神は、田心姬、湍津姬、市杵島姬なり、田島大島澳島三所にしづまりおはします、日本紀第一神代卷上を考ふるに、(中略)田心姬を第一とし、湍津姬を第二とし、市杵島姬を第三とする說を正とすべし、且後代文德實錄三代實錄などにしるせし次第もみな是に同じければ、まことに證とするに足れり、(中略)後花園院文安年中に、大宮司氏俊、三社の改め書せけるその詞に曰、第一神は海淡を集めて島を築き、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至る迄、異國を降伏し給ふべきよし御誓有て彼島に留給ふ、則奥御島と號す、是日本高麗の中間たり、遠瀛に居給ふ、是を田心姬と號し奉る、第二神は居を中海の奥に示し給ふ、今大島と號する是なり、中瀛に居給ふ、是を湍津姬と號し奉る、第三神は居を海濱に示し給ふ、今田島と號する是也、海濱に居給ふ、是を市杵島姬と號し奉るとかけり、此緣記は末世の說にして、ふるき依證なければ、打まかせては證とし難し、况三神鎭座の地、日本紀舊事紀古事記

とあるも、此記と異なり、故思ふに、此記も多紀理毘賣と、市寸島比賣とを置替て、市寸島比賣命、亦御名奥津島比賣命、次多紀理毘賣命、亦御名狹依毘賣云々とするときは、彼諸傳と皆合なり、されど此記も、後に誤てまがへつるものとはた見えず、元より傳の異なりしなるべし、

〔日本書紀一神代〕是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者、是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也、

一書曰、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神、宜降居道中、奉助天孫、而爲天孫所祭也、

一書曰、天照大神、謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劍、今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉、可以授予矣、如此約束、共相換取、已而天照大神、則以八坂瓊之曲玉、浮寄於天眞名井、囓斷瓊端、而吹出氣噴之中化生神、號市杵島姫命、是居于遠瀛者也、又囓斷瓊中、而吹出氣噴之中化生神、號田心姫命、是居于中瀛者也、又囓斷瓊尾、而吹出氣噴之中化生神、號湍津姫命、是居于海濱者也、凡三女神、

一書曰、以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在海北道中、號曰道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也、

〔筑前續風土記拾遺宗像郡上〕宗像神社

社記曰、三女神、初室木六岳出現給、(六岳、風土記所謂埼門山是也、)其後於神興村、而神威輝給、故其所神興村云、其後三所之靈地在御遷座云々、又云、第一神者、集海濱築島居、遠海之息示、盡未來際、異國降伏之由有御誓、留件島給、則號息御島、是日本與高麗中間也、是奉號田心姫、第二神者、示居於中海之息、今大島是也、奉號湍津姫、第三神者、示居海邊今號田島是也、奉號市杵島姫命云々、

〔宗像記追考二〕田島宮之事

宗像神社

宗像神社ハ市杵島姫命、田心姫命、湍津姫命ノ三神ヲ祀ル、鎭座ノ次第、古事記ニハ、多紀理毘賣命者、坐胸形之奥津宮、次市杵島比賣命者、坐胸形之仲津宮、次田寸津比賣命者、坐胸形之邊津宮ト見エ、日本書紀ノ一書ニハ、市杵島姫命、居于遠瀛、田心姫命、居于中瀛、湍津姫命、居于海濱トアリ、奥津宮ハ今筑前國宗像郡大島ノ北四十八里ニ在リ、中津宮ハ同郡神湊ノ北三里大島ニ在リ、邊津宮ハモト神湊ノ東六町、海ノ南一町許ニ在リシヲ、後今ノ田島村ニ遷ス、此三女神ハ、天照大神ノ勅ヲ奉ジ、天孫ヲ助ケ奉ランガ爲ニ、天ヨリ降リ給ヒシ所ト云フ、現今官幣中社タリ、

名稱

〔延喜式十神名〕筑前國宗像郡宗像神社

〔伊呂波字類抄天諸社〕宗像ムナカタ

祭神

〔古事記上〕故爾各中置天安河、而宇氣布時、天照大御神、先乞度建速須佐之男命所佩十拳劒、打折三段、而奴那登母母由良爾、此八字以音、下效此、振滌天之眞名井、而佐賀美爾迦美而、自佐下六字以音、下效此、於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、多紀理毘賣命、此神名以音、亦御名謂奥津島比賣命、次市寸島上比賣命、亦御名謂狹依毘賣命、次多岐都比賣命、三柱、此神名以音、○中略故其先所生之神多紀理毘賣命者、坐胸形之奥津宮、次市寸島比賣命者、坐胸形之中津宮、次田寸津比賣命者、坐胸形之邊津宮、此三柱神者、胸形君等之以伊都久、三前大神者也、

〔古事記傳七〕此三柱の御事、書紀の諸傳を考るに、次第みな異に、或は瀛津島姫別に有て、市杵島姫無く、又は瀛津島姫、亦名市杵島姫などありて、多紀理毘賣の亦名、奥津島比賣と云説は見えず、又狹依毘賣と申す名も凡て見えざるなり、又彼紀には、市杵島姫遠瀛に坐、田心姫中瀛に坐

恨類夢仙、

過門司關述四韻　　釋蓮禪

西鎭古關經過程、兩三守者欲拘情、門司〔關名〕因例雖加警、社稷有威不憚行、〔香椎宮行隙、威權滿日域、拘關者、不能拘留、故云、〕山潟二峭秋月色、江傳三峽曉波聲、嶺松沙草朝猶暮、唯似畫圖後素成、

〔百練抄〕〔五堀河〕寬治六年六月廿九日、太宰府言上、香椎廟御殿血散在狀、

嘉承二年七月十二日、散位額貞配流佐渡國、去長治元年、押入香椎宮射危神輿、殺害神人之故也、令勘罪名、

雜載

〔萬葉集六〕冬十一月、〇神龜五年　太宰官人等、奉拜香椎廟、訖退歸之時、馬駐香椎浦、各述懷作歌、

帥大伴卿作歌

去來兒等、香椎乃潟爾白妙之、袖左倍所沾而、朝菜採手六、

大貳小野老朝臣歌

時風、應吹成奴、香椎潟、潮干汭爾、玉藻苅而名、

豐前守宇努首男人歌

往還、常爾我見之、香椎潟、從明日後爾波、見緣母奈思、

〔本朝無題詩七〕初出西府宿香椎宮之濱殿　釋蓮禪

長海之濱孤舳艤、假留每事思依依、岸高旅艇暫維柳（客身散懷、繫岸之柳、故云、）江山近行厨便採薇、社樹神鴉臨暮集（古社之樹、多有鴉、故云、）沙村賓雁入春歸、客中一夜貰蓬舍、訪我照來殘月輝、　藤原周光

海濱廣潟初占宿、松塢之傍自得依、湘水廟荒空暮竹、首陽祠古只春薇、瑞籬鳳底祈神去、舊土花前與雁歸、歸路迢迢春向後、從今定負夕陽輝、　釋蓮禪

於香椎宮賦所見之事　釋蓮禪

二月三旬韶景天、不圖客舍暫留連、紅霞礙日山林外、白鷺伺魚水巷邊、獻餅丁寧家僕切、（門人自郡獻餅、故云、）賣鰒子細土民傳、（門前有賣鰒之者、戲問直法、子細答之、）唐蘆岸古何春露、（古岸有蘆葦之叢、邑老語云、古人殖唐蘆之種、四時不枯也、）與竹籬荒只暮煙、（官舍之傍、有一故之竹、故云、）漁老下舟尋酒輿、厨兒就竈採柴煎、自然今遇善根事、近詣道場禮大仙、　藤原周光

晨興廻眼艷陽天、天色蒼茫與海連、江樹重々看有路、雲濤淼々望無邊、蘋蘩日祭祠官肅、苞匭土宜邑老傳、斜轉井車通潤水、遠籠林戶引畬煙、樵舟夕棹穿谿出、漁火夜篝分浦煎、歲々客中淪落久、一生但

寛治七年十二月七日

〔吾妻鏡 四〕元暦二年〇文治元年六月廿日辛未、筑前國香椎社前大宮司公友、忽背領家命、致濫行、抑留造替遷宮之儀、加之其身乍爲前司、抑而行社務、早可被行罪科之由、社官等日來訴申關東、仍今日追却其身、可遂行遷宮、若不承引、遣別御使、任法可致沙汰之旨令下知給、俊兼奉行之、

社僧

〔百練抄 六崇德〕保延六年六月廿日、諸卿定申、太宰帥顯賴卿訴申、去月五日九國所々大衆神人燒拂宰府已下屋舍數十家事、此中大山香椎宮崎爲張本、

〔筑前國續風土記 十八下糟屋郡下〕香椎宮

此御社中比、社僧の坊も十六區あり、皆天台宗成しとかや、護國寺　學頭坊　力善坊　勸進坊
公文坊　講師坊　仲坊　御燈坊　遍照院　彌勒寺　若宮御燈坊　多門院　文治寺　岡坊
講師房　律院

今は廢絶して、只護國寺のみ殘れり、

末社

〔太宰管內志 筑前之九糟屋郡上〕香椎廟

神祇記聞に、〇中略香椎宮末社は、古宮大明神、武內大明神、平野大明神、八御子社、三島大明神、六所權現神、濱男大明神、梼瀨大明神、印鑰大明神、大神大明神、高良大明神、志賀大明神、川上大明神、高倍大明神、二神大明神、卷尾大明神、萬岐垂大明神、早辻大明神、早尾大明神、

〔筑陽記 六糟屋〕古宮大明神社、所祭仲哀天皇也、〇中略高良大明神社、祭武內神也、善神王、卷尾大明神、卷垂大明神、八御子、志賀大明神、平野大明神、二神大明神、早尾大明神、早辻大明神、祇園牛頭天王、若宮大明神、胎屋、緜藏、寶藏、已上本社ノ地ニ在シトナリ、今ハ其數ニ不足、權現宮、御池ノ傍ニアリ梼瀨大明神、西ノ森印鑰大明神、北ノ森八百大明神、良力ノ森稻荷大明神、東ノ森大日堂、本村ニ在藥師堂、本村長谷關所ニ在濱男大明神、濱男村ニ有御島大明神、濱男ノ海上ニアル小嶋ナリ大神大明神、上和白村ニ在

〔延喜式 民部二十三〕香椎宮、守戸一烟、

〔延喜式 式部十八〕凡諸神宮司幷橿日廟司、以六年爲秩限、

〔三代實錄 淸和九〕貞觀六年八月十五日己巳、〇類聚國史作十四日戊辰、制、筑前國香椎廟司、以六年爲任限、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符太宰府

應補任坐筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、彼宮司幷氏人等去天延二年二月五日解狀偁、〇中略當國住吉香椎筑紫竈門宮崎等宮、皆以大宮司爲其所之貫首、〇中略

天元二年二月十四日

〔類聚符宣抄 一〕太政官符太宰府 内

正六位上膳伴宿禰公武

右去年十一月十四日、任筑前國香椎廟宮司畢、府宜承知依例施行、緣海之國、亦宜給粮、符到奉行、

從四位上　　從五位上

長保四年三月十九日

〔朝野群載 神祇官六〕太政官符　太宰府

應以正六位上膳伴宿禰範宣補香椎社大宮司職事

右得範宣去二月十七日解偁、大宮司者、是先祖相傳、補任來尙矣、近則高祖父公武經行等也、而範宣永保元年九月十日執行之處、恒例神事、有勤無怠、然間任先例武實依爲譜第、去寬治元年十月所補任也、爰今年秩滿已了、幸相當其運、謹成競望哉、望請官裁、任次第被補任者、正二位行權大納言兼中宮大夫源朝臣師忠宣、依請者、府宜承知、依宜行之、符到奉行、

左中辨藤原朝臣　　左大史小槻宿禰

マタ香椎ノ宮ニ參詣シテ祈誓シタマヘバ、不思議ヤ烏一番、香椎ノ宮ノ綾杉葉ヲ一枝加ヘテ、直義朝臣ノ甲ノウヘニゾ落シケル、直義此杉ヲ取テ、將軍〇足利尊氏ノ御前ニ持參リタマヒテ、當社ノ綾杉ト申ハ、神功皇后、異國退治ノ時、手ヅカラミヅカラ植給シ樹ニテ、目出度神木ニテ候、サレバ此樹ノゴトクナル杉ノ葉、他所ニアル事ナシ、葉毎ニアヤノ紋アルニヨリテ、綾杉ト申ナリ、カノ神主武忠ガ歌ニ、

千早振香椎ノ宮ノ杉ノ葉ヲ二度カザス我君ゾ君、ト詠ジタルモ此杉ノ事ナリ、然レバ今日ノ合戰ニ勝利ヲ得テ、二度綾杉ヲカザシテ都ニカヘリ、敵ヲホロボス瑞相ナリトノタマヘバ、將軍ヲ始メ諸軍勢、今朝宗像神ノ流鏑事、又香椎ノ神ノ御告、カタ〴〵モツテ賴モシトテ、勇ミニイサミテ出立ケル、

〔筑紫道記 宗祇法師〕香椎宮にまゐりぬ、〇中略神木も、宮崎は松、こゝは杉也、これみな人の心さまざまなる故、隨機の和光、又かくの如し、

〔筑前國續風土記 十八下糟屋郡〕香椎宮

凡此社の祠官に四黨有、伴、大膳、大中臣、淸原也、此四黨は上代より祠官の長也、大宮司も代々此四黨の祠官より撰んで任せられしならん、然るに大膳、大中臣、淸原の三氏は、其遠孫今に有て、伴氏は絶ぬ、此宮の祠官は、昔より他の神社とかはり、朝廷よりもわきて御恩惠有しとかや、〇中略其後香椎大宮司は、宗像大宮司につゞきて、其采地多かりしとなん、天正の頃まで、社司の體も猶ちから在し故、豐後大友義統より、香椎大宮司、及三苫長門守、木下掃部介に送られし書狀三通今に在、其内に立花道雪、留守城の事賴る、由有之、社領なくなりし後は、神人祠官も所を去、或は殘とゞまりしものは、農夫樵客にひとしく成ぬるこそ口惜けれ、

〔延喜式 十八式部〕凡橿日廟宮舍人一人、大臣武內宿禰資人一人、預得考之例、

のもとゝ杉のはを折て、帥のかうぶりにさすとてよめる、

千早振かしひの宮の杉のはを二度かざす我君ぞきみ　　神主大膳武忠

〔新古今和歌集十九神祇〕香椎宮の杉をよみ侍ける　　讀人不知

千早振かしひの宮のあや杉は神のみそぎにたてる成けり

〔新後撰和歌集雜十八〕太宰權帥にかへり成て侍ける比、人のよろこび申ける返事に申て侍ける、

前大納言經信

おらざりき香椎のかざし年ふりて過にし跡に歸へるべしとは

〔檜垣嫗集〕香椎宮の祭の使さゝれたる少貳の、その日いみじく歌よむべかなり、さる事あらばいかゞせむとて、わざとひごに尋ねきて、をりはしらぬ、たゞつがひつべからむ歌ひとつといひたるに、だいもなければ、たゞ思ひやりに、

千早ぶるかしひの宮のあやすぎは幾代か神のみそぎ成らん

〔梅松論下〕建武三年三月二日、○中略未の刻計に、香椎宮の御寶前を過させ給ふ所に、神人等杉の枝を折持て申けるは、敵は皆笹の葉を笠印に付て候、是は御方の御笠印なるべしとて、兩大將○足利尊氏、同直義、より始奉て、軍勢の笠印にぞ付させける、奇瑞誠に目出たくぞ見えし、殊當社は新羅征伐の昔、神功皇后、椎木に御手ふれられけるに依て、香ばしかりしゆへ香椎宮と申也、此故に當社椎木を以神體に比し、杉の木を以御寶とせり、然るに淨衣著たりし老翁、直に將軍の御鎧の袖に杉の葉を指奉りければ、白き御刀をぞ給ける、後に御尋有しに、神人等更にしらざるよし申ければ、是は神の御加護、化人を遣されけるかと、彌頼母敷思召れければ、軍勢ども勇の色をぞ顯しける、○又見二太平記一、

〔宗像軍記〕將軍御出陣之事附香椎ノ綾杉ノ事甲塚鎧坂切耳塚ノ由來ノ事

神託

〔筑紫道記 宗祇法師〕香椎宮にまゐりぬ、爰はいづくにも引かへ物さびしく、社のめぐり、木ふかく草たかう、山水に懸置る橋のさまも跡ふりて、むなしき苔のみ道をのこすと見ゆ、御殿は造營なかばにもならで、かりどの丶さまもおろそかなり、かんづかさのものども、すさまじげにて、物いひかはすも哀なれば、いとゞむかし覺えて、神の御祓にといへる杉のみさかえて、いがきの外にひろごりたるぞ、御祓に何かはせんと、めでたき此枝を少し折て、

行末の身を二たびと思はねど香椎の杉に猶や契らん、御神は聖母、又八幡にておはします、同じ御神ながら、筥崎にては神功皇后と申、爰には聖母と號し奉る、

〔香椎宮編年記〕養老七年二月六日、大菩薩託宣アツテ曰ク、昔年我足仲彥天皇、○仲哀神明ヲ安置スル香椎ノ古宮ノ許リニ於テ、三種ノ重器ヲ埋其上ニ植ルニ鎧ノ袖ニ插ル杉ヲ以シテ、誓テ曰ク、當來此ニ垂跡シテ、盡未來際マデニ敵國ヲ降伏シ、本朝ヲ鎭護スベシト、此故ニ今香椎ニ示現シ、天寶劍ヲ降シ、地靈鉾ヲ捧リ、方ニ神廟ヲ造營シテ、聖母大菩薩ト崇奉ル可ト也、

〔三代實錄 三十四陽成〕元慶二年十二月十一日壬申、太宰少貳從五位下島田朝臣忠臣等奏言、橿日宮有託宣云、新羅賊船欲向我國、宜爲之備、

修佛事

〔文德實錄 五〕仁壽三年五月壬寅、亦詔太宰府、於觀音彌勒兩寺、幷四王院香椎廟管內國分寺、讀大般若經、

〔續日本後紀 七〕承和五年三月甲申、勅曰、遣唐使頻年却廻、未遂過海、夫冥靈之道、至信乃應、神明之德、修善必祐、宜命太宰府監已上、每國一人率國司講師、不論當國他國、擇年廿五以上、精進持經、心行無變者度之九人、香襲宮二人、大臣一人、八幡大菩薩宮二人、宗像神社二人、阿蘇神社二人、於國分寺及神宮寺安置供養、使等往還之間、專心行道、令得穩平云々、

綾杉

〔金葉和歌集 九雜〕隆家卿、太宰帥に二たびなりて、後のたび香椎御社にまゐりたりけるに、神主こと

〔小右記〕長元五年十二月三日庚子、宇佐宮使之時、有香椎宮御幣、此度有御幣、是前例也、諸社御幣之有宣命、何於香椎宮、有奉幣無宣命哉、就中康保御記指掌、孝親朝臣所案極謬、抑有可被祈申者、宣命有辭別、是常事也、未聞有御幣無宣命、至今如取落、關白見給驚遣如何、可入初發遣宣命日歟、　四日辛丑、香椎廟宣命夜部追所遣也、

〔香椎廟宮記〕後宇多天皇弘安四年、勅使をして奉幣し、夷賊を降伏せんことを祈給ふ、此後天下久しくみだれて、奉幣の禮斷絶ること四百四十餘年にして、櫻町天皇延享元年甲子十月廿四日に、千歲の舊典を繼、百王の憲章を興し給ひ、爰に正四位下行左近衛權中將兼周防權介藤原雅重朝臣をして幣帛を奉らしめらる、宣命曰、

天皇我詔旨止掛畏岐香椎廟乃廣前仁恐美恐美毛申給者久申久、去享保廿年、恭久以薄德氏天津日嗣乎受傳倍氏與利以降、天下太平爾志氏、萬民豐樂奈留事者、偏爾厚岐御恤御助爾可有奈禮者、久久絶多留使乎令差進奉止祈念行氏奈里、故是以吉日良辰乎擇定氏、正四位下行左近衛權中將兼周防權介藤原朝臣雅重乎差使氏、禮代乃御幣乎令捧持氏奉出給布、此狀乎平久安久聞食氏、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守護幸給倍止恐美恐美毛申給者久申須、辭別氏申久、今年甲子爾當禮利、其慎至重志、深久仰神威、發靈瑞禮給者奉事乎遠聞食氏、玉體安穩、萬國清寧爾、護惠給倍止恐美恐美毛申給者久申須、

延享元年九月廿五日

○按ズルニ、延享以後、甲子ノ年毎ニ奉幣ノ例、文化元年ニハ、四辻右中將藤原公說朝臣ヲ勅使トシ、元治元年ニハ梅溪左中將源通善朝臣勅使トシテ下向アリ、又嘉永六年以後、攘夷ノ爲ニ、祈禱セシメ給ヒシコトアリ、宮崎宮、宗像神社ニ見エタルガ如シ、

〔萬葉集抄六〕筑前國風土記云、到筑紫國、例先參謁于檝襲宮、

入賜天須之、逐還漂没米賜天比、我朝乃神國止畏憚禮來留故實乎澆之多失比賜布自餘之外留、假令天止之

夷俘乃逆謀反亂之事、中國乃盜兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事留至萬留、天國家乃大禍、

萬姓乃深憂止之可在乎波、皆悉未然之外留拂却銷滅之賜天、天下無躁驚久、國內平安留、鎮護利救助

賜比、天皇朝廷乎寶位无動久、常磐堅磐留夜守晝守留護幸倍矜奉給止倍恐美恐美毛申賜止波久申、

等在左、○中略

〔本朝世紀〕天慶元年十月九日壬午、巳二刻、發遣宇佐宮奉幣使小野好古朝臣等、○中略位記狀、幷宣命

天皇加詔旨止掛畏支香椎廟乃廣前留恐美恐美毛申賜止へ申久、去六月十六日留、御心ノ內ニ祈申給

ヘル事有天、掛畏支八幡大菩薩ニ御幣帛等毛令捧持天奉出給留依天、掛畏支御廟毛留禮代御幣帛な

從五位上守右近少將兼中宮權亮小野朝臣好古留令捧持天奉出賜布、此狀乎平久聞食天、天皇加

御體な常磐堅磐留、夜守日守留護助賜比、國家無驚久、天下平安留守幸給さへ恐美恐美毛申給さはく申、

天慶元年十月九日

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參入省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中略

未刻、源大納言參內記外記史等從內被參入省、座定之後、○中略先召宇佐使右衛門佐良賴給宣命、

○香椎相加中略神寶支配事、

伊勢、度會、宇佐二所、宇佐井大多羅志女料也、石淸水二所、八幡井大多羅志女料也、賀茂上下、紀伊國日前國懸、已上十一所、各

被奉金銀幣各二枚、○中略

西海道(中略)宇佐香椎奉除伊勢兩宮幷宇佐香椎等之外者、皆被奉御幣一捧、

○按ズルニ、本書宇佐二所宇佐井大多羅志女料也トアル下ニ、恐クハ香椎云々ノ數字ヲ脫セルナラン、サルハ其社數已上十一所トアルニ合ハザルノミナラズ、前後ノ文ニ、宇佐ノ下ニ香椎ノ社名ヲ列シタレバナリ、

〔日本紀略 平城〕大同二年正月辛丑、遣使奉大唐綵幣於香椎宮、

〔續日本後紀 十 仁明〕承和八年五月辛巳、重奉神功皇后御陵宣命曰、天皇我詔旨止掛畏支山陵爾申賜倍止申久、頃者涉旬天不雨佐流、如有祟止天河卜求波禮、山陵爾奉遣太流、例貢之物闕怠禮流祟見由、香椎廟毛同爲祟賜倍理登卜申勢理、驚而尋檢爾所司申久、自去年以往兩年間、荷前乃使乎輙久陵戶人爾付奉遣志理、與不必供致毛无介利止在疑布中、今恐畏天將來波不令然之天直令進致武、香椎廟毛爾當遣專使謝申武止、差參議從四位上和氣朝臣眞綱、謝申新申狀乎平久聞食天、時毛換左須甘雨令零賜倍止恐美恐美毛申賜倍止申、

〔三代實錄 十七 清和〕貞觀十二年二月十五日丁酉、勅遣從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄、奉幣八幡大菩薩宮及香椎廟宗像大神甘南備神、告文曰、〇中略 天皇我詔旨爾坐、掛畏岐香椎廟乃廣前爾申賜倍止申、去年六月以來、太宰府度々言上須良久、新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利、又廳樓兵庫等上爾、依有大鳥之怪天卜求爾、隣國乃兵革之事可有止卜申、又肥後國爾地震風水乃災在天、舍宅悉仆顚利、人民多流亡多利、如此之災比古來未聞止故老等毛申止言上多利、然間爾陸奧國又異常奈留地震之災言上多利、自餘國々毛又頗有件災止言上多利、傳聞彼新羅人波、我日本朝止久岐世時與利相敵比來多利、而今入來境內天、奪取調物天、無懼沮之氣、量其意況爾、兵寇之萌自此而生加、我朝久無軍旅天、專忘警備多利、兵亂之事、尤可愼恐、我日本朝波所謂神明之國奈利、神明之助護利賜波、何兵寇可可近來岐、況亦彼新羅人乃相敵比來禮利介留事波、掛畏岐御廟乃威德爾依天降伏訖賜天、若干乃代時乎歷來太利、而今如此爾押〇押一字作抑侮氣色乎露出事波、最是御廟乃聞驚岐怒恚利賜倍岐物奈利、故是以從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使天、禮代乃大幣帛乎令捧持奉出須此狀乎、平久氣聞食天、假令時世乃禍亂止之天、上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛畏岐御廟、國內乃諸神乎太知唱導岐賜比天、未發向之前爾、沮拒排却賜倍、若賊謀已熟天、兵船必來倍久在波、境內爾

すしめ奉る、此例今猶形計殘れり又春秋に祭禮するは禮の大節なれば、二月六日、九月九日を二季の祭日とし、祠官の輩打つゞひ、國人も來て祭をなし奉る、中にも九月九日の御祭には、神輿を濱男の頓宮に御幸なし奉、管絃等の音樂を奏す、十日には大宮司職の人、明神の御使として、頓宮より原上村香椎の隣村におはします川上大明神に詣て豐玉姫の社也拜をなし奉る、此時大宮司職の者宿せし宅今に神功屋敷と號、原上村にあり、土民おそれて居住せず、十一日には三苫村の龍王社海神の社なりにまいりて拜す、是皆海神なれば、三韓退治の時保護の恩德をむくはせ給ふ儀式ならし、此間三日頓宮に止まりおはします、十一日には還御有、此禮今は絕果て、頓宮もなくなりぬ、只昔の跡さては、頓宮の礎のみ鳥居のかたはらにのこれり、

〔香椎廟宮記〕祭奠も兵亂の後、久しく絕たりしを、國主源光之朝臣、○黑田廢れたるを起し、絕たるを繼て、神田を寄附し、祭禮を再興し給ふ、しかりしより世々の國君、相繼て潤色を添給ひ、二月六日の祭には、國主使を立て御幣帛を獻じ給ひ、志賀白水郎等、海藻介蟲等を捧ぐ、九月九日には、流鏑馬あり角觝あり、又正月五月九月にも、國君使人をして御手ぐりを奉らる、かゝれば年中七十餘度の祭祀も、いく程なくむかしにかへりぬべきとて、神の宮人末賴母しとぞ思ひ侍る、

〔朝野群載十二内記〕宇佐宮

掛畏支筑前國爾坐須香椎廟爾、種々乃神寶幷御服爾、添禮代大幣帛天奉出、

○按ズルニ、香椎宮ノ奉幣ハ、每ニ宇佐使之ヲ兼ヌ、故ニ事ハ宇佐神宮篇ニ詳ニシテ、此ニハ多ク之ヲ略ス、宜シク彼ノ篇ヲ參看スベシ、

〔續日本紀十二聖武〕天平九年四月乙巳、遣使於伊勢神宮、○中略及香椎宮、奉幣、以告新羅无禮之狀、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字三年八月己亥、遣太宰帥三品船親王於香椎廟、奏應伐新羅之狀、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字六年十一月庚寅、遣參議從三位式部卿藤原朝臣巨勢麻呂、散位外從五位下土師宿禰犬養、奉幣于香椎廟、以爲征新羅調習軍旅也、

日天中節ノ祭禮アリ、五節句ハ一社中神前ニテ中臣祓ス、〇中略　六月一日例旦ノ如シ、氷餅ヲ獻ズ、十五日近來祇園會ヲ行フ〇中略　九月朔旦定式ノ如シ、九日大給田ノ供ヲ獻ジテ、早朝三騎ニテ的九枚射ル、次ニ能田樂アリ、十日平明ニ中給田ノ供ヲ獻ジ、當大宮司、三日前ヨリ齋戒沐浴シテ、敬テ神體ヲ神輦ニ移シ、祓川ノ頓宮ニ行幸、祠官音樂ヲ奏シ了テ、原上郷川上大明神ノ社ヘ遷幸アリ、此夜ハ神輦ヲ行在所ニ止メテ、十一日ノ曉ニ、三苫郷龍王ノ社ニ遷幸ス、此レ皆ナ大菩薩征西ノ時、加護シ給ヒシ神ナレバ也、同日還御シ給フ、此間本宮ニハ留守職昇殿ス、神體ヲ深宮ニ移シ奉リテ樂ヲ奏ス、志賀ノ白水郎ハ風俗樂ヲ奏ス、　十一月一日定式ノ如シ、三日朔樣ノ供ヲ獻ズ、五日中給田供ヲ獻ズ、此ノ十八膳ノ供ノ內、一膳ハ古宮ニ獻ズ、六日ハ二月六日ノ如シ、又御饌三膳古宮ニ獻ズ、太宰府以下ノ例モ二月ノ如シ、又供一膳、三島社ニ獻ジテ海ニ沈ム、十七日定式ノ如シ、　十二月朔定式ノ如シ、八日勤行所ニ御饌一供獻ジテ、出佛會ヲ行フ、十八日朔樣ノ供ヲ獻ズ、同日八田郷ヨリ清酒ヲ獻ズ、獻ジ了テ祠官中坊中拜殿ニテ宴ス、十六日本地堂ニテ大念佛ヲ行フ、祠官中ヨリ坊中ヘ小豆粥ヲ饗ス、十七日定式ノ如シ、晦日中給田ノ供ヲ獻ジテ、歲末ノ祭ヲ行フ、

〇按ズルニ、此ノ外年中ノ祭祀頗多シ、悉ク擧グルニ堪ヘズ、故ニ今其著キモノヲノミ取ル、

〔三代實錄 二十八 淸和〕貞觀十八年正月廿五日癸卯、先是貞觀十六年、太宰府言、香椎廟宮每年春秋祭日、志賀島白水郞、男十人、女十人、奏風俗樂、所著衣冠、去貞觀十一年、大貳正四位上佐伯宿禰今毛人所造也、年代久遠、不中服用、請以府庫物造充之、至是太政官處分依請焉、

〔筑前國續風土記 十八下 糟屋郡上〕香椎宮

古昔此御神の祭、年中に其數多かりしとかや、社職數十人有て、朝廷の御爲に國家安全、寶祚長久、異國降服の祈禱、月々日々におこたる事なく、殊に四月十七日は、崩御〇神功皇后有し御忌日なりとて、如在の禮奠、最嚴重也、月每の十七日にも、神官社職拜殿に寄合、歌連歌の會をなして、神慮をす

五拾石ヲ增スト云フ、

〔香椎宮編年記〕天平寶字四年正月、年中行祭ヲ定ム、昔ヨリ今ニ至リ、當神主ハ日々沐浴シテ、斗筈ノ御饌ヲ三膳、毎朝獻ジ來ルハ先例ノ如シ、正月元旦、一石二斗ノ神供ヲ獻ジテ、年頭ノ祭ヲ行フ、此ヲ朔ヤウ供ト云フ、神拜誦祓等ノ式ハ常ノ如シ、同日醮、二日朔ヤウノ供ヲ獻ジテ祭ル、三日如前、四日二石四斗ノ供ヲ獻ジテ祭ル、此供ヲ中給田ト云也、○中略七日中給田供シテ、白馬ノ祭ヲ行フ、神馬二匹、鄕々ヨリ神馬十二匹ヲ出ス、同日他ノ人ヲ擒ヘテ鬼ト名ケ、鄕中ヲ巡行也、終ニ武內ノ社前ニ縛オク、此レ異賊降伏ノ標也、八日ヨリ十二日マデ供奉僧四員修法、讀經伶人樂ヲ合ハス、○中略十三日朔ヤウノ御供ヲ獻ジ、踏歌ノ祭ヲ行フ、此殿ハムベモ富ケリサキクサノ三ツ葉四ツ葉ニ殿ヅクリセリ○中略十四日中給田ノ供ヲ獻ジテ、穗垂ノ祭ヲ行フ、十五日粥ヲ獻ズ、此日往生講ヲ行フ、卽チ往生式ヲ讀ム、十六日朔ヤウノ供ヲ獻ズ、同日徒的ヲ射ル、留守職ヨリ弓矢ヲ出ス、○中略翌十七日早天ニ神殿ニテ加持シ、此日札ヲ國司太宰府ニヲクル、○中略廿日一石六斗ノ供ヲ獻ズ、是ヲ大給田トイフ、○中略二月一日朔ヤウノ供ヲ獻ズ、○中略五日伶人ノ舞アリ、○中略六日二斗四升ノ供ヲ古宮ノ神前ニ獻ジテ、正忌ノ祭ヲ行フ、坊中輪次ニ、酒ヲ祠官中ヘ進ルコト、毎年ナリ、此日太宰帥以下國司郡司、本宮ヘ詣シテ、再拜シテ帥奏スラク、帥ナキトキハ大少貳ノ中ヨリ、此詞ヲ格ニシテ奏ス、明神等大八島國知志々倭根子天皇大前爾、太宰帥某等率司々人止毛、恐武恐美毛奏賜止波久奏了、再拜兩段シテ退出ス、又武內社ノ前ニテ再拜シテ退ク、毎年此日、ナラビニ十一月六日如此、此日毎年宮崎ノ海人、四十八尾ノ紅魚、オヨビフカノミガキ四十八連酒罌榼四十八器ヲ四黨ニ獻ズ、近浦モ同ク魚鱗ヲ四頭ニ獻ズ、此ハ大菩薩征西ノ時、宮崎ノ海人ノ祖、幡鐘モテル賞ニ、內海ノ漁釣ヲ許シ給ヘル貢稅ノ爲ナリ、九月九日モ此ノ如シ、又志賀ノ白水郞、男十人、女十人、風俗樂ヲ神樂所ニ奏ス、此ノ例モ毎年此日ト十一月六日トニ同、○中略三月一日前月ノ如シ、三日上巳ノ祭アリ、○中略五月一日常月ノ如シ、五

一へ埜八畝、脇田一段、新開一反、層瀬半反、石坂一段、層瀬一反、同半反、梅ヵ本一反、五段田三反半、石坂一反、大門口八畝、石坂一反、相田一反、菜浦三畝、神ノ木三反知東曾畑一反、

同年十一月十日、名島城主隆景公、神領ヲ獻ゼラル、坪付目錄ノ方、池田鄉內五十三町八反、山田鄉內六町七反五丈、多々羅鄉內十四町七反、同鄉自作分三町七反、八田鄉內十四町一反、同鄉自作分七町四段、三苫鄉內五町七段、和白鄉內十五町五反半、原上鄉內十町二反、今在家鄉內爲總御供料十七町一反半、新原村十町（年中祈禱大般若讀經諸料）已上分合百五十九町、無相違奉寄附者也、年月日名判アリ、

〔筑前國續風土記十八下糟屋郡〕香椎宮

凡此神の社領、古より定りて、當國及豐前筑後に於て千數百町有しとかや、然るに亂世に及て、國主城主等横領せしが、天正年中迄、猶當國の內に七百町餘り有しといへども、秀吉公九州征伐の後、所々の社領殘らず沒收せらる、是によつて當社の神領もなくなりける、小早川隆景當國の主と成給ひて、此御社の衰へ行を悲しみ、百六十町の神田を寄進せらる、然るに其養子秀秋の時、故なく百六十町の神田を沒收せられしかば、相傳る恒例の祭事も絕、神官社職も所を去、終に御社も衰へ侍る、

〔香椎宮編年記〕天和三年八月六日、從四位下行侍從源朝臣筑前國司黑田光之公、三十石ノ神領ヲ寄附ス、內田高卄三石一斗三升九合、畠高六石八斗六升一合也、配分目子寺社役中八石、御供料三石、造營料七石一斗、

〔筑前國續風土記　一〕國中社領

一高三十石　香椎宮

○按ズルニ、天和以後、延享元年奉幣使下向ノ時、黑田繼高七拾石ヲ增シ、文政三年黑田齊清、又

五十餘年をへて破壞せしかば、當國君長順朝臣、〇黑田是を再營し給ひ、寬政十三年七月十九日、新宮に遷御あり、かく國君世々に修飾を增給ひ、海濱に鳥居をたて、御供所、神樂殿、鐘樓、神庫、二ヶ所の反橋、宿直所、古宮大明神等を再興し給ひしかば、社の榮も古に歸りぬべき事、年をかぞへてまつべし、

〔香椎宮編年記〕神龜元年十二月十八日、神領ヲ賜フ、池田鄕田百廿町、山田鄕田八十町、和白鄕七十町、三苫鄕七十町、三代鄕三十町、原上鄕四十町、蒲田鄕七十町、新原鄕廿五町、今在家鄕六十二町、府之鄕八十町、八田鄕十八町、〇十八町三字原无、據香椎廟宮記補、多々羅鄕八十町、諸田鄕十八町、宇瀰鄕八十町ナリ、

文永五年四月四日、勅詔アッテ、當廟ノ修覆料トシテ、豐後國豆田ニ於テ、二百町寄附シ玉ヒヌ、

延元元年、〇中略尊氏公悅服信厚シテ、祠官中ニ氏ノ一字ヲ與ヘ、且ツ曰、神領ヲ改メ、手ヅカラ成帖ヲ書シテ、更ニ新ニ加增ヲ致ス、其詞ニ曰ク、香椎宮神領之事、當國之內、於多々羅鄕松崎多々羅名島八十町、宇美鄕八十町、諸田鄕十八町、八田鄕十八町、山田鄕八十町、池田鄕於香椎唐原秋山相島百廿町、和田鄕於上下鄕七十町、三苫鄕於奈多三苫湊七十町、三代鄕卅町、原上鄕四十町、蒲田鄕七十町、新原鄕廿五町、今在家鄕六十二町、府鄕於上下鄕八十町、豐後國豆田庄二百町、右無相違奉令寄進者也、今新加增豐前國夏燒八十町、筑後國牧四十町、同國管五十町者也、延元元年二月十七日、

四頭中坊中一社中、足利尊氏判、

延文三年六月廿五日、將軍家當廟ノ神領、故大臣自筆ノ趣、相違ナキノ令狀ヲ奉ゼラル、

應安元年八月四日、將軍家ヨリ當神領前將軍ノ令帖ノ趣、代々相違ナク奉進セシムルノ一紙ヲ奉ゼラル、

天正十五年六月朔、小早川左衛門督隆景、〇中略私ニ神領ヲ寄附ス、目錄下ニ見ヘリ、七月十六日、給人當地ニ至ルニ依リ、社領ヨセ替ラルヽ、分ハ、芹田一反八畝、同處八畝、繩手側上一段、同下一段、向

正和五年八月朔、本宮等成ル、仍テ此日遷宮シ奉ル、

寶德二年、此ノ春本宮等ノ修補シテ、今漸ク成ル、仍テ上遷宮ス、吉祥堂ヲ新建ス、

文明元年十一月七日、當宮回祿ス、足利義政公、正和ノ例ヲ以テ營建ス、

天正五年、本宮ヲ造營シテ、修理十二月十二日ニ成ル故、今夕上遷宮ス、

天正十四年七月廿五日、薩州ノ兵士、立花城ヲ囲ル時、當宮幷ニ祠官中坊中、其ノ兵燹ニ罹テ、一時ニ灰燼ス、綾杉モ燒却ス、此時神體ヲ人跡不到ノ幽邃ノ假殿ニ移シ上リ、各々隱栖ス、戰死ノ者數多アリ、亂後武内ノ氏永疾ク歸リ、假殿ノ神輿ヲ守テ、强盜ヲ防ギ、各々ノ領地ヲ改メ、諸ノ非常ヲ誡ム、此ヨリ年中行事モ廢懈ス、鈞命領主ノ令モ此ニ及バズ、宮廟營建ノ力ナシ、神領モ他國ハ武家ニ押領セラレ、國守ハ豐臣秀吉公ニ多ク沒收セラル、是ヲ以テ神人モ離散ス、三苫和泉守基宣、當大宮司ナルヲ以テ、綸帖鈞命ヲ預リ、此ノ亂ヲ避ケ、筑ノ後州ニ寓止ス、

天正十五年六月朔、小早川左衞門督隆景ヨリ、本宮拜殿ヲ造營ス、此ノ時綾杉モ二株萌出タリ、

〔香椎宮記〕天正十五年六月朔日、當國名島城主小早川隆景、本宮拜殿を造營せられしかども、末社已下は舊慣に復するに及ばず、其跡永く民の住家とぞなりにける、此度立られたる本社さへ修造する人なかりしかば、年をへて低く、軒のしのぶ草所せく生茂り、おほぞれる蔦葛も掃ふべき人なくして、雨露神體を犯せしかば、せんかたなくにます事年あり、かくて氏永が子民部少輔氏績是を歎き、本社造立の志願を發し國廳にまうして士民の助力を乞ふ、先國主侍從源忠之朝臣〇黒田力をあはせ、功を促し給ひしかば、いくほどもなく修覆成就し、元和九年五月十五日、假殿より本宮に遷幸あり、其後七年をへて、寛永十四年三月朔日、内陣より火出で、本社拜殿一時に焦土となる、天正十五年隆景造立より今年まで五十一年となる、先國君忠之朝臣、やがて工に命じて造營し給ひ、寛永廿一年六月十一日、土木の功をはり、正保二年十月十日、天正の例を擧て新殿にうつし奉る、此時の御殿百

后を勸請し奉ると云り、宮には細記共傳りてあれば、是慥なる說なるべし、しかれば當社は其先より御鎭座ましく〳〵、彼時長州へも勸請有しならん、されば創立の神は、宇佐八幡宮など、前後にて、欽明帝の頃にてもや有けん、時代慥ならず、諸神根元抄の說のごときは皇后崩御の後、此新宮の御跡に、御廟を立たるやうに見え侍り、これおそらくは本說なるべし、

〔中右記〕大治二年三月廿二日壬子、大外記師遠勘申云、承保四年二月五日、香椎宮燒亡、三月言上、仰諸道令勘申了、同七月十七日、被立宇佐使、

〔扶桑略記〕三十白河 承保四年〇承曆元年 三月廿九日己卯、太宰府言上、去二月五日香椎廟燒亡事、〇又見帝王編年記

〔白練抄〕五白河 承曆元年四月三日、諸卿定申、去二月五日香椎廟燒亡事、〇中略 廢朝五ケ日之由宣下、

〔禁秘御抄〕下 廢朝

廢朝者、諸司政如恒、天子一人不臨朝政、〇中略 承保四年、香椎宮火、〇中略 此等五ケ日廢朝也、

〔香椎宮編年記〕承曆二年二月朔、新宮ニ移シ奉ル、遷宮ノ儀式ハ、造替ノ時ニ同ジ、勅祭ナリ、

永保四年〇應德元年 二月七日、當廟炎上ス、廢朝造營等ノ式ハ、承曆ニ準ズ、臘月廿日遷宮勅祭ス、

〔代始公事抄〕文永十一年三月八日乙酉、被定香椎宮造營日時、

〔國分寺文書〕薩藩舊記所引 下 薩摩國雜掌、可早任宣旨狀、令當國造進天滿宮幷國分寺事、〇中略 粗訪鎭西神社造營例、宇佐宮者、九州被宛之、〇中略 香椎宮者、被准宇佐宮例、〇中略 建治二年正月日〇署名略

〔香椎宮編年記〕正和四年三月廿五日、當宮燒亡セリ、翌廿六日、鎭西ノ管領上總介政顯ヨリ、古海圖書左衞門久能ヲヨビ、左近將監ノ兩使ヲ差シテ巡檢セシメ、鎌倉ニ訴フ、征夷大將軍守邦親王、此ノ事ヲ執柄北條相模守高時ニ計ラシム、此ニ於テ課役ヲ九州ニ點ジテ、造立シテ年ヲ經ズシテ成ル、此時綾杉モ亦回祿シヌ、兩使點檢スル處、焦土ノ中ヨリ苗出ルコト二株ニシテ、錐ヲ立ルガ如シ、〇中略

元のごとく古宮と稱して攝社となれり、然るに今世仲哀天皇の宮は、初より末社のごとく思ふは誤なり、

社地

〔筑前國續風土記十八糟屋郡〕香椎宮

社は南に向て、御前には名におふ綾杉多くそびえたり、御池は今半は田にすかれて纔に殘れり、御橋のさまも物ふり、綠苔深して石階を浸せり、

〔太宰管內志筑前之九糟屋郡上〕香椎廟

濱の鳥居といふは、青柳の宿より宮崎の方へかよふ大道のかたはらにあり、此鳥居より東に行八町にして廟宮にいたる、此道より廟宮に詣づれば、社僧の家左の方にあり、○中略

橿日宮

其地は、糟屋郡香椎村なる廟宮の地なり、其廟宮の地と云は、香椎浦より八丁許東に至て、いさゝか高き處なり、少東方より小川ながれ出て、北南方をめぐりて、又西に流れて、濱男町の人家の間より海にいる、土地は甚清らかなる處なり、

社殿

〔香椎宮編年記〕養老七年、○中略詔テ課役ヲ九州ニ出シテ大廟ヲ建ツ、

神龜元年十二月十八日、本宮成セリ、此ヨリ漸次ニ諸ノ堂社等落慶セリ、

〔八幡愚童訓上〕神龜元年、筑前國若椙山香椎宮造、崇聖母大菩薩給ヘリ、

〔八幡宇佐宮御託宣集御修行〕香椎宮三所　聖武天皇元年、神龜元年甲子造營、

〔筑前國續風土記十八糟屋郡下〕香椎宮

凡香椎の御社御鎭座の年の事、いまだ古書にも見及侍らず、社家の說には、聖武天皇神龜元年とかや云侍れど、其證據ならず、彼帝の御時、改めて造營などありし事云ひ傳へけるにや、長門國二の宮には、初め仲哀天皇を祀ひ奉るなり、聖武帝の神龜年中に神託有て、香椎より神功皇

〔八幡宇佐宮御託宣集〕御由來記云、大帶姫者、御子八幡（土）、此朝（仁）昔渡給（氏）、占淨地而御在所（土）定給（志）時、大帶姫（波）占香椎、天杉（乎）逆（賢）殖（氏）置（土志）給、阿須賀杉是也、

〔筑前國續風土記（十八糟屋郡）〕香椎宮

香椎村に在、是神功皇后の御社なり、神功皇后彥坐尊の玄孫、御父は息長宿禰、（彥坐尊は、開化天皇の御子也、）仲哀天皇の皇后にして、八幡大神の御母におはします、此所は仲哀天皇神功皇后の行宮有し所なり、日本紀を考るに、仲哀天皇八年正月己卯朔己亥、灘縣に至りまして、因て以て橿日の宮にましますと有、此年は香椎の宮にぞおはしましける、九年二月癸卯朔丁未に、仲哀天皇此行宮にて崩じ給ふ、（○中略）社家の説に云傳ふるは、此時仲哀天皇の御屍の納れる御棺を、暫く椎の木にかけおかれしに、靈香四方に薰ず、是に依て所の名をも香椎と號といへり、彼椎の木は、今も御社の東に有、神木と號して、めぐりに石垣をつき、垣を結ひまはせり、此木誠に古木と見ゆ、されど其時の椎の木にはあらで、昔の種を植傳へしならん、

〔國花萬葉記（十四筑前）〕香椎宮（糟屋郡）　祭神二座　（東）神功皇后　（西）武內宿禰

昔神功皇后武內宿禰とおはしまして、新羅を討給はんとはかり給ふ行宮なり、それより以來廟室となして二神を祠れり、

〔二十二社註式〕長門國豐明宮

中間神功　左仲哀　右應神・　從香椎宮、依神託奉遷之、

〔宋史（四百九十一日本）〕仲哀天皇、國人言今爲鎭國香椎大神、

〔香椎考〕祭神　筑前國糟屋郡香椎宮奉齋る皇神は、上古は仲哀天皇也、年を經て神功皇后をも祭奉り、後世に至りて皇后を主とし、左は應神天皇、右に表筒男、中筒男、底筒男三神を併せ祭りて、仲哀天皇は其宮だに廢せしに、寬政十年國主黑田長順（後齊清）朝臣、故趾に一祠を營み祭奉り、

祭神

るに服從ひ參來りし御代に、彼國より此皇后の御靈を奉齋れる宮にやあらむ、されば皇國の凡ての神社の例に非ず、異國より奉齋れる宮なるが故に、其例を別むために、廟とは號奉り賜へるにやあらむ、此はこゝろみに推度りて云のみなり、

〔大日本史神祇二十一〕香椎廟宮　按、古書稱香椎曰宮、曰廟、未嘗稱社、此必有故也、凡歷代帝皇后、建社祀之者甚少矣、蓋以其山陵而祭之也、唯神功則往々建祠祀之者、蓋以其外征功烈甚盛、故使蕃人永仰威靈也、但本宮不稱社者、蓋擬西土宗廟制、雖歷世崇之、而不載之式者、亦或以此也、附以備考、

〔八幡宇佐宮御託宣集〕異國降伏事
聖母大菩薩因緣記云、筑前國香栖屋郡御坐香椎大明神、其名申大帶姬、

〔諸神記〕香椎宮筑前國糟屋郡香椎宮、式外、
神功　武內　八幡　住吉
當社者、伐新羅給之時、先在此行宮、從爾以來、便爲廟室、東方皇后、西方武內、其外者以後勸請也、
一又曰、或書曰、橿(カシヒ)襲宮者、昔足仲比古仲哀天皇之后、息長足比賣命、及大臣武內宿禰命、今在此行宮、謀伐新羅、從爾已來、便爲廟室、后宮在東、臣廟在西、
一太宰府例曰、二月帥以下筑前國郡司已上、奉拜借(カシヒ)飯廟宮云々、於是再拜兩段帥奏曰、帥不在、大少貳見在奏之明神等大八島國知志々倭根子天皇大前爾、太宰帥位姓名等率司々人止毛恐武恐美毛奏賜波止久奏、訖再拜兩段退出、更參入於大臣殿、再拜兩段退、十一月日
右狀曰
香椎宮者、神功皇后、宿禰大臣、在此廟宮、謀伐新羅、
根源曰、筑前國糟屋郡香椎宮、式外神功皇后、武內大臣、在此行宮、或書曰、至謀伐新羅、又見二十二社註式、○

〔拾芥抄〕下本諸社香椎筑前、承保四年月日、香椎燒亡、公卿宣云、件社、或神功皇后廟、或偁仲哀天皇廟、無一定、資綱云、仲哀天皇廟也、尤亮抄有所見歟云々、

名稱

古事類苑

神祇部九十六

香椎宮

香椎宮ハ筑前國糟屋郡香椎村ニ在リ、現今官幣大社タリ、祭神ハ或ハ神功皇后ト云ヒ、或ハ仲哀天皇ト云ヒ、或ハ仲哀天皇神功皇后ノ二座ト云ヒ、諸說一定セズ、本社ノ創建ハ、八幡愚童訓、香椎宮編年記等ノ書ニハ、聖武天皇ノ神龜元年ニ在リト爲セドモ、果シテ然リヤ否ヤハ未ダ之ヲ詳ニセズ、凡ソ朝廷ヨリ即位大嘗、及ビ變災外寇等ノ事アル毎ニ、使ヲ遣シ幣ヲ奉リ給ヒシ事ハ、一ニ宇佐神宮ニ同ジ、南北朝以後ニハ、奉幣ノ輿モ中絕セシヲ、櫻町天皇ノ延享元年ニ至リテ再興セラレタリ、尙ホ本宮ノコトハ、宇佐神宮ト連帶セルモノ多ケレバ、互ニ參看スルコトヲ要ス、

〔伊呂波字類抄加諸社〕香椎宮筑前國糟屋郡御坐香椎大明神、其御名大多耳知比女ト申、

〔八雲御抄五社〕かしゐの宮宮とも云共、社なれば入之、かしゐの宮のあやすぎとよめり、

〔萬葉集六〕冬十一月、○神龜五年太宰官人等、奉拜香椎廟、○下略

〔古事記傳三十〕香椎廟、今も香椎村にあり、○中略此をば神社と申さずして、古書に廟とのみあること、他に例なきことなり、又神名帳にも載らず、いかさまにも所以あることなるべし、故思ふに、まづ漢國の意を以て云ば、諸の神社は、みな廟とも云べき物なれども、然云る例なく、凡て皇國に廟と云ることは無きに、此をのみ殊に廟と云は、神功皇后の征け賜ひし後、三韓國ひたぶ

雜載

西之御前在二社西一、正月十六日祭レ之、　若宮在二社西一　蛭子社在二社西一　辨財天在二社東南一、社下有レ池、架二板橋一、萬治年中始建、　瀧宮在二社東北一、九月十九日祭レ之、　竈殿在二社西一　西之天神社在二村西土東一、年三祭、里人曰二土東天神一、　東之天神在二大谷山一、有二宮林一、十一月廿五日祭レ之、

〔齋藤唱水日記〕十七日、○元祿十六年七月一宮にまうで、瀧本の瀧見にまからんとて人々さそひ、若狹主のけふはあてなし也、少し空曇りぬれどおもひ立し、巳刻かの宅へゆきしが、はや出られけるとて跡をしたひ、一宮鳥居馬場の中へのれば神宮寺のもとにおはし、すぐに一宮拜殿へ參る、元親の時建立にて、凡百三十年に及ぶと云へり、左右にひろく廊下をかまへ、一年に一度づゝ、法花千部講ありとなん、神官三人、巫女三人、淨衣ゑぼうしのよそほひ嚴重なり、しばらく拜して、

海山もともにひとつの宮ばしらふとしき立て守る君が代、君御入部の折ふし□□□□にて、法花千部供養し國家安全の御心を詠せらるよし傳へ承る、

法の花の手向にもしれ國つ神民やすかれと祈る心を、社僧二人出て、佛舍利又駒角牛玉見る、ついでに五人張の大弓、むかし佐川の城主の常に口うつしとて、若狹主の納られしをも見る、當社は神名帳にある當國第一宮とおぼしく古めかしき、すせうさ、社もいかめしく又類なし、

〔御當家年表〕寬文三年十月九日、竹嚴院樣、○山内忠義一宮御參、御馬幷角力等御覽、　四年十月十一日竹嚴院樣、覆載院樣、○山内豐昌一宮ニテ角力御覽、

〔開出文宣〕寬文三年十月九日、一宮千部經之節、罷相撲被二仰付一、名乘の者へ銀子被レ遣、　四年十月十一日、一宮御前相撲、名乘東西十八人、銀子前之通、佐川入相に御羽織被レ下、

神職

〔土佐軍記上〕土佐守護

土佐七郡と申は、幡多、高岡、吾川、土佐、香我美、長岡、安喜、七郡也、是に御所壹人、守護七人有、御所と申は、一條殿と云、○中略一宮の神主飛驒守以上五十一人なり、皆一條殿勢也

〔土佐物語二〕下田城落去附一宮神職降參の事

爰に石谷民部少輔とて、布師田金山の城主あり、源氏細川の末流也、一宮高鴨大明神の神職に備はり、三千餘石ぞ領しける、岡豐と其間僅に一里ばかりなれば、國親の言行、日々疊なく聞えけり、其武藝と云、八幡の御託宣といひ、敵し難く思ふ處に、近日に至て、大津下田を攻傾け、諸將靡き隨ふと聞えければ、所詮此方より先立て降參せんには如じとて、同宮神主永吉飛驒守を初、七十五人の神職を進めて、一同に國親の幕下には屬しける、土佐郡の內、是はじめて手に入ければ、高鴨大明神の擁護ある驗也と悅び給ふ事限なし、其後いかなる故にか有けん、民部少輔所領二千餘石を減じ、千石の地を領して、高鴨の社の境內に居宅を移し、入道して執行家とぞ申ける、總じて此宮に執行神主社僧一和尙國寶社人とて七十五人有て、年中に七十五祭を執り行ふとかや、

社僧

〔土州淵岳志上〕郡佐坐神社

神宮寺善寧寺ハ別當也、仁王門ハ、神宮寺ノ仁王門ナルヲ、社ノ門ニナシタルト云、善樂寺、元ノ名ハ長福寺、公方家指アヒ有テ改ムト云、

〔土州名勝記上土佐郡〕土佐坐神社正一位高賀茂大明神と稱

別當は一の宮百々山神宮寺と云持佛阿彌陀如來、觀音、勢至、金剛、天竺より傳來といふ、八十八ケ所靈場の其一なり、

末社

〔土佐州郡志土佐郡〕一宮庄　一宮

屬社

シ、此日御船ニ棹サシテ、十四里申酉方高岳郡鳴無ノ社ニ神輿ヲ促シケル、浦ノ内ナル綱掛松モ、昔御船ヲ止メシ所トナン、或時吾川郡長濱ノ沖ニテ難風ニ遭玉ヒ、名村ガ汀ニ御船ヲ止メ、御輿ヲ磯傳ヒニメグラセシニ、赤木山青龍寺ノ麓ニテ、猿數百頭群リ出テ、神人氏子等危キコトノ有シカバ、神慮ニ不叶コトヲ計リ、其年ヨリ長岡郡五臺山北ノ麓ニ御旅所ノ祠ヲ建テ、御輿ヲ彼所ニ遊バセ玉ヒヌ、其所ヲ小一宮ト名付ルモ此故也、何ノ年ノ頃ヨリカ事漸止ミテ、今ハ仁王門迄神輿出サセ玉ヘリ、〇中略七月三日ノ祭ヲシナネト云、文字知レズ、シナネ御祭ニ松明ヲ持ツ人、一年ノ内ニ死スル者ハ、松明イカヤウニ明リテモ忽消ルト云、奇妙ノ事也、松明ヲ持ツ者、火ノ消ルト身ノ心得ヲスルト也、〇中略毎年十月六日ヨリ十二日ニ至マデ一七日、一宮ノ社ヘ國中ノ眞言宗ノ出家百六七十人モ集リ、法華經千部ヲ讀誦ス、是ヲ千部經ト云ナラハセリ、此會式元親ノ時代、天正年中ヨリ始ルト云、昔ハ國分寺ノ觀音堂ニテ修行アリ、山内家御入國以來、當社ヲ御カリ有テ被仰付ト云、サテ法花讀誦ハ、彌三郎信親戰死以後、法事菩提ノ爲也ト云、又國家泰平、五穀豐饒ノ祈禱也ト云說アレドモ、祈禱札御守護等モ不出ハ、何ノ故ノ修行ヤラン不詳ト云、

奉幣

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年八月丁丑、爲天皇體不豫、祈于神祇、辛巳、遣秦忌寸石勝、奉幣於土佐大神、

神寶

〔土佐物語八〕所々一見の事

元親は、〇中略一宮に參り、神の御來歷は兼て聞及ぶ、今更尋ぬるに及ばず、寶物を見度よし宣へば、神主取出し一覽に備ふ、佛舍利七粒、馬の角五十、牛の玉百十六、鏡三十七面、見王古錢、銚子兕箱、太般若經、十六善神曼茶羅、其外色々の寶物記に遑あらず、

修佛事

〔松葉集〕一。宮のやしろにて、千部の讀經を供養して、國家安全をいのるとて、

のりの花たむけばうけよ國津神民やすかれといのるこゝろを

の落止りたる處に宮を建、我を祭るべしとて、艮の方に向ひて投給へば、十餘里を經て、今の一宮に落止りしかば、此地に宮を建られける、礫石とて今にあり、浦の內へ御船遊びも此故とぞ聞えし、天平寶字三年丁亥、例の如く祭祀をなす所に、吾川郡長濱の沖にて、俄に難風吹て、御船を覆さんとする間、名村が汀に御船を寄て、磯傳ひに御輿を廻らす所に、赤木山の麓へ、狼數百群り出て、神人を喰しかば、扨は神慮に叶はざりけるよと此事止みて、其後一宮より一里南の方、長岡郡五臺山の西麓に祠を建、小一宮と稱し神輿を促しける、はじめて浦の內より一宮へ移り給ふ時、此所へ御船を寄せたる故とかや、され共星霜おし移り、雲霞既に古びて、しかも近年國破れ民煩て、兵革街を動かし、鯨波山野を響せしかば、〇中略祭禮も僅に御宮の境內、五町餘の馬場を二王門迄御輿を廻らして、唯其規式計殘て、神光漸衰へ給ひける間、元親再興有るべしと評定せられしか共、〇下略

〔神名帳考證 土佐〕都佐坐神社　此神社祭日多シ、其中ニ七月三日ハ、シナヂマツリト唱ヘテ大祭アリ、御輿一ツ也、其行列、日中ニ松火ヲオビタヾシクトボシ、神職ノモノ横笛ヲフキ其音ニ應ジテ、御輿ヲ仁王門ト云マデカキユク也、神社ヨリ三町バカリノ行程也、其カキユク內ニ、狼ノホユル聲ヲスルモノアリ、里人云、此神ムカシハ、是ヨリ七里バカリ未申ノ方、オトナシト云處ヘ、海路ヲ船ニテ御ユキアリシ時、磯山ヨリ狼出テワザハヒセリ、其カタヲ今ニ殘セリ、其狼ノワザハヒセシヨリ、オトナシヘノミユキハヤミテ、此ヨリ一里バカリ南、吸江ト云處ノ旅宮マデミユキアリシヲ、ソレモヤミテ、仁王門マデニナリタリト云傳、吸江入海ノ處也、コノイソベニ小社アリ、小一宮ト稱ス、

〔土州淵岳志 上〕都佐坐神社
在昔ノ祭禮ハ、一年ニ七十五度近代二十七祭行ハレシ、正月中ノ五日ニ射禮アリ、七月初ノ三日正禮ト

社格

〔長寬勘文〕天慶三年二月一日丁酉、有諸社位記請印事、去承平五年、依海賊事、被祈申十二社位記也、〇中略　正一位高賀茂神 土佐

〔延喜式 神名 十〕土佐國土佐郡都佐坐神社 大

〔大日本國一宮記〕都佐神社 說高賀茂大明神、一味鉏高彥根、　土佐土佐郡

〔延喜式神名帳頭註〕土佐土佐郡　都佐坐神　一宮也

〔日本鹿子 十三 土佐〕土佐大明神　土佐郡一宮村ニ立、味鉏高彥根神の分座にして、當國の一宮と稱し奉る、

祭祀

〔釋日本紀 述義 十二〕土佐國風土記曰、土佐郡、郡家西去四里、有土佐高賀茂大社、〇中略 今正月十五日、立例百姓相聚、行射禮於社下、五月下旬、申南畝功竟之事、八月上旬、賀封戶調物、國司必向、自古成蹤、

〔十訓抄 十一〕和邇部の用光と云樂人有けり、土佐の御舟遊に下て上けるに、安藝國なにがしの泊にて海賊押よせたりけり、

〔諸神記〕都佐神 大　一宮也、次ニ御船遊歌アリ、〇中略

土佐御船遊　味鉏高彥根命垂跡也

オシテイヅルナニハノ浦ニイヅル日ハイマツヨリアニイマハヨリソヤ

〔土佐物語 七〕一宮再興の事

そも〳〵一宮一位高加茂大明神と稱し奉るは、延喜式神名帳に載する所の都佐坐社是也、〇中略 一年に七十五度の祭禮をなす、正月中五日に射禮あり、七月初三日、正禮として神輿を乘せ奉り、十四里坤の方高岡郡浦の内の入海に促し、船中にて祭儀あり、是を御船遊びと云、依て御船大明神共申也、御神を土佐國へ移し參らせたる時、御船を浦の内へ寄、則其所に宮を建て、加賀と號して崇め奉りしに、或時御神體顯はれさせ給ひ、此所は我が心に叶はず、あたりなる石を取て、此石

神階

間の所爲とは見えず、數多の番人付置と言、殊更尋常の祢の及び難き所なり、たとひ雑人の所爲にもせよ、歌の體、元親が再興神慮に叶ふと覺えたり、番人の科に非らずとて、繩をさかせ許されける、頓て祭禮執り行はれ、國中の貴賤集り會て、神威顯はれ給へば、靈驗ますく明らか成るべしと神慮も暗に量られたり、神は人の敬に依て威を增とは、か丶る事をや申か、されば人は神の德に依て運の添ふ理なれば、秦家の繁昌、武運長久疑なしと、仰がぬ人はなかりけり、神職社領先規の如く、祭禮舊禮に任せて怠慢ある事なし、其後當社造替有りしか共、彼桑木をば取替ず、今に有りと承る、

〔元親記上〕一宮建立之事

抑此一宮と申は、喜竺元年三月卯日御影向、正一位一宮高賀茂大明神と被現、一國一社の最上たり、一年中に七十五祭有、其内七月三日を本祭祀とす、此宮久敷破營せしを、元親卿弓矢被取起、當國五郡分手に入て以來、永祿十年より建立被思立、上方より大介と云大工、幷檜皮師呼下、造營成就して、元龜二年の棟上有、元親卿此宮建立は、本山と弓矢被取起時の立願かと言し也、

〔開出文言〕一宮は、本山勢、永祿六年癸亥秋燒拂、其後元親、同十年丁卯十一月十五日斧初メ、元龜元年庚午九月十三日棟上、同二年ノ春成就、年數五年、京都より大助と云大工下ル、吉本大助ト云、御國に留る、此時落書禁玉ひ番人附、然ニ東へ出し北ノタル木に、(元親は長き弓箭の家さみる再興までも一の宮かな)落書仕を人知らず、それより番止る、最早見え兼る、二王門寛永八年十月成就、二王門の南鳥井、昔有と見え、土底より柱の根を堀出す、木杉也、元文年中之事也、

〔土佐州郡志土佐郡〕一宮庄一宮鐘樓　在社東南、慶安中始建、

〔御當家年表〕明和六年七月六日、一宮一之鳥居建、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授土佐國從五位下都佐坐神從五位上、

社僧鍋島國實社人とて、神職六段にして七十五人あり、七百五十町の社領を寄られ、一年に七十五度の祭禮をなす、○中略されし共星霜おし移り、雲霞既に古びて、しかも近年國破れ民煩て、兵革街を動かし、鯨波山野を響せしかば、神社の修崇、佛堂の拜禮もなく成行て、當社いつしか廟宇漸傾き、門牆半は朽て、○中略神光漸衰へ給ひける間、元親再興有るべしと評定せられしか共、世の口口口依て兎角延引有る處に、去文祿六年の秋、本山の軍士、一宮村民屋を燒拂ひ、餘煙當社の境内に及て、本社末社神人の居宅迄も、殘らず回祿せしかば元親深く患ひ給ひ、急ぎ造營果し遂らるべしと、頓て京都より大助とて、隱れなき大工、幷檜皮師を呼下し、同十年丁亥十一月十五日斧初、元龜元年庚午九月十三日棟上有、四十座の末座、二王堂、護摩堂、鐘樓堂、三昧堂、經藏、寶藏、國司屋、天上屋、厨屋、經所、井屋、東西塀門、一鳥井、二鳥井、三鳥井、三重塔、神宮寺、長福寺、一和尙神人の舍屋に至迄、春秋五歲にして、土木の功成就す、工人の妙を極め、丹青の錦を竭しければ、言語道斷の壯觀也、雜人原、御宮の境内に入て、竹木を伐、牛馬を繫ぎ、御宮に落書、堅く禁制の高札を立られける、元親參詣有べしと仰ければ、彌宮を汚すべからずと晝夜番人を付置、其日に成しかば、役人共は宵より相詰め、曉天に庭の塵をとらせ、蜘の巣拂はせ、改め清めける所に、御宮の桑の木をみれば、何者の所爲にや有けん、いつの間にかは書たりけん、大文字に一首の歌をぞ書付けり、梯ならでは及ぶ所にあらず、不思議といふも愚かなり、

元親は長き弓矢の家ときく再興までも一の宮かな、役人共是を見て、大きに驚き、御宮に落書等させ間敷爲に、番人を付置れける所に、斯る不思議ある事を知らざる事、兎角詞に述られず、いか成罪にか逢ふべき、急ぎ工人を呼て、是を削らせやする、桑木を取替やするど、とりどり詮議しける、其時刻もなければ、先番人を捌て置ける兎角するほどに元親參詣有て、神樂を奏し、神拜事終り、御宮順見ある、老臣畏て右之次第を申ければ、元親立寄見給ひ、是は不思議の事共也、何樣人

り一宮へ向ふ。〇中略頃は五月五日の夜なれば月は宵より入にけり、時刻よく成りぬとて、二百餘人、久禮野の坂を下りて、一宮の在家に火をかけゝれば、魔風盛に吹懸、民家燕るが如く燒通り、餘煙四方に覆て、西御前、東御前、三所若宮、五十八ヶ所稻女社、七所王子、天神社、龍殿、惠比須社、辨財天、津島宮、若王子、御疊社、大宮、二王堂、護摩堂、鐘樓堂、三昧藏、經藏、寶藏、國司屋、天上屋、廳屋、經所、井屋、東西屏門、一鳥居、二鳥居、三鳥居、三重塔、社僧、社人、神主の居所、悉く一時に灰燼と成果、煙蒼天に立のぼる、淺猿かりし事ども也り、されども大明神の本社計は、殘らせ給ふぞ不思議なる、

〔土佐夾集〕永祿ノ頃、五月五日、本山方ノ亂妨兵火ニ、一宮ノ内、燒失左ノ通、〇中略

三所若宮　五十八所稻女　七所王子　天神社　惠比須社　辨財天　津島宮　若王子　御疊社　大宮　仁王堂

ゴマ堂　鐘樓堂　經藏　寶藏　國司屋　天上座　廳屋　經所　井屋　東西屏門　一鳥居

二鳥居　三鳥居　三重堂　皆灰燼ト成、今ノ本社計燒殘ル、

〔土佐國紀事略編年〕永祿十年丁卯十一月十五日、元親、一宮造營ノ事ヲ經始ス、元龜元年庚子九月十三日、一宮神殿造營成就ス、

〔土佐物語〕七一宮再興の事

古信濃入道覺世草創の始め、長岡郡發向ある所に、一宮の神主社人等、貢ざる先に降參して、土佐郡の内、一番に手に入りければ、大明神の當家を守護させ給ふ所也と信心を凝しける、思合て向ふ所降らずといふ事なく、攻る所傾けずといふ事なし、野草に風を加ふるが如くに國中不殘靡き隨ひければ、彌拜趨の禮を重くして、益明隆をぞ祈られける、そも〳〵一宮一位高賀茂大明神と稱し奉るは、延喜式神名帳に載する所の都佐坐社是也、〇中略されば代々の帝王、御渇仰御坐して、昔は大殿玉を磨き、高樓金銀をちりばめ、燈明の光日月に映じ、音樂の聲溪泉に響き、執行神主

社地

〔土佐幽考〕土佐郡土佐　是所ㇾ謂當國一宮高賀茂大明神鎭座之地也、日本紀作ニ土佐一、延喜式作ニ都佐一、源平盛衰記稱ニ高賀茂郷一、今謂ニ一宮村一、

〔神名帳考證土佐〕都佐坐神社　今土佐郡ノ中ニ、土佐ト稱スル郷ナシ、此社ノアル地ヲ一宮(イツク)村トヨベリ、コハ土佐國中ノ大社ナレバ、一宮トヨビナラシテ、郷名ハイツトナク、ヨバザルコトニナリケン、此一宮村ヨリ今ノ路一里バカリ北ニ、土佐山ト稱スル山里アリ、イニシヘ一宮村ヲ土佐ノサトヽイヒケンコト明ラカ也、

〔土佐州郡志土佐郡〕一宮庄　一宮　在ニ村東北一、正一位高賀茂大明神、味鉏高彦根命、或曰一言主神、神名帳所ㇾ載二十一社之一、都佐坐神是也、元龜中、秦元親再興、棟宇制最高大、境内東西八十間許、南北六十間許、社東北有ニ宮林一、松杉森鬱、社南去二町有ニ二王門一、街衢左右、高杉並立、一歳二十度祭ㇾ之、其大祭七月三日也、

社殿

〔百練抄後堀河十三〕元仁元年十月六日、或人云、土佐國一宮、去八月十八日以後、至ニ廿二日一大風、大木等顚倒也、皆神殿已下、不ㇾ殘ニ一宇一顚倒云々、

〔土佐物語五〕秦泉寺幷白岩夜討の事

吉良式部少輔は、領家にも怺へずして、本山へ引退かれしと聞えしかば、昨日迄も朝倉へ追從したる輩、岡豐へ隨ひ付事不ㇾ斜、〇中略されば岡豐には、春雷聲を發する勇をなせば、本山には蟄居の思ひをなせり、中島新助申けるは、唯今の如くにては、味方日々に增、月に隨ひ廻り行て、ひとり首陽に餓死すべし、夫武士は唯戰ふべき所を戰はずして、身を愼むを以て耻とす、〇中略迚も死する命を、唯うずくまり居て、徒に死期の來るを待事、且は云甲斐なく、且は武士の本意に非ず、いざ敵地に入、民家を燒拂ひ、或は亂妨し、其費に乘じて、漸々に岡谷へ攻入るべしと云ければ、諸卒皆此議に同じて、究竟の兵を勝つて、一手は中島新助、高石與七、森元六郎次郎を大將として、久禮野よ

神體

傳稱也、余曰、日本紀只言朝倉社、不擧神名、神名帳亦然、若夫古老傳稱、直承誤謬訛耳、何足信耶、客曰、然則子之所據何如、余曰土左國風土記曰、土佐郡有朝倉鄕、鄕中有社、神名天津羽羽神、天石門別神子也、客曰、然則國國所稱味鉏高彥根神者非乎、余曰此乃一宮大社、而日本紀之土左大神、神名帳之都佐坐神社者皆是也、客曰、何以言之、余曰、社司古老、見稱高賀茂大明神、而風土記亦曰、土左郡郡家西去四里、有土左高賀茂大社、其神名爲一言主尊、一說曰、大穴六道尊子味鉏高彥根尊、雄略天皇四年庚子春二月天皇獵于葛城山、忽有長人、面形似天皇、天皇知是神人、故問何處公、對曰、現人神、願稱皇諱、答勅、朕是稚武尊、長人曰、僕是一言主神也、遂與盤于遊田、按此事見日本紀是時神與天皇相競、有不遜之言、天皇大瞋、奉移土左、神隨而降、神身已隱、以祝代之、初至賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年從五位上高賀茂朝臣田守等奏、而奉迎鎭於葛城山東下高宮岡上、按此事見續日本紀其和魂者、猶留彼國、于今祭禮正月十五日、立例百姓相聚、行射禮於社下、五月下旬、申南畝功竟之事、八月上旬、貢封戶調物、國司必向、自古成蹤、客曰、彼記已言郡家西去四里、安知非指朝倉也、余曰、雜令曰、凡度地五尺爲步、三百步爲里、此古法也、與卽今見行六尺五寸爲間、六十間爲町、三十六町爲里者不同也、且朝倉一社、而風土記、不當兩見、而記中所言、初至賀茂之地者、及正月十五日之射、八月上旬之貢、國司之參拜、此等皆他社所不有、而卽今猶有遺風、則其爲一宮也、將復何疑焉、客曰、然則日本紀之土左大神、神名帳之都佐坐神社者、何以審其必一宮也、余曰、大神非小社之號、都佐蓋名郡之都會也、客曰、大社安知非緣於後人之尊崇耶、余曰、神名帳既明爲大社、而自古號稱一宮、可知其殊異他社也、方今祀典衰絕之秋、社職食田者、尙有二十五人焉、是豈一朝俄然之所致耶、如通子之言、則所謂大社大神者、不知以何社塡之、然此不與朝倉神名相關、俟他日致詳耳、

〔土佐國式社考 土佐郡〕都佐坐神社

此當國一宮、所謂高賀茂大明神也、八頭花鏡爲神體、

混へたる物にして非なり、かの土佐國に遷され坐しは、高賀茂神にこそあれ、一言主神には非ず、此天皇の此山〈〇葛城〉に御獵の時に現坐りし事の狀のよく似たるに依て混ひつるなり、されど一言主神の御事は、此記書紀に見えたる如くなれば、放逐られ賜ふべき由なければ、かの高賀茂神の事は別事なりされば書紀釋に此一言主神の處に彼風土記を引るも誤なり、

〔神社啓蒙〕四郡佐神社　在土佐國土佐郡

象照說曰、事代主命也、然則以風土記之說爲據乎、

〔神社覈錄〕六十四土佐都佐坐神社　大

逑胤云、當社祭神、古來一決せず、唯風土記を引て兩說を擧るのみ、〈たま〳〵一宮記に、高彥根神と云り、〉此帳大和國高鴨阿治須岐託彥根命神社、葛木坐一言主神社、共に葛上郡鎭座なれば、是も分別しりがたし、さて雄略天皇四年、葛城山射獵の時に顯れ坐しは、一言主神なれど、此時不恭の事は見えず、同五年郊獵の時は、嗔猪暴出、獵徒大懼と見ゆれど、一言主神の事とは異なり、古事記は此兩度の遊獵を前後に記せるのみにて、共に一言主神を放逐の文なし、〈〇中略〉抑高賀茂明神と稱して、國内の一宮と崇祀り來れるは、味耜高彥根神と定めてむ、此神は日本紀、古事記、舊事紀共に、大己貴命の御子とあり、又一言主神は、舊事紀に、素戔嗚尊御子〈大己貴命の上に載せたり〉とあれど、彼葛城山の御獵の時顯れ出て、是より前には聞えぬ神なり、高彥根神は天稚彥の死し時、弔喪とて昇せしに、天稚彥の親屬妻子の、且喜且慟しを忿て、斬喪屋せし神なれば、短慮不恭の事思ひやられたり、

〔土佐國式社考〕附錄朝倉神名辨

有客讀及當國朝倉神名、以爲味鉏高彥根命、余〈〇谷重遠〉曰不然、此天津羽羽神也、客笑曰、子何考之疎也、此出於林氏所作朝倉再興記、余曰林氏蓋臆說爾、客曰、林氏何臆說之有、據日本書紀、延喜式、及古老

未詳、一說曰、大穴六道尊子味鉏高彥根尊、曆錄曰、雄略天皇四年庚子春二月、天皇獵于葛城山、忽有長人、面形似天皇、天皇知是神人、故問何處公、對曰、現人神、願稱皇諱、答勅、朕是稚武尊、長人曰、僕是一言主神也、遂與盤于遊田、言辭恭恪、有若逢仙、日斜田罷、神送天皇至來目川、群臣各脫衣服而獻、神拍手而受之、凌空而還、一說懸一指、○指原作伯、今據一本改、末而受、是時咸知有德天皇矣、或說云、時神與天皇相競、有不遜、○遜原作遊、今據一本改、之言、天皇大瞋、奉移土佐、神隨而降、神身已隱、以祝代之、初至賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇、○孝謙、寶字八年、從五位上高賀茂朝臣田守等奏、而奉迎鎮於葛城山東下高宮岡上、其和魂者猶留彼國、于今祭禮而云々、國記曰、雄略天皇即位二年戊戌、奉移鄕者誤也、多氏古事記曰、天皇一時獵葛城山、向堆之上、有如天皇儀者、彼此同容、天皇大異、遣使問曰、大倭之國豈有如朕之人、儞是誰、何與朕同儀耶、大神所答之辭、與天皇同、天皇懷瞋更問、然則稱名、大神答云、先問吾者汝也、汝宜先稱之、天皇勅答、朕大倭根子稚武天皇也、大神答曰、吾是吉事一言、凶事一言、言放之、葛木一言主神也、天皇大驚、下馬而拜、百官羅拜、大神答拜、又如天皇而射狩山獸、言語相通者、蓋疑此時有不恭之言乎、

〔續日本紀淳仁二十五〕天平寶字八年十一月庚子、復祠高鴨神於大和國葛上郡、高鴨神者、法臣圓興、其弟中衞將監從五位下賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀨天皇、○雄略、獵于葛城山、時有老夫、每與天皇相逐爭獲、天皇怒之、流其人於土佐國、先祖所主之神、化成老夫、爰被放逐、○今檢前記不見此事、於是天皇乃遣田守迎之、令祠本處、

〔古事記傳十二〕一言主神と高鴨神とは、本より別なり、然るに右に引る續紀○上文所引天平寶字八年十一月紀の葛城山の事と、此記書紀に見えたる、一言主神の現給ひし故事と、共に雄略天皇の御世にして、處も同く、事のさまも似たるゆゑに、一に混て、土佐高鴨をも、一言主と申し傳しなるべし、

〔古事記傳四十二〕土佐國風土記、○中略、そもそも此風土記の說は、高賀茂神と一言主神とを一に

土佐神社

土佐神社、又高賀茂大明神ト稱ス、土佐國土佐郡一宮村ニ在リ、一言主神ヲ祀ル、延喜ノ制、大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕土佐國土佐郡都佐(トサノ)坐神社

〔伊呂波字類抄 都諸社〕都佐坐神社 土佐國土佐郡坐

○按ズルニ、都佐ノ訓ハ、トサニシテツサニハアラズ、然ルニ伊呂波字類抄ニ、本社ヲツノ部ニ收メタルハ誤ナリ、本書トニハ止字ヲ充テタリ、都ノ字ハト、ツ二樣ニヨムヲ得ベシト雖モ、本社ハ倭名類聚抄ニ、土佐國土佐郡土佐鄕トアル地ニ鎭座ノ神ナレバ、トサニ坐ス神社トヨムベキコト勿論ナリ、

〔日本書紀 二十九天武〕四年三月丙午、土佐大神以神刀一口進于天皇、

〔延喜式神名帳頭註〕土佐土佐郡　都佐坐神　一宮也、俗號高賀茂大明神、

〔大日本國一宮記〕都佐神社 號高賀茂大明神、味鉏高彥根、　土佐土佐郡

〔諸社根元記〕一土佐國 一宮

祭神

土佐國土佐郡都佐坐神社 大　味鉏高彥根神之分座也、大和國葛城郡高鴨阿知須岐高彥根命神社四座、並名神大、月次相嘗新嘗、一言主神也、與味鉏高彥根神同體也、

〔神名帳考證 土佐〕都佐坐神社 大　一言主神　按舊事紀云、一言主神者、素戔嗚尊之子也、

〔土佐來集〕延喜式土佐國廿一社ノ事

都佐坐神社 一宮高賀茂大明神、素戔嗚命ノ子一言主命、

〔釋日本紀 十二述義〕土佐國風土記曰、土佐郡、郡家西去四里、有土佐高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖

石在大島泊邨海畔、相傳三島明神所降誕之處、因名之曰誕生石、妊婦上摩難分身者祈焉、則往々有驗云、然而久堙沒於沙石中、人或不知之矣、一日京師僧大應過之、作詩以視於本庄邑人毛利玄策、其詩曰、神德堂々三島宮、至今天下仰威風、可憐太古安產石、埋却泊邨沙土中、玄策覽而嘆曰、異鄕人猶如是、村民豈可不省之乎、於是募島人以建碑、請余記之、銘曰、

神之所降　維石如盤　婦人是禱　生產以安　濤琢砂磨　厥德無刓

安政五年次戊午十二月　　本州今治半井法橋梧庵撰

按、三島緣起に、推古天皇端正三年春、明神伊豫國迫戸浦に顯れ給ふといへり、迫戸浦は大三島東南の海濱にして、泊村とは僅に海を隔たり、當時胞衣のかた付たる石あるを見て、かくは云傳たるなるべし、明神は固現身の神ならねば、產出し玉へることわりなきに似たり、されども古來相傳て、今に奇瑞ありといふものは、神德の盛なる故ならずや、後世流行神の一時風靡すれども、いつの程にか消失て、跡もなく成行たぐひとは、日を同くして語るべからず、

〔國花萬葉記伊豫十四〕四國遍禮八十八ヶ所之內、當國ニ有之廿六箇寺之次第〇中略

五十四番　延命寺、〇中略　これより別宮まで一里、是は三島の宮の前札所也、三島は海上七里有故、是より拜む、

五十五番　三島宮　越智郡　平地東向　本尊大通智勝佛

〔愛媛面影越智郡二〕別宮大山積大明神　別宮村に在り〇中略

豫陽盛衰記云、三島ノ供僧廿四坊ノ內、中坊、乘藏坊、通藏坊、寶藏坊、圓光坊、南光坊、西光坊ノ八坊ヲ分テ、別宮大明神ノ供僧トシ、坊舍ヲ建ト云、今は斷絕して南光坊の一寺のみ殘れり、是四國順拜、三島明神の前札所也、

雜載

謹上三島大祝殿

〔集古文書十七判物〕河野通直判物伊豫國越智郡三島社藏

別宮大祝職之事、任通宜判形旨、進退不可有相違之狀如件、

大永五　三月一日　太郎書判

今治別宮大祝殿

〔豫章記〕後宇多院ノ御宇弘安四年、蒙古襲來ス、大軍志賀鷹能古等島々海上充滿セリ、夷國退治之事ハ宗〇河野ノ先例ナル間、大將トシテ筑前ニ進發ス、〇中略夷賊十万八千艘ノ船々ヲ見渡セバ、吳山獨敵ニ向ガ如シ、通有如何ニモシテ先懸セバヤト思ヘ共、恒沙ノ如ナル舟中ニ入テハ不可得利、此方可渡共不見、無詮方心中ニ日本國大小之神祇、別三島八幡祈念申、肝膽ヲ碎給フ處ニ、沖ノ方ヨリ白鷺一ツ飛來ル、檣ノ上ニ被置百矢ノ中、烏羽作征矢一ツクハヘテ上ケルガ、夷賊ノ船ノ上翔行程ニ、兩陣ヨリ見送リケルニ、夷國大將ト覺シキ大山如成大船、樓閣重々金銀ヲ磨タルニ、旗旌片々トシテ風ニ飄タル舟ノ上ニ落タリ、蒙古ハ是天ノ與ル所ナリトテ悅アヘリ、日本ノ陣見之、堅唾ヲ吞テ居タリ、通有ハ是則明神ノ、敵ノ大將船ヲ敎ヘ玉フ者也、少モ不可遲々トテ、伯父伯耆守通時ト二艘ニテ漕出テ、敵ノ船中ヘ分入ケル、味方ノ軍兵見之大驚怪ミ、如シ河野ニハ物付カト云ケレ共、耳ニモ不聞入、差ニサシテゾ漕行ケル、

〔愛媛面影二越智郡〕誕生石

大島泊村の海濱に在り、石面に胞衣のかた見たり、土俗相傳、三島明神誕生玉ひし跡なりと、さる故に產婦此石に祈る時は、必奇驗ありと云、島人毛利玄策、村民と共に謀て碑を立、おのれに碑文を請けるに書て與ける、その文曰、

誕生石之碑

一トシ、此外七社鎭祭、所々末社十六社、本社之境内江長棟一字建立、夫々構扉拜所定、右從國護御寄進、依之權中納言源師重卿奉勅宣、權右中辨藤原朝臣大夫小槻宿禰兩所在判ニテ、右新造江可為遷宮綸旨被成下、大祝越智安俊承之鎭座、則左記通也、

浦戸大明神諸山積命（俗是第一ノ皇子ト申也）

次大氣神社保食命　次血島神社磐裂命　次倉仕神社倉稻魂命　次勠神社啼澤女命　次穴場神社磐長姫命　次比目木村神社木花開耶姫命　次宇津神社枉津日命　次見前神社猿田彥命　次小山神社闇靇命　次速瀨神社瀨織津姫命　次速津佐神社佐須良姫命　次日知神社大日孁命　次大直比神社神直比命　次火闌降神社火闌降命　次若椎神社彥火火出見命　次宮市神社市杵島姫命

以上拾六神社、俗是拾六王子云、是當社境内江鎭座始也、

百四代後土御門院御宇文明三年辛卯五月二十日、當島浦戸明神、自河野敎通造營ニ付遷宮之、大祝越智安守、擬神主越智神大夫、權神主越智三郎大夫、兩人トヲ名乘不相知、河野敎通、後善應寺云、後土御門院御宇、明應七年戊午、奏社棟上、幷遷宮有之、大祝安雄勤行之、

〔愛媛面影（二越智郡）〕別宮大山積大明神

別宮村に在り、和銅五年壬子五月廿五日、越智玉澄、三島明神を越智郡日吉鄕に勸請す、其後天正元年、來島三郎九郎通總再建すと云、

〔集古文書（六十四書簡）〕河野通春書（伊豫國越智郡三島社藏）

就別宮御社御歸座、任先規之例可有御取成候、次今度祝之事者、御指置目出候、於以後守先例可有御進退候、恐々謹言、

長祿二年九月廿二日　　伊與守通春（花押）

申止、○中略

河野爲世之三男以爲澄三島擬神主職掠爲神主、此爲澄之二男妙尊、役小角之法學、不思議之術、行、諸人歸依之、別婦人敬之、河野家之婦人抔、招請之歸依事夥、妙尊三島住、吾牲申止事、願神慮有恐、庶幾社邊一宇之寺塔建立、讀經場定、河野家之女中語合、深是申進、以時節可建立企、成畢云々、其子末號東圓坊、是供僧之初也、

七十五代崇德院御宇保延元乙卯年、供僧妙專勝靈等進國中、社傍一寺建立、號神供寺、

百四代後土御門院御宇文明十年辛丑六月二十九日、河野屋方殿、當宮供僧江委曲被相尋候所、儀篇一トシテ不相調ニ付、向後大祝安守所持書之旨任、可被勤行者也、若神官供僧等違背先例、於致神事祭禮等儀、頭黨者堅可所重科之條如件、制札一封被出之、

其節制者、重見掃部頭通昭出之、

〔三島宮御鎭座本緣〕四十九代光仁天皇御宇寶龜十年、依勅命三島攝社七島中宮造、別而諸山積神德伊豆國加茂郡鎭座、

二條院御宇永萬元年乙酉四月廿五日、諸山積神社造營、是當島內江、伊豆三島勸請初也、是浦戸神社云、大祝高橋四郎安時也、

嘉禎四年戊戌四月、諸山積社二季之祭禮、御供田二町內、松友名高橋鄕之內、角村里二十坪五反ノ事、元自國衙爲寄進地所、田所爲沙汰牢減、兩條令告之付、大祝安孝依訴訟二度彼御料田如元可相渡旨、檢注所從前美作守橘朝臣、右田所ヘノ下文一通有之、

〔豫章記〕益躬府中留下御館有、仍留下押領使云、東禪寺館有、號鴨部大神、當國國司被任、○中略伊豫國ニテハ鴨部大神ト號ス、伊與皇子ヨリ十五代也、異說大三島社巽角若宮也トアリ、

〔三島宮御鎭座本緣〕九十二代後伏見院御宇正安壬寅年二月廿八日、當島浦戸大明神、諸山積社第

社職

右同斷　菅福江大夫　右同斷　菅六郎大夫

宮之大夫悴、部屋住ニテ歩行、

右同斷　菅新四郎

右彌九郎大夫、勘大夫、新四郎、此三人河内守格別ノ被官ニテ、宮歩行相勤之云々、

檢校東圓坊

院主法積坊　上大坊　地福坊

右供僧四人、何モ妻帶ニテ神供寺ヲ主リ相勤候、元拾六坊ニテ同主來候所、家々戰場抔携滅亡、故當此時右四坊ニテ相勤之云々、

棚守　島目拾疋　行事

島目拾疋、銚子改祝儀又拾疋、

同拾疋又御供座候器改祝儀又拾疋　守手　島目百疋　雜官

右四人職者、四人云、御供仕立主リ、又行事刻限伺、是ヲ相觸、大祝神前御供ノ具、代替ニ依テ改之、右四人者、新器夫々相渡、依之改渡時、格別祝儀ヲ遣ス例也、

右之外樂人三人、神子三人、神人拾五人、

右村上河内守島左衛門兩人トモ、元三島社職ニテモ無之、海賊方ニテ有之所、末ニハ河野家一族ニ加、家門同樣事ニテ、姓ヲモ越智改、當社建立總奉行承、以後大内家第一被官成、號地頭神主、外樣社頭ノ政執權、專上官以下次第赦候所、大内家并河野家滅亡後、小早川隆景被官成、依之隆景ニ相隨、九州ニ移候由、其砌小早川隆景、當國守護暫被相勤候內ハ、當社祭禮之節、村上河內守一階上ヲ被相勤候、是ヲ俗小早川神主ト尊敬、然ドモ內陣神役ノ儀、大祝被相立、私振舞無シ、古例通被相守候云々、

〔三島宮御鎭座本緣〕六十四代圓融院御宇永觀二甲申年三月二十一日、毎日牲鹿一頭宛、神前奉獻

百三代後花園院御宇永享九年丁巳七月二十八日、爲生備中守江、大祝職補任一通アリ、

〔集古文書六十四書廣〕河野通春書伊豫國越智郡三島社藏

爲三島社參、其方へ可罷越候、依社頭之趣、巨細不存候、於彼方形御取成候者、令悅喜候事、期後信候、恐々謹言、

四月八日　　通春書判

大祝殿

〔三島宮御鎭座本縁〕後土御門院御宇明應三甲寅年三月十七日、大祝一族之內、越智貞吉、被補于大祝職、候旨、河野道基殿ヨリ、書付一封被之出、道基、通春ノ事ナリ、後ニ天德寺ト云、貞吉後安雄改、

百六代後奈良院御宇弘治四年己未、當島甘崎城主村上出雲守通康、是爲大內義隆被官、義隆格別懇切ニシテ、伊豫一國之政道檢談之判者二人之其一人ニテ、殊更近來爲三島地頭職、旁以震威勢、以大內家執成、三島地頭神主ト名乘、登位階、成外樣第一ト云々、

百七代正親町院御宇天正五丁丑年二月九日、越智安任ニ、大祝職書出一封、從河野通直被之出、十三日、越智安任大祝職拜賀砌、神官供僧エノ規式左之通、

大刀一腰、鳥目百疋、旅宿迄見返禮右ノ通、　地頭神主村上河內守　右同斷　島神主島左衛門大夫

鳥目三十疋、從大明神被下大刀取次祝儀又三十疋、　擬神主越智樋口大夫　鳥目三十疋　權神主越智片山大夫

右同斷　菅宮之大夫　右同斷　越智的射大夫

右同斷元和年中、有故家滅亡、　越智森野大夫　右同斷寬永年中、有故家滅亡、　越智中山大夫

右樋口大夫始六人六官也

鳥目二十疋、宮步行故又二十疋、　菅彌九郎大夫　右同斷　菅勘大夫

鳥目二十疋　越智神大夫　右同斷　越智久保大夫

依之惟頼爲補闕、神主職兼帶、五年甲寅八月二十一日、院御厩舎人攝津丞貞澤神主下向、
八十三代土御門院御宇承元二戊辰年、改領家二位殿〇源頼朝妻政子女房、領所刑部大夫仲國、神主丹波大夫則房下向云々、
八十四代順德院御宇建保五年丁丑二月十六日、大祝安連卒、依之一族郡司四郎守行任假大祝、三月二十三日、午時火災出來、社屋燒失、〇中略依之改神主、同年十一月被補任後藤平治兼吉下向、
〔豫章記〕承久兵亂事、弑君之儀ナレバ、不義ハ不及言者歟、通信モ君ノ御運被引、當國他國領所五十三箇所、公田六十餘町、一族百四十餘人、舊領迄被收公訖、中ニモ三島七島社務職等ハ、全ク他ノ競望不可有事ナレ共、京都ヨリ善家ノ者進止セラル事、誠ニ無念ノ次第也、善三島ト云ハ、飯尾ノ末葉也、結句又小早河者、善家ヲ追退テ存知スル事、更ニ以テ無謂子細ナレ共、是ゾ通信、神慮ニ背被申ケル失也、
〔三島宮御鎭座本縁〕八十五代後堀河院御宇安貞元丁亥年、改領家補任施藥院頭光末朝臣、神主左近大夫國重下向云々、
八十六代四條院御宇嘉禎元乙未年、領家德大寺改、領所木工頭入道、神主補任余藤兵衛、雖神主下向、從鎌倉殿大祝家地頭并社守護職有限依被仰付、京都守護人至此時相止云々、
九十代後宇多院御宇建治二丙子年、從鎌倉將軍惟康公、越智安俊被補任テ、大祝職以由緒被仰付候間、任先例有限社役、無懈怠可勤仕旨國宣被成下、北條時頼在判、并目代左衞門尉源添狀一通有之、
弘安九年丙戌三月九日、伊豫國悲田院領非、於同船山角村等用水溝之事、當社神人爲妨之由、三坊寺聖人被訴候、如何成子細候哉、速止妨、向後可致穩便旨被仰下、則前將軍〇惟康親王御判圓心承之、三島庄神官供僧エノ御下知文一通有之、

〔伊豫國三島社緣起〕高野天皇御宇天平神護二年丙午十一月卅日、依託宣下給綸旨、玉澄子二人、一男爲澄、二男爲時也、爲澄大明神社官始云々、〇中略爲時者、當國官領浮穴大輔、河野先祖是也、

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾奉卜部等天太兆爾卜供奉留狀奏、親王諸王諸臣百官人等、四方國乃賓客之政、風吹雨零旱事聞食テ、折放置問給久、部眞自來七月至于十二月、御在所平氣久御坐止夜供奉須留、〇中略以是卜求仁、〇中略坐伊豫國〇中略大山積神〇中略社司等、依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、〇中略此等參修事行忌愼給波御在所平氣久可御坐狀卜供奉給止奏、以前、太兆仁卜供奉御體御卜如件、謹以申聞奏、

承曆四年六月十日　宮主正六位上行權少祐卜部宿禰兼宗

中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維〇維一本作經

〔三島神社文書〕堀河院御時、康和元年己卯、雖爲當國越智氏神主職義成、其子息眞躬庄司、其子息四郎遠成、賀茂氏先祖河內介〇吉盛打失、依其罪科被止國神主、自領家知足院殿始被兼對于預所於神主職、〇口字豐後守中原成貴被成下、是京神主始、〇又見三島宮御鎭座本緣

〔三島宮御鎭座本緣〕八十二代後鳥羽院御宇文治元乙巳年、改領家、肥前守源安綱從弟周防源內爲神主、幷領所兼帶、同年橘內武者云者、補任於神主、依周防源內領所計、　三年八月十日、領家幷神主改、領家修理大夫盛孝、神主七條源治貴綱下向、　四年四月十一日、領家盛孝死去、依之同五年七月十五日、領家中務大輔長門守成秀任神主、筑前介重包代官江三郎兵衞賴成下向、是御代官初也、從二鎌倉殿御代官也、

建久元庚戌年六月三日、新藤大行兼神主下向、依之重包歸京、　二辛亥年改本家宣陽門院、後白河院乙姬宮也、神主圖書允俊光、代官淸原五郎延暉改、依之賴成歸京、　四癸丑年、神主圖書允俊光卒、

頭代平忠康示現をかうぶる、詞大略これに同じ、其ほか夢想をかうぶるものあまたありけり、聖を召請せよとしめされけるに、僧供のなきよしを申ければ、櫻會の料物をもちて供養すべし、それかなはずば、大刀をうれなどくはしくしめさせ給けるによりて、同二月五日召請し奉る、よて同六日參詣し給、御縁日たるによりて、同九日櫻會をおこなふ、大行道の最中に御寶殿のうしろにして、聖、昔大明神とあらはれ給し山を見あげて、一遍をばなにの要にめしけるぞとおもひたれば、贄をとゞめさせん爲にてありけり、元三箱月の經營魚鳥をとゞむべし、此ほか夢想にしめされける事どもいまだきゝ給はざるに、聖の詞一もたがはず、人皆申けるは、むかしをおもへば永觀二年に、叡山の湛延ならびに性空上人相ともに參詣し給て、七日說戒し不殺生戒を授奉られしとき、御寶殿震動して、隨喜隨言不殺と唱給御音有きそれよりこのかた恒例の贄をとゞめ給て、佛經供養をおこなはるゝ所なり、いままた靈夢の告、昔にかはらず、感應のおもむきあらたなるうへはとて、まゐりあへる神官國中の頭人等已上廿七人、夢の告ならびに聖のをしへにまかせて、制文をかきて連判をくはへて、記錄にそなへ畢ぬ、

〔三島宮御鎭座本縁〕文武天皇御宇慶雲四丁未年、玉澄依奏之、二男以高橋冠者安元、三島大山積社務掾神體、大祝可任勅許有之云々、

右安元大祝家始祖也、此三家成末、亦五家別、文明頃迄五家相立候所、元亨〇亨恐弘誤建武以來、次第衰微、天正年中、大祝安任、補任大祝職致候節、嫡家高橋安忠一家相殘、鳥羽備中守家無男子、女子計成故、合兩家爲一家、依之大祝屋鋪鳥生村有、台德院樣御改ニ而、七反程御除地被仰付、大祝安朗、延寶三年迄住居致候所、同年三月二日、三島社邊屋鋪地被下置、引越被仰付、今至今治鳥生村、右御除地屋鋪所持仕候、

四十三代元明天皇御宇和銅元戊申年三月三日、補任安元于大祝、

書」

〔三島宮御鎮座本緣〕圓融院御宇永觀二甲申年三月二十一日、書寫山性空聖人湛然云僧、當社社參序、不殺事講、毎日牲鹿一頭宛、神前奉獻申止度、神大夫二男妙尊ニ對、相願之、妙尊悅、社司中語、是國方ニ申、河野一族、早速不聞屆、孝靈天皇以來祭來、牲魚物等相止事、私議難相成由、則國主江相談、依國守伺之京都、取毎鹿一頭可相止、尤祭禮掛鯛掛餞等、可任先例勅許有之、

〔一遍上人六條緣起〕十正應元戊子年、伊豫へわたり給て、○中略同十二月十六日に、三島に參詣し給、垂跡の濫觴を尋ぬれば、文武天皇御宇大寶三年癸卯三月廿三日あとをたれ給依一說それよりこのかた五百餘廻の鳳曆をかさねて、八十餘代の龍圖をまほりまします、不老不死の妙法をかたどりて、迹を三の島にたれ、實修實成の壽量をしめして、嶺を靈山と名く、山高くそびけて無上高妙の大智を表し、海ふかく湛て、弘誓深重の大悲を顯はす、聖の曩祖越智益躬ハ當社の氏人なり、幼稚の年より衰老の日にいたるまで、朝廷につかへては三略の武勇を事とし、私門にかへりては九品の淨業をつとめとす、鬢髮をそらざれども、法名をつぎ十戒をうけき、終に臨終正念にして往生をとげ、音樂空にきこえて、尊卑庭にあつまる、かるがゆゑに名を往生傳にあらはし、譽を子孫の家におよぼす、又祖父通信は、神の精氣をうけて、しかも其氏人となれり、參社のたびにはまのあたり神體を拜し、戰場の間にはかねて雌雄をしめし給き、これによりて、聖遁世修行の道に出給へりといへども、垂跡の本地をあふぎて、法施奉り給てかへりたりけるに、同二年正月廿四日、供僧長觀に夢想の告あり、大明神とおぼえさせ、束帶にて、御寶殿の正面の廣椽に西むきにたゝせ給て、おほせられけるは、いにしへは書寫の上人、此處にまうでゝ、說戒ありしによりて、鹿の贄をとゞめをはりぬ、今一遍上人參詣して、櫻會の日、大行道にたち大念佛を申、此所にして衆生を濟度せしめんとするなり、是に値遇合力せざらん輩は後悔あるべしと云々、又同廿七日地

故ハ明神一夜密通ノ義ヲ以テ云爾、郎大通智勝理顯然タリ、然ルヲ今諸人是ヲ名乘事、太以テ不可然也、十八ケ村ハ、皆連枝末葉ナレバ不苦歟、其モ無引付可有斟酌、況雖人共ノ付事ハ、總不謂可有制止也、抑此通淸外儀ハ親淸ノ子、眞實ハ明神ノ權化也、然御身近ク可被召遣人、先祖相尋テ可定、御臺給仕加用ノ人、能々可擇、他人不可令綺、先人大誡被置也、

〔河野系圖〕親淸三島四郎、(中略)伊豫權介、號河野冠者、雖爲賴義末子、實義家末子、祖父養子、成親經之婿君、號養子、續彼跡、自賴義賜具足白旗赤地錦直垂等、——通淸自此人三島大明神實子也、背骨高而三鱗擬實也、依母之祈、伊與權介、治承年中奉後白河法皇叡宣任國務、曰、河野新大夫、親經息女親淸妻男子無之、故參三島大明神、姙、密通之心仁天、通字從是始也、

〔豫章記〕京與鎌倉君臣間、虎口讒言出來、後鳥羽院、遂ニ隱岐國遷幸也、淺猿カリシ事共也、加樣世說共粗出來時分、通信三島ヘ參詣有、而天下安危家成立ヲ神ニ伺ヒ被申ケル、御神答ニ、天運可傾事ナラテ共、御政道相違ニ依テ、一旦御蒙塵可有、然共終ニハ天照大神ノ御苗裔、御裳濯河流非可斷、君王先西北ノ方ヘ遷ラセ可給、然關東運盡滅亡、天下又君ノ御掌握ニ可歸、汝ハ先關東ニ隨、四國ク探題職ニ可居、其後君御歸座ノ時忠勤セバ、必叡感ヲ蒙忠賞ニ可誇宜ケレバ、通信其謀略也、世ノ成毀ヲ見テ可取捨アラズ、仍探題モ不可入、偏ニ皇恩コソ可奉報トテ被歸ケルヲ、明神ハ時ノ變測ラザルハ勇者ニアラズト諫給ヘ共、用ヒ給ハズ立出給ヘバ、明神暫トテ直垂ノ袖ヲ控給ヘ共引切テ歸玉ヒヌ、其ヨリ明神御怒有テ、七代吾前ヘ不可詣ト御託宣有テ、後ハ御面談モ止リケルコソ口惜ケレ、然レドモ其後モ數代ノ武運威名彌高カリケルハ、尙以テ御加護ハ懈ラセ玉ハズ、神力ヲ被加故也、

〔伊豫國三島社緣起〕六十四代圓融院御宇永觀二年甲申三月廿一日、書寫聖空上人堪然大德相共、每日之生贄鹿一頭被申止、同和尙讀講四卷經給剋、自天稻種子雨下、取其種子令耕作、至當代無斷絕、每年二月九日號櫻會御神事、四月十一日祭、魚鳥懸給、玉澄和尙奉請、致精誠御祈禱在之、○又見三島神社文

〔豫章記〕與方（大井御館）其子好方（越智郡押領使）ト云、在國シケリ、是朱雀院ノ御宇也、天慶二年己亥、純友ト云逆臣、九州ヲ押領シテ宣旨ヲ背ケリ、仍テ退治スベキ由好方ニ被仰付、朝敵退治ハ先例ノ上、綸命有テ赤地ノ錦ノ鎧直垂ヲ賜間、罷向フ、被官奴田新藤次忠勝ヲ差遣シ、純友ガ頸ヲ介取、其比村上ト云者、新居大島ニ流謫セラレテ、年久住故、海上案內者、船上達者ナレバ、好方勅許ヲ申請テ同道、其外中國西國ノ武士ヲ引卒、彼此三百餘艘ニテ、九州地ニ押渡退治シ畢、忽ニ武勇威名ヲ揚ゲ、忝モ御感ノ綸言ヲ蒙ル、此時三島大明神御託宣ニ、吾奉守朝廷事無餘念云々、○中略 親孝子親經、（河野新大夫、又氏長者ト云也、）此比清和源氏正統伊與入道賴義、當國國司トシテ在國有、親經同志ニテ、國中四十九箇處ノ藥師堂、八箇所八幡宮建立セラル、每事知己ナリ、親經ニハ女子一人計ニテ相續者ナキ故、賴義ノ末子ヲ聟取家ヲ令續、賴義ノ子四人有、○中略 四男三島四郞親淸ト號、家ヲ繼、河野冠者伊與權介、ト名、故賴義ヨリ依契約、赤地錦ノ鎧直垂白旗等相傳ス、平治二年、後白河院宣ヲ承テ、任伊豫國國務職、又親淸ニモ長子無リケレバ、女中親經之女、氏神三島宮ヘ參籠有テ、家ノ事ヲ祈請セラル、其比迄ハ家督タル人社參ニハ、丑時諸社燈明悉消シテ參リ玉ヘバ、明神三階迄、御出有テ御對談有シ事也、如其女中參勤有テ、心中ノ趣、具ニ申給ヘバ、明神モ下ラセ玉フ、就中長子無テハ、誰ニ家ヲバ、可令續仰有ケレバ、明神御聲ニテ、親淸ハ異姓他人也、努々不可爲種姓有ケル、女中、然ラバ我身ヲバ、何トテ男子トハ成玉ハヌヤ、サトテハ子孫御絕可有哉ト申給ヘバ、明神モ道理ニ攻ラレテ、然バ今一七日伺候有ントテ、神ハ上ラセ給ケリ、御託宣ニ任セテ、又七箇日御社籠有ケル、第六日ニ當、夜半ノ程ニ、長十六丈餘ノ大蛇之身現、御枕本ニ寄給フ、本ヨリ大剛ナル女中ナレバ少モ不驚、其時ヨリ御懷妊有テ、男子一人出來給フ、其形常ノ人ニ勝テ、容顏微妙、御長八尺、御面兩脇、鱗如ナル物有、小踢テ脊溝無也、面前異相成ヲ耻テ、人ニ向事ヲ愼、常ニ手ヲ插頭給ヘバ、河野ノ物耻ト申傳タリ、烏帽子手形有事此謂也、河野新大夫ト云、後伊與權介通淸ト稱ス、是ヨリ通字ヲ名乘也、其

神託
神異

七月十七日　　通直華押

〔大鏡三太政大臣實頼〕あつとしの少將の男子佐理大貳、よのてかきの上手、任はてゝのぼられけるに、いよのくにのまへなるとまりにて、日いみじうあれ、うみのおもてあしくて、風おそろしうふきなどするを、すこしなほりていでんとし給へば、又おなじやうにのみなりぬ、かくのみしつゝ日ごろのすぐれば、いとあやしくおぼして、ものとひ給へば、神の御たゝりとのみいふに、さるべき事もなし、いかなる事にかとおそれ給ひける夢に見え給ひけるやう、いみじうけだかきさましたるをとこのおはして、此日のあれて日ごろへ給ふは、おのづからへ給ふ事なり、〇おのづから云々、一本作ニおのがしはべる事なり、それはよろづのやしろに額のかゝりたるに、おのがもとにしもなきがあしければ、かけんと思ふに、なべての手してかゝせんがいとわろく侍れば、われにかゝせたてまつらむとおもふにより、此をりならではいつかはとて、とゞめたてまつりたるなりとのたまふに、たれとか申さとひ申給へば、このうらのみしまに侍るおきななりとの給ふに、夢のうちにもいみじうかしこまり申とおぼすに、おどろき給ひては、またさらにもいはず、さていよへわたり給ふに、おほくの日あれつる日ともなく、うら〱となりて、そなたさまにおひかせふきて、とぶがごとくまうでつき給ひぬ、度々ゆあみ、いみじくけさいして、きよまはりて、日の裝束して、やがて神の御まへにてかき給ふ、やしろの官どもめしいでゝうたせて、よく法のごとくしてかへり給ふに、つゆおそるゝ事なくて、すゑのふねにいたるまで、たひらかにのぼり給ひにき、わがする事を、人間の人のほめあがむるだに、けうあることにてこそあれ、まして神の御心に、さまでほしくおぼしけんこそ、いかに御心おごりし給ふらむ、またおほかたこれにぞ、日本一の御手のおぼえは、このゝちぞとり給へりしか、〇又見ニ十訓抄、古今著聞集、

〇按ズルニ、吉野拾遺、塵塚物語等ニハ日本總鎭守三島大明神ト云フ額ヲ書ケル由見エタリ、

おなじ人の名を、たび〳〵かへたるにもやあらん、金葉には、國の一の宮とありて、髓腦袋草子には三島明神とかけり、此三島、伊與の國の一の宮なるべし、

〔八幡愚童訓下〕伊豫國住人河野六郎通有、異賊警固ノ爲ニ本國ヲ立シ時、十年中ニ蒙古不レ寄來者、異國ニ渡テ可二合戰一起請文十枚マデ書、氏神三島社ニオシテヲ灰ニ燒テ自飲ナドシテ、此八ケ年マデ相待處得二其時一、是身ノ幸ニ非ヤト勇テ、兵船二艘ヲ以テ押寄タリシ程、蒙古放矢、究竟ノ郎等四五人被二射臥一、所レ憑伯叔サヘ手負臥テ、我身石弓ニ左肩ヲツヨク被レ打、可レ挽レ弓及ナバ、片手ニ拔二大刀一モテ、帆柱ヲ倒テ、蒙古ノ船ニ指カケ、思切テゾ乘移、散々ニ切廻、多敵首共トリ、其中大將軍ト覺テ、玉冠キタリケル者ヲ生捕テ、前ニシメツケテ歸ケル、

〔集古文書六十六書牘〕河野通直書伊豫國越智郡三島社藏

青陽之嘉祥、萬々雖レ事舊候、猶以不レ可レ有二際限一候、依レ於二三島宮一御精誠之由承及候、一段於レ身大慶此事候、其御事、神慮一樣御義候之間、以二御志之趣一、安堵仕計候、彌御祈念外無他候、如何樣遂二面拜一、御禮可二申入一候、恐々謹言、

正月十七日　　通直花押

大祝殿

〔集古文書六十六書牘〕河野道直書伊豫國越智郡三島社藏

猶々海松可レ被レ懸二所々一候

御祈禱御目錄送給候、頂戴申候、府中邊、正岡紀伊守不慮外企共候間、如此動之儀申付候、境目御樣遣察存候江ば、從二此方一として、御注進之內、聊不レ可レ有二緩怠一之由堅申付候、就中御祈念儀、御精誠之儀賴入候外無他候、且者天道、且者神慮を奉レ憑より外は、別更賴かたなく候、返々彌御祈念所仰候、恐々謹言、

さねつながいよのかみにて侍りけるに、歌このむものにて、能因法しをぐして、いよにくだりて侍りけるに、そのとしの春、世の中ひでりして、いかにも雨ふらざりけり、その中にも伊豫の國は、ことのほかにやけて、國のうちに水たえて、のみなんどする水だにもなかりければ、水にうゑてしぬるもの丶其かずあまたありければ、さねつなうれへおもひわびて、能因法師に、神は歌にめでさせ給ふなり、みしまの明神に、歌よみてまゐらせて、雨いのれとせめければ、ことにきよまりて、色々のみてぐらにかきつけて、ふしをがみけるほどに、にはかにくもりふたがりて、大なる雨ふりて、たへがたきまでやます、

天川なはしろ水にせきくだせあまくだります神ならば神、その丶ち三日ばかりやますふりて、後には四五日ばかりに一度ふりて、國中おもふさまになりにける、世のするなれども、神はなほ歌をばすてさせ給はぬとぞさねつな申ける、〇又見十訓抄、古今著聞集、

〔袋草紙四〕

あまのがはなはしろ水にせきくだせあまくだります神ならば神　能因

是實國朝臣、爲伊豫守下向之時、數月不雨降、民歎思之時、守相語能因云、詠歌可祈請三島明神云々、于時所詠歌、仍大雨下テ、三日三夜不止云々、

〔大日本史二百二十一歌人〕橘永愷、左大臣諸兄十世孫、遠江守忠望子、爲兄肥後守元愷所子養、〇中略後剃髮改名能因、〇中略藤原範國赴任伊豫、永愷從焉、按範國、或作實國實綱、

〔隣女晤言二〕能因祈雨光廣卿止雨

能因法師、雨ごひの歌よまれし事、金葉集には、範國朝臣、伊豫守になりて下りし時とあり、俊頼髓腦には、實綱とあり、同じ人の手より出たる書に、か丶る相違あることいかなりけん、古今著聞は、髓腦にしたがへり、又清輔朝臣の袋草子には、實國朝臣の時とあり、何れかまことならん、

留、大御神達平介久安介久聞食天、彌國家安泰、身體快樂仁、武運長久乃神助乎加給止恐美恐美毛申壽、僻別仁申佐久、不信懈怠乃事在止毛、廣大無邊乃神慮乎以天、冥應乎加給天、彌家内安全、子孫繁榮、萬民歡喜志天、心中所願、一々成就、各々圓滿、如意感應志給倍止恐美恐美毛申壽、

〔三島宮御鎭座本緣〕百六代後奈良院御宇、天文十三甲辰年九月二十三日、從三位太宰大貳大內多多羅朝臣義隆卿、伊豫國守護職就被相兼、當社江社參被奉幣、依之大刀一腰神馬一疋被獻之、此時ヨリ三島內井ノ口邑小海磯構小城、島左衞門尉、多々良氏爲代官構之、島左衞門、社頭之儀、取外樣之權威、號島神主、任田舍五位、立三島六官之上專震威、從是先住此所、爲海賊方之魁首、爲毛利家、又河野家之被官、海上通路、伊豫國ヨリ三島宮江神馬抔上候節、承河野家下知運送之云々、

神寶

〔三島宮御鎭座本緣〕元祿四辛未年十一月二十二日、寶藏經藏二宇建立被仰付、寶物者、寶藏江相納、佛像經類、經藏江納、

〔伊豫古蹟志〕宮浦邑有家士、曰大山祇、〇中略倉廩所在干戈弓矢、戢藁今尙存者、天下無雙也、天逆鉾一柄、是卽上古之神物也、

祈禱

〔金葉和歌集十雜下〕範國朝臣にぐして、伊與國にまかりたりけるに、正月より三四月まで、いかにも雨のふらざりければ、なはしろもせで、よろづに祈りさわぎけれどかなはざりければ、守、能因歌よみて、一宮にまゐらせて、雨祈れと申ければ、まゐりていのり申ける歌、

能因法師

あまの川なはしろ水にせきくだせあまくだりますかみならば神

神威ありて、大雨ふりて、三日三夜やまずと家の集に見えたり、

〔俊頼口傳集上〕住吉明神の御製

三島宮御神馬闕所候由、先日承候間、月毛馬進上候、舟事、島左衛門大夫申付候、社頭ニ立候樣ニ可被仰渡候、次昨日合戰候て、敵廿人計討取令注進候、御方一人も無越度候、手おい少々候、偏ニ神慮と存候、彌々御祈念憑入候、委細口刀帶可申越候哉、恐々謹言、

二月一日　敎通花押

大祝殿

〔三島宮御鎭座本緣〕後土御門院御宇文明二庚寅年五月十三日、大森源左衛門源朝臣直治ヨリ、當社ヘ大大刀一腰、幷爲御供田三段被寄進、但每歲正月七日、六月五日、七月廿三日、右三箇度爲御供入用料被寄附者也、

此大大刀大森彥七大刀申傳、但大森直治、彥七ナルカ未之明、

〔大山積神社文書〕敬白

奉寄進三島大明神

奉幣一本　御劍一腰國吉　神馬一疋鬼毛

右新願旨趣、具載告文、仍寄進之狀如件、

天文十三年九月廿三日　從三位行太宰大貳侍從伊豫介臣多々良朝臣敬白

〔神祇提要四〕宣命、奉伊豫三島明神宣命兼右筆

維天文十三年九月廿三日己未、掛毛畏幾伊豫國越智郡三島大明神乃廣前仁恐美恐美毛申左久、當社波神代乃尊號大山積神止申奉留、不可不仰、不可不貴、爰從三位行太宰大貳兼侍從介多々良朝臣某〇大内義隆賊虜乎退治乃砌、諸軍卒神地仁徘徊志天、剩社頭仁闖入須、然止毛全久微臣加下知仁非須、自互賤人乃所犯奈利、神波正直乎爲本、故仁此旨趣乎神祇權大副卜部朝臣兼右乎以天、去年乃誠仰冥慮、誠仁感應之至歷然志仁天、凡願望成就須、依之奉爲報賽、幣帛乎捧介御大刀御馬乎奉

奉幣

除矣、不能復特爲餞、乃投祭薦之餘、以祀之、至今猶然、

〔河野系圖〕玉興

三島大明神、○中略豫州御下國、○中略玉興、龍駒逢飼布、其毛黑駮也、卽獻明神、至于今神厩乃神馬駮也、神殿御戸仁駮圖畫有之、○又見豫章記

〔三島宮御鎭座本緣〕三十九代天命開別天皇天智天皇御事元年壬戌七月、天皇從土佐國御幸伊豫於溫泉、其中略御幸于迫戸横殿宮、勅願長命富貴之鏡掛給云々、

〔三島宮御鎭座本緣附箋〕天智天皇御宇元壬戌年秋七月、天皇、齊明帝之喪終、從筑紫還行之時、拜當宮、因勅願懸御鏡一面、給在鏡裏銘長命富貴四字、

〔三島宮御鎭座本緣〕四十六代孝謙天皇御宇天平寶字二戊戌年、當國住人弓削氏令勅使、勅願之鏡一面掛給云々、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中略神寶支配事、南海道伊豫、大山津見、

〔三島宮御鎭座本緣〕花園院御宇正和元年壬子十二月十日、神馬七疋、從國護三島宮江被獻之、毛付被相添、但右之內二疋、三島御神馬、餝分代物被相添、以書附從爲春、大祝安經江被相渡之、

〔集古文書〕四十六寄附狀河野通治神馬奉納書伊豫國越智郡三島社藏

三島玉殿御戸開候由承及候、事實候者、目出瑞相存候、依御大刀一腰、馬一疋靑毛進上候、能々可有御祈念候、恐々謹言、

十二月六日　道治花押

大祝殿

〔集古文書〕四十六寄附狀河野敎通神馬奉納書伊豫國越智郡三島社藏

〔集古文書書牘六十六〕河野通直書伊豫國越智郡三島社藏

爲代益丸祈禱、三島宮江馬一疋黒進候、幷來年八月國祭取成可申候、以此旨可有御祈念候、委細高山平七可申候、恐々謹言、

閏八月廿三日　通直華押

大祝殿

〔三島宮御鎭座本緣〕當社八節之御神事左之通

一正月朔日ヨリ七日迄

一三月三日鎭魂之祭

一四月御戸開、自十五日始、二十六日穴場中ニテ終、此日限之内、十八日放生會有之、只今中絶、但天正之頃ヨリト云々、

一五月五日、中御橋御棧敷殿エ御幸、神輿三體、御玉遷之傳有リ、

一七月七日、御田植之規式有リ、天正年中ヨリ中絶ス、

一八月二十二日、御戸開、臺濱御棧敷殿エ御幸、是日守護所請待ス、依テ國祭ト云、

一九月九日、中御橋江御幸、如五月五日、

一十一月御戸開御神事、悉四月祭禮同前也、

右八節之御神事、悉大祝家深秘相傳之規模ニテ、一子相續傳之者也、〇中略

于時寶曆第四甲戌年閏二月　大祝越智宿禰安屋謹言

〔伊豫古蹟志〕宮浦邑有家土、曰大山祇、〇中略圭田十八萬石、其常祭大祀以下、薦饌凡八次、正月元日至于人日、豆實山海之獸魚日新之、三月三日、四月廿二日、五月五日、七月七日、八月廿二日、九月九日、十一月廿二日也、大元三年、釋湛然使盡禁獸魚、易以素物、自是以淨饌爲常矣、天正中、豐臣氏命、圭田皆

通昭（花押）

祭祀

六月廿三日

謹上　大祝殿

〔國花萬葉記伊豫十四〕大山祇社 一宮　越智郡ニ立　社領五十石

〔伊豫國三島社緣起〕圓融院御宇永觀二年甲申八月十一日、成院宣、神主職賜越智通澄、遂御祭禮、

〔後拾遺和歌集神祇二十〕式部大輔資業、伊與守に侍りける時、彼國の三島明神に、あづまあそびして奉りけるをよめる、　能因法師

うとはまにあまの羽ごろもむかしきてふりけん袖やけふのはふりこ

〔伊豫國三島社緣起〕後鳥羽院御宇、鎭西波片浦毛虎人亂入、爲一天之騷、然間河野四郎通信生年歲積十七歲、自主上被向鎭西、〇中略　通信詰狄、戰及二十ヶ度、〇中略　源忠權少輔義方卿賜國司、府中下著刻、憑通信申下中院綸旨、八葉御輿奉御幸、爾時神主忠民部少輔顯通云々、其後承久元弘之兵亂、國國神道之祭禮廢、天子兩輪諍數ヶ度、天下未治之間、前贈左大將太政大臣足利尊氏、退正平天授之凶徒、持明院之東宮給ト、主上後、及前伊與守通義、歷七代、更不奉當社十六王子之御幸、去明德三年壬申正月一日、當家右大將相國足利義滿、治退南方凶徒、安穩主上、因應永元甲戌前伊豫守舍弟河野六郎通之、紹越智上頭、上洛時、申下院宣、御輿三體、同二年八月廿五日、當神主越智民部大輔通重奉御幸、通信以來及八代云々、忝通重被正一位衣冠、馬上前後五位宮司捧幣帛、埒外社軍之兵共鎧甲冑巍巍、大宮上津下津三社御輿、莊本覺莊嚴之臺、三體和光之鏡、表寂光海會、日月雖在哉、堂下者立、堂上人居、數千氏子合掌、萬隻笠被並袖徘徊、隨喜銘肝、感嘆餘身、或追明王古風作山、或學賢人之喜齡道歌、奇門松嘆、依之上有慶則朝民屬、下重神則大運增、非此私名利、偏奉爲倍金輪聖王之威福、爲右大將相國義滿治世安樂矣、彙爲越智上頭通之征威壽福也、仍當神主民部大夫通重、從通信以來、到第七代通美絕處、第八通之治世、始當社明神十六王子之御幸奉、緣起狀如右、

繼證文等、限永代所奉寄進也、爲後々末代之狀如件、

康應元年十一月十五日　　沙彌覺道（書判）

〔集古文書（四十五寄附狀）〕宇佐美通重寄進狀（伊豫國越智郡三島社藏）

奉寄進三島御鉾領

合一段者（石田里卅一坪）

右志者、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、國土泰平、殊者壽命長遠、息災安穩、子孫繁昌、心中善願可成就、仍後代爲龜鏡、寄進狀如件、

長祿二年（戊寅）三月吉日　　宇佐美伊勢守通重（書判）

〔集古文書（二十九下知狀）〕河野通春下知狀（伊豫國越智郡三島社藏）

伊豫國三島御神領事、所々不可有御進退相違、殊吉岡庄地頭職内土居分并口作武松山被致成敗、但日御料造營、其外御神役等、至無沙汰懈怠者、可爲御越度之者也、仍爲後日之狀如件、

長祿三年三月八日　　伊豫守通春（書判）

謹上　大祝殿

〔三島宮御鎭座本緣〕後花園院御宇長祿三己卯年三月八日、伊豫守通春（ヨリ）、御神領引渡ノ證文一通有之、

百四代後土御門院御宇文明十七乙巳年、河野伊豫守通春（ヨリ）、御神領引渡書出一封、重見掃部在判、同人（ヨリ）添狀一通大祝（エ）賜、

〔集古文書（六十六書牘）〕重見通昭書（伊豫國越智郡三島社藏）

此間不申入候、緩怠之至候、依三島大明神（江）屋形より、道前池田郷之内、恒久名新祈進候、此内一町は通昭分にて祈進候、猶御神前、精誠御祈念奉憑候、委細尙長慶寺申候、恐惶謹言、

奉寄進三島大明神御鉾下地事

合壹段者（高橋鄕地頭高內石田里廿六坪）

右意趣者、爲天下泰平、國土豐饒、別者心中所願成就也、依爲後代龜鏡、寄進候狀如件、

建武二年十月廿三日　地頭藤原幸長（花押）

三島大祝殿

〔集古文書十五判物〕貞和四年判物（伊豫國越智郡三島社藏）

可早令引募三島宮封戶田一畑事

越智貞實所

右任先例、以支國名內立花鄉中、可引募之狀如件、

貞和四年十二月九日　總田所紀朝臣（書判）

〔集古文書四十三寄附狀〕文和二年寄進狀（伊豫國越智郡三島社藏）

奉寄進伊豫國三島大明神、（御神樂田）同國支國名內和介本郡內五段、幷志鄉內五段等田地事、

右爲天長地久、國土安穩、所願成就、所奉寄附之狀如件、

文和二年卯月十五日　源朝臣義尙（書判）

〔三島宮御鎭座本緣〕九十九代後光嚴院御宇文和二癸巳年四月十五日、從足利將軍（○義詮）神樂田御寄附、則御判物被成下一通、

〔集古文書四十三寄附狀〕康應元年寄進狀（伊豫國越智郡三島社藏）

奉寄進三島社御鉾大明神田畠地事

合叁段小者（在小千立花鄉內垣木里廿坪寄西）

右志之趣者、天下泰平、國土安穩、殊者爲現當二世、心中所願成就圓滿、彼下地三段小於相副、次第手

八十六代四條院御宇仁治三壬寅年、三島宮江自鎌倉殿、爲御油畠一町、越智郡鳥生郷ニテ御寄進、武藏守平泰時在判御下文、大祝安孝江下賜、

九十一代伏見院御宇正應六年癸巳六月十七日、吉岡庄内田地五段、三島宮爲土器免、大野右衛門尉永盛宛給之、從惟康將軍御下文御判物有之、

〔集古文書二十六下知狀〕建長五年下知狀所藏不詳

伊豫國貞光名田三町五段、爲江左衛門尉長忠、被押領由事、令相觸之處、河野左衛門大夫請文副長忠書狀如此、止當時歸國、可被遂對決候由載陳狀候、早可被遂其節之狀如件、

建長五年三月廿八日　　左近將監書判

祝太郎殿

〔集古文書二十五召符〕六波羅召符伊豫國越智郡三島社藏

伊豫國三島大祝安俊代安衛申、鴨部庄住人祐賢、濫妨日御料田等由事、重申狀如此、來月廿日以前、可催上狀如件、

正安二年三月十八日　　右近將監書判

前上野介書判

地頭代

〔三島宮御鎭座本縁〕九十五代後醍醐天皇御宇元應二年庚申、從鎌倉殿延松名地頭職、爲加增下賜、相模守平高時在判有之、

正中三年丙寅三月十六日、從鎌倉殿、當社齋免田一町、但和氣本領内於三戸津田里御寄附、則越智幸長殿ヨリ引渡在判、

〔集古文書四十二寄附狀〕綿貫幸長寄進狀伊豫國越智郡三島社藏

神領

のふらざりければ、○中略守、能因歌よみて、一宮にまゐらせて、雨祈れと申ければ、まゐりていのり申ける、○歌略

〔山槐記〕治承四年四月廿九日辛亥、上卿參二神祇官一、○中略上卿著二東舍一、召二使王一、賜二宣命一、申知至發、次攝政退出、滿二幣間內侍參入一、（大辨云、辨藏人佐云、伊豫一宮可尊、）行事辨右少辨兼忠、殿閤、（○前權中納言雅賴）相副奔營云々、

〔大日本國一宮記〕大山祇神社　伊豫越智郡

〔類聚既驗抄〕諸國一宮事（國々擁護靈神也、日本者神國□□）

三島大明神（伊豫國一）

〔續日本紀（稱德二十七）〕天平神護二年四月甲辰、伊豫國、○中略越智郡大山積神、○中略充二神戶五烟一、

〔新抄格勅符抄（神封）〕大山積神五戶伊豫（天平神護二年五月三日符）

〔三島宮御鎭座本緣〕建久三年壬子三月六日、改二領家一任二于權小僧都鄕慶一、公領所大宮大進左衛門尉惟賴下向、　八年丁巳四月四日、北條四郞義時舍弟修理大輔時房、三島令二地頭始補任一、代官藤七郞盛友相伴下著、鎌倉殿當國地頭被居始也、上下三十九人下著云々、

八十三代土御門院御宇正治二庚申年、改二地頭一補二任于左衛門尉進士信平一、代官正態有慶下向云々、

元久元年甲子八月、從二鎌倉殿一、伊豫國中日御供料トシテ田地三十六町御寄進、同二年七月十四日、右三十六町地沙汰人之儀、神官之內、菅原貞綱與二越智盛經一相爭附、地頭左衛門尉平朝臣信平ヨリ、貞綱事、國神主代タル上、六官依レ爲二古老一、任二舊老例一、貞綱可レ致二沙汰一之旨、以二下文一下知有レ之、　二年閏七月、從二鎌倉一、伊豫半國守護職、河野通信下賜、依レ之伊豫國中御家人內三十二人通信被二相加一、向後守護所沙汰止、通信下知可二相守一旨、蒙レ被二仰出一、大祝安時三十二人中ヨリ被二撰出一、格別從二鎌倉殿一賜二吉岡庄一、三島宮可レ致二守護一旨被二仰出一候、從レ是三島大祝政所相立云々、

八十四代順德院御宇建曆二壬申年正月、改二領家一、平大夫來守知行之、

右三人ヲ重タル奉行トシテ修造右三人トモ名乘不相分

康曆元己未十一月三日、從將軍義滿公大祝安世ヘ、此度新造遷宮等規式嚴重取成、萬端無滯致勤仕ニ付爲加增、伊豫國櫻井鄕富田之庄下賜御判物有之、

〔大山積神社文書〕

明應七戊午曆正月二十日

奉造替奏社一宇　願主河野刑部大輔越智敎通

爲寶祚無窮、天下泰平、國家豐饒、武運長久也、

明應六年冬十月朔日木作始、同七年春正月十日落成、同月二十日寅刻遷宮執行、

祭主大祝越智安雄有疾、不能社務、仍而男權祝兵庫介越智宿禰安用、敬奉遷座者也、

〔伊豫古蹟志〕宮浦邑有冢土、曰大山祇、○中略廟經營、朱甍金棟、輪囷極美矣、殆甲于海西、歷代敬仰、誠不忽諸、

神階

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年四月甲辰、伊豫國越智郡大山積神、授從四位下、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年閏十月十六日壬戌、進伊豫國從四位上大山積神階、加從三位、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年閏三月七日壬子、進伊豫國從三位大山積神階、加正三位、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年八月廿八日戊申、授伊豫國正三位大山積神從二位、

〔三代實錄二十七清和〕貞觀十七年三月廿九日壬子晦、授伊豫國從二位大山積神正二位、

社格

〔延喜式十神名〕伊豫國越智郡大山積神社名神大

〔續日本後紀六仁明〕承和四年八月戊戌、伊豫國從四位下大山積神○中略預名神、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座○中略　大山積神社一座伊豫國中略已上

〔金葉和歌集十雜〕範國朝臣にぐして、伊豫國にまかりたりけるに、正月より三四月まで、いかにも雨

應長二年三月日　　　　三島大祝三位越知花押

總大判官代散位紀朝臣花押

目代花押

〔豫章記〕後醍醐院元亨三年癸亥、三島宮回祿、于時氏長者通孫、大祝今治孝經ト云々、

〔伊豫國三島社緣起〕持明院御宇元亨二年壬戌正月十九日夜、從村火災起、大小社壇七十一社、三廊一切經藏神宮寺以下、堂塔僧坊社人屋舍等五百餘、一時令燒失畢、

〔三島宮御鎭座本緣〕後醍醐院元亨二年壬戌正月十九日夜、兵火ニテ大小壇、并寶藏經藏御藏諸役所二王門悉燒失、○中略、供僧燒失以後、早速國中諸壇中打廻、堂塔建立相進候、故本社御建立ニヨリ、已前、堂塔神供寺二王門鐘樓僧坊抔云新所迄、悉成就云々、

百代後圓融院御宇應安八年乙卯三月十一日、○一三〇一錄、細川賴有ニヨリ、建替之立願書一通有之、

〔集古文書四十七〕細川賴有願書 所藏不詳 願文

謹請　立願事

右當社者、爲德化無雙神明、護理世安樂聖運、夫以三島雲收、應現月高懸、兩部山深、利物水久澄、內證深奧、外用亦新、是以抽丹誠、致精祈、所願速疾令成就給者、早造替當社、彌可奉崇敬神德者、且爲天下安全、且爲家門繁榮、謹立願如件、

應安八年乙卯三月十三日　　　　從五位上行右馬頭源朝臣賴有書判

〔三島宮御鎭座本緣〕百代後圓融院御宇、去元亨年中燃失以後、漸假殿ニテ鎭祭有之所、永和年中、大祝安世、去正應年中、鎌倉殿依下知、國中以造營米建立被仰付候先例申立、相願候得者、將軍義滿公有御許容、則河野一家始、伊豫國中小臣至迄、御手傳可申旨御建立社也云々、

普請總奉行村上出雲守　　社方奉行越智神大夫　　同修理奉行菅宮之大夫

廿七日辛卯　時寅二點　若戊

右權中納言源朝臣師重宣、奉勅宜任日時、令勤行者、社宜承知依宜行之、

正安四年二月廿八日　　大史小槻宿禰（在判）

權右中辨藤原朝臣（在判）

〔三島宮御鎭座本緣〕九十四代花園院御宇應長二年、（○正和元年）當社御造營米不納ニ付、重從鎌倉殿依下知、大祝安俊、總判官代紀朝臣目代左衞門尉源、右三人在判ニテ、書附之通廳被支配、各不致怠慢可奉供之旨、國中相觸之、

〔大山積神社文書〕

島山郷七石六斗五合　新居延吉并正枝十石二斗八升三合　井出郷十二石八斗七升一合　周敷北條二十二石八升　吉田郷九石四斗五升一合七勺　田乃郷九石四斗八升五合（加別名井新名定）　池田郷十三石七斗一升五合　古田郷二十一万九斗六升六合　桑村本郡二十一石六斗六合（加恒文五十九反三百分）　櫻井郷九石二斗七升一合七勺（加新名定）　拜志郷十一石五斗一升四合九勺　朝倉郷十一石六斗五合　高市郷十七石三斗三升五合（加有恒二丁中井新名定）　新屋郷五石二斗五升八合四勺　越智本郡十九石九斗五升一合七勺　越智立花郷十二石六斗五升八合四勺（加有恒四反大定、加赤町島押領五反半定、）　日吉郷十三石八斗五升六合七勺　英多郷十三石四斗八升六合七勺（加有恒五反小定）　宅万郷九石九斗六升一合七勺　高橋郷四石一斗六合六勺　同別名六石三斗五升六合七勺　大井郷八石一斗八升三合四勺　那賀郷十七石一斗三升六合四勺（加奴和島井新名定）　風早本郡二十八石四斗六升八勺（加新名定）　河乃郷六石三斗六升一合七勺

右件御造營之段米、如院宣國宣、關東御敎書、并六波羅殿御施行者、爲一國平均役云庄保云別納、廳分被支配、不致各怠緩、慥可奉備之狀如件、

一鎮守、依成宜旨、普天爲太平、則伊與三位忠隆卿被下國司、同二寺、丙辰七十一社悉造進畢、總大寶三年、癸卯中略○六十六國一社宛、日本第一奉崇、

〔三島神社文書〕一崇德院御時、保延二年丙辰六月十九日、大宮御造營、此時國司、大膳大夫兼大介藤原忠隆、領家白河判官源親康預所小山二郎大夫源親實、大祝ハ越智安平、權神主越智經平、修理行事苅田貞、供僧院主檢挍兼對勝蜜、

〔三島神社文書〕一近衞院御時、康治元年壬戌八月廿八日、下津宮上棟、

久安三年丁卯上津宮御造營、

〔三島宮御鎮座本緣〕八十四代順德院御宇建保五年三月二十三日、午時火災出來、社屋燒失、總數二十二ヶ所、

八十五代後堀川院御宇貞應元壬午年正月朔日、三島宮邊ヨリ火災出起、社內寶殿以下貴館幷地頭政所同大祝政所井ノ口神大夫穴符宿迄、總數四拾餘所燒失、達子細京都、先假殿取成之云々、

九十代後宇多院御宇弘安三庚辰年、去建保貞應之頃、燒失有リシ寶殿諸末社、假ニテ相兼候分、國中以造營米可致建立旨、從鎌倉殿蒙仰、安俊承之、

九十一代伏見院御宇正應元戊子年四月、去建保貞應頃、燒失以後、假殿ニテ有之候寶殿末社等、國中以造營米、悉造立相調、

右從鎌倉殿依命、大祝安俊承之也、

〔大山積神社文書〕右辨官下伊豫國三島社

應任日時奉渡當社十六王子御體於新造正殿事

四月十六日庚辰　時寅二點　若戊

〔三島宮御鎭座本緣〕寶龜十年八月十七日、當三島西南海邊二小島出現、諸人不思議思ナシ、當社群集爲事夥、是偏大山積皇大神御神德靈崇敬云々、

〔愛媛面影越智郡二〕按、三島といふ名によりてか、る附會の事出たるなるべし、三島風土記に御島とありて、明神の坐島なれば稱ていへる名なり、三の義にはあらず、

因云、古昔山などの一夜に出現したる如くいへるは、雲霧の晴のきて、世人の眼に始てか、りたる事にて、誠は出現にあらず、そは本朝通鑑に、孝靈天皇五年、近江國地坼湖水濱、而富士山出といへり、然れども萬葉集赤人歌に、天地のわかれし時ゆ、神さびて高くたふとき、駿河なる、富士の高根を、とありて、富士は、元來天地開闢の始よりありて、此御世に出たるものにはあらざるがごとし、

〔河野系圖〕守興――――玉興散位號二伊大夫一亦稱二伊豫大領一

和銅年中仁、三島大明神、相二共役行者一、自二豆州一有二御上洛一、而後靈龜年中、攝津國淀川乃岸仁御臨幸之時、依レ有二因緣一、明神、玉興之乘船仁乘移御須、仍此所遠號二三島江一是也、社壇御須、御本地相同、豫州御下國乃路次、於二備中國海上一、明神御弓乃波須遠以天、潮乃中興利清水遠湧出目世志給布、自爾以來、此海遠號二水島乃戸一、至二于末代一彼水常仁涌現須土云々、正一位大山積大明神土額仁銘之、本地大通智勝佛、

〔三島宮御鎭座本緣〕四十四代元正天皇靈龜二丙辰年、本社御神殿、幷大己貴神社、事代主神社、大市姬神社、荒神社、以上五社造營闕、右從二大寶元年一靈龜二年迄、首尾十六年成就、〇中略養老三年己未四月二十二日、遷宮儀取成、安元勤二行之一云々、

〔伊豫國三島社緣起〕七十五代崇德天皇御宇保延元乙卯天下假爲二變鬪一、人民不レ見二日月光一及二三箇日一、於二虛空一御鏑鳴、軍無レ隙、其響如二雷電一、有二空聲一、我是三國佛神親方三島大明神名乘給、爰帝王奉レ崇二日本第

御社造立給、横殿宮申、則今此舊跡存、

〔豫章記〕人王四十二代文武天皇ノ御宇三年己亥、此時年號無之役優婆塞、葛城山ニ久米岩橋懸トテ、諸神呪寄、一夜中ニ可渡約束有ケルニ不得渡、夜明ケレバ行者怒ケル事有、〇中略諸神腹立シテ行者ヲ讒奏被申ケレバ、御逆鱗有テ、行者ヲ流刑ニ被處、玉興、行者御過無由陳申ケレバ、同罪ニ被行ケル、去程玉興行者同道ニテ、攝州ヘ下給テ、難波邊ニ流浪シ玉フ、〇中略サテ行者ハ何方ヘ行玉フベキヤト問玉ヘバ、伊與國ニ見シ島有、彼ヘ便船ヲ可尋ト宣也、伊與見島ハ加茂領也、行者加茂ノ再誕也、其儀カト覺ユ、〇中略行者下向之時、見シ島ト有シ故ニ見島ト云、神書、東駒踊屆程、西櫓械及程、加茂御領ニアラズト云事ナシト見エタリ、其儀ニヤ、此島本ハ加茂御領也、今モ十六王子ノ御社上一段有、社ハ葛城ト申、此儀分明ナリ、行者是ヨリ伊豆國ニ渡リ給、〇中略大寶二年壬寅、御歸洛有シニ、同時玉興モ參洛シ玉ヘバ、此時奇瑞有テ、三島大明神造宮有、抑三島大明神御天下、崇峻天皇御宇端正三年庚戌當國迫戸浦天降玉フ、故此浦ニ社壇有、今號横殿、其時迄ハ見島也、大寶二年壬寅、文武天皇御尋ニ付テ、當社ノ深秘ヲ奏達有間、勅號ヲ被成、正一位大山積大明神ト額ニ被銘之、〇中略玉興老後、雲上立栖傾トテ御暇申、歸國有テ彼島住、〇中略御座所ヘ御香信御消息ナドモ有ケレバ、御島ト申ツケタリ、其時ハ御島ト書テ、ミシマト云也、

〔伊豫國三島社緣起〕四十二代文武天皇位大寶三年癸卯初宮作在之、大山積明神申也、在口傳

〔豫章記〕靈龜二年丙辰、以勅裁造宮有、大祝安元奉之造進セシニ、不日ニ事成テ、遷宮ノ砌ニ、蓬萊方丈瀛州三島出現、天仙來臨有シヨリ、三島ト被改定、其比明神御告有テ、姓ノ字ニ日文字ヲ加ヨト有ヨリ越智成、大通智勝佛ノ義ニ叶者歟、蓬萊方丈瀛州出現ノ次第、淡路廢帝天皇〇淳仁ノ御宇、上聞ニ達シ、別御崇敬有ケル、稱德天皇ノ御宇迄ハ無造宮義、只瑞籬計曳結置ケル、此時寶殿社壇等ヲ被造進、仍叢祠露瑩、松烟風仰ト云フ、卽三島大明神被稱、

社壇
社殿

旨、別而神代卷以造化致人體給通、本社雷神高龗、加以三社、本社可崇之宜旨有之、

〔日本書紀神代一〕一書曰、伊弉諾尊與伊弉冉尊、○中略生萬物焉、至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉冉尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之妹者乎、○中略遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智為三段、此各化成神也、○中略劍頭垂血、激越為神、號曰闇龗、次闇山祇、次闇罔象、

一書曰、伊弉諾尊拔劍、斬軻遇突智為三段、其一段是為雷神、一段是為大山祇神、一段是為高龗、

〔伊豫國二十四社記〕大山祇神社

為起曰、後世加雷神高龗二神、為三座也、依之有三島之社號、尤秘訣也、雷神號上津社、高龗號下津社、大山積命號中津社、

鎮座次第、中大山積神、左闇山積神、右高龗也、是社司烏井氏之傳也、

〔伊豫國三島社緣起〕應永二年八月廿五日、當神主越智民部大輔通重奉御幸、○中略擬々大宮、上津、下津三社御輿、○下略

〔豫章記〕抑三島大明神御天下リ、崇峻天皇御宇端正三年庚戌、當國迫戸浦(○伊豫國越智郡大三島)天降玉フ、故此浦ニ社壇有、今號橫殿、

〔三島宮御鎮座本緣〕三十三代泊瀬部天皇御宇(崇峻御事)己酉二年、依神託大山積皇大神從播磨國伊豫國小千郡鼻繰迫戸島遷之、小千益躬崇祭之、但木枝鏡掛令祭之云々、

四十二代文武天皇御宇大寶元辛丑年、小千玉澄奉勅命、橫殿宮同島乾方、遷邊磯之濱、(○今宮浦ニ)

〔伊豫古蹟志〕宮浦邑有冢十六、曰大山祇、○中略建祠於迫戸、後大寶二年移祭於此、以為大祖廟、

〔愛媛面影(越智郡二)〕大山積神社　御社ハ三島宮浦に立せり、俗に三島明神と云、當國一宮是也、

〔伊豫國三島社緣起〕卅四代推古天皇位、同二曆(庚戌)三島迫戸浦雨降、此砌號橫殿、于今社壇在之、

〔三島宮御鎮座本緣〕三十四代豐御食炊屋姬天皇(推古御事)端政二甲寅年、依勅初而三島迫戸濱大山積

和銅年中仁、三島大明神、相共役行者、自豆州有御上洛、而後靈龜年中、〇中略豫州御下國、〇中略正一位大山積大明神土額仁銘之、本地大通智勝佛、〇中略十六王子內第一皇、伊豆三島御事於、當浦戸御崩土申也、本地藥師佛、御垂跡乃始、明神御約諾云、汝國仁住世波、我毛是住世武、我世仁有波、汝毛是仁住土世與云云、

〔伊豫國三島社緣起〕十六王子因起感通分、稱原其因起、覆講法華之敎主、大通智勝佛之十六王子、遙觀實成妙覺、口然之法體三世道同之大士云々、雖然濟度利生之大悲厚我國、神明和光之結緣種東土、爰以二八王子、出入重玄門之臺、交娑婆苦海之塵矣、夫日本秋津島大中津洲垂跡、當初天神七代稱、第六面足尊云々、〇中略與州迫戸浦寄來浪上、老翁出誦法華經、光明中在十六王子、時人誤就聲聞、化城喩品十六王子之名也、謂東方阿閦在、第一王子須彌頂第二王子師子音相、虛空住、常滅帝相、梵相、阿彌陀、度一切、栴檀香、須彌相、雲自在、雲自在王、世間怖畏、釋迦牟尼佛、此號呼爲十六王子、被玉冠云、至後五百歲守佛法王法云々、見人爲奇異思、

〔豪邦神道百首和歌〕人王七代孝靈天皇の王子の末伊豫河野也、本地大通智勝佛也、依て河野一族通字をなのる也、これ侍の始也、いはいなどにも河野のさぶらひとかけり、伊豫の三島大明神は孝靈天皇也、河野十八流也、是を十八村〇今稱盛村といふ、

〔臥雲日件錄〕文明二年二月十四日、董一因話伊豫川野之事、曰、三島明神權現裔也、伊豆三島、自伊與勸請云々、又此神大通智勝佛之垂迹、而川野代々皆十六王子所化也、

〔伊豫國二十四社記〕大山積神社

爲起曰、〇中略當社者面足尊之一神也、是不知道人、奚以知合能覩乎、十六皇子者浮屠附託也、

〔三島宮御鎭座本緣〕七十五代崇德院御宇保延元乙卯年、天下卒如暗夜、雲爲霧雖、人民不見日月光及三日、〇中略此時大山積神託宣、〇中略此事達叡聞、藤原忠隆爲勅使、當社本宮始末社迄、悉造營之宜

國島下郡三島社、伊豫州越智郡大山積神社、此三所共一神也、

〔和漢三才圖會 七十九伊豫〕大山祇社 在越智郡

祭神一座　大山祇神 類曰、日本總鎭守大山祇大明神　仁明〇仁明恐仁德誤天皇朝祭之

〔北山隨筆 一〕三島明神

孝靈帝一の御子大宅姓、三島明神これなり、是を山積の神社と稱す、二の御子三宅姓兒島氏祖、三の御子河野氏の祖、按ずるに、伊豫の島の神は、大山祇命にて、韓より降臨すと釋日本紀にあり、然に孝靈一の御子とは三島の別宮か、

〇按ズルニ、大山積神社ノ祭神ハ大山積神ナルコト、右ニ載スル所ノ諸書ニ據リテ明ナリ、此他面足惶根ノ二神、雷、高龗、闇山祇等ノ諸神ト爲スノ說アレドモ疑ハシキニ似タリ、

〔伊豫國三島社緣起〕天神第六代面足尊惶根尊末孫、代々異國敵誅伐目錄、

端政二〇二恐三誤曆庚戌自天雨降給、八代孝元天皇位、此御代、〇中略從異國責日本、代々面足尊依末孫、御合力給也、伊勢天照大神宮御祖父也、

〇按ズルニ、面足尊ノ末孫トハ、越智河野等ノ氏族ヲ指セルモノニシテ、此等ノ氏族ハ、昔ヨリ三島明神ヲ氏神ト稱シテ崇敬セリ、

〔豫章記〕三島大明神、天神第六代面足惶根尊也、天照大神宮御祖父也、

〔三島宮御鎭座本緣〕傳曰、玉澄安元問曰、大山積命、伊弉諾尊生給神ナルニ、何故面足惶根命ヲ祭給ゾ、玉澄曰、吾是玉興ニ聞、天地開闢初、國常立尊ヨリ大苫邊尊迄五代御神、面足惶根命、此二柱ニヲ致給道也、亦伊弉諾伊弉冉尊二柱ハ、天ヨリ天瓊矛授給、天降給御名、天下仕給フニヨリ、天神七代面足惶根命ニ縮、

〔河野系圖〕守興――玉興 散位號伊大夫 亦稱伊豫大領

國に移したることを訛り傳たるならむと思はるればなり、一名を和多志大神と申すも、他所に度し奉れるに由ての御名なるべし、他所へ移したるを和多須と云る例は、五十猛神の御妹、大屋津比賣命、抓津比賣命を木國に渡し奉るとある是なり、

〔大日本史神祇二十〕按、大山積神、入蕃地之事、古史莫所考、或疑素戔嗚尊到新羅、大己貴少彥名二神往常世國之類乎、

〔三島宮御鎭座本縁〕十七代大鷦鷯天皇仁德御宇、依詔大山積皇大神、從安藝國霧島遷奉伊豫鼻繰迫戶、云云、

〔諸神記〕三島社伊豆國、攝津國、伊豫國、越後國、駿河國、〇中略

延喜式云、〇中略伊豫國越智郡大山積神社、〇中略

三島賀茂社者、來從百濟國、垂跡攝津國號三島、國造蓋以此義也、加以神功皇后定伊豆國造、仁德天皇顯伊豫、基跡大山祇神也、

〔廿二社本緣〕賀茂事

賀茂社、賀茂和山城之賀茂、葛木乃賀茂登天坐寸、各別之神也、葛木乃賀茂波鳴登書計里、都波八重事代主乃神登云、賀茂家乃陰陽道乃祖神都天奉齋也、此地神ニテ坐寸、伊豆國賀茂郡仁坐寸留三島乃神、伊豫國仁坐寸留三島乃神、同體仁天坐寸登云惠利、天神都和申毛世登何乃神登云事所見不詳、〇又見二十一社記

〔神祇提要六神社 神名〕伊豫國越智郡大山積神社名神大

大山積命也、三島大明神同體、

〔本朝神社考中三〕三島世傳聖武天平五年、三島明神現、

神代卷伊弉諾尊拔劍、斬軻遇突智、爲三段、其一段是爲大山祇神、抄曰、伊豆國賀茂郡三島神社、攝津

古事類苑

神祇部九十五

大山祇神社

大山祇神社ハ伊豫國越智郡三島宮浦ニ在リ、故ニ又稱シテ三島大明神トモ云フ、大山積神ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名 十〕伊豫國越智郡大山積(オホヤマツミノ)神社

〔延喜式神名帳頭註〕伊與越智郡 大山祇 俗稱三島大明神、○又見釋日本紀

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

伊豫國 三島社 尹運法師梓一万才進

右大略注進如件

永萬元年六月日

祭神

〔釋日本紀 五 述義〕伊豫國風土記曰、宇知郡御島坐神御名大山積神、一名和多志大神也、是神者所顯難波高津宮御宇天皇御世、○仁德 此神自百濟國度來坐、而津國御島坐云々、謂御島者、津國御島名也、○又見延喜式神名帳頭註

〔古史傳 五〕此神○大山積神の百濟國より度來坐せりと云說は、いぶかしき傳へなれど、高津宮御世と云說は、由ある傳なるべし、さるはこの神、今も大三島と云島に鎭坐す由にて、其三島と云地名は、津國の三島より移せる名なるべければ、高津宮御世まで、津國三島に坐るを、故ありて當

〔金毘羅大權現深秘神靈考〕寶曆年中、金紋之箱、紫菊御紋附之幕御簾、御紋附の挑灯等、從禁裏御所御免被仰付、

明和二酉年十月、神事中御祈禱の卷數獻上、以來依願獻上、其後正五九月卷數獻上之、

天保元寅年、御室御所より筋塀御寄附、

〔北禪文草〕四西海紀行

天明元年辛丑、予有津島之役、四月十三日天晴、巳牌迓使侍醫來會、遂出寺、〇中略二十八日、早發牛窓、巳下繋舟縄島、〇中略此行欲詣金比羅、今夕計應到丸龜、俄而風慢舟澁、遂宿日比、二十九日小盡昧爽發船、東風迅快乘勢當取數百里、舟師請進止、僉謂若詣金比羅橫截不便、然移一日間、帆便亦不可度、不如直過、於是罷詣、繋錢木片、投水以獻、蓋金毘羅靈驗海内莫不欽畏、凡所欲進獻皆爾、終莫不達、

神職社僧　雜載

のはなれ來にけると諸方にふれしかば、その主やがて來て、家に引かへりしに、ふたゝび風逸して此山に來る、主もいまは恐れて此神に奉りつ、いま社頭につなぎてあり、毛色は靑にて、長は八寸、たてがみ長くたれて、まことに野がひのまゝなり、こゝにひとつのふしぎあり、その馬の背に斑毛を生じて、おのづから金の字の畫をなせり、年々に少しづゝ出來て、金の字の下の一畫いまだ全からず、もし金毘羅の文字にもなり侍らんかし、これうきたる事にあらず、わが友讃岐の大守のみたちにつかふる大高仁助、まのあたりみしとて予に語りぬ、

〔鹽尻七〕讃州毘比羅神像幷靈驗ノ事　讃州象頭山ハ、毘比羅神を祀る、〇中略靈驗有る事響の如し、國人はさらなり、四國九州是を敬せずといふことなし、闇夜船中海路にまよふ時は、此神を念じて其著岸を祈れば、必一團の火現ず、此方へ乘り行ば難船有る事なし、又火消るを待て、碇をおろし舟をかけ侍るとかや、暴風に船を發せんとする時は、帆柱を獻ずべきよし願すとかや、

〔三代物語下〕金毘羅、舊有祠官、及金光院、論曲直、不從邦命、訴之台朝、不克伏其罪矣、寛文十年十一月十一日、誅其族十一人、至今居民兒歌之、

〔和漢三才圖會七十九讃岐〕金毘羅權現　相傳當山天狗名金毘羅坊、祈之靈驗多、所祟亦甚嚴、〇中略參詣人禁忌穢、而有異于他、　蟹五十日　川魚及蒜三十五日　海糠三十日

〔續百一錄四〕正月三〇延享年

一金毘羅　初尾烏丸家より出ル、金五百疋、

五月十日

一金比良へ金五百疋、遐壽丸樣〇日野より、金光院、七月朔日ニ來ル、延享二、

九月十日

一金比羅樣へ御初尾金五百疋、自證院樣より出ル、

ごとく、虚ひとつだになし、かの折敷箸は伊豫の國某所といふ所の谷あひにすて、ありといふ、

参詣

〔北禪文草 四〕東歸紀行

天明三年癸卯、以耐之職既滿、養源和尙至自京、與余相代、越二十日卜吉上船、〇中略二十三日、〇六月行百里而到讃之多度津、爲舟人欲詣金毘羅故也、二十四日、金毘羅所在爲象頭山、四十里而遠、余則不能行、遣擧船咸往、惟詰與長秀居守、丑而往、未而歸、歸談其壯麗云、尋船將東、風惡不能、〇中略夕而風不收、此非可泊處、因揚帆西退二十里許、宿于山之交矣、昨所辛苦進艤、片時而倒退、俗稱西舟之詣象頭與不詣、比到浪華、必不相後、此誘信者辭爾、夫風豈爲一船而吹者耶、神之所祐豈私一船者耶、是故君子欲損己而利人、小人欲利己而損人、中者欲利己而不損於人、人各醋私而怙神之效我、不亦惑乎、

神異

〔本朝諸社靈驗記 四〕金毘羅山へ自檣上る事

或國の船、難風に逢て、一心に金毘羅大權現を祈て曰、此度命をたすけ給はゞ、則時に參詣し殊檣を奉るべしと、忽に難風を免れ讃岐國に著、船人議て曰、此檣代壹貫目せしなり、神へ捧げても何にかし給はん、壹貫目の初穗銀を包て參らんにはしかじと、則壹貫目包參り、別當に斯といひければ、別當神前に詣で見るに、大なる檣横たはれり、故に船人を呼て見せければ、遙遠き港に置ける近き港がありさぞ三里我船の檣なりと、驚き下向してみれば、其帆柱なかりしとなん、是先約をたがへしをにくみ給ふ成らん、

〔一話一言 二〕金毘羅祭

安永の末年、伊豫國の農人何がし、よき馬をもてり、その馬、子を産んとていたくなやみ煩ければ、その妻此神に祈りて、若し此馬恙なく子をうまば、その子を神馬に引てさゝげんと誓ひしに、果してその願のごとし、その家怠りて、その子を神にもさゝげず、あまつさへ人にうりあたへんとしけるに、その馬おのれと伊豫の山ごえに象頭山にのぼりて社頭にあり、社僧驚き、いづくの馬

此花桶ハ瓶之由、

愚思ラク、花桶ニハ非ズ、曰可ㇾ成、左ナキ時ハ上頭人ノ杵ヨリ處無シ、花籠ハイカキノ類可ㇾ成、御神事中ニ遣諸道具、上覽ニ備ル儀可ㇾ成、下ノ文ニテ可ㇾ考、

錐四本　菜刀四枚　上鋪四枚　味噌越シ四　杓子四本　草履四足但鼻緒ナシ　染布一端上頭人ヨリ　白布一端下頭人ヨリ　右各榊之枝ニ掛ケ、山百姓共是ヲ以テ供奉ス、〇中略

十一日ノ晩、別當代僧幷大夫頭屋ヘ來リ、大夫指圖ニテ、小豆之握飯七拾五膳出來ス、略ニテ框十五六枚ニ入ル事モ有リ、則大夫神樂致シ、代僧建幣ヲ下シ火上ス、右神事濟ミ、精進屋ニテ魚ヲ燒キ、代僧箸ニテムシリ挾ミテ頭人ニ與ヘ、精進ヲ落ス、又早速火ヲ改メ、三日參之神齋ニ入ル、

但若シ來年之頭人不ㇾ究時ハ、神前之祝詞不ㇾ濟云儀ニテ、當年之頭人不ㇾ下ㇾ山ト云古例也、

同十四日、當年ノ兩頭人、來年ノ兩頭人、一同ニ參詣ス、是來年ノ頭人何某ヘ讓リ申ストノ祝詞之由來、頭剪火ニテ萬々行フ處、前年ノ通也、是ヲ以神火不ㇾ絶大祭也、

〔一話一言　二〕金毘羅祭

祭禮ハ毎年十月十日十一日兩日也、其祭古風なるもの也、榊に白木綿をかくるのみならず、凡庖厨の器、すり小木、せつかひ、火ばしのたぐひにもつく、老婆耕縮緬の小袖をかづき、面に白粉をつくる事雪の如くなるが先だつ、次に十二三の小童ならびに童女をえらびて花やかなる粧にて、童子は馬にのり、童女は輿にて、供人あまた具して山上す、これを上トウ下トウといふ、文字未ㇾ詳、かくの如きもの二組、別當の院に入る、院にて主僧出て饗應あり、院の玄關の疊をあげ、雜人をいれて見せしむ、十一日の夕七時よりは、山上の人こと〳〵く下山す、其夜例年大風雨あり、兩日山上にて赤飯等を折敷にもりて、祭禮に出る人にくはしむ、その折敷箸等、山中に取ちらし打すて歸るに、十二日の朝つとめて、人々山にのぼり見れば、風雨あらたに晴て、道に水をそゝぎたる

此山百姓ト云者、神事之御供ヲ致シ當地ヘ來ル由、是亦家筋アリトイフ、〇中略
九月十日　此日別當頭屋ニ來テ止宿ス、從是兩頭屋又寺ニ各一宿宛、三日三日ニ相廻リ勤行ス、
九月晦日　口明神事號　規式八月晦日ニ同ジ
十月朔日　小神事號　規式大神事ニ同ジ、但今日ヨリ男女頭人頭司、幷飯取ノ姥迄、毎日垢離ヲ取事三度宛也、
十月六日　此日晩方別當上頭屋ニ來ル、庄官不殘揃ヒ、來年之頭人ノ下評定有之也、〇中略
十月十日　此日頭人白衣烏帽子ヲ著シ、騎馬ニテ武家之行列ヲナシ參詣ス、是ヲ出仕ト云、行列先拂、飯取ノ姥、乘馬ニテ頭上ヨリ緋無垢ヲ引被、是ヲ國俗アッタ女郎ト云、
此姥經水無之老女ヲ雇ヒ、九月八日ヨリ頭司同前ニ精進屋ノ勤ヲナス、
行列跡頭司平服上下ヲ著シ、騎馬ニテ供ヲ成ス、尤山ニテモ働キ有リ、此跡ヘ諸國之參詣立願之面々段々ニ參、其人數夥シ、神前ニテ男女兩頭人、新敷上筵之上ニ坐シテ、爲初穗米一升三合入ル紙袋二ツ、是ヲ縫クミト云、幷錢五分備ヘ、外ニ開帳錢壹貫文、此代上頭ハ拾貳匁二分五厘、下頭ハ九匁七分五厘也、別當祭文行事有リ、頭人ニ奉幣ヲ教ヘ勤サス、相濟觀音堂ニテ頭屋ヨリノ仕出シヲ廣ム、〇中略
十月十一日　此日昨十日之仕形ニテ、頭人交代迄也、右觀音堂之饗應相濟ミ、神輿御幸也是ヲ行堂廻リト云、則兩頭人御輿之供奉ス、其行列、　兩頭人　草鞋　杖　鞭
此鞭、馬ノ皮ヲ剝取、七ケ日ノ内ヲ用フ、仍之臭氣雖有之、舊式ヲ以テ用之、平日ノ參詣ニハ革類ヲ禁ズルニ、是ハ如何ナル深秘ニヤ、雖有事不過之、是則去ル六日指合御神事ノ節、頭屋ヘ出タル苗田村之内荒井穢多作之、
上頭人右之支度ニテ、杵四本ヲカタゲ、各山梨ノ木ヲ以テ作之、下頭人右同ク花桶花籠ヲカタゲ、

十月十二日ヨリ火ヲ改メ穢ヲ忌ム、他ノ病ヲ不問、四足二足幷川魚、海魚ニテハ海糖魚、是等ヲ不食、勿論房事ヲ禁ズ、如此スル事連年也、畢竟神事大祭ノ故可成、日本國中ニテ、出雲大社同前ニ、神火不絶之儀也ト云々、右御神祭之序ヲ尋ルニ則如左、

八月晦日　口明神事ト號　此日別當金光院、幷小松庄（苗田櫃井四條五條）庄官ト申者（庄屋ニテハ無シ、家筋有ル者也、）寄合濁酒ヲ諸神ヘ備フ、女頭人ト申者ヲ究ム、但シ十歳ヨリ十二三歳迄ノ經水無之小女ヲ求メ雇、夫婦ノ儀ヲナス、

九月朔日　此日別當ノ役僧代リ出デ、庄内頭勤之家ヲ始メ、其村中家々不殘、男女下々迄ヘ朝飯ヲ仕出シ、神酒ノ濁酒ヲ戴ク、下頭屋ハ二日也、

九月八日　此日多渡津ヨリ潮ヲ汲上グ、幷藻葉ヲ取寄セ、金毘羅川ノ上、石淵ニ指置、別當初メ兩頭人幷庄内庄官氏子不殘出ル、上頭屋ヨリ赤飯濁酒吸物出ル、魚類也、タナゴヲ以テ規則トス、下頭屋ヨリ濁酒幷團子ノ吸物出ル、右別當一席也、右相濟テ、右之藻ヲ川之上ニ入テ、潮ヲ流シ込ム、別當初メ男女ノ兩頭人頭司迄沐浴シ、十月十一日迄堅ク精進ヲスル也、

古來ハ別當初メ右之人々、多渡津浦ニテ潮垢離有之シニ、數百人之人數故、其費ヲ厭ヒ、御闇ヲ入テ、夫ヨリ如斯成リシト也、

九月九日　建御幣神事號　此日別當庄官頭屋ニ揃ヒ、精進屋ニテ朝飯出ル、則御幣ヲ大竹之先ニ付テ、精進屋ノ棟ヨリ二三間高ク指上ゲ、遠ク見エ汚穢不淨之者不近付、右御幣ノ串一間計上ニ、神拵ヘヲ設ケ勸請ス、札之文字如左、奉勸請金毘羅大權現御入講（大小）守護所ト書來ル、右於神前別當勤有之、此時頭人御初穗トシテ、散米三升三合、散錢二分五厘、新敷コリ輪ニ入、新敷渇、次ニ濁酒ヲ入、又土器四ツニ濁酒ヲ入、榧四枚ニ餅九ツ宛入、幷榧六枚ニ餅ヲ入、男女頭司山百姓五人代僧迄是ヲ戴ク、（但山百姓十二軒之内、五人宛出勤ス、）

中渡了、廿二日、金光院勅願所綸旨案、昨日頭中將被差出書付、殿下へ入御披見、被抑留了、廿四日、殿下被仰、一昨日入御披見、金光院へ被下綸旨之案、被加御所存返給了、

〔金毘羅大權現深秘神靈考〕寶曆十年綸旨

金毘羅大權現者、爲讚岐國所在之一社、不在于他、彌依御崇信、宜爲勅願所、奉祈天下安全寶祚延長者、依天氣執達如件、

寶曆十年五月二十日　右中將〇中山親愛

金光院權僧正御房

神領

〔讚岐大日記下〕正保四年四月、金毘羅權現領、雖古來有三百三十石、爲國之寄進、今賴重拜受家光將軍朱印、授與金毘羅院主、

〔三代物語下〕因國以來社領三百三十石、正保四年、英公請于台朝、永爲封田、〇中略其券曰、

讚岐國那珂郡小松庄金毘羅權現社領、同郡五條村之內百三十三石八斗餘、苗田村之內五十石、木德之內二十三石五斗、社中七十三石五斗、都合三百三十石事、山林竹木諸役等免除、永不可有相違者也、專神事祭禮、可抽國家安全之懇祈者也、仍如件、

慶安元年二月廿四日御朱印

金光院

祭祀

〔讚岐大日記下〕慶安三年冬、大守始金毘羅權現立神馬、爲飼料每年三十石寄進、

〔三代物語下〕歲十月十日奉祀、有五日市、謂之大會、不遠千里而來謁者、彀肩接踵、〇中略三月十日亦如之、謂之花會、

〔讚陽綱目〕金毘羅大權現

神代ヨリノ掟ニヤ、每歲頭人ト云者ヲ二人宛立ツ、尤其家筋ノ者有テ立之、上頭下頭ト唱フ、前年

毘羅の名を負給ふは此御靈にや、然れば金毘羅と申す名こそ梵語なれ、神實はいごもやごと無き神に御坐せば、畏み奉るべき事にこそ、俗俗の神道者修驗者などの言に、金山彥命と云ふは、金字より思ひ付たる杜撰にて、さらに謂なき妄說なり、

〔金毘羅大權現深秘神靈考〕觀應年中の比より、當山の靈驗日々いやまし、驗威に驚怖し、諸國より涉海登山に及びしゆゑ、商家賈店、山下につらなり、百工千職、居住の集所とす、此時白峯の天皇〇崇德を竊に相祭し奉るといへ共、蒙塵の御名を憚り、猶亦十善萬乘の寶位の祚靈を私鎭恐れありて、名を金毘羅に寄顯し、天皇の御靈と稱せざりしにや、

〔鹽尻七〕讃州毘比羅神像幷靈驗ノ事　讃州象頭山は毘比羅神を祀る、其像座して三尺餘僧形なり、いとすさまじき面貌にて、今の修驗者の所戴の頭巾を蒙り、手に羽團を取る、藥師十二將の像とは甚だ異なりとかや、

〔兼胤卿記〕寶曆十年三月廿日、關白殿〇近衞內前被仰、讃州金毘羅大權現社異于他山、當時御崇敬思召候間、今度爲勅願所、綸旨可被下御沙汰、於武邊無指支哉、河內守へ尋合可申、其上可有御沙汰之由、此趣殿下御自筆書付給之　四月十二日、此間被相尋勅願所之事、近格令吟味候處、聢與不相知、輕重樣々有之歟之樣ニ被存候、山科十禪師坏は、願候而先役方ニ而申渡、所司代へ懸合も不相見候、金光院も、先朝已來、正五九月御祈禱相勤、卷數國之產物等獻上、御撫物御取替有之哉、恒例ニ候得者おのづから勅願所に候へ共、今度急度爲勅願所之綸旨被下候儀ニ候間、武邊ニおいて無指支哉、承合候事ニ候由示之、河州承諾、　五月十九日、讃州金毘羅大權現、御崇敬異于他山ニ付、今度勅願所之綸旨可被下御沙汰ニ付、河內守へ及內談之處、關東へ申達候、無指支之由申來之段、河內守申越候趣、殿下へ申入了、　廿日、讃州金毘羅大權現、御崇敬依異于他、此度勅願所ニ被仰付、綸旨可被下、此段職事へ可申渡、金光院へも可申渡、關白殿被仰、職事ハ第一頭中將〇中山親愛可然由被命了、頭中將召寄

社可成、忌部神道者、城州之白井宗因モ申セシト也、誠象頭山ハ總名大麻村ト云、大麻神社在ス也、西面ハ麻村ト云、大水上神社在ス、此山ノ形、象之頭ノ如クナルヲ以テ山號トスル事勿論也、然ルニ常ニ雲霧覆フ、以是見レバ雲氣ノ神社ト云モノナラン、宗因ノ氣附、宜ナル哉、

〔全讃志三下神祠〕鵜足郡　金毘羅大權現（在大麻山南邊）

金毘羅大權現者、卽天竺國王舍城鎭守也、（見增一阿含經及大寶積經）後世降臨南海道讃岐國那珂郡象頭山、而鎭護海內、其德漸弘、以逮異域、是以異域達覩、追日而湊、蓋海內一廟也、初大寶元年十月十日、寅時有一年旗、從清空來下墜那珂郡榎井地、無幾何靈神權現騎金色象、率五家眷屬來降、時大麻山神邀之曰、神者何來乎、神答曰、朕是摩羯多國主善哉王第一皇子靈神權現也、今也外道東漸、將以扶桑爲魔國、是故朕今欲以三密加持退彼外道而來焉、山神曰、願永返我山、而鎭護扶桑矣、於是神遂鎭座于當山、名其山曰象頭山、其旗下地立祠曰旗宮、其後靈德四方達、長保三年、藤原實秋、奉勅拜此祠、建本殿幷拜殿及華表、以擬皇邦神祠、是此廟之權輿也、

○按ズルニ、此ハ中古社僧ノ附會シタル傳說ニシテ、固ヨリ信ヲ措キ難キモノアレドモ、姑ク附載シテ後考ニ供ス、

〔玉手襁五〕彼象頭山と云ふは、彼山の別當金光院正傳の秘書といふ物を、鈴木隆彦といふ人に借りて見たるに、元は琴平といひて、大物主神を祭れりしを佛書の金毘羅神と云ふに、形勢威應似たる故に、混合して金毘羅と改めたる由を記せり、此は比叡山に大宮とて三輪の大物主神を祭りて在けるに、彼金毘羅神を混合せること、山家要略記に見えたるに傚へるにや、然ればこそ金光院の傳書にも、出雲大社、大和三輪、日吉、大宮の祭神に同じと云へり、なほ此後に白峯に坐す崇德天皇の御靈を配祭せるよし、世人あまねく云ふはさも有なむ、そは其靈應ありし事實どもを聞あつめ考ふるに、崇德院の御稜威に思ひ合さるゝ事多かれば、幽にむねと金

名稱

祭神

金刀比羅宮

金刀比羅宮ハ讚岐國那珂郡琴平山ニ在リ、大物主神ヲ主トシ、崇德天皇ヲ配祀ス、モト金毘羅權現ト稱セシヲ、明治維新ノ始メ金刀比羅宮ト改稱ス、現今國幣中社ニ列ス、

〔和爾雅 二 神祇〕讚岐 金毘羅權現（コンピラゴンゲン）在二那珂郡一、所レ祭之神者、三輪明神也、或云、素戔烏尊、

〔翻譯名義集 二 鬼神〕金毗羅（翻二威如王一）

〔法苑珠林 五十九 謀謗 六十七之二〕佛被二提婆達多擲一レ石出血緣第七

興起行經曰、佛告二舍利弗一、〇中略 我於二耆闍崛山一經行、爲二提婆達多一、擧二崖石長六丈廣三丈一、以擲二佛頭一、山神名金埤羅以レ手接レ石、石邊小片迸墮中二佛脚一、大母指破血出、

〔金刀比羅宮書留〕讚岐國那珂郡小松庄琴平山金刀比羅社

右被レ改二金刀比羅宮一候事

戊辰〇明治元年 七月　神祇官

〔讚岐大日記 下〕讚岐國那珂郡金毘羅山權現者、大三輪明神也云云、一說曰、素盞雄尊也、

〔三代物語 下〕象頭山、在二小松庄一、自二丸龜一來者仰二望之一、山形如レ象、而宮殿當二其頭一故名焉、一曰、天竺有二象頭山一、金毘羅神所レ宅、因取二其名一、未レ知二孰是一、此山奉二金毘羅神一、松尾寺金光院主二其祭一、垂跡既向二三千年一矣、釋尊出世之時、爲レ守二護佛法一、同出二現于天竺一、迺修多羅、所レ謂耆闍崛山之金毘羅神是也、〇中略 一曰、三輪明神、清瀧權現、新羅明神、同神異名也、

〔讚陽綱目〕金毘羅大權現　那珂郡ニ有、高松城下ヨリ七里、丸龜城下ヨリ三里、金毘羅ハ、素戔嗚尊第一ノ御子タルヲ、天照大神最來給フト有、大己貴命也ト云、則南海遊御ノ節、此地ニ暫ク留リ給ヒ、追而影向有リシト也、延喜式神名帳ニ、讚州二十四社之內、多度郡雲氣之神社ト有ルハ、蓋シ此

社職

〔朝野群載〕六神祇官神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾、率卜部等天太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略坐讃岐國、〇中略田村神、〇中略社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓可令祓淸奉仕事、〇中略

承曆四年六月十日

〔國花萬葉記讃岐十四〕田村社　香川郡ニ立　當國一宮也　祭神猿田彥命

〔神社覈錄讃岐六十二〕香川郡田村神社　香川郡大野郷一宮村に在す

社殿

〔讃岐府志祠社〕一宮大明神

有香東郡大野郷、○中略造神殿於深淵上、古今無窺其淵之人、封域内烏色蛇多、長四五尺、俗傳云、神龍、父老曰、神殿下有深淵、神龍潜居、然古來無見者矣、社邊有黑色蛇、多蜿々、俗曰神使也、

〔全讃史神祠上三〕田村神社　在香川郡一宮村、

神階

〔續日本後紀仁明十九〕嘉祥二年二月癸丑、奉授讃岐國田村神從五位下、

〔三代實錄清和十一〕貞觀七年十月九日丁巳、讃岐國從五位上田村神授正五位下、

〔三代實錄清和十四〕貞觀九年十月五日庚午、授讃岐國正五位下田村神從四位下、

〔三代實錄清和二十七〕貞觀十七年五月廿七日戊申、授讃岐國從四位下田村神從四位上、

〔三代實錄陽成三十〕元慶元年三月四日乙巳、授讃岐國正四位下田村神正四位上、

社格

〔延喜式神名十〕讃岐國香川郡田村神社名神大

〔三代實錄清和五〕貞觀三年二月十三日丁巳、讃岐國從五位上田村神、列於官社、

〔延喜式神名帳頭註〕讃岐香川郡　田村　名神祭所不載之

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

讃岐國　一宮○中略

右大略注進如件

永萬元年六月日

〔大日本國一宮記〕田村社　讃岐香川郡

祭祀

〔神社覈錄讃岐六十二〕田村神社　例祭四月八日、八月八日、

社地

ノ社ニ並テ、國津御祖社一處、稱國生神兒宇治比賣命、形石坐、又田村比賣命、形無ト見ユ、神名式ニ當社ニ並テ、坂手國生神社モアリ、然ルニ儀式解ニ、國津御祖社ハ大土御祖社ノ北ニ並坐セリ、祭神ハ國生神兒宇治比賣命トアリ、此宇治比賣ハ、宇治ヲウシハキ坐ル故ニ、地名ヲ負タル御名ナリ、サテ其相殿ニ田村比賣命トアルハ、右ノ猿田彥神ノ御族ナル故ニ、御親子ノ所由ヲ取違テ、田村神社ハ猿田彥神ナリト云フニハアラジカ、然ラバ田村比賣命ヲ以テ祭神ト爲スベシ、此ハ後ノ考證ニ備フ、

〔讃岐府志(廟社)〕一宮大明神

有香東郡大野郷、去府二里、和同二年經始、典祀傳云、此神者孝靈帝皇女倭迹々日百襲姫也、○中略案日本紀崇神天皇紀曰、天皇姑倭迹々日百襲姫命聰明睿知、能識未然、崇神天皇姑則孝靈之女也、式所紀也、二十四社其一也、

〔全讃史(五神祠)〕田村神社　在香東郡一宮村

古社傳云、田村神者、孝靈帝皇子彥五十狹芹命、倭迹々稚屋媛命、猿田彥命、配祭此三神、城山按、田村此地古名、蓋古來此地所祭、故曰田村神社也、○中略此祠有細川右京大夫勝元所定神式二十六條、祭田四十四石五斗、田村隼人主其祠、祝史二人往昔從細川管領至生駒侯時、彌勒院大寶院預此祠、延寶七年、英公(○德川賴重)修此祠、使二院離此祠、

〔讃岐國官社考證(上香川郡)〕田村神社　神社は、大野郷一宮村に在、

祭神倭迹々日百襲姫命、(社傳、讃筆録、三代物語等同じ、式社考に、一說倭迹々日稚屋姫命云々、生駒記、全讃史、また水主大明神、和讃も同じ、)五十狹芹彥命、(社傳、全讃史等同じ、)二座(宮中上段に坐)天五十田根命、天隱山命、(舊事大成經、及式社考、)猿田彥神、(一宮記、神名帳頭註、また玉藻集、生駒記、式社考、全讃史等皆同じ、)三座(宮中下段に坐)すべて五座とす、

〔諸社一覽(八讃岐)〕田村社　香川郡ニ有リ　祭神猿田彥命

田村神社

田村神社ハ讃岐國香川郡一宮村ニ在リ、田村比賣命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕讃岐國香川郡田村神社

〔和漢三才圖會讃岐七十九〕一宮田村明神

〔讃岐府志南社〕一宮大明神

神級正一位、稱田村定水、

〔讃岐國官社考證上香川郡〕田村神社

國人田村大社、藥師堂神名帳に、田村大社大明神と載す、また一宮大明神とも稱ふ、即本國一宮なり、

祭神

〔大日本國一宮記〕田村社　猿田彥神　讃岐香川郡

〔延喜式神名帳頭註〕讃岐香川郡　田村　一宮也、○中略猿田彥、

〔神名帳考證讃岐〕田村神社　俗云一宮　神櫛別命　儀式帳云、宇治比賣命、田村比賣命、　社司傳云、猿田彥大神也、伊勢國國津御祖神社、田村比賣命也、伊賀國田守神社、

〔官社祭神考證下〕田村神社

祭神田村神　一宮記ニ、田村社同上トアリ、同上ハ前ニ大麻比古神社猿田彥神トアルヲ受タルナリ、神名帳頭注ニ、田村一宮也云々、猿田彥ト見エ、又社說ニモ然云ヘルハ如何アラム、若クハ御親子ノ間ヲ取違ヘタルニハアラジカ、其ハ皇大神宮儀式帳ニ、大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、次佐々良比賣命、形石坐、倭姬內親王定祝トアルヲ、神名式ニハ大土御祖神社トアリ、古史傳ニ大土御祖神ハ頓テ猿田彥神ナリトアリ、又皇大神宮儀式帳ニ、右

社地

〔諸社一覽八阿波〕大麻彥社　板野郡ニ有リ　祭神猿田彥命

〔同在錄〕大麻比古神社　當社、そのかみは山上にありしを、後に今の社地へ移せしとも、又往古は峯に權現と申三社あり、谷に大麻彥の社ありしに、峯の權現を、今の大麻彥社へ合せ祭りしともいへり、山上に社趾といふべき少しの平地あり、此山上を彌山といへり、

〔阿波志三板野郡〕大麻比古祠　延喜式爲名神大、祀月次新嘗幷祭、國司祈年祈雨皆與焉、在板東山上

○按ズルニ、阿波志ニ大麻比古神ヲ以テ、月次新嘗ノ二祭ニ與ルト爲スハ誤レリ、

〔阿府志二板野郡〕大麻比古神社　同郡板東村在、俗號大麻大明神、

〔阿波國式社略考板野郡〕大麻比古神社　板東村ノ北山ノ麓ニ鎭リ坐ス、祭神猿田彥大神ナリ、

神階

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授阿波國從五位下大麻比古(オホアサヒコノ)神從五位上、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月廿三日壬辰、阿波國從五位上大麻比古神、授正五位上、

〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年四月十四日己卯、授阿波國正五位上大麻比古神從四位下、

〔三代實錄四十四陽成〕元慶七年十一月甲子朔、授阿波國從四位下大麻神從四位上、

○按ズルニ、位階ノ次第ニ據ルニ、大麻神ハ即チ大麻比古神ナルベシ、

社格

〔延喜式十神名〕阿波國板野郡大麻比古神社名神大

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　大麻比古神社一座〔阿波國〕〔中略〕已上

〔大日本國一宮記〕大麻比古神社猿田彥神　阿波板野郡

神職

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾、卒卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略　坐阿波國大麻神、〇中略　社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、〇中略

承曆四年六月十日

れるならんと思ふ社は、式に、同國板野郡に大麻比古神社、名神大 此社は貞觀元年正月、阿波國從五位下大麻比古神從五位上、○中略 など國史に見えたるも此神なるべし、國人は此を猿田彥神なりと云ふよしなれど、信がたし、其は此社は國の一宮なるを國人に問ぬるに、大麻山と云に在と云へり、神名式考證には、今坂東村に在と云り、然れば大麻と云るは、麻を殖たる由にて、山名も此謂に因て負りと所思ればなり、○中略 また式に勝浦郡に阿佐多知比古神社とあるも此神なるべし、頭書云、阿佐多知比古と云神名は、麻のよく生立たるを著て云ふ義に非じか、さるは大麻高麻など云ふ地名をも思合すべし、又此に依て按ふに、一宮大麻比古神社の祭神を、今猿田彥神なりと云由なるは、若くは阿佐多知比古を誤れるならんか、其はサルダヒコは、正しくはサダヒコなれば、サダヒコ、アサダチヒコ最よく似たり、アサのアは省かる例多し、然れば大麻比古神社、阿佐多知比古神社、同神なるべし、今猿田彥神なりと云な、かにかくに信がたく思る儘にかくに云なり。

〔古語拾遺〕素盞嗚神、奉爲日神、行甚無狀、○中略 天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、○中略 爰思兼神深思遠慮議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、○中略 令長白羽神伊勢國麻續祖、今俗衣服謂之白羽此緣也、種麻、以爲青和幣、古語爾伎氏、令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之、以作白和幣、是木綿也、已上二物一夜蕃茂也、○中略 逮于神武天皇東征之年、○中略 建都橿原、經營帝宅、○中略 天日鷲命之孫、造木綿及麻幷織布、古語、阿良多倍、仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種種物、所以郡名爲麻殖之緣也、

〔大麻比古神社考證〕野口年長 此ころ○弘化五年 安房國安房郡瀧口村下立松原神社の神主高山上總介忌部宿禰義陳の系圖を見しに、

天日鷲命―――大麻比古命 又名津咋見命、又云津杙耳命、○中略

これによれば津咋見命の又の御名を大麻比古命と申て、天日鷲命の御子神に坐せり、

〔神社覈錄〕六十一 阿波 板野郡大麻比古神社 祭神明か也、一宮記頭注等云、大麻彥は猿田彥神、平田篤胤云、決めて天日鷲命なりと云り、共に信がたし、今按るに、こは大麻彥と稱せし國津神なるべし。

大麻比古神社

名稱

大麻比古神社ハ阿波國板野郡板東村ニ在リ、大麻比古神ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式十神名〕阿波國板野郡大麻比古神社

〔伊呂波字類抄於諸社〕大麻比古神社阿波國板野郡

〔神社覈錄六十一阿波〕板野郡大麻比古神社、　大麻は、於保安佐と訓べし、比古は假字也、

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

阿波國　大鹿社炭五十籠、薪五十米、三斗五○中略

右大略注進如件

永萬元年六月日

〔神名帳考證土代阿波〕板野郡大麻比古神社　信友云、永萬記大鹿社トアルハ、大麻比古神社歟、サラバ鹿ハ麻ノ誤、

〔和漢三才圖會七十九阿波〕一宮大麻彥大明神

祭神

〔延喜式神名帳頭註〕阿波板野郡　大麻彥　猿田彥命

〔諸國神名帳阿波〕大麻比古神社　卜部說云、大麻比古者、天太玉命也、

〔神名帳考證阿波〕大麻比古神社　天富命　今板東村、フキ田村、　伊豆國田方郡大朝神社　勝浦郡阿佐多知比古神社、按阿田賀田須命也阿田與麻言通、

〔古史傳十〕神代紀に粟國忌部遠祖天日鷲命と見え、古語拾遺にも天日鷲命阿波國忌部祖也とありて、○中略神名式に阿波國麻殖郡忌部神社名神大、月次新嘗、或號㆓麻殖神㆒、或號㆓天日鷲命㆒とあり、○中略なほ此神を祭

明治四年辛未五月十四日、本社ヲ國幣中社ニ列セラレシカド、所在分明ナラザルヲ以テ、明治七年、殊ニ使ヲ遣シテ實檢セシニ、麻殖郡山崎村鎮座天日鷲神社、卽チ忌部神社ナルコトヲ確定セリ、依テ同年十二月廿二日、社號ヲ舊ニ復シ、祭典ヲ行ハル、

神階

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年四月乙酉、奉授阿波國天日鷲神從五位下、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授阿波國從五位下大麻比古神、忌部天日鷲神、並從五位上、

〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年四月十四日己卯、授阿波國從五位上天日鷲神正五位下、

〔三代實錄四十四陽成〕元慶七年十二月廿八日庚申、阿波國正五位上天日鷲神從四位下、

社格

〔延喜式十神名〕阿波國麻殖郡忌部神社名神大、月次新嘗、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　天日鷲神社一座阿波國

忌部神社

忌部神社ハ阿波國麻殖郡德島ニ在リ、天日鷲命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、月次新嘗ノ二祭ニ預ル、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕阿波國麻殖郡忌部(インベノ)神社 或號麻殖神、或號天日鷲神、

〔延喜式 臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略 天日鷲(アマノヒワシノ)神社 已上阿波國

〔伊呂波字類抄 伊諸社〕忌部神社 阿波國麻殖郡八座內

祭神

〔延喜式神名帳頭註〕阿波麻殖郡　忌部　日鷲命

〔日本書紀 神代一〕一書曰、至於日神閉居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命而使祈焉、於是天兒屋命、掘天香山之眞坂木、而上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊所作八咫鏡、中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖太玉命執取、而廣厚稱辭祈啓矣、

〔古語拾遺〕高皇産靈神所生之女名曰栲幡千千姬命、天祖天津彥尊之母也、其男名曰天忍日命、大伴宿禰祖也、又男名曰天太玉命、齋部宿禰祖也、太玉命所率神名曰天日鷲命、阿波國忌部祖也、〇下略

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、〇中略 妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、〇中略 天日鷲命之孫造木綿及麻幷織布、古語、阿良多倍、仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種種物、所以郡名爲麻殖之緣也、

社地

〔神名帳考證 阿波〕麻殖郡忌部神社　今麻殖郡宮島有大社

〔神社覈錄 六十一 阿波〕忌部(インベノ)神社〇中略 忌部鄕〇麻殖郡 山崎村に在す

〔官社祭神考證 下〕忌部神社

之珠、殆有是蝮腹乎、亦入探之、爰男狭磯、抱大蝮而泛出之、乃息絶以死浪上、既而下縄測海底、深○原本無深字、今據一本補、六十尋、則割蝮實眞珠有腹中、其大如桃子、乃祠島神而獵之、多獲獸也、

〔釋日本紀十二述義〕天書第八曰、十四年行幸○允恭淡路、祠伊弉諾大神、

〔淡路常磐草四津名郡〕郡家鄕　伊佐奈岐神社　此社に粥だめしとて、毎正月、年の豐凶を試むる事あり、　又二月十日の祭りを法花會と云

參詣

〔一宮巡詣記十〕廿七日、郡家多賀村一宮の神主和泉所に留る、○中略其日一宮參詣、一宮の社内に榊連理の枝、楊連理枝、左右あり、傍にこぶ椿有、此木を抱けば懷妊すと云傳、○中略廿八日、御旅所濱の宮へ參る、今俗に冉尊社と訛る、一宮衰るを見て、

　あらはるゝ道こそあらめ草深きかくれの宮と成はつるとも

神託

〔日本書紀十二履中〕五年九月壬寅、天皇狩于淡路島、是日河内飼部等從駕執轡、先是飼部之黥皆未差、時居島伊弉諾神託祝曰、不堪血臭矣、因以卜之、兆云、惡飼部等黥之氣、故自是後頓絶、以不黥飼部而止之、

社格

〔延喜式 十神名〕淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　淡路伊佐奈岐神社一座淡路國（中略）已上

〔大日本國一宮記〕伊佐奈岐神社號多賀社

淡路津名郡

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

淡路國　一宮炭五十籠、木五十束、〇中略

右大略注進如件

永萬元年六月日

神領

〔新抄格勅符抄 神封〕大同元年牒　津名神十三戸淡路國

〔淡路常盤草 四津名郡〕伊佐奈岐神社　元久の廳宣一通、加集山護國寺にあり、其文曰、

廳宣　留守所

可令早引募一二宮法華櫻兩會舞樂料荒野拾町事

右兩會舞樂料田荒野拾町、可引募東神代八木兩郷等無催促之田代云々、早令開發梗列並兩神代之荒野、可引募彼料田之狀、仍執達如件、

留守所宜承知、敢勿違失、以宣、

元久二年四月

守藤原朝臣花押

祭祀

〔日本書紀 十三允恭〕十四年九月甲子、天皇獵于淡路島、時麋鹿猨猪、莫莫紛紛、盈于山谷、焱起蠅散、然終日以不獲一獸、於是獵止以更卜矣、島神祟之曰、不得獸者、是我之心也、赤石海底有眞珠、其珠祠於我、則悉當得獸、爰更集處々之白水郎、以令探赤石海底、海深不能至底、唯有一海人、曰男狹磯、是阿波國長邑之海人也、勝於諸海人、是腰繫繩入海底、差頃之出曰、於海底有大蝮、其處光也、諸人皆曰、島神所請

古事類苑

神祇部九十四

伊弉諾神社

伊弉諾神社ハ又多賀大明神ト稱ス、淡路國津名郡多賀村ニ在リ、伊弉諾尊ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今官幣大社タリ、

名稱

〔延喜式 神名 十〕淡路國津名郡淡路伊佐奈伎(イサナキ)神社

〔延喜式神名帳頭註〕淡路津名郡 伊佐奈伎 又曰多智、又天地大明神、

祭神

〔日本書紀 神代 一〕是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、

〔諸國神名帳 淡路〕淡路伊佐奈伎神社 伊弉諾尊

社地

〔淡路常磐草 四 津名郡〕郡家郷 伊佐奈岐神社

多賀村にあり、一宮多賀社といふ、中略按するに多賀社說云、本社は伊弉諾尊、伊弉冉尊、攝社四社明神天照神、月讀、蛭子、素戔嗚尊、

社殿

〔淡路國太田文〕淡路國二郡

注進國領幷庄園田畠地頭注文事

合

津名郡 一宮社一所 同神宮寺一所

神階

〔三代實錄 二 清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授淡路國无品勳八等伊佐奈岐命一品、

〔南紀名勝志在田郡〕須佐の神社
保田の庄千田村の南の邊、中山の半腹に有り、素盞嗚尊を祭也、
〔三代實錄清和二〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授紀伊國從五位下須佐神從五位上、
〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒　須佐命神十戸、紀伊國
〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略　須佐神社一座已上紀伊國
〔明惠上人傳記上〕建仁元年辛酉二月比、〇中略紀州保田庄ノ中、須佐明神ノ使者ト云者、夢中ニ來テ、住處ノ不淨ヲ歎キ、又一尊ノ法、傳授ノ志、甚深之由ヲ被述、雖然無沙汰ニテ、心中計ニ存ラレテ、日ヲ送ラレケル程ニ、或時人ニ託シテ、此趣ヲ託宣アリ、先ノ夢ニ不異ナラ、不思議ニ思合セラレケリ、爰ニ於身其憚アリ、受法ノ器ニ非ト云テ、固辭セラレケレバ、泣々餘リニ歎キ申サレケル間、阿彌陀ノ印、眞言計ヲ傳授ス、

〔三代實錄四十四陽成〕元慶七年十二月廿八日庚申、紀伊國從四位下勳八等伊太祁曾神、授從四位上、

〔日本紀略一醍醐〕延喜六年二月七日、授紀伊國伊太祁曾明神正六〇六恐四誤位上、

社格

〔紀伊國神名帳名草郡〕官知神四十四社

天神十四社　正一位勳八等伊太祁曾大神

〔延喜式神名十〕紀伊國名草郡伊太祁曾神社名神大、月次相嘗新嘗、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　伊太祁曾神社一座已上紀伊國

〔延喜式二四時祭〕相嘗祭神七十一座〇中略　伊太祁曾社一座　已上〇中略坐紀伊國

〔伊太祁曾三神考〕當社に傳る久安四年兎田古文書、承久二年勅宣、延元二年文書等に、當國一宮とありしかるを諸國一宮記には、日前國懸兩宮を一宮としるせり、伊太祁曾三神と一所にましましゝより、さる紛れし傳も有ける成べし

神領

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒　伊太部〇部恐祁誤曾神五十四戸、紀伊國加十二戸、

祭祀

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕五十猛社　祭八月十五日、有鏑馬數十騎、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕伊太祁曾神社　山東庄の生土神にして、例祭每年九月十五日巳の刻、同郷矢田村傳法院の寺内なる御旅所へ神輿渡幸の式あり、初に啓行、神榊五本の鉾三張の弓箭、大刀、唐櫃、獅子、神輿三基也、社司および口須佐村の庄官、其外社家のめん〳〵、神樂乙女神人宮仕等、いとも嚴重の御わたりなり、還御の後、流鏑馬ならびに諸願成就の駈馬等のことあり、〇中略これ則永祚元年、風祭の遺風なりといふ、

末社

〔延喜式神名帳頭註〕紀伊有田郡　須佐　伊太祁曾末社也、

〔延喜式神名十〕紀伊國在田郡須佐神社名神大、月次新嘗、

〔紀伊國神名帳在田郡〕官知神三社　從一位須佐大神

神、そのむかしは、かうの宮と申所に御草創有しが、是より山東の東に、伊太祁曾と云へる丸が名に似たる所有りと宣ひて、御跡をば日前宮へ御讓ありて、和銅六年十月初亥に、當所へ移り給へりとあり、伊太祁曾の地名は、則和名抄に見たる伊太祁曾神戸にて、則神號より出たる名なるを、まろが名に似たる所ありなど書たるは、後世事の意をもしらぬもの丶書加たるなれども、すべての事のさまは、後世に思ひよるまじき事なれば、古き傳ありて、かくしるせりと見えたり、かうの宮は、則神宮郷の事にて、今の日前宮の社地に坐しなり、○中略其後今の地へ五十猛神社の遷座在し事は、續日本紀に、文武天皇の大寶二年二月己未の日の條に、是日分遷伊太祁曾、大屋津姫、都麻津姫三神社と見え、社傳には前に引たる如く、御跡を日前宮へ御讓有て、和銅六年十月初亥に當所へ遷り給へりとありて、十一箇年相違せり、是ははじめ大寶二年に勅ありて、夫より宮地修造の功をへて、和銅六年に遷座の儀整ひたるにて國史には勅定の日をもて記され、社傳は遷座の日をもて傳へたる成べし、

〔南紀名勝志名草郡〕伊太祁曾神社　山東庄伊太祁曾村の西北一里計に在、中は五十猛左は大屋津姫、右は抓津姫也、○又見南紀名勝略志

神階

〔文德實錄二〕嘉祥三年十月壬子、授紀伊國伊太祁曾神從五位下、甲子遣左馬助從五位下紀朝臣貞守、向紀伊國日前國懸大神社、○中略進同貞守於伊太祁曾神社、策命曰、天皇我詔旨止申給久、御冠授奉止新申賜比之依天、從五位下乃御冠授奉利崇奉留狀乎、御位記乎令持天奉出須、此狀乎聞食天、天皇朝廷乎常磐堅磐爾護幸奉賜倍止申給止久申、

○按ズルニ、壬子ニ叙位ノ事見エ、甲子ニ亦叙位ノ宣命見ユ、蓋シ壬子ハ其事ノ定マリタル日ニテ、甲子ハ勅使發遣ノ日ナルベシ、

〔三代實錄二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授紀伊國從五位下勳八等伊太祁曾神從四位下、

伊太祁曾神社

伊太祁曾神社ハ紀伊國名草郡伊太祁曾村ニ在リ、五十猛命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、月次相嘗新嘗ノ三祭ニ預ル、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕紀伊國名草郡伊太祁曾神社

祭神

〔日本書紀神代一〕一書曰、素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所在鳥上之峯、○中略初五十猛神、天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之內、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命、爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、

一書曰、素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次抓津姬命、凡此三神、亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也、

〔釋日本紀述義七〕五十猛命　先師說云、伊太祁曾神者、五十猛神也、

〔古事記上〕御祖命、哭乍求者得見、即拆其木而取出活、告其子○大國主神言、汝有此間者、遂爲八十神所滅、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所、

〔先代舊事本紀地神四〕五十猛神、亦云大屋彥神、次大屋姬神、次抓津姬神、已上三柱並坐紀伊國、○下略

〔延喜式神名帳頭註〕紀伊名草郡　伊太祁曾大神　大己貴子五十猛命也、多以木種播殖于大八洲之國、爲有功神、

○按ズルニ、五十猛命ヲ以テ、大己貴命ノ子トナスハ誤レリ、

社地

〔續日本紀文武二〕大寶二年二月己未、是日分遷伊太祁曾、大屋都比賣、都麻都比賣三神社、

〔伊太祁曾三神考〕當社御鎮座の事、○中略其初の宮地は、今の地にはあらず、當社の古傳に云、此御

殘星一留一去春天旅、霞色潮聲入親叢、

〔續門葉和歌集神祇十〕熊野權現の御歌に、道とほし程もはるかにへだゝりぬおもひおこせよ我も

わすれじ、と夢の中にしめし給ひけるむかしをおもひいでゝよめる、　　權少僧都經乘

神も又ちかひわするな我たのむ心のみちはへだてなければ

〔夫木和歌抄神祇三十四〕弘安百首歌末圖むすぶの宮　　檢校法親王〇靜仁

なぎの葉にみがける露のはや玉をむすぶの宮やひかりそふらん、

〔玉葉和歌集神祇二十〕熊野に參りて御前にて讀侍ける　　大僧正行尊

人こそはわが心をばしらねども神はあはれとなどか見ざらん

　題しらず　　法印良守

御熊野の南の山の瀧つ瀨に三とせぞぬれし苔の衣手

　熊野新宮にてよみ侍ける　　中原師光朝臣

あまくだる神やねがひをみつしほの湊に近きちぎのかたそぎ

〔續千載和歌集神祇九〕だいしらず　　前大僧正禪助

今も猶哀をかけよみくま野や昔の跡は神も忘れじ

〔新拾遺和歌集神祇十六〕世の中しづかならず侍し頃、熊野へよみて奉りける、　　藤原雅朝朝臣

さりともとねてもさめても頼かなおろかなる身を神にまかせて

〔元亨釋書 三〕釋圓珍、姓和氏、讚州那珂郡人、○中略珍詣紀州熊野、適風雨晦冥、迷失路、俄大烏飛來、爲前導、已而至祠、衣上之蓑不遑解、便講法華、神排殿戸、自此熊山一乘入講、雖晴天置蓑講師座下、以爲式、

〔古事談 三僧行〕法性寺入道殿○藤原忠通發心地、少將阿闍梨房覺奉祈請之時、神律師度也僧加ノ句云、南無熊野三所權現五體王子云々、後日件事申出之人アリケレバ、被仰云、如然之僧ノ句ハ、近來ハ御子驗者トテ劣ナル事也、

〔壬生家文書 上〕熊野本宮人骨事

熊野本宮衆徒申狀如此、此事雖他社有准據例者、可被注申之由所被仰下也、仍執達如件、

文永六 八月三日　　太宰權帥花押

大夫史殿

本宮衆徒申狀 書寫返上了

條々謹以令言上候

一證誠殿西御前若宮殿乾角御柱、令梳刻候之間、今月三日午刻、始見出之候、令打呪咀釘候者之由成疑心、令求石居之邊瑠璃壇之上候之處、堀出火葬之人骨候了、此之條權現應德當初以降、埋人骨於社壇、奉穢尊神之事、未其例候之間、常容悉是非殊以驚入候、

七月廿一日　　本宮衆徒等上

〔本朝無題詩 七〕熊野路次瀧尻宿即事　　藤原通憲

幽奇靈崛號熊野、一趁永無塵垢襟、月下嵐前膜拜思、當來現世利生心、石門松老攀煙過、巖戸泉寒叩凍斟、本地便知西土主、每濕引接淚難禁、

乘舟到新宮湊　　釋蓮禪

渡口宿時望地形、幽奇旁似畫圖屏、沙塘岸遠漁村白、松樾山高鳥路青、歸洛老年抛劇務、行舟曉燭插

雜載

〔源平盛衰記四十〕維盛入道熊野詣附熊野大峯事
瀧尻ニ著給ヒ、王子ノ御前ニ通夜シ給ヒ、後世ヲゾ祈申サレケル、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十三日、昇崔嵬嶮岨、入瀧尻宿所、〇中略參此王子、歸宿所、

〔南紀名勝志牟婁郡〕瀧尻王子　同庄〇栗栖川瀧尻村の中に有、五所の王子其一也、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十四日、天明出山中宿、參重點王子、次參大坂本王子、次超山了入近露宿所、〇中略乘輿出道渡河、卽參近露王子、

〔南紀名勝志牟婁郡〕近露王子　四番組近露村の中に有、王子の祠前に芝有、頓宮の跡の由云、又大坂王子、村の西十五町計に有、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十五日、午時許著發心門、〇中略今日王子湯河、次猪鼻、次發心門、此王子寳前、殊發信心、

〔南紀名勝志牟婁郡〕發心門　本宮庄三越村の中に有、王子の社跡有、

〔千載和歌集二十神祇〕熊野にまうでゝ侍ける時、發心門の王子にてよみ侍りける、

權中納言經房

うれしくも神のちかひをしるべにてこゝろをおこすかどにいりぬる

〔熊野日記〕廿八日〇寛永元年四月行手の道にて、年ふりて木立たゞならぬ御社あり、御社の前に乘物おろして、人々のやすらひてありければ、こはいかなる御社におはしますぞやと問ば、發心門の王子なるよし答へける故、くちすゝぎて禮拜し、

嬉しくも神の誓にもれずして御法の門にけふぞ入ぬる

〔熊野略記下〕拜文
深旨天地開闢根本熊野十二所權現、七五尊體、本有如來、薩埵誓願、顯威現德、和光垂跡、奥藏深秘、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十一日、參二切部王子一、入二宿所一、

〔紀伊國名所圖會後編六日高郡〕切目五體王子社　切目西野地村の西にあり、五ヶ村の產土神にして、社殿備れり、〇中略　熊野道間、王子祠あまたありといへども、當社古よりことに其名高く聞えたり、祀る神は五體王子と稱、或は覆天開宮五體王子とも稱すとぞ　中古は社殿も壯麗なりしに、天正の兵燹に罹りて、神寶等も燒亡し、其後或比丘尼ありて再興すといふ、寬文二年、官より御戶帳香爐繪馬等を寄せ給ひ、神殿の修飾をも加へ給ひ、又梛の木と楓の木とを境內に植させ給ひしは、古より熊野詣には、必當社の梛の葉をかざしとする例の廢れしを興し給へる意なるべし、

〔源平盛衰記四十〕維盛入道熊野詣附熊野大峯事

蕪坂ヲ打下リ、鹿瀨ノ山ヲ越過テ、高家ノ王子ヲ伏拜、

〔南紀名勝志日高郡〕高家王子　高家庄萩原村の中に有

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十二日、遲明參二御所一、出二御前一先陣、〇中略　次出レ濱參二磐代王子一、此處爲二御小養御所一、無二入御一、此拜殿、每度被レ注二御幸人數一、先云々、右中辨召二番匠一、板放天カンナヲカク、書二人數一天、如レ元令二打付一之、

〔南紀名勝志日高郡〕岩代王子社　岩代庄岩代村の南の海邊に有、依て濱の王子ともいふ也、

〔新古今和歌集十九神祇〕熊野へまうで侍りしに、いはしろの王子に、人々の名など書付させてしばし侍しに、拜殿のなげしに書つけ侍し歌、　讀人不知

いはしろの神は知らんしるべせよ賴むうき世の夢の行末

〔新續古今和歌集二十神祇〕老の後、熊野にまうで侍とて、石代王子にてよめる、　和氣種成朝臣

結おく契りも老の末なれば又ともえこそいはしろの松

子、御幸記にあり、今の刻本御幸記に、イトガハ王子とあり、ハはノの誤なり、

逆川王子社　吉川村にあり、一村の產土神なり、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十日、拂曉凌雨赴道、無程王子御座云々、但依路遠、向路頭樹拜、クメサキ云々

〔紀伊國名所圖會後編四在田郡〕久米崎王子社　別所村の南古道より一町許東にあり、嘉禎修造の後、又破壞して築地のみなりしに、宣命ありて小祠を建つ、

崎山氏所藏文書云

熊野道王子社等破壞事、依御宿願可被修造也、日時勘文遣之、其內紀伊國湯淺庄久米崎王子社破壞無跡云々、然者爲地頭之所役、如本可被造營之狀、依仰執達如件、

嘉禎二年七月廿四日　武藏守判

修理權大夫判

湯淺太郞殿

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十一日、參鹽屋王子、此邊又靜地、有敍

〔名所方角抄紀伊〕鹽屋津　王子御座也

〔千載和歌集二十神祇〕白河法皇、熊野へまゐらせ給ける御供にて、しほやの王子の御前にて、人々歌よみ侍けるに讀侍ける、　後三條內大臣○藤原公教

おもふことくみてかなふる神なればしほやにあとをたるゝなりけり

〔新古今和歌集十九神祇〕白川院、熊野にまうで給へりけるに、御ともの人々、しほやの王子にて歌よみ侍けるに、　德大寺左大臣○實能

立のぼるしほやの煙浦風になびくを神の心ともがな

の社より熊野山まで、九十九所の王子社を建て、御幸の御憩所としたまひ、是すなはち熊野三所大權現の遙拜の地なりとぞ、

藤白王子　本社の西にあり、こは金剛童子の宮にして、本地毘沙門天なりといふ、

〔和歌の浦鶴十一〕藤代の社、もと詳ならず、是も熊野路々王子の列にて、古くは五體王子などもいひ、又此所を熊野の一の鳥居ともいひならはして、むかし前の濱に、大鳥居ありきといふ、今も四間ばかりの鳥居はあり、その邊の村里を、今は鳥居村といへり、されば、もとは熊野をうつしたるにて、本社は證誠殿に擬してなるべく、初は一社なりけむを、つぎ〳〵に本宮のごとく五社にたてつらねしより、五體王子といひしなるべし、

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕若一王子社　在藤代坂麓　社領六石

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月九日、參塔下王子、次參橘下王子、次參トコロ坂王子、次參一壺王子、次昇カブラ坂、參カブラ坂下王子、文祖寛次參山口王子、次入晝養所、過御所、次參イトガハハ恐衍王子、又凌嶮岨、昇イトガ山、下山之後、參サカサマ王子、水遂流河有之此名云々、

〔紀伊國名所圖會後編二海部郡〕塔下王子社　地藏峯寺に接せり、土人若王子といふ、塔下は峠の借字なり、

橘下王子社　橘本村にあり、土人傳いふ、白河法皇御幸の時、當社に通夜し給ひて、橘の下に一夜の旅寐して入佐の山の月を見るかな、と讀せ給ひしとぞ、然れども諸書に所見なし、

蕪坂王子　橘本王子の南三町許坂上にあり、社頭に杉の古木あり、

山路王子　市坪村官道の西の傍にあり、市坪沓掛大窪三ヶ村の產土神なり、御幸記に、一壺王子とある是なり、

〔紀伊國名所圖會後編四在田郡〕山口王子社　蕪坂の麓にあり、○中略寛文記には、鏑槌王子と書り、糸我王

王子と稱するものは、いにしへ熊野御幸の折から、都よりの道すがら、或は修禊をなし給ひ、或は遙拜をなしたまふ所の地にして、畢竟其時に臨てたつる所の神祠ののこれるなり、是を王子と稱するものは、熊野伊弉冉尊の御子に准らへ奉りての名なるべし、

山口王子、同所〇湯屋谷村にあり、九十九王子の其一なり、御幸記にみえたり、

川邊王子社、同村〇川邊村東にあり、九十九王子其一にして、御幸記にいでたり、

中村王子社、今王子權現と云、川邊王子社の東にあり、

〔熊野權現金剛藏王寶殿造功日記〕大治二年十一月四日辛未、御精進、九日丙子、御進發、廿三日庚寅、五部大乘後供養、三重塔供養、御共樂人、

五所王子舞樂有

藤代王子　切目王子　稻持王子　瀧尻王子　發心門王子

依此例、於夏衆之役、五年一度五部大乘經供養、京舞人參詣、

〔源平盛衰記四十〕維盛入道熊野詣附熊野大峯事

紀國三藤ト云所ヘ出給、藤代王子ニ參リ、暫ク法施ヲ奉リ給フ、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月九日、朝出立、路遲々間、已於王子御前、有御經供養等云々、雖啓參、白拍子之間、雜人多立隔無路、強不能參、逐電攀昇藤代坂、五體王子有相撲等云々、

〔紀伊國名所圖會五海士郡〕藤白若一王子社　同村〇藤代の南にあり、廿四ヶ村の生土神、　四季祭禮、三月三日、六月十五日、九月九日、十一月十日、　祀神、左伊弉奈岐尊、伊弉奈美尊、火結命、中饒速日命、右速玉之男命、事解之男命、〇中略當社の鎭座玉つて久遠なり、いにしへより世々の帝王、熊野三山へ行幸ありしかども、熊野路は嶮難にして、末代后妃夫人のために、こゝに勸請なさしめ玉ふともいふ、久安四年、永久二年、文明六年、慶長六年の棟札、幷古帖等存在す、御幸記曰、京師東山若王子

〔熊野九十九王子記〕安倍野王子　熊野王子權現九十九所內、爲第二王子、同國○攝津同郡○住吉在安倍野村、海道松森有り、相傳曰、第一王子在天王寺鳥居前、初在大江岸、後移于此、今則入人家庭中、有小祠、故識者希矣、

堺王子　又向井王子トモ、曰方違社、大鳥郡在堺向井野、

大鳥王子、在北王子村、篠田王子、在篠田王子村、平松王子、在伯田村、

〔攝津志二住吉郡〕界王子神祠　在湯屋町、舊蹤在王子上之西、御幸記所載、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月七日、遲明猶取松明出路、參井口王子、此王子新王子云々、先達相具、於此所待御幸、○中略小時臨幸、次第如例、託競出騎馬、參池田王子、於此所被彈琵琶、法師給物、小袖一領、從是先陣參淺宇河王子、不待御幸、又前陣參鞍持王子、○中略參胡沐新王子、○中略參廿野王子、次參籾井王子、○中略託競出騎馬、先參厩戶王子、

〔熊野九十九王子記〕井口王子、又茶井王子トモ、在井口村、積川王子、在下池田村、寬治四年正月、白川法皇熊野幸、到積川王子、奏舞樂、今草舞臺ト云、麻生河王子、又淺宇河ト、麻生庄在半田村、鞍持王子、又原宮ト、在橋本村、胡木王子、在王子村、貝田王子、又鶴原王子ト、在鶴原貝田村、佐野王子、在中庄田出村、籾井王子、樫井王子ト、又籾井王子ト、在樫井村、厩戶王子、又馬戶王子ト、又筆王子ト、在中小路村、信達王子、在牧野村、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月八日、拂曉出道、參信達一之瀨王子、又於坂中祓、次參地藏堂王子、次參ツハ目王子、次參中山王子、次參山口王子、次參川邊王子、次參中村王子、

〔熊野九十九王子記〕信達王子、在牧野村、一瀨王子、在信達庄市場村、長岡王子、在岡村北坂中、地藏堂王子、在山中村、地藏堂傍ニ王子祠アリ、今廢ス、馬目王子、在山中村王子原、

〔紀伊國名所圖會三上名草郡〕中山王子社　山口庄瀧畑村に在、小祠也、按に凡て熊野參道九十餘所の

野權現者、據二長寛勘文一、雖レ多二諸說一、以二伊弉冉尊一爲二正說一、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月五日、申始許著二木津一、先達次第申二可レ謁之由一、仍不二相具一、先約拜二王子一、人々前後會合、良久御船著御、御幣、長房取レ之、授二御先達一云々、進レ之、御拜二度、先達口ニ退出、候二御經供養一、里神樂了、上下亂舞、宿老人々、已前退出、卽騎馬馳奔、先陣參二坂口王子一、又如二前儀一、又前陣參二コウト王子一、如二前儀一、

〔和歌の浦鶴十〕王子、王子の名目は、もと僧家よりいひ出せることにて、もと本社のうち、若一王子あるよりなるべし、是を天照大御神也といへど、何のよしもなき稱也、九十九王子など、古く諺にいふは、たゞ數多きをいふにて、必實數にあらず、山城を出まして、御幸の道路になべてあり、皆臨幸の御休息所ごとに祭りて、もとこと〳〵く熊野本社をかりに移し勸請せるよしにて、多くは地名を頭におきて、某王子といふ、中に地名ならぬもいさゝかあり、又一所に兩名あるもあり、祭る所は何れも何の神ともいはず、

〔名所方角抄攝津〕渡邊橋　是も難波邊也、天王寺の北一里なり、〇中略此所に熊野の一の王子御坐也、鳥羽より舟にてくだれば、王寺〇寺恐子誤の前にあがるなり、

〔熊野九十九王子記〕久保津王子　又ハ大江王子トモ　第一王子　攝津國東成郡難波大江岸、在二京橋天神殿之間一、　方角抄云、天王寺之北一里、長柄之南、淀川之末、往昔在二渡邊橋一、今則亡、在二熊野一之王子社一、自二鳥羽一乘レ船著二其社前一、據レ此則今號二八軒屋一之邊、所レ謂渡邊橋者、今名天神橋之邊、王子社舊跡有二一大石一、近年營レ社、爲二座摩明神御旅所一、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月六日、拂曉私出馬、指二參阿倍野王子一、先達相伴、致二奉幣之儀一、〇中略次參二境王子一、次第又如レ例、〇中略次大鳥居新王子云々、次第如レ例、次篠田王子、又如レ例、次平松王子、於二王子一殊有二亂舞沙汰一、

〔名所方角抄攝津〕安倍野　松原　あべの、王子御坐也、熊野の二の王子なり、

三熊野の神くら山の石だゝみのぼりはてゝも猶祈るかな

〔南紀名勝志牟婁郡〕御木神社　三の村組和氣村の内に有、〇中略本宮の末社菊理姫を祀といへり、

〔蕉堅藁〕應制賦三山

熊野峯前徐福祠、滿山藥草雨餘肥、只今海上波濤穩、萬里好風須早歸、

御製賜和　大明太祖高皇帝

熊野峯高血食祠、松根琥珀也應肥、當年徐福求僊藥、直到如今更不歸、

鹿苑絕海和尚、曩遊中華、阜錫于龍河、時當大明洪武九年之春也、太祖高皇帝召見英武樓、顧問海邦遺跡熊野古祠、勅令賦詩、欣蒙賜和、未幾東還、寶藏珍護、積有年矣、建文壬午〇我應永九年秋、余使日本國、一見萬年山中、沐以舊遊爲懷、數相詢問、一日捧示御製詩軸、幸獲欽覽、既而徵文嚴韻、執筆未敢、辭固弗容、謹拜頓首書其末云、

採藥秦人舊有祠、春風幾見朮苗肥、老禪曾到中華國、御筆題詩賜遠歸、　道彝

掛錫龍河古佛祠、一生高潔厭輕肥、賦詩召入金鑾殿、携得天香滿袖歸、　會稽一如謹和

〔異稱日本傳上一〕相傳、紀伊國熊野山下飛鳥之地有徐福墳、又曰、熊野新宮東南有蓬萊山、山有徐福祠、近沙門絕海入明、太祖皇帝召見、指日本圖、顧問海邦遺跡、勅賦熊野詩、〇中略所謂徐福祠者、謂蓬萊山祠也、此祠處熊野大權現、熊野大權現者、神代明神、書於國史式條、昭昭也、徐福覦國之光、來止脫虎豹之秦、死爲神、在熊野三山之間、亦匪直人也、

〔南紀名勝志牟婁郡〕徐福祠

新宮庄上熊野村の西南二町計に有、今祠なし、土人其所を楠藪といふ、

〔海東諸國記日本國紀〕崇神天皇、此時熊野權現神始現、徐福死而爲神、國人至今祭之、

〔異稱日本傳下四〕熊野權現始現、徐福死而爲神、國人至今祭之非也、宜參考上卷引後漢書、今按、熊

之面目、已似無他之勇士、人之所思尤爲恥云云、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

去程ニ熊野ノ別當定遍、此事ヲ聞テ、十津河ヘ寄センズル事ハ、縦十萬騎ノ勢アリトモ不叶、其邊ノ郷民共ノ欲心ヲ勸メテ、宮ヲ他所ヘ帶キ出シ奉ラント相計テ、道路ノ辻ニ札ヲ書テ立ケルハ、大塔宮（〇護良）ヲ奉討タラン者ニハ、非職凡下ヲ不云、伊勢ノ車間庄ヲ恩賞ニ可被充行由、關東ノ御教書有之、其上ニ定遍、先三日ガ中ニ六萬貫ヲ可與、御内伺候ノ人御手ノ人ヲ討タラン者ニハ五百貫、降人ニ出タラン輩ハ三百貫、何レモ其日ノ中ニ、必沙汰シ與ベシト定テ、奥ニ起請文ノ詞ヲ載セテ、嚴密ノ法ヲゾ出シケル、

〔新拾遺和歌集十六神祇〕代々の跡にかはらず、三山檢校に補し侍ることを思ひて、

僧正良瑜

つかへつゝ思ひしよりもみくまのゝ神のめぐみぞ身に餘ぬる

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕熊野權現　末社凡二百十五社（〇中略）

飛鳥社　在新宮巽方　祭神未詳（九月十五日祭、社人入内陣、取餘錢、急乘馬、走歸於新宮内陣、）

〔本宮神社考定〕新宮縁起云、神倉權現者、孝昭天皇御宇二十三年戊子、獵師是世、於新宮熊野楠山、見一丈二尺之大熊三頭、走欲射之追行、此熊至西北之巖上、忽現三面神鏡、神靈巍々、光明照耀、是世仰信之餘、折捨弓箭、奉仕無懈、裸行上人出來、於三面鏡上、造立一宇神殿、勤行三十一年、自戊子歲至戊午歲、今神倉權現是也、

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕神藏山　在神宮之近處小嶺、（淡紫色大石有、俗呼曰袈裟石、）　龍藏權現　所祭未詳

〔續古今和歌集七神祇〕くまのにまうで侍ける時、かんのくらにて、太政大臣從一位きはめぬる事を思ひつゞけてよみ侍ける、

入道前太政大臣（〇藤原實氏）

用心有ベクヤ候ラント告タリケリ、

〔吾妻鏡二〕治承五年（○養和元年）正月五日壬子、關東健士等、廻南海可入花洛之由風聞、仍平家分遣家人等所々海浦、其内差遣伊豆江四郎、警固志摩國、而今日熊野山衆徒等、競集于件國菜切島、襲攻江四郎之間、郎從多以被疵敗走、　廿一日戊辰、熊野山惡僧等、去五日以後亂入伊勢志摩兩國、合戰及度度、至于十九日、浦七箇所皆悉追捕民屋、平家家人、爲彼或捨要害之地逃亡、或伐誅、又被疵之間、弥乘勝今日燒拂二見浦人家、攻到于固瀨河邊之處、平氏一族關出羽守信兼、相具軍伊藤次已下軍兵、相逢于船江邊防戰、惡僧張本戒光（字大頭八郎房）中信忠之箭、仍衆徒引退于二見浦、掠取下女（齡三十四）幷少童（十四五者）等以上三十餘人、令同船、指熊野浦解纜云云、尋此濫觴、南海道者、當時平相國禪門（○平淸盛）虜掠之地也、而彼山依奉祈關東繁榮、爲亡平氏方人有此企云云、

〔源平盛衰記四十三〕湛增同意源氏附平家志度道場詣幷成直降人事

熊野別當湛增法眼ハ、賴朝ニハ外戚ノ姨聟也、年來致平家安穩祈禱ケルガ、國中悉源氏ニ志ヲ運、湛增一人背テモ後難アリ、今更平家ヲステン事モ、昔ノ好ヲ忘ニ似タリ、如何アルベカラントト進退思煩フ、所詮非可及人力、可任神明冥覽トテ、田部ノ新宮ニテ、臨時ノ御神樂ヲ始ム、神明託巫女曰、白𣏐ハ白旗ニ付ト、湛增猶不信之、同新宮御前ニテ、赤ハ平家、白ハ源氏トテ、七番ノ鷄ヲ合ケルニ、赤鷄、白鷄ヲ見テ、一番モ不番逃ニケリ、此上ハ奉任神慮トテ、熊野三山、金峯、吉野、十津河、死生不知ノ兵共ヲ語集メ、若一王子ノ御正體ヲ奉下榊枝ニ飾付、日月山端ヲ出ルガ如シ、旗紋楯面ニハ、金剛童子ヲ畫ニ顯ス、見ルニ身毛竪ケリ、兵船二百餘艘ヲ調テ、紀伊國田部湊ヨリ漕渡テ源氏ニ加ル、

〔吾妻鏡四〕元暦二年（○文治元年）三月九日壬辰、熊野別當湛增、依廷尉（○源義經）引級、承追討使、去比渡讃岐國、今又可入九州之由有其聞、四國事者、義經奉之、九州事者、範賴奉之處、更又被抽如然之輩、匪啻失身

長慶（長湛子鶴殿）　堯湛（定湛子京田）　長慶（鶴殿再任）　正湛（小松再任）　定有（宮崎）
湛擧（高坊）　定湛（慶湛子正湛孫小松）　定遍（定有子）

〇按ズルニ、上文熊野別當代々記ニ、正湛以後別當職廢絶ストアレドモ、本書及ビ下文太平記大塔宮熊野落ノ條ト合ハズ、

〔源平盛衰記十三〕熊野新宮軍事

十郎藏人、東國下向ノ時、內々新宮ヘ申下ケル事ハ、平家ハ惡行年積テ、法皇〇後白河ヲ鳥羽ノ御所ニ押籠奉テ、忽ニ逆臣トナルニ依テ、彼輩追討スベキヨシ、宮〇高倉宮以仁王ノ令旨ヲ給テ、同姓ノ源氏年來ノ家人ヲ催促ノ爲ニ、關東ヘ下向ス、早ク家人等ニ相フレテ、內々用意有テ、行家ガ上洛ヲ相待ベシト云下タリケレバ、那智新宮ノ者共、寄合々々、カクス〳〵ト私語ケレドモ、國內通計ノ事ナレバ、平家ノ祈ノ師ニ本宮大江法眼コレヲキヽ、新宮十郎義盛コソ、高倉宮ノ令旨ヲ給リ、東國ニ下リ、白旗白弓袋ニナリカヘリ、平家ヲ亡サントスルナルカ、那智新宮大衆等、源氏ノ方人セントテ用意有ケレ、イザヤ推寄滅サントテ、大江ノ法眼大將軍トシテ三千餘騎、舟ニ乘テ新宮ノ渚ヘオシヨセケリ、新宮那智ノ大衆此事ヲ聞テ、那智ノ執行、正寺司權寺司、羅睺羅法橋、高坊ノ法眼等同心シテ、大衆二千餘人、新宮ノ渚ニ陣ヲトル、大江法眼押寄テ、互ニ時ヲ作ル事三箇度也、〇中略サレ共大江法眼軍ニ負、相語耀遁ルヽ者ハ少ク、討ルヽ者ハ多カリケリ、那智新宮大衆軍ニ勝テ、貝鐘ヲ鳴シ、平家運傾テ、源氏繁昌シ給ベキ軍始ニ、神軍サシテ勝タリト悅ノ時三度マデコソ造ケレ、和泉國住人ニ、佐野法橋ト云者、大江法眼ニハ甥也ケルガ、軍ニハ負ヌ、山ニ逃籠テ息ツキ居タリ、內ノ消息ヲ書テ、福原ヘ奉リケルハ、君未知召レズ候ヤ、新宮十郎義盛、高倉宮ノ令旨ヲ給リ、東國ニ下向シテ源氏等ヲ催促シテ、平家ヲ亡シ奉ラントテ、白旗白弓袋ニ成返レル間、那智新宮、義盛ニ同意ノ由承テ、大江法眼御方トシテ、新宮渚ニオシヨセテ、一日一夜、戰侍シカドモ軍敗ヌ、御

陽成院御時、元慶元年六月廿日補任、治山二十年、此時寛平法皇御幸當山、庄園寄山、　第五代慶玄延喜帝御時、昌泰元年八月十八日補任、治山二十三年、　第六代長仁延喜帝十六年二月十七日補任、治山五年、　第七代增慶延喜帝二十一年二月十日補任、治山五年、　第八代增皇朱雀院御宇承平三年十二月十日補任、治山三十一年、或廿一年、　第九代快勝圓融院御宇貞元二丙子十一月十日補任、治山廿八年、　第十代泰敬一條院御宇長保元年正月二日補任、父實方中將、母奥之國人也、治山廿年、　第十一代快眞一條院御宇永延二年十二月廿八日補任、治山三十九年、　第十二代永尊三條院御宇長和元年十一月十三日補任、治山二十年、　第十三代覺眞後三條院御時延久元年十月十二日補任、治山三年、　第十四代宗實後三條院御宇延久四年二月十三日補任、譜非其氏、補任別當、紀伊守子也、　第十五代長快白河院御宇承保二年五月十九日補任、治山三十八年、或廿八年、今白河院依宣下、長快卜別當頼殿、自上快慶補任別當十五度注獻之也、　第十六代長範鳥羽院御宇保安四年五月十八日補任、治山十九年、　第十七代長彖近衛院康治元年十月十四日補任、治山三十年、　第十八代湛快近衛院久安二年三月補任、治山廿八年、　第十九代行範高倉院承安二年七月補任、治山一年、　第廿代範智高倉院承安四年午補任、治山八年、　第廿一代湛增湛快二男、後鳥羽院文治三年補任、治山十二年、　第廿二代行快後鳥羽院建久九年七月七日補任、治山五年、　第廿三代範命土御門院建仁二年十二月五日補任、治山七年、　第廿四代湛政土御門院承元二年戊辰九月廿七日補任、治山十五年、　第廿五代琳快行快六男、後堀河院貞應元年補任、治山七年、　第廿六代快命範命三男、後堀河院安貞二戊子年補任、　第廿七代湛眞湛增五男、四條院嘉禎三年補任、　第廿八代尋快四條院仁治四年癸卯補任、　第廿九代定湛後深草院御宇康元元年補任、　第三十代靜快龜山院文永二年補任、　第三十一代正湛後宇多院御宇弘安五年壬午十二月補任、

右別當三十一代相續、其後斷絕、而无別當職、自往古至今別當屋敷、新宮境內ニ在之也、

〔二中歷四座主〕熊野山別當

增皇　殊勝○殊恐快誤　泰救　快眞泰救子　永尊泰救孫

覺眞泰救子　教暹　長快快眞子　長範長快子　長憲長快子

湛快長快子　行範長範子　範智同子　湛增湛快子田邊　行快行範子

範命同子　湛政湛快子浦上　琳快行快子　快命範命子　湛眞湛增子田邊

親快行快子新宮　定湛湛眞子小松　靜快親快子新宮　正湛定快子小松　長眞長快子

社僧

〔風雅和歌集十九神祇〕有漏よりも無漏に入ぬる道なればこれぞ佛のみもとなるべき

此歌は、後白河院、熊野の御幸卅三度に成ける時、みもと、いふ所にて、つげ申させ給けるとなん、

もとよりも塵にまじはる神なれば月のさはりも何かくるしき

是は和泉式部、熊野へまうでたりけるに、さはりにて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身のうき雲のたなびきて月のさはりとなるぞかなしき、とよみてねたりける夜の夢につげさせ給けるとなん、

〔僧官補任〕熊野三山檢校次第

増譽寛治四年、白河院南山臨幸之時、始補當職、大納言通輔男息、一乘寺大僧正　行尊大僧正永久四補、參木基平卿息、　覺宗僧正保延元補、號少將僧正、治部少輔藤家基息、　覺讃大僧正仁平二補、號助大僧正、新熊野同、　實慶大僧正養和元補、新熊野同、　覺實僧正正治元補、實慶存日讓補、新熊野同、左大臣實房公息、　長嚴大僧正承元□補、號刑部大僧正、新熊野同、　大吉祥院良尊大僧正嘉禎四補、後京極攝政息、　御室戸道慶大僧正寛元四補、後京極攝政息、　櫻井覺仁親王寶治二補、後鳥羽院皇子、新熊野同、　靜仁親王文永三補、土御門院皇子、新熊野同、　常住院行昭大僧正永仁四、四、廿補、東山禪閤息、新熊野同、　如意寺道瑜大僧正新熊野同、普光園院禪閤息、　常住院道昭大僧正新熊野同、一條攝政息、　聖護院覺助親王新熊野同、後嵯峨院皇子、　道昭准后文和四、十二、廿二還補、新熊野同、同日入滅、　良慶文和四、十二補、一條攝政息、新熊野同、　良瑜大僧正新熊野同

○按ズルニ、二中歴ニハ、長嚴ノ次ニ定豪アリテ、覺實、道慶、良慶、良瑜ノ四人ノ名見エズ、

〔葉黄記〕寛元四年十一月十五日庚午、櫻井宮、○覺仁親王、後鳥羽皇子、被補熊野三山檢校、法親王補之今度始之、前大僧正道慶、依入道大納言御吹擧、被蒙御約束了、今時移之間相違歟、

〔熊野別當代々記〕第一別當快慶嵯峨天皇弘仁三年十月十八日補任、父左大臣、母橘本道信嫡女也、治山三十六年、　第二別當慶覺快慶嫡男也仁明天皇御宇嘉祥元年十二月廿七日補任、治山三十年、　第三代覺胤快慶五男也清和天皇御宇貞觀十四年八月十日補任、治山六年、　第四代快圓

成難シ、是ヨリ十津河ノ方ヘ御渡候テ、時ノ至ンヲ御待候ヘカシ、兩所權現ヨリ案內者ニ被付進テ候ヘバ、御道指南可仕候ト申スト被御覽、御夢ハ則覺ニケリ、是權現ノ御告ナリケリト憑敷被思召ケレバ、未明ニ御悅ノ奉幣ヲ捧ゲ、頓テ十津河ヲ尋テゾ分入ラセ給ケル、

〔園太暦〕觀應元年十月十五日、今日熊野別當快宣法眼、注進神輿歸座事、次託宣事示之、仍續左、

熊野新宮山西御前御託宣記錄注進事

右當山下熊野在家人、於彼宅今月廿二日丑刻件屋仁光物落懸、住屋鳴廻劇、彼屋仁佐女登謂女在之、依神告即詣阿須賀社、託彼女云、思私族寄事於造營沙汰、相語緣者衆徒、奉動座神輿、依之爲雨露被侵、然間若有和光同結緣、此已被振出顯露之上者、如剃頬之後、吾又令剃返、令退出御山之上者、先奉歸座神輿、可相待明春三月中、差過三月中者、可奉振出神寳榊、此上猶以及御歸座遲々者、單生御山可成暗闇之由云々、如此託異、同廿五日夜半權現上給訖、此條當山其外參詣上下諸人、驚耳目之條不可勝計之哉、若僞申上候者、熊野山三所之權現之御罰於、可能蒙快宣之身候、仍注進言上如件、

觀應元年九月廿七日　別當法眼快宣

進上御奉行所

〔玉葉和歌集〕二十神祇 待わびぬいつかはこゝにきの國やむろの郡ははるかなれども

此歌は、つくしに侍ける人の子の、三にてやまひして、日數かさなりけるを、おやども歎きて、熊野へ參らすべきよし、願書を書ておきながらおこたりけるを、年月へて、七歲にて、又おもくわづらひける時、託宣ありけるとなん、

色ふかく思ひけるこそうれしけれもとのちかひをさらに忘れじ

此歌は、武藏國に侍ける人、熊野に詣て、證誠殿御前に通夜して、後世の事を祈り申侍けるに、夢のうちにしめし給けるとなん、

候べしとねん比に申ければ、あはれみて具せられけり、實にもかひ〴〵しく、宿々にては、人もおきでねども、諸人がこりの水をひとりとくみければ、こりさをとなづけて、人々もあはれみけり、さておとゞ參つき給ひて、ほうべいはて丶、證誠殿の御前に通夜して、參詣の事、隨喜のあまりに、大臣の身に藁沓はゞきを著して、長途をあゆみまゐりたる、ありがたき事也と心中に思はれて、少まどろまれたる夢に、御殿より高僧出給ひて仰せられけるは、大臣の身にて、わら沓はゞきして參り、ありがたき事に思はる丶事、此山のならひは、ゐんみやみなこの例也、あながちにひとり思はるべきことかは、こりさをのみぞいとほしきと仰せらる丶と見給ひてさめにけり、おどろき恐れて、其こりさをのことを尋らる丶に、しか〴〵と始よりの次第申ければ、あはれみ給ひて、國に屋敷など、永代かぎりてあて給ひけり、いやしき下臈なれ共、心をいたせば神明のあはれみ給ふ事如此、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

大塔宮二品親王〇護良ハ、笠置ノ城ノ安否ヲ被聞食爲ニ、暫ク南都ノ般若寺ニ忍テ御坐有ケルガ、笠置ノ城既ニ落テ、主上〇後醍醐被囚サセ給ヌト聞エシカバ、〇中略則般若寺ヲ御出在テ、熊野ノ方ヘゾ落サセ給ケル、〇中略切目ノ王子ニ著給フ、其夜ハ叢祠ノ露ニ御袖ヲ片敷テ、通夜ラ祈リ申サセ給ケルハ、南無歸命頂禮三所權現滿山護法、十萬ノ眷屬、八萬ノ金剛童子、垂跡和光ノ月明カニ、分段同居ノ闇ヲ照シ、逆臣忽ニ亡ビテ、朝廷再耀ク事ヲ令得給ヘ、傳承ル兩所權現ハ、是伊弉諾伊弉冉ノ應作也、我君其苗裔トシテ、今朝日忽ニ浮雲ノ爲ニ被隱テ冥闇タリ、豈不傷哉、玄鑒似空、神若神タラバ、君盍爲君ト、五體ヲ地ニ投テ、一心ニ誠ヲ致シテゾ祈申サセ給ケル、丹誠無二ノ御勤、感應ナドカアラザラント、神慮モ暗ニ被計タリ、終夜ノ禮拜ニ御窮屈有ケレバ、御肱ヲ曲テ枕トシテ、暫御目睡在ケル御夢ニ、鬟結タル童子一人來テ熊野三山ノ間ハ、尙モ人ノ心不和ニシテ、大儀

バ、山中ブサウノカンナギヲ召出ス、御フシンノ事有、ウラナヒ申セト仰ケレバ、アシタヨリゴンゲンヲオロシ參ラスル、午ノ時マデオリサセ給ハネバ、古老ノ山伏八十ヨ人、ハンニヤメウデンヲドクジユシテ、キセイヤヽ久シ、カンナギモ五タイヲ地ニナゲ、カンタンヲクダキケレバ、諸人メヲスマシテミル處ニ、ゴンゲンスデニオリサセ給ヒケルニヤ、ジユ〴〵ノシンペンヲゲンジテ後、カンナギ法皇ニムカヒ參ラセテ、右ノ手ヲサシアゲテ、打カヘシ〳〵、是ハイカニト申ニ、マコトニゴンゲンノ御タクセンナリト思召テ、御座ヲスベラセ給ヒテ、御手ヲ合、申所是也、扨イカガ候ベキト申サセ給ヘバ、明年ノ秋ノ比、必ホウギヨナルベシ、其後世ノ中手ノウラヲカヘスゴトクナランズルゾト御タクセン有ケレバ、法皇ヲハジメ參ラセ、グブノ人々ナミダヲナガシテ、サテイカナル事有テカ、御命ノビサセ給フベキトトヒ奉レバ、定業カギリアレバ力及バズトテ、ゴンゲンハアガラセ給ヒヌ、參リアツマリタルキセン、オノ〳〵カウベヲ地ニ付テヲガミ奉リケリ、法皇ノ御心ノウチ、イカバカリカ御心ボソクオボシケン、日比ノ御參詣ニハ、天長地久ニ事ヨセテ、切メノ皇子ノナギノハヲ、百度千度カザヽントコソ思シメスニ、今ハ三ノ山ノ御ホウベイモ、是ヲカギリト御心ボソク、ジンゴンメウデンノ御ホウラクモ、リンジウ正念往生ゴクラクトノミゾ御キチン有ケルガ、スベテクワンギヨノテイ、アハレナリシ御アリサマ也、

〔古今著聞集神祇一〕いつの比の事にか、德大寺のおとゞ、實能○熊野へ參給ひけり、さぬきの國しり給ひける比也ければ、かれより人夫おほくめし上せて侍けるが、多くあまりたりければ、少々返し下されける中に、ある人夫一人、しきりになげき申けるは、たかき君の御德によりて、さいはひに熊野の御山拜奉らんことを悦つるに、あまされまゐらせて、歸くだらんことかなしき事なり、只まげて召供せさせ給へと奉行の人にいひければ、さりとては餘りたればさのみ何のやうにせんぞといひければ、なく〳〵愁て、唯御功德に食ばかりを申あたへ給へ、いかにも宮づかへは仕

神託

〔倭訓栞前編二〕ありのとわたり　蟻の熊野詣といふは、中古貴賤參詣一道を往來し、絡繹たえすして、今の伊勢參りの如きよりの諺なるべし、

〔四生歌合上〕二番　右　あり

なさけなき君が心はみつの山くまのまいりをしていのらまし

〔南紀名勝志牟婁郡〕潮垢離の所

田邊庄西谷村南の海濱二町計をいふ也、此所に岩有、願崇と號く、〇中略熊野參詣の貴賤、是に到て潮を浴して、不淨を清といへり、

〔愚管抄四〕白河院の御時、御熊野詣といふことはじまりて、度々まゐらせおはしましけるに、いづれの度にか、信を出して寶前におはしましけるに、寶殿のみすの下より、めでたき手をさし出して、二三度ばかり、うち返し〳〵して引入にけり、夢なんどこそか丶る事はあれ、あざやかにうつつにか丶る事を御覽じたりけるをあやしみ思召て、みこども多かりけるに、何となく物をとはれければ、さらに〳〵げに〳〵しき事なし、それによりのいたとて、熊野のかうなぎの中に聞えたる者有けり、みまさかの國のものとぞ申ける、それが七歳に〻候けるに、はたと御神つかせ給ひたりける、世のするには、手の裏を返すやうにのみあらんずる事を、みせまゐらせつるぞかしと申たりけるが、か丶るふしぎをも御覽と御覽じたりける君なり、

〔保元物語一〕法皇熊野御參詣并御託宣ノ事

コヽニ久壽二年ノ冬ノ比、法皇〇鳥羽クマ野ヘ御參詣有、本宮セウジャウデンノ御前ニテ、ゲンタウ二世ノ御キチン有シニ、夢ウツヽ共アラズ、御ホウデンノ中ヨリ、ドウジノ御手ヲサシ出シテ、打カヘシ〳〵セサセ給フ、法皇大キニオドロキ思召テ、先達ナラビニグブノ人々ヲ召テ、フシギノズイサウ有、ゴンゲンヲクハンジャウシ奉ラバヤト思召テ、マサシキカンナギヤ有ト仰ケレ

一重輕服仁事　不憚之

一鳥死事　精進中不可取入之

一死穢事　可守法曹之例

一堂舍參詣事　參詣之仁、當日可憚之、但如地藏堂有骨堂者、可憚七ヶ日、

一犬死犬產事　若精進中、俄出來ハ無力事也、

一遣死穢所於人事　至門前者不可有苦

一精進日ニハ、必堂舍參詣候仁、庭立マデも不可入之、

擇熊野山御參詣雜事日時

可被調御雜具日時、二月八日庚子、時辰、　御精進屋日時、十四日丙午、時戌、　御進發日時、十九日辛亥、時寅、　本宮御奉幣日時、廿七日己未、時戌、　新宮御奉幣日時、廿八日庚申、時酉、　那智御奉幣日時、廿九日辛酉、時戌、　稻荷御奉幣日時、三月七日己巳、時申、　八日庚午、時酉、

文應二年正月十日

可被進熊野山於御代官日次

始御精進日、二月八日庚午、　御進發日、十二日甲戌、　御奉幣日、十八日庚辰、　廿日壬午

〔玉海〕文治四年九月十五日戊申、此日爲如法經十種供養結緣下向天王寺、〇中略此夜兼光卿來、凡已下結緣之乘、不知何千萬、寺邊之人家、五數雖點、猶人多家少、定宿道路之者多々也、人々善心、以之可知、可貴々々、但是假名處假之善心、多者是人まねのくまのまうで歟云々、

〔太閤記 三〕因幡國取鳥落城之事

天正九年、〇中略附城の御普請は七月一日より鍬初有しが、十日比には、はや〇中略出來にけり、〇中略番士五六十人づゝ入替々々、夜番廻番蟻の熊野參りする如く、隙透間もなく見えにけり、

廿九日、〇中略ふたゝび本宮の御社にぬかづき、熊野川巴が淵てふ所より舟にのりて、新宮の湊まで九里八町の急流をくだる、〇中略牛が鼻といふを通りて、新宮の湊に入るときは、いまだ未の刻にいたらず、舟の早かりしをおぼゆ、新宮の御社に詣て、

にひ宮のまるしあらたに荒磯の鹽にてみがく千木のかたそぎ

あくれば五月朔日、宿を立出、神の倉の社をふしをがみつゝ、三輪の崎にいたる、〇中略那智の御山にかゝりて、

いつしかと祈り〳〵て三熊野の那智の御山にけふぞ入ぬる

なちのみ山に登りて

またたぐひなちの御山に分入れば今も神世の心ちこそすれ

〔壬生家文書上〕熊野精進條々 元亨注之

熊野代官間精〇此下缺

一妊者并同夫不憚之、進代官之條も無子細、

一產穢事　產婦四十一日可忌之、三十ケ日以後、人ノ通達、又合火不憚之、同夫も產生七ケ日之間可憚之、

一葱韮事 葱ハ於他所食之人來不苦、但本謂日可憚、精進之中不可取入之、合食之仁、葱三ケ日、韮七ケ日可憚之、又合火ハ不苦、

一蒜事　蒜三十三日憚之、辛七十五日、人々通達無憚、

一鹿事　猪三十三日、鹿七十五日、人々通達無憚、

一月水人事　可出之也、人々通達、并又合火ハ不苦、但精進之日ハ可憚之、本仁ハ七ケ日□八ケ日可入也、

〔憲淳僧正熊野山入堂記〕十三日、〇中略著二切目宿一、南望雲海沈々、而浸月前開、月浦皎々今如レ秋、有レ興有レ感柱記云了、

望遠蒼波萬里雲　心窮旅館一宵夢

十四日、次二中山王子一有レ祓、次經二浦路一參二岩代王子一、面々註二一首一、愚作云、

眼疲蒼海千里望　響潔緑松敷曲調

十六日、次二近露王子一、則宿二近露郷一了、今日二所儲御手水了、

路分九品起二三界一　河灌烟塵除二業障一

峯つゞきかさなる山の道とほく幾重の雲をわけてきぬらん

十七日、今日著二湯川一了、

一旦榮花任二運命一　四恩覺果挺二精祈一　憲淳

〇按ズルニ、憲淳ハ醍醐山報恩院四世ノ祖ニシテ、後二條天皇德治三年八月、五十二歳ニテ入滅セリ、

〔花營三代記〕應永廿八年三月十六日己卯、御臺様、〇足利義持妻熊野有二御參詣一、御先達聖護院角坊、有二北野殿御同道一、御供人數、

畠山兵部少輔滿祐　大館次郎持房　小早川入道　宮下野守滿重　湯河宮内大輔　玉置

熊谷遠江守滿實　塀和右京亮持爲　兵庫助貞慶　加賀守貞直　以上十騎

〔熊野日記〕嘉永元年卯月廿日餘り四日といふ日、若山吹上の城下を立出て、三熊野のかたへおもむきける、　廿八日、〇中略やがて音無の里竹房につく、身を清めて年久しくあんじ奉りし本宮の御社にまうづ、神垣いと尊し、

一筋に祈る心を三熊野の神ははるかにしろしめすらん

懐虚假の凡夫なれば、強て外に賢善精進の威儀を刷ふべからず、たゞ其心を正直にし、ひとへに本地の誓約を信じ、二心なく念佛して登山すべし、これ神威を輕しむるにあらず、神明はもとより僞なし、ゆめ〳〵冥眦をめぐらしたまふべからずと、これによりて平太郎參詣するに、其敎に任せて、道の作法、とりわきて威儀を繕ふ事なく、唯誓願を信じて他念なく、果して無事に參り著ぬ、

〔帝王編年記二十五後嵯峨〕寛元元年十月七日庚辰、今出河入道大相國、〇西園寺實氏進發南山、

〔增鏡五内野の雪〕そのとし〇寛元元年の十月七日かとよ、みやこをたちて、くま野にまうで給ふ、〇藤原實氏さはふのゆゝしさ、むかしのふるき御代の御幸どもにもやゝたちまさるほどにぞはべりし、御子むまご引ぐし給ふ、大納言に實雄御子公相御むまご公基、前藤大納言とありしは爲家の事にや、方門前大納言も、ついせうに京いではこせうせられたり、大宮中納言きんもち、左宰相の中將さねたう、右兵衞督ありすけ、殿上人は卅餘人侍りけり、いといみじかりし事どもなり、

〔勘仲記〕弘安五年九月廿一日丁丑、青女爲南山斗藪、自今夕所始精進也、精進屋用勘解由小路經持宿所、彼妻室令同道故也、予自昨日行向所致沙汰也、門々立犬防、屋引注連、入夜遙拜如例、先達圓密房阿闍梨禪門同所參詣也、宿々雜事所相觸泉州紀州等渡御領等知行人也、馬堀川大納言、前藤大納言、四條前中納言已下、自所々被約束、毎年無相違、神鑒之至歟、心中喜悦之外無他者也、精進中予致潔齋所令經廻也、　廿五日辛巳、今曉女房所進發也、於庭上有解除、次先達賦杖、其後步行、雜色青侍等遣送、取松明前行、毎事無依違、所願成就之前表也、　十月五日辛卯、青女今日參著本宮奉幣日也、予精進潔齋所祈念也、多年之所願忽令思遂之條、神鑒炳焉者歟、懸御正體一面、供養觀藥壽經、御明文予書之了、　六月壬辰、新宮奉幣也、予潔齋、　七日癸巳、今夕那智奉幣潔齋、　十六日壬寅、今日青女自南山歸洛日也、稻荷奉幣護送等事、所沙汰遣也、凌萬里之波濤無爲悅之外無他、

根ニ蔦マトヘリ、昔ノ遺ヲ忍ベトヤ、千代ノ形見ニ引植サセ給ケル、老木ノ樛計コソ折知ガホニ咲ニケレ、

〔承久軍物語一〕しなのゝくにのぢう人にしなの平四郎〈○四郎一本作二郎〉もりとほといふ侍あり、十四十五の子をもちけるが、いまだげんぷくもせず、さるしゆくぐわんあるによりて、くまのゝまうでのをりふし、上くわう〈○後鳥羽〉みくまのゝまうでありしかば、道にてあひ奉りけり、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年正月十五日丁亥、於政所、尼御臺所〈○源頼朝妻政子〉南山御參詣事有其沙汰、相州〈○北條時房〉可被扈從云云、　二月四日丙午、尼御臺所御上洛、相州扈從、是爲熊野山御斗藪也、　四月廿九日庚午、申剋尼御臺所御還向南山、御奉幣無爲、〈○又見愚管抄〉

〔砂石集五下〕中古に、ひたちのくに田中の庄といふ所に、高觀房といふ山ぶしありけり、隣家に藤追といふ百姓がつまに、しのび〳〵よりあひける、又山臥のたねつがんと思ひけるにや、此事じねんにもりきこえて、口をしく思けれども、かつうは師檀の儀なり、くまのゝせんだちなどする名人なれば、はぢがましき事あたへんもしかるべからずと思ひて、熊野へさんけいの時、妻うちぐして、奥州へ千福といふ所に、ゆかりたるものありけるをたづねてくだりにけり、

〔親鸞聖人繪詞傳三〕聖人五條西洞院にまします時、仲春の比、常陸國那荷郡大部鄕の庶民、平太郎と云もの、地頭の役にさゝれて、紀州熊野へ參詣する事あり、總じて此山へ歩を運ぶものは、潔齋おろそかなれば、たちまち神の咎ありとて、諸人おそれあへり、然るに平太郎は、當初聖人の敎化をうけしものなれば、只一心に彌陀に歸依して、後世のつとめのみを心がけ侍るに、此度公務にかられ、是非なく詣づるなれば、心すめやらで、先御許へ參りて、件の由を申、委く敎誡を蒙りけり、聖人さとして宣く、抑和光の方便は、衆生に結緣して佛道に引入せむとなり、熊野證誠殿の本地は、すなはち西方の彌陀如來也、然れば一向に念佛して詣でんに、何の憚所かあるべき、本より内

有ニコソ、其淨衣脫ギ改ムベカラズトテ、是ヨリ又悅ノ奉幣アリ、人々怪シトハ思ケレドモ、其御心ヲバ知ズ、下向ノ後幾程ナクテ、後ニ惡瘡ノ出給ヒタレドモ、ツヤ〳〵瘡治モ祈誓モナカリケリ、

〔源平盛衰記四十〕維盛入道熊野詣附熊野大峯事

此ヨリ熊野參詣ノ志アリトテ、修行者ノ樣ニ出立給ヒケレバ、如何ニモ成給ハン樣ヲ見奉ラントテ、時賴入道モ御伴申シテ參ケリ、○中略夫ヨリ本宮ニ著給テハ、寂靜坊阿闍梨ガ庵室ニ入給フ、○中略サテモ中將入道殿○平維盛ハ、參社セントテ坊ヲ出給ツヽ、此御山ヲ見給ニ、大悲利物ノ霞ハ、熊野山ニ聳キ、和光同塵ノ垂跡ハ、音無川ニ住給フ、常樂我淨ノ春風ニ妄想ノ氷解、佛性眞如ノ月影ニ生死ノ闇モ晴ヌラント、信心肝ニ銘ジツヽ、證誠殿ノ御前ニ再拜念誦シ給ケリ、常住ノ禪徒、客僧ノ山伏參集リテ、儀法ヲゾ讀ケル、一心敬禮ノ音澄ハ、三世ノ諸佛隨喜ヲ垂、第二第三ノ禮每ニ、無始ノ罪障滅ラント、最貴ク思召ケレバ、賢クゾ思立ケル、父ノ大臣○平重盛ノ命ヲ召テ、後世ヲ助給ヘト被申ケル事思出テ、懸ルベキ事ヲ兼テサトリ給ケルト覺エテ哀也、○中略明ヌレバ寂靜坊ニ暇ヲ乞トテ、和光同塵ハ區々ニマシマセ共、利益衆生ハ一ナリ、兩度參詣ノ契ヲ以テ、一佛淨土ニ必ズトテ、本宮ヲ出給ヒ、𦩪崎ヨリ舟ニ乘、時々ニ苦路ヲサシ、新宮ニ詣給、一夜通夜シ給テ、祈誓ハ本宮ニ同事、翌日ハ明日香神藏ニ暫ク念誦シ給テ、那智ヘゾ參給ケル、○中略那智御山ハ穴貴ト、飛瀧權現御坐、本地ハ千手觀音化現也、三重百尺ノ瀧水、修禪ノ峯ヨリ流出テ、衆生ノ塵垢ヲ洗キ、千手如意ノ本誓ハ、弘誓ノ船ニ棹シテ、沈淪ノ生類ヲ渡給フモ憑シヤ、法華讀誦ノ音聲ハ、霞ノ底ニ幽也、如來ノ說法シ給シ、靈山淨土ニ相似タリ、觀音薩埵ノ靈像ハ、岩ノ上ニゾ坐シ給フ、大悲ノ生ヲ利益スル補陀落山トモ謂ツベシ、去シ寬和ノ比、花山法皇ノ行給ニケル所トテ、時賴入道奉敎ケレバ、瀧本ヘ下給テ、其舊跡ヲ拜スレバ、今ハ御庵室モ露ニ朽テ其跡ナシ、庭上ニ若草繁シテ、垣

ル、〇下略

〔源平盛衰記十一〕小松殿夢同熊野詣事

同年〇治承三年五月ニ、小松大臣〇平重盛宿願也トテ、公達引具シ奉リ、熊野參詣アリ、精進日數ヲ重ツヽ本宮ニ著給ヒテ、證誠殿ノ御前ニ再拜シ啓白セラレケルハ、歸命頂禮大慈大悲證誠權現、白衣ノ弟子平重盛、畏カシ奉リ申入、心中ノ旨趣ヲ聞召入シメ給ヘ、父相國禪門〇淸盛ノ體、惡逆無道ニシテ、動モスレバ、君ヲ惱シ奉ル、重盛其長子トシテ、頻ニ諫ヲ致ストイヘ共、身不肖ニシテ敢服膺セズ、其振舞ヲ見ルニ、一期ノ榮花猶危シ、枝葉連續シテ、親ヲ顯シ名ヲ揚ン事難シ、此時ニ當テ重盛苟モ思ヘリ、愁ニ諂テ世ニ浮沈セン事、敢テ良臣孝子ノ法ニ非ズ、不如名ヲ遁レ身ヲ退テ、今生ノ名望ヲ抛テ、來世ノ菩提ヲ求ンニハト、但凡夫ノ薄地、是非ニ迷フガ故ニ、猶未志ヲ恣ニセズ、願クハ、權現金剛童子、子孫ノ繁榮絶ズシテ、仕ヘテ朝廷ニ交ルベクハ、入道ノ惡心ヲ和ゲテ、天下安全ヲ得セシメ給ヘ、若シ榮耀一期ヲ限リ、後昆恥ニ及ブベクハ、重盛ガ運命ヲ縮テ、來世ノ苦輪ヲ助給ヘ、兩個ノ愚願、偏ニ冥助ヲ仰グト、肝膽ヲ碎テ祈念再拜シ給、〇中略筑後守貞能、御供ニ候ケルガ、見奉ケルコソ怪シケレ、大臣ノ御後ヨリ、燈爐ノ火ノ如クニ赤ク光タル物ノ、俄ニ立耀テハ、バット消エ、バット燃上リナドシケリ、惡事ヤラン、吉事ヤラント、胸打騷ギ思ヒケレドモ、人ニモ語ラズ、左右ナク大臣ニモ申サズ、御悅ノ道ニナリ給、音ナシノ王子ニ詣給タリケルニ、淸淨寂寞ノ御身ノ上ニ、磐石空ヨリ崩カヽルトゾ、大臣ウツヽニ見給ヒケル、岩田川ニ著給テ、夏ノ事也ケレバ、河ノ端ニ涼ミ給フ、權亮少將已下公達二三人、河ノ水ニ浴戲レテ上リ給ヘリ、薄アヲノ帷ヲ下ニ著給ヘルガ、淨衣ニ透通リテ、諒闇ノ色ノゴトクニ見エケレバ、貞能是ヲ見咎メテ、公達ノ召レケル御帷、淨衣ニ移テ、ナドヤ忌々シク覺候、召替ラル可シト申ケル次ヲ以テ、證誠殿ノ御前ニテ御念珠ノ時、御後ニ照光シ事、有ノ儘ニ申ケレバ、大臣打涙グミ給テ、重盛權現ニ申入旨有キ、御納受

〔元亨釋書十四〕釋文覺、姓藤氏、親衛校尉持遠之子也、○中略嘗在那智山、發大誓、七日立瀧下、時臘月頭髮皆凍、瀧水觸之、其聲琤然、過三四日、膚體通亙、氣息已絕、而身不傾、忽一童兒來、以手摩、覺自頭至脚、其手甚煖、覺乃蘇問曰、何人、對曰、不動尊使我保護師耳、言已上天、覺益勇健、謂明王加我、我豈虛命、從今增日、盈三七日、然其後瀧水煖如湯、又無寒苦、覺受瀧水、竟三七日、

〔平家物語一〕すゞきの事

抑平家、かやうにはんじやうせられける事は、ひとへにくまのごんげんの御利生とぞ聞えし、其故は、淸盛いまだあきの守たりし時、いせの國あのゝ津より、舟にてくまのへ參られけるに、大きなるすゞきの舟へをどり入たりければ、せん達申けるは、昔しうのぶわうの舟にこそ白魚はをどり入たるなれ、いかさまにも是は權現の御利生と覺え候、まゐるべしと申ければ、さしも十かいをたもつて、しやうじんけつさいの道なれ共、自てうびして、我身くひ、家の子郞等共にもくはせらる、その故にや、吉事のみ打つゞいて、我身太政大臣にいたり、子孫の官途も、れうの雲にのぼるよりはなほすみやかなり、九代のせんせうをこえ給ふこそめでたけれ、

〔源平盛衰記九〕宰相丹波少將申預事

物語ノ次ニ、島○鬼界島ノ者共ガ申ケルハ、此御棲ヨリ五十餘町ヲ去テ、一ノ離山アリ、峯高シテ谷深シ、其名ヲ鷲岳ト云、彼岳ニハ夷三郞殿ト申神ヲ祝奉リ、岩殿ト名附タリ、○中略少將○藤原成經コレヲ聞テ、カヽル猛火ノ山、鬼ノ住所ニモ、神ト云事ノ侍ニコソト宣ヘバ、康賴答ヘケルハ、○中略抑性照○康賴三十三度熊野參詣ノ宿願有テ、十八度マデハ參テ、今十五度ヲ殘セリ、常來得道ノ爲ニ、岩殿ノ御前ニテ果サバヤト存ジ、露ノ命モナガラヘバ、都還ヲモ祈ラント思ナリ、大神モ小神モ屈請ノ砌ニ影向シ、權者モ實者モ渴仰ノ前ニ顯現シ給フ事ナレバ、權現モ定メテ御納受有ベシ、同心アラバ然ベシ、各如何思召ト云ケレバ、少將成經ハ、ヤガテ入道ヲ先達トシテ詣ベシトゾ悅給ケ

あり、ぬかづきだらによむもあり、さま〴〵にき丶にく丶、あらはにそと聞もあり、かくてさふらふほどに、霜月の御はかうになりぬ、そのありさまつねならず、あはれにたふとし、

〔法華驗記下〕紀伊國牟婁郡惡女

有二沙門、一人年若、其形端正、一人年老、共詣熊野、至牟婁郡、宿路邊宅、其宅主寡婦、出兩三女從者、宿居二僧致志勞養、爰家女夜半至若僧邊、覆衣並語、僧言、我家從昔不宿他人、今夜借宿非無所由、從見始時有交臥之志、仍所令宿也、爲遂其本意所進來也、僧大驚恠、起居語女言、日來精進出立遙途、參向權現寶前、如何有此惡事哉、更不承引、女大恨怨、通夜抱僧、擾亂戲笑、僧以種々詞語誘、參詣熊野、只兩三日、獻燈明御幣、還向之次可隨君情、作約束了、僅遁此事參詣熊野、〇又見今昔物語、元亨釋書、道成寺繪卷、

〇按ズルニ、本文ノ事、元亨釋書ニハ、僧安珍ガ事トナシ、熊野遊記ニハ、人皇六十代醍醐帝時、牟婁郡處女慕旅僧云々トアリ、

〔中右記〕天永二年十月一日庚寅、熊野詣、女子令出門、從去廿五日始精進也、　廿九日、熊野詣、女房等巳剋著、

〔江談抄一公事〕源頼國熊野詣事

又被談云、源頼國者、高名逸物也、而服中仁天參詣熊野三所、還向之時、能々物凶也云々、

〔十訓抄十〕三井寺覺讚僧正、年高なりて有識をゆるされざりけるが、熊野に詣て、

山川のあざりとならで沈みなば深き恨みの名をや流さん、鳥羽院きこしめして、阿闍梨になされにけり、

〔袋草紙四〕佛神感應歌

おとなしのかはのながれはあさけれどつみのふかさにえこそわたらね

是參詣熊野之女、オトナシガハノ邊ヨリ被返テ、ナク〳〵詠之、此後無事參詣ス、

熊野詣

大宮院〈○後嵯峨后藤原姞子〉御進發南山、去二日入御精進屋、

〔五代帝王物語〕院〈○後嵯峨〉は建長二年三月に、熊野へ御幸ありしが、同七年三月に、かさねて參らせおはします、御先達は三山檢校にて、櫻井宮〈後鳥羽皇子覺仁法親王〉參り給、親王にて御先達、是がはじめなるべし、

〔增鏡五内野の雪〕あくるとしは建長五年なり、〈○中略〉院〈○後嵯峨〉のうへ、とばどのにおはしますころ〈○中略〉くまの丶御幸侍りしにも、よきかんだちめあまたつかうまつらる、都いでさせ給ふ日、れいのぎしきなど、心ことにいざみかはすべし、車はたてぬ事なりしかど、大宮院ばかり、それも出車はなくて、たゞ一兩にて見たてまつり給ひしこそ、やんごとなさもおもしろく侍りけれ、辨內侍、をりかざすなぎの葉風のかしこさにひとりみちぬる小車の跡、御幸くまの丶本宮につかせ給ひて、それより新〈○新今、原作准、據一本改、〉宮の川舟にたてまつりてさしわたす程、川のおもて所せきまでつゞきたるも、御らんじなれぬさまなれば、院のうへ、

くまの川せきりにわたすすき舟のへなみに袖のぬれにけるかな、その丶ちも又ほどへて御幸ありしかば、女院もまゐり給ふ、

〔いほぬし〕神無月の十日ばかり、熊野へまうでけるに、人々もろともになどいふもの有けれど、我心ににたるもなかりければ、たゞ忍びて、どうじひとりしてぞまかでける〈○中略〉御山につくほどに、木のもとごとに手向の神おほかれば、水のみにとまる夜、

万代の神てふかみにたむけしつおもひと思ふことはなりなん、それより三日といふ日、御山につきぬ、〈○中略〉さてかねうてば御堂へまゐりぬ、かしらひきつゝみて、みのうちきつゝ、こゝかしこにかずもしらずまうでゐつまりて、れいしはてゝまかり出るに、あるはそ上の御まへにとゞまるもあり、らい堂のなかのはしらのもとに、みのうちきつゝ、忍びやかにかほ引いれつゝあるも

給、次入御御所、次立烏帽子歸參、良久出御、奉幣如本宮、予取祝師之祿如前、事了入御御經供養所之間私奉幣、稠人如例、歸參取御經供養布施、次如例亂舞、次有相撲、十九日、遲明出宿所、又赴道、○中略此道又王子數多御坐、未時參著那智、先拜瀧殿、○中略小時御幸云々、日入之程參寶前、御拜之間也、又取祝師祿了、次令供神供御、別當取儲之、公卿次第取繼、一万十万等御前、殿上人猶次第取繼之、予同取之、次入御御經供養所、取例布施、次驗クラベ云々、廿一日、天明參御所、出御之間前行參寶前、御拜了入御禮殿、又可有御加持云々、此間退出、先陣馳奔、湯河晝養、了著近露宿所、廿六日、鷄鳴之程御幸入御云々、但只今卽出御之由、左中辨示送之、仍忩出、天明之程入御鳥羽御精進屋、卽又出御御幸稻荷、御拜御經供養、此間私奉幣、候法筵云々、如例取布施、後家中將予取導師布施了、卽入御二條殿之儀、猶此人數可參云々、

〔仲資王記〕建仁四年○元久元年九月十二日、院○後鳥羽入御熊野御精進屋、○七條殿十六日、山臥裝束三具進入御精進屋御所、殊神妙之有其沙汰云云、十七日、院御進發也、

〔新古今和歌集〕十九神祇熊野にまゐりて奉り侍りし　太上天皇○後鳥羽

岩にむす苔ふみならすみ熊野の山のかひある行末もがな

新宮にまうづとてくまの川にて

熊野川くだすはやせのみなれざをさすがみなれぬ浪の通路

〔夫木和歌抄〕三十四神祇後鳥羽院御詣の時、本宮山三首歌くまのゝみや紀伊　前中納言定家

ちはやぶるくまのゝ宮のなぎのはをかはらぬちよのためしにぞひく

〔業資王記〕承元五年○建暦元年閏正月廿五日、熊野御精進屋御幸、侍從布衣供奉云々、卅日、院○後鳥羽御進發云々、

〔帝王編年記〕二十五後深草建長二年三月十一日、上皇○後嵯峨御幸熊野御山、同七年三月八日、太上皇○後嵯峨幷

院宣云、○中略

一御熊野詣事

御寶算不可令過今明年御之由、旁所思食也、依難合期向後、御年籠可有御參詣之由所思食企也、御僧供米千石、如前々令沙汰進給畢、依無他御計略所被仰遣也、又輕物も少々可訪進給、但能々不及被相尋事也、御灌頂已被遂畢、件用途事、於今者不及沙汰事也、

六日癸酉、法皇○後白河御年籠可有熊野山御參詣、供米千石輕物少々、可沙汰之由所被仰也、仍有沙汰、國絹白布等被充催御家人、八木千石、可爲武藏上總兩國所課云云、　十二月二日己巳、被進飛脚於京都、行程被定七箇日、是來十一日、法皇熊野御參詣之間、依被進砂金也、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月五日、曉鐘以後參、○中略騎馬出木津、牧方人々畫養打屋形、御所之儀等如例嚴重、予○藤原定家最前乘船下、解衣裳及一寢、著水干淨衣申始許著木津、先達次第申可開之由、仍不相具、十五日天晴、天明後水新居之間付寢了訖見御所禮了、此宿甚寄依山又出道、此所今日御宿也、然而過先陣、午時許著發心門宿尼南無房宅十六日、拂曉又出發心門、王子二内水飲被歸自祓殿歩指參御前、過山川千里、遂奉拜寶前、感涙難禁、○中略巳時計御幸、御共參寶前、公私是天ヌレレウクノ入堂云々即入御御所訖退下、コリ訖著奉幣之裝束、新物立烏帽子、ハヘキツウキス、歸參數刻之後出候了奉幣、左中辨取金銀御幣進之、令取御御拜此間親衆朝臣、取白妙御幣御拜訖、祝僧法眼取合申祝、先證誠殿次兩所、御幣二本、前後兩段御拜、如一社之儀、次若宮殿、御幣五次一万十万御前、御幣白、御拜皆同前、祝申了退之間、予取被物給之、乍立給之即入御御經供養御所、新殿云々公卿在西、殿上人在東、御誦經、僧家朝臣親衆朝臣取布施、以公胤法印御經供養了公卿被物、殿上人取布施了予退下、此間舞相撲等云々、○中略乘燭以後又コリ、此事臨時依病無術也又著晝裝束、先達相共參御前奉幣、其儀如晝御拜、公私不替、幣ノサキハ左ニムケテ、禰人狼籍淺猿、次入經供養所、依祠入西經所云々導師來說法了置布施了、被物置物一次滅火、總有火加持僧十二人來加持、了置布施、依貸之絹各七兩　十八日、未一點計、著新宮奉拜、小時御幸如例行、先令參寶前、

狗様々奉妨ケレバ、陰陽博士安部清明ヲ召テ、被仰含ケレバ、晴明狩籠ノ岩屋ト云所ニ、多ノ魔類ヲ祭リ置、那智ノ行者、不法懈怠ノアル時ハ、此天狗共嗔ヲナシテ、恐シトゾ語傳タル、

熊野山御幸事

平城法皇　花山法皇　白河法皇　三山五箇度

堀河院　三山一度　鳥羽法皇　三山八度

後白河法皇　本宮三十四度　新宮那智十五度

〔吾妻鏡六〕文治二年二月九日丁巳、北條殿〇時政飛脚自京都到來、持參院宣、御熊野詣事、定長奉書如此、今春欲令遂御御山、供米等可被沙汰進之由云々、則所被副進左少辨奉書也、是去三日戌剋自帥中納言〇藤原經房之許到來于北條殿、今月中可執進御請文之旨、嚴密被相觸之間、不經日時令獻上之由被載彼狀云云、

御熊野詣、此六七年已施行、連々雖思食立、自然不被遂候、返々遺恨天下ノ不落居ニモ非只事、朝暮所歎思食也、可然者今春遂バヤト思食之由、可仰遣源二品〇賴朝也、今月之中、欲聞食左右、差飛脚可遣之由可被仰時政也、兼又御山無物云云、少々米ナド運進テンヤト可被仰遣也、廿八度御參、卅度ニ滿マホシク心願無他之趣、能々可被計仰之由候也、又時政ニモ此子細可被仰含之旨、内内御氣色候也、恐惶謹言、

二月三日　左少辨定長

帥中納言殿

院宣如此、得此意可令沙汰進給、仍執達如件、

二月三日　太宰帥

〔吾妻鏡七〕文治三年十月三日庚午、御熊野詣用途事被仰下、不日可令進御請文給之由云云、

みな人しづまりて、人おとせで、心すましてこのいちこをことにうたひしほどに、兩所にしの御前のかたに、えもいはぬさかうのかす、成親こはいかなる事ぞ、これはかくやと親信にいふ、みなそのざの人あやしみをなす程に、又ほう殿なりてきこゆ、又成親おどろきて、是はいかにと申、われよそにんのかけおほいしたるに、にはとりのねたるがおどにこそといふ、しばしありてかうばしきみちにほへり、さてみすをかゝげて人のいでむやうに、みすはたらきて、かゝりたる御正體のかゞみども、なりあひてみなゆるぎてひさし、その時おどろきてさりぬ、とらの時なるべし、

〔百錬抄〈高倉〉〕承安三年十一月十二日、上皇〈○後白河〉參詣熊野山、御先達法務覺讃、相具綱所綱掌四人、鎰取四人、綱掌淨衣上著赤袈裟、鎰取淨衣著冠、

〔源平盛衰記〈三〉〕法皇熊野山那智山御參詣

法皇〈○後白河〉ハ、御出家ノ思出ニ、熊野御參詣アリ、三山順禮ノ後、瀧本ニ卒堵婆ヲ立ラレタリ、智證門人阿闍梨瀧雲坊ノ行眞トゾ銘文ニハ書レタル、サマデナキ人ノ門流ヲ汲ダニ嬉キニ、昔ハ一天ノ聖主、今ハ三山ノ行人、御宸筆ノ卒堵婆ノ銘、三井ノ流レノ修驗ノ人、サコソ嬉シク思ケメ、書傳タル水莖ノ跡ハ、今マデ通ラシ、昔ハ平城法皇ノ有御幸ケル由、那智山日記ニトヾマリ、近ハ花山法皇御參詣、瀧本ニ三年、千日ノ行ヲ始置セ給ヘリ、今ノ世マデ六十人ノ山籠トテ、都鄙ノ修行者集テ、難行苦行スルトカヤ、彼花山法皇ノ御行ノ其間ニ、樣々ノ驗德ヲ顯サセ給ケル其中ニ、龍神アマクダリテ、如意寶珠一顆、水精ノ念珠一連、九穴ノ蚫貝一ヲ奉ル、法皇此供養ヲメサレテ、末代行者ノ爲ニトテ、寶珠ヲバ岩屋ノ中ニ納ラレ、念珠ヲバ千手堂ノヘヤニ納ラレテ、今ノ世マデモ先達預之渡ス、蚫ヲバ一ノ瀧壺ニ被放置タリト云、白河院御幸時、彼蚫ヲ爲被見、海人ヲ召テ瀧壺ニ入ラレタリケレバ、貝ノ大サハ傘バカリトゾ奏申ケル、參詣上下ノ輩、萬ノ願ノ滿事ハ、如意寶珠ノ驗也、飛瀧ノ水ヲ身ニフルレバ、命ノ長事ハ、彼蚫ノ故トゾ申傳タル、花山法皇ノ御籠ノ時、天

と、ひ給ふ、

おしかへし〳〵たび〳〵うたふ、資賢通家つけてうたふ、心すまして、ありしけにや、つねよりもめでたくおもしろかりき、覺讃法印宮めぐりはて丶、御前なる松木のもとにつやしてねたりけるに、その松の木のうへに、心とけたるたゞいまかな、とうたふ聲のしければ、夢うつゝともなく、かくきゝあざみて、禮殿にまゐりていそぎかたる、一心にこゝろすましつるには、かゝることもあるにや、夜あくるまでには、うたひあかしてき、これ第二たびなり、

〔顯廣王記〕應保三年十二月八日甲子、院〇後白河入御熊野御精進屋、　十四日庚午、院御進發、御共左衛門督、藤右馬頭、甲斐前司、備中守、石見守、大輔、判官代、御供是也、御先達覺讃法印、御導師公顯僧都、

〔山槐記〕仁安二年二月十九日戊子、今曉院〇後白河令参詣熊野御、上西門院〇鳥羽皇女統子同可参詣御而令留給、不知其由緒、

〔梁塵秘抄口傳集十〕仁安四年〇嘉應元年正月九日より精進をはじめて、同十四日進發、廿六日奉幣也、今度第十二度にあたりて、出家のいとまを申にまゐる、毎度に王子のいま樣、禮殿のあそびたびありき、このすがたにては、今度計りにてこそあらむずれば、我〇後白河ひとり兩所の御まへにて、なかとこにねぬ、さいとうの火のひかりあらで、ついたて障子をすこしへだてたれどもなきやうにて、そは〳〵に、成親、親信、業房、能盛、まつのかたに、康頼、親盛、資行、ねあひたり、こなたはくらくて、さいとうの火に、御正體のかゞみ、十二佛おの〳〵ひかりをかゞやきて、應化のすがたうつるらんと見ゆ、これかれの奉幣の聲やう〳〵にきこゆ、ほうらくのもの、心經もし千手法花經、心々にかはるにつけてたうとし、そのまぎれに長歌よりはじめて、古柳さがりふちをうたふ、つぎに十二所の心の今樣、そのゝち娑羅林、つねの今樣片下早歌、ふしあるをつくす、神歌などはてて、大曲のやうになりて、あしがらくろとりこふるかははてゝ、いちこをうたふ、あかつきがたに

心のうちいたくさう人などあまたありて、いかゞとおもひけるほどに、きとねいりたりけるに、束帶したるこせんくして、から車にのりたるもの、御幸のなるやらむとおぼしくて、王子の御まへにたてたり、このうたをきくにかとおもひて、きとおどろきたるに、今樣をある人いだしたりけり、其うたにいはく、

熊野の權現は、なぐさのはまにぞおり給ふ、わかのうらにしましませば、としはゆけども若王子、

これをおどろきて、資賢卿にかたりてあざまれける、ゆめにおもひあはせられて、人々けんてふなるよしを申あひたりき、霜月廿五日奉幣して、經供養御神樂などをはりて、禮殿にて、われ音頭にて、古柳よりはじめて、今樣もの丶樣にてかずをつくすはさまに、やう〳〵のことひにまひさ〔猿〕るか〔樂〕うをつくす、初度事也、

應保二年正月十一日より精進をはじめて、同廿七日たつ、二月九日本宮奉幣をす、三御山に三日づゝこもりて、そのあひだ千手經千卷を轉讀したてまつりき、同月十二日新宮にまゐりて奉幣す、その次第つねのごとし、よふけてまたのぼりて、みやめぐりのゝち、禮殿にして通夜千手經をよみたてまつる、しばしは人ありしかど、かたすみにねぶりなどして、まへには人も見えず、通家ぞ經まくとてねぶりゐたる、やう〳〵の捧幣などしづまりて、夜中ばかり過ぬらんかしとおぼえしに、寶殿のかたを見やれば、わづかの火のひかりに、御正體のかゞみ、所々かゞやきて見ゆあはれに心すみて泪もとゞまらず、なく〳〵よみゐたるほどに、資賢つやしはてゝ、あかつきがたに禮殿へまゐりたり、今樣あらばや、只今おもしろかりなむかしとすゝむれば、かたまりてゐたる、すぢなぐてはつからいたす、

よろづの佛の願よりも、千手のちかひぞたのもしき、かれたる草木もたちまちに、花咲みなる

贖物高坏二本、(折敷裏以木作、高坏同付洲浜胡粉、)侍臣役、下官在縁上取次進之、陰陽著八足北軾、大奴佐豫指八足、解除間廳官持出瓶謝清酒二度也、事了丹波守公通、取大奴佐授下官、下官取之進簾中、事畢次第至御座撤之、(侍臣陪膳時、自下取之、上達部時、侍臣傳也、)次立高棚一脚(高四尺許、足四也、)於南庭、(八足跡也、)其上緣置注連、先達權少僧都良實、取幣一捧侍案下一拜退、(件幣主典代宗房結構、拜間垂鬼衾不脱履、)口口口早朝參御宿、大僧正被申云、於女院今日可申入洛給也、無故一宿不可候事也、如此事無爲入洛大切事也、早可令申其由給、仰可然以此旨可令申女院、僧正參被申女院、御答、左右只可隨上皇仰者、仍今夜可令入洛之由議定了、　五日、上皇入洛、御道同雜具借物外併給先達、多是衣裳類也、

〔本朝世紀〕康治二年二月廿八日丙戌、今日法皇(○鳥羽)幷上皇(○崇徳)於鳥羽被始熊野御精進、以民部卿藤顯賴卿直廬、爲法皇御精進屋、以參議藤清隆卿直廬、爲上皇御精進屋、　閏二月五日壬辰、今日兩上皇令參詣熊野給、寅刻御進發、權僧正覺宗爲兩方御先達、法皇白布御淨衣、同頭巾、絹小袈裟、令持御杖給、上皇白生絹御狩衣、(狩衣袴、)歷巾、藁履御杖等、權中納言藤公能卿、參議同教長朝臣扈從、上皇御供、　三月四日辛酉、兩院自熊野還御、法皇不令參稻荷給、直入御鳥羽殿、

〔梁塵秘抄口傳集十〕我(○後白河)永曆元年十月十七日よりしやうじんをはじめて、法印覺讃を先達にして、廿三日進發しき、廿五日むまやどの宿に、爲保左衛門尉にてありしに、それがぐしたりし先達のゆめに、このたびまゐらせ給はうれしけれど、ふる歌をたづねぬこそ口をしけれと見たるよしを申、もとより王子にてはする事をばすなるに、御歌などはあるべきものをなどいふものも有しかど、あまり下らうがちにて、けんそにやなどいふものもありて有しほどに、かくゆめの事をきゝて、さうなくうたはんとて、馬やどを夜ぶかくたちて、ながをかの王子によのうちにまゐりぬ、あひぐしたりしかば、太政大臣淸盛、大貳と申しをりなるべし、まゐりあひてありしに、この夢をいひあはせしかば、さる事候はゞさにこそ候なれ、さたにおよび候はぬよしを返事に申て、

八ヶ度御參也御共人、左兵衞督、實能本院御熊野詣、寬治四年正月廿二日、永久四年十月廿六日、同五年十月廿二日、元永元年閏九月六日、同二年十月十五日、保安元年十月三日、大治元年十一月九日、十八日戊寅、三院參著熊野本宮之日也、裏書今日申時、參著本宮御所、御奉幣後、令供養金泥大般若經、御導師權律師禪仁、被成權少僧都由被仰下之、第六律師也、超上﨟五人、法眼六人、次七寶御塔、幷銀金小塔被供養、御導師大僧正行尊、十九日堂二字被供養、御導師同大僧正、一昨日依甚雨、河水大出、不得御新宮那智、被立御使云云、　廿七日丁亥、卯時許三院從熊野還御京三條御所云云、人々多被參御迎、　卅日庚寅、今夕有小僧事、以禪仁補權少僧都、三井寺平等院寄阿闍梨三口、大僧正行尊賞、是三院御熊野詣賞也、

〔兩院熊野御詣記〕天承元年二月三日庚午、熊野御精進始也、未明洗髮、離家中日來別家宿、亦二門立犬拒、是爲解雜穢、以土器食仕、未剋著淨衣、女子幷熊丸相具向鳥羽殿、予精進所淸隆朝臣宿所也、自院召給先達良實、下官給刑部卿家基宿所之處、女院被召定云々、御幸後申事由、可一定、於女子參女院御所、熊丸在車、申時兩院鳥羽、待賢門院、○御幸、女院御車留精進所顯賴宿所、院御所長實卿所、左武衞傳院宣、御車寄可勤仕、仍進欄下脫屐昇、先讓御車、敷打板、次渡東方立御屛風、輪與床間也、次立御几帳床中也、次取御下簾懸屛風、次歸立打板、西敷御座、次立御几帳、次取下簾寬懸御几帳、次立御屛風、又取下簾引懸其上、押御屛風、候履脫、入御後引出御車立車宿、候御精進廳官等付御車、自餘留門外、牛飼御車副等雖入門中、解御車裝束、預廳退出、廳是車宿東一間也、廳官等候所也、後女子語云、綠牢所ニハ不懸御車于打板也、是依有事煩也、其理可然、但豫儲之存前例也、次南庭立八足、置官役小幣散米如常、此間供御手水、出御于南面、妻戸次供小筵、次供半帖、侍臣役、下官取次傳女房、

件御座豫可供歟、諸宮御禊時、行事宮司供之、事畢撤之、可准其儀也、

此間右京權亮安倍泰親遲參、暫相待、泰親兩方相衆、所勤仕御祓役也、日沒間院御祓事訖參、仍供御

右件典等、爲求長壽所染疎毫也、雖非入木之譽、書樂香樹之教、雖隔偃波之妙、寫殑伽河之文、只抽信心與懇志而已、

以前塔婆經典造寫如右、蓋聞聖化外施、則海神來三冬之霜、精誠中動、則山祇報萬歲之風、感之相通昔猶如此、信之至篤、今亦宜然、夫熊野山者、名稱聞于殊俗、靈驗勝于我朝、諸佛之所遊化也、摸䑮極於靈鷲之頭、列仙之所窟宅也、任負戴於巨鼇之背、和光誓深、便是妙覺等覺之地位也、利生願大、寧非現世當世之津梁哉、凡厥威神之力、不可得稱、伏惟謬以庸璞、早握皇圖、德薄以慙蒼々之心、功成以守玄玄之誠、忽謝瑞蓂之庭、閑尋貝葉之嶺、方今一爲消霜露之衆罪、一爲保金石之遐齡、寒月問路、運縱步於重險、曉水洗心、持齋戒於八關、扈從者蘭省錦帳之近臣、將迎者蕙帶葛巾之逸客、于時倚石壁而側身、猶類玉扆之古意、驚巖溜而破夢、自疑宮漏之夜聲、諦覽所觸、物色大幽、當于斯時也、鏤七寶以建支提之殊製、瑩衆金以寫大乘之眞文、便就仁祠以供養之、敬展梵席以演說之、於是修練之侶、寔繁有徒、或占洞壑以久住、或離鄉國以遙來、山厨日高之朝、一鉢屢空、岫幌嵐烈之暮、三衣易敗、仍贈麋牙於羊膓之絕頂、分秋毫於夏臈之方袍、衲衣什物、聊以施與、彼軒皇之稱土德焉、熊山之風南暖、夏后之相地宜矣、龍門之月西低、未爲撥客塵以到淸淨之砌、殖善根以成功德之林、仰願十方諸尊、三所權現、照以寸心之不退、授以萬壽之無彊、五智淬鋒、專作却邪之劒、一乘轉軌、必爲避惡之車、重請禪定法皇(○白河)寶算更增、國母仙院、陰教克調、君臨之運彌長、若華影茂、天倫之義旁睦、帝業椒鮮、庶績咸熙、福應尤盛、普覆惠雲於無二之間、悉灑甘露於大千之界、稽首和南、

天治二年十一月廿三日　太上天皇(諱)敬白

〔中右記〕大治二年正月廿七日丁巳、三院依可被始熊野精進、御幸鳥羽殿、本院(○白河)女院(按察中納言宿所爲御精進所○鳥羽后待賢門院藤原璋子)新院(大貳長實宿所爲御精進所○鳥羽)、藤大納言經實卿以下上達部八人、殿上人卅餘人前駈、申時許被始御精進、二月三日癸亥、三院御熊野詣、此曉御出門、去月廿七日、於鳥羽殿被始御精進也、(本院)

寺小阿闍梨增譽、長圓同行也、長圓御共、小先達覺尋、長圓弟子也、寬治四年正月十六日壬子、御精進、廿二日戊子、御進發、道之間十八日、二月十日、本宮付、十一日丙午、御奉幣、同十一日、大峯緣起開御覽、讀人僧隆明、依不見目不讀、奉行人匡房讀之、御奉幣之後雖不沐浴、爲緣起御覽於後宮河有御沐浴、京付廿六日己酉、依凶會無稻荷御參詣、廿七日庚戌、有稻荷御參詣、

〔金葉和歌集七雜〕院〇白河熊野にまゐらせおはしましける時、御迎へにまゐりて、旅の床の露けかりければよめる、　太宰大貳長實

夜もすがら草の枕におく露はふるさとこふるなみだなるらん

〔新古今和歌集十九神祇〕熊野へまうで給けるみちに、花の盛成けるを御覽じて、　白河院御歌

咲匂ふ花の氣色をみるからに神の心ぞ空にしらるゝ

〔本朝續文粹十二願文〕鳥羽院參御熊野山願文　敦光朝臣

敬白

一建立一尺六寸七寶塔一基

奉安置金泥小字妙法蓮華經一部八卷

右造塔功德、載在經典、東葉庵窠之製、上至梵天、聚沙團土之功、長住寶域、仍極妙極奇、匪雕匪刻、文彩琦瑋于其間、光耀映徹于其外、准如來全身之舍利、安法華圓乘之妙文耳、

一奉書寫金字妙法蓮華經一部八卷、無量義經一卷、觀普賢經一卷、

右妙法蓮華經者、諸經之最上也、閻浮檀金者、衆寶之第一也、仍爲負威光、敬奉繕寫、又思自書他書之功能、手點內題外題之文字焉、

一奉自書寫金字本願藥師經一卷、金剛壽命經一卷、般若心經一卷、

赴向熊野神社、其日爲報道中消息、有御令還來、但傳聞、進御道中、泛海傍山、其路甚難云々、　廿八日壬申、左近少將嗣、自仁和寺還來復命、法皇仰云、以只今時、自紀伊國還云々、

○按ズルニ、是ヨリ先、平城法皇熊野詣アリシ由、下文載スル所ノ源平盛衰記、寺社元要記等ニ見エタリ、

〔元亨釋書十七願雜〕寛和皇帝山○花者、安和泉○冷之長子也、○中略入紀州那智山、不出三歲、其勵苦精修、苦行之者皆取法、一日神龍降、獻如意珠一顆、水精念珠一串、海貝一枚、帝置寶珠於嵓屋、念珠於千手院、以爲寺鎭、苦行上首傳持秘授至如今、其海貝九穴沈瀧下、俗曰、食九穴貝者、長年不老、蓋帝令飲瀧水者得延齡也、承保帝河○白聞其事、召弄潮者、入瀧底搜看、潮人出波奏曰、貝猶在、徑三尺許、自帝修練此地、苦行者六十人、至今不絕、

〔中右記〕寛治四年正月十六日、太上皇河○白今日始御熊野詣精進、仍御幸鳥羽御精進所、師信朝臣直廬也、上皇扈從熊野人々、

上達部三人按察大納言□□、二位中將經實、宰相中將基忠、　殿上人十一人丹波守師信朝臣、但馬守爲章朝臣、因幡守隆時、越後守國明、阿波守知綱、右衛門佐基信、宮內少輔顯輔、六位判官季安、　僧綱三人法印權大僧都恒譽、權少僧都慶朝、權少僧都寬意、

廿二日、上皇御出門、上達部以下多以扈從、　二月廿六日、上皇此曉自熊野還御鳥羽殿、今日熊野別當長快被叙法橋、依上皇御參詣賞也、

〔濫觴抄下〕上皇御熊野詣　堀川五年庚午寛治四正月廿日丙戌、太上皇河○白御參詣云云、

〔百練抄堀河五〕寛治四年正月廿二日、上皇河○白參詣熊野山、參議保實爲勅使問旅寓、延喜例云云、○又見扶桑略記

〔熊野權現金剛藏王寶殿造功日記〕白河院熊野御參詣事

寛治三年十月十五日、僧長圓、熊野權現降下御座因緣依申、於寛治四年、始熊野成御幸、御先達一乘

御幸

ルシク候ベキ、イソギ御下向有ベシト申サレケレバ、皆此義ニ同ジケル、〇中略清盛モシカルベシトテ、都ヲサシテ引カヘス、大將以下ミナ淨衣ノ上ニヨロヒヲキ、キヤウライクマノヽ大ゴンゲン、今度ノカツセン事ユヱナクウチカタサセ給ヘトキセイシテ、ヒツカケ〳〵ウツホドニ、〇下略

〔古今著聞集神祇一〕熊野に盲目の者、齋燈をたきて、眼の明らかならん事を祈る有けり、此つとめ三年に成にけれ共しるしなかりければ、權現を恨まゐらせて、打臥たる夢に、汝が恨むる所そのいはれなきにあらね共、先世のむくいを知べき也、汝は日高河の魚にて有し也、かの河の橋を道者渡とて、南無大慈三所權現と上下諸人唱へ奉る聲を聞て、其緣によりて魚鱗の身をあらためて、たま〳〵うけがたき人身を得たり、此齋燈の光にあたる緣を以て、又來世に明眼をえて、次第に昇進すべき也、此事をわきまへずして、みだりに我を恨る愚なり、とはぢしめ給ふと見てさめにけり、此役をつとめける程に眼もあきにけり、

〔吾妻鏡三十〕文暦二年〇嘉禎元年十二月十八日丙午、將軍家〇藤原頼經御不例事、御疱瘡有出現氣之由良基朝臣申之、今夜又始行御祈禱等、　廿四日壬子、重爲御祈、於所處本宮令轉讀大般若經、可修御神樂之由被仰下、被付雜人、仍面々遣使、依可勤仕之也、〇中略

熊野社　正月十五日以後可被始此御祈

本宮佐原三郎左衛門尉　新宮備中左近大夫　那智湯淺次郎入道

〔濫觴抄下〕院熊野御參詣　醍醐十年丁卯延喜七十月二日、法皇〇宇多御參、廿八日還御、

〔扶桑略記二十三裏書〕延喜七年十月二日丙午、仁和寺太上法皇〇宇多幸紀伊國、參御熊野山、勅使右近中將仲平朝臣奉問途中、爲令奉從法皇御幸、差使召參議昇朝臣、　三日丁未、昇朝臣令奏、昨日途中被馬踏、足上腫不得參入、勅宣仰仲平朝臣、可令祇候法皇御幸焉、以穀倉院綿三百屯、調布二百端奉充法皇幸紀伊國途中、　十七日辛酉、及夜仲平朝臣、自紀伊國來復命、法皇以去十一日、自切尾湊御舟、

神輿

神輿を舟にのせ奉り、三度御島をこぎ廻る、是時甲冑武者御供にありて舟をはやめ、一二の先を爭ふといふ、

〔夫木和歌抄 二十三 雜〕家集熊野山二十首　　少將内侍

三熊野のうらわにみゆるみふね島神のゆきゝに漕めぐる也

〇按ズルニ、少將内侍ハ、白河院ノ女房ニシテ、能登守實房ノ女ナリ、

〔扶桑略記 三十 白河〕永保二年十月十七日甲子、熊野山犯來大衆三百餘人、荷負新宮那智御體御輿、來集粟田山、暫安御輿於其山口、大衆參入公門、訴尾張國館人殺大衆等之狀也、

奉幣

〔熊野權現金剛藏王寶殿造功日記〕白河院御出家、永長年中也、熊野寶殿未供養、自院奉幣御使僧增譽、御幣御花米結付證誠殿烏倉、御使長圓、於庵室七日病惱、二條關白 師通 承德年中、參詣熊野、他人依凶會不參詣、郁芳門女院 六條院 御入滅、二條關白、承德二年、熊野奉幣、御使東禪房聖實、御幣置證誠殿烏倉、御花米置南所寶殿烏倉、御使下向之間、於藤代、二條關白殿御入滅之由使來向、總熊野御寶殿被新造之後、供養以前、參詣不吉之例云々、

祈請

〔平治物語 一〕六波羅ヨリ紀州ヘハヤ馬立ラルヽ事

去程ニ十日 〇平治元年十二月 ノアカツキ、六ハラヨリタテシハヤ馬、キリメノ宿ニテオヒ付タリ、清盛イカニゾトトヒ給ヘバ、去ヌル九日ノ夜、三條殿ヘ夜ウチ入テ、御所ミナヤキハラヒ候ヌ、少納言入道 〇信西 ノ宿所モヤキハラハレ候、是ハ右衛門ノカミ殿 〇藤原信頼 サマノカミ殿 〇源義朝 ヲアヒカタラヒテ、當家ヲホロボシ奉ラントノハカリゴトヽコソ承リ候ヘト申セバ、清盛イソギ下向スベキカ、是マデ參リテ、參詣ヲトゲザラムモムチン也、イカヾスベキトノ玉ヘバ、左衛門ノスケシゲモリ、クマノサンケイモゲンタウアンオンノ御キセイニテコソ候ラメ、其上君ギヤクシンニ取コメラレサセ給ヘル也、イカデカ武臣トシテ是ヲスクヒ奉ラザラン、神ハヒレイヲウケズ、何カク

以無疑仍勘申、

長寛元年四月七日　　從五位上守大判事兼明法博士備前權介中原朝臣業倫

〔吾妻鏡〕四元暦二年〇文治元年二月十九日癸酉、熊野山領、參河國竹谷蒲形兩庄事、有其沙汰、當庄根本者、開發領主散位俊成、奉寄彼山之間、別當湛快、令領掌之、讓附女子、始爲行快僧都之妻、後嫁前薩摩守平忠度朝臣、忠度於一谷被誅戮之後、爲沒官領、武衛〇源賴朝令拜領給之地也、而領主女子、令愁望于本夫、行快云、早愁申子細於關東、可令安堵件兩庄、若然者可讓未來於行快子息云々、女子隨就此契約、行快僧都、自熊野差進使者僧某所言上也、謂行快者、行範一男、爲六條廷尉禪門爲義外孫、於源家其好既異他、仍本自重之處、此愁訴出來之間、無左右加下知給、且又御敬神之故也云云、

〔吾妻鏡〕九文治五年三月十三日乙卯、被整去十一日院宣御請文云云、

二月十七日御教書、三月十一日到來、兩條之仰、跪以承候畢、〇中略

一熊野御領播磨國浦上庄事

右有限年貢者、湛政令徵納之由、雖見景時代官陳申之旨、勵闕怠社役、歎思食次第也、彼御庄一所、枉可令偏止地頭職之由、修理權大夫奉書、同拜見給候畢、御評定之趣、不及左右候、早可令停止景時地頭職之由、直可被仰下庄家候也、其後若令對捍申候者、重可加下知候、縱沒官領にて候とも、別御定をば、爭可令申左右候哉、〇中略以此旨可令披露給候也、賴朝恐惶謹言、

三月十三日　　賴朝請文

〔一代要記〕後宇多弘安二年十月□日、熊野神輿一基、依訴訟有入洛之企、依寄伊勢國阿野津、

〔和漢三才圖會〕七十六紀伊熊野權現　在牟婁郡　社領千石國守寄附

〔和漢三才圖會〕七十六紀伊熊野權現　四月十五日本宮祭、有神事法樂之能、　九月十五日新宮祭

〔熊野日記〕盡島白糸島などうちながめつゝ、御舟島にいたる、每年九月十五日、新宮御祭禮の時、御

云々、今年正月廿九日、國司忠重陳狀之者、謹所請如件、抑吏途之法、新任之輩、申請官符宣旨幷官使、先差遣彼國、格前格後庄領公領、令差別之後、償調物者、諸國之例也、爰忠重、去年春除目、被拜除當國、同八日申請條々宣旨之日、蒙裁斷下賜官使等、差遣當國之間、官使等任宣旨狀、令停廢新立庄園加納等之刻、此事出來歟、在京之吏、任不知去風例、不加下知、付官使幷在廳等、所致沙汰也、而依彼山訴、件狼籍事、去年十二月廿一日被下問宣旨、卽雖尋遣官使幷在廳等、當國行程、往反卅餘箇日也、件使未及上洛日數、又自國申此由、仍相待官使在廳等申狀之處、重被下綸旨、正戰々之至也、如臨深、於今者只任宣旨、早糺返損物、且可召進下手人也、若有遁避對捍之類者、其時可經奏聞也、兼又准實政季仲卿訴申之條、所司等之解狀、甚以無道也、何者犯科之輕重、可有差別歟、宰在國守在京、不可一例歟、忠重作在京、賜官使等、下遣萬里之境、縱致狼藉、國司難處其科歟、何況狼籍之起、未知眞僞候哉、而可比彼二人科之由訴狀、頗以任意也、又國司、仰目代淸弘在廳守政等、出此狼籍之由訴申、是推量之詞歟、依一定之證據、可被懸國司也、蒼天在于頂、權現又知見歟、件庄停廢之條、指不下知、若存停廢之由者、何故其庄加納、（長江安多）可成免除之廳宣哉、僉議之庭唯還迹、綸言既重疊之上、神慮又有恐、左右只可有勅定也、至于狼籍之眞僞者、且被召問官使等、不可有其隱者也、仍勘狀謹解者、謹檢名例律云、八虐、六曰、大不敬、注云、謂毀大社、及盜大祀神御物、疏云、神御物者、謂大幣者、大社神寶亦同、說者云、大社者、伊勢大神宮、自餘稱中中小社、舊記云、熊野權現者、伊勢大神宮也、賊盜律云、盜大祀神御物者中流、又云、强盜布一尺徒三年、二段加一等、十五段及傷人者絞、○中略據勘此等文、甲斐守藤原朝臣忠重、爲國司作知有鳥羽院廳御下文、爲令停廢熊野領八代庄、令目代幷在廳郞從等、令損亡庄民、奪取資財物、掠取神人、割其口舉者、旣盜大社神御物、可中流之上、不敬詔命、無人臣之禮、加之太上天皇與正帝無別、廳御下文、豈異詔勅哉、其罪可處絞刑之上、又强盜若干財物、贓過十五段、尤可絞刑、隨從者共犯强盜、罪無首從、早任律文、可同罪歟、但忠重身帶五位、雖可請減、犯八虐盜賊時、無減贖之法、絞刑之條、更

寄三御山、〇又見百錬抄

〔中右記〕元永二年九月十七日、依催參政、但宰相故障之間、上卿二人可著行由、依指院宣也、〇中略是上皇、〇白河被寄進封戸五十烟於熊野御山官符請印也、件官符二枚、一枚ハ給本山、一枚給民部省也、紀伊國阿波讚岐伊與土佐五ヶ國各十烟也、

〔長寛勘文〕勘申甲斐守藤原朝臣忠重幷目代右馬允中原清弘在廳官人三枝守政等罪名事

右左大史小槻宿禰永業傳、仰右少辨藤原朝臣長方傳宣、權大納言藤原朝臣公通宣、奉勅、熊野所司等訴申、甲斐守藤原朝臣忠重、仰目代右馬允中原清弘、在廳官人三枝守政等、恣停廢當山領字八代庄、拔棄牓示、奪取年貢、追捕在家、搦取神人、或禁其身、割其口事、宜仰明法博士勘申忠重清弘幷守政等所當罪狀者、副下調度文書者、三月四日、使廳問注記之、問清弘云、熊野所司等、去年十二月奏狀云、當山八代庄、任鳥羽院廳御下文、永可停止國郡妨之由被下宣旨、衆又云々、久安年中、太宰帥藤原卿〇清隆定彼國之時、殊有由緒、傳得驗爲充本宮十一月八講用途、早經奏聞、所被寄入也、隨卽鳥羽仙院廳、差遣御使、境四至牓示、永爲當領、不可有牢籠之由被成廳御下文畢云々、而國司忠重仰目代清弘、在廳守政等、去十月六日、引率軍兵、滅亡一庄之、就中仙院御宇、被停廢諸國新立庄園之刻、帶白河鳥羽兩院廳御下文者、宜進證文、可待天裁之由所被下宣旨也云々者、清弘申云々者、三月十日覆問、中嗣記云々、清弘申云、件庄停廢事、清弘承目代罷下之時、寛德新立庄、可停廢之由宣旨候志加波、申國司云、此宜旨波常事候、一定可停廢庄々注進、可令蒙重御定給之由波申國司候畢、其後罷下候天、自國又度々申上候志加波、可停廢之由被注下天候志消息仁、八代庄波被注入天候、又鳥羽院廳御下文有無之條、在廳官人仁尋問候志加波、立春之時、熊野別當相語國司被立候比岐、其後經兩三年、廳御下文波被成下天候申候比岐云々、守政申云、停廢事、清弘申候一定也、割行其口之條放言仕留土承候志加波奇怪候、可搦召之由申天、遣下人搦取天、口ヲバ割候也、成弘申狀同、熊野所司、進去年十一月庄家損物注文、

也、縱雖在某子之手、非可破本主之心、何況爲權現之領、豈敢成濫行之妨哉、然而偏住貪欲之思、已忘冥道之譴、是以御山具錄牒狀、雖送國衙、前司寄事左右、更無裁許、唯耽一旦賄賂之利潤、長背三所權現護持、因玆滿山大衆、卷舌箝口、取返御牒、不訴而去、非是人力之所覃、偷待神明之相示而已、然間府君不慮拜當州、是則爲使正直之吏以匡理非之故、權現新施靈驗所令然也、卽知淸廉之誠、旣在府君之意、伏請府君、任本券之旨、垂無偏之裁、然彼此之異僞、見調度之文書者也、抑所以被重國司之田畠者、斯爲不失官物之員數也、然則至官物者、憶進濟于國庫、於田畠者、永領掌于御山、是猶爲山無損、爲國有利之術也、但當山爲體、深占百谷之幽奥、遙隔千山之嶮巇、故牛馬難通、往返有煩、雖然依十方檀主之參來、鎭致佛聖燈油之備、預一切草呧之施與、常成僧侶衣鉢之謀、從此之外又無他貯、就中每年之法會、每月之佛事、總十五箇度、所用之料物入之雜具、以數千萬端也、如此用途不諧之處、田園之地尤大切也、加之御供闕備之間、菓木之林、甚至要也、〇中略仍注事狀謹解、

永保三年九月四日

通目代法師

都維那法師

寺主法師

在廳大法師

總目代大法師

上座大法師

檢校大法師

修理別當大法師

別當大法師

〔帝王編年記 十九堀河〕寛治四年庚午正月廿二日、上皇御熊野詣、紀伊國二ヶ郡田畠五箇所合百餘町、奉

社格

天神三社　正一位家都御子大神　正一位熊野夫須美大神　正一位御子速玉大神

地祇九社　從四位上飛瀧神

〔延喜式神名十〕紀伊國牟婁郡熊野早玉神社大　熊野坐神社名神大

〔延喜式考異一〕名神祭二百八十五座、今按、〇中略名神而不預祭者、壹拾玖座、〇中略紀伊一熊野

神領

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒

熊野牟須美神四戸紀伊、天平神護二年奉充、　速玉神四戸紀伊、神護二年九月廿四日奉充、

〔熊野路記上〕熊野本宮別當三綱大衆等申請播磨守殿政所裁事

請特蒙國恩任理裁許、爲奉國朝臣幷輔季等、以非道被押取紀氏某子所奉施入御山田畠林園狀、

副進施入帳一通、明法判一通、處分帳一通、幷本公驗等、

右謹檢案內、件田畠林園者、紀氏某子、以去永保元年、且爲成就滅罪生善之大願、且爲供養貧道單孤之衆僧、乍臥病床所奉施入也、倩尋田畠林園之根源、又案奉國輔季之濫吹、先年之〇之字恐衍某子之夫政輔〇輔下恐脫朝字臣、當不意之咎、被禁獄之間、內外之親族雖有其數、一事無相訪之倫、男女之眷屬雖在巨多、一人無相從之者、皆成恐懼、還如仇讎、只所隨順某子獨許也、而治禁之際、三年之程、某子或脫身上之衣、旁助飢寒之歎、或投匣中之實、泣省呵責之傷、而間政輔幸遇赦免、遂歸故鄕、即謂某子云、往却之緣尤深、雖成夫婦之契、今生之恩猶厚、何無酬報之懷哉、仍相傳之田畠林園、所在之私財雜物、皆悉目錄、相副狀幷本公驗渡與之後、剃除鬢髮、永棲山林、爰件奉國等、依爲舍弟、相尋入道語云、某子處分甚巨多也、若適他人之室者、定爲他人之所。歟、何以先祖累代之田地、空棄異姓非門之民烟哉、請各相分、同被讓與者、入道雖抱前日之恨、尙阿當時之詞、還來語某子云、奉國所陳、爲之如何、諾否只任汝心、某子答云、理尤可然、早可分與者、隨則分配三人、旁造新劵、依數充行已畢、於是某子以其得分、所奉施入之田畠等也、其後爲御山之領、欲被沙汰之處、奉國忽稱骨肉之由、乍置劵契之理、恣以非道所押取

御代官領主地頭江取集置、向寄次第、江戸京大坂紀伊殿屋敷江、來申年十二月迄可差出者也、

右之通可被相觸候

〔三代實錄清和二〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授紀伊國從五位下熊野早玉神、熊野坐神、並從五位上、

五月廿八日癸未、授紀伊國從五位上熊野早玉神、熊野坐神、並從二位、

〔本宮神社考定〕根元とある此國〇紀伊の熊野は、深山中故にや、漸衰へて、中古より僧徒の手に混雜せしと見ゆるを、出雲の熊野社は、國造兼行して頽廢なく、文德實錄仁壽元年九月、特擢出雲國熊野大神加從三位と見え、次に三代實錄に、貞觀元年正月正三位を授け給ふ、此年同日に、紀伊國從五位下熊野早玉神、熊野坐神、並從五位上と見えて、初從五位下に進み給へる年月は、國史に漏されたれど、おもふに仁壽元年、出雲の熊野神に擢て授け給へる事によりて、慰へ申してその後に給はりしなるべく、夫によりて此度も同日に昇階し給へるなるべし、同書に同年五月廿八日、程もあらぬに、又出雲國正三位勳七等熊野坐神從二位と見え、同書に紀伊國從五位上熊野早玉神、熊野坐神、並從二位と見えたるは、猶出雲熊野社のみ高位にて、此國の社のいたく劣れるを歎き奉りなどして、つひにかく同日に從五位上より、殊更に擢て從二位を授け、同階になし奉り給へるならむ、

〔三代實錄清和七〕貞觀五年三月二日甲子、紀伊國從二位熊野早玉神、授正二位、

〔日本紀略醍醐一〕延喜七年十月二日丙午、授紀伊國正二位熊野早玉神從一位、又從二位熊野坐神正二位、

〔長寬勘文〕天慶三年二月一日丁酉、有諸神十三位記請印事、去承平五年、依海賊事、祈申十三社、故也、

〇中略　正一位熊野速玉神熊野坐神〇已上紀伊下略

〔紀伊國神名帳牟婁郡〕官知神十二社

四月

〔天明集成絲綸錄寺社二十九〕安永八亥年正月

御勘定奉行江

熊野本宮十二宮、其外末社殿門等燒失ニ付、御再建之儀相願候得共、御再建之儀者不ㇾ被ㇾ及ㇾ御沙汰ㇾ候、再建爲ㇾ手當ㇾ金千兩被ㇾ下、諸國總取集勸化被ㇾ仰付ㇾ候間、其段可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、且假殿之儀も破損有ㇾ之、其上御祈禱神事差支候はゞ、貸附有之候修復料金之內、千兩者是迄之通貸附置、四百三拾八兩餘を以取繕候樣、是又可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、尤御勘定奉行江可ㇾ被ㇾ談候、

正月

右之通寺社奉行江申渡候間、可ㇾ被ㇾ得ㇾ其意ㇾ候、

〔天保集成絲綸錄寺社五十七〕寬政十午年八月

大目付江

紀州熊野本宮十二社、其外社頭大破ニ付、再建爲ㇾ助成ㇾ、當午九月より三ヶ年之間、諸國總取集再勸化御免被ㇾ仰出ㇾ候、御府內武家方幷町在とも、志之輩は、物之多少によらず可ㇾ致ㇾ寄進ㇾ候、御料は御代官、私領は領主地頭、幷ニ寺社領之者も、近邊之御代官領主地頭江取集置、向寄次第、當地者檜物町、京都は衣棚二條下ル町、大坂は本町、右三ヶ所之勸化所江、來ル申年九月迄可ㇾ差ㇾ出ㇾ候也、

右之通可ㇾ被ㇾ相ㇾ觸ㇾ候

〔天保集成絲綸錄寺社五十八〕文化八未年正月

大目付江

紀州熊野那智新宮大破ニ付、金千兩被ㇾ下置、諸國取集勸化御免被ㇾ仰付ㇾ候、御府內武家方幷在町共、志之輩は、物之多少によらず可ㇾ致ㇾ寄進ㇾ候、御料は御代官、私領は領主地頭、幷寺社領之者も、近邊之

〔足利季世記 六〕熊野本宮燒失之事

此年〇永祿五年六月廿三日、熊野山本宮炎上スト告來ル、先例前代未聞也、天下ノ奇異、何樣唯事ナラジト、諸人是ヲ歎キケル、

〔享保集成絲綸錄 二十一寺社〕享保七寅年四月　萬石以上ヘ渡

覺

熊野三山權現社大破ニ付、今度公儀ヨリモ御寄附之品有之候、其上爲勸化人馬之御朱印被下置、諸國可巡行筈之處、御朱印頂戴致巡行候ハヾ、其處ニても費有之、且三山之輩も經年月、旁及難儀候付、於江戸屋敷ニ相廻リ申度旨、內存相願候、依之願之通被仰出候間、可被存其趣候、

一右三山之輩、當地諸大名之屋敷々々ヘ相廻リ、寄進之儀可申候、其上家中之面々町寺社等に至迄、勸化之儀、直ニ其屋敷ニ而申達、勸化帳差置、江戸屋敷中、幷領內江被差廻候樣致度旨可相願候間、無滯樣ニ可被申付候、尤信向之輩者、寄進之儀可有之候、勿論志無之者に、押而すゝめ候儀堅無用候、委細者勸化之狀ニ書載有之事、

一右勸化物之事、江戸ニ而奉加有之分ハ、當寅四月ゟ同八月迄之內ニ、三山之輩相廻リ、請取候樣仕度由可申事、

一領內ニ而取集候分ハ、江戸幷京大坂之屋敷々々ヘ、當寅十月朔日ゟ來卯三月晦日迄之內、右奉加請取ニ相廻リ可申候條、其砌渡候樣仕度旨可申事、

一上方向寄ニ而京大坂ニ屋敷無之面々ハ、彼地ニ有之紀伊殿藏屋敷家來迄差越候樣仕度旨可申事、

右之通可被相心得候、猶又被承合度儀も候はゞ、松平對馬守、駒木根肥後守兩人之內ヘ可被聞合候、以上、

万十万、勸請十五所、飛行夜叉、米持金剛童子、五尺五寸間四間也、禮殿八尺五寸間、五間四面也、證誠殿前廊七間、八尺間也、經所也、證誠殿後廊七間、但此內御聖體安置間三間、此御聖體安置中間奉納緣起、三昧僧宿所二間、命子舞殿二間(七間已上)西小門殿五間七尺間、經所也、四方其外平垣也、

〔中右記〕元永元年八月十二日、熊野新宮被作了、遷宮日時一枚、(○中略十月三日)入外記宮、招藏人奏聞、返給之後、招下右少辨了、於內覽者、殿下御物忌間被免也、熊野日吉日時、僅可給任國司許之由下知了、熊野駿河守行佐成功、事了夜中退出、

〔一代要記土御門〕建永元年二月二十八日、熊野本宮燒失之由、三月三日風聞、今日於中御門殿可有曲水宴、而依此事延引、(○又見帝王編年記)

〔新古今和歌集神祇十九〕熊野の本宮やけて、年の內に遷宮侍しにまゐりて、

太上天皇(○後鳥羽)

契あれば嬉しきかゝる折に逢ぬ忘るな神も行末の空

〔百練抄十二後順德〕建保二年十一月廿二日、今日熊野新宮寶殿以下、拂地燒亡云云、(○又見帝王編年記)

〔帝王編年記二十四四條〕仁治二年六月七日、卯時熊野新宮神殿燒亡、

〔百練抄十六後深草〕建長三年二月廿七日丁巳、戌刻熊野本宮燒亡、(○又見帝王編年記、一代要記)

〔帝王編年記二十六龜山〕弘長三年十一月廿四日、熊野本宮燒亡、自別所火出來云云、於御體者、任例奉移河原云云、

〔新抄〕文永元年二月廿八日癸酉、山門訴訟猶興盛云々、仍訴訟內、於越前國者、被付熊野造營事、已被停止之、(○元日吉修造被寄也)　二年八月廿七日壬辰、越前國日吉社修造之後、被付熊野本宮役國云々、

〔一代要記後二條〕德治元年十一月八日、熊野燒失、

〔南方紀傳下〕南朝元中七年、(庚午)北朝明德元年十一月十一日、熊野遷宮、

〔南紀名勝志牟婁郡〕那智山權現宮　如意輪堂、舊記曰、此堂本裸形上人の庵室也、本尊如意輪觀音、閻浮檀金の尊像也といふ、又曰、那智は神龍の伏地、胎金の權跡也、仍神龍の頭上建如意輪堂を、尾上に立瀧本拜殿、是喰受法味、神龍不出計略也、飛龍權現、又曰新宮、舊記曰、飛龍權現は、天照大神輔佐の神、大己貴命也、

〔百練抄五白河〕應德二年三月四日、熊野新宮遷宮日時定也、今日神寶御覽也、勅使權中納言淸盛卿參內、給宸筆宣命、又有御拜、被准大神宮例、公家御沙汰之時、爲公家被勤之、仙洞御沙汰之時、於仙洞被勤之、十日、熊野新宮遷宮、神寶勅使權中納言淸盛、藏人治部大輔行隆已下重發云々、

〔熊野權現金剛藏王寶殿造功日記〕白河院御時、永長元年丙子三月七日、卯時失火、本宮十二所權現燒了、本者白河院御時、寛治四年比、十二所權現四面廊者平垣也、禮殿五間四面也、證誠殿前七間廊經所也、證誠殿後四面廊者七間也、御聖體安置三間、緣起奉納間也、三昧僧宿所二間、命子後舞殿二間、已上七間也、西小門脇經所五間、東門脇五間、南間二間北間三間也、三方閉垣、一万十万、前閉垣也、失火之後檢挍修理別當快實造功、

增御寶殿　增禮殿　增長床　增四間廊

於自寛治四年正月十六日、至于大治三年三十九年之間造之、

白河院御時、永長元年三月七日、卯時火、自一万十万之後火出燒了、但證誠兩所寶殿不燒、若王子、兒宮、子守宮、禪師宮、聖宮、一万十万、四所宮燒了、若王子、兒宮、子守宮者、奉渡西御前寶殿、禪師宮、聖宮者、奉渡中御前寶殿、一万十万、四所宮者、奉渡兩所寶殿中間、然若宮永長元年十一月一日戊午日、奉渡新寶殿、禪師、聖、兒、子守者、康和二年二月三日戊午、奉渡新寶殿、勸請十五所、永久元年八月一日戊午日、奉渡新寶殿、十二所權現御寶殿、修理之時者、柱一本、板敷一枚、垂木一替之、如此修理也、自永長燒失先者、證誠殿七尺間也、兩所七尺間、三間二面、若宮殿六尺五寸間、禪師、聖、兒、子守宮、六尺間四間、一

社殿

し、此文詳にして大略をいへりとは聞えず、次一万十万御前とあるも一社にて、二座合殿とおもはる、上の兩所とあるは、かの結宮早玉宮にて、こは舊より重くいひなれたれば二社なるべし、さの如く數ふれば、社殿は五社にて、今の社數と同じくて、稱する所は異なり、今の宮居五社は、則此御幸の頃よりかはらずして、祭神舊來三座の外に、僧徒の妄作にてさま〴〵と稱して、つひに十二所となしけるならむ、平家物語は古けれども、猶その時に書ける物にはあらで、やや後に追記せしなれば、十二所とみえたるも證としがたし、夫だに大方は三所とありて、只ひと所十二所とあるも、舊より鬼界島にて、康頼のいひし辭の内なれば、その事はいかに有けむしられぬ事にて、傳聞を後に記せるなれば、實は其頃いまだ十二所の稱はなきなり、さる故に建仁の頃に、北院御室の勸請ありしも三所權現なり、もし此以前に熊野も十二所ならば、後の仁治の頃の勸請をまつべきにあらず、されば十二所の稱、仁治以前、四條天皇の比に出たる事疑なし、

〔延喜式神名帳頭註〕紀伊牟婁郡　熊野　崇神天皇十六年、始建熊野本宮、

〔帝王編年記崇神四〕五十年、是歲熊野本宮現給、

〔皇年代略記崇神〕六十五年、熊野本宮、此帝御時始、

〔水鏡崇神上〕六十五年と申しに、くまのゝ本宮は出おはしましゝなり、

〔帝王編年記景行四〕二十年庚寅、熊野新宮此時始、

〔皇年代略記景行〕五十八年、熊野新宮始、〇又見二神名帳頭註一

〔水鏡景行上〕五十八年二月、くまのゝ新宮は、この御時にぞはじまりたまへりし、

〔熊野略記上〕古今皇代圖云、崇神天皇六十五年、始建熊野本宮、景行天皇五十八年建熊野新宮、仁德天皇御宇、始建那智山御宮、

禪師宮埿土煮尊沙土煮尊　兒宮大戸道尊大苫邊尊　聖宮面足尊惶根尊　子守宮伊弉諾尊伊弉冉尊

下四之宮

一万御前宮天照大神

相殿　十万御前宮正哉吾勝尊　勸請十五社瓊々杵尊　飛行夜叉社彦火々出見尊　米持

金剛社葺不合尊

右權現十二社といふ

新宮　新宮庄新宮村

〔熊野社神號神位本居内遠〕三山ともに、右の三神〇家津御子神、熊野夫須美神、速玉神、を共に祭りて、三所權現と稱し、三山をすべていふ稱ともなしたるなるべし、されば御垂跡緣起にも、三所權現と見えて、十二所とは見えず、古くは三所の稱なりしを、後に祭りそへて社殿を增し、十二所となしたるなり、さるは仁和寺諸堂記鎭守の條に、始者被奉勸請熊野若王子、北院御室御時、被奉勸請三所權現、當御時被奉請十二所、以外被奉貴敬也とあり、始とは同書に、仁和寺、小松天皇〇光孝御建立始、寛平法皇〇宇多御時被供養とあれば、法皇熊野御幸の頃などに祀り初給ひしなるべし、北院は大僧正濟信の建立にて、北院御室といへるは、諸門跡譜に、御室第六世守覺法親王、北院御室と見ゆ、建仁二年八月に五十三歲にて入滅なれば、三所はその以前の勸請なり、當御時とは諸堂記の末に、仁治三年六月廿三日被注之とありて、第八世道助法親王光臺院ト云の時にて、十二所は後なり、十二所の號の見えたるは、平家物語、仁和寺諸堂記等なり、いほぬし、長寛勘文、御幸記などにはみえず、但し御幸記本宮の條に、先證誠殿、次兩所、次若宮殿、御幣五次一万十万御前、祝申了とあるは、三所の外に、若宮以下あるさま也、若宮殿の下に御幣五とあるは、此頃は若宮五座合殿にや、餘は御幣とのみにて數なければ、一座づゝとして數ふるに十座ありて、十二所はな

岸孤絶之島、卜居於南海之濱、三山十二之瑞籬堂々、八万四千之靈光巍々、爰以神驗不疑、如谷應響、利益無限、似月寫水矣、又五所王子、本身者先若女一王子、十一面觀音應化也、施十方勝利、作六趣含識、垂一子慈悲、誘修羅鬪諍、次禪子宮、地藏薩埵也、誓在無佛世、利益厚濁惡、次聖宮、龍樹大士者、付法十三藏、祕密第三師也、製千部之論藏、弘一代之敎法、次兒宮、如意輪也、六臂形像、表示難思、次子守宮、正觀音也、分慈悲妙體、應隨類機根、又四所明神之眞身者、先一万宮、大聖文殊也、諸佛智母、釋尊祖師、同十万宮、普賢大士、十種願王、諸佛長子也、恒順衆生利益、如影隨形、懺除業障誓願、同光消罪、次勸請十五所者、釋迦如來也、卽忍土敎主、穢惡導師也、次飛行夜叉者、不動明王也、振智惠利劍、摧破生死魔軍、把大悲金索、繫縛煩惱怨敵、又米持金剛童子者、多聞天也、內護持千佛之法、外施與十種之福、此外王子諸神、皆極如來深位、薩埵衆生濟度之船士也、利生亘三才、擁護遍十方、三山雖異、內證一也、然則神德峯高、北辰位靜、悲願水深、南海浪治、凝信心運步之類、悉地寔新也、致丹誠低頭之輩、勝利無疑者乎、役優婆塞曰、閻浮提守護四神王在、一妙德圓滿、摩訶陀國正中在、本地阿彌陀如來、日本國證誠大菩薩名、二北辰、閻浮提北在、本地藥師如來也、日本熊野權現名、三大天、四白天、此二神兄弟也、補陀落山本地觀世音也、日本那智權現名付云云、五臺山文殊示云、扶桑國九品淨刹、中品上生淨土、熊野本宮也ト云云、

〔南紀名勝志牟婁郡〕本宮　府城東南三十二里、那智山西北七里計有、

上四之宮

西之御前二社　左事解尊伊弉冉尊　諸冉之二尊、一棟にして別殿也、其中間御幸の玉座有、是當宮の秘
　右伊弉諾尊早玉尊　訣也、

證誠殿國常立尊國狹槌尊豐斟渟尊　若宮天照大神

中四之宮

五代孫子、人皇第一神武皇帝御宇七十六年、聖化動天、仁德豐地、第卌一年辛卯、巡幸於諸國定天下、四十八年戊申、遂到紀州熊野村、大熊屢現、欻然卽隱、又一昇離曉、得天照大神告、夢覺開石巖、神劒光燗朗也、卽號神倉、本地愛染明王、靈驗揭焉、利益無邊也、神劒振威、能禦魔界之敵、寶弓飛箭、遠播勝軍之化、彼是權現應作之形、和光垂跡姿也、爰天皇欲越山、嶒崒無路、于時八尺靈鳥、翔降示道、偏是靈神之冥助、應跡之加被也、抑崇神天皇卽位元年秋八月、彼劒光尋、鎭西彥山來、水精顯、是法身無色妙體示也、又淡路國渡、踰鶴羽峯還、○中略熊野村初苗里音無河邊栖給、爰近衆曰獵師、朝交山林、夕出野外、鹿待處、星光曜照射、影幽、女郎廉野風、鹿鳴泣、夕露折境、渡鹿、烏羽玉黑熊、思、心猛矢放、月纔出尋山入石幅內到、近付見之、金色彌陀如來光明赫奕坐給、驚怖無極、御身立箭拔、袖淚血成、發露改悔、忽出家、弓三切折、三本ノ卒都婆造立、近衆彼如來權現崇奉、證誠大菩薩是也、近衆釋迦化身也、自爾以降、星霜稍舊、神德猶新也、因玆王侯卿相列袖、田夫庶民繼踵、抑衆本地理性顯垂跡劾驗、先證誠殿中、西方敎主娑婆有緣覺王也、久發六八弘願、利益五道之群類、新設三々蓮臺導十惡之衆生、西御前結宮、南方能化、千臂千眼具足、能堪惡世利益、滿二求兩願、施十四無畏、僅持神呪、十五勝利自滿、適稱名號、四十所求忽足、中御前早玉宮、東方淨瑠璃世界、醫王像法轉時導師也、立十二悲願、愍三際群萌、一經其耳、衆病悉除、專禮形像、身心安樂也、是證誠一所兩所權現申、靈神影向地形望、疊嶂迴遠、法性空自晴々、碧潤旁流、禪定水鎭澄、夕嵐拂松、暗調緊那羅琴、曉浪衝岸、自韻憍尸迦之鼓矣、新宮申、景行天皇御宇、七人海人、惡風放此浦來、六人本國歸、羅形上人一人殘留船中、靈驗依奉移本宮十二所、○中略是又隨類所現誓約、本跡濟度別願也、般若深海、洗衆生塵垢、弘誓船筏渡沈溺生類、寄渚浪響、過梢風聲、皆是大悲擁護之方便也、那智山者、地主飛瀧權現、本地一手千眼妙法聖、奉崇本宮十二所、彼山爲體、妙法最勝峯高、移鷲頭逝多之勢、三重百尺水精、混雞足白鷺之浪、此所補陀落山東門也、總劾驗無雙之庭、利生殊勝之砌也、共抛黃金瑠璃之玉、垂跡於無漏之郡、離海

子守　正觀音　靜觀僧正之時顯御ス

兒御前　如意輪　靜觀僧正之時顯御ス

聖御前　龍樹菩薩知覺聖ニテ御坐ス、津國內供時顯御ス、

禪師宮　地藏　源心之時顯御ス

若一王子　十一面　只若王子トモ申ス、智證時顯御ス、

證誠殿　阿彌陀　菩故王子ニテ御坐ス、婆羅門僧正時顯御ス、摩訶陀國大王善悲王ニテ御ス、

中御前　藥師　早玉神　傳敎大師時顯御ス

西御前　千手　結御前、弘法大師時顯御ス、兩所權現ト申ス、后善光女ニテ御ス、

新宮御社　棟三ニ、十二所權現御ス、

滿山護法ハ、本宮バカリニ御入アリ、

大神宮御社、引入テ十二所ニ並テ御ス、

神藏　愛染明王　阿須賀社　大威德

那智山御社　東向

飛瀧權現　千手　北ノハシニ御ス、棟一別ニ御入アリ、

西御前　中御前

〔諸神記〕一熊野權現　伊弉冉尊素盞嗚尊母子之神靈也、○中略　又曰、熊野本宮五十猛命也、素盞嗚尊御子也

又曰、熊野三所權現之事、伊弉冉尊、速玉神、泉津事解神、右三所權現也、○又見二諸社根元記一

〔三國傳記〕一熊野權現本緣事明開五所王子四所明神也

和曰、熊野三所大權現ト申ハ、和光之燈月氏ニ褰ケ、同塵之光日域ヲ照セリ、昔天竺摩訶陀國主慈悲大顯王ト申シ大王也、然從二彼國一一神劍東投、神像感應地ニ留ルベシト誓給、遙飛去紀伊國室郡留、今ノ神倉是也、天照大神

代致主釋迦如來也、娑婆發遣之爲、致主、衆生送西方、佛語名號要法付囑阿難、凡夫往生致給、飛行夜叉、不動明王也、智慧利劒振、生死魔軍摧破、米持金剛童子、毗沙門天王也、金剛甲冑帶、煩惱怨敵降伏、凡此權現極位、如來深位菩薩也、就中證誠殿、直彌陀如來幸迹御坐故、殊日本第一被崇靈社給、娑婆利益、送無量劫無絶事、吾朝化緣、既數千年及、増々盛也、

〔寺社元要記十九〕熊野權現事

人王第一代橿原宮神武天皇卽位四十一年、大ナル熊ニテ顯レ玉フ、○中略安然義云、證誠殿トハ、波羅門僧正御詣時顯玉、○中略權現ハ昔天竺摩訶陀國ニテハ、慈悲大賢王ト申ヲ、然ルニ本朝ノ年號善記元年壬寅三尺ノ水精ノ劒ニテ、今ノ神ノ倉ヘ飛渡リ玉ヘリ、又權現今ノ瀧ノ宮ノ邊ニテ、氏人義祖紀伊國ノ先生、椎ノ葉ニ粟ノカレ飯ヲモリ奉ヲ、其後椎ノ木ノ梢ニ、二面鏡ニテ顯レ玉フ、役行者ノトキ、本宮ニ顯レ玉フ、又傳敎大師御詣ノ時、新宮禪師顯現シ玉フ、弘法大師御詣ノ時ハ、八万金剛童子ニテ顯レオハシマス、智證大師ノ時ハ、八咫烏ニテ出マシマス、慈惠大師御詣ノ時ハ、十万金剛童子飛行夜叉ト顯レ、又ナチノ飛瀧權現ト顯レ御坐ス、神威威光、共ニ不追羅縷、其本意ハ往生淨土ノ誘引也、

熊野山本宮御社次第　南向棟三ニ、十二所御ス、

迎護法、東ノハシ彌勒滿山護法トモ申ス、

米持金剛　多門天　智證大師第三度時顯御ス

飛行夜叉　不動尊

勸請十五所　尺迦　此二社婆羅門僧正時顯ズ

十万　普賢　靜觀僧正之時顯ズ

一万　文殊此ニハ一社ニ御ス、慈覺大師時顯御ス、十万ノ大臣方ノ藏人ニテ御坐ス、

殿本地十一面觀音（泥土煮尊）　五禪師宮本地地藏菩薩（大戸道尊）　六聖之宮本地龍樹菩薩（面足尊）　七兒之宮本地如意輪觀音（伊弉諾尊）　八子守宮本地正觀音（地神始天照皇大神宮）　九、十万宮本地普賢菩薩、（正哉吾勝勝速日天尊）　一万宮本地文殊菩薩、（皇御孫尊）　十勸請十五所本地釋迦（彥火々出見尊）　十一飛行夜叉本地不動（鸕茅葺不合尊）

十二米持金剛毘沙門

〔諸神本懷集上〕熊野權現曰、本西天摩訶陀國大王慈悲大賢王也、爾本國有恨給事、崇神天皇卽位元年秋八月、遂自西天五劒投東、我有緣地可留誓給、一紀伊國室邊留、一下野國日光山留、一出羽國岩城郡留、一淡路國諭鶴羽嶺留、一豐後（○後巻前闕）國彥山留、○中略今正熊野權現成給事、紀伊國岩田河邊一人有獵師、其名河刀千世曰、入山獵シケルニ、一熊射、血尋跡求行、一楠木到本、其時有具犬、梢見上頻吼ケレバ、千世木上見、彼枝有三月輪、千世成奇問曰樣、月何故離天懸梢哉、月亦何有三哉、變光物大鬪曰、其時權現託宣而ノタマハク、吾非光物、東土衆生爲濟、西天自佛生國、遠此朝來、卽熊野三所顯權現思、汝速造社壇可崇示給ケレバ、千世忽渴仰成思、殊致歸依心、卽造假殿奉勸請、其以來高下是無不崇、爲現世爲後世、是無不參人、先證誠殿者、阿彌陀如來垂迹、超世悲願五濁濟衆生攝取光明、專念佛照行者、兩所權現曰、西御前、千手觀音也、一心稱名風苑、拂生老病死垢塵、一時禮拜月前、百千萬億願望滿、中御前藥師如來也、十二無上起誓願、流轉助群萌、出離與良藥、療無明重病、如是三尊、並光邦ヲムスビテ垂迹、化益方便、豈有疎成事哉、次五所王子曰、若王子、十一面觀音普賢也、三佛以力、化六道衆生、彌陀大悲主、三有濟衆生給、禪師宮、地藏菩薩也、大慈大悲利生、殊賴母敷、今世後世引導共貴、聖宮、龍樹菩薩也、造千部論藏、有無破邪見、無上大乘演、安樂往生進給、兒宮、如意輪觀音也、少守之宮、聖觀音也、其形聊異、共觀音一體也、其名且替幷彌陀分身也、濟度無並、利益共遍、次一万宮、大聖文殊師利菩薩也、三世諸佛覺母、釋迦九代祖師也、本金色世界雖御坐、常住淸涼山竹林寺精舍辭、此片州顯現給、十万宮、普賢菩薩也、十種發勝願、安養往生勸給、懺悔之方法、敎示滅巨益、勸請十五所、一

長寛元年四月十六日　　正四位下行式部大輔藤原朝臣永範

〔長寛勘文〕太政大臣殿〇藤原伊通御勘文

熊野權現事〇中略

熊野權現事、延喜式與國史文、無有相違、而熊野權現、可稱伊弉冉尊之由不分明歟、就中加之授位記、體異、淡路、貞觀元年正月、淡路伊弉諾命、從無品授一品、所存者、紀伊國伊弉冉尊同時可相授一品也、而同年五月、從從五位上被授從二位、以之思之、若謂非伊佐奈彌尊歟、〇中略

速玉神號事

日本書紀云、一書曰、伊弉諾尊、追至伊弉冉尊所在處、便語之曰、悲汝故來、答曰、族也勿看吾矣、伊弉諾尊不從猶看之、故伊弉冉尊恥恨之曰、汝已見我情、我復見汝情、時伊弉諾尊亦慙焉、因將出返、于時不直默歸、而盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神、號曰速玉之男、

如件、文者、速玉神者、伊弉冉尊子也、

出雲國熊野杵築神事

延喜神名式云、出雲國意宇郡熊野坐神社、名神大、速玉命社、小〇中略

愚案、如式文者、出雲國幷紀伊國熊野、似同神、若其方付無相違、可謂同神者、是已素戔嗚尊也、全非伊弉冉尊歟、

〔江談抄〕一佛神熊野三所本緣事

又問云、熊野三所本緣如何、被答云、熊野三所ハ、伊勢大神宮御身云云、本宮幷新宮ハ、大神宮也、那智ハ荒祭、又大神宮ハ、救世觀音御變身云云、此事民部卿俊明被談也云云、

〔熊野略記〕下熊野本宮十二所權現

一證誠殿本地阿彌陀天神初國常立尊　二早玉宮本地藥師國狹槌尊　三結之宮本地千手觀音豐斟渟尊　四若

敎、開庫視之、果有落劒、倒立於庫底板、卽取以進之、○中略

今案、此等文、神武天皇、至紀伊國名草邑、誅名草戸畔、遂至熊野荒坂津、誅丹敷戸畔、時彼處有人、號曰熊野高倉下、忽依夢中之敎、果有庫底之劒、然則熊野神劒謂之歟、或記曰、神代所傳神劒三柄、○中略一者在內裏、熊野劒是也、○中略

又云、熊野本宮者伊勢內宮也、新宮者同外宮也、那智者、同荒祭宮云々、但所見不詳、然而師靈之劒、非無由緖歟、

熊野權現御垂跡緣起云、往昔甲寅年、唐乃天台山乃王子信舊跡也、日本國鎭西日子乃山峯雨降給、其體八角奈留水精乃石、高佐三尺六寸奈留仁天天下給布、次五ヶ年乎經天、戊午年、伊豫國乃石鎚乃峯仁渡給、次六年乎經氏、甲子年、淡路國乃遊鶴羽乃峯仁渡給、次六箇年過、庚午年三月廿三日、紀伊國無漏郡切部山乃西乃海乃北乃岸乃玉那木乃淵農上乃松木本ニ渡給、次五十七年乎過、庚午年三月廿三日、熊野新宮乃南農神藏峯降給、次六十一年庚午年、新宮乃東農阿須加乃社乃北、石淵乃谷仁勸請靜奉津留、始結早○原本無早字、今據一本補、玉家津美御子登申二字社也、次十三年乎過氏、壬午年、本宮大湯原一位木三本ノ末、三○○枚月形○仁○天○○天降給、八箇年於經、庚寅農年石多河乃南、河內乃住人、熊野部千與定土云犬飼、猪長一丈五尺奈留射跡追尋氏、石多河於上行、犬猪乃跡於聞氏行仁、大湯原行氏、件猪乃一位農木乃本仁死伏利、宍乎取氏食、件木下仁一宿於經氏、木農末、月乎見付氏問申具、何月虛空於離氏木乃末仁御坐土申仁、月犬飼仁答仰云、我波熊野三所權現止申、一社乎證誠大菩薩土申、今二枚月乎者、兩所權現土奈申仰給布云々、

今案、如緣起者、唐天台山乃王子信之垂跡云々、王子信不知誰人、若周靈王太子晉歟、信字誤歟、但此記未審、難取信矣、

右勘申如件

其名雖異、其神相同者也、

右依宣旨、勘申狀如件、

長寬元年四月十五日　　　從三位行刑部卿藤原朝臣範兼

○按ズルニ、本書此他大外記中原師光ノ勘文ニモ、亦日本書紀延喜神祇式ヲ引用シテ、謹據斯文、熊野權現者、伊弉冉尊之靈魂、天照大神之御母也ト云ヒ、文章博士藤原長光ノ勘文ニモ亦熊野權現ハ、伊弉冉尊ニシテ、伊勢伊佐奈岐宮ト同體ノ神ナリト云ヘリ、

〔長寬勘文〕勘申

伊勢大神宮與熊野權現可為同體否事

日本書紀曰、○中略一書曰、日月既生云々、次生素盞嗚尊、次生火神軻遇突智時、伊弉冉尊為軻遇突智所焦而終矣、○中略

今按、伊弉冉尊者、天照大神之御母神也、殯殮熊野有馬村、土俗祭之者、同體義歟、○同體義、原作相礼儀、今據一本改、

日本紀曰、素盞嗚尊乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命、次天津彥根命、次活津彥根命、次熊野櫲樟日命、凡五男矣、○中略

今案、熊野櫲樟日命、一書云、熊野忍蹈命、亦名熊野忍隅命、天照大神勅曰、是吾兒乃取子養、若是今之熊野靈神歟、○中略

神武天皇戊午歲六月乙未朔丁巳、軍至名草邑、則誅名草戶畔者、遂越狹野、到熊野神邑、○中略彼處有人、號曰熊野高倉下、忽夜夢天照大神、謂武甕雷神曰、夫葦原中國、猶聞喧擾之響焉、聞喧擾之響、此云左揶霓利奈離、宜汝更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劒、則國將自平矣、天照大神曰、諾、時武甕雷神、登謂高倉下曰、予劒號曰韴靈、今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫、高倉下曰、唯々、卽寤之明旦依夢中

祭神社地

〔伊呂波字類抄 久諸社〕熊野 崇神天皇御宇崇熊野本宮、尚先此御垂、次景行天皇御宇卅九年癸酉、始崇熊野新宮、或云五十八年、日本紀云、天武天皇十二年癸未、天皇行幸此峯、十一月云々、以正月還御、
證誠殿　兩所 四御前 中御前　若王子　禪師宮　聖宮　兒宮　子守宮　一万十万　勸請十五所　飛行夜叉　米持金剛童子　新宮　那智

〔八雲御抄 五社〕み熊野の宮 紀

〔拾芥抄 下本諸社〕熊野 紀伊國牟婁郡、御幸延喜七、　那智 伊紀

〔運歩色葉集 久〕熊野(クマノ)　〔同 見〕三ノ御山 熊野

〔增補下學集 上一天地〕熊野(クマノ) 熊野權現證誠殿、本地阿彌陀、兩所權現者、藥師觀音、若一王子者、脩長大士、號日本第一靈驗現熊野三所權現、飛瀧大薩埵、本地千手觀音、十二所權現、

〔書言字考節用集 三神祇〕熊野社(クマノヽヤシロ) 紀州牟婁郡、新宮本宮那智、謂之三山、　熊野權現(ユヤゴンゲン) 出久

〔長寬勘文〕勘申
伊勢大神宮與熊野權現可爲同體哉否事
日本書紀曰、伊弉冉尊、生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣、
延喜神祇式曰、大神宮在度會郡宇治鄕五十鈴河上、
天照大神一座
伊佐奈[illegible]宮二座 伊弉諾尊一座 伊弉冉尊一座
同神祇式曰、紀伊國牟婁郡、
熊野早玉神社 大
熊野坐神社 名神大
今按此等文、伊弉諾尊伊弉冉尊者、天照大神父母也、彼神坐伊勢、又坐熊野、然者熊野權現歟、大神宮

熊野坐神社

名稱

熊野坐神社ハ紀伊國東牟婁郡本宮村ニ在リ、世ニ熊野本宮ト稱ス、熊野早玉神社ハ同郡新宮村ニ在リ、世ニ熊野新宮ト稱ス、那智神社ハ同郡那智山ニ在リ、中古僧徒ノ專ラ本社ヲ掌ルニ至リテ、盛ニ本地垂跡ノ說ヲ唱ヘ、本宮ヲ證誠殿ト稱シ、新宮ヲ兩所權現ト稱シ、之ヲ併セテ熊野三所權現ト稱シ、又熊野三山トモ稱ス、其後末社ノ神、卽若王子以下九所ヲ加ヘテ、十二所權現トモ稱ス、延喜ノ制、本宮ハ名神大社ニ列シ、新宮ハ大社ニ列ス、現今國幣中社タリ、

本社ハ古來、上皇女院等ノ御幸屢ヾアリテ、大臣以下、亦爭テ參詣シ、當時全國神社中、其名殊ニ著ルク、終ニ外國ニマデ識ラレ、蟻ノ熊野詣ノ諺アルニ至ル、又古來熊野午王ノ名著ハル、是ハ神符篇ニ收メタリ、

本社ニハ末社甚多ク、就中飛鳥社神倉社等尤顯ル、又京ヨリ熊野ニ至ル途次、九十九所ノ王子社アリ、此レ昔時熊野御幸ノ時、御休所每ニ、時ニ臨ミテ熊野本社ヲ假ニ移シ奉リシ地ナリト云フ、多クハ地名ヲ上ニ加ヘテ、某王子ト稱ス、而シテ九十九王子ト稱スルハ、只其ノ多キヲ云ヘルノミニテ、其實數ニハアラザルナリ、

〔延喜式十神名〕紀伊國牟婁郡　熊野(クマノ)早玉(ハヤタマ)神社　熊野ニ坐神社

命にましましける、五瀨のみことの御社なり、此尊の御陵さだかならねば、そこかしこたづねけれど、それとおぼしきたづね得ざりけり、

ふりし代の跡をたづねてはる〴〵と霜ふみまよふ野路の朝あと

〔紀伊國名所圖會六名草郡〕竈山神社

五瀨命祠　川合孝衡

水門來弔白雲隆、傳道當年駐六師、龍負瑞舟威自壯、鵠飯華表事堪悲、東征將路留文史、南土蘋蘩奉典祠、請見雄心靈未散、奔潮聲激撲寒陂、

色かへぬ松いさましく神の庭　銀瓜

と見ゆ、此御陵の、如此後世まで式にも載て、毎年に御幣を奉り賜ふを以ても、此陵は天皇に坐けることを知べし、若おしなべての皇子に坐むには、然ることあるべからず、上代の皇子等の御墓の中に、諸陵式に載れるは、五十瓊敷入彦命、日本武尊、菟道稚郎皇子、などの外は例なし、さて陵と云ずして墓と云るは、一御代に立られざる故なり、飯豐皇女なども墓とある例なり、

又神名帳に、同國同郡に竈山神社もあり、此社も即五瀬命を祭ると云り、さもあらむか、されど社は異神ならむかさだかならず、此社は和田の竈山明神とて、名草郡宮郷和田村の西南三町許に今もあり、宮郷とは、日前宮の邊十七村の總名なり、弱山より一里半許東南にて、古の大道今俗に小栗海道といふに近し、近世に國の殿より年毎に使をも奉遣賜ふ社なり、さて其社の近き地に、丸山と云て、大なる塚あり、物舊たる大樹ども生茂れり、是や此竈山御陵ならむ、猶國人に委く尋ぬべし、或說に、今世に九度山といふ處是なりといふは非なり、九度山村は高野山近き所にて、恰土(恰土伊都誤)郡なれば、名草郡とは那賀郡を隔ていと遠し、抑此說は、今世竈と惠とを混て、竈を久度ともいふ處ある故に、推當に定めつるなるべし、又或說に紀國に加信土山といふあり、是は信字を麻と訓て、即此竈山なりといふも非なり、紀國に加信土山といふ山あることなし、此名は萬葉九卷なる、木(キ)方(ヘ)往(ユク)君(キミ)我(ガ)信土山(マツチヤマ)云々とある歌を、誤訓せるより出たるものなり、

神階

〔紀伊國神名帳 名草郡〕官知神四十四社

地祇三十社　從四位上竈山神

祭祀

〔紀伊國名所圖會 六名草郡〕竈山神社

四時祭禮 三月十六日、六月十三日、九月十三日、十一月十三日、

雜載

〔君のめぐみ〕閏霜月 ○寛政六年 廿三日、若山を立て、國にかへるざまに、かま山神社、同御陵、つまつ姫神社、いたけその神社、大やつ姫の神社などにまうでける、○中略 かま山の御陵にて、

をたけびの神代の御聲おもほえて嵐はげしきかまやまの松

〔なぐさの濱づと〕閏十一月廿三日、若山をいでたつ、此度は泉、津の國をへて、京のかたに物せんとす、されど竈山伊太祁曾などいふ御社には、とくまうづべかりつるを、とやかくやとさはることおほくて、いまだえまうでざりければ、けふはそなたざまにめぐりて物せんと、いと夜ふかく出たち給ひぬ、ほの〴〵とするほど竈山御社にまうづ、こはかけまくもかしこき神武天皇の御兄

竈山神社

名稱

祭神

社地

竈山神社ハ紀伊國名草郡三田村ニ在リ、神武天皇ノ皇兄五瀨命ヲ祀ル、現今官幣中社タリ、

〔延喜式 神名十〕紀伊國名草郡竈山神社

〔伊呂波字類抄 諸社加〕竈山神社

〔古事記傳 十八〕竈山は、加麻夜麻と訓べし、書紀の訓も然なり、(加麻度夜麻と訓はわろし、筑紫なるは加麻度山にて、竈門山と書り、おもひまがふることなかれ、)

〔神名帳考證 八〕紀伊國名草郡竈山神社　今在宮郷和田村西南三町許　彥五瀨命

〔古事記 中 神武〕經浪速之渡、泊青雲之白肩津、此時登美能那賀須泥毘古、(自登下九字以音)興軍待向以戰、○中略於此與登美毘古戰之時、五瀨命、於御手負登美毘古之痛矢串、故爾詔、吾者爲日神之御子、向日而戰不良、故負賤奴之痛手、自今者行廻而、背負日以擊期而、自南方廻幸之時、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也、從其地廻幸、到紀國男之水門而詔、負賤奴之手乎死、爲男建而崩、故號其水門謂男水門也、陵卽在紀國之竈山也、

〔日本書紀 神武 三〕戊午年四月甲辰、皇師勒兵、步趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山而入中洲、時長髓彥聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衞坂、與之會戰、有流矢中五瀨命肱脛、皇師不能進戰、○中略五月癸酉、軍至茅渟山城水門、(亦名山井水門、茅渟此云智怒、)時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劒而雄誥之曰、(撫劒、此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢、)慨哉大丈夫、(慨哉、此云于黎多棄伽夜、)被傷於虜手、將不報而死耶、時人因號其處曰雄水門、進到于紀伊國竈山、而五瀨命薨于軍、因葬竈山、

〔延喜式 諸陵 二十一〕竈山墓(彥五瀨命、在紀伊國名草郡、兆域東西一町、南北二町、守戸三烟、)

〔古事記傳 十八〕延喜諸陵式に竈山墓彥五瀨命、在紀伊國名草郡、兆域東西一町、南北二町、守戸三烟

〔なぐさの濱づと〕日前宮にまうでける日、國造紀氏の御館の庭の紅葉を見て、

外よりもてりこそまされ日のくまの宮のべちかき庭のもみぢ葉

○

〔日前國懸兩大神宮書立上〕日前宮古代神官之事

白冠二人　人母二人　行事二人　以上稱二六神官一、社人之上臈也、

相見二人　大內人二人　火燒二人　權內人二人　大案主六人　以上稱二中臈一也

酒殿守一人　土師二人　御琴引二人　案主二十五人　內人六人　以上稱二下臈一也、右社人也、

靑侍（員數不レ定）　御臺番　新火所　所司　老者　近習　シブツシヨ　公文所　畠公文所　宮奉行（神官一人、靑侍二人、年替ニ勤、）　月奉行二人　寺奉行　後見　布衣侍　右武人也、又兼二上臈之役一也、

伶人（員數不レ定）　巫女八人　驗子五人　右樂人也

雜色六人　出納（晉ノセタトモ云）　小出納（員數不レ定）　厩　雜司（作丁白丁）　中間（員數不レ定）　大工一人　小工一人　引頭一人　權守（一人、此外員數不レ定、）　鍛冶二人　土器師二人　檜皮師二人　檜物師二人　疊大工二人　繪所二人　瓦大工二人　右此役人等、皆國造之譜代相傳之家僕、而令レ供二其職一者也、

樂頭（湯川之樂無量大夫也）　相撲（自二山城國淀一口、又播磨國寒眞一來、）　白拍子　右自レ他勤二其役一者也

倹之、予時東山偕東沼送之序曰、梅亭竹閒、出於琴浦暮烟之上、而中有詩書絃誦聲者、定其公之廬乎、予茅鞋竹杖、逝以問之、行文詠歌、見新續古今集、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕國造家歷代俊傑

五十五代　淑文從四位上兼紀伊守、弘安七年、當國を拜領して任二國司、歌人也、勅撰にいづる、

五十六代　淑氏紀伊守、歌人なり、勅撰にいづる、

五十七代　倹文南朝にて從三位刑部卿に任ず、北朝にて從四位上紀伊守に任ず、歌人なり、勅撰にいづる、

五十八代　親文從三位、南朝に出仕さいふ、歌人なり、勅撰に出、また北朝にも仕ふ、

五十九代　倹長侍從從三位昇殿、博學多才なり、また歌人なり、勅撰にいづる、松殿寺左府善成公より古今傳授あり、運阿記に見えたり、又應永十二年、琴浦に隱遁す、

六十代　行文從三位大膳大夫、博識秀才なり、永享年中、和歌を禁中に捧げ奉りて、寶劍一雙をたまふ、國吉の大刀今につたへたり、また父倹長卿の志緒を繼ぎて琴浦に隱遁す、さしに扶桑隱逸傳、本朝遯史等の書にくはし又後小松帝の勅點の和歌藏存せり、

六十一代　行長從五位上大膳大夫、歌人なり、勅撰に出、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕紀伊國造殿館

社頭のみなみにあり、遠祖を神皇產靈尊第二の御子、天道根命と稱す、神武帝の御とき、紀伊國造に定め玉ふて、即紀姓の祖なり、當時國造三多君まで、すべて七十五代、嫡々相傳の神孫なり、されば奇代の名家なるよし、西山黃門公〇德川光圀の日本史にも出て、感じましけり、〇中略諸國の國造は、既にみな〳〵廢せしかども、當國およびいづもの國の兩國造は、神代のむかしより連綿として、末葉の今にはびこりたてることは、全く大神に仕へまつれる重き子細のあればなるべし、

〔鈴屋歌集三〕紀の國に物したりし時、十月のころ、かの國造の許にとぶらひけるに、外へものせられし程にてあはざりける、其里を秋月となむいへば、

をりならでとぶらひきつるかひもなく影をだに見ぬ秋月の里

雜載

して、先泉州岸和田に發向し、城主中村孫平次(後式部大輔と號す)と合戰におよぶ、秀吉これを深くふくみて、同十三年三月、自ら選兵を引率し、泉州に向ひ、遂に當國に亂入し、まづ根來寺を燒亡し、つゞいて太田城を水攻にし、社頭を破却し、神領をさへ沒收せしめ畢ぬ、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年閏十二月庚午、先是紀伊守從五位下伴宿禰龍男、與國造紀宿禰高繼不愜、於是不忍怒意、輙發兵捕高繼幷黨與人等、仍可勘申狀、官符下知已畢、而今日掾林朝臣並人、馳來申云、守龍男分遣從僕、各帶兵仗、暗中放鏑、威脅衆庶、或被執囹圄、日夜叫呼、或東西奔走中途流離、並人諫曰、百姓有犯過者、雖云長官、須委之傍吏、任理勘決、而躬補前人、事乖物情、龍男固拒不聽、仍脱身入京者、又高繼所進之國符僞、國造紀宿禰高繼、犯罪之替、擬補紀宿禰福雄者、勅、國造者、非國司解却之色、而輙解却之、推量意志、稍涉不臣、宜停釐務、任法勘奏、

〔百練抄 十三 後堀河〕元仁元年十月廿九日、紀伊國造宣康、於玉垣內被射殺云々、依之大神祭發遣延引、

〔本朝遯史 下〕紀俊長

俊長者、世世居南紀、爲日前國懸宮之神職、俊長喜讀書、善詠歌、叙從三位、後小松帝有詔、采其歌詞者、凡百餘篇、每有禁苑遊宴、遠召預之、爲侍從聽內昇殿、俊長不慕榮利、不好紛冗、應永十二年三月、出俗塵、退去于南紀之舍、改名宗傑、其所居有梅數百株、竹數千莖、乃以梅竹爲軒之榜、蓋效山陰之種竹者曰竹隱、擬孤山之詠梅者曰梅隱也、又貯書籍萬軸、誦讀而樂焉、往往引酒徒琴侶、宴酔而娛焉、論者謂、此人朝之則以宏才奧學、擢身於雲霄之上、野之則以優遊自得、接情於山水之間、晏如淡如、以此自終、不亦賢哉、俊長倭歌、新後拾遺集、新續古今集各載之、

〔扶桑隱逸傳 下〕紀行文

行文者、紀俊長之子也、蹈父階位、承日前之神職、能繼家風、以和歌聞、永享之間、嘗進丹墀賦和歌三首、帝賜寶劒一雙、見者莫不欽羨焉、既而返于南紀、長處寂寞之濱、而繼俊長之志緒、群僚皆惜別、詠歌而

達如件、

康正二年五月廿二日　右中將敎國

謹上紀刑部大輔殿

右ハ六十二代國造、刑部大輔行孝之時、靑侍吉田五郎太郎、社人下白冠毛見上總守等、反逆之時、治伐之綸旨ニ候、

〔紀伊國名所圖會四上名草郡〕太田古城趾、（太田村の東南にあり、今田畑となれり、世に流布せる太閤記といへる書にいはゆる、太田水攻されしはこの城のことなり、）紀國造家舊記に曰、當境は往昔より一圓宮鄕とす、しかるに後土御門院應仁文明の比、天下の亂息時なく、諸國蜂起の徒、地を略し城を居ること常なれば、時の國造俊連朝臣、神領の蠶食せられんことを恐れ、同じき延德年中、所々に城郭を築きて防禦にそなへらる、所謂秋月の城には飯垣周防守、（國造家靑侍也）忌部山の城には村垣因幡守、（同上）三葛鄕の城には田所平左衞門（同上）を置てまもらしむ、而して當所は則國造家の居城たり、其後正親町院天正の始、雜賀の庄雜賀孫市なるもの、小宅鄕（今手平村といふ）の西藏六の芝中野畠の地を爭ふ（此さきの目安、いまに國造家に有、）をもつて、合戰におよぶことしばしばなり、かゝりし所に織田内府信長、雜賀に兵をうつして攻るに會す、こゝに於て内田右馬助（國造家靑侍也）をして是を援けしむ、功あつて乘馬を賜ふ、かくて天正十二年、豐臣秀吉、織田信雄を尾州小牧に攻む、神君兵を出して信雄を援けたまふ、此ときにあたつて國造忠雄朝臣、神君に御味方の志ありといへども、其身は日前國懸の兩大神宮を守護し奉れば、自ら兵刃をとることあたはす、家臣戶口彈生、村垣藏人、堀内大炊介、社家島田川村等の剛勇をえらび、さらに鄕士太田次郎左衞門を初とし、農民等の屈强なる三十餘人（是を宮鄕勢といふ）根來寺の僧徒と牒じ合せ、各盟書に姓名をしるし、總光寺の住職永意をして、ひそかに御陣所に奉りしかば、神君御感斜ならず、殊に御復書をくだしたまふ、こゝに於て秀吉が兵威を分たんには、大坂の城を攻るに如じと、宮鄕根來相合

所領

〔南方紀傳 下〕南朝元中九年、壬申北朝明德三年六月七日、南帝〇後龜山命二刑部少輔顯連一、以二紀州南有本庄一、附二紀伊國造一、

兼任餘官

〔紀氏系圖〕長谷雄 一名發昭、遣唐使、式部大輔、從二、中納言、延喜十二、三、十、薨、六十八、 ― 淑光 イ淑見、參木、從三

文煥 肥後守 ― 行義 紀伊守、紀伊國日前宮國造始 ― 敎經 紀伊守

經佐 同 ― 淑守 同 ― 淑宣 同

宣俊 同 ― 宣宗 國造 ― 長宣 從五上 ― 宣重

宣保 國造、正五位下、上、北面、 ― 宣親 從四下、北面、

淑文 正四下、紀伊守、 ― 淑氏 紀伊守、從四下、 ― 淑春 從四上、紀伊守、

俊文 紀伊守

〔紀伊國名所圖會 四下名草郡〕紀伊國造殿館

當國造は、第三十九代行義君といへるとき、國司をかね任せられて、其後十餘代までは、うちつゞきて國司職をかねられたることは、國史および國造の舊記にあきらかなり、

聽昇殿

〔公卿補任 後小松〕應永五年 戊寅

散位　從三位　紀俊長 正月七日任、侍從、

〔公卿補任 後小松〕應永十二年 乙酉

散位　從三位　紀俊長 侍從、三月日出家、先聽二內昇殿一、

從兵事

〔紀家古文書 綸旨〕被二綸旨一偁、紀伊國日前國懸兩大神宮、就二先年大變事一、惡逆之輩、可レ加二退治一之由、雖レ被レ成二綸旨一、餘黨猶相殘歟、但宗鳳藏主一人所レ被二勅免一也、於二自餘之輩一者、猶堅可レ令二治伐一者、綸言如レ此、仍執

叙位

ノ事也、御ヲモノハイマダ（メラヘ）マイラスルモタヽ女房達ナリ、ヘリサシムシロハ、正月ニ入ルホド（ニソレマテナタ）ヘリサシムシロノフクロヲバタヽノ處ニヲクベカラズ、キヨキナリ、長物ノフタノウヘニヲクベカラズ、ソレモナガヘハヲク、モトノアカノ物ヲバベチニトテ、ヲイテタヽノ火ニテ御クシアゲニス、　廿六日、東山長老對面□内外也、新調、布直垂、寺使清淨觀□首座對面積□□同子細、

永和三年三月廿九日記之卒

〔紀家古文書〕御書（御判　慈照院義政公御書）

紀伊國日前國懸兩社國造事

任刑部大輔行季申請之旨、所補任行通也、早社領以下令全領知、守先例可專神事社役等之狀如件、

長祿二年十二月十五日

〔勅撰作者部類上〕四位

紀淑文（紀伊守）（備後守國造宣親子）　紀淑氏（紀伊守淑文子）

〔勅撰作者部類中〕五位

紀俊文（紀伊國造）

〔公卿補任後小松〕應永四年（丁丑）

散位　從三位　紀俊長（正月叙）

〔公卿補任後花園〕正長二年（己酉〇永享元年）

散位　從三位　紀行文

〔續作者部類上〕散二三位　紀俊長　紀行文

四位　紀親文

五位以下　紀行長（彌太郎）（行春孫民部少輔行俊男）

先ナニヽテモセヨ、廿三日於馬場本殿（蓋屋）御方有三獻、京女房著座、阿五傳膳也、酌モ同今參（傳膳酌）
廿五日、入精進、杓ヲ洗フ、自今日清淨具足等ヲ改ム、臺（衝重事也）ノ可新、杓洗水ハ新火所（ニイドコロ）ノ水洗テ盥ヲ
ウツペシ、卒テウツナンドノハ先タヽノ水、小袖ヲバ一人ハダヲ不付シテ祓ノ時新ヲキル、下向
ノ時路次ニ於テ行水ハナシ、官符宣旨ウケトル日バカリナリ、立國ノ日ハ行水御ヘイアルユヘ
ナリ、立國日マテバ三日精進ニアタ口、七瀨祭日行水可有、平禮ハヲサナキ時コソキレ、必シモキ
ズトモクルシカラズ、於上祝宿所下著ノ日ハ人母參シテ有一獻、其時者絹狩衣ナリ、キヌノカリ
ギヌノ時モ平禮ハキル、平禮ハ僞下向ヨリナリ、京都ヨリコレヲキル、於高宮裝束ノ袖ヲカタヌ
グハ座ニ居ナガラナリ、又居テ袖ヲナヲス、大帷ノ袖ヲバヌガズ、カミツミユモミアタラシクス、
七瀨祓ノ後モヲナジ、小袖ユカタビラヲノ〱アラタム、コレモ祓ノチモ同物ヲモチキル、カミ
ノユ行水（新火所ノ水也）今日ヨリ御行水奉行マイラス、小出口口御行水ワカス、今日ノシホクミ田所汲
之、杓洗者ハ青侍等也、秀國重秀賴時也、（京上之青侍者免之）キヨキアカフクロヌハス、立國ノ時御具足モタ
スル奉行（賴時國政）日記ヲシテ具足等ヲ夫ニワタス、日記ヲ京ヘモモツ、鏡ハマヅモトノヲスヽイデ
トギテモツ、御具足等各新、七瀨祓ノ後モヲナジ、タヾシ誤テ京ヘ御ユノ具足ヲモタスル間、コレ
ヲ祓ノ後ヨリノ改古本結烏帽子サシビタイトヾメ烏帽子ヲビ各新箒新クモテアタラシ、タヾ
シ自京下向後也、飯自今日土器ニテクウ、飯スル器ハイマダヲナジ物ナリ、チヤウヅヲケ（イマダナウ）
祓後改之、カチ（モトノチスヽイデシホチ以テキヨム）祓ノ後ヨリ改之草リ改之、ハライノ後又改之、行水後アラウタ
ルマヘハ可入、マヅソト行水ヲシテ、サテ湯帷ヲキテ、髮ヲバアラウベシ、火物ノ具足ヲバ祓ノ後
各可改、薰物（タキモノ）匂ス、中ノ火マアラウテ後キヨキ具足等自馬場之殿給之、奉行秀國秀保長持ツヾヲ
衣裳者コトゴトク長持ニ入、火バツヲトハ朝火ヲウチテソノ（其）ハツヲヽクウ、後ニハ人クエドモ
不苦、火鉢燈臺ヲバ不苦、（モシ中ノマニ入ラバソトシホチウツベシ）自馬場之殿ナニモ日記ヲシテ給ヲクラルヽ具足

十日以前ニ候、可罷下候、神事ノ御違亂ニ御成候、只宣下ノ狀ヲ返シ給テ奏聞申ベク候、以大藏入道ト云者被問答、是ハ以外ノ強訴ニテ御入候、古例ヲ引テ日記等ヲ御覽候テコソアソバサレ候ヘ、疎忽ニハ難叶候、サ候ハヾ明日御參候ヘ、御ヤド遠クシテ御ワヅライニテ候ハヾ、神人ヲ進ゼラレ候ヘ、明日大案主二人神人一人可進ト思處ニ、猶ヨモ不被出トテ又行事參ス、(修庇白結狩衣指貫)大倉入道出合、料足ナンドヲモチト被進候ヘカシ、行事ガ事ハコレハ神官ニテ候間無存知候、サヤウノ事ハ雜掌ノ上ノ時ニテコソ候ヘ、サリナガラ今度上洛ノ時ナンドハ其義モコソ候ハメトイウ、間、マチト御待候ヘトテヤガテ被出、　十八日御使(秀保)自是七瀨祓マデハ精進也、不可苦由縱人雖申不可用、上(前國造親文)之御時御精進也、故キ日記ニ見畢、又御使疊席新ク髮ヲ可洗、火ハ火バツヲニテ可有、御祭精進ニハ十三日ニ可入ト被仰、　十九日(御使)今夜祓事等御口傳可有、自是兼テ人ヲ可被遣、其時可參ト云々、自高小路使者秀光一獻有之、御供遲候間及深更、明日可參由被仰、廿五日板ヲ洗、早々ニ可有濟、具足皆可被進、　廿日上(前國造)御前ヘ參ズ、於京都祓次第等御口傳有之、又上洛時分ニ尙御口傳可有、七瀨祓次第者下テ後可致、又アレヘ參テ遊ベト有仰、柱下賀使者來、　廿二日予參上御前、祓口傳(十七日ノ時也)又被仰、有三獻酌(有秀)御火爐ニテ鳥燒テ給、湯ヲケノ料足ハ公文所ニ可被仰由以秀保承畢、一行事物語以解狀執權之處ヘ取進ス、明日持テ參テ可奏聞ト被仰處ニ、明日參テ伺申處ニ未參、夕方可申ト被言、又明ル日催促申處ニ、夜部經奏聞候、明後日可被宣下、顯綱推返テ申事ハ、田舍ニ神事來月九日十日比ニテ候間、無私事ニテ候、何樣早々被宣下候者可畏入候由申ス、ヤガテ奏聞之狀ト解狀トヲ今出川大納言ノモトヘ被遣、ヤガテ宣下セラル、アナタコナタトセラルヽ間、日數延引由申セバ、執權イハルヽハ無力次第也、沙汰ヲ不經者不可叶、　廿三日以秀國被仰、(秀保依有子細、出仕致留了、)足駄厠各可改、自二階殿使(賴益)一獻有之、又自馬場之殿使、今度事申可入、二階座終テ後行馬場之殿、遲シトテ使者於路次行逃、(保實)　廿四日、上御使火鉢モトノヲ可申、枕可改

ハムニハ、五十日ニモエ道ヤリ候マジ、官符料足ノ送文ヲ一ツヾラ入レテヲキテ候、コレヲミセテ先規ハカクノ如候トイウ、官ガ叔父故老ノ者代々經歷之仁也、此仁ガ問答也、式者修理亮惟春判トアリ、式ハ出羽左衛門經保、式ハ人母氏秀、式者法眼朝覺よアリ、官ガ叔父スベテ魂魄第一ノ辨說言語道斷ノ仁也、盛兼モイヒケルハ、スベテコザカシキ仁也、マクナト(問答ニ)イフ、本人不出合間、日前宮ノ神官ニ不出合謂者、如何ニト頻ニ言問、出合堅固若物也、ヤガテ內ヘ入、官ガ契約狀モ上ノ見參ニ入ト云々、父子(日野)トモニ行事參ノ時出對セラレテ一獻アリ、(又一獻之時但同時歟)亭主日野中納言吉田中納言、伯(五千貫得分也、西ノ宮ノ管領也、京ニ今ニ西ノ宮ーテアリ、ソレモ日野ニイウテ管領セラル、)此人等被會合、行事上ヘ雖被召無左右不參、頻ニ被召ドモ猶不參、執權ノ詞ニ云、日前宮ノ神官ハウヘヽ召候ハン、伯ノイハルヽ勿論候、上ヘ被召候ヘ、酒七獻大盃於行事前置之、日野者拔群上戶也、新院御坐ノ時、御幸始ニ十三方催促、一方者酒也更無任騷動上戶也、七獻畢テ行事退出ス、三獻後程盛兼被召、行事ガ有間案內者ノ爲也、雖然盛兼御前ニ未參、行事退出之後、又盃ノ新ヲ以有飮、日野者於公家者大名也、新院御坐御時者御氣色一也、我身ヲ思ハンズル仁者日野中納言也ト仰アリ、御遺言ニモ當今ヲバ何ニモ取立申セト、日野忠光卿ニ被仰置、執權與傳奏被兼、盛兼以誓狀言者、伯ノイハレケルハ此仁者(行事ガ事ナリ)經歷之仁也ト被稱美、日野ノイハレケルハ、日前宮ノ神官者不混俗也、大方參御前條以外面目也、彼是行事面目也、予參內ノ事、今度又上洛アラムズレバ、其時談合可有、勅撰被望者歌者堪能カト雖被尋、返事ナニトモエ不言シテ禮畢、定テ稽古カト被言、　十七日、自上御使、(秀保)諸方ヘハ廿三日ト被仰、實者廿七日ナリ、廿五日ニマヲ洗ハセテ可入精進、委事者重可被仰、御湯奉行湯板湯桶ノ事等被仰、御湯ノ具足等予催促可有、アマリ御催促ノ事多由被仰、宮尻二階殿ニ被居住、予被招一獻有之、

(十七日ノ事カ)一行事物語云、上卿今出河大納言被宣下處、左少辨俊任不出綸旨、行事重テ參スル處更不被出、於中間申コトハ日前宮神官參候、宣下ノ狀者被下候處ニ、是ニ御出遲々條不便ノ次第也、神事來月

ナリ、田地ナキ時ハ以料足給之、（前職ノ時三貫也）二三月之比御辭職ノ一篇アリト後聞之、梅谷殿（國造済氏也）御辭職ノ時ハ、參籠ノ障子ニ詩歌ヲアソバサル、南庄總追捕使五百文、南庄刀禰五百文御助成ヲマイラス、親繼秀經長經、八日馬ヲ買、十日聽之、九日冠桶上ス、十日夫上ル、九日ヨリ荷ヲバウケトル、秀行用途遲キ（催促）間以外ノ御腹ヲ立ラル、御腹ハ十一日ニ立ラル、廿五日、キヨキシゴトシソメラル、十月十三日、行事下著官符以下ノ事無相違參ス、予前上如法御悅喜ト云々、路次之間無別事、只神慮也、十月十五日、讓補京上日取有談義、料足五十貫付之、先廿三日之由諸方被觸候、善妙參賀申、十六日、行事顯綱參、讓補物語申、雖廿三日治定者廿七日ナリ、顯綱令一兩日遲々シテ下向アラバ、當年ハ可延引上ニモ、行事ガクダリ遲キ也トテ、如法御腹立之處ニ、下著候間神妙也、忠節ノ第一也ト蒙仰、顯綱述懷ニ云、三代奉遇長入候、當御代故奉遇目出由頻ニ申ス、其門者神官等上洛之後、官符宣旨者可賜處、來月粟島神事也、二日夕方可下向、二日者上洛雖叶、自京都下向後七瀨祓火下（ヒオロシ）事可有、其後相嘗御祭精進ニ可入間、日數更無也、先今度之神慮歟存由顯綱申、下向遲キ故者先參執權之亭經天奏解狀當家不見失間勝事也、然而顯綱以故實官廳者カ執權之モトヘ進スル解狀ヲ申ニトテ見ル、其由與執權籌策談交カ、此解狀者嚴君之職、於予祖父被申解狀也、今度之義可違文章等也、可作改仁者ナシ、田舍ヘ申下サバ可遲々、盛彙ニ談交合スレドモ更ニ不可叶由辭退申ス、勝事之處ニ顯綱作改之、俊文トアルヲ親文ニナシ、親文トアルヲ俊長ニナシ、二千餘年トアルヲバモトマヽニテヲク、三千年ニハイマダナラザル也、大田殿（済長）ノ事ノアルヲバコレステツ、此解狀執權ノ被見テ此人ノ直ダダナ、殊勝之由被言、一通者上ノ御前ヘ進テ候、今一通モタル由申、予ニ可見ト云々、官符宣旨ノ料足ノ送文官ガモトニ有數多、或ハ人母賴幸トアリ、先々者二百貫文也、嚴君（前國造）之御時者百餘貫文也、今度責伏而彼是六十貫文許也、隨分之忠節也、上御悅喜之由直ニ有仰、官ガ所ヘ入度マデマカデ候、京都ニ逗留廿一日、其間公方ヘノ出仕彼是十八度也、タヾノ物ニテ候

一職ハ尤御退可有由沙汰有、我御身之如此被思食間、正月十一日此事被仰始テタヽイソギニ御イソギアリ、上ハ物ヲヲホセナリソメツレバ、タヽイラメキニ御イラメキアリ、ワガ身モ辛苦ニテ候、イカニモキヨク也タケレドモ、人ハヲロカニシ候ヘバ心ニカヽリ候、イカニモイソガレ候ヘト張行申タル由カタラル、京都ヘ日ヲトハルヽ處ニ、十日十七日廿日ヲ日取ニス、十日ハアマリ早速ナリ、廿日比ハ餘ヲソシトテ今日ニ定ヲル、別シテ人ニ被仰ツベキコトニテナキホドニ、ヨモ誰モ不知也トイハル、　十八日又行連參、八月ニ御上可有由沙汰アリト申ス、十七日談義由聞之、但何事トモ不知、後案之八月延引之由歟、其故者兼テハ六月ト聞處ニ、十五日以後急速ニナシ、先段別ハ七貫文沙汰スベキ由被仰、　七月十八日、貞良行連於北小路始中終讓補物語、梅谷殿御時者卅騎也、近比者廿騎許也、今度者靑侍無間少也、秀經秀忠道妙訴訟ツヨク申文、有秀賴種行連賴參、　廿日、紀太參、長持臺番匠ニセサスト申、東人母被召テ被事等被定、來月ニ入ラバ忩カルベシ、顯基行連讓補物語アリ、　八月二日、秀保此沙汰物語申ス、今日夫上ト云々、廿七貫文ナリ、長持輿衣裳ナリト云々、夫者晦日ニ上ル處ニ、路次ノ難義ニヨテカヘル、　四日以中間神人被送ラル、自衞公ノ方被賀、自上行連ガ方ヘ日記ヲ送ラル、長櫃五百文、百文烏帽子、桶二百三十文、立烏帽子百文、冠桶二百文、イクラクツハ上一貫百三十文、百姓反別內也、長櫃ヒモノヲ召テモトノヲ本ニス、エボウシヲケ冠桶同子細、　九日冠ノ雙ヲトテ京ヘノボス、上白冠ガモトノ日記ニハ、御下著ノ日ノ御物ノ飯シ六立烏帽ニヒタヽレナリ、日記ニモトマル、御讓補時ハ百反別定レルナリ、

神官御助成、

兩白冠、各十貫文上白冠者、御宿爲間訴訟難申不叶、但段別少々御免、　兩人母、各十貫文御方々供僧中、　堂達　兩行事各七貫文靑侍六貫文、三貫文ニナサル、　公文所十貫文　畠公文所二貫文中間二貫文

三葛田所二貫文　厩別當二貫文上白冠ハ前職ノ御入ノ時モ馬ヲ進ス、當職ヘモ進ス、田地ヲ給

依病辭退之替者、省宜承知、依宜行之、符到奉行、

位右少辨　　左大史位

天暦七年十二月廿八日

〔日前國懸兩大神宮書立上〕國造讓補之事並宣旨等之寫

國造職事讓與俊文之由被聞食畢、官符來到之間、且可存知之旨被仰下之狀如件、

文保元　十二月廿九日　日野大納言殿也　右衛門督判

紀伊前司殿

〔日前宮文書〕永和元年後長卿讓補委細日記

正月十一日、內々此御沙汰有之、後聞　廿九日、御談義此先途事何樣可爲當年由被仰、秀保參、急速ニ御讓補可有由御沙汰候ト申、　三月十六日、宮內內々申、明日嚴君前國造親文御方御職御辭退可有、今夜殿中ニ入御マテ御幣明日可有御下向之後、中火可聞召ト云々、　十七日、早々御行水御忌アリ、行連ニ同處其沙汰アリ、顯綱秀行等馬場之殿ニ參ジテ申ト雖ドモ不叶云々、以行連秀行御禮可申由、同處々御幣ノ御トモニ先御入候テ、馬場之殿ヘ參御申、可有返事ニ申、以秀經秀保自嚴君御方被仰、予職卅餘年卅六年也ニナル、自昔未コレホド久シキハナシ、今日已ニ御退アルベシ、御輿脫ノ義子細不可有、就其者如此時者代々不思義凶害事アリ、可心得、兒女子ノ說不可用、只上ノ御意ヲマホラバ義不可違、縱イ謀反野心者アリトイフトモ、上ノ御意ヲ守ラバ子細不可有、一ケ條ニ者御旅御居住ノ處、御前職ノ御母儀爲間人不可踏由仰アリ、御返事ニハ畏承候、又今日ノ御事驚入候、順義候間雖可隨仰、今二三年モ猶御座候者目出候由申、

馬場之殿ノ禮ニ行對面、馬場之殿被言、此四五年御沙汰雖有神領、疲勞之間不叶兩陣爲間、故料足多ク可入、今者武家陣內タル間料足少シ可入、上仁モ御當職トイヒ、御加階トイヒ、御政道トイヒ、

受退出、訖輔丞錄各一人入就座、訖國守入就版、次省掌引任人參入、（任人就版、省掌差南去立、）訖辨大夫已下式部錄已上、皆起自座立于庭中、（辨大夫東面、式部輔西面、丞錄北面、）參議已上在座不下、于時辨大夫一人進就版、宣制曰、官姓名乎紀伊國造任賜止波久宣、國造稱唯、再拜兩段、拍手四段、宣命者復本列、訖任人退出、辨大夫幷式部錄已上就本座、訖更立退出、

〔北山抄　七〕補諸社禰宜祝事（據前任符、案傍例、紀伊國造奉勅擬前例、）（中略）

〔傳宣草　下〕諸宣旨事

下辨官宣旨　臨時事

補紀伊國造事

〔紀伊國名所圖會　四下名草郡〕紀伊國造殿館

國造補任の式は、貞觀式新儀式等にも載られたるごとく、太政官においてとり行はせ玉ひ、はなはだ嚴重なることどもなりしに、後白河天皇の御ときより、朝政おとろへさせたまひて、よろづの御儀式も廢せしにより、いつとなく其事も絕たりしが、なほ代々欵狀をさゝげて、官符をたまひ宣下のことは行はれしなり、されば紀國造讓補記に、宣旨於淸凉殿頂戴云々などのこと見えたり、是又文明の比より、其さたもやみたりとかや、

〔續日本紀　九聖武〕神龜元年十月壬寅、名草郡（○紀伊）大領外從八位上紀直摩祖爲國造、進位三階、

〔續日本紀　十聖武〕天平元年三月丁巳、以正八位上紀直豐島、爲紀伊國造、

〔續日本紀　四十桓武〕延曆九年五月癸酉、以外從八位上紀直五百友、爲紀伊國造、

〔類聚符宣抄　一〕太政官符式部省

正六位上紀宿禰奉世

右中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣在衡宣、奉勅件人宜補紀伊國國造外從五位下紀宿禰有守

補任

ます云云、天道根命を國造となしたまへることは、舊事紀國造本紀に、檜原朝御世、神皇産靈尊五世孫天道根命、定賜國造とあり、さてかの二種の前御靈な此さき共に齋祭らしめたまへるよしは、國造古傳の説にして明也、また國造家譜を見るに、水垣朝(崇神)に、大名草彦命の時、名草濱宮より今の萬代の宮地に遷座したまふ、是より前天道根命、比古麻命、鬼刀禰命、久志多麻命有て、學の浦にて敬祭玉ふことあり、(中略)しかるを本居大人の古事記傳には、彼二種の御靈は、三種の神寶と共に、御代々々天皇の同じ御殿にまし〳〵、水垣朝に至て、豐鍬入姫命に離ち奉たまひて、紀國の名草濱宮に齋祭り玉ひし時なるべし、といへるは、中々なる推量ごとにて、其證もなきをや、

〔日本書紀 景行七〕三年二月庚寅朔、卜幸于紀伊國、將祭祀群神祇、而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄心命、一云、武猪心、令祭、爰屋主忍男武雄心命、詣之居于阿備柏原、而祭祀神祇、仍住九年、則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛、生武内宿禰、

〔日本書紀 九神功〕爰伐新羅之明年、○中略 皇后南詣紀伊國、會太子於日高、○中略 更遷小竹宮、小竹、此云之努、適是時也、晝暗如夜、已經多日、時人曰、常夜行之也、皇后問紀直祖豐耳曰、是怪何由矣、○下略

○按ズルニ、菟道彦豐耳ハ、並ニ紀伊國造ノ祖ナリ、

〔先代舊事本紀 三天神〕天照大神詔曰、豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國者、吾御子正哉吾勝勝速日天押穗耳尊可知之國言寄詔賜、而天降之時、○中略 高皇產靈尊勅曰、若有葦原中國之敵拒神人而待戰者、能爲方便誘欺防拒、而令治平、令三十二人並爲防衛天降供奉矣、○中略

天道根命　川瀨造等祖

〔新撰姓氏錄 河内國神別〕紀直

神魂命五世孫、天道根命之後也、

〔儀式 十〕太政官曹司廳任紀伊國造儀

當日早旦、掃部寮預設座、辨大夫西廳、式部東廳西面、式部錄率史生省掌等進置版三枚於中庭、自尋常版南去五尺置宣命版、南去四許丈、更東折一許丈、置國司版、自此西去一丈、置宣命版、置國造版、訖參議已上就座、大臣喚召使、召使稱唯、就尋常版、大臣宣喚式部省、召使稱唯、出而喚之、輔稱唯、丞代進就版、大臣宣參來、丞稱唯、而上至大臣座前、大臣賜國造名簿、丞

大御神もとめ來まして御心をなぐさの濱の宮居尊し

附紀伊國造

紀伊國造ハ日前國懸宮ノ神職ノ上首ナリ、神武天皇ノ朝、天道根命、紀伊國造ニ任ゼラレシヨリ以來、子孫相繼ギテ國造ト稱シ、以テ今日ニ至ル、明治維新ノ後、華族ニ列シ、男爵ヲ授ケラル、

〔先代舊事本紀十國造〕紀伊國造

橿原朝〇神武御世、神皇産靈命五世孫天道根命、定賜國造、

〔古事記傳二十二〕此國造〇紀伊は、日前國懸二大神の祠官にて、今に至るまで、此氏相續て紀國造と稱ふ、其系圖を見るに、天道根命を始祖として、日前國懸兩大神天降坐之時、御從奉仕と記せり、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

今伊勢國宇治鄕五十鈴川上に鎭ります大御神の御靈代は、かの眞坂樹にかけし御鏡にまして、今一箇の御鏡および日矛は、前御靈にてましませり、ともに高天原にありて、天神寶と持齋たまへるを、皇孫天津彦火瓊々杵尊、この葦原の中津國に大君として天降りましける時、天照大御神、御手づから三種の天御璽とゝもに、二種の前御靈をも副へ賜ひ、こは吾御魂なれば、吾前を拜がごと床を同うし、殿をもともにして、崇敬まつりたまへと詔たまひしかば、三十二柱の神等供奉りて、日向國高千穗峯に天降りまして、彼種々の神寶を拜敬まつりたまひぬ、白橿原宮にあめのしたしろしめしゝ、神日本磐余彦天皇〇神武の御とき、日向の國より東征たまへる皇軍にしたがひまつりて、忠誠に勳功あるをば褒寵玉ふときに、天道根命に紀國を賜ひて國造とし、彼二種の前御靈を齋まつらしめたまへり、是當國にしづまりませし初なり、また此天道根命と稱すは、皇孫の天降ります時、供奉に侍らひたまひし三十二柱の神等の其一柱にまして、紀姓の遠祖にて

飛山　社頭の南田畝の中にあり、傳へていふ、神武の御とき、兩大神當國にいたり玉ふとき、名草郡木本といふところに良土あり、其ところにしばらく假に坐き、しかるに垂仁天皇十一年に、此宮地に鎭座ありけるに、其夜かのところの土、白雲のごとく飜飛してきたるゆゑに此名あり、宮中に不慮の穢氣あるときは、神人このところの土をまいて解除すといふ、

神畔　太田村にあり、田宮とも、造酒のもりとも云、むかし御田植の祭式、此ところにてありしなり、また神酒をつくりしところといへり、

〔稻軒雜記上〕紀國造氏古文書

社記云、御舟山、二箇所、在二于赤野之田中一、長三間、横眞中八尺、一艘西向、出舟之形也、一艘北向、一同出舟之形也、

御臺櫃山、一箇所　在二于西向出舟之西二十間外一、

御臺筒山、一箇所　在二于御臺櫃山之西口五間北一、右四箇所者、古人之言傳曰、兩宮自二西國一遷二座于當所一之時、所レ築之舟、所レ用之櫃筒也、神鎭座之後、變而皆作二山一云、

〔鈴屋集九〕殿主〇和歌山藩主德川氏の御前にさもらひて、古語拾遺をよみまうしけるに、日前大神の御はじめの所をよみ申ける時に、いとも〱かしこけれど思ひつゞけ奉りける、

朝もよし紀の大神の國しらす殿の命は、大神の神代の道を、ねもごろにたづね給ふと、その御書あきらめたまふ、御心のあやにたふとき、大神いめでの御まもり、夜のまもり日の守りに、常とはにまもり給はむ、大神しめでのみまもり、よのまもり日のまもりに、とことはに守りたまはゞ、國しらす御稜威の光、四方八面にいよゝます〱照給ひかゞやきたまひ、萬代にいや遠長に、廣りまし榮えますすべき殿の御代はや、

〔稻葉集下雜〕神祇

國かゝす神のまもりと國しらす君の御いつもいやかゞやかむ

雜載

折から紀國造御田をす　めまゐらせしにより、今にいたつて國造家の所務とはなりぬ、また一殿に齋祭れる日前國懸の大神は、はじめ神武天皇東征し玉ふときにあたつて、二種の神寶もたしませり、一をば御靈代の御鏡日前宮の御神體一をば御靈代の日矛國懸宮の御神體と申まつりて、共に天照大神の前御靈にてましますを、天道根命に命せて祭らしめたまふ、こゝにおいて天道根命、二種の神寶を奉じて、初は當國加太浦より木の本を經て、琴浦なる岩が根にこれを齋祭りたまへりけり、是則日前國懸の兩大神なり、甲崎より海中へ三丁あまりも出たる岩なり、此地にうつり玉ふ後、いつとなく岩はくだけて、今は其あとさだかならずと云、其後豐鋤入姫命、御靈を奉じてこゝにいたり玉ふとき、おなじく此地に遷りたまへりけり、天照大神は吉備の名方の濱宮にうつりませしが、兩大神は猶も此地にとゞまりまして、終に垂仁天皇十六年、秋月村の今の萬代の宮にぞ遷り鎭りたまふ、かゝれば其いにしへは社頭もいと嚴麗におはしましけるを、天正の兵亂に烏有とはなんぬ、されどもおぼろけならぬ大御神のとゞめ玉へる跡に、しあれば、森の木立のえだをまじへ、砌の巖の苔むせるまで、神ふりたるおもゝちはみゆるなるに、茅茨きらざる宮居の簷は、もとより淳朴のむかしをまのばしく、尊とくもかしこくもそゞろに感情を催せり、

〔倭姫命世記〕御間城入彥五十瓊殖天皇〇垂仁即位六年己丑秋九月、就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鋤入姫命奉齋焉、〇中略然後隨大神之敎、國々處々仁大宮處乎求給、三十九年壬戌三月三日、遷幸但波乃吉佐宮、秋八月十八日、瑞籬積四年奉齋、從此更倭國求給、佐利四十三年丙寅九月、遷倭國伊豆加志本宮、八年奉齋、五十一年甲戌四月八日、遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間奉齋、于時紀伊國造、進舍人紀麻呂良地口御田、五十四年丁丑、遷吉備國名方濱宮、四年奉齋、〇下略

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

天穗日命社（相殿大己貴命）　熊野社（新宮本宮）　八御子社（此社は兩宮の神供をさゝぐるとき、先此社に奉る、俗に調味神といふ、）　專女社（一座は日前宮の後、一座は國懸宮の後にあり、祭神稱倉魂神なり、）　穴宮（社はなし、芝疊也、）　今宮　國神社（社なし、石積なり、往昔神事のとき、社人此石積を躍りしと也、）　楠神（神樂殿の前にある楠の木也）　草宮伏拜所（草宮遙拜のところなり、社人此所にて草宮を拜す、）　山王社　天道根命社　天目一箇命社

同攝社

濱宮（名草郡毛見郷に有）　草宮（國造家の庭中にある林中方二十間ばかり、古は伊都郡丹生大神の神輿渡御ありて、此ところにて神事あり、正月七日白馬神事、神馬を奉て神祭禮あり、）

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕日前宮

末社（東名草彥命　西名草姫命）　此外六十有餘末社（不悉記之）

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕天滿宮

津秦村にあり、當社は日前宮の攝社なり、古老の傳に云、昔相公、當時筑紫にさすらへたまふ折から、虎丸といへる從者、彼地にて御影をうつし奉りて、當所に歸り來りしが、其後神託あるにまかせて、小祠をいとなみ齋き祭るといふ、天文年中、奉納の連歌、いまに社頭に存在せり、

〔紀伊國名所圖會五海士郡〕濱宮（毛見村にあり）

祀神　一殿天照大神　一殿日前國懸宮

攝社中言神（この社を地主かみといへり）　末社（天滿天神　蛭子神）　神樂舍（本社のきたにあり）　御履懸石（玉垣の内なる小祠に齋まつれり、上古天照大神、此所に假にましましけるとき、御舍のしたにありける石なるをもて、かくはつたへたり、）　此名草濱宮と稱し奉るは、上古崇神天皇の御世に、天照大神の御靈を大和國笠縫村に齋奉りたまひしに、なほも其宮のよからん地をもとめ玉はんとて、豐鋤入姫命に命じて、國々を見めぐらしめ給ひける程に、豐鋤入姫命は、かの御靈を奉じて行廻り、遂におなじ御世なる五十一年四月八日、此濱宮に遷座し、三年が程は鎭りましき、此

神異

〔日本紀略二朱雀〕天慶三年十月三日乙未、紀伊國言、九月十七日、日前國懸大神御殿戸振鳴由、

〔百練抄十二順徳〕承久元年五月十四日戊申、有軒廊御卜、日前國懸兩社司申、去四月十六日、國懸宮御戸不慮外令開御事、

攝社末社

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

日前宮末社

天香語山命社　天糠戸命社　天兒屋根命社　天椹野(クレヌ)命社　天造日女命社　天明玉命社　天御蔭命社　天湯津彦命社　天世手命社　天玉櫛彦命社　天八坂彦命社　天神魂命社　天乳速日命社　天事湯彦命社　天伊佐布魂命社　天少彦根命社　天太玉命社　天表春命社　天櫛玉命社　天伊岐志邇保命社　天斗女命社　天村雲命社　天下春命社　天日神命社　天斗麻禰命社　天神玉命社　天活玉命社　天三降命社　天背男命社　天月神命社

以上三十社、日前宮瑞籬の外、四方に羅列す、

國懸宮末社

句々廼馳命社　草野姫命社　軻遇突智命社　金山彦命社　級長戸邊命社　級長津彦命社　經津主命社　武甕槌命社　闇龗社　天津彦根命社　活津彦根命社　手力雄命社　天日鷲命社　手置帆負神社　彦狭知命社　天櫛津大來目社　鹽土老翁社　豐玉彦命社　埴山姫命社　罔象女命社　少童命社　大山祇命社　天熊人社　天穗日命社　天萁根命社　豐玉命社　天忍日命社　天目一箇命社　天押雲命社　天神立命社

以上三十社、國懸宮瑞籬の外、四方に羅列す、

攝社二十座、宮中の所々にあり、

市夷社　八幡社　若宮八幡社　春日若宮　稻荷社　天神社　高良社　住吉社　深草社

〔鈴屋集九〕日前宮にまうでゝよめる

天照す日の大御神、磐屋戸をさしこもらして、天地いとこよゆければ、もろ〳〵の神たちつどひ、神はかりはかり給ひて、金わかしいしこりどめの、日の御像うつしまつるとて、はじ弓のはじめのたびに、つくらせるまそひ鏡に、おなじ度つくらせりける、日矛をしたぐへまつりて、朝もよし此木の國の、風浪の名草あがたに、あらがねの土のそこひの、いやそこに底つ岩根に、宮柱ふとくしきたて、久方の高天のはらに、あまそゝりちぎ高しりて、御あらかをつかへまつりて、日のくまの皇大御神國かゝす皇大御神と、大御名はたゝへまつりて、二柱しづめ奉りて、とこしくに八百萬代に、たゝへごとをへまつらせる、日のくまの此神宮を、世の中はすべなきものか、まがつひの神のあらびと、大きみの御いつふるはず、ものゝふのたけびあらびて、もろ〳〵の神わざすたれ、かりごものみだれりし世は、もとほれる八重のみず垣、玉垣もかたぶきたふれ、みあらかも雨露もりて、いやひけに朽そこなはれ、年月にやぶれゆけども、いにしへの心もしらぬ、ものゝふはかへりみもせず、せんすべのたどきをなみと、いさゝめのかりの御あらか、かりそめにつかへまつりて、しまらくとうつしまつれゝ、神直日神のなほびと、天の下くぬちこと〳〵、もとのごとやすく治まり、古に又たちかへり、ものごとにさかゆく御代を、もちつけてあやにたふとく、こもまくら高きみじかき、人みなはゆたにたぬしき、うゑ竹のよゝを重ねて、こゝだくの年も經ぬるを、かしこくも此神宮は、白雲のたちもなほらず、ありしよの有しながらに、いさゝめのかりの御あらか、いかなれば神の直日の、なほたらずともしかるらむ、しづた卷いやしき我も、まゐで來ていはひをろがみ、見まつればあやにゆゝしくかなしきろかも、

反歌

ふみそめし天の道根の道ひろくいやはりにはれ神の宮人

參詣

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月八日、御幸訖、先出儲御禊所、(ワサ井ノタチ云云、日前宮御奉幣也、)予(○藤原定家)爲御使、小時於此所有御禊、予取御幣立御禊、訖返給、應印神馬二匹令牽、相具御幣參日前宮、社頭甚嚴重、淨衣折烏帽子甚凡也、但道々習何爲、平座兩社之間中央石帖(如舞臺、)上(敷薦二枚爲座、切中四束料歟、)依社司之訓取御幣拜、(前後兩段、)付社司、(御使取御幣拜舞、不知其例、諸社奉幣使付御幣於社司、以笏拜歟如何、)社司指唐笠來、(不當日影料云々、昔通東帶也、但此男大宮司男云々、猶其父裝紙冠、不出戸外、僅見在戸内、)取御幣以黄衣(冠)神人令入中門、戸内祝言聞訖、神人又出中門外、有還祝、予立坐東廊、又取御幣(自本也、)二拜付同社司、次第如前、訖退出、(於石帖下徹シト、[illegible]着、匿巾奉仕、此役有恐、)自是向道甚遠、過滿願寺之間、僧等忽喚入、每度日前御幣使參此寺云々、

〔百練抄十四四條〕嘉禎元年五月十二日甲辰、奉幣日前宮、使先例神祇官人也、今度被用紀氏者、造替遲引之由被謝申之、

〔神祇官年中行事臨時〕日前國懸社使

中臣氏人、紀氏人、

〔南龍言行錄四〕頼宣君(○和歌山藩主德川氏)江戸御參勤にて、御立可被成前日、菊村八幡宮、日前宮、伊太祈曾、紀三井寺、玉津島の宮、岡の宮などへ、御參詣有けるに、路次にて、御供に參候吉見喜左衞門申上るは、殿樣には御信心に被成御座候と下々申候、明日江戸へ御立被遊候に、方々佛神(江)御參詣被成候事、扨々御信心也と我々も奉存候と申上る、頼宣君仰には、汝等江戸へ下る時、諸人に暇乞には不廻かと御尋なり、吉見承り、いかにも暇乞に廻り候と申上る、頼宣君仰には、我城下の佛神へ廻るも同事也、國の守護は、此頼宣に上より被仰付、士農工商、幷僧俗ともに、勸善懲惡の仕置を致し、國家安全を專らとす、社稷を專にして、國中の爲に、明日江戸へ罷立候間、諸寺諸社の佛神達へ、國中に風雨水火の災無之樣に守り給へ、來年罷登り可申候、御暇乞に參詣仕候との事也、信心にて可有樣なしと被仰けるとぞ、

奉幣

り、直水谷、(俗に祓戸といふ、意部村の山下に、三間四間ばかりの芝生あり、)芝原池、(日前宮の境内、市姫子の社の前に有、祓戸といふ、)當所を合て以上七箇所なり、祓はあるひは國造一代一度の大神事にて、日前國懸兩宮(御神體御枠)をはじめ、神寳等渡御ありて、右七箇所にて、國造自ら修禊せらるゝ事なり、

〔和漢三才圖會 紀伊七十六〕日前宮

十三箇村氏神祭、六月廿六日有鏑馬數十騎、

〔日本書紀 天武二十九〕朱鳥元年七月癸卯、奉幣於居紀伊國國懸神、飛鳥四社、住吉大神、

〔日本書紀 持統三十〕六年五月庚寅、遣使者奉幣于四所伊勢大倭住吉紀伊大神、告以新宮、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年十月甲子、遣左馬助從五位下紀朝臣貞守、向紀伊國日前國懸大神社、策命曰、天皇(我)詔旨(止)掛畏大神等(乃)廣前(爾)申給(倍止)申久、先先(爾)神財奉進(止奉)祈申賜(比)支、故是以種種(乃)神財(乎)潔備(天)令捧持(天)奉出(須)、此狀(乎)聞食(天)、天皇朝廷(乎)常磐堅磐(爾)護幸奉賜(比)、天下平安(爾)矜賜(比)助給(倍止)恐(見)恐(見毛)申給(波止)久申、

〔三代實錄 三清和〕貞觀元年七月十四日丁卯、遣使諸社奉神寳幣帛、(○中略)散位從五位下紀朝臣宗守、爲日前國懸兩社使、

〔西宮記 臨時六〕臨時奉幣

寬平元年十月十五日、奉伊勢宮使還向之間、忌穢事、諸社紫蓋梓劒弓箭小鏡、例幣伊勢宇佐賀茂日前國懸、錦紫錦劒尺綏玉佩金銀幣、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參入省東廊被行大祓、(是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寳等被奉也、○中略)神寳支配事、紀伊國日前國懸

〔兵範記〕嘉應元年十月廿六日戊申、下官(○平信範)參內、依大神寳進發也、(○中略)次日前國懸二具(大

御麹合祭十一日　白御酒造祭　黒御酒造擇吉日　相嘗御祭十四日
御殿開御祭十四日　御解除（ミハラヘ）御祭十五日、相嘗御祭、自今日至十八日、四夜之神事、　玉殿荘（カザリ）御祭十六日
小集（ヘラ）祭十七日　大集（オホヘラ）祭十八日　庭立祭

十二月

國懸宮相嘗祭忌固祭一日三日五日七日九日十一日十三日、與十一月同、　黒御酒造擇吉日　御酒水迎十二日夜也
相嘗御祭十五日　御殿開御祭同日　御解除御祭相嘗御祭、自今日至十九日、四夜之神事、十六日、
玉殿荘御祭十七日　小集祭十八日　大集祭十九日　庭立祭廿日
荷前廿七八日、但依大小、　季祭晦日

右等之式等、神領沒收の後、すべて行はるゝことなし、今わづかにのこれる祭祀の條目は、
正月元日小朝拜　七日白馬神事　十四日都鎮部祭に、戌の刻兩宮の御戸開、神供備進あり、　四月朔日流鏑馬あり、終て國中の郷主より駈馬百餘騎を奉る、諸人はなはだ群集す、　六月廿六日夏神事　九月廿六日十列馬あり、當日を神事の最上とす、　十一月十八日日前宮の相嘗祭、戌の刻御戸開神事あり、十五日より今夜にいたつて神拜あり、四夜まつりといふ、　十二月十九日國懸宮の相嘗祭、戌の刻御戸開、祭式十一月のごとし、十六日より今夜にいたり神拜あり、四夜のまつりなり、　岩手（イハデ）堰（ヰセキ）祭これは三月にて定日なし、吉日をえらびて岩手の里へ神幸あり、岩手の堰といふは、紀の川をせき入て、宮郷其餘の田地へ水を取なり、堰口祭といふ、　七瀬禊祓此神幸式は國造職讓補のときおこなはるゝことにて、其故實儀式等、至て嚴重のことゞもなり、

〔紀伊國名所圖會三上名草郡〕千森河原

直川庄直川村にあり、古名祓河と云、此地は當所日前宮七瀬の祓の其一なれば、祓河といふなるべし、○中略其昔はいと廣き川にて、流の末は日前宮より南に出て、紀の川に入たるなり、其間に七瀬ありて、その所々にて祓のありしなれば、七瀬の祓とはいふなり、此地を直川といふも、もと此川によりて名義なるべし、所謂七瀬といふは、溝ノ内、俗に北川の祓戸といふ、秋月村のうちに、一間四方計の芝生あり、野の邊戸、俗に祓戸といふ、吉田村にあり、蓑島、俗に禰宜がいけといふ、黒田むらにあり、納良が瀬、俗にせんしやうがいけといふ、新内村にあり、今はせんしやうが田とて、田のあざなになれり、

五上申上旬撰吉日、自中古定八日、　草宮荷前廿日　三名方祭下旬撰吉日、自中古用廿五日六日之間、

季祭晦日　名越之祓同日

七月

進素餅七日　草宮荷前同日　日前宮御穗取始御祭十二日

津萬牟岐祭十五日　下宮專女御前御祭十六日、下宮ハ日前宮也、專女御前ハ末社也、

八月

草宮田宮土祭時正撰吉日　草宮荷前十五日　八月祓上中旬間撰吉日

九月

一日、今日被定臨時祭流鏑馬射手、　中言御祭上旬撰吉日　毛見中言社祭九日

國懸宮御穗上御祭十五日　靜火御祭十五日入夜、於草宮有宵曉之祭、

名草彥御祭十七日　草名姬御祭十六日　丹生大明神入御早旦入御草宮、十六日、

相撲內取廿五日　流鏑馬廿六日　後宴有散樂、白拍子勤其役々、廿七日、　季祭

十月

一日又今日奉納幣於兩宮之寶藏、次第與六月朔日同、　藺引祭元者九月也、十五日以前撰吉日、於中田浦有此儀、

宮奉行渡之祭廿三日　珠津島御祭元者九月也、撰吉日、其次第如四月、　調庸御祭下旬撰吉日、自中古定廿六日第、

中言社鼎祭廿七日

十一月

日前宮相嘗祭忌固祭一日　粟島祭同日　鳴神社祭上卯日

伊太祁曾祭　氏神祭上申日、如四月、　高大明神祭上酉日、元ハ中酉日也、

相嘗御祭慶盃造祭三日　同慶盃伏祭五日　慶盃起祭七日　御穗下祭九日

祭祀

て秀吉沒收の後の神領は、國君〇和歌山藩主徳川氏より寄附したまへり、

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕日前宮　在名草郡　社領四十石

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

兩宮往古年中行事之名目大概作法次第等略之

正月

小朝拜元日二日三日　政始二日已後七日以前撰吉日、自中古用二日、　獻卯杖上卯日

獻破竹六日　白馬節會七日　御酒水迎十日

上宮御酒造祭有新始、上宮者國懸宮也、十一日、　都鎮祢御祭十四日十五日　踏歌十五日、於草宮前有踏歌、

鎮御殿十六日早旦　御鉄山御祭十六日、御鉄山者和佐高山也、　名草姫御祭十七日

名草彦御祭十八日　大歳祭下旬撰吉日、自中古用廿八日、　堰祭下旬撰吉日　草宮荷前晦日、凡毎月如此、

二月

朔幣十列朔日、凡毎月如此、　荷前里神樂十五日、凡毎月如此、

三月

大小荷前三日　草宮荷前三日十五日　御種子下祭下旬撰吉日　季祭晦日

四月

供躑躅八日　御佐利御祭上寅日　氏神御祭上申日　珠津島祭撰吉日、元者三月下旬也、

御田打祭下旬撰吉日　五日、自今日至十一日夜、國造參籠、

五月

供菖蒲蓬四日　御田殖祭下旬撰吉日、　供粽五日

六月

北　他領　六十谷庄道

神領　薪津郷　若島ガ島

右嘉禎元年、御遷宮時之四面四至、任先例、同四年九月廿五日、依被糺定、令注進之狀如件、

嘉禎四年戊戌九月廿五日　　紀伊國司從五位下源長信

神領與他領之堺二十一所

一有馬與栗栖堺　二坂戸堺　三現覺寺北山上　四岡崎堺　五橋本南上　六福飯山上　七和太與岡崎堺　八坂田南吉原堺　九三葛當下　十小島　十一甲崎河端　十二園豆　十三中島楠丸沙汰濱　十四禰阿江西　十五鈴丸　十六中島與吉田堺　十七吉田西　十八天神池　十九紀三所　二十福島　二十一神木瀬

當宮古記曰、當所四面四至者、後冷泉院御宇、永承四年以後事也云々

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

兩宮神領のこと、國造家舊記を考ふるに、天道根命に當國をたまはりしを、神領のはじめとし、爾來あるひは擧國、あるひは三千町、この神領を以て、年中大小の祭禮、百二十餘箇條の修行をなせし事なり、式部式、名草郡爲神郡と見えたるもこれをいふなり、其餘神領のさた、綸旨院宣、および六波羅の御敎書、室町家の御敎書等數十通、國造家の藏するところ嚴然たり、しかるに天正十二年、神君小牧山御陣の御とき、國造忠雄朝臣こゝろざしを寄て御味方して、家臣に命じて鄕民等を催し、ねごろの僧徒等蜂じあはせ、すでに泉州に出張せしが、關白秀吉これをふくんで、同十三年當國に亂入し、根來寺を燒亡し、國造家累代の太田城を水せめにし、社頭を破却し、神領を沒收せられしかば、忠雄朝臣、兩宮の御靈代を奉じ、神寶舊記等を身にしたがへ、高野山のふもとにのがれ避ておはせしが、軍兵退散の後、程なく兩大神を奉じ、ふたゝび此地にぞかへられける、かく

日前神五十六戸紀伊國　國懸須神六十戸紀伊國

諸神新封

日前神五戸紀伊　國懸神五戸同國

〔倭名類聚抄九國郡〕紀伊國名草郡

國懸　島神戸　日前神戸

〔國造家所藏文書〕日前國懸社御遷宮時四面四至札定郷々事

艮　他領　直川庄上芝原　松島郷　栗栖庄細工谷

神領　有間郷　永沼郷　西方寺免畠

東　他領　湯橋庄　岡崎庄堺之尾　東頭越

神領　忌部郷　僧綱寺山峯筋　神前郷　稲飯峯筋

巽　他領　冷水郷　海之沖洲

神領　舟尾郷　海擔子洲

南　他領　冷水郷　鹽津庄海

神領　毛見郷　海三井之神山頂上少シ見ユル堺

坤　他領　大崎海　雜賀庄海

神領　毛見郷　海擔子洲於當東小島甲崎於當丑方堺

西　他領　雜賀庄　國豆　鈴丸

神領　小宅郷　西島　西畠　太田郷　西畠　吉田郷　本畠　新畠

乾　他領一北有本郷道　同ジク有本郷

神領　本有本郷　刀禰名畠

所、面五間、妻三間、樂人樂器アリ、御鉾倉、面七間、妻三間、御鉾神寶等ヲ納、番屋、同上、社人居之、樂屋、面四間、妻三間、猿樂居之、舞臺、二間四方、田樂、猿樂、白拍子等、總門、面五間、妻三間、諸人往還之門、芝原廳、面七間、妻三間、十列流鏑馬等ヲ見ル所、鳥居、四間、反橋、小反橋、國造參宮之時過之、靑侍廳、面六間、妻二間、

以上

社格

〔延喜式神名十〕紀伊國名草郡

日前神社名神大、月次相嘗新嘗、　國懸神社名神大、月次相嘗新嘗、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略

日前神社一座　國懸神社一座已上紀伊國

〔令義解二神祇〕仲冬上卯相嘗祭謂(中略)紀伊國日前神等類是也、神主各受官幣帛而祭、

〔延喜式二四時祭〕相嘗祭神七十一座〇中略

日前社一座　絹四匹、絲三絇四銖、綿八屯五兩、調布六端八尺、木綿二斤八兩、酒稻百束、神税

國懸社一座　絹四匹、絲三絇四銖、綿八屯五兩、調布六端八尺、木綿二斤八兩、酒稻百束、神税

〔大日本國一宮記〕日前國懸宮　紀伊名草郡

〔神名帳考證紀伊〕日前神社　無神位之事、

神領

〔令集解十六選叙〕釋云、養老七年十一月十六日、太政官處分、〇中略紀伊國名草郡合八神郡、聽連任三等以上親也、

〔延喜式十八式部〕凡郡司者、一郡不得併用同姓、若他姓中无人可用者、雖同姓除同門外聽任、神郡〇中略者、不在制限、謂(中略)紀伊國名草、筑前國宗形等郡爲神郡、

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒

十二月廿四日壬子、日前國懸遷宮、無爲被遂行了、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年〇曆仁元年六月九日壬子、紀伊國日前宮營作事、付成功而可造畢之旨依被宣下、將軍家所令擧申給之任人等、于今不進其功之間、有社司之訴、仍無未濟可致沙汰之由被仰下云云、

〔教言卿記〕應永十三年七月廿六日、紀州日前宮造營御教書去廿三日今日到來、九月廿四日、紀三品禪門〇國造俊長來、日前國懸造營段米、守護到悅喜見□、十四年十月廿七日、日前宮造營事、小山殿ヨリ別御助成三十貫被渡、

〔紀伊續風土記名草郡八〕日前國懸兩大神宮、古代宮造

日前大神宮

堂宮造、屋稱者八幡造、檜皮葺也、千木兩方鰹木七木面七間、妻五間、中間一丈三尺、脇間一丈宛、是ヲ六尺五寸ノ常間ニスレバ、十二間ニ八間、表ニ大御戶二枚傍ニ菅原御戶二枚、小御戶也、裏ニ大御戶二枚前後御拜、前ノ御拜者前一丈、脇三丈三尺、後ノ御拜者一丈三尺四方、刻鏤文飾アリ、內陣面一丈二尺六寸、妻五尺、千木鰹木等アリ、寶藏一丈四方、本社ノ前ニアリ、忌殿面五間、妻三間、本社ノ後ニアリ、此殿內ニ專女神社ヲ祀レリ、廳面五間、妻三間、中門中間一丈、脇間六尺宛、妻六尺、本社ノ東西ニアリ、二箇所玉垣四面ニアリ、東西二十二間、南北三十二間、

國懸大神宮

宮殿、內陣、寶藏、忌殿、廳、中門、玉垣等日前宮ニ同ジ、〇中略

諸殿

院御所、面五間、妻三間、女客殿、面七間、妻三間、后宮之御所、男客殿、同上、勅使御出仕所、拜殿、二間所面三間、妻二間、神樂所、權現堂、面五間、妻四間、祈禱所、護摩堂、三間四方、護摩所、經藏、同一切經佛具等納之、酒殿廳、面六間、妻二間、御酒造所、御供所、面九間半、妻三間、御供造所、伶人居

謹請造日前宮課役事

生馬堅田庄 三栖寺領

右任支配之旨、可令勤仕之由、可令下知庄司等所之状如件、

治承二年閏六月廿六日　在判

紀伊國分寺

任配符旨、可造進日前社萱葺參間厩壹宇事

右任今月三日配符旨、改先日宛課材木已下雜事等、併宛參間厩之用途、守期日可造進之状、謹所請申如件、

治承二年閏六月廿五日　別當僧定應

謹請造日前國懸宮殿舍相樂南郡所課事

合

相樂御庄　國懸宮神殿西端間內參尺 付壇礎石

南部御庄　日前宮神殿東妻庇 付壇礎石

右任今月八日下宣旨狀、憖無懈怠可令勤仕之由、可令急下知庄司之狀、謹所請申如件、

治承二年閏六月廿一日　散位紀朝臣 在判

請預造日前國懸社木本座所課配符一通事

右件所課、任配符之旨、期日以前、早可令勤仕之狀、所請如件、

治承二年閏六月廿日　僧顯實 請文

〔百練抄 十四四條〕嘉禎元年閏六月三日甲午、於藏人所、造日前宮國司被行御卜、日來度々被決云々、其趣相違、國司不遂土木、仍今度被決龜卜、官卜云、一二共不快三吉、寮占云、一不快二宜三不吉、依官卜、家清朝臣奉造營事云々、

申狀欲待遷宮者、又已及大破、御殿之内露顯不可默止、兩樣之間難斷難決、可計申者、
申云、先重被問子細於神宮、且下遣工、被檢知破壞之體、若猶其術難及者、可被行御卜歟、
九月五日癸未、大夫史隆職來、中略〇日前宮正殿破壞事、遣官使被實檢損亡之體、不昇殿上、自下可奉
修理之樣、可致沙汰之由被宣下了云々、

〔壬生官務家藏古文書〕日前國懸庄々請文案

謹請川上御庄所課造日前國懸兩社殿舍修造請文事
所課七尺東第二間内　日前宮神殿一間二面内付壇礎石
右件神殿者、以先日任宣旨注文狀、於三分二者、所令運送也、然而隨今度宣旨狀可造畢之狀、謹所請
如件、

治承二年閏六月廿四日　雜掌藤原在判

謹請造日前宮法勝寺御領阿氐川庄所課男客殿一字切符事
右件所課、任切符之狀、無懈怠可令勤仕旨、可下知御庄之狀、所請如件、

治承二年閏六月廿六日　預所在判

謹請造日前國懸造營支配一紙□
右岡前庄所課、任配符之旨、來十月以前、可令取進木□□□抄之狀、謹所請如件、

治承二年閏六月日　預□僧在判

謹請靜川庄所課事
國懸宮寶藏一字檜皮葺
右任支配、明年二月之内可令造進也、但彼寶藏體、委雖不被載配符、□申官使方丈之由、謹所請如件、

治承二年閏六月廿八日　僧在判

〔神名帳考證紀伊〕日前神社名神大、月次相嘗新嘗、

在名草郷秋月村西北半町許、今在秋月庄、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

兩社とも、名草郡秋月村に相並んでしづまり給へり、

〔日前國懸兩大神宮書立上〕當時境內之事

宮地東西百四十二間、南北九十二間、　馬場長百八十間、廣二間、　御影池東西廿五間、南北六間、　芝原池芝原之東ニ在　小山又飛山トモ云、御影池之埒ニ在、　十二松原御影池之東西　芝原東西百八十間、南北三十二間、

一當宮は垂仁天皇十六年毛見浦濱宮より、今之社地に遷座以來千八百餘年、不易の宮地にて四至九町之處、戰國之時次第に奪はれ狹く相成來候、然ども今に芝原より西の方田宮の森邊までは、古の社地故御年貢地に成候へども、寺院など建させ不申齋法に御座候、

〔小右記〕寬弘二年十二月廿一日乙未、左府傳勅語云、造宮重疊、諸國已弊、隨又官物無其實、又國司勸賞、若可有乎否、造畢期等宜定申者、○中略諸卿定申云、左大臣申云、如今常寧殿被許宜歟、近江國造美福門、丹波國造豐樂院、紀伊國造日前國懸、仍不可造殿、可付小所、就中紀伊國者、總不可勸他作事也、仍配宛國々多以不足、至坂東已弊國、不可敢宛者、○下略

〔帝王編年記二十一二條〕長寬二年正月廿六日、紀伊國國懸社燒亡、

〔百練抄七二條〕長寬二年正月廿八日、紀伊國日前國懸社燒亡、於御正體者奉出事、　三月五日、諸卿定申諸道勘申日前國懸社火事、

〔中右記〕寬治五年十二月七日辛酉、今日上卿參陣、撰申日前國懸社遷宮日時、

〔玉海〕承安五年○安元元年八月廿六日甲戌、午刻許頭辨長方朝臣來、○中略仰云、紀伊國日前國懸社司申、日前宮正殿、角木折落及大破事、欲修理者、遷宮之時外、無昇御殿上奉覲之例之由、神宮所申也、依此

社地

日前社祀日像鏡、國懸社祀日矛鏡、日像日矛分爲二鏡者、古書無徵、其誤可知矣、併附備考、

〔日本紀略四村上〕天德四年九月廿三日庚申、今夜亥三刻內裏燒亡、　廿四日辛酉、昨夜鏡三和名、如之古止古呂、并大刀契不能取出、今日依勅令搜求餘燼之上、已得其實、但調度燒損、其眞猶存、形質不變、甚爲神異、卽大藏省韓櫃令奉納之、　十月三日己巳、縫殿大允藤文紀參申云、去月廿四日、依宣旨御坐內裏賢所三所、奉遷縫殿寮之間、內記奉納威所三所、一所鏡、件鏡雖在猛火上、而不涌損、卽云、伊勢御神云々、一所異形無破損、長六寸許、一所鏡已涌亂破損、紀伊國御神云々、

〔小右記〕寬弘二年十一月十五日己未、內裏燒亡、　十七日辛酉、故殿○藤原實賴御日記○天德四年九月二十三日云、恐所雖在火灰燼之中、不燒損云々、鏡三面中、伊勢大神、紀伊國日前國懸云々、如件說似三面、

〔神宮雜例集二〕內侍所事

神宮記云、寬弘二年乙巳十一月十五日內裏燒亡、而去天德四年以來、度々內裏燒亡之間、不被燒給佐留內侍所神鏡、今度燒亡留被燒損給、○中略件神鏡者、是非人間之所爲、既天地開闢之初、當於高天原、天鏡作神乃遠祖天香山命乃八百萬皇神達共留以銅天鑄造之神鏡也、或云、天香山命以古鑄作之、件神鏡元三面也、廣皆方尺、而一面坐伊勢國須、一面坐紀伊國須、一面坐內侍所、是件鏡也、具見于日本紀

○按ズルニ、一宮記等ノ書ニ、本社ノ祭神ヲ石凝姥命トセルハ信ズベカラズ、

〔紀伊國名所圖會五海士郡〕濱宮

紀國造家記曰、神日本磐余彥天皇東征之時、以神鏡及日矛、託天道根命、而令齋祭之時、天道根命、奉二種神寶、到于紀伊國名草郡毛見村、安置琴浦海中岩上、至于崇神天皇五十一年四月八日、豐鋤入姬、奉天照大神之御靈、而遷于斯邦名草濱宮之時、日前國懸宮有海中岩上、同遷于名草濱宮、並宮共住、同五十四年、天照大神、又遷于吉備名方濱宮、日前國懸宮、留名草濱宮、垂仁天皇十六年、自濱宮遷于名草萬代宮、卽今秋月村之宮是也、

か云む、凡て古にさることはなき物をや、然るに日神の御像を造るとありて、此矛を造れるは如何と云に、日の御像は、又全剝云々神象とある是なり、こは鏡なること論なし、さて日矛もその同時に同山の金を採て同神の造し故に、一所に並て云るなり、なほ然る所由は、かの紀國名草郡に、日前神社國懸神社と同地に並て鎭座す、或説に、以日御像爲日前大神、以日矛爲國懸大神と云り、かゝれば此兩大神の御社も、一所に並び坐す故に、その日御像鏡を造れる所に、日矛をも並て一に擧たるは、かた〳〵由あることなり、されば是即紀伊國所坐日前神也とは國懸をも兼て云るなるべし、今時も兩社を合て日前宮と申すなり、〇中略さて此初度の鏡も、かの日矛と共に、三種の神寶に添て後に皇孫命へ授け賜ひしなるべし、其故は右に引る拾遺の文に、矛玉自從とある矛は、日矛なるが、此鏡もそれと同時にいできて、後にも同地に鎭坐せばなり、さて御代々々天皇の同御殿にましまし、水垣朝〇崇神に至て、天照大御神の御靈八咫鏡草薙劒を豐鋤入日女命に離奉たまひて、鎭坐べき地を求ありきたまふ時に、紀國の名草濱宮に三年がほど齋奉りたまひしこと、倭姫命世記に見ゆ、此時までかの日矛も初度鏡も、共に天照大御神の御靈に附添て齋奉りしを、此名草濱宮に右の二をば留め奉て、永く彼地に鎭り坐しめたまひしなるべし、此日前國懸二大神なり、

〔大日本史神祇二十〕日前神社　國懸神社、祀天照大神前靈、天窟之變、以思兼神議、使石凝姥神造日像鏡、其初度所鑄、稱國懸大神、又曰日前神、按拾遺云、初度所鑄、少不合意、是爲日前神、書紀云、石凝姥初作日矛、是日前神也、日矛恐日象之誤、大僕本紀云、鑄寶鏡三、其一則天照大神前御靈、名國懸大神、與拾遺相符、即日前國懸之爲同神可知矣、垂仁朝、倭姫命奉伊勢大神與國懸大神、鎭于本國奈久佐濱宮、無幾遷伊勢大神於吉備、而國懸大神遂留焉、後移之萬代宮、乃今地也、〇中略後特稱其別宮曰日前神社、因併稱曰日前國懸大神、按古事記、伊勢大神宮、本有内外二宮、至雄略帝祀豐受大神於外宮、而古制一變、本社亦設二宮、猶伊勢古制、但以神號有二、各名其社也、據文書(紀伊國造文書)日前國懸兩宮者、天照皇神之前靈也之文、即其二社而一神、亦可證也、延喜式並列二社、亦各擧社名耳、非謂二社各祀別神也、而後世就二社爲說云、

此二神以所坐日向之襲高千穗宮奉、（一云、笠狹御崎嚴敬奉也、）同宮殿內齋嚴殿拜祭也、（此二大神靈寶鏡之故）天係大神者、天照大神之御靈也、伊勢礒宮所坐崇敬拜祭也、國係大神者、天照大神之前靈、紀伊名草宮所坐崇敬拜祭也、

〔神名帳考證 紀伊〕日前神社　國懸神社

紀、國造傳云、日前宮天照大神也、國懸宮日矛也、大神宮司主典成胤按、舊事紀令鑄造日矛、此鏡少不合意云云、上謂日矛、下謂此鏡、則知日矛者鏡名也、神代口決云、日矛者寶鏡也、今杵端造鏡爲日矛圖者、後人之作也明矣、日矛爲鏡、則國懸御體、紀國造傳、與大倭本紀野府記符合、今按矛訓保古、與招禱訓遠岐言通、以奉招禱之語、日矛爲鏡名乎、

〔日本書紀通證 四〕今按舊事紀曰、全剝眞名鹿皮以作天之羽鞴矣、復採天金山之銅令鑄造日矛、此鏡少不合意、則紀伊國所坐日前神是也、然則日矛爲日前神可以見、而拾遺亦言、初度所鑄少不合意、次度所鑄其狀美麗、是爲前後二鏡可以知耳、然審上下文意、此書與舊事及拾遺不同、則私記亦有可取焉、○中略今兩社同地、左爲日前、右爲國懸、右京大夫紀俊範說曰、以日御像爲日前大神、石凝姥命思兼命爲左右相殿、以日矛爲國懸大神、天鈿女命玉屋命爲左右相殿、崇神天皇時、使天道根命祭二神寶於此云、俊範是道根命七十一代之孫也、○中略野府記曰、鏡三面、伊勢大神、紀伊國日前國懸、天德記曰、賢所三所、一所鏡、件鏡雖在猛火中而不涌濆、卽云、伊世御神、一所圓形無損長六寸許也、一所鏡已涌亂、紀伊國御神、据此等說、則與伊勢大神合爲三鏡、而與私記相符矣、故今幷存兩說以俟博洽君子、

〔古事記傳 八〕日矛は矛の名なるを、舊事紀に鏡と爲て、令鑄造日矛、此鏡少不合意云々と云るは、いたくひがことなり、こは國造彼神之象とあれば、矛にては叶はず、必鏡ならむと思へるから、かの古語拾遺に、令鑄日像之鏡、初度所鑄、少不合意とあるを引合て、強て此日矛に當たる僞說なり、然るを古來諸說、みな此舊事紀を信じて鏡と定めたるはいかにぞや、そも〱鏡を矛とはいかで

天糠戸造鏡、是卽伊勢崇秘之大神也、先代舊事本紀云、圖造日像之鏡、卽是伊勢崇秘之大神、所謂八咫鏡、亦名眞經津鏡是也、古語拾遺云、鑄日像之鏡、初度所鑄、少不合意、是紀伊國日前神也、次度所鑄、其狀美麗、是伊勢大神也云云、如此等文者、日神之像可爲鏡、今代所傳又以同之、日輪似圓鏡、已摸其様、豈以矛稱日像哉、答、重難叶理、短慮爭決、但案舊事本紀、採天香山之銅、令鑄造日矛、此鏡少不合、卽紀伊國所坐日前神是也、如此文者、以日矛稱此鏡、矛鏡豈爲同體哉、若是矛鋒(仁)鑄付鏡歟、將又矛鏡並鑄歟、又同本紀云、授八坂瓊曲玉、及八咫鏡草薙劒三種寶物、永爲天璽、矛玉自從、拾遺云、以八咫鏡、及草薙劒二種神寶、授賜皇孫、永爲天璽、矛玉自從云云、然則以日矛副神鏡歟、又本自依鑄付鏡於矛鋒、謂矛自從歟、又同、一書幷舊事本紀文、以日矛似稱紀伊國大神、然者日前社、兼可有日矛及鏡、伊勢大神宮者、雖有鏡可無矛歟如何、答、採天香山之銅、初度所鑄之鏡不合意、次度所鑄之鏡美麗也、以之奉入天石窟戸云云、初度鑄鏡之時、作日矛者、次度鑄鏡之時、定同造日矛歟、爰天祖天照大神、所授賜皇孫尊之三種寶物之中、八咫鏡者、彼次度所鑄美麗之神鏡也、奉授此鏡於皇孫之時、矛玉自從之由所見已詳、垂仁天皇以後、爲神體奉崇秘伊勢大神宮、然則鏡矛相並可在神宮耳、○中略　大同元年大神宮本紀曰、御間城入彥五十瓊殖天皇、○崇神　于時天照大神乞給國、伊豆久曾止、隨大神敎命、求坐奉止詔、皇子豐次比賣命、奉戴而從倭內國始而覓給云云、從此幸行、而木乃國奈久佐濱宮三年齋奉、其時紀國造進地口御田、大倭本紀一書曰、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也、注曰、一鏡者、天照大神之御靈、名天懸大神也、一鏡者、天照大神之前御靈、名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬解祭○解祭、明文抄作拜祭　大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐解祭○解祭、明文抄作拜祭　大神也、

〔帽軒雜記 上〕紀國造氏古文書
一書曰、初天降來神天王名天津彥彥火丹丹杵尊之所持、而天降來天係(アメノカヽスノ)大神、及國係大神御靈、係同懸

者、或是五百御統、或八尺曲瓊也、然則取神明所持之物、爲其神像者、其類甚多、是又同之耳、先師說云、胸肩神體、爲玉之由見風土記、然則尋其由來、爲其神像者也、重寬舊事本紀、採天金山之銅、令鑄造日矛、此鏡少不合、則紀伊國所坐日前神是也云々、如紀文者、日矛已鏡也、就之案事情、矛之鋒付鏡、圖日像之故、稱日矛歟、令鑄造日矛之字、鑄日鏡造矛之儀、物有二之條、暗以可知歟、鑄造日矛此鏡云々、付鏡於矛、有何疑哉、

〔釋日本紀七述義〕私記曰、問、今如紀文者、紀國大神者、是日矛之神也、今代傳云、紀國大御神、是亦鏡也、何其相違哉、答、古語拾遺曰、於是思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意、是紀伊國日前神也、次度所鑄其狀美麗、是伊勢大神也、今如此文者、石凝姥所鑄既有兩鏡、亦有日矛、然則紀伊神宮、兼有日矛及鏡、但此註不言有鏡、又拾遺不見日矛、各擧所知不爲相別乎、私問、此紀一書文、以石凝姥爲治工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴、用此奉造之神、是則紀伊國日前神也云云、上文已作日矛、下文又以羽鞴奉造之神、是何物哉、答、以羽鞴奉造之神、是亦可爲矛歟、上已云作日矛、此神若非矛者、可注其名、而彼是共依爲矛、具先略後歟、又問、以羽鞴奉造之神爲日矛、可稱日前神者、上文之日矛、可爲何神哉、上文已作日矛訖、下文云、以羽鞴奉造之神、雖不明其名、若是鏡歟、然則紀伊國神社、有矛鏡之條、不可違本文歟、但案此一書文、就思兼神之議、卽以石凝姥爲治工、採天香山之金、作日矛、此已上者欲造其矛之議也、又全剝眞名鹿之皮、作天羽鞴、用此奉造之神云云、此已上者、正奉造其矛之作法也、以之思之、下文不明作者名者、上文日矛爲同矛、非各別之故歟如何、答、下文以羽鞴奉造之神、若可爲鏡者、何不載其字哉、同依爲日矛、略後文歟、於爲此儀者、上文日矛可在伊勢大神宮歟、是雖無指所見、學者之了見、伊勢紀伊兩國之神宮、並共可有矛鏡之故也、又上文之日矛、與下文以羽鞴奉造之神、爲同矛、非各別者、何可加又字哉、只採天香山之金、全剝眞名鹿之皮、作天羽鞴、用此奉造之日矛、上可書歟、何煩勞文章乎、又問、如先答者、日神之像、一向可如矛、而又此紀一書文、使

〔日本書紀神代一〕一書曰、天照大神謂素戔嗚尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天石窟而閉著磐戸焉、於是天下恒闇、無復晝夜之殊、故會八十萬神於天高市而問之、時有高皇產靈之息思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象而奉招禱也、故卽以石凝姥爲冶工、採天香山之金以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴、用此奉造之神、是卽紀伊國所坐日前神也、

〔古語拾遺〕素戔嗚神、奉爲日神、行甚無狀、種々凌侮、○中略 于時天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、爾乃六合常闇、晝夜不分、群神愁迷、手足罔措、凡厥庶事、燎燭而辨、高皇產靈神、會八十万神於天八湍河原、議奉謝之方、爰思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、仍令石凝姥神(天糠戸命之子、鏡作遠祖也)取天香山銅以鑄日像之鏡、○中略 於是從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意、(是紀伊國日前神也)次度所鑄、其狀美麗、(是伊勢大神也)

〔先代舊事本紀神祇二〕素戔烏尊之爲行也、甚以無狀、○中略 天照大神詔素戔烏尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天窟、閉磐戸而幽居焉、故高天原皆闇、亦葦原中國、六合之內常闇、不知晝夜之殊、故萬神之聲如狹蠅鳴、萬妖悉發、往常世國、故群神憂迷、手足罔厝、凡厥庶事、燎燭而辨矣、于時八百万神於天八湍河原神會集而、議計其可奉祈謝之方矣、高皇產靈尊兒思兼神、有思慮之智、深謀遠慮議曰、○中略 宜圖造日神御像奉招祈禱矣、復鏡作祖石凝姥命爲冶工、則採天八湍河之川上天堅石、復全剝眞名鹿皮以作天之羽鞴矣、復採天金山之銅令鑄造日矛、此鏡少不合意、則紀伊國所坐日前神是也、復使鏡作祖天糠戸神、(卽石凝姥命之子也)採天香山之銅、使圖造日像之鏡、其狀美麗矣、而觸窟戸有小瑕、其瑕於今猶存、卽是伊勢崇秘大神、所謂八咫鏡、亦名眞經津鏡是也、

〔釋日本紀述義七〕私記曰、問、今此日矛者、是何物哉、答、作戈矛之形、既圖日像、故加云日矛、問、既云圖日之像、而今作此矛形、然則日神之象、豈如矛哉、答、上云圖彼神象者、是擧大略耳、未必圖寫其眞形也、凡矛者是正神道之所執持也、日神亦有所持其矛、故便寫取其平生所持之矛、便爲日神之像也、胸肩神

祭神神體

しか訓り、然るを神代紀に、ヒノマヘとあるは非じ、今はヒサキの宮と云ひ、また字音にニチゼムグウとも云ふぞ、國懸神社、信友云、國懸は、天武紀にクニカヽスと訓み、またクニノカヽスとも、ダニカヽリとも訓を添たり、栞集解に、國懸須と書き、式にもクニカヽスと有て、今も然稱と云へば、久留加加須と唱べし、

〔遠碧軒記上神祇〕紀州　日前宮（ニチゼングウ、ヒノサキノミヤ）　檜隈宮（ヒノクマノ）とも云

〔紀伊國神名帳名草郡〕官知神四十四社　天神十四社　日前大神宮　國懸大神宮

〔釋日本紀七述義〕大倭本紀一書曰、○中略一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬解祭○解祭明文抄作拜祭大神也、

〔延喜式神名帳頭註〕紀伊名草郡　日前　一名國懸宮、又名草宮、

〔日本書紀三十持統〕六年五月庚寅、奉幣紀伊大神、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕日前宮　國懸宮

天武○天武持統誤紀に紀伊大神、大和本紀に名草宮、名所集に檜隈宮などともみえたり、社記には萬代宮といふ、○中略國史社記のたぐひ、往々日前宮、あるひは國懸宮など、片々をのみ稱して片々を略けること有は、同所にしづまります御神なれば、相兼るの意なり、

〔紀伊國名所圖會四下名草郡〕

日前宮　正殿日前大神　相殿　左方石凝姥命　右方思兼命

國懸宮　相殿　左方鈿女命　右方玉屋命

日前大御神と稱し奉る御靈代は御鏡、國懸大御神と稱し奉る御靈代は日矛にまして、共に天照大御神の前靈にてましますなり、

〔和漢三才圖會七十六紀伊〕日前宮

祭神西東二座　日像鏡日前大神　日矛國懸大神　相殿　左石凝姥命　右思兼神　左天鈿女命　右玉屋命

古事類苑

神祇部九十二

日前神宮

國懸神宮 紀伊國造附

日前神宮、國懸神宮ハ、共ニ紀伊國名草郡宮村ニ在リ、古來兩宮ヲ併稱シテ日前宮ト云ヒ、國懸宮ト云ヒ、或ハ日前國懸宮トモ云フ、天照大御神ヲ奉祀ス、延喜ノ制、二宮竝ニ名神大社ニ列シ、月次相嘗新嘗ノ三祭ニ預ル、後本國ノ一宮ト稱ス、今竝ニ官幣大社タリ、

〔延喜式十神名〕紀伊國名草郡日前神社 國懸神社

〔伊呂波字類抄比諸社〕日前神社紀伊國名草郡十九座內

〔釋日本紀七述義〕問、奉稱日前神、其義如何、答、師說云、前度所鑄日像之鏡也、故有日前宮之號耳、

〔諸社根元記〕一、紀伊國名草郡日前神社

日前國懸神トハ是也、正體鏡○八咫鏡ヨリ前ニ鑄ルホドニ、日前ト云、

〔風雅和歌集十九神祇〕神祇を 紀俊文朝臣

名草山とるやさかきのつきもせず神わざしげき日のくまの宮

〔貫嶺問答〕相嘗祭者、○中略紀伊國日前神等類是也、

〔倭名類聚抄六國郡〕大和國高市郡檜前比乃久末

〔古史傳九〕日前神社、信友云、日前は、比能久麻と訓べし、そは風雅集に、當宮の神職紀俊文朝臣歌に、名草山とるや榊のつきもせず神わざしげきひのくまの宮、と見え、式に

〔西遊雜記 二〕文字が關早友明神は、世に和布苅の神社とも號し、除夜長州住吉の社人、寅の刻に海濱に出、衣縣烏帽子掛の岩に裝束をかけ、明松を以て海底に入、此時うしほ左右にわかりて、平地をゆくにひとしく、和布をかりて元朝神前に備ふ、是を和布苅の神事と稱して、世に名高き祭にて、不思議の事とし、昔より諸板に記しあることゝ也、予かゝる怪しき事は有まじき事に思ひ、此地に至て、土人をすかして委しく聞しに、昔より右の通いへども、誰一人是を見し人もなく、元朝神前へ詣ても、備へし和布もなし、云傳ふ社人海中へ入事を見し人は、忽目枯潰るゝといひ習はし、此邊の民家は、除夜四ッ時頃よりは門戸をとぢて、門へ出る者は壹人も無と土人物語き、昔より眼のつぶるゝ者を眼かるゝと邊鄙の言葉也し由、古へは右の如くに將も無事の儘有し事にや、賢さのなきは古風にて、殊勝共云べし、社人の海底に入といふは、甚しき虚説也、

神職社僧

〔永昌記〕嘉承二年四月廿八日甲申、今日有政、〇中略中文之內、長門國一宮神宮司別當僧侶不可預神祇官移之由上卿被難、

〔吾妻鏡 五十二〕文永三年四月十五日戊寅、長門國一宮神人等、致殺害沙汰之由事、守護人貴平、就注申子細、有其沙汰、

雜載

〔筑紫道記 宗祇法師〕住吉に明獻律師諸共にまゐり、これも社中神さびて、木深き松のひゞき身にしみ、いふよしなし、神主回廊にむかひて對面す、發句すべきよし侍れば、

松かぜやけふも神世の秋のこゑ

このけふといふ詞、二つにかよふべきや、

〔本朝丸鑑 六長門〕住吉大明神

當社に古名哲の短冊百枚有、宗祇法師寄進也と云々、希代の什物也、

しへの繁榮おもひしられ侍る、今も三百八十石の神領あり

〔道ゆきぶり今川貞世〕十二月の一日より十五日まで、一宮の御神、此皇后宮〇忌宮神社、在長門豐浦郡、におはしまして、神事侍るほどは、このさとの人門に侍らず、足手をもあらはず、女をとこのわざもせぬ事とぞ申、神の乙女なども、かねをだにつけず、かみをもときわけぬ事なり、いとあらたなる事なり、しはすの晦日は、このはやともの浦のしほ、さながらひつゝ、わたつみの底もあらはになり侍る時、おきの石にわかめの侍るを、一ふさ神主かりとりて歸れば、やがてしほみちき侍とぞ、此わかめをとりて神供にそなへ侍る事、むかしよりいまだ絶侍らずとなん、もし其比まで此ところに侍らば、行する物語にもし侍てまし、

〔八幡宮本紀三〕長門國豐浦郡住吉に坐荒御魂神社、〇中略むかしは年中に、大小の祭百五十二度あり、今は絶て行はれざるもの多し、中にも十二月晦日の夜は稚海藻刈とて、神秘の神事あり、これは晦日の夜半ばかりに、此御社の下神人、豐前國波夜止毛の沖に出る、はやともよりも又神人出向ふ、此時はるかに退て、雙方の神人遙々海底にいたるゆゑ、互に松明の光も見え、聲も聞ゆる程にて、ともに稚海藻をかり取、はやともの社は豐前國、住吉は長州なり、兩國の間に碧海をへだつ、しかるに此夜かく海潮遠く退きぬる事、誠に神異の事なり、これを元日の朝御供にそなふ、波夜止毛にても同事となり、此禮今にたえず、いにしへは其刈取たる稚海藻を、禁裏にも獻ぜしとかや、其外の神事は、下に見えたる忌宮と多くは同日にあり、八月十五日を正當の祭日として、むかしは放生會あり、其時の儀式は、住吉の神輿、十四日の晩景より神功皇后の御社に則忌宮也御渡あり、兼て彼御社より十二三町許北の方なる松原の中、長濱と云所に假殿をかまへ、翌十五日に兩社の神輿を假殿に安座し奉り、さま／＼の祭事など行れしとなん、されども此放生會は大祭にして、其費甚多ければ、寛永二年よりこのかた絶て行れず、今は居祭にて、獨立神樂猿樂ばかり執行あり、此外の小祭等は、當社年中行事にくはし、其數多ければ記すに遑あらず、

まふなり、

〔八幡宮本紀 三〕長門國豐浦郡住吉に坐荒御魂神社、〇中略御宮造は南に向ひ、境内東西九十間、南北百間餘あり、一の鳥居は府中にたてり、

〔國花萬葉記 十三長門〕住吉神社

社の上棟は、伏見院永仁二年八月十五日と云々、

神階

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授長門國從五位下住吉荒魂神從五位上、〇下略

〔三代實錄 二十七清和〕貞觀十七年十月八日丁巳、授長門國從五位上住吉荒御魂〇魂、類聚國史作影、神正五位下、

十二月五日甲寅、授長門國從四位下住吉荒魂神從四位上、

〔三代實錄 四十九光孝〕仁和二年十一月十四日己丑、授長門國從四位上住吉荒魂神正四位下、

社格

〔延喜式 十神名〕長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座並名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略 住吉荒御魂神社三座長門國

〔大日本國一宮記〕住吉神社 長門豐浦郡

〔諸社根元記〕諸國一宮神名帳

住吉社表中座三神 長門國豐浦郡

神領

〔延喜式 三臨時祭〕凡住吉社、〇攝津長門國封租穀者、令封戸徭夫運送、除運功之遺、令進徭分用修社料、但豐浦郡封戸徭夫者、便留充御蔭社、

〔大日本史 神祇十九〕按、三代實錄貞觀十七年條、載住吉荒御魂神、而類聚國史魂作影、影蔭義同、卽御蔭社、爲本社亦明矣、社今在豐西郡山田村、稱住吉明神、

〔八幡宮本紀 三〕長門國豐浦郡住吉に坐荒御魂神社、〇中略むかしは神領所々に多くありて、社人も數多かりしとかや、賴朝卿神領寄附の文書、其外將軍家、及國主領主の寄進狀、猶多く傳りて、いに

に祭りて五社とす、是等の御神は、後人の勸請なれば、時代しれざるよし、卜部派右の記に見えたり、

〔筑紫道記 宗祇法師〕住吉に明獻律師もろともにまゐり、〇中略鎭座の御神は、西の第一住吉明神、次八幡大菩薩、高良大明神、神功皇后、諏訪明神、以上五柱なり、和光のちかひ、何れもおろかには侍らねど、わきて住吉明神は、文武を守り給へり、此道は兩輪のごとし、國家を治めむ人は、此御神の心を觀すべき事とぞ覺え侍る、

社地

〔諸社一覽 八長門〕住吉社　豐浦郡ニ在リ

〔他所問答〕御國中式內之神社、何ほど御座候哉、

長門國五座

住吉荒御魂神社三座　豐浦郡山田村一ノ宮

〔八幡宮本紀 三〕山田邑は豐浦郡に屬す、府中より二十八町許西に有、此御社は長門國一宮たるゆゑ、何れの世よりか所の名をも一宮村と云ならはせり、〇中略境內東西九十間、南北百間餘あり、

社殿

〔道ゆきぶり 今川貞世〕此國〇長門の一宮、住吉明神にたてまつる歌四首、御社の數になずらへてよめるなり、

うき雲のおひ風まちて天の原神代にてらせ日のひかりみむ

末の代のまほりもしるしちはや振神の中にもひさにへぬれば

やはらげる光もらすなしらなみのあはぎの原をいでし月影

神がきの松の老木はわがくにのやまとことばのたねやなりけむ、ねがはくは此歌の心をみそなはし給ひて、あまがけりてもまほりたまへ、このたびかくおろかなる身に、二心なく君につかへたてまつる事、あきらかなる神の道を一すぢにたのみ侍てなるべし、霜月十三日は、住吉の御日にて侍れば彼一宮に詣侍るに、本社よりも猶かう／＼しく、神さびていみじく見えさせた

吾瓮男垂見為祭神主、○中略既而則撝荒魂為軍先鋒、請和魂為王船鎮、　十月辛丑、從和珥津發之、時飛廉起風、陽侯擧浪、海中大魚、悉浮挾船、則大風順吹、帆舶隨波、不勞艪楫、便到新羅、時隨船潮浪遠逮國中、卽知天神地祇悉助歟、○中略新羅王遙望、以為非常之兵將滅己國、讋焉失志、乃今醒之曰、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、豈可擧兵以距乎、卽素旆而自服、素組以面縛、封圖籍、降於王船之前、○中略於是高麗百濟二國王、聞新羅收圖籍降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而欵曰、從今以後、永稱西蕃、不絕朝貢、故因以定內官家、是所謂之三韓也、○中略於是從軍神、表筒男中筒男底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門○今長門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地必宜奉定、則以踐立為祭荒魂之主、仍祠立於穴門山田邑、

〔釋日本紀十一述義〕和魂服玉身而守壽命、荒魂為先鋒而導師船、

兼方案之、和魂者攝津國住吉大明神、荒魂者長門國住吉大明神也、

〔延喜式神名帳頭註〕長門豐浦郡

住吉　神功皇后十一年、垂跡于長門國豐浦、住吉神三座者、攝津國住吉郡、筑前那珂郡、長門國豐浦郡三所也、住吉大神、其荒魂在筑紫之小戶、和魂者、神功皇后征三韓時、顯坐攝州、而託神功皇后體、而循行四方、遂到攝州之地宣言曰、眞住吉眞住吉之國也、因鎭座其地、名曰住吉、豐浦之住吉、那珂之住吉、由攝州地名而通稱之、

〔諸神記〕長門國住吉大明神　底筒男　中筒男　表筒男　此外二社、諏方八幡等後人勸請也、

神功皇后、伐三韓給之時冑神託阿利、依之歸朝之後御勸請之、

〔八幡宮本紀三〕延喜式神名帳に、長門國豐浦郡住吉に坐荒御魂神社三座並名神大とある是なり、此三座は則住吉三所大神なり、しかるに後世に至り、神功皇后、八幡大神、高良大明神、諏訪明神を相殿

名稱
祭神

住吉神社

住吉神社ハ長門國豐浦郡山田村ニ在リ、神功皇后三韓ヲ征討シ給フ時、表筒男中筒男三神、御船ヲ守護シテ軍ニ從フ、凱旋ノ後、神託ニヨリテ、祠ヲ今ノ長門ノ山田邑ニ立テ、其荒魂ヲ祭ル、卽チ本社ナリ、延喜ノ制、三座並ニ名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕長門國豐浦郡住吉坐荒御魂(アラミタマノ)神社三座

〔大日本國一宮記〕住吉神社(底筒男中筒男表筒男也)　長門豐浦郡

〔日本鹿子長門十二〕住吉神社

祭神三座　底筒男　中筒男　表筒男

〔日本書紀神功九〕九年春二月、足仲彥天皇(○仲哀)崩於筑紫橿日宮、時皇后傷天皇不從神敎而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑、三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武內宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主、爲審神者、因以千繒高繒置琴頭尾而請曰、先日敎天皇者誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉、亦問之、除是神有神乎、答曰、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居之有也、問亦有耶、答曰、於天事代於虛事代玉籤入彥嚴之事代神有之也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、於是審神者曰、今不答而更後有言乎、則對曰、於日向國橘小門之水底所底而水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、遂不言且有神矣、時得神語、隨敎而祭、　四月甲辰、皇后則識神敎有驗、更祭祀神祇、躬欲西征、　九月己卯、神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、(和魂此云珥岐瀰多摩、荒魂此云阿邏瀰多摩、)卽得神敎而拜禮之、因以依網

聖乘山無量壽院と號し、建禮門院の御乳母之息女少將局、剃髮命阿彌と申、安德天皇八歲之御影持來、此寺草創、夫より代々尼寺、其後天台宗、其後至于今、眞言宗之由承傳候、

〔官社祭神考證上〕赤間宮

建久二年、長門ニ勅シテ、阿彌陀堂ヲ建テ、天皇ノ冥福ヲ薦ム、其後六百八十餘年、未ダ天皇ノ皇靈ヲ鎭謝スルノ典アルコトヲ聞ズ、玆ニ明治七年、本省〇教部省ヨリ此阿彌陀寺ノ御影堂ヲ神社ニ改メ、白峯宮ノ例ニ準ゼンコトヲ請ヒシニ、八年九月廿七日ニ至テ、朝廷其請フ所ヲ聽シ玉ヒテ、赤間宮ト稱シ、官幣中社ニ預ラシム、

筆にて是も見事なりし、後の山々には、壇の浦にて入水有りし人々の墳墓ある也、

〔遊囊賸記十一〕阿彌陀寺ハ、幼主〇安德ヲ始奉リ、平家一門ノ眞容ニ向ヒ、懷古ノ涙、薄墨ノ松ニカヽリテ、文字ノ闕モ見エ分カヌ計ナリ、

〔北窻文草四〕西海紀行

六日〇天明元年五月朝到下關、西海北路極于此、一都會也、是爲平氏殲亡之迹、詣阿彌陀寺、安德天皇祠殿在焉、左右圖戚屬像、殿左廊畫天皇始終事實、而源平戰爭歷歷覩見、一僧拈竿歷指、一々道當時狀、土口調舌、令人匿笑、亦以充化緣而已、

〔筑紫紀行圖誌三〕下の關毛利公の番所前を過ぐ、左に安德天皇の社、萱ふきにて口に見ゆ、

〔西遊日記〕六日〇文化十年九月與容齋登阿彌陀寺、樓閣亭院、巍峩乎山間、有安德帝廟、內繪六將及諸姬之像、狩野元信所寫、壁上畫平氏西敗之圖、不知爲何人筆、一僧爲說帝當日之事、余不覺憮然、又有鐵劒、傳云帝之所佩、獲之海底、雖有古趣、倜度樸陋、恐非眞物、堂後有諸將之碑、唯片石刻梵文、古木深邃、落葉塞徑、前俯海面、豐前之草木可數、潮激浪怒、鏜鞳之聲不絕、呼芽刈迫門、壇浦在其東、蓋平氏舉族殲乎此云、眺覽之際、不堪感愴、口綴一絕、

壇塞荒凉古梵城、馬關搖落感枯榮、登臨將弔當時恨、來往舟帆之字行、

〔諸國圖會年中行事大成二三月〕廿五日　先帝會

長門國赤間關阿彌陀寺に、安德帝の祠あり、〇中略今明日、上の關稻荷町の遊女、各官女の體に粧ひ、阿彌陀寺に詣で、安德帝の祠を拜す、是を見んとて、近鄕及び泊船の旅客等群參す、傳云平家西海に亡し時、官女宮女、多く下關門司赤間の湊にさまよひ、世渡る業を知らざれば、往來の旅人に身をまかせて、竟に遊びものと成ぬ、是等の人の、先帝の忌日に詣し遺風ならん歟、

〔他所問答〕阿彌陀寺はいか樣之寺に御座候哉

古ヘノソノ名バカリハ在ナガラ妻ハナミノ春ノ曙　羽柴出羽守頼隆

名ニシオフ長門ノ海ヲ來テミレバ哀ヲツフル春ノ浦浪　佐佐陸奥守成政

山名禪高

名計ハ沈モ果ヌウタカタノアハレナガトノ春ノ浦浪

〔長崎紀行〕廿七日、〇元和三年十月逆風故に逗留し、陸へ上り、まづ龜山八幡へ參詣す、〇中略直に後より下りて、三四町東の方阿彌陀寺有、寺僧出て案內す、安德帝の陵の上に廟有て、帝の木像を安置し、左右の障子に、二位尼內侍、及び平家一族の像を畫く、古法眼元信の筆也、次の廊廡三面の壁紙金張付、平家一代の盛衰、合戰の始終を圖す、土佐光信が筆也、後の山岸に、壇の浦入水の人々の石塔あり、予感にたえず一律を作る、

謁安德帝廟

海邊入古寺、帝廟自荒涼、華族僅留碣、戰圖猶畫廊、幽燐飛野徑、靈鬼哭沙場、一自失龍劍、至今長斷腸、〇中略

安德帝の御劍、海中よりとり上たるとて、鏽付てぬけず、唐銅造りにて質素なるものなり、上の莊嚴みな剝落たりとみゆ、能登守敎經の大刀一振、其他は緣起に委し、貞觀元年行敎和尙草創より九百餘年になる、每年三月廿四日、安德帝の法會有、遠近の人夥しく群集すと云、

〔西遊雜記〕三壇の浦は、安德天皇入水し玉ひし海上にて、阿彌陀寺といふ寺院に陵ありて、御廟には帝の木像を安置し、左右の障子には、二位の尼內侍、および平家の一族の像を畫く、古法眼の筆といひ、見事なる事也、次の間は金の張付にて、平氏一代の盛衰、合戰の始終を圖せり、土佐光信の

やしの身にも見奉るほど涙おさへがたし、次に平家の人々の影有、新中納言知盛、修理大夫經盛、內藏頭信基、宰相敎盛、中將資盛、能登守敎經等なり、女房には大納言のすけの局をはじめて四五人あり、〇中略彼二位の尼君の、波の下に極樂侍りとをしへ奉りけむも、悲しさ淺からず、僞のことのはに侍れど唯心己身のこゝろをおもへば、いづれか淨土にあらざる、誰か佛體にあらざらむ、此詞ぞ誠の道には侍べき、

〔九州道の記玄旨法印〕關の渡に著て、阿彌陀寺に參り侍るに、其かたはらに寺有、所の人は內裏となん云つたへ侍る、寺僧に案內して、安德天皇御影、其外平家一門の像ども見侍ける、彼僧昔今の短冊などみせられしに、知たる人の歌どもありしほどに、

もしほ草かく袂をもぬらす哉硯の海の波のなごりに

〔九州のみちの記豐臣勝俊〕もじの關にもなりぬ、さのみ船のうち波の上もたへがたくて、あかまが關にあがりにけり、ある寺に先帝〇安德のみかたち、幷一門〇平氏の公卿殿上人、局內侍以下まで、はかなき筆のあとにのみうつしおきたり、世へだゝりたる事とおもへど、其時のこゝろうさ、志づみ給しありさままで、かずかずに思ひ出られて、かなしくおぼえければ、

所せく袖ぞぬれけるこの海のむかしをかけし波の名殘に

〔陰德太平記七十四〕關白秀吉公九州御下向附豐前國岩石落城之事

天正十五年三月朔日、殿下秀吉公、大坂ヲ御發駕有テ、九州ヘ御下向アリ、〇中略同二十五日、赤間ガ關ニ御著有テ、阿彌陀寺御見物有ケルニ、先帝〇安德女院、其外平家一門達ノ神影御覽有テ、一首ノ御詠有ケレバ、供奉ノ人々モ同和歌ヲ賦セラレケル、

波ノ花散ニシ跡ヲコトトヘバ昔ナガラニ濡ル袖カナ　關白秀吉

名稱　祭神　社地

赤間宮

赤間宮ハ長門國赤間關ニアリ、安德天皇ヲ祀ル、天皇西海ニ崩ジ給ヒテ後、建久二年、長門國ニ勅シテ一堂ヲ立テ、以テ追福ノ所トシ、御影ヲ安置ス、因テ御影堂ト稱ス、明治八年、更ニ赤間宮ト稱シ、官幣中社ニ列セラル、

〔玉海〕建久二年閏十二月十四日戊午、崇德院幷安德天皇等崩御之所建一堂、可資彼御菩提幷亡命之士卒滅罪之勝因事、可申沙汰之由仰奉經了、　廿二日丙寅、召文書見下書、仰定長令讀官外記勘文、次第定申之、〇中略

定趣〇中略

一安德天皇御事

長門一堂事、一同可然、　國忌山陵事、同前、但可依崇德院例、依不擬神社無奉幣之沙汰也、

廿八日壬申、長門國可建一堂之由可宣下者、皆任御定可宣下之由仰了、　廿九日癸酉、所宣下事、讀岐、長門、早可仰下、長門堂事、宣旨口宣奏覽了、

〔筑紫道記宗祇法師〕赤間關はやとものわたりにいたる、〇中略此地のやどりは阿彌陀寺といへり、うしろに山高く殿そばだちて、落くる水いさぎよし、せきいるゝ砌のさま、おのづからの境致にて、岩に生たる松のねざしも物ふりて、水におほひ軒にめぐり、御堂は星霜積りて、檜皮所々破れたるも中々あはれふかし、鎭守の社の作りざまこまやかに、玄かも風景を思へるにや、門司の松山ぞ向にみえて、前に海水をながむ、次に安德天皇の御影堂を見侍れば、御かたちみづらふたつにゆひわけて、御よそひさる事とみえて、紅の袴に笏を持給へり、御顏のにほひあいぎやうづき、うちゑみ給へるさまして、唯その代の御かたちとおぼえて、なき世のかげはわすれ侍る事也、あ

心專ニシテ、日夜ニ此ノ地藏菩薩ヲ禮拜恭敬シ奉ケリ、然ルニ惟高齡七十ニ餘テ、鬢髮ヲ剃テ出家入道シテ、永ク世路ヲ弃テ、偏ニ極樂ヲ願ケリ、遂ニ命終ル時ニ臨テ、口ニ彌陀ノ寶號ヲ唱ヘ、心ニ地藏本誓ヲ念ジ、西ニ向テ端坐シテ失ニケリ、是ヲ見聞ク人皆涙流シテ貴ビ悲ケリ、亦其時ニ參河入道寂照ト云人有リ、道心堅固ニシテ世ヲ弃人也、其人ノ夢ニ、此ノ惟高入道ガ往生ノ相ヲ見テ人ニ告ケリ、然レバ疑无キ往生也トゾ人皆云貴ビケリ、實ニ社司ノ身トシテ神物ニ犯ス所多シト云ヘドモ、地藏ノ悲願ニ依テ、終ニ往生ヲ遂ル也ケリ、然レバ世ノ人是ヲ聞テ、專ラニ地藏菩薩ヲ可ㇾ念奉シトナム語リ傳ヘタルト也、○又見二地藏靈驗記、元亨釋書一

社格

神階

神職

〔今昔物語十七〕依地藏助活人造六地藏語第廿三

今昔周防國ノ一ノ宮ニ、玉祖ノ大明神ト申ス神在マス、

〔大日本國一宮記〕玉祖神社　周防佐波郡

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒　玉祖神十戸周防國

〔今昔物語十七〕依地藏助活人造六地藏語第廿三

今昔周防國ノ一ノ宮ニ、玉祖ノ大明神ト申ス神在マス、其社ノ宮司ニテ、玉祖ノ惟高ト云フ者有ケリ、神社司ノ子孫也ト云ヘドモ、少年ノ時ヨリ三寶ニ歸依セル志有ケリ、其中ニモ殊ニ地藏菩薩ニ仕ヘテ、日夜ニ念ジ奉テ、起居ニ付テモ、敢テ怠ル事无カリケリ、然ル間長德四年ト云フ四月ノ比、惟高身ニ病ヲ受テ、日來ニ惱ミ煩フ、六七日ヲ經テ俄ニ絶入ヌ、惟高忽ニ冥途ニ赴ク、廣キ野ニ出テ、道ニ迷テ東西ヲ失ヒテ、涙ヲ流シテ泣キ悲ム間、六人ノ小僧出來レリ、其形チ皆端嚴ナルコト无限シ、徐ニ歩ミ來リ向ヘリ、見レバ一人ハ手ニ香爐ヲ捧ゲタリ、一人ハ掌ヲ合セタリ、一人ハ寶珠ヲ持タリ、一人ハ錫杖ヲ執レリ、一人ハ花筥ヲ持タリ、一人ハ念珠ヲ持タリ、其中ニ香爐ヲ持給ヘル小僧、惟高ニ告テ宣ク、汝ヂ我等ヲバ知ルヤ否ヤト、惟高答テ云ク、我レ更ニ不知奉ラト、小僧ノ宣ク、我等ヲバ六地藏ト云フ、六道ノ衆生ノ爲ニ、六種ノ形ヲ現セリ、抑汝ヂ神官ノ末葉也ト云ヘドモ、年來我ガ誓ヲ信ジテ懃ニ賴メリ、汝ヂ早ク本國ニ返テ、此ノ如ク六軀ノ形ヲ顯ハシ造テ、心ヲ至シテ可恭敬ス、我等ハ是ヨリ南方ニ有リト、如是ク見ト思フ程ニ、既ニ三ケ日夜ヲ經タリ、其後惟高自ラ起居テ、親キ族ニ此ノ事ヲ語ル、是ヲ聞ク人皆涙流シテ、喜ビ悲貴ブ事无限シ、其後惟高忽ニ三間四面ノ草堂ヲ造テ、六地藏ノ等身ノ綵色ノ像ヲ造奉テ、其堂ニ安置シテ、法會ヲ設テ開眼供養シツ、其寺ノ名ヲバ六地藏堂ト云フ、此六地藏ノ形チ、彼ノ冥途ニシテ見奉レリシヲ寫シ奉レル也、遠ク近ク道俗男女來集テ、此ノ供養ニ結緣スル事員ヲ不知ラ、其後惟高彌ヨ

御統玉、

〔日本書紀二神代〕一書曰、天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神、使配侍焉、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、〇中略建都橿原、經營帝宅、〇中略令天富命率齋部諸氏、作種種神寶鏡玉矛盾木綿麻等、櫛明玉命之孫造御祈玉、古語美保伎玉、言祈禱也、其裔今在出雲國、每年與調物貢進其玉、

〔新撰姓氏錄右京神別〕玉祖宿禰

高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也、

玉作連

高魂命孫、天明玉命之後也、天津彥火瓊々杵尊降幸於葦原中國時、與五氏神部陪從皇孫降來、是時造作玉璧、以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連、

〔大日本史神祇十九〕玉祖神社二座、祀玉祖宿禰祖天明玉命、一名櫛明玉命、又羽明玉命、高皇產靈神孫、天降五部神之一也、土人云、一座祀天鈿命、未得明證、附以備考、

社地

〔長門金匱〕防長神社は、周防十社、長門五社、

玉祖神社大崎の一ノ宮

〔他所問答〕御國中式內之神社、何ほど御座候哉、

周防國十座

玉祖神社二座　佐波郡大崎村一ノ宮

神階

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年三月十日庚戌、周防國從四位下玉祖神、授從三位、

〔日本紀略四村上〕康保元年四月二日丁未、授周防國坐正二位玉祖神從一位、

玉祖神社

玉祖神社ハ周防國佐波郡大崎村ニ在リ、玉祖命天鏡命ヲ祀ル、本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣小社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕周防國佐婆郡玉祖(タマノオヤノ)神社二座

〔神名帳考證 周防〕玉祖神社二座　今在大崎、俗云玉ソ、

〔國花萬葉記 十三周防〕玉祖大明神　佐波郡ニ立

〔大日本國一宮記〕玉祖神社(伊弉諾男玉屋命)　周防佐波郡

祭神

〔延喜式神名帳頭註〕周防佐波郡　玉祖　伊弉諾男玉屋命

〔古事記 上〕天照大御神見畏、閉天石屋戸而刺許母理(此三字以音)坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往、於是萬神之聲者、狹蠅那須(此二字以音)皆滿、萬妖悉發、是以八百萬神、於天安之河原神集集而、(訓集云都度比)高御產巢日神之子、思金神令思(訓金云加尼)而、〇中略科玉祖命令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠而、〇中略天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而、(自許下五字以音)於上枝取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、(訓八尺云八阿多)於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而、(訓垂云志殿)此種種物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而、〇下略

〔日本書紀 神代一〕一書曰、至於日神閉居于天石窟也、〇中略於是天兒屋命掘天香山之眞坂木而、〇中略中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉、

〔古語拾遺〕太玉命所率神名、〇中略櫛明玉命、(出雲國忌部玉作祖也)〇中略素戔嗚神、奉爲日神行甚無狀、種種凌侮、〇中略于時天照大神赫怒、入天石窟、閉磐戸而幽居焉、〇中略高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方、爰思兼神、深思遠慮議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、〇中略令櫛明玉神作八坂瓊五百箇

かやうに申つかはしけるに、さらば晩にあるじすべきよしあれば行けるに、色々の肴もとめて、盃いだされて、子息少輔三郎出座ありて、亂舞あり、脇指を出して罷歸しなり、やどりける所は奥坊と云ける、こよひの玉祭の手向などかまへおかれけるに、又時鳥の二こゑ三聲なけるを、叟にはいつもかやうに有かと尋しに、めづらしき事なりと云、一首をよみてつかはしける、

しでの山おくりやきつる郭公玉まつる夜の空に鳴なり

〔陰德太平記二十八〕重見因幡守自害之事

トアル溪陰ニ、樵夫共ノ休ミ居ケルガ、陶ノ入道トヤラン禪門トヤランノ此島ヘ渡リ給ツル時ハ、勢モ三萬餘ト聞シ、長濱ヨリ大島井ノ邊、大本ノ社ノ西迄陣ヲ張、沖ニハ舟共幾等共ナク繫並ベ、イト希有ナル觀ニテ有シ、誠ヤ彼入道ハ、鬼ノ化シタルニテヤ有ケン、生ナガラ人ヲ牙ニスルナド云テ、元興寺ノ如ク、小兒ノ啼ヲ止ル程ノ人也シガ、又増ル大將ノ有テ、元就ト云人、僅三千人ヲ以テ夜中ニ押渡リ、一時ノ間ニ切崩シ、今ハ三萬人ガ三人モ不殘討レタリ、此島ニハ姫大明神跡ヲ垂給テ巳來、カ樣ナル合戰ナド云事ハ夢ニダモミズ、他國ノ參詣ノ人、商買船ノ便リナドニノミ、餘所ノ軍ノ物語ナドヲバ聞ツルニ、今度親リ(マノアタ)ニコソ合戰ト云事ヲバ見物セシカ、〇下略

〔西遊雜記一〕相傳ふ、音戸の瀨は、平清盛公、嚴島明神信仰によつて、海路の便なるやうにきりぬきしものといふ、後世是に俗說をくはへて、淸盛の白眼の潮と名付て、汐のさしこむ時に、少し潮の高くなる事あり、是は沖よりつよくさし入る時に、わづかなる切通しの瀨なれば、潮たゆたうて高く見ゆる事にて、何國にても、瀨戸の狹き所にては右の如し、埒もなきせつなり、

ことのは也、もじをばえり入きざみ付たりければ、浪にもあらはれず、あざ〳〵としてこそみえたりけれ、此僧ふしぎの思ひをなし、おひのかたにさして都へかへりのぼり、康頼入道が老母のにこうさいし共の、一條の北、むらさきのと云所に、忍びつゝかくれゐたりけるに是を見せたりければ、さらば此そとばが、もろこしの方へもゆられゆかずして、何しに是までつたへきて、今更物を思はすらんとぞかなしみける、はるかのゑいぶんにおよんで、法皇〇後白河是をゑいらん有て、あなむざん、此者共が命のいまだいきて有にこそとて、御涙をながさせ給ふぞかたじけなき、これを小松の大臣〇平重盛のもとへつかはされたりければ、父のせんもん〇平清盛に見せ奉らる、〇又見二寶物集一

〔集古文書〕太政官符安藝國司

僧都樂　遣二伊都岐島社一

合二資佛舍利壹粒一　入二銀壺壹口一

右正二位行權大納言兼中宮大夫藤原朝臣隆季宣、奉レ勅差二件僧一、發二向彼社頭一、下二知牧宰一、充二食參具馬壹疋一、令レ得二往還一、路次之國亦宜レ准レ此、但所レ放返抄、國郡押署加印言上者、國宜承知、依レ宜行レ之、符到奉行、

左少辨正五位下藤原朝臣花押　　正六位上左少史三善朝臣花押

承安二年二月廿八日

〔九州道の記〕玄旨法印嚴島近くなりて、社頭を見るに、〇中略大聖院良政、發句所望有て、十三日〇天正十五年七月一會あり、當社にかゞみの池と云あれば、

影うつす月やかゞみのいけの水

十四日にも、棚守連歌興行すべきよしあれども、玉まつる日にあたれり、心づきなきやうにや有べきとて辭退しけるに、さらば發句ばかりをと所望なり、思ひがけぬにほとゝぎすの鳴ければ、

秋やまたは山しげやまほとゝぎす

り、阿じのばじ、ねん號月日、けみやう實名、二首の歌をぞ書つけける、

さつまがた沖の小島に我有と親にはつげよ八への汐ほ風

思ひやれしばしと思ふ旅だにも猶ふる里はこひしきものを、これを浦にもつて出で、なむきみやうてうらい、ばん天ていしやく、四大天王、けんらう地神、王城のちんじゆ諸大明神、別してはくまのゝごんげん、あきのいつく島の大明神、せめては一本なりとも都へつたへてたべとて、おきつ白波のよせてはかへすたびごとに、そとばをうみへぞうかべける、そとばはつくり出すに隨て海に入ければ、日かずつもれば、そとばの數もつもりけり、其物思ふ心やたよりの風共なりたりけん、又神明佛だもや、おくらせ給ひけん、千本のそとばの中に、一本あきの國いつくしまの大明神の御前のなぎさに打あげたり、爰に康賴入道がゆかり有ける僧の、もししかるべきたよりも有ば、かの島へわたつて、其行へをも尋ねんとて、西國しゆ行に出たりけるが、先いつく島へぞ參りける、こゝに宮人と思しくて、かり衣しやうぞくなる俗一人出きたり、此僧何となう物がたりをしける程に、それ神明は、わくわうどうぢんのりしようさま〳〵なりとは申せ共、中にも此御神は、いかなるゐんえんをもつて、かいまんのうろくづにえんを結ばせ給ふらんととひ奉れば、宮人こたへていはく、それはよな、しやかつら龍王の第三の姬宮、胎藏界のすいしやく也、此島へ影向有し始より、さいどりしやうの今に至るまで、信心きどくの事共をぞかたりける、さればにや八社の御殿いらかをならべ、社はわたつみの邊なれば、しほのみちひに月ぞすむ、しほみちくれば、大鳥居あけの玉がきるりのごとし、しほ引ぬれば夏の夜なれ共、御前のしらすに霜ぞおく、此僧いよ〳〵たつとく思ひ、しづかにほつせ參らせてゐたりけるが、やう〳〵日くれ月さし出てしほのみちくるに、おきよりそこはかとなくゆられよりけるもくづ共の中に、そとばのかたちのみえけるを、何となう是を取てみければ、さつまがた沖の小島に我有と、かきながせる

雜載

〔嚴島道芝記〕三水精寺座主

仁和寺御室任助法親王と申は、伏見の宮二品式部卿邦高親王の宮にて、此寺に住せ給ふ、總じて供僧は、釋門ながら堅く死穢を避て、人の喪をだにもとはず任助法親王遷化に及び、西方院へ下りさせ、世をさらせ給ひしかば、御遺骸をむかふの地へわたして葬奉る、其所を名付て御室山といふ也、當島より亡腔を送る所なり、此故に此島にては、むかふと云語を忌て向にあたる所を、總てまへと云なり、

〔嚴島道芝記〕七産婦

此島は産穢ことにして、忌れのつよく侍れば、子生るゝまでは家に居て、生るといなや船にのせて、地の方へ渡す、總じて産婦は血の動かむ事をおそれ、假令にもあらくはもてあつかはず、おましの物の音さへ靜にして、七夜の內は、晝夜しばらくも其心ゆるかせにはせず、まして新血の時においてをや、しかるに船に乘せて、地の方迄は一里の海上なり、浪風しづか成時だにもいかゞ覺ゆるを、折から風雨のあらきは何事なき者も心ぐるし、此日とても家にまつ事叶はず、遙の海をこがれ渡るに、終になやめる者往古より今にきかず、猶神地にて産をあやまてると云事もなし、誠に神靈の冥護よのつねならず、安泰の座に居ながらもたゞならぬを、立居と云、行歩といひ、海上をこぎわたるに、いかなる虛弱の人すらも障なし、

〔嚴島道芝記〕二地御前大明神

いつくしまにて子生る女は、此地御前の傍に百日を送りて島に歸る、いかなる故はしらず、いつくしまは、諸社よりも産穢のいまれつよし、神前へは百廿日を經て後まゐる也、

〔平家物語〕二やすよりのつとの事附卒都婆ながしの事

康賴入道は、あまりにこきやうのこひしきまゝに、せめてのはかり事にや、千本のそとばをつく

忌穢

は籠所とて、大宮のごとく齋所あり、

末社大國神御社一座　八幡宮一社并二社

〔嚴島圖會三〕大元社　祭神國常立尊　大山祇神　合殿佐伯鞍職

末社　大國主神　八幡宮

この餘二字の小祠あり、祭神所傳をうしなへり、

〔西遊雜記一〕相つたふ此島往古は、大本明神の社地なりしを、淸盛公の下知として、大本の社をばかたはらに移して、嚴島明神を生土神と心得てゐる事にして、大本明神の神主を上卿市正といふ、嚴島の御やしろより一町ばかり西のかたに、少しき社ありて、今に市中より地借の代をとる事なり、尤いにしへを忘れざるは田舍の風俗にて、殊勝ともいふべし、

〔陰德太平記二十五〕陶入道嚴島渡海之評定之事

或時入道〇陶晴賢ハ、〇中略軍議シテ曰、先嚴島ノ城ヲヤ攻ル、又草津櫻尾ノ兩城ヲヤ圍ムト、多岐左右ニ分テ、更ニ一決ノ論ナシ、〇中略弘中〇隆包重テ、〇中略抑嚴島ハ、死人ヲ深ク忌所ニテ候故、彼島ノ者ハ、病ニ困テ已ニ死ニ臨ム時ハ、呼吸ノ不絕先ニ舟ニノセ、向ノ地へ渡シ、島ノ地ニテ死スル事ヲ許サズ候、カヽル物忌深キ所ニテ候ヲ、彼所へ渡リ、合戰ノ街トナシ、手負死人ノ汚穢ヲ致サレン事、明神冥慮難料御事ニ候、旁ニ付テ渡海ノ儀ニ於テハ、思召止ラレ候ハンヤト申ケレバ、入道モ是又其所謂アリト取捨未判斷所ニ、〇下略

〔陰德太平記二十八〕弘中隆包父子最後之事

爰ニ不思議也ツルハ、塔ノ岡ヨリ社壇〇嚴島ノ前後、專ラ初度ノ合戰場ニテ、互ニ名乘懸名乘懸、命モ不惜戰シガ、一人モ死人ハナカリケリ、是併ラ明神社頭ヲ汚サルマジキ御方便ナルベシト、諸人奇異ノ思ヲ成、

不レ知二其處一矣、速谷神社、與二今佐西郡平良村速田大明神一郡名相合、谷與レ田倭語相近、國諺之誤乎、多家神社、與二今地御前一郡名相同、恐謂レ之乎、自レ古安藝國嚴島神爲二一宮一速谷神爲二二宮一到二今嚴島造營之日一地御前速田神社共改二造之一然則速田爲二速谷一多家爲二地御前一也、果爲レ必者乎、管見如レ此、

〔嚴島道芝記〕二 大頭大明神

御社　幣殿、拜殿、御供所、　嚴島上卿　社司三宅刑部、祝者松原主計、同大島新右衛門、

佐伯郡大野村にまします、外宮より三十町あり、まつれる神未レ詳、或説には、大元明神をうつし奉りて、所氏佐伯氏の祖神ともいへり、御神事毎年九月廿八日、嚴島社家不レ殘渡海にて、五島神秘の御供を奉り、神前の祭禮おごそかなり、

末社　惠比須

〔嚴島圖會〕四 大頭大明神社 外宮を去ること三十町、佐伯郡大野村に鎭座、幣殿拜殿鳥居あり、

祭神二座　大山祇命　佐伯鞍職 一説、國常立尊を加へて三座とす、

例祭九月廿八日 嚴島の祠官、ことごとく渡海し神供を奉る、その式みな古風を存せり、舞樂求子の樂を奏す、

〔嚴島道芝記〕二 官幣社大明神　御社　社人　高田喜内

沼田郡祇園郷にましますなり、此社より毎年社人幣帛玉串を調て、嚴島串の祭に奉る役なり、往古奉幣使の時よりの式例にや、又此御社へ疱瘡を祈、諸人信仰す、

大元大明神　御社三座　幣殿　拜殿　籠所　瑞籬　鳥居

御殿艮向にて、鳥居は巽向なり、大元尊神と號し奉は、天地かいびやくの元神國常立尊也、相殿神二座は、此島に故ある御神といへり、正月三日御神樂はじめ當社にてあり亦故あらんか、されば長濱えびすと此御社と、兩方向ひたゝせまします、是も故ありけるや、鳥居はいづれも海の面へむきて、社と相そむけり、毎年六月十七夜舟管弦は、長濱にてはじまり大元にて終る、今此兩社に

祭る所の靈島も、三神を嚴島に先導たてまつりしなるべし、かくて考れば、速田は入咫の詞の轉せるにや、古文書には速谷とあり、故にまたの説には、舊事紀に、阿岐國造飽速玉命とありて、速玉速谷言尤近し、もしくはこの國造を祭りしならんといへれど、社傳にいふところ上件の如くなれば、その是非今さだめがたし、

例祭十一月中の申日

惠美須社(瑞籬の內にあり)　岩木權現社(御社より二町ばかり坤のかた林中にあり、平眞の地主岩木翁を崇め祭る、以上二所末社なり、)　鐘樓(文明年中の鐘を懸く)

〔藝備國郡志 上 祠廟〕速田大明神

在佐西郡平良村、卽安藝國之二宮也、按延喜式所載之速谷神社乎、谷與田倭語相近、所傳之誤乎、

〔伊呂波字類抄 波 諸社〕速谷(ハヤタニ)神社(安藝國佐伯郡二座內)

〔三代實錄 二 淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授安藝國從五位上速谷神從四位下、

〔三代實錄 十四 淸和〕貞觀九年十月十三日戊寅、授安藝國從四位下速谷神從四位上、

〔長寬勘文〕天慶三年二月一日丁酉、有諸社位記請印事、去承平五年、依海賊事、被祈申十三社位記也、〇中略

正四位下伊津伎島神、速谷神、(已上安藝)

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年七月己酉、安藝國佐伯郡速谷神、伊都伎島神、並預名神例、兼四時幣、

〔延喜式 十 神名〕安藝國佐伯郡速谷神社(名神大、月次新嘗、)

〔延喜式 三 臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　速谷神社一座(安藝國)

〔神名帳考證 安藝〕速谷神社　今在平良鄕、稱二宮速田明神、　速素盞嗚尊

〔藝備國郡志 上 祠廟〕延喜式云、安藝國佐伯郡一座速谷神社、安藝郡一座多家神社云々、今考之多家

安藝國埃宮、今考、之、埃宮恐謂、地御前宮、乎、

〔嚴島道芝記　二〕速田大明神

御社一座　東向　幣殿、拜殿、總瑞籬、平門、鳥居、鐘樓、御供所、

（嚴島社司）祝師野坂齋宮、（同）棚守野坂將監、祝者櫻井孫左衛門、仕人三浦權右衛門、

御社嚴島より海の上五十町、陸の路十町餘、都て六十町餘あり、佐伯郡平良郷に鎮座なり、藝州二宮速田大明神と號し奉る、玉殿の內殿にてましします、抑速谷大明神は、三はしらのひめ神、いつくしまにあまくだらせたまふときの從神五島鎮座の地なり、はじめ三柱の姬神の部曲に侍りて、浦々島々七所を見そなはし給ひ、笠の濱に宮所を求めさせ給ひし後、五島は笠の濱より艮にあたつて、此平良郷に御光臨あり、いはほの上に御陰をうつされ、郷の地主岩木の翁に神かゝりましまして鎮座し給ふ、うしろは山高く聳え、松樹斧をいれねば鳥雀その所を得、まへは豐御田曠々として、民おのづから殷饒なり、

御祭禮年中行事に委し

末社　惠比須社（速田御垣の內にあり）岩木權現宮

平良の地主岩木の翁を祭し也、速田御社より二町ばかり、坤の方の森の中なり、鳥居あり、

末社　惠比須社

〔嚴島圖會　四〕速田大明神社（佐伯郡平良郷に鎮座、幣殿拜殿平門御供所鐘樓あり、）

祭神靈島

社傳に云く、上古三神伊都岐島に臨幸ましましける時、靈島部曲に侍りけるが、御鎮座の後、この平良の郷にとび去しを、土人岩木某といふおきな、これを一社に勸請せりといへり、案するには本紀に、神武天皇、大和國の逆徒を退治したまへりし時、八咫烏先導のことあり、さればこの社に

御社嚴島の海の面を去事三十六町、佐伯郡の海濱に鎭座し給ふ、則地御前村と云、社頭造立は嚴島同時にして、嚴島を內宮と稱し、此社を外宮と稱す、地の方にましします御社なる故に、地の御前と名づく、或說に、此御社にては、天照大神幷吾勝の尊を主とし奉る、地神第一第二の御神なる故に、地の御前と稱す、御祭に三種神寶とてわたらせ給ふ、故ある御事にや、御祭は年中行事に委し、

社頭間尺

大宮御寶殿　玉殿　內宮に同じ（桁行五丈餘 梁行三丈餘）　幣殿壹丈五尺四方

客人宮御寶殿　玉殿　右に同じ（桁行三丈餘 梁行二丈餘）　幣殿八尺四方　拜殿但兩宮同棟也（桁行十五丈 梁行四丈餘）

鳥居（拜殿より百間餘海の中に建也）　內宮におなじ　御供屋　神馬屋　廳屋　樂屋　鐘樓　末社　惠美須社　毘沙門社（拜殿）　讀經室　釋迦堂　觀音堂

御宿院御寶殿（桁行五丈餘 梁行三丈餘）　拜殿右同（三丈餘 二丈餘）　鳥居

〔嚴島圖會　四〕地御前社（嚴島を去ること三十六町、佐伯郡地方にあり、地御前村といふ、）

本社正殿六座　客人宮五座（祭神嚴島に同じ、一說に、この御社にては天照大神幷に吾勝尊を祭るといへれど、させる證なし、）　幣殿（本社客人宮各二所あり）　拜殿（同上）　鳥居（拜殿を去ること百間餘、海中に建り、高さ三丈、）　御供屋　廳屋　樂屋　鐘樓（古鐘は、天文年間、大內義隆の寄附なりしが、實曆年中、回祿に罹れり、）　讀經所　御旅所（拜殿鳥居たてり）　惠美須社

當社の創立、年月詳ならずといへども、嚴島神廟と同時の鎭座にして、淸盛重修ありしと傳にはいへり、（一說には、永久の頃、佐伯郡廿日市櫻尾城主藤原親實、嚴島の奉祀を怠たりしに、風波のさき渡海ならざるが故に、社を建て祭禮を行ひしともいふ、）嚴島を內宮と稱し、此社をば外宮と稱す、また地方に坐が故に、地御前と呼奉れり、

〔藝備國郡志　上祠廟〕地御前宮

在佐西郡海濱、去嚴島海面一里許、是亦市杵島命也、一說市杵島姫命之御母也、然則令祭天照大神素戔嗚命者乎、按神武天皇元年十有一月丙戌朔甲午、天皇到筑紫國崗水門、十二月丙辰朔壬午、至

〔嚴島道芝記 三〕大願寺

當寺は當社の御修造役にて代々御修理の事をつかさどれり、故に鎌倉其外武將の御敎書以下此寺に多し、

〔嚴島圖會 三〕龜居山大願寺、大西町にあり、放光院と號す、京師嵯峨大覺寺末派なり、古文書に本願寺とあり、今も本願大願寺と稱せるは、この謂なるべし、當寺の開基、年歷久遠にして考ふべからず、今は三十一世の祖、了海上人を以て中興の開祖とせり、了海は建仁のころの人、

〔藝備國郡志 上祠廟〕嚴島

嚴島明神者、天照大神之御子、而德光輝今、然空海飛、一旦來于此、漫設左道之說、所謂日本之神社、本地佛而垂跡神也、中略自是以來、巫祝僧道雜居、座主建水精寺、本願營大願寺、供僧數輩、各構寺院、看掠神地、坐費神物、其勢却壓倒社家社司、愚昧之徒、而不知異端雜我而難獨立、漫尊僧道、終爲彼所蔽、譬如藤蘿之纏殺大樹、誰敢不大息哉、

〔西遊雜記 一〕明神島〇嚴に屬せる末社百二社、寺院四十ヶ寺、

〔嚴島圖會 一〕攝社末社

大元神社　瀧宮明神　白山神社　山王社　道祖神社二所　湯殿山神社　今伊勢神社　惠美須社四所　荒神社二宇　杉浦神社　鷹巢浦神社　腰細浦神社　青海苔浦神社　山白濱神社　洲屋浦神社　御床浦神社　包浦神社　養父崎神社　牛王社四所　熊野神社以上島內所々にあり　地御前社　速田大明神社　大頭大明神社　天王社　大瀧大明神　總社　角振社　官幣社以上島外所々にあり

〔嚴島道芝記 二〕地御前大明神

大宮御本社六座　客人宮五座　御神號內宮同前也

外宮棚守　飯田某

社領

ひてのち、いつしかいつくしまのないしどもまゐりてあそびあひたり、御所のみなみおもてに、にしきのきぬやうちて、こまほこのさをたてわたしたり、内侍八人ぞある、みなからの女のよそほひぞしたる、はなかづらの色よりはじめて、天人のおり〳〵くだりたらんも、かくやとぞ見ゆる、萬歲樂など、さま〴〵まひたり、左右にめぐりてつかるゝことをしらず、あさゆふしつきたるまひ人にはまさりてぞみゆる、利會のがくのこゑもかぎりあれば、これにはいかでかとぞおぼゆる、まひはてぬれば、うへにめしあげて、御まへにて、かぐらをぞうたはせらるゝ、ちかく候かんたちべ殿上人、もてなしあひたり、

〔嚴島道芝記五〕竹林内侍屋舗

久保町の隅にあり、いにしへは宮武内侍といへり、此家の内侍、平相國の愛女と成て息女を儲け、内侍腹の娘といへり、高倉帝御幸の時、此所皇居と成と傳ふ、それ八人の八乙女は、久安四年に座席を定らる、其後治承四年、又改りて進退も有けるとかや、その八人は、島内侍、宮武内侍、龜内侍、千多羅内侍、周防内侍、得壽内侍、金毘羅内侍、吉祥内侍、愛得内侍、加賀内侍、以上十人の内、八乙女と成、左右にして四座なり、是を一﨟より八﨟と云、

〔嚴島道芝記三〕水精寺座主

瀧町の山の上にあり、瀧山水精寺大聖院といふ、開祖しれず、いにしへより此寺座主と稱し、供僧の長たり、盛衰記に、座主尊叡、勸賞を蒙ると、或は座主尊永、法眼に任ずともあり、高倉帝御幸記に、嚴島の座主、阿闍利になし給ふと云々、境内はおのづからの水石絶景の寺なり、〇中略仁和寺の御室任助法親王と申は、伏見の宮二品式部卿邦高親王の宮にて、此寺に住せ給ふ、

〔嚴島圖會三〕瀧山水精寺大聖院瀧山の麓にあり、眞言宗、天正中、京都仁和寺に屬せり、〇中略當院は本宮の別當職にして、世にこれを座主と稱す、

ナル事ガラ、物糸惜キ顏立、古郷モ忘ヌベシト實定常ニ被仰ケリ、或時有子トク參テ、唯一人御前ニ候ケルヲ、我身ハ此國ノ者カト有御尋ケレ共、顏打アカメテ御返事モ申サズ、愧ゲナル有樣、イトヾ由アリテ御覽ジケレバ、實定思食入タル御氣色ニテ、疊紙ニ御手ズサミ有テ、有子ガ前ヘ投サセ給ヘリ、

山ノ端ニ契テ出ン夜半ノ月廻逢ベキ折ヲ知子ド、有子内侍ハ、此手ズサミヲ給テ、堪ズ思シメタル氣色ニテ御前ヲバ立ヌ、實定ハ只尋常ノ情ニ思食ケルヲ、内侍ハ難忍ゾ思沈ケル、サテモ七日過ヌレバ、都ヘ歸上給フ、内侍共モ御送ニゾ參ケル、有子ハサラヌダニ悲キニ、上給ナン後ハ餘ソニテモ爭カ見奉ラントテ、衣引カヅキテ臥ニケリ、

有子入水事

惜モ有子ノ内侍ハ、德大寺〇實定何トナキ言ノ葉ヲ得テ、思日々ニゾ增リケル、千早振神ニ祈ヲカクレ共、其事叶フベキニアラ子バ、浮世ニツレナクアレバコソ、係ル忍難事モアレ、千尋ノ底ニ沈ミナバヤト思ツヽ、艤舟ニ便船シテ、有シ人ノ戀サニ、都近所ニテ兎モ角モナラントテ、波ノ上ニゾ漂ケル、責テノ事ト哀也、〇中略有子終ニ攝津國住吉ノ澪ノ沖ニテ、船ニ立出ツヽ、海上ハルカニ見渡テ、

ハカナシヤ浪ノ下ニモ入ヌベシ月ノ都ノ人ヤミルトテ、ト打詠テ、忍ヤカニ念佛申テ、海中ヘゾ入ニケル、舟ノ中ノ者共、アレヤ〳〵ト騷ケレ共、又モ見エザリケレバ力ナシ、

〔百練抄〕八高倉治承三年三月十八日、上皇幸入道大相國〇平清盛亭、安藝伊都伎島小巫、類廻雪之袖、爲叡覽也、

〔高倉院嚴島御幸記〕はかなくてとしもかへりて、治承四年にもなりぬ、〇中略かくていつくしまの御幸〇高倉あるべしとて、やよひの三日、神ほうはじめらるべき日次のさたあり〇中略つかせたまゝ

られしが、中比天が下穩ならず、海陸の通路かなひがたきゆゑに、此三宅氏を以て勅使代とし、衣冠を給り、從五位下に叙し、兩度の奉幣を捧げ奉り、田所職事兼任の役なりしが、戰國の後は、田庄の名許にて、嚴島社司の一人となれり、それ田庄の名は、そのかみ藝州一國の田務職事にて、いつの比よりの相續をしらず、七百年已前の田所補任あり、盛衰幾度も有ける中に、元弘の比は、武威甚しかりし也、後醍醐天皇伯耆國船上へ召れし綸旨等あり、其外代々口宣令旨廳宣、又田所執事の御教書今に相傳ふ、

〔藝備國郡志上祠廟〕八幡

在佐東郡、此地古之安藝國府也、故俗稱國府八幡、所謂田所在此處、嚴島祭祀之日、彼地之社司、艤舟迎田所、以歸嚴島之東浦、嚴島社家等、以七度半之使者招之、倭俗凡招貴客有七度半之使言及八度之半途而其客到來之謂也、是俗傳禮權式也、中華三請之類乎、

〔梁塵秘抄口傳集十〕あきのいつくしまへ、建春門院にあひぐして參る事ありき、○中略その國の内侍武人、くろ釋迦なり、からさうぞくをし、かみをあげてまひをせり、五常樂こまほこをまふ、ぎがくのぼさつの袖ふりけむも、かくやありけむとおぼえてめでたかりき、

〔平家物語一〕我身のえいぐわの事

あきの國いつくしまの内侍がはらに一人、○平清盛女是は後白河の法皇へ參らせ給ひて、ひとへに女御のやうでぞまし〳〵ける、

〔源平盛衰記三〕左右大將事

嚴島ヘゾ參給フ、○中略御參籠ハ七箇日也、其間内侍共モ常ニ參テ、今樣朗詠シ、琴琵琶彈ナンドシテ、旅ノ御ツレ〳〵、樣々情アル體ニ奉慰、實定卿モ御目ヲ懸ラレタリ、内侍ノ中ニ有子ト云者アリ、十六七ニモヤ成ラン、年少幼稚テ常モ參ラズ、時々見來ケルガ、希代ノ琵琶ノ上手也、アテヤカ

〔嚴島道芝記五〕棚守屋敷

瀧小路にあり、先代より大宮棚守職事として、社司の一人なり、往々從五位下に叙し、舞方を兼勤む、此家にては、神事の饗應、社人集會雜餉等多き中に、六月二日に管絃講といへるあり、島中に有あふ神人氏人不殘召集め、巡酒をもてなす、座並に千人餘袖を連ね、終日にぎはへる事ども也、

〔嚴島圖會三〕棚守將監屋敷

當家は大宮の棚守職にして、舞方を兼司り、往々從五位下に叙せることありき、本の氏は佐伯にて、苗字を野坂と呼けるに、いつのころよりかその職名を用ひける、即ち遠祖は大宮を齋き奉れる佐伯鞍職なれば、實に瓜瓞連綿たる系譜なり、

〔嚴島道芝記七〕神主景弘後胤

佐伯景弘末類は、皆今の田氏なりと云傳ふ、中にも客人宮棚守田右近將監景祐嫡流とかや、故に景の字をかうぶるといへり、

〔嚴島道芝記五〕上卿屋敷

瀧小路にあり、國府の上卿同姓、三宅氏にて、宮島常住の上卿代なり、鎌倉よりつけられし親實神主、是をまうけ置れしよしつたへいへり、

祝師屋敷

瀧小路にあり、先代より一社の禰宜として、内陣神秘一人相傳の家也、高倉上皇御幸の時、祝師友之に一階をたまふと也、永祿年中大宮御遷宮、祝師從五位下佐伯正久勤之、

田所屋敷

安藝郡府中にあり、國府上卿三宅氏是也、毎年二月十一月兩度の初申鎭座祭の時、奉幣使代を勤む、相隨ふ社家九人、御神事に渡海の供して、社役にあづかる也、いにしへは毎年都より勅使を立

櫻尾城、隔海面一里許、或被風雨障、則臨時之祭禮不能勤之、然則上卿代神主以修祭祀、因號代、又藝州國府八幡傍、有稱田所者、相傳上世每歲十一月初申日二月初申日、嚴島八幡兩社祭祀之時、朝廷之奉幣使來兩社、十二月與二月其間相近、勅使厭往復、遂止此處、今田所者其末裔也、到今十二月與二月勤奉幣之役、田所者姓藤原、而道隆公之庶流也、未知然否、野坂氏田氏稱兩棚守、（野坂掌本社、田氏掌客人宮、）或號社奉行、掌社米之出納、知社頭之雜務者也、又有數十巫女、八人乙女、一內侍者其長也、古內侍之中有妓者、平淸盛爲安藝守時、娶之產女子、號嚴島內侍腹之子者是也、凡祭祀之日、伶人數輩勤舞樂、猿樂一座、是又作鼓舞、

〔西遊雜記 一〕社司五十餘家、內侍數千軒、（巫女をいふ也）一の社僧を大聖寺と號す、（浦人は座主と稱す）次を大願寺といふ、社司の頭を棚守何某といふ、次の頭を高の何がしと稱す、此社人は海田市の邊に住して、神事の時に此島へ渡る事にて、土人田所とも稱するとの事なり、

〔源平盛衰記 四十三〕二位禪尼入海幷平家亡虜人々附京都注進事

同〇壽永二年四月四日、九郞判官義經、合戰ノ次第注進シテ、以飛脚院御所へ奏申ケリ、注進狀ニハ、去三月廿四日午刻、於長門國壇浦、平氏悉討取、大將軍前內大臣已下虜、神璽內侍所無爲可歸入御坐、寶劔、嚴島神主景弘仰、探求海底、〇中略降人前安藝守景弘、嚴島神主民部大輔景信、

〔大內義隆記〕義隆ノ一代ニ、安藝國武田ガ城金山、嚴島神主ガ城櫻尾、備後國ニハ山名宮內少輔理興城神島モ切取テ、備中備前ニ至ルマデ、ナビカヌ武士ハナカリケリ、

〔嚴島道芝記 七〕內陣不託他姓

往古より以來、內陣の儀式は、他姓の託れる事なし、佐伯氏所氏二姓是を掌るなり、いつの頃にか有けん、他姓の人、祝師と倶に還宮の事にあづかりしかど、玉座に近付事かなはず、やがてまかで給ひしより後、月を經て身終にけり、世人のしれる事なめり、唯舌をまきてかたらず、

諸役

御馬頭福田八郎兵衛　政所役代市左衛門　國文役代源兵衛　相伴役又右衛門

沙汰人庄右衛門

右之外神人六人、社頭下番五十人、御燈役廿人、

御能役者

御能大夫福井喜内　同脇長命兵右衛門　同地謡岡村助右衛門

國府社司

一上卿（奉幣使代ト云）　田所源（號三三宅主膳一）某

從者之社家

一權官（號行事）山田左近　一幣奉大夫山田　一劔大夫三宅　一幣上大夫山田　一判官大夫山田　一花大夫山田　一樂頭大夫飯田　一舞方大夫三宅　一舞方大夫山田

右國府之社人、二月十一月兩度嚴島渡海也、初申之御祭禮勤之

〔嚴島圖會一〕社家供僧内侍社役人職名

棚守職一員　上卿職二員　祝師一員　大行事一員　檢技職一員　横竹職一員　修理行事一員　小行事一員　地御前棚守職一員　客神社棚守職一員　樂方十五員　内侍職三十一員　神樂男六員　仕人七員　神馬別當職一員　御湯立祝者十二員　大工職一員　小工職一員　鑄物師　瓦師　國府上卿局官九員　座主　修理別當職　社僧十五坊

〔藝備國郡志（上編）〕嚴島

社司有六家、曰祝師、曰大行事、曰小行事、曰檢技、曰横竹、（按横竹爲號、不詳其義、此社司之采邑、在佐西郡横竹村、因號横竹者乎、）曰修理行事是也、上卿者六家之外、而神職之第一也、又稱神主代、（俗奉神社之人曰神主、）言古神職佐伯氏、常在二十日市

西方院　修善院　龍燈院　寶光院　承仕山崎市右衛門 石川甚大夫

內侍

一﨟內侍(號竹林)　二﨟內侍(號德壽)　三﨟內侍(號御手)　四﨟內侍(號田)

五﨟內侍　六﨟內侍　七﨟內侍　八﨟內侍

右曰八乙女、亦曰本內侍、

和琴內侍　韓神內侍　高井內侍　石田內侍　飯田內侍　植木內侍

河野內侍　御添內侍　金千代內侍　才鶴內侍　千內侍　千松內侍

才松內侍　宮松內侍　宮鶴內侍　宮內侍　宮能內侍　宮槌內侍

河田內侍　姬內侍　望月內侍　紀伊內侍　春內侍　寢々內侍

梅內侍　姉內侍　地內侍

淸所內侍

藤壺　梅壺　次郎御前　霧　妹

神樂男

德田善三郎　佐伯助三郎　松浦孫四郎　福田八郎兵衛　大島三郎右衛門

御湯立祝者

勝屋保之丞　渡邊加左衛門　谷市大夫　勝屋勘右衛門　橋本源三郎　三浦長三郎

桑原新七　三浦權右衛門　谷作十郎　石川彥左衛門　三浦彥兵衛　渡邊又四郎

諸職人

大工疊島甚四郎　小工野坂多兵衛　鑄師山田次右衛門　鍛冶大工彌右衛門 小工七兵衛

檜皮師五左衛門　檜物師　疊大工市郎兵衛　瓦師

神職

如∠案或時其樣怪シ氣ナル僧ノ一人、南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛ト申テ通リケルヲ、此ナル僧ノ奇シサヨトテ馳寄テ搦メ、事ノ樣ヲ問ケレバ、〇中略安藝ノ嚴島ハ、三國一ノ奇景ニテ、蓬萊ガ島トモ此所ヲ申スナド舉世申候故、近曾彼島ニ渡リ、明神ニ法施參セ、彌山ニ蹐リ、奥ノ院ニ詣テ、身ノ後生ヲ祈リ、今又山口ヘ立歸リ候、名ハ願佛ト申ス道心者ニテ候、

〔嚴島道芝記〕一社家供僧內侍幷諸役人神人之名

座主瀧山水精寺大聖院某　社奉行大宮棚守野坂將監佐伯某　大願寺龜井山放光院某

上卿昇殿役三宅刑部源某　祝師昇殿役野坂兵部佐伯某　祝師野坂兵部佐伯某

大行事福田藏人同某　修理行事左衛門所某　檢校林左兵衛同某

橫竹小行事里村外記同某

右六人是謂六家昇殿役

野坂將監大宮棚守諱左京佐伯某　田將監客人宮棚守諱右京同某　飯田左京同某　難波右京同某

能美右衛門同某　野坂兵庫同某　長監物同某　口兵大夫所某

田右兵衛同某　木村某

右十人舞方兼之

田木工樂頭某　田左大史某　熊野內記某　長右衛門某

田采女某　熊野平馬某　三浦半左衛門某　御燈某

右八人樂方兼之一説樂方者大神氏也

供僧

松之坊　本覺坊　藏福坊　執行坊　一乘坊　東泉坊

奥之坊　榮仙坊　瀧本坊　預坊　長樂寺　瑞光寺

暑のあせもそのまゝきえうせ、病忽にさむくなりぬ、彌山の本尊は、虛空藏菩薩、千手觀音勢至の像、兩脇に儼然たり、前に希代の石有、三光石と名づく、高さ六寸、圓なる廻りは八寸餘也、もと土佐の國月の灘より漁する白水郞の網にかゝりて、此山にもてこしと寺僧の口談なり、この石くろくうつくしくて、表に月星の容、曄々として明か也、裏の方に日輪の影、うすくれなゐに顯はる、人間世の作にあらず、宋人の寶にあらず、自然の奇石也、京洛の和光院、此山に求聞持くりて籠給ふ、そこにて對談し和歌の事に及ぶ、則この石の德用をつらねよとせちにのたまへば、取あへず筆をそめて、みだりに書付ぬ、

明らけき三の光の石になほたえぬみのりのかげをみるかな、あまたゝび褒稱し給ふ、山をめぐりて、大師のつくり給ふ岩谷不動の像、かくれなき汐干石、かれこれ見つくして、山のなかばにさがれば、一字の樓に古き鐘あり、扇三たけにあまれる口幅、冷々として響をふくむ、一たびつかば、聲人間に徹して煩惱のゆめさめつべき有さま也、銘に治承元年右大將平宗盛寄進之とあるほど、鮮明にみえぬ、

〔藝備國郡志上佐伯〕嚴島

島之高峯名彌山、浮屠等相比須彌山、有求聞持堂、修驗之僧、或百日或五十日、入此堂修虛空藏求聞持之法、本願多門坊監此堂、堂中安觀音像、寺物有三光石、曾自土佐國月浦携來、其狀如甜瓜、石色紫黑、而日月星之形狀有白點、堂外之樹下、或岩穴、無不置佛祭神、是皆浮屠爲擾金之計、而欺愚民者也、有鐘樓、鐘者平重盛宗〇重盛恐宗盛誤之所寄也、

〔西遊雜記一〕深山と稱せるは、高山にもあらざれども、嶮しき山にて、三鬼と號せる天狗の室ありて、此島の奥の院といふ、

〔陰德太平記二十九〕玖珂之軼懸城沒落事

攻破ント進マレケル所ニ、嚴島大明神ノ御加護ニテヤ有ケン、彼島島〇嚴ノ彌山ノ方ニ當テ、天狗倒シ夥クテ、寄手ノ諸軍膽ヲ潰シ魂ヲ消ス、或時ハ高潮滿來テ、濱邊ニ陣シタル兵共ノ旗幕ナド浪ニ取レテ、幸ニ命ヲ助リ振ヒ慄ク者モアリ、

〔嚴島道芝記七〕守護

それ御山は、杉檜枝を重ね、松柏葉をしき、深々幽々たる地の藍、三鬼擁護の御山なり、求法の沙門名利に羈れ、寂寞の扉にまどへる輩をば魑魅の形像を現じて是をなやまし、片時も登山かなひがたく、噺を捨て里にくだる、又或時は神殿守護の宿直と成て、盜賊をおびやかし、又は上番下番の夢を破り、怠なきのたすけとなれり、

〔嚴島圖會四〕龍燈杉

枝幹屈曲して龍の臥せるがごとく、實に數百歲の樹なり、この所より海上にうかぶ龍燈を拜するが故に名とす、龍燈は正月元日より三日または六日、風靜かに波穩かなるとき、大宮の沖手に現す、年によりその多少あり最初一燈うかび出ると見るに、須臾してまた傍よりいづ、その數六七燈より、三十五十に至り、後混じてまた一燈となる、火色常の燈に異ならず、曉ちかきころ消滅す、正月六日の夜は、腰細浦の邊に浮み出づ、毎年この夜、府下幷に遠境のもの、この山に攀躋り、毘沙門堂に參籠して臨觀す、そも〱彌山は、未時より後詣づる事を禁せり、これ山靈を恐れてなり、然るに今夜にかぎりて、男女老幼の別なく群集すといへども、怪異のあらざること例なるがゆゑにあやしむ者なし、年によりて風波のあらきときは、火光動搖して見定めがたし、およそ當島奇靈の多かるが中にも、この龍燈は都鄙衆人の見るところにして、疑ふべきにあらず、

〔あまの子のすさび二〕彌山にのぼる、廿町あまりのみち、左右皆十丈二十丈のいはほにして、峨々と聳て雲外の山、中々巨靈が手を以てもおしがたく、毛女が手もふるまじき所々の石のほら、殘

を徘徊するが如し、松杉葉をわかちて鮮かにみゆ、これ山靈のなす所、尋常燐火の類ひにあらず、俗に彌山松明といひて、恐懼尊敬す、また火危木(ヒヤウシギ)の音の如き響をなすことあり、これは山上のみならず、大宮の邊にてもあり、島人は馴て怪とせず、或は島人にても參詣の人にても、我慢なる者あれば、彌山または本社の邊にて、大なる男の長け一二丈もあるらんとおぼゆる山伏に行逢ふことあり、その時はいかなる剛强の者といへども身心迷亂す、然れども其身ひとりにおぼえて、曾て他の目に觸るゝことなし、また雪の朝に、大宮廻廊の屋根舞臺のうへなどに、一丈あまりも踏み跨たりとおぼゆるばかり、いと大なる足痕ありて、これを俗に雪のあとゝいふ、また山王あるは浦邊にて、黃昏のころ多くの人聲することあり、これを俗にみさきといふ、ケビの約キなれば御呌びの義なるべし、また市立の時、遠近より群集れるが中に、汚穢不淨の人、島禁を侵し宿るときは、其家鳴りはためき、梁柱門戸に至るまで顚倒するが如し、一時ばかりに止て本のごとし、然ばかりのことをも左右隣家には更にしらず、これを俗に天狗顚倒(ダフシ)といふ、上件くさ〴〵のことみな山靈のしからしむる所にして、最も人の懼るゝ所なり、

〔陰德太平記 五〕大内勢敗軍附義興筑前國發向之事

去程ニ義興ハ、櫻尾ノ城ヲ攻破テ、今度ノ一面目ニ可ㇾ供ト、惡手ヲ入替々々攻ラレタリ、城中ニモ究竟ノ鋭卒二千餘コモリタリケレバ、輙可ㇾ破樣無リシ所ニ、銀山ヲ攻損ジタル無念ノ色義興ノ面ニ顯レタレバ、陶道麒、今日ハ某等新手ニ換リ候ハント申請テ、吾一手ヲ以テ揉破ント思ケルガ、義隆ノ初陣ニ利無リシカバ、諸人ノ侮申ス事モコソアレト思ヒ、義隆ヲ吾陣ヘ喚請シ、入道諸士ニ向テ、今日義隆公御旗本ヲ以、神主ガ館ヲ攻破ラルベキトノ上意也、諸軍此旨ヲ守テ、分外ノ勇ヲ被ㇾ勵候ベシト下知シテ、吾身眞先ニ進ミ、義隆ヲ後ニ立、手勢三千餘騎ニテ、神主興藤ガ館ヲ攻破リ、三十八人ガ頸ヲ取テ、忽燒立ケルニゾ、義興モ少色ヲ直サレケル、義興此競ニ乘テ、櫻尾ヲ

タラン様ニ光滿テ、神鳴閃キ落懸ル心地シケレバ、島ノ者共、今夜敵ノ可渡トハ思モ不寄ケリ、如何ナル事ニカ有ケン、水海月夥ク光リケル間、陶入道其外陣々ヨリ出タル外聞ノ者共、是直事ニ非、海ニマス神ノ祟ニヤ、又此彌山ニ住ナル三鬼ト聞エシ、追帳鬼、時媚鬼、摩羅鬼ナド云、大天狗ノ荒給ニヤト、恐レ惱キ皆陣中ヘ入ケル故、敵船ノ一度ニ漕渡ル梶音、舟子共ノ物言動搖メキケル聲ヲモ、神鳴騷キニエ聞ザリケルハ、是偏ニ嚴島大明神ノ、陶ガ暴惡ヲ誅センガ爲元就ノ義戰ニ力ヲ合セ給也ケリト後ニゾ思知レタル、

〔嚴島道芝記七〕天狗顚倒

市の折からある事にて、常は希なり、諸國よりあつまれる人の中に、犯し過けん雜の罪穢氣不淨のたゝりをなし、其人の宿しける家鳴わたり、棟は倒になり、軒端は横に臥て、蔀小壁も、乾にひづみ巽に離れて、ありあふ人、上になり下に顚び、魂も失せ心も消るばかりなる事、一時ほどともおぼゆるに、左右の隣家は夢にもしらず、あるはひとつ家の内にしても、おもての方には左あれども、うらの二階はしらざる也、是を天狗たふしと云ならはせり、

沓跡

我慢放逸の者は、御山又社頭のほとりにて、大のをのこのたけ二三丈もあらんとおぼしき人、或は山伏などの形したるにあへる事必也、此時はいか成人も、目勝て面をあはせる事なく、心もくらみ五體すくみて、足のふむ事をもしらずとなり、かくあれども、是はまよへる其身の只ひとり覺えて、外の人更にしらず、されば雪の朝など、廻廊の屋根舞臺の上に足跡つけり、人の足三つを一つにしけるほどにて、一丈もまたげたる左右のあといくつもあり、人のつたひゆく所にもあらず、皆人ふしぎをなす、

〔嚴島圖會四〕彌山つねに靈異多し、或は時として火の燃ることあり、其火炬火よりも赤くて樹間

彌山

セテ、丹葉蹈分行鹿ノ後ヲ慕テ上リケレバ、忽山路ニ蹈入ケルコソ不思議ナレ、

〔中國治亂記〕弘治元年十月十日ニ、以ノ外大風吹、大雨降ケレバ、元就吉日ハ今夜也、渡海アルベシトフレラル丶、風荒大雨ニテ、諸船頭モ船出シガタシト頻リニ申ケレドモ、無承引渡海アリ、嚴島ノハクチヲノ麓、鼓ガ浦ト云所ニ船ヲ付ケレバ、隆元申ケルハ、鼓ノ浦モ打道具、ハクチヲノ麓モ、ハクチウツトイヘバ、敵ヲ可討事ウタガヒナシト申セバ、皆是ヲ聞テ大ニイサミケル、カ丶ル所ヘ、元就ノ陣ノ前ヘ、鹿一匹走リ來リケル、見ヨ大明神御加護ノ瑞相トテ、甲ヲヌギテ禮拜アル、

〔嚴島道芝記三〕彌山

御山は、弘法大師の開基なり、須彌山を表して彌山とは名づくといへり、又今川貞世の記には、御仙とかけり、麓に瀧の御前をぬかづき奉りて、十八丁の嶮路をのぼる、此山は三鬼神おはしまして、假令にも不敬不淨の人登山成がたし、かたく酒を禁しめて、飲事は更に、念にも出す事ならず、

〔嚴島圖會四〕彌山大宮の後にあたりて、靈秀なる山をいふ、登路十八町、

夫當山は、高野弘法大師の開基なり、○中略およそ此山に、鞋襪を入る丶者、晨鐘に躋り、午鼓に下るを例とす、聊かもこれを侵すときは、果して怪異あり、殊に觸穢の輩は、立に譴罰を蒙るといへり、げに靈神の巖窟、木客の巢穴とは、この嶺のごときをいふなるべし、

〔陰德太平記二十七〕弘中三河守父子上龍之馬場幷可性宗阿彌狂歌之事

弘中參河守ハ、○中略彌山ニ上リ、奥ノ院ニテ腹切ベシト三百餘人分上リケルガ、次第ニ落行ケル程ニ、殘ル兵百騎許ニ成ニケリ、カ丶リケル所ニ、彌山ニ求聞持修行ノ爲ニ、筑紫ノ僧ノ居タリケルヲ見レバ、見シ人ナリケリ、○下略

〔陰德太平記二十七〕毛利元就嚴島渡海附同所合戰事

コロハ九月晦日ノ事ナレバ、左無ダニ目刺共不知暗夜ナルニ、雨風コチタクテ、海ノ面ハ、浪ヲ張

へり、されば市頭に戯れ、社壇に眠りて、往來の人におどろかず、大明神もその性の馴やすきをめでたまふならんか、これまたよんどころなきにしもあらず、いにし文化八年の三月に、石見の國濱田より、鹿一頭を檻にいれておくり來れり、その添書にいはく、藝州宮島より明神の御使と申て、當地瀨戸が島嚴島社へ、鹿のまうで候事往古より有之、もし歸路に迷ひ候時は、人をもておくりかへし候よし里老の口傳も候へば、此度もその例にまかせ候とありて、濱田祇園社の神主江木宮內瀨戸がしまの年寄六右衛門の連署なりかゝれば神のつかひ給ふといふなるも、うきたる事にはあらざるにや、

〔西遊雜記〕一むかしより鹿を明神〇嚴島の愛し給ふといふ、島人殺事を禁るゆゑ、おびたゞしく居る事也、猿もおほき島なり、

〔陰德太平記〕二十七毛利元就嚴島渡海附同所合戰事

如斯テ元就裹ノ浦ニ著給、小高所へ打上リ、篝燒セテ御坐ス、〇中略カヽリケル所ニ、小男鹿一匹林ノ中ヨリ出テ、元就父子ノ前ニ來レリ、元就唯今男鹿ノ來ル事、明神忝モ道迎ニイダサセ給タルナラン、神明應護疑ナシ、合戰ノ勝利掌ノ中ニ在ト宣、父子三人大ニ悅ビ給ヘバ、アタリニ居タル諸士共モ、皆益競ヘル氣色アリ、カクテ打立ントスルニ、晴サハ暗シ夜ハ更ヌ、雨ノ後ナレバ、蒼靄黑雲峯谷ニ掩ヒカヽッテ、何處裹ノ浦ノ山路共不知、適樵老村童ノ通路ニ求入テモ、松柏枝朽テ横ハリ、落葉積リ、皆深シテ案內者ナランダニ蹈迷フベキヲ、增テヤマダ見ヌ所ナレバ、諸卒惘然トシテ立タリケル所ニ、彼小男鹿先ニ立テ、林中へ分入ケレバ、元就是明神ノ道案內シ給也、此鹿ノ後ニ付テ分入ベシ、昔神武天皇、中洲東征シ給フ時、山中嶮絕也シニ、天照大神夢中ノ御告ニ因テ、頭八咫烏ノ鄉導トシテ來リシニ從テ山中ヲ分行、菟田ノ下縣ニ達テ、終ニ軍ニ利アリシ例シニ相等シ、進メヤ者共勇メヤ勇メトテ、先明神ノ方ヲ再拜シテ押行給ケル程ニ、諸士彌心ヲ勇マ

島は行方しれず、子島一雙相續して、翌日よりは御島廻に、子島一つがひ出たまふ、神秘微妙筆に及ぶも恐し嚴島の御山よりは大野まで一里餘の海を隔たるに、必こゝに飛來り、親島御名殘の供御をあげ給ふ事、奇瑞をまのあたりに拜み奉る、五島例年の相續かくのごとし、

〔嚴島圖會五補遺〕神鹿

當島に、いにしへより、鹿のおほく居ることは、西行法師の撰集抄に、鹿をからざれば、御山にはをじかなきとあるにても知れたり、獸類のうちにても、ことさらに鹿をいたはる故を世にくはしく知れる人なし〇中略むかし仁德天皇、難波の高津の宮に天下知食ける三十八年の七月、皇后とともに高臺にのぼりて、よな／＼暑さを避たまふ、秋のはじめのことなれば、兎餓野の鹿のつまさふこゑも寥亮にきこえてあはれなり、晦日がたになれるに、鹿のなかぬ夜ありけり、何ゆゑにこよひは鹿のこゑのきこえぬと天皇いぶかりおもほしけるに、翌のあした、猪名の縣の佐伯部、苞苴をたてまつれり、いかなるものぞと膳夫にとはせたまへば、鹿なりとぞ奏しける、いづこの鹿ぞとのたまへば、兎餓野のなりとぞ奏しける、天皇叡慮におもほさく、夜ごとになきし鹿のこゑ、一昨夕にして絕にけり、佐伯部が得たる日、得たる野をおもふに、はたして朕が聞つる鹿にあたれり、朕このごろ懷抱のあるを、呦々たる鹿のこゑに慰みて過しつるに、かれ朕が愛するこゝろを知らずといへども、なほ恨めしきしわざかなといたく逆鱗まし／＼て、當國渟田の鄕に移しつかはしたまひけり、これ今の佐伯部の祖なりと日本紀にしるしたまへり、當島の祠官もまたみな佐伯氏なれば、おもふにかの佐伯部の支流にて、祖先この鹿ゆゑに移鄕の罪にあへるを懲て、子孫にこの獸を殺すなと、かたく誡を遺しつるゆゑ、おのづから當島に鹿のおほくなれるなるべし、また鹿を大明神のつかひたまふといひならはせしは、鹿はもとより仙獸なり、茸を弭山にかくれ養ひ、草を谷原にえらびついばみて、まことにかれが蒼白の齡を保つべき所にかな

神使

船を乘かへりて、幾度も烏のくはへ歸る迄は、右のごとくにするなり、何方にも烏は餘多なるものにて、喰物を見れば飛來るもの也、それを神秘なりとて、あまたの金錢を出して、右の如くにとり行ふ事は、をかしくも馬鹿らしき事なれども、古雅にしてにくからぬ事なり、都近き所にては、古風の事も失果て、當世風の神祭り、耳を驚かす騷り神事よりも殊勝といふべし、

〔嚴島道芝記 三〕五烏御供所

御烏の神靈は、二宮速谷大明神と跡を垂たまふ、今一雙の靈烏、この山にすめり、毎日奉る供御、かりにも不淨あれば、其儘にてすたれぬ、御島廻にやぶさきの沖において供御奉る、これを御烏喰飯と名づく、其日は必此所にて奉る供御をあげ給はざるなり、御烏喰飯は午にて、此山〇彌山の御供は朝なるに、豫其瑞ある事、筆にまかせ侍らんもおそろし、總じて此御山に烏幾千萬といふ數をしらず、其中に五烏雌雄は、神威あらたに類を離れ、外のからす、あたりへ近づく事あたはず、

〔嚴島圖會 四〕神鴉

この山〇彌山に雌雄一雙ありて、年々子を育し相代れり、山内の凡鴉、もとより幾百千羽といふ數をしらずといへども、神鴉のあたりちかくもたちよること能はず、

〔嚴島道芝記 六〕九月廿八日　御烏喰飯

神前〇大頭大明神にて御供奉る時、五烏にさゞひ奉る也、神前より半町餘まへなる御田の中なり、儀式島廻の御供のごとし、それ五烏は往古より一雙年々相續せり、三月の末よりは雌烏巢をつくり、子烏一雙を儲く、故に四月五月は、雌がらす出たまふ事すくなく、雄がらすばかり出たまふ事多し、相續の子を養育して、六月の末七月にいたつては、子烏をいざなひ、養父崎の御社まで出て、さゞひあげたまふ事をまなばせり、八月九月の比は、親子二つがひ倶に出て、御さゞひあげ給ふなり、かく有て今日此御祭に、親がらす雌雄、此所へ渡りて供御をあげたまふ、此供御あげてより親

て、大宮客人宮報賽の神樂奉り、宿に歸る、

〔嚴島圖會三〕杉浦　杉浦神社　祭神底津少童命(島巡第一の拜所○中略)

鷹巢浦　鷹巢浦神社　祭神底筒男命(島巡第二の拜所○中略)

腰細浦　腰細浦神社　祭神中津少童命(島巡第三の社○中略)

青海苔浦　青海苔浦神社　祭神中筒男命(島巡第四の社○中略)

養父崎　養父崎神社　祭神靈烏(島巡の時此譏にて烏喰の式あり○中略)

山白濱　山白濱神社　祭神表津少童命(島巡第五の社○中略)

須屋浦　須屋浦神社　祭神表筒男命(島巡第六の社○中略)

御床浦　御床浦神社(神殿石上に建たり)　祭神市杵島姫命(島巡第七の社)

〔藝備國郡志上祠廟〕嚴島

島之四方有八浦、其內七浦有小社、凡詣嚴島者、伴社司一兩輩、乘船廻七浦、每浦祭其小社、或祈福或祈壽、是稱島廻、東始自杉浦、歷鷹巢、腰小、藪崎、山代濱、青苔、須也、以終御牀、始登杉浦喫朝飧、青苔浦喫午飯、(陰俗謂之陰盤、曰青苔、此浦產、陰盤、陰乾麪末、和飯喫之也、)須也浦喫白餅、御牀浦讀祭文、藪崎浦不登其岸、載粢盛於木板、自船中浮海面、社司吹笛一聲、于時靈烏一雙、自山上飛下食其粢盛、祈之者喜以爲神享之也、

〔西遊雜記一〕嚴島　神事の節は、當世には解がたき物あまた有り、上世の風俗のこりしものか、俗に島廻りと稱する事あり、願望あるものは、金子五兩、或は十兩、あるひは十五兩、自己相應の初尾金を出して、船をいろ〳〵とかざり、社人巫女を餘多のせ、施主も同船して、七浦七惠比須の社を巡る事にて、此時ヤブサキといふ事あり、是は米の大ひなる團子を三ッ拵へ、それを器にのせて海へ流す事なり、是を深山より烏飛下りてくはへ歸れば、明神御納受あり、願望成就と、船中にて飛あがり〳〵て歡ぶ事也、若烏來らずして、團子沖へながれうせば、船中大いに屈して、途中より

御あげ給はぬ事あり、かくのごとくなる時は、御師舟を戻して、船中をあらため銘々に糺す、少も障ある人をば、船よりおろし跡の濱に殘す、其後船中修禊して、新に供御を奉れば、さはりなくあがりぬ、あやしさおそろしさ、或涙袖に餘れり、其奇瑞諸人親視拜せる事なり、猶烏喰飯の事は、年中行事に記す、かくて船の中には喜悦の眉をひらき、祝盃の興を催す、宿の主は種々の饗をなす事夥し、〇中略

山白濱　此濱に船をつけて、神前にまうつ、御師の儀式茅輪いづれも前のごとし、是七所の外なり、〇中略

洲屋　御島廻第六の拜所、午の刻此浦に著く、御師社頭の儀式以前のごとし、神拜調て後、拜殿に御師願主其外皆座すれば、宿のあるじ餡餅(アンダン)を饗應す、いかなる遺意にや、此餅を以て打台、別ては御師のゑぼしを打おとす事を興とす、しかれどもよき品の人のなすわざにはあらず、末座或は若き人のなせる事也、御師兼て座に居るより早く退散せるも、をかしき行義にや、〇中略

御床浦　御島廻第七の拜所、願主祈念を修む、おの〳〵祓禊して、石上の拜殿に跪踞、恭敬の至れる事此時にあり、御師祭文を讀、此所に茅輪を納む、抑御床と申は、嚴島大明神のあまくだらせたまふ時の眞床、則いはほとなり、幾萬世を歷ると云傳ふ、〇中略

大元浦　嚴島の松は女松にて、男松は希なり、葉は藍よりも靑く、木は丹塗にひとし岸のいはほの眞白なる影、浪に綾羅の紋をしけり、漸赤島西南に近より、未の中刻大元に船つけて、御師諸共にあがり、大元尊神の珍の廣前に、かたじけなさの禮をなしぬ、拜殿にて、宿のあるじの酒迎などいへる酒闌にして興有、此所に大元川とて川有、春の比は白きさゝやかなる魚の多く、夏は凉しき白砂えびなどいへるもあり、凡此島は櫻多して花の比はみな白妙の其中に、大元の花を殊更に甑ぶ、つゝじ山吹藤柳、いづれたらずといふ事なし、島曲七里を卯辰巳午未四時半に廻り終り

膳部質朴なり、頓て舟を出す、〇中略
火戻り口　いつの比にや有けん、船中に清火せざりし者有しかば、爰より船すゝます、あやしみて其人を糺し歸しより、所の名となりぬるとぞ、〇中略
鷹巣の浦　御島廻第二の拜所、御師先達て船よりあがり、神前にて樂を奏す、杉のうらに同じ、願主其外茅輪、前のごとし、〇中略
腰細の浦　御島廻第三の拜所、おの〳〵敬拜、祓前におなじ、〇中略
山伏戻し　豪氣慢心の人あれば、舟にあやかしつきて、覿面に咎を蒙れり、いかなる山伏を是より戻しけん、今所の名とは成ぬ、
青海苔浦　御島廻第四の拜所、辰の下刻爰に著き、修祓をし、寶前に額拜く、儀式まへのごとし、左ありて後、午飯を調ふ、膳部大方杉の浦のごとくにして、飾飯の類なり、青のりを粉にしてかくる事、所の名によれるにや、〇中略
養父崎御島喰飯　御島廻第五の拜所、巳の刻此所に到る、此所は濱もなく洲もなし、打よる浪の岸にくだかれ、晴嵐颯々として嶺高し、いはほにたてる松の木の間に、朱の玉垣拜まれさせ給ふ、おの〳〵心を凝し遙拜す、御師の船は沖中に漕出し、粢を波の上にうかべて樂を奏す、嶺より靈烏一雙翅をならべ、松のしげみをわけ出、御師の船に移り、波にうかべる供御を雄烏あげ給ふ、其時船中、跡なるも先なるも舷をたゝき御烏をはやし奉る、雌烏飛來り、最前のごとくあげ給へば、猶いやましにいさみてとよめけども、中々懼れ給はず、又雄烏來り、以上三度あげ給ふ、されば御烏廻り、一日に唯一艘にはあらず、二艘三艘、多きは十艘にも餘れり、皆次第々々にあげ給ふ、障のなき舟は、その數々あがらずといふ事なし、かくある中に、少も汚穢にふるゝ事あれば、靈烏いでたまはず、たとひ出ますとても、中途より歸りたまふ、既に御師の船まで乘り移りたまひても、供

此多は一向高麗に勢をやるべしといとなみにて、としもくれしより、今年年號かはりて、文祿元年といふ、〇中略秀吉公、三月朔日つくしに可趣由有けれども、行幸などの紛にて、三月廿六日に、大坂より立たまふべかんめれど、京中のものに、武士どもの出立など見すべきとて、京よりぞ立たまひぬる、〇中略其夜は攝津國いばらきにおはしつきて、夫より中國をへて、なごやに趣給ふ、安藝の廣島には毛利氏輝元住所なれば、一日二日やすらひ給ふ、近ければいつく島に詣給ふ、みやしろは北にむかひ海を望、廻樓舞殿など、鹽干かたのしらすに作りめぐらしければ、鹽のみちくる折からは、板敷のひたゝほどにうしほさしこみ細波よすれば、たゞ波の中をぞふみありくこととや、其粧ひいふはおろかに成ぬべし、

〔嚴島道芝記〕四御島廻幷浦々名所舊地

御島廻と申は、忝も三はしらの御神、此島に降臨ましく＼て、鎮座の地を見そなはし給はんと浦々を廻らさせたまふ縁なり、願主吉辰をえらみ、宿のあるじに契り、兼てより清火して、當日の未明におの＼／＼ともなひ、潮に祓禊し、神前御笠の濱鳥居の洲より舟に乘る、御師の舟には、四手きりかけ、榊おしたて先にすゝむ、願主はまかぢしげぬける船に、まくなど奇麗にかざり、鹿子十二人聲を帆にあげ、洲崎の松の枝を榮ゆるなど諷ひたてゝ漕出す、まうけの舟には、宿のあるじ下とり乘れり、さなきだにあしたの氣色爽なるに、手あらひ口すゝぐより威儀おもむろにうやうやし、目がし口がしの罪もなく、たゞ渴仰の涙とゞめがたし、御山を右の方になして廻る、〇中略

杉の浦　御島廻第一の拜所、又は生相(おひあひ)浦とも云なり、菅家の御詠とて傳る歌に、

おひあひの浦の浪風はげしくてえほもさだかに見えぬ夜の空、卯の下刻此所につきて、おのおの修禊をし、大明神の社頭に敬禮の頭を垂る、御師は裝束の袂をはへ、神前にて盤涉の樂を奏す、退出にいたりて、拜殿の濱に茅の輪をたて、くゞりて祓をなす、其後朝餉を調ふ、其式定例にて、

せ給へり、御社のらう〳〵拜殿などに、みこ内侍やうのかんづかさ女どもたちこみたり、

〔臥雲日件錄〕文安四年四月十七日、伯春自₂安藝₁歸來、留₂飯之₁、因話₂嚴島之靈異₁、予問、城呂座頭、曾詣₂嚴島₁否、答曰、七年前詣₂此神₁、略知₂明神緣起₁、

〔道ゆきぶり〕今川貞世長月の十九日の有明の月にいでゝ、しはひの濱を行程、なにとなくおもしろし、さて佐西の浦につきぬ、廿日は嚴島にまうで侍、○中略さてまかり申し侍て、御前のはまこぎいでゝ、佛舍利二粒東寺業室うみに入たてまつりぬ、このたびの祈なるべし、

〔陰德太平記〕三十六毛利大膳大夫隆元朝臣逝去之事

隆元朝臣ハ、雲州ヘ立越、元就朝臣ヘ力ヲ戮セ進スベシトテ、防府ヨリ永興寺ヘ打入、爰ニテ准后道澄ノ嚴島ニ御坐ケルヲ奉₂請テ、兩家和睦シ、九國口靜謐ノ旨ヲ賀シテ饗應セラレ、驄ナル馬ニ金幅輪ノ鞍置テ被₂進、同○永祿六年七月六日准后ヲ相伴、嚴島ヘ參詣シ給、武運永久ノ財施有テ、爰ニテ准后ニ離杯ヲ進メラレ、同七日廿日　ノ地ヘ漕歸リ、翌ル八日彼地ヲ立テ、九日ニハ吉田郡山ノ麓ニ著給、

〔輝元公上洛日記〕天正十六年戊子、殿樣○毛利輝元御上洛の日入記の事、

七月八日己未、午刻に草津より至₂嚴島₁御渡海候、棚守元行御落著の御一獻を被₂進候、此時島中の者不₂殘出仕申候、御進物等難₂記也、

未刻に兩社御參詣あり

御供御湯立御神樂御調進候、神所へ八乙女等神前へ詣て萬歲を唱ふ、御首途の御吉例殊勝也、

此所へ吉川廣家樣御參著候て御供也、

申刻に嚴島を御船を被₂出

〔豐鑑〕四高麗之亂

〔風雅和歌集 九旅〕九月十三夜、いつくしまへ參りけるに、備後のともといふ所にて、海邊月といふこと
をよめる、　藤原公重朝臣
あたら夜の月をひとりぞながめつる思はぬ磯に波枕して

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕左のおほいまうち君〔○足利義滿〕安藝の國嚴島まうでのことあり、〔○中略〕御舟よそひの事は、やがてかの入道〔○細川賴之〕うけたまはりて、百餘そうたてまつるなるべし、船の中にてのざうやく、みなこの人のまうけなり、むかしもいつくしまには高倉院御幸なり、平のおほきおほいまうち君〔○淸盛〕もたび〳〵まうでられしためしも侍、〔○中略〕旅のころものたつ日さだまりて、康應元年三月四日、夜ふかく都を出させ給ふ、〔○中略〕その日のむまの時ばかりに、攝津國兵庫の津につかせ給ひぬ、御ましの船にまゐるべき人々かねて定らる、

修理大夫　右京大夫　日野辨　畠山左近大夫將監　同七郎　今河修理亮　巽下　古山十郎

このほかは、おの〳〵の舟にて參り侍り、

畠山左衞門佐　山名播磨守　細川淡路守　土岐伊豫守　探題〔伊豫入道〕　今川越後入道
同左衞門佐　同中務大輔　伊勢右衞門入道　曾我美濃入道　朝日因幡守　若王寺別當
古山珠阿　松壽丸　士佛

かやうの人々也、侍二三人しもべ三四人ばかりめしぐすべしと定下さるれば、舟數よりも人かずはすくなかりき、〔○中略〕其夜の曉に、御舟にうつらせ給、百よそうの舟ども、みなともづなをとくめり、人々は兼て舟に乘て夜をあかし侍けり、〔○中略〕十日〔○中略〕夜に入て、子の時ばかりに嚴島につかせ給、御社のうしろに黑木の御旅所をつくれり、今夜は舟のとまりたる人もおほかるべし、十一日、御社ふしをがませ給て、御前の濱の鳥井のほとりよりかこ〔小舟也〕にて御舟にうつら

日佐藤兵衛近宗ヲ左衛門尉ニ成レケル上、但馬國キノ崎ト云大庄ヲ賜ハル、神明忽ニ御納受貴キニ付テモ、近宗ガ計、神妙トゾ思召ケル、

〔山槐記〕治承三年三月廿六日甲申、未刻參前大相國、花山院被仰曰、依入道大相國勸、可參伊都伎島、五月二日可參相也者、

〔玉海〕治承三年三月廿九日丁亥、此日左大臣左大將實定大納言、實房、實國、中納言實家等、參詣安藝國伊都伎島社、中納言資賢追參向云々、

〔古今著聞集和歌五〕治承の比、人々安藝のいつく島へ參られけるに、風あらくて、高砂の邊にありと聞て、修理大夫經盛、實國大納言のもとへ申おくり侍ける、

　とまりする湊の風もけあしきに浪たかさごの浦はいかにぞ

返し

　たかさごのなみのかゝらぬをりならばかせのつてにもどはれましやは

〔山槐記〕治承三年六月四日辛卯、晩頭參前大相國、花山院來七日可令詣安藝伊都伎島給、仍爲承彼間事所參入也、　七日甲午、今曉前太政大臣殿令詣安藝伊都伎島給、自一昨日御精進、但魚味不憚也、丹波守行雅、侍從兼經、藏人大夫泰房、判官代大夫信口、民部大夫政清監物康識、左衛門尉信直、右馬允高清御供、令着絹細衣給云々、　廿二日己酉、今夕前太政大臣殿自伊都伎島令還向給云々、

〔玉海〕治承三年十一月十四日戊辰、今日入道相國入洛、宗盛卿去十一日首途、令參嚴島、而自路呼還、相共上洛、武士數千騎、人不知何事、凡京中騷動無雙、

〔玉葉和歌集旅八〕安藝の一宮へ參りけるに、たかとみの浦と云所にて、風に吹とゞめられて程へければ、とまふきたるいほりより、月のもりけるを見て、　西行法師

波のおとを心にかけてあかすかなとまもる月の影を友にて

ノ大將、朝家ヲ可レ奉レ恨御事ニアラズ、偏ニ太政入道〇平清盛ノ雅意ノ所行也、カヽル憂世ニ生合給ヘル御事口惜ケレ共、賢ハ愚ニカヘルト云事モ候ヘバ、今ハイカニモシテ入道ノ心ヲ取セ給テ、一日也共大將ニ御名ヲ係サセ給ベキ御計ゴトコソ大切ナレソレニ取テ、安藝嚴島ヘ御參詣アリテ、穗ニ出テ此事ヲ祈申サセ給ベシ、彼明神ヲバ平家深奉レ崇テ、其社ニ内侍ト云者ヲ居ヲレタリ、彼内侍共、毎年一度ハ上洛シテ、入道ノ見參ニ入ト承ハレバ、懸ル御事コソ有シカナンド語申セバ、明神ノ御計モアリ、又入道モイチジルシキ人ニテ、思直サルヽ事モ有ナント申ケレバ、近宗ガ計可レ然トテ、ヤガテ有二御精進一、嚴島ヘゾ參給フ、〇中略御參籠ハ七箇日也、其間内侍共モ常ニ參テ、今樣朗詠シ、琴琵琶彈ナンドシテ、旅ノ御ツレ〴〵、樣々情アル體ニ奉レ慰、實定卿モ御目ヲ懸ラレタリ、〇中略サテモ七日過ヌレバ、都ヘ歸上給フ、内侍共モ御送ニゾ參ケル、〇中略是ヨリ人々上ツヽ德大寺ヘ相具シ給テ、兩三日勞リテ樣々翫引出物賜タリケル、サテモ内侍暇給テ下ケルガ、入道ノ見參ニ入ントテ、西八條ヘゾ參タル、入道出會テ、イカニト問給ヘバ、内侍申ケルハ、德大寺大納言殿、今度大將ニ漏サセ給ヘリトテ、爲二御祈誓一遙々ト嚴島ヘ御參籠七箇日、尋常ノ人ノ社參ニモ似サセ給ハズ、思食入タル御有樣モ、貴ク見サセ給ヘル上、事ニ觸テ御情深、内侍殊ニ不便ニアタリ奉給ツレバ、旁御遺惜(ナゴリ)テ、又モノ御參モ難レ有ケレバ、都マデ送付タレバ、樣々相勞レ奉テ、色々ノ御引出物賜テ下侍ルニ、爭角ト可レ不二申入一トテ參テコソト申セバ、入道本ヨリイチジルキ人ニテ、淚ヲハラ〳〵ト流給ヘリ、ヤヽ有テ宣ケルハ、近衞大將ハ家ノ前途也、歎給モ理也、夫ニ都ノ内ニ靈佛靈社其數多ク御坐、此佛神ヲ閣テ、西海ハルカニ漕下、淨海ガ深奉レ崇憑、嚴島マデ被二參詣一ケルコソ糸惜ケレ、明神ノ御照覽難レ測、其上今度ハ理運也シヲ、入道ガ計ニテ、宗盛ヲ擧シ申タルニコソ、可二計申一トテ、ケシカラズ泣給ヘリ、内侍共翫引出物ナンド給テ被レ下ケリ、其後ヤガテ重盛ノ左ニ御坐ケルヲ辭申テ右ニウツシ、實定卿ヲ擧申テ奉レ成、左大將イツシカ同五月八日御悅申アリ、今

參詣

丹新、忽彰玄應、敬白、

治承四年九月廿一日　　太上天皇御諱敬白

トゾ有ケル、御伴人々、參社ノ神女マデモ、隨喜ノ思ヲ成テ、イヨ〳〵明神ノ效驗ヲゾ貴ミケル、

〔古今著聞集一神祇〕治承四年九月高倉の院、いつくしまに御幸ありけり、御願文みづから御草ありて、殿下普賢寺殿清書させ給ひける希代の事にや、彼御願文ことに目出度かりければ、後日に藏人宮内少輔親經、表を書て奉りけるとなん、

〔源平盛衰記六〕入道院參企事

入道○平清盛ハ、加樣ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ、生衣ノ帷ノ脇搔タルニ、赤地錦鎧直垂ニ、白金物打タル黒糸威ノ腹卷ニ、打刀前垂ニ指、當初安藝守ト申時、嚴島社ノ神拜ノ次ニ、靈夢ヲ賜ルト見タリケルガ、ウツヽニモ實ニ有ケル、銀ノ蛭卷シタル手鉾ノ、秘藏シテ常枕ヲ不放被立タル鞘ハヅシ、左ノ脇ニ挾テ、中門ノ廊ニ被出タリ、

〔源平盛衰記三〕左右大將事

德大寺ノ實定ハ、大將ヲ宗盛ニ被越テ、大納言ヲ辭申サレテ、山家ノ栖ニ有籠居ケリ、○中略實定ハ既ニ山深籠居シテ、可有出家由披露アリケレバ、禁中ニモ仙洞ニモ驚思食ケレ共、入道ノ計ナレバ、末代コソ心憂ケレトテ、別ニ仰出ス事ナシ、實定卿ハ、御身近召仕給ケル侍ニ、佐藤兵衛尉近宗ト云者アリ、事ニ觸テサカ〳〵シキ者也ケレバ、何事モ隔ナク打解被仰合ケリ、彼近宗ヲ召テ宣ケルハ、平家ハ、桓武帝ノ後胤トハ名乘ドモ、無下ニ振舞クダシテ、僅ニ下國受領ヲコソ拜任セシニ、忠盛始テ家ヲ興、昇殿ヲユルサレシ子孫也、當家ハ、閑院始祖太政大臣仁義公ヨリ已來、君ニ奉仕、代々既ニ大臣ノ大將ヲヘタリ、今宗盛ニ被越テ世ニ諂ン事、爲身爲家、人ノ嘲ヲ可招、サレバ出家ヲセバヤト思召、イカヾ有ベキト仰ケルニ、近宗申ケルハ、御出家マデハ有ベカラズ、○中略今度

バカリノ悦シ給ヘルゾ、イト寃ク思ハレタリ、其後御社參アリテ、神馬神寶進テ御啓白アリ、新院
御宸筆御願文云、（高倉院御事也）
蓋聞法性山靜、十四十五之月高晴、權化地深、一陰一陽之風旁扇、方便力用、不可測量者歟、夫嚴島者、名稱普聞之場、效驗無雙之砌也、遙嶺之廻社壇也、自顯大悲之高峙、巨海之及祠宇也、暗表弘誓之深湛、仰之明德在頂、現當之望必滿、歸之答既隨心、鏡谷之應惟新也、凡率土之濱、靡然向風、伏惟初以庸昧之身、忝蹈皇王之位、握乾符兮顯微分、鎭迷南面之理政、宥四海兮耻薄德、更無萬民之威仁、仍守謙遜於厲鄕之訓、樂閑放於射山之扇、而後偸抽一心之精誠、先詣孤島之幽邃、機感純熟、欽仰彌切者也、是宿善之所致也、豈非深信令然乎、況瑞籬之下、仰冥恩凝懇念而流汗、寶宮之裏垂靈託有其告之銘肝、就中殊指怖畏謹愼之期、專當季夏初秋之候、而間病痾忽侵、彌思神威之不空、萍桂頻轉、猶無醫術之施驗、雖求祈禱、雖散霧霞、不如抽心府之志、重欲企斗藪之行、因玆白藏已闌之律、玄英漸近之天、殊專齋肅、遂以豫參、漠々寒嵐之底、臥旅泊而破夢、淒々微陽之前、望遠路而極眼、遂就枌楡之砌、敬展淸淨之筵、奉書寫色紙墨字妙法蓮華經一部八卷開結般若心阿彌陀等經各一卷、手自奉書寫金泥提婆品一卷、文々之盡懇精、正施紫磨於瑠璃之上、字々之隔妙跡、未疊漂波於張池之中、冲襟之至、世垂哀愍、于時蒼松蒼柏之陰、共添善利之種、潮去潮來之響、暗和梵唄之聲、法會得處、隨喜雙催、抑弟子、辭北闕之雲、八箇日矣、雖無涼燠之多廻、凌西海之浪、二箇度焉、誠知機緣之不淺、歸依之思此故增進、濁仰之志、因玆堅固、加之今度忝至苦庭、奉添松府、神而有知、莫棄我願、殊以白薬奉祈紫宮、一日萬機之化廣被、龍圖鳳扆之運惟久、弟子病患忽散、傳淮南道士之方、壽算無疆、論山中射若之命、抑當社者、混俗塵而濟生、利人界而振德、或三公九卿之臣、或芻蕘臺隸之輩、朝祈之客匪一、暮賽之者且千、但尊貴之歸敬雖多、院宮之往來未有之、禪定法皇（後白河）初貽其儀、弟子眇身、徐運其志、彼嵩高山之月前、漢武未拜和光之影、蓬萊洞之雲底、天仙空隔垂跡之塵、如當社者、曾無比類、仰願大明神、伏乞一乘經、新照

出立進テ、三月ニハ御參詣アリキ、御祈誓ハ、法皇ノ鳥羽殿ニ被打籠サセ給ヘル御事ニゾ有ラント、人々思申ケルニ合テ、鳥羽殿ヨリ事故ナク都ヘ還御アリキ、隨テ入道モ被思直ト聞エシカバ、彼明神ノ驗ニヤトゾ覺ケル、去バ其御賽ノ爲ナルベシ、サシモ深キ御志也、明神モ爭カ御納受ナカルベキ、御願文御自アソバシテ、攝政〇藤原基通清書セラレケリ、熊野御參詣ノ事ニ思召ケレ共、仰出ス御事モナカリケルニ、賴朝追討ノ宣下ノ後、入道又夜ニ入テ參タリケルニ、新院ノ仰ニハ、東國ノ兵亂ノ事、賴朝ハ一人也、討手ノ使ハ三人也、別ノ事アラジ、心安コソ思召、早ク其祈可被申、先嚴島ヘ被參ヨカシ、サラバ是モ思タヽント仰下サル、入道餘ノ嬉サニ、手ヲ合悅泣シテ、關東ヘハ若者共ヲ差下テ候ヘバ、實ニ何事カハ侍ベキ、鳥風ナラバコソ、此等ヲ差越テハ、賴朝ニ勢付ベキ、皆々繫留ナン憑シク候、勅定ノゴトク、嚴島ヘ御伴仕テ、天下安穩ノ事ヲ祈申ベシトテ、俄ニ出シ立進テ御幸アリ、彼島ニ著セ給テ御參社以前ニ、入道ト宗盛ト父子二人、院ノ御前ニ參ヨリテ、自餘ノ人々ヲバ被除テ、入道被申ケルハ、東國ノ亂逆ニ依テ、賴朝ヲ可追討之由御宣下ノ上ハ、不審候ハネドモ、源氏ニ一ツ御心アラジト御起請アソバシテ、入道ニ給御坐候ヘ、心安存ジ、イヨ〱御宮仕申候ベシ、此言聞召入ラレズハ、君ヲバ此島ニ捨置進テ歸上候ナント申ケレバ、新院少シモサワガセ給ハズ、良御計有テ、今メカシ、年來何事ヲカ入道ノゾミ申事背タル、今明始テ二心アル身ト思フランコソ本意ナケレバ、彼起請イトヤスシ、イカニモイハンニ隨フベシト仰有ケレバ、前右大將硯紙執進セリ、入道近參テ耳語申ケレバ、其儘ニアソバシテタビヌ、入道披之拜テ、今コソ憑シク候ヘトテ、ホクソ笑テ大將ニ見セラル、宗盛此上ハ左右ノ事有ベカラズト申、相國取テ懷ニ入テ立給ケルガ、ヨニモ心地ヨゲニテ、各御前ヘ參ラセ給ヘト申ケル時、邦綱卿被參タリ、アヤシト思ハレケレ共、人々口ヲ閉テ申事モナカリケルニ、重衡朝臣イカニゾヤト阿翁ニサヽヤキケレバ、打ウナヅキテ心得タル體也ケレ共御伴ノ人々ハ其心ヲ得ズ、國庄ヲ給ヘル歟、イカ

なりて神供まゐらす、とりつゞきてがくどもして、御戸ひらきてまゐらす、それはてしかば、宮司神人まで物をたまはる、ちやうくわんなどぞわかち給、內侍ども、かねをのべにしきをたちて、さまざまのはなをつけて、大くちをきて、でんがくつかうまつる、八人ならびは、天人のおりあそぶらんも、かくやとぞおぼゆる、その丶ちそかうこまほこなどまふ、さをとれるすがた、めも心もおよばず、日もくれにしかば、たぎのみやへまゐらせ給、こうけん僧正うたよみてかきつけゝる、

雲ゐより落くるたきの白糸にちぎりをむすぶことぞうれしき、よに入にしかば、こよひ御つやあるべしとてまゐらせたまふ、內侍どもあつまりて、夜もすがら御神樂あり、〇中略かくてあけにしかば御所へかへらせ給、　廿八日、このわたりのうら〳〵を御らんずべしとて、あまどもかづきせさせ給、からのはなだのかりの御なほし、からあやのしろき御ぞ二、御大くちたてまつらせ給御すがた、いみじうなまめかしううつくしうみえさせ給ふ、うらづたひてさしまはして御らんず、まことにせんのほらもかくやと、りうぐうとも、これをいふにやとおぼゆる所々のみおほかり、みるめなどもてまゐる、とばかり御らんじまはりてかへらせたまふ、あくるたつの時に又御みやめぐりありて、やがて御舟にたてまつる、

〔源平盛衰記十二〕新院嚴島鳥羽御幸事

三月〇治承四年十七日ニハ、新院〇高倉安藝國一宮嚴島ノ社ヘ可レ成二御幸一由披露有ケル程ニ、諸寺諸山騷動シテ、京中ノ貴賤何トナク騷合ケル上、山門ノ衆徒僉議シケルハ、帝王位ヲ退セ給テハ、必ズ先八幡賀茂兩社ノ御幸有テ、其後何レノ社ヘモ思召立御事也、但白河院ハ、先熊野御參詣、後白河院ハ、先日吉ノ御幸有キ、去バ任二先例一、此神々ヘコソ先可レ有二御幸一ニ、不レ思二寄嚴島御參詣一也、遠ニ可レ被二停止一、此上猶御幸アラバ、京中ニ打入テ、可レ及二狼藉一之由蜂起スト聞召ケレバ、俄ニ又思食止ラセ給ヌト聞エケリ、新院猶御宿願果サント思召ケルニ依テ、內々ハ其御用意ニテ、供奉ノ人々モ忍テ

らせしに、めしならはぬ御くつもいかゞとぞおぼゆる、かん達部殿上人御ともに候ず、まろうどの宮にまづまゐらせ給、こん〴〵のへいは二さゝげ、しろたへのへい、神くわんとりてはうせんにそなへならべたつ、はいでんのうちのほど、かうらいのはんでふ一疊御はいのざとす、こんごんのへいは、かねみつの辨つたへとりて、たかすゑの大納言とう大納言つたへとりてまゐらす、御はいをはりて歸らせ給、のとのしたまはる、御こと一、御びは一、御ひやうし、よこぶえうけとりて、ほうせんにならべおく、內侍ども色々さま〴〵にしやうぞきて、にしきをたちきたり、ぬひ物せし、めも心もおよばず、御かぐらをはりて、大宮へまゐらせ給、御ほうへいはてゝ、御きやう供養あり、金でいの法花經一部、壽量品壽命經、御てづからかゝせたまひける、御導師こうけん僧正參りて、此よしを申あげらる、こゝのへのなかをいでゝ、やへのしほぢをわけまゐらせたまふ御心ざしなど、きく人も袖をしぼりあへず申上たる、かづけもの一かさね一包をぞたまはりける、けんじやうおほせらる、法げん一人なし給ふ、神主かげひろ、くらゐあげさせ給、宮じまの座主、阿闍梨になしたぶ、あきのかみありつね、かゝい一しなあげさせ給、院の殿上ゆるさる、隆季大納言ぞ、かねみつにおほせける、御神樂のやをとめ八人、きぬ一々わたなどたばせける、日くれて歸らせ給、上達部殿上人のとのゐ所、心をつくしてまうけたり、內侍どもがやかたをしつらひてぞ、おのおのすごしける、月のころならましかば、いかにおもしろからまし、月なき空をぞ口をしくおもひあひたる、　廿七日に、そらの氣色うらゝかにはれわたりて、のこりの霧、おもはぬみやまの木かげにかたらふこゑす、夜をこめてしほみつとて、御所のまへまでさしいりたる、まことにこの世の有さまとも見えず、供御などはてにしかば、御宮めぐりあるべしとて、みやへまゐらせたまふ、けふはぬのゝ御じやう衣をぞめしたる、國々のかみどもまゐらせたる、宮のまへにはこびおく、らうのまへに樂やをつくりて拜殿をたてたり、內侍ども老たるわかき、さま〴〵あゆみつら

中將通親、殿上人には、中將隆房、辨兼光、御幸の事うけ給りおこなふ、むくのかみ宗のり、この外は前右大將宗盛、頭亮重衡、さぬきの中將時實などは、女房四五人ばかりさりがたき人とぞまゐる、人おほからずとおぼしめせど、さすがに船數おびたゞしく、ほどなくみつのはまにつかせ給ふ、○中略　廿五日のさるのときに、あきのくにむま島といふところにつく、これにてみなうしほにてかみをあらひ身をきよむ、宮じまちかくなりにけりときよき心をおこす、　廿六日、○中略むまのときに宮島につかせ給、神ほうのふねたづねらる、かねてまゐりまうけたるよし申、おんやうじのふねしばらくまたるゝ、空のけしき所のありさま、めも心もおよばず、だいたうの湖心寺、かくやとぞ見え、神かみ山のはらなどにいでたらん心ちす、宮じまのありのうらに、神ほうとゝのへたてゝ、御はいあり、やしろづかさかりぎぬなどきたるもの、神ほうもちてまゐる、おほぬさにはらへきよめ申てまゐらする、ときざねの中將とりつぎてまゐらす、しほひくほどにて、御所へ御ふねいらねば、はしぶねにてぞおりさせ給、かんたちべ御舟にさぶらひて、宮島のみなみの方三げむ四めんの御所つくりて、しやうじのゐども、うみのかたをぞかきたる、うみのうへなぎさまでらうをつくりつゞけて、しほみたば御ふねをさしよせんしたくをぞしたる、御ゆ殿などありて、きぬの御じやうえめしていでさせ給、御所のひんがしのにはに、しらきのつくゐをたてゝ、こもをしきて、しろたへのへいをよせたつ、そのひがしにからびつのふたをあけて、こがねのへいをおく、そのにしにわらざをしきて、おんやうじのざとす、神馬一疋たつ、さゐもんのじようのぶさだ時むね、これをひく、北面などもいまだはじめおかれねば、御ともにはかんたちべのさぶらひをぞめされける、たかふさの中將御前にさぶらふ、宮内少輔むねのりやくそうをつとむ、御けいはてぬれば、めしづかひ御くつをもちてさきにまゐる、くわいらうのきたのはまをめぐりてまゐる、らうをとほりてまゐらせ給、くらゐの御ときは、一二町をだにもえんだうをこそまゐ

云々、師大納言、隆季執事前大納言、邦綱藤大納言、實國新宰相中將、通親左中將隆房朝臣、右中辨兼光朝臣、宮内少輔棟範、以下御供云々、前右大將宗盛雖レ候二御共一、依二禪門命一、自二福原一可レ被レ歸レ洛云々、依二洛中之不一レ靜也、

〔百練抄八高倉〕治承四年三月十九日、新院〇高倉御二幸安藝國伊都岐島一、脱屣之後未レ幸二他社一、最前御二幸當社一、人以成レ奇、然而有二殊御願一之上、入道大相國〇平清盛申行之故也、

〔高倉院嚴島御幸記〕はかなくてとしもかへりて、治承四年にもなりぬ、春のはじめに、めづらしきこと〻もかきつくしがたし、くらゐおりさせ給て、いつくしまの御幸あるべしなどさゝめきあひたるも、ゆめのうきはしをわたる心地するに、きさらぎの廿日あまりにや、春宮〇安徳にくらゐゆづりたてまつり給て、ないし所しんじほうけんわたしたてまつられし夜こそ、日ごろ思召とりしことなれど、心ぼそき御けしきみえしか、〇中略かくていつくしまの御幸あるべしとて、やよひの三日、神ほうはじめらるべき日次のさたあり、位おりさせ給ては、加茂八はたなどへこそいつしか御幸あるに、おもひまうけぬうみのはてへ、浪をしのぎていかなるべき御幸ぞとなげきおもへども、あらき波の氣色風もやまねば、口より外にいだすべき人もなし、　四日よき日とて、御幸はじめあるべしとてさだめらる、〇中略ながき春日もはかなくくれて、十七日に、宮こを出させ給べきにてありしに、山の大しゆ、なにくれと申ときこえてしづかならざりしかば、けふは八條殿へ御かど出あるべしとて、八條大宮二位殿のもとへ御幸あり、〇中略日さしいづるほどに御幸なる、殿上人十よ人上達部七八人ばかりにて、御なほしにてぞおはします、御車さしよせて御舟にたてまつる、かん院のいけのふねなどこそたてまつりならひしか、いつかはかゝる道にも御らんぜんとぞおぼゆる、御ふねにたちさるまじきよしおほせごとありしかば、御まへには御送の人もきしになみゐたり、公卿には、師大納言隆季、藤大納言實國、五條大納言邦綱、土御門宰相

御再拜可候、又拜之時幣所伏也者、被仰云、此事尤可然、若依爲僧只可二拜歟、爲御持僧、初參二間之時、心中奉拜大神宮、是二度也者、予申云、俗拜僧之時三拜也、是隨其主人用法家禮、僧捧幣拜神明、尤又用俗禮歟、有御甘心、又被仰云、彼社內侍、（巫子也）禪門（○平淸盛）貴重之、參詣人々與珍重裝束云々、然而調之條無骨歟、仍染綾爲二（○二一本作三）疋單可與之由所存也、此外又至于童部裝束等、有被仰合事等、不能具記、　十六日戊辰、申終刻著直衣、自東山參新院、（土御門北、東洞院東、）源大納言（定房）束帶、帥大納言、（隆季）前大納言、（邦綱）藤中納言、（成範）新宰相中將（通親、已上直衣、）參入、（早晚參著、）帥大納言被示曰、明日伊都伎島御幸延引、問其子細無分明答、見其氣色、有天下不穩事歟、稱有忽事退出、新宰相中將密語曰、延暦園城與福寺衆徒、可奉迎取法皇之由支度云々、去九日已成此儀、猶不得其隙之間、本寺僧徒有密告、去夜京中騷動、前右大將（宗盛）差中宮亮通盛、但馬守經正、奉鳥羽守護法皇御所、左兵衞督（知盛、直衣、）參入此御所、仍御幸延引也者、抑新院明夕可有御幸八條二品（入道大相國室）亭云々、帥告曰、本日可有出門之由有沙汰、又自藝州還御之後、暫可御二品八條亭之由所有議定、猶可有御物詣者、來廿日比歟者云々、　十七日己巳、大理被示曰、衆徒事、去八日相議事云々、法皇令告前左大將給、其後帥大納言隆季被告大將、本寺僧徒、有書狀證文等云々、延暦寺總大衆不成此儀、忠光房阿闍梨珍慶結構、又園城寺同結構云々、此風聞之後、法印實慶逐電云々、可奉迎取兩院之由結構云々者、此事實否難知、只天魔之所爲也、可悲之、後聞法皇御所邊、四五日禪門有被奉優之氣、女房二人（京極局、後成親入道女、近習人也、丹後局、極知在俗時、御寵者也、）蒙免令人祗候、而又如此事出來、極不便也、（○中略）今夕新院自土御門殿（七月廿一日脱屣之後、去四日自閑院始御幸此亭、）御幸八條二品亭、（八條坊門南、櫛笥西、御讓位以後第二度、○中略）今日嚴島御幸延引、子細見昨日記、　十八日庚午、藏人宮內權少輔親經來、問公事間事、又刑部卿賴輔朝臣來、大理被示送曰、明曉猶新院可有御幸伊都伎島社云々者、　十九日辛未、今曉新院自八條二品亭令參安藝伊都伎島給云々、去十七日可有御進發之處、天下難定出來俄延引、今日可著御河尻寺所也、前大納言邦綱卿山庄在件所也、明日可著御攝津福原亭（禪門亭也）

モ高名シタリト見聞給テハ強ニ嫉傾申給ヘリ、

〔玉海〕治承四年三月八日庚申、右中辨兼光爲院〇後白河御使來、〇中略亦語云、來十七日嚴島御幸、上皇〇高倉御裝束、御直衣也、濃紫浮文織物奴袴御烏帽子衣云々、余云、烏帽直衣可然、至于御指貫者、堅文薄色、若半色宜歟如何、兼光云、尤雖可然、正自御服所調進了、強不可改、隆季卿計奏云々、又云、供奉行粧之人、參仕御送之輩、被差分云々、　十六日戊辰、兼燭院藏人爲御使持來金泥御經一卷、壽量品一卷、心經一卷、已上院御筆、又心經一卷、中宮御筆、傳仰云、明日可有御幸嚴島、於彼社可被供養御經也、手可書進外題者、則下筆付進御使了、余雖非精進、事難默止、盥嗽書之、戌刻人傳云、明日御幸延引了、山大衆蜂起不知何事之間、忽然而延引、只今自前大將之許示禪門之許云々、武士等充滿洛中云々、〇中略或云、行幸明日云々、但無定說、
十七日己巳、入夜藏人左衛門權佐光長來語云、御幸延引事、昨日申刻、依有可示之事向大理第、件人說始可承也、園城寺大衆發起、相語延暦寺及南都衆徒、參法皇〇後白河及上皇宮、可奉盜出兩主之由去八日成評議、其事自達前幕下之邊、頗致用心之間、彼日默止、於今者可伺御幸之間旨、猶以結構事、已一定、有證人等、因玆口夜ハ檢非違使季貞馳遣攝州之、隨彼申狀來廿一日可有御進發云々、大理又云、此事法皇被仰遣前幕下之許、仍爲實說云々者、此事偏天狗之所爲也、佛法王法滅盡了歟、不能左右、行幸猶明後日云々、　十八日庚午、人傳云、攝州之使季貞昨日歸洛、御幸猶明曉云々、　十九日辛未、今曉上皇御進發了、　四月九日辛卯、今日新院〇高倉自嚴島入洛給、入夜云々、

〔山槐記〕治承四年三月十三日乙丑、午刻著布衣立烏帽參仁和寺御堂、寺於寢殿坤角立明障子、爲御所云々、有御對面、〇中略被仰云、〇後白河來十七日新院〇高倉可有御幸安藝嚴島、其後可參詣之由、自禪門許被示送也、去年爲此命、而依白河殿內大臣事不參詣、而去比有此命也、於彼社佛神事大略行了、理趣三昧未行、引率僧徒八口若六口、參詣哉之由被示送也、可著淨衣云々、理趣三昧之間、其體輕々歟、然而可依彼命也、奉幣之間、參詣熊野之時、隨先達候、先々只二度所拜也、又拜時不伏幣、乍捧拜之也、予申云、兩

壇、敬設清淨之法會、遁奉鑄顯大明神本地正體御鏡三面、奉書金字紺紙妙法蓮華經一部八卷、無量義經一卷、觀普賢經一卷、般若心經三十三卷、大日經一部十卷、理趣經一卷、大日眞言百遍、十一面眞言百返、毘沙門眞言百返、此中於大日經者、所奉納銀筥也、其外師子馬鞍、刀劒弓箭、各冶金銅、殊盡彫鏤、復有色馬、復有八女、共施丹青、限以三十三、專捧幣帛、更副鈿匣、其勤非一、其誠無貳、以此財施法施之功、能仰彼權化實化之納受、于時岸風之拂齋席、香煙添栴檀之薫、天水之及瑞籬、潮聲助梵唄之曲、所生勝因、併資法樂、先捧白苿、奉祝紫宮、齊數久遠、屢獻杜文麻姑之算、繼嗣恢弘、旁耀瓊萼金枝光、弟子生涯尙遙、退病源於他土、壽域新兆、移南山於前庭、若夫現在生之運命有限、百二十之春秋遂過之夕、不誤順次之往生、速詣安養之世界、夫當社者、尋內證者、則大日也、有便于新日域之皇胤、思外現者、亦貴女也、無疑于答女人之丹心、我既爲本朝之國母、旁足蒙當社之神恩、抑至心繫念之輩、朝祈暮賽之人、自古迄今、星羅雲布、或雖有槐棘之尊貴、敢不及院宮之往詣、而弟子、一者被扶當時之信力、一者被引多劫之宿緣、忽詣此場、始蹈其跡、若於今日而無揭焉之驗、恐令後人而生疑惑之心、伏乞玄應成就、素望圓滿、然則往還之間、無風波之難、先知冥助之潛通、心意之裏、滿大小之願、新顯利益之現證、年年歲々、彌致欽仰、子々孫々、永可歸依、神而有可知、必垂詧眖、重請禪定大相國、〇平清盛今世拂天氣於三觀之窓、來世證妙果於一佛之土、弟子所以憑彼、懇篤之至、亦任知見、敬白、

承安四年三月日

トゾ書タリケル、當社ハ是當國第一ノ鎭守ニ御坐、太政入道〇平清盛ノ世ニ出ラレシ事、爲安藝守時也、被誓ケル事ノ有ケルニヤ、殊ニ彼明神ヲ信ラレテ、加樣ニ御幸ヲスヽメ申給ヘリ、法皇モ女院モ、入道ノ心ニ隨ハセ給ハントテノ御爲ニヤ、遙々ト有御參詣ケルコソ貴ケレ、尋常ノ人ノ習ト云ナガラ、太政入道ハ、極タル大偏執ノ人ニテ、奉我信佛神ヘ人ノ詣レバ、殊ニ嬉事ニ思ハレテ、德大寺ノ實定ヲモ大將ニナサレ、法皇女院ノ御幸ヲモ畏入給ヘリ、又我一門ニアラヌ者ノ僧モ俗

給レ也云々、

〔梁塵秘抄口傳集 十〕あきのいつくしまへ、建春門院に〇に恐な字誤あひぐして參る事ありき、やよひの十六日京を出て、おなじ月廿六日まゐりつけり、寶殿のさま、廻廊ながくつゞきたるに、しほさしては、回廊のしたまで水たゝへいり、うみのむかへに浪しろくたちてながれたる、むかへの山を見れば、木々みなあをみわたりてみどりなり、やまにたゝめるがむせきのいし、水きはにしろくしてそばだてたり、白きなみ時々打かゝる、めでたき事かぎりなし、おもひしよりもおもしろく見ゆ、

〔源平盛衰記 三〕一院女院嚴島御幸事

承安四年三月ニ、法皇幷建春門院、安藝國嚴島明神へ可レ有二御幸一由聞エシ程ニ、十六日癸卯法住寺殿ヲ御門出アリテ、十九日ニ室泊マデ御船ニ奉ル、同廿六日癸丑社頭ニ參著セ給ヘリ、卽今日一院ノ御奉幣有テ、御正體御經供養アリ、御導師ハ東大寺ノ別當法印顯慧ヲゾ被レ召具タル、差モ遙ノ御參詣ニ、御願文ノナカリケルコソ怪シケレ、同廿七日ニハ、女院ノ御奉幣、御正體御經供養アリ、御願文ハ右大辨藤俊經ゾ書タリケル、

側聞登二中嶽一而延レ齡焉、漢武建二白茅之封一、祀二高禖一而獲レ子矣、簡狄感二玄鳥之至一、神靈福助、前蹤旣明者歟、伏惟四德雖レ疎、六行雖レ闕、初侍二姑山一而承レ恩、早編二椒名於九々之列一、後居二后房一而正レ位、更守二謙退於疑々之心一、忝爲二聖皇之母儀一、遂賜二仙院之尊號一、造次所レ慕者、天祚之無窮也、寤寐所レ思者、帝業之繁昌也、于レ朝于レ暮、祈レ佛祈レ神、於レ是伊都岐島社者、極聖和光之砌、大權垂跡之地、靑松蒼柏之託レ根、多送二五百廻之歲月一、貴賤高下之運レ心、不レ遠二千萬里之風煙一、海中之仙島也、省二鼇波之浮二蓬壺一、沙濱之靈祠也、知二龍宮之近一昔聞、可レ以採二不死之藥一、可レ以得二如意之珠一、勝絕之趣、讃不レ可レ盡、因レ茲現當之善利、殊抽二豫參之精誠一、蓋鄕二法皇之廬舟一、遂二弟子之懇府一也、旅泊夜深、幽月照二懷鄕之夢一、羇中春暮、殘花爲二行路之資一、遂就二枌楡之社

御幸

之像、請前右丞相花山藤公、皆以其歌各書其上、掲諸神祠、以布報賽之心、以祈昭鑒、其文曰、
竊惟、昔者周之有天下也、周公立百官、立醫師職、掌疾病、是爲疾病醫、其後有醫緩醫和長桑扁鵲、皆傳疾病醫之道、而其書不盡傳、爲則竊惜焉、及漢有張機者、爲長沙大守、機之爲醫也、隨證投毒藥、不敢拘病因、爲則不肯以大明神之靈、幸知從事其教、亦隨證投毒藥、莫不瞑眩而疾乃瘳、書曰、藥弗瞑眩、厥疾弗瘳、爲則竊謂、張機之爲方、實三代遺法也、何必惜其他不傳乎、自漢以降、王叔和、葛洪、胡治、陶弘景、巣元方、孫思邈、甄權、王燾之倫、皆不尊從古方、雜之以仙、又加之以陰陽之說、而疾病醫之道熄焉、陰陽五行之醫、隆盛殆已千年矣、爲則之家、幸以大明神之餘福、而名在醫流也久矣、而傳本邦之故、亦與張機之術不異也、於是好古而修疾病醫之道、理瞑眩劑以與人、夫非常之原、庶民懼焉、況於毒藥瞑眩乎、爲則不肯膺非常之原、則人畏我甚於虎狼、曰以毒藥治病、病治而死從之、其果然乎、其果不然乎、是大明神所照鑒也、爲則安敢與於此哉、爲則幸以大明神之靈、信而好古、庶可以能治疾病、醫而畏人之言、而失古方、則不如死矣、且明知今方之不可以能治疾、古方可以能治疾、而以人之惡瞑眩、而更其塗、則不仁也、爲則不遜、竊自謂、天命我爲醫、而卒以不仁、是戾大明神之所祐也、爲則聞之、神道依於人而行、乘庶所懷、神亦不聽乎、文王幽里之拘、商臣守之、武王牧野之陳、商臣倒戈、設若文王之德、不如武王乎、孔子乃何稱文王哉、商臣億萬、周臣三千也、設若商獲天命、周不獲天命乎、億萬之師、所以不從也、敢昭告于大明神、醫雖小道、其所爲者非道則必害于人、爲則既傳古方于四方、設若爲則所傳非其則、則萬人爲之、日害萬人也、大明神其正之、爲則不肖、志既決矣、求道而得道、死而後已、是吾任也、敢昭告于大明神、若吾道不違仁、則神尙助我、傳之于後世、若夫非道則是害神之主而乏祀也、神其誅我、誅一人而除萬人之害、則固吾之願也、神鑒是祈、醫生吉益爲則誠惶頓首頓首、

〔玉海〕承安四年三月十六日癸卯、法皇（後白河）幷女院（後白河后建春門院平滋子）向給入道相國（平清盛）福原別業給、來十九日可參詣伊津岐島給云々、件社此七八年以來、靈驗殊勝、入道相國之一家、殊以信仰、仍所參詣

〔陰德太平記二十五〕毛利元就被築城於嚴島事

彼所ニ彌城ヲ可築トテ、五月下旬ニ押渡給テ鍬初メシ、屢々疊々ノ經營、以夜繼日、サテ怨敵追討ノ爲ニトテ、明神ヘモ金銀珠玉ノ峯幣千捧ゲ許リ、山モ動キ出タラン樣ニ積上ラル、其外大聖院ノ良西僧都、上卿祝棚守大願寺ナド云ケル宮僧社人等ニモ祿賜リケレバ、皆大ニ悦、此良將ノ武運、天ニ叶ヒ長久ニシテ、怨敵大内家ノ者共、忽討亡シ給ヘト、社人ハ神前ニ於テ、神樂ノ鼓鈴ノ聲ニ祝ノ詞ヲ盡シ、供僧ハ彌山ニ登リテ、護摩ノ烟ニ丹心ノ誠ヲ顯シテ、求聞持ヲゾ行ヒケル、

〔陰德太平記三十六〕毛利大膳大夫隆元朝臣逝去之事

隆元朝臣ハ、〇中略俄ニ逝去シ給ケレバ、御供ノ人々、コハイカニト歎キ悲メ共カヒゾナキ、〇中略抑此人殊ニ至孝也シハ、父元就朝臣重病受給シ時ハ、御命ニ可代ト自筆ニ願書ヲ書テ、嚴島大明神ノ寶殿ニコメ給ケルトカヤ、不孝ニ頑愚ナル子ヲサヘ憐ミ悲ムハ、人ノ親ノ心ノヤミナルニ、カク智仁勇ヲ兼備ヘテ、至孝第一ナル子息ヲ先ニ立給ケル元就朝臣ノ心ノ中、推量ラレテ哀レ也、

〔逸史七〕文祿元年三月、大君〇徳川家康及征韓諸將、相次而發京師、　廿六日、太閤〇豐臣秀吉發京師、　四月抵藝造嚴島祠、駐師禱之、令左右取錢一緡、祝曰、投而多面必得志矣、揮手一擲、毎錢皆紅、師衆相傳歡呼、太閤大喜、隨納錢于神庫、蓋預粘合二錢作兩字云、

〔東洞遺稿下〕祭安藝嚴島大明神告文

阿岐嚴島大明神者、祀典所秩、其所由祀者尚矣、巍々宮殿、峙于大海之中、逶迤長廊、負山浮水、赫々神明、昭于古今、庶民是敬、明祀雖多、而大觀之宇、無出其右者、小祭歳七十有二、大祭三、其最大之顯者六月十七日也、爲則幸生斯邦、獲觀大禮、雅樂互奏、管絃同發、遠邇趨拜、舳艫相接、來往絡繹、衆聲動山、海湖絶響、嗚呼神哉神乎、人船百萬、勃焉出、忽焉去、孰所使然、不可得而測焉、今茲延享三年、歳在丙寅、爲則不肖、請畫師正五位下土佐光芳、正六位下土佐光淳、寫大納言藤公任所選善於國風者三十六人

津岐島御馬、又被付在京神主云々、○中略

伊津岐島一疋

〔源平盛衰記十一〕中宮御產事

治承二年十一月十二日、寅時より中宮○高倉后平德子御產ノ氣御坐ト聞ケリ、去月廿七日ヨリ、時々其御氣御坐ケレ共、取立タル御事ハナカリツルニ、今ハ隙ナク取頻ラセ給ヘドモ、御產ナラズ、○中略凡神社ニ被立御願事ハ、石淸水賀茂社ヨリ始テ、新西宮東光寺ニ至ルマデ四十一箇所、○中略御神馬ヲ引ルヽ事、大神宮石淸水ヨリ嚴島マデニ八社ト聞ユ、

〔甲陽軍鑑品第六二〕信玄公御時代諸大將之事

一毛利元就公おさなくおはせし時、嚴島へ社參あり、歸りて男女殿原に、今日は何をか宮島の明神に願奉りたるぞと問ひ給ふ、皆人をさなき人の氣にあふやうに、奉公冥加壽命などゝそれぞれに答、其中にもりいたす男が申すやう、我等は唯此殿に中國を皆持せまいらせたきと祈誓いたしてありといへば、元就の云、中國をみなとは愚なり、日本を持べきと祈誓申さん物をといはれければ、皆人まづ此あたりを悉くとり給ひてこそと申せば、元就腹立して、日本を皆とらんと思はゞ、漸く中國を取べし、中國をとらんと思はゞ、何として中國をも持べきとのたまふ、其御年十二歲と聞く、如案元就の代に中國手に入り、今までも安藝の毛利とひゞき、大身也、さればせんだんは二葉より香しとは、能こそ申傳へたれ、

〔陰德太平記二十四〕藝州廿日市折敷畑合戰之事

元就父子既ニ打立給フ時ニ至テ、嚴島ノ禰宜石田六郎左衞門貞時、御久米(ミクメ)卷數(クワンジュ)ヲ捧ゲ來レリ、元就合戰ノ首途ニ、是コソ愛度瑞祥ナレ、明神ノ御威光ニ依テ、勝利ヲ得ン事何ノ疑カ有ベキトテ、盥嗽シテ三度頂戴シ給ケリ、○下略

下品、不嫌、猶聞法於未敷蓮華之裏、證中道未晩、先利物於舊栖桑梓之郷、能至菩提、引導法界、今日之願、旨趣如斯、乃至福業所草、廻施不限、敬白、

長寛二年九月日　　弟子從二位行權中納言兼皇太后宮權大夫平朝臣淸盛敬白

〔古今著聞集 一神祇〕治承元年三月五日、妙音院のおとゞ、內大臣にておはしましけるが、太政大臣にのぼり給ひて、小松のおとゞ、大納言の左大將にて侍けるが、內大臣にのぼられけるかはりに、大納言にかへり成つゝ、六月五日、內大臣程なく大將を辭し申されければ、さりとも此闕にはとたのみ深かりけれ共、とかくさはりて、月日の過ければ、此望み成就せば、いつく島に詣ずべき由心の中に願を立られける程に、十二月廿七日、つひに左大將になられにけり、若宮 ○春日 の御託宣も思ひ合られ、いつく島の宿願も頼み有てぞ思ひ給ひける、同三年三月晦日、いつく島に參るとて出られにけり大納言實國卿、中納言實家卿などともなひ侍けるとぞ、此日中御門左府も參り給けり、三條左大臣入道、その時大納言なり、六條の太政大臣の中將にて侍りけるもおはしける伴申されけり、此度の事にや、中將かの島の寶前にて、太平樂の曲をまはれけるが面白かりける事也、

〔平家物語 三〕大たふこんりうの事

入道相國 ○平淸盛 の御むすめ、○平德子 后に立せ給ふ上は、哀とくして此御はらに皇子御たん生あれかし、位につけ奉て、夫婦共に外祖父外祖母とあふがれんとねがはれけるが、あがめ奉るいつくしまへ申さんとて、月まうでを始めていのり申されければにや、中宮やがて御くわいにん有て、御產平安、皇子御たん生ましまし けるこそめでたけれ、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅刻自中宮召使走來、告御產氣候之由、則馳參候、○中略 內大臣 ○平重盛 被奉馬於諸社、臨其時引立西門外、侍等相具參向所々云々、但大神宮御馬、被付在京之禰宜、伊

神馬

祈請

治承三年三月廿六日　　　　大內記業實草之

〔嚴島道芝記　一〕神馬屋二丈餘一丈餘　神馬一疋　瑞籬二方八十步

〔嚴島圖會　三〕神厩神厩町にあり、本殿の神馬をつなぎたり、

むかしより鹿毛栗毛などの異毛の馬を獻ずといへども、次第に毛をかへて、二三年の間に白馬となる、もとより神馬にのみ用ふれば、常は厩に繫ていださず、この外には島內かつて馬をおかしめざるに、島人時として馬沓を拾ふことあり、俗傳に、御神これに御して、深夜微行し給ふ故なりといへり、

〔嚴島寶物圖會　二〕弟子淸盛敬白、〇中略　伏惟安藝國伊都伎島大明神、名哉常篇、禮存恒典、一區據孤洲之巖崿、四面臨巨海之渺茫、謂其靈勝、則如雲蓬露萊之在乾坤之外、謂其締構、亦省金殿玉樓之插蜺閻之間、凡厥靈驗威神、言語道斷者也、於是弟子本有因緣、專致欽仰、利生揭焉、久保家門之福祿、夢感無誤、早驗子弟之榮華、今生之願望已滿、來世之妙果宜期、相傳云、當社是觀世音菩薩之化現也、又往年之比、有一沙門、相語弟子曰、願菩提心之者、祈請此社、必有發得、自聞斯言、偏以信受、歸依本意、蓋在于玆、〇中略　是以彌致報賽、欲發淨心、奉書寫妙法蓮華經一部廿八品、無量義觀普賢阿彌陀般若心等經各一卷、便奉納于金銅篋一合、可安置之於寶殿矣、弟子幷家督三品武衞將軍、〇重盛　及他子息等、兼又舍弟將作大匠、〇經盛　能州若州兩刺史、門人家僕、都盧卅二人、各分一品一卷、所令盡善盡美也、花敷蓮現之文、出自吾家之合力、玉軸綵牋之典、成自一族之同情、蓋爲廣修功德、各得利益也、二年之天、暮秋之候、自參寶前、敬講華偈、始自明年、將修卅講、以爲年事、不可失墜、擬枌楡於眞如之宮、禴黍稷於醍醐之味、捧此功德、奉貢當社、鎭護國家之威、長被百王、成就衆生之誓、彌遍三土、於戲龍管之凌鯨波、不容易、難忘持重、九卿之詣孤島、又甚稀、庶爲相憐、唯願速得无上之道心、必遂順次之往生、進思无始之罪垢、雖似雲之滿虛空、退觀一心之本源、猶譬日之照霜露、然則百年之終、十念具足、超中有遊西方、雖

本甞

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中
略
神寶支配事、　山陽道（中略）安藝伊都伎島

〔玉海〕治承三年三月廿六日甲申、此日伊都伎島奉幣使發遣、先有定云々、又上卿實房卿、仰右少辨光雅云、安藝國伊都伎島社、二月十一日上申日、宜奉內藏寮幣者云々、奏宣命之後、召使左近中將重衡朝臣於軾給之、去年叡慮思食事相叶之故、有此報賽云々、又被加奉金銀幣、又二季祭、可預內藏寮幣之由被載宣命、

〔山槐記〕治承三年三月廿六日甲申、依去年中宮○高倉后平德子御產平安、有伊都伎島奉幣、今日被遣伊都伎島奉幣、上卿三條大納言實房辨藏人右少辨光雅、藏人方事藏人中宮大進基親、申沙汰之、使左中將重衡朝臣、去年中宮御產之時、始被立奉幣使、使同重衡朝臣也、于時左馬頭中宮亮御願趣見宣命、後聞使聖日下向云々、○中略

天皇我詔旨止、掛畏支伊都伎島大神乃廣前爾、恐美恐美毛申給者久申、夫本朝者神國太利、振古以降太、聖主哲君毛皆依神之冥助氐、專仰國之耕照久、哲以眇身氐天乃日嗣乎傳給利、夕惕之思比、年序多積禮利、爰大神者、殊致鎭護於國家志、廣垂靈眷於民俗留、因茲氐去年情乃中爾有思食事天、令祈請給布處爾、御意乃任爾相叶利、是偏神德乃所及止奈利、其由乎報賽世志給比、兼又殊有所思支、始自今年十一月申日天、每年乃二季御祭爾、限以永代天、幣帛潔妙爾、調飾氐、可令發遣給利、彌益爾廣惠美厚幾御助乎令施給止所思給利天奈、故是以吉日良辰乎見定氐、正四位下行左近衛權中將兼東宮亮平朝臣重衡乎差使氐、禮代乃御幣仁金銀乃御幣乎相副天、令捧持氐奉出給布、大神此狀乎平久安久聞召天、聖曆惟遙爾、御體又穩爾、天皇我朝廷乎、寶祚無動久、常磐爾堅磐爾夜守日守爾護奉給天、北闕之壍垣爾、赤松論算志、東閣之璨砌爾青椿獻年天、風不鳴條須、雨無破塊久、五穀豐登爾、四海愷樂爾、護恤給止、恐美恐美毛申給止者久申、

月次の御供と申は、毎月朔旦十六日也、朔旦には外宮へ奉り、次に兩社御前に奉る、十六日は兩社御前計なり、儀式正月の所に誌す、兩社とは、大宮御前客人御前を云、御供饗膳百餘掛、御供屋より大黒殿まで運び奉り、大黒殿より兩社御前へ、配膳の內侍是をはこび、幣殿にて八乙女に渡す、八乙女是を大床の御階まで奉れば、昇殿の社職請取て御簾の前に捧ぐ、月次の常例なり、其餘は大黒殿より、荒ゑびす其外へも配り奉る也、御供屋より大黒殿まで唐櫃にて送り、大黒殿より神前へはこぶには、絹の蓋を覆ふにより、何掛と申なり、

日次月次の外、臨時に諸人祈願成就報賽の御供さゝげ、或は御灯、或は御湯立、又は御島廻、御神樂、大神樂、大々神樂、たゆる時なし、舞樂奏し奉る事は、農工商はかなはざるなり、

〔沙石集一下〕生類供神明不審事

安藝ノ嚴島ハ、菩提心祈請ノ爲ニ、人オホク參詣スルヨシ申傳タリ、其故ヲ或人申セシハ、昔弘法大師參詣シ給テ、甚深ノ法味ヲ捧給ケル時、示現ニ、何事ニテモ御所望ノ事承ルベキ由仰ラレケルニ、我身ニハ別ノ所望候ハズ、末代ニ菩提心祈請スル人ノ候ハンニ、道心ヲタビ候ヘト申給ケレバ、承ヌト仰有ケル故ニ、昔ヨリ上人共、常ニ參詣スル事ニテナン侍トゾ、或上人參籠シテ、社頭ノ樣ナンド見ケレバ、海中ノ鱗、イクラトイフ事モナク祭供シケリ、和光ノ本地ハ佛菩薩也、慈悲ヲサキトシ、人ニモ殺生ヲイマシメ給ベキニ、此樣オホキニフシンナリケレバ、トリワキ此事ヲ先祈請申ケリ、示現ニ蒙リケルハ、誠ニフシンナルベシ、是ハ因果ノコトワリモシラズ、徒ニ物ノ命ヲ殺テ、ウカビガタキ物、我ニ供セント思フ心ニテ、トガヲ我ニユヅリテ、カレハツミカロク、コロサルヽ生類ハ報命盡テ、ナニトナク徒ニスツベキ命ヲ我ニ供スル因緣ニヨリテ、佛道ニ入方便ヲナス、仍我力ニテ、報命盡タル鱗ヲカリヨセテ、トラスル也トシメシ給ヒケレバ、フシンハレニケリ、

同申の御祭

二月御祭のごとし

同御燈消

御しめしと申は、此夜奉幣使代出仕、榊の舞等調りて後、大宮御殿社中の御灯のこらずしめす、宮の中しづまりかへり、參詣敬拜の諸人、貴賤となく、老若となく、いかに惡性剛强の族、蚩々たる愚昧の輩も、信心頭上に徹す、扨刻限ありて、祝師嚴島の上卿兩人、鎭座靈秘の祭祠を修す、是一家相傳の口授にて、辭音律外人のしる事なし、半時ばかりの間答、既に終んとする時、覆槽置といへる事あり、又國府の社人、明の子の歌といふものをうたふ、皆一家口決の事なりと云り、此歌終りて御燈一度にともす、あなかしこ有難覺え侍る、是より明年二月の御神事まで、御島廻もなく、山々の口々も塞ぎ、樵夫もかよはず、此故に山口閉の祭ともいへり、國府の上卿退出、雄雉子二羽御酒島目頂戴し、其夜の明方に歸帆せり、

酉日祭

二月のごとし、母止女子の舞を奏す、

〔嚴島圖會　五〕十二月晦日山伏

申の刻、供僧座主、大聖院に會し、饗應の後、戌の刻に及んで、前驅二人、素袍袴烏帽子にて先に進み、中に御幣を押立、螺貝を吹、供僧は手々に松明を秉り、大宮拜殿に馳せまゐる、馳驅の間、松明夜嵐にふき散り、家屋草木に觸るといへども、その火害て他に移ることなし、故にその餘燼を取て、火災除の御符とす、

〔嚴島道芝記　六〕年中日別の洗米と申は、毎日淸淨水に洗ひよねを奉る、祝師內侍配膳、神樂男毎日出仕して是を勤む、參詣の諸人神樂奉り、或は十二灯奉るに、此洗米を頂戴する事也、御供米と云

かりに船を出し、○下略

〔嚴島圖會 五〕七月十六日十七日兩夜多賀江念佛

東町の濱にてこれを行ふ、相傳ふ、むかし伊豫國北條の地頭多賀江兵衞某といふ武士、當國に亂入し、合戰せしことありし、その時兵船をこの沖に繋しに、折節神殿に舞踏ありしを見て、多賀江が兵さま〴〵の惡口し、はなはだ放逸なりしに、立處に神罰ありて、風あれ波たち、人船ともに沈沒す、それより多賀江が、幽魂こゝにとゞまり、渡海の船舶に障碍をなしゝかば、其靈をなだめんがため、七月十六日、鳥井の洲にて念佛供養を始しとぞ、今は十六日十七日の兩夜、僧俗百萬遍を行ふ、

〔嚴島道芝記 六〕九月十四日　大宮御祭

三月御祭同前也、酉の刻、供僧客人宮拜殿に著座、社家衆僧迎とて、廻廊にて樂あり、供僧大宮の祓殿に到る、六家大床に昇殿す、樂方舞方、左右の樂屋に著座、

新曾利古一曲　萬歳樂　地久　散手　陵王　貴德樂　納蘇利　長慶子　供華とて、菊花品々奉る、三月桃花のごとし、

鎭祭社籠

十月末の亥の日より、十一月初の申迄、祝師と嚴島の上卿と籠所に潔齋す、亥の日より、申の日まで十日の間は、島中家々、高聲に應對をもせざる也、別て鳴物を禁止す、故に茶釜等の蓋迄、物にて包みて用ゆ、

同未の夜

二月の未の夜におなじ、兩社御前御供、韓神あり、和琴あり、大笛あり、官幣社の社人、大幣帛敷布散、米を持參す、二月のごとし、但初の申の朔日にあたる時は、十月晦日未の祭なり、

鉾あり、祓殿組入にて樂あり、此時東西の氏子、地盤を鈞たる下に立て、手をひらめかし盤を窺ふ、其採合うめく聲、御殿廊臺にこたまし、海にこたへ、山にひゞきて、數千人の聲は雷霆震動、魂も去、魄も消るかとおぼえぬ、拜殿の板間は汗にひたり、五月雨の潦のごとし、かくて地盤をおろすとひとしく、彼人形を奪ひ爭ひ、雙方聲をかけて取合、御首を得る事を本とす、或は躶身の脇の下にはさみ、或は後又は前にかくすといへども、ちひさからねばかくし安からず、あなたにわたり、此方にとられ、下にまろび、海にいり、樓にのぼる、又御池の潮にたゞよひ、浮ぬ沈ぬ爭ふも有、かなたの廻廊こなたの鉾臺に、一群二群もみあうて、左は右を求め、前は後を疑ふ、上よりは下を窺ひ、下なるは上を望む、かくしもあらそふときは夜半も過、大願寺の曉鐘もつぐるといへども、猶捜りもとむる事やまずして、東雲もはや昧爽となりぬ、又幸ある者、早く御首を奪とりぬれば、三更ばかりにはあらそひもやみ、おのれ／＼のつかれも息ひ、爰に臥しかしこにまろび、或は其まゝ家に歸るもあり、汀の松に峯の嵐、沖にから櫓の音迄も、珍らしく耳にふれたり、御首を得て歸る者、東は嚴島居の表、西はすぢかひばしにて、大音聲に御首を得たりと名乘、うつくしく彩塗たる粉地も兀て木地となり、福神とも何ともしれず、耳もなく鼻もなしされば是を得たる方は、其としの福あり、みづから得る者は、猶幸ありといふ、

延年舞

先に地盤をおろすと、供僧皆大宮より客人宮へ參著す、亥の剋なり、祓殿組入にいたり各列座す、供僧の内わかき僧一人、梨打ゑぼしに素絹練はかま、大刀をはき扇をもち御殿にむかうてまふ、笏びやうしをとりて是をはやす、諷ものあり、同音の節ことがら、衆人耳目をよろこばす、是を延年のうつりの舞と云る也、

〔九州道の記玄旨法印〕十五日、〇天正十五年七月宮島神前にて、延年と云事ありといへば、見物して夜半ば

〔西遊雜記 一〕嚴島明神の祭り、六月を以て市をなし、諸州よりの參詣おびたゞしき事にて、此島に住居せるもの、畑の少しもなき島故に、平生の業もなし、此市の內に、賣買の口錢、あるひは地代、あるひは宿屋、又は自己の商ひにて、數多の利を得る事也、尤倡家町もありて、廣島の城下遠からざれば、遊客も絕ず、諸國の參詣もあれば、彼是とり集の業にて暮す事と見えたり、

〔嚴島道芝記 六〕七月二日　延年頭

供僧一山、客人宮棚守樂頭役おも笛、座主にて饗應、七五三を恒例とす、終日遊宴す、延年に出る役者を定る事也、

十四日　延年

夜に入て延年と云事あり、大宮御前、三棟拜殿にて是を行ふ、供僧の行事也、五尺四方の臺、是を地盤といふ、此盤の上に、四隅に梅櫻松を造り、四手を切かけ、中に三尺餘の人形を裝束美麗にして飾る、大方福神の像なり、右の臺に御灯をともし、拜殿の上へ釣上る、酉の刻に供僧廻廊迄參著、薄暮に及び相圖の鐘なりて、東町西町兩方より、男子たる者は、一人も殘らず、上下のわいだめなく、皆裸になり、著犢鼻褌て、髻をとき、大童に成て、打連々々、鯨音を作り神前へはせ參る、先西の方はすぢかひ橋、或は觀音堂に勢を揃へ、東は坂本山王の拜殿に屯す、雙方のときの聲、足踏の音、山王の緣もくだけ、觀音堂の板敷も崩れぬべく覺ゆ、鯨音三度にかさなり、我先にと大宮の拜殿にかけ參す、供僧は祓殿より三棟へいる、先ばらひ二人素襖はかま侍烏帽子にて地扇を挾、先驅し掛聲あり、地扇といふものは、長さ七尺餘の角なる木を骨にして、扇のごとく地紙を付て、是をつく、扨供僧開口をうたへり、左右の行者の祈といふあり、是は延年坊主とて、僧一人半衣をきせ、背に四手をかけて、地盤の下に臥しめ、右方左方の行者一人づゝ出て是をいのり、地盤の上の人形にのりうつす、又六人猿樂と云あり、僧六人梨打ゑぼしを著て、玉手綴大刀をはき、謳うて舞、又兒の

まり、十五日より町入として人の群集夥し、別て今夜の御管絃を拜まんと願ひて、近方近國貴賤男女、袖を莊りて渡海す、管絃の御舟のあとさき左右に群り、地御前より附傍ひ、大鳥居の御池まで來るもあり、或は鳥居の洲の兩脇、又廻廊の上に待もあり、御池には大船小船幾艘といふ事をしらず、御船廻廊の舌先にて樂しばらくあり、伽陀をひく、又客人宮の正面にて樂數々あり、太平樂を奏すると御舟を三反廻し、御池を出て大元へ漕ゆく、樂と伽陀とかはる〴〵止間なし、大元鳥居のまへにて樂、長濱のごとし、夜半にして終る、大元において、社家供僧役人饗餉、

〔嚴島圖會 五〕六月十七日夜船管絃

十六日の夜、御船三艘を御池にならべ、座をつらね、竹にて落を結び、屋形を作り、さま〴〵の彩花燈籠を懸く、これを御舟組といふ、十七日申の刻、大鳥居の正面より乘出す、諸祠官座主供僧、各裝束をなし御船に候す、水主十四人、烏帽子素袍袴にて、その行儀最嚴重なり、是を御船泛といふ、かくて伶官樂を奏し、衆僧伽陀を唱へ、地御前に押渡り、火建石の邊にて燈を擧ぐ、それより外宮鳥居の內に御船をいれ、樂を奏し、伽陀を引く、その後御船を廻らし、中流にて奏樂讀經して、長濱にかへし惠美須社の前にてまた樂を奏し、大鳥居の內へ漕いれ、亂聲を奏し、舌先幷に客人社のまへにて、また奏樂伽陀あり、その後大元浦にいたりても、奏樂伽陀ありて、終に御船を御池にかへす、この夜府下より、御供船とて百餘艘をいだし、御船の行儀に隨ひて進退す、其粧ひ甚壯觀にして、舌端筆頭の盡すべきにあらず、およそ二階屋形舳屋形を作り、金銀をちりばめ、珠玉を飾り、錦の上幕、綾の水幕、紅紫水上に飜り、燈花浪間に漂ふ、比しも六月の暑き空ながら、涼風徐に來りて、萬人夏をおぼえず、或は舳に碇おろし、或は艫に棹さして、祭儀を拜見せんとするもの海上に充滿して、舳艫相啣げり、實に海西の大祭、當社の勝事なり、六月閏あれば、後の十七夜、神前にて管絃あり、俗にこれを居管絃といふ、

樂　陵王　納蘇利　長慶子

〔嚴島圖會五〕三月十六日法樂神能

此日より十八日まで三日の間、御能舞臺に於て猿樂あり、府下幷に島内の能役者これを勤む、舞臺棧敷共に潮水のうへにありて、四方來觀の者堵の如し、殊に新町の倡妓は各競て衣服の美をつくしこれをみる、永祿のころ、此舞臺にて興行せし番組は、大夫觀世三十郎、同大大夫宗節、脇觀世橘右衞門、同福王甚右衞門、笛春日市右衞門、同延命喜右衞門、小鼓幸五郎次郎、同下村新十郎、大鼓三谷三助、同堺助九郎、同荻野左馬之助、大鼓三谷彌三郎など、弓八幡、二人靜、松虫、卒堵婆小町、融、籠大鼓、西王母、高砂を舞ひしこと、舊記に見えたり、中にも高砂は、聖護院御門主の御所望とぞいひつたへたる、

〔嚴島道芝記六〕六月十六日　御船組

大宮棚守にて、社家中雜餉あり、今日神前御池にて、船管絃の御船を組なり、桐三艘を舫ひて、席を張わたし、幕を結ひ、竹にて棟を造り、品々のつくり花燈籠を釣なり、前後大挑灯あまた飾る、

十七日　御船濫

申の刻に、右の御ふねを大島居の正面より乘出す、社家各供僧六人、裝束はなやかにし、水主拾四人、素襖袴烏帽子にて、行儀尤嚴重也、大宮大鳥居正面にて管絃を初む、

船管絃

大宮大鳥居にて管絃はじまり、それより外宮に押わたり、鳥居の內へ御船を入、酉の刻より管絃はじまる亂聲其外樂さま〳〵、供僧伽陀をひく、其後御舟嚴島へもどす、渡り中にて樂をなす、是を途中の音樂と云ならはせり、御ふねいつくしま長濱の鳥居の沖にて樂をなす、供僧伽陀をひく、それより其まゝ樂にて、大鳥居の內まで漕入、亥の刻なり、みな月上旬より、諸方の商人もあつ

天、可令發遣給利奈、とありて、二季の上の申の祭には、必ず官幣の沙汰ありし事と見えたり、拾芥抄にも、諸社卅二神の内、一座安藝嚴島、是奉幣使之社とあり、但同書に、正月下の亥日、伊都岐島祭被奉官幣使、但近代無其沙汰歟、とあるに據れば、その後故ありてたえしにや、（案に、拾芥抄に、正月下亥日云々とあるは、この日上卿祝師社籠ありて、二月の初申まで潔齋し、祭事をいとなむはじめなれば、奉幣使の京都を發するも、まさに此日なるべし、故に上の申日と載ずして、下の亥日とあげたるか、）今は國府の上卿田所氏奉幣使代をつとむ、そもそも初申の神事といふは、あるが中にも重き祭儀にて、前月亥日より上卿祝師齋場に入り、田所氏は其地に在て淸まはること也、さて未の日、夜半に至て兩宮へ御供を奉る、韓神の歌曲、和琴太笛あり、これを國祭といふ、この日祇園官幣社の祠官、散米幣帛敷布を奉る、また上卿田所氏は屬官を率ゐて渡海し、腋浦に著て舟ながら時刻をまつ、雉子一雙及び雜餉料を贈る、申の日の夜半になりて、諸祠官大宮に會し、人をして國府上卿を迎へしむ、使七度半に及んで舟よりおる、先驅の者松明を秉り、伶人亂聲を吹てこれを導き社殿に上る、諸祠官これに會し、祝師奉幣の儀を勤め、祝詞を奉る、客人宮の御前にては、奉幣代祝師二人榊舞をなし、國府の祠官、人長の舞をなす、また榊葉明子の歌曲をうたふ、其他萬歲樂、延喜樂、甘州、林歌等の舞あり、俗にこの日を山口開といふ、今日より十一月鎭座祭までは、樵夫山に入ることを許るせばなり、また御島廻りも、今日より始りて十一月に終るなり、

〔年中行事抄〕二月同日（○中申日）伊都伎島祭事（亥日使立）

上申若在十日以前者、正月使立、

〔嚴島道芝記〕六三月十五日　大宮御祭

酉の刻、社家中大宮へ出仕、同刻に供僧中、客人宮へ著座、大宮にて亂聲あり、振鉾あり、後衆僧迎とて樂あり、供僧中、客人宮より大宮祓殿に參著、六家、大宮大床に昇殿、舞方樂方、左右の樂屋に著座、新曾利胡一曲、此時供花とて、桃花を御階の上に奉る、　十天樂　萬歲樂　延喜樂　散手　貴德

に跪る、此時ばかりは聽さる丶なり、

〔嚴島道芝記 六〕鎭座祭

二月はつさるのまつりとも、亦山口開祭とも云なり、正月末の亥日より、二月初の申の日まで十日の間、祝師嚴島の上卿齋所に入潔齋也、國府の奉幣使代、府中にて籠所に入齋す、式法古例有とかや、二月初の未の夜半、兩社御前御供奉る、韓神あり、和琴あり、太笛あり、此夜祇園官幣社の御師、大幣帛散米敷布を持參す、未の日國府奉幣使代、幷社家不殘嚴島へ渡海す、船を粧り、熊の森の下に著岸して時刻を待、申の日夜半に至て、神前より七度半の使を請て出仕、行列松明榊大刀幣沓散米、嚴島の社家には祝師兩棚守樂頭地内侍當番の社人出會、悉出仕はなし、祝師奉幣代に立會て奉幣あり、祝師祝詞を奉る、客人御前において、奉幣代祝師榊の舞を奏す、國府の社人、にんぢやうの舞を勤む、又榊葉を諷ふ、大宮御前において榊の舞、にんぢやう榊葉亦同じ、其後奉幣使代退出なり、行列まへのごとし、雌雄子二羽青銅を頂戴せる事定例なり、翌日より御島廻初る、山々の口も発して、樵夫山人出入する也、十一月の御祭には、山の口島廻等もとまる也、

酉の祭

翌日とりの日、山王社にて嚴島上卿祝師六家兩棚守出仕、榊の舞あり、

〔嚴島圖會 五〕二月初申日御祭

毎年二月十一月初申の日を以てこれを行ふ、但し十一月の御祭をば鎭座祭といふ、百練抄曰、治承三年二月廿四日、以安藝國伊都岐島、可加二十二社之次第、幷祭禮日事等有其沙汰、右大臣兼實以下、大外記賴業師尙等預勅問、計申之、以二月十一月上申日、可爲祭禮式日之由被定仰とあれば、この時より祭禮の式日定りしこと丶見え、また同年三月廿六日、中將重衡、奉幣使として下向したまひし時の御願文に、始自今年十一月申日天、毎年乃二季御祭而、限以永代天、幣帛潔妙而調飾

祭祀

〔嚴島圖會 一〕神領

按に聖德太子傳に、推古帝の綸旨を載せらる、當社神領は、當國中水田一千百八十町、修理八千餘町とあり、是明神廟祭の時の寄附と見ゆれど外に證なし、神庫に藏めたる古文書に、仁平四年に、院廳幷國司廳宣を以て、當國高田郡三町一鄕を神領に定らる、また仁安元年の立劵書には、一宮御領志道原合一町六反二百四十步とあり、また嘉應三年の文書に、公家方幷建春門院御祈禱料、伊都岐島御領、壬生庄田七十六町、畠十一町とあり、また安元元年、春木市折二村御供田、同二年高田鄕七箇鄕を附せられ、治承四年に、淸盛より安麻庄を寄進あり、正治元年にも、朔幣殿中御供田新御供田など定らる、文曆年間、周防前司親實、當國の守護となり、神職をかね、神領を支配す、また東鑑に、承久四年四月十八日、安藝國千與末地頭令寄進嚴島神領云々、正應六年、蒙古來寇のとき、降伏の祈禱ありて、鎌倉より因幡國船岡鄕半分寄進あり、のちに足利尊氏大內義隆よりもしばしば寄附あり、また房顯記には、小方久波黑河大野山鄕の四鄕を大內義隆より寄附のこと見えたり、其後毛利家の時は、五千石なりしが、福島正則入封のとき、諸寺諸社の領園を削りしゆゑ、當社領も大に減少せり、

〔嚴島道芝記 六〕正月元旦　御衣

每年正月元旦、寅の上刻におんぞ奉る、社職裝束を改め、各大宮御殿の大床まで出仕す、大宮棚守服御を奉る、祝師是を內陣に納む、儀式しれる人なし、此時に去年元旦に奉りし御衣を下し奉ると也、御衣は白綾に地紋龜甲を織たるもの也、大衣脇長小袖など云を、棚守頂戴の後、社司中に配分とかや、定數あり、淺々しくしるしがたし、大宮客人宮御衣奉りて後、御蓬萊神御酒奉る、島中の氏人僧俗男女にかぎらず、大床まで推參をゆるされ、御蓬萊神御酒を戴く、大床昇殿は、其職ならではかなはず、總ての社人、常は幣殿御格子の下までまゐる也、參詣の者は、御格子の外三棟拜殿

〔吾妻鏡二十六〕承久四年〇貞應元年四月十九日、安藝國千與末地頭職、令寄進嚴島社領給云云、

〔陰德太平記十六〕吉川先祖之事

藝州佐伯郡ハ嚴島ノ神領也、然ヲ武田大膳大夫信賢、永享十二年、一色直信ヲ計タリシ爲勸賞、神領ノ地ヲ改易シテ、佐伯郡ヲ武田ニ賜フニ依テ、嘉吉元年、武田藝州ヘ下リテ、佐伯郡ヘ入部セントス、嚴島ノ禰宜佐伯左近將監親春、推古天皇以來ノ神領ヲ改易シテ欲令入部事、非禮ノ御教書也、不足用之トテ、佐伯郡廿日市ノ櫻尾城ニ楯籠ル、武田圖之不勝所ニ、同年赤松滿祐、義敎將軍ヲ弑セシカバ、武田急ギ上洛シテ、赤松追討ノ人數ニ加リ、人丸塚ノ合戰ニ建大功シカバ、同三年其賞ニ、義勝、重テ佐伯郡ヲ可賜由有御下知シガ、翌日義勝公落馬シテ薨去シ給フ、依之武田、將軍ノ御敎書ヲ奉返上、其後康正三年、義政公前將軍ノ舊命ヲ思召、佐伯郡ヲ武田ニ被下、武田入部セントスレバ、神官又籠城シテ武田ヲ拒グ、此度ハ藝備ノ御家人ニ命ジテ、武田ニ被令合力之經〇吉川一番ニ出陣シテ有忠功依之同年四月四日有御敎書、武田攻櫻尾勝敗未決所ニ、大內左京大夫敎弘、佐伯親春ハ依爲婿、帥二萬人後攻ヲシケレバ、武田小勢ニテ不叶、敗軍シテ、家城佐東ノ銀山ヘ歸入ケル間、敎弘親春續テ押寄於山本、武田大內力戰ス、

〔大內義隆記〕爰ニ多々良ノ朝臣義隆卿ハ、末世ノ道者トヤ申ケン、文武ニ達シテ雙ナク、慈悲勝レテ無類、〇中略佛神ヲ尊ミ玉ヒテハ世ニ聞エアリ、寺社破壞ノ所ヲ造立シ、退轉ノ所ヲ建立アリ、一分ノ國ニハ宇佐ノ造營、筑前ノ國ニハ箱崎、安藝ノ國ニハ嚴島、往古ノゴトク神領ヲ歸附シ玉ヘバ、神子社人、是ヲ悅ビアヘリ、

〔虛實見聞記〕廣島は昔は神領五ヶ村と申候、嚴島の神領也、御城築の時、廣元の廣の字と、其節の御普請奉行福島大和守の島の字、御かたどり候て、廣島と御名付被成候、城繩は二宮信濃仕候由、

〔國花萬葉記十三安藝〕嚴島社　社領　御當家〇德川氏御朱印無之、國主より納、

右所者重直重代さうでんの名田畠也、しかるにてつきせもんをあいそへて女房にしりやうをかぎりてゆづりたてまつる所じちなり、たゞし神やく御くうじ、七月十六日ゐん御こし人れうにをいては、せんれいに、まかせてげたいなくきんし候べく候、ゆめ〳〵いづれの子にんも候へば、たのさまたげなく、しだいりやうちあるべく候、かのほり、こゝ下候てなをもはからい申べく候、よてのちのためにゆづり狀如件、

ちやうわ二年八月十三日　左衞門尉重直花押

〔嚴島文書〕散位源賴信解申敬一宮權現卅三社御前□□貢上

傳領三田郷田畠林栗柿桑等傳領公驗立券等代々文書事

合

在高田郡內三田鄕代々公券漆枚

讓與進文書等

民部大夫佐伯朝臣影廣

一通水田八十六町一段三百五十步　一通畠六十八町三段百步

一通有御庄卜時之立券文內百十一町　一通代々相傳譜代子孫鄕司讓與來手次文書

二通三田風早鄕司執行御廳宣　一通御庄立券之時、爲地主官使史生等供給雜事注文

右件鄕故成孝朝臣先祖相傳所給也、依爲養子、父存生之時、賴信公驗相共讓與事實也者、因之爲傳領所領、依內□一御宮神主民部大夫佐伯朝臣影廣ニ、於公券者讓與進了、依御宮爲御領御庄、於官物畠地小栗、十二ケ月料每月御神樂爲養膳雜事料貢上如右、敬白、

但大常大臣殿淸〇平盛爲御壽命長遠所、每年當十二月、每月御神樂料中上了、敬白、

仁安二年六月十五日　散位源賴信花押

社格

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年十月十三日戊寅、授安藝國從四位下伊都岐島神從四位上、

〔長寬勘文〕天慶三年二月一日丁酉、有諸社位記請印事、去承平五年、依海賊事、被祈申十三社位記也、〇中略 正四位下〇中略 伊津伎島神、速谷神已上安藝

〔嚴島圖會一〕神階 のちつひに正一位にすゝみたまへり

〔延喜式十神名上〕安藝國佐伯郡伊都伎島神社名神大

〔日本後紀二十嵯峨一〕弘仁二年七月己酉、安藝國佐伯郡速谷神、伊都岐島神、並預名神例、案四時幣、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略 伊都伎島神社一座安藝國

〔玉海〕治承三年二月七日乙未、今日新宰相中將定能來示、〇中略 廿二社之外、可被奉加伊都伎島明神云々、

〔百鍊抄八高倉〕治承三年二月廿四日、以安藝國伊都岐島社、可加廿二社之次第、幷祭祀日事等有其沙汰、右大臣〇藤原兼實 以下、大外記賴業師尙等預勅問、計申之、以二月十一日上申日、可爲祭祀式日之由被定仰、先議才卿、

〔山槐記〕治承三年二月廿九日丁巳、今日被發遣新年穀奉幣、安藝伊都岐島、可令列廿二社之由有沙汰、頭中將通親朝臣被仰下云々、而猶彼社祭日、只可令預官幣之由有議、被止廿二社列云々、

〔大日本國一宮記〕伊都岐島神社 安藝佐伯郡

〔源平盛衰記十一〕新院嚴島鳥羽御幸事

三月〇治承四年十七日ニハ、新院〇高倉 安藝國一宮嚴島ノ社ヘ可成御幸由披露有、〇下略

神領

〔嚴島文書〕讓渡

いつくしまの御神りやうの內、さんとうのこうりみざろいのがうの內、のりすへ名事、

合一所者 下人上へいし、いその、

神階

〔嚴島道芝記七〕大鳥居額
表（後奈良帝御宸翰）嚴島大明神　裏（同）伊都岐島大明神
竪の長さ一丈、横の幅五尺あり、いにしへは此大鳥居の額、表の方小野道風、裏の方釋空海の筆たりしを、櫻尾の寶庫に納置ぬ、神主滅亡の時、燒失す、

〔嚴島圖會一〕大鳥居（舌先を去ること七十間餘、海上にたつ、柱高四丈四尺三寸、圍一丈五尺、副柱高二丈八尺、圍一丈一尺五寸、棟長六丈四尺四寸、梁五丈九尺六寸、左右柱相去ること五間餘、結構高大にして、甚壯觀なり、）
およそこの鳥居を改作ること數度まづ平家物語に、清盛鳥居まで改作るとあり、その後寛仁元治の間、本社修造のとき改め造り、また弘安九年、應永四年、天文十六年、元文四年、享和元年を以てす、かく數度の經營、みな北條足利大内毛利、尋ては本藩（○廣島淺野氏）の御寄附なり、按ふに草庵集萩のうたの註に、藝州いつくしまの鳥居の柱は五抱あり、一本は萩の木にて作るとみゆ、いつの頃なりけん、島にはその傳なし、
同額（竪八尺三寸、横四尺二寸、）
今の額は、後奈良天皇の宸筆にして、大内義隆の奏請して奉納せし所なり、

〔玉海〕承安五年（○安元元年）七月十三日壬辰、今日右衛門督宗盛、以信基朝臣示送賴輔朝臣云、伊津岐島額可申請、雖有恐、本額前大僧正被書之、今又立鳥居、仍可打額、申他人有憚所申也、可然之樣相計、可令申云々、依有恐懼、憖領狀、凡此道事、不堪第一、物事有進退谷事等、爲之如何之、
安元三年（○治承元年）六月十八日丙戌、今日召尹明、送伊都伎島額於右將軍之許、了（續紙副形）、來月十日、入道相國（○平清盛）相共可參詣彼社云々、抑件額字、都津兩字未決、仍尋官文殿或正文之處、爲都字之由隆職已注申、仍用件字也、十九日丁亥、尹明歸來、右將軍領事、殊悦申也、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授安藝國正五位下伊都岐島神從四位下、

大鳥居

大宮寶殿明神鎮座の正殿をいふ、桁十二間、梁五間五尺餘、　幣殿正殿の前にあり、桁三間二尺、梁二間五尺、　三棟拜殿幣殿の前にあり、桁十五間一尺、梁六間半、

祓殿同殿の前にあり、俗にこれを組入と稱す、桁八間一尺餘、梁五間半、　高舞臺伶人舞樂を奏する處なり、祓殿のまへにあり、神殿にしかふ、左右に唐銅の獅子石燈籠あり、

平舞臺高舞臺を挾みて左右にあり、臺下の石柱三百十二本、高五尺五寸、圍八寸、こと〴〵く赤間關の石をもちふ、　樂房二字左右に分れて、平舞臺に連なれり、

門客神社（カドマラウドシヤ）二字樂屋とならびて左右に分れり、俗に沖惠美須と稱す、　祭神　豐磐間戶命　櫛磐間戶命

廊嚮（シタサキ）門客神社二字の間より、長く延出して西北にむかふ、正殿よりこの間凡三十六間あり、宮社宮殿は、中央に神殿をおき、長く廊道屬して燈籠の如し、この處長くさし出たり、依て俗に是を舌先とよぶ、唐銅の燈籠一基あり、　大黑堂大宮の左にあり、　祭神大國主命　天滿宮同殿の後にあり、毎月連歌の會あり、故に連歌堂といふ、古人の名句おほし、

客神社寶殿大宮の右三十間にあり、西南にむかふ、桁七間餘、梁四間五尺、　幣殿客神社の前にあり、桁二間四尺、梁二間一尺、　三棟拜殿同所にあり、桁十二間餘、梁四間四尺、

祓殿おなじく拜殿の前にあり、桁五間、梁四間四尺、　廻廊およそ百八間あり、間每に燈籠一箇を釣る、すべて廊の板敷釘なて用ひざる故に、行步に響て鳴る、

圓橋大宮の左にあり、御池に架せり、幅二間、長十四間、俗に反橋と呼ぶ、　平橋大宮と客神社の間にあり　瑞籬大宮客神兩宮の外垣なり、長おの〳〵百間あり、このうちを玉の御池といふ、

御供所本社の東にあり　湯立殿客神社の北にあり　能舞臺大宮の西南にあり、斜に神殿に對す、三月十六日より三日の間、法樂神能あり、

鐘樓本社の右にあり、鐘は大內義隆寄附なり、銘別にあげたり、　寶藏大宮の南にあり、庫中に納むる處の寶物は、別に梓にちりばめて後篇とせり、　文庫大宮の北にあり、二十一史十三經をはじめとして、和漢の書籍數百部を納む、中央に聖像をおけり、額は文徵明の筆蹟を集字にして、名山藏の三字を刻す、また額には東壁圖書府、西園翰墨林の句あり、北島雪山が筆なり、

〔嚴島道芝記〕一大鳥居一基　高さ十丈　笠木八丈餘

楠にて廻り一丈六尺、舌先より百五十間去りて、海の中正面に建つ、

〔嚴島道芝記〕五大鳥居

潮の干ける時は、大牛洲と成なり、故に鳥居の洲と云、順德帝の御宇、御造替の後は、後奈良帝天文十六年六月七日、鳥居御再興、同じく七月上旬、御わたましの有ける時、大覺寺法親王、此島にわたらせ給ふ、御供に彙如侍りて、歌よみして奉る、

滿しほの牛ひたせる神の門や龍のみやこにたちつゞくらん

にあり、則鳥居の町といふなり、　御寶殿脇之玉垣廿四間餘　未開門御寶殿の後の御門を云なり、終に開事なし、　反橋十五間餘　平橋二十間餘　ノ花園壇蘵、御花畑と云なり、　朝座屋、桁行七丈餘、梁行三丈餘、社家供僧内侍會合の所なり、　粥座屋、同會合雜餉の所なり、　經座屋、供僧杜籠勤經の所なり、　齋所、社家内侍、齋の所なり、

客人宮御寶殿　未申向桁行五丈餘梁行三丈餘

玉殿、五社、御寶殿の内にまします、　幣殿、大宮のごとし、二丈餘、一丈五尺餘、　二棟拜殿、大宮のごとし、八丈餘、二丈五尺餘、　祓殿、大宮のごとし、三丈餘三丈餘　御寶殿脇玉垣三十三間　同後瑞籬四百五十歩　兩社總廻廊五百四十歩、大宮客人宮へ連りわたれる廊なり、幅八歩、總屋根なり、左右の欄干の柱の間に、百八の鐵灯籠を釣て灯す、　湯立殿四丈餘、二丈五尺ノ內、　侍屋五間　御供屋三丈五尺餘二丈五尺餘　寶庫三間餘、二間餘、　鐘樓三間餘、社家供僧内侍其外役人出仕、或は樂屋入等の相圖の鐘にて、外には不用、

神馬屋二丈餘一丈餘　神馬一疋　瑞籬二方八十歩、

〔嚴島圖會　一〕本社安藝國第一宮嚴島大明神

御社は島の北面にありて、山に背き海に向ひ、廣斥に宮居したまひ、その景たるや、日域に名たゝる勝地にして、先哲既に龍都仙宮に比せるも、また其當を失はずといふべし、逦屈せる廊々、輪奐たる宮殿、潮水の上に浮んで、恰も唇樓の波に漂ふごとく、彌山の嶺高く聳え、松嵐直に吹落て、蒼翠の色、瑞籬に映帶す、獼猴子を負ひて市頭に戯むれ、麋鹿群を率ゐて沙上に臥す、遙かに眺望を極むれば、蒼波渺々として、遠帆は動かずと詠せしおもむきあり、且この島は櫻多くして、百千鳥囀る春のころは、峯々谷々、社頭浦々に至るまで、さくらにあらざる所なく、さながら雲散雪飛一樣ならずして、騷人墨客の心を蕩かす、中秋の月は彌山の上より出で、銀色三千界ともながむべし、また雪のあした殊更にして、たえぬ眺望は、およそ三景の冠たるべし、

〔藝備國郡志上輯〕嚴島

在佐西郡海中、去地御前海上一里許、島周廻七里、本社六座、客人宮五座、相比向北、與地御前宮遙相對、廻廊百八十間、自本社之左右出于此通于彼、本社前有舞臺、右部左部之樂屋在東西、寶庫在社後、華表在社前、相去三町餘、有額表書嚴島大明神五字、相傳釋空海之筆也、背書伊都岐島四字、小野道風之筆也、客人宮之東有荒夷祠、恐祭蛭兒命者乎、經藏有兩字、一額有轉法輪之三字、傳言釋自休之筆也、一額有龍宮海藏之四字、經堂寶塔在山腹、是豐臣秀吉公之所粉建也、其外末社小祠、不遑枚擧矣、潮盈則社壇之下、廻廊之間、悉爲海、華表半沒海、巨船往來于其間、四時之變態、其風景非筆頭之所述盡也、

〔嚴島道芝記一〕社頭間尺

本社大宮御寶殿　戌亥向（桁行八丈餘 梁行四丈餘）

玉殿六社、御寶殿の内にまします、幣殿（桁行二丈餘 梁行二丈餘）御寶殿の大床と、拜殿の間なり、三棟拜殿（桁行十丈餘 梁行四丈餘）祓殿（桁行五丈餘 梁行三丈餘）三棟拜殿より祓殿までの間一丈餘、板敷にて廻廊へ連り、兩脇亦一丈の板敷にて、平舞臺につゞく、高舞臺、伶人の舞臺なり、祓殿より二丈餘の間、板敷にて連り、高舞臺の兩脇後、平舞臺に連る、平舞臺、此廊廻廊より造出して、高舞臺樂屋までかけ渡したる故に、平舞臺といふなり、廻廊には屋根有、此廊には屋根なし、欄干なし、漢惠比須の社に連りて、ゑびすの社二字の間に、幅二丈餘、長さ十丈、沖の方へ造り出し、名付の舌先といふなり、俗に社頭樓臺の形を、龍頭にかたどるといふ、都て此廊百八十坪餘にて、石を柱に礎て建たり、樂屋（左右）二字（桁行三丈餘 梁行一丈餘）此社二字の間四丈程あり、此間へ舌先を造出す、但正面なり、まへに灯籠あり、大鳥居一基、高さ十丈笠木八丈餘、楠にて廻り一丈六尺、舌先より百五十間去りて、海の中正面に建つ、鐵鳥居一基、高さ五丈、鐵にて廻八尺餘、神前より三町餘、護王前と云所

〔虚實見聞記〕備中吉備の宮の廻廊、安藝嚴島の廻廊は、毛利家御老中、おもひ〳〵に一間二間五間十間宛寄進也、予今廻廊に所々棟板あり、桂能登守元澄の棟札なども見えたり、

〔あまの子のすさび〕二菊間といふ所につき、たゞちにそれがもとより、扁舟の便有、藝州嚴島にわたり、〇中略名たゝる廻廊にいたりて、先神廟に賽し、頭をあげて見るに、形々たる靈宮、たかくおほいにして、赫々たる金楹ひとしく連り、社人あまた烏帽子直垂を著し、其體おごそか也、巍々たる華表柱、四拱ばかりの楠にして、潮の漫々たるになかばひたりて、渺たる蒼海のおもしろきけしき、誠に畫師も筆をなげ、文士も口をつぐみ、歌人もこと葉をとづ、うち仰向て額のたゞしきを見れば、表は後ならの院、裏は道風が筆なりと見えて筆法うするがず、巧に彫る事、人皆おどろき、われもまた手をうつ、〇中略西陸に日かたぶきて、一葉秋聲を報ず、なほあかず廻廊にしりするゑ、反橋により、瀰漫と口たゝけし島廻を見れば、鳧むらがりて洲にねぶり、鹿樓にあつまりてこゑをあぐ、時に百八の燈、ひかりみち浪に映じめづらか也、

〔西遊雜記〕一嚴島に海路をゆく、此地は世に海上三景の地と稱して、名高き島にて、板になし、また畫になして、其圖世にあまたなれば、爰に不圖、御社も結構にて、數百間の廻廊、海の上にかけし事ゆゑに、汐の涌出る時は、參詣の人々、海上を行かと思ふ、其風景筆に盡しがたし、此島めぐり七里餘、七浦七惠比須と稱し、三せん山と號せる高山も峠もありて、海内の三景といひしもむべなり、しかれども社堂廻廊もとりすてゝ、島ばかりの風景にては、さしてもなき島山なり、平相國のいきほひにて、其はじめ美を盡し善を盡し、建立ありし社堂ゆゑに、世人見るところの結構に心まよひて、海内の三景と稱せしものなるべし、予諸州を廻りて、勝景の地を一見せしに、海内は世人の察し思ふとは大いに違ひて、廣大なる事、案外にて、絶景の地甚だ多し、嚴島にまされる所、かぞふべからず、

智モサル勇士ナレバ、カク止々ト討ルベキニ非レドモ、寶殿ヲ燒ントセシ惡逆ニ依、神罰ヲ立所ニ蒙リ、無云甲斐討レ、當世ノ武名ヲ朽スノミカ、未來ハ八大地獄ニ沈淪シテ、獄卒ノ鐵棒ヲ喫シ、永々ノ苦患逃ル丶期不可有、〇中略舍弟渴谷又八久豐ハ、理ヲ悉シテ宥ケレバ、頓テ頭ヲ延テ切ラレケル、同郎等三人モ頭ヲ刎テケリ、〇中略此度寶殿濁穢セシニ依テ、當社悉ク被作改、遷宮ノ爲、吉田ノ兼見卿下向シ給、其儀式嚴重丁寧ニ被取行ケル、元就ノ名代トシテ、桂左衞門尉參詣シ、錢帛珠玉數ヲ盡シテ、幣禮懇欵ヲ致サレケレバ、神慮イカニ歡喜可有トゾ覺エタル、

〔藝備國郡志 上 嚴島〕嚴島

今宮島社、悉是平淸盛之所建也、本社毛利元就改造之、考其故、元就之家臣和知某、擁元就之嫡子隆元於私第、其治具盡美、隆元還家後俄爾逝去、元就疑以爲、和知竊進毒藥以弑之者也、和知知其不可逃避、以據居宮島之社內、訴無罪、然元就不肯之、遂使刺客殺之、社頭觸穢、光源院義輝公使元就新營之、請吉田兼右卿遷宮之儀式、于時祝師亦與之、或說客人宮者、近衞院改造之也、

〔嚴島道芝記 一〕社頭造營

永祿年中、備後國の住人和知廣就といへる武士、毛利家の敵と成、大宮御殿大床において自害す、是によつて其汚穢を惡んで、元龜三年、將軍義昭速に寶殿を修造し奉り給ふ、儀式又嚴重也、今の大宮の御寶殿是なり、拜殿廻廊客人宮、其外末社等は、古のまゝにて存せり、

〔九州道の記 玄旨法印〕嚴島ちかくなりて、社頭を見るに、鳥居は海の面二町ばかりとおぼしくて立たり、廻廊も柱はみな鹽につかりて有、船よりみて、

　遠島の下津岩根の宮はしら波の上より立かとぞみる、此歌をかきて、當社宮司棚守左近將監かたへつかはしける、とかく有て月に成侍れば、立出て更るまでみるに、鹽干滿目の前にかはりて、汀二三町ばかりも遠近になりぬ、みつしほはたゞ大海の泉かなと宗祇賢作なり、理なる哉、

のしたまでしほみち入たり、鳥井は海の中にたゝり、島の四方に入江どもあまた有て、見所かぎりなく侍るなり、

〔陰德太平記十七〕大内義隆卿諸藝研究之事

從二位中納言多々良義隆卿ハ、廣聞博覽ニシテ、諸藝の蘊奧ヲ究給、〇中略殊ニ佛神三寶ニ歸依シ給志ノ深カリケレバ、防長豐筑ノ神社佛閣數百箇所建立シ給、中ニモ豐前州宇佐八幡、筑前ノ箱崎、安藝ノ嚴島等ノ造營ヲ被遂、其外神田寺領等退轉セシ所ヲバ、如往古歸附セラル、

〔陰德太平記三十二〕嚴島萬部經轉讀之事

爰ニ毛利ノ元就ハ、初三百貫ヨリ震起シテ、備藝ヲ掌中ニ鼓舞シ、今既ニ防長ヲモ目下ニ鞭笞セラルヽ事、是皆嚴島姫大明神ノ冥鑑加護ニ所由也、平生ノ崇敬異他シカバ、今度大内家ノ將兵、或ハ首ヲ軍門ニ掛、或ハ屍ヲ營中ニ折事、是又當社神助ノ所致也トテ、弘治三年ノ秋、參朝シ給、父子四人各丹心ノ幣帛ヲ被捧、報賽禮洞々タリ、ガクテ本社ヲ初末社諸寺等迄、逐舊規修理莊嚴シ給、

〔陰德太平記四十一〕和智湯谷事

兩川〇吉川元春、小早川隆景、ノ人々、同四月十〇永祿一年豫州ヲ出テ五々島ニ著給フ所ニ、元就ヨリ、〇中略和智湯谷兄弟可有誅罰ノ由宜ケリ、兩將評定有テ和智兄弟可被加誅ノ條々道理適當ニ候、〇中略此度ハ先宥許可有之ヤト、兩使ニ又一人差添テ返答有ケレバ、元就朝臣モ實モトヤ思給ケン、先當座ノ死罪ヲ宥メ、嚴島ノ押ヘニ置レタリケル、佐武越後守兒玉肥前守兩人ヘ被預ニケリ、其後程ヘテ和智隆實、如何思ケン、神前ニ取籠リ、燒草ヲ取込、討手來ラバ當社ヲ燒拂ハント巧ケリ、因玆元就朝臣ヨリ、近習ニ召仕レケル熊谷右衞門尉ニ、嚴島ヘ渡リ、和智可討果ト謀ノ樣體云含メラル、熊谷頓テ彼地ヘ渡リ、神前ノ廻廊ニ忍入、和智右衞門尉ガ内外ヘ出入スルヲ伺ヒ、走リカヽツテ無手ト組、熊谷大力ナレバ些モ働カサズ、廻廊迄引出シ、元就朝臣ノ上意ノ趣云聞セテ刺殺シケリ、和

近衛帝御宇、仁平二年造替、あらたに金殿瓊樓、善つくし美つくしいとなみ給ひぬ、其後淸盛父子三公にすゝみ、身は准三宮の宣旨を蒙り、一族皆高位に昇給ふ、

高倉帝御宇、菅原在經、國司として、當社修補の事をつかさどりし也、

後鳥羽帝御宇、文治元年三月廿四日、安德帝を供し奉り、平家の花族西海の浪にしづみたまふ、其後鎌倉右大將源賴朝卿、御崇敬ありて、神領神物、又御修造等の料を奉りたまふよし傳へいへり、よつて御願書を納させ給ひ、御寶藏にありとかや、

順德帝の御宇、承久二年、右大將賴朝卿の男右大臣源實朝公、當國佐伯郡一万六千貫御寄附ありて、高倉院の別當齋院次官親能の男周防前司親實を神主職に補られ、佐伯姓を給うて、御修理等をも掌る、

後堀川帝御宇、貞應年中に、當社回祿す、四ヶ年の後、安貞元年、平宰相經隆卿、國司として下向、當社造營の事を執行ひ給ふ、

四條帝御宇、天福年中に、神主親實、造宮の工人、大工小工鍛冶檜皮師瓦師等、鎌倉より呼寄せらる、此類葉、今において神器を作る事をつとむ、安貞元年より、文曆元年までは八ヶ年、經隆卿國司たりし後は、周防前司親實、國務をしりて造營の事を執行ふ、嘉貞元年三月廿日、先例にまかせ被下綸旨、當國を社家に寄附せられ、八ヶ年の貢を以て、兩宮殿社を修造し奉る、翌年十月十三日には、外宮地御前大明神遷宮とゝのひぬ、後五年を歷て、仁治二年七月十七日、大宮客人の宮末社、總て一百廿五座の社等遷宮し奉る、已上八ヶ年の御造宮、其營構今に殘て嚴重なり、

〔一代要記 龜山〕文永七年正月二日、寅刻安藝齋島社壇悉以燒失了、往昔以來未有此災、人皆謂神火、可驚可怪、

〔道ゆきぶり 今川貞世〕嚴島にまうで侍、〇中略彼御社のやうは、すこしいぬゐにむかひためりらう

星異光有テ出現セン、公家殊ニ驚テ可成怪、時ニ烏鳥多集テ、共ニ榊ノ枝ヲ食ヘント宣ケリ、卽攝津國難波ノ王城ニ、俄ニ千萬ノ烏榊ノ枝ヲ食ヘテ、禁裏ニ鳴集ル、鞍職奏シテ申、是ハ大明神ノ現瑞也ト、天皇叡信ノ餘、御俸田百八十町、御修理杣山八千町、御寄進ノ宣旨ヲ被下ノ上、同年十二月廿八日ニ、重テ被宣下云、自今以後、拜任當國之吏、每任可捧上分田、不可輕神威、及末代、社頭破壞顚倒之時ハ、當任ノ國司經官奏、點國中之杣、可修理、其間材木檜皮等、不可運上京都云々、

〔撰集抄 四〕嚴島弁宇佐宮事

安藝嚴島の社は、後は山深く茂り、前は海、左は野、右は松原なり、東の野の方に清水きよく流たり、是をみたらゐと云、御社三所におはします、又すこし前の方に引のきて、南北へ三十三間、東西へ二十五間の廻廊侍、しほのみつ時は、彼廻廊の板敷の下まで海になる、鹽の引時は、白すなご五十町ばかりなり、しかあれば鹽のさしたる時まゐれば、船にて廻廊まで參るなり、けだかくいみじき事たとへもなく侍、○中略大方は御社は山上にあがり、廻廊は平地にあり、東西南の三方晴渡て、殊心もすみ侍所にし、ゝをからざれば、御山には小鹿鳴、草に露落、野路東なれば、虫の聲盛に侍、何心なき人も、此御社にては心のすむなるとぞ申傳て侍り、

〔嚴島道芝記 一〕社頭造營

舊記曰、推古帝卽位元年、佐伯鞍職、官奏を經て宣下を蒙り、御笠濱に宮柱ふとしきたて、千尋のたく繩百むすびあまり八十むすびに紐なし、ひめがきたかがきたかどのうてな、てりかゞやき、高橋浮橋、天のとり舟つくりたて、かたじけなくも爲田供佃附與させ給ふ事般勤なり、靈驗神秘常ならず、代々の御門、武家崇敬の御社なり、

崇德帝の御宇、平相國淸盛公當國の守たりし時、信仰し給ひ、あゆみをはこびて國家の繁榮を祈り、當社造營の事を奏したまふ、

〔源平盛衰記十三〕入道信嚴島并垂迹事

抑入道〇平清盛ノ嚴島ヲ崇給ケル事ハ、鳥羽院御宇、清盛安藝守タリシ時、以彼國高野ノ大塔造營スベキ由院宣ヲ賜テ、渡邊黨ニ遠藤六賴賢ニ仰テ、六箇年ニ被組立タリケリ、清盛則高野ニ參テ、大塔奉拜休給タリケル夜ノ夢ニ、七十有餘ノ老僧ノ八字ノ霜ヲ眉ニ垂、滄海ノ波面ニ疊テ、カセ杖ノ二俣ナルサキニ鹿入タルヲ突テ、入道ニ申ケルハ、此大塔造營コソ返々目出覺レ、又所望申度事侍、安藝嚴島ト越前氣比トハ、西海北陸境異ナレドモ、金剛胎藏ノ兩界トシテ、目出キ所ニテ侍也、氣比ノ社ハ繁昌セリ、嚴島ハ荒廢シテ候、此事大ニ歎思フ、相構テ崇修理シ給ヘ、サラバ我身ノ榮花ヲモ開、子孫ノ繁昌疑ナシト云カケテ出給フ、是ハ何ナル人ニテ御坐スルヤラン、アレ見テ參トテ、貞能ヲ付テ遣シケルニ、三町計御坐テ、彼老僧御堂ノ中ヘ入給ヌト語申ト見テ夢覺畢、清盛此事ハ弘法大師ノ御託宣ニヤトゾ被思ケル、〇中略清盛高野下向ノ後ニ院參シテ、右ノ夢想ヲ奏聞ス、任ヲ延テ嚴島ヲ可修理由被仰下、依之清盛社々ヲ造替シ、古ニシ鳥居ヲ立改、廻廊百廿間造リ瑩キ、内侍神女ニ至マデモ、モテナシカシヅキ給ケリ、修理ノ功終テ、清盛彼社ニ參詣アリ、大明神内侍ニ移テ有御託宣、ヤヽ安藝守殿、高野ニテ夢ニ告知セ奉シハ此大明神也、夢ノ告不空、角懇ニ奉崇敬事、返々神妙、神約ナレバ子孫マデモ可守トテ、明神アガラセ給ニケリ、掲焉也シ事共也、懸ケレバ入道俗體ノ昔ヨリ出家ノ今ニ至マデ、信仰歸依怠ラズ、サレバ子息兄弟太政大臣大將ニ至リ、國郡庄園朝恩ニ飽滿給ヘリ、〇中略抑嚴島明神ト申ハ、推古天皇御宇癸丑端正五年十一月十二日、内舍人佐伯鞍職ト云者、爲網釣恩賀島ノ邊ニ經回シケルニ、西方ヨリ紅ノ帆擧タル船見エ來ル、船中ニ瓶アリ、瓶ノ内ニ鉾ヲ立テ赤幣ヲ付タリ、瓶内ニ三人ノ貴女アリ、其形端嚴ニシテ、人類ニ不同、託宣シテ云、吾爲百王守護、離本所、近王城、御寶殿并廻廊百八十間造立シテ、我ヲ嚴島大明神ト崇ベシト宣ヘバ、鞍職言ク、何ナル驗有テカ可經官奏ト、明神答云、王城ノ艮ノ天ニ、客

社殿

岐島とは號たるならん、類聚國史、延喜式、三代實錄、山槐記、拾芥抄等の諸書、みな伊都岐島とあり、後世專ら嚴島(イツクシマ)と稱へたり、是もまたその音のかよへるゆゑなり、宗祇名所方角抄には、明神この島の山なみ磯のさま、いつくしき御ありけるにより、いつくしまと號せりとぞ云々と見えたり、また宮島といへるも、其唱既に久しくして、高倉帝御幸記、及び殊域の書、登壇必究圖書編等にも、みな宮島とかけり、島のうちに七浦八景の稱ありて、日本三名區の其一なり、

按ふに上件にいへる恩賀島、また御香島、我島、霧島などの說、更に正史に見る處なし、但道芝記に、二首の歌を引て、入海の八十浦かけて十島なる中に香ふかき島は七浦、恩賀(タクヒナキ)しまのすがたはおのづからよもぎがしまもこゝにありけり云々、第一首を小野篁の歌とし、二を在原業平とす、この二歌によりて、おんがの島といふよしを記せり、されど香深き島とあるを以て、御香の島といひ、恩賀の字をたぐひなきと訓するなど、其義知がたし、また我島の說は、神詠とて傳ふる歌に、わたつみのおき所こそうきたれどこはわが島ぞこれはながしま、云々の義に據れるなり、然るにこの歌、安藝國名所として、歌枕名寄に出て、我島汝島の二島は、佐伯郡能美島海上にありといふ、是もこの島にあらざるべし、さては神詠とせんも中々に杜撰といふべし、霧島といへるも何の證もなし、

〔諸社根元記〕一伊都伎島社號二嚴島一

或說曰、推古天皇三十二年癸丑十二月十三日甲申顯坐須、船中仁女房三人御出現、洗米進須陪志、其數五十三進須、佐伯鞍職御供仁天、七島乎廻留中仁、此恩賀島古曾住階計禮止天、和伎乃浦笠乃濱乎御覽志天、御殿造阿利、

オホミヤノヨルベハイクツ左八ッ右ハ九ッ中ハ十六

內舍人佐伯鞍職ハ、播磨國住人、流左禮天當島仁在之時乃事也、

社地

堂浦有宮、號青宮、又稱安藝神、相傳嚴島姬命之妹也、恐田心姬命乎、青宮卽滄海宮乎、今嚴島本社五座、未知合祭何神也、客人宮幷地御前、傳言嚴島姬命之御母也、六座未知合祭何神也、凡詣宮島者、先祭客人宮、依此則所出之神、而祭天照大神者必也、五座與六座、是配陰陽之數、而四時之祭奠肅々然也、○中略 夫本朝者神國也、神武自繼天建極已來、皇緖不絕、王道惟弘、是我天神之所授道也、嚴島明神者、天照大神之御子、而德光輝今、然空海輩、一旦來于此、漫設左道之說、所謂日本之神社、本地佛、而垂跡神也、大權同塵、故名曰權現、結緣利物、故名曰菩薩、時之王公大人、國之侯伯刺史、信伏不悟、遂至令神社佛寺混雜而不疑、遂謂嚴島姬命、爲沙竭羅龍王之女、本社五座與客人宮六座、合十一之數、牽强附會、以爲本地十一面觀音之證、嗚呼痛哉、

〔日本鹿子 安藝十二〕嚴島大明神　伊津久島ニ立

〔國花萬葉記 安藝十三〕嚴島社　佐伯郡宮島ニ立

〔嚴島道芝記 一〕いつくしまは、安藝國佐伯郡の海の中にあり、めぐり七里、東西北の三方、地を相さる事、遠きは四五里、ちかきは一里ばかりなり、南の方は、はるかに伊與の二名のしま、つくしの海までも見ゆ、山そびえ、江めぐり、くま〳〵まで松おひしげり、うら〳〵の名所、岡谷の舊地、百にあまれり、御社はいぬゐの方にむかはせたまひて、海へつくり出し、百八十間の廊あり、鳥居もまたうみにたてり、末社すべて百二十五社とかや、○中略 もとはおんがのしまと名づけ、宮ゐしたまへる所をば、みかさのはまといふ、

〔嚴島圖會 一〕嚴島は、安藝の國西海中にあり、府城廣島を去ること五里、佐伯郡に屬せり、島周廻七里、西北を面とし、東南を背とす、遠くは伊豫周防の地を望み、ちかくは佐伯郡の地方に對せり、舊島號は恩賀島、また御香島、あるは霧島、我島など稱へりといふ說あれどさだかならず、おもふにこの島、もとはさせる名もなかりしに、御神の鎭坐し後、その神號の市杵とかよはして、頓て伊都

〔諸社根元記〕一伊都伎島社（號二嚴島一）
田心姫神　湍津姫神　市杵島姫神　已上三座
〔嚴島道芝記一〕嚴島大明神御鎭座
嚴島の社と申奉るは、天照大神の御子三女神を齋ひたてまつるなり、〇中略特に三はしらの御神の中に、市杵島姫命をあがめたてまつりし御社なる故に、いつくしま大明神と申奉るなり、
大宮御本社六座
三女神　市杵島姫命　田心姫命　湍津島姫命
相殿　天照皇大神　國常立尊　素盞嗚尊
客人御社五座　正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊　天穗日命　天津彦根命　活津彦根命　熊野櫲樟日命
或說　大宮御本社六座
三女神　市杵島姫命　田心姫命　湍津島姫命
相殿　素盞嗚尊　活津彦根命　熊野櫲樟日命
客人宮御社五座　天照皇大神　天忍穗耳命　天穗日命　天津彦根命　天御中主尊（國常立尊之別號也）
〔撰集抄四〕嚴島并宇佐宮事
安藝嚴島の社は、〇中略いかなる御事やらん、御簾の上には、御正體の鏡を懸まゐらせで、御すより下にかけまゐらするなり、彼御神は、女房神にて御坐なれば、かくはならはせるやらん、
〔藝備國郡志上祠廟〕嚴島
倩思本社實天照大神第一御子市杵島姫命是也、第二湍津姫命、是豐前國宇佐明神是也、今嚴島山頭有二瀧樓一現レ祠、恐祭二瀧津姫命一者乎、第三田心姫命者、筑前國宗像明神是也、按今阿波國小鳴戸之傍

古事類苑

神祇部九十一

嚴島神社

嚴島神社ハ安藝國佐伯郡嚴島ニ在リ、市杵島姫命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、平淸盛、大ニ本社ヲ崇敬シケレバ、當時平家ノ一門ヲ始メ公卿ノ參詣スルモノ多シ、加之承安四年ニハ、後白河法皇、及ビ其后建春門院ノ御幸アリ、治承四年ニハ、高倉上皇、前後兩度ノ御幸アリ、是ヨリ先治承三年ニ、二十二社ノ列ニ加ヘラルベキノ議アリ、其事行ハレザリシカドモ、猶ホ毎年二度ノ官幣ニ預ルベキノ命アリ、是皆平氏ノ崇敬ニ由リテナルベシ、現今國幣中社ニ列ス、

名稱

〔延喜式神名十〕安藝國佐伯郡伊都伎島(イツキシマノ)神社

〔伊呂波字類抄伊諸社〕伊都伎島神社安藝國佐伯郡三座内

〔運歩色葉集伊〕嚴島(イツクシマ)明神

〔延喜式神名帳頭註〕安藝佐伯郡　伊都支島　號嚴島大明神

〔玄玉和歌集一神祇〕嚴島社にまうづとて、うしまどのとまりにて、海邊の松といふ心を人々讀侍けるに、　　前左大臣

はる〳〵となぎたるあさの岩がねにまつとはゑるし宮島の神

祭神

〔大日本國一宮記〕伊都伎島神社天照與素盞烏誓給生三女内市杵島姫　　安藝佐伯郡

〔歸國日記 熊谷直好〕やう〳〵鞆の浦に著きぬ、〇中略けふ〇六月六日よりは此浦の祭なりとて、いと賑はゝし、祭る神は祇園の大神なり、京と同く、明る七日いでましありて、十四日歸らせたまふとぞ、宵祭見んとて、人々と共にあがる、

寡、彼所蘇民將來二人在〈伎〉、兄蘇民將來甚貧窮、弟將來富饒屋倉一百在〈伎〉、爰武塔神借宿處、惜而不借、兄蘇民將來借奉、卽以粟柄爲座、以粟飯等饗奉、饗奉旣畢出坐、後〈爾〉經年率八柱子還來而詔久、我將來之爲報答、曰汝子孫其家〈爾〉在哉〈止〉問給、蘇民將來答申〈久〉、已女子與斯婦侍〈止〉申、卽詔久、以茅輪令著於腰上、隨詔令著、卽夜〈爾〉蘇民與女人二人〈乎〉置〈天〉、皆悉許呂志保呂保志〈天伎〉、卽詔久、吾者速須佐雄能神也、後世〈仁〉疫氣在者、汝蘇民將來之子孫〈止〉云〈天〉、以茅輪著腰上詔、隨詔令著、卽家在人者將免〈止〉詔〈伎〉、

〔官社祭神考證下〕沼名前神社

明治八年五月十五日、沼名前神ノ御靈代ヲ祇園社ニ遷座シ、祇園神ヲ以テ相殿神トセラル、

〔神名帳考證備後〕沼名前神社

豐宇氣姬、屋船豐宇氣姬命、〈稻靈〉若狹國佐伎治神社、佐支神社、日本紀云、用渟浪田稻爲飯嘗之、同〈雄略〉云、吉備海部直赤尾、出雲風土記云、奴奈宜波比賣命、沼名海也、今云鞆浦渡神社乎、船玉命、海童神、前幸也、道祖和名佐倍乃加美、

〔大日本史神祇十七〕沼名前神社〈今在鞆浦、曰渡明神、〉蓋祀和多須神、〈按諸書云、本社祀船玉神、卽猿田彥神、恐誤、神功征韓、海路平安、名曰渡明神、卽其爲海神也、蓋矣、渡讀爲和多須、與隱岐海神社〈隱岐〉讀和多須神者上同、蓋謂海神豐玉姬也、附以備考、〉

社地

〔國花萬葉記十三備後〕渡社〈ワタスモリ〉　沼隈郡鞆ニ有リ

疫隅社　右同所　號祇園

〔日本鹿子十二備後〕船玉大明神　鞆ニ立

祭祀

〔國花萬葉記十三備後〕疫隅社　祭六月十四日

〔諸國圖會年中行事大成六月四〕十四日　鞆天王祭

備後國鞆にあり、疫隅社と號す、祭神祇園に同じ、

沼名前神社

名稱

沼名前神社ハ備後國沼隈郡鞆町ニ在リ、現今國幣小社タリ、

〔延喜式 神名 十〕備後國沼隈郡沼名前(ヌナクマ)神社

〔神社覈録 備後 五十五〕沼名前神社

沼名前は、奴奈久萬と訓べし、○中略 連胤按るに、沼名前は郡名に同じく、地名なりつるを、郡名はかの二字に撰みし時に、名字を省きしより以來、奴乃久萬と唱ふるならん、印本此根 ○延喜式 に、ヌナサキと點せるはあし、泥むべからず、

祭神

〔神社啓蒙 六〕渡神社　在備後國沼隈郡鞆所祭之神一座、

船玉命 卜部說曰、猿田彥也、

里諺曰、昔神功皇后三韓發向之日、於此浦備舟楫蓄兵食發路也、即於渡之地、以鞆爲神璽而祠舟玉神、故名此地曰鞆、

〔八幡宮本紀 一〕俗傳の說にいはく、皇后○神功 西國におもむかせ給ふ時、備後國沼隈郡鞆浦において、舟楫をそろへ、兵食をたくはへてみちたち給ふ、其地の渡といふ所にして、鞆を以て神璽として、船玉命 猿田彥大神也 を祭り給ふ、故に此地を鞆浦と名づけぬ、その祭り給ひし船玉命は、今の渡の神社これなり、

〔神社覈録 備後 五十五〕沼名前神社　祭神素盞嗚尊、社說 鞆浦に在す、今祇園牛頭天王と稱す、

〔國花萬葉記 備後 十三〕疫隅社　祭神三座　山城國祇園と同じ　此社の事、備後風土記に見ゆ、神緣播州廣峯の祇園と同じきか、今備後國に於て疫隅社と云と云々、

〔釋日本紀 述義 七〕備後國風土記曰、疫隅國社、昔北海坐志 武塔神、南海神之女子乎 與波比爾 坐爾 日

合若大臣のもち給ふ七尺五寸の鐵の弓、射場氏藤大夫引折しなど、おほくのむかし語を聞て、細谷川のほとりに吟行す、〇中略

其夜、藤井氏のもとにやどりて、

帶にせるほそ谷川もうちとけて一夜やどかる吉備の山かせ、とまくらの上につらねぬ、長嘯子の詠に、

とゞこほるほそたに川もうちとけてけふは春しるきびの山人、賀陽中番のもとにて、連歌師玄的の歌に、

まがねふくほそ谷川の音にのみきゝわたりにしきびの中山、宮ばしらにみえし發句とて、牡丹花の筆なりしに、いまはきえてうせしとぞ、ありき山をたち入て、

こゝになけ山あり木ありほとゝぎす

宗祇法師、修行のころ、

朝霞これしもあけのゐがきかな

紹巴法眼、この社にこし給ひて、

しげりそふ木のまにほそし谷の水

高安かたに、玄旨法印の短冊あり、作者は旅人と書て、

神はきねがならはしなればまづつきて鬮子にしたききびつ宮哉、これは先年予をたのみて、この筆の來歷をかゝせられし、はやむかしめきてをかし、

雜載

從四位上行伯耆備前權守康貢王　外從五位下行大祐兼宮主卜部宿禰
從四位下行大副大中臣朝臣　正六位上行權大祐大中臣朝臣
權大副從五位下卜部宿禰兼親　正六位上行少祐津守宿禰得重
正五位下行少副大中臣朝臣　正六位上行少祐大中臣朝臣
從五位下行權少副大中臣朝臣　正六位上行大史齋部宿禰

〔元亨釋書十七願雜〕藤井久任者、備中州吉備津宮神官也、平居事祭祠、業漁釣、寬治四年二月剃髮、法名戒寂、專念彌陀、謝絕妻子、而不忌酒哉、八月往大祝賀陽貞政、謂曰、我欲啗鮮、故來也、貞政盛具腥羶、寂食已曰、我近燒身、謁君無日、貞政爲戲也、乃於撫阿鄉柴津嶋、積薪於地上、至期妻子親族盡來集、寂以家貲分付妻子曰、汝等早歸故居、又莫悲戀、日午時白衆僧曰、爲我修懺、懺了入薪中自放火、煙焰裏念佛聲不亂、年六十餘、後三日、貞政聞之曰、我繫祭法忌喪事、而追慕尤甚、不顧祀式、遂往薪所、哽咽曰、北邙之煙、幾殘遺燼、西方之月、願承餘光、慟哭而歸、

〔元亨釋書二傳智〕釋榮西、號明庵、備之中州吉備津宮人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也、

〔類聚名物考神祇八〕吉備津宮　きびつのみや

此比備中の國の、吉備津宮の神職藤井出羽といふ者の來りて、物語のついでに、その宮の事など聞侍りしに、六家の社官、かはる〳〵社務をつかさどるとかや、神秘多きよしにて、委くはいはざれども、その略緣起を見せぬればしるしつく、

〔宣胤卿記〕永正十四年四月十七日、入道相國使細川右京大夫高國法樂備中一宮和歌題、來廿八日四首被傳送之、〔中納言方三首、先日被送之、〕

〔あまの子のすさび三〕舟のたより有て、備中の宮内にわたる、〇中略社司は賀陽信親の祝師、上番中番下番、高安の何がし藤井末吉、かれもこれも從來知たる人なれば、みちびかれて見めぐりぬ、百

擡頭

殖、以錢爲備前少目、至于寬平八年秩罷、居住本鄕葦守、〇中略良藤兄大領豐仲、弟統領豐蔭、吉備津彥神宮禰宜豐恒、及良藤男左兵衞志忠貞等、皆豪富之人也、〇又見今昔物語

〔壬生官務家藏古文書〕備中國吉備津彥社氏人等解申請本官裁事

請特任先例神主賀陽貞政朝臣在京間以氏人致貞暫被補神主代官狀

右氏人等謹檢故實、諸社神主在京之時、暫置代官令勤神事之例、古今多存、爰件貞政、當社倉舍等移却舊跡、改造他所之由依有被問之事、去正月之比、其身上道、而件事未令辨決之間、重亦殺害伴氏之由、依被告言有其沙汰、空以稽留、然間每月恒例之勤、闕怠甚多、近則去二季御祭、依無代官既致懈怠、倩案物情、無止神事有恐闕乏、況乎九月御祭、旁失恒例之勤、輙違如在之禮、因茲又十一月御祭已近近也、□被下代官令勤彼恒例之事而已、望請任先例以氏人致貞爲當社代官、件貞政在京之間、被執行神事者、將仰道理之貴矣、仍注事狀以解、

延久二年十月廿八日　氏人正六位上賀陽朝臣致貞

正六位上賀陽朝臣清任

蔭子正六位上賀陽朝臣貞經

〔壬生官務家藏古文書〕神祇官解申請天裁事

請被殊蒙天裁因准傍例以正六位上賀陽朝臣致貞令勤仕坐□□□吉備津彥社神主代官狀

右得彼社氏人等解狀偁、〇中略望請任先例以氏人致貞爲當社代官、件貞政在京之間、被令執行神事者、將仰道理之貴者、官加覆審、氏人等所申可然、望請天裁、因准傍例、以件致貞爲彼代官、被令勤仕神事、仍勒在狀謹解、

延久二年十一月七日　正六位上行權少史卜部宿禰

外從五位下行□□大祐□□宿禰

水をくみこみてたきたつれば、何時も釜動ずる也、神納受あれば、雷のごとく動ずといひならはしぬ、されども常に人家にある釜のうなる事、かならず凶事なりとて忌事也、楚辭卜居篇、瓦釜雷鳴、朱子の解に、瓦釜無聲之物、雷鳴謂妖怪、而作聲如雷鳴也などあれば、凶事といふ事も、さも有べき事也、いま吉備津の宮釜の動ずる事、愚盲の男女ひとへに信ずる事、誠に可笑の一也、

〔類聚名物考神祇八〕吉備津宮　きびつのみや

今按に、釜鳴事、先年かの宮の神職藤井出羽、江戸へ來し時、相談らひてその事聞しに、此にいふが如し、〇上文所引、據無名抄　思ふに神の納受あらざらんには、鳴事も有、ならぬ事も有べきに、すべてはなる事いぶかし、是きはめて釜中に鳴べきしかけの有てならせ、又はそれをさゝへて鳴さぬ事も有なるべし、今茶家の鐵釜には、必ずたぎりといふ物をつけねば、涌沸る時聲なし、釜をたぎらせんとてその物を作る也、このしかけに違ひなしと思はる、

神異

〔古事談六亭宅諸道〕元正、〇大神氏下向八幡御領備中國吉河保、二季御神樂保上洛之間、於室泊、俄心神違例如亡、片鬢如雪變也、成奇異之思、令巫卜之處、吉備津宮託宣給云々、適下向當國、依不聞其曲、所成祟也云云、忽押歸參詣彼宮、吹皇章已下秘曲等之間、白鬢立尋常云々、〇又見十訓抄十

〔十訓抄十　一〕備中守政長が、神拜に下ける時、則高、正資、時資など云、時の舞の上手共をいざなひ下たりけるに、吉備津宮の御前にて、則高陵王を舞ける時に、寶殿大にゆすりひゞきておびたゞしかりけり、こゝらに集りたる者共驚きさはぎけるを、正資時資おそろしながら思ける樣、則高が舞、ことにかひ有てめでたし、忽に寶殿ひゞき給へるいとゞ忝し、但我等今落蹲をまはんとす、若此時しるしなくば、いみじき耻なるべしと思て、寶殿に向ひて泣々祈申けり、陵王入て後、各舞けるに、始より增りざまに寶殿ゆすり、いとゞおそろしかりけり、

神職

〔扶桑略記二十二宇多〕寛平八年、善家秘記云、余寛平五年出爲備中介、時有賀夜郡人賀陽良藤者、頗有貨

主水、夕暁乃御膳平附供奉止申、と見えたる、此阿佐女は、主水とともに、夕暁の御膳のことゝりおこなふものなれば、こゝによくかなへり、わが大神の宮所は、上つ代よりうごきなければ直會のごとく、ふることをいひつたへたるたぐひのこれかれとあれば阿佐女にやともおもはる、のちの人おもひさだめてよ、

〔本朝神社考三〕吉備
備中國吉備津宮裏有釜、每有新事、巫人煙湯、而浸竹葉以灌身、又詣神者欲試事、奠粢盛于釜前、祝唱畢燃柴、則釜鳴如牛聲卽吉、若釜不鳴則卽凶云、

〔神社啓蒙四〕吉備津神社
釜宮、去本殿西一町許傳聞若人有祈願、則來于當宮、就神官卜鳴聲吉凶也、仍奮神士女、輻輳如市、

〔神道名目類聚抄六雜〕吉備津宮御釜備中國吉備津宮ニアリ　吉備津宮ニ釜アリ、參詣ノ人、事ヲ試ント欲スル時ハ、釜前ニ粢盛ヲ備ヘ、神官祝詞ヲ申テ後、柴ヲ釜下ニ燃ス、則釜ノ鳴事、牛ノホユル聲ノ如シ、其試事、凶ナレバ鳴事ナシ、吉ナル時ハ鳴事爾ノ如シ、

〔九州のみちの記豐臣勝俊〕備中のくに、きびの中山につきぬ、○中略其所に宮づくりし給ふは、すなはちきびつ大明神と申奉る、火たきやに、釜ふたつをならべすゑおきたりける、其かまひとつ、神供をとゝのふる每に、おびたゞしくなりとよむよしをきゝて、のぞみはべりける、まことにいかづちなどのやうに、ゑばしとゞろきてきこえけり、これぞ此神秘となむいひつたへし、

〔あまの子のすさび三〕其翌日舟のたより有て備中の宮内にわたる、○中略それよりかの鳴動する釜の殿に詣て、俳一句つぶやきて退く、人々をかしがりし、
　退之しらずや御釜の冬になるを以て

〔續無名抄中〕備中吉備津宮に釜の動ずる事あり、巫覡釜の下に火をたき、あらひ米を一つまみ入、

神釜

〔松の落葉四〕わが大神の御饌たく竈殿の直會といふ米の事

おのが家、遠つ祖より、鳴音たかく天の下にきこえたる、こゝの竈殿のことゝりおこなふそくをかねたり、さるからに此直會の米の事をも、いぶかしがりてとふ人のあるに、年老てそのをりをりいらへするも、ものうければ、おもひされるよしをこゝにいはんとす、中略此吉備の國わたりのならひ、あるはやむ人ありて願たつるをり、あるはかへりまをしの時などに、御饌たてまつらんとてまうで來て、かねてその事かたらふ、わが神のみや人によりていへば、いざなひて廣前にまゐり、ことのよし申し、かへさに竈殿にいりて、もろともにをがむ、此處にかなへかゝれるかま、ふたつならびあり、西なるはみけたくかま、東なるはなるかまなり、あそめといふおうなふたりいでゝ、ひとりは、東のかまにて、かれたる松葉たく、今ひとりは、そのかなへによりて、うへなるこしきのうちにて、米ふりちらせば、なりとゞろくおとす、ことはてゝ、そのちらせし米をかきよせ、ものにいれて、はふりのまへにもちく、はふりそれを紙につゝみ、直會とて願主にえさす、さるは御饌たきてたてまつるには、何くれのさほふありて、時かはりゆくを、願主のまちかねてかへらんとするに、かのこしきのうちにちりたる米を、直會しろのこゝろにてえさすゆゑに、昔よりそれをも奈保良比といひならひたるにて、初穗しろのものを、はつほといふがごとし、

〔松の落葉四〕阿曾女

直會の米のくだりにいひつる、竈殿の阿曾女といふおうなのこと、こゝに昔よりいひつたへたるは、此國の岩屋山のふもとなる阿曾の村にて、むかしより竈殿のかなへはいることとす、そこよりまゐりつるおうなをあそめといひそめて、つぎ〳〵はさならぬをも、しかいふならんといへり、高尙おもふに、そはむかし人のおしはかりにて、まことは阿佐女をよこなまりていふにやあらん、江家次第十五の卷、踐祚大嘗會のくだりに、天皇還廻立殿之後、采女進南戸下申云、阿佐女

神領

〔文德實錄四〕仁壽二年八月辛酉、四品吉備津彥命神奉充封廿戶、

〔日本鹿子十二備中〕吉備津宮　社領百六十石

祭祀

〔類聚名物考神祇八〕吉備津宮

年中祭禮七十餘度、九月中酉日大祭有、　祠官七十餘家　御朱印社領百六十石　神寶鐵弓、式部卿宇合所持、

奉幣

〔文德實錄七〕齊衡二年二月癸亥、備中國言、吉備津彥名明〇明恐衍神庫內鈴鎖、一夜三鳴、四月乙卯、遣使者向備中國奉幣吉備津彥名神、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也〇中略神寶支配事、　山陽道(中略)備中吉備津彥

參詣

〔道ゆきぶり今川貞世〕から川〇備前とかやいふところにとゞまりて、つとめては、きびつ宮の御まへよりすぐる、みちのほとりちかき鳥居のもとに、くちなし色の衣きたる神づかさども立なみつゝ、たびのぬさたてまつるなるべし、きびの中山とは、備中と此備前との二の社の中なればなるべし、谷川はおとにきゝしより猶心ぼそげなり、うちつゞきたるいがきのさまは、げにぞかうかうしきや、この御社どもに、上矢一づゝたてまつりぬ、

〔吉備津宮參詣之記〕四日、吉備津一宮〇備前に詣侍りて、

朝な夕な思ふ人あるふるさとをきびつの宮に深く祈らん

細谷川をわたるとて

音たえず落くる水の白糸は細谷川の名にぞ流る、

岩つたふ細谷川のながれをば尋ねてこゝにきびの中山、備中の吉備津宮にまうで侍りて、堀家氏のあないを得て、神寶たやすくをがみまつる、

社殿

〔扶桑略記二十九後冷泉〕康平四年十一月廿五日、備中國吉備津彦社燒亡

〔和漢三才圖會七十八備中〕吉備津宮　本社北向、鳥居有レ二、

〔備中國吉備津宮略緣起類聚名物考所引〕今の社再興の事は百一代後小松院の御宇、明德元年に草創有て、百二代稱光院の御宇、應永卅二年に落成す、經營の間卅六歲と云、星霜を經たる事凡三百餘歲、

〔あまの子のすさび三〕名にしおふきびの中山、松の木すゑ綠をたれ、內外淸淨のあらし、高く森々たる宮居、心も言葉も及ばれぬ風致、西國第一の社頭也、石の華表本宮二字の額は、竹門の御筆也、秋蚓春蛇の勢、たゞいけるもの丶ごとし、

〔遗實見聞記〕備中吉備の宮の廻廊、安藝嚴島の廻廊は、毛利家御老中、おもひ〳〵に一間二間五間十間宛寄進也、于レ今廻廊に所々棟板あり、桂能登守元澄の棟札なども見えたり、

神階

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年十月甲寅、奉レ授二備中國無位吉備津彦命神從四位下一、

〔續日本後紀十八仁明〕承和十五年〇嘉祥元年二月辛亥、奉レ授二備中國吉備津彦命神從四位上一、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月丁巳、特授二備中國吉備津彦命神四品一、

〔文德實錄九〕天安元年六月壬辰、在二備中國一四品吉備津彦命神授二三品一、

〔三代實錄二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二備中國三品吉備都彦命二品一、

〔長寬勘文〕天慶三年二月一日丁酉、有二諸社位記請印事一、去承平五年、依二海賊事一、被レ祈二申十三社一位記也、

一品吉備津彦命備中

社格

〔延喜式十神名〕備中國賀夜郡吉備津彦神社名神大

〔文德實錄四〕仁壽二年二月丁巳、特授二備中國吉備津彦命神四品一、列二於官社一、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座略〇中吉備津彦神社一座備中國

〔大日本國一宮記〕吉備津宮備前備中備後三國一宮也　備中賀夜郡

給ひし事、一宮社記に見えて、應神天皇二十年、備中國に幸行し給ひし時、御友別命、鴨別命などに、國內を割て賜りし事、日本紀にも姓氏錄にも見えたれば、御兄弟ともに、凡二百五十年ほどの御齡なりし事知べし、

〔松の落葉〔一〕〕大吉備津彥命と申御名

おのれがつかへまつる神は、比古伊佐勢理毘古命と申ぞ正しき御名なりける、古事記に亦の御名を大吉備津彥命としるされたる、此御名は吉備國をことむけたまひしみいさをによりての事なるべければ、このきびのくにわたりにては、さ申も、よかめれど、大といふもじをはぶきて、吉備津彥命と申ならへるはわろし、大といふもじをしも、もらすべしやは、いともかしこし、かつは若建吉備津彥命とまぎれもすべきなり、かくはぶくまじきもじなるを、日本書紀に、吉備津彥命としるしたまひしより、世々の國史延喜式などにも、さやうにかゝれしはあぢきなき事なりかし、此わたりの人もそれにならひてなるべし、

社地

〔和漢三才圖會〔七十八備中〕〕吉備津宮　在賀陽郡、板倉川之東、備前界山尾、

〔日本鹿子〔十二備中〕〕吉備津宮　吉備中山ニ立

〔九州のみちの記〔豐臣勝俊〕〕日かずをへつゝゆくまゝに、備中のくに、きびの中山につきぬ、つれづれさのあまり、こゝかしこ見ありきはべりて、彼ほそ谷川の邊にいたりて、

けふぞみるほそ谷川のおとにのみ聞わたりにしきびの中山、その水上にのぼりてみれば、ちひさき池のなかより、たえだえ出る淸水なりけり、かのしみづ、みな月のころほひも、たゆることなしとなむいへり、その谷川のひろさ、筆疊といふものゝながさばかりなむ有ける、其夜は神主のいへにとまりぬ、翌日は雨そぼふりければ、ゆきもやらず、其所に宮づくりし給ふは、すなはちきびつ大明神と申奉る、

〔古事記中卷〕大倭根子日子賦斗邇命、坐黑田廬戸宮、治天下也、此天皇〇中略、娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命、生御子〇中略、比古伊佐勢理毘古命、亦名大吉備津日子命、〇中略、又娶其阿禮比賣命之弟蠅伊呂杼、生御子日子寤間命、次若日子建吉備津日子命、二柱〇中略、大吉備津日子命、與若建吉備津日子命、二柱相副、而於針間氷河之前居忌瓮、而針間爲道口、以言向和吉備國也、故此大吉備津日子命者、吉備上道臣之祖也、次若日子建吉備津日子命者、吉備下道臣、笠臣祖、

〔日本書紀四孝靈〕二年二月丙寅、妃倭國香媛、亦名絙某姉、生倭迹々日百襲姫命、彦五十狹芹彦命、亦名吉備津彦命、倭迹々稚屋姫命、亦妃絙某弟、生彦狹島命、稚武彦命、弟稚武彦命是吉備臣之始祖也、

〔日本書紀五崇神〕十年七月己酉、詔群卿曰、導民之本在於教化也、今既禮神祇、災害皆耗、然遠荒人等、猶不受正朔、是未習王化耳、其選群卿、遣于四方、令知朕意、　九月甲午、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃擧兵伐之、既而共授印綬爲將軍、

〔老牛餘喘初編下〕多壽

吉備津彦命は、孝靈天皇の二年に生れ給ひて、崇神天皇の十年に、西道將軍となり給ふまでも二百二年なり、猶垂仁天皇五年に、吉備國の賊を征給ふ事、一宮社傳記にみゆ、其年までは二百六十三年なり、一宮社傳記には、二百八十有一歳にして薨給ふよしみゆ、〇中略、吉備武彦命を、稚武彦命と同じ神とする時は、景行天皇の四十年に、越國に遣はされしまで四百年なり、一宮社記の說のごとし、吉備津彦命の御子としたりとも、垂仁天皇五年に父命に從ひて、賊を征給ふ年より、景行天皇四十年まで百三十五年なり、猶生れ給ひし年しられねど、思ふに此命も二百年ばかりの齡にてぞありつらむ、〇中略、御友別命、鴨別命は、吉備津彦命の御孫にて、吉備武彦命の御子なり、此御兄弟ともに、吉備津彦命に從ひて、わが備中に下り給ひ、窟山の妖賊を平らげ

吉備津彦神社

名稱

吉備津彥神社ハ備中國賀陽郡眞金村ニ在リ、大吉備津彥命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後備前備中備後三國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式 十神名〕備中國賀夜郡吉備津彥神社

〔撮壤集 上神〕吉備宮

祭神

〔神社考詳節〕吉備宮　備州吉備津宮者、孝靈天皇之子吉備津彥命也、是吉備臣之遠祖也、

〔あまの子のすさび 三〕卅のたより有て、備中の宮內にわたる、この社は人皇第七代孝靈天皇第三の皇子吉備津彥の命、崇神天皇の御宇、四道將軍の內、西道將軍是也、十七代の帝仁德の草創にして、五社の神殿を建給ふ、本宮は孝靈天皇、內宮は開化天皇、新宮は崇神天皇、吉備津姬の岩山の神社、本殿は吉備津彥命、是を伊佐世利彥の命と名づく、

〔大日本國一宮記〕吉備津宮（孝靈皇子吉備津彥命者非也、孝靈三世吉備武彥命也、備前備中備後三國一宮也、）　備中賀夜郡

〔延喜式神名帳頭註〕備中賀夜郡

吉備津彥　人皇第七孝靈天皇御子彥五十狹芹彥命、亦名吉備津彥命、此說非也、孝靈三世皇子吉備武彥命也、日本紀與風土記符合、景行天皇御宇、彼御子吉備武彥命祀吉備國、如備中國風土記、者、賀夜郡伊勢御社東有河、名宮瀨川、河西者吉備建日子命之宮造、此三世王、故之名宮瀨、鎭請年紀未分明、

〔國花萬葉記 十三備中〕吉備津宮　賀屋郡ニ有、社家說に云、

本宮孝靈帝（本殿より南三町）　本殿吉備武彥　岩山地主神（本殿より巽七町餘）　內宮孝靈帝后（同上）　新宮吉備津彥（本殿より南十町）　釜殿（本殿より西へ一町）

の祭禮新嘗相嘗行はれず、かたそぎの千木もそれならねば社名をだに知人なし、あゝなげくにあきたらず、今綱政、いにしへの道を神明のあまねく萬民を守たまひ、靈應あきらかなるを聞傳へ、心にもとめし宿願の事、和漢そのためしあまたなれば、大神に二なく、唯一のまことをもつていのる、もとより神は非禮を受ず、正直のいたゞきにやどりしとなれば、ねがひのまゝに、神德をはげまし給へと、神代の古風をあふぎ、愚なる口に三十一もじの言の葉をつらね、神慮を勵し奉る、感じて通ず、これを神といふとの說あれば、和光昏迷にかゝげ、社號の德を施し、仁を安し、令子を授たまひ、子孫を繁く昌に、皇親の神威速なる時は、靈宮瑞籬拜殿鳥居等新に造建し奉らむと、精誠抽て、これを祈物ならし、

從四位下侍從兼伊豫守源朝臣綱政上

ゆふだすきかけてぞ頼む皇親の普く照らす神のみかげを

寛文十年三月吉辰

雜載

〔安仁神社藏文書〕備前國豐原御庄邑久鄕蓮華寺住持祐闍申

當寺文書紛失狀連署證判事

一寺敷牓示之內四至東小千手谷南大道西王子森、成行枝山當寺領行枝畠之西峯、北峯

彼敷地內田畠山林等皆寺領牓示之內也

合安仁社經免分帳之事

一所藤光名內栗栖里十五坪四段可　安仁社大般若免

一所同藤光名內栗栖里廿五坪參段　安仁社大般若免

一所同行乃名內栗栖里廿六坪四十五代　安仁社大般若免

一所力丸名內栗栖里十坪貳段內廿代安仁社四卷經、一反廿代千手六所權現免、

一所同力丸名內栗栖里十二坪四段　安仁社四卷經免

一所同力丸名內則道屋敷畠參段　安仁社四卷經免

已上

康永三年七月廿五日註之　住持沙門祐闍

〔安仁神社藏文書〕邑久鄕內安仁社經免事、中吉左京を申掠候間、不ㇾ可ㇾ渡之由宇喜多方へ申下候、其分可ㇾ令ㇾ存知ㇾ候、恐々謹言、

文明貳十一月廿日　則宗花押

島村彈正右衛門殿

〔安仁神社藏文書〕謹上再拜々々夫安仁の神社は、天照大神をいはひ祭、一國の大廟にして、いんさきひじりの御代には、奉幣例幣など捧られしとふるき文に見え侍れば、天下の蒼生、みたまのふゆをかうむらすといふ事なし、中古より國々の大社の勅使もなく、當宮もその例たえはて、四時

行在遊し、兵食を備蓄し、舟檝を修補し、東行し給へる故、東南の海濱に、皇兄尊の靈宮を建營て、兄神社（土人の口碑に、むかし西の國から御出なされた、天子樣の御兄樣を祭つた御宮ぢやさ云傳たり、一字の名稱は必ず二字に改め、好字を取れ、美名をつけよと奈良の大宮に天下統御し玉ひし時、宣布し玉へるによりて、兄を安仁の文字に改めけるにや、）さ奉稱しける神社たる故に、久方宮（吉備温故秘錄に社號たる、吉備津彥神社所藏古文書中、元龜年間、國內の神名記中に、邑郡久方宮、[illegible]幾ばくの神、[illegible]）久ども尊稱せる也、

社地

〔神名帳考證土代備前〕安仁神社　考今在藤井村

社殿

〔備陽國志邑久郡十二〕安仁神社藤井村

創造時代不詳、○中略康永三年四月火災、此時記錄等燒失せり、古へは社頭莊麗にして、神事嚴重に、勅使下向の儀式等あり、今に社頭の北方に勅使屋敷の跡あり、

〔吉備烈公遺事〕公○池田光政國中ノ淫祠壞タセ玉ヒシ時、安仁神社ハ延喜式ニノセタリ、先王ノ禮典ニアリトテ造營アリ、夫ヨリ年每ニ、同姓ノ大夫ニ命ゼラレテ、拜禮ノ事始リケリ、

〔備前略史三〕寬文六年丙午五月、毀雜祠、○中略修安仁神社、光政、○中略更ニ社殿ヲ造營シ、歲次祀典ヲ修セシム、（傳云、當社ハ興國年中、回祿ニ罹リ、宮殿ヨリ記錄ニ至ルマデ、悉ク烏有ニ屬ス、寬永中、綱政再ビ宮殿ヲ營ム、）

社格

〔延喜式神名十〕備前國邑久郡安仁神社名神大

〔續日本後紀仁明十〕承和八年二月己酉、備前國邑久郡安仁神、預名神焉、

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座○中略　安仁神社一座備前國

〔神社覈錄備前五十三〕安仁神社　國人平賀某云、貞治元年邑久郡豐原庄四至傍示、（庄內ノ記文也）二町當國二宮御領山、古ハ吉備津ヲ一宮ト云、安仁ヲ二宮ト云シナリ、

神領

〔備陽國志邑久郡十二〕安仁神社　社領五石　中比社領も凡千三百石計有し由、金吾中納言秀秋の時、社領沒收す其後輝政○池田君の御時、社領五石御寄附、

安仁神社

名稱

祭神

安仁神社ハ備前國邑久郡藤井村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

〔延喜式十神名〕備前國邑久郡安仁(アニ)神社名神大

〔國内神名帳〕正二位安仁大明神　坐邑久郡

〔神名帳考證備前〕安仁神社

阿太賀田須命、安仁與和邇音通、舊事紀云、阿田賀田須命、和邇君等祖、越前國兄子神社、同云、下道國造兄彥命、亦名稻建別、古事記云、科賜百濟國若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇師、日本紀云、分川島縣封長子稻速別、是下道臣之始祖也、姓氏錄云、和仁古、大國主六世孫阿太賀田須命之後也、

〔安仁神社社記〕安仁神社　一ニ久方宮ト稱ス

祭神一座五瀨命神武天皇皇兄ニ坐ス　相殿神二座稻氷命、御毛沼命、　末社左右相殿神十八座但一字合祀

一ニ雙多神ト稱ス

これの安仁神社は、神武天皇の皇兄五瀨命を奉齋れる御社にして、相殿に稻氷命御毛沼命を配祀せる也、さて社號の安仁の名義は、兄の假字にて、安仁の字義にあらざる事勿論也兄の神社と申義にて、當國に鎭座ある式内の神二十六座の中、當社は素より大社なるが上に、仁明天皇承和八年名神に預らせ給へるは、往昔より厚く御尊崇遊ばされし朝旨炳焉也、そは神武天皇の皇兄にましませる故也、〇中略五瀨命は、御東征の御創業を吉備國高島宮にして、數年の間總括し給ひ、聖慮を惱させ給ひしを、御大業遂させ給はず、御陣中にして、賊矢の爲に聖體崩御し給へるは、二千五百餘年の今日まで、恐歎惟哨し奉るに堪ず、況や皇太弟とます神武天皇、いか許か宸怒追悼ましましけむ、然して皇弟大和國に入らせ給ひ、登極し給ひける後、皇兄五瀨命、數年此吉備國に

有木祠　在田邊香々美間、祝部有木居此、一宮調荷丁者二人、一曰有木、一曰藤內、有木巡國西五郡、藤內又巡國東五郡、相傳鎭座以來之祝也、按有木元地名、在吉備津社東、一名有木別所、蓋方自吉備勸請當社之時、有木祝部、來止于本州者、以有木爲號乎、

神仙山　有本社北、(苫東郡)此地曾祭泰山府君、

猿休　去華表東十三町、(其地名野部山、屬苫東郡、)有石名猿腰懸、往年津山士人、採安假山、其夜怪異無數、其人大怖還于本處、舊說以猿爲一宮之使獸、是故贊殿谷有猿祠、小原村亦有之、今爲道祖神、蓋道祖神者猿田彥命、因附會作名可笑、又黑澤山僧傳、曾一宮有異猿、毎月十二日夜、上黑澤山而窺佛殿、雖雨風霜雪夜不闕之、名曰通夜猿、

長者屋敷　在華表東南四丁許陌阡之間、相傳肩野物部乙麻呂所居也、乙麻呂宅地方數里、奉大己貴之祀、追中山神現、心不快之、乙麻呂素好博自負、一日出獵、路傍有老人、貌甚悴疲、著笠襤褸、手挽骰子云、翁雖老其術甚精、嘗成敵手、乙麻呂下馬相挑、老父請賭地、乙麻呂笑而許之、投至十餘次、老人毎贏、忽失所如也、乙麻呂覺神之所爲、遂擧其地奉于中山、今社地是也、於是乙麻呂遷久米郡香々美庄、後營佛教寺、此寺禁博尤嚴、傳爲乙麻呂故事、神目村號內田屋敷者乙麻呂舊跡也、

注連懸　在華表南七町許、兩丘相向、祭祀日牽日御繩於東西、今爲地名、

水無瀨池　在華表西南八町許水無瀨川畔、俗曰一宮泉水場、池島有水晶石、穢濁人、觸則必不祥、山上有水火風神祠、見上、

牲殿谷　在本社西南三町餘、古之庖厨也、昔歲時祀用牲、故名牲殿、此地有猿祠、

〔一遍上人六條緣起八〕美作國一宮にまうで給けるに、穢たるものも侍らむとて、樓門のほかに、をざり屋をつくりておき奉りけり、それをたちて金森と申所におはしたりけるに、かの社の一の禰宜夢に見るやう、一遍房を今一度請せよ、聽聞せむとしめし給、又御殿の後の山のおびたゞしく鳴動しけるを、なに事ぞととへば、大明神は法性の宮におはしましつるが、御聽聞にいらせ給なりといふ、又御殿の下には、大蛇共數をしらずありと見てさめぬ、此ゆゑにかさねて召請し奉りて、此たびは非人をば門外におきて、聖時衆等をば拜殿にいれ奉る、時にみごくの釜おびたゞしくほえて、二三町ばかりきこゆ、宮づかさ不思議のおもひをなして、みこをめしてうらなはするに、われ此聖を供養せんとおもふ、此釜にて粥をして奉れと御託宣ありけり、すなはちかゆをして供養し奉りければ、かまやがてほえやみにけり、

〔作陽誌苫南郡〕中山神社

長良嶽附宮瀨川　長良嶽者、鎭座主山也、一名荒御魂岩山嶽、按吉備亦有岩山社、爲之岩山足彥命、便是吉備津彥吉備津姬也、又吉備社西長良川上有長良山、菊下水出此、彼國之名所也、備中風土記曰、賀夜郡伊勢御社東有河、名宮瀨川、河西者吉備建彥命之宮造、此三世王故名宮瀨、今當社之前、細川横流入鵜羽川者、曰宮瀨川、或說以此川爲本州名所、有橋名御手洗橋、長良宮瀨等、皆與吉備同名、彼此同神、信有據焉、

鵜羽川　舊昔神化老翁、降田邊之川上霧山、獵人有木者遇之、翁將鵜鶘羽投水曰、羽停處當立神祠、遂到長良嶽畔、而羽便停、有木與中島賴名、獲意、奉祀此地、因名河鵜羽川、又備中社家者說云、昔吉備津彥命、與夷賊溫羅戰于矢部川、命射殺溫羅、流血染河、因名血水河、溫羅之靈化巨鯉、銜流而去、命亦成大鵜、捉鯉喫之、是以一名鵜川、此方云鵜羽川、亦好事者、名以準吉備歟、

鍋淵　在田邊村、有木遇神之地也、始神現坐日、有木於此地調理饌、埋其爨器於此、乃名鍋淵、

榧結タル緒ヲ切テ指入テ去ヌ、瑞籬ノ戸ヲ閉テ、宮司等外ニ著並テ居タリ、男長櫃ヲ鏖許鵂開テ見レバ、長七八尺計アル猿横座ニアリ、歯ハ白シテ、顔ト尻トハ赤シ、次々ノ左右ニ、猿百許居並テ、面ヲ赤ク成テ、眉ハヲ上テ叫ビ喤シル、前ニ爼ニ大ナル刀置タリ、酢塩酒塩ナド皆居エタリ、人ノ鹿ナドヲ下シテ食ンズル様也、暫許有テ、横座ノ大猿立テ長櫃ヲ開ク、他ノ猿共皆立テ共ニ此ヲ開ル程ニ、男俄ニ出テ犬ニ噉ヲレ〳〵ト云ヘバ、二ツノ犬走リ出テ、大ナル猿ヲ噉テ打臥ツ、男ハ凍ノ如ナル刀ヲ抜テ、一ノ猿ヲ捕ヘテ、爼ノ上ニ引臥テ、頭ニ刀ヲ差宛テ、汝ガ人ヲ殺シテ肉村ヲ食ヘバ此ク爲ル、シヤ頸切テ犬ニ飼テント云ヘバ、猿顔ヲ赤メ目ヲシバ扣テ、歯ヲ白ク食出シテ、涙ヲ垂テ手ヲ摺ドモ、耳ニモ不聞入シテ、汝ガ多年來、多ノ人ノ子ヲ噉ルガ替ニ、今日殺テン、只今ニコソ有メレ、神ナラバ我ヲ殺セト云テ、頭ニ刀ヲ宛タレバ、此二ノ犬、多ノ猿ヲ噉殺シツ、適ニ生ヌルハ、木ニ登リ山ニ隱レテ、多ノ猿ヲ呼ビ集メテ、山響ク許、呼バヒ叫ビ合レドモ更ニ益无シ、而間一人ノ宮司ニ神託テ宣ハク、我レ今日ヨリ後、永ク此生贄ヲ不得、物ノ命ヲ不殺サ、亦此男我ヲ此捩シツトテ、其男ヲ錯犯ス事无カレ、亦生贄ノ女ヨリ始テ、其父母親類ヲモ不可捩ス、只我ヲ助ケヨト云ヘバ、宮司等皆社ノ内ニ入テ、男ニ御神此ク被仰、免シ被申ヨト忝シト云ヘバ、男不免シテ、我ハ命不惜多ノ人ノ替ニ此ヲ殺シテム、然シテ共ニ无成ナント云テ不免ヲ、祝申シ、極誓言立ツレバ、男吉々今ヨリハ此ル態ナセソト云テ、免シ奉レバ、逃テ山ニ入リヌ、男ハ家ニ返テ、其女ト永ク夫妻トシテ有ケリ、父母ハ聟ヲ喜ブ事无限、亦其家ニ露恐ルヽ事无リケリ、其モ前生ノ果ノ報ニコソハ有ケメ、其後其生贄立ル事无シテ、國平カ也ケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、〇又見宇治拾遺物

略

〔古史傳四〕美作國苫東郡中山神社（中略）宇治拾遺物語に、此社に年經つる猿丸の住て、人を取れる故事見えたり、そを直に此社の神のごと傳へたるは誤なれり、然る妖々しき物を住せおき給ひけむ、神の御心はいと異しき物なり、

品々シク寄臥タリ、物思タル氣色ニテ、髮ヲ振懸テ泣臥タルヲ見テ、此東人哀ニ思、糸惜ク思フ事无限、旣ニ祖ニ會ヌレバ、物語ナド爲、祖ノ云ク、只一人侍ル娘ヲ、然々ノ事ニ被差テ、歎キ暮シ思ヒ明シテ、月日ノ過ニ隨テ、別レ畢ナムズル事ノ近ヅキ侍ヲ悲ビ侍ルナリ、此ル國モ侍リケリ、前ノ世ニ何ナル罪ヲ造テ、此ル所ニ生レテ、此ク奇異キ目ヲ見侍ラント、東ノ人此ヲ聞テ云ク、世ニ有人、命ニ增物无、亦人ノ財ニ爲物、子ニ增ル物无、其ニ只一人持給ヘラム娘ヲ、目ノ前ニテ膾スニ造セテ見給ハンモ糸心踈シ、唯死給ヒネ、敵有物ニ行列シテ徒死爲者ハ无ヤハ有ル、佛神モ命ノ爲ニコソ怖シケレ、子ノ爲ニコソ身モ惜ケレ、亦其君ハ今ハ无人也同死ヲ其君我ニ得サセ給ヒテヨ、我其替ニ死侍ナム、其ハ己ニ給フトモ苦シトナ思ヒ給ソト、祖此ヲ聞テ、然テ其ハ何ニシ給ハムト爲ゾト問ヘバ、東ノ人只可爲樣ノ有也、此殿ニ有トテ、人ニ不宜シテ、只精進ストテ、注連ヲ引テ籠給ベシト云ヘト、祖ノ云ク、娘ダニ不死バ、我ハ亡ムニ不苦ト云テ、此ノ東ノ人ニ忍テ娘ヲ合セ、東人此ヲ妻トシテ過ル程ニ、難去思ヒケレバ、年來飼付タリケル犬山ノ犬ヲ、二ツ撰リ勝リテ、汝ヨ我ニ代レト云聞セテ懃ニ飼ヒケルニ、山ヨリ密ニ猿ヲ生捕ヘ持來テ、人モ无所ニテ、役ト犬ニ敎ヘテ噉セ習ハス、本ヨリ犬ト猿トハ中不吉者ヲ、然カ敎ヘテ習スレバ、猿ダニ見レバ、敷懸テ噉殺ス、此樣ニ習ハシ立テ、我ハ刀ハ微妙ク磨テ持タリ、東ノ人妻ニ云ク、我ハ其御代ニ死侍リナントス、死ハ然ル事ニテ、別レ申シナムズルガ悲キナリト、女不心得トモ哀ニ思フ事无限、旣ニ其日ニ成ヌレバ、宮司ヨリ始メテ、多ノ人來テ此ヲ迎フ、新キ長櫃ヲ持來テ、此ニ入ヨト云テ、長櫃ヲ寢屋ニ指入タレバ、男狩衣袴許ヲ著テ、刀ヲ身ニ引副テ長櫃ニ入ヌ、此犬二ヲバ左右ノ喬ニ入臥セツ、祖共女ヲ入タル樣ニ思ハセテ取出タレバ、鉾榊鈴鏡ヲ持ル者ノ雲ノ如クシテ、前ヲ追喤テ行ヌ、妻ハ何ナル事カ出來ラムズラント怖シキニ、男ノ我ニ替ヌルヲ哀ニ思フ、祖後ノ亡ンモ不苦、同ク无ク成ランヲ此テ止ナント思居タリ、生贄御社ニ將參テ、祝申テ、瑞籬ノ戸ヲ開テ、此長

離、又變至嬰武伯芳信哉、相傳此社在一宮鎭座前、卽是地主神也、　若宮在湯谷、境內方二十間、去本殿二十三町、相傳中山神第一子也、十二月十二日爲祭、　十二所神社在社林南三十間、昔霧山有大蛇、屢犯神、因遣眷屬十二神擊而平之、十二神者、飛火、速風、神杖、神劒、茂木、荒瀧、弓守、矢遺、山上、山末、勝手、駒牽、　上宮在同所、爲一宮補佐神、　倉稻魂神社在本殿南二十五間、四月午日祭之、祈五穀豐稔、牛馬蕃育、　素盞嗚神社在鳥井南五町五十間、其地號天王山、　山王權現社在御手洗橋南石壁上、

　天神社去本社正北一町餘、松林中有祠、其地名天神山、　白神社在華表南二町廿二間、患齒病者祈此多驗、不知何神矣、　水火風社在本社正南八町許、三山相並、北祠爲水神、南祠爲火神、西祠爲風神、　其餘社地、不詳者闕之、

〔今昔物語二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

今昔美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、其神ノ體ハ、中參ハ猿、高野ハ蛇ニテゾ在マシケル、每年ニ一度、其祭ケルニ生贄ヲゾ備ケル、其生贄ニハ國人ノ娘ノ未ダ不嫁ヲゾ立ケル、此ハ昔ヨリ近ク成マデ、不怠シテ久ク成ニケリ、而ル間其國ニ何人ナラヌドモ、年十六七許ナル娘ノ形チ清氣ナル持タル人有ケリ、父母此ヲ愛シテ、身ニ替テ悲ク思ケルニ、此娘ノ彼生贄ニ被差ニケリ、此ハ今年ノ祭ノ日被差ヌレバ、其日ヨリ一年ノ間ニ、養ヒ肥シテゾ次ノ年ノ祭ニハ立ケル、此娘被差テ後、父母无限歎キ悲ビケレ共、可遁樣无事ナレバ、月日ノ過ニ隨テ命ノ促マルヲ、祖子ノ相見ム事ノ殘リ少ク成行ケバ、日ヲ計ヘテ、互ニ泣悲ムヨリ外ノ事ナシ、然ル間東ノ方ヨリ事ノ緣有テ、其國ニ來レル人有ケリ、此人犬山ト云事ヲシテ、數ノ犬ヲ飼テ、山ニ入テ猪鹿ヲ犬ニ令噉殺テ取事ヲ業トシケル人也、亦心モ極テ猛キ者ノ物恐ヂ不爲ニテゾ有ケル、其人其國ニ暫ク有ケル間、自然ニ此事ヲ聞テケリ、而ルニ可云事有テ、此生贄ノ祖ノ家ニ行テ云入ル程ニ、延有ニ突居テ蔀ノ迫ヨリ臨ケレバ、此生贄ノ女糸清氣ニテ、色モ白ク、形モ愛敬付テ、髮長ク、田舍人ノ娘トモ不見、

于英多郡楢原村、藤内祖採菰作稷奉之、既而神入苫田郡霧山、有木者元獵人、過神于霧山、事見鵲羽川有木屹下、爾來二人蒙神旨、收東西貴賤之賽貢、備之神前、是名調荷丁、附藤内舊宅在楢原村、住者動夭死、以故雖其子孫、亦畏而遠之、舍傍有富井、嘗供神之水也、妄汲必有凶、其南十町許、有名乙田者、是上古採菰所也、

奉幣

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寳等被奉也、〇中略神寳支配事、　山陽道(中略)美作中山、

神職社僧

〔作陽誌苫南郡〕中山神社

社家　正神主曰中島、其祖中島稹名者、蒙神示現奉祭祀、後世相繼掌社職、其蒙託所名影向殿、在本殿東、其次曰美泥水島直宮坂向津屋、往有和泉齋田里中田驗間堀坂岡大谷等、皆神官、延寳五年冬、有故罷職、又有宮國者、祭時國中下神官列坐神前、宮國爲之長、俗曰社男司、社僧曰眞應寺、見寺院部、古常衆庵如住庵等、社僧之房甚多、今皆荒廢矣、

〔作陽誌苫南郡〕靈谷山眞應寺

當寺者在西一宮村、元曰神應寺、前住放海、改神爲眞、傳言貞觀年中、慈覺來本州、縞白靡然歸趨建寺六十刹、台脈到今、綿延無絕、有慈覺像、假安社內、此寺素兼仲山社職、薰修無怠、常祝禱天下安泰、國家悠久、因分社領內二十石、充資料、

本尊不動慈覺作　文殊堂在仲山境內　鎭守山王權現　境界東西五十間、南北西際廿九間、東際十八間、　本寺延曆寺法流總持房

攝社末社

〔作陽誌苫南郡〕中山神社

末社　國主神社在華表東南四十間餘、所祭大己貴命、以十月亥日修祭、大己貴命、一名大國主命、故稱大國主社、略曰國主社、世俗以倭訓相近、謬曰國師、或曰御國師、甚者至曰奥西、華言一變、至其譯侏

元祿元十二月朔日　御判

神主

右　長成君劵

〔作陽誌苫南郡〕中山神社

祭祀　毎月朔望三日廿一日廿八日、及良辰佳節祭典、一如故規、年中神事甚多、略如左錄、

正月元旦至上元、有歲初行事、十六日、古以鹿爲牲、其儀正月十五日、久米郡弓削鄕人會下二箇村領信名行射禮、至詰朝獵于大菅山、獲鹿二頭、卽獻之當社、名曰神鹿祭、雖此祭今絕、而自正月八日至四月四日九十日頃、不忌喫鹿合火、遺風存者亦良矣、蓋上古神祇之祀、多用熊皮鹿皮、桓武天皇朝始禁之、後世諸社最忌鹿、是亦有故、然非古式、同廿一日、神主印牛王、頒贖都鄙、（牛王者、字從生土、其意以生土神符、厭禳不祥也、）

四月三日、此祭名根本式、蓋和銅六年四月、始勸請吉備社之日也、一說慶雲三年夏五月、神乘白馬現、九月廿一日、入田邊鄕霧山、同四年四月三日、遷祭于中山麓鵜羽川上長良嶽、以故名根本式、昔每年此日有猿樂、古例俳長、奉五明十二枚於神前、因名神扇能、天正中、若鶴大夫每來、

同月中午日、爲神田植祭、社僧大般若轉讀、自此日至五々前、四方商賈雲集、衣服器用、醫藥食品、及馬駒犢牛之類、爭以交易、傀儡俳優、小娼遊妓、擾雜附猶、十數日頃、往來蟻然、是謂一宮市、

九月廿一日、流鏑馬、社僧大般若轉讀、初於文殊堂修之、堂亡後讀神前、堂趾尙存、社僧說云、中山神本地文殊師利菩薩、

十一月朔日至七日、夜々神樂、俗曰七日注連、凡當社七日祈禱者、初日宮匝神呪、二日百度詣、三日神樂、四日湯立、五日流鏑馬、六日武射的、七日神餅祭、皆有祝詞之秘、

同月中午日、稟貴賤奉賽之錢穀於神前、祝部藤內有木者二人、捧巨幣而來、各立于社場半日許、神主祝詞畢後取其幣收之有起伏七度半之禮、皆古例也、相傳藤內有木者、共鎭座以來之祝也、昔神始現

神領

〔大日本國一宮記〕中山神社　美作苫東郡

〔延喜式神名帳頭註〕美作苫東郡　中山　一宮也

〔日本鹿子十二美作〕中山大明神　當社は大己貴命の垂跡として、當國の一宮也ト云々、

〔作陽誌苫南郡〕中山神社　社領　八十石公券如左

爲當社領三十石令寄附訖、祭禮燈明無懈怠可相勤者也、

慶長九年三月十一日　御判

一宮

爲一宮社領七十石於當村令寄進訖、燈明祭禮可有勤仕之狀如件、

慶長九年十一月二日　御判

社家中　社僧中

右劵　本源君

一之宮爲社領加增東南條郡東一之宮村之內十石令寄進候、全可有領知者也、

寛永十二年正月十八日　御判

神主

右劵　長繼君

爲一宮社領苫東郡東一宮村之內七十石事、任先規令寄進之訖、如有來可配分之者、神事祭禮無懈怠可勤仕者也、仍如件、

元祿元十二月朔日　御判

社家中　社僧中

爲一宮社領苫東郡東一宮村之內高十石事、任先規令寄進訖者、神事祭禮無懈怠可爲勤仕者也、

〔日本鹿子 十二美作〕中山大明神　苫東郡立

〔大日本史 神祇十九〕中山神社 中亦作仲、神社記三、在苫田郷西一宮村、今屬西北條郡、稱中山明神、

社殿

〔作陽誌 苫南郡〕中山神社

本殿　相傳天文末、苫田人乘國弊爲亂、群盜響應、兵至數千、尼子晴久連戰不勝、賊將據于本社、晴久誓曰、今爲國家除凶惡、勢非火攻不能克之、蓋不得已也、一國統平、更造殿宇、遂縱火本殿、末社廻廊瑞籬甍爲灰炭、賊兵大敗、永祿二年、晴久建社賽奠焉、今本殿是也、棟榜曰、永祿己未卯月五日戌遷座畢、大願主佐々木修理大夫源晴久、本願眞海、當時御名代多賀對馬守中原久幸、社務屋葺筑後守源幸保、奉行人富田、住侶寶春院聖香、棟梁伯州住中尾藤左衛門、大工宗五郎、

總神殿　總神殿在內陣北、古來社多、火災後未營之、姑構一祠於內陣、歲時合祭之、名曰總神殿、其餘廳殿膳間反殿虎間高廊拜殿、皆與本殿相連、○中略本殿北有御供殿、東南有神樂殿、

華表　自拜殿至御手洗橋長二十三間、自橋至鳥井、道之左右石壁相挾、長五十間、鳥井外有古木、社家名伊保木、

鐘樓　在本社南、曾津山川除淵夜々有異氣、識者曰、應有古物、因索水中、果得古鐘、銘仲山大神宮五字、便懸諸社傍、聲音瀏喨、

神階

〔三代實錄 四清和〕貞觀二年正月廿七日戊寅、授美作國正五位下中山神從四位下、

〔三代實錄 十一清和〕貞觀七年七月廿六日乙巳、進美作國從四位下仲山神階、加從三位、

〔三代實錄 二十七清和〕貞觀十七年四月五日丁巳、授美作國從三位中山神正三位、

社格

〔延喜式 十神名〕美作國苫東郡中山神社 名神大

〔三代實錄 九清和〕貞觀六年八月十四日戊辰、詔以美作國從四位下仲山大神、○中略列官社、

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座○中略　中山神社一座 美作國

社地

所祭之神、吉備武彥命、便是與吉備社同神也、一宮記曰、吉備武彥命、備前備中備後三國之一宮也、今按、美作本吉備國、和銅六年四月乙未所分國也、故勸請吉備一宮、而爲本州一宮也、蓋號中山者、以自吉備中山遷之也、凡當社地名、與備中符合者衆見下、相傳相殿祭吉備津彥命、吉備津姬命、合爲三座、吉備社此二神號地主神、所謂岩山神社是也、此方祠官每稱曰長良嶽岩山坐中山神社、疑是以吉備本殿與岩山社併言者歟、一說中山神社三座、中鏡作命、左天糠戶命、右石凝姥命、日本紀曰、思兼神有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象而奉招禱也、故卽以石凝姥爲冶工、採天香山之金以作日矛、又曰日神擧體不平、或恚恨、迺居于天石窟閉其磐戶、于時諸神憂之、乃使鏡作部遠祖天糠戶者作鏡云々、晉宗〇江村按眞金吹吉備之中山者、和歌熟語、而自古稱唱本州者吉備國也、石凝姥者眞金吹冶工神也、因祭號中山社乎、但三座者未解之、延喜式載大和國城下郡鏡作神社二座、一曰鏡作伊多神社、一曰鏡作麻氣神社、神名帳頭註麻氣神社天糠戶命、伊多神社石凝姥命云、古來稱二神便爲之鏡作命、未聞二神之外、別有鏡作命者、雖其裔有鏡作部人、非其功當配享祖神、當社指孰神爲鏡作命以祭議、二神之中位未考之、一宮記曰、美作國中山社大己貴命、是說亦非也、大己貴者地主神、而號國主社者是也、一宮記謬爲正殿矣、

〔大日本史神祇十九〕中山神社、所祀與備中吉備津彥社同神也、按三備始以吉備津宮爲一宮、本國和銅六年割備中新置、卽當時亦分祀此神、而中山之號、亦襲吉備中山之名也、世俗或據古歌眞金吹吉備中山之詞、以爲鏡作祖石凝姥、或傳會美濃中山、以爲金山彥、皆謬說也、

〔諸國神名帳美作〕中山神社　中山神者、卽中山祇神也、

〔山陽道美作記一〕一宮正一位中山大神宮なり

祭神　猨々杵尊　鏡作尊　大己貴尊

〇按ズルニ、本社祭神諸說一ナラズ、今併セ擧ゲテ參考ニ供ス、

〔國花萬葉記十三美作〕中山大明神　苫東郡國府津山之北一里ニ有

中山神社

中山神社ハ美作國西北條郡一宮村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

美作苫東郡

〔延喜式神名十〕美作國苫東郡中山神社名神大

〔大日本國一宮記〕中山神社大己貴御魂也

〔延喜式神名帳頭註〕美作苫東郡　中山　大己貴命

〇按ズルニ、此他類聚既驗抄、國花萬葉記、日本鹿子、諸社一覽、和漢三才圖會等ノ書、皆祭神大己貴命トアリ、

〔諸社根元記〕諸國一宮神名帳　中山大明神天照大神御子鏡作神第三

〔神名帳考證美作〕中山神社　今在田邊保中山龍長柄嵩、鏡作命、〇中略社家云、鏡作命、金山彥命乎、社司相傳云、中山神、鏡作命也、按此傳得實矣、何者鏡作祖石凝姥神也、金石同物、鏡以金作之、與金山彥同德也、美濃國仲山金山彥神社、古歌云、眞金吹吉備中山、

〔神社覈錄美作五十二〕中山神社　祭神鏡作命社說

一宮記、頭註等、祭神大己貴神と云り、今暫く社說に從ふ、猶考ふべし、

〔古史傳四〕美作國苫東郡中山神社、〇中略祭神を、社傳には、鏡作命なりと云ひ、一宮記には、大己貴命と見えたれど、催馬樂古歌に、眞金吹吉備中山と詠ることありて、此國は和銅六年に、備前國の六郡を分て立られたる國なれば、金神に坐すこと決し、さて美濃國の仲山神社も此より移したる故に、仲山とは云ならむ、

〔作陽誌苫東郡〕中山神社

奉幣

伊和大名持神五戸播磨

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中略

神寶支配事、山陽道播磨伊和

ム、其瑞籬ノ門、神樂奉幣絶エズ、綠松ノ庭、財施法施無盡者也、任國宰吏必先參詣ス、毎度田園ヲ寄附シテ、國衙官人歩ヲ運テ祭禮ニ隨ヘリ、當國第一ノ宮トシテ、正一位ヲ授ケラル、

〔百練抄 七二條〕平治元年八月二日、陣定、〇中略播磨國伊和社燒亡事、

〔百練抄 十六後深草〕建長元年四月四日乙巳、軒廊御卜、播磨國一宮燒亡事　六月廿二日壬戌、仗議也、播磨一宮伊和社炎上事

七月五日甲戌、被宣下伊和社炎上事、可勘申諸道之由、

〔播磨鑑 二十四宍粟郡〕一宮伊和大明神、神戸郷十ヶ村當國一之宮、

本社、北向前殿、同拜殿、同拜殿、同、各檜皮葺、舞臺、拜殿ヨリ遙貫向ニアリ御供殿、東ヘヨリ西向鳥居、東ノ方門二ツ、

〔一宮巡詣記〕廿七日、磯川歩渡、みつゞ村、たい村、川船渡し、せひの村を過ぎ、神戸村に至る、神主英保外記所にて支度して、一宮へ參る、額正一位伊和大明神と吉田兼連の筆なり、

神階

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授播磨國伊和坐大名持御魂神從四位下、

〔三代實錄 三十九陽成〕元慶五年六月廿九日乙巳、授播磨國從四位下勳八等伊和坐大名持御魂神正四位下、

〇按ズルニ、前條載スル所ノ峯相記ニ、正一位ヲ授ケ奉ルコトアレド、年月詳ナラズ、

社格

〔延喜式 十神名〕播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社 名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座 〇中略 伊和神社一座 播磨國

〔大日本國一宮記〕伊和神社　播磨宍粟郡

〔延喜式神名帳頭註〕播磨宍粟郡　伊和　一宮也

神領

〔新抄格勅符抄 神封〕大同元年牒

播磨伊和神十三戸 播磨國

諸神新封　本封之外合加私注付

名稱　祭神　社地　社殿

伊和神社

伊和神社ハ播磨國宍粟郡神戸ニ在リ、大己貴命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣小社タリ、

〔延喜式神名十〕播磨國宍粟郡伊和ニ坐大名持御魂ノ神社

〔大日本國一宮記〕伊和神社大己貴御魂也　播磨宍粟郡

〔諸神記〕一伊和社播磨國
大己貴命　垂跡也

〔一宮巡詣記〕廿七日、○中略一宮へ參る、○中略此社後には、素盞嗚尊、陽には大己貴命と縁起に有、

〔和漢三才圖會播磨七十七〕伊和大明神　在宍粟郡伊和村

〔神社覈録播磨五十一〕伊和坐大名持御魂神社　伊和郷神戸に在す

〔播磨風土記宍禾郡〕伊和村、本名神酒　大神○大己貴命釀酒此村、故曰神酒村、又云於和村、大神國作訖以後云、於和等於我美岐、

〔峯相記〕一宮伊和大明神者、宍粟郡伊和郷ニ坐ス、素盞男ノ尊ノ第一ノ皇子大己貴尊、白山妙理權現ト顯坐ス、爰ニ神功皇后、三韓ヲセメ給ヒシ時、副將軍トシテ彼ノ戰場ニ向ヒ坐ス、靜謐ノ後皇后歸洛ノ時、偏異賊勝ニ乘ル事アラバ、中國ノ諸神ヲ相催テ、責戰ベキ由御約諾ヲ蒙リ、神勅ニ隨テ、當國神戸地ハ、四方山ヲ廻テ、河ノ流レ谷口、无雙ノ要害タル間、此ニ陣ヲ取テ後、薨卒ノ體ヲ顯シ坐ス、其後數百年ヲ經テ後、欽明天皇廿五年師安元年甲申、伊和恒郷ニ託シテ、此地ニ我ヲ崇ベシト云々、夢ニ驚テ居屋ノ西ノ野ヲ見ルニ、一宿ヲ經テ、數千本松相生並ベリ、群鶴多飛來テ、近邊在家ヲ燒拂ヒ、淸淨地ト成テ、大ニ白キ鶴二ツ、北ニ向テ眠リ居ケリ、其跡ニ北向ニ神殿ヲ造リ始

神、其實非二別社一也、附以備レ考、

社地

〔神名帳考證 播磨〕海神社三座　今在二垂水村一

〔播磨鑑 三十一 明石郡〕海神社三座（垂見村日向大明神ノ御事ナリ）

〔播磨名所巡覽圖會 二〕垂水神社（西たるみにあり、式内、日向大明神と稱す、）神名帳海神神（〇下神字恐衍）社三社、

神階

〔三代實錄 二 清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二播磨國從五位下海神從五位上一、

〔長寬勘文〕天慶三年二月一日丁酉、有二諸神十三位記請印事一、去承平五年、依二海賊事一、祈二申十三社一故也、（〇中略）

正五位下海神

〇按ズルニ、本書國名ヲ載セズト雖モ、蓋シ本社ノ事ナラン、

社格

〔延喜式 十 神名〕播磨國明石郡海神社三座（並名神大、月次新嘗、）

〔延喜式 三 臨時祭〕名神祭二百八十五座（〇中略）海神社三座（播磨國）

神領

〔新抄格勅符抄 神封〕大同元年牒　播磨明石垂水神十戸（播磨）

〔播磨名所巡覽圖會 二〕垂水神社　日向明神

源忠國公より二石餘の祭料、秀吉公祈禱料として御寄附の山あり、其山攝播にありて、樵者錢を以て換ふ、（〇垂水神社圖見二本書垂水神社圖上一）

祭祀

〔播磨名所巡覽圖會 二〕垂水神社　例祭八月十五日

雜載

〔夫木和歌抄 三十四 神祇〕家集（たるみの神、和泉又播磨、）　俊頼朝臣

おりのぼる人たのめとやこゝにしもあとをたるみのあけのたまがき

海神三座者、與筑前國志加神同體、底津少童命、中津少童命、表津少童命也、世謂住吉與高砂相生之神也、按神書、伊弉諾尊、至于筑紫日向小戸橘之檍原、而祓除之時、沈濯於海底、因以生神、號曰底津少童命、次底筒男命、又潜濯於潮中、因以生神、號曰中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神、號曰表津少童命、次表筒男命、因是觀之則住吉之神與高砂之神相生之説、非無據矣、

〔播磨名所巡覽圖會〕二垂水神社　日向明神

按るに、神名帳に海神と書しは、是ワタツミなるべし、卽住吉にて、表中底の三座也、日向明神と崇め奉るは、小戸橘の國名なるべし、〇見本書垂水神社圖上

〔神祇志料〕十八播磨本社縁起に、神功皇后、三韓を征けて還りまし、時、俄に暴風起りて危かりしかば、皇后綿津見神三座を祭りしに、風波忽靜りきとあるは、古傳と聞えたり、

〔神名帳考證〕播磨海神社三座　葛城垂見宿禰、字書云、垂、將也、豐玉彦姫神配椎根津彦命、國造本紀云、明石國造、大倭直同祖、八代足尼兒、都彌自足尼定賜國造、按大倭直椎根津彦命之後、姓氏錄云、椎根津彦命九世孫矢代宿禰、續日本紀云、神護景雲三年六月癸卯、播磨國明石郡人外從五位下海直溝長等十九人、賜姓大和赤石連、

〔神社覈録〕五十一播磨海神社三座

祭神海氏祖綿積命歟、〇中略姓氏錄、右京神別下海犬養、海神綿積命之後也、拾芥抄、宮城部安嘉門、海犬養氏造之、〇中略海直、海犬養、共に同神の裔にて、安嘉門を造りけるにも、其族の盛なりし事しられたり、故に氏神を重く祭り、因て官よりも殊に名神祭に加へられたるならむ、

〔大日本史〕神祇十九海神社三座、又曰明石垂水神、蓋祀海神大綿津見、及豐玉彦、豐玉姫三神、實明石國造外家之神也、按本紀(先代舊事本紀)彦火火出見尊娶海神豐玉彦女豐玉姫、生武位起命、其子椎根津彦、卽明石國造祖、據此本社蓋國造所奉祀也、攝津住吉郡大海神社二座、又所謂住吉社祀豐玉彦、豐玉姫二神、所謂住吉垂水神蓋此、可以相證也、又考播磨國内神名帳、峯相記、有海大神、垂水大神、則似各別社、意本社三座、蓋其一座曰海大神、二座曰垂水大

神祇部九十

海神社

海神社ハ播磨國明石郡垂水村ニ在リ、底津綿津見命、中津綿津見命、表津綿津見命ヲ祀ル、延喜ノ制、並ニ名神大社ニ列シ、月次新嘗ノ二祭ニ預ル、現今官幣中社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕播磨國明石郡海神社三座

〔神名帳考證土代播磨〕海神社三座

百木云、印本海ヲタルミト訓メリ、和抄ニ垂見鄕ミユ、且今モ垂水村アリテ、神社モアリト云ヘリ、サレバ海字ノ上ニ、垂字脫タルニヤトオモヘド、臨時祭式、及三實○三代實錄ニモ垂字ナケレバ、サニハアラズ、故オモフニ、神社ノ在ル地名モテ、タルミノ神トモ稱セルヲ、ヤガテ訓ニツケタルニヤアラム、

〔神社覈錄五十一播磨〕海神社三座

海は安麻と訓べし、○中略垂水村に在す、今日向大明神と稱す、○中略連胤云、印本○延喜式タルミと點せり、またワタツミとも讀り、出雲本タルミの假字に從へり、然れど海字タルミと讀る例なければ、今海氏の神としてアマと讀り、上田百木云、神社の在る地名して、タルミの神とも稱せるを、頓て訓につけたるにやあらんといへり、然るべし、攝津國豐島郡垂水神社、其祭神詳ならねど、住吉と共に八十島祭に預り給へり、恐らくは海神に坐しけむ、然らば當社も同神也けらし、抑垂水神といふが名高きしのから誤りたるなるべし、

祭神

〔諸國神名帳播磨〕海神社三座 號高砂社

水若酢命神社

水若酢命神社ハ隱岐國隱地郡一宮村ニ在リ、水若酢命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

名稱　〔延喜式 神名十〕隱岐國隱地郡水若酢ミナワカスノ命神社

〔伊呂波字類抄 九見〕水若酢ミツワカスノ命 隱岐國隱地郡三座内

祭神　〔神名帳考證 隱岐〕水若酢命神社　稚產靈命歟

社地　〔神名帳考證土代 隱岐〕水若酢命神社 名神大　隱州視聽合記云、當郡一宮村ニ一宮社アリ、社ハ田園ノ中ニアリ云々、蒼々タル林下、宮殿神々シ、村ハ北ノ山下ニアリテ、祠人モ亦コヽニ住リ、其言ニ曰、此神ハ崇德天皇ヲ崇メ奉ルト、左右ノ園圃ハ皆神領也トゾ、信友按、右紀ニ云ヘル一宮、當郡第一ノ舊キ大社トキコユ、モシクハ當神社ニモヤアラン、

〔神社覈錄 隱岐 五十〕水若酢命神社　連胤按るに、當社ハ、當國一宮なるべし、此處を一宮村といふ、さるに一宮記には、知夫郡由良姬神社と云り、姬神社實に一宮ならば、今里人だにしらぬばかりの小社となれるもあやしからずや、夫に反して當社の盛に座ませる、一宮にあらずして何せむや、よく考ふべし

神階　〔隱州神名帳 隱地郡〕正四位上水若酢明神

社格　〔延喜式 神名十〕隱岐國隱地郡水若酢命神社 名神大

〔續日本後紀 仁明 十二〕承和九年九月乙巳、隱岐國隱地郡水若酢命神、預官社、

〔延喜式 臨時祭 三〕名神祭二百八十五座 中略　水若酢命神社一座 隱岐國

神位
神職

〔大日本國一宮記〕物部神社　石見安濃郡

〔神名帳考證土代石見〕物部神社　御朱印三百石餘

〔神名帳考證土代石見〕物部神社　神主ハ河合國造ト云フ、此社ハ銀山御領內也、河合國造、姓ハ物部ニテ、金原氏也、石見國造ト云フ、　篤胤云、金原ト云ハズ金子ト云フトゾ、

物部神社

名稱

物部神社ハ石見國安濃郡川合村ニ在リ、宇麻志摩遲命ヲ祀ル、本國ノ一宮ニシテ、現今國幣小社ニ列ス、

〔延喜式神名十〕石見國安濃郡物部(モノヽベノ)神社

〔伊呂波字類抄毛諸社〕物部神社(石見國安濃郡等坐)

祭神

〔大日本國一宮記〕物部神社(饒速日尊子宇麻志摩千命)　石見安濃郡(○又見諸國神名帳)

〔延喜式神名帳頭註〕石見安濃郡　物部　味間乳命

社地

〔神名帳考證石見〕物部(モノノベ)神社　在川合郷

社殿

〔御書付留四〕七月(○延享三年)十五日、加賀守殿、御目付へ、

石見國一宮物部大明神國造金子左京亮ニ付社家　庵原內記

石見國　出雲國　因幡國　伯耆國　安藝國　周防國　長門國

右物部大明神社頭、先年類燒ニ付、當九月より來巳十月迄四箇年之間、右國々勸化御免、

神階

〔三代實錄十六清和〕貞觀十一年三月廿二日庚辰、授石見國從五位上物部神正五位下、

〔三代實錄二十七清和〕貞觀十七年十月十日己未、授石見國正五位下物部神正五位上、

〔三代實錄三十六陽成〕元慶三年九月四日辛卯、授石見國正五位上物部神從四位下、

〔日本紀略二朱雀〕天慶四年十一月十九日乙亥、奉授石見國從四位下物部神從四位上、

社格

〔延喜式神名十〕石見國安濃郡物部神社

〔續日本後紀六仁明〕承和四年正月辛卯、在石見國五箇郡中神總十五社、始預官社、以能應吏民之禱、久救旱疫之災也、(其神名具在神祇官帳)

しきもなし竿投ぬれば、宮仕のみぎり、袂の厚贄なるが、御坂のあないす、神籬のあたりとおもへばおぼつかな、と式部がよみし鐘のほのかなるをとぢめしに、習合の地にて、佛を内院に崇、さにぬりの樓門にすがひて、玉を琢ける梵刹所せげなり、おくまりたる樾の陰、本宮あり、素盞をはじめ三女、下宮は大日孁貴に五男、都て十神鎮し給ひし、一揖百拜して、心葉の眞榊、さほうのごとくたいまつり、退啓うや〳〵しく社殿堂塔順拜して、涼しげなる勾欄の護朽にうちもたれ、山の古をきかまほしきに、社人奇石一ッもたり來ぬ、見れば天工自然の柏の形明々たり、ざる手もたゆくあなたふと、いたゞく、ゑぼうしおのこの曰、此北嶺鰐成嶽より、此神柏葉を投たまふて、此葉落とゞまらん所に宮造せんと有しが、はたして此土の下に此異石ま、出侍し、希有の神形見かな、三角柏によざし、はわかのうらもとひたく、いとかんぐしくぞおぼゆ、かしこのそしろ田は、此國の稲種初穂田、古歌にもよまれたる齋田といひし、やがて龜首桂父さし出す、一軸ス小序略ス、

和歌苗や芦原小田の初見草

ちはやぶる九空を出雲路の神代もしるき日の御碕かな

り、藻の上に小蛇とぐろして流れより候を、神主兩手にて受て、直に神前にそなへ候恒例なり、右蛇或は一日、又は兩日程、其まゝにて動かずして死しける、夫を直に干、かため、年々の蛇形を納め置に、信仰にて乞候ものあれば、附屬して遣しけると、戸田因州にも、去年右神主より差越受納有しと、寺社奉行勤の節物語なり、尤白蛇と唱へ候得ども、紫白には無之、黑ずみ候蛇なりとぞ、

神職社僧

〔懷橘談 神門郡 下〕日御崎　神主は檢校從四位尊久と申て、鵜鷀草葺不合尊の後胤、昔は三位迄經侍るなど、こと〴〵敷系譜をかたり侍る、

〔出雲神社巡拜記 神門 五〕日御崎大神宮　祭主御手代衆日御崎三位檢校

〔懷橘談 神門郡 下〕日御崎　社中をみれば、御正體とて、佛像を鑄あらはしたる鏡のごとき物を懸ならべ、香を燒、幡を懸、いむとていはぬ事にもあらねば、僧は經をよみ、鐘をたゝく事頻也、○中略八人の乙女神樂を奏しけるが、樂器も笛篳篥和琴やうの物もみえず、大鼓銅拍子などは、せめての事にや、鰐口といふ鐘をぞたゝき侍る、

〔神社啓蒙 五〕日御崎

攝社

天葺根神社、在出雲郷字料、又名波屋雄明神、神主祖神也、大歳神社、在岡郷日非、　蛭兒神社、在當所、　日臺神社、此所有陳丘神秘、　大土神社、在栗津郷、　荒魂神社、在蛇山、　宇賀神社、在園村、

雜載

〔神社啓蒙 五〕日御崎

問、當宮有紋石者、石面有柏葉、如良工雕刻、而難爲數片、其紋猶存也、相傳稱神紋是也否、曰、按名神記、出雲國日崎山、有柏葉紋形石、神代昔平國而後、登熊成峯、爲柏占曰、吾欲住於柏葉之所止也、遂隨風止於此地、故至今示其幽契、○全文略之

〔日本行脚文集 四〕日神崎海眺　○中略　あはれ不少緣まうでかなと、膽にしみてつや〳〵われかのけ

社格　神領　祭祀

○按ズルニ、此後明和八年五月、天明二年七月、寛政四年七月、文化四年十二月等ニモ、本社修復助力ノ爲、諸國ニ勸化スルコトヲ免セシコトアリ、今之ヲ略ス、

〔出雲神社巡拜記五神門〕日御崎大神宮
社地殿宇の次第、先下の社は五間四方、高四丈六尺、拜殿七間半ニ六間半、幣殿四間半ニ三間半、玉垣卅二間半、上の宮三間四方、高四丈五尺、拜殿四間半四方、高四丈三尺、幣殿二間ニ八尺、玉垣廿八間、樓門四間ニ二間、二階四方高欄、廻廊一間半ニ長四十九間、門神二社一間半四方、祓殿六間ニ四間、配膳所三間ニ一間半、火燒屋五間ニ二間、寶庫三間ニ二間、其宮中宮外の殿宇、數々各廣大也、

〔出雲風土記出雲郡〕美佐伎社(中略)以上五十八所並在神祇官、

〔國花萬葉記十三出雲〕日御崎　出雲郡大社の西北二里許ニ有　社領六百石○又見和漢三才圖會、

〔出雲神社巡拜記五神門〕日御崎大神宮　祭日七夕八朔○中略　祭禮式の次第は、正月元旦の神事より始て、十二月晦日の夜、檢挍登山神劒奉天の神事まで、年中七十五度あり、

〔國花萬葉記十三出雲〕日御崎　十月神在月の祭祀、并ニ十二月除夜に、捧劒の禮奠などゝて、神驗の靈なる事多し、

〔神社啓蒙五〕日御崎
問、當宮祭官每歲十二月除夜夜半、雖甚雨大雪、揭裳帶劒入山中、捧所帶之劒於天神也、及黎明下於山、嘗雨雪不霑一點也、是何遺風耶、曰傳聞昔八東水命、斬八岐蛇、及尾而刀缺、卽擘而視之、有一神劒、此不可以私用也、乃遣五世孫天葺根命奉於天、蓋當宮祭官葺根命之神裔也、仍于今有天神奉劒之遺習乎、此外十月神無月祭祀、并除夕禮奠等、姑舍之、

〔耳底記四〕日の御崎神事の事
日の御崎神事の節は、神主海邊に至り、波打際に立居ける事なるが、毎年日時を違へず、沖の方よ

也、其美譽芳聲、永與神德共垂于不朽、玆架高樓、以掛巨鐘、其銘曰、
英靈所在、肅然神風、出雲之國、御崎之宮、陰有靈貴、陽有進雄、淸鏡掛日、良劒吐虹、五男三女、名異體同、
社分上下、名振東西、氣遍天外、水行地中、德安百姓、明達四聰、杵築隣近、山陰路通、星霜歲久、廟壇觸空、
官命興絕、工役呈功、經營盡美、威驗無窮、一樓高聳、九乳惟洪、脫出鑪鞴、鑄鎔鑛銅、似示淵默、忽破昏蒙、
砭針徹耳、展轉驚夢、深更霜白、講寺花紅、鏗爾鯨吼、般其雷公、祈者必應、敬而可崇、家齊國治、道泰時豐、
洋乎來格、原始要終、庚辰之歲

日御崎上宮鐘銘

時哉鳴鐘、響徹林谷、朝來進粢、夜闌催粥、忽驚睡夫、更警巫祝、乃摛寸忱、以介景福、神靈所歆、昭昭穆穆、

日御崎社盥漱盤

石盤獻大神、洗手採江蘋、一杓瀉淸水、六根絕點塵、垢汙時去、侮明德日知新、磨光成雕刻、永年以不泯、

〔御書付留 三〕五月寛保二〇年九日、御目付へ、

雲州日御崎　三位檢挍

出雲國　因幡國　伯耆國　播磨國　備前國　安藝國　石見國

右日御崎社及大破候ニ付、修復爲助力勸化御免、寺社奉行連印之勸化狀持參、來亥年より丑年迄、
御料私領寺社領在町可致巡行、間、志之輩は、物の多少によらず可致寄進、有御料は御代官、私領は
領主地頭より可申渡候、

〔御書付留 一〕二月明和三〇年四日、御目付へ、攝津守殿、

出雲國神門郡日御崎三位檢挍名代　大野美穢

右日御崎社頭就大破、修復爲助成勸化御免、尤家別に御祓幷疱瘡除之守護相配之勿論、當戌九月
より來子年迄三箇年之間、御府內勸化御免、

る古法なりなど、威力を爭ひ、兩部習合の神道をなが〳〵敷ぞ語りける、

〔たみの、日記〕御崎神社、上宮素佐之男命、下宮天照大御神、五男三女多衣命を祭れりと、僕信當いへり、

〔出雲神社巡拜記五神門〕日御崎大神宮

當社上の社、すさのをの命を旨として祭れり、又下の社ひしづみの宮は、あまてらすおほみかみの御ちんざにて、伊勢と、東西に分れて、伊勢は日の出るを拜す、京都にては日中を祭らせ給ふ、當所にては日の入るを拜す、故に日しづむの宮と云、日々祈りおこたらず、天下平らけく安らけく守らせ玉ふ靈場なり、

社地

〔出雲風土記解中出雲郡〕美佐伎社社地は所謂隱成峯の北、極陰の所也、此崎に日の大神と須佐能烏命を齋、

〔出雲風土記抄三出雲郡〕美佐伎社、在日御崎也、

〔國花萬葉記十三出雲〕日御崎　大社の西北、二里許ニ有、

社殿

〔鵞峯文集百九銘〕出雲國日御崎社鐘銘并序

出雲國者、陰陽交合之靈區、神祇集會之勝地也、御崎神職者有言、祭大雲女貴五男子下宮、祭素盞烏尊三女于上宮焉云爾、果然乎、所謂五男三女者、日神與素尊誓約之時、灌於天眞名井、相共所降誕也、其名昭々于國史、從而不論、其所崇之靈鏡寶劍、德照天地、威鎭四夷、并祭日神素尊、誰不尊信乎、誰不畏敬乎、緇徒有言、社內有多寶塔、是擬素盞烏、有十握劍、是表十羅刹、其然豈其然乎、或曰、此地是根國也、雲州者素尊所開、而宮屋之所在、且八重雲杵築、與此社接隣、則以爲其幽魂所遊乎、天曆帝上〇村深崇此宮、加賜日字、號日御崎、祭祀不怠、靈驗惟新、然雲霞既古、殿宇頽敗、頃年社僧順式來江戶、屢因幕下左右、請修造事、遂得達于台聽、有旨可之、於是故國守京極氏、蒙鈞命監造宮事、有故不果、今大守拾遺源直政君、相繼奉命落成之、宮廟改觀、給素窮丁、雕楹玉礎、繡栭雲楣、輪奐奐矣、嗟乎偉哉、可謂盛擧

庵伊州大神、有素盞鎮座、而稱大土御祖神也、是豈非中國垂跡而何耶、其往日以對姉有安忍陵奪之情、雖到清地之後、不稱素盞、猶名八握髯、或稱比良木也、此中國無顯名鎮座之謂、曰稱大土御祖、則當宮將爲地祇耶、曰否、令義解神祇令、夏野註曰、天神者、伊勢、山城鴨、住吉、出雲國造齋神等類是也、其爲天神無疑也、曰令稱國造齋神者、恐非指杵築神乎、曰不然、令又曰、地祇者、大神、大倭、葛木鴨、出雲大汝神等類是也、此國造與大汝所以相分也、曰國造者、相傳爲杵築神官之名、然吾子何爲御崎神耶、曰素盞烏來于此國、斬八岐蛇、遂詔曰、八雲立出雲國、於是始有出雲名也、此國造非御崎神何耶、〇中略曰風土記所載之稱御崎山者、指日御崎乎、曰否、別在于去此地之東二里許、最此神神領而採材薪之山也、故有此名、

問、里諺往々御崎神社、杵築大社之離宮、故今又接杵築郷中云是也否、曰不然、上一座杵築大社之父素盞烏尊、下一座素盞烏尊姉大日孁貴也、然則胡爲謂離宮哉矣、若强有稱離宮者、則彼爲高貴尊詔子、而敬父之神言爲何耶、其稱杵築郷中者吾未聞焉、

問、上社配三女、下社合五男、是何據乎、曰神紀所謂天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉吾兒、乃取子養焉、又勅曰、其十握劒者、是素盞烏尊物也、故此三女神悉爾兒、便授之素盞烏尊云、是上下三五合祭之緣、

〔懷橘談下神門郡〕日御崎　耕雲明魏紀云、雲州日御崎明神は、卽杵築大明神の季女、而十羅刹女の化現也、荒地山の鎮守也、孝靈天皇六十一年現靈威云々、一說には、伊弉諾尊、訶遇突智を斬て、劒の鐔より垂血、激越て神となる、甕速日神、次に熯速日神と申奉る、是御崎明神ともいへり、衆說區々なりしに、祠官の語りけるは、上の三社は田心姬、湍津姬、市杵島姬の三女に、素盞烏を合祭れり、下の五社は正哉吾勝尊、天穗日命、天津彥根命、活津彥根命、熊野櫲樟日命五男に、天照大神を合祭て、上の社、下の社、都て十羅刹女と崇め奉りし故に、杵築より先此宮へまゐり、下向して大社へ參り侍

日御碕神社

日御碕神社ハ出雲國神門郡日御碕村ニ在リ、社ヲ上下ニ別ツ、上社ニハ、素戔嗚尊ニ、田心姫、湍津姫、嚴島姫ヲ合祀シ、下社ニハ、天照大神ニ、正哉吾勝尊、天穗日命、天津彥根命、活津彥根命、熊野櫲日命ヲ合祀ス、現今國幣小社ニ列ス、

名稱

〔延喜式 神名 十〕出雲國出雲郡御碕神社

〔出雲風土記 出雲郡〕美佐伎社

〔出雲神社巡拜記 神門 五〕日御碕大神宮 本社 兩殿

〔延喜式神名帳頭註〕出雲出雲郡　御碕　天照大神

祭神

〔諸國神名帳 出雲〕御碕神社、大己貴神也、

〔神社啓蒙 五〕日御碕

在出雲國出雲郡出雲郷也、杵築大社之西北二里許、所祭神二座、相殿八座、諸社首焉、蓋御碕佐田之兩社、蓋御碕者天下地主神、佐田者皇統大祖尊神也、故名神記、以御碕杵築佐田之三、稱出雲三箇大社、

上社、社記曰、八束水神、名神記曰、八握髯尊者、素盞嗚別稱也、蓋八握髯生之緣矣、○中略 相殿三座、田心姫、湍津姫、嚴島姫也、○中略

下社、社記曰、大日霎貴、名神記曰、當國大日霎貴產生之地、而今又有日神垂跡也、故名日御碕、相殿五座、所謂正哉吾勝尊、天穗日命、天津彥根命、活津彥根命、次熊野櫲日命、○中略

或問、神祇令註曰、素盞嗚尊行於根國、故於中國無降跡云、然則上社爲素盞未審、曰否、神紀所謂根國者、蓋此處之謂、夫以根國爲何者乎、若其所入之處、則卽其降跡也、安得無此也哉、且本朝第一祖

雜載

窮る事なり、先ヅ九十兩月の間、三穗凡三百軒餘の家數の內、男子十二三才より老年まで、いづれも右の二神より夢の告あり、都合二度なり、正神主と一年神主になる人と同じ夢を見る事なり、但し白髮の老人來りて告る事もあり、また淨衣烏帽子著たる人の夢の告もあり、みな正神主と同じ夢を見る事なり、都合三度にて、三年後の年の神主窮るなり、夫につきその家を煤拂して鹽水にて洗ひ、佛檀を寺へ預け、前後三箇年佛事を禁ず、則十二月大晦日の夜より、海邊なれば、毎夜八ツ時頃汐ごりをとりて、一年が間、右の二神一社へ參りて、假神主首尾よく勤む事を願ふ、これ夢の告ありし年の翌年、一年中の事なり、さて三年目の春三月十日は、右神社の祭禮なれば、其日前年の神主より神役うけとり、是迄前二年より船著なれば、船中安全のためとて、諸國船より米初穗料の金銀錢を送る、夫にて前後三年を暮すなり、妻あれば不淨の時、裏に他家にて離れ家象てあり、これへ遣し、清淨になれば常のごとし、如此して此祭禮の日、大なる湯立の釜ありて、水八分いれ、焚立て湯玉のたつ時に、其年の新神主、淨衣白無垢風折烏帽子著したるまゝにて、その湯釜へ入て煮るなり、介抱の前、神主數へありて、皆其加減を見て、息絶たりと思ふ時、四五人にて釜より出し、神前の荒菰の上にねかし置なり、しばらくして生かへり起たる時に、拜殿までかき出して、幣帛を持せ皆平伏す、其時近國參詣の老若男女、大勢群集して、心得たる人人は、皆々神託を書留るために、紙矢立を持參しまちひかへ居る、彼一年神主幣を振る、三々九度七五三其事濟て、其一年中の作の善惡、病などのはやる事、一々神の告あり、其事終りて其まゝ臥す時に、神前の菰の上へかき乘せ、またしばらくして元の如し、衣服著かへて家に歸るなり、但しいつにても願立有て、祈願相たのみ神託を願へば、右の通り湯立して、一年神主を釜へ入れ、祭禮の如くして神託を告るなり、此初穗金七兩二歩なり、是もをり〳〵船かたよりあるなり、

〔出雲神社巡拜記一島根〕三保關三穗兩社大明神　當社御神德に、舟乘りは勿論、五こくの種物を下さる、事有、是又格別の事なれば、巡拜の人其心得を以拜禮すべし、

名稱

祭神　社地

社格

神職

美保神社

美保神社ハ出雲國島根郡美保關村ニ在リ、御穗須々美命、事代主命ヲ祀ル、故ニ又兩社大明神トモ云フ、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕出雲國島根郡美保神社

〔伊呂波字類抄見諸社〕美保神社(出雲國島根郡十四座內)

〔出雲風土記島根郡〕美保鄉、郡家正東廿七里一百六十四步、所造天下大神命、娶高志國坐神意支都久辰爲命子、俾都久辰爲命子、奴奈宜置波比賣命、而令產神御穗須々美命、是神坐矣、故云美保、

〔出雲風土記抄二島根郡〕美保社、併祭神御穗須須美命、與御祖大己貴命、及御母努奈支智波比賣命、

〔延喜式神名帳頭注〕出雲島根郡　美保　三穗津姬也、一座事代主、

〔懷橋談上島根郡〕美保　美保鄉は、大己貴命、高志國に坐す神意支都久支爲命の子、俾都久辰井命の子、奴奈宜置波比賣命を娶て、神御穗須々美命を產たまふ、此神坐す故に美保と云、また高皇產靈命の子、三穗津姬は、大己貴命娶りたまふ、三保明神是也といへり、大己貴の御子、事代主神遊行きて、出雲國三保の崎に在す、釣魚を以て樂としたまふ、或は鳥遊するを樂とす、八雲御抄に、出雲三保崎、事代主神釣しける所とあり、

〔出雲神社巡拜記一島根〕三保關、三穗兩社大明神、(記云)美保社、(式云)美保神社、(祭神一ノ宮)みほつひめの命、(二ノ宮)ことしろぬしの命、(宮社は事代主の命の神跡也)

〔出雲風土記島根郡〕美保社(中略)以上十四所並在神祇官、

〔諸國周遊奇談三〕出雲國島根郡三穗の關は、(崎とも湊とも云へり)三穗津姬命事代主命二座を祭神として、正神主橫山大隅守、(白川家執奏也)また一年神主とは、年々に代り日夜勤るをいふ、これは三年まへより

神階

〔文徳實錄三〕仁壽元年九月乙酉、特擢出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授出雲國從三位熊野神正三位、　五月廿八日癸未、授出雲國正三位勳七等熊野坐神從二位、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月八日丁丑、出雲國從二位勳七等熊野神、授正二位、

社格

〔出雲風土記意宇郡〕熊野大社(中略)以上卌八所、並在神祇官、

〔延喜式十神名〕出雲國意宇郡熊野坐神社名神大

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　熊野神社一座出雲國

神領

〔新抄格勅符抄神封〕熊野神廿五戸出雲國加十戸

〔玉勝間十三〕出雲國意宇郡神魂神社

熊野社に、賴朝卿の御敎書とてあり、出雲國一宮熊野天照大神日本火出初之社也、禁裏正月七日御祭事火上、社別當就擢出意宇郡熊野庄五百貫幷山川共令寄附訖と有、此外にも古き文書數通ありとぞ、〇中略かの社の神主秋上氏の物語也、

熊野神社

熊野神社ハ出雲國意宇郡熊野村ニ在リ、熊野大神櫛御氣野命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕出雲國意宇郡熊野坐神社

〔出雲風土記意宇郡〕熊野大社

〔出雲神社巡拜記意宇十〕熊野村宮下 熊野大神宮

祭神

〔延喜式祝詞八〕出雲國造神賀詞

出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立氐、高天原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御食野命、

〔古事記傳十三〕出雲國造神賀詞に、加夫呂伎熊野大神とある、加夫呂伎(カブロギ)は、神呂岐(カムロギ)にて、須佐之男命を申せり、こは大穴牟遲神の御祖なればなり、

〔延喜式神名帳頭註〕出雲意宇郡 熊野 伊弉、并軻遇槌、

〔長寛勘文〕出雲國熊野杵築神事

愚按、如式文(延喜式)者、出雲國并紀伊國熊野似同神、若其方付無相違、可謂同神者、是已素盞烏尊也、全非伊弉冉尊歟、又勘日本紀并先代舊事本紀、又説曰、天照大神者、伊弉諾尊所生之神也、此説多多也、若依異説者、伊弉冉尊與天照大神、雖云母子者歟、神代幽玄之事、無指明文者、難得而稱矣、

社地

〔出雲風土記意宇郡〕熊野山、郡家正南一十八里、有檜檀也、所謂熊野大神之社坐、

〔出雲風土記解上意宇郡〕熊野大社今見郡家正南、凡今道二里半、二社在、

〔懷橘談上意宇郡〕熊野山 熊野山は、熊野大神の社まします、

役六人、沓持二人、祓官社人二百人、神人六十人、巫女廿四人也、

〔一話一言二十七〕千家滿緒彥

遠島　　　　　　神職　千家滿緒彥

其方儀、神道盛に被レ行候樣致度候得共、神職共、學問未熟に候間、諸國巡行いたし、諸人へ神道之次第說聞せ、其上江戸表へ罷出、神道學校取建可レ申旨志し、雲州大社神職を隱居之上、諸國偏歷いたし、神道之講釋いたし、信仰之者共へは、本義神拜式、又は神代卷等、誓詞爲レ致候上口傳いたし、誓詞宛所は、儒學にて申唱候、禾穗之號へ、大輔之下司を書かさせ、其外護符之上包へは、從四位下、又は神事執行之節、從四位下出雲朝臣抔と相認候段、不屆之儀、殊に行衞不二相知一神職佐藤河內より認與候迚、諸人之尊信を可レ受と、僞之綸旨所持いたし罷在、其外宅內に、都て恐をも不レ顧義等相認張置、或は雲州にては致し馴候趣を以、鐵漿紅粉白粉等を相用ひ、髮をも異體にいたし、差貫を著し、又は神服と唱候、狩衣に紛敷品を著し、烏帽子をかむり、他行等致し候故、諸人を迷し候致し方、其上雜談に候共、容易に申出間敷義共を、講釋之席にて申聞せ候段、不屆之至に付、遠島被二仰付一もの也、

九月十八日落著

右ハ小田切土佐守申渡

○按ズルニ、本文何年ノ事ナルカ詳ナラズ、

〔伯耆之卷〕爰に杵築神主、船に取乘て追進せけり、俄風折木吹ければ、不レ叶して神主が船はもどり、御座船〈○後醍醐〉は任レ風ゆられさせ給ふ、

〔出雲神社巡拜記〈五神門〉〕杵築大神宮

兩國造の外、上官十六人、別火一人、釜社上官二人、祝部二人、權社家八人、宮承知二人、神輿舁八人、近習禰宜十六人、中官八人、長桐八人、伶人十六人、神厩別當二人、隨身四人、宮匠二人、注連職二人、神樂

雲州大社之神職、熱田諏訪等之神官江
來札令披見候　不宜謹言

月日

大社

國造北島殿

國造千家殿

○

神職

〔懷橘談神門郡下〕杵築

昔は國造の下に、神主檢校の兩職あり、文治年中には、内藏資忠、武士に屬しながら神主と稱し、補總檢校職たりしを、後に孝房還補せられぬ、神主檢校上官などいふ、祭の時は、御供を國造に備へ、國造故有ときは、神前に備ふ、

〔吾妻鏡六〕文治二年五月三日庚辰、出雲國杵築大社總檢校職事、停止出雲則房、以同資忠令計補給云云、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月十五日癸卯、出雲國杵築大社神主資忠、此程參候、而依有御立願、令歸參本社、可抽丹祈之由被仰含之間、今日上道、被付神馬一疋、

〔吾妻鏡十〕文治六年正月四日己未、出雲國大社神主資忠、此間參候、而管領一社仁、出雲宮中、凌數日行程、下向已及兩度、太背御意之間、日來雖無御對面、今日歸國之由依申之、偏奉優神慮、態召御前、被付進御釼一腰於彼社云云、　十三日戊辰、右武衞進書狀、出雲國大社神主資忠、背叙慮、頻雖有勅喚、曾不應之、且以關東祈禱師振威、剰潜下向東國之由有其聞之間、無左右無御計、可被改神職歟之旨所被申合也、而可被改替否、更難計申、凡如此類事、非口入限之由被報申之云云、

〔出雲風土記〕天平五年二月卅日勘造　秋鹿郡人神宅臣金太理

國造帶意宇郡大領外正六位上勳業出雲臣廣島

〔東大寺成卷文書三〕出雲國天平六年計會帳

節度使符參拾貳條　天平五年八月

一廿日符壹道〈上國造帶意宇郡大領外正六位勳十二等出雲臣廣島進狀〉以八月廿五日到國

〔類聚三代格七〕太政官符

應任出雲國意宇郡大領事

右被大納言從三位神王宣偁、奉勅、昔者國造郡領職員有別、各守其任、不敢違越、慶雲三年以來、令國造帶郡領、寄言神事、動廢公務、雖則有闕怠、而不加刑罰、乃有私門日益、不利公家、民之父母還爲巨蠹、自今以後、宜改舊例國造郡領分職任之、

延曆十七年三月廿九日

〔類聚三代格一〕太政官符

禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾事

右被右大臣宣偁、奉勅、今聞、承前國造、兼帶神主、新任之日、卽棄嫡妻、仍多娶百姓女子、號爲神宮采女、便娶爲妾、莫知限極、此是妄託神事、遂扇淫風、神道益世、豈其然乎、自今以後、不得更然、若娶妾供神事、不得已者、宜令國司注名密封、卜定一女、不得多點、如違此制、隨事科處、

延曆十七年十月十一日

〔常憲院殿御實紀二〕延寶八年九月十五日、月次なり、○中略出雲大社兩國造名代、○中略各物獻じ、御繼統を賀し奉る、

〔武家嚴制錄四十九〕神官へ奉書之次第

〔懷橘談下神門郡〕杵築

八雲山麓に北島が亭あり、一國造の世々よりの屋地なりとぞ、○中略社の東は龜山、西は鶴山、此鶴山のふもとに、國造千家が亭あり、此亭の前に、井垣しまはしたる石あり、尋ぬれば是こそ天の磐櫲樟船と申、○中略然るに國造は、叙位叙爵と云事もなく、公侯貴人といへ共、獻酬の禮もなし、偶地下人、其殘瀝餘殃を喫ば、脣缺齒落、もし誤て沓をはけば、忽に脚癱とかや、國造許すといへば、則愈など語、いかなる故にや、昔後醍醐天皇御祈禱の爲に、官位下さるべしとおぼしめして尋仰られけるに、國造孝時勅答曰、夫國造は、忝も天照大神の勅を受てより以來、神々相續で、鑽神火、汲神水、未混流俗也、神水は天穗日命異水、今に至て源流不斷、神火は天照大神より受繼て、今日に至まで不消滅、而此身穗日命と一體也、故に自往古官位なしと申せり、○下略

○按ズルニ、本文出雲國造ニ、叙位叙爵ナシト云フハ誤レリ、其例多ク上ニ見エタルガ如シ、

〔一時軒隨筆二〕出雲の國、○中略國造の事、大己貴の異母兄穗日の命より此かた今にたがはず、出雲氏世々相つぎて、大己貴の祭祀をつかさどれり、神火をきり、神水をのみて、今日まで世俗に混せず、中ごろより國造二家に分れて、千家と北島と也、

〔神名帳考證土代出雲〕信友云、宇津宮神司中里銓篤話、此トキ神魂社〔俗ニ大庭社〕神主檜木ヲモミテ淸火ヲトリ、國造ヘワタス式アリ、其トキケイ〳〵ゴロモニ、ケイゴロモト唱フルコトアリト、彼神主ノ家ノ人ニ慥ニ聞タリ、コレ古例ナリト云ヘリト語レリ、信友按ニ、古事記、大國主神國避ノ章ナル、櫛八玉神ノ祝詞ニ、是我所燧火者、於高天原者、神產巢日御祖命之、登陀流天之新巢之凝烟之八拳垂摩氏燒擧、地下者、於底津石根燒凝而云々トアル古事ニ由アリテ、神魂神社ニテ、如此新嘗ノトキ、鑽レル火ヲ國造ニ授クルナルベシ、シカレバ其神主ハ、必櫛八玉神ノ裔ナルベキ也、猶尋ベキ事也、

より傳し木をもみ火を出し、膳夫調へまつる事也、是によりて三年の喪もなく、酒肉たつこともなく、五服の忌もなく、悲歎する事もなし、

〔千家國造文書〕讓與出雲國造杵築大社神主職幷所領等事

舍弟　出雲孝宗

右兩職者、淸孝重代相傳所職也、而舍弟五郞孝宗仁舊記幷代々御下文以下文書等於相副、永代讓與者也、仍爲後日讓狀如件、

康永二年三月廿八日　　國造大社神主出雲宿禰淸孝花押

いづものこくぞう、きづきのかうぬししき、そりやうら、こきよのりのゆづりまいらせ候あいだ、御ひつがれ候ぬ、きやらい中のもんそどもら、またくとりおかれ候て、御じんじこゝろに入らるべく候、

かうゑいにねん五月十六にち　　めうせん花押

こくざう五らうどのへ

孝宗二讓妙全自筆、孝宗備置候處、不存知候由、貞孝代申之、

貞和五年五月十四日　　圓忠花押

貞倫花押

〔懷橘談後篇〕國造孝時に三子あり、嫡子は國造淸孝と云、是迄一統國造なり、二男を五郞孝宗と云ひ、三男を六郞貞孝と云、然に淸孝多病にして神勤する事あたはざるゆゑに、二男孝宗を以て代勤せしむ、もとより淸孝に無子がゆゑに、後職は孝宗たるべき事異論なし、故に淸孝讓狀を孝宗に授與し、又母妙全よりも讓狀をあたへて、康永二年に國造職になりたり、○中略此證文今に千家にあり、是永代本家相續の證文なり、

ぐ、これを火繼と云り、さる故に國造の世がはりを火繼と云なり、さて火繼覺りて國造となりぬ、れば、食膳をとゝのふるにも常に此神火を用ひて、其をつゝしむことといと〳〵嚴重にして、かゝりにも他火を用ることなし、さて又毎年正月元日に、火祭と云て、かの神代の火切臼、火切杵と云を祭るわざあり、又毎年十一月中の卯日に、國造かの大庭社にゆきて、新嘗會と云ことありて、國造はじめて新穀を食はる、此時は熊野社より火切板、火切杵を彼社人持來て、火を切出て、饌をとゝのへて國造に獻る式あり、其熊野の社人の持來る火切板は、長さ三尺許、廣さ五六寸、厚さ一寸ばかりなる檜の板なり、火切杵は、長さ二尺五六寸ばかりなる、細き空木のまろ木にて、是は板杵ともに、年毎に新に造れる物にて、是を以て火をもみ出すなり、さて又神水と云は、意宇郡山代村に、天眞名井と云あり、式なる眞名井神社これなり、かの大庭社より十四五町東北の方にあり、國造新嘗の時、此井の水を用ふることゝぞ、

〔懷橘談〕下神門郡 杵築

昔は一國造たりしを、穗日命四十八世孫國造孝時に三子あり、嫡子淸孝、多病にして無子、二男千家祖孝宗は、また不肖にして父に不從、故に三男北島祖貞孝、家督を繼にぞ有ける、時淸孝が母、孝時を諫て曰、淸孝は多病也といへども爲嫡男、願は一代神職を繼て後、貞孝に神火を繼しめ給へかしと、孝時諾之、建武三年淸孝神火を繼て、後に父の命を背き、當職を二男孝宗に讓る、貞孝奏聞を經て、任父之讓狀、神火相承侍る、此より兩國造に分れ、年中行事祭禮をも月代りに勤侍る天穗日命より五十八世今の國造北島晴孝、六十一世千家尊能に至るまで不生不滅にして、父身退れば、衣冠正しく座せしめ、食膳常の如く備侍る、時に子は大門より出て大庭へゆき、神火を繼ぎ侍る、道の程十里なれば、彼宮にて祭禮事畢たりと告來る時に、父の國造をば小門より出して荒葺に遣し葬りぬ、嗣子は入かはりて、酒宴遊興してぞ有ける、其神火神水を嗣と申侍ることは、神代

高机四前、倉代物五十荷、天皇御大極殿受其神壽、授國造豐持外從五位下、

〔出雲國造神壽詞後釋上〕臨時祭式に、任國造訖云々とあるを以てみれば、此事は國造の初めて任じて、やがてある事と聞えたるに、右の紀どもを見れば、又然定まりたること、も聞えず、又國造一世に一度かと思へば、さもあらざるにや、廣島豐持などは、二度仕奉れり、國成が延暦四年五年と仕奉しは、一度の先度後度を記されたりと見ゆ、さて此事、右の天長十年の後は見えざるは、紀に漏れたるなるべし、延喜の式に委く載られたるを思へば、其ころまでも絶ず仕奉りけむを、いつのほどよりか絶にけむ、さだかならず、

神火相續

〔大社志〕一國造者、天照大神第二御子天穗日命、受天神勅奉大己貴命之祭、世相承至當國造、受嗣神火神水無間斷者也、

一國造義孝、弘安記曰、國造者、自天穗日命至意宇足奴命、神々相續而十七代、自宮向臣賜出雲姓以來、至義孝子々相承而三十五代、鑽神火飲神水、未混流俗云々、(神水者在出雲國意宇郡、天眞名井水是也、眞名井社、見延喜式、〇中略)

一國造秘記曰、神火者、天地人三火之祭也、所謂天火之祭者、乃以三陽交泰之天火、正月朔日齋天神神嘗矣、所謂地火祭者、乃以一陽來復之地火、十一月中卯日於神魂社(去杵築十一里)齋天神新嘗矣、(神魂社、與出雲熊野社神御同體也、令義解所謂出雲國造齋神是也、延喜式風土記等所載、雲州之大社者、杵築熊野二社也、未行新嘗祭之前、國造不食新穀也、)所謂人火祭者、父國造身退之時、不經一晝夜、其子速詣神魂社新嘗、(神火者、天穗日命相傳之靈物、以此火有神嘗、而後國造一生忌他火、)

〔古事記傳十四追次考〕鑽出火

國造世々、神火相續とて、第一の大事とす、今世に至るまでも、國造新に世を嗣むとする時は、まづ意宇郡なる大庭社にゆきて、神火神水を受續ぐ式あり、そは神代の火切臼、火切杵と云て、天照大神より天穗日命に授け賜ひしより、國造家に代々第一の神寶として、傳來たる寶物あるを、はじめ大庭社にゆく時、これを袋ながら、みづから頸に懸て持行き、此火切臼、火切杵を以て神火をつ

授弟山外從五位下、自餘祝部敍位有差、並賜絁綿亦各有差、　三年二月乙亥、出雲國造出雲臣弟山、奏神賀事、進位賜物、

〔續日本紀 二十八 稱德〕神護景雲元年二月甲午、幸東院、出雲國造外從六位下出雲臣益方、奏神事、仍授益方外從五位下、自餘祝部等、敍位賜物有差、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲二年二月庚辰、出雲國國造外從五位下出雲臣益方、奏神事、授外從五位上、賜祝部男女百五十九人爵各一級、祿亦有差、

〔續日本紀 三十八 桓武〕延曆四年二月癸未、出雲國國造外正八位上出雲臣國成等、奏神吉事、其儀如常、授國成外從五位下、自外祝等、進階各有差、

〔續日本紀 三十九 桓武〕延曆五年二月己巳、出雲國國造出雲臣國成、奏神吉事、其儀如常、賜國成及祝部物各有差、

〔類聚國史 十九 神祇〕延曆十四年二月甲子、出雲國國造外正六位上出雲臣人長、特授外從五位下、以緣遷都奏神賀事也、　廿年閏正月戊寅、出雲國國造、奏神賀事、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年三月辛酉、出雲國造外從七位下出雲臣旅人、授外從五位下、緣神賀事也、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年三月癸酉、御大極殿、出雲國造外從五位下出雲臣旅人、奏神賀辭、幷有獻物、賜祿如常、

〔類聚國史 十九 神祇〕天長七年四月乙巳、皇帝〇淳和御大極殿、覽出雲國國造出雲臣豐持所獻五種神寶、兼所出雜物、還宮授豐持從六位下、

〇按ズルニ、本文神賀詞ヲ奏スル事ナシト雖モ、前後ノ例ヲ以テ視ルニ、必ズ其事ノ漏タルモノナルベシ、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年四月壬午、出雲國司率國造出雲豐持等奏神壽、幷獻白馬一匹、生雉一翼、

〔續日本紀 七 元正〕靈龜二年二月丁巳、出雲國國造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏神賀事、神祇大副中臣朝臣人足、以其詞奏聞、是日百官齋焉、自果安至祝部、一百一十餘人、進位賜祿各有差、

〔祝詞考 下〕此神賀の詞を奉る事は、紀には元正天皇靈龜二年二月に、出雲國造外正七位上出雲臣果安、齋竟奉神賀事、○中略是より末々紀にたえず見えたり、然るを日本紀に見えぬは、是のみならず、上つ代より有來れりし神事どもの漏たること甚多し、さればこの事上つ代より有りしは、右の靈龜二年の紀の文をおしても知られ、又此祝詞式に載たる祝詞どもの中にて、たぐひなく古き文なるをおもふに、舒明天皇の飛鳥岡本宮の頃の文にやあらん、淸見原○天武の宮までは下らじ、

〔祝詞講義 十五上〕皇御孫命の高天原より天降り來坐て、高千穗の皇大宮に高御座を定め給ひ、食國天下と天津日嗣所知看す新世の始の時に、其天夷島命、其父天穗日命に繼て、兩神宮に仕奉る由を以て、其大朝廷に參向ひ、負幸物を賜りて、國造に任れ仕奉り、神の禮實、臣の禮實と、御膳の神寶を捧奉して、此詞を奏せる、其卽此出雲國造神賀詞の始には有ける、其は天穗比命書紀、云々登仰賜志次乃隨爾供齋仕奉氏云々と有るを以知るゝなり、然れども記紀共に、歷世に奏神賀事の事は、全く所見無しと雖も、國造の家に取ても、定れる例なる故に、載られざるにこそ有けれ、

〔續日本紀 九 元正〕神龜元年正月戊子、出雲國造外從七位下出雲臣廣島、奏神賀辭、 己丑、廣島及祝神部等、授位賜祿各有差、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜三年二月辛亥、出雲國造從六位上出雲臣廣島、齋事畢獻神寶劒鏡幷白鳥鵠等、廣島幷祝二人、並進位二階、賜廣島絁二十疋、綿五十屯、布六十端、自餘祝部一百九十四人祿各有差、

〔續日本紀 十八 孝謙〕天平勝寶二年二月癸亥、天皇御大安殿、出雲國造外正六位上出雲臣弟山、奏神賀事、

野命、國作坐志大穴持命、二柱神乎始天、百八十六社坐皇神等乎、某甲我弱肩留太襷取掛天、伊都幣能緒結、天乃美賀秘冠利天、伊豆能眞屋留麁草乎伊豆能席登苅敷支天、伊都閉黒益之、天能𤭖和留齋許母利氏、志都宮留靜米仕奉氏、朝日能豐榮登留、伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜止波久奏、高天能神王高御魂神魂命能、皇御孫命留天下大八島國乎事避奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎國體見留遣時留、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氐返事申給久、豐葦原乃水穗國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎭平天皇御孫命留安國止平久所知坐之米牟止申氏、己命兒天夷鳥命留、布都奴志命乎副天天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八島國現事顯事令事避支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡留取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備留坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備留坐、事代主命能御魂乎宇奈提留坐、賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備留坐天、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮留靜坐支、是留親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波、天皇命能手長大御世乎堅磐留常磐留伊波比奉、伊賀志乃御世留佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨留、供齋(若後齋時者加後字)仕奉氏、朝日乃豐榮登留、神乃禮自利、臣能禮自利止御禱乃神寶獻良止久奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毗坐、青玉能水江玉乃行相留、明御神登大八島國所知食天皇命能手長大御世乎、御橫刀廣留誅堅米、白御馬能前足爪後足爪踏立事波、大宮能內外御門柱乎上津石根留踏堅米、下津石根留踏凝立振立流事波、耳能彌高留天下乎所知食左牟事志太米、白鵠乃生御調能玩物登、倭文能大御心毛多親留、彼方能古川岸、此方能古川岸留生立、若水沼間能彌若叡留御若叡坐、須須伎振遠止美乃水乃彌乎知留御袁知坐、麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天見行事能己登久、明御神能大八島國乎、天地日月等共留安久平久知行牟事能志太米止、御禱神寶乎擎持氏、神禮自利、臣禮自利登、恐彌恐彌毛天津次能神賀吉詞白賜久止奏、

玉六十八枚、(赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉卌四枚、)金銀裝横刀一口、(長二尺六寸五分、)鏡一面、(徑七寸八分、)倭文二端、(長各一丈四尺、廣二尺二寸、並置案、)白眼鴾毛馬一匹、白鵠二翼、(乘軒、)御贄五十舁、(舁別盛十籠、)

右國造賜負幸物、還國潔齋一年、(齋内不決重刑、若當校班田者、亦停、)訖即國司率國造諸祝部并子弟等入朝、即於京外便處修飾獻物、神祇官長自監視、預卜吉日申官奏聞、宣示所司、又後齋一年、更入朝奏神壽詞、如初儀、(事見儀式、)

凡國造奏神壽詞日之平旦、神祇官試國造奏事、給座料調薦五枚、奏神賀齋一日在前申官、國造已下祝神部郡司子弟五色人等給祿、但其人數臨時所申、無有定額、祿法國造絹廿匹、調布六十端、綿五十屯、祝神部不論有位無位、各調布一端、郡司各二端、子弟各一端、

〔延喜式十二中務〕凡出雲國造、應奏神壽辭者、前二日差點内舍人十六人、前一日置版於大極殿南庭、(事見儀式、)

〔延喜式十三大舍人〕凡出雲國造奏神壽詞、頭以下率舍人候大極殿東廊内、奏事畢、侍從喚舍人、共稱唯、五位官人進當東階而立、侍臣宣曰、喚内藏寮、稱唯退出喚之、

〔延喜式十九式部〕出雲國造奏神壽詞

銓擬國造、一如郡領、其叙位賜祿、並有常式、齋畢率諸祝部、更復入京奏神壽詞、(開閤門、警蹕、列立會昌門外、後齋亦同、)其日諸司廢務、若應叙位者、預令省書位記、前一日録率史生省掌、置龍尾道以南版位、(事見儀式、)

〔延喜式三十八掃部〕出雲國造奏神事、設御座、同告朔儀、

〔令義解五宮衛〕凡元日朔日、若有聚集、(謂、元朔之外、別有聚集、假如出雲國造奏神事之類也、)及蕃客宴會辭見、皆立儀仗、

〔延喜式八祝詞〕出雲國造神賀詞(出雲國造者稱日命之後也)

八十日日波在止毛、今日能生日能足日爾、出雲國國造姓名恐美恐美毛申賜久、掛麻久毛畏岐明御神止大八島國所知食須天皇命乃大御世乎手長能大御世止齋(止、若後齋時者、加後字、)爲氏、出雲國乃青垣山内爾、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣

初到、停於京外便所、修飾獻物、申神祇官預撰吉日、申官奏聞、依例供進、(後齋亦准此)其日史二人、入朝堂院勘獻物數、依例頒充所司、(事見神祇式、及儀式、)

敍位

〔延喜式 三十大藏〕凡初任出雲國國造、賜物、絁十匹、絲廿絇、布廿端、鍬廿口、齋畢奏神壽辭、絁廿匹、綿五十屯、布六十端、郡司布二端、祝部不論有位無位、各布一端、

凡給出雲國造祿者、辨官式部並集、式部唱國造以下名、省率藏部等班給、

〔續日本紀 十六聖武〕天平十八年三月己未、外從七位下出雲臣弟山、授外從六位下、爲出雲國造、

〔續日本紀 二十五淳仁〕天平寶字八年正月戊午、以外從七位下出雲臣益方、爲國造、

〔續日本紀 三十二光仁〕寶龜四年九月庚辰、以外從五位下出雲臣國上、爲國造、

〔續日本紀 四十桓武〕延暦九年四月癸丑、以從六位下出雲臣人長、爲出雲國造、

〔類聚國史 十九神祇〕天長三年三月甲申、詔曰、天皇(我)詔旨(良萬止)宣(布)詔旨(乎)聞食(倍止)宣、從八位下出雲臣豐持(乎)國造(爾)任賜(天)、冠位上賜(比)、大御手物賜(久止)宣(布)詔(乎)聞食(閉與止)宣、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符出雲國司

正六位上出雲臣孝忠

右去五月十五日、任彼國國造、畢、國宜承知、依例行之、符到奉行、

從四位上　　從五位下行左大史

長保四年六月廿八日

〔延喜式 十八式部〕凡初任出雲國造者、進四階敍、其齋畢奏神壽詞、又進四階敍、進加應至五位者、聽勅處分、

〔日本後紀 十三桓武〕延暦二十四年九月壬辰、出雲國造外正六位上出雲臣門起、授外從五位下、

奏神賀詞

○按ズルニ、出雲國造敍位ノ事ハ、奏神賀詞ノ條中ニ雜出スルモノアリ、併セ見ルベシ、

〔延喜式 三臨時祭〕國造奏神壽詞、

當日早旦、掃部寮預設座、(辨大夫西廳、式部東廳西廂、)式部録率史生省掌等、進置版三枚於中庭、(自尋常版南去五尺、置宣命版、南去四許丈、更東折一許丈、置國司版、自此西去一丈、當宣命版置國造版、)訖參議已上就座、大臣喚召使、稱唯就尋常版、大臣宣、喚式部省、召使稱唯、出而喚之、輔稱唯、丞代進就版、大臣宣參來、丞稱唯、而上至大臣座前、大臣賜國造名簿、丞受退出、訖輔丞各一人、録三人、入就座、訖國守入就版、次省掌引任人參入、(任人就版、省掌差南而立、)參議已上辨大夫降立、及式部起座、立定辨大夫一人就版、宣制曰、天皇(我)詔旨(止)宣(久)、其位其出雲國造(爾)任賜(天)、冠位上賜(比)、御手物賜(止久)宣、國司任人共稱唯、再拜兩段、拍手四段、參議已上及辨大夫以下還就本座、掃部寮進敷寶中庭、式部史生置位記筥、録一人進就寶賜位記、録一人留位記、史生進撤位記筥、次掃部寮撤寶、次録一人進祿所唱賜、毎賜一物拍手、(大藏省預積祿於中、絁十匹、綿廿約、布廿端、)任人持絁十匹退出、絲布藏部相隨持出、訖各退出、

〔延喜式(臨時祭三)〕賜出雲國造負幸物

金裝横刀一口、絲廿絇、絹十匹、調布廿端、鍬廿口、

右任國造訖、辨一人、史一人、就神祇官廳、(辨座設伯座上、即辨入自西就座、史座設前、其史入自東就座、)次伯已下祐已上以次就座、史一人、大藏録一人、入自南門就座、(録座設前數、)史唱官掌、仰云、喚出雲國司幷國造、官掌率國司國造就版位、(國造就版位、國司次立、官掌立西、若國司五位者就座、)史亦喚神部一人進、(著木綿鬘并手繦、)就大刀案下跪之、于時辨宣云、出雲之國造(止)今定給(留)姓名(留)、賜負幸之物(止久)宣、國造稱唯、再拜兩段、拍手兩段、訖進大刀案下跪之、神部取大刀授之、拍手賜之、(拍手兩段、)退授後取之人、即就版位、次大藏録喚國造、國造就跪祿下、後取一人進、先取絲給國造、拍手一度、賜而授於後取、後取退立本列、絹布鍬亦如之、國造退就版位、更取大刀出、(後取前立、國造後立、其國造者喚名、及給祿之時、毎度稱唯、)次録、次本官、次史、次辨退出、

〔延喜式(太政官十一)〕凡出雲國造、國司依例銓擬言上、即於太政官補任、如任諸國郡司儀、宣命及敍位、並如常儀、賜祿有數、畢辨大夫及史各一人、就神祇官給負幸物、還國一年齋、畢國司率國造入朝奏神壽詞、

て、此神酒にて合盃をする事なり、今は人情の誠うすく、女房は付たりで、小判や道具と縁むすびするがおほし、其類は大社の帳逃にて、むすぶの神から咎られて、散々に成ものぞ、

興玉傳記曰、速素盞烏神、就根國、與佐須良姫神合、歳坐成口思神、

出雲國大社　杵春大明神と申奉る、そさのをの尊なり、

結ぶの神は、杵春の神社たる事明らか也、此御神は八くもたついづも八重垣の神詠有て、此國土で婚禮の初なれば、賴奉る何の憚あらん、

出雲國造

出雲國造ハ出雲大社ノ神職ノ上首ナリ、神代ニ、大國主命、此國ヲ去リ給ヒシ時、天神、天穗日命ヲシテ、其ノ祭祀ヲ主ラシメ給ヒシヨリ以來、子孫相續ギテ、國造ニ任ゼラル、中世ヨリ其家千家北島ノ兩流ト爲リ、明治維新ノ後、竝ニ華族ニ列セラル、

〔日本書紀二神代〕一書曰、高皇產靈尊乃還遣二神、〇經津主、武甕槌勅大己貴神曰、〇中略汝應住天日隅宮者、今當供造、〇中略又當主汝祭祀者、天穗日命是也、

起原

〔古事記傳七〕此れ出雲國造、又大社の神主たる起なり、

〔日本書紀一神代〕素戔嗚尊、乞取天照大神髻鬘、及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、䶧然咀嚼、而吹棄氣噴之狹霧所生神號、曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命、是出雲臣、土師連等祖也、

〔古事記上〕天菩比命之子、建比良鳥命、此出雲國造、无邪志國造、(中略)等之祖、

〔延喜式八祝詞〕出雲國造神賀詞　出雲國造者穗日命之後也

〔先代舊事本紀十國造〕出雲國造

補任

瑞籬朝、〇崇神以天穗日命十一世孫宇迦都久怒、定賜國造、

〔儀式十〕太政官曹司廳任出雲國造儀

神事を行ふ、當社よりして獻物には、楮葉百枚、葡緑藻百根なり、十五艘の小舟を作り、十三艘に此を盛り、二艘の舟には異國の諸神を乘せて、社人高聲に船夫と呼ぶ、其時に三郡內の禽獸かならず死す、此船夫となること、古より今に至まで違ざるなり、此十五艘の舟は、榊を以て七重の離を結ひて其中におき、株を地に深く突立て、船をまばりて動かしめず、神在の間は、社人輪番に此を守る、もし其船一艘にても、七重の離を放れて出ること有れば、天下に凶事ありと云傳ふ、此夜に神原といふ原にて、神々の神樂あり、過には其音をきく者あれども、身のため宜からぬ事ありとて、二十五日の七時より、所の者は戶をさして出ず、二十六日の朝明に御立あり、其後に大社にても、佐太社にても、社人各々手に梅木の枝を以て、社地をうち拂ふ、異國の神々、また卑き神などの殘り居ることとも有れば、追立る神事なり、また當國にて四月をも神在月と云ことは、攝津國住吉神は、諸神の來臨し給ふ時は、國家の守護とまて殘りて、明年の四月十一日に來臨ある故に、十月の如くに神事を執行ふ、此を以て毎年二度づゝ、神在と云なりとあり、

〔塵泥十〕神無月

出雲國人說に、出雲にては、十月諸神來り集りたまふとて、餅をつきて、赤小豆の粉を付て神に供へ奉る、是をジンサイモチと云、ジンサイモチは、神在餅と書くといへり、他國にてあづき餅をゼサイモチと云、ジンサイモチの誤也といへり、

〔神路事觸二〕合盃の事

日の本の婦夫は結初、出雲の大社にて、十月は國々の神達集り給ひて、氏子氏子の緣を結玉ふと世に口傳ふ、釋淨厳は、正に神勅を聞たりとかや、なす所は人工也、なる所は神工也、餘りある神恩尊べし信べし、人間一生の大事、何事も婦夫より初れば、神に任し、私なくむすびなすぞ、神國のならはせなり、其夜は結の神を勸請し、御酒肴の類を捧、婦夫繁昌の事を祈、さて上置たる神酒を下

の人に會してこれを問に、神在月の沙汰、他國にては尊いふことなれども出雲にてはかつていはず、たゞすべて神無月といふと答へり、（近年印行の一書云、尼媼の語り傳へに、十月出雲の大社に諸神あつまりて、男女の緣をむすび給ふといふは僞なり、思ふに此說は常陸國筑波山の神社、常陸帶の事をとりちがへたるものなり、）

〔古史傳二十三〕世諺に、十月には天下の諸神たち、悉出雲大社に參集ひ給ふ故に、神無月といふと云を、いと信がたき說に思へりしを、大社志に、祭禮年中行事十月の處に、十五日大御供祭諸神、十七日御供、同日夜神等去出神事、自十一日至十七日、爲神在齋、（國造及上官齋宿廳舍）例不設歌舞、不張樂器、宮殿不掃、第宅不營、不舂杵、不巷歌、務事靜密、齋日之間、錦紋之小蛇、出杵築海汀、（號之龍蛇、長尺餘、具大社之紋龜甲、）二十六日夜神等去出神事と有を見れば、更に浮たる說に非ず、實は神の人を以て、言しめ給ふ諺になも有ける、抑十月を加牟那月と云ことは、神嘗祭する月なる故に、神嘗月と云るを略きて、加牟那月と云るに就て、萬葉を始め、神無月とも書たり、然るに上古より、此月は天下の諸神、大社に集給ふといふ諺の有し故に、實は神嘗月の借字にかける神無月の字を、中世より正字にとりて、世間に神の在ぬ月なれば、神無月と云を、出雲國ばかりは、神在月と云ふと云る說の出來にけむ、〇中略また佐太社古緣記といふ物にも、日本國中大小の諸神、また異國の諸神も毎年十月には、當國へ來集り給ふ、此故に他國には、十月を神無月と名づけ、當國には神在月と號す、社の傍に鞍挂松とて、三拱ばかりの立木あり、二日頃より枝を垂るゝを以て、神の來臨と知るなり、また四日より十日までの間を、川水、米を洗へる水の如く、白く流るゝことあり、此は神々の酒を造り給ふ故なりと云傳ふ、十一日より、大社へ參たまひ、十五日に、大社にて、天下の諸神の邪正、また人間の善惡を別ち給ひ、十七日に、神在社へ移り給ふ、二十五日まで退散し給はず、毎年異國よりの獻物に二蛇あり、其形尋常の蛇とは異りて、海の泡を聚めて、箱の如く此を包みて、惠積の津に著なり、蛇の背に龜甲輪違の紋あり、二十五日の午刻に、社人ども幣を捧げて、神目山に登り、異國の諸神を送る

〔世諺問答十月〕問て云、十月を神無月と申は、なにの故にて侍るにや、答、諸神出雲の大社へ下り給へば、申共いへり、

〔詞林采葉抄六〕一天下の神無月をば、出雲國には神在月とも、神月とも申也、わが朝諸神、此月參集給ゆゑ也、其神在の浦に、神々來臨の時は、小童の作れるごとくなる篠舟、波の上に浮事、算數も及べからず、諸神は神在の社に集り給ひて、大社へは參給はずと申す、此神在の社者、不老山といふ所に立せ給ふ、神號を佐太大明神と申也、是則傳奏の神にて坐とかや、大社をば杵舂明神と申奉也、

〔貞德文集下〕當月者、八百萬神達、出雲大社江神幸被成候、大社與申者、天照大神之御兄弟、素盞烏尊仁而御座候、十二月中只一ヶ月、日本國領給候故、神々雲州江御移候、然者出雲者神在月、諸國者神無月與申云々、猶以可申候、恐々謹言、　十月十四日　吉田三位兼範　新城駿河殿

去月者神無月とて、八百萬神達、出雲國大社江御集被成候、○中略霜月三日、

〔神社啓蒙五〕佐陀神社

問、世傳十月稱神無月、曰諸神會集于出雲大社、而不在于舊地之故也、或又曰、此蓋非正說也、是月出雲無異祭、則諸神會集之說、不可信云奈何、曰、夫天下稱神無之月、出雲特稱神在之月、蓋稱陽月之類也、十月陰極之時、而雲州又極陰之地也、所謂諸神會集者、蓋陽伏之義耶、世俗於十一月、燒薪木於宮社、而稱火燒、是知逆陽之義也、然則會集于雲州者、陽伏之謂也、況又雲州有箇箇祭事也、

〔廣益俗說辨神祇二〕出雲大社に、毎年十月、諸神あつまり給ふ說、

俗說云、毎年十月、日本國中の神祇、出雲の大社にあつまり給ふ、この故に此月を諸國にては神無月といひ、出雲にては神在月といふ、

今按るに、此事、神書正史にもかつて見えず、出雲風土記にも據なし、予武江に住するとき、出雲

〔出雲路日記〕きづきの宮にまゐらんとは、はやうより思ひわたりて、えいでたゝざりしを、ことしこそと、すが〳〵しうおもひたちぬ、さるはこぞみな月のくはゝりぬれば、こゆべきはゝきの山の雪も、此きさらぎはあさかるべく、やよひはじめのみまつりをがみなんにたよりよければなりけり、きさらぎ十一日〈〇文政十一年〉はつかあまりひと日のひのうの時にかどです、〈〇中略〉出雲路にしたがひゆかむとて、大田宗喬、三木正憧のふたりも來あひぬ、〈〇中略〉廿六日〈〇中略〉暮はてゝ杵築の里の大島井まちこいふまちなる、きちかうやといふにゆく、此家はおのがこゝにあらむほどのやどりにと、かねてさだめおきつる事なれば、いでむかへてけいめいしかしづきありく、廿七日雨ふる、三原慶隆といふ人をよびとりて、宮にまゐらむ日、さゝげものすべきことを、長谷川のなにがしにつて言す、〈〇中略〉廿八日雨はれぬ、梅のやのあるじ清主千家のをぢをとふ、まちとりて、よろこびの心いろに出て見ゆ、ものがたりどもむかし今のとりあつめ、こまやかにきこえかはすほどに、かはらけいづ、さかなはなまものから物、えかぞへつくさず、あるじ、

　このかみに逢見るけふは老らくもわかがへりぬるこゝちこそすれ

とぞいふ、おのれも、

　その花の色香をかせや梅のやのうめにつらなる松のくち枝に、となんよめりける、此をぢは鈴のやの友のあるが中に、したしくわが松のやをもとひきて、まなびの道には、はらからのつらに、かたみにとしごろ思ひてあれば、かくよみかはせるになん、くれぬとてやどりにかへる、まことや北島前國造旅人ぬしは、おもほえず都にてたいめんし、おのがいにしへぶみよみとくをききよろこびて、わかれて後もせをそこして、こゝの宮まうでをまちこひわたるとやうに、たびたびいひおこせられしも、今はむかしの人となりぬるは、あへなく口をしくかなしくなん、その北のかたをだにとふらはんと、慶隆してなにくれときこえさす、

出雲國造北島足下　千家方へも同然

〔九州道の記 玄旨法印〕廿七日、〇天正十五年四月雨風あらき故に、かゝ〇出雲より船出成難かるべきよしを船人申侍れば、さらばいたづらにくらさんも物うしとて、船をば浪間をまち、まはし侍べきよし申て、杵築宮見物のため、かちにてたどり行、〇中略廿八日、〇中略暮かゝるほどに、きづきのやしろに至て、寶前をはじめ、末社等こなたかなた見めぐりて尋るに、當社兩神官千家北島、何れも國造となんいひける、其家々見物して、其後旅宿をかりいでゝ、椎葉ばかりにもりたる飯などくひて、やすみ居たる處に、若州の葛西といふ者、たづね來りて對面しける、大鼓うつ人にて、わかき衆おほく同道有て、一番きくべきよしあれば、さらばとて催しけるに、兩國造より、所につきたる肴樽など、使にて送られける程に、笛鼓の役者共きこみて、夜更まで亂舞有けり、思ひかけぬ事なりき、廿九日朝なぎの程に、まはしつるもの共歸りきて、いそぎ舟にのれ、日もたけにけりといへば、こゝろあはたゞしくて、

この神の初てよめることの葉をかぞふるうたや手向なるらん、速素盞烏尊、到出雲國、初有三十一字詠、とあれば、やう〳〵字のかずをあはするばかりを、手向に志たりといふ心ざし計になむ、此短冊を千家方へつかはしけるに、兩司なれば、一方へはいかゞとあるじのいひけるに、俄なれば同歌を書てやりける、又當社本願より發句所望なれば、

卯のはなや神のいがきのゆふかづら、かやうに書やりけるに、千家かたより、今の發句は北島にて連歌たるべし、吾方にては百韻興行すべしとて、船に乘所に追付て、發句所望なり、いそがはしきになりがたきよしたび〳〵申せしかども、所のならひにや、わりなく申されける程に、人の心をやぶらじとて思めぐらすに、をりふしほとゝぎすのなのりければ、

ほとゝぎす聲の行衛やうらのなみ

出雲國　大社〇中略

右大路注進如件

永萬元年六月日

〔親長卿記〕文明五年八月十三日、及晩勸解由小路前中納言來、或仁出雲大社勸進和歌題三首送之、

〔大社志〕寄附藏書重者如左

和歌三部抄詠歌大概筆者　菊亭大納言　仙洞御所御寄百人一首同　愛宕中納言　未來記雨中吟

同　高倉前宰相　外題同　醍醐內大臣

享保十五年戌八月

附十二月花鳥和歌色紙、仙洞御所、詔令親王公卿十二人書之、各十二枚、賜兩國造、

二十一史　前大守拾遺綱隆朝臣御寄附

古文奇賞　名勝志　大守拾遺綱近朝臣御寄附

扶桑拾葉集　公卿補任補闕　水戸光圀卿御寄附

此外青匣黃軸、寛文以後、日寄月納、幾至充溢四壁、今不悉錄者、恐煩擾、〇中略

御使札、特一種預惠來、遠程御悃篤、過當之至候、彌御安泰之由珍重存候、且先比指越候公卿補任補闕、神納候由多幸存候、委細使者含口上候、恐々謹言、

貞享三丙寅閏三月十七日　水戸宰相　光圀

國造千家殿御返報　北島方へも同然

追啓、手前ニ而考纂申付候、公卿補任補闕壹部、貴社之文庫奉納申度候、則加奥書候而進候間、御申合候而、御納可給候、以上、〇中略

十一月十五日　光圀

雜載

寶、

〔出雲風土記出雲郡〕御魂社（中略）以上五十八所、並在神祇官、

〔出雲風土記解中出雲郡〕御魂社、杵築に有、式云神魂伊能知奴志神社なるべし、

〔大社志〕正月元日　命主社祭禮（是日國造及職上官、詣命主社、）力

〔延喜式神名十〕同（○杵築）社神。大。穴。持。御。子。神。社。

〔神名帳考證出雲〕同社神大穴持御子神社　事代主命　日本紀云、事代主命遊行、在於出雲國三穗之﨑、故以熊野諸手船、載使者稻背脛遣之、事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、

〔延喜式神名十〕同（○杵築）社大。穴。持。伊。那。西。波。伎。神。社。

〔神名帳考證出雲〕同社大穴持伊那西波伎神社　稻背脛

〔日本書紀神代二〕故以熊野諸手船（亦名天鴿船）載使者稻背脛遣之、

〔神代口訣四〕稻背脛者、大己貴神之從神、出雲郡在同社大穴持伊那西波伎神社也、

〔延喜式神名十〕同（○杵築）社大。穴。持。御。子。玉。江。神。社。

〔神名帳考證出雲〕同社大穴持御子玉江神社　神賀詞云、青玉能水江玉乃行相（略）、

〔權記〕長德元年十月六日己卯、依召參右大臣御宿所、可奏文給之、若狹越前出雲等國解文、其下具目錄、但出雲國解文、依有仰、召右衞門督於弓場殿下給之、彼國言上云々、熊野杵築兩神、致齋廢務之間、不能糺定犯人等之事、仍捕件犯人九人、付掾某丸等進上者、仍可令檢非違使勘糺之由被仰也、別當令申云、件人等於何處可尋乎、此由可申右府者、卽申事由於右大臣、被仰云、東柱邊者、早可遣使召尋者、卽亦以此旨申右衞門督、

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

〔延喜式神名帳頭注〕出雲國出雲郡　后神　三穗津姫、一云須勢利姫、

〔神名帳考證出雲〕同社大神大后神社　須勢利姫命　舊事紀云、須勢利姫神、大三輪大神嫡妻也、

〔諸國神名帳出雲〕同(杵築○)社大神大后神社　素盞嗚尊之妃奇稻田姫也

〔古事記上〕故爾追至黃泉比良坂、(○中略)遙望呼謂大穴牟遲神曰、(○中略)意禮(二字以音)爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而其我之女須世理毘賣爲嫡妻、而於宇迦能山(三字以音)之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、(此四字以音)於高天原冰椽多迦斯理(此四字以音)而居、是奴也、

〔古事記上〕其神(○大國主神)之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、(○中略)爾其后、取大御酒坏、立依指擧而歌曰、(○中略)如此歌即爲宇伎由比、(四字以音)而宇那賀氣理氐、(六字以音)至今鎭座也、

〔出雲風土記出雲郡〕御向社(中略)以上五十八(所、並在神祇官、)

〔出雲風土記解中出雲郡〕御向社、杵築に有り、式云、大神后神社、后はムカヒメ、向の字、訓ムカヒ、

〔懷橘談下神門郡〕杵築　御向社は稻田姬也、本社の左の側にあり、

〔延喜式神名十〕同(杵築○)社坐伊。能。知。比。賣。神。社。

〔神名帳考證出雲〕同社坐伊能知比賣神社　舊事紀云、黑貝姬、岐佐宜集而、蛤貝姬、侍承而塗母乳汁、按黑貝、取義蘇生、

〔延喜式神名十〕同(杵築○)社神。魂。御。子。神。社。

〔神名帳考證出雲〕同社坐神魂御子神社　少彥名命　舊事紀云、神皇產靈神之御子、少名彥神云云、與汝葦原色男爲兄弟、宜愛養矣、　古事記云、神產巢日神之御子、少名毘古那神、大穴牟遲與少名毘古那二柱、神相並作堅此國、

〔延喜式神名十〕同(杵築○)社神。魂。伊。能。知。奴。志。神。社。

〔神名帳考證出雲〕舊事紀云、大己貴神於石所燒著而死矣、爾其御祖哭患、而參上于天、請神皇產靈

また尊氏卿も願書を奉らる、其文曰、

凶徒退治祈禱之事、於出雲大社、近日殊可被致精誠之狀如件、

觀應元年十一月廿一日　　在判

杵築國造殿

〔淺草庵雜文〕龍蛇神祭文（慶應元年六月應高野氏需）

掛卷母綾爾畏岐、八百丹杵築宮乃、神在月乃大御祭乃大御贄代止之八雲立出雲海爾浪穗押分支顯給布、奇備留貴支大神乃牟佐璽那賀良爾祝鎮奉留大前爾、姓名愼爲夜麻比拜奉理、晝夜不墜恩賴蒙奉氐、家內事无、彌榮來努留與呂古毘申奉留、此乃由久佐幾乃千世八千世、氏族生兒乃八十繼々乃末麻傳母、夜守日守止護幸賜比、事有時波禍言口不合受、吉事速介久成出氏、萬乃願事、稱申麻爾麻爾令滿足米賜備止恐美恐美母白須、

〔古事記 中垂仁〕本牟智和氣御子、○中略到於出雲、拜訖大神、

〔寂蓮法師集〕出雲のきづきの宮にまいりて、いづも河の邊にて、

出雲川ふかき湊をたづぬればはるかにつたふわかの浦なみ

出雲の大社に詣て見侍ければ、天雲たな引山のなかばまで、かたそぎのみえけるなん、此世の事とも覺えざりける、

やはらぐる光や空にみちぬらん雲にわけ入ちぎのかたそぎ

〔續狂言記 五〕節分

女わらは、、此家の女房でござる、今夜は節分でござるによつて、こちの人は、出雲の大社へ年籠りに參られてござる、表もうらもさいて、よう留主致しませふ、

〔延喜式 神名十〕同郡○杵社坐大神大后神社

祈請

〔懷橘談 神門郡下〕杵築　神代の神寶も殘りたるにやと尋侍れば、抑當社の御神寶も多き中にも、神代より傳る寶劒二柄有しを、元弘三年後醍醐天皇の勅により、國造孝時、神劒一柄を奉る賞として、建武三年に、肥後國八代郷を寄附し玉ふ綸旨なりとて見せ侍る、今に一柄殘りたるを、神代よりの靈劒なれどて見せしに、劒より柄、直に作り付たる劒なり、其外は後世の人の納めたりし雄劒なり、神寶種々の中に、田器農具も有けるこそ有がたけれ、○中略然るに中子染紙やうの神寶といへるも又多し、

〔大社志〕寶器品目

神劒一柄古二柄、獻一柄于後醍醐天皇

後醍醐天皇宸翰綸旨

爲被用寶劒代、舊神寶內、有御劒者、可奉渡者、綸旨如此、悉々、

三月十七日　左中將華押

〔陰德太平記 七十五〕吉川廣家雲州富田入城之事

天正十九年六月十八日、富田月山へ入城シ給フ、先當國大社ナレバ、同二十一日、戶津越中守忠之ヲ以、佐久佐杵築ノ神廟へ代參セシメラレ、武運長久、國家治平、子孫無窮ノ繁榮ヲ祈給、

〔懷橘談 神門郡下〕杵築　昔後醍醐天皇勅願の綸旨曰、

被綸旨偁、右以王道之再興者、專神明之加護也、殊仰當社之冥助、欲致四海太平、仍退逆臣、爲令復正理、擧義兵所被企征伐也、速得官軍戰勝之利、可歸朝廷靜謐之化旨、凝精誠可祈申、勅願令成就、勸賞可依請云、依天氣状如件、

元弘三年三月十四日　左中將在判

杵築大社國造館

にて、とりつたへてもてのぼる、高倚もしるべする人につれてまうのぼる、おのがよそひは、かぶりに齋服といふもの、紫いろのさしぬきの袴きたり、大神の御前の次のまにいりてかたへにをる、正億は麻のかたぎぬ小袴きて、なげしのしもについゐたり、これはりまの國赤穗の里人になん、上官の人おのがまへに來て、さゝげたまふみけ、みき、みてぐらのきぬ、みなたてまつりおけりといふ、すなはち兩段再拜して、八ひら手うち、聲あげてよむ、その祝詞、

八雲多都出雲國乃八百丹杵築宮爾靜坐須、言万久母綾爾恐支大國主大神能御前爾、長門守從五位下大中臣藤井宿禰高倚、鵜自物頸根衝拔天拜美恐美恐美毛申久、幣帛獻良武止波、是乃年乃年己呂思賜倍天、不參息氏在部流罪波免賜倍奈太毎賜倍、今如此大前爾侍布者、喜加母悅加母尊加母恐加母、大國主大神波、幽事乎治勢賜倍婆、誰之乃人毛尊比齋比祭流倍支神者此大神爾母、奈然有故爾出雲路乃重流山乃石根踏美參出來天、木綿疊捧持氏獻利、由貴能御酒御贄乎齋机爾置、稱辭竟奉利奴、此事乃與之乎祝部等、茂杵中取持氏申賜倍登申、

國造千家のぬしも、御前にありてきかれき、よみをはれば、又上官の人來て、祝詞をこひとりて、かのぬしにまゐらす、ひとわたりみて、これも御前の机におかれき、

〔日本書紀崇神五〕六十年七月己酉、詔群臣曰、武日照命（一云、武夷鳥、又云、天夷鳥、）從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅（一書云、一名大母隅也、）而使獻、當是時、出雲臣之遠祖出雲振根主于神寶、是往筑紫國而不遇矣、其弟飯入根、則被皇命、以神寶付弟甘美韓日狹與子鸕濡渟而貢上、

〔日本書紀垂仁六〕二十六年八月庚辰、天皇勅物部十千根大連曰、屢遣使者於出雲國、雖檢校其國之神寶、無分明申言者、汝親行于出雲、宜檢校定、則十千根大連、校定神寶而分明奏言之、仍令掌神寶也、

〔類聚國史神祇十九〕弘仁七年四月乙巳、皇帝（嵯峨）○御大極殿、覽出雲國國造出雲臣豐持所獻、五種神寶兼所出雜物、還宮授豐持從六位下、

略神寶支配事、山陰道出雲、(中略)杵築、

〔陰德太平記四十〕毛利三家歸陣之事

出雲國中諸事ノ掟共、隆重ニ被命テ、元就、輝元、隆景、洗合ヲ發駕シ給、杵築大明神ヘ參朝有テ、當國無事故打從ル事、偏ニ神助ニ所依也トテ、金銀其外奉幣數ヲ竭サレケレバ、千家北島ノ兩國造、能ナド可催トテ申サレケレ共、急ガセ給ヘバ不及其儀、翌日發タシ給、

〔陰德太平記四十七〕輝元隆景元長開陣附古志降參之事

元龜元年八月下旬、輝元隆景元長雲州平田ノ陣ヲ立テ、藝州ヘ歸給ケルガ、路ヨリ杵築大明神ヘ社參有テ、逆徒退治ノ功ヲ建シ事、是謀略ノ爲所ニ非、唯神德顯昞ノ光ニ所因也ト、恭敬拜禮有テ、神馬三疋、幷ニ珍寶數ヲ悉テ寄進シ給ヘバ、諸軍士共、吾モ吾モト大刀鎧ナド奉納シケル程ニ、捧ゲ物、千捧許ニ及ケレバ、唯寶ノ山ノ動キ出タルニ不異、千家北島ノ兩國造、社人等ニ鼓舞ノ堪能共多ケレバ、亂舞可相催ナド申シケレド、元就ノ御不例無心元トテ、翌日早天ニ同所ヲ立テ歸リ給、

〔陰德太平記四十八〕山中鹿助出奔附尼子勝久逃走於隱州之事

カヽリシカバ於雲州敵城一箇所モ不殘落去ケル間、合國忽無爲ニ屬シヌ、是併杵築大明神、佐久佐靈廟ノ神助ニ所依也トテ、元春ヨリ同(○元龜二年八月)二十七日、杵築ヘハ、鹿毛ナル馬ニ、金覆輪ノ鞍置テ寄進シ給、

〔出雲路日記〕三月(○文政十一年)朔日(○中略)午の時には、千家國造の宮まうで、こは輿、神部の上官の人、かぶりうへのきぬきて、かちよりしたがひゆく、つぎ〳〵とも人多し、はしのもとについゐて見る、輿なる君おりて、はしをのぼらるゝをりに、もの、音きこゆ、みけ何くれと、ひらか高杯にもり、机にすゑたてゝ、をのこども、ひだりみぎりの御饌殿よりはこぶ事かずしれず、宮人たちはしのもと

まうであれど、おほかたの儀式、きのふに同じときけば見にゆかず、

〔出雲神社巡拜記五神門〕杵築大神宮

祭日、三月朔日より七日迄、八月朔日より七日迄、其外年中七十五度、

〔改正月令博物筌十月〕中亥、出雲大社神事、

出雲國杵築村にあり、祭神大己貴尊也、祭の當日前には、毎年風烈く波あらき日有、其日龍蛇、藻に乘て海上に浮むを取て曲物に盛り、神殿に納むといへり、其蛇、蝮蛇に似て、錢形の斑文あり、尾先は魚に似てまたなし、

〔大社志附錄〕廳宣　留守所

可早任父助時讓以犬丸令勤仕杵築大社三月九月兩會貴德舞事

右件舞、犬丸父助時、存日讓與之上、去年九月會令勤仕畢云々、其上不可有異儀歟、兼又於兎田者、任先例國屋鄕內可令引募貴德分田之狀、所宣如件、留守所宜承知者、以宣、

建久五年二月十九日　　大介藤原朝臣判

〔大社志附錄〕出雲國杵築社三月會頭役事、任先例仰地頭御家人等守結番次第可被興行之沙汰之由、所仰守護人也、向後彌可被□祈禱之精誠之狀、如件、

貞治六年五月廿五日　　判

出雲國造殿

〔神祇官年中行事〕出雲　杵築大社覆物　使一人伊岐氏人、史生二人

〔日本紀略後一條十四〕長元四年閏十月十五日己未、發遣出雲國杵築社奉幣使、神祇少祐大中臣元範等也、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、○中

朔日神樂(自二十三日夜至二十九日夜國造及上官齋宿齋舍)　二十七日御饌井神事(國造自祭)　同日歳末神樂　晦日大祓

〔和漢三才圖會(出雲七十八)〕大社杵築大神宮

二條院應保元年、始行三月會、

〔懷橘談(神門郡下)〕杵築　年中七十二度の祭禮、中にも正月朔日、七日、三月朔日、二日の御頭、千家執行之、同三日北島執行之、此日鰐淵寺の僧、會所といふ所へ來て、大般若を轉讀する事は近年の例也、五月五日、九月九日の御頭、十月の齋は、北島是を修行す、天正年中より朝鮮の征役につかれ、御頭の祭も朔羊ばかり也、七月四日は、國造及神官等、身退館に參籠して祭あり、別火と云、祠官是は財氏なりと申す、物部十千根大連が後胤にや、今に至るまで守鑰之役也、彼別火、今宵神を負て、社の內外を行といふ、信じがたき事也、故に人恐れて、門戶を閉てこよひ外へ出ず、若出て神に逢ば、忽死と云ならはせり、されば傳記にも、日域は二神開闢の地也、就中出雲は陰陽始終の神國、杵築は神祇聚會の靈社、大神鎭座于日隅宮より以來、殊十月專祭禮侍る、此月十一日より十七日迄を齋と云、此日の間に風烈波高、よせくる波に、化度草といふ藻に乘れる龍蛇、龍宮より貢し侍るといふ、是も龍は陽の物なれば、陽月のしるし成べし、地下人是を見出し國造へ奉れば、則祿給はる、彼龍蛇をば捲に入れて神殿に納奉り、十一月中の卯日新嘗會は、卽大庭にて遂行、

〔出雲路日記〕三月(文政十一年)朔日、けふよりは杵築のみやの御祭になん、あしたにうまばにてかち弓あり、そはひとりのをのこ、手に弓矢もち、ゑりへにゑたがひて又ひとり、琴板をもち打ならしゆく、そのうつはうしにあはせて、さきなるをのこあゆみてうまばにいたり、もてる弓矢して、いと大なるまとをぞいる、○中略此ことはてしかば、はしをおりて殘りのみまつり見る、獅子まひいでて、たか殿のゑたにてとかくするさま、れいのことなれど、よのつねのとはすこしことなり、さてのちも神わざおほかれど、かたはしをとてかゝず、○中略二日、けふのみまつりには、北島國造の宮

朔日神樂○中略　八日神事神人等會集拜殿、設魚膾宴醴酒、　十五日田樂今廢

五月

朔日神樂　五日御頭祭禮天正以後廢　同日御飯供

六月

朔日涼殿神事國造步行奉其祭、　十五日神樂　二十八日涼殿神事國造步行奉其祭、　晦日輪越神事

七月

朔日御供　二日舞樂元祿年、時大守綱近朝臣、寄附祿邑、於是設此日及八月五日舞樂、　四日身透兩國造出舍于外、所謂身透神事者、此夜恐火職上官、行深秘神事、

五日瓜剝御供是日國造捧今年稻穗瓜茄子等七種供神前、　六日相撲於大鳥居外、○中略　七日祭禮此日陳寶器、設音樂、　晦日相撲

八月

朔日祭禮有千度詣、陳寶器、設音樂、　三日神樂　五日舞樂　七日御供　十五日神樂○中略

九月

朔日神樂○中略　九日御頭祭禮有舞、天正以後廢、○中略

十月

朔日神樂○中略　十一日封地御供○中略　十五日大御供祭諸神、　十七日御供　同日夜神等去出神事　自十一日至十七日、爲神在齋、國造及上官齋宿廳舍、例不設歌舞、不張樂器、宮庭不掃、第宅不營、不舂杵、不卷歌、務事靜密、齋日之間、錦紋小蛇出杵築海汀、號之龍蛇、長尺餘、具大社之紋龜甲、　二十六日夜神等去出神事

十一月

朔日神樂　中卯日新嘗會兩國造詣神魂社行之、國造自是食新穀、○中略　十七日御供井神事國造自祭　二十二日神事神人等會集拜殿、設魚膾宴醴酒、　二十七日神事二十二日規式同

十二月

祭祀

遙堪村　高濱村　稻岡村　島屋村　武志村　出西村　求院村　北島村　富村　阿吾村　千家村　石塚村

七浦目

杵築浦　黑田浦　免結浦　鷺浦　宇峠浦　井呑浦　宇龍浦

右十二村七浦、歷朝天子、將軍家、定爲大社祿地、而東山義政公執政之後、混入國守采地、天正十九年朝鮮征伐之時、沒入七村五浦、存五村二浦、

〔國花萬葉記十三出雲〕大社杵築大神宮

社領五千石秀吉公以前、代々御朱印在之、御當家御朱印無之、同二千石ヘ、末社配分、國主拜領高之外也ト云々、

〔大社志〕祭禮年中行事

正月

元日大御供引進神馬、○中略　二日飛馬神事自郷夜至此夜、國造及上官齋宿廳舍、　同日歲始神樂　三日飛馬神事○中略

七日御頭祭禮天正以後廢、○中略　十一日飛馬神事　同日吉書神事　同日新始神事宮匠爲之　同日夜大神樂○中略　十二日飛馬神事自十日夜至此夜、國造及上官齋宿廳舍、　十三日飛馬神事　同日奉幣神事設舞樂　同日宮廻神事中古以來廢○中略　十五日粥御饌供進　同日御供　同日神樂○中略

二月

朔日千度詣　十五日神樂○中略　二十八日神樂自二十七日至晦日、三月會試樂、

三月

朔日祭禮御頭入神馬大御供音樂獅子舞流鏑馬、此外規式二日三日同、今朝職方上官步射神事執行、　二日祭禮　三日祭禮今朝千度詣　右三日之祭禮、有舞樂及結番相撲競馬花女、文明以後廢、○中略　十五日神樂

四月

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月八日丁丑、出雲國從二位勳八等杵築神授正二位、

〔出雲風土記出雲郡〕杵築大社（中略）以上五十八所並在神祇官

〔延喜式神名十〕出雲國出雲郡杵築大社（名神大）

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座（中略）〇杵築神社一座（出雲國）

〔大日本國一宮記〕杵築宮　出雲出雲郡

〔出雲風土記意宇郡〕出雲神戸、郡家南西二里廿歩、伊弉奈枳乃麻奈古坐熊野加武呂乃命、與五百津鉏々、猶所取々、而所造天下大穴持命二所大神依奉、故云神戸、（他郡等神戸且如之）

〔出雲風土記解上意宇郡〕出雲國神戸は、抄云、相當大草郷中神明之社邊也、天平以後、合徙神戸大庭之社と、出雲神戸と云よしはしられず、文字闕たるか、されど坐熊野命と、大穴持命の神戸なる事は、文面にてしらる、依奉は、熊野命と大穴持命二柱に、此神戸を依奉也、崇神の御代の事なるべし、他郡等の神戸且如之とは、秋鹿楯縫出雲等の神戸も、二神へ奉る事皆同じと也、神門郡の神戸も、出雲の神戸ならむを、字脱知よしなし、

〔出雲風土記秋鹿郡〕神戸里（出雲也、說名如意宇郡）

〔出雲風土記抄中秋鹿郡〕神戸里、則佐田宮內村也、

〔出雲風土記楯縫郡〕神戸里（出雲也、說名如意宇郡）

〔出雲風土記出雲郡〕神戸里、郡家西北二里一百廿步、（出雲也、說名如意宇郡）

〔出雲風土記解中出雲郡〕一本廿の字无、神戸里ハ、抄云、神立、千家、北島、井上、別名、鳥屋村等、六箇所也、

〔出雲風土記神門郡〕神戸里、郡家東南一十里、（說名如意宇郡）

〔新抄格勅符抄神封〕杵築神六十一戸（出雲、天平神護元年奉充、）

〔大社志附錄〕十二鄕目

神階

既○中略　荒垣東西八十八間南北百十間　鳥居○中略　番所在荒垣外　雜庫在荒垣外

〔玉勝間十三〕出雲大社神殿の高さ、上古のは三十二丈あり、中古には十六丈あり、今の世のは八丈なり、古の時の圖を金輪(カナワ)の造營の圖といひて、今も國造の家に傳へもたり、○圖ハ載セテ神祇部社祠篇ニアリ、今之ヲ略ス、

此圖、千家國造の家なるを寫し取れり、心得ぬことのみ多かれど、皆たゞ本のまゝ也、

今世の御殿も、大かたの御構は、此圖の如くなりとぞ、

〔成形圖說三時節〕出雲杵築社、高八丈、六間四面、床高一丈二尺、四方之緣一間半、

〔出雲路日記〕三月十一日○文政十一年朔日、○中略こゝの宮どころは、○杵築おもひしよりもひろかりき、もとつ宮のうるはしさはさらにもいはず、高天原にちぎたかしりといひけんやうに、たかくいかめしうなん、末々の神のやしろも多く、何くれのひはだ屋數しらず、みかきも三重にて、玉垣みづ垣あらがきといひわくとぞ、

〔出雲神社巡拜記五神門〕杵築大神宮

抑當社の宮立の事、上古は卅二丈、中古は十六丈、其後八丈を正殿造りと定む、齊明天皇五年、正殿を修造ありしより以來、今に至て其事不絕、神殿雲をしのぎげんせんたる事筆舌の及所にあらず、今有所の殿宇、本社高八丈に六間四方、樓門三間ニ四間半、廻廊二間ニ廿四間、八足門、二間半ニ四間半、玉垣十九間ニ廿三間、觀祭樓三間ニ七間、瑞籬六十間四方、拜殿七間ニ十間、內に神樂所有、火燒屋三間半ニ七間、廳舍七間ニ十三間、水屋二間四方、供祭所二宇、其大略如此、

〔文德實錄三〕仁壽元年九月乙酉、特擢出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授出雲國從三位勳八等杵築神正三位、　五月廿八日癸未、授出雲國正三位勳八等杵築神從二位、

に輪藏あり、三重の塔あり、大日堂は胎藏界、本尊は行基菩薩の作なりなどほこる、鐘樓にのぼりて、鐘の銘はいかにやと見れば、承和六年伯州某山某寺とゑり付たり、さればこそ上古には鐘はなきと見えたり、和泉式部が歌に、

神垣のあたりと思ふに夕だすきおもひもかけぬ鐘の聲哉、とよめるは、今の折からおもひ出られぬといへば、老翁語りて曰、仰のごとく、上古の神風は、佛法の息をさりぞけ侍るか、近き比國造雅孝が記に云、明星客院といへる沙門は、先國守佐々木尼子伊豫守源經久が祈禱師なりしが、兩部習合之神道を經久に勸め、多胡悉休を奉行として、大永四年大日堂を建立し、同四月廿八日に供養を遂畢ぬ、大永七年六月十五日に、三重塔成風の功畢て、多賀新左衛門尉監之、天文六年六月九日輪藏建立して、攝津國兵庫より一切經を買下し是を納、目賀多與四良監之、永正七年當社造營の時、伯州より九乳を買取て寄附す、皆尼子經久が建立也、我もとより佛神氷炭の差別、不知にはあらね共、國主のむね、そむきがたきゆゑとぞ語りける、○中略此社の天井に、四方の正色、四隅の間色にて彩り、八雲を繪き侍る、然に七雲かきける事は神秘にて、かろがろ敷申さぬ事也とぞ、或説に、一雲は素盞嗚尊覊したまひて、妣國なる根の堅洲國に去たまふ故に、繪き侍らぬとも申つたへたり、

〔國花萬葉記出雲十三〕大社杵築大神宮

昔は寶殿の高さ三十二丈、今減じて八丈なり、此造營、後深草院の寶治元年八月廿五日に建立、出雲大社と號す、

〔大社志〕井厨屋宇事實

御手洗井○中略　御饌井用二調御供一　眞名井爲二國造飲食常用之水一　供祭所有二本社左右二宇一　玉垣　樓門　觀祭樓

瑞籬　廻廊　八足門　水屋　拜殿　火燒屋　廳舍　會所每月於二此所一連歌執行　寶庫　書庫○中略　神

〔懷橘談神門郡下〕杵築　此社は、自餘の社にかはりて、正殿南向、柱は九本、何も丹青にて彩り、彼不聖不丹と云、聖法神勅とは事かはれり、階を昇ば、正面の障子に、金彩色に當社の地圖を寫し、左の障子には、競馬を繪き、昇殿して左へまはり、內殿西に向、故に人東に向て拜す、いかなる故にや、日本紀に曰、父母二神素盞烏尊に勅して、汝甚無道、以宇宙に君とし臨むべからず、固に當に遠く根の國に適と、遂に逐之、是を以ておもふに、二神の勅勘なれば、直に拜し奉らぬにやといふ人もあり、社の高さ七丈以上を御正殿造と云、七丈以下を御假殿作りと云、正殿は大營たる故に、正殿假殿かはる／＼に造立あり、齊明天皇五年に、出雲國造に命じて、神の宮を修造せしより以來、代々の天子將軍建立せらる、〇中略藤原家任が日記に云、天仁三年七月四日、大木百支、海上より稻佐浦による、件の木御示現ありて、方尺寄來れり、所以何者因幡の上宮御近邊、長サ十五丈、口一丈五尺の大木一本寄來る、然に在地の人民疑をなしながら、是を切取らんとする處に、大蛇件の木を纏ひ侍るほどに、人恐れて退ぬ、伐とらんとはかりし者は、皆病苦頻也、故に種々の祈禱をなす處に、御示現に云、出雲の大社、每度造立のとき、諸國の神明大行事となる、今度は我大行事に相當り、已に御材木採進せしめ畢ぬ、よつて件の木一本は我得分也、故に此木を以て我社を造立すべしとしめし給ふ、件の寄木正殿營作は、永久三年十月廿六日丁卯、戌時の遷宮也、是を寄木の造營と申也、國司右衞門尉藤原昌綱が記云、建久元年正殿御造立之時、課亡國之民、被營作事、神慮にかなはず、嘉祿三年假殿造營、御柱に錄あり、其文曰、居大傾物、朕非素意、若人歸德、栖高木足、御示現之趣、右衞門尉昌綱、佐々木信濃前司泰清、公家に奏し、武家に訴ければ、寶治二年正殿營作は、庄園之課役を止られ、關東より米穀一萬石黃金千兩下給て、土木の功を遂てければ、民戸豐饒にして、神明納受したまへりとぞ、〇中略宮中を見れば、御正殿と申て、鏡のごとき內に、佛像を鑄顯し、いくつ共なくかけならべ、旗は佛前の幢幡の制にて、四方にかけなびかせ、社共阿良々伎共見分がたし、社の西

林源朝臣直政、望請正殿造營、國主素有敬神之志、以聞幕下、啓達惟謹、其事遂行、寛文二年五月五日、乃命國主監造營之事、附授官銀五十萬兩、於是土木以聚、斧斤以運、博風高架、鰹木並構、翬飛鳥革、巍然煥乎、閟宮有侐、實々枚々、悉仍正殿式、竊聞廟之高也、廣也、深也、楹之立也、倣陰陽老少之數、乃知古制之著意於易道、豈其淺々哉、其餘營構、皆復古制基、比及其半成、國主不幸捐館、可以惜焉、介嗣拾遺綱隆襲封、幹其蠱、勵其力、可謂勇爲也、崇尚之至、不亦善乎、大營全備、經年落成、且毀經久所造堂塔輪藏、移於域外、而新建文庫一宇、以聚藏神書及倭漢群書、由是彼胡塵漠々者、掃而無塵、而唯一宗源之道勃興、懿哉盛哉、寛文七年三月大壹之日、整遷宮之儀、嗚呼神明赫々、照鑑察々、爰感爰應、爰格爰饗、光被四表、鎭護國家、增泰平之德、至于無窮、可以祝焉、國造使价出雲氏倫重、出雲氏自清、屢候江府、勞催成之事、又服輿造之勤、而遂志畢事、不亦幸乎、自清在府之間、與余相識、乃憑國主之書生佐慶、請爲之記、國主亦云爾、慶頻言而不措焉、想夫神有開國之功、則生斯國者、誰不戴其恩光哉、天穗日命者、菅氏之出自也、纂儒業者、豈忽諸、況夫神道儒道不二、而果一乎哉、神道盛則儒風亦不衰矣、是我所庶幾也、不知神其謂何、神靈無私、與天地合德、與日月同明、是我所仰望也、唯恨山重水複、東西悠遠、不能拜趨廟庭、然神之德徹上下、神之明不隔遐邇、則雖微賤之言、豈其舍諸、是我所以不緘口也、大哉至哉、誰不願神風之餘化哉、戊申九月 寛文八年 ○

〔享保集成絲綸錄〕二十一 寺社 享保十巳年十二月

出雲國大社造營ニ付、諸國勸化之事、今度社家之者共相願候通被仰出候、公儀よりも御寄附之品有之候、依之諸大名幷御旗本之面々、且寺社町方、其外御料私領國々在々所々にも勸化之義、社家之者共、來春より巡行いたし可相勸候間、被存其趣、志之輩は、寄進之義可有之候、勿論志無之者には、押而進め候義、堅無用ニ候、猶勸化之狀ニ書載之候、以上、

十二月

國之間、依例供給、路次之國又准之、官符追下、

久安元年十月四日　大史小槻宿禰判

少辨官源朝臣判

後白河院安元元年乙未十一月十九日、假殿式遷宮、後鳥羽院建久元年庚戌六月二十九日、正殿式遷宮、後堀河院嘉祿三年丁亥六月二十四日、假殿式遷宮、後深草院寶治二年戊申十月二十七日、正殿式遷宮、弘安五年十月二十八日、將軍惟康親王時、假殿式遷宮、

此後至慶長、以假殿式營十餘度、今不具錄、制本殿高六丈六尺、方五間、周以八尺緣、謂之假殿式、

寛文七年丁未三月晦日遷宮、將軍源家綱公賜鈞旨、造營悉依正殿式、

〔鵞峯文集　四十〕出雲國杵築大社再興記

出雲國杵築大社者、大己貴神之所鎭座也、維昔神平定我國、成草創之功、乃是先天八卦、乾居南掌事之勞歟乎、及皇孫之降臨、而遜讓以隱此幽宮、後天八卦、乾退西北之同揆乎、嗚呼神之功偉哉、神之德高哉、所謂陰陽不測、不可容易言之乎、恭惟奉祀神於此、蓋其始於神代、則延喜神名帳所載、三千七百餘座之多、可無久於此社乎、崇之曰大社、良有以也、然上古之制不可識焉、社家者流曰、齊明天皇始營此社、有正殿式、歷朝因襲之、且有假殿式、其後王道式微、國政出自武臣、及後深草帝寶治二年之營造、用假殿式、爾來三百五十餘年、至慶長年中之營作、而正殿式久廢矣、古來禁僧尼妄入社域、然大永天文之際、國守佐佐木尼子伊豫守源經久、信兩部習合之說、而建大日堂及三層塔於社域之內、且造輪藏納一切經、於是神風之肅々、不免混胡塵之漠々、然神自爲神、涅而不緇、彼何汚神哉、嘗聞古者群國各有國造、掌其國祭事、然世移時變、國造皆絕、唯此州自天穗日命以來、出雲氏世爲國造、至今管大社諸務、此亦神靈之餘光乎、中葉國造、分爲二流、曰千家、曰北島、其館相對在社之東西、而其支庶皆列社家、共宗兩國造、而恒例祭儀有由來也、方今大君幕下、治敎休明、百廢俱舉、兩國造喜遇斯時、就國主羽

藤原朝臣公教宣、奉勅依請者、

應造進同社間、除神社佛寺院宮封家外、免除納官封家濟物貢、後年混令進濟、兼又令停止諸司所々切下文、幷官行事所藏人所召物事、

右得同前解狀偁、謹檢案內、造進杵築社、神社佛寺諸司所々之覃造營之間、免除濟物貢、造畢之後、令致究濟勤、古今不易之例也、是則課亡國之民、營兩方之事者、營作及遲引、濟物可擁怠之故也、興復之昔、尙以如此、最亡之今、已及流例、條造諸司所々之造畢、皆蒙裁許、何況於大厦之靈社哉、然者造營之間、停止其貢、造畢以後可勵究濟也、申請之旨、先規多存、裁許之處、誰謂非據哉、望請天恩、造同社間、被停止神社佛寺納官封家濟物貢、幷諸司所々切下文、及官行事藏人所召物者、偏勵當時造營之勤、固遂後年究濟之節者、同宣、奉勅除神社佛寺院宮封家之外依請者、以前條事、國宜承知、依宜行之、

康治二年三月十九日　大史小槻宿禰判

權右中辨藤原朝臣判

久安元年十月四日被下覆勘宣旨

使伊岐致兼　從三人

神祇史生秦重時　從二人

左辨官下出雲國

應遣官使令覆勘言上杵築大社事

右得彼國司去月二十八日解狀偁、謹檢案內、當社者、天下無雙之大厦、國中第一之靈神也、因玆代々之吏、彼社顚倒之時、蒙重任宣旨所造營也、國家之寄、誠異他社、爰當任之吏、同蒙宣旨之後、營土木之處、權門庄々之課役、以對捍爲事、豐饒之昔、猶在煩于造畢、凋弊之今、偏勵私力、不日造畢、輸之吏逾可謂大功、望請天裁、早賜官使、被加覆勘者、權大納言雅定宣、奉勅依請者、國宜承知、依宜行之、使者經彼

左辨官下出雲國

雜事二箇條

一應且各下知本家本所遣官使、不論神社佛寺權門勢家庄園、任支配令作勤造杵築社材木檜皮檜曾繩釘等事、副下材木支配注文一通、右得彼國守藤原朝臣光隆去二月八日解狀偁、得在廳官人去年八月十八日解狀偁、彼社者、天下無雙之大廈、國中第一之靈神也、顚倒之時、非宣旨者無始造營、仍前々造立之時、庄園平均、嚴下材木所令勤仕也、世上興復之昔、尙以如是、國中衰弊之今、豈以不然乎、加之帥中納言家保、任造營之間有神之告、大木百本、自海上寄社邊、以其大木等用棟梁柱桁、更不採虹梁之材木、然而庄園同心、及三箇年所造畢也、加之近年以來、國衰民薄、難叶一境之最負、始可及數國之勠力、何況國內庄家不相叶者、何以遂土木之功哉、彌及近代、在々庄々、或云新立、或號加納、恣掠籠土地、令不從國務、然者任先例雖嚴下材木、不憚神慮猥致拒捍歟、早經奏聞可致沙汰者、今就解狀謹檢案內、彼社邊造營者、當境第一之大事也、是以自往代以來、庄園一同所致其勤也、敢非當任結構、已是數代之舊規也、近則康平五年、天仁三年之例也、中古如此、矧於當時乎、民戶豐饒之時、尙泥其勤、田畝減耗之今、廻何計略、仍守先例、不論庄公、不曇一支之餘分、無致一物之增加、除往古庄本免外、加納田畠、幷新立庄園、神社佛寺等、平均一同所令嚴下也、其支配狀所副進也、率嚴之旨更無阿容、而末代之例、庶民之愚、忘其舍釋、恣好訴訟、若雖一所免除、雖一支令遁避者、偏造營闕如之基也、早任嚴下之旨、慥可勤仕之由、且各下知本所、且遣官使可被譴責也、國使之催不可相叶也、抑件社、去年六月顚倒之間、卽注子細令言上之處、僅遣實檢之官使、及造營之汰沙、作事遲引、神慮難測、仍同十月比、重上奏之刻、適被勘下假殿幷採材木始木作日時等、任次第日時雖令勤行、自非庄園之合力、難勵大厦之造營、申請之旨、敢非虛誕、裁許之處、唯任神睿而已、望請天恩、且各下知本所、任支配旨、可勤仕之由被召請文、且遣官使、不論神社佛寺權門勢家庄園、被合依勤件材木等者、將勵營造之勤節者、權中納言

十五日己未、依出雲杵築社顛倒、於陣被定御祈使、（中宮權大夫被奉行云々、先是仰神祇官、令勘申可使社一人、卜部一人爲使云々、）剋限召使、於膝突給宣命、使於左衛門陣外、請御幣等進發云云、件御幣先例不見、仍仰神祇官令勘社數幷幣物色目等、任勘申於侍從所被裹備云云、杵築社幷具社十八社幣也、（已上二行可書注也）

〔日本紀略 後一條 十四〕長元五年八月廿日己未、仰明法道、令勘申出雲守橘俊孝言上、杵築社顛倒、幷託宣事無實之由、又以官位授人罪科事、　九月廿七日乙未、出雲守橘俊孝、配流佐渡國、依杵築宮無實也、

〔百練抄 四 後一條〕長元五年九月廿日、出雲守橘俊孝勘罪名、配流佐渡國、是杵築社顛倒、並有神託由奏聞、仍遣實檢使之處、皆無實之故也、或記云、稱託宣授官位於人云々

〔百練抄 四 後冷泉〕康平四年十一月廿九日、出雲國杵築社顛倒、　五年二月十二日、諸卿定申出雲大社顛倒、

〔中右記〕永久二年六月朔日、入夜參內著仗座、依催也、藏人辨來仰云、出雲國司申、杵築社修理之間作假殿、並可奉渡御體之日時可勘申、移著端座、召藏人辨仰件旨、（陰陽寮隸召儲也）

〔百練抄 六 崇德〕永治元年五月七日、杵築大社神殿俄顛倒、

〔本朝世紀〕康治三年（○天養元年）九月廿五日癸酉、政、上卿參內、被□立杵築社神殿日時、

〔大社志〕造營事實

齊明天皇五年秋七月庚寅、命出雲國造修殿之神宮、

　齊明天皇以前、從天神之制法、齊明天皇之時、定正殿式、後世以不法其制謂假殿、

後一條院長元九年丙子、正殿式、　後冷泉院治曆三年丁未、正殿式、　鳥羽院永久三年乙未、正殿式、

近衞院康治元年壬戌十月十四日、可造立假殿由、被下日時勘文、同十一月二十一日己酉、戌時假殿御遷宮、兼忠執行之、　同二年三月十九日宣旨幷使左史生紀良時、歸京時給物（色々布二十段、米三十石、馬三匹、乘馬一匹、駄二匹、）從三人、使部二人、（同給物各布十段、米十石、馬一匹、雜牛一頭、）

〔古事記中垂仁〕是御子、〇本牟智和氣御子八拳鬚至于心前眞事登波受、〇中略於是天皇患賜而、御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮、如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、自登下三字以音如此覺時、布斗摩邇邇占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子、令拜其大神宮、將遣之時、令副誰人者吉、爾曙立王食卜、故科曙立王、令宇氣比白、宇氣比三字以音因拜此大神、誠有驗者、住是鷺巢池之樹鷺乎宇氣比落、如此詔之時、宇氣比其鷺墮地死、又詔之宇氣比活、爾者更活、又在甜白檮之前、葉廣熊白檮令宇氣比枯、忽令宇氣比生、爾名賜其曙立王、謂倭者師木登美豐朝倉曙立王、登美二字以音〇中略故到於出雲、拜訖大神、還上之時、肥河之中、作黑樔橋、仕奉假宮而坐、爾出雲國造之祖、名岐比佐都美、飾青葉山而立其河下、將獻大御食之時、其御子詔言、是於河下、如青葉山者、見山非山、若坐出雲之石坰之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也、〇中略於是覆奏言、因拜大神、大御子物詔故參上來、故天皇歡喜、卽返菟上王、令造神宮、

〔日本書紀二十六齊明〕五年、是歲、命出雲國造、闕名修嚴神之宮、

〔中臣氏系圖〕祭主清万呂―宿奈麿―弟成―酒屋麿―宗雄―貞世造出雲社使從七上

〔日本紀略後一條十四〕長元四年八月十一日丙戌、列見、今日出雲國杵築社神殿顚倒、　十月十七日辛卯、出雲國言上杵築宮無故顚倒之由、　閏十月三日丁未、軒廊御卜、去八月十一日、出雲國杵築社神殿顚倒之事也、　五日己酉、今日奉幣、出雲國杵築社被申去八月十一日神殿顚倒事、

〔左經記〕長元四年十月十七日辛卯、今朝頭辨於殿上被示云、出雲國杵築社無風顚倒之由奉國解、守俊孝朝臣語云、無雨三度有光、次震動顚倒、材木一向自中倒臥、唯乾角柱一本不倒、此社中以七寶作寶殿、安置七寶宮於寶殿中、是稱御正體云、而其宮落居顚倒材木上、仍禰宜等爲奉移假奉禮件宮、五寸許不及、仍構出蹴奉取、常五寸許不及、仍禰宜等度々忩沐浴禊齋、深致愼奉取、奉移假殿了云云、仰云、前年顚倒云云、可令問彼例者、　閏十月三日丁未、於軒廊被令卜筮出雲國杵築社顚倒之由、

當供造、卽以千尋栲繩、結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高大、板則廣厚、

〔古史傳二十三〕杵築の宮作りは、いと上代には、縱橫御量、千尋栲繩百結結、八十結結下てと有れば、皇美麻命の大宮と異りなく、大なりけむことは更にも云はず、垂仁天皇の御世に宮造し給へる時も、前に天皇の大御夢に、修理我宮、如天皇之御舍者云々と御託し坐るに依てなれば、猶神世の制を用ひ給けむを、其後には漸々に其の制の替れりと聞ゆ、

〔古事記上〕是以此二神(天鳥船、建御雷)降到出雲國伊那佐之小濱、(中略)問其大國主神、汝子等、事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之、登陀流(此三字以音、下效此)天之御巢而、於底津石根宮柱布斗斯理(此四字以音)、於高天原氷木多迦斯理(多迦斯理四字以音)而治賜者、僕者於百不足八十坰手隱而侍、亦僕子等百八十神者、卽八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也、如此之白而、於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍(多藝志三字以音)而、水戶神之孫、櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神、化鵜入海底、咋出底之波邇(此二字以音)作天八十毘良迦(此三字以音)而、鎌海布之柄、作燧臼、以海蓴之柄、作燧杵而、鑽出火云、是我所燧火者、高天原者、神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟(訓凝烟云州須)之、八拳垂摩弖燒擧(摩弖二字以音)、地下者、於底津石根燒凝而、栲繩之千尋繩打延、爲釣海人之口大之尾翼鱸(訓鱸云須受岐)、佐和佐和邇(此五字以音)控依騰而、打竹之登遠遠登遠遠邇(此七字以音)獻天之眞魚咋也、

〔古事記傳十四〕今此造奉る御舍は、大國主神の御靈の鎭坐む御社にて、卽杵築大社なり、(中略)其構殊に廣く大きにて、他社に勝れり、故大社としも名に負て、今世に至る迄も、なは然りとなむ、

〔出雲風土記楯縫郡〕所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、千尋栲繩持而、百結結、八十結結下而、此天御量持而、所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而、天降下給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所是也、

社殿

〔古史傳二十三〕杵築は、風土記出雲郡に、杵築郡家西北廿八里六十歩とあり、〇中略多藝志之小濱とあるは古名なりけむを、諸神の杵築たまへる地なる故に、後に杵築と號たりと聞ゆ、

〔出雲風土記解中出雲郡〕多藝志濱は、田所に成て今武志村等も有、

〔出雲風土記出雲郡〕杵築郷、郡家西北廿八里六十歩、八束水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮將奉與、諸皇神等、參集宮處杵築、故云寸付、神龜三年改字杵築、

〔出雲風土記抄中出雲郡〕杵築大社所坐、故曰杵築郷、杵築中有宮內、越峠、立場、中村、大土地、小土地、赤塚假宮等、假宮濱曰伊邪佐、古事記所謂、建御雷神天鳥船神、降到出雲伊邪佐之小濱、蓋此處也、此邊濱浦、俗傳云伊那佐濱、又品牟都和氣御子、〇垂仁皇子行啓于出雲大社之時、國造於肥川下仕奉假宮、獻大御食云々、自是云假宮也、此外兼合日御埼、宇龍浦、佐岐浦、宇峠浦、湊園村等、爲杵築郷、又聞手結濱、里田等、杵築社領七浦內也、杵築郷、古出雲郡、今神門郡、

〔出雲風土記出雲郡〕出雲御埼山、郡家正北〇正北一本作西北、抄本北字下有廿字、七里三百六十歩、高三百六十丈、周九十六里一百六十五歩、西下所謂所造天下大神之社坐也、

〔出雲風土記抄中出雲郡〕此山自杵築始、東歷菱根、遙堪、高濱、林木、國富、北遇宇賀川下、向西通井呑、宇峠、鷺浦、宇龍浦等、將亦歸旋于杵築大社、〇中略稱古事記宇賀山、日本紀熊成峯、此記曰出雲御埼山、其以此山也、俗曰不老山、又鰐淵山是也、西北以郡家路尺考之相應、杵築今彌山跡、是宇賀第一峯也、

〔國花萬葉記十三出雲〕大社杵築大神宮　神門郡杵築村に立

〔大社志〕杵築景境志

西至幕島、北至鷺浦、東至閾屎、南至湊川、方二里、大社巍然中居焉、

〔日本書紀二神代〕一書曰、高皇產靈尊、乃還遣二神、〇經津主、武甕槌、勅大己貴神曰、〇中略汝應住天日隅宮者、今

〔出雲風土記意宇郡〕母理郷、郡家東南卅九里一百九十步、所造天下大神大穴持命、越八口平賜而還坐時、來坐長江山而詔、我造坐而命國者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云文理、(神龜三年、改字母理、)

〔日本書紀二神代〕二神(○經津主、武甕槌、)於是降到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端、而問大己貴神曰、高皇産靈尊、欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神、驅除平定、汝意何如、當須避不、時大己貴神對曰、當問我子、然後將報、是時其子事代主神、遊行在於出雲國三穗(三穗、此云美保、)之碕、以釣魚爲樂、或曰遊鳥爲樂、故以熊野諸手船(亦名天鴿船、)載使者稻背脛遣之、而致高皇産靈勅於事代主神、且問將報之辭、時事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、(柴、此云府璽、)踏船枻(船枻、此云浮那能倍、)而避之、使者既還報命、故大己貴神、則以其子之辭、白於二神曰、我怙之子既避去矣、故吾亦當避、如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者、乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、今我當於百不足之八十隈將隱去矣、(隈、此云矩磨泥、)言訖遂隱、

〔釋日本紀八述義〕百不足之八十隈　大問云、此何處哉、先師申云、大己貴神隱去之地也、今之杵築神宮乎、

〔古事記上〕是以此二神(○建御雷、天鳥船、中略、)問其大國主神、汝子等事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕住所者、(○中略)於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍、(多藝志三字以音○下略)

〔古事記傳十四〕多藝志之小濱(○中略)此は杵築大社の地の古名と聞えたるを、此名他に見えたることなし、風土記にも、出雲郡出雲御埼山云々、西下所謂所造天下大神之社坐也(此大社なるべし)とはあれども、多藝志之小濱てふことは凡て見えず、

〔一時軒隨筆二〕出雲の國の大社を、人あまねく素盞烏尊なりと思ふ也、素盞烏尊は日の岬に鎭座し給ふ、大社は大己貴の神の鎭座し給ふ社也、延喜式神名帳にのする三千一百三十餘座の內、此社より久しきはなし、故に此社をあがめて大社となんいふ事也、かならず人のあやまる事也、近きころ大社の華表の銘を、長門の官儒なにがしの書しにも、大社の本體を素盞烏の尊となし、職原大全植木氏の筆にもみえぬ、

〔國花萬葉記十三出雲〕大社杵築大神宮
當社神宮は、素盞烏尊の垂跡として、當國の一宮也、○中略或は神書の說に、杵築の社は大己貴の一座を以て垂跡として、素盞烏の說なしと云々、

〔和漢三才圖會七十八出雲〕大社杵築大神宮　在神門郡杵築村
祭神　大己貴尊素盞烏尊之子、天下經營百穀守護、又爲醫家大祖、

〔古事記傳十四〕杵築は、大國主神に坐こと、此記、書紀、出雲風土記、國造神賀詞などにて明らけきに、杵築をしも、須佐之男と大國主と、二神を祠れりと云說もあるは誤なり、そは神祇令義解に、天神と地祇との分を註せる文に、天神者云々、出雲國造齋神等類是也、地祇者、出雲大汝神等類是也と見え、舊事紀に、素盞嗚尊、坐出雲國熊野杵築神宮と云るに依り、まづ舊事紀は例の信に足ず、義解の文はまぎらはしき書ざまなれども、國造齋神と云は、熊野を指なり、神賀詞に依るに、出雲一國の神々は、悉く彼國造此を拜祭る中にも、熊野を第一とする故に、然云るなるべし、さて大汝神と云るぞ、杵築にはありける、然るを彼神賀詞などをも考へずして、ゆくりなく國造齋神は、たゞ杵築とのみ心得るから誤れるものなり、古書に杵築に須佐之男命を祭ると見えたることなし、若二神を祭らば、神名帳にも二座とあるべきをや、

〔杵築宮日御碕圖〕出雲大社、大己貴命三穗津姬命合祭、而天日隅宮是也、

浮橋、及天鳥船亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、於是大己貴神報曰、天神勅敎、慇懃如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、中略○是時歸順之首渠者、大物主神、及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠欵之至、時高皇產靈尊、勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之、

〔先代舊事本紀 陰陽一〕建速素盞嗚尊、坐出雲國熊野杵築神宮矣、

〔延喜式 祝詞八〕出雲國造神賀詞

八十日日波在止毛、今日能生日能足日爾出雲國國造姓名恐美恐美毛申賜久、中略○大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備爾坐、事代主命能御魂乎、宇奈提爾坐、賀夜奈流美命乃御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐天、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支、

〔諸神記〕杵築大社　素盞嗚尊　大己貴神　父子鎭座也○又見諸社根元記

〔本朝神社考 三〕神祇令注、出雲大社者、素盞嗚尊也、故朝廷及社家、此社祭素盞嗚矣、而日本紀見之、大社者、天神爲大己貴所造供也、素盞嗚行於根國、故於中國無降迹、後世祭大己貴、故合祭素盞嗚者也、余案素盞嗚建出雲清地宮、娶稻田姬生大己貴、以手摩乳脚摩乳爲其宮首、則大社爲素盞嗚、亦有所據歟、以清地宮爲杵築宮、亦復爲是、

〔神社啓蒙 四〕杵築神社 或大社

神祇令註曰、出雲國大社、素戔烏尊也、社家亦隨焉、雖然以根本推之、則天祖親以日隅宮所附與于大己貴命者也、當代社家、尤以大己貴命一座爲垂跡、而无素戔嗚之說、

〔日本書紀崇神五〕六十年七月己酉、詔群臣曰、武日照命（一云武夷鳥、又云天夷鳥、）從天將來神寶、藏于出雲大神宮、

〔古事記垂仁中〕坐出雲之石𥑎之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也、

〔祝詞講義十五〕石𥑎之曾宮、○中略曾は日隅宮の隅と同じく、此は天日隅宮なる事云も更なり、

〔日本書紀齊明二十六〕五年、修嚴神之宮、

〔釋日本紀述義十四〕嚴神之宮　杵築神宮也、嚴重之義也、

〔祝詞講義十五〕釋紀に、嚴神之宮、謂杵築神宮也と有は然る言なり、此を舊くより伊都久志之神宮とも、伊都加志之神宮とも訓るは、神を治せる大神に坐せば、恐こみ敬ひ畏る、意を以て、古より云來る所にして、宮の稱號にはあらず、祭神に就て然申せるにぞ有べき、伊勢風土記に、員辨郡就賀師神社、大己貴命也と有を證とすべし、

〔大社志〕大社説

謹按延喜式神名帳出雲郡、及風土記歷擧社號、冠以大字者、杵築熊野兩社而已、是可以見上古所尊所重之實、而六十餘州、無遠近、無上下、至巷談童謠、不詣地、而專稱大社、則杵築一社而已矣、蓋大己貴大神、德如玉、威如八千戈、以贊成天地之化、爾來千秋而萬歲、王公武將、莫不尊崇敬畏、則其德固可稱以大字、而營造殿閣、構成門廊、亦務盡宏麗傑偉、雄大高峻之觀、則專稱大社、豈不宜哉、

祭神

〔大日本國一宮記〕杵築宮（大己貴命　素盞烏命）　出雲出雲郡

〔日本書紀神代二〕一書曰、天神遣經津主神、武甕槌神、使平定葦原中國、○中略既而二神降到出雲五十田狹之小汀、而問大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶以不、對曰、疑汝二神、非是吾處來者、故不須許也、於是經津主神、則還昇報告、時高皇産靈尊、乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條條而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者、今當供造、即以千尋栲繩、結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高大、板則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋

古事類苑

神祇部八十九

出雲大社 出雲國造附

出雲大社ハ出雲國神門郡杵築町ニ在リ、祭神ハ大己貴命ニシテ、後ニ素戔烏尊ヲ合祀ス、社殿ノ構造高大ナルヲ以テ大社ト云フ、其刱建神世ニ在リ、延喜ノ制名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今官幣大社タリ、

〔延喜式神名十〕出雲國出雲郡杵築(キツキノ)大社

〔伊呂波字類抄諸社幾〕杵築キツキ、坐出雲國、

〔八雲御抄社五〕出雲宮出雲

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略汝大己貴命、○中略應住天日隅宮者、○下略

〔釋日本紀述義八〕天日隅宮 私記曰、問此何處哉、答出雲國杵築社、是大己貴神也、其社之制作高大也、世號之出雲大社、已叶此紀一書文、以之案之、以杵築社稱日隅宮歟、

〔祝詞考下〕日隅宮の日隅は借字にて比曾萬里の宮なり、曾萬の約佐なるを、須に轉じ、萬里の約は美なれば、しかいふ、

〔出雲國造神壽後釋上〕日隅宮は、比須乃宮と訓べし、これを風土記には、日栖宮と書て、栖は古書に必ず須とよむ字なればなり、かくて比須の須は、古事記に、天の御巣とある巣なり、

〔出雲風土記楯縫郡〕所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、○下略

集テ候ヘバ、此上ニテ又約ヲ變ジ、各歸國仕候ヘト申ン事、晴久ガ胡亂ト云、當家ノ軍法信ヲ失スル第一ニテ候間、今更不レ能レ止所ニテ候、當家大山權現ヘ奉レ傾レ頭、抽二丹心一事數代ニ及ビヌ、若神明感應ノ御慈眼ヲ轉ゼラレバ、唯今度ノ合戰勝利ヲ得セシメ給ヘト有ケレバ、山伏ハ暇乞テ歸ニケリ、晴久ヨニ不思議ニ思ヒ、今度ノ合戰、ハカ〴〵シキ事アラジト、案ジツヾケテマシマス所ニ、又翌ル夜、前ノ山伏來テ、晴久御返答、權現ヘ敬白仕テ候ヘバ、只幾度モ藝州御出張、御延引可レ宜トノ神勅ニテ候、斯再三申候ト雖、猶御疑心不レ止候上ハ、事ノ明歷タル所ヲバ、本ノ姿ヲ顯ハシテ見セ申サントテ、兩ノ腋下ヨリ大ナル翅ヲサシ出シケレバ、晴久トカク幾度モ同ジ御返事ニテ候、唯偏ニ保護ノ神力ヲ奉レ賴計ニテ候、此度戰利ヲ得候ハヾ、伯州ニ於テ一萬餘貫ノ神領ヲ寄納可レ仕ニテ候ト宣ケレバ、山伏其由反命可レ仕候、然共カク兩度ノ神勅御違背候事、彼是ニ就テ不レ宜御事ニ候、猶モ能々御思惟候ベシトテ座敷ヲタツ、晴久頓テ大山ヘ使ヲ以、今度合戰勝利ノ爲ニトテ、磨キ拵ラレタル緋威ノ鎧ノ胸板ニ、金ノ四目結ノ金物打タルニ、金作ノ大刀ヲ添テゾ寄附セラレケル、カク兩度ノ神託ヲ一向ニ違背センコト、神慮如何有ント案ジ煩ヒテマシマス時節、里田主水正、目黒宗六、晴久ノ前ニ在ケルニ、如何ニ先日ノ天狗山伏ハト宣ヘバ、兩人承リ、强チ大山ノ御神託ニテモ候マジ、○中略是皆衆徒共ガ、賄ヲ取テ仕タル事ニテ候ナンズト申ケレバ、晴久實モトヤ思ハレケン、吉田發向ノ儀丵ト思立レシハ、是ゾ尼子家、兵馬ノ權ノ可レ衰初メナル、

見エテ、遥ニ遠キ峯有リ、御警固ノ武士ヲ召テ、山ノ名ヲ御尋有ニ、是ハ伯耆ノ大山ト申山ニテ候ト申ケレバ、暫ク御輿ヲ留メラレ、內證深心ノ法施ヲ奉ラセ給フ、

〔伯耆之巻〕四月〇元弘三年一日、大仙寺に可然衆徒等を召て、勅定〇後醍醐有けるは、御在所の內、しか〳〵成劔可有、取て進せよと被仰下、罷歸て奉見ば、品々の劔も候けるが、如勅定なる劔はなし、乍去とて似たる劔を取て進らする、是にてはなし、能々見て參れと勅定也、頻に求けれども無之由を奏す、唯見て參れ、能々尋て進せよと有勅定間、進退きはまりなく、衆徒等以之外仰天して重て見る所に、御神體の御膝の下に、何の代より納りたりとも知ず御劔あり、是にて渡らせ給けりとて悦けり、其時備中青江と申鍛冶、大仙權現の夢想有、我劔をば船上山の君に可進事あり、其代に長さ一尺九寸の劔を作て進よ、又我劔に五分まさりたる劔を作て、船上山の君に進よと示現を蒙り、其ごとく作て參て候也と申、折節劔を求出したりける時分に參合たりければ、不思議の思をなし、青江が作りたる劔を、求出したる劔にくらぶれば、少も不違、誠權現の御託宣なりと頼敷思て衆徒等代の劔をば在所に籠て、求出したる劔と、青江が作りたる劔と二ッ持て參たり、是こそよと勅定ある、何なる御告にてや有けん、不思議なりし事ども也、鍛冶には恩賞を被下けり、

〔陰德太平記九〕尼子晴久藝州發向評定附伯州大山神勅事

今度合戰祈禱ノ爲ニ、晴久領國ノ神社佛閣ヘ、金銀珠玉奉納シ、願書ナドコメラレケルニ、或時富田城ヘ、色白ウ傾ク清ゲナル山伏一人來リ、伯州大山ヨリノ使僧也ト案內ヲ請、晴久對面セラレシニ、彼山伏、今度藝州御出張、思召留マラレ候ベシト申シケレバ、晴久ソレハ衆徒中ヨリノ使候カト問給フ、イヤ是ハ權現御神託ニテ候、御疑ヲ可晴申爲ナレバ、證據ヲ示シ候ベシトテ、懷中ヨリ雞ノ距ノ如ナル物、長サ一尺餘リナランヲ出シタリ、晴久是ハ不思議ノ御事、有難神勅哉、カヽル神勅ヲ受ナガラ、違背申サンハ冥慮ノ程恐入候ト雖、諸國ノ軍士羽檄ニ應ジテ、既ニ當國ニ馳

萬ノ事常ニ絶テ不乏ト云コトナシ、然ルニ宿因ノ引ク所ニヤ有ケム、地藏菩薩ニ仕ヘテ、是ヲ以テ毎日勤トス、然ル間齡漸ク傾テ、既ニ六十ニ滿ジテ、其身ニ病有テ命盡ントス、然レバ此事ヲ歎テ日夜ニ悲ム間、藏算夢中ニ、一人ノ小僧有リ、形チ端嚴也、來テ敎ヘテ宣ハク、汝ガ宿因拙キガ故ニ、身貧クシテ年老ヌ、今伯耆ノ國大山ト云フ所ニ詣デ、二世ノ求ム所ヲ祈リ願ヘ、彼權現ハ地藏菩薩ノ垂跡大智明菩薩ト申ス、自然ラ大悲ノ願力ヲ以テ、廣ク一切衆生ヲ化度シ給告ゲ給フト見テ夢覺ヌ、其後忽ニ伯耆ノ大山ニ詣デヽ、懃ニ勤メ行テ、六年ヲ經タリ、愛宕護ニ返來テ後、京中ニシテ佛德ヲ顯シテ、人ニ被歸依セ事並无シ、冥加ノ人ニ勝レテ、道俗男女崇ヒ敬テ肩ヲ並ブル輩ナシ、然レバ貧キ事无クシテ豐カニナル身ト成ヌ、是偏ニ地藏菩薩ノ大悲ノ利益也ト知テ喜ビケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔元亨釋書靈怪十九〕釋明蓮、居法隆寺、讀法華誦徹七卷、第八之卷不能誦、積歲月悉溫、復終不記、詣稻荷神祠、祈求夙報、過百日無感、又住長谷寺金峯山、各剋一夏、讀經祈報、而不得感、蓮不屈登熊野山、又祈百日、神託夢曰、我於此事力所不及、乞求住吉明神、蓮返攝州、寓住吉一百日、神又夢曰、我又不知、祈伯耆大山神、蓮便詣大山、安居精求、夏滿、夢神告曰、作州人登此山、以粮負牛、其人詣神祠、牛繫僧房、房中比丘夜誦法華、牛聞之生慈善心、至第七卷天色漸曙、牛主早發、是以其牛不聞第八卷、彼牛者汝前身也、聞法力故、今得比丘形、而持法華不誦第八者不聞之故、自今勤策、來生覩史、夢寤感幸、乃一心合掌白神言、癡牛聞法、尙得人身、何况人身如說修行、今聞夙因、神貺難報、生生世世、誓持法華、廻施群有、證大菩提、誓已辭神而去、

〔太平記四〕先帝遷幸ノ事

明レバ三月〇元弘二年七日、千葉介貞胤、小山ノ五郎左衛門、佐佐木佐渡ノ判官入道道譽、五百餘騎ニテ路次ヲ警固仕テ、先帝〇後醍醐ヲ隱岐ノ國ヘ移シ奉ル、〇中略今ハ有ベキ時ナラヌニ、雲間ノ山ニ雪

〔陰德太平記四十七〕勝久攻㆓末次㆒附後詰幷米原降參之事

尼子勝久ハ、山中立原横道森脇等ヲ召集メ、元就老病難儀ニ付テ、輝元隆景歸陣ナレバ、敵勢大ニ減ジ、今ハ三之一ゾ當國ニ可㆑殘、イザトヨ此透間ヲ得テ、諸所ノ城ニ籠タル者共一所ニ集メテ、國中ヘ打出、敵城ノ近邊燒拂テ、味方機ヲ救、敵ノ威ヲ奪ント有ケレバ、各尤也ト同ジ、所々ヘ此由ヲゾ觸廻シケル、秋上三郎左衞門、吾身ハ所勞ト號シテ、嫡子伊織助久家ニ五百騎付テ、新山ヘ差出ス、○中略ソノホカ大山ノ衆徒敎悟院ナドヲ先トシテ、○中略無程四千餘騎ニ成ニケリ、

〔撰集抄七〕大智明神之御事

伯耆國に、大山といふ所に、大智の明神と申神おはします、利益のあらたなる事、實朝の日の山の端に出るがごとくに侍り、御本地は地藏菩薩にておはしますとぞ、むかし俊方といひける弓取、野に出て鹿を狩けるほどに、例よりも鹿おほくて、皆思ひの外に射とゞめにけり、さて此鹿どもを取んとすれば、我持佛堂に千體の地藏をすゑたてまつりける五寸の尊像に矢を射立て、鹿と見つるは地藏にておはしける、其時俊方あさましくかなしく覺えて、地藏に取つき奉りて、なきおめきけれどもさらにかひなし、やがて手づからもとどり切て、我家を堂につくりて、永く殺生を留り侍りにき、去程に稱德天皇の御時、社にいはひ奉れといふ託宣侍て、やがて堂をやしろになして、大智明神とぞ申侍る、利益あらたなれば、彼所の砂だにも、夕にはさかのぼりて、朝に下りてまゐり、下向の相を示す、かの岡の松は、明神の御方にむかひて皆なびきける、歸依の姿をあらはし侍るとかや、心なき草木砂までも歸依し奉るわざ、實ありがたくぞ侍る、

〔今昔物語十七〕依㆓地藏示㆒從㆓愛宕㆒移㆓伯耆大山㆒僧語第十五

今昔、愛宕護ノ山ニ一人ノ僧住ケリ、名ヲバ藏算ト云フ、仁和寺ノ池上ノ平救阿闍梨ト云フ人ノ弟子也、然ルニ此藏算、本貧キ家ニ生レテ賴ム所ナシ、亦身ノ德行缺テ、衣服ヲ施ス人難シ、然レバ

神領

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月八日丁丑、伯耆國正五位下伯耆神、訓坂神、大山神並正五位上、

〔和漢三才圖會七十八伯耆〕大山大智明神　社領三千石天台

〔鹽尻十〕伊勢始メ諸國神領　伯州大山三千石五百石、大山寺學頭旦那院領なり、

祭祀

〔和漢三才圖會七十八伯耆〕大山大智明神　祭四月二十四日　毎年自六月十一日迄十五日、有千部經、

祈禱

〔陰德太平記三十六〕尼子晴久逝去之事

晴久〇尼子モ二三箇年已來ハサシモ膠漆ノ約ヲ成ツル本庄、三刀屋、三澤、米原ナドサヘ、敵ニ一味セシカバ、當家ノ滅亡此時ナルベシ、此上ハ佛神ノ御加護ニ非バ、爭カ敵ヲ可挫トテ、去年以後、當國ノ大社、佐久佐、伯州ノ大山權現ヲ始メ、末社々々ニ至迄、幣帛神馬ヲ供ヘ、七珍八寶ヲ捧ゲテ、怨敵降伏ノ祈禱ヲゾ執行ハレケル、斯有ケル處ニ、牛尾、馬田、日野、布廣、蜂塚等、又味方ニ歸リ來リケレバ、扨ハ杵築大明神、大山權現モ未見捨サセ給ハザリケリト、イト賴敷思給ケル故、親ラモ修法ノ爲ニ心肝ヲ碎キ給フ、

社僧

〔太平記七〕船上合戰ノ事

主上〇後醍醐隱岐國ヨリ還幸ナリテ、船上ニ御座有ト聞エシカバ、國々ノ兵共ノ馳參ル事引モ切ズ、先一番ニ出雲ノ守護鹽冶判官高貞、富士名ノ判官ト打連テ千餘騎ニテ馳參ル、其後〇中略大山ノ衆徒七百餘騎、都テ出雲、伯耆、因幡三個國ノ間ニ、弓矢ニ携ル程ノ武士共、參ラヌ者ハ無リケリ、

〔伯耆之卷〕さて主上〇後醍醐を御輿に召せ進らせて、西坂をぞ行幸成進せけるが、ゝりける處に、後に十餘人が音して參けり、敵の寄來るかと被思召、御騷有ければ、長高〇名和申けるは、是迄行幸成進らせぬさきこそ候へ、今は何に大勢寄來候とも御騷有まじく候とて、御輿に參ぬ者は皆片手矢を指わけて、只今事に可逢體也、敵にては無して大仙の衆徒、長高舍弟信濃房源盛、同宿十餘人相具して、のけ甲に成てぞ參ける、

大神山神社

大神山神社ハ伯耆國會見郡大山ニ在リ、大己貴命ヲ祀ル、現今國幣小社タリ、

〔延喜式神名十〕伯耆國會見郡大神山（オホカミヤマ）神社

〔伊呂波字類抄諸寺太〕大山（ダイセン）在伯耆國、此高岳山金道神秀窟、伯耆國仙獄、岳形之前幾歳哉、窟現之後數千年矣、此山行基菩薩作應化以處、始造宮立殿、以地藏觀音爲本體、釋迦多寶爲末像、面足摩垂跡權現、兩眼分身實化、所樓三千餘僧徒也、

〔神名帳考證伯耆〕會見郡大神山（オホカミヤマ）神社　大物主神、

〔和漢三才圖會七十八伯耆〕大山大智明神　在大山

祭神一座　大己貴命　大山祇

〔神祇拾遺〕日本八島　伯耆大山

〔大日本史神祇十七〕大神山神社　或云、大神山、蓋出雲風土記所謂大神岳、據風土記、疑祀八束水臣津野命、附以備考、

〔出雲風土記意宇郡〕所以號意宇者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、〇中略固堅立加志者、有伯耆國大神岳是也、

〔神社覈錄四十六伯耆〕會見郡大神山神社　尾高村に在す、今二宮明神と稱す

〔和漢三才圖會七十八伯耆〕大山大智明神

稱德天皇時有神託、奉勅營宮、〇中略坊舍四十二院、

〔續日本後紀六仁明〕承和四年二月戊戌、伯耆國川村郡无位伯耆神、大山神、國坂神、〇中略並奉授從五位下、

〔文德實錄八〕齊衡三年八月乙亥、伯耆國伯耆神、大山神、國坂神、並加正五位下、

神職

懸ノ馬場ヲ通シ、御旅所ヲ構ヘ、神輿玆ニ臨行アツテ、神慮ヲ慰ル所トス、其所々於今明ニ殘レリ、又中比當國ノ守護職ヲ、山名殿拜任セラレ、屋形ト號ス、殊更當社ヲ敬ヒ給ヒ、毎年祭禮ニハ、其居城高草郡布施ノ天神山ヨリ此所ニ來臨アツテ、神輿ノ供奉ヲ成給フ、其出御ノ道長繩手遙々ト、今ニ田ノ中ニ殘レリ

〔因幡志法美郡〕宮下村　氏神宇倍神社、〇中略祭禮執行春秋二季、三月八月、各廿一日ナリ、

〔中右記〕元永二年七月十四日、曉因幡守宗成〇藤原宗忠子令下向、是九ヶ年未下向也、於神拜者、先日以目代令遂了、然而一度未參一宮、是有恐之故也、仍俄令下向也、今度可令行臨時祭也、

〔歷名土代〕從五位下　伊福部宗世因幡一宮神主同(大永)七、正、廿二、

辰、因幡國正五位上宇倍神授從四位下、

〔三代實錄十五 清和〕貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、授因幡國從四位下宇倍神從四位上、

〔三代實錄十九 清和〕貞觀十三年二月廿六日壬寅、授因幡國從四位上宇倍大神正四位下、

〔三代實錄二十四 清和〕貞觀十五年七月廿八日庚寅、授因幡國正四位下宇倍神正四位上、

〔三代實錄二十五 清和〕貞觀十六年三月十四日癸酉、授因幡國正四位上宇倍神從三位、

〔三代實錄三十四 陽成〕元慶二年十一月十三日甲辰、授因幡國從三位宇倍神正三位、

社格

〔延喜式十 神名〕因幡國法美郡宇倍神社(名神大)

〔續日本後紀十八 仁明〕嘉祥元年七月甲申、因幡國法美郡无位宇倍神、奉授從五位下、卽預官社、以國府西有失火、隨風飛至、府舍將燔、國司祈請、登時風輟火滅、靈驗明白也、

〔延喜式三 臨時祭〕名神祭二百八十五座(○中略)宇倍神社一座(因幡)

〔大日本國一宮記〕宇倍神社　因幡法美郡

神領

〔因幡民談一〕昔ハ社領神田モ夥シク、近郡近鄕神地ナラヌ所ナシ、(○中略)當社一亂燒失ノ以後、社領神地納失却ス、宮部殿、二代當郡ヲ領知シ給ヘドモ、本社領ヲ還附シ給フコトハサテ置、米一石ヲモ宛行ヒ給ハズ、歲時ノ御供ヲ備フベキ様モナク、只昔ノ神名計殘リテ、當社千餘歲ノ神所、此時ニ當テ永絕滅ニ及バントス、其後池田備州公、當郡御領知ノ時、始テ五石ノ社領ヲ寄附セラル、又其後光政公、因伯御拜賜ノ時、神社ノ僉議アツテ、三十石ヲ加ヘ附ラル、當國君光仲公、兩州ノ刺史御拜任アツテ、先規ノ如ク三十石ノ神領ヲ宛行給フ、其後田地ノ檢正アツテ石高減ジ、二十五石餘トナル、

祭祀

〔因幡民談一〕每日神宮拜仕ノ粧怠ラズ、歲時ニハ蘋蘩薀藻ヲ羞ル、トキハカキハノ祭禮、八乙女ノ振鈴神サビテ、鐘鼓管籥ノ聲鏗鏘トシテ、恒例ノ勤濟々タリ、(○中略)往來ノ橋ヲ懸、前ナル河ヲ渡、笠

神階

藏等ニ至マデ、美麗ヲ盡シ是ヲ造ル、〇中略古木修竹、枝ヲ交シ、山林ノ中ニ、巍々穆々タル廟堂ヲ構ヘ、千木鰹木、傍ヲ耀シ、朱ノ玉垣煒煌タリ、〇中略弘治永祿ノ比ホヒ、天下悉ク戰國ト成、日夜爭鬪止時ナシ、其比當國ハ、安藝ノ毛利家ヨリ領知セシヲ、上方ヨリ織田信長公ノ命ヲ受ケ、天正九辛巳歲五月、羽柴秀吉公、數千騎ニ將トシテ、但馬口ヨリ攻入、頻ニ鯨波ヲ起シ、狼烟ヲ揚給ヘバ、國中以外ニ噪動シ、方々ヘニゲ隱レ、山々籠城セシニ、當社ハ近國ニ聞タル靈地ニテ、名高キ神社ナレバ、敵モ定テ手ヲ掛ジト、處々籠城ノ諸士、有福ノ士民共、忍テ財寶ヲ神殿ニ籠、富山ノ深林ニ隱レ忍ビカヽリシカバ、敵方ニモ是ヲ知、秀吉公ノ先驅ノ侍、山中鹿ノ助ト云者、思ノ外ニ推寄、爰彼亂妨シ、頓テ神殿燒拂ヒ、忽一炬焦土トナル、八棟ノ本社、其外拜殿寶藏神樂堂鐘樓經藏樓門鳥居、末社末社ノ叢祠マデ、一字モ殘ラズ燒失ス、山林竹木切取、陣屋攻具拵ヘ、鹿ノ助ハ暫時此所ニ陣取テ、陣屋トナスト云傳フ、鄕民共ハ一人モ殘ラズ逃亡セ、祠官等モ資財雜具ヲ亂妨セラレ、タテアフ者ハ、士卒ノ爲ニ凌躒セラレ、妻子ヲ携ヘ爰彼迷行バ、跡ハサナガラ野原トナル、軍散ジ、居民少々立歸ドモ、立寄ベキ宿モナク、身ヲ養フ業ヲ失フ、其後當郡ヲ宮部法印拜領セラレシカドモ、時世未靜ナラズ、再興ノ沙汰ニモ及バズ、程經テ後、回國ノ行人追々來リ、經ヲ納ント思、燒跡ヲ見レドモ、經ヲ置ベキ所モ無レバ、一人ノ行人神滅法滅ヲ嘆キ、是ヲ取立、其形ヲ始メ置ントテ、暫此所ニ逗留シ、山ノ木ヲ切、雜用ヲバ自ラ營ミ、柱ヲ立通リシカバ、又其跡ヨリ來行人、是ヲシソヘ、漸月日ヲ重ネ成就シテ、今ノ社頭ヲ再興ス、カヤウニ行人ノ衆力ニテ、漸本社ノミ出來セリ、其後拜殿ハ程ヲ經テ、松平光政公、當國拜賜ノ時、彼家臣當郡ノ代官圓山九右衞門尉、宿願成就ノ事アリテ、其報謝ニ是ヲ建立ス、

〔續日本後紀十八仁明〕嘉祥元年七月甲申、因幡國法美郡无位宇倍神、奉レ授二從五位下一、

〔三代實錄六淸和〕貞觀四年五月十三日庚辰、授二因幡國從五位下宇倍神正五位上一、十二月廿二日丙

宇倍神社

名稱

宇倍神社ハ因幡國法美郡宮下村ニ在リ、武内宿禰命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕因幡國法美郡宇倍神社

〔伊呂波字類抄宇諸社〕宇倍(ウヘ)神社 因幡國法美郡九座内

祭神

〔引用風土記〕因幡國風土記云、難波高津宮天皇〇仁徳治天下五十五年春三月、大臣武内宿禰御歳三百六十餘歳、當國御下向於龜金、雙履殘、御陰所不知、蓋聞、因幡國法美郡宇倍山麓有神社、曰宇倍神社、是武内宿禰之靈也、昔武内宿禰平東夷、還入宇倍山之後、不知所終、

〔大日本國一宮記〕宇倍神社 武内大臣也 因幡法美郡 〇又見諸社根元記

〔因幡民談一〕一宮宇倍神社縁起 抑恭シク因幡國法美郡稻羽郷一宮宇倍神社ノ淵源ヲ考ルニ、當社ハ武内大臣ヲ祭ル所ノ神社也、武内大臣ハ、素盞雄尊十五世ノ裔孫、人皇十二代御門景行天皇ノ御宇ニ朝廷ニ仕ヘ、始テ棟梁ノ臣トナル、〇中略當國ニ武内大臣ヲ祭リ、殊ニ是ヲ敬ヒ、一國ノ大社トスルコトハ、大臣當國ノ夷ヲ平ゲ、始テ當國ヲ靜謐セラレシ故、其功勞ヲ顯シ、一國柱礎ノ大神トシ、廟ヲ宇倍神社ト號ス、

社地

〔因幡民談二〕宇倍神社 郡中稻羽郷、今宮ノ下ト云村ノ上ニアリ、

〔二十二社註式〕武内社、因幡國宇倍宮、大和葛城、美濃不破、同日同時顯也、

社殿

人皇三十七代孝徳天皇大化四年造社壇、

〔因幡民談一〕一宮宇倍神社 廟社ノ構ハ、廣廈巨宇、金銀ヲ鏤メ、丹靑ヲ彩、本社ハ八棟ニ作リ、中比ヨリ日本國ノ神社、密部習合ヲ專トセシ故、當社ノ殿舍モ、佛法ノ摸樣ヲ寫シ、鐘樓寶塔本地堂經

神領

〔但馬國太田文出石郡〕出石大社百四十一町六反六十分（當國一宮、本家高辻姫宮、案主藤肥前前司跡子息三人分領、一人左衛門入道蓮阿、一人四郎左衛門入道妙心、一人五郎左衛門入道定智、）
常荒流失三町一反（又出石御神領四丁四反小云々）　四長日御祭田七十一町二百五十六分　講經修理田等二拾七町九反大　引聲幷御神樂田以下料十一町一反大　領家佃案主給六町半　定田八町八反百四十分

〔但馬考五出石郡〕伊豆志神社　弘安ノ頃ハ、神戶ノ鄉ヨリ外ニテ社領アリ、建武正平ノ間モ、領家ノ號ヲトヾメラレシヨシノ官符今ニアリ、山名家ノトキ、社領二千石アリシト云ハ俗說ナリ、其頃ノ土地ニ、何石ト云フコトハナキ事ナリ、〇中略天正八年、太閤コノ地ヲ略定シ、社領ヲ沒收シ玉フ

祭祀

〔但馬考五出石郡〕伊豆志神社　今ハ每年九月十一日奉幣使アリ、十一月上ノ卯ノ日新嘗ノ神事ナリ、國華萬葉記ニ、祭禮九月九日コレヲ執行スト云シハ謬リニテ、今ノ出石城ノ諸杉神社ト混ゼシナリ、

雜載

〔日本紀略六國史〕貞元元年二月廿五日壬戌、今日諸卿定申、但馬國言上、出石大社內烏鵲集會、古老云、國內第一靈社也、烏雀蚊虻不入云、仍有占卜、

〔重之集下〕それのよしたゞ、たぢまにて、いづしの宮にて、なのりそといふものをよめといへば、
千はやぶるいづしの宮の神のこまゆめなのりそよたゝりもぞする
曉のまがきにみゆる朝顏はなのりそせまし我にかはりて

祠れる社ならむ、其を大社と思混へたるにや、又或說に、此大社を產火々出見尊を祭ると云も心得ず、又或人、出石大社に、今は八種神寶一種も傳はらずと云と云り、實に然るにや、其はこゝばくの世々を經し間に、燒亡などし給ひしことやありけむ、はた國の亂にはふれ亡などやし給ひけむ、又思ふに、此は卽此社の神體に坐て、人の見奉るべき物にはあらねば、其とは知らずて、八種寶は、別に有べき物と心得て、別には無きを然云にもやあらむ、なほよく尋ぬべし、

社地

〔但馬考 五出石郡〕伊豆志神社　當社ハ出石郡出石鄕ニイマスユヱ出石神社ト稱スルナリ、此村ヲ昔宇馬橋ト云シヲ、今ハ宮內トヨブモ、此神ノ社內トイフコトナリ、

社殿

〔但馬考 五出石郡〕伊豆志神社　永正元年ノ夏、兵亂大ニ起リ、堂社殘ラズ火災ニアフ、大永四年ノ秋、衆民ノ助ニヨリテ再ビ造立シヌ、天正八年、太閤コノ地ヲ略定シ、社領ヲ沒收シタマフ、コレヨリ宮殿傾頹シテ、終ニ修理スルモノナシ、小出和州公コゝニ侯タリシ始、今ノ社ヲ再造シ、同備州公、華表等ヲ立給ヌ、

神階

〔續日本後紀 十五仁明〕承和十二年七月辛酉、但馬國出石郡无位出石神、奉授從五位下、依國司等解狀也、

〔三代實錄 十五清和〕貞觀十年十二月廿七日丙戌、授但馬國從五位上出石神社正五位下、

〔三代實錄 二十五清和〕貞觀十六年三月十四日癸酉、授但馬國正五位下出石神正五位上、

社格

〔延喜式 十神名〕但馬國出石郡伊豆志坐神社八座 並名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座 中略　伊豆志神社八座 但馬國

〔神社啓蒙 四〕粟鹿神社 中略　又說曰、以出石爲一宮、

〔但馬考 五出石郡〕伊豆志神社　按ニ、上古此國ノ一宮ハ、粟鹿ノ社ナリ、當社ヲ一宮ト稱セシハ、其始メ定カナラズ、弘安ノコロ、スデニイヒシカバ、コレモ久シキコトナルベシ、中略　今ハ一宮トダニイヘバ、當社ノコトニナリヌ、

名稱
祭神

出石神社

出石神社ハ但馬國出石郡神美村ニ在リ、八種ノ神寶ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕但馬國出石郡伊豆志坐神社八座

〔古事記應神中〕昔有新羅國主之子、名謂天之日矛、是人參渡來也、〇中略故其天之日矛持渡來物者、玉津寶云而、珠二貫、又振浪比禮、比禮二字以音、下效此、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奥津鏡、邊津鏡、幷八種也、此者伊豆志之八前大神也、

〔日本書紀垂仁六〕三年春三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、幷七物、則藏于但馬國、常爲神物也、一云、初天日槍乘艇泊于播磨國、在於宍粟邑、時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨、而問天日槍曰、汝也誰人、且何國人也、天日槍對曰、僕新羅國主之子也、然聞日本國有聖皇、則以己國授弟知古、而化歸之、仍貢獻物、葉細珠、足高珠、鵜鹿鹿赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狹淺大刀、幷八物、

〔釋日本紀十述義〕兼方案之、神物一說、幷古事記八種也、神名帳伊豆志社八座也、以一種神物爲一座神體而已、

〔播磨風土記宍禾郡〕御方里上土中所以號御形者、葦原志許乎命與天日槍命、到故墨志爾嵩、各以黑葛三條著足投之、〇中略天日槍命之黑葛、皆落於但馬國、故占但馬伊都志地而在之、一云、大神爲形見、植御杖於此村、故曰御形、

〔古語拾遺〕泊于卷向玉城朝、〇垂仁中略、新羅王子海檜槍來歸、今在但馬國出石郡、爲大社也、

〔古事記傳三十四〕此大社は、式にも八座とありて、此の八種の寶物を祠れること慥なるを、海檜槍を祠れる如く云るは誤なるべし、其は式に、同郡に、御出石神社名神大とある、是や天日矛を

末社三座 天照皇大神、蛭子社、春日大明神、

社格

〔延喜式十神名〕丹後國與謝郡籠神社名神大、月次新嘗、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略籠神社一座丹後國

〔大日本國一宮記〕籠神社　丹後與謝郡

神領

〔丹後國諸庄郷保總田數帳與佐郡〕一細工所保卌四町一段二百六十歩內一町　一宮御領〇中略

一光岡保三町拾八歩內三段　一宮御領〇中略

一籠宮田四拾六町二百十歩　一宮御領〇中略

一朔幣料田十二町　一宮御領

〔丹後國諸庄郷保總田數帳竹野郡〕一恒枝保十四町五段九十歩內、此外一宮御領可有之、

〔丹後國諸庄郷保總田數帳丹波郡〕一大野郷廿四町一段內一町二段　一宮御經料所

祭祀

〔丹後田邊府志二〕籠宮大明神　每年四月午日をもつて祭る

〔丹後國宮津府志二〕宮津古記曰、〇中略四月中ノ午日葵ノ祭トテ、近郷ノ土民數多出テ、大刀振ト云事ヲナス、

〔後拾遺和歌集七賀〕としつなの朝臣、丹後守にて侍ける時、彼國の臨時の祭の使にて、藤の花をかざして侍けるを見て、　良暹法師

千世を經ん君がかざせる藤の花松にかゝれる心地こそすれ

神職

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略坐丹後國籠神、〇中略社司等、依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、〇中略

承暦四年六月十日

末社

〔丹後國宮津府志二〕一宮

籠神社

籠神社ハ丹後國與謝郡府中村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、月次新嘗ノ二祭ニ預ル、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱
〔延喜式神名十〕丹後國與謝郡籠(コモリノ)神社

祭神
〔大日本國一宮記〕籠神社一名籠守權現、住吉一體也、　丹後與謝郡

〔丹後田邊府志二〕籠宮大明神　彼宮の緣起には、天神七代の第一神國常立尊といへり、今在記には、天水分神なりと、前太平記其外の書には、住吉同體といへり、其實は緣起にしたがふべきや、

〔古事記傳五〕天之水分(アメノミクマリノ)神、國之水分(クニノミクマリノ)神、〇中略　又丹後國與謝郡籠神社は、天水分神なりと云、

社地
〔丹後田邊府志二〕籠宮大明神　與謝郡府中村に在せる明神、一名は籠守大明神といひ、里人も籠大明神といふなり、

〔丹後國宮津府志二〕天橋立圖記曰、此宮元來籠神社ナリ、雄略天皇二十二年九月、豐受神ヲ當國眞名井ガ原ヨリ伊勢山田原ヘ鎭座ナシ奉リシ時、分神ヲ眞名井ガ原ニ留メ祭ル、是謂ユル與謝宮也、其後年代遙ニヘダヽリテ、社頭廢壞ス、故ニ籠ノ神社ヘ相殿ニ祭リ奉ル、相殿ニ祭ルコト、建武ヨリ後也、然ルヲイツノ頃ヨリカ、籠神社ヲ外ヘ移シ祭ル、今ノ社ノ右ノ方ニアル小社コレナリ、故ニ今ノ本社ハ、豐受皇大神トシルベシ云々、

神階
〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年二月庚戌、此日奉授丹後國籠神從五位下、

〔三代實錄九淸和〕貞觀六年十二月廿一日甲戌、授丹後國從五位上籠神正五位下、

〔三代實錄二十淸和〕貞觀十三年六月八日癸未、授丹後國正五位下籠神從四位下、

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十二月十四日庚辰、授丹後國從四位下籠神從四位上、

〔徒然草下〕丹波に出雲といふ處あり、大社をうつしてめでたくつくれり、しだのなにがしとかやしる所なれば、秋の比、聖海上人其外も人あまたさそひて、いざ給へ、出雲をがみにかいもちひめさせんとて、ぐしもていきたるに、各をがみて、ゆゝしく信おこしたり、御前なる獅子高麗犬、そむきてうしろざまにたちたりければ、上人いみじく感じて、あなめでたや、此獅子のたちやういとめづらし、ふかき故あらんと涙ぐみて、いかに殿原、殊勝の事は御覽じとがめずや、無下なりといへば、各あやしみて、まことに他にことなりけり、都のつとにかたらんなどいふに、上人なほ床しがりて、おとなしく、ものしりぬべき顏したる神官をよびて、此御社の獅子のたてられやう、さだめてならひあることに侍らん、ちとうけ給らばやといはれければ、其事に候、さがなきわらべどもの仕りける、奇怪に候ことなりとて、さしよりて、すゑなほしていにければ、上人の感涙いたづらになりにけり、

雜載

衞○源賴朝殊依恐申給、則可停止之旨被仰下云云、

丹波國一宮出雲社者、蓮華王院御領也、預給能盛法師、年來令知行、何有稱地頭之輩哉、年來又不聞食及、而號彼御下文、玉井四郎資重恣押領、其理可然哉、有限御領、不可有異儀事也、早可停止件濫行之由令下知給、可宜之由院御氣色候也、仍執達如件、

八月卅日　　右衞門權佐

謹上　兵衞佐殿

〔出雲神社古文書〕千年山集所引北條家武藏守泰時相模守時房下文

丹波國出雲社者、元明天皇御宇、和銅二年被立社壇以來、神領所々御影山者、傍玉檜原、別紙有之、一條入道太政大臣家、○藤原公經重而被下知畢、任寛基法師知行之例、可有其沙汰之由、依仰執達如件、

天福二年三月廿三日　　武藏守平判

相模守平判

山名陸奧入道殿

尊氏公御敎書藏在社家

丹波國一宮出雲社領、任元明天皇御時之例、指圖目錄之旨、不可有相違之狀如件、

文和三年閏十月廿一日　　判

社家中

〔左經記〕萬壽二年七月一日、炎旱日久、農業可損之由間事聞、仍自明日以九口僧、於出雲御社、可修不斷大般若讀經之由、遣仰留守所、又自國上洛下人令申云、昨日暮立快下、田畠豐潤者、彌可祈年穀之由、重又遣仰留守所之、

○按ズルニ、記者源經頼、當時丹波守タリ、

請したる所也、延喜式神名帳に、丹波國出雲の神社と有なり、此宮の事、徒然草に見えたり、又或書の内に、宇治拾遺にもありとか、いれたれども、同書に見えず、

社殿

〔出雲神社古文書(千年山集所引)〕丹波國出雲社者、元明天皇御宇、和銅二年被立社壇、

〔出雲神社古文書(千年山集所引)〕尊氏始起義兵之日、抽丹誠於社下、致懇祈於庿前、得勝數歩之内、開運千里之外、是併非尊氏智謀所然、偏依神明冥助也、因今修造本社、并ニ上御前三十二所末社神宮寺以下、奉增益神威者也、社家宜承知之、彌祈天下泰平者、如件、

貞和元年三月十一日　判

社司中

神階

〔續日本後紀(十五仁明)〕承和十二年七月辛酉、丹波國桑田郡無位出雲神、奉授從五位下、依國司等解狀也、

〔三代實錄(二十二清和)〕貞觀十四年十一月廿九日乙未、授丹波國從四位下出雲神從四位上、

〔三代實錄(三十七陽成)〕元慶四年六月廿一日癸卯、授丹波國從四位上出雲神正四位下、

〔日本紀略(一醍醐)〕延喜十年八月廿三日、授丹波國出雲大神正四位上、

〔後西園寺相國實兼公日記(千年山集所引)〕二日(己丑○正應五年十二月)丹波國出雲神社(正一位)并禰宜祝部等加級之事、以久時朝臣示遣源納言許、　四日(辛卯)入夜大納言來云、今日源納言行位記請印事、依神位事不著陣、早出了云々、

社格

〔延喜式(十神名)〕丹波國桑田郡出雲神社(名神大)

〔日本紀略(嵯峨)〕弘仁九年十二月乙丑、丹波國桑田郡出雲社預名神、

〔延喜式(三臨時祭)〕名神祭二百八十五座(○中略)出雲神社一座(丹波國)

〔大日本國一宮記〕出雲社　丹波桑田郡

神領

〔吾妻鏡(三)〕壽永三年(○元曆元年)九月廿日丙午、玉井四郎資重濫行事、所被下院宣也、今日到來于關東、武

古事類苑

神祇部八十八

出雲神社

出雲神社ハ丹波國南桑田郡千歳村ニ在リ、大己貴命、三穗津姫命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕丹波國桑田郡出雲(イツモノ)神社

〔伊呂波字類抄 伊諸社〕出(イツモ)雲神社 丹波國桑田郡十九座內

祭神

〔大日本國一宮記〕出雲社 大己貴命妻三穗津姫也、父高皇產靈尊、 丹波桑田郡

〔諸國神名帳 丹波〕出雲神社、出雲氏之祖、天夷鳥命也、此命者、天穗日命之兒也、

〔延喜式神名帳頭註〕丹波桑田郡 出雲 一作出芋、天津彥根一座、三穗津姫一座、

〔神社啓蒙 四〕出雲神社

日吉樹下神系圖曰、坐丹波出芋神、天津彥根命也、予不知可否、

〔神名帳考證 丹波〕出雲(イツモノ)神社 大己貴命乎

社地

〔西北紀行 上〕篠山(○丹波)より北東の山の根に、出雲と云里あり、(篠山より一里)此所に出雲の大社を勸請すと云、此所の事、宇治拾遺徒然草などにも見えたり、

〔神名帳考證 丹波〕出雲神社 今在出雲村(○又見千年山集)

〔但馬湯島道之記〕追分より一里ばかり北の方、山根に茂りたる所見ゆる、出雲といひて大社を勸

遇穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、〇中略

承暦四年六月十日

社殿

〔佐渡志神祠三〕度津神社

古ヘノ祠ハ、正和中ニアラタメ修セラレテノチ、文祿二年癸丑六月ノ水ノワザハヒニ、社壇流レケレバ、同ジ村ノ八幡ノ祠ニ合セ祭レリ、其後舊ノ地ニ祠ヲ造リタレド、猶八幡ヲ相殿ニオクトイヘリ、古ヨリ祠ヲ修シ鳥居ヲ造ルゴトニ、河茂村官林ノ材木ヲ賜ル例ナリ、

社格

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

佐渡國　一宮神主本官被成、年貢且嫡三百貝進、〇中略

右大略注進如件

永萬元年六月日

〔大日本國一宮記〕渡津神社大己貴命兒五十猛神名大屋彥神

佐渡羽茂郡

〔類聚既驗抄〕諸國一宮事國々擁護靈神也

龍宮權現丹波國、佐度國、一宮、

〔一宮巡詣記五〕十八日朝、〇延寶六年九月度津明神社へまうで、內陣を開見るに、一宮の書付あり、

佐渡國飯岡村一宮證文之覺

一當社從古來之懸魚之書付、一宮文明二年十二月十二日、內藤主殿伊與判有之、

一寬永八年神領訴狀之文言に、當所鎭守一宮と有、赦免裏書は、竹村彌太郞、設樂長兵衞、兩人判有之、

一當社を一宮と云傳へたるを覺たる人數、名主吉左衞門、源右衞門、治左衞門、三郞兵衞、淸左衞門、

祭祀

〔神社覈錄四十一佐渡〕度津神社　例祭十一月中卯日

神職

〔朝野群載神祇官六〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略坐佐渡國大目神、度津神、〇中略社司等依

度津神社

度津神社ハ佐渡國羽茂郡飯岡村ニ在リ、五十猛命ヲ祀ル、本國ノ一宮ニシテ、現今國幣小社ニ列ス、

名稱

〔延喜式十神名〕佐渡國羽茂郡度津神社

〔伊呂波字類抄和諸社〕度津神社佐渡國羽茂郡二座內

祭神

〔延喜式神名帳頭註〕佐度羽茂郡　度津　五十猛命

〔大日本史神祇十六〕度津神社　按日本書紀、五十猛命、初從素戔烏尊、到新羅、復東渡還抵出雲、後渡於紀伊、度津之號、或由此乎、附以備考、

〔神名帳考證佐渡〕度津神社　海童神　隱岐國知夫郡和多須神同乎

〔日本書紀十九欽明〕五年十二月、越國言、於佐渡島北御名部之碕岸、有肅愼人、乘一船舶而淹留、春夏捕魚充食、彼島之人言非人也、亦言鬼魅、不敢近之、島東禹武邑人、採拾椎子、爲欲熟喫、著灰裏炮、其皮甲化成二人、飛騰火上一尺餘許、經時相鬪、邑人深以爲異、取置於庭、亦如前飛相鬪不已、有人占云、是邑人必爲魅鬼所迷惑、不久如言被其抄掠、於是肅愼人移就瀨名河浦、浦神嚴忌、人不敢近、渴飮其水、死者且半、骨積於巖岫、俗呼肅愼隈也、

〔釋日本紀十三述義〕瀨河浦神嚴忌

神名帳曰、佐渡國羽茂郡度津神社、小○中略　兼方案之、禹武邑者、羽茂郡也、浦神若此度津神社歟、

社地

〔佐渡風土記一〕當國九社之事

渡津大明神　羽茂郡飯岡村○又見神名帳考證、神社覈錄、

〔佐渡事略上〕當國一宮　度津神社　羽茂郡飯岡山

の額有、それより神主高橋左近所へ行、望に任せ、神號を書て授けぬ、○中略神前に大大刀有、長サ九尺三寸、其銘、

右衛門尉家盛作

大永廿年二月日

大刀の裏の方に源貞成と有、此貞成は越後守源貞成と云傳ふる、又爲朝の矢の根、其銘に備中國在原住、大つき作右衛門と有由、文字見えず、社にて詠侍る、

動きなき國のためしはいやひこの神の名高き山もすぐれて

雜載

安二代留仕陪賜比氏、大連止成留、中略○此命終仁越路仁到利坐天、神劒乃麓美登乃山仁入賜比、横刀乎拔氏草乎苅、兼氏宮所乃覓止志賜布、故仁神名止志、又山乃名止奈禮利、稚日本根子彥太日々天皇○開化五戊子年四月二日留神去麻志奴、本社乃午未乃方八百歩去氏、南向仁廟社乎齋奉留、草薙大明神是奈利、四嗣乃王子者、天戸國命乃弟建額赤命、葛城乳置姬乎娶利、一男乎誕生須、建箇草命止申須、天戸國命、御子有止伊陪止毛、其德比無仁依氏、建箇草命乎養育氏、家乎讓利賜布、中略○御間城入彥五十瓊殖天皇○崇神七庚寅年四月朔日留神去麻志奴、神劒峯乃麓今山仁葬留、本社乃子丑乃方九千拾貳歩去氏、南向留廟社乎齋奉留、今宮大明神是奈利、五嗣乃王子者、天戸國命乃御子茅名麻命、中名草姬命乎妃止志氏、建田背命乎誕生須、建箇草命、御子無仁依利氏、此建田背命乎養育氏、其家乎讓利賜布、中略○活目入彥五十狹茅天皇○垂仁御宇、甲午乃年十月五日留神去麻志奴、伊夜比古山乃麓須久留谷仁葬留、本社乃辰巳乃方陪貳千七百歩去利氏、廟社乎南向仁齋奉留、須久留大明神是奈利、六嗣乃王子者、建田背命、節名郎媛乎娶氏、一男一女乎誕生須、兄波建諸隅命、妹波天海媛命、礒城瑞籬宮乃○崇神妃止成利賜比氏、八坂入彥命乎誕生須、建諸隅命茂亦大臣止成利賜布、此命、中略○勅命乎請氏、櫻井鄉留宮柱太敷立、本社及五嗣乃王子乃神祠末社仁至留滿氏造營賜比氏、中略○大足彥忍代別天皇○景行九己卯年十月六日仁神去麻志奴、其功德乃廣久厚幾仁依氏、本社乃西方瑞籬乃内仁葬利、廟社乎東向仁齋奉留、乙子神社是奈利、○又見二羅山文集、越後名寄、式内神社案内一

〔萬葉集十六〕越中國歌

伊夜彥、於能禮神佐備、青雲乃、田名引日須良、霂曾保零、一云、安奈爾可武佐備、

伊夜彥乃、神乃布本、今日良毛加、鹿乃伏良武、皮服著而、角附奈我良、

〔一宮巡詣記四〕十三日○延寶六年七月みね山を出、福井村いはむろ村石瀨村を通り、やひこ村に留る、社參し侍りて、古記の文章をなほせる緣起など見、內陣扉の上に、正一位大明神と古文書にて道風

神主高橋氏、神領ヲ進退シ、彌彥一邑ノ庄司也、卜部家官家ヘ參リテ昇進スルト云事モナク、社頭ニ付タル職分計也、

社家

下社家二十軒之内ニ、六人ノ老内ト稱スルハ、六王子ノ後裔ナリ、

〔羅山文集 記十五〕越後國伊夜比古神廟記

龜山帝文永九年、有僧禪朝者、應武州大守平友時之恩遇、領伊夜比古封戶、一旦雖至此、而憚神威不專領之、一夜夢大人長身、衣冠甚偉、告朝曰、我是伊夜比古大明神也、待爾久矣、宜早爲我修三密旨弘一乘法、翌日朝聚諸神人語之、乃入而修法、又夢神告曰、山中有一池、是我所棲也、爾宜就池側建堂宇、覺而益奇之、往見北谷、果有池水、愈信神言之不浪、遂構一院、置十二僧口、配十二神將、爾來不絕云、

末社

〔伊夜比古神社記〕六王子鎭座須、一嗣乃王子者、天香兒山尊木、齋國神邑仁坐志時、熟美眞味命乃妹熟穗屋姬命於妃止志賜布、今妻戶乃神社止齋奉留是奈利、此熟穗屋姬命、天五田根命於誕生須、又名波天急雲命、○中略天香山尊止倶仁熊野山仁入賜布、後又越路仁至利、米水浦仁坐須、此時相從來留三姓止云波、彌彥氏、長橋氏、新保氏是奈利、○中略大日本根子彥太瓊天皇○孝靈三癸酉年四月四日仁至利、壽百七十萬三百七十一歲仁志氏神去麻志奴、本社乃乾乃方陪千貳百步餘去利氏、武吳山乃峯仁葬利、廟社乎南向爾齋奉留、武吳大明神西乃御前是奈利、二嗣乃王子者天五田根命、吾霏依姬命於妃止志賜比天誕生世留御子奈利、御名乎天忍人命止申須、此王子、父神爾隨比氐海仁遊比賜布乃時、船乃事乎司止利賜、此時附隨布水子楫取共仁末社止成禮利、爾與利以來、浦々與利魚物干物乎獻留、大日本根子彥國牽天皇○孝元元丁亥年四月三日爾神去麻志奴、本社乃子乃方陪一萬貳千六百六步去氏、神劒峯乃麓船山仁葬利、廟社乎南向仁齋奉留、船山大明神是奈利、三嗣乃王子者、天忍人命、葛木出石姬命乎妃止志賜比天、二男一女於誕生須、天戶國命、次仁瀛津世襲命、次仁世襲足姬命是奈利、此姬命、池心宮乃○孝昭后宮止成利、大日本足彥天皇乎○孝安誕生須、天戶國命、池心宮、秋津島宮、孝〕

迄、社司野積米之浦ニ出テ、潮垢離ヲスル恒例也、蓋往古ノ遺風ナルベシ、○又見二式内神社案内一

〔高橋氏所藏祝詞〕天皇我大命乎以氏申佐久、御代者常磐爾堅磐爾護玉伎登禮代物乎置座高取南志天、伊夜彥大宮爾坐須天香兒山命乃宇都乃御前爾、宣擧氏止奉恐美恐美毛申須、

小祭詞

掛毛畏岐伊夜彥大宮爾坐須天香兒山命、妻戶大宮爾坐須女神、此二神大御前爾某等祈意申須、御子乃世繼、三笠山爾坐武與大神、福井爾坐須舟山大神、美登乃山爾坐須草奈岐大神、比ヒ曾ソ爾坐須今山大神、勝谷爾坐須須俱留大神、美都垣內椎樹本爾坐須乙子大神、此皇神等乃御前、戶內乃神職我齋奉十六神、遠都神乃美伊豆太々志久、國乃榮乎夜乎晝護爾護賜登倍申須、

比ヒ良之詞

神佐禰伊イ豆ツ萬マ幣ヘ職ツカサ八十繼支家繼ア久レ產子等賀壽言申左久、大神乃阿奈南美賜布麻邇麻邇、眞霧布氣朝久良氣乃國登宜比擧之、彌彥山乃常津磐根爾宮柱布登敷立氏、高天原爾千木高志理天、天乃榮屋地乃榮乎守坐登、八平手乎八峽乃隈路爾打響之天、祈祝幾申寸音乎、登遠々邇聞之食、宇都乃大神、

〔羅山文集記十五〕越後國伊夜比古神廟記

神杖、以椎木爲之、寘於殿前、若國家有事、則其杖示異、或祈請則向賊敵、蓋以其枝葉爲神箭、其所指無不伏誅、

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、○中略坐越後國大社神伊夜比古神○中略社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、○中略

承曆四年六月十日

〔越後名寄三神社〕伊夜比古神社名神大

神異

神職

伊夜比古明神、越之後州之鎭也、俗稱曰一宮、其云彌彥者、國訓伊夜比古之轉也、○中略其傳稱、昔元明帝和銅二年秋八月、此國米水（ヨネミヅノ）浦有光、七日夜不止、海人恠之、時有坂上河内之遠祖者、裝舟往見之、如有神船浮於海、其光飛到太子浦、乃立祠祭之、後託夢於人、欲移櫻井里、事以聞、詔遣使檢之、元正帝養老三年、修營神宮、每及三十三年、必以改作爲例、其材木取諸佐渡國焉、○中略後冷泉帝康平年中、安倍貞任在奥州、恣事性狠子之心、詔源朝臣賴義及子義家伐貞任、速義家軍過出羽國、遣大相大夫光任、詣此祈之乞神援、告曰、比及賊平、則獻寶修廟、既而果遂誅貞任而還、遣光任報神、唯捧祭物、不言修宇之事、神託小童督過之、以背前言、光任懼乃說義家、令奏聞速成經營、且納封田若干戶、然後定祭奠式、每歲以爲恆例、其靈應有驗如此焉、

神階

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月壬戌、奉授越後國无位伊夜比古神從五位下、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年八月三日甲辰、越後國從五位上彌彥神、授從四位下、

社格

〔延喜式十神名〕越後國蒲原郡伊夜比古神社名神大

〔續日本後紀二仁明〕天長十年七月戊子、越後國蒲原郡伊夜比古神、預之名神、以彼郡每有旱疫致雨救痾也、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座○中略　伊夜比古神社一座越後國

〔大日本國一宮記〕伊夜日古社饒速日尊皇子天香久山命也　越後蒲原郡

〔神道集四〕越後國矢射子ノ大明神事

抑越後國ノ一宮ハ、矢射子ノ大明神ナリ、此大明神者、美大菩薩是也、

神領

〔越後國式内神社案内蒲原郡〕伊夜日子神社　御朱印五百石○又見神社覈錄

祭祀

〔越後名寄三神社〕伊夜比古神社名神大

神事正月二十六日ヨリ二月三日迄、三月二十八日ヨリ四月三日迄、十月廿六日ヨリ十一月三日

社殿

社於經營賜布、故爾二月朔日與利三日麻氏御幸祭有利、又瑞籬乃内仁椎乃神木有利、是立置賜布
御杖乃生茂利留奈、若天下喧擾古止有時波、其枝葉異奈留證志顯禮利、
〔先代舊事本紀三天神本紀〕天照大神詔曰、豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國者、吾御子正哉吾勝
勝速日天押穗耳尊可知之國、言寄詔賜而、天降之時、○中略誕生天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊、
之時、正哉吾勝勝速日天押穗耳尊奏曰、僕欲將降裝束之間、所生之兒、以此可降矣、詔而許之、○中略
高皇產靈尊勅曰、若有葦原中國之敵拒神人而待戰者、能爲方便、誘欺防拒、而令治平、令三十二人、
並爲防衞、天降供奉矣、

天香語山命　尾張連等祖○下略

〔新撰姓氏錄左京神別天神〕尾張連
尾張宿禰同祖、火明命之男、天賀吾山命之後也、

〔大日本史神祇十六〕伊夜比古神社　按伊夜比古、猶言裔孫、天香語山、天火明命子、實爲天祖玄孫、
故云爾、

〔神名帳考證越後〕蒲原郡伊夜比古神社名神大　今云彌彥、今在櫻井村、大屋彥命、

〔越後名寄三神社〕伊夜比古神社名神大　彌彥驛
申傳ニ、明神當國ヘ上古臨幸ノ地ハ、今ノ神境ヨリ二里許行程、猿ガ馬場ト云ヘル山坂ヲ越テ、野
積濱ト云ヘル里ノ内ニ大野積岩ノ脇、米之浦ト云ヘル所、臨幸最初ノ地ニシテ、今大宮ト云ヘル
社ハ、此浦ニ八百年住給フ御舊跡ト云ヘリ、○中略サテ此ヨリ麓村ノ内、小佐倉ト云處ニ三年住給
ヒ、サテ今ノ彌彥ニ移リ、社家町ヨリ東北ニ橋有、其東ニ木立叢祠在所ニ、假令ノ住居シ玉ヒ、サテ
今ノ神境ニ鎭座ナリ、

〔維山文集十五記〕越後國伊夜比古神廟記

彌彥神社

彌彥神社ハ越後國西蒲原郡彌彥村ニ在リ、天香山命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕越後國蒲原郡伊夜比古神社

〔伊夜比古神社記〕豐葦原千五百秋瑞穗乃地乃內、越後州蒲原郡櫻井鄉仁鎭座須伊夜比古大明神者、天香兒山尊乎齋奉留神社奈利、掛毛畏幾國常立尊與利伊弉諾伊弉冉尊爾至利氏、天神七代始禰利、天照大神與利彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊仁至利氏、地神五代終禮利、其五代乃始女、天照大神乃御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、豐幡秋津姬命於妃止志賜比氏、饒速日尊於誕生須、饒速日尊天降利坐世留時、神皇產靈尊乃女天道日媛命於妃止志賜比天、天香兒山尊於誕生須、此尊三乃御名有利、天降利氏木齋國神邑爾坐須時、熊野高倉下尊止申須、後越國米水浦爾到賜布乃時、手繰彥尊止申須、此神地神第三代天饒石天津彥々火瓊々杵尊降臨利賜布時、相隨布三十二神乃長臣仁志氏、性心乎練明乃牟留勤乎顯志、文武乃道乎敎陪、蒼生忠孝乃志乎起左志女賜布元祖奈利、〇中略神日本磐余彥天皇〇神武崩御乃時仁當氏、壽百七十九萬三千四百歲仁志氏熊野山仁入坐須、然後比奈仁至利、越路仁住邊止志宜氏、此國乃神劒乃三乃峯與利西乃海邊、其乎逃濱止云布、此所仁一乃石窟在利、爰仁住賜布止古二百餘年、長御食乃大嘗聞食須白藥白水流禮出津、故爾逃濱於改氏米水浦止號久、此神携陪來利賜布諸乃器石化氏、其形阿左彌加奈利、又帆浦止云所在利、御船遊志賜布時乃御名乎手繰彥尊止申須、所乃者始氏船乃業於知禮利、故仁浦乃名止須、又小濱止云布有利、鹽道於奈良志、鹽竈乃業於志良之女賜布仁依氏利、奈日本足彥國押人天皇〇孝安元己丑年二月二來目仁至氏、壽百七十九萬三千六百四歲仁志天、神去麻志奴、則神劒峯乃南乃美賀止仁葬奉留、此神乃御子五田根命、廟

社格

神職

社僧

〔延喜式十神名〕越中國射水郡射水神社名神大

〔文德實錄六〕齊衡元年十二月戊寅、越中國高瀨神二上神等、禰宜祝並預把笏、

〔越中志射水郡〕二上山養老寺、寺領六石七斗九升二合、　別當慈高寺本學坊社僧金光院

射水神社

射水神社ハ一ニ二上神ト稱ス、越中國射水郡高岡市ニ在リ、初メ二上村ニ在リシガ、明治六年今ノ地ニ移サル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕越中國射水郡射水(イミヅノ)神社

〔神社覈錄越中三十九〕射水神社〇中略　古今二上明神と稱す

祭神

〔神名帳考證越中〕射水神社　大河香宿禰命　國造本紀云、伊彌頭國造建內足尼孫、大河音足尼定賜、三代實錄云、仁和二年十二月十八日壬戌、越中國新川郡擬大領正七位上伊彌頭臣貞益、授借外從五位下、新校云、萬葉集二上山在射水郡、二上神若射水神社乎、

〔一宮巡詣記七〕十一日、〇元祿九年七月　二上權現は、越中の一宮のよし云ものあれど、心もとなくて、二上社內養老寺へ參る、緣起を見侍る、本社二座、奥院山中に一座、瓊々杵尊、出見尊、葺不合尊と云、是日向國二上峯を移せる社也、所のもの、大和國當麻二上の峯を移すと云ものあるは非也、

社地

〔神社覈錄越中三十九〕射水神社大名神　祭神詳ならず、二上山嶺に在す、

〔萬葉集十六〕越中國歌

澁溪乃(シブタニノ)、二上山爾(フタカミヤマニ)、鷲曾子産跡云(ワシゾコウムトイフ)、指羽爾毛(サシハニモ)、君之御爲爾(キミガミタメニ)、鷲曾子生跡云(ワシゾコウムトイフ)、

神階

〔續日本紀三十光仁〕寶龜十一年十二月甲辰、越中國射水郡二上神、敍從五位下、

〔日本紀略桓武〕延曆十四年八月壬午、越中國〇中略二上神敍從五位上、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年九月辛丑、奉授越中國射水郡二上神從四位上、

〔文德實錄六〕齊衡元年三月辛卯、越中國高瀨二上兩神、並加從三位、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授越中國從三位高瀨神二上神、並正三位、

此一村〇一宮は、氣多の社地にして、火を忌むこと正し、或は女の月の穢などは、家々屋後に別家ありて籠るなり、また懷胎の者は、山に出小屋とてあり、是にて產する也、其外當社は他社と違ひ、社格色々ありて嚴重なり、もし無愼ものあれば、忽ちに其祟あるなり、總じてむかしは一國當社の守地なれば、如斯火を齋しによりて、能登に限り、產して新齋の內を小屋の內といふ、

〔騫驢斷餘〕氣多端郡ナリ能州一宮雉使者、能州一國鷹ヲツカハザルハ此故也、

雜載

九日十日　大總行事友時小行事　　十一日二日　權大宮司左神主
十三日四日　楊田宮司□□□勾當　　十五日六日　權總行事大穴持宮司□□
十七日八日　若宮宮司貞家　　十九日二十日　二權吉綱
廿一日二日　依景末景次廉　　廿三日四日　友吉末延大行事
廿五日六日　右神主三權右一　　廿七日八日　權禰宜包弘
廿九日晦日　祝詞司行綱

右所㆑定如㆑件

天文十七年戊申十一月　日　公文 宗

〔氣多神社古文書〕去年已來籠城由、然者氣多社祝戸司左神主兩職買德田畠等、當知行不㆑可㆑有㆓相違㆒之狀如㆑件、

弘治貳十二月朔日　義綱

王子總七郎殿

〔源順集〕天德三年の春、能登守になりて下るに、〇中略左衞門佐誠信、餞する日の歌、

神のますけ。た。のみ山木しげくともわきていのらん君の千年を

〔氣多宮歌合〕延久四年三月十九日、國司通宗朝臣、於㆓社頭㆒合㆑之、題、松、榊、鶯、鹿、櫻、紅葉、卯花、雪、郭公、千鳥、

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事〇中略

能登國　氣多社石納釜五〇中略

右大略注進如㆑件

永萬元年六月日

〔能登國名跡志乾上〕一の宮

〔能登國名跡志 乾上〕一の宮

當社寶物數多有、中にも滿汐珠あり、是は種々奇瑞有りし靈珠なり、賴朝卿奉納の大刀壹振、梶原の大刀壹振也、其外寶物多し、わけて崇神天皇より代々勅使ありて、綸旨院宣數通あり、

〔氣多故實傳〕後鳥羽院、依承久兵革、遷幸隱州海部郡之時、自刻獅子頭寄附給也、

後奈良院天文廿一年、爲賊徒舊記寶物悉散失、

神異

〔氣多故實傳〕養老年中、越智山泰澄來當社、即神現優婆塞形、而見泰澄談神秘、忽不見矣、泰澄拜神變不可思議、而置弟子最佛於當社、其身往石動山畢、

遺塔

〔氣多故實傳〕後冷泉院永承四年、佛舍利一顆、所寄于當宮、即安置寶塔也、

神職

〔續日本後紀 仁明 三〕承和元年九月癸酉、坐能登國正三位勳一等氣多大神宮禰宜祝二人、始令把笏、

〔日本後紀 桓武 十二〕延暦廿三年六月丙辰、制、○中略能登國氣多神社、○中略宮司、人懷競望、各稱譜第、自今以後、神祇官檢舊記、常簡氏中堪事者、擬補申官、

〔朝野群載 神祇官 六〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜 貫、率卜部等、天、太兆爾卜供奉留狀奏、○中略坐能登國氣多神、○中略社司等依過穢神事崇給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、○中略

承暦四年六月十日

○按ズルニ、本書康和五年六月御體御卜ニモ亦、氣多神社司ニ、中祓ヲ科スルコト見エタリ

〔天文十七年宿直番帳〕定宿直番帳之事

合　次第不同

朔日二日　左大別當貳斗總一　　三日四日　一權白山宮司左一

五日六日　正禰宜權々總行事火司　　七日八日　友依貞時

祈請

天正十一九月朔日　利家印（前田）

一宮大宮司

〔氣多故實傳〕桓武天皇延曆七年、自十月至明四月大旱、因茲祈雨勅使下降焉、

堀川院承德元年、依天下洪水、承神官社僧勅、祈止雨之處、陰雲忽晴矣、

〔氣多神社古文書〕高岳樣（○前田利長）就御不例、爲御祈念、從筑前守樣（○前田利常）御立願、

一當社一宇可有御建立事

右於御神前、撰吉日良辰、被致精誠、頓速有御本復、御延命息災、御武運長久之可抽懇祈旨御諚候、

被得其意、勤行不可有怠慢之狀如件、

慶長拾六年五月廿七日

篠原出羽守一孝花押

奥村河内守榮明花押

横山山城守長知花押

能州一宮神主

高岳樣御病氣、就被再發、從筑前守樣御祈念之儀被仰出候、然者於御神前御湯立、撰吉日良辰、致精誠、頓速被成御本復、御延命息災、御武運長久之可被抽懇祈之旨御諚候、依之米貳拾俵御奉納候也、

仍狀如件、

慶長十七年閏十月八日

横山山城守長知花押

篠原出羽守一孝花押

奥村河内守榮明花押

能州一宮大宮司殿

神寶

〔氣多故實傳〕仲哀天皇壬申年、爲熊襲誅伐御禱、所寄滿珠於當宮也、

奉幣

神領

神主、美敷馬三にて神輿を供奉し、長途の行啓の壯觀なり、又毎歳十一月中の巳の日は鵜祭とて、昔は代々の帝より勅使有て、四方にかくれなき御祭禮也、同國鹿島郡中山の鄕鵜浦村より、鵜を取てさゝぐ、一宮迄十一里道の程あり、道すがら勸進す、所口本宮にて、卯の日新鍋の祭禮とてあり、また良川村の宮にて一宿し、巳午の日、一宮にて清めの祓有、丑の刻に神前に鵜をはなつ、鵜おのづから本社の階を登る、戶帳の前にて羽たゝきして、跪く所をとらへて海にはなつ、此鵜きはめて越後國中山の神社、能生權現の磯に寄る、其時能生權現の祭禮なり、此謂は近き浦もあるべきに、遠き鵜浦より鵜を捧ること、或時北島の女神、此鵜の浦の磯へ寄給ひて、一の宮の御神と夫婦になり給ふ、其後御中惡敷なり給て、女神亦越後の能生へ飛び給ひて、或社地をかり跡をたれ給ふ、能生權現も中山の鄕、中山の神社、また鵜浦も中山の口也、いまも鵜田とて御神田ありて、當座の者此田を作て、鵜をとりてさゝぐる也、則利家公の御墨付あり、

〔加越能名勝記〕一宮氣多大神宮

毎年二月中の申の日、所口氣多の社へ御出輿在之、此日俄に北風に成り、三崎權現、一宮へ御留守居に御移りと、昔より申傳候、

毎年鹿島郡鵜の浦村の內、鹿渡島と云所より、十一月初午の日、鵜をとりて一宮へ献じ鵜祭りある、〇中略鹿渡島に穢の事あれば、鵜を捕事不叶により、眞の黑駒一疋牽ける由、昔よりの傳也、

〔續日本紀〕三十稱德寶龜元年八月辛卯、遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂、奉幣帛於越前國氣比神、能登國氣多神、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、〇中略

神寶支配事、〇中略

北陸道〈中略〉能登氣多

〔氣多神社古文書〕氣多大明神爲可備御贄、獵舟一艘之儀、不可有相違狀仍如件、

中綱打之出分の事は、加ニ恣劇一給人方へ可レ被ニ相立一候、人夫わけの事も、可レ爲レ如ニ先規一候也、謹言、

天正十七年十月十四日　利家印〇前田

一宮大宮司監物丞殿

能州一宮社領之事

一五拾石 社家社僧共可レ執ニ行之一 御供祭祀料　一六拾五石大宮司貳人　一百四拾石神人拾九人神子一人

一六拾五石長福院　一拾石正覺院　一拾石藥師院　一拾石地藏院　高合參百五拾石内 貳百石先社領、百五拾石今加レ之、

右令ニ寄附一訖、紙面之通可ニ配納一焉、御供幷祭祀勤行等、不レ可レ有ニ怠慢一者也、仍如レ件、

明暦三年三月廿八日　中納言利常花押〇前田

神官社僧中

〔能登國名跡志〕乾上一の宮

毎年三月四日より、石動山衆徒六人來て、中門殿において、七日の別齋ありて、神前に斧鉞などをもち舞曲なし、護摩を燒て奥の社へかけるなり、是を採燈のごまといふ、是を俗におとこはらひといふ、御社の煤拂といふことにや、又祭禮には、石動山衆徒來る、隣村柳田村に岩窟あり、此處に暫籠り、神輿を待うけ、山伏姿にして螺貝を吹なり、〇中略其外祭禮年中數多あり、中にも每歲二月初午の日、御出輿ありて、所口本宮能登生國玉の神社へ八里の程幸行あり、本宮には二宿座ありて御歸座あるなり、此道すがら色々古例あり、福田村の七郎兵衛といふ百姓、ちひさき籾の俵二つそなふ、是を投俵といふ、亦八幡村の内捨子坂といふ所にて、其昔御子を捨給ふ因緣にて、神輿の鈴ならす、其すて給ふ姉宮は、上曾根村の氏神、弟の宮は、下曾根村の氏神なり、また昔は道筋遠くて甘田村の保へかゝり、宿女村の宮に御一宿有しなり、〇中略誠に御旅祭の行粧は、多くの禰宜

天正七年八月十三日　景隆花押

堯知花押

長盛花押

一宮總中

○按ズルニ、景隆以下三名ハ、畠山氏ノ遺臣ナリ、是ヨリ先能登國ハ畠山氏ノ所領ナリシガ、天正五年、上杉謙信ニ滅サレ、一國悉ク上杉領トナレリ、然ルニ同七年、景隆等兵ヲ擧ゲ、上杉ノ守將ヲ殺シテ、本國ヲ押領ス、是ニ於テ本社社領ヲバ、前例ノ如クニ寄セ奉リシナリ、

〔氣多神社古文書〕羽咋郡之儀、土肥但馬守知行付而、一宮氣多社修造分、社務分目、所々免田、當知行分、但馬方既可被相落、拙者相理之條、如前々不可有相違候、猶以可得公儀間者、一切借物等、不可有其沙汰者也、仍如件、

天正八　八月廿三日　菅屋九右衛門　長賴花押

一宮總中

一宮之儀、去年於安土如相定候、彌社務分目、所々之免田、不可有相違候、急度修理建立可有之者也、仍如件、

天正九年七月廿七日　長賴花押

一宮總中

一宮社頭爲修理田、參百俵令寄進候、則大門脇より東西いかき手よりを以、全可有知行、於末代不可有相違狀如件、

天正十　八月廿五日　利家印○前田

一宮大明神江寄進分四百俵事、先年岡島帶刀左衛門、木村三藏、如判付候、不可有異儀候、但今度國

しめし候よし、よく／＼つたへられ候べく候よし申され候、これよりのちはとりつぎて、いかやうにもまいらせられ候はゞ、よろこびおぼしめし候べく候よし、よく／＼心して申せとにて候かしく、

〔氣多神社古文書〕奉寄進御供米之事

合拾貳俵者

右爲祈念令寄附候畢、但以押水免田村之年貢之內、每年八月中ニ可有神納候、不可有相違者也、仍永代寄進狀之旨如件、

永祿貳己未五月十五日　三宅慶甫花押

一宮社務櫻井監物丞殿

〔氣多神社古文書〕能州一宮之事、不知案內ニ付而、社務領當分三宅備後ニ御預候、雖然自前々、彼社之修造分之趣被聞食、來年急度可被返付之旨候、其外諸神領免田等如先規、全不可有相違之條、依仰執達如件、

天正五年十一月廿四日　吉江信景花押

一宮總中

一宮寺家社家當知行分、如前々之所務、不可有相違之旨被仰出候、但富來之中被相除之、御朱印之儀、追而可申調者也、仍如件、

十一月十六日　吉江信景花押

一宮社家寺家中

一宮社務領之儀、如前々一圓返置候、然者修理造營之儀、急度無懈怠、如先規可有建立事肝要候、仍如件、

同所百苅（今ハ八斗）壹石貳斗升定　竹彦左衛門（今ハせん太郎）
同所百苅壹石壹斗升定　上村孫七
同所ひの上百苅壹石八升升定　駒左衛門介二郎（今ハ六郎三郎）
同所百苅壹石貳斗升定　須摩（今ハ行綱）
竹上野百苅壹石貳斗升定　吉綱（今ハ若狹七十苅作八郎三郎卅苅作）
楊田中田百苅壹石貳斗升定　小行事
大深田貳百苅貳石四斗升定　楊田能登
はくい八十苅役六升四合　八斗四升升定　同前
牛わ田貳百苅役米壹斗六升四百六十文　壹石六斗升定　羽咋門前さ近次郎
かりやす田七拾八束苅役六升二合七勺　九斗三升六合（今ハ屋敷）升定　楊田船戸（今ハ畑佛屋敷）
わさはつな田八拾苅役六升四合　八斗升定　同能登
はくいかゞみ田貳百五拾苅（段別五百七十五文役二斗）參石升定　羽咋彦大夫（今ハ羽喰さう五郎衛門）
同廿苅役壹升六合　貳斗四升升定　一宮本堂（今ハ羽喰本念寺）
はくいまんぼう田八十苅（段別百八十四文役六升四合）八斗升定　楊田能登
同所五拾苅役四升　四斗升定　同あかむま（今はひけ二郎左衛門）
同所七拾苅役五升六合　八斗四升升定　七郎次郎
同所五拾苅役四升　四斗升定　番匠孫六（東町太郎さへもん）
小深田百苅壹石貳斗升定　末景
大寺百苅壹石貳斗升定　二斗
同所さす谷口八十苅役六升四合　壹石貳斗升定　楊田宮司
同百苅壹石貳斗升定　那智
かりやす田百廿貳束苅役九升六合　壹石四斗六升四合升定　能登
一宮上野かぐらつゝみ五十苅役四升　六斗升定　二計（小大夫）
一宮大深田百苅役八升　壹石貳斗升定　包弘〔中略〕

大永六年

○按ズルニ、此他菅原、大田、志雄、羽喰、吉野屋、邑智、千路、鹿島路金丸、飯川等數十箇所ノ年貢米錢ヲ載セタレドモ、今之ヲ略ス、

〔氣多神社古文書〕のとのくに一の宮の御りやう所、天文十三年十四年の分六千疋、はくよりしん上のよし申され候、一だんめでたくおぼしめし候、このたびはしかしながら、上せういん、色々ねんごろにちそう候つるしるしに、かやうにげんでうなる事どもにて、せひもなくよろこびおぼ

社格

〔延喜式神名十〕能登國羽咋郡氣多神社名神大

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略 氣多神社一座能登國

〔大日本國一宮記〕氣多神社大己貴命 能登羽咋郡

〔白山之記〕能登國、越中能登郷也、聖武天皇御時、神龜年中立國之間、越中二宮二神、越中之一宮成、氣多能登郡之時、爲一宮之間、立國之日ナホ能登一宮也、

神領

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒 氣多神卅戸能登國

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年十月甲子、充能登國氣多神封廿戸田二町、

〔文德實錄五〕仁壽三年八月癸酉、加正二位勳一等氣多大神、封戸十烟位田二町、

〇按ズルニ、能登名跡志ニ、文德天皇齊衡中、常住僧ヲ置カレ、其頃ハ、神職社僧甚多ク、社領羽咋郡ニ三萬石アリ、中頃畠山國守ノ時ハ、三千石云々トアリ、サレド文德天皇ノ頃未ダ石高ノ制無ケレバ、此説ハ信ヲ措キ難シ、

〔氣多故實傳〕後圓融院康暦元年、於補置官領千五町之所、始定在廳公文、令年中補料支配也、

〔氣多神社古文書〕一宮社務領御年貢米錢納帳

一宮分

若宮田 七拾苅役米五升六合 七斗貳升升定 延命院

一宮大坪 百苅役八升 壹石貳斗升定 同今ハ出雲守殿

竹上野 百苅同 壹石升定 御屋きん東町今ハ字

中の坪 百苅同 壹石壹斗升定 大行事

平江中田 百苅同 參俵升定 番匠孫六

大寺竹のはな 八拾苅此内廿苅不作壹斗八升八合引役六升四合 七斗五升升定 但馬

竹上野 百苅壹石貳斗升定 かち大工まち

小深田 百苅壹石升定 同所

竹上野 百苅壹石貳斗升定 七郎次郎町

同所 七拾苅役米五升六合 八斗四升升定 勾當

同所 七拾苅同 八斗四升升定 小行事

同所 七拾苅同 八斗四升升定 こう屋西町

一社内之ものいみ、如前々可仕之事、

右條々違背之族有之者、速可加成敗者也、仍如件、

天正十六年十月廿四日　花押

能州一宮法式

一神社祭禮、佛事勤行、不可有怠慢事、

一天下泰平國家安全之祈念、可抽精誠事、

一寺社諸作法之儀、專可相守古法、若新儀於有之者、以衆評任道理可沙汰、付罪科人其外諸牢人、一切不可拘置事、

一山林竹木、猥不可伐採事、

一堂社小破之時、以寄附之領分可加修理事、

右條々堅可被相守者也

正保四年卯月朔日　利常花押 前田

社家中

長福院

神階

〔續日本紀 三十八 桓武〕延暦三年三月丁亥、叙從三位氣太神正三位、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年六月戊申、能登國氣多大神授從二位、

〔三代實錄 二 淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授能登國正二位勳一等氣多神從一位、

〔氣多神社奉加帳〕人皇六十代醍醐天皇、以勅宣叙正一位、

○按ズルニ日本紀略ニ、寛平九年十二月三日甲辰、奉授五畿七道諸神三百卅社各位一階トアリ、此時ニ正一位ニ進ミ給ヘルナルベシ、

坊、

〔氣多神社古文書〕一宮氣多大神宮諸堂爲造營、國中家並ニ可令奉加之、但可依其志者也、仍如件、

天正十二年七月日　利家印（○前田）

在々肝煎百姓中

〔拜殿屋根裏指物書付寫〕承應二年八月十三日ヨリ初リ、同三年三月廿五日出來、材木ハ大坂ヨリ廻ハル、加州能州大工以是ヲ作ル、加州大工重左衞門、能州大工長左衞門、

〔氣多神社造營板札寫〕覺

一氣多大神宮社頭　一白山大權現社頭　一若宮殿　一拜殿　一御讀經堂　一中門堂　一護摩堂　一講堂　一大穴持社頭　一鐘撞堂　一御供所　一四ツ足門　一廻廊　一門守堂　一御幸橋　一玉橋　一鳥居門

右菅原利家公（○前田）被勵戰功、加越能切取、從其代々雖被加修理、及累年依令大破、延寶八（庚申）曆四月被遂再興者也、

菅原綱利

〔天明七年棟札寫〕無上靈寶、神道加持、聖主天中天、伽陵頻伽聲、愛愍衆生者、我等今敬禮、菅原朝臣治修公御代、菅原朝臣重教公、能登國一之宮羽咋郡氣多大神宮社頭御造營之有嚴命、天明五年巳十二月御普請始、同七年未五月依御成就、上棟御棟札、御普請御手傳本多安房守藤原政行、大宮司多膳櫻井宿禰基起、座主長福院法印權大僧都英琳、御作事奉行岩田內藏助藤原盛昭、同脇田源左衞門藤原祐忠、同寺西十左衞門藤原秀堅、

社中禁制

〔氣多神社古文書〕氣多大神宮

一神林小松以下、不可伐採之事、

一社領之地內に、武家百姓不可抱置之事、

社殿

〔氣多祭儀錄〕祟神天皇御勸請云々、一說曰、自神代鎭座、而人王十代頃爲勅建立社也、

〔諸社根元記〕能登國羽咋郡氣多神社　祟神天皇御宇勸請云々、

〔氣多神社奉加帳〕人皇四十代天武天皇御宇、勅使有下向、社頭悉造營、功成而遷座宜下、

人皇六十一代朱雀院承平元年十一月、○中略鵜祭之式勅使奏聞、帝叡聞在而、日野快樂院下向、有社頭造營、

人皇九十五代後醍醐天皇建武年中、勅使有下向、國中租稅十分一以、社頭悉造立、

〔氣多故實傳〕後土御門院應仁文明之頃、洛中大亂、被濫妨當國之時、當社僧俗、蟄居山中、或好異人交軍沒身矣、社頭伽藍悉破御、

〔氣多神社古文書〕氣多社遷宮之事、被聞食訖、任先例可致其沙汰之旨、天氣如此、悉之以狀、

永祿四年九月廿八日　左中辨花押

當社社官中

〔永祿五年棟札寫〕奉被成御綸旨氣多大神宮御遷宮、永祿五年壬戌八月廿二日御棟上、甲戌辰刻廿三日御遷宮、乙亥吉曜丑刻二十四日御猿樂、願主畠山匠作源義綱、就社務領一圓御寄進御造畢、社務當御奉行今井出羽守綱秀、公方奉公仁體寺岡左衛門尉紹經、奉御遷宮神慮口大宮司彈正大弼櫻井宿禰基勝、奉供養曼茶羅供一座、大導師地藏院權大僧都法印與遍大和尚位、御內裏使櫻井和泉守基繼、

〔氣多神社古文書〕爲氣多大神宮造營、社務立用、幷禁裏樣江進納分三千疋、大館彌三郎分四千疋、都合七千疋令寄附候、於堂塔破壞者、一社堅可申付候、不可有油斷之狀如件、

二月三日　義綱花押

一宮社務大宮司宿禰

〔氣多祭儀錄裏書〕天正年中天下大亂、據長尾謙信等之對壘、院宇堂塔、悉及頽敗、漸殘本社及衆徒六

古事類苑

神祇部八十七

氣多神社

氣多神社ハ一ニ氣多大神宮ト稱ス、能登國羽咋郡一宮寺家村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕能登國羽咋郡氣多神社

〔續日本後紀 仁明三〕承和元年九月癸酉、坐能登國正三位勳一等氣多大神宮、〇下略

祭神

〔氣多故實傳〕氣多大神宮一座、在能登國羽咋郡一宮、 大己貴命、自往古鎭坐於此北陰之日隅也、

〔延喜式神名帳頭註〕能登羽咋郡 氣多 大己貴命〇又見諸社根元記、諸神記、

〔氣多祭儀錄〕南陽浦八十隅氣多大明神、大己貴命、〇中略 一說曰、天活玉命、

〔神祇正宗〕氣多大明神、天活玉命也、

〔神社啓蒙 四〕氣多神社 在能登國羽咋郡

一宮記曰、大己貴命也、 兼煕說云、天活玉命也、予未知是非、仍存兩說、

社地

〔能州驛路秘記〕一宮寺家村、氣多神社、

〔文化四年公事場奉行申渡書〕能州一宮御林之儀ニ付、一宮社僧神主申分之趣有之、於公事場夫々相しらべ候處、元和六年、瑞垣貳町四方と相定り、其外は御林山に被仰付、其節大井久兵衛、三輪藤兵衛罷越境筋相分候儀、貞享年中以來、社僧神主より指出置候書付にも有之、〇下略

雜載

〔義經記 七〕へいせんじ御見物の事

かくてすごうの宮を拜みて、かなづのそはなにつき給ふ、

菅生石部神社

菅生石部神社ハ加賀國江沼郡福田村ニ在リ、現今國幣小社ニ列ス、

名稱

〔延喜式神名十〕加賀國江沼郡菅生石部神社

祭神社地

〔神社覈錄加賀三十七〕菅生石部神社　祭神彥火々出見尊、豐玉姫命、葺不合尊、社傳

菅生鄉大聖寺城下敷地村に在す、今敷地天神と稱す、社家說

〔越遊行囊抄中三〕敷地

天神宮左ノ岡ニアリ、是ヲ菅生ノ天神ト申、前ニ橋アリ、敷地橋トイフ、長三十間餘、神名式江沼郡菅生石部神社有リ、此天神宮非菅丞相ト云說アリ、社家ノ說可仰、菅生ナド菅氏ノ便アリ、天滿宮ナルベシ、昔當國ニ菅丞相ノ御領アル由古記ニ見ユ、此所若彼御領カ、

〔遊囊賸記四十六〕菅生社ハ、大聖寺ノ宿ヲ行スギテ、敷地川ノ橋ヲ渡レバ、向ノ高キ岡ニ鎮座シ給フ、鳥居ノ額ニ、菅生石部神社ト題セリ、

神階

〔三代實錄陽成四十四〕元慶七年十二月廿八日庚申、加賀國從五位下菅生神、授正五位下、

〔日本紀略朱雀二〕天慶三年正月十五日、奉授加賀國從四位上菅生神正四位下、

神領

〔平家物語七〕しのはらかつせんの事

木曾殿〇義仲やがてそこにて諸社へ神領をよせらる、〇中略菅生の社へは、のみの庄、〇下略

神職

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體乃御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略坐加賀國菅生石部神、〇中略社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓可令祓清奉仕事、〇中略

康和五年六月十日

ヲヤスラフ、親シク彼ノ鳥ヲ目撃シ、圖繪シテ風早實業卿ニ因テ靈元帝ノ御覽ニ入ル、又彼ノ歌ヲ實業卿ニ請フテ其上ニ題セシメ、又予ニ其記ヲ作ラシム、近比又刊刻シテ畫軸トナシ、世ニ行フト、此日偶古文品外錄ヲ閱スルニ、宋ノ晁補之ガ新城遊北山記ヲ載ス云々、旁皆大松云々、松間藤數十尺、蜿蜒如二大蚖一、其ニ有レ鳥如二鴝鵒一、赤冠長喙、俛シテ而啄ム、磔然有レ聲ト云、此樣子ヲ考ミルニタシカニ鵯ノ鳥ト見エタリ、

〔太平記 二十〕越後勢赴₂越前₁事

大井田彈正少弼、同式部大輔、中條入道、鳥山左京亮、風間信濃守、禰津掃部助、太田瀧口ヲ始トシテ、其勢都合二萬餘騎ニテ、七月三日〇曆應元年越後ノ府ヲ立テ、〇中略加賀國ニ暫ク逗留シテ、行末ノ兵粮ヲ用意スベシトテ、今湊ノ宿ニ十餘日マデ逗留ス、其間ニ軍勢劒白山以下所々ノ神社佛閣ニ打入テ、佛物神物ヲ犯シ執リ、民屋ヲ追捕シ、資財ヲ奪取事、法ニ過タリ、

〔善光寺紀行〕寛正六年七月上旬のはじめつかた、とし比誓願し侍し善光寺へおもひたちぬ、金劒宮より羇旅におもむきいで、〇中略いつしかと本國の境地になりぬ、他鄉のいづくはありとも、我常にあふぎ奉る、白山の御影よりいや高き所はあらじかしとおぼえ侍るに付て、雲のうへにうかびて、碧落のはだへあざやかに見え侍しかば、

立かへりあふぎてぞみる忍びこし程は雲ゐのうへの白山

〔三州志來因概覽附錄四〕凡ソ此山中〇白山ノ奇ヲ論ゼバ、鵫鳥ハ言モ更ナリ、眞黑ノ靈鷲、此鷲一雙、常ニ高源ノ壁洞ニ棲ム、夫ノ兩翼ヲ張リ、喋々トシテ飛トキハ、其大サ四間ニ餘ル、舞上リテ雲裏ニ入テ見エズ、是ヲ白山ノ玄鷲ト古來號スル也、白額ノ神熊アリ、此熊ハ、首尾ノ亘リ二間ニ及ブ、人ヲ恐レズ、獵人鳥銃ヲ百放スレドモ、其飛鉛不₂中ト云、凡ソ獵人老熊ヲ殺取スレバ、極メテ驟風ヲ起シ、荒寒數日、飛雹止ザルナリ、此鷲熊ヲ以テ白山ノ神靈ト崇メ惶レ、陟人若之ヲミレバ、拜伏セザルハナシ、

〔韜軒小錄〕越山鵫ノ事

越ノ白山ニライノ鳥ト云モノアリト昔ヨリ語傳フ、〇中略昔後鳥羽院ノ御製和歌アリテ、夫木集載スト云リ、其御歌、

白山ノ松ノ木陰ニカクロヒテヤスラニスメル鵫ノ鳥カナ

州ニ小武友梅ト云老人アリ、家素豪富ニシテ好事ノ雅人ナリ、平生山水ノ癖アリテ天下ノ名山奇水遊歷セズト云事ナシ、日頃白山ノ神ヲ崇信シテ度々山上シ、路ニ休所ノ廬ヲ結テ往來ノ人

〔和漢三才圖會越前七十〕白山大權現　寺號平泉寺自山一里　社領二百石外又有三百石　中堂本尊藥師如來

元正天皇之朝、越大德泰澄大師初所開也、山名白山、佛號妙理大權現、而又以三山爲神佛兩部靈場、而所祭之神有異說、

本宮　金剛宮瓊々杵尊、不動明王、　大御前伊弉諾尊、十一面觀音、　別宮忍穗耳尊、本地聖觀音、

越南知、大己貴尊阿彌陀、　加寶王子、火々出見尊、虛空藏、

號三所、所祭於此五社也、自下馬內二十町許、盡敷石、境內巍々然、數百年來大繪馬數多、而中堂前五重石塔亦物久矣、

本山白山峯、在越前加賀之境、而略跨飛驒越中、近頃加越兩國有山論、未決乎、

〔越遊行囊抄中三〕長瀧ト云所ニ、白山ノ御旅社アリ、衆徒今ニ百餘アリ、兵具ヲ帶スルコト武士ノ如シ、

〔古事談神社佛寺五〕白山權現住給山ニ有池、相去御在所事卅六町、在深山中、縱橫七八段計云々、號曰御廚池、諸龍王相集、備供養之池也、件池人敢不能近寄、若有近寄人之時、雷電猛烈害人云々、仍從古來不能近進、而淨藏及最澄聖人等、申請權現、汲取此池水云々、傳聞此事日臺聖人、參籠三七日、祈申權現、臨向彼池畔、先勤行供養法、于時天晴敢無雷雨之氣、仍以瓶汲取池水二升許、畢、其後心神迷惑如亡、然而相構退歸巢、件水有病痾之人、飲之塗之莫不愈、又生々世々可値遇佛法云々、

〔元亨釋書九〕釋藏緣神融法師之徒也、○中略　白山立山爲修練場、○下略

〔本朝世紀〕久安三年四月十三日丙午、抑今夜延曆寺僧綱已講等、依門徒訴、群參法皇御所、白河殿、尋其由緒、以越前國白山社、可爲延曆寺末寺之由、可被下宣旨之由所訴申也、件社當時非叡山末寺、園城寺長吏僧正覺宗所執行社務也、而社領宗平清水住僧等依僧正苛酷猥注寄文、始所寄與延曆寺也、仍有此訴云々、

〔白山之記〕有一勝地、崇山周八方、形以蓮華葉、地勢峙如三岳、寶社立其上、是號笥笠中宮、本地如意輪也、神殿三間一面、拜殿五間三面、彼岸所七間二面、

〔本朝續文粹十一記〕白山上人緣起　敦光朝臣

爰西因者、本是肥前國松浦郡人也、齡十有四、出家求道、離本鄉登台山、登壇受戒、其後年々歲々、在々處々、難行苦行、無有休息、遂到此山、永爲其棲、久修練行、四十三年于茲矣、與法之志雖深、利生之願雖大、身無依怙、力所不及、然而且依一大事之因緣、且任十方界之施與、始自今朝、期未來年際、先契一萬年之星霜、定置十二口之夏萬、晝夜不斷奉念彌陀寶號、是則末法萬年之間、彌陀一敎可遺之故也、抑勤修此善之道場者、當山之麓、笥笠神宮寺也、半丈六皆金色阿彌陀如來像一體、誂眺首瑩尊容、負戴其像、奉請此處、將立精舍以奉安置耳、是則所以妙理權現初現彌陀身也、西因便發大願曰、若聞白山名、善惡諸衆生、流轉生死者、我卽不成佛、若結緣此善、遠近諸衆生、不生極樂者、我卽不往生、我修普賢行、遍無盡世界、引導諸衆生、證無上菩提者、伏惟娑婆世界、與極樂國土、淨穢雖異、機緣甚深、其中我日本國者、佛法繁昌于他境、是以雖爲邊鄙下賤之人民、誰無見佛法之功德、定知有淨刹因之輩、生於斯土明焉、嗟乎十惡五逆者、風前之塵、妄想顚倒者、空中之花、彌陀之白毫一照、煩惱之黑業悉除、然則誰不登觀音之金臺乎、詎不詣安養之寶地乎、若一人不往生者、我誓不成正覺、況乎此會結緣之輩、此地促膝之人、今生鎭蒙我山加護、當來必證彼岸覺位、

于時保安二年六月一日、佛子西因、爲貽將來、揚搉記之、

〔白山之記〕有一寶社、名佐羅大明神宮、本地不動明王、天元五年壬午造始寶殿、小社文殊普賢 早松並松台子瀧六所御子、本佛大日如來、

〔三州志鞬嚢餘考一〕別宮、白山七社ノ一也、古ヘ三間一面ノ本社、外ニ拜殿渡殿暨ビ小社多シ、禪定ヲ別宮ト云、在能美郡〇加賀

攝社末社

寛文六年三月朔日　　右中辨光雄花押

白山七社總長吏法印御房

〔白山之記〕加賀下山七社、白山、金劒、岩本、三宮、此號本宮四社、中宮、佐羅、別宮、此號中宮三社也、總云七社、越前下山七社、白山三所權現奉崇之、禪定三所御事也、美乃下山長瀧寺七社、

〔諸社根元記〕賀州石川郡河内左金劒宮。。。　天照大神分身應現也、崇神天皇御宇天降垂跡給也、同天皇三年三月社立、圓融院永觀元年叙從二位、一條院寛弘四年叙正一位、　右衆右卿御舊記在之予書了、

〔白山之記〕金劒宮　寶殿　拜殿　講堂大日如來　寶藏三重塔　鐘樓　荒御前社宮　大行事

乙劒

〔源平盛衰記二十九〕礪並山合戰事

平家馳重テ亡タル倶梨伽羅ガ谷ヲ見レバ、火焔俄ニ燃上ル、木曾仲〇義大ニ驚テ、使ヲ遣シテ是ヲ見ルニ、御神寶立テ、金劒宮ト顯タリ、使者歸テ角ト申セバ、誠ニ願書ノ驗ニヤト、感涙押ヘ難シテ、馬ヨリ下、三度拜シテ宣ケルハ、今度ノ軍、全義仲ガ力ニ非ズ、偏ニ白山權現ノ御計ヒニテ、平家ハ亡ニケリ、後モ亦憑モシクコソ、御悅申ベシトテ、鞍置馬二十匹ニ手綱打懸々々、金劒宮ヘゾ送ラレケル、其上猶靈驗ヲ貴テ、林六郎光明ガ所領橫江庄ヲゾ寄ラレケル、金劒宮ト申ハ、白山七社ノ內、妙理權現ノ第一ノ王子ニオハシマス、本地ハ倶梨伽羅不動明王也、守國土爲降魔民トテ、弘仁十四年ニ、此砌ニ跡ヲ垂、

〔白山之記〕岩本宮。。　寶殿　拜殿　講堂五間二面、本地大日、　鐘樓　水宮　小社巨多也　但奥宮、白馬云尼神也、　育生　北山

〔白山之記〕三宮。。本地千手　寶殿　彼岸所五間三間　講堂五間二面、本地大日、　鐘樓　小社小禪師　次大行事

神職 社僧

日ニ神輿ヲ奉出、○中略十四日ノ子時ニハ、客人ノ宮ノ拜殿ヘ奉入、客人ノ神明ハ金ノ扉ヲ押開、早松明神ハ錦ノ帳ヲ卷揚テ、御訴訟ノ有樣、御物語モヤ有ラント、身ノ毛竪テゾ覺ケル、三千ノ衆徒踵ヲ繼、禮拜袖ヲゾ列ケル、係ケレバ山門大衆奏狀ヲ捧テ國司師高ヲ被流罪、目代師經ヲ可被禁獄之由、度々奏聞ニ及ケレ共、更ニ御裁許ナカリケリ、

〔白山之記〕神主、寛弘以來上道氏始云々、神人守部棕兩流共虫丸末孫也、長吏藤氏末流、院主頂次○頂次恐順次誤功勞也、

〔白山之記〕白山五院、柏野、中宮末寺溫泉寺、極樂寺、小野坂、大聖寺、或八院之內有五院、除三院後建立云々、五院山代庄之內歟、　中宮八院、護國寺、昌隆寺、松谷寺、蓮花寺、善興寺、長寛寺、涌泉寺、隆明寺、隆明寺外七院經海岸孀內也　三箇寺、那谷寺、號岩屋寺溫谷、榮谷、右依于妙聖人中宮長吏隆夢注之云々、但私書制分少々在之、

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜奏、寮、率卜部等、天、太兆卜供奉留狀奏、○中略坐加賀國白山神、○中略社司等依過穢神事祟給、道使科中祓、可令祓淸奉仕事、○中略

承曆四年六月十日

〔三州志鞬櫜餘考一〕相傳富樫晴貞爲加賀守護時、猶自島牛首至坂尻沓掛松、此松今無之神主領之、西神主十員、上道氏東神主十員、守部氏、其後水島氏、今郎建部氏也、衆徒三千云、富樫氏湮祀後、西神主及衆徒擾走轉亡、第東神主相續至于今、長吏統七社云々、愚按元和五年六月、微妙公白山鐘銘之後、有東神主建部守澄、西神主上道氏弘、然則元和中、西神主猶存、可參考、

〔歷名土代〕從五位下　加州白山神主上道氏榮天文四、十一、廿八、

〔白山社古文書越行遊抄所引〕加州白山禪頂同權現、七社總長吏職之事可存知、專神事祭禮、勤行造營事、勸都鄙奉加、勵再興之功、可爲神妙之旨、天氣之所候也、仍執達如件、

爭可知靈應、早示現將來之吉凶、託宣當時之眉目給、開登、社僧一心合掌、神女三業低頭、而致祈誓之處、人恨融于神、神嗔通于人、依有夢想之告、託宣之間、憑神託、驚示現、暫不顧本寺之嚴制、旣奉動末社之神輿畢、雖然任御寺牒之趣、奉相待裁報之左右、所抑留神明之上洛也、仍返牒言上如件、

安元三年二月廿日　　中宮衆徒等牒文

トゾ書上タル、此上ハ山門ノ衆徒登山シヌ、其後神明ノ旅宿、訴訟ノ遲怠心元ナシトテ、中宮ノ大衆ノ中ニ、智積覺明佛光等ノ骨張ノ輩六人、同廿八日ニ坂本ニツキ、同廿九日ニ登山シテ、西塔院谷、千光院ノ助公貞寬ガモトヲ宿房トシテ、仔細ヲ訴申間、貞寬滿山三塔ニ披露シケレバ、大衆度度蜂起シテ衆議スル處ニ、三月九日被下院宣云、

加賀國溫河燒失事

右非白山山門之末寺之由、在廳雖令申、大衆强訴申由依令申給、目代師經可被行罪科、抑依大衆之語、號末寺致無道濫訴、恣動神輿、欲企參洛、惡僧張本二人、南陽房明惠、聖道房座蓮、慥令召進、可被尋問仔細者也、依御氣色、上啓如件、

三月九日　　右京大夫泰經

謹上山座主僧正御房

トゾ有ケル、寺官依貫首ノ御下知、一山三院ニ披露シケレ共是ヲ用ズ、則其夜大講堂ノ庭ニ三塔會合シテ僉議シテ云、上之爲上、依下之崇敬、下之爲下、守上之威應、千里駒非母不行、楊寶雀離母不飛云事アリ、然者末社ノ訴訟不可疎、末寺ノ僧侶不可苟、末寺トシテ旣ニ本山ヲ憑、本山爭末寺ヲ棄ン、就中神輿旅宿ニ御坐、空ク本社ニ還御アラバ、白山面目ヲ失、神慮尤難測、早本末力ヲ一ニシテ、神輿ヲ迎ヘ奉リ、佛神威ヲ垂給ハヾ、豈無裁許哉ト云ケレバ、尤々ト同ジケリ、佛光以下ノ輩悅テ、十一日ニ山ヲ立テ、十二日ニ敦賀津ニ著、僉議ノ趣披露シケレバ、白山ノ衆徒等勇ミ悅テ、十三

安元三年二月九日　中宮大衆等

ト書スヲ、同十日、金劔宮ヲ出シ奉テ、アハヅヘ著セ給フ、十一日ニハ須河社、十二日ニハ越前國細呂宜山ノ麓、福龍寺森ノ御堂ヘ入セ給フ、今日神人宮仕、此彼ヨリ參集テ、御伴ノ人數九千餘人、在々所々ニ充滿タリ、○中略十七日ニハ敦賀ノ津北ノ端、金ガ崎ノ觀音堂ヘ入奉ル、路次ノ煩、衆徒ノ憤、山上洛中不斜、當時ノ貫首明雲僧正ト申ハ、久我太政大臣雅實ノ御猶子、六條源大納言顯通ノ御子也、白山ノ神輿登山ノ事、可奉禦留之由、院宣ヲ被下之間、貫首ノ御沙汰トシテ、門跡ノ大衆廿人ニ被下知之間、衆徒院宣幷寺牒ヲ帶シテ、本寺ノ專當千仁金力等ヲ先トシテ、同十九日敦賀津ニ下テ、寺牒ヲ披露シ、奉留神輿、○中略中宮ノ衆徒僉議シテ云、且ハ本山ノ大衆上下三百餘人下向アリ、且ハ制止ノ寺牒到來セリ、先捧返牒、且ク可待裁許トテ注狀云、

請謹延曆寺御寺牒マラウドキャマト

被載下可止白山神輿上洛事

右當山權現者、掛忝天神元初之國常立尊之爲守寶祚、垂迹于我朝、爲弘佛法、濫觴于此砌也、依之代代聖主、歸妙理大菩薩之効驗、世々臣公、仰神融小禪師之德行、爰爲目代師經燒拂涌泉一寺、沒倒寺社料所之間、以去年十月之比、欲企推參蒙裁許之處、被下宣命幷御下文云、宜待聖斷仰上裁、於鬱訴相路者可言上仔細云々、仍以同十一月、雖差專使致訴訟、于今無御裁報、而空送年月畢、倩案事情、白山妙理權現者、雖有敷地、併山門三千之聖供也、雖有免田、又當任沒倒、非神物故、只有名更無實、是以恒例之神事佛事、此時既斷絕、以往之八講三十講、今正及闕退、隨而近來無有參詣再拜之輩、不見歸敬奉幣之類、大悲和光之素意難測、三所垂迹之玄應失憲歟、云寺僧、云氏人、歎冥威之陵怠、悲權迹之衰微、而奉戴神輿所企推參也、痛哉神明閉扉、不見星宿之光、哀哉住侶迷道、永忘後榮之思、五尺之洪鐘、徒待響於松柏之風、六時之行法、空任聲於紫蘭之嵐矣、但慮神明之冥覽、定不可失德、人倫之迷情、

キ奉出トテ、白山七所ノ其中ニ、佐羅ノ早松御輿ヲ奉飾、本地ハ不動明王、惡魔降伏忿怒形、賞罰嚴重ノ大明神也、安元三年正月晦日辛未日吉日也トテ、御門出アリ、同二月五日丙子ヲ吉日トシテ、早松ノ社ヨリ願成寺ヘツカセ給フ、御供ノ大衆一千餘人、皆甲冑ヲ帶シテ、是ヲ晴トゾ出立タル、六日ハ佛ガ原、金劒宮ヘ奉入、此明神ト申ハ、嵯峨天皇御宇弘仁十四年ニ、此所ニ奉祀テ、三百五十餘年也、本地ハ倶梨伽羅不動明王也、魔王ト威勢ヲ諍テ、邪見ノ劒ヲ呑給フ、當社ニ兩三日ノ逗留アリ、衆徒モ神人モ念珠ヲ揉、手扣テ、歸命頂禮、早松金劒兩所權現、本地垂跡力ヲ合、思ヲ一ニシテ、速ニ師高師經ヲ召捕給ヘト、口々ニ呪咀シケルコソ恐シケレ、同九日留守所ヨリ牒狀アリ、使ニハ橘次大大夫則次、田次大夫忠俊也、彼狀云、留守所牒、白山中宮衆徒之衙マラウドキ、

欲早被停止衆徒之參洛事

牒、衆徒戴神輿企參洛、擬致訴訟之條、非無不審、依之差遣在廳忠俊、尋申仔細之處、就石井法橋之訴訟、令參洛之由返答之趣、理豈可然、爭依小事可奉動大神哉、若爲國司之御沙汰、可被裁許者、速賜解狀可申上也、仍察狀以牒、

安元三年二月九日　散位財朝臣

散位大江朝臣

散位源朝臣各在判

トゾ書タリケル、衆徒ノ返牒狀云、

白山中宮大衆政所返牒　留主所衙

來牒一紙被載送神輿御上洛事

牒、今月九日牒狀、同日到來、依狀案事情、人成倶神起嗔、神明與衆徒、欝憤和合、而既點定吉日、早進發旅宿、人力不可成敗、冥慮輙不可測矣、仍返牒之狀如件、

人等ヲ駈催シテ、數百人ノ勢ヲ引率シテ、彼寺ニ押寄テ、不日ニ坊舍ヲ燒拂、懸リケレバ北ノ四箇寺ニ、隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南ノ四箇寺ニ、昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮花寺、八院ノ衆徒等會合シテ、使者ヲ中宮ヘ立タリケリ、別宮、佐羅、中宮三社ノ衆徒、急下テ一ニナル、岩本、金劔、下白山、三宮、奈谷寺、榮谷寺、宇谷寺、三寺四社ノ大衆モ、馳集テ同意シケリ、時刻ヲ廻スベカラズ、目代師經ヲ誅罰スベシトテ、七月一日、數百人ノ大衆喚テ廳ヘゾ押寄ケル、師經ハ涌泉寺燒失ノ後、僻事シツト思ツヽ、忍テ京ヘ逃上タリケレバ、廳ニハ人コツナカリケレ、八院三社ノ衆徒ノ張本ニ、智積、覺明、法臺、金臺、覺圓、佛光寺ノ宗人、大衆三十餘人、三寺四社ノ衆徒等相具シテ其勢二千餘騎、國分寺ニ衆會シテ評定アリ、目代逃上ヌル上ニハ、國ニシテ左右スベキニ非ズ、本山ニ訴テ、師高師經ヲ可斷罪也トテ、子細ヲ錄シテ、寺官六人ヲ差上テ、山門ニ訴訟シケリ、大衆此事ヲ聞、本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン、彼社ノ末寺也、許容ニ及ズトテ其沙汰ナシ、寺官等力ナクシテ、十一月ノ比國ニ下ル、衆徒會合シテ云、理訴ヲ極ズシテ下向ノ條謂ナシ、山門ニテコソ、火ニモ水ニモ成ベケレトテ、重テ又追上ス寺官山上ニ越年シテ、各々坊々ニ訴レドモ不事行、此由カクト申下ダリケレバ、又八院三社ノ大衆三寺四社ノ衆徒、不日ニ集會シテ僉議シテ云、謹テ白山妙理權現ノ垂跡ヲ尋奉レバ、日本根子高瑞淨足姬〇元正御宇、養老年中ニ、鎭護國家ノ大德、神融禪師行出シ給テ、星霜既ニ五百歲ニ及テ、効驗于今新ナリ、日本無雙ノ靈峯トシテ、朝家唯一ノ神明也、而ヲ目代師經程ノ者ニ、末寺一院ヲ被燒亡テ非可默止、此條モシ無沙汰ナラバ、向後ノ嘲不可斷絕、

白山神輿登山事

糺斷遲々ノ上ハ、神輿ヲ本山延暦寺奉振上訴申サンニ、大衆定テ贔負セラレバ、訴訟爭カ不達、若目代師經ニ被枉テ、理訴非ニ被處者、我寺々ニ跡ヲトヾムベカラズト議定シテ、各白山權現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書灰ニ燒テ神水ニ浮テ呑之、身ノ毛堅テゾ覺ケル、サラバ何ヲカ期スベ

神輿

しら山の名にあらはれてみこしぢや峯なる雪の消る日もなし、下山の折ふし、夕だちし侍りければ、

ゆふだちの雲はしらねの雪げかな

これより吉岡といへる所にしばらくやすみて

旅ならぬ身もかりそめの世なりけりうきもつらきもよしやよしをか、下しら山といひて、本のしら山のふもとに、つるぎといへる所侍り、そのかみ劍飛來しより、この名をのこしけるとなん、

しら山の雪のうちなる氷こそ麓の里のつるぎなりけれ

〔百練抄 八高倉〕治承元年三月廿一日、天台大衆可參陣頭之由風聞之間、內大臣〇平重盛巳下參內、可差遣武士之由被仰下、其根元加賀守師高目代燒拂白山之間、彼山大衆相具神輿、向天台訴訟故也、廿八日、院武者所藤原師經(加賀國目代國司雜者也)配流備後國、依天台訴也、　四月廿日、加賀守師高配流尾張國、射神輿下手人六人禁獄、　五月四日、天台座主明雲、付使廳使被責召山惡僧幷白山張本、　六月九日、流人加賀守師高、右衛門尉師親、左兵衛尉師平等被誅、件師高在尾張國、入道相國〇平淸盛仰彼國家人等令追討之、相互合戰、死者多、　今年于今無暑氣、白山神所爲之由、世以稱之、

〔源平盛衰記 四〕涌泉寺喧嘩事

目代師經在國ノ間、白山中宮ノ末寺ニ、涌泉寺ト云寺アリ、國司ノ廳ヨリ程近キ所也、彼ノ山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舍人馬ノ湯洗シケリ、僧徒等制止シテ、當山草創ヨリ以來、イマダ此所ニテ、牛馬ノ湯洗無先例ト云ケレドモ、國ハ國司ノ御進止ナリ、誰人カ可奉背御目代トテ、在俗不當ノ輩、散散ノ惡口ニ及テ、更ニ承引セザリケレバ、狼藉也トテ、涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切、足打折、舍人ガソクビヲ突、寺內ノ外ヘ追出ス、此由角ト馳告ケレバ、目代師經大ニ憤リテ、在廳國

〔後撰和歌集羇旅十九〕白山へまうでけるに、みちなかより、たよりの人につけてつかはしける、

みやこ迄音にふりくる白山はゆきつきがたき所なりけり　讀人しらず

〔本朝續文粹十一記〕白山上人緣起　敦光朝臣

白山者、山嶽之神秀者也、介在美濃、飛驒、越前、越中、加賀五箇國之境矣、其高不知幾千仞、其周遥亘數百里、天地積陰、冬夏有雪、譬如葱嶺、故曰白山、夏季秋初、氣暄雪消、四節之花、一時爭開、側聞耆老年中、有一聖僧、泰澄大師是也、初占靈嶠、奉崇權現、以降効驗被于遐邇、利益及于幽顯、參詣其場之者、百日斷葷腥、來至其砌之者、二里禁涕唾、依信心之清淨、有感應之掲焉、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

あたかのわたりをこえて、ねあがりの松につき給ふ、是は白山のごんげんに、ほつせをたむくる所也、いざや白山をがまんとて、いはもとの十一面くわんおんに御つやあり、あくれば白山に參りて、によたいこうの宮を拜み奉らせて、其日はつるぎのごんげんに參り給て、御つやありて、夜もすがら御かぐら參らせて、○下略

〔新古今和歌集神祇十九〕加賀守にて侍ける時、白山にまうでたりけるを思ひ出て、日吉の客人の宮にてよみ侍ける、　左京大夫顯輔

としふともこしの白山わすれずばかしらの雪をあはれともみよ

〔新拾遺和歌集神祇十六〕白山にまうでゝ讀侍りける　よみ人しらず

千はやぶる雪のしら山わきてなほふかきたのみは神ぞ知らん

〔廻國雜記道興准后〕白山禪定し侍りて、三の室にいたり侍るに、雪いとふかく侍りければ、おもひつゞけ侍りける、

白山諸

宗之惠命、盡園城三井之法水、滅智證一門之學侶、其逆勝調達、其過越波旬、月氏之大天再誕歟、日域守屋重來歟、巳魔滅佛像經卷、忽燒拂堂舍僧坊、尊非法家之怨敵哉、是二 次源氏平氏之兩家、自昔至于今、如牛角、天子左右之守護、朝家前後之將軍也、而觸事決雌雄、伺隙致鉾楯、仍代々企合戰、度々諍勝負、既有宿世之怨心、是非當時之大敵歟、是三 因玆忝蒙神明神道之冥助、爲降佛法王法之怨敵、立大願於三州之馬場、仰感應於三所權現耳、就中先代伏王敵、皆由佛神之最負、此時降謀反、尊無權現之勝利哉、加之白山之本地觀音大士、於怖畏急難之中、能施無畏、縱雖平家之軍兵、如雲集如霞下、衆怨悉退散之、金言有憑、縱雖謀反之凶徒加呪咀、致怨念、還著於本人之誓約無疑、然者還念權現本誓、感應不可廻踵、何況武家自先祖、仰八幡大菩薩之加護、振威施德、而八幡之本地者觀音、本師阿彌陀也、白山御體者彌陀、脇士觀世音也、師弟合力、感應潛通者歟、况彌陀有無量壽之號、不授千秋萬歲之算哉、觀音現藥樹王之身、尊不舍不老不死之藥乎、云本地云垂跡、勝利揭焉、附公家附私宅、欲遂素懷、所志無私、奉公在頂、偏爲降王敵、專爲接天下、忽爲興佛法、鎭爲仰神明也、傳聞天神無怒、但嫌不善、地祇無祟、但厭過患、所以平家奪王位、是不善之至哉、謀臣滅佛法、忽過患之甚也、日月未墮地、星宿猶懸天、神明爲神明者、此境施驗、三寶爲三寶者、此刻振威、然則權現照我等之懇誠、宜令罰平家之逆族、我等蒙權現之加力、願欲打謀叛之輩、若翻丹祈、感應速通者、上件大願、無懈怠可果遂也者、彌施源家之面目、新副社壇之莊嚴、鎭誇神道之冥加、倍致佛法之興隆矣、仍所立申如件、

壽永二年五月九日　　　　源義仲敬白

ト書テ、木曾ガ前ニテ讀上タリケレバ、武士各感涙ヲ流シケリ○中略サレバ木曾義仲モ、眼ヲ塞テ白山ヲ禮拜シ、掌ヲ合セ、權現ニ歸敬シ奉テ、先祈誓ヲ致ケリ、

〔白山之記〕天長九年壬子三方馬場開、從三方馬場、參詣御山、道俗、恒沙非喩、或禪頂法皇花山院令參詣傾首、十善玉體身由於雲漢、四海君主蹤於其地、凡求官位福壽、願智惠辨才、隨任望一々無不圓滿、

願書

略神寶支配事、北陸道(中略加賀白山)

〔平家物語七〕くりからおとしの事

十二日〇壽永二年五月奥のひでひらがもとより、木そ殿〇義仲へ、りうてい二疋奉る、一疋は白月げ、一疋はれんせんあしげ也、やがて此馬にかゞみくらおいて、白山の社へ神馬に立らる、

〔源平盛衰記二十九〕三箇馬場願書附白山權現垂跡事

木曾〇義仲ハ六動寺ノ國府ニ著、兵具クラベ勢汰シテ著到アリ、其勢五萬餘騎トゾ注シケル、木曾ハ、物書ニ大夫房覺明ヲ招テ、軍兵ノ中ニシテ云、軍ハ謀ト云ナガラ、平家ハ聞體大勢也、佛神ノ擁護ニ非ズハ、輙ク靡シ難シ、幸ニ今北國第一ノ靈峯、効驗無雙ノ明神ノ御麓近ク參タリ、白山妙理權現ニ、願書ヲ進セバヤト有ケレバ、軍兵モ然ベシトテ、覺明ハ箙立取出シテ旨趣ヲ顯ス、其狀ニ云、

敬白

立申大願事

一可奉勤仕加賀馬場白山本宮三十講頭事

一可奉勤仕越前馬場平泉寺三十講頭事

一可奉勤仕美濃馬場長瀧寺三十講頭事

右白山妙理權現者、觀音薩埵之垂跡、自在吉祥之化現也、卜三州高岩之靈窟、利四海率土之尊卑、參詣合掌之輩、滿二世之悉地、歸依低頭之類、誇一生之榮耀、總鎭護國家之寶社、天下無雙之靈神者歟、而自近年以降、平家忽昇不當之高位、恣誇非順之榮爵、忝蔑如十善萬乘之聖主、恣凌辱三台九棘之臣下、或追捕太上法皇之陬、或押取博陸殿下之身、或打圍親王之仙居、或奪取諸宮之權勢、五畿七道、何處不愁之、百官萬民、誰人不歎之、已欲斷王孫、豈非朝家怨敵哉、是一次燒南京七寺之佛閣、斷東漸八

九月

右之通寺社奉行江申渡候、可被得其意候、

○按ズルニ、此後寛政六年、文化十三年ニモ本社幷末社室堂等大破ニ及ビ、修理助成ノ爲メ、越前、近江、伊勢、參河、遠江、美濃、飛驒、攝津、播磨等數國勸化ヲ許シタル事、天保集成絲綸錄ニ見エタリ、

〔白山之記〕白山本宮內鳥居樫高、寺中與公方境立、中鳥居梘橋、寺中與公方境立、總門神保小河立、北陸往反旅人等、此總門下馬、白山向テ禮ヲナシテトホル也、

神階

〔文德實錄五〕仁壽三年十月己卯、授加賀國白山比咩神從三位、

〔三代實錄二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授加賀國白山比女神正三位、

社格

〔白山之記〕白山宮一宮名事、加賀國爲越前國之加賀郡之時、越前一宮也、然間弘仁十四年卯加賀國立時、白山加賀國尙一宮也、

〔大日本國一宮記〕白山比咩神社下社伊弉冉尊、上社菊理媛、號白山權現、　加賀石川郡

神領

〔平家物語七〕しのはらかつせんの事

木曾殿○義仲やがて、そこにて諸社へ神領を寄らる、○中略白山の社へは、よこ江宮丸二か所の庄をきしんす、

祭祀

〔和漢三才圖會加賀七十〕白山大權現、又號妙理權現、在石川郡　社領二百石

〔平戸記〕仁治三年四月六日戊午、今日加賀國白山社御祭也、仍予○平經高幷國司、今朝早旦行水、修解除爲神事、月水者出之、重輕服輩不入門內、於魚食者不憚、如去年十一月、但至鳥兎之類者、深以禁斷之社例云々、

奉幣

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參入省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寳等被奉也、○中

助左衞門、松原八郎左衞門、(一說、圖田左七、河北郡左衞門トス、)郡監橋本治郎左衞門等出會シテ見了スル處、加越分界不明、果斷ナシ難キユエ、以後此地公領タルベシトテ、今年ヨリ公邑トナル、○中略此後元祿十四年辛巳六月十八日、白山神祠遷宮ノコトアリ、神職ハ御朱印ヲ以テ、加州尾添邑ヨリ之ヲ勤ムベキ台命アリ、(此時遷宮ノ裝束ヲモ賜ル、)因テ此日登山スルノ處、牛首ノ者ドモ三百餘人、刀槍ヲ挾ミ、山頭ニ在テ之ヲ撃倒スルユエ、遷宮スルコト能ハズ、同二十日ニ、改テ遷宮アリ、(但シ裝束破裂スルヲ以テ、此日布上下ニテ勤之ト云、)故ニ尾添ノ者、及ビ高野ノ天德院等、東都ニ趣クト云コト、參議公年表ニミエテ、此落著ヲ記サズ、

〔寶曆集成綸錄寺社十八〕延享四卯年九月

加賀　能登　越中　越前　若狹　近江　美濃　飛驒　尾張　三河　遠江

右白山社頭、幷末社室堂等及大破候ニ付、爲修復料御寄附銀被下之、拾一箇國勸化御免、且疱瘡雷除之札、右國々において、信仰之輩江賦候儀、願之通被仰出也、來辰三月より申八月まで、五箇年之間、役僧共寺社奉行連印之勸化狀持參、御料私領寺社領在町可致巡行候間、志之輩は、物の多少によらず可致寄進旨、御料は御代官、私領は領主地頭より可被申渡候、

北國白山別當越前國平泉寺　玄成院

九月

〔天明集成綸錄寺社二十七〕明和二酉年九月

御勘定奉行江

越前國平泉寺學頭　玄成院

右大御前宮御建立、其外室護摩堂御修復之儀相願候、依之銀三拾枚被下候、且又加賀、能登、越中、越前、若狹、近江、美濃、飛驒、尾張、三河、遠江十一箇國、勸化被仰付候間、其餘不足分は、御朱印地幷坊跡除地等之餘力を以、如何樣にも致修復候樣可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

建立也、內陣彌陀、天養元年奥州佐藤秀衡建立、其社慶長十五年松平駿河守忠長、寛永十三年松平土佐守直輝建立ト云、別山聖觀音金佛、長寛二年平三位道盛建立、其社暨新佛十一面觀音、天正十三年金森五郎八（越前大野城主）建立、其後社元和七年松平少將忠直、寛永三年八月松平伊豫守忠昌建立也、此後白山三社加藤藤兵衛建立スト云、

〔三州志來因概覽附錄四〕明曆元年乙未、白山神祠大ニ破壞シタルニ因テ、淸泰大孺人、（○前田利常妻、德川家光養女、）歸依信仰ノ餘リ再造アリタキトテ、微妙公（○前田利常）ヘ告玉ヒ、（公時在二東武一）且金府ノ大夫ニ命ズ、依テ寺祠管工人役ニ官匠（横江六郎兵衛）ヲ副テ白山ニ登セ、尾添村（古記或作二尾副一）ノ山夫ヲシテ、與造ノ良材ヲ伐集ムルノ處、越前領ノ島村牛首村ノ者、其郷頭（加藤藤兵衛）ヲ唱魁トシテ群出シ、此神祠ハ越前ノ疆內トテ之ヲ沮ミ、遂ニ爭論ニ洎ブ、尾添村ノ者モ屈セズ、彼等ノ村々ヲ敗却セント怒ル、因テ管工等金府ヘ歸リ、前項ヲ大夫ニ告ルニヨリ、先尾添村ノ者ヲ戒メ、硬口ニ諍論ナスマジキノ旨ヲ令シ、一旦其事治ル、然ルニ越前ノ主（松平越前守光通）江戸ヨリ歸國シ、七月三日、其國老本多內藏助等、波々伯部九郎兵衛ニ口陳書ヲ持シメテ小松ヘ來ル、（此時公ハ江戸ニアレドモ、小松ハ公ノ養老城タレバナリ、）其文大抵越主ヘ通同合計ナク、獨斷ノ造作アルコトヲ難ズルナリ、輙チ奥村因幡等五人ヨリ、內藏助等ヘ報簡アリ、其文異事ナシ、造建ノ事アラバ、他日此方ヨリ告ベシトノコトノミナリ、（此越賀贈酬ノ書文等、參議公年表ニ詳ナリ、）斯テ我東都ノ邸ヘ、金澤ノ大夫ヨリ、這倣作ヲ以聞ス、因テ微妙公、閣老松平伊豆守ヘ、遠藤數馬ヲ以テ言達スル旨アリ、其意ハ、方今越主年弱ケレバ、敢テ之ト抗スルコトナク、曲テ越主ノ意ニ任セ置クト也、這後寛文六年丙午、下白山ノ長吏澄意、私ニ上京シ、古例ニ仍テ總長吏職ヲ願ヒ、勅許ヲ蒙リ、白山禪定ノ別當職ノ綸旨ヲ賜リ、歸山シテ、此上ハ越人ノ論アルマジトテ、再ビ白山神祠造營ニ及ントスルニ、猶牛首村等ノ者出テ爭フニヨリ、此時長吏、東都ニ往テ廳事ヘ訟ヘ、將軍家ノ處置トナリ、八年戊申、濃州ノ稅官杉田九郎兵衛、彼地ヘ來リ、本藩ヨリモ司農官津田宇右衛門、稅監佐藤

本宮社改所　大倉　本所倉　傍官倉本所ヒサ門庇御倉　精神瀧宮本地不動　各寶殿三宇、拜殿同、祓殿、禪師宮　寶殿拜殿　講堂　砌講堂　西堂　東堂　十一面堂　新十一面堂　馬頭堂　新三昧堂等　御內八堂　武德殿　五重塔　四足門　廻廊等四十餘宇舍屋內也、委在宮社造營文之

〔越遊行嚢抄三中〕養老二年七月三日、白山權現ヲ立、

〔三州志來因概覽附錄四〕抑是白山神社ハ、欽明天皇三十代御宇以來有之コト、石川郡三宮內書ノ實記、康永三年三月ノ條ニ著明ナレバ、泰澄養老元年開山ト云ヨリハ、既ニ百七十餘年以前ニアリ、

〔白山之記〕凡白山本宮、入延喜神名帳、三十三年一度造替云々、募國司重任之功、爲造行事、公家御大營社壇也、國司神拜、勅使陪從、於北陸道限此社者也、○中略三所權現御寶殿、依爲本馬場、奉造替之處、小白山御殿計、越前馬場頻申請之間、近比被避渡之云々、

〔百鍊抄十四〕延應元年八月十七日甲寅、加賀國白山社燒亡、新造寶殿已終其功、及金物沙汰、假殿燒亡、尤有恐事也、○又見帝王編年記

〔室町家成敗寺社御敎書〕爲齋藤加賀守基喜奉行、被成御判御敎書也、

一白山大神宮造營要脚、加賀國段米事、早任先例、段別米五升、町別人夫一人、爲一國平均之役、可致沙汰之旨、可相觸國中之狀如件、

應永廿二年八月十六日　勝定院殿○足利義持御判

加賀國白山總長吏法印御房

〔三州志來因概覽附錄四〕白山社木像、壽永二年源義仲、其後文明五年朝倉孝景建立、大御前十一面觀音、應保元年小松內府平重盛建立、其社文明五年結城宗重石川郡鳥岡塁主、同十三年結城宗俊宗重ノ子、天正八年平信長、慶長四年青木紀伊守越前北庄城主、寛永八年牛首村加藤藤兵衛、同十七年松平土佐守直輝

所傳言、其事不一、長吏以白山神稱伊弉冉尊、(此事見于大鏡)爲本地妙理菩薩十一面觀音、以白山神稱伊弉諾尊、爲與白山陰陽合體、證白山記、而以養老元年、爲僧泰澄開山、神主取神名帳所謂比咩神社、其實爲神代卷菊理媛神、而日本開闢鎭座舟岡山也、(今云高島石見守古壘跡)其後應神二十四年三月、遷座垂堆潭上、(壘地一作安久濤)後又元正靈龜二年八月、轉座今之社地云、以比咩神與白山權現、爲別神也、景周按、二説並非也、白山與下白山同神也、在昔白山稱大山、下白山稱下山、以大山其地隔遠、近置下山、備國司神拜等捷便也、

〔三州志來因概覽附錄四〕下白山ハ、白山記ニ云、加賀下山七社中ノ白山ニテ、今ノ石川郡三宮村領ノ白山社是也、下ノ字ヲ除キ、白山トノミ呼ハ、松雲公(○前田綱紀)ノ命ニテ寛文八年ヨリ也、(○中略)白山ハ本山ナレドモ至高ノ嶽、容易ニ攀ガタケレバ、麓ノ地ニ下白山ヲ設ケ、勅使ヲ始メ、諸人詣拜ノ捷便ヲ爲ス者、今ノ信州白雲山ノ類ト知ルベシ、然ルニ今大山ヲ伊弉諾尊トシ、下白山ヲ伊弉冉尊トシ、陰陽合體ト云ヒ、或ハ式ノ比咩神社ハ、元ヨリ下白山ノ神也、大山ハ、泰澄開山、養老以來ノ山神ニテ、別體ナド云説、皆不穩當、凡テ何レノ神社ニモ其神體ヲ崇クセントテ、神代紀ノ神名ノ似タルヲ盗ミ、或ハ國常立尊、天照大神、其外ヨキ神名ヲ附會スレドモ、是ハモト神主祝部ノ所爲ニテ、神ハ八百萬マシマセバ、神代紀中ノ神名ニ不可止、神名帳ノ社名ヲ以テ、即チ其神名トミテ、最モ宜キ也、然レバ白山トテモ、只比咩神トミテ足レリ、他ノ神名ヲ以テ崇ブハ、私ニシテ非禮ノ至也、

神體

〔扶桑略記二十九後三條〕延久二年十二月廿七日、依加賀國解、白山御體燒損、而以舊體殘奉籠新像、幷如此之時、占吉凶否之由、令勘先蹤、(○又見百練抄)

社殿

〔白山之記〕白山本宮　靈龜元年、蹕他現給、殊有勅命、被造立四十五字神殿佛閣、被奉免若干神講田等、鎭護國家壇場被定置者、嘉祥元年(戊辰)也、凡公家造替屋々實殿拜殿彼岸所、

御時、靈龜二年丙辰年、白山權現顯始給、此帝日本四十四代女體也、諸國ノ國分寺ハ、自此ノ御時始レリ云々、一ノ日記ニハ、光仁天王ノ御宇、寶龜二年辛亥年、大朝大師此ヲ顯奉リ給ヘリ、此帝ハ人王四十九代ニテ御在ス、已上六代ナレバ、五十年前後也、元正天王ノ御宇ニ付カバ、五百歲ニ餘リ給ヘリ、大朝大師ヲバ越後國ニテハ、云金智大師ト、飛驒ノ工ガ造タル禮盤モ、今ノ代マデ在此山、凡白山權現者、大御前十一面觀音也、小男地本地阿彌陀也、因萬多羅ノ面也、別山大行事ハ、本地諸觀音也、五人ノ王子御在、太郎ハ劒ノ御前、御本地ハ大聖不動明王也、○中略次郎ノ王子ハ、本地虛空藏井也、○中略三郎ノ王子ハ、本地地藏井也、○中略當社權現總ジテ五萬八千ノ釆女皆鷄也、信濃ノ淺間同此御神也ト云々、

〔諸國神名帳加賀〕白山比咩神社　或號妙理權現

卜部說云、加賀國白山神者、菊理媛神也、坐于白山上、故號白山比咩神也、

世傳云、白山權現者、伊弉諾尊也、蓋菊理媛爲伊弉諾尊所出現之神也、故合祭伊弉諾尊於當社者也、

〔本朝神社考三〕白山加賀國

神代卷曰、伊弉諾尊至伊弉冉尊所曰、吾當留此國、不可共去、時菊理媛命有白事、伊弉諾尊聞而善之、乃散去、

余案、神書抄、以菊理媛爲加賀白山權現、雖然其顯于神融時、自名伊弉諾、則世人遂從其義、今見延喜式神名帳載加賀國石川郡白山比咩神社、則又爲菊理媛歟、並書以傳疑云、

〔日本書紀通證三〕重遠曰、白山三所、中鎭祭菊理媛、而東西諸冉焉、其所以示人至矣、今按(中略)此山而祭斯神、蓋取有白事之義也、神名式加賀國石川郡白山比咩神社、俗間在白山妙理權現之號、亦贊稱神德也、權現字出最勝王經、

〔三州志鞬櫜餘考一〕下白山、在石川郡三宮村領、大社今存、寬文八年白山麓地爲公邑、後松雲公命除下字、呼白山云、是延喜式所載白山比咩神社也、○中略蓋白山本州總社、所謂土地神也、然長吏與神主

錫杖、(末代如前)繋一尺八寸鰐口、(願主越前國足羽住證意)香呂一枝、(願主如前)南去數十里有高山、其山頂住大明神、號別山大行事、是大山地神也、聖觀音垂跡也、有一間一面寶殿、安置五尺金銅像、殿前立錫杖、(末代如前)繋一尺八寸鰐口、香呂一枝、(如前證意)此名白山三御山御在所、後一少高山、名劒御山、(神代ノミサヽキ也)是麓有池水、號翠池、適得其水嘗之、延齡方也、大山傍有玉殿翠池、權現出生給也、西有小社、別山本宮也、奉讓權現南山渡給也、○中略從劫初以來、常雖佛菩集會砌、機感時至、養老三年(己未)七月三日御託宣成始、至此長寛元年、(癸未)四百四十五箇年也、

〔宇佐託宣集〕白山權現事

八幡大菩薩之大祖權現也、第四十二代文武天皇大寶元年辛丑、泰澄和尙、(又云古志大德神融)生人間飛空中、第四十四代元正天皇養老年中、越前國加賀國之境有高巖號白山、有寶池、湛綠水、不常處、已奇異也、和尙於此地澄心水、誦念經呪、奉備法味、祈宮、定爲佛神之居歟、拜色身之體、爰自洪波之心、現大蛇之身、和尙云、此是垂跡歟、仰願可現本地、其時阿彌陀如來色相耀波上、次十一面觀世音菩薩光明徹水底、然而言、我昔爲利日本國、現天神第七代伊弉諾伊弉冉尊、今住此峯、欲利一切衆生、已上彌陀者陽神之本地也、觀音者陰神之本地也、今白山妙理權現是也、

〔諸神記〕白山神

伊弉諾尊御垂跡、○中略又曰白山權現者菊理媛ト云神也、大鏡曰、伊弉冉尊ニテ御坐、

〔神道集六〕白山權現事

抑白山權現者、北陸加賀國白山ノ雪山ニ跡垂玉ヘリ、彼御山中ハ、千歲ノ寒水、永結不解、四節ノ名花ノ一時競開ト云々、胡紫ノ白根ハ、白雪積テ潔ク、婆梨ヲ申ノベテ山トセリ、如此淸淨ノ靈地ニ、應迹和光ノ事ヲバ、時代何レノ時ト云ハン、此山ハ高ク聳テ、白雪初テ雨リ下ル昔コソ、權現應迹ノ示現ノ初トハ可申、佛眼神眼吉此知食、今顯始奉シ事ニ付テ有兩說、一ノ日記ニハ、元正天王ノ

神龜元年甲午六月十八日　泰澄沙門

寶代坊右京進安本兩人相渡

〔元亨釋書十八神仙〕白山明神者、伊弉諾尊也、初泰澄法師、棲越前州越知峯、常望白山曰、彼雪嶺必有靈神、我當登彼乞顯應、靈龜二年、夢天女瓔珞嚴身、出紫雲中曰、靈感時至、盍可戾止、養老元年四月一日、澄往白山麓大野隈笞河東伊野原、乃專心持誦、時前所夢天女現身曰、此地大德之母產穢之所也、非結界之地、此東林吾所遊止也、師移彼、言已形隱、澄到彼、持念如前、天女又來曰、我雖在天嶺、恒遊此林、此林爲我中居、上護一人、下撫萬民、大德諦聽、日本秋津島、本是神國也、國常立尊、乃神代最初國主也、次國狹槌尊、次豐斟渟尊、次泥土瓊尊、沙土瓊尊、次大戶之道尊、大笘邊尊、次面垂尊、惶根尊、次伊弉諾尊、伊弉冉尊、謂之天神七代、吾是伊弉諾尊也、今號妙理大菩薩、此神岳白嶺者、我主國之時都城也、○中略吾眞身在彼天嶺、大德往見之、言已天女乃隱、澄乃登白山天嶺絕頂、居綠碧池側、持誦專注、忽九頭龍出池面、澄曰、是方便現體、非本地眞身、持念彌確、頃刻十一面觀自在菩薩妙相端嚴、光彩赫燄、澄稽首禮足白言、像末衆生、願垂救拯、于時菩薩搖金冠、瞬蓮眼而許之、拜不畢三、妙體已隱、澄又渡左澗上孤峯、値一偉丈夫、手握金箭、肩橫銀弓、含笑曰、我是妙理大菩薩之輔也、名曰小白山大行事、大德當知聖觀自在之變身也、言已乃隱、澄又昇右峯、見一奇服老翁、神字閑雅、語曰、我是妙理大菩薩之弼也、名曰大己貴、西刹主也、言已又隱、自此靈感益顯著也、澄嘗語人曰、妙理菩薩曰、我山中一草一木無不我眷屬之所居、一萬眷屬、妙德降迹、十萬金剛童子、遍吉垂化、五萬八千采女、堅牢女天之變作也、

〔白山之記〕加賀國石川郡味智鄉有一名山、號白山、其山頂名禪定、住有德大明神、卽號正一位白山妙理大菩薩、其本地十一面觀自在尊、建立一間一面寶殿、安置五尺金銅像、殿前槃一尺八寸鰐口、依末代聖人請、鎭頂法皇御願、又立長一丈錫杖、同請同御願、東有社、號兒宮、如意輪垂跡也、西有一社、別山本宮也、北並峙高峯、其頂住大明神、號高祖太男知、阿彌陀如來垂跡也、建立一間一面寶殿、安置五尺金銅像、其前立一丈

名稱	祭神	社地

白山比咩神社

白山比咩神社ハ加賀國石川郡河内村ニ在リ、白山比咩神ヲ祀ル、此社ハ謂ユル白山下山七社ノ一ナル下白山社ニシテ、本社ハ白山ノ絶頂ニ在リ、是ヲ釋定本宮ト稱ス、然ルニ道路險阻ニシテ、登山容易ナラザルヲ以テ、山麓ニ一社ヲ設ク、是即チ白山比咩神社ナリ、現今國幣小社ニ列ス、

〔延喜式神名十〕加賀國石川郡白山比咩神社

〔運歩色葉集葉〕白山ハクサン元正女帝養老元丁巳十月十七日立、至天文十六年丁未八百三十一年也、

〔加州石川郡白山縁起〕二年龜○靈夢以天羽衣□□自虚空貴女紫雲中透出、告曰、我靈感時來登彼焉、而日本根子高瑞清足姫元正天皇顯靈神矣、位□養老元年丁巳歳卯月朔日□□路飾身、貴女□開有大池、彼自池中示九頭龍形、至早可來曰、此是方便示現也、非眞身焉、□□□□御右入池中示現十一面觀音、卽搖金冠、眸慈眼、手握金篋、肩係銀弓、含咲語言、我是妙理大菩薩、我雖在天嶺、恒遊此林中、以是虚爲中居、上護上皇、中守天下諸君公、下撫下民、奏澄徹聞、日本秋津島元神國也、國常立尊神代最初國主也、次國狹槌尊、次豐斟渟尊、次泥土瓊尊、沙土瓊尊、次大戸之道尊、大戸間邊神、次面垂尊、惶根尊、次伊弉諾尊、伊弉冉尊、謂之神代七代、吾身乃伊弉冉尊是也、今號妙理大菩薩、此神岳白嶺者吾神務國政時都城也、乃日域男女之元神也、○中略抑我吾眞身者在此天嶺、往可禮、言訖忽隱、其時尊拙僧思一七日之間、八慢禪頂池中成淨身清體、見天嶺登頂門、閻浮檀金長四寸本尊、乘八葉白蓮、垂玉莊瓔珞、金色放光有御立、拙僧□□□□□□□驚肝謹一萬三千三百三十三度奉□□□□拜彫、而建立社頭、移身體、再加賀國號白山妙理大權現、廣開天下加是渡尊長身體間披社頭時、忸懼恭敬而知矣、可披唱阿毘羅吽、納受社頭時、三千三百三十三度禮拜、而可開納者也、仍文章如件、

〔平家物語三〕大塔こんりうの事

淸盛高野へのぼり、大たうをがみ、おくの院へ參られけるに、いづくより來るともなく、老僧のはくはつなるが、まゆには霜をたれ、ひたひには波をたゝみ、かせ杖のふたまたなるにすがつて出來給へり、此僧何となう物語をしける程に、それ我山は、昔よりみつしうをつたへてたいてんなし、天下に又も候はず、大たうすでにしゆりをはり候ひたり、それにつき候ては、ゑちぜんの氣比の宮と、あきのいつくしまは、兩界のすゐじやくにて候が、けひの宮はさかえたれども、いつくしまはなきがごとくにあれはてゝ候、〇下略

〔夫木和歌抄三十四神祇〕神祇歌けひのみや越前　行遍

山をきるつるぎを峯にのこしおきて神さびにけりけひのふる宮

〔諸州めぐり六〕敦賀　北海の邊に有町也、〇中略町の東に氣比の大明神有、これ仲哀天皇の御廟なり、名社也、社領百石、むかしは千石つくと云、今は衰微せり、又海のむかひ西北の方に、上宮と云山に、神功皇后の御廟あり、麓にも宮有、きれい也と云、社領百五十石、若狹酒井殿領內より附く、仲哀天皇神功皇后ともに此地に居給ひて、後長門へ移り筑紫へくだり給ふ、其事は日本紀に見えたり、此海を氣比の海とも云、笥飯とも書、

雜載

物ゾト被仰ケレバ、義顯感涙ヲ押ヘテ、加樣ニ仕ル者ニテ候ト申モハテズ、刀ヲ拔テ逆手ニ取直シ、左ノ脇ニ突立テ、右ノ脇ノアバラ骨二三枚懸テ搔破リ、其刀ヲ拔テ、宮ノ御前ニ差置テ、ウツブシニ成テゾ死ニケル、一宮聽テ其刀ヲ被召御覽ズルニ、柄口ニ血餘リスベリケレバ、御衣ノ袖ニテ刀ノ柄ヲキリ〳〵ト押卷セ給テ、如雪ナル御膚ヲ顯シ、御心ノ邊ニ突立、義顯ガ枕ノ上ニ伏サセ給フ、頭大夫行房、里見大炊助時義、武田與一、氣比彌三郎大夫氏治、大田帥法眼以下御前ニ候ケルガ、イザサラバ宮ノ御供仕ラントテ、同音ニ念佛唱テ、一度ニ皆腹ヲ切ル、是ヲ見テ庭上ニ竝居タル兵、三百餘人、互ニ差違々々彌ガ上ニ重伏、氣比大宮司太郎ハ、元來力人ニ勝テ、水練ノ達者ナリケレバ、春宮ヲ小舟ニ乘進セテ、櫓カイモ無レ共、綱手ヲ已ガ橫手綱ニ結付、海上三十餘町ヲ游テ、蕪木ノ浦ヘゾ著進セケル、是ヲ知人更ニ無リケレバ、潜ニ杣山ヘ入進セン事ハ最安カリヌベカリシニ、一宮ヲ始進セテ、城中ノ人々不殘自害スル處ニ、我一人逃テ命ヲ活タラバ、諸人ノ物笑ナルベシト思ケル間、春宮ヲ怪シゲナル浦人ノ家ニ預ケ置進セ、是ハ日本國ノ主ニ成セ給フベキ人ニテ渡セ給フゾ、如何ニモシテ杣山ノ城ヘ入進セテクレヨト申含メテ、蕪木ノ浦ヨリ取テ返シ、本ノ海上ヲ游ギ歸テ、彌三郎大夫ガ自害シテ伏タル其上ニ、自我首ヲ搔落テ片手ニ提、大膚脫ニ成テ死ニケリ、

〔古今類聚越前國誌 神社 四〕氣比神社

祝部十二家、四位ニ叙スル者アリト云、

〔萬葉集 十七〕赴參氣比大神宮、行海邊之時作歌、

之乎路可良、多太古要久禮婆、婆久比能海、安佐奈藝思多理、船梶母我毛、

右件歌詞者、依春出擧、巡行諸郡、當時所屬目作之、大伴宿禰家持、

〔續日本後紀 仁明 八〕承和六年二月戊寅、越前國氣比大神宮雜務、停預國司、隷神祇官、

承暦四年六月十日

〔百練抄 五 鳥羽〕元永元年七月十日、上皇御移徙白川北殿、越前氣比神主遣進之

〔太平記 十七〕北國下向勢凍死事

同十三日〇延元元年十月 義貞朝臣、敦賀津ニ著給ヘバ、氣比彌三郎大夫〇氣比大宮司氏治三百餘騎ニテ御迎ニ參ジ、春宮一宮、總大將父子兄弟ヲ先金崎ノ城ヘ入奉リ、自餘ノ軍勢ヲバ、津ノ在家ニ宿ヲ點シテ、長途ノ窮屈ヲ相助ク、

金崎城攻事

小笠原信濃守、究竟ノ兵八百人ヲ勝テ、〇中略 敵御方ニ不被笑ト命ヲ捨テゾ攻タリケル、敵サスガニ小勢ナレバ、戰疲レテ見ケル處ニ、例ノ栗生左衞門、火威ノ鎧ニ龍頭ノ甲ヲ夕日ニ耀カシ、五尺三寸ノ大刀ニ、樫ノ棒ノ八角ニ削タルガ、長サ一丈二三尺モ有ラント覺エタルヲ打振テ、大勢ノ中ヘ走リ懸リ、片手打ニ、二三十重ヲ打ニゾ打タリケル、寄手ノ兵四五十人、犬居ニドウト打居ラレ、中天ニヅント被打擧、砂ノ上ニ倒レ伏、後陣ノ勢是ヲ見テ、シドロニ成テ、浪打際ニ村立所ヘ、氣比ノ大宮司太郎大學助、矢島七郎、赤松大田ノ帥法眼、四人無透間打テ懸リケル間、叶ハジトヤ思ケン、小笠原ガ八百餘人ノ兵、一度ニハツト引テ、本ノ陣ヘゾ歸リケル、

〔太平記 十八〕金崎城落事

新田越後守義顯ハ、一宮ノ御前ニ參テ、合戰ノ樣今ハ是マデト覺エ候、我等無力弓箭ノ名ヲ惜ム家ニテ候間、自害仕ランズルニテ候、上樣ノ御事ハ、縱敵ノ中ヘ御出候共、失ヒ進スルマデノ事ハヨモ候ハジ、只加樣ニテ御座有ベシトコソ存候ヘト被申ケレバ、一宮何ヨリモ御快氣ニ打笑セ給テ、主上〇後醍醐帝都ヘ還幸成シ時、以我元首將トシ、以汝令爲股肱臣、夫無股肱元首持事ヲ得ンヤ、サレバ吾命ヲ白刃ノ上ニ縮メテ、怨ヲ泉ノ下ニ酬ント思也、抑自害ヲバ如何樣ニシタルガヨキ

神職社僧

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜七年九月庚午、始置越前國氣比神宮司、准從八位官、

〔日本後紀 十二 桓武〕延曆廿三年六月丙辰、勅、○中略越前國氣比神社、○中略宮司、人懷競望、各稱譜第、自今以後、神祇官檢舊記、常簡氏中堪事者、擬補申官、

〔日本後紀 十七 平城〕大同四年閏二月丁酉、勅、越前國氣比神、豐前國八幡大菩薩宮司等遷替之日、准國司與解由、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年二月戊戌、坐越前國正三位勳一等氣比大神祝禰宜、准鹿島能登兩大神祝禰宜、令以把笏、

〔延喜式 三 臨時祭〕凡諸神宮司禰宜季祿者、○中略越前國氣比神宮司、並准從八位官、並以封戸物充之

〔延喜式 八 式部〕凡氣比神宮司考、隸神祇官、

〔延喜式 十八 式部〕凡○中略氣比神宮司筑摩長等、以雜色人補之、并把笏、

凡諸司諸國進解由者、○中略越前氣比神宮司、諸神主亦責解由、

〔延喜式 五十 雜式〕凡越前國松原客館、令氣比神宮司檢校、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符式部省

應補任氣比大神宮司正六位上中臣丸朝臣良□事

右左大臣宣、件人宜補彼大神宮司中臣良用秩滿之替者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

左中辨　　右大史

天曆四年六月十四日

〔朝野群載 六 神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、○中略坐越前國氣比神○中略社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、○中略

神異

神宮寺

而戒防人、不絶炬火、嬴貯糧水、令後著船共得安穩、其宗雄等安置客館、得待後船、〇中略遣神祇少副從五位下大中臣朝臣礒守、少祐正七位上中臣朝臣舂守、奉幣帛於攝津國住吉神、越前國氣比神、並祈船舶歸著、

〔文德實錄　四〕仁壽二年八月癸丑、遣使者向越前國氣比神宮奉幣、

〔三代實錄　三清和〕貞觀元年七月十四日丁卯、遣使諸社、奉神寶幣帛、〇中略神祇大祐正六位上大中臣朝臣豐雄、爲氣比氣多兩社使、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參入省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、〇中略神寶支配事、　北陸道（中略）越前氣比

〔三代實錄　三十三陽成〕元慶二年二月廿七日癸巳、先是越前國言、氣比大神宮祝部等申曰、神宮忽見火災、驚走入宮、實無失火、陰陽寮占曰、爲穢神社、因現祟怪、彼國須愼疫癘風水之災、是日下知國宰、洒掃神宮、轉讀佛經、

〔藤原家傳　下〕公嘗夢遇一奇人、容貌非常、語曰、公愛慕佛法、人神共知、幸爲吾造寺、助濟吾願、吾因宿業爲神固久、今欲歸依佛道、修行福業、不得因緣、故來告之、公疑是氣比神、欲答不能而覺也、仍祈曰、神人道別、隱顯不同、未知昨夜夢中奇人是誰者神、若示驗必爲樹寺、於是神取優婆塞久米勝足、置高木末、因稱其驗、公乃知實、遂樹一寺、今在越前國神宮寺是也、

〔文德實錄　七〕齊衡二年五月壬子、詔越前國氣比大神〇大神下、類聚國史有宮寺二字、御子神宮寺置常住僧、聽度五人、心願住者亦五人、凡一十僧、永々不絶、〇又見元亨釋書、

〔文德實錄　十〕天安二年四月戊戌、充越前國氣比神宮寺稻一萬束、爲造佛像之料、

〔三代實錄　二清和〕貞觀元年二月十五日辛丑、詔越前國司、寫大般若經一部、安置氣比神宮寺、

〔三代實錄　四清和〕貞觀二年正月廿七日戊寅、詔越前國氣比神宮寺、從十僧爲定額、隨闕補之、

奉幣

十ヲ出シ、甚繁華ナリ、此時一夜松原ノ樹ヲ擅ニ伐リ出スト云、又遊行上人回國ノ時、敦賀西方寺ニ滯留シテ、本國及近江國ヨリ時宗ノ僧徒ヲ集メ、上人衆徒ト共ニ自ラ簣ヲ荷ヒ、氣比ノ社前ニ砂ヲ運テ道ヲ治ル故事アリ、是ヲ遊行砂持ト云、始二祖遊行上人、回國ノ時、西方寺ヲ開キ、氣比宮ニ日參ス、明神、上人ニ託シテ、社地ヲ隔テシ江水ヲ塞ガシメ、直チニ神宮ニ至ラシム、是ヨリ此事アリト云、

〔奥の細道〕十四日〈〇八月〉の夕ぐれ、つるがの津に宿をもとむ、その夜殊に晴たり、あすの夜もかくあるべきにやといへば、越路の習ひ、尚明夜の陰晴はかりがたしと、あるじに酒すゝめられて、氣比の明神に夜參す、仲哀天皇の御廟なり、社頭神寂て、松の木の間に月のもり入たる、御前の白砂霜をちらしけるが如し、往昔遊行二世の上人、大願發起の事ありて、自ら草を刈、土石を荷ひ、泥濘をかわかせて、參詣往來の煩なし、古例今にたえず神前に眞砂を荷ひ給ふ、是を遊行の砂持と云侍るとあるじのかたりける、

月清し遊行のもてる砂の上

〔八幡宮本紀一〕氣比大神〈〇中略〉古はさばかり宏麗なる御社にて、神領甚だ多く、祠官も四十八家ありて、祭祀日夜に怠る事なかりしとこそ聞えしか、秀吉公の時社領殘なく沒收せられしより、御社もおとろへ、祠官も漸八家のみ殘りぬ、今猶年中十四度の祭禮あり、

〔續日本紀〈三十稱德〉〕寶龜元年八月辛卯、遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂、奉幣帛於越前國氣比神、

〔續日本後紀〈八仁明〉〕承和六年八月己巳、勅太宰大貳從四位上南淵朝臣永河等、得今月十四日飛驛所奏遣唐錄事大神宗雄送太宰府牒狀知、入唐三箇船、嫌本船之不完、倩雇楚州新羅船九隻、傍新羅南以歸朝、其第六船宗雄所駕是也、餘八箇船、或隱或見、前後相失、未有到著、艱虞之變、不可不備、宜每方

祭祀

共行之、

元慶八年九月八日〇又見三代實錄

〔類聚三代格 一〕太政官符

應令停止分神封郷寄神宮寺事

右得神祇官解偁、坐越前國正一位勳一等氣比大神宮司中臣清貞解偁、檢舊例、太政官去齊衡三年四月七日下國符偁、寺別當與神宮司共可勘知封物出納者、自爾以降、相共勘知、先納神宮、後分寺家、是宮司之處分、非國宰之所行、而國去九月二日送神宮寺移云、依別當僧平鎭牒狀、分足羽郡野田村封郷、爲神宮寺料者、宮錄無例之狀、副郡司、禰宜祝等申文再三移送、而曾無報移、又未改行、因茲平鎭等入接封郷、徴妨調物、供神之物、先爲僧侶之食、役社之輩、還稱寺家之人、國宰所行、宮司難制、望請官裁被停分郷、但宮司依例總納封物、供神之後、隨色頒行者、中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉勅依請、

寛平五年十二月廿九日

〔平家物語 七〕篠原合戰の事

木曾殿〇義仲やがてそこにて諸社へ神領を寄らる、〇中略氣比のやしろへは、飯原の庄、〇下略

〔八幡宮本紀 一〕氣比大神(中略)今神領百石ありと云

〔古今類聚越前國誌 四神社〕氣比神社　當時社領百石

〔古今類聚越前國誌 四神社〕氣比神社

毎年八月朔日ヲ以テ祭日トシ、新ニ行宮ヲ營ミ、神輿ヲ遷シ、一旬ノ中晴日二日ヲ以テ、儀山儀營ヲ造リ、古名將ヲ偶人ニ作リ、眞ノ甲冑劒戟馬具ヲ飾リ、松樹及旌旗ヲ建テ樓車ニ載セ、市中ニヨリ神宮ニ至ル、名ケテ山鉾ト云、是往古ヨリ傳ハル神事ト云、近年ニ及ビ、敦賀ノ富商、相競テ山鉾數

〔三代實錄 二 清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授越前國正二位勳一等氣比神從一位、

社格

〔類聚三代格 一〕太政官符

應停止分神封鄕寄神宮寺事

右得神祇官解偁、坐越前國正○○○一位勳一等氣比大神宮司中臣清貞解偁、○中略

寬平五年十二月廿九日

〔延喜式 十神名〕越前國敦賀郡氣比神社七座 並名神大

〔延喜式 三臨時祭〕名神祭二百八十五座 ○中略 氣比神社七座 越前國

〔大日本國一宮記〕氣比神社　越前敦賀郡

神領

〔日本書紀 三十持統〕六年九月癸丑、越前國司、獻白蛾、　戊午、詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封笥飯神、二十戶、通前、○下文缺

〔新抄格勅符抄 神封〕氣比神二百卌四戶、越前國 天平二年十二月十日符從三位料二百戶、神護元年九月七日符廿二戶十戶廿二戶、

〔類聚三代格 一〕太政官符

應收納神庫充用祭料氣比神宮封租穀事

右得神祇官解偁、彼神宮司大中臣安根解偁、檢案內、太政官去延曆十二年二月廿七日下越前國符偁、宮司大中臣魚取解偁、封租穀須勘納神庫充用祭料、而國更徵納官庫充用他色、臨彼祭時、不肯下行、度々祭事、由其闕怠、望請勘納神庫、充用祭料、謹請官裁者、右大臣宣、依請國依符旨、行來既尙矣、而去弘仁元年、介橘朝臣永繼、與宮司有所相論、以件租穀更納官庫、而宮司無意相爭、專任國行、自爾以後、積習爲例、充用遠郡、運漕之間、殆過祭期、神事疎略、大概在玆、貢神之物、豈可如此、望請徵納神庫、以省申請之煩者、官檢案內、件租穀專壹神用、不充他色、然則納於官庫、還無公益、納於神庫、尤有便宜、望請重仰國宰、據准舊例、徵納神庫、以充祭料、謹請官裁者、右大臣宣、依請、但至于出納件物、國司宮司相

神階

〔續史愚抄後柏原〕永正十二年九月八日壬辰、被定越前氣比社造營木作始日時、上卿帥中納言、公條奉行藏人右中辨秀房、

〔孝亮宿禰記〕慶長十九年九月廿八日戊寅、越前國敦賀郡氣比社正遷宮日時定宣下、

氣比社來二日可有正遷宮任例可被致沙汰之狀如件、

九月廿八日　　權少辨判光長

左大史殿

風記敦賀氣比社正遷宮之日時

十月二日辛巳時戊亥　十四日癸巳時戊　廿一日庚子時酉戌

慶長十九年九月廿七日　　安倍朝臣泰重

左衞門佐久修

左辨官下敦賀氣比社

應任日時令勤行當社正遷宮事

十月二日辛巳時戊亥　十四日癸巳時戊　廿一日庚子時酉戌

右權中納言藤原朝臣總光宣、奉勅宜任日時令勤行者、社宜承知依宜行之、

慶長十九年九月廿八日　　中務大夫兼左大史小槻宿禰判奉

權左少辨藤原朝臣判

〔公卿補任後水尾〕慶長十九年九月廿八日、越前國敦賀郡氣比社正遷宮日時定、風記上卿廣橋中納言、辨奉行等光長、

〔續日本後紀八仁明〕承和六年十二月丁巳、奉授越前國正三位勳一等氣比大神從二位、

〔文德實錄二〕嘉祥三年十月辛亥、授越前國氣比神正二位、

等群來、重而問答、神人刃傷之上、被改國司可被流罪目代、不然者神輿可有入洛之由訴申之、　廿二日、參西郊御所、氣比社造營、幷神人刃傷間事等、參御前委申入、造營之事、社家嗷々訴申之上辭申之由、土御門前大納言申之、其趣同申入了、頻申給今事不問、辭退似無思慮歟、神官等群參、予相逢問答、造營事、國司辭申之上、不可爲國司沙汰、已達本所歟、此上神輿可有歸座、神人刃傷事、雜掌無其儀之由令申、被尋究可有罪科沙汰也、凡者神輿動座、太不可然之旨委仰之、刃傷事、爲重事之間、及神輿御動座不被改國司者、不可有歸座之由神官等申之、再三問答、猶嗷々訴申之、此等之趣、忩可仰妙香院僧正（氣比社檢校）之由有勅定、神官等退出、此事等仰合國司、又可申合白川殿之由有仰、及晩退出、　廿三日、參白川殿、自新院（後宇多）被申、氣比造營以下事、衣笠等申入、　廿五日、有異損聞云々、實雅僧都來、氣比社作事委問答、仰遣妙香院僧正狀書、給實雅了、　廿七日、參萬里小路殿、新院自西郊御所今日還御此御所也、（中略）氣比社雜事申入、被召二條中納言、委細被仰合大納言之由申上了、　卅日、參萬里小路殿、氣比社神官等參、予問答、造營料所七箇鄕、如元被付社家、任去年神官等請文、守年限可造畢、神人刃傷之事、國司之雜掌一切無其儀之由申之、兩方申狀、水火被尋究眞僞、隨口否可有罪科沙汰、雖可被待彼左右、及神輿動座之上、於下手人者、早可被召出使廳之、本所造營者、刃傷之科如此沙汰之上、忩令歸座神輿、可存靜謐之由、可下知之旨、仰遣妙香院僧正許了、且此趣仰神官等、以被召出下手人、鬱訴不可休、可被改國司眼代、可行淸祓之由、猶訴申重々問答了、及晩退出、信敎所司事、可仰之由有仰、頭中將申行、祐北面所望承申入、同可仰之由被仰下、夜半妙香院僧正狀到來、以院宣被召仰神官等不承引、且彼請文如此、明日神輿可有御進發云々、馳申之由被申、兩條裁許之上、猶如此結構之條不可然、殊可有誡御下知之由、且返答申了、僧正狀及深更之間、明旦可進御所也、

〔名所方角抄（越前）〕角鹿山　浦濱有之、（中略）世俗につるがの津と云也、當津氣比の明神の社有之、やしろは西むき也、

云みえ、天日槍に、淡路出淺地を賜ふとある、膽狹淺も出淺も、共に伊奢沙と同言なるは、日槍命の一名を、伊奢沙別とも云て、此大刀より負る名にやあらむ、又按帝王編年紀に、仲哀天皇の事を、氣比大明神也と云るは、此天皇、筒飯行宮に坐し事を誤り傳し也、姑附て考に備ふ、

社地

〔八幡宮本紀 一〕後世に至り、此所に仲哀天皇の御廟をたて、氣比大神とあがめ奉る、〇中略此御廟は、則敦賀津にありて、西南に小川ながれ、御宮作は南に向ひて、鳥居は西にたてり、社地方百間餘あり、〇又見北遊行囊抄、越前國志、

社殿

〔玉海〕建久二年十二月十二日丙戌、入夜宗頼朝臣來云、〇中略越前國氣比宮燒失云々、奏聞之處可計沙汰之由有仰云々、余云、先可問例、宗頼申云、內々官外記申狀、仰彼近邊國造營云々、然而是內々尋也、早下可問之、且以官外記申狀、可奏聞之由仰之、

〔帝王編年紀 二十六 龜山〕文永二年十二月六日、被勘氣比社越前國敦賀郡修造日時、

〔吉續記〕文永五年六月五日、參院、〇中略氣比社造營諸庄園散狀等、以左大辨奏聞、 廿一日、參院、造氣比諸庄園散狀、并自明日御修法事等、以左大辨奏聞、氣比造營庄々散狀事、建久并臨時屋宛庄園散狀等、追可注進、評定之時可有沙汰之由被仰下、

正應二年九月十三日、參西郊、候御前、〇中略氣比社造營事、被付國司之間、神官等敢公訴申之間事、委申入了、可問答國司之由有仰、 十九日、參西郊、氣比社造營間事、神官等訴申之趣申入、爲造營之早速任國司申請被仰付了、而說習先々不法雜掌可下給請文之由、頻訴申不可然、見所三年之樣、有不法之時、只以非罪科雜掌分遣一國正稅可被造畢、此上不可申子細之由、能々可仰之旨有仰、予〇藤原經長申所存了、 廿日、自土御門前大納言許送使者、造營事、爲早速雖申報、可及神輿動座之由風聞、此上不可致沙汰、可爲上裁、此旨早可申入之由示之、委問答了、妙香院僧正狀到來、依造營并神人刃傷事、氣比神輿、去十二日奉出音樂殿、已及重事、以外早々可申沙汰之由被申也、 廿一日、氣比社神官

〔神社覈錄越前三十六〕氣比神社七座

連胤按るに、祭神七座は、社說の如くなるべし、されど主神を仲哀天皇とするは信がたし、故に今左座御食津大神を以て第一とす、そは所謂社說に、保食神自上古在此地といふに從ひて也、さて其御食津大神を、考證に、伊勢鎭座傳記を引て、大宜都比賣神、亦名保食神とあるに因て、今祠官保食神を稱ふといへるはいかゞ、こは古事記に、於我給御食之魚、故亦稱其御名號御氣津大神、故於今謂氣比大神也、とあるにて明かならずや、故に傳にも云々の御食津神、皆同神には坐まさゞるめれども、御食に由れる神をかく申せり、今此大神も、御食の料の魚を太子に獻り給へるに因て、此御號を稱奉るなりといへり、また按るに、考證に、日本武尊とあるを疑ひて、若武彥命歟といへるは泥める說なるべき、仲哀天皇を合せ祀れば其父なる日本武尊を祭る由緣のなきにしもあらねば、社說に從ひて可るべし、

〔神祇志料越前十五〕氣比神社

按伊奢沙和氣大神は、此他ものに見えざれば、何神と云ふ事詳かならず、されど仁明天皇承和六年に、遣唐使の事を住吉と此神に祈りつるは、海路に由緣ありての事と聞ゆるに附て思ふに、此は天日槍命にはあらじかと思はるゝ由あり、其は日本書紀、古事記、播磨風土記に據るに、天日槍、新羅より渡來し時、播磨より北海を經て角鹿にも至りけむ、故其經歷の地なるを以て之を祭りしなるべし、其持來れる寶物に、振浪切浪比禮、振風切風比禮、奧津鏡邊津鏡と云あるも、共に海路を渡るに由緣ある器と聞え、殊に天日槍は、神武天皇以來、海路を往來し始めの人にて、神功皇后外家の祖なる故に、彼征伐の時に、海路の事を祈り給へる事などもありしを以て、太子にも此神を拜ましめて、報賽しつるにやあらむ、然らずは角鹿まで至りて御禊すべきよしなき也、承和の時、遣唐使の事を祈りしも、此故事に依れりとみゆ、また日本書紀に擧たる寶物に、膽狹淺大刀と

正信按、本殿ハ保食神ニシテ、相殿ニ仲哀天皇神功皇后ヲ祭ル、別ニ四社アリ、總社、應神、神功、平殿、豐玉姫東殿、日本武西殿、武内コレハ氣比宮社家ノ説也、

〔敦賀郡神社考越前國名所指南草所引〕坐于氣比宮中瑞籬内五社是也、本宮南面、坐中央祭神三座、足仲彥天皇、中央鎭座、十四代仲哀天皇、氣長足姫尊、右方鎭座、十五代神功皇后、保食大神、左方鎭座、五穀大願、東殿宮坐于内之瑞籬中巽方、去本宮三間計西面也、祭神一座日本武尊、總社宮坐于内之瑞籬中艮、去本社二間計西面也、祭神二座譽田天皇左方鎭座、十六代應神天皇、常宮皇太后御前、右方鎭座、中古相殿神社、西殿宮坐于内之瑞籬中坤方、去本宮三間計東面也、祭神一座武内宿禰命、平殿宮坐内之瑞籬中乾方、去本宮二間計東面也、祭神一座玉妃命、右各事蹟國史詳也、依略之、又攝社角鹿神社式内、坐于氣比社内、祭神都奴我阿羅斯等、任那國王子也、

〔八幡宮本紀一〕氣比宮社家の説に云傳ふるは、保食神、上古より此所に鎭座ましましける、しかるに推古天皇の御宇に、仲哀天皇の神靈託告有て、角鹿郡天筒峯に鎭座あり、文武天皇大寶二年、今の所に宮柱ふとしきたてゝ遷座なし奉り、保食神と同殿に鎭め祭る、是を氣比大神と云、則今の本宮是なり、此説によれば、應神天皇の拜し玉ひし笥飯大神とは、保食神をいふにや、しかれども應神帝いまだ幼稚にして、大神宮をも拜し給はで、はるゝ〳〵と越國に下り、保食神を拜し玉ふべき理なし、必仲哀帝の御廟を拜し玉へるなるべし、長州二宮なども、仲哀帝崩御の後、幾程なくて神廟を建崇祭りしとかや、しかれば氣比宮も、仲哀帝崩御の後、ほどなくまうけられしならん、其後又別に四社をたて、東殿に日本武尊、西殿に武内宿禰、總社に神功皇后、八幡大神、平殿に豐玉姫を祭り奉る、凡五社に七神鎭座し玉ふ、延喜式神名帳に、氣比社七座並名神大とあるは、此七神をいへるにや、

〔古事記傳三十一〕此神社○氣比を、仲哀天皇を祀ると云説帝王編年記仲哀天皇段に、今氣比大明神、此天皇也といへり、は信がたし、此説は書紀仲哀卷に、二年二月、幸角鹿、即興行宮而居之、是謂笥飯宮、とあると、此太子の拜に參坐ることあるとを合せて、心得誤れるより起れるなるべし、如何なる神にか詳ならず、承和六年に、遣唐使の船の歸著難にせしに依て、住吉神と此氣比神とに幣を奉て歸著むことを祈賜ひし事、續後紀に見えたり、住吉と同じく、此事をしも祈賜ひしを思へば、いかさまにも、異國の事に故ある神なるべし、其に就て、書紀垂仁卷の都怒我阿羅斯等が事、又天日槍が事に、いさゝか思ひ依れる事もあれど、詳ならねば云がたし、

雜問云、八幡大菩薩者、應神天皇垂跡、氣比大明神者、仲哀天皇鎭座也、相親之好、可謂同體歟、

一石淸水八幡宮事

氣比大神、坐石淸水宮事、道成私記曰、永承二年七月廿二日、氣比宮司云、我大神、筑紫宇佐宮同體之神也、〇中略八幡法眼元命云、八幡宮第一間、大智滿菩薩ト申、卽氣比大神是也、

〔神名帳考證越前〕氣比神社七座

類聚三代格云、坐越前國正一位勳一等氣比大神宮、或人曰、氣比大神、是仲哀帝廟也、贈之以臣位、恐朝廷之過乎、答曰、日本紀云、吉備津彥命、亦名五十狹芹彥命、又云、號笥飯大神、曰去來紗別神、五十狹芹與去來紗語通、國造本紀云、角鹿國造、吉備臣祖若武彥命孫云々、鎭此地疑本於此乎、若武彥命者、吉備津彥命之弟也、奉授之以臣位、非仲哀天皇也明矣、神名帳、氣比神社七座、祠官說出于八幡本紀云、保食神、自上古在此地、後奉鎭仲哀天皇於保食神同殿、是今本宮也、古事記云、伊奢沙和氣大神之命、稱御名號御食津大神、伊勢鎭座傳記云、大宜津比賣神、亦名保食神、今祠官因稱保食神乎、其後建四社、東殿日本武尊、西殿武内宿禰、總社神功皇后八幡大神、平殿豐玉姬、都七神五社坐、按東殿日本武、疑若武彥命歟、又播磨國賀古郡岡坐天伊佐佐比古神社、古事記云、大吉備津日子命、與若日子建吉備津日子命、二柱相副、而於針間氷河之前居忌瓮而針間爲道口、以言向和吉備國也、是亦伊佐佐比古神爲吉備津日子命之證也、功字訓伊佐、僟字訓伊佐佐、今氣比社在敦賀津、西南有小川、宮造向南、鳥居在西、孝靈皇子吉備津彥命、亦名五十狹芹彥命、古事記云、日子刺肩別命、角鹿海直祖也、

〔諸國神名帳越前〕敦賀郡氣比神社七座、竝名神、　或號笥飯宮、又號去來紗別大神、又名御食津大神、卽仲哀天皇也、　七座者、仲哀天皇、日本武尊、神功皇后、應神天皇、成務天皇、兩道入姬命、武内宿禰等、各一座也、此所謂當國之一宮也、

〔諸神傳〕越前氣比神社又號笥飯宮七座、本殿仲哀天皇也、六座ハ社記ニ見エ、

神の御名、本は伊奢沙和氣大神と申せりしを、此時よりは、大鞆和氣大神とど申しけむ、然るを書紀應神卷に、一云、初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿笥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也、未詳、とあるは一書の誤なり、

〔日本書紀(九神功)〕十三年二月甲子、命武内宿禰、從太子令拜角鹿笥飯大神、

〔日本書紀(十應神)〕一云、初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿笥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也、未詳、

〔書紀集解(十應神)〕原註、有然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也、未詳、二十八字、古本無、蓋私記攙入、

〔氣比宮社傳〕八年(○仲哀)三月朔日、詔皇后及武内宿禰安曇連曰、往越州角鹿、宜祭笥飯大神、適皇后從玉妃命及大臣連等、自畿内歷淡海到此津、(○敦賀)以兵器爲神幣、而躬自齋戒、拜祭笥飯神、時大神託玉妃命曰、天皇莫患寇賊叛、必不血刃、而自然歸順焉、于爰有人奏曰、有磯良翁、能得海潮盈涸之術矣、仍下令尋求之、則得潮翁、(一曰、今國津彥神社是也、)六月卯日、皇后發此津、還筑紫橿日宮、而奏神教天皇矣、(此年皇后與角鹿之故事、不見日本紀諸書、往々傳來社記等、恐書載之也、雖國史等闕脫之歟、)

〔帝王編年記(四仲哀)〕九年庚辰春二月、天皇崩於橿日宮、(○中略)今氣比大明神此天皇也、

〔大日本國一宮記〕氣比神社(又號笥飯宮、人皇十四代仲哀天皇也、)　越前敦賀郡

〔延喜式神名帳頭註〕越前氣比郡　氣比　風土記云、氣比神宮者、宇佐同體也、八幡者、應神天皇之垂跡、氣比明神、仲哀天皇之鎭座也、

〔日本書紀(八仲哀)〕二年二月戊子、幸角鹿、卽興行宮而居之、是謂笥飯宮、

〔諸神記〕氣比社(同石淸水內)

氣比神宮

氣比神宮ハ越前國敦賀郡敦賀町ニ在リ、伊奢沙別命、日本武命、帶中津彥命、息長帶姫命、譽田別命、豐姫命、武内宿禰命ノ七神ヲ祀ル、延喜ノ制、竝ニ名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今官幣大社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕越前國敦賀郡氣比神社七座

〔伊呂波字類抄諸社計〕氣比大神坐越前國

祭神

〔古事記仲哀中〕故建内宿禰命、率其太子、○應神爲將禊而經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿、造假宮而坐、爾坐其地伊奢沙和氣大神之命、見於夜夢云、以吾名欲易御子之御名、爾言禱白之、恐隨命易奉、亦其神詔、明日之旦、應幸於濱獻易名之幣、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚、既依一浦、於是御子、令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱其御名、號御食津大神、故於今謂氣比大神也、亦其入鹿魚之鼻血臭、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也、

〔古事記傳三十一〕伊奢沙和氣大神之命は氣比大神の御名なり、○中略書紀には、十三年春二月、命武内宿禰、從太子令拜角鹿笥飯大神、とあれども、此記の趣は上に云る如く、此浦に御禊し給はむとて、此處には到坐るにて、此大神を拜賜はむとには非ずさて此地に來坐るに因て、此大神は夢に見え賜へるさまなり、何の傳か正しからむ決めがたし、

〔古事記傳三十一〕易奉は、御子の御名を大神の御名に讓獻むとなり、然爲るは、大神の御名を易るなれば、易とは云なり、必しも互に相易るには非ずさて此御子の御名は、大鞆和氣命、亦名品陀和氣命とあるを、今此大神に讓奉給ふは、此二の内、何れならむと云に、後までも品陀天皇と申奉れば、此御名には非ずて、大鞆和氣の方を讓奉賜へるならむ、然れば此より後には、此御子は大鞆和氣命とは申さゞりけり、然れば此大

〔東大寺要錄〕四二月堂

今此堂者、實忠和尚之創草也、○中略今聞古人云、實忠和尚、被始六時行法時、二月修中初夜之終、讀神名帳、勸請諸神、由玆諸神皆悉影嚮、或競與福祜、或諍爲守護、而遠敷明神、恒憙獵漁、精進是希臨行法之末晩、以參會、聞其行法、隨喜感慶、堂邊可奉獻閼伽水之由所示告也、時有黒白二鵜、忽穿磐石、從地中出、飛居傍樹、從其二迹、甘泉涌出、香水充滿、則疊作石、爲閼伽井、其水澄映、世旱無涸、彼大明神、在若狹國遠敷郡、國人崇敬、具大威勢、前有大川、川水砰磤、奔波涌流、由獻其水、河末渇盡、俄無流水、是故俗人、號無香河云々、然則二月十二日、夜至後夜時、練行衆等、下集井邊、向彼明神在所、加持井水、以加持力、故其水盈滿、于時汲取入香水瓶、不令斷絕、自爾相承、遂爲故事、從天平勝寶之比、至于今時、及四百歲、雖經數百年、其瓶內香水、清淨澄潔、飲者除患、身心無惱、猶如無熱池八功德矣、

〔北國奇談巡杖記〕五若狹上下大明神

上下大明神と申奉るは、當國第一の宮にして、世に知るところの靈社なり、そも此神のいにしへを尋るに、龍宮城より夫婦の神あらはれて、此國に年久敷住たまひ、淺からざりける契りをむすび、數歲を經たまひしかども、不老無病にして、莊美端正にまし〱ければ、人皆嘆崇して、君等の齡貌の若さよといひしより、この國の名となりにきとぞ、

〔諸州めぐり 二〕遠敷(ヲニフ)小濱より一里許 上下の祠有、山上の神宮寺、これ古の僧實が住せし處なり、

神職

〔朝野群載 六神祇官〕神祇官謹奏
天皇我御體御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留状奏、〇中略坐若狹國若狹比古神、〇中略社司等依過穢神事崇給、遣使科中祓可令祓淸奉仕事、〇中略
承曆四年六月十日

攝社末社

〔若狹郡縣志 四神社〕中宮
在遠敷下宮之南、卽下宮所攝而祭玉依姬、是海神女豐玉姬之女弟、而彥五瀨命幷神武天皇之御母也、

玉井明神社
在同處村〇中山王社南民家後園、卽遠敷上下宮之末社也、未詳所祭神、若狹國神階記、遠敷郡正五位玉井明神云々、土人傳云、彥火々出見尊於海宮受潮滿瓊潮涸瓊、此神守其兩瓊、故或名玉守明神矣、

黑童子社
在遠敷上宮鳥居之傍、或稱黑戶神社、所祭彥五瀨命、而爲攝社也、日本紀、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姬爲妃、生彥五瀨命云々、

比古神社
在神宮寺之境長尾山麓、傳言靈龜元年九月十日、遠敷郡松永西鄕、音無川源、白石石上、彥火々出見尊始降臨之時、建假宮於此地而祭之、然後今上宮之地、一夜之中杉樹繁茂成林、故知其爲靈地而建神殿移之、此處亦建社以祭之、而稱若狹彥神之本社、爾後併祭若狹姬神、故今二座也、

〔若狹國志 二遠敷郡〕寺域〇神願寺長尾山麓有神祠、靈龜元年若狹比古神降臨、假建社於此、後移今地、其跡置小祠、又稱比古神、

淺野長政、羽柴勝俊、京極高次及忠高等領國之時、〇中略寄神領十石餘於兩宮、酒井忠直公、及忠囿公、又依舊例賜〇中略神領寄附之狀、

祭祀

〔若狹國鎭守一二宮緣起〕以卯酉日爲兩社祿日、以二九月爲兩社祭日、

〔若狹郡縣志四神社〕遠敷下宮

每年二月十日有祭禮、土人傳云、此日若海藻者降當社之畔矣、九月十日、與上宮隔年有神事能、每祭日、西津鄕堅海庄之漁人、獻鮮魚、又臨時之祭禮用酉日、

遠敷上宮

每歲九月十日祭日也、漁人獻贄、又臨時之祭用卯日、

奉幣

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、〇中略

神寶支配事、

北陸道、若狹若狹彥

神馬

〔續日本紀三十一稱德〕寶龜元年八月庚寅朔、遣若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、內舍人大初位下佐伯宿禰老、奉鹿毛馬於若狹彥神、八幡神宮、各一匹、

神宮寺

〔若狹國志二遠敷郡〕神願寺　今稱根本神宮寺、在神宮寺村、類聚國史諸寺部所謂比古神神主和朝臣宅繼曾祖赤麻呂養老年中以神願建道場造佛像、號曰神願寺、卽此、

〔類聚國史百八十佛道〕天長六年三月乙未、若狹國比古神、以和朝臣宅繼爲神主、宅繼辭云、據檢古記、養老年中、疫癘屢發、病死者衆、水旱無時、年穀不稔、宅繼曾祖赤麻呂歸心佛道、練身深山、大神感之、化人語宣、此地是吾住處、我禀神身、苦惱甚深、思歸依佛法以免神道、無果斯願、致災害耳、汝能爲吾修行者、赤麻呂卽建道場、造佛像、號曰神願寺、爲大神修行、厥後年穀豐登、人無夭死、云々、

〔信長公記八〕天正三年七月十五日、去程江州勢田之橋、山岡美作守、木村次郎左衛門兩人に被仰付、若州神宮寺山、朽木山中より材木を取、

巳三月十日己丑、一宮內鳥居被立之畢、○中略

一色兵部少輔殿御代

應永廿九年九月廿八日、本社へ上宮御遷宮有之、大覺寺殿御下向有之、御導師代金剛乘院被立了、守護代三方山城入道殿下向了、道行管絃、供僧中に勤仕、神子御傳法之時、宮人より上に可立、違亂始申出之處、勅使雅樂助、堅く大覺寺殿へ無先例之由依申之、如先規可有之由、守護代方へも被仰付了、然間諸在廳、直垂風折にて御供被申候了、○又見若狹國稅所今富名領主代々次第

〔若狹郡縣志〕四神社 遠敷下宮　正保二年、酒井忠勝公、依有祈願之事修補神殿、

遠敷上宮　正保二年、酒井忠勝公、依有祈願修補神殿、

神階

〔三代實錄〕二清和 貞觀元年正月廿七日甲申、奉授若狹國從二位勳八等若狹比古神正二位、正三位若狹比咩神從二位、

〔若狹國神階記〕遠敷郡正一位勳三等若狹彥大明神

遠敷郡正一位勳三等若狹姬大明神

社格

〔延喜式〕十神名 若狹國遠敷郡若狹比古神社二座名神大

〔延喜式〕三臨時祭 名神祭二百八十五座○中略　若狹比古神社二座若狹國

〔大日本國一宮記〕遠敷大明神　若狹遠敷郡

〔諸國神名帳〕若狹 若狹比古神社、當國一宮也、

〔若狹國志〕二遠敷郡 若狹彥神社二座○中略 此國內第一鎮護神、而攝社亦多、僧空海、爲此神所書大般若經六百卷、今藏在于神庫、

神領

〔新抄格勅符抄〕神封 若狹比古神十戶若狹

〔若狹郡縣志〕四神社 遠敷上宮

るなるべし、

〔若狹郡縣志神社四〕遠敷下宮　當社祭豐玉姬、而稱若狹比賣神、上宮祭彥火々出見尊、而稱若狹彥神社、日本紀曰、彥火々出見尊、因娶海神女豐玉姬、〇中略

遠敷上宮　當社祭彥火々出見尊、

〔神祇志料若狹十五〕按舊事紀、新撰姓氏錄に、大和國造大和宿禰は、椎根津彥の裔也、又舊事本紀に、火火出見尊、海神の女玉依姬を娶て生坐る子武位起命は、大和國造等祖とあるに依て考ふるに、武位起命は、卽椎根津彥の父にして、火々出見尊は卽其祖に坐を以て、此國に住る大和氏、其祖神を祭りし者なる事著く、且一宮緣起等の說又據あり、天長中、和朝臣を本社の神主とせるも亦此故也、唯豐玉姬は玉依姬の誤に似たり、然れども今輙く改めず、姑く舊文に從ふ、

社地

〔若狹郡縣志神社四〕遠敷下宮　在遠敷村、延喜式所謂若狹比古神社二座、卽遠敷上下之神也、〇中略

遠敷上宮　在龍前邑、

社殿

〔若狹國守護職次第〕一色左京大夫詮範

應永十二年二月十三日、大風吹て、遠敷二宮樓門吹倒畢、依之臨時御祭禮、兩社にて一番づゝ流鏑馬、

一色修理大夫滿範

應永十四年九月八日に、上下宮大鳥居被立之畢　同十五年十一月廿一日の夜子刻、一宮假殿へ御遷宮、勅使役安倍新三郎、

一色五郞義範

應永十八年辛卯三月十八日に、宮內鳥居被立之、　同十九年壬辰二月廿七日、一宮御神殿釿始、總而御事始は、應永十四年有之、　同十九年四月十三日丁卯、一宮柱立幷棟上有之、　同廿年癸

神館之地、計靈桃之契、然而歸本所、以爲勝區、奇瑞奥甄、一暮生數千株之杉木、正殿始祐、永代奉安大明神之靈體、於最初假殿跡建立精舍、今名神宮寺矣、次二宮、號下宮、同御宇、養老五年辛酉二月十日、以前靈石上、始垂跡坐、其形女體如唐人、同乘白馬居白雲、今若狹姬大明神是也、眷屬八人、亦在之、彼節文同參向、即於當山麓、別建立社壇奉安之、彼二神盟約曰、以節文子孫、永爲社務神主、一代爲神、一代爲凡、以笠字可爲氏姓、迄後世罔改此儀云々、

〔大日本國一宮記〕遠敷大明神號若狹彥神、上社彥火々出見、下社豐玉姬妹玉依姬、　若狹遠敷郡

〔延喜式神名帳頭註〕若狹遠敷郡　若狹比古　火々出見一座、豐玉姬一座、人皇四十五代元正天皇御宇、靈龜元乙卯九月十日、當國遠敷郡西鄉內、靈河之源、白石上、始垂跡、又云、瓊々杵也、

〔神名帳考證若狹〕遠敷郡若狹比古神社二座　若沙那賣神　稚產靈命

〔若耶群談〕遠敷上下宮

小濱城東里餘、遠敷有上下宮、祀彥火々出見尊、世稱遠敷大明神是也、下宮者、在邑路傍、茂林遶其四維、爲之瑞籬、小流潺湲、日夜不輟者、或是無音河也、小橋橫架、華表樓門、拜殿寢宮、稍存舊貫、祭儀有常、國民敬仰、本稱多大明神、想夫多字倭訓遠敷之故、以遠敷換多字乎、本或作多郡、而後改遠敷郡乎、且聞彥火々出見尊神裔稱多氏、然則神裔來居此郡者、以郡爲氏、以其爲祖神之故、始祀彥火々出見尊于此郡乎、沿無音河、而南步數百步、有小祠、稱中宮、又南行五六百步、有上宮、其規如下宮、古松猶存、其大數拱圍、欝綠四遶、無音河流于宮門前、

〔若狹國官社私考上〕若狹比古神社二座　いま比古神比咩神別社に坐せど、舊は同社に坐し、なり、そは帳○延喜神名式の記されざまの例にて明なり、○中略いにしへ二座一社にて、鎮坐し地今詳ならず、里人の傳說に、今下宮の東南三町ばかりに、中宮と申があるを、上下宮の舊地なりといへり、さるは後に故ありて、彥神姬神を今の二所に別ち祀れる頃、其舊社に玉依姬を祀りて、中宮と稱せ

古事類苑

神祇部八十六

若狹彥神社

若狹彥神社ハ若狹國遠敷郡ニ在リテ、龍前村ニ在ルヲ上宮ト云ヒ、遠敷村ニ在ルヲ下宮ト云フ、又之ヲ總稱シテ遠敷明神ト云ヘリ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式神名十〕若狹國遠敷郡若狹比古神社二座

〔伊呂波字類抄和諸社〕若狹比古神社二座若狹國遠敷郡四十二座內

〔若狹國志遠敷郡二〕若狹比古神社二座、一宮在龍前村、二宮在遠敷村、倶在遠敷郡、故總稱遠敷明神、

祭神

〔若狹國鎮守一二宮緣起〕故老相傳曰、一宮者、天照大神彥火々出見命現化也、二宮者同大神姪豐玉姬應化也、

〔若狹國官社私考上〕一宮者、天照大神彥火々出見命顯化也と書るは、二神のごと聞えていかゞ、此は天照大神の曾孫など書べきを脫したるなるべし、次に二宮者同大神姪豐玉姬應化也と書るは、ことに誤なり、こは海神の女とこそ書べけれ、

〔若狹國鎮守一二宮緣起〕一宮、號上宮元正天皇御宇、靈龜元年乙卯九月十日、當國遠敷郡西鄉內、靈河之源、白石之上、始垂跡坐、其形俗體而如唐人、乘白馬、今若狹彥大明神是也、眷屬八人之內、有持御劒童子一人、謂節文、於當鄉多田嶽艮麓、架草宿、蓋相葉、爲假御在所、是而歷七箇日、遂促龍駕、遍覽郡縣、擇

神領
神職社僧

四面、別當東門院、神主高橋勘守、

〔出羽國風土略記秋田郡九〕古四王社　社領五十石

〔出羽國風土略記秋田郡九〕古四王社　社家二人、社僧一員あり、

○按ズルニ、本書日本逸史ニ引ク所ノ、天長七年正月出羽介藤原行則ノ奏狀中ニ見エタル、四天王寺丈六佛像四王。。。堂舍等皆悉顚倒、トアル四王堂舍ヲ以テ、古四王社ノコトナルベシト云ヘド、四王ハ四天王ノ堂舍ニテ、古四王社ノコトニアラズ、

名稱 祭神 社地

社殿

古四王神社

古四王神社ハ羽後國南秋田郡寺内村ニ在リ、武甕槌命、大彦命ヲ祀ル、現今國幣小社ニ列ス、

〔出羽國風土略記九秋田郡〕古四王社寺内村有

祭神四座、甕速日、熯速日、經津主、武甕槌命と、神祇官長の御留帳にありとぞ、神代卷に云、時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神之子、熯速日神之子武甕槌神、此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以卽配經津主神、令平葦原中國云々、國を平げ給ふ神々なれば、蝦夷降伏の爲に、城秋田城外に祭り給ひけるならし、

〔寺内村舊跡考〕古四王社

人王十代崇神天皇の御宇、大彦命武渟河別の二將、東北の戎を平げ給ふに、高志の方を能く靜めたりとて高志王と名を賜ふ、

〔秋田郡邑記〕古四王權現〇中略

大彦命は崇神天皇の御宇、北陸の戎を退治し給ひ、高志の方を能く鎭めたりとて、高志王と崇めたり、

〔玄同放言一下〕秋田島沼

曩に秋田人茂木蕉窗來訪し日、〇中略蕉窗云、久保田城より西のかたなる街道を土崎湊道とす、〇中略街道の東に坂あり、油殿坂といふ、坂より巽に阜あり、阜上に古四王の神社北向あり、その舞栖は街道のかたに立り、古四王神社より北をすべて寺の内といふ、

〔奥州筋巡見自分日記〕七月〇天明八年十日久保田御出立ヨリ

寺内邑、〇中略古四王社、鳥居ノ内ニ堂社六有、田村社、神明社、大日堂、太子堂、住吉社、釋迦堂、本社七間

慢に及ぶ、仍て平城天皇御宇、麓吹浦村に奉遷、同郡月山神社に並祭、大物忌月山兩所大明神とも奉稱しと、前々は一宮と古證文に有之、札等にも書付候へども、卅八九年以前出入有之、夫より吹浦兩所大明神と申事不相成、山上藥師堂を直に一宮と申と云々、〇中略去卯十二月、從公儀郡中へ、神位の事御尋有、其節鳥海山大物忌神社出羽國一宮とならせ給ふ事、三代實錄に明白なりと書出せり、予國史を見るに、三代實錄延喜式等に、一宮の事見えず、蕨岡寺家衆徒何を見るにや、大物忌神社一宮と稱る事、吹浦村古記に見えたり、

大物忌神社

吹浦村に御鎭座、〇中略貞運云、〇中略延喜式神祇五卷齋宮の條に、齋宮といふは、内親王の未嫁を大神宮へ奉仕を云也、〇中略吹浦村の物忌も是に同じき物忌にして、正月第三寅日より申日迄、老幼結髮せず、社外の男女七日内に出て、七日内に歸らざる他行せず、春冬の物忌、往古當所より行ひ來れり、故に大物忌神社と奉稱なり、〇中略享保以前までは、寺家衆徒等、神前に近付事なく、本地堂にて佛家の修行したる事は、元祿年中進藤家へ被下し、法式勤方書付に詳かなれども、正は邪の爲に被掠、社僧宗空住職より、祭中になれば、死人にふれたる穢だに不憚、大物忌神社別當也にて、尊體の前迄、衆徒を連れて並居、珠數押摺、佛經を唱ふる事になり侍りぬ、いと淺ましき事也、又蕨岡方、寶永以後、鳥海山藥師如來を大物忌神社と號し、大錫杖立置、參詣のものにふらせて、十二銅を取る、又菩薩の爲とて、卒都婆を賣て、藥師佛像十二體を出し、賽錢を貪る、社家一人もなければ、物忌の作法行ふ人なし、三月十八日、峯中修行の頭家より、神位記を入たる辛櫃をかき出し、鳥海山出羽國一宮正一位大物忌神社と、寶鏡寺宮の書給ふ額を、觀音堂の内に置、大物忌神號を守札に書出すは歎敷事也、

札守に可書出事、一吹浦より參詣の道は、古來より道筋有之義、御檢使被道、御聞屆被成候間、向後吹浦村より參詣之道は、蕨岡より押へ申間敷候事、一如此御扱之上は、以後互に致和順、申分仕間敷候事、未三月、長谷川權左衞門判、末松吉左衞門判、石原平右衞門判、宛所雙方學頭の名有、〇中略延寶年中古法を亂す、且本堂の內陣に通夜し、不敬の事有之とて、吹浦方甚憤、役所へ出訴、仍蕨岡より一札を取上、吹浦にはその寫を被下、〇中略元祿十六年未十二月、矢島百姓、蕨岡衆徒を相手として、この山の界を論じて、江戶へ出訴、矢島方山上の藥師堂建處、由利郡の內也と云、蕨岡衆徒は、鳥海山は、大物忌神社にて、飽海郡に鎭座候儀、國史に明白也、彼社建立たる處、飽海郡に紛なしと云、矢島方申は、大物忌神社は一宮にして、同郡の內、吹浦村に有て、先代より神主家より一宮と書たる祓等、彼郡へ引來れりと云、蕨岡方は吹浦村、大物忌神社は鳥海山より勸請の地にて、鳥海山は本社也と答ふ、依之寶永元年申年、江戶より御檢使遣され、吹浦村の社家寺家に御尋有、この節鳥海山藥師堂建たる處は、飽海郡にして、始は大物忌神社御鎭座の地なり、其後吹浦村に移し、一宮の宮題號、吹浦村にて名乘來り、遷座の跡に安置したる藥師堂は、鳥海山上に有て、蕨岡吹浦表口也といはんに何の障あらんや、然を大庄屋阿部某が差圖を受て、書付可取出旨、寺社何人山田氏より來狀有て、鳥海山は一宮大物忌神社にして、吹浦村は鳥海山の勸請也と書出たり、〇中略今の神宮寺大物忌神社は勸請の地なりと云は、地勢本據を委せざるに似たりと云は、吹浦の社は、鳥海より勸請と書上たる事を恨みたる文義也、蕨岡村（鳥海の南に有）鳥海山は、一宮にして大物忌神社也と云事、寶永以前の古記文に一通もなし、寶永年中、吹浦方より云誤りたる書付を證據とするものなり、元文年、三寶院御門主より被仰上、神階勅許有し事は、大社考に記し侍れば略す、蕨岡より神階を願出たる時、御門主より神祇長上へ執奏御賴有しを、鳥海は藥師佛とて御受用なし、其後依天氣、長上へ御尋有、勅答に云、大物忌神社、始鳥海山に御鎭座、然ども險岨容易難登、神事祭禮怠

なる誤也、○中略又酒田城代志村の臣最上家の家老齋藤筑後守より、慶長十六年八月十三日、當村肝煎大炊介へ被渡たる年貢皆濟狀の內、高二石六斗八升吹浦兩所神領、内八升召出し同一石六斗六升兩所矢鏑馬免と有、内五升召出し

寬永九子年子細有て、肝煎方より吹浦進藤家へ書出したる書付あり、其後神領、幷慶長十六年、水帳、元和九年の水帳共に御取上、今彼村に存るは、元祿八年乙亥八月水帳なり、

〔出羽國風土略記〕六飽海郡鳥海山

當鄕○遊佐の北に有て、飽海由利二郡に跨る、土俗日本第四の高山といふ、丁にして十七丁五十八間五尺一分餘有とぞ、景行天皇御宇、大物忌神社當國へ來現、其後欽明天皇廿五年、この山に御鎭座、其後平城天皇御宇、吹浦村に移座と緣記有、跡に藥師の佛像幷十二神跡有、堂長三間、輪二間半、長床四間、輪二間、飽海郡をこの山の表口とし、古は吹浦蕨岡兩別當にて、由利を裏口とし、矢島小瀧北澤等に衆徒有、藥師修覆田高二十二石二斗一升八合九勺、蕨岡村に有、彼地黑印百四十石一斗六升三合の內なり、吹浦村寺家の舊記にいふ、鳥海山に有三道、以兩所宮爲本、三道は吹浦、杉澤、由利なりと云々、

朱書平城天皇御宇、吹浦に御移座の事、國史になし、吹浦の緣記のみ有を以て、御移座の證とは𛁈がたし、名神の御座所、國史を據證とすべし、

爾今杉澤別當坊、山上藥師堂の吹浦蕨岡の論を所持す、明曆年中、吹浦より神宮寺は古來より鳥海山の別當也、蕨岡松岳山觀音寺鳥海山と書出するは甚不法なりといふ、又蕨岡方は、吹浦兩所山神宮寺衆徒、鳥海山へ道者を引受、法外也といふ、よつて雙方より公義を煩せり、𛁈かるに御領是を申下し、御扱有之、雙方へ以覺書被仰渡、其文に曰く、

一蕨岡觀音寺牛王には、松岳山と書之、札守には鳥海山と書來候事證據有之間、向後は鳥海山と

雜載

指して御堂と云り、神主家に傳たる書付にも、御堂と有、當村水帳に、山崎分下田五丁八反二畝一歩、此石六十四石四合、百姓分と有、進藤家の古記には、此高を掃除免百姓分とす、○中略彼方を始、廿人の百姓、隔日に參仕したりしとぞ、著用したる上下、兩社の拜殿に有しに、寶永年、兩社炎上の時に燒失したりしとぞ、

〔巡禮神祠記〕出羽國飽海郡　舊社吹浦村于今存

鳥海山麓　飽海郡吹浦村　式內大物忌神社　式內月山神社　神主荒木豐前守

〔出羽國風土略記〕五飽海郡新田目館

出羽國留主所の館跡也、○中略吹浦村古記に、六月十五日濱出の神事に、留守殿社守護せられし事あり、又九月五日に、矢鏑馬に參仕の事有、貞運の記に、祠官といふ、土俗の話を以書しなるべし、古記には宮侍と有、諸社に留守有し事、大社考に記之、八幡殿○源義家大物忌神社へ奉納したる大刀とて、今井家にあり、館の內に、大物忌神社を勸請したる禿倉あり、一說に八幡宮ともいふ、別當淨政院といふ、四代の山伏は、吹浦進藤家の庶子にて、古來は神職なりしとぞ、二月初子の日、吹浦村の社家御鉾獅子を渡す、淨政院を止宿とし、今井家を神事始とす、此大刀の事、去元文年中、吉田殿より上々樣へも言上し給ふ事有しとぞ、今井家の傳にいふ、八幡太郞殿、安陪が黨を誅伐の時、大物忌神社へ新願し給ふ事在しに、靈應有て賊徒を亡し、歸陣し給ふ頃、於吹浦村宿願の賽を忘れ、遙か道を過行給ひしに、御馬前足を屈て進まず、此時大物忌神社へ宿願有し事、思召出されけれども、行程遙かに行過給へば、立歸り給はん事もなされがたく思召けるにや、新田目村に、大物忌神社勸請したる社あるを聞召、此處に大刀を納めて首藤何某をも、爰に留給ふにやといふ、此事古記にも見えたり、東鑑其外舊記等を見れば、留守は其國の事を檢斷する人と見えたり、神事は國政のもとなれば、大社へ參仕尤の事也、社記等の趣計りを見て、近代の神職の樣に心得たるは大

〔兵家茶話六〕同〇飽海郡荒瀬郷荒田目村に留守殿館と云處有、今土居堀跡有て、中に八幡宮を安置す、古しへ出羽の事司る人を留守殿と云、其人の館跡也、土人の說に、留守殿は、代々孫五郎と云、其人の大刀也とて、白鞘の大刀一腰有、新田目百姓の家に傳ふ、一說に、大物忌神社の社司、遊佐郷宮內村に住せし丸岡民部大輔と云人、後荒田目村留守殿館に移り、居住共云、

〔出羽國風土略記六飽海郡〕大物忌神社〇中略

神樂方四人

笛一人、大鼓一人、舞一人、巫一人、寶永四年、神主出訴したる書付の內に、新田目に樂人の子孫有と云々、今は樂料もなしといへども、流例となりて、彼村より一人神樂の頭來て笛を吹、大鼓は荒木某代々爲其職、慶長年中、吹浦村百姓、領主方へ出したる目安の內に、慶長十四年、大鼓打料を集めけるに、村役人左衛介といふもの、私曲したる事有、〇中略今も荒木某、月次の神事に宅より大鼓携、神前へ出仕、元祿年中、進藤家より領主の役所へ差出したる書付にも、千日大夫、大鼓の役と有、舞方といふは、獅子舞役なり、本地大夫其役なり、昔より樫を以て履とせず、獅子頭を樫にて刻みたる故なりとぞ、宮內村慶長十六年水帳に、舞田と有しは舞料也しとぞ、又福井村々幕免といふ田有て、古は進藤家の領なり、是獅子の幕免也、彼田地源助と云もの持きたり、每年九月九日、爲流例、進藤家在職の比迄、初穗を納め侍りき、巫女一人は、上長橋村に有て、今に神子免といふ田有とぞ、水帳等の事、未見ば委き事をしらず、其高持たる者、二月六月廻鄉の神事に、御鉾獅子頭を安置す、今一人の巫女は、宮內村に有、慶長十九年水帳に、神子免百三十刈、與五右衛門と有、屋敷も御子免門屋と有、彼家近年まで巫女にて兩社へ參仕せしに、進藤家沒收せられし後、奉仕を止たり、

番人方

前件に云、左衛介が私曲を訴たる、慶長年中目安の內に、堂番四人づゝ集と有、其比の土俗、本社を

寛文五年七月十一日

出羽國最上郡金井庄鳥海月山兩所權現內御堂領、山形領內貳拾九石、高楡村之內貳拾六石、合五拾五石事、幷寺中竹木諸役等免除、任慶安元年七月十七日先判之旨、不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

〔國花萬葉記(十一出羽)〕大物忌大神(飽海郡立)兩所(○月山大物忌)社領千百石

祭祀

〔舊神祠記(陸奧)〕大物忌神社　祭日六月十五日

〔延喜式(二十六主稅)〕諸國出擧正稅公廨雜稻　出羽國(○中略)大物忌神祭料二千束

奉幣

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參八省東廊被行大祓、(是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也○中略)

神寶支配事、　東山道(出羽大物忌)

神異

〔三代實錄(十九清和)〕貞觀十三年五月十六日辛酉、先是出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社、在飽海郡山上、巖石壁立、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、去四月八日、山上有火燒土石、又有聲如雷、自山所出之河、泥水泛溢、其色靑黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、有兩大蛇、長十許丈、相流出入於海口、小蛇隨者不知其數、緣河苗稼、流損者多、或染濁水臭氣、朽而不生、聞于古老、未嘗有如此之異、但弘仁年中見火、其後不幾有事兵仗、決之蓍龜、並云、彼國名神、因所禱未賽、又冢墓骸骨、汚其山水、由是發怒燒山、致此災異、若不鎭謝、可有兵役、是日下知國宰、賽宿禱、去舊骸汚、幷行鎭謝之法焉、

〔三代實錄(四十八光孝)〕仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月二十一日、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱雨石鏃、陰陽寮言、當有凶狄陰謀兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神、月山神、田川郡田豆佐乃賣神、俱成此祟、祟在不敬、勅令國宰恭祀諸神、兼愼警固、

〔本朝世紀〕天慶二年四月十九日庚寅、諸卿參入、昨日被定官符等、請結政請印、給彼國使了、官符三通、皆給出羽國、(○中略)一通鎭守。正二位勳三等大物忌明神山燃(有御占)事怪、(○下文缺)

刈、此米六石八斗二升八合、右田合六万百三拾一束貳把刈、此米五百四拾五石九斗四升七合、出〇出一本作居屋敷百五軒、家數九拾一と有、反別等の事繁ければ略之、帳面表紙共に、慶長拾六年九月十九日、進藤但馬守判と有、〇中略其後元和九年、酒井家より、白井吉兵衛、中世古喜兵衛、兩人を以御檢地、其後寛文年中、神領不殘御取上、新制の水帳御預、元和九年御檢地帳御取上、新制水帳の末文、寛文九巳六月五日、伊黑喜右衛門印、永田彌一右衛門、小黑七左衛門三浦七右衛門と有、

〔出羽國風土略記六飽海郡〕北目館北目村有

新留守の館跡なり、〇中略北目村にも大物忌神領有之、新留守神事等の日は、參仕せられしと云傳たり、寛永中迄、八石九斗八升の神領有し事、吹浦村の水帳に見えたり、

〔御朱印寫九諸社領〕出羽國最上郡山形鳥海月山寺兩所權現社領、同郡落合村之內貳百拾五石、宮町村之內貳百五拾石、青柳村之內三拾石、風間村之內拾五石、青柳山五拾石、以上五百六拾石、此外山形之內百貳拾九石者、社人共壹人之領也、都合六百八拾九石事、幷社內別當成就院寺中竹木諸役等免除、任慶安元年七月十七日先判之旨、永不可有相違者、神事勤行無怠慢、可抽國家安全之懇祈者也、仍如件、

寛文五年七月十一日

出羽國最上郡金井庄鳥海月山兩所權現如法堂領、長町村之內三拾三石五斗、落合村之內四拾八石五斗、宮町村之內四石、都合八拾六石事、幷寺中竹木諸役等免除、任慶安元年七月十七日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

出羽國最上郡金井庄鳥海月山兩所權現社廻四拾石、都合八拾五石事、幷社中竹木諸役等免除、任慶安元年七月十七日先判之旨、不可有相違者也、

神領

〔大日本國一宮記〕大物忌神社　出羽飽海郡

〔續日本後紀九仁明〕承和七年七月己亥、奉授出羽國飽海郡正五位下勳五等大物忌神從四位下、餘如故、兼宛神封二戶、〇事詳神階條

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年七月十日癸卯、出羽國正三位勳五等大物忌神、正三位勳六等月山神、並從封各二戶、與本並各四戶、每發軍、便國司祈禱、故有此加增也、

〔兵家茶話六〕同〇飽海郡吹浦に大物忌神社有、是出羽の一宮にて、今一宮兩所權現と云、三代實錄、貞觀十三年、大物忌神社、在飽海郡山上云々、一說鳥海山上の社ともいへり、當時は藥師を山上に安置す、十二神像二通り有、此說區々にして不分明、福浦社家記には、大同元年、奉遷吹浦村と有、福浦社內に堅紙にて、

奉寄進出羽國一宮兩所大菩薩

由利郡小石鄉乙友村事

右爲天下興復、別而陸奧出羽兩國靜謐、所寄進之狀如件、

正平十三年八月晦日　從一位行前內大臣源朝臣判

〔出羽國風土略記六飽海郡〕宮內館

古羽州一宮神領、故に宮內村と稱す、館主丸岡民部少輔住跡にて堀形等今に殘れり、〇中略應仁天正の兵亂に、一の宮の封戶も減じ、丸岡殿も名のみに成侍れども、最上出羽守殿代迄は、神領へ綺(いろひ)玉ず、元和の末迄一山へ收納し、年中の神事も無怠慢執行し侍り畢、彼役人梅津某所持、慶長の水帳に、本田四万三千四百七束刈、此米三百九拾五石四合、此內兩所神領出田壹万三千四百九拾九束刈、此米百拾石六斗八升、此內六百三拾九束刈兩所神領、苗代千貳百拾貳束刈、此米拾二石一斗貳升、此內拾貳束刈兩所神領、苗代奧田千百六拾五束刈、此米拾石五斗八升三合、奧田九百八拾束

被遣雜色眞光也、無懈怠可終其功之條、依陸奥守殿御奉行、執達如件、承久二年十二月三日、散位藤原判口口三善判、　北目地頭新留守殿と有

〔續日本後紀(仁明承和七)〕承和五年五月丁卯、奉授出羽國從五位上勳五等大物忌神正五位下、

〔續日本後紀(仁明承和九)〕承和七年七月己亥、奉授出羽國飽海郡正五位下勳五等大物忌神從四位下、餘如故、兼宛神封二戸、詔曰、天皇我詔旨留坐、大物忌大神爾申賜波久、頃皇朝爾緣有物恠、天卜詢爾、大神爲祟賜倍利、加以遣唐使第二船人等廻來申久、去年八月爾、南賊境爾漂落弖相戰時、彼衆我寡弖力甚不敵奈利、儻而克敵留波似有神助止申、今依此事弖臆量爾、去年出羽國言上太留、大神乃於雲裏弖、十日間作戰聲後爾、石兵零利止申世利、月日、與彼南海戰間、正是符契世利、大神乃威稜令遠被太留事乎、且恐驚異、且奉歎喜、故以從四位爵乎奉授、兩戸之封奉充止、申賜波久止申、

〔三代實錄(清和八)〕貞觀六年二月五日壬戌、授出羽國正四位下勳五等大物忌神正四位上、

〔三代實錄(清和九)〕貞觀六年十一月五日戊子、授出羽國正四位上勳五等大物忌神從三位、

〔三代實錄(清和二十三)〕貞觀十五年四月五日己亥、授出羽國從三位勳五等大物忌神正三位、

〔三代實錄(陽成十四)〕元慶二年八月四日丁卯、出羽國飛驛奏言、○中略、是日彼國正三位勳五等大物忌神進勳三等、○中略、先是右中辨兼權守藤原朝臣保則奏言、此三神、自上古時、方有征戰、殊標奇驗、去五月、賊徒襲來、挑戰官軍、當此之時、雲霧晦合、對座不相見、營中擾亂、官軍敗績、求之蓍龜、神氣歸賊、我祈無感、增其爵級、必有靈應、國宰齋戒、祈請慇懃、望請加進位階、將答神望、仍增此等級、

〔三代實錄(陽成三十七)〕元慶四年二月廿七日辛亥、出羽國正三位勳三等大物忌神、授從二位、

〔三代實錄(清和六)〕貞觀四年十一月乙丑朔、詔以出羽國正四位上勳五等大物忌神、預之官社、

〔延喜式(神名十)〕出羽國飽海郡大物忌神社(名神大)

〔延喜式(臨時祭三)〕名神祭二百八十五座○中略　大物忌神社一座(出羽國)

大物忌神社

名稱

大物忌神社ハ羽後國飽海郡吹浦村ニ在リ、大物忌神ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後出羽國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕出羽國飽海郡大物忌（オホモノイミノ）神社

〔兵家茶話六〕同〈○飽海郡〉吹浦に大物忌神社有、是出羽の一宮にて、今一宮兩所權現と云、

祭神　社地

〔大日本國一宮記〕大物忌神社〈倉稻魂神也〉　出羽飽海郡

〔出羽國風土略記飽海郡六〕大物忌神社

吹浦村に御鎭座、延喜式神名帳に載るこれなり、倉稻魂命にして靈神なり、故に郡民二月種籾を奉て五穀成就を祈る、〈○又見諸神祠記、三山雅集、〉

〔神名帳考證出羽〕大物忌神社〈名神大〉　今在吹浦　倉稻魂神

〔神名帳考證土代出羽〕延喜式、月山大物忌神、祭料二千束、一宮也、飽海社ト云フ、今羽黒山權現ト云フコレナリ、祭神倉稻魂也ト云リ、羽黒山頂上ニ池アリ、海水ト同ク潮氣アリ、海魚及鮑アリ、古ハ此魚貝ヲトリテ神供トセシニヤ、今ハ餅ニテ其形ヲ表シタルモノヲ作リテ權現ニ備フ、サテ山路嶮難ナル處ノ傍、二三町隔テ、人形ヲホノ〳〵見ユルヤウニ出入シテ、幽靈也トテ、愚俗ヲ迷ハス事ヲスルモノモアリト、彼權現奉仕ノ僧、密ニ語レリト、中里詮篤語レリ、祭神ハ大山祇神也、一說ニ倉稻魂神也トモ云フ、此權現、大物忌神也ト云ヘル說モ未慥ナラズ、ナホ考ベシ

社殿

〔出羽國風土略記飽海郡六〕承久年中、鎌倉より兩所宮〈○月山大物忌〉修造の事を、新留守に命せらる、其文に云、出羽國兩所宮修造之事、不終其功之由、神主久永訴申之間、去建保六年十二月、爲催促雖被遣雜色正家、故右大臣殿〈○源實朝〉御大事出來候間、正家不遂其節歸參、然而有限修造、依不可默止、爲催促所

いふこと、人口に膾炙する所也、山路に入れば、錢を蒔ちらし、寶前といへる所に至ては、金銀を惜まず熱湯の邊に投入、積る事宛も山のごとし、近年の附句に、花は何金のうへ濺ぐ湯殿山、といひしは是なり、諸人此山に入て、金銀を惜まざる事奇也と云べし、また是を盜取人山に住て、番人の鑓先に死する事も奇とやいはん、妙とやいはん、名付るに詞を知らず、別當の思慮によりて、盜人のこの山に籠らざる仕様もあるべきにや、予倩按ずるに、昔より諸人金銀を惜まず、此山にこゝろをはこぶが故に、戀の山とも稱するにや、芭蕉翁此所に詣れて、語られぬ湯殿にぬらす袂哉、と吟せられしは、新勅撰に、戀の山しげきをざゝのつゆわけて入初るよりぬるゝ袖かな、と顯仲の詠じ給ひしこゝろを取られけるにやと信正いへり、登山のとき先立する山伏、山の様子を語らじとて、誓言をいはする事ありとぞ、故に翁、五文字に、語られぬとは置給へるにや、予參詣したる頃は、先立誓言をいはせざれば、書記したき事數多あれども、煩しければ略しはべる、此山兩別當黑川組大網村にあり、

湯殿山神社

湯殿山神社ハ舊ト湯殿權現ト稱ス、羽前國東田川郡東村湯殿山ニ在リ、大山祇命ヲ祀ル、現今國幣小社ニ列ス、

祭神

〔三山雅集下二〕湯殿山靈場

權現垂跡大山津見命也、或云、大己貴命、又謂彥火々出見尊也、言其中之正意、最初說大山祇神也、

〔官社祭神考證下〕湯殿山神社一座式外羽前國田川郡湯殿山

社傳曰、祭神大山祇命、

出羽神社社說曰、湯殿山神社、祭神大山祇命、

參詣社僧

〔出羽國風土略記三田川郡〕湯殿山大權現

殿舍なし、月山の南を經て、遙に西へ下れば、大なる澤有、澤邊に熱湯の涌出る所あり、是を湯殿權現の寶前といふ、夏月諸國より參詣の人、五色の幣を納め、散錢積て山の如し、熱湯の上に、鎗を持せて番人を置、祭神諸說區々にして詳ならず、社頭社家なし、大網村に注連寺大日坊とて、兩別當あり、寺廣大也、外に衆徒有、注連寺は、大日坊より草創久しきにや、守札に根本修行別當といふ、山城國醍醐報恩院の末寺とぞ、一山の寺號を日月寺と稱し、月山の奥の院といふ、大日坊は、注連寺より半里程山入に有、兩寺堂塔數多有、大日坊の上に、御番所あり酒井家より役人を置て、往還の人幷夏月參詣の道者を改む、三山雅集に、或說を引ていふ、湯殿權現垂跡大山津見命也、或いふ大己貴命、又いふ彥火々出見尊也、言其中之正意、最初の說大山祇命なり云々、〇中略此山當國の事はいふも更なり、北國通り東筋奥州より、每年夏月參詣の道者、白衣に山を白くす、一度此山に登れば、又參詣の思ひを起さずといふ事なし、來迎といふものを拜し、或は死たる妻子に逢たるなど

なりける侍共をめされける、〇中略山ぶしの御すがたにて御下り候へと申ければ、いざとよそれもいかゞあらんずらん、都を出し日よりして、ひえ山王、越前國に氣比の御やしろ、へいせんじ、かがの國しも白山、越中の國にをきくかみ、出羽國にははぐろ山とて、山社おほき所なれば、山伏の行あひて、一せうぼだいのみね、しやかのたけの有さま、八大こんがうどうじの御しんさし、ふじのみね、山ぶしの禮義などをとふ時は、誰かきら〳〵しくこたへてとほるべきと仰ければ、〇下略

〔國花萬葉記十一出羽〕羽黑權現

別當天台宗 坊舍、三十六坊 山伏、七十六ヶ寺

〔和漢三才圖會六十五出羽〕羽黑山權現 在最上領

祭神一座 倉稻魂神未詳 推古天皇元年出現 坊舍三十一院天台宗輪門跡下 山伏七十六坊

羽黑、月山、湯殿三山爲一、六七月中、雪稍礫時、潔齋可登、稱地獄處多有之、

經田北經田と云る村々、羽黑の神領たり、その外由利仙北等神領たる事、舊記に見えたり、仙北神田横手、四百束益田、五百束幡屋、三百束鮎川、四百七十束今泉、二百束如此等の神領は、當時斷絶せり、

〔國花萬葉記出羽十一〕羽黑權現、羽黑山ニ立社領千三百石餘、

祭祀

〔三山雅集下〕祭禮古式

毎歳六月十五日、神前に於て、別當代一山衆徒、天下國家の祈願ありて御神樂を奏す、湯殿月山羽黑三所の神輿を本社に移し奉り、神事勤行畢りて寶前を舁出し、御手洗および末社々々の前を巡る、一山衆徒より幟等幷鎧武者一人、故實有て出て、獅子頭本社の前にて一曲をかなづ、〇中略此祭禮の節を、三十講會と稱す、むかしは御手洗の中に舞臺ありて、舞童奏曲、本社には高座を飾て、法華八講を勤め、六月朔日より、三座づゝの論談有けるよし、このとき麓のこがね堂の前に、總輪塔を造立し、赤白の善繩を付て、參詣の道俗、善縁を結びけるとかや、

九月九日、於麓流鏑馬の祭禮あり、上卷に注すごとく、庄内領主より奉行人等來る、古代は領主神前へ參詣ありて、最華幷鏑箭一本奉納せりと云り、いまに至つてこの神事の的免とて、淀川後田横山赤川松尾等の數ヶ村より、役米を出す事定例也、舊記云、八幡太郎源義家、攻擊仙北金澤之逆徒、前後十箇年也、然戰不利、各敗北數度也、或竄居月山之岩穴、然則羽黑衆徒屬源氏方、施紋摸除魔金剛二童子、發向時、逆徒安退散、今時當山之修驗、且那場へ御正體本持せる事此例歟、于時義家爲神恩報謝、奉納鏑矢於末祠八幡宮、從是於今此神事不絶也、

十二月晦日夜、有祭祀、惡魔降伏五穀豐饒之神事也、尤當山祈禱秘事、故省略之、

社會

〔義經記七〕はうぐはん北國落の事

文治二年正月の末になりぬれば、大夫判官〇源義經は、〇中略今は奥州へ下らばやとて、わかれ〳〵に

社殿

〔三山雅集下〕羽黒縁起云、三十三代崇峻帝の御子能除、かたち醜意確如、はじめて羽黒三山を開基給ふ、崇峻帝一男蜂子皇子まします、これ能除太子歟、追可考、

羽黒本社

當社三所の草創は、推古天皇勅宣羽黒山寂光寺八大寺建立、置七千衆徒、寄附由利庄內仙北等數郡、それより代々の帝王武將、金玉を拋ち樹石を疊むで、造營度々に及べり、如今の宮殿は、慶長十二年、從四位下行近衛少將兼出羽守源朝臣最上義光、志願の仔細有つて再營之、

歷代事實

人王八十五代後堀川院安貞二年戊子、當山造營、又八十八代後深草院、正嘉二年戊子修覆、九十三代後二條院御宇造營、

本社執則

當山に古往より、權現の敷地と云ることあり、所謂陸奥出羽越後佐渡信濃の五箇國なり、山麓の衆徒、右の國々を配分して、牛王卷數等を出す、神殿敗壞のときは、五箇國の村里に出て多少の財施に預り、是を修營す、萬古の舊例なり、

神領

〔御朱印寫九諸社領〕出羽國飽海郡庄內羽黒山權現社領、同所之內千五百五拾石事、任先規寄附之訖、并境內門前山林竹木諸役等免除、如有來永不可有相違者也、仍如件、

寬文五年七月十一日

〔三山雅集下〕本社執則

舊記曰、人王百一代後小松院嘉慶二年八月、勅宣於當山、令修行法華八講及開結二會、于時爲供養、於御手洗池上營舞臺、而有音樂、所謂萬歲樂、長保樂、蘇合香、春鶯囀、萬壽樂、陵王、納蘇利等也、右大會欲爲末代執則、故准妙典十經、而令寄附福田料、是謂十經田也云々、今に十經田の跡とて、平經田小

近き出羽の板敷の山にとよめり、歌の心別卷板敷山の下に注す、又此山の牛王に、羽の字を鳥の羽に作る、羽を出したる事心を摸したるにや、○中略近代板行したる年代記、又武江根津社、常陽抔、羽黒權現は、倉稻魂といふは大に誤也、○中略伊氐波神社も國中の式社なれば、祭神往古は玉依姫の一座と見るべし羽黒三所權現と稱するは、後世の事なるべし、義經記七卷、羽黒權現の御正體、觀音にておはしますとあり、此頃迄は三所といふ事無りしと見えたり、今のごとく羽黒湯殿月山三所にして、彌陀大日觀音なりといはゞ、何ぞ義經記に、觀音一體を羽黒權現の御正體といふべき、能思慮すべき事也、三百三十二年以前、永享二年の納物に、羽黒山三所權現とあれば、近代の事とも見えず、然れども三所は、羽黒一山の內に、別々に有て、同殿に祭るの號にはあらざるにや、たとへば熊野三所權現と一連に稱すれ共、同殿にはあらず、本宮新宮那智格別なり、近くは吹浦兩所とも同殿にはあらず、格別なり、羽源記を見るに、大堂御手洗の前に建並べたる堂社の內に、月山大權現湯殿山大權現あり、是を以考ふれば、羽黒大權現と同殿に、月山湯殿兩權現を祭るにはあらず、

大堂

西南に向て十七間、東北へ十三間有、○中略本地御正體とて、竪横八尺餘、唐金にて佛像三體鑄付たる物あり、其內に額有、南無羽黒山三所大權現と銘す、二行に大將軍義教、大檀那細河持氏、永享二年八月一日本願律師と有、永享は百三代後花園院の年號にして、當年迄三百三十二年也、義經記七卷、辨慶が詞に、羽黒山權現の御正體、觀音のおはしますにと有、然れば御正體とて、佛像を用ゆる事も久敷事也、

社地

〔神社覈錄三十四出羽〕田川郡伊氐波神社

祭神詳ならず、羽黒山に在す、今羽黒權現と稱す、

名稱　祭神　神體

出羽神社

出羽神社ハ羽前國東田川郡手向村羽黑山ニ在リ、原ト羽黑權現ト稱シテ、專ラ修驗者ノ尊崇スル所ナリキ、現今國幣小社ニ列ス、

〔延喜式 神名十〕出羽國田川郡伊氐波(イデハ)神社

〔國花萬葉記 出羽十一〕羽黑權現 羽黑山ニ立 祭神倉稻魂神 〇又見ニ和漢三才圖會一

〔出羽國風土略記 田川郡四〕羽黑山大權現

延喜式神名帳に、田河郡伊氐波神社と有則是也、羽黑山の寺家より出たる、羽源記三山雅集等の諸說を合せて考るに、祭神玉依姫命にして、景行天皇二十一年六月十五日、始て皇野に祭、全文中同石宮數の下に委注す其後阿久屋といふ所に鎭座し、後世に至て今の大堂へ移る、本地佛と一ツに祭しにや、又阿久屋の溪洞を今に御鎭座の地とし、三輪明神のごとく、本殿なくとも祭は大堂にて行ふにや、又往古は阿久谷の上に社有けるともいふ、羽源記を考ふるに、今の大堂は本地堂と見えたり、寺家今阿久谷を本羽黑といふを聞ば、彼所より今の羽黑へ遷座と見えたり、諸說一同ならず、千載の恨といふべし、阿久谷の事末に注す、扨伊氐波といふは、出羽の文字の萬葉書にて、田河郡の先名なる事、別卷に數多注し侍れば略之、小寺氏云、伊氐波神社、在所不分明、土俗百年以前迄は、羽黑本堂の額、伊氐波神社と有しと云へり、僧正又云、東鑑義經記の類、其外野史等に羽黑と稱して伊氐波神社といふ事なし、是又據を知らずといふは、續日本紀三代實錄等を委敷見ざるが故也、三山雅集に見え侍る僧正胤海、貞享年中、東叡山より當山へ院代に下りたまふ僧也、の歌に、當山を、いではの奧の山など稱し、又ばせを翁も參籠せられ、珍らしや山をいではの初茄子、といふ句を殘され、從五位下淸親、いではの月と稱し、又酒田政森、いではの山と詠、或は天立いではの山寺など詠、古歌にも、陸奧にも

戸と有趣を以て考れば、八戸の田數四十八丁程にや、此丁當地の田地に准じて刈を見れば、四萬八千刈也、又石に積れば七百二十石なるか、吹浦、宮海、宮內、新田目、北目、宮田、鵜沼、福升村等、往古の封戸とぞ、宮內宮海等に有し神領、被取上し時代不慥、上杉景勝沒收せられしと云傳侍れども、古記にも見えず、宮海は御旅所にして、毎年四月中の酉に、當社の御鉾獅子頭をわたす、宮內、新田目、北目、鵜沼、福升五ヶ所の神領は、酒井家御入部以來、寛永年中、加藤甚十郎、柴谷武右衛門といふ人被取上けるとぞ、趣意は、加藤氏神宮寺の住僧といひ合、神主家を取掠、寺家衆徒へ威勢を付たるもの也、其所爲吹浦の水帳に見ゆ、元和九年なり、但不見舊記人には、早速二代の所爲を見出事にはあらず、予先年より心を碎、此處に尋ね、彼處に求て、漸二代の所爲たる事を知る、領主の家臣明達之人出て、御返之時あらば、御家繁榮基なるべし、

登封各二戶、與本幷各四戶、每發軍、便國司祈禱、故有此加增也、

祭祀

〔延喜式主稅二十六〕諸國出擧正稅公廨雜稻 出羽國〇中略 月山大物忌神祭料二千束

神異

〔三代實錄光孝四十八〕仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月二十一日、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱、雨石鏃、陰陽寮言、當有凶狄陰謀兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神、月山神、〇中略 俱成此怪、祟在不敬、勅令國宰恭祀諸神、兼愼警固、

雜載

〔出羽國風土略記飽海郡六〕月山神社

月讀尊也、古記に天平年中、威稜の事有て、吉備公、銀鏡を鑄させ、尊體とし給ふ事有、月讀尊の荒魂を表させ給ひけるにや、大物忌神社と並祭る、延喜式神名帳に、飽海郡月山神社名神大と有は是なり、主稅式に、出羽國月山大物忌神社祭料二千束とあり、同所に祭る故に、祭料も書分ざると見えたり、承久年中、從鎌倉宮修造の御教書に、兩所宮と稱る、同所に祭るの號なり、又承平の古記文にも、兩所と有、又一山の號を兩所山と稱るも、兩所の宮寺たるを以てなり、郡中の山伏守子等の祭文に、吹浦兩頭權現と稱し、又土人當所へ參詣するを兩頭參と云、慶長三年、羽黑山より進藤家へ遣しける書狀にも、吹浦兩頭大夫と有、當國九神の內、大物忌月山の二神は大社たる故に、兩頭とは稱し來れりとぞ、〇中略 三代實錄貞觀七年八月四日條下、先是右中辨兼權守藤原朝臣保則奏言、此二神、自上古時、方有征戰、標奇驗云々、二神とは大物忌月山兩神なり、大物忌神社は東方にして、一丈四方の社なり、月山神社は西にして、同一丈四方なり、兩社の間を阻る事四間、寬治年中、八幡太郞殿、神社へ宿願有て、大刀奉納し給ふ事は、新田目館の下に注す、一說に、越後大將城太郞と云人參詣して、自用の弓矢を納め、又其後最上源五郞殿、備前淸光の大刀、幷黃金十枚奉納すと有、公家武家の尊崇他に勝れたる社なり、武具等、寶永年中、兩社炎上の頃燒失ㄝたるか今不見、〇中略 國史に載る所の兩社封戶、大物忌神社の四戶、月山神社の四戶、合八戶也、三代實錄に只以六丁爲

月山神社

月山神社ハ羽前國東田川郡月山ニ在リ、月讀命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今官幣中社タリ、

名稱

〔延喜式十神名〕出羽國飽海郡月山(ツキヤマノ)神社

〔伊呂波字類抄部諸社〕月山(ツキヤマ)神社出羽國飽海郡二座内

祭神

〔三山雅集下二〕月山月讀尊

〔官社祭神考證下〕月山神社一座式名神大、羽前國田川郡月山

社傳曰、祭神月讀命、

出羽神社社說曰、月山神社、祭神月讀命、

社地

〔奥羽觀蹟聞老志十三飽海郡〕月山神社　湯殿山羽黒山共同所、今屬₂揃引郡₁、

神階

〔三代實錄八清和〕貞觀六年二月五日壬戌、授₂出羽國正四位上勳六等月山神從三位₁、

〔三代實錄二十九清和〕貞觀十八年八月二日丙午、授₂出羽國從三位勳六等月山神正三位₁、

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年八月四日丁卯、出羽國飛驛奏言、○中略是日彼國正三位勳五等大物忌神進₂勳三等₁、正二位勳六等月山神勳四等、

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年二月廿七日辛亥、出羽國正三位勳四等月山神、授₂從二位₁、

社格

〔延喜式十神名〕出羽國飽海郡月山神社名神大

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座○中略月山神社一座出羽國

神領

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒　月山神二戸出羽國、寶龜四年十月廿日符、

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年七月十日癸卯、出羽國正三位勳五等大物忌神、正三位勳六等月山神、並

て、御三所の元へ、津輕侯より使者來り、此度召連られ候御家中の內に、若丹後出生の人有之候はば、御無用有べしとの事也、川口久助、侯の士に丹後の產有りし故に供を除れし也、決して妄說の事なれども、多勢に手なしと是非もなき事ならずや、永保年中は、白河院の年號にて、賴義父子安倍の賴時、及び貞任宗任征伐廿年の後也、岩城の說何れの書に有りと云事を知らず、岩城百澤寺と稱し別當あり、除地三百石餘、八朔より重陽に至るまで、七日の間潔齋して山に登る事あり、女人は制禁の山なりといへり、思ふに安壽姬を祭りし山なるに、何とて女人を禁ずるやいぶかし、女を嫌ふ神も佛も有まじきに、國を傾け城を傾るといふより、山も傾けんとて、國々に女人禁制の山多し、婦人の身には迷惑なる事ならずや、

僧盟曰、不知旨、不戀、搜寺內及紙籠、梯折而拆三郎履、不遂歸去焉、寺主豫聞其來由、自負紙籠到洛、卸七條朱雀權現堂、出兒別去、津志王往攝州天王寺、阿闍梨憐養之、於是洛西梅津何某、祈養子清水觀音、因夢想來于阿闍梨許、請津志王爲養子、而出系圖書語譜言滅家行狀、上洛奏之、帝糺是非、赦正氏流刑、賜本領、且賜譜者領地於津志王、津志王奏、請以丹後越後佐渡中若干鄕代之、帝許之、因自赴丹後、國分寺爲旅館、住僧怖領主不意入來而出奔、(永保二年正月十六日安壽須命、時年十六、津志王年十三、未過半歲出世也、)搜求之懇謝厚恩也、銘大夫同三郎首、往佐渡尋逢盲母、(溺泣失明)至越後殺山角大夫親族、以安壽之靈祭爲神、

按再起家也、出於安壽之處、祭神亦宜也、俗以爲五十四郡國主者非也、唯可信夫郡岩城郡領主平、名曰岩城判官、(幸川勝之後胤)又安壽在丹後時、呼名曰信夫、准故鄕郡名也、永保者、白河院年號、而源賴義父子、誅戮安倍賴時及貞任宗任等之後當二十年、源義家攻滅清原武衡家衡等之前當十年矣、而岩城與津輕岩城山、南北隔百餘里、祭之也、未審、如津輕亦兼領之耶、

〔東遊雜記〕二岩城山は、弘前より麓まで二里八丁、夫より頂に登る所、曲道の坂三里、四季に雪ありといへども、此節殘暑強くして雪なし、岩城とも權現共稱する小社あり、祭神詳ならず、永保年中の頃、此地の主に、岩城判官正氏と云人、在京せし間に、讒言の爲に、西國に流さるゝ、正氏に二子有り、女を安壽姬、弟を津志王丸と云、父を慕ひ、母を伴ひ西國へ下らんとす、越後の國にて、人買にかどはされ、母は佐渡の國へ賣渡され、二人の兄弟は、丹後の國由良の湊山莊大夫に賣られ、奴婢となりて追ひ遣はる、津志王丸猶父をこひて、此家を逃去り、或寺院に忍びて難を遁る、安壽姬は、津志王丸を隱し落せしと、山莊大夫父子大に怒り責殺せり、其後故ありて、津志王丸本領安堵す、是によりて山莊大夫父子、并人買の一類を誅罰せらる、いつの頃よりか、津志王兄弟の靈を此山に祭りて、岩城權現と稱す、此故を以て丹後の人、津輕の地へ入ればわざはひ有りとて、一人も來らずと云、此怪事は先達も聞し事にて、信じがたくおもひし所、此度御巡見使御下向に付、江戸に於

岩木山神社

名稱 祭神 社地 神領 社價

岩木山神社ハ陸奧國中津輕郡岩木村岩木山ニ在リ、現今國幣小社ニ列ス、

〔和漢三才圖會 陸奧 六十五〕岩城山權現

祭神 未詳〈寺之境內、亦有勸請之社、〉

〔官社祭神考證 下〕岩木山神社〈三座 式外 陸奧國津輕郡百澤村〉

社說曰、祭神宇都志國玉命、多都比毘賣命、宇賀能賣命、

弘前藩神社帳曰、祭神顯國魂命、宇賀能賣命、大山祇命、〈今云、此大山祇神ハ誤ニテ、社說ニ合ハザレバ採ラズ、〉

按ニ、神社帳ニ載ル所右ノ如クナレド、社傳及ビ土人ノ口碑ニテハ、一座タツヒビメ命ト云フト云リ、サテ此タツヒ毘賣ハ多紀理毘賣ノ轉訛ニシテ、胸形三女神ノ一柱ニマセリ、

〔和漢三才圖會 陸奧 六十五〕岩城山權現 在津輕弘前之南 社領四百石 眞言 百澤寺

本社在百澤寺上山、登凡三里許、自八朔至重陽之中、七日潔齋可登、他日不許、而女人結界山也、俗云、津志王丸、祭姉安壽之社、故於今丹後人不許登山、如推參者、必受神祟云々、元祿年中有修復、諸堂最花美、凡當山與南部岩鷲山、共似富士之形、故稱奧之富士、

ふじみずばふじとやいはん陸奧のいはきの嶽をそれと詠ん

相傳、昔有當國領主岩城判官正氏者、永保元年之冬在京中、爲讒者謫西海、本國有二子、姉名安壽、弟名津志王丸、與母伶俜、過出羽到越後直江浦、有山角大夫者、每勾引人賣爲業、遇彼等于逢岐橋、乃謂之、母與婢女〈名字和竹〉賣于佐渡、二子賣于丹後由良山椒大夫、買取之爲奴婢、而負載薪牧之勉甚過分、姉頻勸欲教弟遁去、事風聞灼鐵印額、然懷中地藏代苦無痕、而弟遁去、責姉拷問、誓不白行方、終責殺焉、既而津志王、逾入國分寺、乞抱園庵主諾、藏古紙籠中、繫於梁上、而讀經無他、大夫父子等、追來尋之、雖

於是爲地名、於歌林亦所稱、山間有岩窟、濶三尺、高一丈長二間許、內藏銅臺、置馬首佛一尺四寸大日一尺五寸虛空藏、一里餘而山下有往昔寺址、平城帝大同中、慈覺開基、號滿德山寶福寺、今荒廢、隣大岳而有山、曰赤澤山、山上有鐵駒二、長四寸、又有鐵佛負兩翼、土人曰之天狗佛、共在山頭、渾其山岳地形、非凡境焉、

古事類苑

神祇部八十五

駒形神社

名稱

駒形神社ハ陸中國膽澤郡金ヶ崎村駒形山ニ在リ、現今國幣小社ニ列ス、

〔延喜式神名十〕陸奥國膽澤郡駒形(コマカタノ)神社

〔伊呂波字類抄古諸社〕駒形神社陸奥國膽澤郡七座內

祭神 社地

〔神名帳考證陸奥〕駒形神社

木股神　古事記云、木股神、

〔神社覈錄陸奥三十三〕駒形神社

祭神詳ならず　上伊澤駒形峯に在す

神階

〔文德實錄三〕仁壽元年九月辛未、進陸奥國駒形神階、加正五位下、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年六月十八日乙卯、授陸奥國正五位下駒形神從四位下、

雜載

〔奥羽觀蹟聞老志十膽澤郡〕栗駒山

土人曰之神駒嶽、山岳峻嶮、西跨仙北、東蟠奥州栗原磐井之高山、而西根長澤桃園永德寺數村遶山麓也、絕頂曰大日嶽、其亞者曰駒形、半腹有叢祠、曰神馬社、往古有神馬、而常遊山岳、死後瘞之峯頂、立祠祭之、故稱神馬嶽、神名帳所謂駒形神社是也、其山極峻、至晚夏宿雪猶不消、其殘雪之狀、自然爲奔馬之勢、而如具首尾耳鬣脚蹄之形、人以爲是乃神妙之所現于此也、如今望之、近郊山頭、即果如其言、

大明神、右宮香取大明神、左ニ和泉三郎ガ寄進ノ鐵燈籠有、戸ビラニ銘有、本ニ寄進文治三年七月十日和泉三郎忠衡トアリ、

〔東遊雜記 五〕鹽竈大明神、祭神味耜高彥根命にて、當國一の宮也、社塔花美にして、別當法蓮寺と云眞言宗の寺也、社家數多にて、春日阿波守、阿部出雲守、鈴木因幡守、三家を以て頭とす、社領十五貫文、神供料十七貫文、都合三十貳貫文、仙臺侯より寄附あり、相傳ふ當社の明神、初て鹽を燒事を民にをしへ給ひしと云、別宮に鹽土翁と號せるあり、此翁の鹽を燒し事にや、定て社傳にこそ委しかるべし、爰に記は、案内者の云ひしを少しじるし置もの也、此社より安產の守出る、是を世に鹽竈の守と稱して、大に信ずる事なり、門の傍に文治三年和泉三郎忠衡の獻せる銅の燈籠あり、至て古く殊勝に見えて、古しへを思ひ出しぬ、丸くせし燈籠にて、凡六尺廻りに見え、銘は高く鑄付て有り、然れども青錆深く構結まはして、側によられざる故に、老眼見えわかず、和泉三郎忠衡文治三年とある文字明に見ゆるなり、樓門の額に正一位鹽釜社とあり、此額は酒井雅樂頭侯の御筆といへり、何れの雅樂頭侯の時にや、案内者も知らず、

〔東奧紀行〕十月朔、〇中略過安寧村比丘尼坂、又經今市南宮二村、此間祀志波彥神、正與鹽竈神爲一、華表扁曰延喜式內志波彥神社、按源君美說曰、太古有宇比智邇須比智邇二神、實始開鹽土之利、以贍民用、此郡所祀、所謂宇比智邇神也、栗原郡高清水驛有志波姬神社、乃祀須比智邇也、〇中略至鹽竈村、有碑、近世僧某夢中感佛、三夕建碑、以表靈異、焉拜鹽竈祠、祠宇儼然、崇祠爲闔境第一、觀和泉三郎忠衡所奉古銅燈、有銘、前衆云、文治三年等數字僅可讀、而暗鏽不可復辨、宿于鹽竈街太田某氏、是夜夢中得境隣松島夢先遊句、晨起晴彩溢窻、喜甚、十一日將貫舟發千賀浦、拜觀神竈在本祠南二町許、竈四半瘞于土、不屋、其上經各可五尺、蓋源君美所謂二神所用以煮鹽土也、少西數步有法蓮寺、是曰寺崎、遂上舟、

の水色、たちまちに變じて奇色をあらはす、往古より毎々しるしありといふ、釜の大さ、わたり四尺餘深さ纔に二三寸、或は四五寸に不過、みな少しづゝの大小淺深ありて、四つともに同じからず、みな甚淺くして、足なく鍔なく、其形たとへば家々常に用ゆる所の丸盆の如し、全體鐵にて作りたるものにて、其あつさ三寸計もあり、不相應に厚きものなり、實に神代の舊物にして、五百年千年の物にはあらず、傳へ云、鹽竈明神、上古の世、此地に降臨ましまして、初て此釜を鑄玉ひ、海潮を煮て、鹽をとることを人民に教へ玉ふ、今に至るまで、天下鹽を食ふ事を得て、明神の德を蒙る、今に其時の釜の殘れるなりと、誠にさも有ぬべく見ゆるものなり、されど釜甚厚くして、中々物を煮るの用に立べくもあらず、上古は世富るゆゑに、薪澤山に、人民閑暇なれば、是程の物も用に立けることにやいぶかし、又釜殿の三四軒ほど東の町家の裏に、牛石とて牛の臥たる如き石あり、是は明神の鹽をやき給ひける時、其鹽を脊負たりし牛なりしが、後に石に化したるなりといひ傳ふ、然れども是は尋常の物に見えて、奇とするにたらず、たゞ釜は誠に上古の舊物にして、神物ともいふべし、播州の石の寶殿と、此釜は實に奇物なり、

〔奥州筋巡見自分日記〕九月〈天明八年〉廿九日、松島御出立ヨリ、鹽竈町ヘ御著船、御釜ノ宮御巡見アリ、

神體鹽筒尾尊、御宮一間四方ナリ、

松平陸奥守殿〈伊達氏〉領分鹽竈町御休、御宿德左衞門、

當所鹽竈大明神社御巡見アリ、裏門ノ鳥居額ニ、奥州一宮トアル、夫ヨリ坂アリ、右ニ別當社人社僧ノ家アリ、

別當眞言宗法蓮寺　神主三人、社人二十八人アリ

寄附永十五貫文　神事領永十七貫文

左ニ御供堂アリ、門アリ、右左ニ燈籠アリ、右ニ別宮アリ、鹽土翁ナリト云、本社七間四方、左宮鹿島

不ㇾ遠二千里一而來游、安得レ恝乎已、乃不ㇾ遑ㇾ期二他日一、亦不ㇾ遑ㇾ藏二我拙一、引ㇾ筆作ㇾ記以贈、生名知明、于ㇾ時安永戊戌夏四月望前一日也、

〔東遊記 二〕鹽竈

奥州仙臺の東北四五里に、鹽竈といふ町あり、鹽竈明神を祭る地故、其所の名とす、甚繁花の地にて、家數も千軒にあまり、遊女などもありて、仙臺邊の人の遊與の場所なり、海に添ふ地ゆゑ、船も入りて殊に賑なり、鹽竈明神の宮居、甚廣大美麗にして、去年京を出しより、いまだ見ざる所なり、一國の人甚尊信して、月參或は講參りなど、ゝて、九州の人の宰府の天神に詣るが如し、其ゆゑに旅館なども大にして又多し、酒魚物に至るまで富り、此社の門を入りて、左の方に鐵の燈籠ありて、網の蓋ありて、其上に九輪の如きものあり、塔に似たり、臺も鐵にて作れり、此臺と火袋の所鐵にて、眞の古物とみゆ、蓋より以上は新物なり、さて火袋の前面の上に鑄付たる、和泉三郎忠衡敬白の文字あり、秀衡鎭守府將軍たりし時、其子の三郎寄附せしと見えたり、其時の俤見えて、むかし忍ばしくおもはる、此燈籠の前に、杉板に書付たる假名文章、此燈籠の事をしるせるを掛たり、召具せし養軒よみて、さてもよき文章なり、東北國にて、此ごろ見及ざる事なりといひて、大に感ず、いかなることをか書けると讀て見るに、芭蕉翁の奥の細道といへる書に出たる、此燈籠のことを書ける文章なり、養軒は和文の事も知らず、俳諧の道はさらなり、芭蕉といへる名をだに覺えぬ程の者なるに、よきものは誰が目にもよきと見ゆ、それより町に下りて、釜殿に至る、本社とは四五丁をへだてたり、神代の釜とて、玉垣ゆひ廻して、其中に釜四ッを並べたり、是を見るに、誠に希代の神物なり、釜の内みな各潮水を貯ふ、其潮の色赤きあり、靑きあり、紫あり、四ッの釜みな潮水の色を異にす、鹽水ゆゑに、此釜の鐵氣出て、水の色を變ずるにや、毎年七月十日早曉、社人齋戒沐浴して、此潮を汲替る事なり、此釜は神物ゆゑに、何事にもせよ、此國に變異ある時は、此釜の中

也、有欵識、字細文長、摩泐難讀、東少下則法蓮寺、乃奉祀者也、又出于市中、渡橋而南行、街中有小祠、側置古釜四、祝奴來語曰、此往古明神所煮鹽物也、釜中之水、大旱不涸、尤妙眼疾、人皆洗眼、余笑曰、無患之目、何以試其靈乎、

〔をしまのとま屋〕十四日〇明治八年八月、みのかさきて、よぼろにおるべきさせで、おほがまみやうじんにまうづ、いしのきざはしたかくのぼりて、ろうもんよりいれば、みつのみやだちいとかう／＼し、文治のみぎせさいふさしだいつみのさむらうがたいまつりしくろがねのとうだい、いほまりやそぢいつとせの、おもをがさねてちりばめたるもじ、かずかなるもあはれなり、うおろのさかをおりて、おほがまのかみの、おほやきたまひしといふなる、かなへよつまつりおけるみやをすぎて、むかひのをかのべにのぼりつ、ぬかりみちふみもためず、からうじて、野田の玉川のあとにいたる、

〔漫游文集三〕游千賀記

維昔創開煮海之利、以厚民生、其神曰鹽竈、我先王之制、祀以禝焉、其祠在奥之千賀、儼然廟貌、維山巖巖礴道一百餘級、門廡相聯、翠宇彫檻、紫軒文棂、神光頻々作、威作福、其民以敬焉、祝司僧巫、並置以守焉、皆邦君之祀典也、余今遊來而謁祠、因睹神釜者、釜凡四口、其三經四尺有咫、其一除八寸、高可八九寸、厚三寸強、其色深綠、振古銹而不變、釜側有護神小祠、土人云、其邦有殃、釜中水色爲變矣、此是神聖之世、煮鹽之器、夏彝周鼎乎哉、孰復記年歲乎、亦惟萬古往而萬古來、余今睹斯神物、亦復一時哉、慨然之思悚然之敬、久而不衍、乃命御行李、遂訪祝司藤家生、生則好古之士、素聞其名矣、一識如故、延余於望華之亭、且望且觴、雲烟之間、乾然于東洋之上者、僉華耶、如是下物、胡辭一醉、主人乞言於余、然不朽今日、余豈敢當、〇中略其人善待客、夜間爲余、揭祠前鐵燈籠銘、以贈明日之行、其雅致如此、燈籠藤忠衡、文治二年所遺、距今五百年所、亦令人慨然、遂並記、亦惟萬古往而萬古來、余豈敢因不朽今日乎、業已

奥出羽一國ニテ候シ時コソ、陸奥國トハ申タレ共、兩國ニ分レテ後ハ、出羽ニ侍也、彼國ニ御坐シテ尋給ヘト申ケレバ、即出羽ニ越テ、阿古野ノ松ヲモ見ダリケリ、彼老翁ト云ケルハ鹽竈大明神トゾ聞エシ、加樣ニ名所ヲバ注シテ進セタレ共、勅免ハナカリケル、

〔都のつと宗久〕ゑほがまの浦に行つきぬ、卽神體はやがてゑほがまにてわたらせ給ふ、御前につやし侍りぬ、〇中略

有明の月と、もにや鹽がまの浦こぐ舟も遠ざかるらん

〔奥の細道〕鹽がまの明神に詣づ、國守再興せられて、宮柱ふとしく、彩椽きらびやかに、石の階九仭に重り、朝日あけの玉垣をかゞやかす、か、る道の果、塵土の境まで、神靈あらたにましますこそ、吾國の風俗なれといとたふとし、神前に古き寶燈あり、かねの戸びらの面に、文治三年和泉三郎寄進とあり、五百年來の俤、今目の前にうかびて、そゞろに珍し、

〔續奥の細道蝶の游〕二鹽竈松島の記

そも〳〵此鹽がまの浦は、松島にならびつゞき、扶桑第一の美景なり、白玉の緒絶の橋とよみしは、六社明神の前にかゝりたり、明神は當國第一の社なり、木立ぶり神さび、石のきざはし百重にたゝみあげ、樓門のいよやかに構へ、廻廊ゆるくめぐり、社壇目出たくかゞやき、切れる石の中經は、糸して引が如く、こまやかなる敷ける石は、洗へる大豆に似たり、石唐銅の燈籠數も知らず、なかにも和泉三郎寄進の燈籠は、形輪塔の如く珍らし、傍には社家社僧門を並たり、麓は民家軒をつらねて、千賀の浦につゞく、民家のうらに、明神の器なる鹽釜有り、

〔東奥紀行〕予有山水之癖、欲探東奥之勝、舊與門生田氏之子謀焉、寶暦庚辰七月起程、以初五日侵曉跨馬而出、〇中略行出於大道、經比丘尼坂、抵鹽竈、〇中略少行則有石華表、北向陟磴、磴甚急峻、入隨身門、謁鹽竈祠、結構鉅麗、廊廡四繞、銅燈籠累々盈庭、實亦大國之總祠也、門右有鐵燈、文治中、泉三郎所奉

詠和泉忠衡古燈詩并歌

藤塚知明

無足謂鐙有足謂錠

人口存名勇義聞、器容無足錠鐙分、月明扉上千秋影、相照長掛不朽文、

剱大刀、名遠裳傳底、燈乃眞鐵能扉、千代毛見良國、

牛石明神

往昔鹽釜の神、食鹽を始て製したまひ、人民に施し玉ふ時、つかはしめ玉ふ牛、今に化して石となる、御釜神社に近き、町家のうら小池の中にあり、常には水たゝへて、わづかに背のみ見ゆ、毎年七月六日、其水をさらふ事あり、此日世人全像の奇絶なるを見るのみ、仍て他日至れる遊客の爲に是を圖して、世に布ことしかるなり、

〔春日權現驗記 一〕むかし我朝、惡鬼邪神あけくれたゝかひて、都鄙やすからざりしかば、武甕槌の命、是をあはれみて、陸奧國鹽竈浦をあまくだり給、邪神靈威におそれたてまつりて、或はにげさり、或はしたがひたてまつる、

〔源平盛衰記 七〕日本國廣狹事

一條院御宇、〇中略實方ハ、中將ヲ召テ、歌枕注シテ進ヨトテ、東ノ奧ヘゾ流サレケル、實方三年ノ間、名所々々ヲ注シケルニ、阿古野ノ松ゾナカリケル、正ク陸奧國ニコソ有ト聞キシカトテ、此彼男女ニ尋問ケレ共、敎ル人モナク、知タル者モナカリケリ、尋佗テヤスラヒ行ケル程ニ、道ニ一人ノ老翁アヘリ、實方ヲ見テ云ケルハ、御邊ハ思スル人ニコソ御坐レ、何事ヲカ歎給ト問、アコヤノ松ヲ尋兼タリト答ケレバ、老翁聞テ、最情ゾ侍ル、是ヤコノ、

ミチノクノアコヤノ松ノ木高キニ出ベキ月ノ出ヤラヌ哉

ト云事侍リ、此事ヲ思出ツヽ、都ヨリ遙々ト尋下給ヘルニヤトイヘバ、實方サニコソト云、翁曰、陸

延寶六年因青山君〇伊達氏之命、尋問諸邑之古老以記之、一說除奏社赤沼松島松崎之四社、加花淵濱大根明神、市川邑阿良波波岐明神、春日邑春日明神、鹽釜邑籬島明神之四社、

〔奥羽觀蹟聞老志〕七上宮城郡 鼻節神社

色籬島以東、阻海上二里餘、嶺上有神祠、鄉俗曰花淵神社、其山下曰花淵濱、當本社東南、樹林森々、祠西、卽有吉田東宮兩社、共鹽釜末社也、

鹽釜社家舊說云、岐神先天降于鼻節濱、延喜式所謂鼻節神社是也、猿田彥大神、御形以鼻節曰鼻節神社、而後遷座于鹽釜浦云、鼻節神社、今爲鹽釜末社、

〔續日本後紀〕十四仁明 承和十一年八月丁酉、奉授陸奥國无位鼻節神從五位下、緣有靈驗也、

〔延喜式〕十神名 陸奥國宮城郡鼻節神社名神大

〔延喜式〕三臨時祭 名神祭二百八十五座〇中略 鼻節神社一座陸奥國

〔朝野群載〕六神祇官 神祇官謹奏

天皇我御體乃御卜爾、卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略 坐陸奥國、〇中略 鼻節神、〇中略 社司等依過穢神事、祟給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、〇中略

此等貳條事、行治忌愼給波、御在所平氣久可御坐狀、卜供奉給止波久奏、

以前太兆爾卜供奉留、御體御卜如件、謹以申聞、謹奏、

康和五年六月十日　　宮主從五位下行少祐卜部宿禰兼良

中臣從五位上權少副大中臣朝臣輔淸

〔陸奥名碑略〕奥州一宮鹽釜社內和泉三郎寄進鐵燈

鹽釜神社の社內、西南の隅にあり、こは奥羽押領使、鎮守府將軍藤原秀衡の三男、和泉三郎忠衡寄進の獻燈なり、〇中略 今は燈扉の朽損を恐るが爲に、神庫に收むといへり、故に今は見る事かたし、

雜載

鹽釜大明神(○中略)

別當眞言宗法蓮寺、神主三人、社人二十八人アリ、

〔封内風土記(四宮城郡)〕金光明山法蓮寺、眞言宗、京都仁和寺末寺、一宮別當、不詳何時何人開山、傳云、後奈良帝天文中、富鏡僧正中興、寄附百五十石之地、傍院社僧十二院、賜百六十三石餘之地、 相應院、法蓮寺傍院、眞言宗、以下至和光院、稱故六供、共不詳何時開基、 建立院、同上、 護運院、同上、 送奏院、同上、 上壽院、同上、 和光院、同上、 文殊院、同上、以下至普門院、稱新六供、東山帝寶永中開基、 疊持院、同上、 彌勒院、同上、 地藏院、同上、 能滿院、同上、 普門院、同上、

〔奧羽觀蹟聞老志(七上宮城)〕鹽竈神社

鄉老說鹽釜末社者多、一曰青木(在竈社畔)、二曰奏社(在市川村)、三曰浮島(去本社一里餘、在浮島村)、四曰鼻節(去本社東五六里、在花淵濱)、五曰石根(去花淵五里、在海上)、六曰吉田(在吉田洲)、七曰籬島(去本社以東五六町、在海上)、八曰東宮(去本社東南三里、在東宮濱)、九曰松島(去本社海上四里、在桂島)、凡九區、

又曰、一曰只洲(或作古內村)、二曰北宮(春日村)、三曰小刀(澤乙村)、四曰柏木(笠神村)、五曰冠川(岩切村)、六曰南宮(南宮村)、七曰奏社(市川村)、八曰浮島(浮島村)、九曰梅宮(吉津濱)、十曰吉田(吉田濱)、十一曰東宮(東宮濱)、十二曰鼻節(花淵濱)、十三曰石根(松濱海上)、十四曰籬島(鹽釜海上)、十五曰桂島(桂島上)、凡十五區、俱末社也、

奏社神、鄉人以爲、其地在本社前道、傳祈祝之言於本社之神也、按啓蒙作總社字、爲大己貴命、勳八等正一位總社伊和大明神也、在播磨國飾磨郡姬路城中也、蓋此神歟、奏字誤傳之者、未可知焉、奏社號亦可怪、

〔封内風土記(四宮城郡)〕鹽釜社、(○中略)法蓮寺記云、末社有十四、東宮濱東宮明神、吉田濱吉田明神、花淵濱鼻節明神、笠神邑柏木明神、同邑浮島明神、市川邑奏社明神、南宮邑南宮明神、岩切邑冠川明神、澤乙村小刀明神、春日邑北宮明神、赤沼邑赤沼明神、吉津村梅宮明神、桂島松崎明神、松島明神(其處不分明)、是

神職社僧

沈みしとぞ、其處を今釜が淵といふなりと云り、

〔東遊雜記　五〕鹽竈浦へ著船、○中略町の間に、鹽筒尾命の社有り、側に大釜四ッ有り、社人云、古へ此釜にて、明神鹽を燒玉ひし物語す、釜中に水あり、いかなる旱魃にても涸ずして、眼病を洗へば治すといふ、寄られぬやうに柵を結廻し、戸を開て側に寄る事也、下は土中にうづめて有、深サ五六寸ばかり、所々われて、連石(シックイ)を以てもらぬやうにし、釜四ッを、四ッ目の如くにすゑてあり、釜中の水に汐のさし引ありと、社人耻しげなる體もなく申もをかし、世の中にはかゝる埒もなきもの多きものなり、按に陣釜の底ぬけしを土中に埋め、夫に連石して水を溜しもの也、東都の鍋屋には、底ぬけの大釜は數多有るものにて、珍らしからぬものながら、此所の釜は至て古く見ゆる、是こそ頼義公義家公、當國征伐有りし時の陣釜と稱しなば、頼母しかるべし、實は陣釜ならん、土人云、鹽釜は本七具の釜なれど、三具ひかれて、四具の鹽釜四ッは此所に有り、一ッは釜が淵の海底にあり、一ッは仙臺の城下、南木町のうち、奥福寺と云寺の地中にあり、今一ッの釜は有所知れず、何れも明神の鹽を燒給ひし釜故に、靈有て參詣せる人ありと云、

〔和歌童蒙抄　二地〕鹽竈

ミチノクノチカノシホガマチカナガラカラキハキミニアハヌナリケリ

ムカシミチノ國ノ守、鹽ガマノ明神ニチカヒ申コトアリテ、ヒトリムスメヲイテマヰリテ、此神ノ寶殿ノ內ニオシイレテ歸リニケリ、此娘啼悲シミテ、神殿ヨリサシ出タリ、父コレヲ見ケルニ、コヽロマドヒニケリ、是ヨリ此神ノ命婦ハ、宮司除カザラン限リハ、オヤコタガヒニ見ユマジトチカヘリ、年ニフタヽビノ祭ノ日ナラデハ、人ニ逢見エズ、件ノ娘ノ子孫、今ニツギテソノ命婦タリ、

〔奥州筋巡見自分日記〕九月○天明八年廿八日、松島御出立ヨリ、

文王之旋蟲乎、言利世之制、乃在于夙沙之前、〈夙沙乃黃帝臣、初作煮海鹽者、〉言救民之功、復亞于后稷之下、今也身生于千載之後、而目視于萬世之奇物者、豈匪天幸之賜乎、或曰、上古所具、其數渾六竈、說者曰、囊昔有大盜、竊其二口、載之扁舟去時、其人手足忽痿痺不能起焉、故恐怖遁投海中、其地今去離島已八九町、現存其蹤、人呼曰竈潭、水波與他處異、時有覆其舟者、因過者敬畏焉、其來遺竈存四口也、予曾念豈夫然哉、妄誕之甚者、不足信其說焉、實不詳神器之由者、附會而爲之辭也、今熟視彼神器、其制是矣、人爲凡作之能所及耶、實上代神造之物也、如彼姦盜、胡容易扛得而去哉、擧六口說者、是亦習聽六社明神之義、後世一般好事之徒、遑牽合附會者也、抑此神器也、國有不祥、則竈中之止水、必變色而示凶焉、或靑黃、或紫紅、其應變不可窮、於是人或識妖孽災異之兆、而每々恐懼修省焉、可尊之靈器也、然則此神竈也、神代之舊物、而神之格思、不可度思、矧可射思、我州人於該封內之舊物、所知者獨多賀壺碑而已、然彼也、是歲乙巳、去天平寶字六年壬寅、凡九百九十年、奚比並於神代之悠遠哉、故予多年費考索之力、如今得其說及于茲、實爲往古神社祭于此者、更無疑也、且擧神器之妙用、而具論其興廢尤盡、視者乎其心、易其氣、聊不容私意于其間、左祖于予說、而庶幾革先入之誤、信神器之尊、則是所謂不以人廢言之美、實不鄙哉、仍辨論其顚末如斯夫、

〔倭訓栞十一〕しほがま

奧州鹽竈明神に、古代の物と見えて、釜四ッあり、もと七ッありしが三ッは失たりとぞ、

〔玉勝間十一〕みちのくの名所

鹽竈六社大明神、仙臺より四里半ばかりあり、此國にて最も大社なり、其宮の下に、鹽燒竈といふあり、大きなる圓盆(マルボン)のごとし、此物の中に、つねに潮九分目ばかりありて、いかなる旱にも減ることなく、又洪水のをりも增ことなく、おなじことなり、いとあやしきものなり、海ぎはより三四町ばかりはなれて、市中石段の上、いがきの內に五つならびてあり、もとは六ッ有しに、一ッは海へ

予竊考古代之神址、如今之宮社、蓋非往古所祭之地審、（是一篇之大本）想夫古之社址者、乃今之市店、安神竈者是也、斯地乃和歌所稱、千家浦者此處也、仍世人呼千家鹽竈者、其名始出乎茲、（其號之所因、以上代所燒之鹽竈在千家之地、而茲稱其名者也、）且夫今言著見者、則崇光帝朝（九十八世天子）觀應中、（去今已三百八十年）丹州人釋宗久者、東行吟詠于路次之佳境、輯爲一篇、名號都產、其紀行有言曰、行々至千家鹽竈、其神體殖鹽竈也、仍宿茲以證焉、又古稱此竈乃自太古所相傳來者、往昔老翁、降于此江濱、而始煮鹽、以敎民于將食養厥、自是吾朝、始知於資滋味、利生民焉、故尊其器而稱神明、呼其地而名鹽竈浦者、實據乎此也、依後世貴厥厚德、重厥盛功、建祠于此所、以直崇奉神體也、以紀行而考之、則宗久經過之時、神祠存、州民鄉俗、崇敬猶往時、然宗久直指此舊器、而乃言神體者、是乃現聞州人之所傳、親見鄉黨之所崇、筆之紀行、寫之文字之證、奚夫容疑于其間哉、然不察天賜永久之利出于此、而其名傳于不朽、實可憾焉、且今社家說、言別宮社人司竈祭、則禮奠雖失其事實、半存之證、亦可併考、然則往昔此地、有神職家、而歷世司其宮祠、行其祭禮也、尤無可疑也、當斯之時也、未混浮屠之非祭、惟粹然上古之神道、相授受之也、無間斷、而猶傳其禮奠于後世者、亦可考見也、爾後當黄門君（○伊達政宗）起土木之時、而其神祠、依舊在營舍中、湫隘牢狹、殆無緣致于輪奐富麗、且其地在行路馬蹄之間、則猶恐厥褻瀆、仍相攸于山頭、擇基于淨地、以遷宮祠、而祀之、鹽竈社乃依舊、此時神道益衰微、佛法愈熾昌、世之信神道者、亦多是陷浮圖之弊、遂以兩部習合、而致尊信者、往々皆僉、是以黄門君、新建一寺、始稱之法蓮寺、自是彼浮屠之徒、雜居于神職社家、而移先世之祭禮、以混爲習合焉、爾來因循苟且、而不悛焉、妖僧之徵、大得其志、而誇己之術、奪神人之權、每々輕神威、蔑社家者、引來掾去、遂至以固無智妄作之迹、識者尤可憤激之甚者也、自是以降、人恬而不怪、習而爲恒、妄重新宮、而却踈舊址也久、爾來獨崇山頭、而不知眞靈威之寓、此神竈焉、擧國皆僉、剩詣宮社、納拜者、歸路經市店之次、徒瞥視竈社過了、可謂輕慢神靈之尤者也、蓋此神器也、太古神代之舊物、言其久、則與三種寶器相先後焉、言其貴、則上世神明之作也、言其重、則人間始知煮鹽之利、豈埃禹王之九鼎與、

神釜

〔東奥紀行〕鹽竈大明神

正月廿八日臨時祭、ねりものわたる、七月十日神事、流鏑馬神樂あり、

〔袖中抄九〕しほがまのうら

能因歌枕云　　鹽竈宮

此神は、田村將軍、討夷之時、五万八千人之兵粮をかしぎたる竈なり、ちかのおほかまとぞいふ、

〔藻鹽草十七鹽度〕竈

ちかのしほがま（奥州にあり、是は昔田村將軍、討夷之時、五万八千人の兵粮かしぎたるかまなり、こゝにしほがまの明神と申神おはしますと云々、）

〔都のつと宗久〕しほがまの浦に行つきぬ、卽神體は、やがてしほがまにてわたらせ給ふ、御前につやし侍りぬ、

〔奥羽觀蹟聞老志七上宮城郡〕神竈社

按往古建神祠于此、而直祀神竈者是證也、宗久（〇都のつと記者）固親經直視者、可謂實記不可疑者也、上古唯附此神竈而祀之、故神號字亦出于此焉、然此器乃上古神明自煮鹽之具也、

〔奥羽觀蹟聞老志七上宮城郡〕神竈社

神竈凡四口、在南方者二口、東竈徑四尺八寸、西竈徑四尺、在北方者二口、東者四尺八寸、西者四尺八寸、有國殃則釜中水色各爲變、或紫、或黃、或赤、或靑、其色不同、於是恐妖孽之兆而祈之、（此水、以七月十日昧爽、以新水而易舊水、以此爲例、）

去本社南二町餘、在市店後、鄉人曰、往古有六口、昔盜人、載二口于扁舟去、其人手足痿痺、恐懼投于海中、色島邊今猶在、曰釜淵、水面紫廻、盤渦頻生、或爲風浪沒其舟焉、過者必致敬畏去、

或曰、往古有十四口、（二口野田、一口釜淵、四口四竈、二口伊澤鹽釜、一口黑川志戸田、）二併此四竈、其說難信、

〔奥羽觀蹟聞老志七上宮城郡〕鹽竈社址審定考

〔朝野群載六神祇官〕式外神社進合御卜證文同○康和六年六月御卜、坐陸奥國浮島、鹽竈、鳥海、三箇社、○中略皆是雖爲式外、已合御卜了、○中略

康和二年六月二日　　宮主外從五位下行少祐卜朝臣

〔諸神記〕一諸國一宮神名帳

鹽竈大明神　　陸奥國○又見諸社根元記

〔鹽竈神社祭神考〕諸神記に、陸奥鹽竈大明神一宮とあれど、大日本一宮記に、都々古和氣社、大己貴男高彥根陸奥白河郡、とある方こそ正しげに思はるれば、鹽竈明神は、一宮にはあらざるなり、

神領

〔延喜式主稅二十六〕諸國出擧正稅公廨雜稻

陸奥國○中略祭鹽竈神料一万束、

〔吾妻鏡十一〕文治六年○建久元年二月六日庚寅、辰刻奥州飛脚參着、申云、○中略方々勢共中、入鹽竈以下神領、不可現狼藉云云、

〔封内風土記四宮城郡〕鹽竈祠、○中略昔山君伊達氏之世、靈元帝貞享二年乙丑十二月、有鹽竈邑中之年租、及金二百五十兩、可每歲計邑中戶口而頒賜之、且免許鹽竈市店之諸役、他邦自國之商舶、材木運送之諸船、自今以來可來著于此浦之命、○中略寶永元年甲申九月、○中略寄附祭田百七十石之地、社家二十九人、賜五百五十二石餘之地、

〔和漢三才圖會六十五陸奥〕鹽竈六所大明神　　社領千四百石

祭祀

〔奥羽觀蹟聞老志七上宮城郡〕鹽竈神社

當社大祭禮七月十日也、以潮滿時供御膳、祭鹽土老翁之故也、同月同日、於常陸國鹿島、有奥國歸伏之大祭禮云々、或云、鹿島同體、或云、鹿島之御兄也、故此地先祭之云、每月十日及申酉日、爲緣日也、

〔封内風土記四宮城郡〕鹽釜社、○中略每歲七月十日祭禮、有流鏑馬、正月二十八日臨時祭禮、

焉、爾後元祿六年癸酉、後大守羽林綱村朝臣、遷只洲宮於城外三里古內邑、而爲別社、然後新造營于斯地、以武甕槌命爲左宮、以經津主命爲右宮、以岐神爲別宮、併三座、以號陸奥國一宮正一位鹽竈大明神、蓋此擧也、皆所以據神代書而裁斷其位次者、良有以哉、且請卜部兼連朝臣、草宮社緣起、關白基熙公親筆之、其書藏諸神庫、以爲至寶焉、可謂悉其衷誠、而增國光、以致莊觀者也、

〔和漢三才圖會　陸奥六十五〕鹽竈六所大明神　在千賀浦

祭神一座　味耜高彥根命（大己貴尊之子、事代主命之弟、）

相傳、往昔當社明神、始燒鹽云々、鎭座時代未考、于今土人多燒鹽、此浦風景甚好、社頭花美、而無雙地勢也、

社殿

〔奥羽觀蹟聞老志　七上宮城郡〕鹽竈神社

慶長十二年丁未、前大守黃門政宗卿、（○中略）令伊達氏內馬場日向監造、紀州良匠鶴右衛門修造之、是歲六月廿日落成焉、但以貴船社而祀本社東、

元祿六年癸酉、後大守中將綱村朝臣遷社宮于城北古內邑、爲別社、自是新與經營之事、

〔封內風土記　四宮城郡〕鹽釜社、（○中略）後陽成帝慶長十二年丁未、先君貞山君、令紀州良匠鶴右衛門修造宮社、同年六月二十日、落成遷宮、（○中略）東山帝元祿八年乙亥八月、經始宮社造營之事、至同帝寶永元年甲申九月落成、同月十日遷宮、

神階

〔三代實錄　二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授陸奥國正五位下勳四等志波彥神從四位下、

〔續史愚抄　桃園〕延享五年、（○寬延元年）四月十七日辛未、被奉授正一位位記、（○中略）陸奥鹽竈神（奉行藏人左少辨說道）等、（各口宣）

社格

〔延喜式　十神名〕陸奥國宮城郡志波彥神社（名神大）

〔延喜式　三臨時祭〕名神祭二百八十五座（○中略）志波彥神社一座（陸奥國）

去多賀城址十八町餘、在鹽竈村、未詳何代祀之、以武甕槌命爲左宮、以經津主命爲右宮、共南面、岐神爲別宮、西面、併三座而號陸奧國一宮正一位鹽竈大明神、

謹按鹽釜神號出處、古來所傳說、紛々而難一定、於是先君綱村朝臣、伊達氏○請之神祇管領卜部兼連朝臣草緣起、關白基熙公書之、其說始定焉、

弘文院林恕說曰、奧州鹽釜明神者、延喜式外之神社也、紀伊國熊野之海濱、鹽屋之王子之神社同體也、伊弉諾尊御子鹽土老翁是也、始燒鹽、仍名之、其他神德不遑計、其神克感人之至誠而現効驗、因玆古者國郡、多建祠祀之、今也則兩國之外、悉斷絕云、

又曰、鹽土翁多其名、一名猿田彥、指伊勢地主也、一名道祖神、指能守道路也、一名岐神、一名事勝國勝長狹神、共同體別名也、

鹽竈社址審定考

夫奧州鹽竈者、天下之名勝、東陸之佳境也、昔古人亦言、我天子宇內之曠遠、其名地惟多、然無若斯地之壯觀者、出伊勢物語、及宗久紀行、幸在于吾封域、其勝聞於閭國也、矧實神明垂跡之地乎、是以自古建宮祠、而擬社稷、奉祭祀、以禱國祚、其神號也、於所指而異其名、不可不辨焉、或稱岐神、或稱鹽屋王子、是此伊弉諾尊子、稱鹽土老翁是也、或又稱事勝國勝長狹、是乃鹽土之別名也、自爲伊勢地主言、則號猿田彥、自克守道路言、則號道祖神、又號岐神、同其意而俱是一體別名也、中略○或曰、延喜式所載宮城郡大社志波彥神社者、所謂鹽土老翁也、志波姬、亦栗原郡大社也、按志波志保音相通、訓亦近、彥者、是老翁之美稱也、社家說曰、古來稱鹽竈六所明神者、一曰猿田彥、二曰事勝國勝、三曰鹽土老翁、四曰岐神、五曰與玉命、六曰太田命、今祀之別宮、是乃同體異名之神也、其舊說紛々也如此、然前代未詳宮社在于何地、其祭始于何人也、按我先大守黃門政宗卿、伊達氏○以慶長十二年丁未夏、經營于千家山頭、以貴船只洲兩社、而配合祭

東陸州鹽竈社、祝號祭式不載祀典、而文獻不足徵也、古今之傳莫能定于一、或曰、昔在草昧之世、武雷槌神、經津主神、以岐神爲嚮導、征是四國、平定天下、後武雷槌爲鹿島神、經津主爲香取神、岐神止于此、神皆有功于是州、州人乃廟祀之、以鹿島神爲左社、香取神爲右社、而岐神爲別宮、總稱謂之鹽竈神社、或曰鹽竈所祭之神、卽與南紀熊野鹽屋王子同、伊佐奈伎神子鹽土神也、曰猿田彥、曰岐神、曰道祖神、曰國勝事勝長狹神、皆其異稱也、美〇新井君美按神祇式、州之信夫磐城等郡、有鹿島神社、牡鹿行方等郡、有鹿島御子神社、黑川亘理等郡、有鹿島天足別神社、又亘理郡有鹿島伊都乃和〇和本香作比氣、鹿島緒名太等神社、栗原郡有香取御兒神社、黑川郡有行神社、皆是每歲祈年祭、案下班幣、及國案其幣者、而宮城郡莫有鹿島香取岐神、及鹽竈神社爲舊事古事記日本紀等書、未嘗謂伊佐奈伎神有子鹽土神也、猿田彥、或稱衢神、前說所謂岐神、不與之同、長狹、古之襲國主神、襲國卽今日向之州也、前者二說之言、未知是何稽據也、以余驗之、鹽竈神社、載在祀典、崇奉祇恪、不懈益虔、所謂名神大社、凡皇家大祭祀、則莫不與焉、但其祝號今昔異稱耳、蓋古之神聖、德被四海、廟祀百世、以到于今、按史太古二神、有男名宇比地邇、女名須比智邇、古之神聖、多稱功德、以著其號、古言宇比地邇、猶言煮滷也、須比智邇、猶言煮鹺也、至後傳今字、以記古事、宇比地邇作埿土煮、須比智邇作沙土煮、蓋惟二神、始爲魚鹽之利、以贍民用、故名州之宮城郡有志波彥神社、栗原郡有志波姬神社、方言志波卽鹽也、鹹謂之志波、波由新、猶言鹹味也、彥讀云日子、姬讀云日女、日子日女、古男女至尊之稱、則知二郡所祀者、宇比地邇神、須比智邇神是已、郡名宮城、乃神所都之墟、而古史所謂高天原地、與州壤相接矣、高讀云多珂、天讀云阿麻、古言天謂之阿毎、海謂之阿麻、天亦呼云阿麻、其音之轉耳、原讀云播羅、播羅上也、日本紀、河上讀云箇播羅、卽此高天原、乃言多珂播羅上之地也、古者其土壤尤曠、後分爲常陸陸奧二州、凡東方古書、宜通古言、而不拘今字、則思過半矣、但其說極長、且我有其書、故略于此、後俗以鹽戶所在、故稱之以謂鹽竈神社、而古時祝號遂失之矣、其有二社、蓋配以其日女神也、古言和氣男子通稱、今字作別、別宮猶言鹿島香取等御子神社、乃神之子若孫、亦未可知也、〇下略

〔奧羽觀蹟聞老志七上宮城郡〕鹽竈神社

之、流鏑馬各三番、又先別宮、是皆武甕槌經津主兩神、以岐神爲嚮導云緣也、
或曰、延喜式所謂志波彦神社是也、志波志保訓相通、彥翁義相同、栗原郡志波姬神社、同體神也、
社家及土民傳云、岐神先天降于冠川上、因祠此曰神降明神、爲鹽釜末社、或曰冠川明神、加牟武利、加牟布里訓相通、(當多賀國府城乾、去城四十町許、)
今此所曰岩切村川、岩切川社傍、有志波道場之跡、
又傳云、岐神先天降于鼻節濱、延喜式所謂鼻節神社是也、猿田彥大神御形、以鼻有節、曰鼻節神社、而後遷座于鹽釜浦云、
鼻節神社、今爲鹽釜末社、(當鹽釜巽、隔一里半許、)
延喜式所謂多賀神社無所見、今鹽釜社、在多賀國府、是三社神天降于此國、祠之於國府、故號多賀神社、
一宮左右宮大明神、尊氏公文書載之、田村麻呂東夷征伐之時、勸請三柱神於加美郡、其社于今在、
三河國岡崎六所明神者勸請當社之別宮、是東照大神生神也、
右者陸奥守藤綱村朝臣、自幼崇神、而以爲國守、崇敬異于他、風衰道微雜說傳世、無知其實者、歎之憂之有年矣、故以社家所傳且所訪春日香取鹿島及參州六所明神之社家等之諸說、參考而質之於予、取其正者、撰之爲一卷、而傳後來者也、
于時元祿癸酉仲秋旦
神祇管領從三位左兵衞督卜部朝臣兼連
右緣起者、兼連卿之所述作也、以可爲後代之證據、故加奉朱尾矣、
元祿六年九月廿六日　基熙
〔白石遺文下〕鹽竈社考

〔奥羽觀蹟聞老志 六下宮城郡〕冠川神社址
在岩切河北、鄕俗曰之志波道上宮、社說曰、延喜式所謂志波彥神社者、乃指鹽釜焉、志波志保訓相通、彥者、老翁之美稱、栗原郡志波姬神社同體神也、道上、乃誤同社之語者也、冠川者、今呼岩切川者是也、以其川在此邑、而鄕人失其舊名者也、緣起說曰、社家及里俗相傳、岐神、(乃鹽釜神也)先降于冠川上、因先立祠曰神降明神、而爲鹽釜末社、依後曰冠川明神、冠者首也、擬其元初之義、且夫、神降冠、其訓亦相同、或曰、志波彥乃所祭于木下者也、鄕俗是亦誤傳曰白山、詳于前條也、

〔封內風土記 四宮城郡〕岩切邑
志波彥神社、傳云、或稱冠川神社、鹽竈一宮末社、而同體神也、不詳何時勸請、

〔大日本史 神祇十五〕志波彥神社、(今在岩切村岩切川北、曰冠川明神、又志波道上宮、)祀岐神、(鹽釜社緣起)卽鹽竈社部屬之神也、號曰藻鹽場彥神、藻鹽場姬神、(鹽竈社記、本書云、社地有志波道上之名、卽鹽竈大神儲鹽之遺跡也、此神蓋掌煮鹽之事、故有志波彥之號也、附以供考、)

〔官社祭神考證 下〕志波彥神社
明治七年甲戌十二月五日、宮城郡鹽釜村鹽釜神社境內ヘ遷座仰出サル、

〔鹽釜社緣起〕陸奥國一宮正一位鹽釜大明神三座、在宮城郡多賀國府艮、去國府城十八町許、
左宮武甕槌命　右宮經津主命　別宮岐神
社家所傳及舊說曰、天孫降臨之始、經津主大神、武甕槌大神、先降平定葦原中國、時以岐神爲嚮導、周流削定、終陸道奥國、祠此三柱神於斯地、武甕槌大神鎭座于常陸國鹿島郡、經津主大神鎭座于下總國香取鄕、二柱神又遷幸于大和三笠山、岐神終止此所也、
鹽釜六所明神、或曰猿田彥、事勝國勝、鹽土老翁、岐神、與玉命、太田命六座、(同體異名神也)祠之於別宮也、
鹽土老翁、始降此浦、燒鹽以敎民、故稱鹽釜浦、御釜于今在矣、別宮社人掌之、
常社左右別宮、各有社人、又有巫女各一人、祭禮之時、別宮巫女先振鈴、是稱先達巫女、左右宮巫女次

名稱　祭神　社地

志波彥神社
鹽竈神社

志波彥神社鹽竈神社ハ共ニ陸前國宮城郡鹽竈町ニ在リ、延喜神名式ニ、志波彥神社ヲ以テ名神大社ト爲ス、而シテ鹽竈神社ハ同式ニ列セザレドモ同主税式ニ鹽竈祭料壹萬束ト見ユ、後或ハ鹽竈神社ヲ以テ陸奥國ノ一宮ト稱スルモノアリ、明治維新ノ後、志波彥神社ヲ鹽竈神社ノ境內ニ遷シ、二社並ニ國幣中社トス、

〔延喜式 神名十〕陸奥國宮城郡志波彥(シハヒコ)神社

〔伊呂波字類抄 志諸社〕志波彥神社 陸奥國宮城郡四十四坐內

〔袖中抄 九〕鹽竈(シホカマ)宮

〔神名帳考證 陸奥〕志波彥神社

伊弉諾尊生大八洲國、志波與島通、洲壤靈、栗原郡有志波姬神社、大八洲靈、舊事紀云、生島、是大八洲之靈、活津彥根命、松島明神、或云柴明神、此乎、松與待同訓、稱立地之詞也、越前國柴神社同、

〔奥羽觀蹟聞老志 六上 宮城郡〕白山神祠

在善遊堂東林中、○宮城野內南目村木下○中略

或曰、此所非祭白山焉、往時祭志波彥神之地也、後人不察、令鄉俗失神號焉、夫志波彥神者、宮城之大社、所以國主重之、州人崇之也、考之古書、源重之、奥州刺史、有三月赴任國之祭祀而遇雪之歌、見于本集、小鶴詠、想夫刺史、當必關其大社之祭禮職也、因玆以冒雪而往、是乃祭其神之證也、矧又如今鄉老、傳神號稱焉、白山、乃波多彥神社也、是誤其文字、併失其神名者、是亦其證也、

祭祀

〔會津風土記 神社〕伊佐須美大明神社　三月二十五日祭禮

神職

〔朝野群載 六 神祇官〕神祇官謹奏
天皇我御體乃御卜爾、率卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、○中略坐陸奥國、○中略伊佐須美神、○中略社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、○中略
康和五年六月十日

雜載

〔會津風土記 神社〕伊佐須美大明神社
社額曰、奥州二宮正一位伊佐須美大明神、勅中山大納言書之、○中略文龜三年炎上天文二十年十二月十四日、因智鏡上人奏、授正一位宣旨、扁額今亦存焉、社前垂櫻古樹、高可二丈枝蔓六丈餘名曰薄墨香氣紛郁、

〔奥州筋巡見自分日記〕五月○天明八年廿四日高田御出立ヨリ
伊佐須美大明神、當社燒失後假屋ナリ、神子二人出、神樂アリ、寶物有リ、勅額伊佐須美大明神、天文廿年後奈良院ノ御筆也、掛物紫式部ノ繪、土佐將監筆、あらざらんノ歌ハ、大炊御門ノ御筆ナリ、

名稱 祭神 神體 社地 神階 社格

伊佐須美神社

伊佐須美神社ハ岩代國大沼郡高田村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕陸奧國會津郡伊佐須(イサスミ)美神社

〔延喜式神名帳頭註〕陸奧會津郡 伊佐沼美(作須非) 伊弉並伊弉諾二座也、古老諺云、有二神像一不レ知二何時盡筆一也、畏二神威一而淸寧天皇御宇辛酉歲、造二殿宇一遷レ之、

〔神名帳考證陸奧〕伊佐須美神社 伊弉諾尊

〔神社覈錄三十三陸奧〕伊佐須美神社 祭神伊弉諾尊、伊弉冉尊、

〔官社祭神考證下〕伊佐須美神社二座、就中一座式名神大、岩代國大沼郡高田村、 祭神大毘古命 建沼河別命

社傳曰、祭神大毘古命、建沼河別命、

〔古事記中崇神〕此之御世、大毘古命者、遣二高志道一、其子建沼河別命者、遣二東方十二道一而、令レ和二平其麻都漏波奴(自レ麻下五字以レ音)人等一、〇中略 故大毘古命者、隨二先命一而罷二行高志國一、爾自二東方一所レ遣建沼河別、與二其父大毘古共往二遇于相津一、故其地謂二相津一也、是以各和二平所レ遣之國政一而覆奏、

〔會津風土記神社〕伊佐須美大明神社

在二高田村一、延喜式會津郡伊佐須美神社是也、今在二大沼郡一、而式所レ載如レ此者、當時未レ分爲二大沼河沼二郡一也、明神嶽、此神初現之地也、欽明御宇移二于此一、

〔神社覈錄三十三陸奧〕伊佐須美神社 高田村に在す、今大沼郡に屬す、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年九月庚寅、奉レ授二陸奧國无位伊佐須美神從五位下一、

〔延喜式神名十〕陸奧國會津郡伊佐須美神社名神大

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略 伊佐酒美神社一座陸奧國

神職

〔朝野群載六神祇官〕神祇官謹奏

天皇我御體乃御卜爾、奉卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略坐陸奧國都々古和氣神、〇中略社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令被淸奉仕事、〇中略

康和五年六月十日

雜載

〔奥州筋巡見自分日記〕十月〇天明八年十三日、棚倉御出立、八槻村　當村左ニ御巡見所有　近津大明神　御朱印二百石　山伏　大善院　石鳥居立　隨神門有　拜殿三間ニ五間、本社二間半ニ三間、腰組作也、當社ハ、人皇十二代景行天皇之御宇ニ、日本武尊東夷御征伐之時御勸請也、都々古和氣神社ト奉號、其後八幡太郎義家公、御再興之時ヨリ改、近津大明神ト奉號、寶物義家公ノ鐙、阿部貞任大刀有、

〔東遊雜記五〕棚倉より南一里に、近津明神の社、御巡見所也、此所八槻村といふ人皇十二代景行天皇の御宇御建立にて、舊社と云、能社搭にて、別當大善院と稱す、山伏也、神主阿部和泉と云、寶物に義家の甲冑、阿部貞任討死の時帶せし大刀とて、古き三尺餘の大刀あり、

〔みちのくの日記〕十六日〇天保十四年四月雨ふる、石井といふところにて川をわたり、伊香臺宿などを過ゆく、近〇津〇神〇社ちかきわたりなり、こは神名帳にのれる、白河郡都々古和氣神なりといふ、棚倉にやどる、

傳云、昔於此地有八土知朱、一曰黑鷲、二曰神衣媛、三曰草野灰、四曰保々吉灰、五曰阿邪爾那媛、六曰栲猪、七曰神石萱、八曰狹磯名、各有族而屯於八處石室也、此八處皆要害之地、因不順上命矣、國造磐城彥敗走之後、虜掠百姓而不止也、纏向日代宮御宇天皇景行天皇詔日本武尊而征討土知朱矣、土知朱等合力防禦、且謀津輕蝦夷許多、連張猪鹿弓猪鹿矢於石城而射官兵、官兵不能進步焉、日本武尊執々槻弓槻矢、而七發々八發々、則七發之矢者如雷鳴響、而追退蝦夷之徒、八發之矢者射貫八土知朱、立斃焉、射其土知朱之征箭悉生芽成槻木矣、其地云八槻鄕、卽有正倉也、神衣媛與神石萱之子孫、會赦者在鄕中、今云綾戶是也、

社地

〔神社啓蒙四〕都都古和氣神社　在陸奧白河郡

〔神名帳考證土代陸奧〕都都古和氣神社

白川郡棚倉ノ南一里ニ、八槻村ニ此神社アリ、

〔神社覈錄陸奧三十三〕都都古和氣神社

八槻村に在す、今近津大明神と稱す、

〔日本地誌提要磐城二十九〕都都古和氣神社白川郡伊野上村、味耜高彥根命ヲ祭ル、

神階

〔續日本後紀仁明十〕承和八年正月癸巳、奉授坐陸奧國白河郡勳十等都々古和氣神從五位下、餘如故、

○按ズルニ、本書此年三月癸巳ノ條ニモ、同文アリ、蓋シ重出ナリ、

〔續史愚抄桃園〕寬延二年八月十日丙戌、被奉授正一位位記于陸奧近津神、在白河郡、一風祀也、奉行藏人左中辨資興、

社格

〔延喜式神名十〕陸奧國白河郡都都古和氣神社名神大

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略　都都古和氣神社一座陸奧國

〔大日本國一宮記〕都々古和氣社　陸奧白河郡

都都古和氣神社

都都古和氣神社

都都古和氣神社ハ味鉏高彥根命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、今二社アリテ一ハ磐城國東白河郡棚倉町ニ在リ、一ハ同國同郡八槻村ニ在リ、竝ニ國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名 十〕陸奧國白河郡都都古和氣(ツヽコワケノ)神社

〔伊呂波字類抄 都 諸社〕都都(ツツ)古和(コワ)氣(ケ)神社 陸奧國白河郡七座內

〔大日本國一宮記〕都々古和氣社 大己貴男高彥根

〔延喜式神名帳頭註〕陸奧白川郡　都々古和介　味耜託彥根

〔神名帳考證 陸奧〕都々古和氣神社

磐筒男、按古與男横音通、有下加石字、〇延喜式同郡有石都都古和氣神社、則磐筒男命也明矣、一宮記爲味鉏託彥根、恐非也、

祭神

〔和漢三才圖會 六十五 陸奧〕都都古明神 在白川

祭神二座　都都古和介神　味耜高彥根命

〔神名帳考證土代 陸奧〕都々古和氣神社

味鉏高彥根神ニ、日本武尊ヲ相殿トス、

〔都々古和氣神社別當大善院舊記〕陸奧風土記曰、所以名八槻(ヤツキ)者、卷向日代宮御宇景行天皇時、日本武尊征伐東夷而到此地、以八目鳴鏑射賊斃矣、其矢落下降處云矢著、卽有正倉、神龜三年改字八槻、古老

公綱、性素勇且忠、合謀北條家、闔國稱英雄、軍法無雙、楠避鋒不相攻、自後武名高、人畏如羆熊、其臣有
紀淸、兩黨是爪牙、聞說近代臣、爭權棄幼冲、千載相傳家、一朝亡如夢、旅邸夜寂寥、對月語家傭、

〔廻國雜記道興准后〕日光山にのぼりて、〇中略瀧の尾と申侍るは、無雙の靈神にてましく〳〵ける、飛瀧のすがた、めをおどろかし侍りき、

世々をへて結ぶ契の末なれや此瀧の尾の瀧のしら糸、この山の上三十里に、中禪寺とて、權現ましく〳〵けり、登山して通夜し侍る、

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

下野國　宇都宮〇上馬一匹〇中略

右大略注進如件

永萬元年六月日

〔平治物語一〕叡山物語事

去保元元年春ノ比、法皇〇鳥羽叡山へ御幸ナル、山門ニハ、大師修禪定ノ具足共アリ、〇中略第十九ノ箱ハ、下野國宇都宮〇宇都宮原作佐宮、據一本改、宇ノ御殿ニ被納、乙護法使者タリ、明神強チニ惜マセ給ヘバ、人ハ爭カ可知ナレ共、或宇賀神ノ法ヲ籠、或陀天ノ法ヲ籠、大師以手印被封ト云云、

〔義經記三〕よりともむほんにより義經奧州より出給ふ事

きつかはをうちすぎて、さけはしのしゆくに付て、馬をやすめて、きぬ河のわたりして、うつのみやの大明神ふしをがみ參らせ、〇下略

〔下幽軒宇都宮誌〕行盡下毛野、投宿宇都中、驟雨洗秋暑、鳴蟬送晩風、河內有神祠、示現太郎宮、贈以正一位、體與日光同、我浴著明衣、拜額而奉崇、大祝有緣起、諳得語始終、聞之異傳神、畫工妙尤工、讀之頗能文、筆藤氏戲鴻、事書有宇某、繪寫美兒童、不知誰家孫、答者悉虛空、先所謂太郎、即是此童蒙、我校之舊記、崇神達四聰、遣皇子豐城、勅飭察關東、東州從皇風、入彥第一功、上下毛野祖、開基最是洪、然則此瑞籬、宜入彥所形、彼宗圓曾祖關白道長公、一旦爲座主、憤然悟幻躬、後住宇都宮、其子孫如蠢、中興有

雜載

末社　山王社　十八王子社此餘は略す

〔日光山志〕四三社權現本社

末社　山王社

〔新編式目追加〕神事佛事條

一近國諸社、修理御祈禱訴訟御寄進所領等、於引付可申沙汰事、弘安七、八、二、

一番伊豆、宇都宮、○中略　五番日光、箱根、

右寺社奉行人、可尋下有子細者、守此旨可賦引付也、既有沙汰之分者、本引付可申沙汰、

〔日光山志〕四男體山禪頂小屋　每年七月朔日より同七日朝迄、禪頂する行人、數千登山し、此小屋に籠り居て、種々行法を修して、中禪寺上人とて、衆徒の內より年番に當れる僧先達し、七日の早朝より登山す、尤七月朔日、此所迄登れる以前、四十八日別火し、垢離をとり、日々行する事終て、此所へ登ることとなり、朔日より七日迄、御賄は御門主御方より下さるといふ、小屋數凡二十棟餘區別し、番附にして、五拾番迄有て、湖水の邊より鳥居の前後、或は別所の傍、其餘所々に散在せり、

木戶門　七月七日禪頂する者、是より登る、常に鎖閉せり、淨土口と稱ふ、

船禪頂　是は六月朔日に開闢して、同月十一日より十九日迄、定船講中の者、連日漕出し巡拜するなり、是を船禪頂といふ、又七月中迄、願ふ者あれば船を出す、名付て是を補陀洛船と唱ふる由、男體山禪頂するものも、別に勤行して、山禪頂と兩方兼て、禪頂するもの有、一樣ならず、

古鐘の銘　日光山權現御寶前奉施入鑄金一口事　右志者、爲左衛門尉藤原政綱北方藤原氏、幷所生愛子等、御息災延命、恒受快樂、心中所念、決定成就也、

建保四年丙子三月廿二日　願主左衛門尉藤原政綱

當上人覺音房

末社

一神主市正、支配之宮仕二人令欠、如其給分致押領義、私曲之至り也、如御證文、其人數定置之、給分不殘配當仕、役義不可懈怠事、

一市正義、爲六位之處、著四品之袍、且廊之内まで乘輿、誠ニ非法至極なり、向後堅令停止事、

一祝部上宮下宮一人ニ而勤之、剩下宮ニ社僧付置之儀、爲不屆之間、向後御證文のごとく、兩祝部立置之、下宮之社僧相止之、勿論彌陀像取除之、令神體勸請、神事可勤事、

一祝部支配之役人令減少、殘所押領之儀、私曲之至也、是又御請文のごとく、給分不殘可出之事、

一無位之社人、著狩衣儀非法之至也、向後不可著之、如相定可用白張事、

一御朱印、幷寄進之諸道具等は、建寶藏納之、總じて社家中立合、可付相對事、

附寄進之樹木、社領之內、場所見合可植置事、植置祝部屋敷之儀、不屆之至也、向後令停止事、

一五拾三人小細之役人定之儀、今度相改之、慶長九年二月廿四日、伊奈備前守全阿彌等書出之通、面々支配、相違なく立置之可勤役、但願人は書出雖有之、其役義從宇都宮城主調來而、願人無之條、右之給分三拾石、自今以後、如御造營免之內可納事、

附流鏑馬場之儀、今度品數相定之上ハ、向後可用之事、

右條々堅可相守此旨、若違背之族有之においては、糺咎之輕重可及沙汰、仍爲後鑑、神主與社家、雙方へ書與者也、

寬文九己酉年八月

寺社奉行衆列判

御老中

〔日光山志〕〔一〕本宮權現

末社　鹿島祠　山王祠

〔日光山志〕〔二〕新宮權現

〔新和歌集五〕宇都宮に下り侍りけるに、當社三所大明神は、旅人をあはれみ給ふとき、て、寶殿の柱に書つけゝる、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　藤原仲兼

旅人の心やすめよちはやぶる三ところ神もさぞちかふなる

〔三代實錄四清和〕貞觀二年九月十九日丙寅、詔下野國正三位勳四等二荒神社、始置神主、

〔日光山堂社建立舊記下〕新宮

貞觀二年秋九月十九日、詔二荒神社置神主給、大中臣從四位下清眞ヲ以テス、是神主ノ元祖也、清仁從五位下、清眞ノ嫡子也、次男眞宗、三男眞氏、四男眞古、此等ヲ以テ爲末社社司云、新宮神主大森新大夫(大中臣清眞嫡孫ト云々)同社人中丸宮大夫(清眞三男眞氏ノ末孫也、中丸ハ瀧尾社ノ祝部職ヲ兼ヌ、瀧尾井諸社奉仕)同加藤神主大夫(清眞末孫)瀧尾神主大森禰宜大夫(清眞二男眞宗末孫)同金子頭大夫(清眞末孫也ト云)本宮神主小野源大夫(先祖委細不知之〇中略)宮仕三十人(内十人センドカ方ト云)神人三百人、八乙女八人、宮仕神人八乙女、三社相分レ、諸祭奉仕、天正十八歲、太閤秀吉公、當山社領被召上、段々減ジテ、宮仕十人、神人五十人、元和三年迄廿四年ノ間、不足ニテ諸祭ニ奉仕、八乙女ハ如往古、

〔吾妻鏡三〕元曆元年五月廿四日辛亥、左衞門尉藤朝綱、拜領伊賀國壬生野鄕地頭職、是日來雖仕平家、懸志在關東之間、潜遁出都、參上、募其功、宇都宮社務職、無相違之上、重被加新恩云云、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿五日癸未、二品(〇源頼朝)著御于下野國古多橋驛、先御奉幣宇津宮、有御立願、今度無爲令征伐者、生虜一人、可奉于神職云云、則令奉御上箭給、　十月十九日乙巳、二品於下野國、令奉幣于宇都宮社壇給、蓋是非巡道御參詣、偏爲御報賽也、則奉寄一庄園、剩以樋爪太郎俊衡法師之一族、爲當社職掌云云、

〔憲教類典四之十四上寺社〕宇都宮社人訴論御裁判狀

　下野國宇都宮社人訴論糺明之上申付覺

發句

即時令滅亡畢、秀郷以件之劒自納將門首畢、其後彼靈劒飛歸有社壇云云、同御宇天慶年中、將門追罰之後〇中略依綸言送紫金字法華經一部被納神殿、又被定置二季祭禮、幷法花經最勝兩講之料所等云云、

一後朱雀院御宇康平年中、奥州刺史八幡殿義家安部貞任征伐時、又如舊例於當社有降伏之祈請、仍神殿三箇度振動、幷鏑矢出自神殿向東鳴過、其後不經日數凶徒被誅戮畢、義家爲報賽被掛生贄、加之奉納御劒幷甲冑號厚丸以下種々武具等畢、

一高倉院御宇治承三年、天下不靜、源氏東國蜂起之間、平家西海流浪之時、頼朝又於當社致征伐之祈請云云、

一後鳥羽院御宇元暦元年、源右幕下頼朝、爲平家追罰、又於當社致祈請、即所願成就之間、爲當國地頭御家人等所役被始置五月會頭、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

與一、運ノ極ト悲シクテ、眼ヲフサギ、心ヲ靜メテ、歸命頂禮八幡大菩薩、日本國中大小神祇、別シテハ下野國日光、宇都宮、氏御神那須大明神、弓矢ノ冥加有ベクハ、扇ヲ座席ニ定テ給ヘ〇下略、又見平家物語

〔宇都宮奇瑞記〕一龜山院御宇文永年中、幷大覺寺殿〇後宇多御宇弘安年中兩度、異賊蜂起之時、爲降伏被下勅命之間、社僧等於當社勵御祈禱之忠節之所、奇瑞甚嚴重也、七箇日調伏結願日、御殿三箇度振動、鏑矢出自御殿向西鳴渡、不幾異賊飄沒之由、自關東飛脚到來云云、

〔廻國雜記道興准后〕宇都宮慈心院といへる聖道所に花あまた侍り、人々さそひ侍りければ、社參のついでに門外まで見やり侍けり、〇中略このあたりの人、百韻興行して社頭に奉納すべき宿願ありて、發句をこひ侍りければ、

ちらぬまはあらしや花の宮木もり

奉幣

山し、鍋を放ちける時、參詣の老若一同に聲を發す、是上古よりの祭儀なりといふ、

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳剋許右大辨被參八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也、〇中略神寶支配事、東山道下野二荒

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月十四日己酉、鶴岳幷二所、三島、日光、宇都宮、鷲宮、野木宮、以下諸社被奉神馬、是世上無爲御報賽云云、

神饌

〔續古事談四神社佛寺〕二荒權現、山ノ頂ニスミ給フ、〇中略宇都宮ハ權現ノ別宮ナリ、カリ人鹿ノ頭ヲ供祭物ニストゾ、

〔沙石集一〕生類ヲ神ニ供ル不審之事

安藝ノ嚴島ハ、菩提心祈請ノ爲ニ、人多ク參詣スル由申傳タリ、〇中略或上人參籠シテ、社頭ノヤウナド見ケレバ、海中ノ鱗イクラト云事モナク祭リニ供シケリ、和光ノ本地ハ佛菩薩也、慈悲ヲ先トシ、人ニモ殺生ヲ制シ給ベキニ、此樣大ニ不審也ケレバ、取分此事ヲ祈請申ケリ、示現ヲ蒙ケルハ、實ニ不審ナルベシ、是ハ因果ノ理モシラズ、徒ニ物ノ命ヲ殺シテ、浮ビカタキ物、我ニ供セムト思フ心ニテ、科ヲ我ニ讓テ、彼ハ罪輕ク、殺ル丶生類ハ、報命盡テ、何トナク徒ニ棄ツベキ命ヲ、我ニ供スル因緣ニ依テ、佛道ニ入方便ヲナス、仍我ガ力ニテ、報命盡キタル鱗ヲ獵倚テ、取スル也ト示シ給ケレバ、不審晴ニケリ、信州ノ諏訪、下野宇都宮、狩ヲ宗トシテ、鹿鳥ナンドヲ餉ヲモ、此由ニヤ、

〔羅山文集三十七傳〕二荒山神傳

二荒宇都宮、神雖不異而二荒不供鳥魚、宇都宮供鳥魚鹿、而沙門不得闖入宇都宮中云、

祈請

〔宇都宮奇瑞記〕一朱雀院御宇、于時承平年中、平將門追罰之時、於當社有征伐祈請、勅使田原藤太藤原秀鄕、仰于社司社僧等、一七箇日、致調伏之祈念之所、秀鄕乍給神劍之由蒙靈夢之告、夢覺即件劍在掌、秀鄕成奇異之思、合渴仰之掌、即催士卒、官軍速令發向將門館云云、依王事靡盬、神力振威、凶徒

大衆と議せられ、始て三月二日の神事に移されたるものとぞ、往昔は叡山にても、慈覺大師、傳來し給ふ舞なるゆゑ、毎年修正會に、此舞を奏せられしよし、今は叡山にはたえて、當山にのみ傳へ、千古の星霜を經て、修せらるゝ、秘曲の舞なりといふ、又四月十七日御神祭の砌も、新宮の社前にて、此踏舞終りて後、御神事を始らるゝ事也、

鎭火祭　御宮の社家二箇の持として、當社の事を司り、毎歳正月朔旦未明より、御宮御儀式有ゆゑ、御宮より宿所へ歸り、夫より當社拜禮に來るゆゑ、必す黃昏過なり、然るに先年、豬、社家に化て來り、饗應に逢けるゆゑ、其以來は實の社家來るとも、靑松葉を以て燔すといへり、是を豬いぶしと名附し由、里俗の諺にいひ傳ふ、

床の神事　毎歳正月二日の夜、暮六時過より修する神事なり、御宮幷新宮本宮瀧尾寂光中禪寺等の別所にて、同日同夜夫々に修せり、此神事は火爐祭なる由、正月二日夜、大樂院下御供所にて、採燈護摩修法終り、机上に錫杖中啓を置、是を持て替々舞うたふ、朗詠あり舞終りて、ごばん〳〵と呼ぶ時に、俗人種々の貌をなし、或は面を被り出て躍り、終て出席の人々へ御神酒を賜ひ、夫より大樂院の大茶の間へ出席、一同へ銅碗にせんざい餠を盛て銘々へ出す一儀終り、夫より給仕を替て參らすべき旨を申て、又夫より俗人出て、躍ながら御餠を强るなり、是もまた終れば、木鉢の大なる物の內へ、くさ〳〵の雜物、或は手遊の張子、其外野菜もの菓子など餘多、或は御備餠等も多分なり、其內へ金子なども入て、こぼれぬやうにして、是を蒔ちらすよし、どつと一同に走り出て、各爭ひ拾ひて退散す、是にて御神事をはり、出席の御役人衆へは、書院にて御料理出づるといふ、

〔日光山志　四〕武射祭　毎年正月四日、武射祭の神事として、御宮の社家一人、叟の社務を兼掌するもの登山して、古實の武射の祭儀とて、湖水の邊にて其式を行ふ、日光町方、又は近村の者ども登

祭祀

備郷、肥前前司知行、被充置生贄狩料所、其外以森田向田兩郷、被定置日御供料所云云、

〔和漢三才圖會下野六十六〕宇都宮大明神　在宇都宮城艮　社領千七百五十石

〔日光山志一〕鎌倉立の神事　每歲正月二日晝時、於本宮社前、鎌倉立の神事といふありて、本宮の社司宮仕神人等集り、拜殿において大鼓を打、夫より別所へ聚り、饗應の事終て、鎌倉へ可赴もの兩人を定め、此もの等へ、餅五十切、懷紙三帖、鳥目二百孔を渡す、直に出立の裝をなし、假橋を渡り下馬の邊までも行て、歸り來る事なり、

是は往昔亂世の砌、當山を襲ひ討んとせし時に、爭討勝利を得たる事の次第を、鎌倉へ注進せしを嘉例とする神事なるゆゑ、後世に至りても怠らず、聊其舊儀を行ふ、

〔日光山志二〕例祭○新宮　三月朔日二日なり、年に依て町々より、邌物或は狂言附祭等を出せるもあり、其時は二月廿七八日頃より、邌物等おもひ〲の戲藝を施し、音曲を交へ、亂舞さま〲の態をつくし、三月朔日まで町々を引渡し、二日未明に新宮拜殿の前にて、每町ねりものを引來り、替々其藝をつくす、鉢石町の方よりは、每歲恒例として奴を出せり、鉢石町稻荷町などの若きものゝ役とし、青奴赤奴と二行に立て裝をなし、面體手足服色ともに、其色を分てり、偖神輿瀧尾へ渡御は、二月廿八日の未の刻にて、還御は三月朔日の午の刻なり、其砌神人供奉し、神輿を拜殿へすゑ奉り、翌二日神輿本宮へ渡御、供奉の行列數を知らず行裝を盡し、本宮の社頭にて、古例の祭儀をはり、無程神輿を旋す、

延年舞　此踏舞の事を、當山の舊記に載たるは、古實の來由にて聞傳ふるに、古慈覺大師、異邦より將來し給ふ秘曲の舞なるを、嘉祥年中、當山の大衆へ傳へ給ひて、摩多羅神の神事の秘舞とし、其以來每歲臘月晦日の夜より、正月七日の朝迄、常行堂にて修正會と稱する、奥秘の法儀を修行の砌、日々延年舞を奏し、天下泰平の法樂に備へ奉らるゝ事といへり、中興座主辨覺大僧正の時、

〔大日本國一宮記〕二荒山神社 大己貴命男、事代主神、 下野河內郡

〔宇都宮奇瑞記〕凡當社略○中當國第一宮也、

右於當社、代々朝敵追罰之奇瑞分明、時々王臣、崇敬之支證炳然也、但上代信仰之眼前、彌雖感應之月朗、末世不信之掌內、何得利生之箏鮮、方今披此記、各致信敬之精誠者、誰不預冥應之揭焉哉、仍爲後代、粗勒先蹤、

文明十六年甲辰九月廿日

〔文德實錄九〕天安元年十一月庚戌、在下野國、從三位勳四等二荒神、充封戶一烟、

〔續古事談四神社佛寺〕下野國二荒山ノ頂ニ湖水アリ、廣サ千町バカリ、キヨクスメル事タグヒナシ、林ヨモニメグルトイヘドモ、木葉一水ニウカマズ、魚モナシ、若人魚ヲ放テバ、スナハチ浪ニウタレテイヅ、二荒ノ權現、山ノ頂ニスミ給フ、麓ノ四方ニ田アリ、其數ヲシラズ、國司檢田ヲイレズ、千町ノ田代アリ、

〔和漢三才圖會六十六下野〕日光山社 在河內郡 社領千石

祭神 事代主命 有異說 神主中里市正略○中

新宮 勝道上人開基 安養院社領三十石 瀧尾同 南明院社領十五石 本宮同 行實坊社領十五石

〔宇都宮奇瑞記〕一後朱雀院御宇康平年中、奧州刺史八幡殿家義 安部貞任征伐時、略○中奉寄進數箇所神領等云々、

一治承四年、賴朝又爲朝敵誅罰、令發大願、當國之內、久野大井手二箇所、爲燈油料所、奉寄進畢、

一同御宇後○鳥羽文治五年、征夷將軍家賴朝、爲藤原泰衡誅罰、又於當社有祈請、仍感應繁多、三箇日中、凶徒誅戮畢、爲報賽、以生虜樋爪五郎季衡、被掛生贄、幷御劍以下神寶等、奉納御殿、加之那須庄內五

以手輕再建仕候樣可被申渡候、不足之處巡行勸化可被申付候、尤國數等之儀は、相糺可被申聞候、

天明元丑年五月

野州宇都宮大明神
社中總代

武藏　相模　安房　上總　常陸　上野　下野

右本社幷同廊末社共燒失ニ付、再建爲助力右七ヶ國幷御府内武家方寺社町勸化御免、寺社奉行連印之勸化狀持參社家僧共、當丑年六月ゟ來ル午年六月迄、御料私領寺社領在町可致巡行候間、信仰之輩は物之多少によらず、可致寄進旨、御料御代官、私領は領主地頭ゟ可被申渡候、

五月

神階

〔續日本後紀五仁明〕承和三年十二月丁巳、奉授下野國從五位上勳四等二荒神正五位下、餘如故、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年四月乙卯、奉授下野國正五位下勳四等二荒神正五位上、餘如故、

〔續日本後紀十八仁明〕嘉祥元年八月甲寅、奉授下野國正五位上勳四等二荒神從四位下、餘如故、

〔三代實錄二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授下野國從三位勳四等二荒神正三位、

〔三代實錄十一淸和〕貞觀七年十二月廿一日戊辰、授下野國正三位勳四等二荒神從二位、

〔三代實錄十六淸和〕貞觀十一年二月廿八日丙辰、進下野國從二位勳四等二荒神階、加正二位、

〔宇都宮奇瑞記〕朱雀院御宇、于時承平年中、平將門追罰之時、於當社有征伐祈請、〇中略同御宇天慶年中、將門追罰之後、正一位勳一等位記、一鳥居額等是也、

正一位勳一等

額文云

日光山大明神

社格

〔延喜式十神名〕下野國河内郡二荒山神社名神大

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略　二荒神社一座下野國

とせんか、また加階のことは、日光權現のことならんと云人もあるべけれども、日光權現は、既に弘仁元年正一位勳一等に進みしよし、日光山三月會記に記したれば、承和三年より廿七年以前に、正一位に進みし權現に、此時從五位上の加階のあるべきはづなし、然れば二荒神社と、日光權現とは、もとより別神にて、二荒神社は、上古より此所に鎭まりいましゝこと明らけし、そも〳〵二荒の大神は、人皇第十代崇神天皇の皇子、豐城入彥命を祀ひ奉れる所にして、神體は乃其御遺骸なりとぞ、もしまた承和五年に、日光山より移したる社ならば、延喜式を撰定せし時には、いまだ七十年許以前の社にて、いと新らしき社なれば、神名帳に加入すべき謂なし、彼延喜式も、其時始て撰定せしものにはあらで、上代の規矩を更にあらため紀されしものなり、されば當國にも、伊門神、加蘇山神、綾津比神など、三代實錄に加階のことはみえたれども、神名帳には加へられず、按ふに、神名帳に載せられたる神々は、上代より鎭りいまして、いとも尊く正しきをのみ撰ばれしものなるべし、然るを奇瑞記の記者の如きは、皇國の正史をも考合せずして、妄りなることいふもさらなり、此記などに依て、日光山と宇都宮と同神なりと思ひ混へる人のおほければ、かくおぞろかしおくなり、彼日光權現は、勝道上人の、佛法守護のために、崇め祀るとありて、補陀洛山草創記、中禪寺私記、千部會緣起、三月會記等にも、滿願權現とのみゑるして、何の命とも、何の神ともみえざれば、皇國の神を祀りしにはあらじ、其を日光山名跡志と云ものに、日光山權現、祭神大己貴命、本地千手觀世音と記したるは、後人のおしつけわざなれば、論にもたらず、

〔天明集成絲綸錄三十寺社〕安永八亥年十二月

寺社奉行江

野州宇都宮大明神社頭類燒ニ付、御再建之儀相願候得共、御再建之儀者難相成候、修理料溜金を

椽下に、弘法大師の手書、女體中宮の額有、

拜殿　銅葺三間に四間、黒漆上部外赤塗、緣側高欄附なり、

中門　素木造板葺、左右石玉垣矢來の内に、矢篠を栽たり、

本社　巽向銅葺、二間に三間、大床造、三扉黒塗滅金錺、正體の額三面鰐口三掲ぐ、玉垣の内は丸小石を敷たり、總赤塗向拜造、彩色彫物、高欄二重垂木方七八間許、

〔日光山志四〕三社權現本社　銅葺總赤塗南向、二間に三間、大床造箱棟滅金かな物、高欄彫物彩色、正面三扉黒塗、鰐口三掲ぐ、瑞籬四邊を折廻し是も赤塗、正面と東の方に門あり、此内庭に玉石を敷り、勝道上人、弘仁七年、教旻道珍等を伴ひ、登山し給ひける時に、男體山の頂上にて、三神の影向を拜し給ひ、下山の時、麓に社殿を造立し給ふとあるは當社のことなり、是則三社鎭座の草創といふ、

拜殿　銅葺總赤塗四方椽有、五間に六間、地藏尊を安す、

唐銅鳥居　男體山登り口にあり、男體山大權現と行書に、當山座主宮の御眞蹟なる額を掲だり、」

石燈籠　二基、鳥居の内にあり、

〔宇都宮奇瑞記〕凡當社之根元者、稱德天皇神護景雲元年、顯現日光山、其後仁明天皇御宇承和五年戊午、溫左郎麻呂〇小野猿麻呂、奉懷大明神、奉移河内郡小寺峰、號補陀洛大明神矣、於社壇之南面有道路、長行人征馬、致無禮、有秋毫之誤、則神忽成嗔、或落馬損身、或受病、或過夭、有種々災難、仍往返之貴賤、輙難通之間、則塞宮南之路、奉移山北叢祠云云、今社壇是也、

〔下野國誌三〕守弘〇越智氏云、此記〇宇都宮奇瑞記に、承和五年、日光山より移したりとは僻事なり、續日本後紀に、承和三年、二荒神社に從五位上を授くとあれば、もとより此所に鎭まりいますことしられたり、然るを此記のごとく、承和五年に移したりとせば、移さぬ以前に、加階のことありし

鹿沼權三郎入道が納るものなり、末社の堂宇は構外にあり、本社祭神は大己貴命なり、本地千手觀音、例祭三月朔日二日なり、延年の舞とて、古式執行せり、神輿本社迄渡御、別所は安養院、又御宮の社家六人の内にして、一﨟といへるもの社務を司ることなり、

楓御門　此所は瀧尾總門なり、素木造、

下乘石柱　路傍の左に建り

抑瀧尾は、弘仁十一年七月廿六日、弘法大師、始て當山に下著し玉ひ、先四本龍寺の室に入給ひ、上人の遺弟、敎旻道珍等、其餘の徒を伴ひ、瀧尾に到給ふに、瀧有て亂糸に似たりとて、是より白糸の名起れりとぞ、嶺を龜山と名附給ふ、其形の伏龜に似たるを以てなり、空海和尙境地の靈區なるを感じ給ひ、大杉のもとに庵を結び、壇を設て佛眼金輪法を修し給ふ事一七日、夜池中より一白玉出現す、是則天補星なりとて祀り給ひ、小玉殿と稱する是なり、又も勤行せられしに、天より一白玉降りて水上に浮び、我は妙見星なり、公が請に仍て今來下せり、此所は我が住所にあらず、此嶺に女體の靈神いませり、此地に祝ひ奉るべし、我をして中禪寺に安住せしめば、末代迄人法を守護せしむべしと語り畢て見えず、依て中禪寺に崇め奉らる、また尊星の告によりて修法し、靈神の影向を請給ふに、忽靈神化現し給ふ、其貌天女の如く、端正美麗、金冠瓔珞を以て莊嚴に飾り、其身扈從の侍女前後を圍繞し、僮僕左右に充滿し、異香紛紜として、靈神出現の尊容を拜し、心願滿足す、即嶺上に社殿を造立して勸請し奉り、手書題額し、女體中宮と云云、道珍に室を附與し、是より道珍を以て、瀧尾上人の元祖とす、

石鳥居　樓門の外廿間許を隔つ、此鳥居ハ梶氏建立なり、

鐘撞堂　石鳥居の右にあり、四趾鐘ハ、正保四年の鑄成なり、

二王樓門　銅葺赤塗彩色彫物あり、二間に三間許、表に左輔右弼、裏に風雷の二天を安す、樓上の

聖宣、仁平三癸酉年八月廿五日壬午、金堂ノ東ニ被移之、板葺也、（今ノ相輪塔ノ地ニ當ルト云）藤原秀衡入道、從京都送ル、一品經奉納モ此所也ト云、五十餘年ヲ經テ、承元四庚午年、前ノ座主辨覺師、隆宣法橋、又常行堂ノ後ニ（今ノ東照宮鐘樓ノ地ニ當ルト云）奉遷宮、雖然神慮不穩ニシテ、隆宣三年ヲ經テ入滅アリ、二十三代座主辨覺大僧正、建保三乙亥年七月廿五日壬午、金堂ノ西ニ被遷之、今ノ社是也、○中略古記曰、新宮御造營、建治元乙卯歲四月八日壬申御造營、今度改板以檜皮葺之、二十六代座主大僧正源慧、嘉元四丙午歲七月三日事始、同八月廿一日御遷宮、夜少々雨灑、及曉又降ル、衆徒ノ兒田樂猿樂有リ、御內ヨリ神樂アリ、大野三郎四郎肥後文武猿樂アリ、去春貫首御下向、然リトイヘドモ駿州兵亂、五月十三日鎌倉ヘ登給フ、御下向有テ御遷宮ト云々、○中略元和五己未年、本社拜殿御造替、征夷大將軍秀忠公、本社檜皮、（五間四方、七尺間、拜殿正面五間ニ九尺間、南北三間ツヽ六間、唐戶脇四間ニ七尺間、）後殿本尊千手觀音、正面唐門、四方瑞籬、同拜殿ノ南御饌殿（三間四方）ヲ設、三品立調備ノ所也、御奉行塚原次右衞門藤原昌吉、御大工鈴木近江守藤原長次、小工增田清右衞門藤原吉次、棟梁平內氏、越前平正信也、征夷大將軍源家光公、正保二乙酉年、當社御修營、總奉行松平右衞門大夫源正綱、副奉行關兵部大夫平氏盛、佐藤勘右衞門藤原成次、大工木原木工藤義久小工谷田清三郎正重、棟梁田中六左衞門吉房、此時御地形五間餘、北方ノ山際ヘ被引之、寬文二壬寅年、本社拜殿後殿御門瑞籬、以銅瓦被改葺、征夷大將軍源家綱公、御奉行關兵部大夫氏盛、藤懸監物平宗俊、佐藤勘右衞門成次、御被官谷田清三郎正重也、

〔日光山志二〕新宮權現拜殿　三佛堂と相雙ぶ、銅葺赤塗四方緣、大床舞臺造り、四方揚蔀、六間に七間許、

本社　南向八棟造り五間四方、銅葺總赤塗、正面三扉黑塗、向拜に正體の額を揭ぐ、また梁間に金色の鰐口三揭ぐ、高欄彫物彩色、濱緣三方へ折廻し格天井、階黑塗、前に唐門あり銅葺、此門より瑞籬本社の後迄折廻し、是も銅葺、凡拾五間に拾八間許、唐門外の左右に、石燈籠數基、唐銅大燈籠は、

貞享二年二月五日、類燒諸所見分爲ニ上使、宮城主殿頭登山、本宮幷御旅所本龍寺星宮御本坊、御再興アリ、奉行永見甲斐守小野氏重直、鈴木杢九郎穗積姓重視、御被官兩人、同二月廿日參著、本宮假殿、塔三重ノ跡ニ新ニ御經營、同廿九日外遷宮、○中略八月廿日永見甲斐守登山、御被官坂本三郎兵衛尉藤原重直、前日先達到著、本宮本社拜殿御舊跡ノ西北エ三間餘、地形ヲ引テ繩張ス、○中略十一月八日、本宮本社正面三間、唐戸脇二間、各七尺間也、御上棟、同拜殿三間四方、七尺間、四本龍寺三間四方、八尺五寸間、內正面者九尺、同十二月十六日迄ニ御造畢、同十八日奉行中各歸府、同十二月廿二日正遷宮、學頭衆徒中別當中勤ㇾ之、社家樂人宮仕神人出仕、外遷宮正遷宮共ニ、如ニ先規一料金從ニ公儀一被ㇾ遣ㇾ之、

〔日光山志〕一本宮權現　日光三社の內なり、社地假橋の筋向なる丘上に鎭座、前は大谷川の流に對し、東北の方は稻荷川に接す、社木杉の古樹、社地を繞繞せり、御番所の傍より、石雁木を右へ登る中程の左の方に、別所の坊あり、又石雁木道を廿五六間登り、石鳥居あり、寬政年中迄は木鳥居なりしを、同十二申年、御修理の時に、石に改建らる、此鳥居の額は、天明元年二月、一品准三后宮公遵法親王の御染筆なり、此所の隅に古鐘樓堂の礎石殘れり、長祿三年の鑄なり、古河御所成氏朝臣の名を彫す、今は西町淨光寺境內へ移さる、　本社拜殿　銅葺總赤塗

〔日光山堂社建立舊記下〕新宮

本地千手觀音、垂跡大己貴命也、御內陣ノ左右ニ、阿遲鉏高日子根神、田心姬尊ヲ奉ニ勸請一、此三神ノ御社、大同三戊子歲、下野國司橘利遠、奉ㇾ勅四本龍寺ノ南ノ地ヲトシテ造ニ社殿一、三神ヲ鎭座シ奉ル、此最初鎭座ノ地ハ、稻荷川洪水ノ度每ニ、東岸崩裂シ、末代ニ至テ危キガ故ニ、本願上人○勝道ノ遺弟、道珍、敎旻、千如等相議シテ、天長四年、小玉殿ノ東エ假ニ遷座シ奉ル、爾後又仁朝、神善、尊鎭、昌禪等相議シテ、嘉祥三年ニ、常行堂ノ後、佛岩山ノ南岸ヲトシテ、營ニ宮社一奉ㇾ遷ㇾ宮、此時ヨリ當社ヲ新宮ト號シ、四本龍寺ノ御舊跡ヲバ本宮ト名ケテ、阿遲鉏高日子根尊ノ御社トス、十五代座主光智坊

立靈祠、奉崇權現、

〔日光山志四〕男體山　嶺に神社を祀り給ふは、勝道上人、神護景雲元年四月、初て跋渉を企て、半路にして雷鳴し、路に迷て登ることを得ず、夫より十五年を經て、天應元年四月、又企て登らんとすれども果さず、同二年三月、經を寫し佛を圖し、山麓に至て、一七日讀經し、神明に誓ひ、山頂に至ることを得ば、經卷佛像を絕頂に置て、天地の神明の爲に供養し、神威を崇め奉らんと祈念し誓ひ、漸三度目に登臨を極と云云、此時上人神祠を祀り給ふは、天地の神明を祀り給ふなり、其後弘仁七年登山の時に、三神の影向を拜し給ひて祀りけるは、是日光三社權現の鎭りましますの始也、

〔日光山堂社建立舊記上〕本宮

本地馬頭觀音、垂跡味耜高彥根命、大同三歲、平城天皇御宇、當國(下野○)國主橘利遠、奉勅四本龍寺ヲ再興ノ時、本堂ノ南造立社殿、三所權現ヲ勸請ス、(○中略)本宮拜殿マデ、山菅橋ヨリ二町餘艮ニ當ル、明德二辛未歲、山名時氏、內野合戰ノ節、本宮本龍寺三重塔幷末社鐘樓回祿ス、鐘樓ト塔ハ此時斷絕ス、拜殿ノ巽ニ、塔之舊跡石礎壹ツ有、今ニ鐘ハ殘テ、今常行堂內ニアリ、大永二壬午歲二月四日、本龍寺大千度通夜部屋ヨリ失火、悉ク延燒ス、永祿五壬戌年十一月五日、本宮本龍寺燒失、鹿沼ト取合合戰ノ時、當山打負、敵火ヲ放チ、當山本宮隣坊數多類燒ト古記ニ見エタリ、同七年本社拜殿、別所當上人櫻本坊宗安再興ト記ニ出タリ、正保四年、毘沙門堂公海大僧正、本社拜殿御修理ノ時、古ノ別所清水ノ上、經供養札場所ニ被引之、(今別所是ナリ)寬文四甲辰年、一品守澄親王御願ニ依テ、本社拜殿末社幷別所迄、始テ征夷大將軍家綱公被加御修營、爲奉行、(佐久間宇右衞門尉藤原盛英、神保四郞右衞門尉源正利、)御被官大工、(吉元加右衞門藤原利貞、)同四歲五月十八日正遷宮、御導師一品親王尊敬、學頭衆徒別當中社家出仕、樂人宮仕神人等勤仕之、外遷宮正遷宮共ニ、三品立御膳、地布筵道等之料モ、公儀ヨリ被遣之、本院ヨリ辨備ス、貞享元甲子年極月廿日辰下刻、蓮花石町ヨリ失火、當社幷末社別當迄、悉ク類燒ス、(○中略)

荒山三所神、今尋其迹、則所謂男體本宮者男神也、瀧尾女體中宮者朝日姫也、新宮太郎明神馬王也、宇都宮者猿麻呂也、或曰所謂男神女神者、日本武尊與橘姫也、祭之山中云、

〔古事記傳二十三〕豐木入日子命、〇中略下野國河内郡二荒山神社ハ、此豐木入彥命を祭ると云り、然もありなむ、

〔下野國誌三〕二荒山神社

河内郡宇都宮驛にあり、〇中略祭神は大日本一宮記に、大己貴命男事代主神と記し、神名帳頭註にも同じくみえたり、然れども是らは信られぬものなり、〇中略和漢三才圖會には、柿本人麻呂靈と記したり、是は當社の寶庫に、古き人麻呂の畫像あれば、其をやがて神體なりと思ひ違ひし非事なるべし、そも〳〵此みやしろに鎭め祀りしは、上の卷に擧たる、上毛野君下毛野君等の始祖、豐城入彥命なり、

〔性靈集二〕沙門勝道歷山水瑩玄珠碑幷序

有沙門勝道者、下野芳賀人也、俗姓若田氏、〇中略有同州補陀洛山、〇中略法師顯義成而興歎、仰勇猛以策意、遂以去神護景雲元年四月上旬跋上、雪深巖峻、雲霧雷迷、不能上也、還住半腹、三七日而却還、又天應元年四月上旬、更事攀陟、亦上不得也、二年三月中、奉爲諸神祇、寫經圖佛、裂裳裹足、弃命殉道、襁負經像、至于山麓、讀經禮佛一七日、夜堅發願曰、若使神明有知、願察我心、我所圖寫經及像等、當至山頂、爲神供養、以崇神威、饒群生福、仰願善神加威、毒龍卷霧、山魅前導、助果我願、我若不到山頂、亦不至菩提、如是發願訖、跨白雪之皚皚、攀緣葉之璀璨、脚踏一半、身疲力竭、憩息信宿、終見其頂、怳惚怳惚、似夢似寤、不因乘査、忽入雲漢、不嘗妙藥、得見神窟、

〔中禪寺私記〕稱德天皇御宇、神護景雲年中、當國芳賀郡人、沙門勝道、勤求佛道、攀躋雲窟、爲鎭護國家、爲利益衆生、勸請於神祇、造寫佛經、始卜斯山、新起道場、〇中略號中禪寺、安置丈六千手觀音像、其傍建

本朝青史公、讀延喜式、至于神名帳所載下野國河内郡二荒山神社、曰、是何神耶、二荒訓云布他阿羅、而今云補陀洛、以爲觀音之所坐、又轉二荒書爲日光、而云大日遍照之山、皆是浮屠者之誣世俗欺盲聾、而援神入佛之姦謀也、世之人不之察、遂至於使本朝之名神合汚于胡鬼、而奪神宮爲梵宇、掠社戶爲僧俸焉、豈不惑乎、亦不悲乎、其傳曰、下毛野國河内郡二荒山神者、初不詳何時世也、或曰、在鸕草神武之際云、有二神、共爲夫婦、名國神、蓋荒神也、故號山曰二荒、以神所居也、有一書號緣起、曰昔在宇中將好田獵、一旦怍上旨、左遷、獨騎青馬携龐狗、潛往奥州、娶富家朝日氏之女、六年生子曰馬王、馬王幸妾生兒、貌陋醜似獼猴、故名猿麻呂、居陸奥國小野、故謂之小野猿麻呂、皆死爲二荒之神、山中有湖、近湖有沼、二荒神與上野國赤城神爭湖、曰、此下野國也、赤城神曰、此上野國也、相戰不決、赤城乘勝、二荒神憂之、於是鹿島神誨之曰、猿麻呂孫也、善射盍召而勠力哉、時猿麻呂狩于熱借山、二荒神忽化鹿、入熱借山、猿麻呂逐之、鹿走歸二荒山而不見、猿麻呂尋之、俄見一婦、呼猿麻呂曰、汝不知乎、妾是此山主也、汝是妾之孫也、誘汝至此者、欲使汝伐我寇、我寇赤城神、現蜈蚣貌、妾爲蛇蟒姿、以是爲證、汝獲克、則與此山于汝、以爲遊獵之地、猿麻呂諾去、明日日中往視湖西有沼、栢藤諸樹灌茂、有蜈蚣自西來、群蛇出闘、相螫相咬、蜿蜒曼衍、蜈蚣動繞纏蛇頸、屈蟠匍匐、彌山塡谷、不知其幾百千也、猿麻呂未知赤城神爲何也、於是一巨蜈蚣、左右生角、與大蛇急接、猿麻呂以爲赤城神是也、而發矢中左目、蜈蚣被疵而奔、蛇欲追北、猿麻呂諫而止焉、猿麻呂獨逐而行、踰湯下過小山頂、到上毛野國利根川而還、其戰場血流水赤、故曰赤沼、其山草木皆染血、故曰赤木山、今云赤城山、（木城和訓共相同）山下有溫湯、洗其創、故曰赤比曾湯、又謂其討寇處爲宇都、今之宇都宮是也、既而神告曰、今賜汝以此山、宜棲山麓、我子太郎神出、則汝當爲申口者、猿麻呂悅而歌舞湖邊、因名其所曰歌濱、猿麻呂在山下、望巓有紫雲、雲中有黃鶴、左右羽上現神形、飛下至地化爲美婦、告猿麻呂曰、我爲二荒山女神、羽上神、是太郎大神也、汝宜爲小野神、其後猿麻呂往登俱爾良、（今云上宿下宿）遷宇都宮、又山中有三株杉、大而盤根、男神女神太郎降於杉上、謂之二

古事類苑

神祇部八十四

二荒山神社

二荒山神社

二荒山神社ハ二社アリ、一ハ下野國上都賀郡日光山ニ在リテ、舊ト日光權現ト云ヒ、一ハ同國河内郡宇都宮ニ在リテ、舊ト宇都宮大明神ト云フ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、現今並ニ國幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕下野國河内郡二荒(フタアラヤマノ)山神社

〔平家物語 十一〕なすの與一事

與一目をふさいで、なむ八まん大ぼさつ、別しては我國の志んめいに光のごんげん、うつのみや、なすのゆせん大明神、ねがはくはあの扇の眞中射させてたばせ給へ、〇下略

〔新和歌集 五〕宇都宮によみて奉りける　權律師謙忠

東路やおほくのえびすたひらげてそむけばうつの宮とこそきけ

祭神

〔延喜式神名帳頭註〕下野河内郡　二荒山　事代主命

〔諸國神名帳 下野〕二荒山神社、名神大 或號日光山權現、社家說云、本宮者、味耜高彥根命、新宮者、大穴貴命也、此二神共荒神也、故曰二荒也、又祭田心姬命、號之瀧尾權現、〇又見日光山志

〔羅山文集 三十七 傳〕二荒山神社傳

日光山（下野國）　東叡山（武藏國）　喜多院（武藏國仙波、御神領三千石、）　鳳來寺（參河國設樂郡、御神領五百四拾石餘、藥師堂領ハ外也、）　瀧山寺（參河國、御神領六百十石、）　龍華院（遠江國、御神領百石、）　長樂寺（上野國世良田、御神領百石、）　慈賀院（近江國坂本、御神領千二百五十石、）　龍山寺（尾張國名護屋、御神領千石、）　雲光院（紀伊國和歌山、御神領千石、）　吉祥院（常陸國水戶、御神領千石、）　神護寺（加賀國金澤、御神領千石、）　利光院（備前國岡山、御神領千石、）　正壽院（陸奧國會津、御神領千石、）　仙岳寺（陸奧國仙臺、御神領千石、）

飯をす、むることあり、山法師共、天狗とかいふもの、様に打扮して、權現の使者なりと名のり、人に食物をす、めて、くらはじといへば、ふとき繩、黒木の棒など持出て、强てくらへと爭ひ責ること、ぞ、これを御覽ぜさせ奉らんとて、そのこと行はれしが、山法師等がきほひの、しる様いと見にく、、ものさわがしかりければ、やがて御休所へかへりいらせたまへり、

〔日光山强飯給詞〕其方定て聞えたであらふ、抑當山古實古法、万代不易の强飯といつは、東照大權現、并當山地主和光權現の垂跡、大己貴尊大黒天の寶袋、辨財天の如意寶珠、毘沙門天の金甲、三天合行の密法を修し、こと〳〵く其神法のある事ぢや、一度信心渇仰して、此强飯を頂戴ある輩は、四魔降伏、武運長久、諸願圓滿子孫繁昌、壽命長延、疑ふことなし、殊に今般御修復結構御成就、其身においても、定て滿足であらふ、仍御祝儀として、おほけなくも東照宮より給る所の强飯、一杯二杯にあらず、七十五杯、一粒も殘さず、すか〳〵取上てのめさふ、殊に御料理として、中禪寺の木辛皮、寂光の生大根、御花畑のたうがらし蓼の湖の蓼、いろ〳〵珍物を取揃て下さる、有がたうすかすかおつとりあげてのめさふ、容易ではゆくまい、早々取上てのめさふ、

○按ズルニ、此給詞ハ、本社修復竣功ノ時ニ係レルヲ以テ、御修復結構御成就ノ言アレド、其他ノ詞ハ、常ニ一定セルモノナリ、

〔法曹指揮八〕同年〇天保十年

於御府内、日光久能御鏡江行逢、被申候節、主人并供方之者、何様相心得可申候哉、右之趣、兼而心得罷在度、奉伺度奉存候事、

正月　　松平大隅守内　西筑右衞門

書面、御鏡ニ行合候節者片寄、召連候者笠等爲脱、罷通不苦候、

〔武德編年集成九十三〕東照宮御鎭座所々

奉行の服部大和守へ、御渡可被成と有之ければ、最前の子細を一々聞かれ候ゆゑ、大和守申ける は、只今承知仕候處、此御膳具は、御繕と御座候よな、凡神君の靈膳をぬり直しに致て、古きわんを つくろひ是を用ゐる事、其恐れ甚しく、御入用の多きをいとひかなしみ、古を繕ひ坏する事は、か ろきものにても、まつりの器には新しきを第一とする、是禮の最勝とするなり、いかなれば古を 以、神君をけがし可申哉、拙者儀は請取申間敷と申されければ、神尾答て、貴殿は最初御願の節、御 修覆と被仰候故、御繕ひ申候と、いはせも果ず、若州には似合ぬ御一言、凡て前廉より有來り候も のを、しなほすを修覆と、なへ申候、其元は古きをつくろひ直を修覆と思めし、其體を不捨を修 覆と思ひ給ふとみえたり、たとひ新くするとも新規道具にてなき時は、修覆と申事なり、夫はい かにもせよ、何ぞふるわん膳は、拙者式でも、塗直しては用ひ不申候、此段御老中方の御下知なれ ばとて、左樣には仕るまじく候、乍去上意を以て、夫にてもくるしからずと被仰付候はゞ、無是非 御請可申上候とて、更に合點いたすべきやうなければ、又々新しく御拵直し有て、被相渡けり、

〔日光山志〕一强飯　當山御吉例の强飯なり、世に日光責と稱し、所々の別所に、日光責の道具を數 品掛ならべ置り、捻り棒、或は大なる烟管等を設く、むかし瀧尾へ地藏變じ來り、索麪を乞けるゆ ゑ、地藏を責しより始れりともいふ、當山强飯の事は、古實の法式とすることなりといふ、仍て高 貴の御方へも、强飯の式をまゐらすることにて、御料理一通り相濟し折を見合て、强飯の式をお こなふ、先螺を吹立、物すごき形勢なり、夫より式を始め、唐銅の鉢へ飯の高盛を持出ることなり、 例年正月御本坊にて下さるゝ事と聞けり、また大樂院にて、歲晩御餅煉の節此式を行る、當山古 實の式ゆゑ、委は略せり、

〔浚明院殿御實紀附錄〕一日光山へまうでさせ玉ひし時には、享保の例により、瀧尾權現のあたり の、山水のさまを御覽せられんと、內々御こゝろにたのしみおはしけるに、この山の古き俗に、侊

見セシメラル、 廿五日、御緣起卒業、 閏十一月三日、日光御緣起ヲ、酒井讚岐守ヲシテ紀伊亞相宅ヘ遣ハサル、彼亭ヘ尾張亞相、水戶黃門參向、

日光御緣起詞ハ僧正天海、畫ハ法眼探幽ナリ、卷中數行、後水尾帝ノ宸翰アリト云、御緣起ノ末ニ云、家光公宣ハク、神ハ敬フニ由テ威ヲ增シ、人ハ位ヲ以テ德ヲ增ス、故ニ東照大權現、□位ノ德ヲ緣起ニ圖シ、末代ニ傳ヘ、道俗是ヲ閱シテ、尊崇ノ思ヒヲ發セバ、靈驗倍揭カラシム云々、

〔近世公實嚴秘錄六〕別所播磨守盜賊奉行の事

或年東照宮の御膳具損じ候とて、御修覆の儀被仰付可被下候樣に、奉行より願被申候、御勝手掛り御老中より、御勘定奉行へ、吟味の上御捗申上候樣にと被仰付、御勘定奉行は、神尾若狹守掛りにて、日光より御膳具取寄ける、日光の御道具は、神秘方とて、其器御用承る者、古代よりきはまり、此事のみをわざとする者有、其者を呼出し、若狹守御膳具等の事申渡、御代金圖らせけるに、ばくたいわづか成御膳具に、三百兩程の高なりければ、若狹守大きにいかつて、汝以の外成過分の義を申上事なり、何ぞ夫程の大金に及ぶべきやと申給へ共、神秘方の者は、夫より御入用少くては、出來不申と申故、然ば外へ可申渡と有之ければ、神秘方答へて申けるは、御江戶始り候て、代々神秘方器財は、外にて細工仕候事無御座候へば、餘人に被仰付候事は、有間敷義と奉存候と申ければ、若州こたへて、何の神秘方なくて、調ふる事のならざる譯も不可有之とて、其法にかまはず、終に東照宮の古き御膳椀を御繕ひにせんとて、幸阿彌因幡へ申付給ひて、拵てりつはに結構に出來、ぬり直し指出ければ、神尾若狹守請取て、御勝手御入用掛りの松平左近將監殿、若年寄本多伊豫守兩人の前へ持出て、若州申されけるは、かねての御膳具、かくの如くりつはに出來申候、最初神秘方へ申付候得共、御入用三百兩と申候、餘り高直ゆゑ、幸阿彌因幡へ申付、御繕させ申候處、箇樣に能出來仕候と、普風聽申ければ、御老中方も、是は若狹守が御働と、稱美かぎりなく、頓て日光

リ申サレ候ヨシニ候、

〔武徳編年集成 九十三〕寛永十八辛巳年、諸侯ニ命ジ、日光山東照大權現ノ御寶塔ヲ建ラル、松平伊豆守信綱、阿部豐後守忠秋、同對馬守重次、代々彼山ニ至テ監檢ス、

〔大猷院殿御實紀 四十八〕寛永十八年十月廿五日、日光山寶塔成功により、大工頭木原木工義久銀百枚、其他の二人へ五十枚づゝ、石工縣五郎作、石屋又藏へ金貳萬兩下され、又藏には月俸をも下さる、これ構造に心いれ、力を盡せしゆゑの賞とす、

〔江都管鑰秘錄 十〕縣五郎作由緒幷先祖功勞を以て御寶塔成就の事

覺

寛永十八年、日光山權現樣御寶塔御笠石、私祖縣五郎作に被仰付候處、當山難所ニ而、人力に及がたく候儀故、日々御當地よりも御尋被遊、尤日光よりも毎日々々御注進申上候、五郎作儀、一所懸命と奉存、山を切、谷を埋、丹精をぬきんで、工夫を以て、御寶塔御笠石、恙なく、山上へ引上げ奉り、難なく御普請成就仕候、

〔柳營秘鑑 追加〕寛永十七庚辰年石之御寶塔御建立

右御寶塔、天和三癸亥年五月十日、地震にて御損ニ付、此度は唐銅に御造替被仰出、是今之御寶塔也、

御手傳　丹羽若狹守　內藤左京亮　津輕越中守

〔日光山志 五〕社家伶人以下の員數

社家衆六人　古島氏　猿橋氏　齋藤氏　江端氏　古橋氏　中麿氏

伶人二拾人　宮仕拾人　神人七拾六人　巫女八人、或は八乙女とも唱ふ、

〔昭代實錄 四大猷公〕寛永十六年十一月三日、東照宮御緣起草稿成ル、　四日、御緣起ヲ御三家方ヘ內

寶塔

に改む、公卿は束帶なり、十七日、御祭禮、本坊に公卿の棧敷を構へ、武家の方は、其向の御殿地に構へて、何れも拜見す、御祭禮相濟、武家諸大夫以上は束帶、以下は布衣素袍にて參宮、公方樣、〇德川家實今日大納言樣、御臺樣、御簾中樣、御代拜相濟、御三家、御三卿代拜過て、各自拜有、同十八日、御經供養、今日は勅會の御法事にて、近衞殿を始、公家皆參宮、執事皆公家にてせらる、先の御法會に會せし武家の輩參宮す、被物の事は、中奥御小姓是を役す、十九日、御本地堂曼陀羅供養、公家參宮昨日の如し、今日日光御門跡僧正院家、其外へ御布施の事有レ之、

〔嘉永明治年間錄十四〕慶應元年四月十七日、東照宮二百五十回忌法會ヲ日光山ニ行フ、

〔柳營秘鑑追加〕秀忠公御自身關八州の內を御穿鑿の上、日光山を鎭座の地と定られ、元和二丙辰年、御繩張御普請初、同三丁巳年三月廿八日、御尊體日光へ御入山、同四月八日、奥院へ白木の御寶塔出來御遷座、

〔鳩巣小說上〕大猷院樣〇德川家光御時、日光御再興仰付ラレ候テ、結構ヲ盡シ、就中御寶塔ノコト御僉議有レ之候、是ハ御棺ノ上ニ覆ヒ申候塔ニテ候、大事ノモノニ候ユヱ、萬代マデモツヾキ候ヤウニ丈夫ニ仰付ラレ度トノ儀ニテ、或ハ黑金ニテ仰付ラルベキヤ、但シ石ニテ仰付ラレタルガ久シクツヾキ申ベキヤト、其時分松平伊豆守信綱殿ヲハジメ、智ノフカキ衆、センギニテ候、其時島田幽也ト申テ、島田出雲守隱居ニテ居申サレ候、是モ最前町奉行イタサレ候テ、智惠袋ト人々申候テ、智ノフカキコト隱レナキ人ニテ候、夫ユヱ幽也ヲ呼ビ候テ、分別承リ候ヘトノ上意ニ付、幽也御次マデ出申サレ候、大猷院樣ニハ、御障子一重ヲ隔テ、イカヾ申候ト御耳ヲソバダテ、イヅレモ老中、御寶塔ノ義、如何仰付ラレ候テ、久敷續キ申ベキヤト尋子申候トキ、幽也申サレ候ハ、何ノ義モコレナク候、豐國ノ社頭、修理仰付ラレ候ハヾ、當家ノ御寶塔、イツマデモ堅固ニツヾキ申ベク候、此外ノ義ハ存ゼズ候由申サレ候、夫ヨリ御寶塔御僉議相止ミ申候、流石ノ伊豆守殿モ、我ヲ折

參向、

文化十二年四月七日、東照宮二百回御忌に付、於日光山勅會、萬部の御法事御執行、今日御初日、同十一日御中日、同十六日結願、同十七日御當日、

右御法會に付、先達て御暇被下、日光へ相越面々、三月十五日高家中條河內守、戶田備後守、大澤右京大夫、日光奉行本多淡路守、中奧御小性蜷川大和守以下十八人、御目付壹人、御徒頭二人、小十人頭壹人、御納戶頭壹人、奧御右筆組頭一人、同十七日には、於御座の間、御名代井伊掃部頭、山中火の番鳥居丹波守、稻垣信濃守、同日西丸於御座の間、大納言樣○徳川家慶御名代榊原遠江守、同廿四日には、於御座の間、御老中牧野備前守、寺社奉行阿部備中守、松平右京亮、大目付伊藤河內守、御勘定奉行柳生主膳正被仰付、同廿六日には御臺樣御名代御同所御用人、御簾中樣御名代御同所御用人、御暇にて、三月下旬より四月初旬に至、各追々日光表江發足なり、布衣以下の面々、御目見以下の人々は、枚擧に不遑、京都より參向の公卿は、近衞左大臣基前公、六條前大納言有庸卿、山科前大納言忠言卿、甘露寺大納言國基卿、德大寺中納言實賓卿、日野大納言資愛卿、四辻中納言公說卿、飛鳥井參議雅光卿、萬里小路左大辨建房卿、殿上人梅溪中將朝臣より已下十四人、地下六十三人、樂人四十五人、菩薩十二人、御導師の門跡には、靑蓮院宮尊眞法親王、梶井宮承眞法親王下向なり、七日、萬部御法會初日、御宮に於て御執行、御導師輪王寺宮公猷法親王、八日、同斷、御導師靑蓮院宮尊眞法親王、九日、同斷、御導師梶井宮承眞親王、十日、同斷、御導師輪王寺公猷親王、十一日、御中日、御導師梶井宮、今日江戶より植村駿河守を上使として、日光御門跡へ御菓子を進せられ、且在山の諸役人、及び勤番火の番の大名に至まで、大儀に思召之段、上意を傳らる、十二日、同斷、御導師靑蓮院宮、十三日、同斷、御導師梶井宮、十四日、同斷、御導師靑蓮院宮、十五日、同斷、御導師輪王寺宮、十六日御結願日、御導師靑蓮院宮、今日例幣使、奉幣使、賄經使の儀有、御經果、奉幣使の時は、武家直垂大紋布衣

之、進寄二高座前一授二講師一、獨立二其側一暫相待、此間威儀師起座、出二許于一催レ鐘、其詞御誦經、鐘二音、威儀師復座、圖書官人藤原定之、打レ鐘二音、讀師御誦經文讀畢打レ磬、乍レ持二御誦經文一出二發願席一、此間如レ元卷二返之一、〇中略　次公卿退出、下﨟爲レ先、

公卿法中、各入二集會所一暫休息、對二催夕座一、但送二日光法親王還二宿居一、依レ爲二夕座證義一也、臨レ期刷二行粧一入二集會所一、他日證義同レ之、

同日夕座、晴天、講二法華第一卷一、　第二日、講二法華第二卷一、　十四日己酉、同日夕座、講二第三卷一、同日重座、講二第四卷一、中日、依レ爲二將軍家御著座一、第三日之朝座、今日被レ講、　十五日庚戌、雨天、明日依二將軍家著御一、不レ被レ修二八講一、　第三日、講二第五卷一、　十八日癸丑、　第四日、講二第六卷一、　廿二日丁巳、夕座、講二第七卷一、第五日、結願、

〔日光修善記下〕本地堂幷神前一切經轉讀記

十八日癸丑、〇慶安元年四月晴天、於二本地堂一轉二讀一切經一、蓋在二本朝一摺二寫一切經一者、始二于此一、當昔東照宮、命二其人一欲レ鏤二梓及一、一再度、終不レ果、逮二大樹握レ符、大師勸而刋行一、幸宿齋爲二開板法主一鑿而成、大樹大悅獻二之禁內及仙院一、其書六千參百餘弖、六百六十餘函、旣納二于泉涌寺實藏一、牙籤新帙、汗牛充棟、見者無レ不二驚歎一矣、十九日甲寅、於二神前一一切經轉讀、作法如レ昨、

導師惠心院權僧正等謩

一切經供養結願作法　先三禮　次法用　次發願　次四弘　次唱曰　次小祈願　次神分　次勸請　次經釋　次六種廻向　同時於二本社一一切經轉讀、僧徒出次第如レ昨、

〔嚴有院殿御實紀三十〕寬文五年四月十七日、日光山にては、此七日より十六日まで萬部行はれ、昨日奉幣使、けふ祭禮行はる、

〔泰平年表〕正德五年四月十七日、東照宮百年御忌、法華萬部勅會法事有レ之、御名代井伊掃部頭直恆

明和二年四月、於二日光山一、東照宮百五十回御忌御法會、勅會ニ付、鷹司殿以下の諸卿殿上人江戶に

袖をひるがへす、菩薩、伽陵頻迦、胡蝶等の口口を供する、さすがいと殊勝にして、誠の菩薩の降臨、諸天も影向し給ふらん、有がたくぞ覺え侍る、〇下略

〔日光修善記 上〕東照宮御八講記

正保四年丁亥某月某日、召武家傳奏兩卿、（今出川前大納言經季卿、飛鳥井前大納言雅宣卿、）明年四月、正當東照大權現卅三回靈忌、於日光山寶殿可行法華八講之由被仰下了、上卿二條前攝政左大臣令作進次第給、抑御八講、於武家者、有鹿苑院（〇足利義滿）明德例、（後小松院明德元年四月廿九日、於相國寺行之、等持院（足利尊氏）三十三回云々、）於神前者、有日吉社建保例、（順德院建保二年十二月十九日、於日吉社行之、又後小松院應永八年五月十二日、鹿苑院相國、請大宮被行之、）今度被摸此等之先蹤云々、

〔慶安元年戊子三月上旬、諸家僧侶等、連日發遣、四月初、悉下著日光山、各入宿坊畢、　四月九日甲辰、雨天、有八講習禮之儀、辰上刻各參集、（着狩衣烏帽子、）朝夕十座之法式、悉被執行了、當日以前、奉仕道場御裝束、（內藏年預中原朝臣職在、預承仕法眼以俊等勤之、）　十三日戊申、雨天、太田備中守源資宗、率數百兵士警固社頭邊、〇中略　先有奉幣事、（社司勤之、金銀幣帛串、同內藏寮年預職在朝臣令備之、并神前諸具、社用古物之外、同調進之、）　次有神供事、（社司勤之、神供日同之、每朝座如此、）散花始之時備之、刻限前攝政召頭左中辨嗣長朝臣、令問事具不給、次嗣長朝臣申事具由、歸來仰可始之由、則令打鐘、（圖書官人藤原定之）令打之三音、次公卿著拜殿座、此間衆僧（各持香爐、）赴集會所、列立南中門內、（威儀師口正先行、〇中略）

次衆僧參進、昇南階各著座、（威儀師留立此所、）著座之時自左足入、於神前一禮、先各跪座、前衆僧悉入畢後、同時著座、（自右足引入、〇中略）　次威儀師、就御經机下取御經、（法中竝月卿雲客各筆、目錄在別卷、）盛筥蓋置講師十一口前机上、（不及置案、）如元覆蓋、（承仁法眼以後、法橋道巴等役之、）　次御願文、授講師權僧正等擧、威儀師到文插下、（在御經机、）拔取授之、（御願文呪願文一度取之、先願文授講師、次呪願文奉授呪願師、尊敬法親王、呪願師取文、不拔之令懷中給、）次講表白讀御願文、（左手取文捧讀之、不讀官位、并導師德敬白廻向某實名計讀之、讀了閉之、）御願文如是、三寶諸大口知見證明シ玉へ、　次揚經題之、（右手取御經一卷解紙、出此詞、抑新寫御經可奉拜題名、）　次讀師揚題名、（總供養）妙法蓮華經序品第一、著座講師揚餘卷題名、一箇妙法蓮華經譬喩品第三、二箇藥草喩品、六箇不輕歩品、七箇八箇、或揚方便品普賢品等題名、當講師揚第八卷普門品題名、諸僧少讀經、（聞磬止、）　次御誦經、（其儀、威儀師授堂達、堂達持

卷有、〇中略件の御經櫃宮にもりて、高机の上にそなへ奉る、後日に蒔繪の箱三合有臺に盛、御寶殿に奉納、とき辰刻に、公卿殿上人、廻廊之邊集會徘徊して、先從僧御導師御門跡方の著座なして、次公卿拜殿の右方に次第に著座、けふ著座の第一鷹司殿、右大臣左大將教平公唱導師の前被物の御役たりしに、俄に故障の事有て出座し給はず、三條前内府、一日晴を著し給ふ、其粧ひ諸卿の中へ唯ひとり、麗しきさまいと興有、出居次將は、正面の簀子左右にわかちて著座、左右の樂行事は、舞臺の前へ進み寄て、舞樂の目錄を左右の伶人に給りて、近く樓門左右の廻廊を樂屋にしつらひて、紅黑の唐繪に、紅白の糸にて木瓜を縫にする幔幕を打、樂人北面に著す、敷舞臺鼓鉦之臺草墩代等は、兼て木工寮かまへ侍る、雲客は花宮被物に勤仕のために、右方簀子に群集してさぶらふ、漸巳刻に及程に將軍家〇德川家光御出門有、供奉之人々大概前日におなじ、御拜殿の左方、兼而より御座の上は、錦之御茵を敷まうけ、北上西面に、將軍家御著座したまふ、井伊掃部頭、彥根侍從松平下總守、郡山侍從忠明朝臣土井大炊頭、古河侍從利勝朝臣酒井讃岐守、若狹侍從忠勝朝臣各階下にさぶらふ、吉良上野介、四位少將義彌朝臣御前の花籠を勤役、同若狹守、失名御大刀を持侍る、此外供奉之殿上人、諸大夫等の行粧、數多にして枚擧しがたし、尾州紀州兩大納言、水戶中納言、供奉さぶらひて、左右のするゑ東上北面に著座、次唱導師大僧正天海、參向の儀式有、左右の樂人出向て、幄前にて一曲をかなでゝ、則前行す、其間に左右の舞人、ニ祿給りてすゝみ行、大僧正樓門の下にして、あじろ輿よりおり給ふ、執綱執蓋の官人、上中大童子、十弟子等に至るまで、供奉人の裝束、花やかなる事いとはなやかにして、諸人目をよろこばしめずといふ事なし、誠に天海和尙、大權現の御師範、三國傳燈の碩學、叡岳敎門の探題、辨說の泉涌出るがごとし、四海の波漫々たるがごとし、ちかく參詣の貴賤は、渴仰の眉をかたぶく、遠く傳聞の兆民は、耳をそばだてゝ、歸依せずといふことなし、けふ諷誦願文讀誦あるべきを、翌日堂供養の折にと、願文を殘し給ふと也、淨侶の歌唄は、鐘磬の響きをそへ、伶倫の音樂は、松風にさそはれ、

入道二品良恕親王（曼殊院）已下親王、及僧正等十人出仕、公卿三條前內大臣（實條）已下七人著座、按察中納言（業光廣）爲人數奉行、藏人左少辨綏光參向、法會後、征夷大將軍（家光左大臣）有奉幣、

〔日光山御勸請記〕寬永十三年四月十五日己丑、雨天、朝被行鉢、其後於神前鋪設淨筵、被行布薩戒會、著律衣僧侶貳拾四出仕、法事之次第不及記之、

說戒師大僧正天海　維那盧山寺（○中略）

四月十八日壬辰、晴天、神前の御拜殿にして御經供養執行はれ侍る、兼而奉行職事左少辨綏光、下知せらるゝに付て、出納諸司を催す、掃部寮會場の座を敷まうけ、庭上は筵道、（下薦、上白布、）集會幄前より拜殿の階下まで鋪わたす、承仁（法眼道以、法橋以俊、）道場の化儀をしつらひ、糸幡貳流、以金銅彫透於十二神菩薩像等、以五色糸結、兼如貫玉、各手足之末付寶鈴、瑞籬の左右樓門之內舞臺の前後是を立、繡幡百流、各臺之表裏染於輪寶羯磨、以錦爲行手足、織生絹於紺淺黃白、各末付金鈴、有幡頭於金銅之飾、同幄前より樓門之外迄、二行に是をたつ、幡柱百拾貳本、黑漆金銅の飾有、高各二許丈、其上に龍頭有、幡頭の環を喰垂侍る、供花机二脚、（古金襴打敷、居金華廿四本、）華宮机二脚、（敷蓮華、緣有金沙覆、）同階下の左右にわかちて是を居、瑞籬の邊左右に案四脚を立て、三寶衆僧の御布施として、綸子千疋、國絹千疋是を盛、拜殿之內に金の花鬘貳拾六流、（以金銅彫蓮花唐草、左右兩面頭藥王ノ呪字居蓮座、）繡幡五拾貳流、（蓮唐綾地紋稻妻麻々、同十二神呪字居蓮座、行蓮花唐草、以五色糸金絲縫、右之手足者、金沙橫筋、其間々蒸丸、其下年號支干等、兩面繡表也、以赤地雲錦爲緣、幡頭以金銅彫透於種々紋七寶、）各くれなゐの組緒を付て、柱長押等に掛垂り、拜殿の中央少北へ寄て、高壇一基をかまへ、大紋五色金襴之打敷をしきみちて佛壇とす、件之尊容は、大佛師（法眼康音）是を造立し奉る、木像の釋尊一體、文殊普賢兩大士、各金色也、泥のうへに細金を以てす、袈裟のあやなす、蓮花座獅子象の座等、丹靑筆を盡して是を彩色、御厨子には金蓋をつり、五色の瓔珞を垂り、金銅の羅網、風鈴飾等あり、前机脇机に錦金襴を打敷として、香花をそなへ、餉を供し奉る、御經は妙典壹部、開結二經、心阿兩經等、其品々を數軸に分て、三十二

雄劒、吉良侍從義冬捧副刀扈從、行粧肅々儼然、警趕有備、左右有列、於是僧正磬折奉迎之、大樹再拜稽首於靈前、且奉幣右旋左郎廊、令弟駿河亞相忠長卿、進再拜稽首而下階、以待僧正先行、於是大樹躋三級石梯入靈廟、亞相從行、此時一條右相兼遐公、三條亞相實條卿、中院黃門通村卿、出自宮左藥師堂、亦共從焉、檯輦輅於瑤石、映劒珮於松杉、移天上之風煙、增山中之光輝、既而妙法院堯然、梨本最胤、青蓮院尊純、毘舍門堂公海、同在其列、佛事間奏舞樂、僧正請、令堯然爲今日導師、復請令最胤爲明日懺法導師、令尊純唱伽陀、皆許之、翌日辰巳之交、大樹復詣謁神宮、嚮昔之公卿、及群僚皆從焉、其外僧口數百輩群至、金襴伽黎衣被于草木、紫磨瓔珞玲瓏于雲霧、山花忽開菩薩之面、瀑布將引天人之影、既而修法華懺法、曼陀如雨、伽羅似烟、晴嵐傳魚山之響、自笑步虛、陰嶺吹鳳鳴之律、漸入解谷、讓頻伽聲於子規、聽佛法僧於異鳥、所謂水鳥樹林、念佛念法、溪聲廣長、山色淸淨者乎、現極樂城乎人間、示寂光土乎娑婆、嗚呼奇哉偉哉、大樹特坐一帖席、忠長卿侍其左、梁金厨子居中央、釋迦金軀安其中、騎獅文殊、馭象普賢、爲脇侍、前設小高座、導師座焉、於是右相公以下、及僧正等衆徒、共可二三十口、圍繞金厨、聲明行道、殆若干遍、或捧散花金盆、或持數珠經卷、行道伽陀事漸闌、右相公起、取雲客所抱繡衣一襲、以賜僧正、凡三、實條卿、通村卿、以次抱衣、而授堯然最胤尊純、凡三、皆有司以叙相授受、其餘被物二百領許、則五位武士授之、僉曰、僧正者、最澄闍梨再來、而富貴者也、夫以冠裳混袈裟、和光同塵之緣乎、以神明同佛陀、有本有迹之心乎、以宗廟接梵宇、同根一體之理乎、以祭祀修妙法、報本追遠之德乎、以栴檀代灌鬯、蒸嘗悽愴之義乎、果其如何、闔山盛事、如今之壯麗、自古未曾有也、業已大樹退廟還館、俄雷雨氷霰、大如指、人皆以爲祥、愈仰靈威、及晩僧正、及公海以下群緇、所受賜物、如陵如山、所謂僧正富且貴如此、餘乃稱焉、二十八日大樹出日光、五月朔還於江戶、詔使公卿群吏、幷貴僧復來拜獻、因命各就館寺、使人厚饗之、既而畢事、詔使公卿貴僧歸京師、

〔續史愚抄 明正〕寬永十三年四月十八日壬辰、於日光山（於藥師堂歟）有法會、導師前大僧正天海（南光坊）、此外

言貴勝卿、西園寺中納言公益卿、冷泉中納言爲滿卿、西洞院宰相時慶卿をはじめ、公武こと〴〵く著座し、僧綱凡僧みな群參す、大僧正天海、御導師つかうまつり、高く法則をとなへ、神德を歌頌す、呪願師は梶井門跡最胤法親王、證誠は正覺院權僧正豪海、散華被物は正親町少將季俊、水無瀨少將兼俊、北畠少將親顯、藤谷少將爲賢、園少將基音、藤右衛門佐永慶、高倉少將嗣良、東坊城少納言長維、綾小路侍從高有、竹內刑部少輔孝治、樋口侍從信孝、平松侍從時庸、土御門左衛門佐久脩、唐橋民部少輔在村、壬生極﨟孝亮、差次藏人某、淸藏人賢忠役す、伶人左右の幄より臺にのぼり舞樂を奏す、今日は御齋會に准せらるゝがゆゑに、廣橋頭辨兼賢、烏丸右中辨光賢奉行たり、

〔羅山文集二十二記事〕寬永戊辰日光山齋會記

寬永五年戊辰夏四月十三日、大相國發江戶、十六日登日光山、其從如雲、其列如林、蓋當于皇考神君十三周忌、修靈福也、先是尾張亞相義直卿、紀伊亞相賴宣卿、水戶黃門賴房卿、皆豫來會、是時詔使齎宸筆般若心經來、其封裹紙有御製倭歌二篇、頌其德業也、又題法華二十八品要文短冊、所謂序品照于東方云者御製也、其餘則公卿群臣、及貴僧所詠也、共納之、且被奉幣帛、誠敬神之至也、中宮、令曼殊院良恕寫偈、以被進之、女院、令彈正尹好仁親王書陀羅尼、以被獻之、皆奉納之、是日豫參之公卿群官及貴僧、與詔使倶、拜謁大相國、乃命台嶺南光房僧正天海、而領其事、十七日、靈輿、神遊於山菅橋邊頓宮、山王、摩多羅二輿從行焉、所謂時來時去、來則風肅然者歟、大相國坐假閣而見之、有如在事存之心、不亦孝乎、僧正等別構假庋而拜之、少焉靈輿還宮、於是大相國詣廟而拜、且奉幣如例、十八日、詣靈廟塔、行授戒灌頂事、僧正請、令梨本最胤入塔中、事竣靈雨滂沱、人皆異之、大相國欣然焉、僧正以有神君之舊好、故獲逢此幸、何榮如之、及晚布施不知其幾百千也、滿山草木、恩光昭回、其儀制亦不言而可知矣、二十一日、還於江戶、三卿從之、詔使公卿及緇衆留在焉、是月二十五日、大樹又入山、今晚公卿及貴僧悉拜謁焉、厥明詣閟宮、高倉參議永慶侍東帶、吉良少將義彌、侍轅纔且執履、前橋侍從酒井忠世捧

神寶

修佛事

一松平伊豆守、阿部對馬守、松平右衛門大夫、板倉内膳正、秋元但馬守、此等ノ人々山中ヲ巡見ス、三使參詣ノ儀式ヲ見窺フベキトイヘドモ、江戸ニ於テ無用ノ旨仰セ付ラルヽニ依テ、三使江對顏セズ、三使拜禮事畢テ各モ下山ス、

〔昭代實錄大猷公四〕寬永廿年七月、朝鮮聘使、日光山御宮拜禮、

〔中山聘使略〕慶安二年己丑九月、尙賢王、恩謝正使具志川王子をして方物を獻す、又日光山の御宮を拜禮す、

聖元帝の寬文十一年辛亥七月、尙貞王、恩謝正使金武王子をして方物を獻す、又日光山の御宮を拜禮す、

〔御當家令條六〕日光山條々

一御宮御位記宣旨宣命官符、幷奉納之勅筆御劍等之神寶、不可紛失、每年六月土用中改曝之、梶左兵衛佐日代兩別當可入念事、

附一切經幷書籍、是又可爲同前事、

一御堂之寶物、可爲如先條事、〇中略

右條々堅可被相守之、若違背之族於有之者、糺咎之輕重、可被處嚴科之旨、依仰執達如件、

明曆元年乙未九月十七日

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

酒井讚岐守忠勝

酒井雅樂頭忠清

〔台德院殿御實紀四十五〕元和三年四月十八日、御神前〇日光にて、宸筆の御經供養あり、御所〇德川秀忠つとめて詣給ひ、御聽聞所にならせらる、御束帶、廣橋大納言兼勝卿、三條大納言實條卿、日野大納

寛政八辰年二月十九日

萬石以上之面々、家督之節、只今迄日光御宮江獻上物無之面々も、向後者御大刀、馬代、御別當まで以使者獻上可仕旨、寶暦六子年相達候處、獻上延引之向も有之哉ニ相聞候間、家督ニ付獻上物之儀、無遲滯樣可被致候、

右之通、萬石以上之面々江、可被相觸候、

二月

寛政十二申年二月廿五日松平伊豆守殿御渡

御目見以下之もの、日光參詣之儀、御宮拜見と相願候得共、向後日光參詣と相願可申候、

右之趣、向々寄々可被相達事、

〔玉露叢十一〕一寛永十三年朝鮮人來朝記

正使　通政大夫承政院同副司承旨知製敎兼經筵參贊官春秋館修撰官任絖號白林鹿

副使　通訓大夫行弘文文官應敎知製敎兼經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德金㴭號東溟

從事官　通訓大夫行司憲府執義知製敎兼春秋館記注官黃號青丘〇中略

三使、〇正副二使及從事日光山へ參詣ノ望アルニ於テ、十四日〇十二月ニ、南光坊大僧正、江府ヲ立テ登山也、同十七日ニ、三使江戶ヲ發足ス、路次ノ警固ハ、那須美濃守、眞田隼人正奉ル、

日光江參詣之官人之覺

一上々官一人　一判事三人　一上官十二人　一中官九十人　一下官百八人、都テ二百十四人、

鞍置馬百九疋、

一同廿日ニ、三使日光山江登山、御廟前ニ於テ拜禮、燒香事畢テ、南光坊ニ對謁ス、

平賀式部少輔

日光參詣之面々獻備幷送物割合之覺

御宮江

一御大刀一腰　一御馬代銀壹枚

御靈屋江

一御香奠銀壹枚

右者萬石以下三千石以上、幷布衣以上之面々獻備、

右以下之面々者

御宮江御膳料　御靈屋江御茶料

金百疋ゟ以上、面々分限ニ應じ勝手次第獻納可有之候事、

但御靈屋江者、御遠忌御法事之節、御香奠獻備仕來候面々計、仕來無之向者、御香奠御茶料とも、獻備無之候事、尤布衣以下ニ而も、御遠忌御法事之節獻備仕來候向者、御宮御靈屋共、御馬代御香奠獻備有之、兩御別當ニも、送物有之候事、〇中略

三千石以下千石以上左之通〇中略

但御靈屋江御香奠獻備仕來之向者、御茶料獻納も無之積り、御茶料獻納無之面々、御茶料員數ニ隨、百疋以上以下ニ而も、御靈屋御別當江送物有之候事、〇中略

以上

四月　高尾伊賀守

曲淵勝次郎

平賀式部少輔

但壹萬石以下者、御大刀馬代銀壹枚、尤於江戸御法事等之節、御香奠獻上之分許可差上候、

御靈屋江獻上物

銀五枚拾萬石以上　同三枚五萬石以上　同壹枚壹萬石以上

但萬石以下者、不及獻上候、

右之通可被相觸候、以上、

三月

〔憲法類集十四〕日光拜禮幷獻備

寛政三亥年正月十六日松平伊豆守殿御渡

萬石以下之面々、縦令日勤之輩ニ而も、日光御宮參詣之儀、勝手次第之事ニ候、右之通萬石以下老中支配之面々江、爲心得寄々可被達候、萬石以上とても、勝手次第之儀ニ候、問合有之向も候はゞ、其段可被申聞候、相觸候ニハ不及候、

正月

寛政三亥年五月朔日、松平越中守殿江、伺之通ニ付御渡候趣、曲淵勝次郎、平賀式部少輔達、

一日光御宮御靈屋拜禮之節、大紋且布衣、法印法眼ハ其裝束、無官者長袴著用之事、

一召連候人數之儀者、地廻リ之供建ニて、其外格別ニ無之程ハ、勝手次第相減じ、鎗さへ爲持候得者、宜ト申程ニ而可然候、

一足様(カ)シニ、旅中歩行ニ而、相越候而も不苦候、

一御淸メノ程合者、例月御宮參詣之通ニ而可致候、別段改候筋も有之間敷事、

右越中守殿ゟ伺相濟幷御咄之趣を以相達候、

曲淵勝次郎

同三卯七月九日　大久保山城守忠高
同四辰七月八日　土屋兵部少輔之直
同五巳七月八日　三枝攝津守守俊
同六午七月九日　新御番頭　駒井右京□□□□
從ㇾ此以後、享保八卯七月五日曾我平次郎迄、新御番頭より相勤名前略ㇾ之相止、

〔國字分類雜記六〕日光山へ盆御名代御使新番頭、
享保八癸卯年七月限にて、其後は相止む、
享保九甲辰年正月六日、例年正月廿日日光御名代、萬石以上壹人被ㇾ差ㇾ遣候處、向後御宮御名代の高家、御靈屋御名代も相勤候樣被ㇾ仰渡、

〔法曹指揮地〕二月〇天保五年廿二日
岡部內膳正儀、內願も御座候に付、自然日光山御名代被ㇾ仰ㇾ付候節、鳥毛青貝之類、相用候ても不ㇾ苦哉之儀、兼て相心得被ㇾ在度、此段奉ㇾ伺候、以上、
二月　岡部內膳正家來　高須源兵衞
書面之趣、鳥毛は不ㇾ相ㇾ用、青貝は不ㇾ苦候、

〔大成令二十二〕享保十三申年三月三日
覺
來月日光御參詣之節、御供幷勤番之面々、御宮御靈屋拜禮可ㇾ有ㇾ之候、御供之面々者、御參詣當日還御以後、勝手次第拜禮可ㇾ被ㇾ致候、勤番之面々者、日光御發駕以後、彼地發足被ㇾ致候迄之內、勝手次第拜禮可ㇾ有ㇾ之候、
一御大刀金馬代拾萬石以上　御大刀馬代銀五枚五萬石以上　同銀貳枚壹萬石以上

若君様御髪置ニ付日光江　寛政七卯十ノ廿三　横瀬駿河守

御宮日光外遷宮ニ付　同八辰八月　大友因幡守

大納言様家慶公御元服御官位御同所　同九巳三月　宮原長門守

大納言様御婚禮濟ニ付伊勢両宮日光御宮　文化七午四ノ二　宮原弾正大弼　今川丹後守

日光御宮外遷宮　同九申五ノ十七　中條河内守

御簾中様御著帶日光御宮　同十酉八ノ六　織田主計頭

日光御宮正遷宮　同十一戌四月　中條河内守

例明和元申五月　寛政十午四月

公方様家齊○徳川御厄年明ニ付日光御宮　同年十二月　横瀬駿河守

例享保十巳十二月　安永七戌十二月

日光御宮正遷宮　同三辰五月　横瀬駿河守

日光山江孟蘭盆御代參、御奏者番勤之、

明暦三酉七月九日　廿四歸御禮　朽木民部少輔稙綱

同四戌七月九日　太田備中守資宗

萬治二亥七月九日　廿一日歸御禮　小笠原壹岐守長祐

寛文元丑七月九日　水戸へ御使兼八ノ六歸御禮　太田備中守資宗

日光山江右御同、御用、大御番頭より相勤ト成、

萬治三子七月十日　廿四日歸御禮　加々爪甲斐守

右御用使、御小性組番頭より勤之、

寛文二寅七月九日　十九日歸御禮　大草主膳正□□

之、

〔官中秘策二十一〕日光御名代之事幷祭禮奉行

御用有之候間、明幾日何時登城可仕候旨、御老中御連名之御切紙來、御請以使者遣之、其明刻限以前常服牛袴登城、日光へ可被遣之旨、老中被仰渡、退去之節、爲御禮參上、如先例、服有之御方ハ除之先而日光へ御暇之節、清め候て登城可仕旨御觸有之、前晩より潔齋、常服牛袴刻限以前登城、於御座間御暇被仰付、退去之節御禮同歸府之時、直ニ御用番御老中へ參上、對面後以使者案內、歸府之御目見相濟、退去之時、如例不殘爲御禮參上、

〔台德院殿御實紀四十八〕元和四年四月十七日、日光山御祭祀、本多上野介正純代參す、

〔柳營史〕寬永八年正月十一日、大御所樣○德川秀忠日光山へ御名代酒井阿波守被遣之、

正保二年四月廿三日、大納言樣○德川家綱御任官依御賀、大納言樣爲御奉幣御名代、近日日光へ可致社參被仰付之、牧野內匠頭、　六月九日、日光正遷宮ニ付、爲御名代可被遣旨、於御前被仰付之、酒井河內守、四品御禮時服大刀馬代黃金、松平和泉守、右重而被召出、日光正遷宮ニ付、大納言樣○德川家綱御名代被仰付之、　十日、來十六日、日光遷宮被差越、松平和泉守依差合、代リ可被遣旨被仰付之、牧野內匠頭、

公方樣より景安御大刀、黑毛御馬、大納言樣より長光御大刀、右進獻之也、　九月十四日、日光山へ爲御奉幣御名代、大澤右京亮今曉發足、　十月十七日、日光爲御名代、大澤右京亮依被遣之、御大刀一文字御馬被獻之、　十二月十三日、日光山へ御名代被遣之、御大刀馬代持參、大澤右京亮、日光山へ御大刀信國馬代被獻之、大納言樣○德川家綱御名代、酒井日向守、是此度大納言樣御不豫之所、早速依御快然而也、

〔類例略要集〕御名代　近年高家衆之分但御使にも此所にも脫漏可有之、追而可追補、

忌によて、御法會行はるべければ、その時はかの山へ御詣あるべしと仰出されしが、その年の冬、御病おもらせられし時にいたり、老臣に下されし御遺命にも、われ東照宮の神統を繼ながら、その御法會をもいとなまではてなんは、天下の主といつかれし詮なければ、なからん後に至りても、鍋松〇家繼君にかはりて、厚く御法會を取行べしと、かへすがへす仰置れしとぞ、

〔國朝舊章錄十〕享保十三年戊申、日光御社參、四月十三日御發駕、〇德川吉宗同月廿二日還御也、

〔柳營譜略有德院四〕享保十六年戊申四月十三日、江戶御發駕、日光御社參、十六日日光著御、十七日、御社參、十八日、日光御發駕、廿一日、江戶江還御、

〔昭代實錄十惇信公〕明和八年八月、來辰年〇安永元年日光御社參可被遊之處、御延引被仰出、當八月廿日、御臺所御逝去ニ依テナリ、是ヨリ先明和五子年、日光御社參被仰出、六丑年四月、來辰年ト御治定、七寅年、御供方御固等追々被仰付、此度御延引被仰出候ヘドモ、近年ノ内御社參可被遊ニ付、御用掛勤番御供等、最前ノ通心得可申旨ナリ、

安永五年四月、日光山御宮御社參、

〔續泰平年表〕天保十四年四月十三日卯、申刻御供揃ニ而、日光山江御發輿、〇德川家慶同廿一日還御、

〔遊藝園隨筆抄〕四月〇天保十四年十三日、日光山へ御參詣として御發輿なり、是は將軍家慶舊典に依り日光に詣たる也〇中略十七日には、上は曉より御目覺にて、御三家御對顏、其外御祭禮の上覽、夫より御宮御靈屋へ御參詣相濟、夫より御召を被改、御宮御靈屋奥の院迄、悉く御內々の御拜見ありて、寂光の御遊覽後、還御の時は暮過のよし、其夜は彼の日光山の恒例に日光せめといふことあるを御覽になりて、稍深更にも及びたりしとなん、

〔柳營秘鑑三〕御名代旅役

一同月〇正十七日、日光御宮江高家被遣之、御暇幷歸府之御禮、御座之間拜領物金五枚、時服二被下

〔羅山文集二十三記事〕東照大權現新廟齋會記

辛卯十七日〇寛永十三年四月 幕下〇德川家光 早涉日光山〇日光 入御館、甲午二十日 台輿發軔于今市、丙申二十二日 午後還著江戶、

〔元寛日記〕寛永十七年四月、日光御參詣〇德川家光 十七日、御祭禮以後御社參、同十八日、日光御發輿、

同廿一日、江戶御歸城、

〔大猷院殿御實紀五十一〕寛永十九年四月十三日、御發輿なり、十六日、大澤の宿にてゆあみし給ひ、山〇日光 にわたらせ給ふ、十九日、朝大僧正天海、七五三の御膳を獻す、辰刻山を下り給ひ、廿二日、申刻江戶城へ還御なる、〇中略 この日若君より日光供奉の輩に饗膳を給ふ、

〔御日記〕慶安元年四月十三日、辰ノ下刻、公方樣〇德川家光 御發駕、今度日光御參詣は、東照大權現樣三十三回御遠忌ニ、御八講可有御執行ニ依テナリ、十七日、於日光は、御八講御執行有御祭禮、廿三日、公方樣、今日午ノ下刻從日光還御、

〔大猷院殿御實紀七十四〕慶安二年四月十日、大納言殿〇德川家光世子家綱 御發輿により、御羽織袴をめさる、御座所にて御所〇家光 御對面あり、十七日、大納言殿には、巳刻朝霧ふかゝりしに、今市を出まし、山〇日光 の御旅館につかせ給ひ、午刻棧敷へわたらせられ、御祭禮御覽じ給ふ、廿三日、未刻御歸城、

〔萬天日錄〕寛文三年四月十四日ニ、江府ヲ出御有て、同十六日ニ、日光へ著御、〇德川家綱 同十七日ニ、御登山、同廿日ニ、大猷院殿ノ御佛殿へ御參堂遊バサレ、同廿四日ニ、江城江還御、

〔文昭院殿御實紀附錄下〕嚴有院殿〇家綱 常憲院殿〇綱吉 の御兩代、儲闈又は潛邸にましませし程は、日光山へ詣玉ひし事も有しかど、大統を繼せ玉ひて後の御詣は、大猷院殿〇家光 よりこのかた久しく絕しかば、此闕典をば殊更おこし玉はん盛慮にて、正德二年春の頃、明の年は、神祖百年の御

〔東武實錄〕元和八年四月十三日、公〇秀忠徳川日光山ニ御登山トシテ、江戸ヲ出御、同十四日、公日光山ヨリ御還路ノ節、御臺所ノ御方、御違例ノ由告ゲ來ルニ依テ、宇都宮ヨリ晝夜ニ限ラズ台駕ヲ急ガル、夜ニ入江戸ニ還御、〇本多上野介正純ニ、御疑心有ルノ故カ、〇中略公還御以後、大納言家〇家光徳川日光山御參詣トシテ、江戸ノ城御首途、

元和九年四月十三日、大納言家〇家光徳川日光御登山トシテ江戸御首途、同十六日、大納言家日光著御、同十七日、同御登山、同十九日、大納言家日光出御、御還路ニ赴セ玉フ、

〔大猷院殿御實紀五〕寛永二年七月十三日、日光山御宮御參として御首途あり、駿河中納言忠長卿從ひたまふ、〇中略眼科伊達本覺景次も從ふ、これは四月御參あるべかりしが、御眼病により、秋までのべたまひしとぞ、廿日、日光山より還御あり、

〔泰平年表〕寛永三年四月、日光山に御參詣、

〔東武實錄〕寛永五年四月十七日、公〇秀忠徳川御登山、將軍家〇家光徳川ヨリ御使トシテ、三浦志摩守正次、日光ニ赴ク、同十九日、公日光出御、同廿五日、公日光ヨリ還御以後、將軍家日光御登山、五月九日、將軍家、日光ヨリ還御、直ニ西丸ニ渡御有、御座ノ間ニ於テ、公ニ御對顏、

〔國師日記〕一卯月〇寛永六年十二日、日光へ御越、將軍樣日光御社參、十三日御立ニ付而、御先へ御越也、

一同十九日、將軍樣、昨十八日日光御立還御也、

〔東武實錄〕寛永九年四月將軍家〇家光徳川日光山御參詣トシテ、江城ヲ出御、同十六日、將軍家今市ニ著御、御服ノ憚リ有ルニ依テ、〇此年正月家光父秀忠薨日光御登山ナク、此所ニ御滯座有リ、井伊掃部頭直孝、御名代トシテ日光ニ登山ス、

〔大猷院殿御實紀二十六〕寛永十一年九月十三日、日光山御首途あり、十六日、日光山につかせ給ふ、十七日、御宮御拜あり、〇中略この日直に日光山を下らせ給ふ、廿日、御歸城、

」出事、

一自然如何様之儀出來候共、番頭組頭之下知なくして、其身之事は勿論、下人等に至迄不」可」出事、

一馬上之際に召つるゝ歩ものゝ儀、馬取二人、沓持一人、草履取一人、持鑓一本、此外若黨をめしつるべき事、

一騎馬之中江、乘替之馬引入べからず、若相交者あらば、銀子壹枚可」出候、但有二御用一御召之人之馬は可」爲二別事一、

一御供之時、馬之口とらする儀、并馬に高聲かくるに付而は、銀子壹枚可」出」之事、

一御目付之面々、并諸奉行、過料可」出儀、見のがし聞のがしの族、令二用捨一者、銀子壹枚、右之輩可」出」之事、

一諸道具入込に通る間敷事

一御泊江御著座之時者、於二町中一笠頭巾可」取事、

一於二町通一馬之口洗べからず、并馬に聲かくべからざる事、

一何も組頭無之分は、日行事を定、御殿江可二相詰一事、

右可」相二守此旨一者也

元和三年四月日

○按ズルニ、是後將軍參詣ゴトニ、必ズ法令ヲ發布ス然レドモ其文大略之ニ同ジケレバ餘ハ省略セリ、

〔台德院殿御實紀五十一〕元和五年十月十三日、日光山御參の御首途あり、十六日、日光山につかせらる、十七日、御參宮、十八日、日光山御發輿有て、宇都宮につかせたまふ、廿一日、江戸に還御なり、

今般朝廷御尊奉筋御變革ニ付而は、日光例幣使之儀も、勅使同樣之御取扱可相成は勿論之事ニ付、萬石以上以下之面々、途中行逢候節、下乘下馬有之候樣可被致候、

右之趣、於京師被仰出候間、向々江可被相觸候、

〔國字分類雜記六〕日光御參詣　御參詣の事、はじめは御社參と申せしが、神君宮號宣下の後は、御參宮と唱ふべけれども、伊勢を參宮といふに紛らはしければ、御參詣と唱へられしといふ、

〔國師日記〕南禪寺江幸便御座候間、一書令啓上候、其以來者以書狀も不申入、御床敷存候、公方樣〇德川秀忠當月十二日に、江戸を被爲立日光江十六日に被成御著座候、〇中略十四日より十九日迄之御神事御法事、十八十九兩日は、公方樣御社參、諸公家之出仕、他儀無殘所候、社頭御造營以下、綺羅をみがきたる結構、中々可申樣無之候、所がら見事さ、驚目迄に候、第一諸道具以下、種々樣々之事共急速に被仰付出來之儀、遠國彼是、貴樣御壹人之御才覺、御手柄無比類儀、奇特千萬に存候、公方樣廿日に日光を被爲立候、今日廿二日、江戸江被成還御候、〇中略

卯月廿二日〇元和三年　金地院

板伊州樣人々御中

〔續史愚抄後水尾〕元和三年四月十八日壬子、征夷大將軍秀忠右大臣初參東照權現社奉幣、公卿廣橋大納言兼勝已下殿上人、藏人頭左中辨業光朝臣等、數人扈從、各親族也、後號昵近也、

〔東武實錄〕元和三年四月四日、公〇德川秀忠日光山御社參ニ依テ、被仰出趣條々、

一今度御供之時、脇道すべからず、幷於町通家際左右除之神妙に可有供奉事、

一路次中御著座之刻、馬より下り、馬は其所に置、御供之衆を通し、其次に馬を通し、其後諸道具を通すべき事、

附御座所江御供之義、當番衆之外可爲無用、若此旨に背においては、過料として銀子一枚可

四月十四日　正親町宰相〇公通

大久保加賀守殿

右同文言にて、高家衆へも屆有之也、老中より御請返答使者、口上書有之、文言は、

御返答口上之覺

日光例幣使參議從三位左中將公通卿

右當月朔日、京都御發駕、今日御當所御通候ニ付、被屆遣候趣、得其意候、以上、

四月十四日　大久保加賀守

正親町宰相殿

如斯往返文字少宛の違あり、可有思慮也、十六日晩日光著、十七日未明東照宮御神事、於神前勅使宣命を讀上たまひ、御儀式終而直ニ發足、廿日江戸著、廿一日登城、御料理被下拜領物有之、御能被仰付、五月ニ入、歸洛有之也、

〔光臺一覽一頭註〕御所司ゟ配符出る

覺

一人足何十人　一荷馬何疋

右者日光例幣使參向ニ付、可出之、尤船川渡宿次等、相違無之樣ニ可相勤もの也、

子何月　紀伊印

大津より品川迄　問屋宿中

舟川渡場肝煎

〔吹塵錄上皇室〕文久三亥年四月

大目付江

光長卿、次官左中將宗良朝臣參進、奉幣儀如前、

〔宣順卿記〕慶安四年三月廿六日、東照宮毎年幣使、左大辨宰相下日光山、(雅章)使油小路宰相(隆貞朝臣内記宣命ヲ持參ノ次ニ著陣座、被而園相公難被仰出、父卿使ニ所勞ニ、隆貞朝臣重々被仰出、)參陣、右少辨資熙、大内記爲庸朝臣、奉行頭中將宗良朝臣、各二夜三日神事、　廿日、前右府、(實秀)贈經爲勅使下日光山、　廿一日、今朝贈經爲御使、坊城前亞相、(俊完、本院御使、)滋野井前亞相、(季吉、新院御使、)橋本前中納言、(實村、女院御使、)下日光山、　四月四日、日光宮爲例幣使、油小路宰相下向云々、

〔公卿補任(後光明)〕承應三甲午年三月十五日、東照宮奉幣發遣日時定宣下、上卿中御門大納言、辨雅房、奉幣使右大辨宰相、奉行熙房朝臣、　四月十六日、東照宮臨時奉幣發遣日時定、上卿久我中納言、辨雅房、奉幣使山本宰相、奉行資熙、

〔光臺一覽〕四月朔日、〇中略扨今日、日光の東照宮への例幣使京發駕也、百有餘年、毎年有奉幣使なれば、今は例幣使と申習したり、當番の宰相たる仁、宣命を帶て參向有、少外記、幷副使等の地下參役の者も有し、例幣使壹人の下行現米貳百石、地下は別に下行有、道中御傳馬御朱印旅籠代は、路物とて、御代官所より沙汰之上、一人八十文、下壹人六十文、御當家の舊例なり、上下何十人と人數書、傳奏迄差出之、沙汰有之事也、今日京發駕にて、道中無難なれば、十四日江戸著、直通りにして日光著、十三日夜品川泊、十四日品川より月番之御老中(與)高家衆(江)、使者を以口上書を被遣、文言左の如し、

口上之覺

日光例幣使參議從三位左中將公通

右當月朔日、京都發足、今日御當地相通候ニ付、爲御屆如斯御座候、以上、

奉幣使の式

毎年四月十六日、明六ッ時、宿坊淨土院より手輿に乘じ、仕丁是を舁、隨身左右に扈從し、石の御鳥居前にて下乘し、雁鼻沓にて步行せられ、陽明御門內、東の御廻廊待合所へ參入せられ、啓案內御宮へ登給ふ、從是前拂曉に、淨土院より、衞士史生等裝束し、雜掌狩衣を著て、御唐櫃三掉仕丁に舁せ、幣使より先達て、御宮內に參入し、幣使御宮門に登給ふを待得て、衞士史生等、御唐櫃を御拜殿へすゑ奉り、又階下へくだる、夫より雜掌捧御位記、畢て階をくだる、奉幣使御唐門より裾を曳て階上へ進み玉ひ、御拜殿中央にて奉幣の式ありて、宣命をよみ終り、退去待合所へ參られ、又案內有て階を昇り、みづからの參拜をも修し、奉幣の式終りければ、御宮門を出給ひ、御鳥居前より乘輿し、御靈屋へ登られ、御拜禮畢り、淨土院へ歸館、裝束を改られ、御本坊へ至り給ふ、御門主御方、御對面の上、御饗應の事終て、宿坊淨土院へ還入し玉ひ、無程卽日淨土院を發駕、今市より宇都宮通りを千仕へ至り、江戸を透過て、東海道を京都へ登給ふ、下向は中山道を通行せられ、碓氷嶺を踰給ひ、上野國新田郡より、下野國梁田へ出て、同國佐野栃木を經て、日光山へ赴き給ふ、此道筋を例幣使街道と唱ふ、

〔公卿補任 後光明〕正保五戊子年〇慶安元年三月五日、東照宮臨時奉幣發遣日時定、上卿權中納言、奉幣使竹屋前宰相、辨保房、奉行俊廣、　八日東照宮奉幣發遣日時定、上卿四辻大納言、奉幣使右衞門督、辨權右少辨雅房、奉行頭左中辨嗣長朝臣、

〔日光修善記 中〕奉幣使幷贈經次第幷折句御製幷將軍家御登山記

十六日、辛卯〇慶安元年四月雨、卯下刻晴、今日有奉幣使參向儀、其儀官幣唐櫃例幣三合、衞士藤井重次、同重行、同家清、同重長等、昇入神前、參向之公卿各洗手、主水司原井益村奉仕之、先例幣使參議時庸卿、昇拜殿、座南端北面其後著就奉幣兩段再拜讀宣命、讀畢授社司、社司取之奉納寶殿、使退下、此以下同之、先是讀宣命、此間左右馬寮官人、原生數、立野武久、於金鳥居邊引御馬三疋云々、次臨時幣唐櫃五合、衞士昇入神前、奉幣使前宰相

勅使參議下行二百二十五石依任日次第參向ト云、史生四拾參石、衞士四拾參石、

〔職原抄別勘中〕內藏寮幷請奏

內藏寮上古之例、掌諸社奉幣事、故至於近代、伊勢日光、每年被奉幣帛、謂之例幣、卽內藏寮調進之、然記其幣料所請之色目、而奏聞、謂之請奏、其文案如左、〇中略

內藏寮　請東照大權現社幣料事

五色薄絁各七丈貳尺　安藝木綿貳拾四斤　絲拾貳絇　曝布拾貳端　麻小貳拾四斤　明櫃參合

右今日一社奉幣料、以諸國所進率分內、依例所請如件、

年月日　正六位上行少屬大國宿禰守備

正六位上行少允大國宿禰守富

〔公卿補任後光明〕正保四丁亥年三月十三日、東照宮奉幣發遣日時定、上卿廣橋大納言、奉幣使新宰相中將、辨保房、奉行俊廣、

〔日光山志五〕例幣使

正保四年三月十三日、奉幣使下向有て、宣命を讀玉ひし式ありしを始とし、是より例となり、每年奉幣使下向有て、中山道を踰給ひ、四月十五日、日光山へ下著、翌十六日の朝奉幣なり、當山淨土院を宿坊とせらる、十六日拂曉に、淨土院より手輿に乘じ、石の御鳥居前にて下乘、隨身の數は家々に仍て差ある歟、御唐櫃は仕丁等に舁せ先に進み、御宮門を入、勅使は御鳥居のもとより、史生衞士、幷雜掌等を從へ、雁鼻沓にて陽明御門まで歩せられ、此御門より裾をくだし、御唐門を入、御拜殿の階を昇り、御拜殿中央にして、奉幣の式ありて、宣命をよみ、畢て同日晝時、日光山を發せられて、宇都宮通りを千住へ出で、淺草觀音境內を小休とせられ、江戶を經、東海道を上り給ふといふ、」

皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸賜比、公道正直爾、武運延長爾、護恤給倍止、恐美恐美毛申賜者久止申、

正保三年三月十日

太政官符下野國

應預奉東照宮幣帛事

使參議藤原朝臣基定

右權大納言藤原朝臣實秀宣、奉勅、爲奉東照宮幣帛差遣件等人宛使、發遣如件、國宜承知、依例行之、符到奉行、

正保三年三月十日　從四位上行主殿頭兼左大史小槻宿禰判奉

正四位上行右大辨藤原朝臣判

日光例幣陣參集

上卿大中納言五石下行　奉行職事四位五位職事三石　參仕辨五位職事二石　少納言少納言內豎

番同　大內記當官勤之同、大外記同、官務同、少外記同、少史同、少內記一石、出納同、主鈴同、陣官人同、大藏省同、召使同、主殿寮佐伯同、小舍人同、掃部寮同、使部同、官外記

同調進方

內侍所御初穗二石被獻之　奉幣料內藏寮大藏省拾五石下行隔年勤之　官符官務調之五石　請奏內藏寮大藏省二石隔年勤之、大藏調進時、送文ト云、　日時勘文陰陽頭二石　殿上疊出納六石　陣疊大藏省二石　小板敷疊同人壹石　軾掃部頭五斗　幔主殿寮壹石　宣命料紙圖書寮二石　獻料長橋御局二石

日光參向下行

寬永十九年三月二十一日

〔紳書五〕奉幣使の事、正保二年、大猷公、伊勢の奉幣をはじめらる、これ日光の奉幣をのぞみ給ひしよりおこれり、德川の家絕ても、奉幣使退轉なからんが爲、みかの原の禁裏の御領にそへて、奉幣領を寄附せらる、日光奉幣領二百石ときこえし、

〔內式七〕東照宮奉幣

後光明院正保三丙戌年、自今年永代、每年可有發遣之由有宣下、兼日召職事被仰付、可爲奉幣奉行之由蒙仰、幣使之參議、依任日之次第遣示、近代自長橋局可爲幣使之由仰云々、其節上卿三條大納言實秀卿奉、頭右大辨資行朝臣、辨俊廣少納言、不注職　大內記爲康朝臣、幣使持明院宰相基定卿、

東照宮陣儀次第　日時定

上卿著仗座、奥　職事仰仰詞、其詞、可有發遣東照宮於奉幣日時令勘申、　次上卿移著外座、令官人敷軾　次上卿以官人召辨、辨軾來、次上卿仰仰詞、如職事　次辨持參日時勘文、不入筥　上卿披見畢、置文目、辨、辨退出、次上卿以官人召外記、外記來軾、仰可持參筥由、次外記持參筥、次上卿以官人召職事、奏聞畢返給、次上卿語申職事、仰仰詞、依勘申、職事退去、次上卿以官人召辨、辨來軾、次上卿返給勘文、辨結申、上卿仰仰詞、如職事　辨退出、次上卿以官人召外記、外記來軾　返賜筥　次職事仰仰詞、其詞、可有發遣東照宮於奉幣、令作宣命、次內記持參宣命、不奏草依爲例宣命也、　次上卿披見畢、就弓場付職事奏聞、奏畢返給、次上卿復座次上卿以官人召外記給宣命、次上卿以官人召內記返給筥、令官人撤軾、次上卿退去

此宣命例宣命紙資紙烏子、大內記淸書也、

天皇我詔旨度掛畏岐東照宮大權現乃廣前爾、恐美恐美毛申給者久止申、去元和三年與利始氏、奉出給布禮代乃御幣乎、限以永代氏、每年無懈久幣使乎令發遣牟止所念行奈利、依氏吉日良辰乎擇定氏、參議正三位藤原朝臣基定乎差使氏、御幣乎令捧持氏奉出賜布、掛畏岐東照宮此狀乎平久安久聞食氏、天

幣使姉小路宰相公景卿、拜殿南の端北面に著座、幣物を納めて、次日野大納言資勝卿、御劍を持參して、外陣の高机の上に置、退て拜殿の左の方に上面著座、次院より御奉納の御劍、烏丸大納言光廣卿持參して、高机之上に置、著座同前、次國母御方より御奉納之御鏡二面、蒔繪の宮小紋梨地等貳台に納、廣橋大納言兼賢卿當度に持して、高机の上に置、退て著座同前、かねてより白木の机三脚、是をまうけおく也、次宣命使として、拜殿の中央にして、堀川宰相廣胤卿、件の宣命を讀侍る、其間に御馬三疋、馬寮左元松久、右元武數、是をひく、舊式は奉幣使壹人にて、幣物御劍等奉納して、宣命をも讀事なるべし、假令勅使公卿なれば、次官壹人あひ具し侍る、これ役道爲也、此度のごとく御使分つ事は、是ぞ始ならんかし、其故を不知、併宣命の文體にも違もて行は、不審なきにしもあらず、

〔羅山外集三〕東照大權現二十五年御忌記

今年寛永十七年の四月十七日、東照大權現廿五年の御遠忌にあたりければ、征夷大將軍源左大臣殿、日光山へまうで給はんとて、かねて奏聞ましましけるによりて、すなはち吉日をえらび、陣座の儀ありて、奉幣宣命の勅使たてられ、著座のために近衞前關白、兩傳奏、三條前內府、菊亭前右大將、其外勤役の月卿雲客、いくらといふのみならず、山の御門跡も、のこらず參向せらる、

〔職原抄別勘中〕神社宣命

天皇我詔旨度掛畏岐日光乃東照大權現乃廣前爾、恐美恐美毛申賜者久申、協雍熙之時比、建長世之業津、彫刻鉅石志氐、造替塔婆須、非衆力之可草、爲神變之所致、輸路洞達志、峻嶺天成、實顯敞止志氐、奔仇志、邈環瑋崇麗須、蓋無窮之善志、彰不朽之功志氐、安置尊容志多万布、彌垂感應多万依止所念行氐奈奉故是以吉日良辰乎擇定氐、正二位行權大納言藤原定好朝臣乎差使氐、禮代乃御幣乎令捧持氐奉出給布、權現此狀乎平久安久聞食氐、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給比氐、四海服聖徹志、億年傳武運奉止、護愼給倍止、恐美恐美毛申賜者久申、

右權大納言藤原朝臣實秀宣、奉レ勅、爲レ令二勤行一者、當社司等宜承知、依レ宣行レ之、

寛永十三年三月二日　左大史小槻□□書判

右□辨藤原朝臣書判

左辨官下　下野國東照社

遷宮宣命使參議藤原朝臣康胤

右權大納言藤原朝臣實秀宣、奉レ勅、爲レ令二勤行一者、當社司等宜承知、依レ宣行レ之、

寛永十三年三月二日　左大史小槻宿禰書判

左少辨藤原宿禰書判

右權大納言藤原朝臣實秀宣、奉レ勅、依レ行二奉幣一、廢朝三ヶ日宜レ令レ停二止音樂警蹕一者、

寛永十三年三月二日　掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師生

內藏寮　請二東照三所大權現社幣料一事

五色薄絁各貳丈四尺　安藝木綿大八斤　絲四絇　晒布四端　麻小八斤　裹料商布貳端壹丈七尺　明櫃貳合

使儲幣

五色帛各壹丈五尺　木綿大壹斤　麻小壹斤　紙三拾張　裹料洗布壹丈三尺　明櫃壹合

右今日一社奉幣料、以二諸國所進率分內一、依レ例所レ請如レ件、

寛永十三年三月二日　正六位上行少屬大國宿禰守備

正六位上行少允大國宿禰守富

四月十二日丙戌、晴天、けふ奉幣の儀式有、辰一點に、勅使以下の人々神前へ參向せらる、先內藏寮、左官掌、大藏省、各調進申、官幣のから、びつ、神前へ衞士かき入る、參向公卿の手洗、主水司奉仕す、奉

大納言(實時)被納車鞘御劍於東照權現社、院使烏丸大納言(光廣、持參御劍)、女院使廣橋大納言(兼賢、持參御鏡)等、同參向、

〔日光山勸請記〕寛永十三年三月二日丁未、晴天、午刻に東照大權現社、一社之奉幣發遣陣儀を被行、上卿實秀卿、奉行職事廣橋左少辨綏光、官方を被兼役、兼日より官幣の事を下知せられ、內藏寮、左官掌、大藏省、各調進す、舊式のごとき也、幣帛は當寮につかさどるべきにや、漸刻限未の程に、上卿參陣あつて仗座に著、職事の仰をうけて端の座にうつり著、官人に軾を敷しめ、辨を召て日時勘文之事を仰す、○中略次上卿內記を召て、宣命草進の事を仰す、卽少內記草を筥に納めて持參、上卿弓場に就て職事を以て奏聞、天覽之後返し給ふを、淸書して又奏する事ならん、併卽時に草に淸書を、執そへて奏する事近例也、宣命は陣にて使に給事成べし、內藏寮請奏は、天覽せられて後、辨を召て史に下さるべし、腋陣にて幣裹の事有しと也、今は其沙汰も侍らず、から櫃にありのまゝ、陣中發遣ちかき頃の所作なりと云々、宣命宣旨內藏請奏等、左に是を摸寫す、

天皇(我)詔旨(度)掛畏(岐)下野(乃)日光東照權現(乃)廣前(爾)、恐(美)恐(美毛)申賜(者久止)申(須)、神居(乃)造替(者)、彫楹玉口增鮮(志)、寶殿(乃)迢嶢(多留者)、反字金璫極麗(免利)、偏耀昇平之純德(古止者)、可謂靈威之護持(志)、維時整舊典(倍)、令遂遷御(奈利)、故是以吉曜良辰(乎)擇定(氏)、參議從三位藤原朝臣公景(乎)差使(氏)、禮代(乃)大幣(乎)令捧持(氏)、御劍相副(氏)奉出給(布)、掛(毛)畏(岐)三所大權現、此狀(乎)平(久)安(久)聞食(氏)、棟梁歷倍年々而無朽、杜礎與上天而長存(繫利)、天皇朝廷(乎)寶位無動、常磐堅磐(爾)夜守日守(爾)護幸賜(氏)、天下國家(毛)平(久)護恤給(倍止)恐(美)恐(美毛)申給(者久止)申、

寛永十三年四月十二日

左辨官下　下野國東照社

奉幣使宰相中將藤原朝臣公景

奉幣

くとひとしく、御旅所のかたより、白張著のもの凡三百人許、警固麻上下百五拾人、一度に同音を揚て、御棧鋪前を石の御鳥居内へ曳來る、爾して御神事の供奉を操出せり、此ゆゑに御神迎の眞賢木と唱ふ、他の神事にもちふる榊といへるものは、冬木にて、椎樹に似て、小葉なるものをいふ、當御神祭の榊は、夏木にて、幹枝葉ともに娑羅樹の如し、當所の俗語に、サルナメと稱せり、是は久自良村の役として、每歲兩度宛、彼地の山林、小名エゾラといふ所より掘出せる事なり、

〔公卿補任 後水尾〕元和三丁巳年三月六日、東照宮奉幣發遣日時定、上卿烏丸大納言、光廣○辨光長、奉行業光朝臣、　十二日、東照宮一社奉幣發遣日時定、上卿中御門大納言、資胤○辨光賢、奉行業光朝臣、

〔孝亮宿禰記〕元和三年四月十二日丙午、今日出宇都宮著日光山、　十四日戊申、參南光坊大僧正假殿遷宮上棟、神號宣命使中御門宰相、宣衡取宣命被渡大僧正、其所南廊敷疊爲座、南面、中御門四面、相對著之、被渡宣命也、次神號宣命使參向之宣旨、次神祇官參向宣旨、以上予相渡南光坊、其所如宣命時、砂金二裹引替賜之、兩傳奏烏帽子直垂、奉行裝束也、　十六日庚戌、今日大樹日光山令著給、公家衆各被出御迎、予幷忠利令出之、神寶讀合之事尋申南光坊之處、此事不及沙汰、只今日有讀合分ニテ可有奉納云々、神寶御裝束宣旨持參、南光坊等令渡之、砂金一裹賜之、　十七日辛亥、東照權現正遷宮、　五月一日乙丑、神號參向宣旨、正遷宮參向宣旨、神寶御裝束宣旨、奉幣使參向宣旨、神位參向宣旨、以上五通宣旨、祿砂金五枚、自兩奏被渡之、

〔公卿補任 明正〕寬永九壬申年三月十三日、東照宮臨時奉幣發遣、上卿烏丸大納言、奉幣使右衞門督、宣命使滋野井宰相中將、辨奉行等共綱、　十三丙子年、三月二日、東照大權現正遷宮日時定、上卿三條大納言、辨綏光、奉行隆量朝臣、

〔續史愚抄 明正〕寬永十三年四月十日甲申、此日有日光山東照權現正遷宮、奉幣使姉小路宰相中將、公景宣命使左衞門督、康胤參社、奉行藏人頭左中將隆量朝臣參向、　十二日丙戌、此日以勅使日野

日光權現拜殿へ渡御し給ふ、社宮伶人等行裝を刷ひ、其餘御神事に與るもの、御祭禮の具を整、神輿を供奉し、日光御奉行兩組頭衆を初とし、其外諸役人嚴重に警衞し、神輿を渡し奉る、是を稱して御宵成の神事と號す、翌十七日は、此拜殿より御旅所へ渡らせ給ふ、

還御には、神輿直に御宮内へ還入なさせ給ふ、神輿還御のうへ、三神輿を神輿舍へ納め奉る時、伶人等、舍前にて太平樂を奏す、

延年舞此舞は毎年三月二日、新宮祭禮にも行はるゝ式と相同じ、

毎歲四月十七日、御祭禮の前に行はるゝ事なり、此三御神輿は、新宮拜殿に前夜より御座なり、僧衆二人、これは一山の衆徒の內、附弟の兩僧修する事にて、古實の事ありと聞ゆ、抑此舞は天下泰平、國土豐饒の秘密の舞なりといふ、慈覺大師、入唐の砌、傳來せられし天下泰平の舞なりとも傳ふ、さて御祭禮御當日の朝、五ッ時頃、前にいへる僧衆兩人、頭を白の五條袈裟を以て裹み、緋純子地に牡丹唐草の直垂を著し、白の大口袴をはき、短刀、柄を卷ざる鮫に、放し目貫し、又鐔もなく、梨子地塗の鞘なるをうしろに插み、眞紅の打紐にて結び、鼻高沓をはき、御本坊より兩僧相雙練出す、外に僧侶相從ひ、白張著の仕丁數十人供奉し、其次に御門主御方、御輿にて同じく出させ給ひ、石の御鳥居を入らせ玉ひ、新道通り、新宮拜殿前に至らせ、神輿前にて御修法をはり、其邊に御輿を駐給ひ、監臨し玉ふ、三佛堂前南の方に、假舞臺を構し所にて、兩僧替々舞ひ、中頃より一人は、黑き立烏帽子をかぶり、又舞をかなづ、衆僧は舞臺の後にて舞頌を唱ふ、三月二日には此舞臺の正面へ、御神馬一疋奉來て廣庭に立り、四月御祭禮には此事なし、御祭禮御奉行其餘蹲踞せり、無程舞終り、御門主御方の御輿を旋し玉ひ、舞衆其餘の僧も同じく御跡に隨ひ、御本坊へ歸られ、少しく有て四ッ鐘を撞けば、間もなく御神事始れり、

御神迎の御榊

普通の神祭には、榊とて神事の先に曳渡ことなれど、當山御神事には、それと異なり、四ッ鐘をつ

四人は、紅紗の袍に下襲藤色、表袴は白精好に青摺の摸樣、下袴は緋精好の大口、陪從の三人は、紫の紗袍に蠟虎を縫たる蠻衣、下襲は玉虫色紫の刺貫、右の七人ともに騎馬にて神輿に供奉し、御旅所に至る、入御の節、伶人御安座樂とて、拔頭を奏す、御三品立の御膳を奉る、是を上り御膳と唱へ、此時十天樂を奏し奉る、それより東遊を歌舞す、陪從の內、一人は神樂歌を唱へ、外二人は篳篥と高麗笛を役す、舞曲終りて、御膳をすべすを下御膳と稱して、また此時伶人羅陵王を奏する事とかや、〇中略

東遊碑銘 碑石長六尺五寸許、幅一尺五寸、厚八九寸、基石共總高凡一丈餘、

日光山、歲修東照宮祭禮、京師伶人、來奏東遊神樂、其後廢絕、久不奏焉、吾一品大王〇公辨親王欲復其儀、寶永三年秋、請于大將軍綱吉公、大將軍速允其請、召伶人攝津守多久富、伯耆守狛近家、豐前守狛近任、木工權頭狛近業、左近將監狛永貞、傳其曲于日光伶人、四年四月、料給三百俵、以充其費、自此每歲四月九月、修祭之日、必奏以爲常、保孝受大王之命、謹記其由、以勒于石、

寶永五年戊子四月　　內藤內藏權頭從五位下藤原朝臣保孝謹書

御神事每歲御執行次第

四月十五日朝、例幣使御著、每歲當山淨土院を宿坊とせらる、御門主御方は、同十二日、東叡山御發駕にて、同十五日、夕御著山の事は恒例なり、御祭禮御名代、高家衆一人宛、每年登山有て、同十六日、御幸町本陣入江某が許に御著、御祭禮御奉行として大名衆兩家、同十六日朝、鉢石町本陣二軒へ參著、但九月の御祭禮は、御神事供奉の式も、半減の御定にして、御祭禮御奉行衆も、一人に命じ玉ふといふ、

御宵成の神事

四月十六日、夕七ッ時、御門主御方、御登社被爲成、御下りありて、東照三社の御神輿、御宮より新宮

張十人　一作御鷹十二居二行　一本大鷹二居、但御鷹師兩人、萌黄著狩衣居之、右御鷹於御宮前放之、　一松平右京大夫〇正綱　秋元但馬守〇泰朝　諸大夫束帶裝束、
神輿白張數十人舁之　御跡　一神主十人歩行　一素袍著百人二行　一上下著百人二行　一大鼓一ッ打手一人　一黄衣著坊主五十人　次山王權現御輿白張數十人舁之　一素袍著五十人　一上下著五十人　一大鼓一ッ打手一人　摩多羅神輿白張舁　一素袍著五十人　一上下著五十人　一大鼓一ッ打手一人　一山伏八人　一山伏十六人二行、貝ヲ持金剛杖ヲ持、　一山伏五十人、色々ノ篠懸、貝ヲ吹ク、　以上

〔羅山文集二十三記事〕東照大權現新廟齋會記

辛卯十七日〇寛永十三年四月　幕下〇徳川家光　早陟山入御館、武夫夾路而馳驅、列卒環山皆守番、以擬出警入蹕之儀法、泰朝、島某、庄田某、并那須衆士等、出中途而拜趨、今日以大權現忌日故、有祭禮例也、構假閣于道左石垣上、以爲幕下御座、道右構僧徒假閣、復有一小假閣、以爲廷臣所居、右府〇藤原教下　疾病不能出也、幕下入假閣、時尾張殿紀伊殿來謁而後著御座傍、神輿將出、山僧皂帽著袴帶短刀、掛手繦而舞延年、衆僧列立地上以歌、曾聞台徒言謂、山中祭摩多羅神、此神好歌舞、丁禮多尼子多兩童、在神左右、或擊鼓、或舞蹈、蓋此表之也、於是奉戀大權現也、已而神輿出矣、兩輿扈從、兩輿者、山王與日光也、　松平右衞門大夫正久、板倉内膳正重昌、秋元但馬守泰朝歩行、久能神主榊原越中守久吉騎馬、行列之中、獅子田樂絡繹而度、田樂法師、於閣下地上再拜、揉竹籤、取刀玉、提脚跳躍、以爲幻戲、其餘次第如恒例、甲冑以下、凡諸武器衣服行粧之具、皆所新製也、奇麗煥發、倍於尋常、比神輿過閣前、肅敬之心、見于御容、兩亞相亦然、侍臣皆不克平視、夾道而瞻仰、跪座者幾千萬人皆悉伏拜焉、神輿入旅處雖宮獻御膳、庭上奏樂樂畢而撤、神輿還幸、雖漢祖之游衣冠、爭及之哉、餘社祭奠不足議也、

〔日光山志五〕東遊　御祭儀の節、御旅所にて奏する舞曲なり、伶人の內、七人にて修せり、其內舞人

〔柳營秘鑑追加〕四月十七日、九月十七日、毎年御祭禮有之、（九月の中絶也、四月に）左之行列にて、御宮より御旅所江下遷座成奉り、御旅所にて、七拾五膳の神供、百味之供物備之、幷東遊の舞樂八乙女神樂之式相濟、行列にて御宮江遷座成奉る、此節奉幣使下向有之、御祭禮奉行一二萬石の御譜代衆、四月爾人、九月壹人登山有之、

御祭禮之節、御本坊表門脇之棧敷上之間ニ御名代、（高家）次之間に御門主御著座、三之間より段段御別當方並居、

〔元寬日記〕元和三年四月十七日、巳刻御祭禮之次第、

一鳥甲著百人二行、著金襴直垂持鉾、　一天狗出立一人、但掛面、　一大獅子二疋二行　一坊主樂人八人二行、著金襴直垂、持鉾者二人、大口立烏帽子ヲ著、於神前樂人二人取入撥笛一管大鼓等三人、　一大鼓二行、但二人宛ニテ持之、打手一人付之、　一笛二管　一劍持二人二行　一神子女房八人二行、但白裝束シテ持鈴、　一坊主馬上一人　一神主馬上四人　一神馬三疋但掛紅厚總、白切付、梨地金御紋付御鞍鐙、泥障ハ虎皮、鐙ノ指樣口傳アリ、　一御鐵炮百打二行、但猩々緋紅面覆、　一御弓百張二行、但虎皮空穗、右弓鐵炮者ハ縮紗黑羽織ニ、筋一通付天鵝絨ノ脚半附リ、　一御鑓百本二行、但金紋羽織、　一武者百人二行、但黑實緋威、金冑、前立物金輪貫、梨地ノ大刀、　一兒（作花）二十人二行、左ハ黑繻子直垂、葵紋有リ、右ハ繻子直垂、　一社人六十人二行、但黑白島ノ衣著、猩々緋羽織、菖蒲革ノ袴、　一軍配團四本、但四本紗ニテ張ル、　一神主二人、但馬上厚總掛、著冠裝束、內壹人權現樣御大刀、入錦袋以紅緒負背、內壹人權現樣御旗、入錦袋以紅緒負背、　一色々御旗八本、但桙ニ指、二人宛ニテ持立、　一作猿三十八疋、內四疋ハ猩々緋羽織著、何モ猿出立、猿面何モ童子ナリ、　一作獅子二疋　一兒八人二行　一兒五十人二行、但著烏冠、　一大大鼓二ツ二行、但打手一人、　一鐘二ツ一行、著白張打之、　一白張百人二行　一黃直垂百人二行　一黃衣坊主白

祭祀

國境あれども、人跡たえたる所ゆゑ、慥には知れるものなけれど、日光入口より九里許も有べし、南の方足尾より、北は會津領の山谷堺へ、是も人の至らぬ高山峻谷多きゆゑ、定かに知がたけれど、大抵八里餘も有べし、

〔武德大成記三十〕大神君太政大臣御任官幷宮號贈セ給フ事

元和三年四月十六日、是日台德院殿日光山ニ至テ、自ラ祭禮ヲ行セ給、門跡及卿相雲客モ亦、祭禮ヲ助テ陪從ス、於是定テ大社トナシテ、載テ祀典ニ在テ、每歲祭禮ヲ行ハシム、

〔羅山外集三〕東照大權現二十五年御忌記

十七日、〇寬永十七年四月雨ふりければ、御祭禮は明日にと御沙汰あり、三王の祭禮延引すれば祇園會も日をのべたるためしありとかや、

十八日、天氣こゝろよくはれて、御祭禮あり、神輿みゆきまします、久能神主榊原內記照久、肩輿にて御跡にしたがひ、松平右衞門大夫正久、秋元但馬守泰朝、徒步にてさきだつ、其餘の儀式、恒例のごとし、御殿の石壁の上の御棧敷にて拜し給ふ、尾張紀伊水戸の三卿伺候せらる、越後少將、加賀の少將、甲斐守、玄蕃頭、其外掃部頭下總守等に至るまで蹐跼す、近習の人々はいふに及ばす、又別に棧敷兩所を道の左右のかたはらにかまへて、公家門跡の座とし拜み奉らる、御旅所の祭儀をはりて還幸ならせ給ふ、伶人むかへ送り奉るに音樂を奏す、御供のよそほひ始におなじ、

〔柳營秘鑑三〕御名代旅役

一四月十七日、日光御祭禮ニ付、高家同御祭禮奉行御譜代大名二人、但小身より

右は本御祭ニ付て、鎧武者百人、御長柄百本、其他所々之物渡る、〇中略

一九月十七日日光御祭禮ニ付、高家、同御祭禮奉行御譜代大名一人、但小身より

一九月は半御祭禮と云て、鎧武者五拾人、御長柄五拾本相渡候、

皇子入室之所、至末代永令無退轉也、加之賜諡號大僧正天海、號慈眼大師、令考先判、加神領、而新寄進院領者如右、衆僧社家門前屋地子免除之間、山中谷中町中法式、可爲宮門跡之沙汰、然則學頭兩別當衆徒社家一坊、并目代等諸役人、各須承知之者、守所定置之條目及下知狀、年中行事配當目錄之旨、神前佛前諸役勤行無怠慢、可被抽國家安全武運長久之懇祈之狀如件、

明暦元年九月十七日　御判〇德川家綱

日光一品法親王

日光山條々

一東照宮御領高壹萬石、大猷院殿御領高三千六百三拾石、都合壹萬三千六百石餘事、高百石付年貢金拾四兩宛、毎年被相定之訖、但此內門跡領千八百石、學頭領三百石、梶左兵衛佐所領六百石者、定之外也、然上者、從代官方非分不可申懸之、梶左兵衛佐、并御宮別當大樂院、御堂別當龍光院衆徒四人、社家壹人立合、目代掛結辦帳面、御門跡江可差上之、百姓又無違亂、年々可令皆濟、勿論對給人、私曲非儀、一切不可仕事、〇中略

右條々堅可被相守之、若違背之族於有之者、糺咎之輕重、可被處嚴科之旨、依仰執達如件、

明暦元年乙未九月十七日

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

酒井讚岐守忠勝

酒井雅樂頭忠清

〔日光山志〕一日光御領　一万三千石

日光御領の界限は、東の方宇都宮街道大澤驛まで、日光より四里、壬生街道は、文狹驛迄同五里、西の方足尾迄同六里、久我村まで同七里、乾の方栗山鄕迄同七里なり、中禪寺の奥湯元へ至り、上野

地子錢、悉以御赦免之上、爲其改替兩鄉（草久村久加村之内）合七百石事、重而被成寄進候訖者、如先規神事社役等、不可有懈怠旨、依仰如件、

元和六年三月十六日

對馬守判

大炊介判

上野介判

雅樂頭判

光明院跡座禪院

日光山東照大權現御領幷日光山領下野國之內貳拾貳箇村、都合七千石、（目錄在別紙）如前々令寄進之畢、御供常燈祭禮、年中行事、修覆領、門跡檢挍、幷衆徒一坊、社家樂人以下、悉所支配也、衆僧社家門前屋敷地子免除之、可爲檢斷使不入之地、但背國法之族者各別也、惟夫大權現、以文武治天下、掌四海政務之暇、信佛敎、歸依天海大僧正、常稱我有靈、可先祖護後孫永添家運、故相國繼其志述其事、因經奏聞贈號神位、乃降台命於天海大僧正之勸請之、鎭座有年、實仰思當家之廟、欽愼實源、及永代爲令無退轉、社法役人等改正之領地口行者也、然則門跡檢挍衆徒一坊社家諸役之法式相守、旁山中法度、令大僧正沙汰之、各承知者、宜凝國家長久之精祈、抽佛法口降之悃志之狀如件、

寬永十一年五月二日

家光御書判

天海大僧正御房

〔御當家令條六〕下野國日光山東照大權現宮領壹萬石、大猷院殿領三千六百石餘、都合壹萬三千六百石餘（目錄在別紙）事、寄進之訖、永不可有相違、勿論可爲檢斷使不入之地、但背國法輩者、非制限也、抑大權現鎭座以來之旨趣者、寬永十一年五月二日先判之狀被載之訖、其後大猷院殿以執奏有勅改社號、崇之爲宮號、五畿七道悉知之、其上招請皇子於當山、被立置宮門跡、且新建江州坂本滋賀院、定爲

旨、依レ仰執達如レ件、

元和六年三月十六日　對馬守判

大炊介判

上野介判

雅樂頭判

天海大僧正御房

雜掌

○按ズルニ、上文都合五千石トアレドモ、今其石數ヲ算スルニ、四千八百九石三斗ト爲リ、又村數十七ヶ村トアレドモ、本書載スル所十五ヶ村ノミナリ、蓋シ本書二ヶ村ヲ脫セシナラン、

〔日光雜話 神秘卷〕下野國日光山領足尾村一圓、如二先規一、草久村久加村之內、以上七百石事、但東照大權現就二于勸請一、當山衆僧社家、幷今市村門前屋鋪地子等免レ之、其改替之故也、七百石事、相國新寄進之上者、彌以不レ可レ有二相違一、以可レ有二全社納一、永代可レ爲二檢斷使不入之地一、若於レ背二國法一之輩出來者、各別事也者、守二此旨一、眞俗法度事、以後天海大僧正可レ被レ致二沙汰一之狀如レ件、

元和六年三月十六日　御書判

光明院跡　座禪院

日光山領　目錄

一一圓足尾村　一七百石今市村　一三百七拾九石五斗、六升三合草久村　一三百貳拾石四斗三升七合久加村之內

以上

右四ヶ村事可レ有二社納一者也、就而東照大權現就二于當山御勸請一、一山之衆僧社家門前初、右各居屋敷

神領

右之條々可ㇾ相㆓守此旨㆒者也

寛永十一年五月二日〈〇節略〉

〔日光雜話 神秘卷〕東照大權現〈下野國日光山〉社領事　目錄在㆓別紙㆒

都合五千石

右件之所々拾七ヶ村、奉㆓寄進㆒之訖、殊者就㆘于東照大權現勸㆓請當山㆒、衆徒社家門前屋鋪地子等、悉令㆓免㆒㆓許之㆒、〈各宜㆓承知㆒〉幷永代可㆑停㆓止檢斷使㆒、若於㆘背㆓國法㆒輩出來㆖者、可㆑爲㆓各別㆒也、守㆓此旨㆒、佛法興隆、嚴密可㆑被㆓沙汰㆒之狀如㆑件、

元和六年三月十五日　御書判

天海大僧正御房

東照大權現〈下野國日光山〉御神領

目錄

一六百五拾貳石八斗七升湯西川村　一三百石八斗八升栗山村　一五百九拾七石八斗三升小百村　一貳百九拾四石壹斗六升八合瀨尾村　一百八拾石七斗壹升山窪村　一百五拾八石平崎村　一百四拾石壹斗六升千本木村　一四拾三石四斗壹升下之內村　一百三拾貳石三斗三升室末村　一七拾五石七斗四升吉澤村　一三百拾石壹斗三合小代村　一貳百六拾五石三斗貳合明神村　一六百九拾四石六斗二升長畠村　一八百七拾石七斗六合小來河村　一九拾貳石四斗七升壹合小倉村之內

以上都合五千石

右之所々拾七ヶ村事、所㆑被㆑成㆓寄進㆒也、畢、被㆑任㆓三月十五日御判之旨㆒、可㆑有㆓全社納㆒、就而東照大權現就㆓于當山御勸請㆒、一山之衆徒社家門前初、右各屋鋪地子錢等御免許候訖者、神事社役不㆑可㆑有㆓怠慢㆒之

一附婦人幷尼不可出入于僧坊勿論、不可拘置之、但參詣之道者、於無紛者制外事、

一殺生禁斷事、東北者稻荷川、西者一野之境石寂光寺田母澤、南方者大谷川御橋迄之內可限之事、

一於當山領內、東方者大立山、小倉山、外山、北方者永岩、不動岩、西方者一野、寂光寺、久治良山、躑躅山、清龍寺、南方者煩惱山、白銀山、鞍掛山、二宮化生山、松立山、大黑山、川口神主山限之、至此內不可野火事、〇中略

一梶左兵衛佐幷目代兩別當、諸事遂相談可致沙汰勿論、難相計儀者、可伺御門跡事、

右條々堅可被相守之、若違背之族於有之、糺咎之輕重、可被處嚴科之旨、依仰執達如件、

明曆元年乙未九月十七日

阿部豐後守忠秋
松平伊豆守信綱
酒井讚岐守忠勝
酒井雅樂頭忠清

〔日光雜話 神秘卷〕日光山法式

門跡幷檢校

一社役祭禮不可有怠慢事
一公事無偏頗可有裁判事

衆徒幷一坊

一年中行事不可懈怠事
一日次月次之御供嚴重可備之事
一宮寺洒掃幷一坊番役無油斷可申付事
一社家禰宜宮仕神人以下所役可申付事

社家

一祭禮可相勤之事
一物忌觸穢可愼之事
一社頭之番不可懈怠事

一御堂御掃除之事、御内堂者、龍光院、并組頭御供所之役僧四人宛可勤之、御拜殿、并御廊下迄、當番之一僧承仕貳人可勤仕、唐門之內庭上緣頰廊、夜叉門之外、神人可勤之、但奥院者時分計之、龍光院、并組頭御供所之役僧可勤事、

附夜叉門之外庭上、上之御供所、且下御供所之內外、限常行堂前、并新道安養澤之木戶、右之町中、如先條可掃除事、

一辻番三拾人之事、梶左兵衛佐可支配之、然者番所之儀於御本堂仁王門之內外二ヶ所、上之御供所御門之外、瀧尾口壹ヶ所、御堂總門之外壹ヶ所、龍光院下之御供所之上、瀧尾口壹ヶ所合五ヶ所共、壹ヶ所付六人宛、替々晝夜無怠慢可勤之、右之番所、每日組頭兩人見廻可改之、若越度有之者、伺梶左兵衛佐、而目代出合、相談之上可申付之、爲私不可沙汰之、此外三佛堂前之番所、從右之町中、如先條替々可勤之、是又兩人之組頭改之、咎有之者、目代江相屆、梶左兵衛佐相談之上可申付事、

一御菓子屋、神前佛前御用之時者、從兩別當可申付之、大工、鍛冶、餝屋、塗師、檜物師、是又御堂小細之御用之時、梶左兵衛佐目代并兩別當吟味之上可申付之、就夫兼而御扶持方米被下候間、末々迄當山町中居住、不依何時、早速可相勤之、但大分之儀者、爲各別之間、右四人以相談申付之、其料可出事、

一至于山中坊舍町中迄、萬可用儉約、過其分限、屋作衣食所帶等之儀、必美麗停止之事、

附山中群飲并亂舞停止事、

一至坊舍町中迄、浪人并不慥者不可置之、若於抱置者、可爲曲事、梶左兵衛佐目代可改之事、

一魚鳥不入之儀、御宮御堂西南者、今度所相定之脇道可限之、東北者可限稻荷川、但僧坊者、雖爲此境之外、堅可令停止事、

明暦元年九月十七日　御判○徳川家綱

日光山條々○中略

一御供料、年中行事料、配當料、如二目錄一請取渡之時無二依怙贔負一、正路可二沙汰一之、附御供調進之役人、無二私曲一嚴重可二勤仕一事、

一修理料之事、年々可二收納一之、破損修覆、万入用小細之時者、梶左兵衛佐目代幷兩別當談合之上可二相調一、大分之儀者、御門跡江伺之可二申付一、每年右四人、衆徒四人、社家壹人相加、御門跡之役者貳人、相對掛、勘定帳面、御門跡江可二差上一事、

一年中兩度之御祭禮、以二山中幷神領之課役一、如二恒例一無二怠慢一可二勤仕一事○中略

一御祭禮幷御法事之御道具之分者、御藏に納置之、每年六月土用中改二曝之一、念入帳面之通不レ可二紛失一事、

一於二御宮御番一、社家壹人、一坊六人、宮仕壹人、神人四人宛、每日替々可二相勤一事、

附夜中者、於二上之御供所之番所一、以二右之人數一可レ勤レ之、一坊者、六人之中三人相勤、三人者可レ令二退出一事、

一於二御堂御番一、一坊四人、神人四人宛、替々可二相勤一事、

附夜中者、於二下之御供所一、右之人數可二相勤一之、但一坊者、四人之中貳人相勤、貳人者可レ令二退出一事、

一御宮御掃除之事、御內陣者、大樂院幷社家可レ勤レ之、石之間者宮仕、御拜殿者一坊、幷承仕可二相勤一之、總門之內、庭上御拜殿之緣頰、樓門廻廊之內迄、神人可レ勤レ之、但奧院者、時分計之、大樂院、御供所之供僧召二列之一可二相勤一事、

附樓門之外、石鳥居馬場通者、從二鉢石町、新町、石屋町、松原町一一ヶ月、從二稻荷川町一一ヶ月宛、替々可レ勤事、

禁制

言おのれも又、曾て言を設けて歎ずらく、神廟の經營、始て成てよりこのかた、天下に堂社無しと、蓋し堂社無きにあらず、日光の如き堂社無きをいふ、そも／＼東照宮、中の宏麗なる、尺寸も彫琢を竭さゞるところなく、金玉瞳を射、奇工魂を銷す、彼黃金界、白銀界、紫微靈宮、集めてこゝに大成すといふべし、たとへ一梁一楹の丹青を誌さんにも、その殊裁を委しうせば、毛穎も堪ずと辭し、楮先生も憐を請ふべし、

〔御當家令條 六〕日光山條々 ○中略

一東照宮領高壹萬石、大猷院領高三千六百三拾石、都合壹萬三千六百石餘、相定之訖、然者御宮御堂諸役人江所配當如目錄、永不可有相違事、○中略

一宮領院領、毎年定納之上者、向後不可違背事、

一神前佛前相定年中行事、不可懈怠事、

附新宮本院瀧尾中禪寺寂光寺、幷山中之諸社勤行、如先規不可有懈怠事、

一日光領內、山林竹木、猥不可伐採事、○中略

一大猷院在世之時、爲御宮火之用心被明置之る、地、永不可塞事、

附山中寺社之輩、到町中迄、火之用心不可爲油斷事、

一御堂江爲參詣服道之儀、今度始而門跡相談之上、際東照宮之服穢而、通路相定之訖、自今以後、糺此道筋可往來事、

一山中萬事仕置、以門跡指圖、梶左兵衞佐、幷目代兩別當可執行之、勿論總山、不可背門跡之下知事、

一諸事以東照宮可爲本、雖然御宮方御堂方、至于末代迄、不存各別之儀、申合可執行之、若於背者可爲曲事、自門跡急度可有沙汰事、

右條々堅可相守之、若於有違犯之族者、可處嚴科、此外猶載下知狀訖、仍如件、

へ、匹夫下郎を上げて、土足にふませ給ふ事こそ、勿體なき事なれ、前々左樣に見分有時は、先東照宮の神影を外に遷宮させ申、其後屋根へ人を上可ㇾ申事なり、然るに其元不案內にて、此方へ屆なきゆゑ、右の通外遷宮もさせ不ㇾ申は、不屆甚事なり、此段江戸表へ訴へ可ㇾ申上とひしめきけり、別所甚難儀に思はれけり、不案內成故、是非なき次第なり、大樂院此旨江戸表へ可ㇾ被ㇾ申達と有ㇾ之しを、日光奉行服部大和守、是を取扱ひ、內々にて播磨守と、大樂院和睦させけるとなり、或時日光御宮神前の金の鰐口、金色ことごとくはげて、殊の外色あしく見え候に付、大樂院より御修覆相願候に付、奉行服部大和守方より、江戸御老中へ呈出して申上ければ御老中松平左近將監聞屆、御勘定奉行へ被ㇾ仰談、神寶方兼役御勘定河田甚太郎、右見分として日光へ來り、大樂院を案內として、彼金の鰐口を改め見分しけるに、いかにも表の方へ出候方、金いろさめたり、是はかねの緒のあたりし故、早く色はげたる成べし、內へ向候方は、未あたら敷見ゆるなれば、見分役河田甚太郎、此時鰐口の裏を表へ掛直させて見給ひ、內の方を外に致し候へば、如ㇾ此あたらしく相成候、當分二三年は是にて相濟可ㇾ申候、先御入用も無ㇾ之、偏樣にいたし置べしと、はたらき自慢に思はれける、此時服部大和守は色を正しくして、河田殿の御はたらき、さりとはと存候へ共、夫は以の外の御事なるべし、いかなれば金色の能方を表になして、人の見る目計を宜と致し、かたじけなくも、勿體なくも、東照宮の尊前の方へ、其あしき方を向け候儀、言語道斷の不義、是より大いなるは有まじ、是こそ神宮を欺きたばかると申べし、夫にて宜にもせよ、江戸表の御下知を以、さやうに仕れと有ㇾ之候ても、身不肖ながら御目がねを以、服部大和守、幸同所の御宮奉行として能在候內は、左樣成不禮不義の義は、得とく仕間敷と、にがにが敷被ㇾ申ければ、河田も赤面して江戸表へ歸り、其後御修覆出來たりとかや、

〔日光山志 一凡例〕世の諺にいへり、未ダ日光を視ずば、結構の語を發すべからずと、嗚呼格言なる哉、此

右御日限、准后思召之通被仰出候間、其段上野執當江可被達候、

四月

〔柳營史〕慶安三年三月廿三日、夜七過、大地震、　廿五日、阿部對馬守日光へ發足、地震ニ付、駒井右京儀、日光山爲見廻被遣之、　廿七日、日光御破損ニ付、御普請奉行被仰付之御暇、奥平美作守、太田備中守、天野長三郎、

〔一話一言三〕日光山燒失

天明六年丙午二月九日、日光山燒失の時、御山より、上野執頭眞覺院へ申來候書付の寫、

一二月九日晝四ッ半時、日光山一坊、本月坊木小屋より出火、南谷西谷善如寺谷一坊四十五箇寺、慈眼堂無量院、日光奉行御役宅、目代山口新左衞門御預米藏、役所向不殘、西火之番小屋、御殿番樂人、御神馬長屋、御掃除頭、其外西町家類燒、七半時鎭火、

一山口新左衞門御預米藏內に入置候、往古よりの諸書付帳記水帳不殘燒失、御神馬は別條無之、自火に紛無御座候、

二月十六日

〔日光山志五〕唐銅御寶塔　是は文化九年十二月晦日、大樂院より失火して、銅御倉御燒亡の砌、御寶器の灰燼を爰に塡て、御供養ありし御寶塔なりといふ、

〔近世公實嚴秘錄六〕別所播磨守盜賊奉行の事

此別所御普請奉行の節、日光御宮御破損見分に能越候處、御宮の有樣所々見分して、扨御屋根の上を見分するとて、御宮の棟へ人足を上げるに、日光御別當大樂院、別所に對面して、殊の外いかつて申けるは、いかなれば御宮の屋根へ、人足を上げ給ひしぞと申けるゆゑ、別所江戶表より御下知にて爲見分來り候得ば如此と申に、大樂院彌腹立て、凡東照宮の安座まします御宮のやね

右日限、御門主思召之通被仰出候間、其段上野執當江可被達候、

三月

〔天保集成絲綸錄十九御宮御靈屋〕文化九申年四月

寺社奉行江

日光御宮御修覆ニ付而、御宮奥院外遷座五月廿三日酉刻、遷宮同月廿四日酉刻、

右御日限、御門跡思召之通被仰出候間、其段上野執當江可被達候、

四月

文化十一戌年四月

寺社奉行江

日光御宮正遷宮五月七日酉刻〇中略

右御日限、御門主思召之通被仰出候間、其段上野執當江可被達候、

四月

〔天保集成絲綸錄二十一御宮御靈屋〕文政十三寅年十二月

寺社奉行江

日光御宮御修復ニ付而、〇中略御宮外遷宮正月廿二日酉刻、

右御日限、准后思召之通被仰出候間、其段上野執當江可被達候、

十二月

〔天保集成絲綸錄二十二御宮御靈屋〕天保三辰年四月

寺社奉行江

日光御宮正遷宮五月七日酉刻〇中略

おいて、大工方のもの御斧始、御上棟之式相勤なり

〔天明集成絲綸錄二十六寺社〕寶暦十三未年二月

寺社奉行江

日光御宮御靈屋御修覆御序、御門跡如御願、本坊御修覆も被仰付候、此段上野執當江可被達候、

〔天明集成絲綸錄三十寺社〕安永七戌年二月

寺社奉行江

此度日光御宮御靈屋、并本坊向御修覆御手傳被仰付候、然處前々御手傳之節、於日光表無益之入用失墜等も相懸候趣相聞候ニ付、此度は無益之入用等不相懸樣仕、尤取飾ケ間敷儀仕間敷旨、御手傳江申渡、御用懸之面々江も相達置候間、右之趣相心得候樣、一統江爲申聞置候樣、上野執當江可被申達置候、

〔泰平年表〕安永八年十一月七日、日光御修覆出來、正遷宮正遷座相濟、

〔天保集成絲綸錄十八御宮御靈屋〕寛政八辰年三月

寺社奉行江

日光御宮御靈屋御修覆ニ付、御宮奥院外遷座五月廿二日酉刻、御宮外遷宮同月廿三日酉刻、御靈屋外遷座同月廿五日酉刻、

右御日限、御門主思召之通被仰出候間、其段上野執當江可被達候、

三月

寛政十午年三月

寺社奉行江

日光山御宮正遷宮五月七日酉刻、〇中略

光石垣普請ニ付、寄石出來、歸參御禮、松平越後守、

〔殿居囊後鉄〕是年〇正保四年御宮御本社北の廻廊を除き、石垣を築せ、〇中略慶安四年、御靈屋御廟仁王門二天門夜叉門等御造立なり、承應三年三月、御本社拜殿唐門陽明門檜皮葺を改、銅瓦となる、

〔柳營史〕慶安元年六月八日、日光破損奉行被仰付之、保田甚兵衛、渡邊與右衛門、　慶安二年五月廿五日、日光破損爲見分可被遣旨、老中傳之、駒井右京　廿七日、日光御破損御用被仰付之、御大工鈴木修理、　六月八日、日光御破損之儀ニ付、老中衆被爲召御前、駒井右京鈴木修理へ、御用被仰付之、

七月朔日、日光御譜請、御手傳被仰付之、有馬中務大輔、　右同斷御用被仰付之、阿部四郎右衛門、

〔公卿補任後光明〕慶安四辛卯年三月十六日、東照宮正遷宮、幷臨時奉幣發遣日時定、

〔柳營秘鑑追加〕日光御宮眞之御上棟之次第

寛延三庚午年、御宮御修覆被仰出、

總奉行堀田相模守　御手傳松平阿波守　御作事奉行一色周防守　大工棟梁　御作事方辻內豐後　小普請方大谷甲斐

寶曆三丁酉年御出來也、此時大工棟梁大谷甲斐申上けるは、東照御權現の御宮、御府內にては、紅葉山、東叡山、其外久能、仙波、鳳來寺、世良田、瀧山等の御宮拜見奉候處、知木之風穴、何れも上に明き有之、又諸國之大社之知木、何れも風穴上に明き候、然處日光御宮に限、風穴下に明候、風穴下に可明謂無之歟に候間、餘社之並に、上に明度旨にて、知木之由來神秘、幷大工職の故實を書顯し申上に付、諸國大社之知木風穴御糺有之處、風穴上に有之、依て御門主江御掛合之上、風穴上に可明旨依嚴命、御宮之棟を下し、知木を取替ふ、此時御上棟可仕旨被仰出也、但知木風木千木何れも同御上棟に付、御宮御拜殿正面に、玉女壇こて、八尺四方の壇を取立、幷御棟棚迚、高貳間に三間四方の假棟棚出來、四方堅迚、御宮御本社御濱緣の四隅に、飾もの備物をいたし、誠に善美盡したる事也、御拜殿西之御間に、御門主御著座、東の御次に堀田相模守、幷御手傳松平阿波守著座、御庭上に

より出入す、社家等の休息所の邊に有ゆゑ、字して社家御門とも唱ふ、

社家幷一坊神人等休息所 前にいふ御門○東通用御門を入て、右に接して御長屋あり、

埋御門 二王御門より、相輪橖までの、御塀垣の下より通用口、新宮馬場の方にあり、

御旅所 長坂を登り、右の方なる地をいふ、中山通りなり、御旅所とて、別に御宮殿を設給ふにあらず、此御旅所と稱するは、山王の社なり、其本社へ神輿三輿をすゑ奉るなり、山王社、大間三間に二間程、向拜附朱塗、上蔀も朱塗なり、椽葺、前に拜殿あり、四間に五間許、丹塗椽葺、前後に扉あり、上蔀有、黑塗大床造、御神事の砌、供御の式あり、御供所も有て、此殿へ歩廊を亘す、東遊舞樂を奏する所は、拜殿と本社の間の石敷の所にて、舞樂を奏する事なり、

御假殿 御宮二王門の東の方、杉樹陰森とし幽邃なる所に、御矢來御門あり、此所は御宮御修覆中、爰へ下遷宮なし奉る、其餘は每歲十一月十五日、御社前にて御湯立あり、此事は次に出せり、

唐銅御鳥居 南向、御鳥居前に、石燈籠左右に建り、

御門 南向、此御門より御瑞籬を廻らせり、總赤塗、

御拜殿 五間に二間許向拜附、御鰐口三ッ三扉、夫より御石間有、

御本殿 凡三間四方程、御緣押廻し、高欄脇障子あり、左右ともに一間宛揚蔀、御屋根銅葺、金御紋附、千木あり、總赤塗、滅金がなもの彫物彩色、御柱は金襴卷、三扉黑塗、階段も同塗、

御湯立釜 三基

時の鐘 御假殿の前にて南寄、堂四趾赤塗椽葺、

〔柳營史〕正保二年正月五日、當年日光山權現樣御本社之後、石垣普請奉行被仰付候、太田備中守、右備中守事、少年之時分、權現樣御近習奉仕候者也、且松平右衛門大夫、累年彼地御用雖被仰付、爲年寄之間、旁以被相加候旨上意也、 四月廿七日、今日日光山石垣御普請始之云々、 五月廿日、日

御本殿　御石の間より續けり、御本殿内に御幣殿、亦夫より御内陣、又御内々陣、御宮殿ありさいふ、おそれ多ければ略す、御拜殿御本殿の御屋根銅葺、棟木に金御紋所々にあり、御破風は鳳凰の彫物、御本殿の御棟木に、風木勝男木あり、

御廻廊　陽明御門續き左右二間宛は黑塗、それより先は赤塗なり、總銅葺、東の御廻廊拾五六間目より、大樂院續きの廊下へゆき、夫より前の方にて北へ折て、僅に行ば御門あり、また夫より二三ッ折て殊に長し、すべて間數は定かに知がたし、又陽明御門より左の御廻廊は西へ七八間過て、北へ續く事長く、高御石垣の際にて止れり、

坂下御門　此御門は西向なり、素木造、柱に彫物あり、格天井牡丹と菊の折枝、極彩色高彫、垂木黑塗、地紋金の紋唐草、滅金御紋附なり、此御門は、御奧院口の御門なり、

上御供所　東の御廻廊續きに、御唐戸口あり、

銅御倉　東の御廻廊に接す、外の廻りは總銅にて裹たる御倉ゆゑに名附たり、御寶物數品納置るゝ所なり、

御神輿舍　陽明御門の西の方にあり、銅葺黑塗、前後に御唐戸有て、御天井に天人の繪あり、

御護摩堂　御神輿堂より艮の方によれり、本尊五大尊、十二天を安せり、正五九の中旬、護摩修法あり、銅葺向拜附階段有、正面の奧の方は黑塗、前なる一間は緣靑塗、中鴨外通り長押上、草花鳥の彫摸やうあり、

御神樂堂　陽明御門の東にあり、御拜殿へ向ふ、銅葺黑塗、前椽側階段あり、

御門主御登社御門　銅御倉の前にあり、御門主御方、御宮へ參らせたまふ時は、御裏御門より此御門へ被ㇾ爲ㇾ入事なり、

東通用御門　御宮内へ東の方よりの入口なり、御裏門とも稱せり、御宮内へ出勤する面々、此所

唐銅御燈籠　一基、御唐門外の東の方にあり、是は謂ある御寄進なるものといひ無銘なれば其傳へをしらず、

御瑞籬　御唐門の左右より、御本殿御拜殿を折廻し、銅葺地紋彫透し、欄間には草木花鳥の浮彫彩色なり、

御拜殿　御唐門より内は、庸人の具に拜覽すべき所ならねば知がたし、階下にて拜み奉る折から、其莊嚴なる事、十が一もこゝろに諳じがたく、適つたへ聞るも御深秘なれば大概を誌せり、御拜殿御正面、およそ拾一二間許、横間四五間程なり、向拜下迄御唐門内石敷なり、衆庶此御石鋪の所にて拜み奉ることとなり、偖御石鋪の向は御階段なり、五級一面に、滅金がなものにて張詰たり、上に御鰐口三ッ掲り、皆金色なり、御濱椽、幷高欄ともに黑朧色にて、御内の御柱向は總金だみ、外なる御長押うへは、素木鳳凰の高彫金彩色、御唐戶黑朧色、金の唐草蒔繪、正面の御本間御天井、折揚二重の格天井、其内へ岩紺靑にて丸龍の彩色、其形皆異なり、御内承塵上に、三十六歌仙の御額を掲玉ふ、和歌は後水尾院の御宸翰なり、畫は土佐將監が筆といふ、東西の御襖戶、東は金泥地にして、竹に麒麟の彩色、西の方は獅子の繪なり、探幽の筆なりといふ、御拜殿の東の御間を、御聽聞所と唱へ、將軍家御座の間と稱す、御天井天蓋折揚造り、眞中に伽羅木にて葵の御紋一ッを造れり、御間の堺には御簾を垂たり、又御間の東の羽目に、桐に鳳凰を紫檀黑檀たがやさん等の寄木の細工、目を驚したる妙手を盡せり、又西の御間は、御門主御方の御休息所と唱ふ、御天井の眞中に天人の彫物、西の御羽目は鷲に松柏、唐木よせの彫工なり、御拜殿と御石の間の取合の御柱は、堆朱の卷柱と稱するもの四本ありと聞り、此餘結構なる事、悉枚擧することを得ず、

御石の間　御拜殿と御本殿のあひだの御間をいふ、紅綠の御疊を敷、御疊下は石敷なりといふ、此邊より其結構なる事はしるさず、

に仕立、地紋綾菱の中に、圓窓を置て、其内に鳥獸草花の彫あり、前破風は金龍の丸彫有て、御額は後水尾院降位の後の御宸翰なりといふ、御神號の文字は金にて、其外は紺青を以て埋たてたり、高欄手摺黒塗滅金かなもの、又高欄の間は、唐子遊の丸彫揚、上下の軒通り三尺間毎に、金龍の彫一本宛、冠木上通りには人物、又は鳥獸等の彫物あり、或は琴棊書畫、人物には周公旦、孔子、顔回、盧敖、費長房、琴高、嵆康、阮籍、豐干、王子猷、虎溪三笑、四友、九哲等なり、表の左右には、極彩色の隨身あり、裏の方には、東に青色の風神、西に朱色の雷神あり、又内外の御門天井のふた間に、昇降の二龍墨畫、是は狩野探幽守信の筆なり、御修理の砌も、曾て手を不入古の儘なり、左右の袖塀に、白木彫なる獅子、一間に二匹宛二間にあり、其下の通りに白波の彫、左右ともに同じ、裏の左右は金獅子二匹宛、御門の高軒の四隅に金鈴をかゝぐ、偖此御門よりしては守信安信兩人の下繪にて、巧手なる剞劂が彫たるものゆゑに、世上に絶てなき彫物なり、悉枚擧する事を得ず、殊にまたくはしく知べきにもあらねば、御唐門より内はおそれ多き事のみなれば、唯荒増を記せり、其餘は準じて知べし、

御唐門　陽明御門より正面なり、四方棟唐破風造、正面の破風上の屋棟に、唐銅にて造れるものを、里俗等恙といへる虫なりと唱ふ、其形四趾ありて、虎に似たるさまなり、長四尺許、鎖にて繫たり、又東西の棟上に龍二ツ、是も唐銅にて、長四尺餘有べし、御門は唐木造、正面の兩柱には、昇降の二龍に梅竹を添彫し、皆木地の高彫なり、虹梁には素木龍の彫もの、正面に虎一匹の丸彫あり、御柱白木地唐木色附、總地紋は丸龍丸獅子、御柱根は赤銅卷色繪かなもの、御柱上の方にも滅金がなもの、正面冠木上は、孔子十哲の彫、向ふ破風は鳳凰、欄間には巣父許由、或は七賢七福人等を彫たり、滅金かな物、納子地彫附、天井素木地に天人を彫たり、兩扉唐木にて、菊牡丹梅等の彫なり、其餘細密なる彫工、筆に盡しがたし、

にて、稲妻形の彫あり、屋根唐破風造り、極鼻破風板家棟等、滅金がなもの唐草摸樣軒先に金御紋を附、天井極彩色飛龍の彫、垂木黑塗なり、石柱の礎石際にも桁際にも、滅金がなものにて裹たり、水盤石の後の方に銘文有、奉寄進御手水鉢石、鍋島信濃守肥前侍從藤原勝茂、元和四年四月十七日云云、

唐銅御鳥居　御手水屋の前に建り、御額なし、笠木に金御紋五ッあり、高凡二丈許、

輪藏　御手水屋より北の方、堂五間半四面、二重屋根銅葺、中央輪藏一切經を納奉り、前に傅大士、左右に普成普建の木像あり、寶形造、堂內石敷にて、四方に扉あり、後の方左右共一間通り、揚床疊敷、

諸家獻備御燈爐　總數百十八基內唐銅十五基、鐵二基、石百一基、年號姓名等略之、

鐘樓　朝鮮鐘の東にあり、總高凡二丈五六尺、土臺石際三間四方程、垂木先皆龍頭彩色、かなもの滅金なり、

鼓樓　朝鮮釣燭の西にあり、造工鐘樓と同、

御本地堂　鼓樓の西に有、大間造五間に十間許銅葺、東向にて向拜四間に七間、鰐口を掲ぐ、前三扉、御內陣四間に七間許、向拜虹梁の上に虎の彫物あり、柱金襴卷長押上も同く、地紋彩色金銀を鏤たり、二重垂木黑塗、滅金かなもの有、御內陣天井には、長八間の蟠龍墨畫なり、狩野永眞安信の筆なり、堂內に安置奉れる尊像は、三州峰の藥師を摸し給ふといふ、左右日光月光十二神將、四天王、愛染明王、千手觀音、如意輪觀音を安置し給ふとぞ、

陽明御門　午未向、垂木割間數ゆゑ、儘には知がたし、大概四間に二間餘といふ、三手先造、四方唐破風銅葺、四方の軒口に、金鈴の大なるを揭たり、二重垂木の下手先、金龍と白龍を組出し、其間每に素木の獅子數頭あり、桁も木地、皆牡丹唐草の彫あり、柱十二本、みな槻の白木の丸柱、唐木色附

の間は格天井、内柱上は菊の籠彫、外柱上は金龍に雲形の彫あり、冠木上中央に金御紋附、左右は竹に虎の彫、御門扉朱塗、御門内、裏に金色に狛犬二頭蹲踞す、各三尺許、御門より左右、銅葺に赤塗せし屏垣を折廻し、東の方は裏御門迄に至り、西の方は相輪橖の邊に至る、凡長五六拾間、偖二王御門より内は、角なる石を敷詰、幅一丈餘、長は陽明御門下迄、數百歩の間三曲に折て、其左右は一面に丸小石を敷詰たり、此御門外左右に、古大樹の杉十根ばかりあり、往古よりの杉なりといふ、

三神庫　三棟亞背造り、二王御門を入て、右の方に相雙ぶ、ともに總朱塗、銅葺滅金御紋、其餘かなもの皆滅金、花鳥草木の極彩色、柱上は金襴卷、一庫毎に三扉、前に椽側並に階を設く、一の御神庫、外長押上、破風下に、鼠色と白色との大象を彩色に圖せり、恰生たるが如し、大さ五尺ばかり、是は探幽法印の下繪なりといひ傳ふ、

御厩　二王御門を入て、左の方にあり、三間に五間半、素木造、銅葺金滅金御紋、外に總かなもの滅金、長押上其餘所々極彩色、猿に花實の摸樣、内に駒繋有て、前に木にて組揚たる臺の上に飼桶あり、唐銅の鑄貫、深さ一尺餘、横一尺五寸許、長二尺程、厚七八分なるに、滅金の御紋を附たり、傍に馬官の席あり、高床に高麗縁の疊を敷、一方には簾を掲ぐ、

御番所　御厩に相雙ぶ、銅葺總赤塗、日光組頭支配の同心勤番す、里人等此御番所を赤番所と唱ふ、二間に三間なり、

御手洗水盤　御番所の西の方にあり、御手水屋とも唱ふ、水盤石、長八尺五寸、幅四尺許、高三尺五寸程なる御影石にて造れり、盤底より常に涌出するやうに設け、自然に水盤の四方より流出せり、是は鍋島家の寄進し奉るものなり、覆屋は二間に三間半許、これも又柱は御影石、凡七寸角程の柱に造り、其石柱を四方の一隅に三本宛建たれば、都合十二本の石柱なり、桁貫ともに御影石

繼述之孝、益彰先烈、我王聞而歎喜、爲鑄法鍾、以補靈山三寶之供、仍命臣植叙而銘之、銘曰、

丕顯英烈、肇開鴻基、玄都式廓、寶鐘斯陳、恭修勝緣、資薦冥福、鯨音獅吼、昏覺魔伏、非器之重、唯孝之則、龍天是護、鴻祚偕極、

崇禎壬午十月　　朝鮮國禮曹參判李植撰、行司直吳竣書、

〔國師日記〕一日光ニ各諸大名、石燈籠被遊由ニ候、〇中略

卯月〇元和三年八日　　金地院

細川越中守樣　尊報

〔日光山志〕五巨石御燈爐二基　仁王御門石階の下、左右に建り、凡高一丈許、御影石にて、春日形に造れる大燈爐なり、酒井讃岐守忠勝獻備、柱に銘文を彫たり、

石大燈爐二基　石御鳥居內にあり、高六尺許、元和四年四月十七日、有馬中務大輔忠賴造獻の銘あり、

五重御寶塔　石御鳥居と二王御門の間にて、西の方にあり、塔內三間四方、本尊五智如來、幷須彌の四天、其餘諸尊を安置す、是は慶安三年、小濱侍從酒井忠勝朝臣造獻せり、總高拾七間二尺、柱金襴卷二手先總彩色、外承塵の上通りは十二支を彫たり、二重垂木銅葺、四方黑塗扉に葵御紋あり、外通り赤塗、廻り八間四方程、鉾石の玉垣を構たり、

御番所　二王御門の下にあり、日光組頭支配の同心、見張を勤む、此所より右の方へ折廻し、拾五六間程行て御番所あり、是は御裏御門の見張なり、其前の石坂をくだれば、大樂院表門前なり、又二王御門の東の方に、杉樹蔭蔚とせし所は、御假殿の御構なり、

二王御門　石御鳥居正面、四間に二間半朱塗、銅葺擔口箱棟滅金御紋あり、右弼那羅延金剛、左輔密迹金剛、長一丈餘、朱塗、運慶作、總丸柱の上は、金襴卷彩色、內羽目ともに朱塗、垂木黑塗、表裏左右

の仁德に寄ものならし、陽明御門より內は、多分唐木を以て營たれば、薰風美凉を生じ七寶をちりばめ、御屋根の瓦は滅金なれば、朝日夕陽に輝きて、見るに目を開かね、譽むるに言葉なし、

〔柳營秘鑑追加〕日光御宮之二王門外に有之石之鳥居は、黑田家之進獻にして柱太さ壹丈壹尺五寸廻り、左右の柱に、同樣に左之銘有之、

奉寄進日光山　東照大權現御寶前石鳥居者、於筑前國削鉅石造大柱、而運之南海、以達于當山者也、

元和四年戊午四月十七日　　黑田筑前守藤原長政

御額　東照大權現　後水尾宸筆

鍋嶋家之進獻、御手水鉢石長八尺四寸、横四尺、高三尺八寸、右御水屋之柱、角石にして、屋根銅瓦滅金、

若狹國主酒井忠勝獻上、石燈籠之銘、

東照大權現御寶前　今玆有鈞命、彫刻鉅石、改造靈塔、以垂不朽、於是臣亦表寸丹、聊祝不盡、

寬永十八年九月十七日　　若狹國主從四位下侍從酒井讃岐守源朝臣忠勝

御宮陽明御門外左右、蠻國より獻上之品々有之、荒増左之通、

阿蘭陀國獻上之、唐銅之三十枚之燈籠有之銘曰、

阿蘭陀國遙聞日光山東照大權現大社御造替、貢使舶、獻三十枝釭之燈籠壹基、因置日光山之寶庫者也、

寬永十三年四月十七日

〔昭代實錄大猷公四〕寬永廿年七月、朝鮮聘使、日光山御宮拜禮、〇中略

鐘銘幷序云、日光道場、爲東照大權現設也、大權現有無量功德、合有無量崇奉、結構之雄、世未曾有、

石之御鳥居

一明貳丈八分　高貳丈八尺六寸九分但笠木下迄　柱ノ大サ三尺五寸六分　私曰、此柱ノ大サ差渡可ㇾ成、

〔柳營秘鑑追加〕日光入口、新町、松原町、石屋町、御幸町、下鉢石町、中鉢石町、上鉢石町を過て、大谷川と云有、此處に下馬札建、此川に神橋とて、朱塗の橋有、御社參之時、御通橋也、其下に假橋とて、自餘のもの、往來の橋有、二橋共に渡り廿七間、橋杭なしの桔橋也、橋を渡、東の方に御旅の宮、西の方は御殿跡、先年御成の御殿跡なり御殿地之向は、御本坊、幷御假宮、御宮御修復等之間、此假宮へ御下遷座なし奉る也、夫より御宮の石の鳥居、黒田筑前守長政の進献にして、柱太さ一丈一尺五寸廻り、領國筑前より引し石なり、西の方五重塔、讃州高松松平讃岐守獻上東之方鐘樓、此所にて二六の時を告る也夫より仁王門表には一丈二尺の仁王、裏には口口也、を入、左の方神厩、御神馬三疋立水屋、鍋島家之獻上手水鉢石、長八尺四寸、横四尺、高三尺八寸、上屋の柱石、屋根銅瓦滅金、輪藏、鼓樓、御本地堂、右之方御寶藏三棟、上神庫、中神庫、下神庫、鐘樓、此所に唐銅之鳥居、且万石以上獻上之燈籠左右に建り、是より石階を上り、左右に朝鮮、阿蘭陀、琉球國より獻上之釣鐘燈籠數品建並ぶ、夫より陽明門左右廻廊、此御門唐木作にして、礎より上彫物ならずといふことなし、誠に結構の最上なる故に、俗に日暮門と云、御門の內、左之方神輿舍、右之方神樂所、護摩堂、御正面御唐門、左右瑞垣、夫より御拜殿なり、東之方は、上樣御著座之間、西之方は、御門主樣御著座之間、此御拜殿唐木作り也、御拜殿續御石之間より御本社也、

日光御宮は、大猷院殿家光公之御再建也、此君寬仁大度に渡らせ給ひ、其氣性を以、御造營有し事なれば、善美盡せること、言語筆端の及所にあらず、天は彼蒼を限り、地は龍宮界を堺として、其間に有とあらゆる、聖賢天人仙人の部類、或は孝子忠臣は勿論、名も聞及ばざる禽獸草木、仙家山川の風景、一ツとして彫刻に洩たる事なく、畫師の圖せざる所なし、工に成したる大工は、甲良豐後守御宮御造營成就之後、爲二御褒美一諸大夫ニ被二御付一、日本において大工の諸大夫、前代にも聞及ばずこて、古今の名匠、其時に當て出しも、全く神宮

一石角柱大サ壹尺貳寸
一添柱大サ壹尺
一破風輪垂木仕立蠟色、飾金物滅金、
一軒高石口ヨリ臺輪上迄壹丈壹尺貳寸五分
一屋根銅瓦
神厩
一桁行京間三間、梁間同五間、仕樣常之厩之通、棟梁下ニ大斗有、總檜木地造、
仁王門
一桁行京間四間六寸五分、梁間同貳間七寸六分、仕樣牛唐樣八足門
一梘丸柱、大サ壹尺四寸五分、中柱大サ壹尺五寸、總朱塗、
一石口より臺輪上迄壹丈四尺四寸五分、軒高壹丈八尺、
一貳軒重棰黑塗
一兩切妻流破風貳重虹梁、內三ッ計逆垂木、
一組物出組朱塗　屋根銅瓦
仁王御門左右銅瓦塀
一長延百六十壹間　土臺建長押貳通、總辨柄朱塗、高サ六尺貳寸、
內神厩段違迄長〇文缺　兩面彫緣下見　下神庫脇段違迄長同斷
此外內竪羽目外彫緣、但間數百三十六ま、　明六尺三寸內塀下裏御門柵尻辨柄朱塗
銅包御藏
一桁行八間、梁間四間、　屋根銅瓦葺、兩妻破風棰無屋根裏共銅包、

一桁行京間貳間四尺五寸、梁間同貳間壹尺四寸、　石口ヨリ蟻塗上迄壹丈三尺八寸、軒高貳丈八尺八寸、出端八尺六寸五分、

一鐘ノ口外法三尺九寸、高サ五尺五寸、

一扇子棰

鼓樓

一桁行梁間　鐘樓同斷

輪藏

一京間五間五尺七寸四方　唐樣貳手先、雨打三ツ計、　石口ヨリ雨蓋柱貫上迄壹丈貳尺五寸軒高壹丈四尺貳寸、下ノ重ニテ軒長五尺、

唐銅鳥居

一明壹丈四尺九寸　柱大サ壹尺八寸貳分　高貳丈七寸五分但笠木下迄

上神庫

一桁行八間六尺、梁間四間六寸、　組物出組貳軒重棰、雨妻切破風、　石口ヨリ柱貫上迄壹丈九尺九寸、軒高壹丈九尺五寸三分、出端六尺七寸、

中神庫

一桁行京間拾間五尺二分、梁間同三間、　貳軒重棰雨妻入母屋、組物貳手先、

下神庫

一桁行七間六尺、梁間三間四尺、　仕樣唐樣出組、向拜無之、

御水屋

一桁行壹丈壹尺五寸、梁間壹丈五尺貳寸、　仕樣向唐破風、柱貫ヨリ木造下石、

陽明御門

一桁行京間三間三尺八寸、梁間貳間半、　石口ヨリ下之重臺輪上迄壹丈九寸六分

一軒高貳丈四尺三寸、出端七尺九寸、

一槻丸柱、大サ壹丈三尺五分、　木地地紋彫

一唐様三手先、腰組四手先、

一下之重高〇缺文

一貳軒扇子棰木重物

一兩妻入母家、四方軒唐破風、

一屋根銅瓦葺

一腰之間天井、天人迦陵頻伽ノ繪、

一上之重天井黒塗、緣板同斷、

一高欄四方唐子彫物

御本地堂

一桁行京間拾間三尺壹寸、梁間同六間五尺壹寸、唐様三手先、　石口ヨリ臺輪迄壹丈九尺、軒高貳丈三尺五寸、出端壹丈貳尺、

一柱槻、大サ壹尺四寸五分　貳軒重棰木

一兩妻入母屋、天井御内陣鏡天井、緣側内室、

一總掛板黒塗、御緣板高欄共東迄朱塗、

一外ト輪總體朱塗、御柱内廻不殘金柱、

鐘樓

一長延八拾七間　石口より桁上迄六尺、軒高五尺壹寸、口口貳間貳尺貳寸五分、

御後御唐門

一明七尺貳寸　兩妻唐破風、屋根銅瓦葺、　軒高〇文缺

同御供廊下

一桁行拾間三尺八寸、梁間八尺、唐破風輪極重物、　石口より柱貫上迄七尺四寸五分、軒高九尺貳寸五分、出端貳尺九寸、　附テ長貳丈壹尺、巾貳尺五寸御膳棚、

御清廊下

一桁行貳拾三間半、梁間壹間、　石口ヨリ桁上迄六尺、軒高六尺、出端貳尺三寸五分、

東御廻廊

一長延六拾五間五尺壹寸、梁間壹丈五寸、　内拾貳間三寸梁間壹丈五寸御三品立御膳仕立所　石口ヨリ臺輪迄壹丈貳尺五寸五分、出端三尺五寸七分、

西御廻廊

一長延四拾七間四尺六寸、梁間壹丈五寸、　高サ右同斷、軒出端三尺壹寸、

護摩堂

一桁行梁間三間五尺四方　半唐様黑塗　附テ七尺ニ三間五尺後庇　高石口ヨリ臺輪迄壹丈五尺壹寸八分、軒高壹丈七尺四寸五分、出端七尺四寸、　向拜壹間四尺、出端壹間三尺八寸、

神樂所

一京間三間貳尺四方　石口ヨリ臺輪迄壹丈四尺、軒高壹丈五尺七寸八分、出端六尺八寸、

神輿舍

一京間三尺七寸四方　唐様出組軒唐破風　石口ヨリ臺輪迄壹丈六尺貳寸五分　軒高〇文缺

御石之間

一桁行四間八寸五分、御組物唐樣貳手先、梁間四間五尺五寸、石口より臺輪迄壹丈壹寸、軒高壹丈九尺五寸五分、出端六尺八寸、

一御柱大サ壹丈五寸、外之方地紋之彫、內之方金柱、其外仕樣御拜殿同斷、

御拜殿

一桁行京間拾壹間貳尺、梁間四間貳尺、組物唐樣貳手先、腰組三手先、高御石之間同斷、軒高貳丈五分、出端七尺五寸、

一御柱丸柱、內之方金、外地紋稻妻、大サ壹尺五分、貳軒重棰、

一御屋根銅瓦、兩妻入母屋、向千鳥破風向軒唐破風すか口破風有、

相御廊下

一桁行壹間貳尺九寸、梁間貳間四尺五寸、欅溜塗、飾金物煮黑目、軒高石口より〇缺文

一屋根銅熨斗葺

御唐門

一桁行壹丈、梁間六尺三寸、四方唐破風木地造、石口より臺輪迄八尺壹寸五分、軒高壹尺七寸五分、出端三尺三寸、

一柱欅丸柱、大サ壹尺五分、波ニ龍ノ入木彫物有、

一扣柱、欅角柱、地紋彫木瓜ノ付彫物、

一輪棰黑塗几帳、面漆箔金粉蒔繪、

一御組物朱塗

御玉垣

臣(六條)右近衛中將藤原基秀朝臣(河鰭)左近衛中將藤原隆術朝臣(四條)少納言平時良朝臣(西洞院)左近衛中將藤原雅章朝臣(雅宣子)左近衛中將藤原基定朝臣(持明院)少納言清原秀相朝臣(舟橋)左近衛中將藤原隆良朝臣(油小路)右近衛中將藤原季福朝臣(高辻)左近衛中將藤原公業朝臣(阿野)右衛門佐藤原永將朝臣(永慶子)藏人左少辨藤原總光(兼賢子)藏人右少辨藤原弘資(資勝孫)左近衛少將藤原隆修(七條)右近衛少將藤原有能(千種)左近衛少將藤原實清(梅園)左近衛少將藤原嗣長(高倉南家)右近衛少將藤原冬勝(滋野井)極﨟藏人安倍泰廣(土御門)藏人小槻宿禰某(壬生子)此外兩局地下諸吏、及伶倫數十人、悉皆來會、若桑門之貴勝、則曼殊院良恕親王(號竹內)妙法院堯然親王、梨本最胤親王(號梶井)青蓮院前大僧正尊純、梨本弟子慈胤親王、曼殊院弟子良尚親王(此皆世所稱御門跡者也)或瓊樹連枝花、爛熳於荊溪之風、或平臺一片霞、靉靆于台嶺之天、而今當此盛事、逢其招請、其餘僧綱、及諸宗學徒、威儀師、從儀師、聲明僧輩、亦多轢躋、闔山頻繁、徑蹊如市、廷臣幷桑門乃至諸吏、凡預神事者、自洛自江戸有至此山、則豫命、賜郵傳旅資、以使不乏、又賜新裁金襴伽黎、天海公海及六貴僧各一領、其價不訾、又命家臣、副護廷臣歷歷六貴僧、使有司具備廪庖饟餼、台命降天海、以吉日辰令、維時寬永萬年之十有三年夏四月乙亥朔越甲申(十日)夜奉遷大權現於新殿、詔使藤光廣卿、藤兼賢卿、藤永慶卿、藤雅宣卿、藤俊定卿、東帶著座、隆量朝臣奉行事、豫命奥平美作守忠昌、秋元但馬守泰朝、及那須郡士等警護之、(○下略)

〔日光雜話(藻鹽草)〕御本社

一桁行京間七間、梁間同五間貳尺五寸、　御組物唐樣三手先、御腰組四手先、貳軒重棰、御龜腹石口より臺輪迄壹丈六尺八寸、御軒高貳丈七寸五分、組七枝五枝、

一御槻丸柱、內外木地地紋彫、大サ壹尺貳分、

一御屋根銅瓦、兩妻入母屋、

一御所棟、千木勝男木有、

隔たりて遠ざかると云へども、窟門よりかよふ道ありて、御饌を奉るに其程ちかし、是よりはるか西にあたりて大伽藍をたつ、七寶の柱礎、甍棟彫梁、および梁より架する重椽、柱を束ぬる金鐺、磷々たる釘頭、鱗々たる銅瓦に及ぶ迄、うるはしきよそほひ、連珠合璧のごとし、石の透墻を隔てて、南西經藏有、經藏の南に手水屋をたつ、磐石の水社あり、地心より涌出する泉、溢れてながれのするをしらず、是より銅の鳥居を隔て、艮にあたつて西南面に齋藏三所にたつ、是よりをちつかた、南面に仁王門(尊形は大佛師法眼康音造立)在、其西にあたりて御厩有、(○下略)

〔羅山文集二十三記事〕東照大權現新廟齋會記(奉台命撰)

夫日光山者、東州之勝地、而下野之靈區也、(○中略)共惟東照大權現、垂靈蹤于此、以降、既二十有一年矣、其秘殿巍然猶存、規矩制度、上應星躔、屋不呈材、墻不顯形、未見如其夕露爲珠綱、朝霞爲丹艧也、魍魅遠逃、萬祥畢臻、嗚呼威驗之盛大也、洋々乎如在哉、妙萬物而周六虛、誠不易測也、大君幕下、(○德川家光)天縱英稟、生知聰明、紹靈祖皇考之洪緒、恢繼志述事之大孝、永念重熙之治平、每由神明之依憑、是以准大社例、改作宮宇、創去歲初夏、成今玆季春、聚子來之民、勸日省之工、使化工草圖、義和練日、巨靈擘巖、般爾運斤、畫變態乎、其中新廟諸宇、凡百之事、程巧期功已就矣、(○中略)既而南光房大僧正天海、請遷宮之日時、幕下以聞、朝廷從之、於是公卿殿上人應佳招、以季春中浣而發京師、右大臣藤原朝臣敎平、(鷹司殿)前內大臣藤原朝臣實條、(三條西)權大納言藤原朝臣資勝、(日野)權大納言藤原朝臣光廣、(烏丸)新大納言藤原朝臣季繼、(四辻、又號藪、)新大納言藤原朝臣兼賢、(廣橋)權中納言藤原朝臣業光、(柳原)中納言藤原朝臣永慶、(高倉)中納言藤原朝臣雅宣、(飛鳥井)中納言藤原朝臣光賢、(烏丸光廣子)中納言藤原朝臣經敦、(大炊御門)前中納言藤原朝臣氏成、(水無瀨)參議藤原朝臣康胤、(堀川)參議右近衞中將藤原朝臣公景、(姉小路)參議左大辨藤原朝臣俊定、(小川坊城)藏人頭左近衞中將藤原隆量朝臣、(鷲尾)右近衞中將藤原信孝朝臣、(樋口)左近衞中將藤原隆朝朝臣、(櫛笥)左近衞中將藤原高有朝臣、(綾小路)右近衞中將兼內藏頭藤原言總朝臣、(山科)右近衞中將藤原有純朝

仕人使部等奉仕す、兼てより主殿官人庭火をもよほし、御藏小舍人掌灯を供す、大藏省木工寮等上官の幄をたつ、掃部寮、著座の公卿、上官等の座を鋪設く、主水司は諸卿の手洗を奉仕し侍る、諸卿遷參によりて、御正體御鎭座の後、拜殿之右方に著座し給ふ、その程に神饌を催し奉り、伶倫樂を奏し、衆僧法事有、四智（讃著座讃諸天讃等也）大僧正は、御內陣にて、密の法を修し給ふ、神感に應じけるにや、尊くぞ覺侍る、

抑大社廿年一度造替遷宮の事は、伊勢內外皇元の寶基より事おこれり、因茲四方の大社宗廟社稷共、二十歲之星霜をむかへて遷御ありといへども、神祝次第に散失して、其道おとろへ、其事すたれて、禮奠すでに怠たりぬ、方今うや〳〵しく聖君上に在して、仁海隅を覆給ふがゆゑに、諸社造替の故事を、君口歲の下に繼興し給ふ、然れば則今年當社修營の天、めぐり來るに依て、上君をしたしみ、秋元但馬守に課す、卽殿命を奉て、工長功に謀る、長功唯諾して、山口祭の日より、齋斧を以て齋柱を伐採、天下の諸工雲のごとくに聚まり、霧の如くつらなりて、夜は以て日かげに繼て、心を勞し志力を盡して、是を經しこれを營す、石くら打以大石圍主山石の鳥居より、仁王門銅の鳥居、樓門寶前に至りて、石を敷ならべ功平かにし侍る、是あながち美麗を先とするにあらず、參詣往還の煩なからしめんがため也、神前より奧の院への行路は、山ぞひに左右を石垣にして其おもてをみがき、并階に疊上たり、社壇宮殿拜殿は檜皮葺、棟宇桁梁柱楹、および御格子扉木等は、金銀珠玉七寶を鏤め、五色の唐木にて、或は禽獸草木、或は山川の風景、四時の變化を彫刻して、氣象万千をうつしあらはす、誠公輸子が工をもあざむきぬべし、漆工は丹棘を以てふしへぬり、黃金をすりて梨地とし、其上にゑがけり、瑞籬樓門御輿宿鐘鼓の二樓以下に至りては、銅の甍をならべ、聖賢仙境、および群烏百花山水等をこまやかに彫すかし、畫工は其品々をあざやかに色どる、草木相映じて、日星の光をますが如し、神前の巽の方に、護摩堂神樂所あり、火炬屋は廻廊石垣

にして、上宣之趣、右大史安倍盛勝に仰す、陰陽頭友景不參、兼てより吉日をえらびて、勘文を奉ると云々略儀也、辨勘文を上卿に奉る、上卿披見之後、外記之筥をめす、六位外記(安倍兗守)持參、上卿勘文を合に納て、職事を招て奏聞せしめ、返し給ふ時辨をめして史に下す、上卿官人をめして軾をてんせしめ退出、日時勘文宣旨等左に書寫せり、陰陽寮擇申可レ奉レ遷二東照大權現之御正體殿一日時四月十日甲申時亥、

寛永十三年三月二日　頭賀茂朝臣友景

左辨官下　下野國

東照社使左中將藤原朝臣隆量

左大史小槻宿禰忠利

右史生宗岡孝昌

左官掌紀氏房

使部五人

右權大納言藤原朝臣實秀宣、奉レ勅、爲レ令レ勤二行當社遷宮之事一差二件等人一發遣者、社宜承知、使者經二彼之間一依レ例供給、官符、

寛永十三年三月二日　左大史小槻宿禰奉書判

左中將藤原朝臣書判

四月十日甲申、天曇、けふ遷宮の儀式あり、亥刻に御正體を本殿にうつし奉る、日吉社宮御靈社別當、日光社司等、神體御案になし奉りて是をかき奉り、渡御に大僧正天海さぶらひ給ふ、供奉の人人松平右衛門佐正久、板倉內膳正重正、秋元但馬守泰朝、此但馬守は御造營奉行したるに依て、辻がため所々の警固にいたるまで、近國の郡司に仰せて、御沙汰をいたす者也、奉行頭中將隆量朝臣下知せらるゝにしたがひて、大外記師生、官務忠利、出納職在等諸司を催す、御定其下知に付て、

如何樣之事候共、堪忍に用捨を加へ候事、偏に御上之御心休めに存心懸け可ㇾ申候、御法會同意之事、右於ㇾ登ㇾ山善惡糺明不ㇾ申、後日に急度嚴科之沙汰可ㇾ申渡ㇾ候、仍而前式之條、如ㇾ件、

寛永元甲子年三月十三日　但馬黒印

右衞門黒印

〔柳營史〕寛永八年六月廿日

日光山造營奉行被ㇾ仰付ㇾ候、佐藤勘右衞門、長崎半右衞門、右同斷被ㇾ差ㇾ加之、小林彥五郎、右被ㇾ仰付、尤手傳人足之義被ㇾ仰付、但半役也、

〔柳營秘鑑追加〕日光三所權現御宮御寶塔御造營

寛永十一甲戌年御宮御造替被ㇾ仰出、同十一月十七日、於ㇾ江戶ㇾ御普請初有ㇾ之、奉行秋元但馬守、庄田小左衞門、島四郎左衞門、御手傳宇都宮、那須衆、岩附、大橫隈甲斐豐後守此御普請當時之御宮也、

〔常山紀談拾遺二〕大猷院樣、日光山の樣子、圖にて御覽可ㇾ被ㇾ遊と、畫師參り委しく圖するといへども、しかと埒あかず、北條新藏守氏長後安房をつかはされ候節、一覽仕り、歸りて御庭の砂にて、山の圖を仕り御目にかけ候ところ、則安房守を奉行に仰付られ御普請出來の由なり、

○按ズルニ、本書年月ヲ載セズ、蓋シ寛永十一年ノ事ナラン、

〔日光山勅請記〕寛永十三丙子年三月二日丁未、晴天、於ㇾ禁廷ㇾ陣之儀あり、是は日光山東照社御造畢によりて、御正體新造之御本殿に鎭座なし奉るべきよしの日時定之儀を被ㇾ執ㇾ行、上卿轉法輪大納言實秀卿、奉行職事鷲尾頭中將隆量朝臣、衆日より大外記師生朝臣、官務忠利に、出納職在等示さるゝに付て諸司催し、まつりもの御調度あらたに調進す、三ケ日潔齋して、各參勤せしむる者也、上卿參陣著ㇾ仗座、職事進て勅言之旨を仰す、上卿移ㇾ著端之座、官人をしてひざつきを敷しめ、辨を召て東照大權現御正體可ㇾ被ㇾ奉ㇾ遷ㇾ本殿ㇾ令ㇾ勘ㇾ日時、左少辨綏光退き、宣仁門より出て、床子之座の邊

追加、尤主持候職人大工は、其主人へ案內次第申立、妻子父母は不レ及レ申、足弱爲レ引受、當人は早
早罷下可レ申、其主人にて萬事世話可レ仕候、以上、

右之條々令レ承知者、仍て如レ件、

寛永元甲子年正月廿一日　　　　備後〇此他署名略

定

一御造營中、御制法之義、別に被レ仰出候筋無レ之候、面々常々相守候事、日々御法式堅相守可レ申候、全
御制法二ッ無レ之候處可レ知存者也、此度登山仕候者共末々迄御三代御治世之結構に因り、年月
安樂に住居仕、其身者勿論下々迄、其父母妻子を養育仕候事、偏に御餘德に存、朝暮相怠り申間
敷候事也、此上者諸棟梁之者共初、大工諸職人、國夫、小皁之者に至迄、面々に抽レ丹誠、聊にても私
を不レ存、冥理を可レ令レ存事也、

一並木本村、下幸田、鹿沼新田、三ヶ所に、御普請中、新關被レ仰付候テ、御先手衆一組宛、年番に勤仕被
レ申候、其嚴重箱根笛吹に準じ候條可レ知存、出入以レ手形照レ割符往來相改候、就中五貫目に過候荷
物者、御用の物にても切ほぐし、其品々相改、遂レ吟味候て往來申候事に候間、其節少も違背有レ之
間敷候事、

一御山開キ候に手間取レ候間、御事初者、大工其外諸職人棟梁計登山仕候て、式法を執行可レ申候、
木材石切各棟梁差副、御山開キニ第一を相勤候事、職々甲乙無レ之候、御普請之順列に仍、併申付
候事にて候事、〇中略

右之條々先達而可知存者也、此度之御普請御造營、世並之事に無レ之、御上思召を以て、過分之御手
當被レ仰付候事に候條、面々一筋に冥理之所レ令レ存、少も私を存申間敷候、御制法之上者、申迄も無レ之
條、何にても聲高に物申事愼、不足に候而夜分にさゞめき立、小屋之物音不レ仕候樣可レ心得候、總而

之上、白川賣米を以て可被下置候事、○中略

一木伐山役之人夫は、以其働格別賃錢等可被下置候事、

右之條々相守可申者也、此度總御奉行松平右衛門秋元但馬、兩人被仰付候條、猶於其所差圖少も相背、違背仕間敷候、萬一兩所差圖を不相用輩於有之は、後日に急度嚴科に可申付候、前式之條、仍て如件、

寛永元甲子年正月廿一日

備後黒印
信濃同
主計同
大炊同

一今度下毛國日光山御造營被仰出候に付、役道中筋、諸大名諸陪臣往來之儀、萬一馬込候に付、傳馬人足等少々之遲滯可有之哉、兼て隨分無滯往來之煩無之樣に、急度宿々へも申付置候事に候へ共、若も左樣之事有之間敷物にても無之候、其節は面々只了簡を專一に仕、輕き事は勘忍仕、用捨を加へ、表立不申樣に執計候事、此節見事之いたし方に被思召候、雖左樣に申さ、大法を破り、難打捨趣於有之は、少も御上を無憚所、御大法之通執計可申事、

一此度就御造營、京都御職人、幷南都兩寺之佛師大工共、悉被召寄候事、就夫日本國中、緣にふれ、其職々之者、弟子其外仲間等之者、散々に可有之候、其向々棟梁共より及沙汰はゞ、御領は不及申、城地小地頭所、又は寺院門前社領共に、所々之役人承之、職人妻子父母は不及申、足弱之者共、所之者共引請介抱仕、當人は早々江戸大川通り水戸殿屋敷前、幷誓願寺上ゲ地、二箇所之小屋へ、當八月限に可罷出候、尤兩小屋へ役人申付置候に付、參着を可被承候、道中は御用に付往來に因て、傳馬可申付置候事、

山に趣き、常行堂の後、佛岩の南岸を御社地に見立、同年九月廿一日歸參、繪圖面を台覽に備ふ、是によりて總奉行を本多正純に命せられ、同年十一月十七日より御普請始り、御廟社其外悉造營出來、

〔柳營秘鑑追加〕日光三所權現御宮御寶塔御造營

秀忠公、御自身關八州の內を御穿鑿の上、日光山を鎭座の地と定られ、元和二丙辰年、御繩張御普請初、

御繩張奉行藤堂和泉守、本多上野介、　御普請奉行本多上野介、山城宮內、大工中井大和　御手傳榊原式部少輔、淺野采女正、水谷伊勢守、北條出羽守、本多大隅守、奧平大膳大夫、細川越中守、千本大和守、堀美作守、大田原備前守、福原淡路守、大關土佐守、岡本宮內、大田原出雲守、

〔晃廟創建記〕一從武州江戶、野州日光山迄之道中筋、道橋等之普請、御領御代官所、私領城主小地頭社寺領迄、唯今迄入念申付候段、神妙被思召候、然處昨年從野州日光山四十里四方、并從江戶之道中筋、馬改申付吟味申候所に、五石七石之作仕候百姓、猶又持高有之者共も、馬持候者少く、其上種借等仕、漸樹付仕付仕、丈夫に本面之高、手作仕者少く、偏に百姓共、多く困窮之體相聞得候、依之此度御普請被仰出候に付、御救金被仰付候、御代官所城地小地頭寺社領共に、其高に依り以人別御沙汰可有之候事、

一當甲子年より來る寅年迄、御代官所初、城地小地頭所寺社領、三箇年は、江戶より日光山迄之道中筋宿々、并從日光山四方四十里之分內、年貢等之事、唯今迄六分三毛は、三分は從御上、其年々之色毛を以て、御收納之通り、御勘定可被下置候、畑方片年貢に取立、靑作一毛は、御代官所城地小地頭所寺社領共に其所々之百姓へ、德作仕候樣に申付、三箇年之間は、收納を免し可申候、尤其分從其土、以御勘定、地主小地頭には可被下置候、萬一城に付、城米不足之場所於有之は、吟味

左中辨藤原朝臣判

左辨官下東照日時宣

應任日時令勤行當社居礎日時之事

正月十六日壬午　時卯　　同廿二日戊子　時辰

右權中納言藤原朝臣總光宣、奉勅宜任日時令勤行者、社宜承知、依宜行之、

元和三年正月廿二日　中務大輔兼左大史小槻宿禰判奉

左中辨藤原朝臣判

〔東武實錄〕元和二年十月廿六日、下野國日光山ニ、東照大權現ノ御廟社御建立有、是ノ日天海僧正繩張ヲス、本多上野介正純、藤堂和泉守高虎ヲ以奉行トス、日根野織部正、本多藤四郎、山代宮内、糟谷新三郎等是ニ副テ、奥平九八郎(後美作守ニ任ジ、忠昌ト號、下野國宇都宮ノ城主、)小笠原左衛門佐政信(下總國古河ノ城主、)松平丹波守康長(常陸國笠間ノ城主、)水谷伊勢守勝隆(常陸國下館ノ城主、)此外那須皆川ノ領主等、人夫シテ登山ス、(是日光山近境ノ領主タルニ依テ、被仰付者也、)來年ノ夏四月已前ニ、御廟社造畢アルベキノ由仰出サルヽニ依テ、晝夜怠タラズ、造營ノ事ヲ勤ム、　三年三月、是月日光山東照大權現ノ御本社、本地堂、廻廊、御供所、御厩造畢、　四月廿一日、公(○德川秀忠)日光山ヨリ江戸ニ還御、其后日光山御廟社造營之事、本多上野介正純、日根野織部正吉晴、台命ヲ奉ジテ是ヲ監ス、本多藤四郎正盛、山代宮内、糟谷新三郎奉行ス、此處ニ糟谷ハ、造營最中ニ病死ス、或夜藤四郎宮内二人相議スベキ事有、日根野ガ旅宿ニ會合シテ、夜更歸ラント欲スル處ニ、藤四郎ト宮内口論シテ、藤四郎ガ刀鞘トモ是ヲ持テ宮内ヲ打、宮内寄宿ニ歸、其夜ノ赴書遺自殺ス、是ヲ聞テ藤四郎同ジク自殺スベキノ處ニ、遷宮ニ奉行無事ヲ思ヒテ其期ヲ待、遷宮畢テ後、遂ニ自殺ス、

〔國字分類雜記〕(六)東照宮御遺言に付、元和二年、台命により、本多上野介正純、藤堂和泉守高虎、日光

行事所日時宣旨、可始造假殿日時宣旨、地曳日時宣旨、以上三通、傳奏廣橋大納言進之、自傳奏速水安藝守爲使、被遣板倉伊賀守、自伊州今日以飛脚遣江戸云々、　三年正月廿一日丁亥、明日東照大權現假殿遷宮陣儀入神事、　廿二日戊子、今日下野國東照大權現假殿遷宮日時定陣儀、於殿上卿廣橋中納言、兼勝光奉行職事頭左中辨業光朝臣參仕、辨竹屋左少辨光長、大外記師生朝臣、官務孝亮、六位史小槻亮昭、陣官人二人、勘文下史、居礎日時定付行、同勘文下史、覲宣旨、

勘文　東照社

可奉遷御正體於假殿之日時

四月三日丁酉　時戌

同九日癸卯　時酉亥

元和三年正月吉曜日

從五位上行中務少輔安倍朝臣泰重

從四位上天文博士兼左衛門佐安倍朝臣久修

擇申居礎之日時

正月十六日壬午　時卯

同廿二日戊子　時辰

元和三年正月吉曜日

從五位上行中務少輔安倍朝臣泰重

從四位上行天文博士兼左衛門佐安倍朝臣久修

官宣旨裏面書付下野國東照日時宣旨

左辨官下

應任日時令勤行當社可奉遷御正體於假殿之日時事

四月三日丁酉　時戌

同九日癸卯　時酉亥

右權中納言藤原朝臣總光宣、奉勅宜任日時令勤行者、社宜承知、依宜行之、

元和三年正月廿二日

中務大輔兼左大史小槻宿禰判奉

御門宰相、阿野宰相、　奉行廣橋頭辨　同斷烏丸右中辨　被物殿上人正親町少將、水無瀨少將、北畠少將、藤谷少將、藤右衞門佐、高倉少將、東坊城、綾小路侍從、竹內刑部少輔、樋口侍從、平松侍從、土御門左衞門佐、唐橋民部少輔、壬生極﨟、差次藏人、請藏人、　堂供養著座唐橋大納言、三條大納言、日野大納言、四辻宰相、　奉行柳原頭左中將、竹谷左少辨、

同十一日、公〇德川秀忠日光山御登山、　同十四日、神ヲ假殿ニ移奉ル、勅使阿野宰相實顯、登山シテ、正一位東照大權現ノ宣命ヲ讀ム、　同十五日、公御登山、　同十六日、神ヲ假殿ヨリ正殿江遷奉ル、

〔孝亮宿禰記〕元和二年十月廿三日庚寅、兩傳奏祗候關白殿、東照大權現神殿、造立日時定陣儀等之事有御沙汰、　十二月三日庚子、下野國東照大權現、始行事所雜事日時定、辰尅陣儀、上卿中御門大納言、資胤、奉行頭右大辨兼賢朝臣參仕、辨竹屋〇光長、大外記師生、左大史孝亮、六位少內記中原生職、六位史安倍亮盛、

左辨官下

宣旨案

應任日時令勤行當社可始行事所雜事之日時之事

十二月三日庚子　時辰未　同九日丙午　時辰

右權大納言藤原朝臣資胤宣、奉勅宜任日時令勤行者、社宜承知、依宣行之、

元和二年十二月三日　中務大輔兼左大史小槻宿禰判奉

右大辨藤原朝臣判

右宣旨付六位史、令持參行事官朝弘宅、朝弘取宣旨披見結申、史氣色、覽筥返渡副使退出、可始造假殿日時、地曳日時、以上今日始行事所付行也、仍宣旨三通調之、

十九日丙辰、自行事官朝治今日東照大權現、行事所移徙令奉仕之由、二ヶ兩種來、　廿九日丙寅、始

鎭座

當家申傳候記錄中ニ、日光御神體之御左ハ慈眼大師、御右ハ高虎東帶之像ニテ、斗帳之裏ニハ、蔦之葉ヲ縫ヒ有之候由、〇中略

一日光奥之院ニ在ル御宮之御神體、權現樣御東帶左之方ヲ御覽、左方ニ高虎黑糸之甲冑ニテ兩手ヲツキテ、御應對之體ナリ、右之方ニ慈眼大師異向ニ坐スル像ナリト云々、

〔創業記二十五〕元和三年三月十五日、神〇東照宮日光山ニ爲ㇾ奉ㇾ移、靈柩久能山ヲ發シ、善德寺ニ至給、御老臣等、幷祝部榊原大內記照久供奉ス、御遺命ニ、三年ハ久能山ニ御坐、賴宣主ノ奉祭ヲ受給ヒ、其後日光山ヘ移リ玉ントノ御事ナレ共、將軍家〇德川秀忠ハ、三年ノ御治世難ㇾ量ケレバ、早ク日光山ヘ移シ奉度ヨシ、賴宣主ヘ被ㇾ仰、如ㇾ此也、

〔東武實錄〕元和三年三月十五日、大權現ヲ駿州久能山ヨリ、野州日光山ニ改葬、是神君ノ御遺命ニ依ル也、是日寅刻、天海僧正、本多上野介正純、土井大炊頭利勝、松平右衞門大夫正久、板倉內膳正重昌、秋元但馬守泰朝等、三百餘騎ヲ從ヘ、雜兵一千人、久能山ニ登ル、天海僧正手自鍬ヲ取ル、是大織冠改葬舊例也、本多上野介、土井大炊頭、松平右衞門大夫、板倉內膳正、秋元但馬守、成瀨隼人正、安藤帶刀、中山備前守、榊原內記等從ㇾ之、　同十六日、靈柩三島ニ到、此所ニ兩日御逗留、　同十八日、靈柩小田原ニ到ル、此所ニ三日御逗留、　同廿日、靈柩中原ニ到ル、　同廿一日、靈柩武州府中ニ到ル、此所ニ三日御逗留、　同廿四日、靈柩仙波ニ到、　同廿六日、靈柩忍ニ到ル、　同廿八日、靈柩佐野ニ到ル、本多上野介正純、新ニ神殿造テ、靈柩ヲ請ジ入奉、　同廿九日、靈柩鹿沼ニ到ル、惡日タルニ依、逆施アリ、此所ニ御逗留、　四月四日、未刻、靈柩日光山座禪院ニ入、　同八日、靈柩ヲ奥ノ院廟塔ニ納ム、

此度日光山遷宮ニ依、下向之門跡月卿雲客、　梶井法親王最胤、正覺院權僧正澄誠、廣橋大納言、三條大納言、日野大納言、西園寺中納言、冷泉中納言、西洞院宰相、　奉幣使淸閑寺宰相　宣命使中

神體

〔武德編年集成九十三〕元和三年四月十四日、台德公〇德川秀忠御出座、勅使廣橋權大納言兼勝、西三條權大納言實條、幷ニ奉行烏丸右中辨光廣、宣命使阿野參議實顯、奉幣使淸閑寺參議共房、仙洞使日野權大納言弘資等群參シテ、東照大權現ト崇メ奉ル、

〔壬生家文書〕東照宮御年々官符宣旨

太政官符　下野國

應預奉東照社改社號授宮號事

右左大臣宣、奉勅、依有御願之旨、東照社改社號、奉授宮號、自今以後、五畿七道諸國郡司等、克崇克敬、無懈其勤者、宮司等宜承知、依宣行之、符到奉行、

正保二年十一月三日

從四位上行主殿頭兼左大史小槻宿禰判奉

正四位上行右大辨藤原朝臣判

〔忠利宿禰記〕正保二年十一月十七日、今度上〇後光明ヨリ思召子細有テ、東照社改宮號給、宣命正保二年十一月三日日附也、

〔大猷院殿御實紀六十二〕正保二年十一月九日、勅使菊亭前右大將經季卿引見あり、これ東照大權現に宮號を賜ふの詔、幷御位記の宣旨持參あるにより、御直垂にて白木書院に出たまひ、御みづから拜受し給ふ、　十一日勅使登山により酒井讚岐守忠勝、松平右衞門大夫正綱、高家今川刑部大輔直房、大澤右京亮基重も山につかはさる、

〔藤堂家舊記書拔〕一寬永七庚午年十月五日高虎〇藤堂家祖死去仕候故、高虎存念ノ通、兼テ建立仕候、東叡山御宮之側、寒松院中ニ葬リ、以後代々同處ニ葬リ申候例ニ御座候、南光師遷化之後、師之像ト高虎像ヲ、日光山權現樣〇德川家康御神體之御兩脇ニ配列被仰付候モ、權現樣兼テ被仰付置候御事ニ御座候由、難有申傳候、

定陣儀有之、上卿轉法輪大納言、公廣奉行職事頭左中辨業光朝臣參仕、辨右中辨光賢、大外記師生朝臣、左大史孝亮、少史中原生職、少內記英芳、

勘文〇中略

左辨官下

應任日時令勤行神號爲下野國東照大權現日時之事

四月九日癸卯　時酉　同十四日戊申　時酉戌

權大納言藤原朝臣公廣宣、奉勅宜任日時令勤行者、社宜承知、依宣行之、

元和三年二月廿一日　左大史小槻宿禰判奉

〔泰重卿記〕元和二年七月六日、家康公神號之事、御穿鑿ニヨッテ、諸家淸涼殿參集之由、御觸御座候、ヨッテ各朝參也、東國ヨリ使之旨承及候、家康公遺言ニまかせ、南光坊ニ、勸請一切之作法まかせおかれ候よしにて、今日神號之事計、勅許之事被申入候、白曰、我等ならでは、日本あるまじきなど申候、折節無詮失面目候也、

〔壬生家文書〕東照大權現宣命

天皇我詔旨良万止故柳營大相國源朝臣爾、〇德川家康詔倍止勅命乎聞食止宣、振兵威於異域之外、施恩澤於率土之間須、行善敦而德顯留、身既沒而名存勢利、崇其靈氏、東關乃東南爾、大宮柱廣敷立氏、吉日良辰乎擇定氏、東照乃大權現止上給比治賜布此狀乎平介久安介久聞食氏、靈驗新爾、天皇朝廷乎寶位無動、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給比氏、天下昇平爾、海內靜謐爾、護恤賜倍度恐美恐美毛申賜止久申、

元和三年二月廿一日

〔東武實錄〕元和三年四月十四日、神ヲ假殿ニ移奉ル、勅使阿野宰相實顯登山シテ、正一位東照大權現ノ宣命ヲ讀ム、

十二世家慶ガ、天保十四年ニ於テセシヲ以テ最終ト爲ス、而シテ儀衞嚴重、實ニ當代ノ盛典タリ、若シ將軍參拜スルコト能ハザル時ハ、譜代大名、或ハ高家等ヲシテ、代リテ奉幣セシム、之ヲ名代ト云フ、

名稱

〔書言字考節用集〕三神祇 東照宮 野州日光山、所祭源大君家康公

〔孝亮宿禰記〕元和二年六月卅日己巳、參二條殿、○昭實被仰云、昨日傳奏幷板倉伊賀守○京都所司代勝重祗候、其儀駿河相國○德川家康神號之事、又自公家院號可被進由事也、神號、人、院號被下無例由有仰、　七月六日乙亥、今日禁中諸家御寄合也、故相國御遺言云、神灌頂之事、被仰附南光坊○天海僧正云々、又將軍御執奏之間、宣命勅使宣旨以下可有御沙汰由、自將軍被申之云々、人々被申旨者、云遺言、云執奏、不輕事也、然而自法中神灌頂之事者、爲沙汰之外之由有風聞、　七日丙子、予、忠利○孝亮子參二條殿、廣橋大納言祗候、神號之事有御相談、神灌頂之事者、平野吉田等、可沙汰歟之由有御沙汰、　十三日壬午、兩頭祗候二條殿、其儀者、今度神號之事、可爲權現之由、勅定之旨被申之云々、　十六日乙酉、兩局參二條殿、神號之時、遷宮以下之事、書立之、窺申殿下、卽進傳奏、內々遷宮方之事、爲覺悟也、　十七日丙戌、自板倉伊賀守窺申二條殿、日光山ニ、日光權現ト申神有之、然者今權現ハ可有之也、菩薩トハ可有如何哉之由窺申處、仰云、日光權現トアラバ、重而權現トハ有間敷義也、又菩薩ハ猶遲延之由也云云、　十九日戊子、參二條殿之處、南光坊有祗候、神號遷宮之事有御物語、予遷宮舊記共、令覽南光坊、卽南光坊同道、參廣橋大納言、被舊記懸御目、　廿四日癸巳、依召參二條殿、神號之事、可書直由有仰、則書改之、　日本大權現　東光大權現　廿六日乙未、參二條殿、神號之事有御沙汰、　廿七日丙申、參二條殿、神號之事清書、東光大權現、　日本大權現、如此前書等有之　板倉內膳正祗候、御對面有之、　廿八日丁酉、參南光坊僧正、諸司等同道、　九月十四日壬午、宇佐宮八幡宮造營日時舊記、借遣南光坊大僧正、就神號之事、大樹○德川秀忠可懸御目之由也、　三年二月廿一日丁巳、今夜東照大權現神號日時

古事類苑

神祇部八十三

東照宮

下野國日光山東照宮ハ征夷大將軍太政大臣贈正一位德川家康ノ靈ヲ祀ル所ニシテ、現今別格官幣社タリ、

元和二年、家康ノ薨ズルヤ、其遺骸ヲ駿河國久能山ニ葬リシガ、其子秀忠、遺命ニ隨ヒ、更ニ其廟祧ヲ下野國日光山ニ卜シ、明年ニ至リテ廟成ル、是ヨリ先朝廷、家康ニ東照大權現ノ神號ヲ賜フ、是ニ至リテ宣命使ヲ遣シテ、之ヲ廟前ニ告グ、正保三年、更ニ東照宮ノ號ヲ賜フ、

本社社殿ノ經營ハ、創建以後十八年、寛永十一年ニ至リ、三世家光大ニ土木ヲ起シ、十三年ニ至リテ成ル、構造壯麗、海內無雙ト稱ス、而シテ其神領ハ、二世秀忠ノ時、五千石ヲ附シタリシガ、四世家綱ニ至リ、漸ク增シテ壹萬石ト爲ス、

例祭ハ、每年四月九月ノ兩度ニ之ヲ行フ、而シテ四月祭ハ、之ヲ本御祭ト稱シ、神幸ニ供奉スル者千有餘人、譜代大名二人ヲ以テ、祭禮奉行ト爲シ、專ラ其事ヲ監セシム、又九月ハ半御祭ト稱シ、神事供奉ノ式等、四月祭ノ半減トス、

朝廷ヨリ奉幣使發遣ノ事ハ、元和三年四月、初テ日光ニ鎭座セシ時ヲ以テ始ト爲ス、其後正保三年宮號ヲ賜フニ及ビテ、每年四月例幣使下向ノ制ト爲ル、

凡ソ將軍親シク本社ニ參詣スルコトハ、二世秀忠ガ、元和三年ニ於テセシヲ以テ始ト爲シ、

(本朝續文粹七)奉上　御劒壹腰加平緒

右去秋以來、宰吏不例、卽有願于獻御劒於拔鋒社、得平全矣、爰冥感忽至、宿痾適痊、今爲賽彼素願、謹獻此寶劒、又頃者雨澤不降、民烟成愁、而所治者三尺之氷矣、已淬銳鋒於龍泉、所祈者十旬之雨焉、宜仰甘膏於牛漢、神靈如鑑、請照赤誠、仍奉上如件、

康和二年四月十三日　目代散位平朝臣周眞

上野介敦基作

〔巡禮神祠記〕上野國甘樂郡

上野國一宮　大宮司一宮帶刀

社格

正一位勳五等拔鉾大神

〔延喜式神名十〕上野國甘樂郡貫前神社名神大

〃

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〈中略〉貫前神社一座〈或作拔鋒〉〈中略〉上野國

〔大日本國一宮記〕拔鋒大明神　上野甘樂郡

神領

〔新抄格勅符抄神封〕大同元年牒

上野拔鋒神二戸上野

〔御朱印寫九諸社領〕一宮神領、上野國甘樂郡一宮村之內、百七拾六石八斗事、任天正十九年十一月日、寬永十三年十一月日、兩先判之旨、永不可有相違者、可抽國家安全之懇祈者也、仍如件、

寬文五年七月十一日

〔國花萬葉記十一上野〕拔鉾大明神甘樂郡ニ立　社領五百石〈又云、百七十六石、可考、〉　祭神經津主命、當國の一宮也、

祭祀

〔上野國一宮記錄〕人皇四十代天武天皇御宇、白鳳七年三月十五日、始て拔鉾大明神と尊崇し、帆先の鄕へ御鎭座、〈則今の舊蒲谷〉一宮の地是なり、今に三月十五日御祭禮あり、〈中略〉鏑流馬之神事、〈中略〉今に五月五日、九月九日、鏑流馬の式相つとめ、惡鬼退散の神事となしたまふ、〈中略〉鹿卜の神事といふは、二月辰の日、十二月辰の日、修して吉凶を見る、鹿のほねへ、火ばしを燒てさしとほす、吉は音なし、凶ははねて、火ばしとほらず、誠に古實、世の人のしりたまふところなり、

奉幣

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、巳刻許右大辨被參八省東廊、被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等奉也、〈中略〉神寶支配事　東山道〈中略〉上野貫前

神階

〔羅山文集銘四十四〕上野國一宮鐘銘幷序

上野國甘樂郡正一位勳五等拔鋒大明神者、延喜式所謂貫前神社是也、磯部氏世掌祭禮、稱德帝天平神護二年、賜物部公姓、淸和帝貞觀元年、加授神位、其後階勳累進、遂推崇爲此州第一宮、俗傳稱菖蒲之谷、垂荒船稻倉之迹、貫木之鬘、示桑弧蓬矢之儀、神世之昔、拔諏訪之矛、以遂彼不順、康和之年、納敦基之劒、而示其無恙、然兵革旱潦疾癘、凡有求者、祭則必歆、瞻仰不怠、効驗如在、賴義征貞任、義家伐武衡、皆祈而有應、贈鎭守府將軍大倉令新田義重、居州之寺尾城、以源家嫡派、有自立之志、殊信此神、此神駕騟駁、故其家門、不乘此毛馬焉、慶長年中、東照大神君、繹其由緒、曾經營神宮及諸堂、原本追遠之義擧、可謂大矣、靈威睠新、風霜既古、故今幕下大君、遠慕貞觀之芳躅、近述慶長之盛事、鼎建神殿、改造群宇、締構盡巧、輪奐極美、神德於是乎、益昭昭矣、豈曾爲一方一州之鎭護而已哉、爰架高樓、以掛巨鐘、其銘曰、

上野大社、貫前名神、驅邪除害、鎭國利民、靈區既久、秘殿惟新、祭儀隨例、功驗呈眞、九乳遂擊、萬祥必臻、風和雨順、世世無垠、

〔續日本後紀八仁明〕承和六年六月甲申、奉授上野國无位拔鋒神從五位下、

〔三代實錄二淸和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授上野國正五位下勳八等貫前神從四位下、

〔三代實錄十四淸和〕貞觀九年六月廿日丁亥、授上野國從四位下勳八等貫前神從四位上、

〔三代實錄二十八淸和〕貞觀十八年四月十日丁巳、授上野國從四位上貫前神正四位下、

〔三代實錄三十六陽成〕元慶三年閏十月四日庚寅、授上野國正四位下勳八等貫前神正四位上、

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年五月廿五日戊寅、授上野國正四位上勳八等貫前神從三位、

〔扶桑略記二十三裏書〕延喜十六年正月廿八日癸未、上野貫前名神、授從二位、

〔上野國神名帳〕正一位　拔鋒大明神

貫前神社

名稱

貫前神社ハ上野國北甘樂郡一ノ宮村ニ在リテ、經津主命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕上野國甘樂郡貫前（ヌキノサキ）神社

〔延喜式神名帳頭註〕上野國甘樂郡　貫前　一名拔鋒大明神

〔神社覈錄三十一上野〕貫前神社　貫前は奴岐乃佐岐と訓べし、和名抄（郷名部）貫前（假字上の如し○中略）今拔鋒明神と書す、

祭神

〔大日本國一宮記〕拔鋒大明神（經津主神也）　上野甘樂郡

社地

〔上野國志十三甘樂郡〕拔鋒神社　一ノ宮村ニ鎮座、コレ順和名抄ニ所謂、貫前ノ地ナリ、拔鋒ハ社號ナリ、故ニ國史或ハ拔鉾ト云ヒ、或ハ貫前ト云、

社殿

〔寳曆集成綸錄十八寺社〕延享三寅年正月

上野國一宮拔鉾大神大宮司
一宮民部

右拔鉾大神社、及大破候付、修補爲助力、上野一國勸化御免被仰付、一宮民部代社人共、寺社奉行連印之勸化狀持參當年より辰年迄、三ヶ年之內、一ヶ年ニ壹度宛、火除之札弘メ、初穗を請、御料私領寺社領在町共、可致巡行候間、志之輩は、物の多少によらず可致寄進旨、御料は御代官、私領者領主地頭より可申渡候、

正月

〔上野國一宮記錄〕遷宮、申年十二月初申日夜寅の刻に、御神體を假殿へうつし、諸國御高家より御奉納の御寳物拜禮あり、

ノ末也、當山神主持ナルベキ事勿論也ト云々、

〔善光寺道名所圖會〕四戸隱山 別當天台勸修院兩界山顯光寺、三谷一山坊舍凡三十六院、○中略中院坊舍十二院、寶藏院、正智院、壽教院、行勝院、攝善院、寶道院、十輪院、德善院、覺照院、智泉院、松樹院、實泉院、以上、○中略寶光院權現は一の鳥居より廿八丁目、大久保村の分れ口に傍示の石標有、○中略二王門を入て左右に坊舍十二院あり、普賢院、善法院、圓照院、延命院、教釋院、玉泉院、安樂院、廣善院、智照院、福壽院、法教院、淨智院、○中略奧の院十二坊、左に十一坊、右に一坊、勸法院、常樂院、成就院、佛性院、妙行院、常泉院、安壽院、妙觀院、金輪院、東泉院、眞乘院、妙智院、

〔戸隱神社昔事緣起〕往古於高天原而天照大神之御弟素盞嗚命、其行惡事、而御姉尊令驚亦後口給、則甚怒而入天岩屋、閉石戸而隱給、○中略天手力雄大神、靈異勇武御魂以、其石屋戸引開而投給、則葦原中津國水內戸隱山也、故亦名謂石戸山、此石戸落、而是地止而成山時、應響而因所顯神者、九頭龍神是也、故亦名稱石戸守神地主神、此者是天手力雄神之分御魂也、

〔和漢三才圖會〕六十八信濃九頭龍權現 傳曰、神形九頭、而在岩窟內、以梨爲神供、毎夜丑刻、末春米三升備之、疑此當山地主神乎、隱神秘、

〔善光寺道名所圖會〕四九頭龍權現 本社の右に並ぶ、當山の地主神也、

〔一宮巡詣記〕七晦日、○元祿九年七月善光寺を出、戸隱山に赴く、○中略戸隱三社、○中略外に兩社、日御子社五男神、九頭權現辨才天、日御子社領貳百石、神主上野村の近所に住、九頭權現、本社より左脇、岩穴をかこひたる社なり、番の僧日御供を備ふ、夜の八ツ時也、蛇多出て供物を喰ふ、古法變じて替りたりと見えたり、

祈請

神職社僧

日十八日なり、一年は寶光院、一年は中院、一年は奥の院と順番に神前にて執行あり、又八月五日は、中院ばかりにて執行、神主栗田帶刀、同職十人程にて勤行なり、〈○又見二信濃奇勝錄一〉

〔善光寺道名所圖會〕四孝寛僧正戸隱諧記云、さいつ頃より雨降らざる事六十餘日、水かれ土かわきて、草木はさら也、人民のかなしびあへるさま、いはんかたなし、一里あまりへだて、四方の里里は、折よく夕立などして潤ひしが、善光寺の境を限りたる事の、さりとてはいかならん、爰に九頭權現は、龍王にましませば、雲をおこしあめをくだし給ふ事、神力自在なり、まいて慈悲をもとゝしたまへば、廣きみいつくしみにへだてあらんやは、かゝる願をとみにうけひかせ給へとて、本のみちかひをもたのみつゝ、かくなむ、

神もきけよそにはさそふ雨雲のねがふ里にはなどかゝらなん

りねがふこと十が九つこゝのつの龍のかしらの神ならばきけ、とねぎごとして、本宮にまゐりて、奉納のこゝろを、

二引明し岩戸を神のかくしおきて日影あらたに代を守ります、かくして御供所にいたる、觀法院迎へいれて、素よりのむつびなれば、何ぞはと、神酒なんどいたゞかせもてなさるゝ事、いとしたしかりき、〈○中略〉申の刻頃、中院の本坊に歸り着ぬ、しばらく休ふほどに俄に空かき曇り、雨ふり出て、車軸を流すが如し、こは九頭龍權現の感應の雨なりと、人々賞りあへり、

〔越遊行嚢抄〕五別當〈○戸隱〉勸修院ト云、〈天台宗正僧正也〉圓德院、〈勸修院ノ居所ナリ〉隱社領千石御朱印地ナリ、一山ニ配分ス、 寶光院ニ十七坊 院中ニ廿四坊 奥院ニ十二坊都テ五十三坊アリ、此外禰宜職十二人アリ、

或人曰、此山往古ニハ、神主禰宜計ニテ、唯一神道ヲ以テ神ニ仕フ、其後山伏一山ノ事ヲ司ル、其後天台宗ノ僧別當職ニナル、往昔ノ亂世ニ如此成行シ也、今ノ禰宜共ハ、往古根本ヨリ傳來ノ者共

なり、

〔千曲眞砂 前編附錄〕水內郡戸隱山三社御祭り、格別異なる神事故こゝに記す也、寶光院七月八日、中院七月十日、奥の院七月十五日也、右三度ともに式同じ、先庭中に高さ八九尺の大竹束を立、殿中より山中五十三坊、おの〳〵たすきをかけ鉢卷して、其出立こと〳〵敷異相也、一時餘り立ながら祈誓し、其後おの〳〵持たる幣を彼竹たばの上に立、道坊の內より一人、火を持て彼竹束にのぼせ、右の幣帛に火を點じ、さて其下にて坊三人、長刀の鞘をはづし振廻し、いろ〳〵に遣ひて、おの〳〵退散す、いとめづらしき神事也、

〔善光寺道名所圖會 四〕戸隱山

二季の祭禮は、四月七月也、四月十五日奥の院、十六日寶光院、十八日中院也、三谷の坊中參集して誦經、神主栗田氏參勤、又戸隱派の修驗とて、三十餘人あり、信越兩國の間、三四十里四方に散在せり、此輩四月十七日に登山して、十八日中院の祭のみ相詰、祭終て本坊へ參謁す、山伏の內、もし差合等にて登山無之時は、其譯本坊へ相斷なり、七月八日は中院、十日は寶光院、十五日は奥の院、以上三ヶ日とも火祭あり、三谷の坊中參集、讀經參勤あり、さて火祭の次第は、〇中略圖〇圖略の如く片方に足留を著て、三本立並ぶ、是を柱松といふ、三谷の坊中にて、一人づゝ當番を定む、是を先達と云ふ、さて先達の院にて幣此幣の製は、一本を紙一帖にて作る、一谷にて三本ツゝ、銘々神前にて作る、三本を一手に持て、三人へ一度に渡す、受取と等しく神前へ走る、是に遲速の勝劣あり神前に立並べ、先達の唱辭事終て、又以前の三人へ渡す、直に柱松へ近て投上るを、上にて受取、柱松に立て、火を燧て燒く、其燒方に勝負ありて、年の豐凶を定む、此火祭の已前に、長刀の試鬪あり、惟茂將軍、鬼神退治の古例なりといふ、坊中弟子の中にて、衣に玉襷を掛て戰なり、八日には中院より長刀二振、寶光院より一振、十日には寶光院より二振、中院より一振出る、但し長刀一振に、法師二人づゝ出る、二十五日には、奥の院は、長刀の事はなく、火祭のみなり、同月三谷に大々神樂あり、定

神領

一顯光寺三院之衆徒、不傳受灌頂者、不可叶住坊、但從再興之砌、有功勞住山衆徒者、一代可爲用捨事、

一從先師雖爲相續坊室、其身行儀、有破戒之沙汰者、遂糺明、於違犯露顯者、可追放寺中事、

一爲平坊、從他院坊職抱持儀、一切可爲禁止事、

一寺役勤行等、幷伽藍僧坊修造之砌、從大坊可申付事、

一衆徒猥績連署、與徒黨企非儀者、張本之者、速可令追放事、

右之條々堅可相守旨者也

慶長十七年五月朔日　御朱印

〔國師日記〕慶長十七年十月十七日、信濃川中島戸隱山使僧來、顯光寺十月吉日狀來ル、白布壹疋來、百成坊十月十一日狀來、

戸隱山神領

信濃國水内郡栗田村二條上楠川合貳百石者、先寄進也、上野村朽原村内下楠川宇和原奈良尾、合八百石は新寄進、都合千石、内別當五百石、社僧三百石、社家貳百石、全可寺納、幷社領門前境内山林竹木、爲守護不入令寄附候上は、永代不可有相違者也、彌可抽天下安全之祈禱狀如件、

慶長十七年五月朔日　御朱印

〔御朱印寫（諸社領八）〕戸隱山神領、信濃國水内郡内所々都合千石事、山中支配幷社領之内、山林竹木門前境内守護使不入、慶長十七年五月朔日先判之旨、永不可有相違者、可抽國家安泰之精誠者也、仍如件、

寛文五年七月十一日　御朱印

〔善光寺道名所圖會（四）〕戸隱領千石、（内二百石神主栗田氏へ配當、栗田は上野村に住、）外に造營料三百石、御供米料八十三石

にてぞ侍らむ、社頭は北の嶺の半にさしあがりて、東に向ひ大なる岩屋の內へ作り入たり、彼御神は多力雄にてまします、そのこゝろを、

　瑞籬やしたつ岩ほに松がねのたてるも神の力とぞみる

〔和漢三才圖會信濃六十八〕戸隱明神　在二戸隱山一在二善光寺之北西五里一

社殿

〔信陽雜記事跡二〕孝元天皇五年春正月、天八意命神、將二兒大神手力雄命一、天二降科野國一、親立二吾道宮一、入二宮鎭座一、手力雄命、遷二戸隱山一、此山深人不レ入、親營二巖鎭座一、

〔運步色葉集〕戸隱明神信州、仁明天皇嘉祥二己巳爲二明神一立之、至二天文十六年丁未一六百九十九年也、

〔戸隱神社考〕古文書　奉レ納戸隱山大權現神前

右意趣者、先筮曰、來戊午之歲、欲レ移二居於信州一、則十二郡可レ隨二吾存分一哉否之占卜、升之三也、其辭曰、升虛邑無レ所レ疑、注曰、往必得也、又越後與二甲州一圓融和同之事停止之、動二干戈一可レ吉哉不之占卜、坤之卦也、斯文曰、君子有レ攸レ往、先迷後得、主レ利貞吉云々、由レ是今移二居於信州一、則當歲之中、一國不レ殘卓錐之土、可レ歸二予掌握一、若越士動二干戈一者、任二先筮坤卦之吉文一、敵忽滅亡、得二晴信勝一者必矣、專孔方五十緡爲二當社修神一、可レ奉レ供二權現寶前一者也、仍如レ件、

維時永祿元年戊午八月如意日　　源晴信敬白

〔戸隱神社考〕顯光寺歷代譜

文祿元年、太閤秀吉公朝鮮陣之時、越後國守藤原景勝、赴二肥前國一、此時祈誓、西國無難、得レ歸二本國一、可二再興當社一、十月二十六日得レ歸二本國一、依レ之同五年三院本社悉造二替之一、

社中禁制

〔國師日記〕慶長十七年十月十七日、信濃川中島戸隱山使僧來、顯光寺十月吉日狀來ル、白布壹疋來、百成坊十月十一日狀來、○中略

　戸隱山法度

社地

〔元要記二十一〕戸隱神社

神代卷曰、日神入天石窟時、手力雄神、立磐戸之側、日神以御手細開磐戸窺之時、手力雄神、則奉承御手引而奉出、亦曰、伊勢內宮相殿左脇祭此神、思兼神之子也、爲春日別宮、或云、一言主神同體分神也、戸隱神皆神威也、○中略

一云、手力雄命、取岩戸抛空、落在信州戸隱山、故名戸隱神、

〔古史傳十二〕世に此時石戸を引開き、其戸を投給へるが、信濃國に落て山と化れる、それ戸隱山なりと言傳ふるは、美濃國喪山などの故事を思ふに、然も有べくおぼえたり、春日社記に、天手力雄神、信濃國戸隱明神是也と有は、傳ある事にや、また信濃國地名考にも古說を引て、戸隱神社は手力男神なる由云り、

〔諸國神名帳信濃〕戸隱明神　戸隱山神者、神名帳之內、不知何社、蓋式外乎ト、家說云手力雄命也、

〔一宮巡詣記七〕晦日○元祿九年七月善光寺を出、戸隱山に赴く、○中略　戸隱三社　中院思兼神　奥院手力雄神　寶光院表春命

〔和訓栞前編十八〕とがくし　信濃國に戸隱明神まします、○中略　神名式に、水內郡白玉足穗命神社、健御名方富命彥神別神社の二社卽是なるにや、今戸隱奥院は手力雄命、中院は思兼命、寶光院は表春命と傳へり、

〔善光寺紀行〕寬正六年七月上旬のはじめつかた、とし頃誓願し侍し、善光寺へおもひたちぬ、○中略十五日に、つとめて宿坊を立かへり、土圭の影うつるばかりに、戸隱山へいたりぬ、二重の瑞籬を拜して、奥院へのぼるに、疊々たる山の上に、すぐれて中臺に南北ふたつの嶺あり、おの〱重々に岩をかさねあげて、八色をまじへたり、千峯萬山のかたちのうちに、靈木靈草おひかさなりて、或は佛菩薩の來化の姿もあり、或は天人聖衆の妓樂をとゝのへたる所も有、併觀音薩埵の勝地

戸隱神社

名稱

戸隱神社ハ信濃國水内郡戸隱村ニ在リ、天手力男命ヲ祀ル、現今國幣小社ニ列ス、

〔延喜式〕〔迷歩色葉集登〕戸隱明神（トガクシノ）信州

〔和爾雅二神祇〕信濃　戸隱權現（トガクシ）

〔和訓栞前編十八登〕とがくし　信濃國に、戸隱明神まします、古事記に、隱立磐戸之戸腋とあれば、とがくれと訓ずべし、

〔古史傳十二〕戸隱は、トガクリと訓べきを、訛りてトガクシと言ひならへるにや、

祭神

〔戸隱神社昔事緣起〕天手力雄命者、石戸投坐、而直天照大神之取御手奉引出、而新宮遷奉、而專塞坐御殿御門、而四方四隅入來、祓清惡事給、而能奉仕□□坐矣、○中略如此而後、□手力雄御戸開神詔曰、吾古在天時、天石戸拋落、今科野國止在而成山矣、彼山者吾則御魂靈之殘地、則彼所行而住事可信、○中略然而信乃國參而、伊那置御連神給、而後此水内戸隱山遷座之時、□□本窟之向方、平地之沼中出、而□奉迎者、其身爲剛威、故命視之間詔曰、汝者何者哉、九頭龍神答曰、我者汝命之可勇魂久志魂神等、住斯山守護八萬餘歲也、今君神天降是地給事、待久詔給矣、手力男神又問曰、然者乃神者、吾御魂神乎、此山中吾住居所者何地吉哉、九頭龍神又答曰、汝命之住坐地者、此山中邊石屋吉哉詔給終、而其石屋定社地建宮、而天手力雄大神奉遷祀、而九頭龍神自奉事仕給、而同側之石室住鎭、而共在坐時者、人皇八代孝元天皇五年也矣、故此因以、而其石窟屋謂本窟也、亦今世迄、從九頭社本社御供膳持行而奉備、是此事緣也、於茲天手力雄大神、奉稱戸隱大神也、○中略此後天曆年中、阿智社之祝登山、而天手力雄神之本殿、表春命思兼命之二柱爲相殿、而分祭給在坐如此而後康平元年、表春命分社放光院、又思兼命、寬治元年分社中間也、是因故而奧院稱本社矣、

信の、國諏訪の湖は、わたり一里ばかり、冬になればあまねく氷とぢて、湖のおもて鏡のごとく、斧もて穴をうがち、網おろし鯉鯽など取るを氷引といふ、めづらかなるわざなり、此氷のうへに神わたりといふ事ありて、一夜のほどに白きすぢいできぬれば、是を見て後は、人も馬も此うへをゆきゝする事、むかしより年ごとの例とすめれど、あやうげもなきはいと奇事になむ、私にいふ、かの神渡りの事は、狐のわたる也と貝原翁〇篤信はいへり、是は朱子が楚辭及び狐媚叢談などいへる書にしか見えたれば、かくはいへるなれど、是は氷のあつくはれるによりてわたれるにぞ有べき、西域聞見錄に、氷山を往來する事を記して、道路亦無一定之所、有神獸一、非狼非狐、毎晨視其蹤之所往、踐而循之、必無差謬云々、よくこれに似たる事なり、神のわたるといひ、狐のわたるといふ、兩說ともに心得がたし、

〔袋草紙 三〕俊頼歌云

しなのなるきそぢのさくらさきにけりかぜのはふりにすきまあらすな

是ハ信濃國ハ、極風早キ所也、仍スハノ明神ノ社、風祝ト云物ヲ置テ、是ヲ春ノ始ニ深物ニ籠居テ、祝シテ百日之間尊重スルナリ、然者其年凡風閑ニテ、爲農業吉也、自ラスキマモアリ、日光モ令見ツレバ、風不納云々、其意也、是ハ能登大夫資基ト云人、俊頼ニ語云、如此事承之、歌ニ讀ト思也云々、俊頼答云、無下ノ世俗事也、如此事更ニ不可詠、不便云々、仍存其由之處、後日詠之、尤腹黑事歟、五品後悔云々、〇又見十訓抄

〔北國紀行〕越後信濃上野のさかひ、三國峠といへるを越て侍るに、諏訪のふしをがみあり、

諏訪の海にぬさとちらさば三國山よその紅葉も神やをしまむ

ご皆あざける、この海の氷のことは、世にくしくいひ傳ふるを、こゝなる人にたづぬるに、誠にしかなり、げにしづもりますす御神の神わざにもやと、おの／＼かしこむ、

〔東國陣道記〕諏訪の社ちかき上原といふ所にとまりて、あかつき旅だつとて、湖水に月のうつりたるをみて、

すはの海や秋のよわたる月影に氷のはしもみる心地して

〔木曾路之記上〕諏訪の湖は下諏訪の町の南にあり、わたり一里半あり、見渡しは二里程にみゆる、湖まどかにして、東西南北同じひろさ也、深き所七尋ばかり有、○中略此湖冬春の間氷はりて、寸地も透間なく、湖一面にふさがる、年の寒温により、霜月の初中終、或は師走の初より氷はりて後、人其上を通る、春も年によりて、正月の末二月の半迄氷の上を渡る、二月半までわたれば、氷は二月末まであり、寒ければおそく消る氷のあつさ、年により八九寸、一尺二三寸あり、其上は何ほどの大木大石を置てもわるゝ事なし、幾千人わたりてもあやうからず、○中略日本國中に湖多しといへども、かくのごとく氷はる所なし、信濃は日本にて最地高くして、寒氣甚ふかき國なる故也、湖の上に冬はじめて氷はりて第三日若氷薄ければ、第四五日の比、上の諏訪より下の諏訪の方に、よこはゞ五尺ばかり、大なる木石などの通りたる如く、氷の上にあと付てみゆる、是毎年かならず有、奇怪の事也、是を御渡(ミワタリ)と云、又神先(カミサキ)とも云、御渡ありて後、人わたる、御渡なき内は渡らず、氷なほうすきゆゑ也、年により御渡の所かはる、上の諏訪よりある事はかはりなし下の諏訪の方に御渡ある所はかはる也、其所によりて、年の豊凶をしると云、御渡のすぢ一文字につき、或はゆがむ事有、堀川院後百首神祇伯顯仲が歌に、すはの海の氷の上の通路は神のわたりてとくる也けり、とよめるは此事ならん、

〔信濃奇談上〕諏訪湖

萬の軍卒發向の勢あり、其形を見奉らず、空に聲ありて、手長ありや、目きたなきもの取て捨よと聞こゆ、則人のちかづくよそほひありて、其時あらくすつなと仰すと聞て、忽然として熟睡す、翌日に日の出の程に、眠さめておきあがりて、左右を見れば、我堺に非ず、慮外の路次也、行人に此在所をとふ、遠州さなぎの社と答ふ、諏方海の流れの末、天龍川の砌なり、由緒なきにあらねども、行程又七ヶ日計なり、神變の不思議、且は恐怖し、且は隨喜す、不善の誤なしと云へども、肉眼拜しがたき理を存して、此念を斷じて、彌積功累德の聖人となりにけりと、古老語傳たりし、御渡は上古以來、夜中の化義也、時節たがはざる處に、承久三年辛巳正月三日、始而午時より御渡あり、先越年の例を珍事とす、其後相續して、近來日中の儀なり、吉凶はかりがたし、

〔堀河院御時百首和歌冬〕凍　源顯仲朝臣

諏訪の海の氷の上のかよひぢは神のわたりてとくるなりけり

〔新葉和歌集神祇九〕諏方の大明神に法樂し侍し千首歌中に　中務卿宗良親王

あらたなるすはの祭のみかり人しかもありけり神の誓か

すはの海や氷をふみてわたる世も神しまもらばあやふからめや

〔東濃都登坤〕下の諏訪にいたる、〇中略まづ諏訪明神の御社にまうづ、こゝより上諏訪に三里をへだつとぞ、〇中略此間に諏訪の湖あり、周十一里亘三里ばかり、むら山四方にめぐりて、其けしきいはんかたなし、汀に望みて高島の城あり、則諏訪因幡侯しるよしなり、此邊よりはるかに不士の高根をのぞむ、

諏訪の海氷もとくる波の上にうつるも高き不盡の芝山

すはのうみ見れどあかねば旅衣かさねてまたもきそのかけはし、かくいふを聞て、人々海山のながめはさるものから、かくはる〳〵の山路をへて、又かさねても來んことはいかならんな

池に落て浮す、十二月晦日、社人供物を器に入底に沈て祭るなり、遠に遠州鎌田が池に出現すと云傳ふ、又葛井の池の魚はみな片眼なりとぞ、同

寶殿點滴　年中毎日、茅葺の寶殿の檐より、雫のしたゝりあり、これを社頭の雨といふ、此下に天流の井あり、是を天龍川の起源と云、

七考神秘　此外塔の影、畔一重にして蛙の聲有無の事等、七奇の部にあらす、

下諏方祭

當社にも不思議と稱するあり　御渡上に同　八栄鈴當社神寶の内神秘なり　御作田神田六月晦日稲を植、八月一日神供に備、御作田社、下諏方町北の方町末に有、神田有、　浮島社此所御手洗川左右分て、上古より水溢ても此島に入ず、即六月祓の地なり、　根入杉根八方に張て高く榮えす、秋社の前にあり、　御射山毎歳七月廿七日祭禮、午の刻日月星ともに照臨、參詣の緇素拜して下向す、

〔諏訪大明神畫詞〕毎年臘月中旬、限はさだまらず、極寒の時節、日夜の間に御渡りあり、當社神變不思議の專一として、事未だ斷絶せざる所也、上下兩社の中間に、五十町の湖水あり、氷閉かさなりて、厚き事或は四五尺、或は二三尺餘なり、氷の上に雪降り積みて、凍彌厚し、行人征馬の通路とし、大笠懸の馬場とす、漁人網をおろすとて、假令五六尺切ひらく時、十人許斧鉞を持て切て魚をとる、然に神幸の跡は、廣さ四五尺、南北は五十丁あきてとほれり、其氷水底にいらず、兩方にあがりて山の如し、又佐久の新開社は、行程二日計也、彼明神と郡内小坂の鎭守の明神と、二神湖中に御參會あり、然ば大小通路三の跡、辻の如くにして歷然たり、誠に人力の及ぶ所にあらず、又神幸畢て、瀰神の鳴動數十里に及ぶ、其聲を聞て諸人群集して是を拜す、倩往事をたづぬるに、後三條院の御宇、延久年中、當所に一生不犯の行者ありけり、時親の譏に、たふと房とぞ號しける、發願して云く、我受生以來、あへて禁戒を犯さず、酒肉五辛を食せず、讀經誦呪の勤行、晝夜おこたる事なし、願は明神御渡の儀を拜せんと祈りて、夜々湖水を渡て、寒氷に臥事累日なり、或夜五更に及で、千

くなかりしとかや、藪に注連ゆひ、木に幣そへ、或は形異なる石の面に、忌斑ひらかを置て齋場とし、神に稱辭まうしをろがみけるゆゑ、たゝへ木とはいふなるべし、己或とき、室內といふ所の椽たゝへといふ所に往しに、傍に瓦器畠と云處ありて、古き陶の缺たるが多にあり、是をもてみれば、諸の木の本に供物しほざき神祭せし跡なるべし云々、

七不思議

湖水神幸　湖の上に、冬始て氷はりて、第三日、或は四五日の頃、上の諏方より下の諏方のかたに、横幅五尺ばかり一夜に發𨁁(オコリヒム)、傳へて神下の宮へ渡給ふとて、是を御渡といふ、又神幸(カンサキ)ともいへり、此御渡有て後に人わたる、御渡なき內は渡らず、年によりて御渡のかはる、上の諏訪よりある事はかはりなし、其所によりて年の豐凶を卜知す、下は大和の濱より、南宮明神の邊までは吉也、又天龍日辨天島の邊迄は、不吉の兆と云、

元旦蛙獵　御手洗川、中冬の頃より凍とぢて、白布を鋪が如し、正月朔日の朝、有司斧鉞を以て堅凍を碎ば、蝦蟆(カハヅ)𧏛爾いづる、これを二捕て、神前において、小弓を以て是を射て、牲と號て備ふる事、往古より毎歲不闕の奇瑞なり、御手洗川は神前の瀧なり、有司に五官中の輪番也、

五穀筒粥　正月十四日、社中に於て五穀と葦筒を釜に入、粥を煮て熟する時、其筒中へ入たる穀物の多少にて、其年の五穀登の臧否を卜知る事なり、天正後慶

高野鹿之耳割　三月酉日の祭禮前、社十間廊において修行あり、神酒七十五樽、猪鹿頭七十五贄に備、此頭は年中諸方の獵師とり得る所の頭を獻す、若數不足の時は、魚鳥の頭を添、其中に年々必耳割の鹿頭あり、高野は御宮の邊なり、

御作田　六月晦日藤島の社にて、職掌の者舞樂を奏し、苗を神田に植る、既に三十日を歷て登、八月一日これを炊て神供に備るなり、天正後慶

葛井清池　大宮より二十餘町を隔て、寅卯の間に葛井社に池あり、其深きこと測しられず、木葉

八月七日　　神祇大副兼豐

〔康富記〕嘉吉二年十一月廿六日癸未、參伏見殿、候宮御方御讀、大御所有御出座、及御雜談、諏方緣起繪事、有次申上候處、未被御覽之繪也、致媒介可借進之由被仰畢、可申試之由申上、　十二月一日戊子、諏方緣起之繪、十二卷可借進之由、自伏見殿被仰、諏方將監候間、其由予令傳仰了、今日持來之間、卽同道參伏見殿、件緣起納辛櫃借進上之、庭田少將被取繼之、被悅思食之由有仰、金覆輪一振被下諏方了、件緣起外題、後光嚴院殿被遊之、等持院殿○足利尊氏并奧被載御名字者也、予去夏比、於伊勢兵庫助拜見了、

〔信濃奇勝錄〕四諏訪郡諏方上下神社

七種神寶　八榮鈴ヤサカノスヾ　眞澄鏡　根曲寶劒チマガリノ　御寶鈴三組一組六箇　御寶印　以上　其外神寶數多し

七口　杖突峠　有賀峠　三澤峠　四谷峠鹽尻　餅屋峠和田　大門峠同　蔦木口甲州道

七島　宮島中社　藤島中田　高島下桑原　浮島シマサキ　福島アワ川　白狐島　飯島神宮寺道

七石　御座石ヤカサキ　御沓石中社　蟆石同　小袋石杖突峠下　小玉石ユノ島又磯並內　御硯石守屋山道　龜石宮川

七木　櫻稱木サクラタヽヘノキ栗澤村　檀稱木眞志野村　峯稱木高部村火燒山　檜稱木神ノ原村　松稱木神殿邊　橡稱木エノキ室內村

柳稱木矢ヵ崎村

右四七の數に、七種の神寶七考七奇を加へて、四十九不思議と云、是は七々の數を云のみ、すべて奇とするには非ず、新著聞集に、七木七石を載す、誤多し、地名考木曾路名所圖繪等七奇を誤る、

河合弘淵が漫錄に、七のたゝへの木といふは、今に至りて寶倉ホクラの有もあり、又所さだかならざるもあり、上れる世には、名たゝる御神の宮のみ、千木高しりて坐つれども、小祠はいと〳〵す

階者、自從五位下迄正一位令注進候之處、彼本紀ニ所書載之、諸神之御父子可勘付之由重被尋候間、又別紙ニ注進候了、國史記錄之所見不書漏候之處、去正月以此事書被相尋衆前宿禰候之由傳承候了、

神功皇后御宇殘兵船事　桓武聖代得記文事　誅罰高丸事　獻硯水事　謁慈覺大師事　弘仁聖主夢中感事

已上國史幷記錄無所見候

次弘安覆蒙古之賊船事、是又同前候、但依件御祈、被發遣伊勢公卿勅使了、公卿使中御門大納言、(經任卿)神祇副使祖父衆益宿禰參向、其後彼神彰靈威、凶賊忽退散候間、副使衆益宿禰、依此賞丕直任神祇權大副(元者大炊助)候、若不限諏方一社候歟、

次康平(後冷泉)天皇、鎭白波凶徒之日、進一品爵(仲麿朝臣記)云々、此條承和九年五月從五位下、(見續日本後紀)其後連々次第加階、(貞和二年同注載之)貞觀九年三月十一日從一位、(見三代實錄)寛平九年十二月十三日、天慶三年八月、天下諸神被奉授一階之間、當時已爲正一位之極位、(此事同載貞和注進)然者康平聖主、爭可被授一品之爵乎、曾以不安得仕候、此重事令相違候者、自餘條々同以不審候、

次勳一勳八事、云勳云一八、共以爲勳功事歟之由存候、

次在廳官人稱祭使參行、爲勅命候哉事、是又當社事、無殊所見候、案事情、二十二社之中、公家被立上卿辨內侍外記史等被祭候、宗廟社稷之神者、不能左右候、其外諸國之尊神號國祭候、國司郡司以下參行、可爲勅命候條勿論候歟、凡此社者式內之名神、案上之禮奠也、(載式內者、延喜式事也、案上案下被相分也、)延喜神祇式云、信濃國諏訪郡南方刀美神社二座、(名神大)水內郡健御名方富命彥神別社(名神大)云々、號案上案下之官幣者、二月四日祈年祭、六月十一日月次祭、十一月中卯日新嘗祭、十二月十一日月次祭、(已上四ヶ度)公家被獻官物候也、得此御意、可令披露給候、恐々謹言、

起之濫觴、此間聊相尋實錄候、一紙令注進候、（御一見之後可反給候）若就御記六等、御才覺事候哉、內々令伺申給候者恐悅候、可令參入言上候之處、自去六月中旬所勞渉旬月、未及出仕候、且捧愚狀候也、可得御意候、恐々謹言、

八月三日　　行忠判

左馬助入道殿

聞忠注送篇目

諏方社事

素盞烏尊御子大己貴尊第二御子建御名方神、到科野國洲羽海、不行他處云々、取要、（見先代舊事本紀第三卷）

持統天皇五年八月朔日辛酉、遣使者於信乃須波水內等神、（見日本紀第三十卷）此年月日可注給候、

一神功皇后攻異朝之時、殘兵船於鯢海事、此外　桓武聖代正得化人之記文、（此年月日同前）

一明神變旅客、伴田村麿將軍、誅罰安倍高丸、開成皇子書般若之時、獻硯水、

謁慈覺大師、守護如法寫經之道場、對良忍上人、令書融通念佛之名帳、

弘仁聖主〇嵯峨　夢中感爲普賢之應區、　康平天皇〇後冷泉　鎭白波凶徒了日、仰神威進一品之爵、弘安寶曆殲蒙古之賊船、

以上條々之奇特、載隆辨僧正或并仲範朝臣祭文等、於關東境仰信、但出所未詳、日本紀已下舊記、有所見哉否可示給候哉、

一勳一勳八ナムド申事、何樣子細候乎、（此事者、勤功勿論候也、往代公彌補任有所事、仍其由返答、）

一國衙在廳官人、稱祭使參行、（爲勅命歟否事）（此事國司在府一國祭歟、于今相續致其沙汰歟、諸國一同如此事候哉、）

兼豐宿禰請文後日出之

諏方社間事、一紙加一見謹返上候、此事者貞和二年、大進公被尋問候之時、濫觴（先代舊事本紀文）并御位

鐘ヲ開キシトカヤ、又傍ノ敷板ニ燒跡アリ、是モ信長公出陣ノ時、諏訪ノ神社堂塔殘ラズ燒拂ヒ、此堂ニモ火ヲ掛ケタリシニ、此堂敢テ燒ケザリシガ、其火ヲ放サントセシ所ナリト社家ノ人語リシ、五重堂、普賢堂ノ後ニアリ、鐘樓、堂前ニアリ、神宮寺、眞言宗ニテ社僧ナリ、下ノ宮ニモ同名ノ寺アリ、下法華寺、温泉寺ノ別院ナリ、此佛殿、昔時下ノ諏訪ニアリテ、觀音堂トイヒシトナリ、

下宮ニモ神宮寺トテ社僧アリ、又宿外ニ觀音堂アリ、堂ノ傍ニ三重ノ塔アリ、

攝社末社

〔木曾路名所圖會四〕上諏方神社　三十九間の廊下に、三十九所の末社あり、

所政大明神　前宮社　砥並社　若御子社　柏手社　楠井社　大歳社　荒玉社　千野河社

溝上社　瀰大社　玉尾社　穗誤社　藤島社　内御玉社　雞冠社　酢塵社　習燒社　御座石

御飯殺　相本社　若宮社　大西御庵　山御庵　御佐久田　閼庵　八劒社　小坂鎭守　鷲

宮明神　荻宮明神　逢屋明神　酒室明神　下馬明神　御室明神　御賀摩明神　砥並山神

養倉會義酒　神殿中都屋　長廊社　以上一棟廊下之側に鎭座す　大黑天社本社の外にあり、其外末社二前、

下諏方　諏方春宮若宮　伊勢兩宮　子安社何れも本社のめぐりにあり

雜載

〔信府統紀二〕上ノ諏訪、下ノ諏訪ニテ、服忌ノ差別アリ、總テ上下ノ諏訪ハ、今天下ニ行ハルヽ服忌令ニモ異ナレリト云フ、

〔吾妻鏡四十二〕建長三年正月廿九日庚寅、信濃國諏方之社、去廿日鳥五十許聚、皆死之由大祝申云云、　三月十四日甲戌、去比信濃國諏方社頭湖、大島并唐船等出現、片時之間如消而失云云、此事無先規之由、社家驚申云云、

〔園太暦〕文和五年○延文元年八月三日、今朝武家奉行人諏方大進房圓忠、當社緣起已下條々有示旨、條々可注出云々、此事更無才覺、且神名帳已下事、相尋彙豐宿禰大概進之、○中略諏方大進房狀、　又便宜之時者、可預御尋候、聊可申承事候也、依無指事久不申承候、積欝如山所候、何條御事等候哉、抑諏方社祭繪、先年紛失之間、再興事候、緣

社僧

〔太平記十一〕亀寿殿令落信濃事附左近大夫偽落奥州事、
爰ニ相模入道殿高時〇北條ノ舎弟、四郎左近大夫入道ノ方ニ候ケル諏方左馬助入道ガ子息、諏方三郎盛高ハ、〇中略此若君〇亀寿ヲ具足シテ、信濃ヘ落下リ、諏方ノ祝ヲ憑テ有シガ、建武元年ノ春ノ比、暫關東ヲ却略シテ、天下ノ大軍ヲ起シ、中前代ノ大將ニ、相模二郎〇時行トハ是ナリ、

〔千曲之真砂四〕源姓諏方氏略系

經基王――滿快〇此間十八世今略――賴忠小太郎　從五位下　安藝守　賴茂爲ニ晴信滅亡、爲ニ族滅ニ二十餘年、天正十年六月十日賴忠起ㇾ兵、招ニ集舊好之臣等、復ニ舊地一、
　賴水――忠恒――忠晴――賴基諏方上社大祝部　刑部少輔　爲ニ大祝部大隅守賴隆養子一
　賴廣内藏　繼ニ諏方上社大祝家一――賴寬諏方大祝部　内匠　寬文三年癸酉六月六日歿
　賴隆諏方大祝部　大隅守　元祿五年壬申八月十日歿――賴基諏方大祝部　刑部少輔　元祿九年丙子九月廿日歿
　賴超諏方大祝部　内膳　實同姓大學盛住男

〔信濃奇勝錄四諏訪郡〕諏方上下神社
社僧　普賢堂別當眞言宗神變山神宮寺　同宗秘密山如法院　同宗七島山蓮池院臨濟宗妙心寺末
鷲峯山法華寺
下諏方祭
社僧　秋社神宮寺觀音堂三層塔有　春社觀照寺藥師堂有、萩倉藥師と云、
右寺は何れも眞言宗にて、弘法大師の開基と云、

〔信府統記二〕諏訪大明神
普賢堂、本社ノ後山上ニアリ、本尊普賢閉帳、脇士不動明王、毘沙門天、此堂裏ニ方四尺許リニ一爐ノ跡アリ、昔時天正年中、織田内府卿、此所ヘ亂入ノ時、此處ニテ勢揃アリシ由ニテ、其時此

殿にて失なふべきかと從人等計けるに、神の告ありて、當郡の内原に〈號二神野一、御狩場也〉かくれ居たりけり、境を越ぬ重禁あれば、郡内をも出ず、進退惟に谷て、身をかくすに所なくぞ思はれける、當職は一門政頼〈號二藤澤一〉拜任す、一代も凡人なりて叶ざる事なり、まして庶流として、既に十代をへたり、神慮にも背べき由、故實の輩かたぶき申けれども、御方に置ても其仁なき間、力及ず勅裁にありけり、されば柏井宮にて、祝立先規を執行せんとしけるに、死人現形す、又清器に向へば、盤の上を踊上て破裂す、神慮に背きける先表を恐て猶豫す、されども當職居所〈號二神殿一〉にうつり居たりけり、彼在所は山岳なり、原山は目前脚下也、頼繼は七歲の小童にて、隨逐の輩四五人皆壯年也、大敵をふせぎ亘し、又朝夕の煙火層然間穴をほりて火を見せず、深更に及て食をまうけて、纔に身命を續けり、又當敵の黨類、事を狩獵によせて、山中に充滿して是をさがす、既に近付時は自殺のかまへを至しけり、されども霧霞へだゝり暗夜のごとくして、自隱形の術をなす、又食盡れば米豆鹽酢を荷擔して、雜駄兩三疋迷ひ來りて、父母の嬰兒を撫育するに同じ、又鳥は木より下より求めざるにとらる、鹿は穴に入て自然神體の供祭を備ふ、又山河の中に氷結て、御渡の跡現前す、奇特の思を肝に命じて、隨喜の涙眼に浮、かくて神變の不思議は一兩年に及と云へども、朝敵の子孫なれば、救ふべき人なく、憑むべき方なし、只天道に向て徒に旬月を送り、神慮を仰て竊に祿運をまちけり、かゝりける程に思はざるに君臣ことありて、關東の將軍京都に責上る由風聞す、雌雄未決せざる所に、國家の安否は當社神體によるべしとて、當國守護人小笠原信濃守貞宗、甲州守護武田駿河守、同三年正月一日、武家の方人として當郡によせ來る、政頼追落して、頼繼をとり出し、本職に沙汰すゑけり、翌日二日御渡あり、舊が如くに進行す、神官氏人渴仰の思をなし、悦の奉幣を捧群集す、又大小神事相續しておこたりなし、遂に武將の合戰利を得て、同十日入洛ありけり、神明の奇特、諸人の美談、あへて書述るに及ばず、

例也、不可然由、父爲信しきりに教訓を加と云へども承引せず、既に約諾の上は、今更悔變に及ばずとて上洛しけるに、一の鳥居の前より始めて、引馬ども病臥て、郡の境大田切に至まで、七匹斃ければ、一族從人猶諷諫すと云へども、父の命に隨はずして宮中を出ぬ、誰人の教にか留まるべき、若神慮に背かば、我身命終るべしとて登けり、○中略當職者生得譜代なれば、誠に任限のさたに及ばず、然らば彌旬日の神事を專にして、朝夕の進退を愼べきに、神體の號にほこりて重禁を犯し、父の命をも背きけるは不思議の事也、若又末代後昆の禁にや有けん、神慮おぼつかなし、○中略爲仲が子息の神五郎爲盛、子孫多しと云へども神職をつがず、神慮尤恐るべし、其後爲仲が弟爲繼(爲信二男)當職に立つ、三日へて頓死す、其弟爲次(同三男)を立つ、七箇日にて頓死す、當社三日祝、七日祝と號するは則此事也、父祖たりと云へども、讓補自專せざる謂也、仍四男爲貞をたつ、當職相傳、神慮納受、餘胤十餘代と云に相續す、當家の雖、長子の外四男を賞翫すと云は卽此例なり、神職の止事なき、凡慮の及ぶ所にあらざるべし、

承久二年冬、湖水の御渡違例せり、(見冬祭體)諸人怪と思慮に、同二年五月、天下の大亂起りて、都鄙軍旅を馳せ整ふ、關東には左京權大夫義時朝臣、諸國を相催す事有、信濃國其專一也、神氏の一族各相談て云、當社大祝、此を神體として、さうきやう異狂の重職なり、仍當職の間は、郡内を出る事なし、況他國をや、潔齋嚴重にして、かつて人馬の血肉に觸れず、將來此職を相續すべき類は、豫能其身を愼來れり、されば保元平治の逆亂、壽永養和の征伐にも、庶子親類を遣しき、所謂禰津神平貞直、千野六郎光弘、藤澤次郎清親等也、今度は君臣の爭、上下の國なり、天心測がたし、宜く冥鑒を仰ぐべしとて、時の祝敦信、大明神寶前にして可否を卜筮しけるに、速に發向すべき神判有、疑殆立所也、

後醍醐院重祚の建武二年八月、大亂の後、大祝賴繼は、父祖一族朝敵になりて、悉くほろびて後、寶

祝職の內は、常に夏鹿皮の襷に坐し、死穢の服を受す、住宅を以て神殿と號す、又諏訪郡の外に出す、若大祝職のうちに卒する事あれば、先神前へ移して不明門より出す、此時に至り初て卒去の披露す、

五官　神長官守矢氏　禰宜大夫守屋氏　權祝矢島氏　擬祝伊藤氏　副祝長坂氏

兩奉行矢島氏花岡氏　御劔持宮島氏　其外略

守屋氏は、物部の守屋の一男、弟君と號る者、森山に忍び居て、後神長の養子となる、永祿年中より、官の一字を添て神長官と云、森山に守屋の靈を祀り、今守屋が岳といふ、弟君より當神長官まで四十八代と云、〇中略

下諏方祭

下諏方大祝金刺氏は、神姓なりしが、欽明天皇の皇子金刺王、社務職たりしより金刺を姓とす、後醍醐天皇の御字中絕し、今は武居祝氏族の內十五歲以下の童男を大祝とす、十五歲の後は替るなり、

五官　武居祝今井氏　禰宜大夫桃井氏　權祝古田氏　擬祝山田氏　副祝山田氏

其外若宮祝今井氏　宮津子祝上原氏　檢挍大夫、小萩祝、宮島祝、天王祝、略

〔類尻十二〕諸社神官神長長官　日本後紀大同二年八月の條下曰、或有任神長、事乖通例、其有官符任神長者、宜改爲神主云々、此ころほひは神長と呼びしを、勅して神主と稱せさせたまふと見えたり、伊勢の一禰宜を長官と呼も、昔の神長の遺習などにや、

實按に、今も信州諏訪に、神長官の稱のこれり、

〔文德實錄五〕仁壽三年八月庚辰、從三位建御名方富神前八坂刀賣命神祝、預於把笏、

〔諏訪大明神畫詞〕白河院の御宇、大祝神爲信〔號神大夫〕存日に、長男神太爲仲を當職に立てゝ社務を執行しけるに、八幡太郎義家の誘引によりて、上洛の企あり、當職の仁、郡內を出ざるも、垂跡已來流

アル所ヲ宮田渡ト云フ、大祝部世子ナケレバ、守護ノ子弟ノ内ヨリ相續ス、守護ニ繼グベキ庶子ナケレバ、同姓ノ内ヨリ繼來レリ、是ニ依テ思フニ、諏方氏ハ大祝ニテ、此郡ノ領タリシニヤ、中頃諏訪ノ家斷絶ノ後、他姓ノ人此郡ヲ領知セシ時ハ、屢々怪異ノ事多カリシ故、又諏訪氏ノ末葉ヲシテ、守護職ヲ命ゼラレシトカヤ、大祝ハ位アリテ官ナシ、位ハ正一位ナリ、麹塵ノ袍山鳩ナリ色ヲ著ス、俗ニ大祝ヲ明神ト稱ヘリ、此所謂ハ明神ノ神託ニ、吾ニ神體ナシ、祝部ヲ以テ神體トスト云々、是ニ依テ諏訪ノ神位ヲ大祝ノ位階トス、古ヘヨリ大祝ハ、京江戸ヘモ出勤スル事ナクシテ、名代ヲ以テ禮ヲ述ベ、神代ヨリノ古例トシテ、他郡ニ出ル事ナシト云ヘリ、○中略

宮司、大祝部諏訪氏ナリ、委細前ニ見エタリ、數代ナレバ、舊キハ其名ヲ知ラズ、近代大隅守、其次ヲ刑部ト云フ、是レ城主安藝守ノ弟ナリ、其次ヲ内膳、是ハ諏訪圖書ノ弟ナリ、當代大祝部ハ藏人ナト云フ、五衆官、此五人モ宮司ナリ、第一長官、是ヲ俗ニ長殿ト云フ、先祖ハ古ヘ、守屋大臣ノ子孫此國ニ來リ、諏方明神ノ神職トナリシモノニテ、今ニ絶エズ相續シテ、即チ守屋氏ヲ名乘リ、五官ノ長トス、高島城ノ南ニ當リ、守屋ケ嶽トテ高山アリ、神宮寺山ノ峰ナリ、此峰ニ守屋ノ大臣ヲ祠リシ小社アリ、次禰宜大夫、總シテ諏訪ニテハ禰宜ヲ社家ノ上トシテ、大夫ト云フ、祝部是ニ次ゲリ、權祝部、副祝部、儀祝部○疑祝部是ヲ五人ノ神樂男ト云フ、八人ノ八乙女アリ、五官ノ祝部ニ並ベリ、兩奉行、五官ノ下ニツキテ、社家支配ノ役人ナリ、命婦、巫女ナリ、湯立ノ時此中ヨリ湯ノ花ヲ上ツル、○中略

當社○下諏訪ニモ五官ノ祝部アリ、武居祝、上ノ諏訪ノ長官ト同格ナレドモ、下ノ諏訪ニハ大祝ナキ故、武居祝ノ格式少シ勝レリ、但シ近世ハ大祝ヲ立ツ、然レドモ上ノ諏訪ノ大祝トハ異リ、五官ノ祝ノ子共ノ内ヨリ、十歳以下ノ童男ヲ定メテ、十歳ノ後ハ立ヲ替ルトナリ、禰宜大夫、權祝、副祝、儀祝、是等ノ宮司ナリ、

〔信濃奇勝錄四諏訪郡〕諏方上下神社

上諏方社大祝諏方氏は、當社の神胤なり、直指抄云、秘說曰、諏訪明神は、三輪明神の子也、神家は即諏方明神子孫也、以上荒造抄の說也、平城天皇の御宇、女子有て男子なし、於茲桓武の皇胤有員下向有て、大祝の婿養子となり、社務職たり、是を御表衣祝といふ、大明神有員に託て宣、吾に體なし、祝を以て體とす云々、因茲大祝代々神職相續の時、雞冠社に於て、傳記作法を以て、立烏帽子麹塵の狩衣紫の指貫を著し、明神の正體と稱す、大

神職

先表なるらんとおぼつかなし、同御代の始め、文永十一年十月、蒙古襲來の時、尊神御發向の故に、賊船漂倒する事ありしかども、是程の事はなかりき、此たびは何なる事のあるべきやらむと、疑をなす處に、大元の將軍夏貴范文庫使等襲來、六百萬艘の船を、和漢中間の大津に連續して、其上に大板を敷つゞけて、人馬往復二道の浮橋をなさんと筭數して、先陣かつ〲數萬艘來朝して、後陣のつゞくをまつと聞ゆ、爾るに同六月廿五日、惡風俄に吹來て、彼兵舟、或は反覆し、或は破裂して、軍兵皆沈沒す、適船具斷板ちるに取付て浮び出る輩は、釘かすがいにつらぬかれて、白刃赤肉を切にことならず、流血潮の浪をそめ、死骸海に充滿す、膀載兵具の浪に浮ぶ事、秋の木葉の水上をおほふがごとし、希有にして助かる諸將等、悉生捕になりて、關東に下されて、遂に誅伐せられをはりぬ、さては尊神化現の御體は、本社より鎭西箱崎の社、博多の津にて、同時に見えさせ賜ひたりければ、石築地發向の軍卒等も責あひけると後にこそ聞えたりけれ、又大洋にても、凶賊是を拜見して、恐怖渇仰しけるが、適のがれて歸鄕の士卒、此事の由を語傳たりけるとて、元朝常州の昆清縣と云所に、日本諏訪大明神を勸請して、今に至るまで嚴重の祭禮を至す也、其時の奇特已に敵國に及べり、諸神にも勝させ給ける事は疑なきをや、凡我朝は神國也、澆季なりと云へども、神變の不思議、言詞にも翰墨にも及びがたし、異國是より恐怖の思をやめ、本朝是によつて淳素のいにしへにかへる、吾神靈德、古今如此、

〔諏訪大明神畫詞〕祝は神明の垂跡の初、御衣を八歲の童男にぬぎきせ給ひて、大祝と稱し、我において體なし、祝を以て體とすと神勅ありけり、是則御衣祝有員、神氏の始祖なり、家督相次で今に其職をかたじけなくす、此外に祠官すべて七十餘輩、氏人又數百人なり、

〔信府統記二〕諏訪大祝部ハ、代々諏訪氏ナリ、近年守護ノ名字ハ諏訪ト書キ、神職ニハ下ノ字偏ヲ除キテ、諏方ト書ルトカヤ、後嵯峨院ノ皇子、有員親王ヲ此社ノ神職ニ下シ給ヒテ、御衣ノ祝部トス、是大祝ノ祖ナリトモ云ヘリ、其館ノ

なし、是則彼將軍の奏達の故也、

〔源平盛衰記〕四十三 住吉鍋并神功攻新羅附住吉諏訪并諸神一階事

昔柏原天皇〇桓武皇子ニ、沙門開成ト申人御坐キ、是ハ攝津國勝尾寺ノ善仲善算兩上人ニ隨テ、出家受戒ノ御弟子也、金字如法ノ大般若經ヲ爲書寫奉所三寶得清淨水思召ケルニ、形夜叉ノ如シテ、一スクヒノ水ヲ進ムル者アリ、皇子怪ミテ、汝何者ゾ、此水大清淨也ヤト問給フ、夜叉答テ申サク、我ハ信濃國諏訪南宮也、八幡大菩薩ノ嚴命ヲ賜テ、西天白鷺池ノ水ヲ汲、一夜ガ程ニ往還來レリト申、彼水ヲ硯ニ入、六箇年ノ間、六百卷ヲ書寫セシニ、一度入テ後水終ニ不盡ケリ、不思議ナリシ事也、道場建立シ、件ノ經ヲ安置シテ、遙ニ慈尊ノ出世ヲ待、故ニ彌勒寺ト名ケタリ、〇又見寶物集、元亨釋書、

〔諏訪大明神畫詞〕

〔諏訪大明神畫詞〕傳敎大師、弘仁六年の秋、本願にもよほされて東國に向ひ、功德を修し給しに、二千部の法華經を寫て、上野淨土院下野大慈院兩國に塔を建て、各八千卷を納て、長日の長講を始らる、又當國の大德服膺して、師資の儀をなして、法華を弘められし時、信濃國大山寺の正知〇知一作智禪師、上野國の千部經を知識に預りて、二百部を助寫して送らんとする刻、一槽に七馬ありて、物くはず、動かず、寂と嘿として眠が如也、かくて信宿をふる所に、諏訪大明神託宣して、我この千部經の知識に預らんが爲に、此恠を示すと云々、則明神千部經の知識に預給て後、七馬本の如くして、羸疲せずとみえたり、此事傳敎大師傳、并祖師行業記知禮大師略抄のせられたるをや、尊神大師の値遇、法華結緣にことなりし御事たり、

〔諏訪大明神畫詞〕後宇多院御宇、弘安貳年己卯季夏の天、當社神事時、日中に變異あり、大龍雲に乘じて西に向、參詣諸人眼精の及所、そこはかとなく、雲間殊にひほどの色ひら〱と見ゆ、一龍か又數龍か、首尾は見えず、何樣にも明神大身を現じて、本朝最負の力を入れましますなり、何事の

上に走せちる、南方の兵不思議の思をなして、騷動立て是をみれば、流鏑馬の射禮也、其内のまいたる手挾三三九八的等、五ヶ所にして是を射る、今の世まで三ッ的の秘事作り物なんど、いへる事是を始とす、人馬波をふみて沈まず、海上平にはしる、諏訪の二字を趨波とかきけるは、此時よりの事也、高丸怖畏の思をなして、見にもいでざりけるを、城中の男女一同にすゝめければ、先鐵城の門戶に望て、一二三の的はた〳〵となりて後、矢數つきぬと心得て、頭をさし出して見けるを、手挾のかぶらは、本より御手に殘りたりければ、つと射入れ給ひけるに、あやまたずかりまたの手さき二の眼にたちて、腦をとほりたりければ、さかさまに海へおちぬ、其時黃衣の化人等集りて、頭をとりて兵客にたてまつる、鉾のさきにつらぬきて指あげ給ひたれば、官軍一同に勝時をつくる、其聲天にもひゞくらんと覺えたり、高丸が伴類、是をみて怖畏のあまりに聲をあげ、手をつかねて歸降す、又須臾の間に、城郭もくづれて、神變不思議なれば、將軍淚をながして、神威を仰ぎ給、士卒掌を合て渴仰す、分身五騎は十三所の王子、黃衣の雅樂は同眷屬也、今に至るまで、大祝の的立雅樂の所役、此例なるとかや、安倍高丸が賊首を鉾につらぬきて、神兵又田村將軍の先陣をうちて歸洛す、程なく信濃國佐久郡と諏訪郡との境に至るを、おほどまりと號す、彼所において、神兵又神變を施し給、例の葦毛馬、地の上一丈ばかりあがり、裝束冠帶に改りて、我は是諏訪明神也、王威を守らんが爲に、將軍に隨逐す、今既に賊首を奉る、今更に上洛に及ばず、此砌に留るべし、又遊興の中に、畋獵殊に甘心する所也と、將軍中て云、神兵は是得道の人也、何ぞ殺生の罪業を好み給や、明神答給はく、倫蕩邪忌群萌、爲利殺生之猪鹿、於異如之境、棲山海之邊也とて、一卷記文（今者號記文陀羅尼）出し給て、かきけす樣にうせ給ふ、將軍是を拜見して、感淚を押へ、信力をこらして、歸京の後、天聰に達し、宣旨を下されて、諏訪郡の田畠山野各千町、每年作稻八萬四千束、彼神事の要脚にあておかる、其より以來、一年中七十餘日神事、（付頭役狩獵各四ヶ度）并に百餘ヶ度の祭膳、今に退轉

軍又色をます、新羅王の云く、是只事にあらず、海東に國あり、日本と云ふ、聖主ありて天皇と號す、其國の神兵なり、兵をあげてふせぐべからずとて、彼王自ら面縛せられて歸降す、又士卒圖籍寶貨捧て、皇船の前に蹲踞す、加之每年の朝貢おこたりなく、本朝の皇化に隨べき由、頭をたゝいて懇に誓をなす、是を則見聞して、高麗百濟の二王、いまだ戰かはざるに歸伏す、誓約趣如前、〇中略三韓悉平げて、同十二月、皇后御歸洛後、筑紫の蚊田にて、應神天皇降誕し給ふ、八幡大菩薩是なり、皇道太平は、諸神一同の守護なりと云へども、異賊の征伐は、專ら當社の靈驗也、其旨具に二神託議記、行輔筆跡并に高良緣起等に見たり、

〔諏訪大明神畫詞〕桓武天皇御宇、東夷安倍高丸暴惡の時、將軍坂の上の田村丸、延曆廿年辛巳二月、勅を奉玉はりて、追討の爲に、山道をへて奥州に下向、是則征夷大將軍の始也、心中に祈願あり、傳聞く諏訪大明神は、東關第一の軍神也、東夷追討の爲に、鳳詔をかうふりて、夷境に向、神力にあらずば、賊衆を誅しがたし、神鑒をたれて、所願を成就給へと祈願誓して、信州に至り給ひし時、伊那郡と諏訪郡との境に、大田切と云所にて、先一騎の兵客參會す、穀の葉の藍摺の水干をきて、鷹羽の箆矢を負ひ、葦毛なる馬にのりたり、將軍誰人ぞと問給、當國の住人なり、殊に官仕の志しありて參向すと兵客答ふ、只人にあらずと將軍思給ひて、即先陣として、はる〳〵と奥州へ趣き給ふ、其間山川所々にて、眷屬多く化現す、官軍みな奇異の思をなして、いさみあひけり、將軍既に奥州の境に入て敵陣に向、竊に彼の高丸城宅谷岩屋内を伺見給へば、後は碧巖により、前は滄海に向ひたり、左右は鐵石きびしく閉て、人馬更に通がたし、高丸彼城に閉籠て、軍兵又出門せず、官軍進退極り、秘計術を失ふ、仍信州の兵客に事の由を談給ふ、兵客此間、聊敵陣密通の子細ありて、陣内を出て城門に向ふ、官軍一面に是をみれば、馬に鞭打て海上に望む時に、分身して忽に五騎射手出現す、其行粧何も〳〵一樣なれば、主從更にみえわかず、又黃衣の童廿餘人化現して、各的を捧げて海

留給フ、今ノ住吉大明神是也、〇中略一人ハ信濃國諏訪ノ郡ニ跡ヲ垂、即諏訪ノ明神是也、

〔諏訪大明神畫詞〕當社明神の化現は、仁皇十五代神功皇后元年辛巳事なり、同年三月神敎ありて、皇后松浦の縣に至り給、官軍は纔に三百七十餘人、乘船四十八艘也、異敵は旣に五十萬人、乘船十萬八千艘と聞ゆ、千萬倍が一也、力を以てあらそふべからずとて、先づ誓約御占あり、御髮を海に浮べ給へば、只二つに分け、又細針を浪になげ給へば、則鱗鯷を釣り得給ふ、吉兆祈るが如し、又虛空より海上に兩將化現す、各一劒を横へて、乘箭を負、弓箭寸尺、鎧臈立、此時より始て定れり、凡甲冑を帶する勢ひ、氣力の長たる、其勇める顏色鬼神の如し、其いかれるまなじり明星に似たり、仍棟梁の臣武內の宿禰、奏聞を經て、其故を問給、君他の州へ發向の間、天照大神の詔勅によつて、諏訪住吉二神守護の爲に參すと答給、皇后大に喜び、則錦座を兩神にあたへて、雲膳を花船にそなへ、雲帆に幣帛をさゝげ、歸敬二心なし、其中に又妖艶の媚たるあり、高知尾豐姬號す、蟆羽一箭の上に坐しながら、風給を書て龍宮へ遣す、海主大に驚て、勅命に應じて滿干の兩珠をさゝぐ、御願成就の瑞相嚴重の由、君臣共欣悅す、さて同十月、新羅へ御發向の時、孕る子に私の言を含め給て、暫く出生をとゞめんがために、白石を御裳にはさみ、ますらをの貌をかり、旣に黃金の甲冑をめし、錦の旗、玉の蓋をさゝせて龍頭鷁首の御船にめす、此時神兵雲霞の如く化現す、又神樂の歌舞に應じて、龍宮の船頭安曇磯良丸、浄衣を着て、鼓を頭にかく、靈龜にのりて參向して御舟をこぐ、數艘の兵船四方をかこみ奉て、諏訪住吉二神、椴葉松枝の旗をあげて先陣に進み玉へば、群鳥鷹、鴟、鵰鳥、虛空に飛かけり、大魚波に浮び出て、兵船を守て、忽に異域に至る、船師海にみち、旗旌日に〇日に、一本作日を一曜かす、地祇振動し、鐘鼓鳴動して、山川悉振へば、兩神旗をひるがへす事稻麻に似たり、先干珠をなぐれば、滄溟皆ひかたとなる、異賊悅て、陸地にとりあがりて戰を致せば、官軍彌勝にのる、其後又滿珠をなぐれば、凶賊皆海底に沈む、剩鹽さしのぼりて、新羅海內となる、一天闇々として、日月光を陰す、神風戰々として、官

奉幣

〔日本書紀持統三十〕五年八月辛酉、遣使者祭龍田風神、信濃須波、水内等神、

〔諏訪上社禮書〕持統天皇五年八月朔日、以勅使始有神樂、

〔諏方下社禮書〕持統天皇五年八月、有奉幣使、

〔吾妻鏡六〕文治二年正月廿三日壬寅、二品〇源賴朝進神馬於諏訪上下宮云云、

〔吾妻鏡十六〕建久十年〇正治元年九月廿三日壬子、入御和田左衞門第、依召奉送神馬鹿毛駮、秘藏御馬、號白駮、於諏訪上宮、下宮御分御劔、金作、文鎭平云云、

神異

〔諏訪大明神畫詞〕信濃國住人、和田隱岐前司繁有、當社頭役の時、流鏑馬のあげ馬闕如して、一族に石見入道と云ける者、黑駮の良馬を立飼けるを借用しけるに、古歎の宿意ありて、借與に及ばず、是は使者の詞をだにも聞入ざりけり、祭禮の日に當て、此馬俄に病惱して既に斃せられんとしけるが、左右の耳忽に失にけり、奇異の思をなして、倩思案するに、揚馬に借たりし事を思出て、神道に種々の怠りを啓しでを付て、本社の神馬に獻じければ、病馬立所に平愈して、水草の念も本に復しにけり、兩耳漸々出現しけれ共、本のごとにはあらざりけり、近來當社に、小耳と云名馬則是なり、

〔貞丈雜記十三馬〕一神社にて、其社に付て、神馬の毛定りたる事有之、參詣の時、其毛をば斟酌すべき由大内問答にみえたり、其社に付て定る毛色の事、神道家の外、有識の人々にも尋れども、知りたる人なし、ある人の云、〇中略信州諏訪の神社にては、月毛の馬を忌むといへり、

〔源平盛衰記四十三〕住吉鏑并神功責新羅附住吉諏訪并諸神一階事

昔第十五代帝仲哀天皇ノ后、神功皇后御宇、新羅ノ西戎、我國ヲ背ク由聞エケレバ、皇后可責異賊旨、天照大神ニ被申、謹無懈トテ、二人ノ荒ミサキヲ差副給ヘリ、〇中略二人ノ荒ミサキ、艫舳ニ立テ守リ奉シカバ、新羅高麗ノ西戎ヲ平ゲテ日本ニ歸、〇中略二人ノ荒ミサキ、一人ハ攝津國住吉郡ニ

神饌

囂き事いふばかりなし、

神功皇后、三韓征伐の御時、當社と住吉との御神を御船に祭り給へりければ、海上無難に、御軍勝利し給へりとて、御船祭は有ける、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年九月十六日甲子、信濃國諏方社、明年五月會神事等、有其沙汰云云、

〔吾妻鏡三十三〕曆仁二年〇延應元年十一月一日丙寅、近日信濃國司初任檢註事、有其沙汰、而諏訪五月會幷御射山頭人等企訴訟、相當神事頭番之輩、有預免許之先例、但被優神事、雖被免其年、以後年於被遂行其節者、不可有免除之由云云、仍今日有評定、被尋問先例於當社大祝信濃權守信重云云、

九日甲戌、信濃國司初任檢註事、諏訪大祝信重捧請文、當社五月會御山以下頭役人等中國檢事、依相當頭番、不限其被免、一任間事、爲先例之由載之、仍重御沙汰之趣、不及異議、

〔諏訪大明神畫詞〕嵯峨天皇は、當社明神の狩獵の事、聊叡旨にかゝりたりけるにや、弘仁三年春の比、御靈夢あり、彼社かと覺き所に臨幸なる、社司の指南に任せて御覽ずれば、魚肉を多くいがきの外にかけたり、上に普賢幷とかきたる金字の札を又かけ並たり、本誓悲願御疑なくして、御信仰深かりけるとかや、

〇按ズルニ、此他沙石集三國傳記等ニモ生類神饌ノコトアリ、粗ボ上文ノ意ニ同ジケレバ今之ヲ略ス、

〔鹽尻三〕信州諏訪鹿食無穢　信州諏訪の祠官、鹿食無穢の章を出して、妄に火を穢す、恐らくは佛家の意より出たり、今其札を見れば、神代の故にあらず、業盡る有情は、雖放生身同證佛果と書たり、是全く佛者方便の說なり、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年八月十九日壬辰、可禁斷鷹狩事、被仰守護地頭等、但於信濃國諏訪大明神御贄鷹者、被免之由云云、

〔信濃奇勝錄 四諏訪郡〕諏方上下神社

信濃國一宮諏方大明神○中略御頭祭(オントウマツリ)

三月酉日、本社より十八丁を隔て、前宮に十間廊あり、往古は鹿狩の實檢廊也と云、今俗に十間堂と云、上段に一百餘の燈籠を挑、猪鹿の頭七十五、爼にのせて供、爼は松板を二ツに切、四角にあしを貫く、饗膳の賄は、郡中古は國中にて十六箇村を頭(トウ)村と定め、十六年に一度づゝ、祭事を勤む、其年の頭村より、十五歳以下の童男一人を神使(カウドノ)と號て出す、古は六人也、第一には、伊奈より出る二人を、外縣介(トアガタノスケ)外縣宮付(トアガタノミヤツキ)と云、二には、諏訪より出る二人を、內縣介內縣宮付と云、三に、佐久より出る二人を、大縣介大縣宮付と云、三十日潔齋させ、水干に刺袴細立烏帽子を著て給仕す、流鏑馬あり、此祭は往古鹿狩の還を表せし故に夜祭なり、一の炬火は、一番手の歸りを知らせの爲也、二の炬火は、二番手、三の炬火にて終る、今は其形ばかり也、又長七尺の柱に、流鏑馬の矢二本を結付、四木ぶしやの木、辛夷(コブシ)、柳、檜、の枝葉を取添、玄米に麹を合、ねり堅めたるを清酒と又柏酒共云て槲の葉に包、串にさして柱にさす、是を御卯杖、又御杖柱と云、此柱を飾立て、神使(カウドノ)の駈騎あり、藤皮を襷とし、はんひとて、腰に二丈五尺の麻布を付、神原を乘回す、此時參詣の群衆、聲を揚て騷を御手拂とて祭の終とす、此祭樣々の式あり、俗に御爼揃(オマナイタソロヘ)と云、

新葉 あらたまる須波の祭のみかり人しかもありけり神のちかひは　宗良親王

下諏方祭○中略

本社二ヶ所、和田嶺へかゝる所の社を春社といひ、上諏方への往還、湯の町の南に有を秋社と云、正月元日午の刻、神輿を秋社より春社へ遷す、大祝五官騎馬を粧ひ、伶人伎樂を奏して供奉す、七月一日、春社より秋社へ遷す、元日の如し、鉾十二本、なぎ鎌數百本、幟數十本、鞍馬數疋、弓鐵炮等は郡主より出る、此日は御船(ミフネ)祭とて、青柴をもて船の形を作り、事代主命の像とて、夫婦二神の像をかりに作りて上に立、數百人裸體にてこれをかき、三度社地を廻りて、秋社に至る、其いかめしく

拂ヒ、元ノ原上トナル故、古歌ニ、しばし里ある秋の御射山、ト詠メルモ宜ナリ、二十七日午ノ刻ニ、日月星ノ三光並ビ見ユ、是ハ古ヘ神功皇后、三韓出陣ノ時祈誓シテ、此度ノ戰ヒ利アランニ於テハ、三光一度ニ拜マレ給ヘトアリケレバ、日月星現ジ給ヒシナリ、其月日、七月二十七日午ノ刻ニ當レル例チ以テ、今ニ至テ此處ニ毎年此日三光アラハル、是レ神功皇后、諏訪ニ臨幸アリシ故實ノ一ツナリト云ヒ傳フ、

下諏訪ハ、本社二ケ所ニアリ、〇中略正月元日ヨリ六月晦日マデハ、神輿ヲ春宮ニ移シ奉リテ、祭禮ハ正月十四日ナリ、七月朔日ヨリ十二月晦日マデハ、神輿ヲ秋宮ニ移シ奉リテ、祭禮ハ七月朔日ナリ、都テ所ノ人ハ、下諏訪ヲ下宮ト云フ、又毎月朔日ニ楊柳ノ御幣トテ、社人柳ノ枝ヲ持出テ祓ヲスルナリ、是ヲ下ノ諏訪ニテハ御玉會ト云ヒ、上ノ諏訪ニテハ、御玉居ト書クナリ、禁裏ニテハ鎭魂ノ神事ト云フ、是ナリトカヤ、又近代六月晦日、横川ニテ和田峠ノ方ヨリ流レ來ル川六月祓ヲ爲ス、其時祝部、此川邊へ出テ、五色ノ幣ヲ立テ、篝火ヲ焚キ、祓ヲ誦ミテ後、茅ノ輪ヲ越ユルコトアリ、是レ名越ノ祓ナリ、

〔諸國圖會年中行事大成　一正月〕元日諏訪社蛙狩神事　信州諏訪郡にあり

御手洗川の蛙を備ふ、此川仲冬の比より凍とぢて、白布を引が如し、宮人斧鉞をもつて堅凍を砕ば、必蝦蟆うごめき出る、是を三ツ捕り、五官祝の中、神前に於て、小弓を彈てこれを射る、名て牲と云、寶永三年十二月晦、雨大に降り、瀧の凍も解け、洪水して牲の蛙求めがたき事なりしが、其晨に至りて、神前御階の上に、蝦蟆三疋踞り居たりしを、神官取て牲に備へしとなり、實に奇と謂つべし、是上諏訪七不思議の一なり、

十四日諏訪五穀筒粥　信濃國諏訪社にあり

今日神供所において、五穀と竹の筒を釜の中に入煮之、而して竹の筒を取上げ、其筒の中へ自ら入たる穀物をもつて、其年の吉凶を占ふ、

〔諸國圖會年中行事大成　四六月〕三十日諏訪社御作田　信濃國にあり

藤島の社に於て、巫覡舞樂を奏し、苗を神田に植、已に三十日を經て、八月朔日登りて神供に備ふ、諏訪七不思議の一なり、

をかはる〴〵用ゆ、

〔鹽尻十二〕尾州風俗三毬杖御柱水アビセ　我尾府下、正月市井に立る忌竹は、三毬杖の遺風なり、信州松本の人云、彼城下正月立るもこれに等し、但町々辻の中央にて是をやく、長さ十間ばかりの大柱を心とし、松竹等をかざる、是を御柱と呼ぶ、又幸の神と稱す、諏訪社三月中酉の祭日に、御柱とて四本立る、國風これに准せるにや、

〔信府統記二〕當社諏訪〇上ノ祭禮ハ、毎年三月酉ノ日ナリ、酉ノ日三ツアレバ中ノ酉ヲ用ヒ、二ツアレバ初ノ酉ヲ用ヒテ祭日トス、本社ノ東南ノ前宮ハ御旅所ナリ、其傍ノ十間堂ハ大祝部ヲ初メ、五官八乙女等列座スル所ナリ、祭日ハ、大祝部麴塵ノ袍ヲ著シテ出座シ、五官衆ハ束帶シテ、十間堂ニ次第ノ如ク著座ス、明神ヘ奉ル所ノ饗膳ヲ大祝部ヘ供フ、五官共ニ相伴ナリ、此時ノ供物ノ中ニ、鹿頭七十五並ベ供フ、總テ諏訪郡中五十餘ケ村ノ内、十六ケ村ヲ頭村ト定メ、餘村ハ是ニ屬シテ、十六ケ年ニ一度ヅヽ、輪番ニ祭事ヲ勤ム、又其年ノ頭村ヨリ、十歳以下ノ男子ヲ立テ御公殿ト云フ、是ハ大祝部ノ輿舁ノ類ヒニテ、輕キ神職ノ子ナリ、前宮ノ内ニ入レテ、七日間通夜サセ、祭日ニ至レバ、出シテ葛ヲ以テ搦メ、馬ニ乘セ、前宮ノ西南ノ馬場ヲ引廻シ、打擲ノ體ヲ爲ス、是時御公殿ノ先ヘ、明神ノ神劔ヲ持ツ、是根曲リト云フ御大刀ナリ、此人ハ神職兩奉行ノ外ナリ、此劔ニテ藤ヲ切ル、總ジテ神事ニ用ユル藤ハ、田部村ニ藤島ト云フ所アリテ、此藤ヲ用ユルガ定例ナリトゾ、其後三間許リノ大炬火ヲ臺ニ据エ、火ヲ放テ燃上ル時、參詣ノ群集、聲ヲ揚グ之ヲハヤス、炬火盡ルヲ御手ハラヒト云テ、祭事ノ終リト爲ス、祭ノ日力士四十人明大柄杓ヲ持テ、大祝部ヨリ先ヘ立ツ、

御射山ハ、高島ノ城ノ南ニテ、其東ニ原山トイフアリ、原ノ上ニ樅ノ大木アリ、此所ニ明神ノ御旅所二社アリ、虛空藏ヲ本尊トシテ安置セリ、七月二十六日ヨリ、翌二十七日マデ神事アリ、御射山祭リトモ、穗屋祭リトモ云フ、薄ノ穗ヲ以テ假屋ヲ作ル、是ヲ俗ニ二ヨウト云フ、茶店賣物ヲ出シテ町屋ノ如シ、湯立アリ、皆薄ノ穗ヲ用ユ、夜ハ相撲アリ、近郡ノ士民群聚ス、神事終リテ假屋ヲ取

かはせたまはゞ、御腹なほらせ給ふべしと申ける御使に參て候と云、樵の祝出合て御文は候か、御廳は候かと問、其にありと答、つかはせ給へと云時に、神長稲大夫とよべば、雅樂犬になりて、鈴をならして走り出、此時につかれをやれば、犬かききえはりて鳥をみ付る勢あり、其後雅樂等外居の飯を取て、著座の神人に悉引、是則安倍高丸追罰の時、鎮神旅客の質を現じて官軍爲に籌策を廻し給ひしによりて、彼後見が娘を召されて、其望をかなへさせ給ひし昔の事わざ、今もたへずと也、同廿八日蹴子調、神官氏人亂舞興宴あり、

同廿九日、大夜明大己祭、又御體三所を入奉る、其儀式おそれあるによりて是委せず、冬は穴にすみける神代の昔は、誠にかくこそありけめ、

晦日、寅の時御手倉送、一年中の神事に手向幣帛、幷榊柳の枝柏の葉等を御寶殿にをさめて、是を取しづめて、机飯一膳をそへて、雅樂一人荷擔して、郡内葛井の池に入る、翌朝に遠州さなぎの池に浮び出、村民是を拜して渴仰す、神變奇特、今に至る迄凌遲せざるをや、

〔木曾路之記　上〕下の諏訪は、和田嶺の坂の下也、〇中略坂のくだり口に下の諏訪大明神あり、是を春宮といふ、是町の北の方なり、其先町のひだりにも大明神の社あり、是秋宮といふ、東の方なり、大明神を正月朔日に春宮にうつし、七月朔日に秋宮にうつし奉る、每度神輿にのせ參らす、元日には祭禮なし、七月朔日に祭あり、〇中略上の諏訪は、下の諏訪より三里あり、上の諏訪の祭、三月酉の日なり、酉の日三あれば中を用、二あれば初を用、鹿の頭を七十五狙にのせ神前に備ふ、又別に鹿肉を料理し盛てそなふ、社人も其鹿の肉を食す、他人も社人よりゆるしを出せば鹿の肉をくらふ、鹿はむら〳〵の獵師、又立願など有もの持來りて捧ぐ、下の諏訪のまつりには鹿をそなへず、下の諏訪の社人も鹿食のゆるしをば出す、上の諏訪には年中七十五度の祭あり、〇中略上下共に七年に一度、(每寅申歳)御柱とて大祭あり、遠近四方より人多く集り、其儀式おびたゞし、四月申寅の日

に酒室の社に至る、神事饗膳あり、〇中略酒室の神事畢て長峯へ打のぼりて、行々山野を狩る、必神事の法則に非ずといへども、鷹などすへて使ふ物も有、禽獸をたて丶射取者も有、漸晩頭に及て物見が岡にいたり、見物の緇素群集す、扨大鳥居を過る時は一騎宛聲をあげて通る、前官男女の部類、乘輿騎馬の類、前後につゞきて櫛の齒のごとし、〇中略廿七日早旦二の御手倉大祝以下、大小神官榊を捧て山宮に詣す、去夜より所々の神樂鉦鼓の音、巫女が託宣相續してかまびすし、又散供打まき積物雨の足のごとし、〇中略廿八日、神事法則昨日のごとし、〇中略廿九日、祭禮の條々又昨日に同じ、御狩歸は石頭人經營也、盃酌の後矢拔あり、雅樂に仰て狩人の中に鹿の射手を召出して、とがり矢（尾花を取調たり）を給ふ、（大鹿分八、中鹿分六、妻鹿分四、鹿子、猪鹿各三なり、）是を取て再拜して退出、當座儀式尤眉目たり、

十一月廿八日、なん畢り神使御立御、皆神殿を起て三匝の今日御作田の熟稻を奉獻す、又雅樂に仰て、童部を召集て、神長大祝の前に進て、御穀をとつて、彼童部の口にく丶めて、かひを持て、ほうをたゝきて仰詞あり、又鋤鍬を作りて、彼童部にあたへ、東作の業を表す、今夜大小神官大略通夜せしむ、

同十五日、放生會、饗膳例のごとし、一二の鳥居の間において、流鏑馬御子村相撲田樂等あり、當社殺生の儀式嚴重なり、善巧方便の殺生は、凡慮の測る處にあらざるをや、

十二月廿二日、一の御祭、大祝以下の神官、所末戸社に詣す、行列例のごとし、饗膳の儀、又常のごとし、同日御室入、大穴を堀て、其物に柱を立、棟　高して萱を葺て、軒の垂木土をさ丶へたり、今日第一の御體を入奉る、大祝以下神官參籠す、同廿四日しんふくらを祭禮あり、先神長立て、陸奥國せんせんつかふしのひとり姫御前、腹をやませ給に、せいもん情士にとはせ給へば、東山信州諏訪郡、たけいの御里にいこもらせおはします、大明神御室中にある、しんふくらと云鳥を御藥につ

行粧弓袋さしの甲冑までも、心を盡して調たり、馬場するゑに至りて、長廊のうしろをへて、馬はもとに廻り、裝束を改て流鏑馬を射る、先三頭人、次で氏人以上、當色的を立つ、次大祝の分、雅樂的をたつ弓箭藝射禮の曲、面々譜代の神習、左右にあたはず、又射禮に並て相撲廿番あり、占手左右の頭人の分、供御の雚役に從ふ、其外は散在の國民等也、雌雄に付て、毎度祿布を給、次に著座の仁等悉水干脱、山の如積置て、當日の奉行人、道々の雚にわかち與ふ、白拍子御子田樂呪師猿樂乞食非人盲聾病痾の類ひ、遊手浮食の族、稻麻竹葦のごとくに來り集りて相爭、其體比興なり、是も與物結緣の隨一なるべし、

晦日（○六月）田植、藤島社の前にして此儀あり、大祝の外、神官男女衣服を刷て此所に望む、雅樂農具を帶して田かへす、五官を行事とし、巫女をさをとめとす、職掌土鼓を取、拍子をうち、笛を吹、さゝらを取て歌舞す、ををぬきながす、河邊の溝にはさまかはりたる今日の神事、いとめづらかなり、卅日をへて熟稻と成て、八月一日神供に備、當社奇特の其一なり、

當郡の湖上に、炎暑の比、風しづかなる日、鯉馳と云漁舟有、里魚をいとる事也、他國には類ひまれなるをや、必神事の法則にあらねども、神官氏人納涼の船遊して、祭禮饗膳にたむく、

七月朔旦、本社の饗膳常のごとし、同日下社の御移徙なり、春の宮より秋の宮へ神幸あり、先獅子狛犬、次に相撲人形を、歩行の神人（折烏帽子、水干、）肩にのせて前行す、次御子村、（ひしなさす、）次御弓鏑御劍（錦納二袋一）職しやう二人（淨衣）是をさゝぐ、次に長櫃一合、（しめなひく、）諸役先のごとし、又參詣の數輩、合力して第一をかき奉る、次五官、（淨衣）高家社、（布衣、下先さす、）（騎馬）次大祝、（布衣）後騎の氏人、歩行の僮僕濟々たり、中條の宿神殿の北門をへて、秋宮に至る、次に渡物（鉾山）あり、其後犬追物、例の義あり、

廿六日、（小月廿五日）御射山と申し、大祝神殿を出て、先前宮講上の兩社へ詣て、後進發の儀式あり、神官行粧騎馬の行列五月會に同じ、御旗二流の外、御札（十三所神、各銅の札を鉾に付たり、）をか神長是をさす、先陣既

を（魚楽）以て珍とす、晩に及て兒童二人、左右の樂屋を出て、頭役下符を捧て大祝の前に置、氣色を伺て頭人の代官にわたす、左右の舞師、祿を給て退下す、

五月二日、御狩押立進發、行列如常、宮河の高橋を渡て、前行旗二流、（左穀葉、右白、）雅樂黃衣に行騰をはきて是をさす、次に五官（布衣浄衣）六神使（赤衣）以上下﨟をさきとす、次引馬數十疋此を引、次大祝（穀葉藍摺、鷹羽箆矢、菅笠、同行騰、無跡の行粧を表するなり、）後騎氏人（水干折烏帽子、狩裝束、）歩行僮僕済々なり、力者二人を相具して柄長の杓、幷に引目をもたしむ、中間雜色數多、酒室の社前に至る、此所にして三頭對面の禮をなす、其後長峯山に登る、其勢相つらなれり、又獨集會（大柏木）にして、宇津保に改て、二流の旗を守りて、左右に相分て、夏野の草の中にして、所々に狩人散亂す、臺㞍良山にて、鹿を出して面々是を射る、四日に至るまで三ヶ日の儀式也、其間或は宅に歸り或は山に留て、狩獵をいたす、さしも堪能の輩、數百騎に及ぶと云へども、矢に當る鹿兩三にすぎず、諏訪野の鹿に穴ありと云古老の詞あり、奥深有情の本誓によれるにや、尤貴ぶべし、

同五日朝、本社の祭禮、五月會頭と號す、大小神官氏人著座、面々饗膳をまうけ、引物あり、是左頭經營也、先大祝の分、銀劒弓征箭行騰鋺長持鞍馬（銀鞍貝鞍）引副二疋、例祿布等也、其外五官六使には、各鞍馬銀劒兩種也、巫女人別に裝束を給ふ、褻唐衣鈴懸帶小袖帷等也、雅樂十人には黃衣、社僧廿五人には白布、員數不同なり、鞍馬等官職に依て是を加、面々從人撤していづ、

同夕べ、本社より馬場の廊へわたる、行れつ如常、彼所饗膳引物大宮の儀に同じ、右頭人の經營なり、

同六日、流鏑馬の頭、（別人の役）同廊にして饗膳引物昨日のごとし、兩日三座の神物役人等、自他つゞきたるが、かつ〳〵引つらねたる龍蹄もおびたゞしく見えける、次十三騎馬場をあぐ、（水干）紅葉色を交、金銀の付物、日月の光をみがき、草樹の花をかたどる、服飾の美麗盛りなる見物也、當色僮僕の

を人の頸にかく、次神使六人、庭上にして宇壺を左に付て著座、神官等同座、三獻の後、打立野燒に趣、大祝神官の外、氏人（水干）本人數を率して、大宮の前をへて、北の鳥居の外、一妙山の鼻より野火を放て、野燒の社にいたる、御子村小笠懸あり、行騰の上に征矢を付、射禮畢りて馬上にして三獻、盃を右に取て左に落す、鹿の打骨を（下宮所役）もて肴とす、歸路萬歲をうたふ、次に馬を馳て時の聲をあぐ、戰場勝利の禮を表するをや、

巳の日新申し、先大宮に詣て饗膳あり、神原に到てまた神事あり、大祝以下神官神使氏人小々、神殿の酒倉に入て、萩をもちて、鹿の打骨を燒て肴とす、神使六人歌をうたひて、歸路に高石上において、靈水をそゝぎて人をきよむ、（雅樂役）次に夜に入て、大祝內の玉殿に詣て、寶殿をひらき神寶を出す、諸人競て拜見す、八咫の鈴、眞澄鏡、御鞍轡なり、氏人の外、影を鏡にうつさず、

午日、磯並（播さしの明神さし殿）神事、彼社の拜殿にして饗膳如常、步射廿番、切的を用る、歸路に草花を結てかづらとして、人ごとに頭にかけて家に歸る、

四月朔日、一三日神事饗膳如常、同七日大宮にして花會を（右頭役）行ふ、舞樂あり、大祝（束帶）神官（淨衣）神使（赤袍）氏人（水干袴）左右頭人（淨衣）社僧（法服）著座の次第如常、饗以後神物を引、大祝の分、劍弓征箭沓行騰鞍馬（總鞦）引副幷に餅馬等也、其外神官社僧七十餘人に、鞍馬兵具絹布布等を分配す、次に頭人奉幣す、膝突、神物（銀銅絹布白紙散供）廣蓋に入て寶前に奉る、又樓門前の廊に於て舞樂あり、都部伶人會合す、舞訖て左右の舞師祿を給ふ、絹一領なり、其後貴賤退散す、

八日同會、（左頭）神宮寺にして法會舞樂あり、兼て高座二脚を外陣に迎立ち、彼本講論有、又百（十十物）捧物を堂前中央の間に積置く、大祝以下神官兩頭人皆同廊に著す、引物の員數昨日のごとし、左右棧敷、內外の衆人、一山に充滿す、先大行道あり、衆徒（法服）兒童（水干）以上花筥もつ、伶人樂器をしたがへたり、又兩頭人、左は花筥を捧げ、右は薪をもちて旋繞す、從類濟々相隨ふ、樂屋亂聲奏し、舞樂秘曲

しばらくやまず、內外の龍蹄驚動す、しづまりて後、神使皆馬に乘て打立、此時神長酒を馬上に捧ぐ、柏の葉をて盃とす卽神使各四度是をうく片柏と號す其後出門、御門屋と號す漸黃昏に及て、內縣貳手、各松明をとりて、樂を奏して神殿郭外を逆廻る、御杖、賀主役騎馬御寶、或は御杖に付、或は別もつ、前後親昵有緣の一族氏人等、步行にて扈從す、後騎祢人宮仕鳥居の下まうけます、

神殿旋繞、座次に隨て不同なり、小縣二反の後、上原に宿して、東山をへて下宮にいたる、內縣一反の後、千野に宿して、郡內南方堺にいたる、三道巡禮、共に山路を經て往行、三日五日を送る、廻神と稱して、村民是を拜す、戊亥子三ヶ日の神原、幷人屋の神事又是を略す、丑日先峯たに口、其後前宮の神事、神使二手外縣內縣御上つまり、落花風にひるがへり、山路雪をふむ、職掌鞍馬、金銀の莊嚴、無雙の見物なり、

寅日御祭、大宮國司使、祭使と號、冠帶、在廳官人淨衣水干等を引率して、宮中正酉の廊に著座、前行の官人、鳥居內右廊に著く、則神物を奉る、當所の神馬金銀絹布等也、次前行の在廳四人、池廊に望みて、大刀をぬきて、四角に立て、一曲をかなでて、また在廳大祝に對して幣帛を捧、事畢て本座に歸り付、此時大祝と祭使と對座、盃酌の後共に退出、また今日小縣神使歸參、六人共に會合す、次に神原神事、明日の射手を定む、

卯日、悅日射禮、弓場、步射の同所、去夕御寶を撤す、大祝以下神官神使射手等著座、饗膳の儀步射の時に同じ、勝負次第聊差別あり、人數皆參の後、手ぐみの散狀一反よみわたす、其後次第を守りて、左右番々立會人數不定なり、器用をえらぶ、終日を限、三番五番又不同なり、一會終て後、負方は髮をみださる、顏に墨をぬらる、亂舞興宴の後、弓親立重て雌雄を決す、書落の矢と號す、前の勝また負となる、兩方行事持と稱す、弓箭の道、終に和睦の義を表するなり、

辰の日、先禰宜送の儀あり、禰宜の私宅にして饗膳如常、神事以後罰を行ふ、面縛の義を表して、繩

觀をそふ、

二月晦日、荒玉社の神事、當年の神使六人（上臈四人、下臈二人）童子直垂を著して出仕、饗膳あり、頭人の經營なり、是卽正月一日の御占に任て、氏人を差定て、其子孫の中に、婚姻未犯童男を立て、來月初午以前、三十ヶ日の日限を點じて、面々新造の假屋をかまへ精進を初む、先神長此室に望て、御作神と云神を立、神使の食物飯酒魚鳥の上分をたむけて、日々行水散供祓の義嚴重なり、隨逐の祿人已下、從類相共に潔齋す、此所に女人の經廻をとゞむ、若觸穢ある時は、此神必たゝりをなす、鳥犬に至迄其罰を蒙る、不思議の事なり、三月以後、大祝の左右に隨ひて、明年正月一日にいたるまで神事を取行、當社末社の內、若宮兒宮まします、神代童體の故なる事等也、

三月一禩、十三ヶ日神事相續す、當年の神使六人立始む、先初午の日、下臈二人（外縣、大明神をさうす、）立て、則神殿の巡禮三反の後、今夜大雪にまうでゝ、外諏訪郡に發向す、劣異なりと云へども、其儀式酉日の大會に見えたり、末日所末戶社（第十二所第十一）神事、假屋をかまへて、稻穗を積て、其上に皮を敷て、大祝（布衣）の座とす、神使四人（上臈直垂）五官（淨衣）平座に付て、盃酌三獻の後、御室に歸りまいる、稻穗をとる事、天子大嘗會の時此禮あり、神代定て故ある事にや、申日人屋神事、事しげきによりて是を略す、

酉日、神使四人（上臈）御立、御神殿神原廊にして神事饗膳あり、禽獸の高もり、魚類の調味、美を盡す、今日堂上堂下郭外の儀式計會す、所持の榊、（髮筋一兩を付たり）面々に是を獻す、神長とり調へて、一束に結び合て、御杖と號じて是をさゝぐ、又御寶（大鈴のごさし）錦の袋に納て頸に懸く、次に新神使貳人（內縣、うちあがた、）著座、上介獨起て大祝の前に蹲踞、大祝玉鬘（藤白波）を結て、神役の頸に懸く、神の長御杖を神役にいだす、神役殊更手をかく、從人是を助て本座に歸り、下介前に同じ、小縣貳人進退また如斯、此間に神使の鞍馬をひきつ、盃酌出ぬれば、四人共に庭上に立つ、巫女等介錯、大祝同出てあふ、彼是床子に付、大祝よ言をよみあぐ、（口傳有）神使口まねをす、其後御手拂、（手をたたく）群集の緇素、悉是に隨ふ、其聲

各々下馬の後宮中に詣づ、社頭の體、三所の靈壇を構たり、其上壇は尊神の御在所、鳥居格子のみあり、其前に香花の供養を備ふ、〇中略中の壇には寶殿經所計なり、〇中略下の壇は松樗柏城甍を並べ、拜殿を專にして魚肉の神膳を此所に供す、〇中略初官以下の輩は、伊豆早社より次第に巡禮して、內宮の壇上にいたりて神拜す、又湖水を隔てる遠山に下宮の甍見ゆ、今日の神幸思ひやられて是を拜す、扨御手洗河に歸りて、漁獵の儀を表す、七尺の淸瀧氷閉て、一機の白布地にしけり、雅樂數輩、斧鉞を以て是を切くだけば、蝦蟆五六出現す、每年不闕の奇特なり、壇上のかへる石と申事もゆゑある事にや、神使小弓小矢を以て是を射取て各串にさして、捧げもちて生贄の初とす、〇中略さて著座次第は、先大祝、樓門五官、兩神使、下臈右廊同神使四人、上臈左廊幷一續氏人、同廊二行三行に膝を重てなみゐたり、盃酌三獻の後、神長御箸と唱る聲を聞て、大祝御箸を机の飯に立つ、衆人是に隨ふ、卽是撤す、一會畢て、松明を取て各退散す、

今夜深更に及て御室に歸、穴巣始冬の段にあり先萩組の座にして、神の長御占を行ふ、薄の穗一束、掌內に奉る、大祝對して誦文あり、外人にきかしめず、重半の占に付て、當年の神役六人を差定、是氏人の巡役なり、

同十七日、神殿後にて、歩射の神事あり、御室の砌を弓場とす、大祝布衣神官淨衣氏人水干袴著座して人數を相とゝのふ、射手廿番、各水干葛袴を著す、占手神長、紙の面形なもちゆる小弓小矢をとりて、靜に歩よりて的黑三白二の黑眼を射とほす、蚩尤が眼なんど云へる事か、射禮をはりて饗膳あり、

二月十五日は、下宮同神宮寺にして、常樂會舞樂あり、釋尊涅槃の會節を迎へて、神明結緣の大會を行ふ、四月十八日は、上の宮にして花の會あり、兩社相對して、如來設化の始終をつかさどる、神物捧物饗膳等、左右の頭人經營也、此外大小神事、春祭外七十餘日、兩社同日同會也、此一會時節不同の間、別に是を記す、當社は春秋の兩宮あり、春の宮、山川の景趣、花樹の艷色、時を得て法會の壯

文治二年二月日

十一月八日辛亥、藤澤余一盛景、依諏方大祝訴、去比蒙御氣色、今日所預厚免也、是盛景、於御奉寄地黒河内藤澤、抑留御狩、妨拜殿營作之間、就愁申及此式訖、而祝申云、爲被懲肅傍輩、可止自由張行之由、爲蒙恩裁言上之處、忽被罪科之條、還可違神慮之由云云、仍件兩條尤守先規、可致急速沙汰之由、被仰含云云、

下　信濃國黒河内藤澤

可令早任先日御下文旨、專大祝下知、勤仕神事等事、

右件兩郷、御寄進諏訪大明神之外、全無他勤、而余一盛景、已忘本跡、抑留恒例之御狩、忽緒拜殿造營之由事、以彼對捍之時、無左右難可令改之、早任先例、且令勤仕御狩、且可令修造拜殿之狀耳、敢不可及遲々、大明神者、以神主大祝下知、爲御宜事也、何背其下知哉、返々不當也、

元曆三年十一月八日

〔木曾路之記上〕下の諏訪は和田嶺の坂の下なり、〇中略坂のくだり口に下の諏訪大明神あり、〇中略社領は上に千石、下に五百石附けり、

〔鹽尻十〕伊勢始諸國神領　信州戸隱、上諏訪、各千石、下諏訪五百石

〔信府統記二〕上諏訪社領千石湯川村、神宮寺村、下原村、神原村、田澤村、高部村、武井村等ノ村々ヨリ、諏方上下ノ神領、都テ千五百石ヲ收納スト云フ、〇中略　下ノ諏訪社領五百石、收納ノ村々ハ前ニ見ユ

〔諏訪大明神畫詞〕正月一日、荒玉社若宮寶前を拜して、祝以下の神官氏人、皆衣服をたゞしくして參詣す、〇中略西の山ぎはには、末社堂塔いらかを並て見え渡る、一二の鳥居の間には、騎馬の行列、次第を守りて連續す、先五官の淨衣著す次に、神使六人、赤衣次に大祝、束帶後騎氏人、水干僮僕濟々たり、主伴行粧巍々たり、山道往還の貴賤、村里郷黨の士女、市をなして見物す、

加岡仁谷郷、此名字衆人未覺悟、稱不可然由、再三雖令書改、毎度載兩郷名字之間、任其旨訖、相尋古老之處、號岡仁谷之所在之者、信義忠頼等拍掌、上下宮、不可有勝劣之神慮已揭焉、彌催強盛信、歸敬禮拜、其後於平家有志之由、風聞之輩者、多以糺斷云云、　十月十八日丁酉及晩著御黄瀬河、以來廿四日、被定箭合之期、爰甲斐信濃源氏、幷北條殿、（〇時政）相率二萬騎、任兼日芳約、被參會于此所、武衞謁給、各先依篤光夢想及菅冠者等事、奉附其所於諏方上下社事、面々申之、寄進事、尤叶御素意之由、殊被感仰之、

〔吾妻鏡　三〕壽永三年（〇元暦元年）四月六日甲戌、池前大納言、（〇平頼盛）幷室家之領等者、載平氏沒官領注文、自公家被下云云、而爲酬故池禪尼恩德、申宥彼亞相勅勘給之上、以件家領三十四箇所、如元可爲彼家管領之旨、昨日有其沙汰、令辭之給、此內於信濃國諏方社者、被相博伊賀國六箇山云云、

池大納言家沙汰（〇中略）

諏訪社（信濃、被相博伊賀六箇山了、）

已上女房御領

右庄園拾陸箇所注文如此、任本所之沙汰、彼家如元爲有知行勒狀如件、

壽永三年四月六日

〔吾妻鏡　六〕文治二年三月十二日庚寅、關東御知行國々內、乃貢未濟庄々、召下家司等注文被下之、可加催促給之由云云、今日到來、

注進三ヶ國庄々事（下總信濃越後等國々注文、〇中略）

信濃國（〇中略）

諏方南宮上下社（八條院領）　同上下社領（〇白川鄕中略）

右注進如件

〔新抄格勅符抄（神封）〕建御名方富命神七戸

〔三代實錄（清和十一）〕貞觀七年七月三日壬午、信濃國諏方郡水田二段、爲彼國建御名方富命神社田、

〔諏訪大明神畫詞〕白河院の御宇、大祝神爲信（號神大夫）存日に、長男神太爲仲を當職に立てゝ、社務を執行しけるに、八幡太郎義家の誘引によりて、上洛の企あり、（○中略）さて美濃國筵田庄芝原と云所に至る、新羅三郎義光、號刑部丞、請じて酒宴ありけり、雙六をうちけるに、不慮に賽論出來て、忽に闘殺に及び、兩方多く友を亡し、疵をかうむる者數を知ず、賓主の諍なれば、爲仲は理を得ずして、遂に自害し侍けり、（○中略）京都には、八幡太郎、折節豫州禪門（○源頼義）の前にて、佛事聽聞ありける所に、此事聞えければ、驚て座をたつ、顏色忽にかはり、大に嗔恣を發する體也、（○中略）當座臨時喧嘩、兼日の宿意にあらず、あへて其恨を殘すべからず、然れども所當の罪科速に糺行すべし、兄弟の確執は、他人の嘲弄也、暫くいきどほりをやむべき由、再往諷諫の間、義家力及ばず、數輩の下手人を誅し、彼地を神領に付けらる、

〔吾妻鏡一〕治承四年九月十日己未、甲斐國源氏武田太郎信義、一條次郎忠頼已下、聞石橋合戰事、奉尋武衛（○源頼朝）欲參向于駿河國、而平氏方人等在信濃國云云、仍先發向彼國、去夜止宿于諏方上宮庵澤之邊、及深更青女一人、來于一條次郎忠頼之陣、稱有可申事、忠頼乍恠招于火爐頭謁之、女云、吾者當宮大祝篤光妻也、爲夫之使參來、篤光申、源家御祈禱、爲抽丹誠參籠社頭、既三箇日不出里亭、爰只今夢想、著梶葉文直垂、駕葦毛馬之勇士一騎、西揚鞭畢、是偏大明神之所示給也、何無其恃哉、覺之後雖可令參啓、侍社頭之間令著進云云、忠頼殊信仰、自求出野劔一腰、腹卷一領與彼妻、依此告則出陣、襲到平氏方人菅冠者、伊那郡大田切鄉之城、冠者聞之、未戰放火於館、自殺之間、各陣于根上河原、相議云、去夜有祝夢想、今思菅冠者滅亡、預明神之罰歟、然者奉寄附田園於兩社、追可申事由於前武衛歟者、皆不及異儀、召執筆令書寄進狀、上宮分當國平出宮所兩鄉也、下宮分龍市一鄉也、而筆者誤書

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年三月十一日辛亥、信濃國正二位勳八等建御名方富命神進階從一位、從二位建御名方富命前○前字原無、據類聚國史補、八坂刀自○自原作目、今從一本、命神正二位、

〔諏訪大明神畫詞〕凡仁明天皇御宇承和九年、始て五品の爵をさづけられて後、文德清和兩朝、嘉祥貞觀の聖曆には、別勅を當社に下されて、二品三品の崇班に叙し、朱雀白川御宇、天慶永保の明時には、又綸言を天下に下されて、一階を諸神に授けられし、當社正一位に叙せらる、此條々國史の所見分明也、仍正一位法性南宮大明神と號す、

〔諏訪上社禮書〕朱雀院天慶年中、被叙正一位、號南宮法性大明神、

〔神階記〕村上天皇天曆二年三月、有神位事、

諏訪神授正一位、

社格

〔延喜式神名十〕信濃國諏方郡南方刀美神社二座名神大

〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座○中略　南方刀美神社二座(中略)信濃國

〔大日本國一宮記〕南方刀美神社　信濃諏訪郡

〔類聚既驗抄〕諸國一宮事

諏訪宮南宮、信乃國一宮、

神領

〔諏訪大明神畫詞〕安倍高丸が賊首を鉾につらぬきて、神兵又田村將軍の先陣をうちて歸洛す、程なく信濃國佐久郡と諏訪郡との境に至るを、おほどまりと號す、彼所において、神兵又神變を施し給、例の葦毛馬、地の上一丈ばかりあがり、裝束冠帶に改りて、我は是諏訪明神也、王威を守らんが爲に、將軍に隨逐す、○中略　一卷記文今者號記文陀羅尼、出し給て、かきけす樣にうせ給ふ、將軍是を拜見して、感涙を押へ、信力をこらして、歸京の後天聽に達し、宣旨を下されて、諏訪郡の田畠山野各千町、每年作稻八萬四千束、彼神事の要脚にあておかる、○事詳神事條、

神階

拜殿　神樂殿　回廊　御柱　籠所　寶殿　護摩堂

諏方秋宮(中略)毎年七月朔日こゝにうつし奉る、(中略)春宮にましま す時、秋宮空社なり、秋宮にましま す時は、春宮空社なり、

〔木曾路之記上〕下の諏訪は、和田嶺の坂の下なり、○中略坂のくだり口に、下の諏訪大明神あり、是を春宮といふ、是町の北の方なり、其先町のひだりにも大明神の社あり、是秋宮といふ、東の方なり、大明神を正月朔日に春宮にうつし、七月朔日に秋宮にうつし奉る、○中略春宮にましますとき、秋宮は空社なり、秋宮にましますときは、春宮は空社なり、○又見信濃奇勝錄

〔古史傳二十三〕上社下社と二に別りて、上諏訪は建御名方神にて、拜殿は有れど宮作はなく、社地に大なる石窟あるを神の坐所と申して、其四隅に大なる柱を立て、此を御柱と云て、宮に擬へたり、此柱を七年に一度づゝ立替あり、其祭を御柱祭といふ、木は杉檜椹、何にても大木を用ふる例なりとぞ、下諏訪は、八坂刀賣命にて、上諏訪より二里半ばかり放れたり、春宮秋宮とて、二社あり、二社の間、凡二十町ばかり放れたり、年毎に七月の朔日に、春宮より秋宮へ遷宮ありて、十二月の晦日に春宮へ遷り給ふとぞ、

〔續日本後紀十一仁明〕承和九年五月丁未、奉授信濃國諏方郡无位勳八等南方刀美神從五位下、餘如故、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月壬戌、奉授信濃國无位健御名方富命前八坂刀賣神從五位下、

〔文德實錄二〕嘉祥三年十月己未、信濃國御方富命神、建御名方富命前八坂刀賣命神、並加從五位上、

〔文德實錄三〕仁壽元年十月乙丑、進信濃國建御名方富命前八○前八原作參及、今從一本、及類聚國史、坂刀賣命等兩大神階、加從三位、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命神從二位、從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位、　二月十一日丁酉、授信濃國從二位勳八等建御名方富命神正二位、正三位建御名方富命前八坂刀賣命神從二位、

申歳遷宮をなし奉る、其時の古社は、又新造の後、七年送りて神座、又七年をふれば、前後支干一禩十三年に當て撤却す、其跡に又新造を造替して、來寅の歳をまつ、如此輪轉す、是則兩社同末社一同の儀也、されば後の年暦に當れば、初春より國司の目代、巡役の官人を大行事に差し定め、御符を下し、國中の要路に關をすゑて、神用を分配す、一國の民人諸道の工匠を集て經營す、氏人并國中貴賤、人屋の營作をなさず、新〇新一本作料材を他國へ出さず、數十本の御柱、上下の大木、則三千人の力にて採用す、加之元服婚嫁の禮、其以是をとゞむ、違犯の者は、必神罰をかうむる、垂跡以來越年の例なし、年内必造畢をとげて、穫勘といふ啓白を申事也、

〔東濃都登坤〕下の諏訪にいたる、驛中の家並凡千軒ばかり、商人多くにぎびたり、まづ諏訪明神の御社にまうづ、春の宮秋の宮とて、春秋こゝにうつりますとぞ、こゝにいつき祭れる御神は、健御名方命なりとぞ、宮居いとおごそかなり、町の中に溫泉ありて、浴する人多くつどひよれり、こゝより上諏訪に三里をへだつとぞ、

〔信府統記二〕本社〇上諏訪ハ酉戌ニ向フ、社壇方一間許リ、扉ノミアリテ內陣ハナシ、當國一ノ宮ナリ、左右ニ階アリ、本社ノ前、石ヲ疊テ數ケリ、兩ニ一宇ノ護摩堂アリ、社僧長日ノ祈禱所ナリ、同右ニ社家ノ祈禱所アリ、其次ニ經堂アリ、

〔木曾路名所圖會四〕上諏方神社

拜殿南向、美麗なり、扉のめぐり彫物彩色、內陣神社也、和州三輪の如し、　御供所拜殿の東にあり　文庫同所にならぶ　祈禱所同所の側にならぶ　給馬殿拜殿の南にあり　護摩堂繪馬殿の西にさなる　大福殿廊下の入口にあり　御柱鳥居の內にあり　勅使殿社內東方にあり　六角井同東の方にあり　神樂殿六角井に隣る　御手洗井勅使殿の傍にあり　當社は科野の國一の宮にして、特に上諏方は、神領廣くして、社美麗なり、〇中略

下諏方

諏方春宮毎歳正月朔日に遷し奉る

社地

社殿

池の中より出たる古銅印文に、賣神祝印とあり、賣神は女神にて、八坂刀賣神祝の印のむかし事ありて、池中に沈みて在つるなるべし、これはたおもひ合すべし、然ればとて南方刀美神の后神なるべくさだめおもはむはたやすし、然らぬ女神の由ありて、主神の前取持坐して祭られ給へるにてもあるべければ、推定めがたし、今上諏訪に上諏訪社、(上社ともいふ、)下諏訪にも下諏訪社(下社ともいふ)ありて、並に二座の神を祭りて、一座は南方刀美神と申せど、今一座の神名は詳ならず、(其一座は、いはゆる前八坂刀賣神に坐せる歟、上に辨へたるがごとし、)いづれ式内の社なるにか定かならずとぞ、今推考るに、上古より仕奉り來れる大宮司の大祝と云ふが、古より上社の方に住著きて在りといへば、その上社ぞ本社にて、下社は諏訪の地を上下と別てる後に、上諏訪なる本社より移して、下諏訪にも別に祭來れるにぞあるべき、

〔古史傳二十三〕八坂刀賣命、こは健御名方命の后神なること、下に引く御紀の文にて知たるが、誰神の御女と云ことを知がたし、〇中略 さて此夫婦神の社は、神名式に、信濃國諏訪郡に南方刀美神社二座名神大とある御社是なり、(主神は建御名方神、前一座は八坂刀賣命なること、下に註へるが如し、)上社下社と二に別りて、上諏訪は建御名方神にて、〇中略 下諏訪は八坂刀賣命にて、上諏訪より二里半ばかり放れたり、〇中略 嘉祥三年十月、御名方富命神、健御名方富命、前八坂刀賣神、並加従五位下、(御名方富命神とあるは諏訪社の主神、前八坂刀賣神とあるは其后神なり、さて建御名方富命とあるに水内社に坐す神なり、)

〔木曾路名所圖會四〕上諏方神社(下諏方より三里にあり、下諏方より坤の方に當る、)(中略)

下諏方　諏方春宮(北の坂(下諏方)の下り口に鎮座す、)〇中略 諏方秋宮(驛中にあり)

〔諏訪大明神畫詞〕寅申の支干に、當社造營あり、一國の貢税、永代の課役、桓武の御宇に始れり、但遷宮の法則、諸社にはことなり、自元古新二社相並て斷絶せず、仍假殿の煩なし、先年(寅歳)造替の新社は、七廻の星霜をふれば、天水是を洗、降露かわく事なし、當社の奇特の随一也、自ら潔齋して、今度

傳、上社祀二健御名方命一、下社祀二八坂刀賣命一、然續日本後紀、擧二八坂刀賣神一曰レ前、則社祀二二座一者明矣、而諸說或云、上社祀二健御名方一、下社祀二八坂刀賣一、或云、八坂刀賣社、別在二上社南十一町許高部村一、稱二前宮一、兼皆可レ疑、信府統記引二一說一云、下諏訪所レ祀之神、與二上諏訪一同、以レ上社距二人居一稍遠、故更立二社于此一也、此說近レ是、附以備レ考、

〔古事記傳十四〕續後紀に、承和九年五月、奉レ授二信濃國諏方郡无位勳八等御名方刀美神從五位下一、〈諏訪社の主神にて、今上諏訪と云社これなり、〉同年十月、奉レ授二信濃國无位健御名方富命前八坂刀賣神從五位下一、〈此健御名方富命は、水内郡の社なり、八坂刀賣神は、諏訪社二座の内の一座にして、御名方富神の后神にして、今下の諏訪と云是なり、前とは、諏訪御名方富神社の前の神と申すことなり、〉

〔比古婆衣三〕南方刀美神社二座考

神名帳に、信濃國諏訪郡南方刀美神社二座〈名神大〉とある、いま一座は、八坂刀賣神に坐せり、今その證をいはん、續日本後紀に、承和九年五月、奉レ授二信濃國諏訪郡無位勳八等南方刀美神從五位下一、同年十月、奉レ授二信濃國無位健御名方富命前八坂刀美神從五位下一、〈一神なり、其由は下に辨へ論ふべし、〉文德實錄に、嘉祥三年十月、信濃國健御名方富命神、健御名方富命ノ前ノ八坂刀賣命神、並加二從五位上一、〈二神なり、〇中略〉仁壽元年十月、進二信濃國建御名方富命前八坂刀賣命等兩大神階一、加二從三位一、〈〇中略〉と見えて、南方刀美神一柱を申すときには神と稱ひ、八坂刀賣神一柱を申すときには、上に南方刀美命前と稱ひ、〈命といひて、神といはず、〇中略〉また二柱を並べては、共に命と申して、下に兩大神と稱へるを思ふに、南方刀美神は主神にて、前八坂刀賣神は相殿にて、前としも稱へるは、南方刀美神の前の神の由なり、故南方刀美命前八坂刀賣神と稱ひて別てるなり、かくてぞ二神に進階の次も全く合へるかし、さて前とは、古事記にみえたる、天照大神の思兼神取二持前事一爲レ政と詔へる趣にて、南方刀美神の前の事取持たまふ由緣ありて、相殿に祭られたるが故に、南方刀美命ノ前八坂刀賣神とは申せるなるべし、さてこの前を崇めては、美万閉と云べし、〈〇註略〉さて此八坂刀賣と申す御名の刀賣は、書紀に、石凝姥、此云二伊之居梨度咩一と見え、字書に、姥、老母也と注ひ、女名に、古事記に、春日建國勝戸賣、沙本大闇見刀賣、志理都紀斗賣など稱へたる例の御名にて、女神に坐すなるべし、前に下諏訪の千尋

亦不違我父大國主神之命、不違八重事代主神之言、此葦原中國者隨天神御子之命獻、

〔先代舊事本紀 四地神〕大己貴神、○中略娶高志沼河姬生一男兒建御名方神、坐信濃國諏方郡諏方神社

〔大日本國一宮記〕南方刀美神社 大己貴二男、建御名方刀美命也、號諏訪大明神、 信濃諏訪郡

〔延喜式神名帳頭註〕信濃諏訪郡 南方刀美 舊事紀云、大己貴命娶高志沼河姬生一男兒建御名方神、坐信濃國諏訪郡、諏訪上社是也、下社片倉邊命、是天手力雄命男也、

〔神社考詳節〕諏訪 今案、此明神者、事代主之弟也、（中略）一說云、月神之子手力男神、其子片倉邊神者、諏方明神也、

〔神名帳考證 信濃〕南方刀美神社 熱田社記、高志沼河姬、信濃國下諏訪神社也、

〔元亨釋書便蒙 十五〕信州諏訪南宮、或云、上社健御名方命也、下社健御名方姊下照姬也、○又見國花萬葉記

〔和漢三才圖會 六十八信濃〕上諏訪大明神 在諏訪郡 祭神 健御名方命 又號南方富命、大己貴命之子、

下諏訪社 在同郡 祭神 八坂入姬命

〔信濃奇勝錄 四諏訪郡〕下諏方は、○中略本社健南方命、相殿に兄神事代主命を合せ祭る、社頭の奥に父神三輪の神を祭れゝども、社はなし、只祭式のみなり、

〔信府統記 二〕下ノ諏訪祭神ノ事ハ異說多シ、一說ニハ、上ノ諏訪ト同ク健御名方命ニテ、上ノ諏訪ハ往還ヲ隔ツルコト遠キガ故ニ、此所ニ社ヲ立テ、御旅所ノ意ニテ勸請シ、事代主命ヲ相殿ニ祠レリト云ヒ、或ハ本社事代主命ヲ勸請セルトモ云ヘリ、事代主命ハ、大己貴命ノ子ニテ、健御名方命ノ兄ナリ、吉田家神道者ノ說ニ、諏訪ハ上下共ニ一ツナリ、但シ上ニハ健御名方命ヲ本社トシテ、事代主命ヲ相殿ニ祭リ、下ニハ事代主命ヲ本社トシテ、健御名方命ヲ相殿トセルト心得ベシト云ヘリトカヤ、又一宮記ニハ、八坂入姬命ヲ祠ルトアリ、一說ニハ、下照姬ヲ祠ルトモ云ヘリ、是又大己貴命ノ子ニテ、健御名方命ノ姊女ナリト記セル古書モアリ、又詠歌本紀ノ說ハ、神功皇后ヲ祠レリト云、

〔大日本史 神祇十四〕南方刀美神社二座 又曰須波神、祀建御名方命、又稱健御名方富命、配祀妃八坂刀賣命、社北三里、又有二社、曰春宮、曰秋宮、謂之下宮、因稱本社曰上宮、併稱曰諏訪上下社、按社

古事類苑

神祇部八十二

諏訪神社

諏訪神社ハ信濃國諏訪郡下諏訪村ニ在リ、本社ハ上諏訪ニアルヲ本宮トス、後今ノ地ニ春宮秋宮ノ二宮ヲ建テ之ヲ下ノ宮ト云フ、因テ本宮ヲ上ノ宮ト云ヒ、併稱シテ諏訪上下社トモ云ヘリ、建御名方富命、及ビ八坂刀賣命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今官幣中社タリ、

名稱

〔延喜式 神名十〕信濃國諏方郡南方刀美(ミナカタトミ)神社二座

〔撮壤集 神名〕諏訪

〔兼載雜談〕諏訪をば、上下と云り、

祭神

〔古事記 上〕爾天鳥船神、副建御雷神而遣、是以此二神降到出雲國之伊那佐之小濱而(伊那佐三字以音)拔十掬劒、逆刺立于浪穗、趺坐其劒前、問其大國主神言、天照大御神、高木神之命以問使之、汝之宇志波祁流(此五字以音)葦原中國者、我御子之所知國言依賜、故汝心奈何、(中略)故爾問其大國主神、今汝子事代主神、如此白訖、亦有可白子乎、於是亦白之、亦我子有建御名方神、除此者無也、如此白之間、其建御名方神、千引石擎手末而來言、誰來我國而、忍忍如此物言、然欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、卽取成立氷、亦取成劒刃、故爾懼而退居、爾欲取其建御名方神之手、乞歸而取者、如取若葦搤批而投離者、卽逃去、故追往而、迫到科野國之洲羽海、將殺時、建御名方神白、恐莫殺我、除此地者、不行他處、

綺羅天ニ輝キヌ、

〔飛州志四神祠〕一宮　古昔ハ末社七十餘アリト云ヘドモ、悉ク廢絶シテ、今ハ在所モ分明ナラズ、

木刑部大夫國綱ト云フ、後ニ入道シテ三澤ト號ス、天正ノ初ニ至リ、片野石浦無數河山ノ口等ヲクハヘ領シテ、天正五丁丑歳、山下ノ城ヲ築キ居之、神職ヲ家臣森某ニ讓リ、其身ハ全ク武門ニ入テ、近郷ニ其威ヲ振ヒケリ、

〔飛州千光寺記〕濃州住人金森五郎八源長近、後兵部卿、號素玄法印、○中略天正十五年八月上旬、越飛兩國境、自猪谷打入、頓國中襲來、○中略法印一國攻伏、被上洛、爲目代、養子長屋左近將監、嫡孫前出雲守源可重、其頃喜藏丸爲大將氏族、○中略此等宗徒爲兵、都合千餘騎令在國、斯所先凶餘黨催一揆、於山山谷谷揚旗、一宮神主入道三宅、廣瀬兵庫頭宗眞爲大將、日日夜夜挑戰所、上方勢些不屈機、蒐出蒐出合戰、荒手入替戰、三宅終討死、頭被懸獄門、妻子悉搦捕、於鍋山麓掛張付、殘憂名末代、哀成次第也、

社僧

〔飛驒神社總座考〕法師のつかへまつりしは、是より、○建保後歟、○中略かくて法師のいつきまつりし時、水無大菩薩とは申奉りしなり、元和のころ、千光寺玄海といふ僧、國分寺一宮ともに領せしこそ、此時位山の御笏木を奉れり、奉書近世まで一宮に在しを、今は千光寺にもてり、明和の騷動の後、佛像經卷などは他所に移して、今は唯一となれり、

〔飛州志四神祠〕一宮　名所位山、此地ニ接ス、往古此山ノ楪一名、伊知以能歳、ヲ以テ帝都ニ奉リ、御笏ノ料トセシニ、其例久シク廢レタリシヲ、人皇百九代後水尾帝ノ御宇、元和年中、當社ノ別當袈裟山千光密寺亮輝法印、其絶タルヲ興シ、廣橋亞相兼勝卿ニ附テ、御笏ノ木ヲ帝都ニ進奏セリ、則執奏アッテ、天氣奇特ニ思食ノ旨、女房ノ奉書ヲ下シ賜ル、並ニ亞相ノ副翰、家掌速水安藝守ガ書翰等、今ニ傳ヘテ寶庫ニ秘在ス、寔ニ州内第一ノ古寶トモ可謂カ、

末社

〔飛州三澤記〕夫飛駄國大野郡一宮水無大明神ハ、往昔七社ニテ、御本社一ノ宮ハ御歳神也、末社ハ熊野宮、天滿宮、稻荷宮、富士權現、兒權現、箭大神ノ社、其外本地堂、鐘樓、拜殿、神樂殿、各甍ヲナラベテ

慶長十二卯月四日　遠藤宗兵衛

神階

〔三代實錄 十四 清和〕貞觀九年十月五日庚午、授飛驒國從五位下水無神從五位上、

〔三代實錄 十五 清和〕貞觀十年七月廿七日戊午、授飛驒國從五位上水無神正五位下、

〔三代實錄 二十 清和〕貞觀十三年十一月十日壬午、授飛驒國正五位下水無神正五位上、

〔三代實錄 二十三 清和〕貞觀十五年四月五日己亥、〇原作己卯、今據類聚國史而改、授飛驒國正五位上水無神從四位下、

〔三代實錄 四十 陽成〕元慶五年十月九日甲申、授飛驒國從四位下水无神從四位上、

社格

〔大日本國一宮記〕水無神社　飛驒大野郡

神領

〔飛州志 四 神祠〕緣起　往昔神領之地、宮、久々野、山梨、山口邑及隣鄕、凡而千有餘町也、依之四時之祭禮無怠惰、尙日試天下泰平、國土安穩之祈禱、奉抽丹誠者也、

〔飛驒神社總座考〕むかしは、御戶代も多く領せさせ給ひけむ、建保二年、基光と正隆と、神領の地をあらそひし時の廳宣一通、今にあり、久々野片野兩村云々とみゆれば、宮村をはじめ、其外の村々も多く神領なりしなるべし、建保は、順德天皇の御代、將軍源實朝公の時なり、丁丑まで凡六百四年を歷たり、〇基光正隆は神主なるべし、

祭祀

〔飛高隨筆記〕一毎年十一月十五日、當一之宮水無大明神祭禮にて、神事怠る事なしとかや、例年今日は、風雨大雪などにて、大あれする由也、

神職

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

東山道飛驒國　水無社 自本官被成神主、〇中略

永萬元年六月日

〔飛州三澤記〕夫飛駄國大野郡一宮、〇中略 代々ノ社家十二人、就中永正ノ頃ニ至ッテ、御宮守一宮民部少輔長綱ト號ス、神祠ノカタハラ、坪ノ内ト云フ所ニ屋形ヲ構ヘテ居之、長綱嫡男一宮右衛門大夫國綱ハ、則チ永祿元龜ノ頃、三木右京大夫自綱ニ緣ヲ組テ妹聟トナル、是ヨリ家名ヲ改メ、三

事ヲ誌セリ、上葺勸進貳十貫文江馬左馬介時經、按ズルニ、當州高原諏訪ノ城主タリ、來由古城部ニ載テアリ、五貫文三佛寺萬春後室妙泉、八木五俵一宮同名少納言入目之事、大永元年辛巳歲、柾四千枚、按ズルニ、柾ハ上品ノ榑木也、柾目、板目アルヲ以テ云ヘリ、葺師作料三十貫カギリ也、其外悅イ是ナシ、人數八人、于レ時己丑按ズルニ是享祿二年カ棟上、依レ爲ニ宥林本願、悅ドモニ貳十貫文、以上里小勸進ノ檀那、諸南ノ兵衞、久々野田中左衞門太郎、按ズルニ、益田郡諸村、大野郡久々野村ナリ、番巧鍛冶悅イノ義申候、同三番ノ馬ヲ鍛冶也、長木ハ石浦若宮ヨリ□□□杉也、按ズルニ、大野郡石浦村ニ若宮ノ神祠アリ、○中略

當社水無大菩薩拜殿御建立、大檀那國主兵部卿法印、按ズルニ、金森五郎八源長近入道、兵部卿法印素玄ト云、承遠藤總兵衞尉廣政、同家士也、作事奉行濃州住人宗清、本願國分寺玄海、大工中井甚左衞門尉家次、同棟梁越中國住人小右衞門尉、以レ之棟上迄、米百十五石請取、造立之畢、新始四月上旬、棟上五月下旬、于レ時慶長十貳年丁未五月吉日敬白、

〔飛州志四神祠〕定書

一之宮大工手傳之事

一宮久々野百姓、イヅレモ屋ナシニ罷出、毎日ノ手傳可レ仕候、但シ人カズノ事ハ、奉行サシヅ次第之事、

一大工手傳之者、何時ニヨラズ、大鼓次第ニ可二罷出一事、

一手傳ノ役ノ者、一日之內□□オソク罷出候者、則ナワヲカケ、高山江引渡可レ申候、急度可レ及二□□□一事、

一他國之大工幷諸職人、若村々□□□、其外之者ト出入於二□□□一不レ及二理非一、地下人可レ爲二越度一之事、

一兩谷中之者、他國江諸買賣ニ罷越候義、堅御停止被レ成候事、

右以二御印判一、御法度之義被二仰出一候條、如レ件、

社殿

ノ一宮ナリ、延喜式神名記曰、大野郡水無神社ト云々、

〔一宮巡詣記拔萃十二〕廿九日、〇元祿十年八月水無大明神へ參詣、此水無の號は、社の下に、宮川とて瀧波立流れ有、欽明天皇の御宇、此川にて人多くそこねしかば、神力を以て、宮のめぐり川筋五町ほど水引、河原に成て、村々の通路たやすくなれり、水は地の底を通りて、末に又河水顯る、此謂れを以て、水無社と改む、神變不思議のためしを末世に傳へんとの名也と云、

〔飛州志神祠四〕一宮　在于久々野鄕宮村、　當國ノ第一宮水無神社、今世ハ水無大明神ト稱ス、神主家說ニ云ク、本社ハ往古飛驒ノ匠ガ建ル處ナリ、年代未知、拜殿ハ慶長十二年丁未、金森法印〇長近建立タリ、本地堂一宇、本尊釋迦如來、佛工春日作、山門一宇、仁王兩金剛春日作、鐘樓一宇、弘安四年ノ鐘銘アリ、村里旱魃ノトキハ、此鐘ノ龍頭ニ綱ヲツケテ宮川ノ深淵ニ沈メ、請雨ノ祈ヲ成スヲ古來ノ例トセリ、必ズ驗アラズト云フ事ナシ、〇中略

鐘銘

奉鑄施鐘一口、飛驒國一宮社、　右鑄洪鐘結衆、然則上答四恩、下資三有法界衆生、俱越解脫之道、忍土群類、同到涅槃之域、　弘安四年辛巳九月八日大工妙蓮勸進藤井年守　地頭朝高以上、按ズルニ、年守ハ其時ノ神主カ、朝高ハ同郡三佛寺ノ城主タリ、

〔飛州志神祠四〕一宮棟札文詞

當國當社一宮水無大菩薩、奉造營上葺、本願出羽國住治部卿宥範成就畢、于時神主藤原朝臣民部少輔政治、貴賤合力一通而已、大永元年辛巳、自三月三日始七月悉成就、別當千光寺千秋坊戶當信定、按ズルニ、宥範來由未詳、神主ハ代々一宮氏山下氏ヲ稱セリ、千光寺ハ袈裟山ト云フ、千秋坊ハ末坊ナルカ、戶當信定未考、于時享祿二歲己丑棟上、爲本願一宮、同名宥林、初夏二日、令志願滿足所、此刻神主藤原朝臣刑部大輔政慶、再講所求時節吉祥如意砌、別當袈裟山大門坊定仙戶當信定、大工新次郞治信、同井町九郞左衞門、按ズルニ、大永元ヨリ享祿二マデ、凡九年ノ間、修補ノ

社地

祖、　同云、水主直、火明命之後也、

〔大日本史（神祇十四）〕水無神社（今在宮村水無瀬川上）　蓋祀天火明命、卽斐陀國造祖也、（按延喜式山城久世郡水主地有天照御魂社、祀火明命、姓氏錄水主直與本國國造同族、出自火明、續日本紀有本郡大領飛驒國造高市麻呂、蓋火明裔、世居本郡、而水無與水主訓相通、則其祀火明者、斷可知矣、而一宮記、神名帳頭注爲祀御歳神、未知何據、附以備考、）

〔飛驒神社總座考〕水無神社　祭神は神武天皇なりとぞ、文龜の比、國司姉小路從二位中納言基綱卿、此國にくだり給ひて、八所の歌をよみたまひて、都に參らせられし、その歌の裏書に、宮殿は府より二里餘、本社神武天皇といへり、末社多し、いがきのうちに、松桂枝ふりて、こぶかくかみさびたり、鳥居の內より、みたらしながれいづ、（○中略）里人の云傳たるは、此國にあらぶる神ありしを、水無神、つくしよりいでまして言向たまひ、飛驒國の眞中なりとて、位山の麓、水無の村に鎭座せり、故に今につくしこひしと呼鳥ありなどいへり、大秀（○田中氏）おもふに、此里人のつたへは、（○中略）神武天皇の（○中略）筑紫より行幸て、大和國にいたりまし、兄猾長髓彥八十梟帥などをうちほろぼしたまひて、遂に橿原に都定たまひて、天下しろしめしける故事を、かくはつたへ誤れるなりけり、しかれば水無大神は、卽神武天皇にてましますこと、古典と俚言とたがはずといふべし、後のものには、水無神社、祭神大己貴命女高照光姬命、母高津姬命、大和國葛城郡御歳神社同之と云々、又は火明命を祭なるよし、一書（○神名帳考證檢錄といふもの）にみゆれど、據もなきことにて、論にたらず、（○中略）かくて法師のいつきまつりし時、水無大菩薩とは申奉りしなり、（○中略）今の檢地の御帳に、此御社を八幡宮とせられたりとぞ、大秀按に、元祿の檢地の時、村長、大菩薩宮（寛文の比、鳥居に懸し額とて有にも、一宮大菩薩としるせり、）と申せるを、八幡大菩薩とこゝろ得、殊に八月十五日に祭れるも、又他の神號に大菩薩と申事もなければ、うけばりて八幡宮とは記されつるなりけり、

〔西遊行囊抄五〕一ノ宮　此ハ路ノ左ニアリ、宮峠ノ西ノ麓ナリ、華表ハ右ノ路畔ニアリ、是ハ當國

水無神社

水無神社ハ飛驒國大野郡宮村ニアリ、本國ノ一宮ニシテ、現今國幣小社ニ列ス、

名稱

〔延喜式神名十〕飛驒國大野郡水無神社

〔伊呂波字類抄諸社見〕水無神社 飛驒國大野郡三座内

〔飛驒神社總座考〕水無神社

大野郡久々野郷宮村に坐、今一の宮とまうす、みなしと申は、其地名にて、此村に今おひがはらといふところ、川水地中をくゞりて下にて涌出、これ水無川なり、かゝる所、他國にもありて、みな水無川、水無瀬川などいへり、

祭神

〔大日本國一宮記〕水無神社 大己貴命女御歲神也　飛驒大野郡

〔延喜式神名帳頭註〕飛驒大野郡　水無　大己貴命女高照光姫命、母高降姫、大和國葛上郡御歲神社同之、

〔飛州志神祠四〕緣起

粤東山道飛驒國之爲鎭守、而現于大野郡一宮水無大明神之緣起奉窮考、忝天照大神之尊孫也、則乾神者大己貴命也、於天上生也、則天熊人神矣、一名者高照姫命矣、又大歲神也、則神樂山之於峯上而現于水無大明神也、

〔飛州三澤記〕夫飛驒國大野郡一宮水無大明神ハ、往昔七社ニテ、御本社一ノ宮ハ御歲神也、

〔倭漢三才圖會飛驒七十〕水無大明神　在大野郡

祭神　御歲神 和州葛城郡御歲神、與此同、

〔神名帳考證飛驒〕水無神社　火明命　姓氏錄云、天香吾山命九世孫、玉勝山代根古命、山代水主等

崇神天皇五年十一月中十日鎭座、〇中略天武天皇、壬申亂之時行幸、社家傳也、〇中略天慶亂、依勅命、比叡山明達律師、來宮代祈誓、此時十禪師ノ社造營、明達弟子十人爲社僧、至今有十坊、十禪師社僧掌之、〇中略南宮神寶有大織冠鎌足之鎌圖形、其形如片鎌鎗、

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

東山道美濃國　南宮社八丈五匹

永萬元年六月日

〔ふぢ河の記藤原兼良〕廿一日、〇應永六年五月たる井をたちての道すがらの名所、おろ〳〵ざまにしるしをはりぬ、いぶきの明神の鳥井は北にあり、南宮の鳥ゐは南にあり、おの〳〵そのまへをすぐ、〇中略

名も高き南の宮のちかひとて山のひがしの道ぞたゞしき

〔東濃郡登坤〕いはゆる美濃の中山を越て、南宮にまうづ、こは式に美濃國一宮と稱するところにして、金山彥の御神をいつき祭れり、社家數十軒、僧坊十二坊ありて、まことにいみじき大社なり、こゝかしこをがみめぐりて、關が原の方に出づ、

攝社末社

〔美濃明細記 三神社〕一正一位勳一等仲山金山彥大神、南宮攝社、

本社南　高山大神（瓊々杵尊、開耶姬命、）此社昔ハ在于山上、今本社ノ南ニ鎭座、山ノ上ニモ亦此社アリ、美濃神名記正一位高山大神、　本社北　十禪師社（瓊々杵尊、大己貴命、）此社天慶年中、自江州坂本遷座故瓊々杵尊、有二神、禰宜ノ說ニ、大己貴命一座云々、社僧說二座、　本社南　南大神、火明命、　本社北　隼人神、火闌降命、美濃神名記曰、正三位隼人大明神、　一湖千海社、豐玉彥命、塔ノ西ニ鎭座、　七王子社（大山祇、中山祇、麓山祇、鎌山祇、正勝山祇、闇龗、高龗、七座ヲ祭ル、本社ノ後口也、）　御田代社、豐玉姬命、本社御后宮代村東鎭座、

總社、猿田彥大神、入口ニ鎭座、數立宮トモ云、　七ノ宮、山王七社、或云、稻荷社、十王堂北道西側

山麓　坂本社（十禪師）　氏神（勝氏、宮氏靈神、）　東照宮　稻荷社　荒神社（神祿）

山上　高山大神　子安社（保食神、葺不合尊、）　隼人社

神明宮　府中村　御旅社（埴安神、金山姬神、）　府中村南鎭座、每年五月五日、此所神幸アリ、

〔濃陽志略 八不破郡〕府中　神祠　南宮行宮（在村四、南宮祠官掌之、五月五日祭禮神輿至于此、○中略）　古跡　南宮御假井（在村民宅中、至今南宮行宮有神事時、汲此水以製神饌、里民傳云、弘法大師加持祕之、大旱不涸、井傍有石、刻梵字、半已磨滅、不可讀、里老云、是弘法所瞬、衣痕猶存、）

雜載

〔本朝神社考 三〕南宮（俗號南宮大菩薩、）

余聞之、美濃國人曰、南宮山神者、天武天皇白鳳之初所建祭也、其華表題曰正一位勳一等金山彥大神、金山彥者何神乎、余答曰、日本紀神代卷所謂、伊弉冉尊將生火神時、悶熱懊惱而吐、卽化爲神、號之金山彥是也、此神於五行爲金神、於是乎其人又言曰、初美濃國不破郡府中祭之、後移于郡之南仲山、故號南宮、祭祀供魚鳥、凡產于美濃者、必以南宮爲氏神云、余復告曰、天武天皇、自吉野經伊勢入美濃、塞不破關、遂擊大友皇子、蓋於此時有所祈于美濃中山、而後建神祠耶、其人答曰、彼社家者亦云爾、余復詰問之、答曰、朝敵平將門頭、傳言飛入洛時、神放矢射其頭、今俗稱箭路御首宮者、是其緣也、

〔美濃明細記 三神社〕一正一位勳一等仲山金山彥大神

奉幣　祈請　神職社僧

七日歩射神事　二月八日牛王供　三月三日（二宮三宮神輿前後の饗あり、馬場渡御、其後三夜の神事也、内）　五月五日大宮二宮三宮神輿、御旅所國府宮へ神幸也、　六月廿一日御田植　同卅日夏越祓　七月朔日ヨリ一七日、本地堂に於て、法華讀誦修行、　同七日大宮幷本地堂開扉、寶物虫拂、　八月十五日秋山神事、神前左右以芝飾山、移明月、獻神供、　十一月上申日御鎭座祭祀　同晦日大宮開扉法華會　十二月廿七日御煤掃之神事　正、五、九月十五日大般若經奉讀、千度神樂、　同十一日本地堂護摩堂修法　同十七日宗源三壇修行　正、四、八、十一月（毎十一日ヨリ十四日迄三座宛、寺官勤行、十一日參詣、千度神樂修行、）神事祭禮、神供調進、魚鳥獻之、　此外月次神事略之

〔ふぢ河の記（藤原雅眞）〕五日（○應永六年五月）のさるの時計に、たる井のえゆくにつく、けふは南宮の祭とて、見物のともがら、物さわがしくたちさまよひけり、風流の山かさ（○さ一本作た）などありとかや、

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、巳刻許、右大辨被參八省東廊、被行大祓、（是依東海道諸神一代一度幣帛神寶等被立也、○中略）神寶支配事（○中略）　東山道（中略美乃不破）

〔帝王編年記（十五朱雀）〕天慶二年十一月廿一日、平將門謀反、　三年正月廿四日、勅遣阿闍梨明達於美濃國中山神宮寺、令修四天王法、燒香煙滿寺中、助修三十人、各挽其鼻、又將門被誅之由、臭香滿國、結願之時、將門首到來、

〔美濃明細記（三神社）〕一正一位勳一等仲山金山彥大神

南宮社家司　不破代官大夫大庭與大夫及宇都宮　大庭（東西）

〔美濃明細記（九寺院）〕一（不破郡）宮代社僧　天台宗（神領御朱印地分配、一臘執行也、皆東叡山末寺也、）利生院　十如院　眞禪院　圓乘院　常林坊　元上院　成德院　知足院　（山上）千手院　（山上）寶珠院　（且那寺）正行院

〔木曾路之記（下）〕垂井の宿の南に南宮山あり、（○中略）社は山の麓に有、大社なり、（○中略）社僧十二坊、社人十二人あり、其外小なる社人おほし、

〔美濃明細記神社三〕一正一位勳一等仲山金山彥大神
朱雀天皇天慶三年、平將門叛逆之時、勅祈誓、神功最掲、被授勳一等、
後冷泉天皇康平年中安倍貞任宗任ガ亂、亦有靈驗、被授正一位、

社格

〔延喜式神名十〕美濃國不破郡仲山金山彥神社名神大
〔續日本後紀五仁明〕承和三年十一月己巳、美濃國不破郡仲山金山彥大神、奉授從五位下、卽預名神、
〔延喜式臨時祭三〕名神祭二百八十五座〇中略　仲山金山彥神社一座美濃國
〔大日本國一宮記〕南宮神社　美濃不破郡
〔延喜式神名帳頭註〕美濃不破郡　金山彥　一宮也

神領

〔御朱印寫諸社領八〕美濃國不破郡南宮神領、同郡宮代村之內、三百六拾三石、馬出村之內、貳拾貳石、武藝郡水成山、貳拾石、都合四百五石事、幷境內山林竹木諸役等免除、任慶安元年二月廿四日先判之旨、社僧禰宜、如有來可配分、永不可有相違者、神事祭禮修造以下無怠慢、彌可抽國家安全之懇祈者也、仍如件、
寛文五年七月十一日
〔木曾路之記下〕垂井の宿の南に南宮山あり、〇中略　社は山の麓にあり、大社なり、〇中略　社領三百石、公儀より御寄附と云、

祭祀

〔美濃明細記神社三〕一正一位勳一等仲山金山彥大神
祭日　三月三日、神輿三有、高山輿、十禪師社神輿、爭、　五月五日、府中邑旅所ニ行幸、　六月廿一日御田植祭、於御田代社行之、　十二月初申日、諸祭神供魚類用之、
〔木曾路名所圖會二〕仲山金山彥神社　年中行事神事祭禮
元朝大宮攝社、卯上刻御戶開儀式有之、　同本地堂御戶開、幷三朔之間修正會、　同大宮攝社御節會神事　正月十

敷地ニ付、當十一月より來酉十二月迄、南宮寺社之もの可ㇾ致巡行間、寺社在町計、志有之輩、拾貳銅以上可ㇾ致寄附候、外九ヶ國之國々者、去ル辰年七月迄志之輩は、物之多少によらず可ㇾ致寄附候、向向々勸物取集、牧野越中守方江可ㇾ差出旨相觸候上者、月限可ㇾ致寄附儀ニ而、相殘候與中筋ニ者有ㇾ之間敷候、併可ㇾ致寄附志之輩茂、月限相立候故、不ㇾ致寄附類も有ㇾ之候ハヽ、去ル卯年四月相觸候通心得、來酉七月中迄、牧野越中守方江可ㇾ差出候、

十一月

右之通可ㇾ被ニ相觸一候

〔木曾路名所圖會 二〕仲山金山彥神社

勅使殿（本社の北にあり）　護摩堂（本尊弘法大師御自作、長日天下安全御祈禱を修す、）　本地堂（無量壽佛、勝軍地藏、多門天、十一面觀音、不動尊を安す、人皇四十五代聖武天皇天平十一年、行基僧正の草創也、法體殿南神宮寺と號す、）　元三大師堂（天喜年中に安置す）右瑞垣の內にあり　三重塔（社頭にあり）

釋迦堂（同所にあり）　藥師堂（延暦十二年開基、本尊如來、傳敎大師の作、○中略）　十一面觀音堂（山上高山宮本地、本尊は行基作、神護年中草創、）　千手觀音堂（子安社本地、本尊は慈覺大師の作、○中略）　十王堂（宮の入口にあり）　地藏堂（同所にあり）　鐘（高サ五尺三寸、亘三尺三寸、厚サ三寸五分、無銘むかし垂井驛の南、森の中盃池より出る、俗龍宮より上りしといふ、）　狛犬（樓門に居る、佛工春日の作、）　石鳥居額（正一位中山金山彥大神と書す、一品圓智院宮尊純法親王の御筆、）

鐵塔（塔の南にあり、南蠻鐵なり、如法經を書寫し、此塔中に納む事あり、永正年中迄行之、其後中絕、）

〔木曾路名所圖會 二〕垂井　宿中に南宮の大鳥居あり

神階

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年十一月己巳、美濃國不破郡仲山金山彥大神、奉ㇾ授從五位下、

〔續日本後紀 十六仁明〕承和十三年五月戊申、奉ㇾ授美濃國不破郡從五位下中山金山彥神正五位下、

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉ㇾ授美濃國從三位中山金山彥神正三位、

〔三代實錄 八清和〕貞觀六年五月廿二日丁未、授美濃國正三位仲山金山彥神從二位、

〔三代實錄 二十三清和〕貞觀十五年四月五日己亥、授美濃國從二位中山金山彥神正二位、

社殿

社は山の麓に有、大社なり、東にむかへり、

〔美濃明細記三神社〕一正一位勳一等仲山金山彥大神

慶長五年庚子九月、關ヶ原合戰之時、安國寺之手勢放火、神社爲灰燼、東照大神君祈願、天下一統之後、至于家光公寛永十九年壬午造營成、元祿七年修造鳥居、(石鳥居在垂井)額寛永十九年ヨリ、青蓮院尊鎭親王宮御筆(古代額有正一位勳一等)

〔天明集成絲綸錄寺社二十八〕明和八卯年四月

濃州南宮寺社總代

大和　河内　和泉　美濃　近江　伊勢　尾張　加賀　越前　飛驒

右南宮社頭、幷諸堂社就大破、修復爲助成、銀三百枚被下置、御府內武家方萬石以上以下家中迄、幷右十ヶ國勸化、且濃州垂非宿南宮一之鳥居前ニ而、當卯年より來巳年迄、三ヶ年之間、道中往來勸化御免被成下候、志之輩は、物之多少によらす可致寄進候、御料は支配御代官、奉行有之處は其奉行江、支配有之面々は其支配江、私領は領主地頭、寺社領ハ向寄御代官領主地頭江勸物取集、向々より來辰七月迄、牧野越中守方江可差出者也、

四月

右之通可被相觸候

〔天明集成絲綸錄寺社三十〕安永五申年十一月

濃州南宮寺社總代

大和　河内　和泉　美濃　近江　伊勢　尾張　加賀　越前　飛驒

右南宮社頭幷諸社堂就大破、修復爲助成、明和八卯年、御府內武家方萬石以上以下家中迄、幷右拾ヶ國勸化御免被成下候、右勸物集高少く、修復助成難行屆ニ付、再勸化相願候、依之美濃國者、南宮

南宮神社

美濃不破郡

名稱　祭神　社地

南宮神社ハ美濃國不破郡宮代村ニアリ、原ト仲山金山彥神社ト稱シテ金山彥命ヲ祀ル、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今國幣中社タリ、

〔延喜式神名十〕美濃國不破郡仲山金山彥神社

〔書言字考節用集三神祇〕南宮（ナンキウ）（濃州不破郡）

〔大日本國一宮記〕南宮神社（金山彥命也）

〔延喜式神名帳頭註〕美濃不破郡　金山彥　風土記云、伊弉並尊、生火神軻遇槌之時、悶熱懊惱、因爲吐、此化神曰金山彥神是也、一宮也、（○又見美濃明細記、一宮巡詣記、和爾雅、）

〔諸國神名帳美濃〕不破郡仲山金山彥神社、（名神大）俗謂之南宮、卽常國之一宮也、

〔美濃明細記三神社〕一正一位勳一等仲山金山彥大神

本社　金山彥命、見野尊、彥火々出見尊、秘神二座、五座、

〔木曾路名所圖會二〕仲山金山彥神社（南宮に鎭座、正一位勳一等仲山金山彥大神と稱す、延喜式內名神大、美濃國一宮と稱す、）

祭神五座　金山彥命（見野命、彥火々出見尊）　（罔象女命、埴山姫命）此二座秘神とす

〔古事記上〕既生國竟更生神、（○中略）次生火之夜藝速男神、（夜藝二字以音、○中略）因生此子、美蕃登（此三字以音）見炙而病臥、在多具理邇（此四字以音）生神名金山毘古神、（訓金云迦那、下效此、）次金山毘賣神、

〔日本書紀神代一〕一書曰、伊弉冉尊且生火神軻遇突智之時、悶熱懊惱、因爲吐、此化爲神、名曰金山彥、

〔美濃明細記三社〕一正一位勳一等仲山金山彥大神稱南宮、不破郡新郷宮代村、

〔木曾路之記下〕垂井の宿の南に南宮山あり、美濃の中山といふ名所也、不破の中山とも云、南宮のうしろにもひろき谷有、雨の谷の中にあるゆゑ、中山と云、又御社山とも云、南宮の社有ゆゑなり、

賀、山王、八幡、御靈、天神、已上二葉づゝ、〇中略諸佛七葉、御先祖七葉、〇中略此外亡者などは御心ざし次第也、時宜に有べき也、

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事
東山道近江國　田呵社〇抄文中中略
永萬元年六月日

〔古史傳七〕俗に、伊勢へ七度、熊野へ三度、愛宕樣へは月參りと云ふ諺のあるを、此國にては、御多賀樣へは月參りと云由にて、伊勢大御神宮と此御社に詣でぬ人なしと國人云り、然も有べきことにこそ、

熊野社　三の宮の向にあり、東向の社なり、社表行七尺、裏行六尺五寸、熊野西宮を勸請するところなり、祭神伊弉冉尊、速玉男命なり、

大神社　熊野社の傍にあり、東向の社なり、社表四尺五寸、裏行六尺八寸五分、祭神國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊なり、

蛭兒社　天神の社の傍にあり、社表行二尺七寸、裏行四尺六寸、祭る神蛭子なり、

以上は本社玉墻の內にあり、本社三方は築地なり、

荒神社　本社築地の外、東にある末社なり、社表行二尺七寸、裏行三尺六寸五分、南向の社なり、祭神軻遇突智神、

大將軍社　荒神社の東にある末社なり、社表行二尺七寸、裏行三尺六寸五分、祭神八將神の內の一神なり、

伊勢兩大神宮　兩社の西にあり、內宮表行五尺三寸、裏行五尺二寸、外宮同斷、南向の社なり、兩宮の前に玉垣あり、祭禮四月二の午の日、元正天皇の御宇、大神主に神勅あつて祭り奉るところなり、

　拜殿桁行二間、梁行一間半、

楫取社

祖母神社　多賀四つ屋にあり、多賀より申の方八町許なり、多賀大社神事のとき、神輿この所まで神幸ある御旅所なり、南向の社鳥居なし、楫取社は、祭る神經津主命なり、社表行三尺七寸、裏行六尺五寸、祖母神社は祭る神大山祇神なり、祭禮每年四月二の申の日、

〔後水尾院年中行事〕〔四月〕十六日、けふより黑戶にて夏花をつませらるゝ、上﨟分の人これをつとむ、伊勢、內侍所、三葉づゝ、日二葉、月二葉、賀茂下上二葉づゝ、貴船、春日、住吉、平野、玉津島、祇園、稻荷、多。

〔近江輿地志略 七十五 犬上郡〕胡宮。　敏滿寺村にあり、多賀の末社なり、多賀本社より午の方十四町許にあり、社南向、表行三間五尺九寸五分、裏行一間五尺一寸、まつるかみ國勝事勝長狹命なり、祭禮每年四月二の巳の日、禰宜久德左京、別當ハ福壽院なり、土俗當社を以、命乞の社といひ、壽命の神と云、南都俊乘坊重源齡を延命をのぶるといふ、　拜殿、胡宮本社の前にあり、桁行四間四尺二寸、梁行三間六寸、　石鳥居、間一丈三尺、　大日堂、桁行三間、梁行三間、　下乘、小野道風筆なり、この後、古昔の山門の跡なりといふ、

〔足利治亂記 下〕北山殿御他界事

同年 應永十五年 四月廿一日ヨリ、假染ニ北山殿 足利義滿 御不例ニテ、諸人左マデノ御事トモ思ヒ奉ラザリシニ、日ヲ重ヌルニ隨テ、御心ヨカラズ御座有シカバ、御一門ノ人々、幷ニ御近習衆、日夜ニ北山ニツメラレケルガ、或者申ケルハ、天下武將御命乞ニハ、江州佐々貴大社ニ祈申サルレバ、必延命ナリト云ルト有バ、則義持公ヨリ申入ラレケルニ、大御所義滿公仰ケルハ、愚ナル申ヤウ哉、凡人間ノ命限リ有リ、多賀大社延命ノ神也、佐々貴社ハ天下草創ノ社ニコソト仰ケレ 下略

○按ズルニ、本書ハ僞妄ノ書ナレドモ、延命ノ神トアルヲ以テ、姑ク此ニ附載ス、

〔近江輿地志略 七十五 犬上郡〕瀧宮。　富尾村にあり、多賀末社なり、多賀本社より巳の方一里餘あり、南向社、表行一間三尺六寸、裏行一間三尺五寸、鳥居なし、祭神高靇神なり、神主は藤田氏大瀧氏等なり、

拜殿、桁行二間半、梁行二間半、

三宮。　唐門を入て右の方にあり、本宮より東なり、末社なり、社表七尺八寸、裏行一丈二尺四寸、西向の社なり、祭る神六神、泥土瓊尊、沙土瓊尊、大戶之道尊、大戶間邊尊、面足尊、惶根尊也、

聖社　三宮の傍にある末社なり、社表四尺三寸、裏行七尺四寸五分、

攝社末社

祀るばかりなり、

〔續百一錄〕元文五年五月十五日

一多賀役人より、尊勝院様江戸御禮、當朝日、首尾好相濟候由、御知せ申來、

〔延喜式神名十〕近江國犬上郡日向神社、

〔近江輿地志略七十五犬上郡〕日向神社　伊勢兩宮の西にあり、南向の社なり、多賀の末社なり、延喜式神名帳に所謂、日向の社是也、社表行一丈三寸、裏行九尺三寸、祭神瓊々杵尊、祭禮毎年四月二の申、三月二の申の日なり、

〔神名帳考證土代近江〕日向神社　濟在按、垂仁紀所出之倭日向武日向彦八綱田歟、大和國城上郡日向神社、則彦八綱田也、

〔古史傳七〕大和國城上郡にも、大三輪神社に並て、神坐日向神社あり、三代實錄仁和元年の處に、近江國犬上郡少初位下神人氏岳と云人ありて、姓氏錄に、神人、大國主命五世孫、大田々根古命之後也、と有は由ありげなり、

〔新抄格勅符抄神封〕日向神二戶(中略)近江國、天平神護二年充、

〔延喜式神名十〕近江國犬上郡山田神社、

〔近江輿地志略七十四犬上郡〕山田社　月木村の傍にあり、多賀の末社なり、多賀大社より北の方十八町にあるなり、月木村の領にして、山は多賀の支配なり、社南向、表行一間貳尺九寸、裏行一間二尺九寸五分、祭神猿田彦大神なり、　拜殿、山田社前にあり、桁行二間半、梁行一間半、　神樂所、桁行三間、梁行二間、　護摩堂、同所にあり、桁行三間、梁行三間、　棟門、間七尺、山田社總構棟塀あり、

〔新抄格勅符抄神封〕山田神五戶(中略)近江國、天平神護二年充、

〔扶桑略記二十四裏書〕延長六年五月二日丙午、犬上郡山田明神位記請印、

祭祀　奉幣　祈請　參詣　神職社僧

〔日本靈異記〕下 依レ妨二修行人一得二猴身一縁第廿四

近江國野州郡部內御上嶺有二神社一名曰二陀我大神一、奉レ依二封六戸一、○下略

○按ズルニ、大日本史神祇志ニハ、本文ノ郡名及ビ所在地ニ據リテ御上神社ノ事トシタレド、今ハ神名及ビ封戸ノ數、新抄格勅符抄ト同ジキニ據リテ此ニ載ス、

〔近江輿地志略〕七十五 犬上郡 多賀神社　多賀社御朱印社領三百五十石、外に百五十石、彥根城主井伊氏より寄附あり、

〔近江輿地志略〕七十五 犬上郡 多賀神社　每年四月二の午の日、六月二の午の日、九月九日、十一月二の午の日神事なり、

〔文昭院殿御實紀〕九 正德元年正月廿一日、此日竹生島弁に多賀明神へ銀をすゝめらる、

〔二水記〕大永六年四月四日、巳刻高倉少納言參二詣近江國多賀社一、爲二御祈禱一也、

〔梵舜日記〕慶長八年九月廿六日多賀ニ一宿、同明神ヘ參詣、

〔朝野群載〕六 神祇官 神祇官謹奏

天皇我御體乃御卜爾率二卜部等一天、太兆卜供奉留狀奏、○中略 坐二近江國一小津神、多何神○中略 社司等依レ過二穢神事一祟給、遣二使科一中祓一、可レ令二祓淸奉仕一事、○中略

康和五年六月十日　宮主從五位下行少祐卜部宿禰兼良

中臣從五位上行權少副大中臣朝臣博法

〔近江輿地志略〕七十五 犬上郡 多賀神社　大神主川瀨氏、山田神主八重練氏、日向神主大岡氏、大禰宜小川氏、山田禰宜小倉氏、日向禰宜大岡氏、三の禰宜北川氏、社僧天台宗不動院、靑蓮院御門主院家尊勝院兼帶なり、天正十二年三月廿九日、別當に命じたまふ、慶長十二年正月十日、駿河御城において、不動院尊勝院兩寺兼帶を命じたまふ、般若院、成就院、觀音院、この三院は平僧にして、諸國へ札を

神領

〔寶暦集成綵綸錄寺社十八〕延享三寅年九月

江州多賀大明神別當　不動院

右多賀大明神社、及大破候付、總屋根爲修復、御寄附之品茂有之、且神社佛閣諸堂修復、幷遷宮入用爲助力、神前大々神樂札、御當地武家方町方、其外諸國不殘、家別ニ賦リ候儀、御免被成下、寺社奉行連印之勸化狀、不動院役僧持參、來卯年より酉年迄、七箇年之間、御料私領寺社領在町可致巡行間、大々神樂札、家別ニ請之、物之多少によらず、志次第可致寄進旨、御料は御代官、私領は領主地頭より可申渡候、

九月

右之通リ可被相觸候

〔天明集成綵綸錄寺社二十七〕明和三戌年八月

江州多賀大明神別當　尊勝院

山城　大和　河内　和泉　攝津　近江

右多賀大明神社頭、幷諸末社佛閣舍屋等就大破、修復爲助力、五畿內近江、且御府內再勸化御免被成下、御料私領寺社領在町共、志之輩は、物之多少によらず寄進可致旨、御料は御代官私領は領主地頭、幷支配有之分其支配江、寺社領は本寺觸頭、町方は支配之奉行所江取集差出候樣、尊勝院相願候間、被存其趣、當戌十二月迄之內取集、江戶は淺草寺地中、京都は三條通白川橋、大坂は生玉馬場先町、江州は尊勝院自坊、右四箇所之勸化所江向々より可差越者也、

八月

右之通可被相觸候

〔新抄格勅符抄神封〕田鹿神六戶(中略)近江國、天平神護二年充、

功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、少宮、此云倭柯美野、

〔釋日本紀 五述義〕留宅於日之少宮矣

私記曰、問少宮、其義如何、答是東北方之地也、是則少陽之宮也、日者當在東方也、若少北、則是少陰之地也、卽艮方、案易曰、艮爲山、又爲止、然則謂此國爲山止者、亦出於此、又謂之日隅宮者、以其在東北隅也、卽近江國犬上郡多賀之宮、正値此方也、然則此云少宮者、是近江之宮也、非謂在天上也、

〔神名帳考證 近江〕多何神社二座　伊弉諾尊、伊弉冉尊、

社地

〔和漢三才圖會 七十一近江〕多賀大明神　在犬上郡、自街道有石鳥居、是奥五十町、

祭神　伊弉諾尊、號日少宮、　尊神功既畢、留宅於此、淡路亦構幽宮、

社殿

〔近江輿地志略 七十五犬上郡〕多賀神社　本社大さ、表二間五尺八寸、裏行二間三寸、御拜、表一間二尺三寸五分、奥行二間二尺五寸、南向の社なり、本社總構、南北五十間許、東西百十間許、本社の前玉垣平唐門、間七尺五寸、本殿の床下三方競馬の繪あり、狩野大學筆なり、　舞臺、三間四方、脇座三間に四尺、後座三間四尺に九尺、階がゝり幅一間に五間半、この舞臺にて正月二日翁あり、能はなし、正月十七日能五番あり、六月二の午の日、能七番あり、　廳屋、桁行十九間四尺五寸、梁行四間四寸、この廳の屋は、樓門の內に橫に長く造れり、大々神樂大神樂のとき、神職の者、このところにてつとむるなり、能あるときは、がくやとす、　樓門、桁行三間一尺四寸、梁行一間三尺九寸、樓門外の方の左右に隨身あり、內の左右に獅子犬あり、角ある方を獅子といひ、角なき方を犬と云、俗のこま犬といふもの是なり、　東四足門、間二間瓦葺なり、　神輿部屋、四足門の南にあり、桁行三間五寸、梁行二間二尺、この內には多賀本社の神輿、胡宮の神輿、以上二基を入るなり、　神馬屋、神輿部屋の南にあり、桁行三間五尺五寸、梁行二間五尺、當社の神馬秘決あつて、青も黑毛の外は用ひざることなり、　拜殿、桁行八間四尺八寸五分、梁行七尺、

多賀神社

多賀神社ハ近江國犬上郡多賀村ニ在リ、伊弉諾尊、伊弉冉尊ノ二神ヲ祀ル、現今官幣中社ニ列ス、

〔延喜式十神名〕近江國犬上郡多何神社二座

〔和爾雅二神祇〕近江　多賀大社

〔古事記上〕伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也、

〔古事記傳七〕多賀、式に近江國犬上郡多何神社二座と見ゆ、和名抄に田可郷あり是なるべし、書紀に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、(神名帳に、淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社、名神大、)とあるは、此記と合ざるに似たれども、(書紀に淡路之多賀と云るは、此記と書紀とを取合せたる漫(ミダリ)事なれば、云に足れど、姑くたすけていはゞ、此記も本は淡路なりしを、路字を海に寫し誤れるかとも疑ふべけれど、淡路に古より多賀てふ名聞えず、近江には今に名高くて、御社も坐ませば、此記は固より淡海なり、〇中略)今此記と書紀の二の傳と三を合せて思ふに、現御身は終に天上なる日少宮に留坐まして、(書紀の亦曰の如し)淡路と多賀とは、其御靈の鎭坐御社なり、然るを構幽宮云々とあるは、後にかの天上の日少宮に擬て、彼洲に御社を建たるを、かくは語傳へたるなり、凡て皇御孫命、天降坐て後に、天上の儀に擬て、此國にも其形をうつし、名をとゞむること例多し、又坐多賀と云も、譬ば天照大御神は、長に天上に坐ませども、伊勢五十鈴宮坐と常に申し、又大山咋神を、此神者坐近淡海之日枝山、亦坐葛野之松尾とも、手力男神者、坐佐那縣とも ある類の例にて、皆其神を拜祭御社を、かくは云る古の格なれば、淡路と多賀と處の合ざるにはあらず、

〔日本書紀一神代〕伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊

三月廿日〇永暦元年ノ曉、池殿ヲ出テ、東路遙ニ被下ケリ、郎等少々有シモ皆被留テ、僅ニ三四人ゾ具シタリシカ、盛安モ大津迄トテ、馬鞍尋常ニシテ供シタリケルニ、佐殿〇源頼朝ハ、餘所人ノ被流ハ、大ナル歎ナルガ、頼朝ガ流罪ハ、希代ノ悦ナリトゾ宣ケル、〇中略盛安モ大津マデト申タリシガ、人人留リヌル上、勢田ニハ橋モ無テ、舟ニテ向ノ地へ渡給ヘバ、傍心苦シクテ、打送奉ル處ニ、社ノ見エケルヲ、如何ナル神ゾト問給ヘバ、武部明神ト申、佐殿、サラバ今夜ハ此御前ニ通夜シテ、行路ノ祈ヲモ申サントテ、社壇ニゾ留リ給ヒケル、

〔埀加草四〕遠遊紀行　武部社

荊構檣櫓風色老、頼朝曾此致精禱、盛安夢語聞言他、便見中心藏復報、

江州勢田郷建部明神之事、年來甲乙人等、寄事於左右、神田等令勘發之間、神事有名無實云々、尤不可然者也、早任先規、致神事之再興、可專御祈禱之由、可令下知給之旨、天氣所候也、仍上啓如件、

明應七年九月廿一日　右中辨守光

謹上　伯二位殿

江州勢田郷建部明神事、近年神事神田等、有名無實云々、太以不可然者也、早可神事再興之由、綸旨如此、仍案文遣之、速任先規、專神事、可抽御祈禱精錬之旨、本官所仰候也、仍狀如件、

明應七年九月廿一日　左衛門尉孝久奉

建部社神官供僧中（○又見伯家部類）

祭祀

〔建部神社緣起 近江輿地志略所引〕每歲正月自元日到七日、獻神饌矣、（自中古、禁魚鳥而不獻、社司亦不食之也、八日社司等會合而初食魚鳥、今改獻魚鳥、社司又食之、）八日加牟志也宇津里、（文字未詳、醍醐山科之里俗謂勸請釣、）此日社司等會合而饗宴焉、十七日御弓之神事、二月初午獻神饌、三月總的之神事、神領村人會合而射的、四日橋本村人勤之、三月晦日夜、立榊於勢田橋口與大江村中也、此夜里人嫌逢此伎、四月初午御輿迎、二午祭禮、神輿遷幸於御旅所矣、獻神饌、昔時神崎郡建部村奉獻鮎魚焉、六月二午御田之神事、附植田之事、同月撰吉日掃除社內、九月十二日相撲、二十六日御立之神事、十月二十六日御歸之神事、自朔日到二十六日、撰吉日奏神樂、十一月二午御火燒矣、

雜載

〔伯家部類〕神祇官御年貢進社事

東山道近江國　建部社（薦二百束、神祇官苫蒲進、○中略）

右大略注進如件、

永萬元年六月日

〔平治物語 三〕賴朝遠流事附盛安夢合事

建宮殿齋祭之、依發神崎之名、蓋以稱依別王命、日本武尊之御子也、

〔神祇正宗〕建部大明神　人皇四十代天武天皇白鳳四年勸請之也

○按ズルニ、景行天皇ノ御代、神崎郡建部郷ニ社殿ヲ創建シ、後天武天皇ノ御代、今ノ地ニ移シ祀レルナランカ、

神階

〔三代實錄七清和〕貞觀五年六月八日己亥、授近江國正六位上建部神從五位下、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年七月十一日壬寅、授近江國建部神從四位上、

〔扶桑略記二十三裏書〕昌泰四年〇延喜元年四月十三日乙丑、近江國正四位下建部神、奉授從三位、位記請印、

〔日本紀略四村上〕應和二年六月九日乙未、授近江國坐建部神正三位、

社格

〔延喜式十神名〕近江國栗太郡建部神社名神大

〔三代實錄四清和〕貞觀二年三月辛亥朔、近江國建部神、列於官社、

〔延喜式三臨時祭〕名神祭二百八十五座〇中略建部神社一座（中略）近江國

〔大日本國一宮記〕建部神社大己貴命也、三輪一體、

近江栗太郡

〔一宮巡詣記十一〕廿八日、〇元祿十年六月十水口を出、石部草津に至り、建部の事を尋ね、勢田橋本神領村民部所へ寄、一宮へ參詣、〇中略此社三神主は、一老建部內藏丞、二老三村左衛門尉、三老建部民部丞、建部といふ事は、武勇第一神、號葦原醜男を祭社なり、神木は杉と松也、緣起など見る、

〔埀加草四〕再遊紀行　武部本建部、建武和訓近、故俗訛曰武部、此明神大己貴命也、記得近江中、此祠是一宮、林間人迹少、悽愴老杉風、

神領

〔忠富王記〕明應七年九月廿三日、一江州勢田鄉建部明神之事、年來無神事之由彼社人等歎申之間、內々申入之處、被聞召分、遂而被成下綸旨之由被仰出、

古事類苑

神祇部八十一

建部神社

名稱　祭神　社地　社殿

建部神社ハ近江國栗太郡神領村ニ在リ、延喜ノ制、名神大社ニ列シ、後本國ノ一宮ト稱ス、現今官幣中社タリ、

〔延喜式　神名十〕近江國栗太郡建部神社

〔大日本國一宮記〕建部神社（大己貴命也、三輪一體、）　近江栗太郡

〔神祇正宗〕建部大明神　是ハ伊弉諾尊子玉屋也、一名天明玉命、

〔神社啓蒙　一宮　四〕建部神社　在近江國栗太郡

一宮記曰、大己貴命也、兼熙番神註曰、天明玉命也云々、未知是非、仍存兩說、

〔神名帳考證　近江〕建部神社（名神大）　今在勢多橋東、日本武尊子、稻依別王乎、（○中略）景行紀、日本武尊娶近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女布多遲比賣、生御子稻依別王、　姓氏錄云、建部公、犬上朝臣同祖、日本武尊之後也、　景行紀云、日本武尊娶兩道入姬皇女爲妃、生稻依別王、是犬上君武部君、凡二族之始祖也、

〔近江國輿地志略　栗太郡四十〕建部大明神社　神領村にあり、往還の大路より東に入、北に折て社あり、社ある地少しく高く、後山につゞく、宮山と號す、祭所の神大己貴命なり、

〔神緣年錄〕景行天皇四十六（丙辰）年四月（庚午）日以、建部稻依別王命有神勅、於同郡（○中略）神建部鄉（或作武部）創

神祇部九十五

神祇部九十二

神祇部九十一

神祇部八十六

神祇部八十五

古事類苑

神祇部第六册目錄

神祇部八十一

神宮司廳藏版

古事類苑

神祇部 六

古事類苑刊行會